

美浜発電所審査資料 参考資料① R3	
提出年月日	2020年 3月 2日

美浜発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表
〔大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較〕

関西電力株式会社

<比較表フォーマットの説明>

項 目	説 明 内 容
大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019. 6. 25 認可)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「<u>黒下線</u>」は、大飯・玄海と美浜の差異の箇所を示す*。 ○ 「<u>灰マーカー</u>」は、美浜発電所原子炉施設保安規定の当該条文での変更がないことを示す。
玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019. 7. 5 認可)	
美浜発電所原子炉施設保安規定 変更認可申請書	
差異の説明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大飯・玄海と美浜の差異について、差異の理由を記載する。 ○ 差異の説明は、以下のとおり分類して記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ①：従前からの発電所固有の差異 ②：上流文書の差異 ③：運用の差異 ④：記載の適正化 ⑤：記載方針の差異 ○ 差異の説明欄の（ ）は補足説明を示す。

※：以下の項目について、「差異の説明」と「該当差異」の関連性を明確にするため（審査資料の見やすさの観点から、）大飯・玄海との差異がある場合でも、下線は省略する。

- ・ 条文番号（図表番号含む）
- ・ 条文の主語
- ・ 設備名称
- ・ サーバランス等設定値
- ・ 申請号炉数に依存する記載等（例：「3号炉または4号炉」 or 「3号炉および4号炉」）及び（「3号炉」）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31 変更認可申請 (補正) 箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可) 第1章 総則	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可) 第1章 総則	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案) 第1章 総則	差異の説明
<p>(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (以下、「原子炉等規制法」という。第43条の3の2、4第1項の規定に基づき、大飯発電所原子炉施設 (以下、「保安活動」という。) の保安のために必要な措置 (以下、「保安活動」という。) を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物 (以下、「核燃料物質等」という。) または発電用原子炉 (以下、「原子炉」という。) による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 大飯発電所 (以下、「発電所」という。) における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(安全文化の醸成) 第2条の2 第2条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を第一とした原子力事業運営の実現のため、安全文化の醸成のための活動を以下のとおり実施する。 2. 社長は、以下の事項を実施する。 (1) 安全を第一とした原子力事業運営の実現のため、安全文化醸成の方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。 (2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、安全文化の醸成のための活動を統括する。また、次の各号に係る審議のための会議体を設置し、安全文化の醸成のための活動を実施させる。 (1) 安全文化の醸成のための活動を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条 (保安に関する組織) の組織にその活動を実施させる。</p>	<p>(目的) 第1条 この規定第1編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (以下「原子炉等規制法」という。第43条の3の24第1項の規定に基づき、運転段階の玄海原子力発電所3号炉及び4号炉原子炉施設 (1号炉及び2号炉との共用施設を含む。本編において、以下「原子炉施設」という。) の保安のために必要な措置 (本編において、以下「保安活動」という。) を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物 (以下「核燃料物質等」という。) 又は発電用原子炉 (以下「原子炉」という。) による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 玄海原子力発電所 (以下「発電所」という。) における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(安全文化の醸成) 第2条の3 第2条 (基本方針) に係る保安活動を実施するに当たって、原子力安全を最優先とした保安活動を確保するものとするために、「品質マニュアル (要則)」に基づき、以下の安全文化醸成する活動 (以下「安全文化醸成活動」という。) を実施する。 2 社長は、原子力安全を最優先とする価値観を浸透させるための安全文化醸成の方針を定め、保安に関する組織全体に示す。 また、安全文化醸成活動が確実に行われることを確認するため、安全文化醸成活動に係る年度ごとの計画の実施状況について原子力発電本部長及び原子力監査室長より報告を受け、必要な指示を行う。安全文化醸成の方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>3 本店組織は、「品質マニュアル (要則)」に基づき定める「原子力安全文化醸成活動管理基準」に従って、第2項の社長が示す方針に基づき次の活動を行う。 (1) 原子力発電本部長は、本店組織及び発電所組織が実施する安全文化醸成活動を統括する。 また、原子力発電本部長は、本店組織及び発電所組織の評価結果を取りまとめ、総合的な評価を実施し、</p>	<p>(目的) 第1条 この規定第1編 (第1編において、以下、「本編」という。) は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (以下、「原子炉等規制法」という。第43条の3の2、4第1項の規定に基づき、運転段階の美浜発電所3号炉原子炉施設 (本編において、以下、「原子炉施設」という。) の保安のために必要な措置 (本編において、以下、「保安活動」という。) を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物 (以下、「核燃料物質等」という。) または発電用原子炉 (以下、「原子炉」という。) による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 美浜発電所 (以下、「発電所」という。) における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(安全文化の醸成) 第2条の2 第2条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を第一とした原子力事業運営の実現のため、安全文化の醸成のための活動を以下のとおり実施する。 2. 社長は、以下の事項を実施する。 (1) 安全を第一とした原子力事業運営の実現のため、安全文化醸成の方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。 (2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、安全文化の醸成のための活動を統括する。また、次の各号に係る審議のための会議体を設置し、安全文化の醸成のための活動を実施させる。 (1) 安全文化の醸成のための活動を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条 (保安に関する組織) の組織にその活動を実施させる。</p>	<p>【玄海 - 美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、第1編が運転段階 (3号炉)、第2編が廃止措置段階 (1、2号炉) に分編化されている。)</p>
<p>(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (以下、「原子炉等規制法」という。第43条の3の2、4第1項の規定に基づき、大飯発電所原子炉施設 (以下、「保安活動」という。) の保安のために必要な措置 (以下、「保安活動」という。) を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物 (以下、「核燃料物質等」という。) または発電用原子炉 (以下、「原子炉」という。) による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 大飯発電所 (以下、「発電所」という。) における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(安全文化の醸成) 第2条の2 第2条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を第一とした原子力事業運営の実現のため、安全文化の醸成のための活動を以下のとおり実施する。 2. 社長は、以下の事項を実施する。 (1) 安全を第一とした原子力事業運営の実現のため、安全文化醸成の方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。 (2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、安全文化の醸成のための活動を統括する。また、次の各号に係る審議のための会議体を設置し、安全文化の醸成のための活動を実施させる。 (1) 安全文化の醸成のための活動を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条 (保安に関する組織) の組織にその活動を実施させる。</p>	<p>(目的) 第1条 この規定第1編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (以下「原子炉等規制法」という。第43条の3の24第1項の規定に基づき、運転段階の玄海原子力発電所3号炉及び4号炉原子炉施設 (1号炉及び2号炉との共用施設を含む。本編において、以下「原子炉施設」という。) の保安のために必要な措置 (本編において、以下「保安活動」という。) を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物 (以下「核燃料物質等」という。) 又は発電用原子炉 (以下「原子炉」という。) による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 玄海原子力発電所 (以下「発電所」という。) における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(安全文化の醸成) 第2条の3 第2条 (基本方針) に係る保安活動を実施するに当たって、原子力安全を最優先とした保安活動を確保するものとするために、「品質マニュアル (要則)」に基づき、以下の安全文化醸成する活動 (以下「安全文化醸成活動」という。) を実施する。 2 社長は、原子力安全を最優先とする価値観を浸透させるための安全文化醸成の方針を定め、保安に関する組織全体に示す。 また、安全文化醸成活動が確実に行われることを確認するため、安全文化醸成活動に係る年度ごとの計画の実施状況について原子力発電本部長及び原子力監査室長より報告を受け、必要な指示を行う。安全文化醸成の方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>3 本店組織は、「品質マニュアル (要則)」に基づき定める「原子力安全文化醸成活動管理基準」に従って、第2項の社長が示す方針に基づき次の活動を行う。 (1) 原子力発電本部長は、本店組織及び発電所組織が実施する安全文化醸成活動を統括する。 また、原子力発電本部長は、本店組織及び発電所組織の評価結果を取りまとめ、総合的な評価を実施し、</p>	<p>(目的) 第1条 この規定第1編 (第1編において、以下、「本編」という。) は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (以下、「原子炉等規制法」という。第43条の3の2、4第1項の規定に基づき、運転段階の美浜発電所3号炉原子炉施設 (本編において、以下、「原子炉施設」という。) の保安のために必要な措置 (本編において、以下、「保安活動」という。) を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物 (以下、「核燃料物質等」という。) または発電用原子炉 (以下、「原子炉」という。) による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 美浜発電所 (以下、「発電所」という。) における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(安全文化の醸成) 第2条の2 第2条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を第一とした原子力事業運営の実現のため、安全文化の醸成のための活動を以下のとおり実施する。 2. 社長は、以下の事項を実施する。 (1) 安全を第一とした原子力事業運営の実現のため、安全文化醸成の方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。 (2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、安全文化の醸成のための活動を統括する。また、次の各号に係る審議のための会議体を設置し、安全文化の醸成のための活動を実施させる。 (1) 安全文化の醸成のための活動を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条 (保安に関する組織) の組織にその活動を実施させる。</p>	<p>【玄海 - 美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、安全文化の醸成の活動計画、評価を審議する会議体の設定等を定めている。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31 変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09 補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(2) (1)に定めた計画の実施状況および安全文化醸成の状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、安全文化の醸成のための活動を実施する。</p>	<p>その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>(2) 安全・品質保証部長は、本店組織の安全文化醸成活動に係る年度ごとの計画を策定し、実施する。また、安全文化醸成活動の実施状況を評価し、その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>(3) 本店組織は、(2)の計画に基づき、安全文化醸成活動を実施する。</p> <p>4 発電所組織は、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める発電所の「原子力安全文化醸成活動管理基準」に従って、第2項の社長が示す方針に基づき次の活動を行う。</p> <p>(1) 原子力発電所長は、発電所組織の安全文化醸成活動に係る年度ごとの計画を策定し、実施する。また、安全文化醸成活動の実施状況を評価し、その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>(2) 発電所組織は、(1)の計画に基づき、安全文化醸成活動を実施する。</p> <p>5 監査部門は、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第2項の社長が示す方針に基づき次の活動を行う。</p> <p>(1) 原子力監査室長は、監査部門の安全文化醸成活動に係る年度ごとの計画を策定し、実施する。また、安全文化醸成活動の実施状況を評価し、その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。さらに、本店組織及び発電所組織における安全文化を効果的に醸成する観点から、第3項及び第4項の活動状況を監査する。</p> <p>(2) 監査部門は、(1)の計画に基づき、安全文化醸成活動を実施する。</p>	<p>(2) (1)に定めた計画の実施状況および安全文化醸成の状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、安全文化の醸成のための活動を実施する。</p>	<p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 （美浜は、コンプライアンス意識向上の活動計画、評価を審議する会議体の設定等を定めている。）</p>
<p>(2) (1)に定めた計画の実施状況および安全文化醸成の状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。 (1) コンプライアンスを確実にするための方針を定め</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確保なものとするために、「コンプライアンス管理規程」、「コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル(要則)」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。 (1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確保するための方針を保安に関する組織（第4条に定める組</p>	<p>(関係法令および本規定の遵守) 第2条の3 第3条に基づき保安活動を実施するに当たり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。 2. 社長は、以下の事項を実施する。 (1) コンプライアンスを確実にするための方針を定め</p>	<p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 （美浜は、コンプライアンス意識向上の活動計画、評価を審議する会議体の設定等を定めている。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31 変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09 補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>る。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門CSR推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p>	<p>織全体をいう。以下、同じ。全体に示す。</p> <p>また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(7)におけるコンプライアンス活動の実施を確実にする。</p> <p>(3) 原子力総括部門（第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力管理部門（第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、廃止措置統括部門（第4条に定める組織のうち廃止措置統括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、資材調達部門（第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子燃料部門（第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）及び発電所組織（第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。）は、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、(4)から(7)の活動を実施する。</p> <p>(4) 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力総括部長は、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措</p>	<p>る。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門CSR推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p>	<p>差異の説明</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(5) 原子力土木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、資材調達部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 原子燃料部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子燃料部長は、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子燃料部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(8) 監査部門(第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査室長は、監査部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査室長は、本店組織(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、</p>	<p>置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(5) 原子力土木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、資材調達部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 原子燃料部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子燃料部長は、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子燃料部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(8) 監査部門(第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査室長は、監査部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査室長は、本店組織(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、</p>	<p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を</p>	<p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>第2章 品質保証 (品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下、「JEAC4111」という。)および関係法令に基づく品質マネジメントシステム(安全文化を醸成する活動を行うしくみを含む。以下、「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるもの他 JEAC4111 に従う。 (1) 発電用原子炉施設 原子力発電所を構成する構築物、系統および機器等の総称をいう(以下、本条において「原子炉施設」という)。</p>	<p>第2章 品質保証 (品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>1. 目的 本「品質保証計画」は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)及び関係法令に従い、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、以下を除き JEAC4111 に従う。 (1) 保安に関する組織 : 第4条に定める組織全体をいう。 (2) 原子力総括部門 : 第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。 (3) 安全・品質保証部門 : 第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。 (4) 原子力管理部門</p>	<p>第2章 品質保証 (品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下、「JEAC4111」という。)および関係法令に基づく品質マネジメントシステム(安全文化を醸成する活動を行うしくみを含む。以下、「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるもの他 JEAC4111 に従う。 (1) 発電用原子炉施設 原子力発電所を構成する構築物、系統および機器等の総称をいう(以下、本条において「原子炉施設」という)。</p>	<p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (美浜は、品質保証規定および関係法令に基づく品質マネジメントシステムの確立に安全文化活動のしくみを含むことを明記している。)</p> <p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (美浜は、発電用原子炉施設の定義について、「美浜発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」を包含する記載としている。) 【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (玄海は、組織について定義している。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31 変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09 補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）</p> <p>(2) 原子炉施設情報公開ライブラリー 原子炉施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子炉安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（以下、「ニューシア」という。）</p> <p>(3) PWR事業者連絡会 国内PWR（加圧水型軽水炉）プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と</p>	<p>：第4条に定める組織のうち原子炉管理部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(5) 原子炉建設部門 ：第4条に定める組織のうち原子炉建設部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(6) 原子炉技術部門 ：第4条に定める組織のうち原子炉技術部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(7) 廃止措置統括部門 ：第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(8) 原子炉土木建築部門 ：第4条に定める組織のうち原子炉土木建築部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(9) 資材調達部門 ：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(10) 原子燃料部門 ：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(11) 監査部門 ：第4条に定める組織のうち原子炉監査室長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(12) 本店組織 ：第4条に定める組織のうち原子炉発電本部長並びに原子炉総括部門、安全・品質保証部門、原子炉管理部門、原子炉建設部門、原子炉技術部門、廃止措置統括部門、原子炉土木建築部門、原子燃料部門をいう。</p> <p>(13) 発電所組織 ：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(14) 原子力部門 ：原子炉発電本部長並びに原子炉総括部門、安全・品質保証部門、原子炉管理部門、原子炉建設部門、原子炉技術部門、廃止措置統括部門、原子炉土木建築部門及び発電所組織をいう。</p> <p>(15) 原子炉施設情報公開ライブラリー ：原子炉施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子炉安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。（以下「ニューシア」という。）</p>	<p>美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）</p> <p>(2) 原子炉施設情報公開ライブラリー 原子炉施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子炉安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（以下、「ニューシア」という。）</p> <p>(3) PWR事業者連絡会 国内PWR（加圧水型軽水炉）プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と</p>	<p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （美浜は、PWR事業者</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことを行う(以下、本条および第125条において同じ)。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 原子力部門(第4条 図4に示す組織すべてをいう)以下、本規定において同じ。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 原子力部門は、次の事項を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの原子力部門への適用を4.2.1 b)、c)、d)およびe)に示す文書で明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序および相互関係を図3-1に示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を品質マネジメントシステムの文書にて明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。(6. 参照)</p> <p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g) これらのプロセスおよび原子力部門の体制を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。</p> <p>h) 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(3) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(以下、「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表3-2の4.1項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性を加えて以下の事項を考慮することができる。</p>	<p>品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、本「品質保証計画」に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、次の事項を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの保安に関する組織への適用を別図1「保安規定品質保証計画に係る規定文書体系図」に示す文書で明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係を別図2「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確にする。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</p> <p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。</p> <p>h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)に基づき「<u>保修基準</u>」及び「<u>土木建築基準</u>」に定める設備の品質重要度分類等に従い、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性を加えて以下の事項を考慮することができる。</p>	<p>国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことを行う(以下、本条および第120条において同じ)。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 原子力部門(第4条 図4に示す組織すべてをいう)以下、本規定において同じ。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 原子力部門は、次の事項を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの原子力部門への適用を4.2.1 b)、c)、d)およびe)に示す文書で明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序および相互関係を図3-1に示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を品質マネジメントシステムの文書にて明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。(6. 参照)</p> <p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g) これらのプロセスおよび原子力部門の体制を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。</p> <p>h) 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(3) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(以下、「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表3-2の4.1項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性を加えて以下の事項を考慮することができる。</p>	<p>連絡会について定義している。</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31 変更認可申請 (補正) 箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案)	差異の説明
<p>a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性または斬新性の程度</p> <p>b) プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業または製造プロセス、要員、要領および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度</p> <p>(4) 原子力部門は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを原子力部門が決めた場合には、原子力部門はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、原子力部門の品質マネジメントシステムの文書に定める。</p> <p>4. 2 文書化に関する要求事項</p> <p>4. 2. 1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。</p> <p>a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明</p> <p>b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」</p> <p>c) JEAC4111 の要求事項に基づき作成する表3-1-1に示す社内標準およびこれらの社内標準の中で明確にした記録</p> <p>d) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した表3-2に示す社内標準およびこれらの社内標準の中で明確にした記録</p> <p>e) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した文書 (c) および d) の社内標準を除く。) およびこれらの文書の中で明確にした記録</p> <p>なお、b)、c) および d) に示す社内標準以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、表3-1、表3-2で示す社内標準の中で、文書または作成し管理することを記載する。</p> <p>また、c)、d) および e) の記録は、適正に作成する。</p>	<p>a プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>b プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度</p> <p>(4) 保安に関する組織は、これらのプロセスを、本「品質保証計画」に従って運営管理する。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースするプロセスに対する管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って定め、これに基づきアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。</p> <p>4. 2 文書化に関する要求事項</p> <p>4. 2. 1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。また、記録は適正※に作成する。</p> <p>a 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b 「品質マニュアル (要則)」及び「品質マニュアル (基準)」</p> <p>c 第131条表131-3に示す、JEAC4111が要求する“文書化された手順”である文書及び記録</p> <p>d 保安に関する組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、保安に関する組織が必要と決定した記録を含む文書 (規定文書、業務要領、各種手順書類、調達文書、法令等)</p> <p>これらの文書のうち、規定文書について文書名と担当箇所を別図1「保安規定品質保証計画に係る規定文書体系図」に示すとともに、別表1「品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表」に品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書の対応を示す。また、規定文書と保安規定との関連を別表2「規定文書と保安規定の関連表」に示す。</p> <p>なお、別図1以外の品質マネジメントシステムで必要</p>	<p>a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性または斬新性の程度</p> <p>b) プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業または製造プロセス、要員、要領および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度</p> <p>(4) 原子力部門は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを原子力部門が決めた場合には、原子力部門はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、原子力部門の品質マネジメントシステムの文書に定める。</p> <p>4. 2 文書化に関する要求事項</p> <p>4. 2. 1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。</p> <p>a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明</p> <p>b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」</p> <p>c) JEAC4111 の要求事項に基づき作成する表3-1-1に示す社内標準およびこれらの社内標準の中で明確にした記録</p> <p>d) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した表3-2に示す社内標準およびこれらの社内標準の中で明確にした記録</p> <p>e) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した文書 (c) および d) の社内標準を除く。) およびこれらの文書の中で明確にした記録</p> <p>なお、b)、c) および d) に示す社内標準以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、表3-1、表3-2で示す社内標準の中で、文書または作成し管理することを記載する。</p> <p>また、c)、d) および e) の記録は、適正に作成する。</p>	<p>【玄海 - 美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、社内標準とそれ以外の文書を分けて記載している。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（ ）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31 変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09 補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>4. 2. 2 品質マニュアル 原子力部門は、次の事項を含む品質マニュアルとして、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」（本品質保証計画を含む。）を作成し、維持する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの組織に関する事項</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項</p> <p>d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項</p> <p>e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの適用範囲（2. 参照）</p> <p>g) 品質マネジメントシステムについて確立された社内標準（4. 2. 1参照）</p> <p>h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述（図3-1参照）</p> <p>4. 2. 3 文書管理</p> <p>(1) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理する。ただし、記録は文書の種類ではあるが、4. 2. 4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を規定するために、表3-1の4. 2. 3項に係る社内標準を確立する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</p>	<p>とされる文書は、これらを守るために、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」で、保安規定との位置づけを明確にする。</p> <p>※：適正とは、不正行為がなされていないことという。</p> <p>4. 2. 2 品質マニュアル</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マニュアルとして次を作成し、維持する。</p> <p>b 品質マニュアル（基準） 「品質マニュアル（要則）」に基づき、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、原子力発電所長が発電所組織を対象にそれぞれ定める。</p> <p>a 品質マニュアル（要則） 本「品質保証計画」を含むものとして、社長が定める。</p> <p>(2) 品質マニュアルには、次の事項を含める。</p> <p>b 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>a 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>c 品質マネジメントシステムについて確立された規定文書又はそれを参照できる情報</p> <p>d 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4. 2. 3 文書管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を守るために、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の種類ではあるが、「4. 2. 4記録の管理」に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>a 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</p>	<p>4. 2. 2 品質マニュアル 原子力部門は、次の事項を含む品質マニュアルとして、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」（本品質保証計画を含む。）を作成し、維持する。</p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの組織に関する事項</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの計画に関する事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの実施に関する事項</u></p> <p>d) <u>品質マネジメントシステムの評価に関する事項</u></p> <p>e) <u>品質マネジメントシステムの改善に関する事項</u></p> <p>f) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲（2. 参照）</u></p> <p>g) <u>品質マネジメントシステムについて確立された社内標準（4. 2. 1参照）</u></p> <p>h) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述（図3-1参照）</u></p> <p>4. 2. 3 文書管理</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>保安活動の重要度に応じて</u>、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理する。ただし、記録は文書の種類ではあるが、4. 2. 4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を規定するために、表3-1の4. 2. 3項に係る社内標準を確立する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 （美浜は、品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係、文書体系図等は、図3-1・2、表3-1・2に記載している。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c) 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。</p> <p>d) 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要となる場所で使用可能な状態にあることを確認にする。</p> <p>e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの計画および運用のために原子力部門が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 原子力部門は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理を規定するために、表3-1の4. 2. 4項に係る社内標準を確立する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5. 1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を原子力部門内に周知する。</p> <p>b) 品質方針を設定する。(5. 3参照)</p> <p>c) 管理責任者を指揮し、品質目標が設定されることを確実にする。(5. 4. 1参照)</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。(5. 6参照)</p> <p>e) 管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの確立と維持に必要な資源が使用できることを確実にする。(6. 参照)</p> <p>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5. 2 原子力安全の重視</p>	<p>b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</p> <p>d) 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要となる場所で使用可能な状態にあることを確認にする。</p> <p>e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために保安に関する組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を保安に関する組織内に周知する。</p> <p>b) 品質方針を設定する。</p> <p>c) 品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 資源が使用できることを確認にする。</p> <p>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p>	<p>b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c) 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。</p> <p>d) 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要となる場所で使用可能な状態にあることを確認にする。</p> <p>e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの計画および運用のために原子力部門が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 原子力部門は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理を規定するために、表3-1の4. 2. 4項に係る社内標準を確立する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5. 1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を原子力部門内に周知する。</p> <p>b) 品質方針を設定する。(5. 3参照)</p> <p>c) 管理責任者を指揮し、品質目標が設定されることを確実にする。(5. 4. 1参照)</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。(5. 6参照)</p> <p>e) 管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの確立と維持に必要な資源が使用できることを確実にする。(6. 参照)</p> <p>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5. 2 原子力安全の重視</p>	<p>差異の説明</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31 変更認可申請 (補正) 箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案)	差異の説明
<p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。(7.2.1および8.2.1参照)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 a) 原子力部門の目的に対して適切である。 b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。 d) 原子力部門全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。 f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、原子力部門内のしかるべき部門および階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)a)参照)が設定されていることを確実にする。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。 (3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、表3-2の5.4項に係る社内標準を確立する。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 a) 品質目標に加えて「4.1一般要求事項」に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。 b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.1 責任および権限 社長は、責任及び権限が第5条、第9条及び第9条の2に定められ、保安に関する組織全体に周知されていることを確実にする。なお、保安に関する組織の要員は、自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を有する。 5.5.2 管理責任者 5.5.2 管理責任者</p>	<p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。(7.2.1及び8.2.1参照)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 a) 保安に関する組織の目的に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 保安に関する組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。 f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、保安に関する組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)a)参照)が設定されていることを確実にする。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。 (3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、表3-2の5.4項に係る社内標準を確立する。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 a) 品質目標に加えて「4.1一般要求事項」に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。 b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は、責任及び権限が第5条、第9条及び第9条の2に定められ、保安に関する組織全体に周知されていることを確実にする。なお、保安に関する組織の要員は、自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を有する。 5.5.2 管理責任者 5.5.2 管理責任者</p>	<p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。(7.2.1および8.2.1参照)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 a) 原子力部門の目的に対して適切である。 b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。 d) 原子力部門全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。 f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、原子力部門内のしかるべき部門および階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)a)参照)が設定されていることを確実にする。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。 (3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、表3-2の5.4項に係る社内標準を確立する。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 a) 品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。 b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.1 責任および権限 社長は、第5条、第10条および第10条の2に定める責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)と権限が、原子力部門全体に周知されていることを確実にする。</p>	<p>【玄海-美浜】 ⑤：記載方針の差異 (美浜は、品質目標に係る事項を社内標準に確立するとしている。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31 変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門(経営監査室を除く。)の管理責任者とし、経営監査室長を経営監査室の管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 管理責任者(原子力事業本部長)は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 原子力部門(経営監査室を除く。)全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(3) 経営監査室長は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 経営監査室全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>5. 5. 3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 業務の成果を含む実施状況について評価する。(5.4.1および8.2.3参照)。</p> <p>d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5. 5. 4 内部コミュニケーション</p> <p>社長は、原子力部門内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立され、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>(2) 原子力部門は、内部コミュニケーションに係る事項</p>	<p>(1) 社長は、原子力発電本部長を本店組織及び発電所組織の管理責任者、原子力監査室長を監査部門の管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 所管している組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1及び8.2.3参照)。</p> <p>d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>社長は、次の委員会の設置を含め、保安に関する組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立され、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>a 原子力発電安全委員会 b 玄海原子力発電所安全運営委員会 c 原子力品質保証委員会 d 玄海原子力発電所品質保証委員会</p> <p>(2) 原子力部門は、内部コミュニケーションに係る事項</p>	<p>(1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門(経営監査室を除く。)の管理責任者とし、経営監査室長を経営監査室の管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 管理責任者(原子力事業本部長)は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 原子力部門(経営監査室を除く。)全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(3) 管理責任者(経営監査室長)は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 経営監査室全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>5. 5. 3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 業務の成果を含む実施状況について評価する。(5.4.1および8.2.3参照)。</p> <p>d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5. 5. 4 内部コミュニケーション</p> <p>(1) 社長は、原子力部門内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>(2) 原子力部門は、内部コミュニケーションに係る事項</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、内部監査管理責任者の責任および権限を記載している。)</p> <p>【玄海一美浜】</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31 変更認可申請 (補正) 箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案)	差異の説明
<p>①について、表3-2の5.5.4項に係る社内標準を確立する。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、原子力部門の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回(原則として年度末)以上品質マネジメントシステムをレビューする。</p> <p>(2) 発電所長は、発電所における品質マネジメントシステムを評価し、その結果を表3-2の5.5.4項に係る社内標準に基づき管理責任者(原子力事業本部長)へ報告する。管理責任者(原子力事業本部長および経営監査室長)は、これらの情報を含む自らが所管する品質マネジメントシステムに係る活動を評価し、その結果をマネジメントレビューへのインプットとする。</p> <p>(3) マネジメントレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行おう。なお、第5条第1項(18)に定める関係する部門についてもマネジメントレビューの結果に基づいて社長が必要な業務の指示を行う。</p> <p>(4) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する。(4.2.4参照)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。 a) 監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照) c) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査および試験の結果(8.2.3および8.2.4参照) d) 予防処置および是正処置の状況(8.5.3参照) e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況 f) 関係法令の遵守状況 g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ(5.6.3参照) h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性</p>	<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、保安に関する組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行おう。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する(4.2.4参照)。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。 a) 監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照) c) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果 d) 予防処置及び是正処置の状況 e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況 f) 関係法令の遵守状況 g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性</p>	<p>①について、表3-2の5.5.4項に係る社内標準を確立する。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、原子力部門の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回(原則として年度末)以上品質マネジメントシステムをレビューする。</p> <p>(2) 発電所長は、発電所における品質マネジメントシステムを評価し、その結果を表3-2の5.5.4項に係る社内標準に基づき管理責任者(原子力事業本部長)へ報告する。管理責任者(原子力事業本部長および経営監査室長)は、これらの情報を含む自らが所管する品質マネジメントシステムに係る活動を評価し、その結果をマネジメントレビューへのインプットとする。</p> <p>(3) マネジメントレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行おう。なお、第5条第1項(18)に定める関係する部門についてもマネジメントレビューの結果に基づいて社長が必要な業務の指示を行う。</p> <p>(4) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する。(4.2.4参照)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。 a) 監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照) c) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)ならびに検査および試験の結果(8.2.3および8.2.4参照) d) 予防処置および是正処置の状況(8.5.2および8.5.3参照) e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況 f) 関係法令の遵守状況 g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ(5.6.3参照) h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性</p>	<p>【玄海-美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、内部コミュニケーションに係る社内標準を確立することを記載している。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>のある変更 1) 改善のための提案</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。 a) 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善 b) 業務の計画および実施にかかわる改善 c) 資源の必要性 6. 資源の運用管理 6. 1 資源の提供 原子力部門は、原子力安全に必要な資源を表3-2の6. 1項、6. 2項および7. 1項に係る社内標準において明確にし、提供する。</p> <p>6. 2 人的資源 6. 2. 1 一般 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量を有する。</p> <p>6. 2. 2 力量、教育・訓練および認識 原子力部門は、表3-2の5. 4項および6. 2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。 a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。</p> <p>c) 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。 d) 原子力部門の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e) 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>6. 3 原子炉施設およびインフラストラクチャー 原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を表3-2の7. 1項に係る社内標準において明確にし、維持管理する。 また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを表3-2の7. 1項に係る社内標準において明確にし、維持する。</p> <p>6. 4 作業環境 原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な作業</p>	<p>性のある変更 i 改善のための提案</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。 a 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 b 業務の計画及び実施にかかわる改善 c 資源の必要性 6 資源の運用管理 6.1 資源の提供 保安に関する組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</p> <p>6. 2 人的資源 6. 2. 1 一般 保安に関する組織は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する者を選定する。</p> <p>6. 2. 2 力量、教育・訓練及び認識 保安に関する組織は、次の事項を「教育訓練基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき実施する。 a 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b 該当する場合には、必要な力量に到達することができず、その必要な力量に到達することができない場合には、その必要な力量に到達できるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</p> <p>c 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 d 保安に関する組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確認する。 e 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>6. 3 原子炉施設及びインフラストラクチャー 発電所組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を「<u>保修基準</u>」及び「<u>土木建築基準</u>」に明確にし、維持管理する。また、<u>保安</u>に関する組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを「<u>7.1 業務の計画</u>」で明確にする。なお、インフラストラクチャーは、利用できるよう維持する。</p> <p>6. 4 作業環境 発電所組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環</p>	<p>のある変更 1) 改善のための提案</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。 a) 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善 b) 業務の計画および実施にかかわる改善 c) 資源の必要性 6. 資源の運用管理 6. 1 資源の提供 原子力部門は、原子力安全に必要な資源を表3-2の6. 1項、6. 2項および7. 1項に係る社内標準において明確にし、提供する。</p> <p>6. 2 人的資源 6. 2. 1 一般 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量を有する。</p> <p>6. 2. 2 力量、教育・訓練および認識 原子力部門は、表3-2の5. 4項および6. 2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。 a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。</p> <p>c) 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。 d) 原子力部門の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e) 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>6. 3 原子炉施設およびインフラストラクチャー 原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を表3-2の7. 1項に係る社内標準において明確にし、維持管理する。 また、<u>原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャー</u>を表3-2の7. 1項に係る社内標準において明確にし、維持する。</p> <p>6. 4 作業環境 原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な作業</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>環境を表3-2の7.1項に係る社内標準において明確にし、運営管理する。</p> <p>7. 業務の計画および実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、表3-1の4.2.3項に係る社内標準および表3-2の7.1項に係る社内標準に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。(4.1参照)</p> <p>(3) 原子力部門は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。 なお、d)については表3-2の7.1項に係る社内標準において明確にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する品質目標および要求事項</p> <p>b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性</p> <p>c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動ならびにこれらの合否判定基準</p> <p>d) 業務・原子炉施設のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</p> <p>(4) この計画のアウトプットは、原子力部門の運営方法に適した形式にする。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 原子力部門は、次の事項を業務の計画(7.1参照)で明確にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項</p> <p>c) 原子力部門が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p>	<p>環境を「放射線管理基準」、「保修基準」、「土木建築基準」及び「火災防護計画(基準)」に明確にし、運営管理する。</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務の計画(規定文書に基づき作成される各種手順書類を含む。)として保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる(4.1参照)。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>d) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</p> <p>(4) 業務の計画のアウトプットは、保安に関する組織の運営方法に適した形式にする。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 保安に関する組織は、次の事項を明確にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項</p> <p>c) 保安に関する組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p>	<p>環境を表3-2の7.1項に係る社内標準において明確にし、運営管理する。</p> <p>7. 業務の計画および実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、表3-1の4.2.3項に係る社内標準および表3-2の7.1項に係る社内標準に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。(4.1参照)</p> <p>(3) 原子力部門は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。 なお、d)については表3-2の7.1項に係る社内標準において明確にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する品質目標および要求事項</p> <p>b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性</p> <p>c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動ならびにこれらの合否判定基準</p> <p>d) 業務・原子炉施設のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</p> <p>(4) この計画のアウトプットは、原子力部門の運営方法に適した形式にする。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 原子力部門は、次の事項を業務の計画(7.1参照)で明確にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項</p> <p>c) 原子力部門が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 原子力部門が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。(4.2.4参照)</p> <p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、原子力部門はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、原子力部門は、関連する文書として業務の計画を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>原子力部門は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を表3-2の7.2.3項に係る社内標準で明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>原子力部門は、表3-2の7.3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、原子力部門は、次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の段階</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認</p> <p>c) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限</p> <p>(3) 原子力部門は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。(4.2.4参照)インプットには、次の事項を含める。</p> <p>a) 機能および性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得</p>	<p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 保安に関する組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、保安に関する組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、保安に関する組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>保安に関する組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 原子力部門は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の段階</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</p> <p>c) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限</p> <p>(3) 原子力部門は、効果的なコミュニケーションならびに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)インプットには、次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得</p>	<p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 原子力部門が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。(4.2.4参照)</p> <p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、原子力部門はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、原子力部門は、関連する文書として業務の計画を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>原子力部門は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を表3-2の7.2.3項に係る社内標準で明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>原子力部門は、表3-2の7.3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、原子力部門は、次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の段階</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認</p> <p>c) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限</p> <p>(3) 原子力部門は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。(4.2.4参照)インプットには、次の事項を含める。</p> <p>a) 機能および性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得</p>	<p>差異の説明</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>られた情報</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないようにする。</p> <p>7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施(原子炉施設の使用を含む。)に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7. 3. 4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7. 3. 1参照)体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>7. 3. 5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7. 3. 1参照)検証を実施する。</p> <p>この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。</p> <p>7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7. 3. 1参照)を実施する。</p>	<p>られた情報</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないものとする。</p> <p>7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発のアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施(原子炉施設の使用を含む。)に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7. 3. 4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)を実施する。</p>	<p>られた情報</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないようにする。</p> <p>7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施(原子炉施設の使用を含む。)に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7. 3. 4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7. 3. 1参照)体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>7. 3. 5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7. 3. 1参照)検証を実施する。</p> <p>この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。</p> <p>7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7. 3. 1参照)を実施する。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案)	差異の説明
<p>参照) に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 3. 7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価 (当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。) を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 4 調達</p> <p>原子力部門は、表 3-2 の 7. 4 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>(1) 原子力部門は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 供給者および調達製品に対する管理の方式および程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、供給者が原子力部門の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価および再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>(5) 原子力部門は、調達製品の調達後における、維持または運用に必要な保安に係る技術情報の取得およびそれを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する管理方法を定める。</p> <p>7. 4. 2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の適格性確認に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告および処理に関する要求事項</p>	<p>参照) に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 3. 7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価 (当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。) を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 保安に関する組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、供給者が保安に関する組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b 要員の適格性確認に関する要求事項</p> <p>c 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p>	<p>1 参照) に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 3. 7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価 (当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。) を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 4 調達</p> <p>原子力部門は、表 3-2 の 7. 4 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>(1) 原子力部門は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 供給者および調達製品に対する管理の方式および程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、供給者が原子力部門の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価および再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>(5) 原子力部門は、調達製品の調達後における、維持または運用に必要な保安に係る技術情報の取得およびそれを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する管理方法を定める。</p> <p>7. 4. 2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の適格性確認に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告および処理に関する要求事項</p>	<p>差異の説明</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な事項</p> <p>(2) 原子力部門は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(3) 原子力部門は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7. 4. 3 調達製品の検証</p> <p>(1) 原子力部門は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 原子力部門が、供給者先で検証を実施することにした場合には、原子力部門は、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7. 5 業務の実施</p> <p>原子力部門は、業務の計画(7. 1 参照)に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>7. 5. 1 業務の管理</p> <p>原子力部門は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できない。</p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視および測定が実施されている。</p> <p>f) 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 原子力部門は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認および要員の適格性確認</p> <p>c) 所定の方法および手順の適用</p>	<p>e 安全文化を醸成するための活動に関する必要な事項</p> <p>(2) 保安に関する組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7. 4. 3 調達製品の検証</p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、保安に関する組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7. 5 業務の実施</p> <p>7. 5. 1 業務の管理</p> <p>保安に関する組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できない。</p> <p>b 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c 適切な設備を使用している。</p> <p>d 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b 設備の承認及び要員の適格性確認</p> <p>c 所定の方法及び手順の適用</p>	<p>e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な事項</p> <p>(2) 原子力部門は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(3) 原子力部門は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7. 4. 3 調達製品の検証</p> <p>(1) 原子力部門は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 原子力部門が、供給者先で検証を実施することにした場合には、原子力部門は、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7. 5 業務の実施</p> <p>原子力部門は、業務の計画(7. 1 参照)に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>7. 5. 1 業務の管理</p> <p>原子力部門は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できない。</p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視および測定が実施されている。</p> <p>f) 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 原子力部門は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認および要員の適格性確認</p> <p>c) 所定の方法および手順の適用</p>	<p>差異の説明</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案)	差異の説明
<p>d) 記録に関する要求事項 (4. 2. 4 参照) e) 妥当性の再確認</p> <p>7. 5. 3 識別およびトレーサビリティ (1) 必要な場合には、原子力部門は、業務の計画および実施の全過程において、適切な手段により、業務・原子炉施設を識別する。 (2) 原子力部門は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。 (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、原子力部門は業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 5. 4 組織外の所有物 原子力部門は、原子力部門外の所有物について、それが発電所組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 5. 5 調達製品の保存 (1) 原子力部門は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替り品、予備品にも適用する。 (2) 原子力部門は、調達製品の保存に係る事項について、表3-2の7. 5. 5項に係る社内標準を確立する。</p> <p>7. 6 監視機器および測定機器の管理 原子力部門は、業務の計画 (7. 1 参照) に基づき、次の事項を実施する。 (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、原子力部門は、実施すべき監視および測定を表3-2の7. 1項および8. 2. 4項に係る社内標準において明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を表3-2の7. 6項に係る社内標準において明確にする。 (2) 原子力部門は、監視および測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを、表3-2の7. 1項に係る社内標準において確立する。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。 a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する。(4. 2. 4 参照)</p>	<p>d 記録に関する要求事項(4.2.4 参照) e 妥当性の再確認</p> <p>7.5.3 識別およびトレーサビリティ (1) 必要な場合には、保安に関する組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。 (2) 保安に関して、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。 (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、保安に関する組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4 参照)</p> <p>7.5.4 組織外の所有物 発電所組織は、組織外の所有物について、それが発電所組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4 参照)</p> <p>7.5.5 調達製品の保存 発電所組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替り品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、発電所組織は、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。 (2) 発電所組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できるとを確実にするプロセスを確立する。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。 a 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4 参照)。</p>	<p>d) 記録に関する要求事項 (4. 2. 4 参照) e) 妥当性の再確認</p> <p>7. 5. 3 識別およびトレーサビリティ (1) 必要な場合には、原子力部門は、業務の計画および実施の全過程において、適切な手段により、業務・原子炉施設を識別する。 (2) 原子力部門は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。 (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、原子力部門は業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 5. 4 原子力部門外の所有物 原子力部門は、原子力部門外の所有物について、それが原子力部門の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 5. 5 調達製品の保存 (1) 原子力部門は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替り品、予備品にも適用する。 (2) 原子力部門は、調達製品の保存に係る事項について、表3-2の7. 5. 5項に係る社内標準を確立する。</p> <p>7. 6 監視機器および測定機器の管理 原子力部門は、業務の計画 (7. 1 参照) に基づき、次の事項を実施する。 (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、原子力部門は、実施すべき監視および測定を表3-2の7. 1項および8. 2. 4項に係る社内標準において明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を表3-2の7. 6項に係る社内標準において明確にする。 (2) 原子力部門は、監視および測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを、表3-2の7. 1項に係る社内標準において確立する。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。 a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する。(4. 2. 4 参照)</p>	<p>差異の説明</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、原子力部門は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。(4.2.4参照)</p> <p>原子力部門は、その機器、および影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正および検証の結果の記録を維持する。(4.2.4参照)</p> <p>(4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。</p> <p>この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価および改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 原子力部門は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視および測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>原子力部門は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を表3-2の8.2.1項に係る社内標準に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>原子力部門は、表3-1の8.2.2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p>	<p>b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、発電所組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。発電所組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 保安に関する組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「評価改善活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p>	<p>b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、原子力部門は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。(4.2.4参照)</p> <p>原子力部門は、その機器、および影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正および検証の結果の記録を維持する。(4.2.4参照)</p> <p>(4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。</p> <p>この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価および改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 原子力部門は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視および測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>原子力部門は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を表3-2の8.2.1項に係る社内標準に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>原子力部門は、表3-1の8.2.2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p>	<p>差異の説明</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31 変更認可申請 (補正) 箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案)	差異の説明
<p>(1) 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行うことができる組織が内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画 (7.1 参照) に適合しているか、JEA4111 の要求事項に適合しているか、及び保安に関する組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。監査員の選定および監査の実施については、監査プロセスの客観性および公平性を確保する。ただし、監査員は、自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 監査の計画および実施、記録の作成および結果の報告に関する責任および権限、ならびに要求事項を規定する。</p> <p>(4) 監査およびその結果の記録を維持する。(4.2.4 参照)</p> <p>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める。(8.5.2 参照)</p> <p>(6) 監査のプログラムおよび結果について、管理責任者に報告する。</p> <p>(7) 経営監査室は、原子力事業本部および発電所が実施した内部監査を評価する。その結果、経営監査室長が必要と判断した場合には、原子力事業本部、発電所内部監査の実施を指示する。</p> <p>(8) 原子力事業本部および発電所は、経営監査室長から内部監査の実施について指示がある場合は内部監査を実施する。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視および測定</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、</p>	<p>(1) 監査部門は、客観的な評価を行う組織として、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画 (7.1 参照) に適合しているか、JEA4111 の要求事項に適合しているか、及び保安に関する組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 監査部門は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を「原子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>(4) 監査およびその結果の記録は、維持する (4.2.4 参照)。</p> <p>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める (8.5.2 参照)。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に</p>	<p>(1) 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行うことができる組織が内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画 (7.1 参照) に適合しているか、JEA4111 の要求事項に適合しているか、および原子力部門が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保する。ただし、監査員は、自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 監査の計画および実施、記録の作成および結果の報告に関する責任および権限、ならびに要求事項を規定する。</p> <p>(4) 監査およびその結果の記録を維持する。(4.2.4 参照)</p> <p>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める。(8.5.2 参照)</p> <p>(6) 監査のプログラムおよび結果について、管理責任者に報告する。</p> <p>(7) 経営監査室は、原子力事業本部および発電所が実施した内部監査を評価する。その結果、経営監査室長が必要と判断した場合には、原子力事業本部、発電所内部監査の実施を指示する。</p> <p>(8) 原子力事業本部および発電所は、経営監査室長から内部監査の実施について指示がある場合は内部監査を実施する。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視および測定</p> <p>(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切</p>	<p>【玄海—美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 (美浜は、1 次文書である品証規程の記載事項を反映。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>修正ならびに是正処置をとる。</p> <p>8. 2. 4 検査および試験</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、表3-2の8. 2. 4項に係る社内標準を確立し、<u>原子炉施設を</u>検査および試験する。検査および試験は、業務の計画(7. 1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の適合判定基準への適合の証拠を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(4) 業務の計画(7. 1参照)で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8. 3 不適合管理</p> <p>原子力部門は、表3-1の8. 3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理およびそれに関連する責任および権限を規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、原子力部門は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8. 4 データの分析</p>	<p>に、修正及び是正処置をとる。</p> <p>8. 2. 4 検査及び試験</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「<u>試験・検査基準</u>」に基づき、<u>原子炉施設を</u>検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の適合判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務の計画(7.1参照)で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「<u>不適合管理基準</u>」及び「<u>原子力内部監査要則</u>」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、保安に関する組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から不適合について「<u>技術基準</u>」に定める公開基準に従い、ニュースアへ登録・公開する。</p> <p>8.4 データの分析</p>	<p>に、修正ならびに是正処置をとる。</p> <p>8. 2. 4 検査および試験</p> <p>(1) 原子力部門は、<u>原子炉施設</u>の要求事項が満たされていることを検証するために、表3-2の8. 2. 4項に係る社内標準を確立し、<u>原子炉施設を</u>検査および試験する。検査および試験は、業務の計画(7. 1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の適合判定基準への適合の証拠を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(4) 業務の計画(7. 1参照)で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8. 3 不適合管理</p> <p>原子力部門は、表3-1の8. 3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理およびそれに関連する責任および権限を規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、原子力部門は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(6) 原子力部門は、<u>原子炉施設</u>の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースアへ登録することにより、<u>情報の公開を行う</u>。</p> <p>8. 4 データの分析</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、表3-2の8.4項に係る社内標準において適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合(8.2.3および8.2.4参照)</p> <p>c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子炉施設の、特性および傾向(8.2.3および8.2.4参照)</p> <p>d) 供給者の能力(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>原子力部門は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>原子力部門は、表3-1の8.5.2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力部門は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を規定する。</p> <p>a) 不適合のレビュー</p> <p>b) 不適合の原因の特定</p> <p>c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>d) 必要な処置の決定および実施</p> <p>e) とった処置の結果の記録(4.2.4参照)</p> <p>f) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p>原子力部門は、表3-1の8.5.3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p>	<p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の、特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) 供給者の能力(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>保安に関する組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 保安に関する組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「不適合管理基準」、「根本原因分析実施基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>a) 不適合のレビュー</p> <p>b) 不適合の原因の特定</p> <p>c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった処置の結果の記録(4.2.4参照)</p> <p>f) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>8.5.3 予防処置</p>	<p>(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、表3-2の8.4項に係る社内標準において適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合(8.2.3および8.2.4参照)</p> <p>c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子炉施設の、特性および傾向(8.2.3および8.2.4参照)</p> <p>d) 供給者の能力(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>原子力部門は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>原子力部門は、表3-1の8.5.2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力部門は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を規定する。</p> <p>a) 不適合のレビュー</p> <p>b) 不適合の原因の特定</p> <p>c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>d) 必要な処置の決定および実施</p> <p>e) とった処置の結果の記録(4.2.4参照)</p> <p>f) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p>原子力部門は、表3-1の8.5.3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31 変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09 補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(1) 原子力部門は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見（良好事例を含む。）および他の施設から得られた知見（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）の活用を求め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</p> <p>a) 起こり得る不適合およびその原因の特定</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定および実施</p> <p>d) とった処置の結果の記録（4. 2. 4 参照）</p> <p>e) とった予防処置の有効性のレビュー</p>	<p>(1) 保安に関する組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見（良好事例を含む。）及び他の施設から得られた知見（ニューシア登録情報を含む。）の活用を求め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「<u>予防処置基準</u>」、「<u>根本原因分析実施基準</u>」及び「<u>原子力内部監査要則</u>」に規定する。</p> <p>a 起こり得る不適合及びその原因の特定</p> <p>b 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c 必要な処置の決定及び実施</p> <p>d とった処置の結果の記録(4.2.4 参照)</p> <p>e とった予防処置の有効性のレビュー</p>	<p>(1) 原子力部門は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見（<u>良好事例を含む。</u>）および他の施設から得られた知見（<u>PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。</u>）の活用を求め、その原因を除去する処置を決める。<u>この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。</u></p> <p>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</p> <p>a) 起こり得る不適合およびその原因の特定</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定および実施</p> <p>d) とった処置の結果の記録（4. 2. 4 参照）</p> <p>e) とった予防処置の有効性のレビュー</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 （美浜は、品証規則との整合（明確化）させている。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31 変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

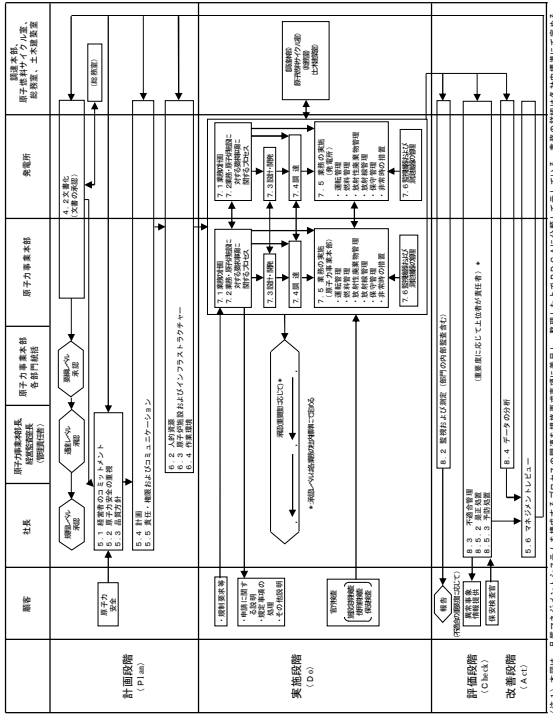
大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
	<p>別図1 保安規定品質保証計画に係る規定文書体系図</p>		<p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係、文書体系図等を、図3-1・2、表3-1・2に記載している。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

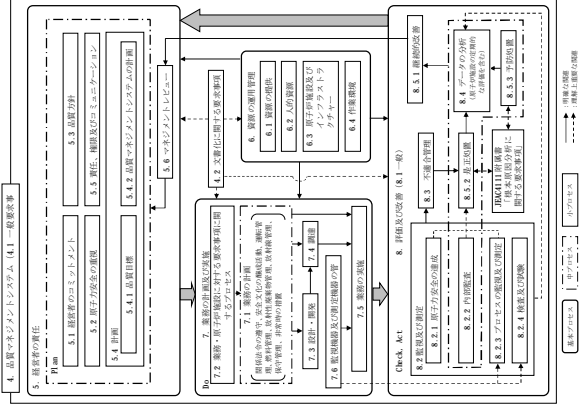
図3-1 品質マネジメントシステム概図



(注1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関係を整理して示している。業務の別は本社業務にて示す。
 (注2) 原子力発電所本部各部門階級、原子力発電所副階級、原子力技術部門階級、原子力技術部門階級(土木建築)、原子力燃料部門階級のいずれかを指す。

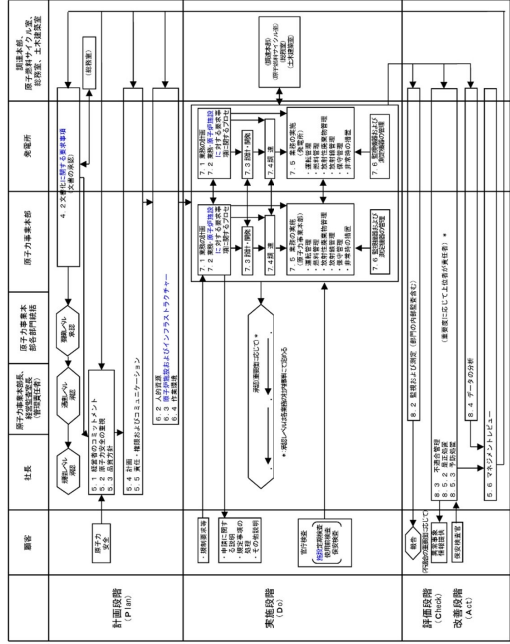
玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

別図2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係



美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

図3-1 品質マネジメントシステム概図



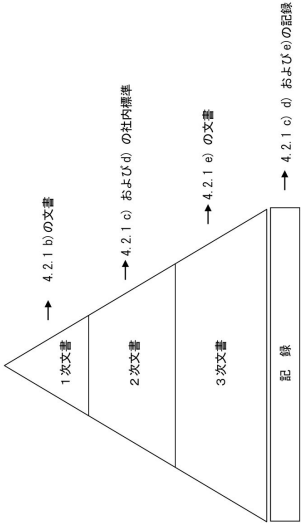

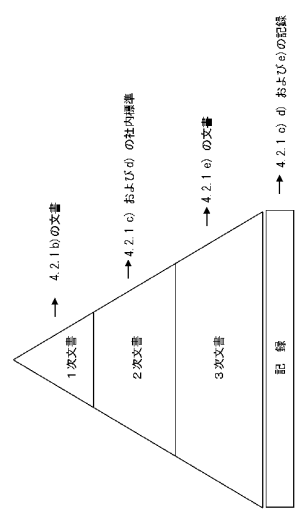
(注1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関係を整理して示している。
 (注2) 原子力発電所本部各部門階級、原子力発電所副階級、原子力技術部門階級、原子力技術部門階級(土木建築)、原子力燃料部門階級のいずれかを指す。

差異の説明

【玄海一美浜】
 ①：従前からの発電所固有の差異
 (美浜は、品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係、文書体系図等を、図3-1・2、表3-1・2に記載している。)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（ ）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																																																	
 <p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	 <p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	 <p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p>【玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異（美浜は、品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係、文書体系図等を、図3-1・2、表3-1・2に記載している。）</p>																																																																	
<p>表3-1：本品質保証計画関連事項とJNKH1111の要求事項に基づき作成する社内標準との関係</p> <table border="1" data-bbox="1093 1541 1300 2038"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本品質保証計画関連事項</th> <th colspan="2">社内標準名</th> <th rowspan="2">文書番号</th> </tr> <tr> <th>1次文書</th> <th>2次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 2. 3 文書管理</td> <td>原子力部門における文書・記録管理通達</td> <td>原子力事業本部 原子力企画部門</td> <td>平成18年度 総務課 第3号</td> </tr> <tr> <td>4. 2. 4 記録の管理</td> <td>原子力部門における内部監査通達</td> <td>経営監査室</td> <td>平成18年度 総務課 第1号</td> </tr> <tr> <td>8. 2. 2 内部監査</td> <td>原子力部門における不適合管理および是正処置通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18年度 品質保証課 第1号</td> </tr> <tr> <td>8. 3 予防処置</td> <td>原子力部門における不適合管理および是正処置通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18年度 品質保証課 第2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子力発電の安全に係る品質保証課程の所管箇所は、原子力事業本部、総務課および経営監査室であり、文書番号は平成18年度第15号とする（以下、本表において同じ）。</p>	本品質保証計画関連事項	社内標準名		文書番号	1次文書	2次文書	4. 2. 3 文書管理	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18年度 総務課 第3号	4. 2. 4 記録の管理	原子力部門における内部監査通達	経営監査室	平成18年度 総務課 第1号	8. 2. 2 内部監査	原子力部門における不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証課 第1号	8. 3 予防処置	原子力部門における不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証課 第2号	<p>表3-1：本品質保証計画関連事項とJNKH1111の要求事項に基づき作成する社内標準との関係</p> <table border="1" data-bbox="1093 987 1300 1489"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本品質保証計画関連事項</th> <th colspan="2">社内標準名</th> <th rowspan="2">文書番号</th> </tr> <tr> <th>1次文書</th> <th>2次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 2. 3 文書管理</td> <td>原子力部門における文書・記録管理通達</td> <td>原子力事業本部 原子力企画部門</td> <td>平成18年度 総務課 第3号</td> </tr> <tr> <td>4. 2. 4 記録の管理</td> <td>原子力部門における内部監査通達</td> <td>経営監査室</td> <td>平成18年度 総務課 第1号</td> </tr> <tr> <td>8. 2. 2 内部監査</td> <td>原子力部門における不適合管理および是正処置通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18年度 品質保証課 第1号</td> </tr> <tr> <td>8. 3 予防処置</td> <td>原子力部門における不適合管理および是正処置通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18年度 品質保証課 第2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子力発電の安全に係る品質保証課程の所管箇所は、原子力事業本部、総務課および経営監査室であり、文書番号は平成18年度第15号とする（以下、本表において同じ）。</p>	本品質保証計画関連事項	社内標準名		文書番号	1次文書	2次文書	4. 2. 3 文書管理	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18年度 総務課 第3号	4. 2. 4 記録の管理	原子力部門における内部監査通達	経営監査室	平成18年度 総務課 第1号	8. 2. 2 内部監査	原子力部門における不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証課 第1号	8. 3 予防処置	原子力部門における不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証課 第2号	<p>表3-1：本品質保証計画関連事項とJNKH1111の要求事項に基づき作成する社内標準との関係</p> <table border="1" data-bbox="1093 434 1300 934"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本品質保証計画関連事項</th> <th colspan="2">社内標準名</th> <th rowspan="2">文書番号</th> </tr> <tr> <th>1次文書</th> <th>2次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 2. 3 文書管理</td> <td>原子力部門における文書・記録管理通達</td> <td>原子力事業本部 原子力企画部門</td> <td>平成18年度 総務課 第3号</td> </tr> <tr> <td>4. 2. 4 記録の管理</td> <td>原子力部門における内部監査通達</td> <td>経営監査室</td> <td>平成18年度 総務課 第1号</td> </tr> <tr> <td>8. 2. 2 内部監査</td> <td>原子力部門における不適合管理および是正処置通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18年度 品質保証課 第1号</td> </tr> <tr> <td>8. 3 予防処置</td> <td>原子力部門における不適合管理および是正処置通達</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部門</td> <td>平成18年度 品質保証課 第2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子力発電の安全に係る品質保証課程の所管箇所は、原子力事業本部、総務課および経営監査室であり、文書番号は平成18年度第15号とする（以下、本表において同じ）。</p>	本品質保証計画関連事項	社内標準名		文書番号	1次文書	2次文書	4. 2. 3 文書管理	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18年度 総務課 第3号	4. 2. 4 記録の管理	原子力部門における内部監査通達	経営監査室	平成18年度 総務課 第1号	8. 2. 2 内部監査	原子力部門における不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証課 第1号	8. 3 予防処置	原子力部門における不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証課 第2号
本品質保証計画関連事項		社内標準名			文書番号																																																															
	1次文書	2次文書																																																																		
4. 2. 3 文書管理	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18年度 総務課 第3号																																																																	
4. 2. 4 記録の管理	原子力部門における内部監査通達	経営監査室	平成18年度 総務課 第1号																																																																	
8. 2. 2 内部監査	原子力部門における不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証課 第1号																																																																	
8. 3 予防処置	原子力部門における不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証課 第2号																																																																	
本品質保証計画関連事項	社内標準名		文書番号																																																																	
	1次文書	2次文書																																																																		
4. 2. 3 文書管理	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18年度 総務課 第3号																																																																	
4. 2. 4 記録の管理	原子力部門における内部監査通達	経営監査室	平成18年度 総務課 第1号																																																																	
8. 2. 2 内部監査	原子力部門における不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証課 第1号																																																																	
8. 3 予防処置	原子力部門における不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証課 第2号																																																																	
本品質保証計画関連事項	社内標準名		文書番号																																																																	
	1次文書	2次文書																																																																		
4. 2. 3 文書管理	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18年度 総務課 第3号																																																																	
4. 2. 4 記録の管理	原子力部門における内部監査通達	経営監査室	平成18年度 総務課 第1号																																																																	
8. 2. 2 内部監査	原子力部門における不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証課 第1号																																																																	
8. 3 予防処置	原子力部門における不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18年度 品質保証課 第2号																																																																	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31 変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																												
<table border="1"> <tr> <td>カリチラ山山モニタリング施設</td> <td>第3条、第1条の4</td> </tr> <tr> <td>カリチラ山山モニタリングに付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>う原子炉停止対応設備</td> <td>第3条、第1条の4</td> </tr> <tr> <td>カリチラ山山モニタリングに付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>は燃料搬入の取出し対応設備</td> <td>第3条、第1条の4</td> </tr> <tr> <td>が発電所工不備監視装置可</td> <td>第3条、第1条の3</td> </tr> <tr> <td>備</td> <td></td> </tr> </table>	カリチラ山山モニタリング施設	第3条、第1条の4	カリチラ山山モニタリングに付		う原子炉停止対応設備	第3条、第1条の4	カリチラ山山モニタリングに付		は燃料搬入の取出し対応設備	第3条、第1条の4	が発電所工不備監視装置可	第3条、第1条の3	備		<table border="1"> <tr> <td>カリチラ山山モニタリング施設</td> <td>第3条、第1条の4</td> </tr> <tr> <td>カリチラ山山モニタリングに付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>う原子炉停止対応設備</td> <td>第3条、第1条の4</td> </tr> <tr> <td>カリチラ山山モニタリングに付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>は燃料搬入の取出し対応設備</td> <td>第3条、第1条の4</td> </tr> <tr> <td>が発電所工不備監視装置可</td> <td>第3条、第1条の3</td> </tr> <tr> <td>備</td> <td></td> </tr> </table>	カリチラ山山モニタリング施設	第3条、第1条の4	カリチラ山山モニタリングに付		う原子炉停止対応設備	第3条、第1条の4	カリチラ山山モニタリングに付		は燃料搬入の取出し対応設備	第3条、第1条の4	が発電所工不備監視装置可	第3条、第1条の3	備			
カリチラ山山モニタリング施設	第3条、第1条の4																														
カリチラ山山モニタリングに付																															
う原子炉停止対応設備	第3条、第1条の4																														
カリチラ山山モニタリングに付																															
は燃料搬入の取出し対応設備	第3条、第1条の4																														
が発電所工不備監視装置可	第3条、第1条の3																														
備																															
カリチラ山山モニタリング施設	第3条、第1条の4																														
カリチラ山山モニタリングに付																															
う原子炉停止対応設備	第3条、第1条の4																														
カリチラ山山モニタリングに付																															
は燃料搬入の取出し対応設備	第3条、第1条の4																														
が発電所工不備監視装置可	第3条、第1条の3																														
備																															

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（ ）は補足説明を示す。）
 赤字：2019.07.31 変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09 補正含む）

<p>大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）</p> <p>第3章 保安管理体制および評価 第1節 組織および職務 （保安に関する組織）</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p>	<p>【本店】</p> <p>図4</p>	<p>玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）</p> <p>第3章 保安管理体制及び評価 第1節 組織及び職務 （保安に関する組織）</p> <p>第4条 運転段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p>	<p>【本店】</p> <p>図4-1</p>	<p>美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）</p> <p>第3章 保安管理体制および評価 第1節 組織および職務 （保安に関する組織）</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p>	<p>【本店】</p> <p>図4</p>	<p>【発電所】</p> <p>図4（続き）</p>	<p>【発電所】</p> <p>図4（続き）</p>	<p>【発電所】</p> <p>図4（続き）</p>
--	-----------------------	--	-------------------------	---	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第2条の2第3項および第2条の3第3項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第1項(5)から(10)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育(原子力部門の経営監査に係る要員の教育および運転員の教育・訓練を除く。)ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p>(1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確実なものとするため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。</p> <p>ア コンプライアンス活動</p> <p>イ 安全文化の醸成に関する活動</p> <p>ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動</p> <p>また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取り組む、保安活動を確実に実施する。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動(独立した監査部門の業務を除く。)の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(13)から(29)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(13)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。</p> <p>(4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(6) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第2条の2第3項および第2条の3第3項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第1項(5)から(10)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育(原子力部門の経営監査に係る要員の教育および運転員の教育・訓練を除く。)ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 (各部門統括の業務の明確化。美浜は、既存の記載に当該記載を含めることを意図して記載している。) (以下、同様。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31 変更認可申請 (補正)箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案)	差異の説明
<p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する(その他自然災害発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守(運転員の教育・訓練を含む)、放射線管理、放射性廃棄物管理ならびに原子力発電施設の設計・保全に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、原子力発電施設の設計・保全(原子力技術部門統括(土木建築)および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)および高経年対策に関する技術的業務を統括する(火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(9) 原子力技術部門統括(土木建築)は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全(原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する(その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(10) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル(原子燃料サイクル室長所管業務を除く。)およびその品質保証活動に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 調達本部長は、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(13) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p>	<p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、燃料の取替等に関する業務、3号炉及び4号炉に係る火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。また、資材調達部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(12) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p>	<p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する(その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守(運転員の教育・訓練を含む)、放射線管理、放射性廃棄物管理ならびに原子力発電施設の設計・保全に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、原子力発電施設の設計・保全(原子力技術部門統括(土木建築)および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)および高経年対策に関する技術的業務を統括する(火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(9) 原子力技術部門統括(土木建築)は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全(原子力発電部門統括が所管する業務を除く。)に関する技術的業務を統括する(その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>(10) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル(原子燃料サイクル室長所管業務を除く。)およびその品質保証活動に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 調達本部長は、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(13) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31 変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09 補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(16) 第1項(6)から(10)、(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(17) 第1項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の統括を行う。</p>	<p>(13) 玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(14) 第一所長は、所長を補佐し、技術第一課長、安全管理第一課長、発電第一課長及び保修第一課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証第一統括室長は、所長を補佐し、1号炉及び2号炉の発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証第一統括室副室長は、安全品質保証第一統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 安全品質保証第二統括室長は、所長を補佐し、3号炉及び4号炉の発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(19) 安全品質保証第二統括室副室長は、安全品質保証第二統括室長を補佐する。</p> <p>(20) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(21) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>(16) 第1項(6)から(10)、(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(17) 第1項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の入管理に関する業務を行う。</p>	<p>【玄海－美浜】 ④：記載の適正化（美浜は、各職位の共通職務を明確に記載した。）</p> <p>【大飯－美浜】 ③：運用の差異（大飯は、SA・DB等職務の分担見直しに伴い、組織改正を実施。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31 変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09 補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明 （以下、同様。）
<p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。 (7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括、教育・訓練の総括、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。 (8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。 (9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。 (10) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。 (11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。 (12) 第一発電室長は、1号炉および2号炉、第二発電室長は3号炉および4号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う（以下、第一発電室長と第二発電室長を総称して「発電室長」という。） (13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p>	<p>(22) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。 (23) 技術第一課長は1号炉及び2号炉、技術第二課長は3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。（以下、技術第一課長及び技術第二課長を総称する場合は「技術課長」という。） (24) 安全管理第一課長は1号炉及び2号炉、安全管理第二課長は3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。（以下、安全管理第一課長及び安全管理第二課長を総称する場合は「安全管理課長」という。） (25) 発電第一課長は1号炉及び2号炉、発電第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する業務を行う（以下、発電第一課長及び発電第二課長を総称する場合は「発電課長」という。） (26) 発電第一課当直課長は1号炉及び2号炉、発電第二課当直課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する当直業務を行う。（以下、発電第一課当直課長及び発電第二課当直課長を総称する場合は「当直課長」という。） (27) 保修第一課長は1号炉及び2号炉、保修第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱に関する業務を行う。（以下、保修第一課長及び保修第二課長を総称する場合は「保修課長」という。）</p>	<p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。 (7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、初期消火活動のための体制の整備に関する業務、文書管理と記録管理の総括、教育・訓練の総括、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。 (8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。 (9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。 (10) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。 (11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。 (12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。 (13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において「当直課長」とは、<u>特定の無い限り3号炉を担当する当直課長</u>をいう。 (14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、施設定期検査（以下、「定期検査」という。）に関する業務の補佐を行う。 (15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。 (16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。 (17) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。 (18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p>	<p>【大飯一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 （美浜は、第1編が運転段階（3号炉）、第2編が廃止措置段階（1、2号炉）に分編化されている。）</p>
<p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、施設定期検査（以下、「定期検査」という。）に関する業務の補佐を行う。 (15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。 (16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。 (17) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。 (18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p>	<p>(27) 保修第一課長は1号炉及び2号炉、保修第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱に関する業務を行う。（以下、保修第一課長及び保修第二課長を総称する場合は「保修課長」という。）</p>	<p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、施設定期検査（以下、「定期検査」という。）に関する業務の補佐を行う。 (15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。 (16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。 (17) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。 (18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31 変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09 補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(19) タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理（機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(23) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年化対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(24) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（<u>火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</u>）。</p> <p>(26) 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(23)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に關する業務を含む。</p> <p>(27) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>(28) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(29) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に關する業務を行う。</p> <p>(30) (21)及び(23)から(28)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(18)、(20)、(22)及び(29)に定める安全品質保証第一統括室長、安全品質保証第二統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(21)及び(28)で定める防災課長及び土木建築課長を含めた第二課をいう場合は「各第二課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、(18)、(20)、(21)、(22)、(28)及び(29)に定める安全品質保証第二統括室長、総務課長、防災課長、防護管理課長、土木建築課長及び原子力訓練センター所長を含めた第二課をいう場合には、「各第二課（室、センター）長」という。</p> <p>(31) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長</p>	<p>(19) タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理（機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年化対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年化対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(23) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年化対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(24) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（<u>火災発生時、内部溢水発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</u>）。</p> <p>(26) 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(23)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に關する業務を含む。</p> <p>(27) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ④：記載の適正化（美浜は、各職位の共通職務を明確に記載した。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31 変更認可申請 (補正) 箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可) の指示、指導に従い業務を実施する。	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案)	差異の説明
<p>(28) 発電用原子炉主任技術者 (以下、「原子炉主任技術者」という。) を兼任することができる品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保安計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p>	<p>第2節 原子炉発電安全委員会および 玄海原子炉発電所安全運営委員会 (原子炉発電安全委員会) 第6条 本店に原子炉発電安全委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。 2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置 (変更) 許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) 原子炉施設の定期的な評価の結果 (第10条関連) (4) 本店所管の社内標準の制定及び改正 (5) その他委員会 で定めた事項 3 原子炉管理部長を委員長とする。 4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者 (以下「原子炉主任技術者」という。) に加え、<u>原子炉総括部門、安全・品質保証部門、原子炉管理部門、原子炉土木部門、原子炉技術部門、廃止措置統括部門、原子炉土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者</u>で構成する。</p>	<p>(28) 発電用原子炉主任技術者 (以下、「原子炉主任技術者」という。) を兼任することができる品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保安計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p>	<p>【玄海 - 美浜】 ③：運用の差異 (美浜は、炉主任を兼任している場合は、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないことを規定している。)</p>
<p>第2節 原子炉発電安全委員会および 原子炉発電安全運営委員会 (原子炉発電安全委員会) 第6条 本店に原子炉発電安全委員会 (以下、「委員会」という。) を設置する。 2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置 (変更) 許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) 原子炉施設の定期的な評価の結果 (第11条関連) (4) 本店所管の社内標準の制定および改正 (5) その他委員会 で定めた事項 3. 原子炉安全部門統括を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。 4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>第2節 原子炉発電安全委員会および 原子炉発電安全運営委員会 (原子炉発電安全委員会) 第6条 本店に原子炉発電安全委員会 (以下、「委員会」という。) を設置する。 2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置 (変更) 許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) 原子炉施設の定期的な評価の結果 (第11条関連) (4) 本店所管の社内標準の制定および改正 (5) その他委員会 で定めた事項 3. 原子炉安全部門統括を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。 4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>第2節 原子炉発電安全委員会および 原子炉発電安全運営委員会 (原子炉発電安全委員会) 第6条 本店に原子炉発電安全委員会 (以下、「委員会」という。) を設置する。 2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置 (変更) 許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) 原子炉施設の定期的な評価の結果 (第11条関連) (4) 本店所管の社内標準の制定および改正 (5) その他委員会 で定めた事項 3. 原子炉安全部門統括を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。 4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>【玄海 - 美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>
<p>第7条 削除</p>	<p>第7条 削除</p>	<p>第7条 削除</p>	<p>【玄海 - 美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>
<p>(原子炉発電安全運営委員会) 第8条 発電所に原子炉発電安全運営委員会 (以下、「運営委員会」という。) を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会に審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項</p>	<p>(玄海原子炉発電所安全運営委員会) 第7条 発電所に玄海原子炉発電安全運営委員会 (以下「運営委員会」という。) を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会に審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する社内標準の制定及び改正 ア 運転員の構成人員に関する事項 イ 当直の引継方法に関する事項</p>	<p>(原子炉発電安全運営委員会) 第8条 発電所に原子炉発電安全運営委員会 (以下、「運営委員会」という。) を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会に審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項</p>	<p>【玄海 - 美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (以下、同様。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項(3号炉および4号炉)</p>	<p>ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 エ 巡視点検に関する事項 オ 異常時の措置に関する事項 カ 警報発生時の措置に関する事項 キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ク 定期的に実施する試験に関する事項 ケ 誤操作の防止に関する事項</p>	<p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項</p>	
<p>(j) 火災、内部溢水(3号炉および4号炉)、火山影響等(3号炉および4号炉)およびその他自然災害発生時の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項(3号炉および4号炉) (2) 燃料管理に関する社内基準の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定および改正</p>	<p>コ 火災、内部溢水発生時及びその他自然災害発生時の体制の整備に関する事項 サ 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 ア 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正 イ 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項 ウ 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項 エ 燃料の検査及び取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正</p>	<p>(j) 火災、内部溢水発生時およびその他自然災害発生時の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 (2) 燃料管理に関する社内基準の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定および改正</p>	
<p>改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する社内基準の制定および改正 (a) 放射線管理に関する社内基準の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p>	<p>ア 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項 イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ウ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正 ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項 イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項</p>	<p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する社内基準の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p>	
<p>(c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 保守管理に関する社内基準の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項</p>	<p>ウ 保全区域に関する事項 エ 周辺監視区域に関する事項 オ 線量の評価に関する事項 カ 除染に関する事項 キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ケ 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項 (5) 保守管理に関する社内基準の制定及び改正 (6) 改造の実施に関する事項(2号炉の改造の実施に関する事項及び第3編第19条第2項に関する事項を含む)</p>	<p>(c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 保守管理に関する社内基準の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項</p>	
<p>(7) 非常事態における運転操作に関する社内基準の制定および改正(第128条) (8) 保安教育実施計画の策定(第136条)に関する事項</p>	<p>(7) 非常事態における運転操作に関する社内基準の制定及び改正(第121条) (8) 保安教育実施計画の策定(第129条)に関する事項</p>	<p>(7) 非常事態における運転操作に関する社内基準の制定および改正(第123条) (8) 保安教育実施計画の策定(第131条)に関する事項</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第5条(14)から(16)、(18)、(20)から(25)及び(27)から(29)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	
<p>第3節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第9条 原子力事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者とする。なお、原子炉主任技術者は、品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長および保全計画課長のいずれかの職位を兼任することができる。</p> <p>4. 代行者の職位は、課(室)長以上の役職者とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(3号炉および4号炉の原子炉主任技術者については、非常召集可能圏外に離れる場合を含む)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらためて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>第3節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2 原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任する。</p> <p>3 原子炉主任技術者の職位は、原子炉保安監理担当とする。なお、原子炉保安監理担当は、安全品質保証第二統括室長、安全品質保証第二統括室副室長及び原子力訓練センター所長と兼務できる。</p> <p>4 代行者の職位は、課長以上とする。</p> <p>5 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらためて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>第3節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第9条 原子力事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者とする。なお、原子炉主任技術者は、品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長および保全計画課長のいずれかの職位を兼任することができる。</p> <p>4. 代行者の職位は、課(室)長以上の役職者とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(非常召集可能圏外に離れる場合を含む)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらためて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異(記載主旨に差異なし。)</p>
<p>4. 代行者の職位は、課(室)長以上の役職者とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(3号炉および4号炉の原子炉主任技術者については、非常召集可能圏外に離れる場合を含む)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらためて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>4 代行者の職位は、課(室)長以上とする。</p> <p>5 原子炉主任技術者が職務を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(非常召集可能圏外に離れる場合を含む)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらためて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>③：運用の差異(美浜は、炉主任を兼任している場合は、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないことを規定している。)</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31 変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の選任)</p> <p>第9条の2 所長は、電気主任技術者および代行者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ポイラー・タービン主任技術者および代行者を、第一種ポイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の職位は、課(室)長以上とする。</p> <p>3. 電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の代行者の職位は、課(室)長以上またはこれに準ずるものとする。</p> <p>4. 電気主任技術者またはポイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項および第2項に基づき、あらかじめ電気主任技術者またはポイラー・タービン主任技術者を選任する。</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第10条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示する。</p> <p>(2) 表10-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表10-2に定める事項について、各課(室)長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表10-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。</p> <p>(1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合</p> <p>(2) 第139条第1項(1)から(5)の報告を受けた場合</p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	<p>(電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の選任)</p> <p>第8条の2 所長は、電気主任技術者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ポイラー・タービン主任技術者を、第一種ポイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>また、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の代行者をあらかじめ指名する。</p> <p>2 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の職位は、課長以上とする。</p> <p>3 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の代行者の職位は、課長以上又はこれに準ずるものとする。</p> <p>4 電気主任技術者又はポイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、あらかじめ電気主任技術者又はポイラー・タービン主任技術者を選任する。</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十全に遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める事項について、各第二課長及び原子力訓練センター所長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第132条第1項の報告を受けた場合、<u>原子力管理部長へ報告する。</u></p> <p>(6) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	<p>(電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の選任)</p> <p>第9条の2 所長は、電気主任技術者および代行者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ポイラー・タービン主任技術者および代行者を、第一種ポイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の職位は、課(室)長以上とする。</p> <p>3. 電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の代行者の職位は、課(室)長以上またはこれに準ずるものとする。</p> <p>4. 電気主任技術者またはポイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項および第2項に基づき、あらかじめ電気主任技術者またはポイラー・タービン主任技術者を選任する。</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第10条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示する。</p> <p>(2) 表10-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表10-2に定める事項について、各課(室)長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表10-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。</p> <p>(1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合</p> <p>(2) 第134条第1項(1)から(5)の報告を受けた場合</p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	<p>【玄海-美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異(記載主旨に差異なし)</p> <p>【玄海-美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異(記載主旨に差異なし)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

4. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。

表10-1

条文	内容
第13条(運転員等の確保)	第5項および第7項に定める体制の構築
第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画(3号炉および4号炉)
第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(3号炉および4号炉)
第24条(制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界
第32条(軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲
第36条(1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲
第98条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動
第100条(新燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動の実施計画
第102条(燃料の取替等)	第1項に定める燃料装荷実施計画
第3項に定める取替炉心の安全性評価の結果	
第103条(使用済燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動の実施計画
第110条(管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除
第7項に定める管理区域の設定・解除	
第136条(所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画
第137条(請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

3. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。

表9-1

条文	内容
第12条(運転員等の確保)	第5項及び第7項に定める体制の構築
第17条の6(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画
第17条の7(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画
第23条(制御棒の挿入限界)	第2項に定める制御棒の挿入限界
第31条(軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲
第35条(1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	力の制限範囲
第91条(異常収束後の措置)	第2項に定める原子炉の再起動
第93条(新燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動に関する実施計画(3号炉のみ)
第95条(燃料の取替等)	第1項に定める燃料装荷実施計画(燃料装荷)
第5項に定める取替炉心の安全性評価の結果	
第96条(使用済燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動に関する実施計画(3号炉のみ)
第108条(管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除
第7項に定める管理区域の設定・解除	
第128条(所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画
第130条(請負会社従業員への保安教育)	第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

4. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。

表10-1

条文	内容
第13条(運転員等の確保)	第5項および第7項に定める体制の構築
第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画
第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画
第24条(制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界
第32条(軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲
第36条(1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲
第93条(新燃料の貯蔵)	原子炉の再起動
第97条(燃料の取替等)	第1項に定める燃料装荷実施計画
第3項に定める取替炉心の安全性評価の結果	
第105条(管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除
第7項に定める管理区域の設定・解除	
第131条(所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画
第132条(請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画

【玄海・美浜】
①：従前からの発電所固有の差異
(記載主旨に差異なし。
表10-2、第10-3も同様。)
②：運用の差異
(美浜は、ボロン添加ステンレス鋼ラックのため燃料が臨界に達するおそれがないことから、燃料移動計画の原子炉主任技術者の確認は不要。)

表10-2

条文	内容
第18条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果
第18条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(3号炉および4号炉)
第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果(3号炉および4号炉)
第18条の3(その他自然災害発生時の体制の整備)	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果
第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果
第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果
第90条(重大事故等対応設備)	要求される代替措置の確認(3号炉お

表10-2

条文	内容
第18条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果
第18条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果
第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果
第18条の3(その他自然災害発生時の体制の整備)	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果
第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果
第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31 変更認可申請 (補正) 箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案)	差異の説明
<p>第93条 (運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第94条 (予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p> <p>第96条 (異常時の基本的な対応) 及び対応措置</p> <p>第97条 (異常時の措置)</p> <p>第139条 (報告)</p> <p>運転上の制限を満足していないと判断した場合 (実用発電用原子炉の設置、運転、運転等に関する規則 (以下、「実用炉規則」という。)) 第87条第9号に定める事象が生じた場合)</p> <p>第96条に定める異常が生じた場合</p> <p>放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</p> <p>実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p>	<p>第83条 (重大事故等対処設備)</p> <p>第88条 (運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第87条 (予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p> <p>第89条 (異常時の基本的な対応) 及び対応措置</p> <p>第90条 (異常時の措置)</p> <p>第95条 (燃料の取替等)</p> <p>第132条 (報告)</p> <p>第3項に定める必要の代替措置の確認</p> <p>第11項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</p> <p>第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行</p> <p>第2項に定める必要の代替措置</p> <p>第11項に定める運転上の制限外から復帰している場合</p> <p>異常が生じた場合の原因調査及び対応措置</p> <p>第4項に定める異常の収束</p> <p>第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果</p> <p>第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</p> <p>第1項に定める第89条第1項に定める異常が生じた場合</p> <p>第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</p> <p>第1項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (以下、「実用炉規則」という。)) 第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p>	<p>第85条 (重大事故等対処設備)</p> <p>第88条 (運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行</p> <p>第2項に定める必要の代替措置</p> <p>第11項に定める運転上の制限外から復帰している場合</p> <p>第91条 (異常時の基本的な対応) 及び対応措置</p> <p>第92条 (異常時の措置)</p> <p>第134条 (報告)</p> <p>運転上の制限を満足していないと判断した場合 (実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (以下、「実用炉規則」という。)) 第87条第9号に定める事象が生じた場合)</p> <p>第91条に定める異常が生じた場合</p> <p>放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</p> <p>実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p>	<p>要求される代替措置の確認</p> <p>第11項に定める運転上の制限を満足している場合</p> <p>第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行</p> <p>第2項に定める必要の代替措置</p> <p>第11項に定める運転上の制限外から復帰している場合</p> <p>異常が生じた場合の原因調査および対応措置</p> <p>異常の収束</p> <p>運転上の制限を満足していないと判断した場合 (実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (以下、「実用炉規則」という。)) 第87条第9号に定める事象が生じた場合)</p> <p>第91条に定める異常が生じた場合</p> <p>放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</p> <p>実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p>
<p>表10-3</p> <p>1. 運転日誌等</p> <p>(1) 熱出力</p> <p>(2) 炉心の中性子束密度</p> <p>(3) 炉心の温度</p> <p>(4) 冷却材入口温度</p> <p>(5) 冷却材出口温度</p> <p>(6) 冷却材圧力</p> <p>(7) 冷却材流量</p> <p>(8) 制御棒位置</p> <p>(9) 再結合装置内の温度</p> <p>(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</p> <p>2. 燃料に係る記録</p> <p>(1) 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量</p> <p>3. 点検報告書</p> <p>(1) 運転開始前の点検結果</p> <p>(2) 運転停止後の点検結果</p>	<p>表9-3</p> <p>1. 運転日誌等</p> <p>(1) 熱出力</p> <p>(2) 炉心の中性子束密度</p> <p>(3) 炉心の温度</p> <p>(4) 冷却材入口温度</p> <p>(5) 冷却材出口温度</p> <p>(6) 冷却材圧力</p> <p>(7) 冷却材流量</p> <p>(8) 制御棒位置</p> <p>(9) 再結合装置内の温度</p> <p>(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</p> <p>2. 燃料に係る記録</p> <p>(1) 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量</p> <p>3. 点検報告書</p> <p>(1) 運転開始前の点検結果</p> <p>(2) 運転停止後の点検結果</p>	<p>表10-3</p> <p>1. 運転日誌等</p> <p>(1) 熱出力</p> <p>(2) 炉心の中性子束密度</p> <p>(3) 炉心の温度</p> <p>(4) 冷却材入口温度</p> <p>(5) 冷却材出口温度</p> <p>(6) 冷却材圧力</p> <p>(7) 冷却材流量</p> <p>(8) 制御棒位置</p> <p>(9) 再結合装置内の温度</p> <p>(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</p> <p>2. 燃料に係る記録</p> <p>(1) 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量</p> <p>3. 点検報告書</p> <p>(1) 運転開始前の点検結果</p> <p>(2) 運転停止後の点検結果</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す)
 青字：2019.07.31 変更認可申請 (補正) 箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案)	差異の説明
<p>4. 引継目録</p> <p>5. 放射線管理に係る記録</p> <p>(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側面における線量当量率</p> <p>(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>(3) 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況</p> <p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <p>(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</p> <p>(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法</p> <p>(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路</p> <p>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p>	<p>4. 当直員引継簿</p> <p>5. 放射線管理に係る記録</p> <p>(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線透過物の側面における線量当量率</p> <p>(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>(3) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況</p> <p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <p>(1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度</p> <p>(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法</p> <p>(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路</p> <p>7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p>	<p>4. 引継目録</p> <p>5. 放射線管理に係る記録</p> <p>(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側面における線量当量率</p> <p>(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>(3) 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況</p> <p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <p>(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</p> <p>(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法</p> <p>(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路</p> <p>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p>	<p>【玄海 - 美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異 (記載主旨に差異なし。)</p>
<p>(電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第10条の2 電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物^{※1}の工事、維持および運用に優先して、原子力発電工作物の保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うこととする。次に、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子力発電工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて、所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示、指導・助言を行う。</p> <p>(2) 原子力発電工作物の工事、維持および運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持および運用に従事する者(所長を含む。)に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) その他原子力発電工作物の工事、維持および運用に関し、保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p> <p>※1：原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に</p>	<p>(電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第9条の2 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物^{※1}の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に、かつ、次の各号に定める職務を「ポイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十全に遂行する。</p> <p>(1) 原子力発電工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて、関係各第二課長に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(2) 原子力発電工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持及び運用に従事する者(所長を含む。)に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) 原子力発電工作物の工事、維持及び運用に関する保安の記録について、あらかじめ定められた確認を行う。</p> <p>(4) その他保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p> <p>※1：原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に</p>	<p>(電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第10条の2 電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物^{※1}の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うこととする。次に、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子力発電工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて、所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示、指導・助言を行う。</p> <p>(2) 原子力発電工作物の工事、維持および運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持および運用に従事する者(所長を含む。)に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) その他原子力発電工作物の工事、維持および運用に関し、保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p> <p>※1：原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に</p>	<p>【玄海 - 美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異 (記載主旨に差異なし。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう(以下、本条において同じ)。</p>	
<p>第4節 原子炉施設の定期的な評価 (原子炉施設の定期的な評価) 第11条 原子炉安全部門統括は、各号炉毎および10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。 (1) 保安活動の実施の状況の評価 (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</p>	<p>第4節 原子炉施設の定期的な評価 (原子炉施設の定期的な評価) 第10条 所長は、各号炉ごと及び10年を超えない期間ごとに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。 (1) 保安活動の実施の状況の評価 (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</p>	<p>第4節 原子炉施設の定期的な評価 (原子炉施設の定期的な評価) 第11条 原子炉安全部門統括は、10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。 (1) 保安活動の実施の状況の評価 (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、3号炉のみの評価。)</p>
<p>2. 原子炉部門は、第1項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価および改善ならびに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</p>	<p>2 保安に関する組織は、第1項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価および改善並びに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</p>	<p>2. 原子炉部門は、第1項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価および改善ならびに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>第4章 運転管理 第1節 通則</p> <p>(構成および定義) 第12条 この規定において、原子炉の運転モード(以下「モード」という。)は、表12-1のとおりとする。 2. 第3節(第92条から第95条を除く)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。 (1) 第1項：運転上の制限 (2) 第2項：運転上の制限を満足していることを確認するための行う事項 (3) 第3項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※1に要求される措置 3. この規定において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。 (1) 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変えなければならないこと。 (2) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※2が整い次第行う活動の意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。 (3) 3号炉および4号炉について、「重大事故」とは、実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷」および「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料の著しい損傷」をいう。</p>	<p>第4章 運転管理 第1節 通則</p> <p>(構成および定義) 第11条 本編において、原子炉の運転モード(以下「モード」という。)は、表11-1のとおりとする。 2. 第3節(第85条から第88条を除く)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。 (1) 第1項：運転上の制限 (2) 第2項：運転上の制限を満足していることを確認するための行う事項 (3) 第3項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※1に要求される措置 3. 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。 (1) 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変えなければならないこと。 (2) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※2が整い次第行う活動の意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。 (3) 「重大事故」とは、実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p>	<p>第4章 運転管理 第1節 通則</p> <p>(構成および定義) 第12条 本編において、原子炉の運転モード(以下、「モード」という。)は、表12-1のとおりとする。 2. 第3節(第87条から第90条を除く)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。 (1) 第1項：運転上の制限 (2) 第2項：運転上の制限を満足していることを確認するための行う事項 (3) 第3項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※1に要求される措置 3. 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。 (1) 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変えなければならないこと。 (2) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※2が整い次第行う活動の意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。 (3) 「重大事故」とは、実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷」および「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p>	<p>【大飯ー美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、第1編が運転段階(3号炉)、第2編が廃止措置段階(1、2号炉)に分編化されている。)</p>
<p>※1：運転上の制限を満足していないと判断した場合と は、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課(室)長が判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課(室)長が判断した場合 ※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>※1：運転上の制限を満足していないと判断した場合と は、次のいずれかをいう。 ア 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各第二課長が判断した場合 イ 第2項の確認を行うことができなかった場合 ウ 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各第二課長が判断した場合 ※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>※1：運転上の制限を満足していないと判断した場合と は、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課(室)長が判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課(室)長が判断した場合 ※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

表12-1

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
1	出力運転(出力領域中性子束指示値5%超) 出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) 制御グループバンク全挿入※3による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜き操作開始	全ボルト締付 全ボルト締付 全ボルト締付
2(停止時)	出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) 制御グループバンク全挿入※3による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜き操作開始	全ボルト締付 全ボルト締付 全ボルト締付
2(起動時)	出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) 出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) 1次冷却材温度 177℃以上 1次冷却材温度 93℃超 177℃未満 1次冷却材温度 93℃以下	全ボルト締付 全ボルト締付 全ボルト締付 全ボルト締付 1本以上が緩められている
3	出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) 1次冷却材温度 177℃以上	全ボルト締付
4	1次冷却材温度 93℃超 177℃未満	全ボルト締付
5	1次冷却材温度 93℃以下	全ボルト締付 1本以上が緩められている
6※4		

※3：挿入不能な制御棒を除く。
 ※4：全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

表11-1

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
1	出力運転(出力領域中性子束指示値5%超) 出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) 制御グループバンク全挿入※3による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜き操作開始	全ボルト締付 全ボルト締付 全ボルト締付
2(停止時)	出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) 制御グループバンク全挿入※3による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜き操作開始	全ボルト締付 全ボルト締付 全ボルト締付
2(起動時)	出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) 出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) 1次冷却材温度 177℃以上 1次冷却材温度 93℃超 177℃未満 1次冷却材温度 93℃以下	全ボルト締付 全ボルト締付 全ボルト締付 全ボルト締付 1本以上が緩められている
3	出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) 1次冷却材温度 177℃以上	全ボルト締付
4	1次冷却材温度 93℃超 177℃未満	全ボルト締付
5	1次冷却材温度 93℃以下	全ボルト締付 1本以上が緩められている
6※4		

※3：挿入不能な制御棒を除く。
 ※4：全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

表12-1

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
1	出力運転(出力領域中性子束指示値5%超) 出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) 制御グループバンク全挿入※3による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜き操作開始	全ボルト締付 全ボルト締付 全ボルト締付
2(停止時)	出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) 制御グループバンク全挿入※3による原子炉停止 臨界操作のための制御グループバンク引抜き操作開始	全ボルト締付 全ボルト締付 全ボルト締付
2(起動時)	出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) 出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) 1次冷却材温度 177℃以上 1次冷却材温度 93℃超 177℃未満 1次冷却材温度 93℃以下	全ボルト締付 全ボルト締付 全ボルト締付 全ボルト締付 1本以上が緩められている
3	出力運転(出力領域中性子束指示値5%以下) 1次冷却材温度 177℃以上	全ボルト締付
4	1次冷却材温度 93℃超 177℃未満	全ボルト締付
5	1次冷却材温度 93℃以下	全ボルト締付 1本以上が緩められている
6※4		

※3：挿入不能な制御棒を除く。
 ※4：全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。

(原子炉の運転期間)

第12条の2 所長は、表12の2に定める原子炉の運転期間※1の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第49条第1項第2号に基づき、原子力規制委員会が定期検査を受けなければならない場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。

※1：原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機機の解列をいう(以下、本条において同じ)。

表12の2

原子炉の運転期間	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月

(原子炉の運転期間)

第11条の2 所長は、表11の2-1に定める原子炉の運転期間※1の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第49条第1項第2号に基づき、原子力規制委員会が施設定期検査(以下「定期検査」という。)を受けなければならない場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。

※1：原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機機の解列をいう。以下、本条において同じ。

表11の2-1

原子炉の運転期間	3号炉	4号炉
原子炉の運転期間	13か月	13か月

【玄海-美浜】
 ①：従前からの発電所固有の差異
 (記載主旨に差異なし。)

(運転員等の確保)
 第13条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。

表12の2

原子炉の運転期間	13ヶ月
原子炉の運転期間	13ヶ月

(運転員等の確保)
 第13条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者は、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。

(運転員等の確保)
 第12条 発電第二課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者は、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。

(運転員等の確保)
 第13条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者は、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>2. 発電室長は、原子炉の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり表13-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせるはならない。また、表13-1に定める人数のうち、1名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 当直課長は、第2項で定める者のうち、表13-2に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表13-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5. 安全・防災室長および発電室長は、第18条の5第4項(2)の成立性確認において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」といふ)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表13-1および表13-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 所長は、第5項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>7. 安全・防災室長および発電室長は、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表13-1および表13-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8. 安全・防災室長および発電室長は、第2項および第4項に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外(夜間)を含め補充を行う。また、所長は、第2項および第4項に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>9. 所長は、第6項、第8項の判断を行った場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施</p>	<p>2 発電第二課長は、原子炉の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせるはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、第2項で定める者のうち、表12-2に定める人数の者を中央操作員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4 防災課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、重大事故等の対策を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5 発電第二課長及び防災課長は、第17条の6第4項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」といふ)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1及び表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、体制を構築する。</p> <p>6 所長は、第5項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>7 発電第二課長及び防災課長は、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1及び表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8 発電第二課長及び防災課長は、第5項以外の事態が生じ、表12-1及び表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外(夜間)を含め補充を行う。また、所長は、表12-1及び表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>9 所長は、第6項、第8項の措置を受け、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施</p>	<p>2. 発電室長は、原子炉の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり表13-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせるはならない。また、表13-1に定める人数のうち、1名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 当直課長は、第2項で定める者のうち、表13-2に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する[*]。また、技術課長は、重大事故等の対応を行う要員として、表13-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5. 技術課長および発電室長は、第18条の5第4項(2)の成立性確認において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」といふ)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表13-1および表13-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 所長は、第5項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>7. 技術課長および発電室長は、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表13-1および表13-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8. 技術課長および発電室長は、第2項および第4項に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外(夜間)を含め補充を行う。また、所長は、第2項および第4項に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>9. 所長は、第6項、第8項の判断を行った場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施</p>	<p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p> <p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p> <p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (記載主旨に差異なし。)</p> <p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (記載主旨に差異なし。)</p> <p>【玄海一美浜】 ④：記載の適正化 (第9項は、所長が第6項または第8項に記載の判断を行った場合に、所</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）
 する。

玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）
 する。

差異の説明
 長が講じる措置を規定した記載であることから記載を適正化する。）
 【大飯・玄海－美浜】
 ④：記載の適正化（教育訓練について記載の充実）
 【大飯－美浜】
 ①：従前からの発電所固有の差異
 （美浜は、分編化により1・2号炉分を削除。）
 【玄海－美浜】
 ③：運用の差異
 （美浜は、炉心燃料有無の状態に応じて要員数が変更される。）
 【大飯・玄海－美浜】
 ②：上流文書の差異
 （上流文書（設置変更許可）の差異に基づく要員数の差異。）
 【大飯－美浜】
 ④：記載の適正化
 （美浜は、大飯の※1、2、5、6、は該当せず。）
 【玄海－美浜】
 ④：記載の適正化
 （玄海は※1を表内に記載、美浜は※2で運用を明確化。）
 【大飯・玄海－美浜】
 ③：運用の差異
 （中央に確保する要員数の差異。）
 【玄海－美浜】
 ⑤：記載方針の差異
 （玄海は、※3を表内に記載。）
 【玄海－美浜】
 ②：上流文書の差異

※1：重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。

表 13-1-1

中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A中央制御室※1 (1号炉および2号炉)	B中央制御室 (3号炉および4号炉)
原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2	10名以上※4※5	12名以上※4
原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2	8名以上※4※6	10名以上※4
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	5名以上※4	5名以上※4

表 13-1-2

中央制御室名	B中央制御室 (3号炉)
モード1、2、3、4、5および6の場合	8名以上※2
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	5名以上※2

※1：1号炉および2号炉については、原子炉への燃料装荷を行わない。
 ※2：複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。
 ※3：照射済燃料移動中も含む（以下、同じ）。
 ※4：当直課長を含む。
 ※5：内4名が3号炉および4号炉現場作業応援。
 ※6：内2名が3号炉または4号炉現場作業応援。

表 13-1-2

中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A中央制御室※1 (1号炉および2号炉)	B中央制御室 (3号炉および4号炉)
原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	3名以上※7	5名以上※7

※7：当直課長または当直主任を含む主機運転員以上。

表 13-1-3

3号炉および	要員名	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員
--------	-----	-----------	----------

※1：重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。

表 13-1-1

中央制御室名	B中央制御室 (3号炉)
モード1、2、3、4、5および6の場合	8名以上※2
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	5名以上※2

※2：当直課長を含む。
 ※3：照射済燃料移動中も含む（以下、同じ）。

表 13-1-2

中央制御室名	B中央制御室 (3号炉)
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	2名以上※4

※4：当直課長または当直主任を含む主機運転員以上。

表 13-1-3

運転モード	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員
-------	-----------	----------

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09修正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																		
<p>4.号炉の運転モード^{※1}</p> <table border="1"> <tr> <td>原子炉2基がモード1、2、3、4、5および6の場合^{※2}</td> <td>3.6名以上</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合^{※2}</td> <td>3.3名以上</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合^{※3}</td> <td>3.0名以上</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合^{※3}</td> <td>1.0名以上</td> </tr> </table> <p>※1：1号炉および2号炉については、原子炉への燃料装荷を行わない。 ※2：複数の運転モードに該当する場合、要求される要員数の多い方が適用される。 ※3：照射済燃料移動中も含む（以下、同じ）。</p>	原子炉2基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	3.6名以上	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	3.3名以上	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※3}	3.0名以上	原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※3}	1.0名以上	<p>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p> <table border="1"> <tr> <td>重大事故等対策要員</td> <td>36名以上</td> </tr> </table>	重大事故等対策要員	36名以上	<table border="1"> <tr> <td>常駐</td> <td>モード1、2、3、4、5および6の場合 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合^{※3}</td> <td>4名以上</td> <td>3.3名以上</td> </tr> <tr> <td>召集</td> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合^{※3}</td> <td>5名以上</td> <td>2.7名以上</td> </tr> </table>	常駐	モード1、2、3、4、5および6の場合 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※3}	4名以上	3.3名以上	召集	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※3}	5名以上	2.7名以上	<p>（美浜は、常駐、召集を分けて必要要員数を記載している。） 【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異（上流文書（設置変更許可）の差異に基づく要員数の差異。） 【大飯－美浜】 ④：記載の適性化（美浜は、※1・2は該当せず。※3は、表13-1の※2で規定する。）</p>
原子炉2基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	3.6名以上																				
原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	3.3名以上																				
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※3}	3.0名以上																				
原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※3}	1.0名以上																				
重大事故等対策要員	36名以上																				
常駐	モード1、2、3、4、5および6の場合 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※3}	4名以上	3.3名以上																		
召集	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※3}	5名以上	2.7名以上																		
<p>（巡視点検） 第14条 当直課長は、毎日1回以上、原子炉子炉格納容器内、1号炉および2号炉のエリア内、第112条第1項で定める区域ならびに系統より切離されている施設^{※1}を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 2. 発電室長は、原子炉格納容器内、原子炉および第112条第1項で定める区域については、第112条第1項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長は、そのために従い、巡視点検を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、系統より切離されている施設について一定期間^{※2}毎に巡視し、点検を行う。</p>	<p>（巡視点検） 第13条 発電第二課当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、第105条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設^{※1}を除く。）を「運転基準」に基づき巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 2. 発電第二課当直課長は、「運転基準」に基づき原子炉格納容器内及び第105条第1項で定める区域を、関連するパラメータによる間接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内及び第105条第1項で定める区域（特に立ち入りが制限された区域を除く。）は一定期間^{※2}ごとに巡視し、点検を行う。 3. 防災課長、技術第二課長、安全管理第二課長、保守第二課長、土木建築課長及び発電第二課当直課長は、「非常事態対策基準」、「技術基準」、「放射線管理基準」、「化学管理基準」、「保修基準」、「土木建築基準」及び「運転基準」に基づき、系統より切離されている施設について一定期間^{※2}ごとに巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。 ※2：一定期間とは、1か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。また、点検可能な時期が定期検査時となる施設について</p>	<p>（巡視点検） 第14条 当直課長（1、2号炉担当を含む。）は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、原子炉内、第107条第1項で定める区域および系統より切離されている施設^{※1}を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 2. 発電室長は、原子炉格納容器内、原子炉および第107条第1項で定める区域については、第107条第1項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長は、そのために従い、巡視点検を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、系統より切離されている施設について一定期間^{※2}毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。 ※2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。また、点検可能な時期が定期検査時となる施設について</p>	<p>【玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異（アニュラス内巡視点検の運用の差異。） 【玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異（第1項で除外した範囲の巡視点検の運用の差異。）</p>																		

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>については、定期検査毎とする。</p>	<p>については、定期検査ごととする。</p>	<p>については、定期検査毎とする。</p>	
<p>(運転管理に関する社内標準の作成) 第15条 各課(室)長(当直課長を除く。)は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第8条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉の起動および停止操作に関する事項 巡視点検に関する事項 異常時の措置に関する事項 警報発生時の措置に関する事項 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 定期的実施するサーベランスに関する事項 誤操作の防止に関する事項(3号炉および4号炉) 火災、内部溢水(3号炉および4号炉)、火山影響等(3号炉および4号炉)およびその他自然災害発生時の体制の整備に関する事項 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項(3号炉および4号炉) 	<p>(運転管理に関する社内標準の作成) 第14条 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 巡視点検に関する事項 異常時の措置に関する事項 警報発生時の措置に関する事項 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 定期的実施する試験に関する事項 誤操作の防止に関する事項 火災、内部溢水発生時及びその他自然災害発生時の体制の整備に関する事項 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 	<p>(運転管理に関する社内標準の作成) 第15条 各課(室)長(当直課長を除く。)は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第8条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉の起動および停止操作に関する事項 巡視点検に関する事項 異常時の措置に関する事項 警報発生時の措置に関する事項 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 定期的実施するサーベランスに関する事項 誤操作の防止に関する事項 火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 	<p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (記載主旨に差異なし。) (以下、同様。)</p>
<p>(引 継) 第16条 当直課長は、その業務を次直の当直課長に引き継ぐ際には、運転日誌を引き渡すとともに、運転状況を申し送る。</p>	<p>(引 継) 第15条 発電第二課当直課長は、その業務を次直の当直課長に引き継ぐ際には、運転日誌及び当直課長引継ぎを申し送る。</p>	<p>(引 継) 第16条 当直課長(1、2号炉担当を含む。)は、その業務を次直の当直課長(1、2号炉担当を含む。)に引き継ぐ際には、運転日誌および引継日誌を引き渡すとともに、運転状況を申し送る。</p>	<p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>
<p>(原子炉起動前の確認事項) 第17条 各課(室)長は、原子炉の起動開始までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認し、発電室長に通知する。発電室長は、この通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉冷却系統施設 制御材駆動設備 電源、給排水および排気施設 <p>2. 発電室長は、最終ヒートアップ開始^{*1}までに、第3節の条文中で定期検査時に関係課長から発電室長に通知されることとなっている確認項目^{**2}について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。</p>	<p>(原子炉起動前の確認事項) 第16条 発電第二課当直課長は、原子炉の起動開始までに、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉冷却系統施設 制御材駆動設備 電源、給排水及び排気施設 <p>2. 発電第二課長は、最終ヒートアップ開始^{*1}までに、第3節の条文中で定期検査時に関係課長から発電第二課長に通知されることとなっている確認項目^{**2}について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を発電第二課当直課長に通知する。</p>	<p>(原子炉起動前の確認事項) 第17条 各課(室)長は、原子炉の起動開始までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認し、発電室長に通知する。発電室長は、この通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉冷却系統施設 制御材駆動設備 電源、給排水および排気施設 <p>2. 発電室長は、最終ヒートアップ開始^{*1}までに、第3節の条文中で定期検査時に関係課長から発電室長に通知されることとなっている確認項目^{**2}について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。</p>	<p>【玄海一美浜】 ③：運用の差異 (美浜は、各課(室)長の点検結果を、原子炉起動開始までに発電室長に通知することを明確にしている。)</p> <p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (記載主旨に差異なし。)</p>
<p>※1：定期検査の最終段階において、原子炉を臨界にする</p>	<p>※1：定期検査の最終段階において、原子炉を臨界にする</p>	<p>※1：定期検査の最終段階において、原子炉を臨界にする</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>ためにモード5からモード4への移行操作を開始することという。</p> <p>※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※3：定期検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p>	<p>ためにモード5からモード4への移行操作を開始することという。</p> <p>※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※3：定期検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p>	<p>ためにモード5からモード4への移行操作を開始することという。</p> <p>※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※3：定期検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p>	
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第18条 安全・防災室長は、火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画^{※2}を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第18条 保全計画課長は、火災が発生した場合(以下、「火災発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画^{※2}を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 (美浜は、火山活動のモニタリングの記載なし。)</p>
<p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置^{※2}。</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 安全・防災室長は、第2項の活動の実施結果を取りま</p>	<p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置^{※2}。</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)、保修第一課長及び発電第一課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りま</p>	<p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置^{※2}。</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 保全計画課長は、第2項の活動の実施結果を取りま</p>	<p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む(以下、本条において同じ)。</p>
<p>とめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課(室)長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む(以下、本条において同じ)。</p>	<p>とめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各第二課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火又は延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む(以下、本条において同じ)。</p>	<p>とめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課(室)長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火または延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む(以下、本条において同じ)。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>※2：計画とは、3号炉および4号炉においては、火災防護計画を示す。</p> <p>※3：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、原炉施設内において溢水が発生した場合(以下、「内部溢水発生時」という。)における原炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課(室)長は、第2項の活動の実施結果を取りまとも、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 3号炉および4号炉について、各課(室)長は、内部溢水の影響により、原炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>※2：計画とは、火災防護計画を示す。</p> <p>※3：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原炉施設内において溢水が発生した場合(以下、「内部溢水発生時」という。)における原炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等」に係る実施基準に従い策定する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとも、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各第二課長は、内部溢水の影響により、原炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>※2：計画とは、火災防護計画を示す。</p> <p>※3：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2 技術課長は、原炉施設内において溢水が発生した場合(以下、「内部溢水発生時」という。)における原炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課(室)長は、第2項の活動の実施結果を取りまとも、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術課長に報告する。技術課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課(室)長は、内部溢水の影響により、原炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異(記載主旨に差異なし。)</p> <p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異(美浜は、火山活動のモニタリングの記載なし。)</p> <p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異(美浜は、玄海 P/S より詳細に記載している。)</p>
<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合(以下、「火山影響等発生時」という。)における原炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2の2 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等」に係る実施基準に従い策定する。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2 技術課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合(以下、「火山影響等発生時」という。)における原炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異(美浜は、第18条の2の2に火山影響等発生時の体制の整備を規定。玄海は、第17条の4に火山活動のモニタリング等の体制の整備を規定。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 各課(室)長は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課(室)長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、各課(室)長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があることと判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 3号炉および4号炉について、原子力技術部門統括(原子力技術)は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p>	<p>する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5 各第二課長は、火山影響等発生時において、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があることと判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6 原子力管理部長は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p>	<p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) (2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課(室)長は、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課(室)長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術課長に報告する。技術課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課(室)長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があることと判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子力技術部門統括(原子力技術)は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1：火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p>	<p>差異の説明</p>
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害(「地震、津波および竜巻等」)をいう。以下、本条において同じ)が発生した場合における原子炉施設の下、本条において同じ)が発生した場合における原子炉施設</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害(「地震、津波および竜巻等」)をいう。以下、本条において同じ)が発生した場合における原子炉施設の</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3 技術課長は、原子炉施設内においてその他自然災害(「地震、津波および竜巻等」)をいう。以下、本条において同じ)が発生した場合における原子炉施設</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(資機材等の整備) 第18条の4 3号炉および4号炉について、各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 所長室長および電気保修課長は、設計基準事故が発生</p>	<p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備) 第17条の4 原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の(1)及び(2)を含む計画を策定する。また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合における必要な対応を行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。なお、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 原子炉停止の計画策定 (4) 燃料体等の搬出等の計画策定</p> <p>2 原子力土木建築部長は、前項の計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、前項の計画に基づき、破局的噴火への発展の可能性がある場合における原子炉停止、燃料体等の搬出等のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>3 原子力管理部長、原子力技術部長及び原子力土木建築部長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 原子力土木建築部長は、火山活動のモニタリングの結果、破局的噴火への発展の可能性があると評価された場合、その結果を社長へ報告する。</p> <p>5 原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性がある場合は、社長からの指示を受け、所長及び原子炉主任技術者に連絡するとともに、原子炉停止、燃料体等の搬出等について協議し、所長に指示する。</p> <p>6 技術第二課長、保修第二課長、発電第二課長及び発電第二課当直課長は、所長の指示に基づき原子炉停止、燃料体等の搬出等を実施する。</p>	<p>(資機材等の整備) 第18条の4 各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 所長室長および電気保修課長は、設計基準事故が発生</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（ ）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>した場合作業用照明を7日間に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 所長室長、発電室長、電気保修課長および放射線管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p> <p>(3) タービン保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いるディーゼル発電機を7日間連続運転させるために、位置的分散を考慮して、タンクローリー4台以上を配備する。また、安全・防災室長および発電室長は、タンクローリーによる燃料の輸送に関する以下の手順を定める。</p> <p>(a) タンクローリーの燃料輸送に関する手順</p> <p>(b) タンクローリーの輸送ルート確保に関する手順</p> <p>(c) 竜巻の襲来が予想される場合にタンクローリー4台を鯉谷トンネルに退避するための手順</p> <p>(d) タンクローリーの退避ルートの確保に関する手順</p>	<p>た場合作業用照明を7日間に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、設計基準事故が発生した場合に用いるディーゼル発電機を7日間連続運転させるために、必要なタンクローリーを常時2台以上整備し、位置的分散を考慮して配置するとともに、タンクローリーによる燃料油貯蔵タンクから燃料油貯蔵タンク間の輸送に関する手順を定める。</p> <p>(3) 技術第二課長、安全管理第二課長、保修第二課長及び発電第二課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>した場合作業用照明を7日間に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 所長室長、放射線管理課長、発電室長、電気保修課長および計装保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、設計基準事故が発生した場合に用いるディーゼル発電機を7日間連続運転させるため燃料は、燃料貯蔵タンクの油量でまかなえるため燃料輸送の記載は不要。） （以下、同様。）</p>
<p>(重大事故等発生時の体制の整備) 第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第2項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うこと</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備) 第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2 原子力管理部長は、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に定め、社長の承認を得る。</p> <p>3 原子炉主任技術者は、第2項に定める「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備) 第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第2項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うこと</p>	<p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （美浜は、添付3に重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等を定めている。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>とを任務とする。</p> <p>4. 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(b) 3号炉および4号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(以下、「成立性の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</p> <p>(c) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アセスメントの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、各課(室)長(当直課長を除く。)は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定め、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損</p>	<p>うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4 防災課長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>ア 要員の役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>イ 3号炉及び4号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足すること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(以下「成立性の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</p> <p>ウ 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>エ 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アセスメントの確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のための活動、並びに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定め、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損</p>	<p>とを任務とする。</p> <p>4. 安全・防災室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する*1こと</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための成立性の確認訓練(以下、「成立性の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アセスメントの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定め、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 (美浜は、3号炉のみ適用であり、同時被災は考慮していない。)</p> <p>【大飯・玄海一美浜】</p> <p>④：記載の適正化 (教育訓練について記載の充実)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>6. 各課(室)長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p>	<p>を防止するための対策に関すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>6 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>8 防災課長は、第6項の活動の実施結果を取りまとも、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>6. 各課(室)長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、<u>第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</u></p>	<p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (美浜は、重大事故発生時の活動の実施および要員の手順遵守をまとめて記載している。)</p> <p>【玄海一美浜】 ③：運用の差異 (美浜は、各課(室)長が活動の実施結果をとりまとも、安全・防災室長に報告することとしていている。)</p>
<p>7. 各課(室)長は、第6項の活動の実施結果を取りまとも、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>9 原子力管理部長は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担及び責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>10 原子力管理部長は、第9項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>11 原子力管理部長は、第10項の実施結果を踏まえ、第9項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>7. 各課(室)長は、第6項の活動の実施結果を取りまとも、定期的に評価を行うとともに、<u>評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>8. 原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9. 原子力安全部門統括は、第9項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>【大飯一美浜】 ④：記載の適正化 (保安規定変更に係る基本方針に従い追記。)</p>
<p>8. 3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>9. 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>9 原子力管理部長は、第10項の実施結果を踏まえ、第9項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>8. 原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9. 原子力安全部門統括は、第9項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>【大飯一美浜】 ④：記載の適正化 (保安規定変更に係る基本方針に従い追記。)</p>
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p>	<p>※1：重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、または運転員(当直員)、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>第18条の6 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損傷が生じた場合(以下、「大規模損壊発生時」という。))における原子炉施設のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画の整備と、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下、「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) (h)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(d) (h)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p>	<p>第17条の7 防災課長は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損傷が生じた場合(以下「大規模損壊発生時」という。))における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</p> <p>ウ イ項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>エ イ項の訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p>	<p>第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損傷が生じた場合(以下、「大規模損壊発生時」という。))における原子炉施設のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する^{※1}こと。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下、「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) (c)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) (c)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】 ④：記載の適正化(教育訓練について記載の充実)</p>
<p>2. 3号炉および4号炉について、各課(室)長(当直課長を除く。)は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備と、次の各号の手順を定める。また、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低</p>	<p>2 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低</p>	<p>2. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備と、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う支援に關する計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全部門統括は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に關する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>減するための対策に関すること</p> <p>3 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>4 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>5 防災課長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>6 原子力管理部長は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>7 原子力管理部長は、第6項の計画に基づき、本店が行う支援に關する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>8 原子力管理部長は、第7項の実施内容を踏まえ、第6項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全部門統括は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に關する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異（美浜は、重大事故発生時の活動の実施および要員の手順遵守をまとめて記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>③：運用の差異（美浜は、各課（室）長が活動の実施結果をとりまとめ、安全・防災室長に報告することとしている。）</p>
<p>（電源機能喪失時等の体制の整備）</p> <p>第18条の7 1号炉および2号炉について、安全・防災室長は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備および使用済燃料ピットを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合、あるいは使用済燃料ピットの冷却水の維持が困難な場合（以下、「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を</p>	<p>～規定なし～</p>	<p>～規定なし～</p>	<p>【大飯－美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異（美浜は、第2編（1、2号炉）第153条で規定。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																
<p>得る。</p> <p>(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防ポンプ(消防車に装備されているポンプを含む)、消火ホースおよびその他資機材の配備</p> <p>2 各課(室)長は、前項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課(室)長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(水質管理)</p> <p>第18条 安全管理第二課長は、モード1において、1か月以内に1回、表18-1に定める1次冷却材及び蒸気発生器内水の水质が基準値の範囲にあることを確認する。</p> <p>2 安全管理第二課長は、1次冷却材又は蒸気発生器内水の水质が基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復させるよう努める。</p> <p>表18-1</p> <table border="1" data-bbox="1013 974 1189 1467"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気伝導率</td> <td>1~40 $\mu\text{S}/\text{cm}$ (温度 25°C)</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>4~11 (温度 25°C)</td> </tr> <tr> <td>塩素イオン</td> <td>0.15 ppm以下</td> </tr> <tr> <td>溶解酸素</td> <td>0.1 ppm以下</td> </tr> <tr> <td>溶存水素</td> <td>15~50 $\text{cm}^3\text{-STP}/\text{kg}\cdot\text{H}_2\text{O}$</td> </tr> <tr> <td>カチオン電気伝導率</td> <td>30 $\mu\text{S}/\text{cm}$以下 (温度 25°C)</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>8以上 (温度 25°C)</td> </tr> </tbody> </table> <p>蒸気発生器内水</p>	項目	基準値	電気伝導率	1~40 $\mu\text{S}/\text{cm}$ (温度 25°C)	pH	4~11 (温度 25°C)	塩素イオン	0.15 ppm以下	溶解酸素	0.1 ppm以下	溶存水素	15~50 $\text{cm}^3\text{-STP}/\text{kg}\cdot\text{H}_2\text{O}$	カチオン電気伝導率	30 $\mu\text{S}/\text{cm}$ 以下 (温度 25°C)	pH	8以上 (温度 25°C)	<p>(水質管理)</p> <p>第19条 放射線管理課長は、モード1において、1ヶ月以内に1回、表19-1に定める1次冷却材および蒸気発生器内水の水质が基準値の範囲にあることを確認する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、1次冷却材または蒸気発生器内水の水质が基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復させるよう努める。</p> <p>表19-1</p> <table border="1" data-bbox="1013 443 1189 936"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気伝導率</td> <td>1~40 $\mu\text{S}/\text{cm}$ (温度 25°C)</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>4~11 (温度 25°C)</td> </tr> <tr> <td>塩素イオン</td> <td>0.15 ppm以下</td> </tr> <tr> <td>溶解酸素</td> <td>0.1 ppm以下</td> </tr> <tr> <td>溶存水素</td> <td>15~50 $\text{cm}^3\text{-STP}/\text{kg}\cdot\text{H}_2\text{O}$</td> </tr> <tr> <td>カチオン電気伝導率</td> <td>30 $\mu\text{S}/\text{cm}$以下 (温度 25°C)</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>8以上 (温度 25°C)</td> </tr> </tbody> </table> <p>蒸気発生器内水</p>	項目	基準値	電気伝導率	1~40 $\mu\text{S}/\text{cm}$ (温度 25°C)	pH	4~11 (温度 25°C)	塩素イオン	0.15 ppm以下	溶解酸素	0.1 ppm以下	溶存水素	15~50 $\text{cm}^3\text{-STP}/\text{kg}\cdot\text{H}_2\text{O}$	カチオン電気伝導率	30 $\mu\text{S}/\text{cm}$ 以下 (温度 25°C)	pH	8以上 (温度 25°C)	
項目	基準値																																		
電気伝導率	1~40 $\mu\text{S}/\text{cm}$ (温度 25°C)																																		
pH	4~11 (温度 25°C)																																		
塩素イオン	0.15 ppm以下																																		
溶解酸素	0.1 ppm以下																																		
溶存水素	15~50 $\text{cm}^3\text{-STP}/\text{kg}\cdot\text{H}_2\text{O}$																																		
カチオン電気伝導率	30 $\mu\text{S}/\text{cm}$ 以下 (温度 25°C)																																		
pH	8以上 (温度 25°C)																																		
項目	基準値																																		
電気伝導率	1~40 $\mu\text{S}/\text{cm}$ (温度 25°C)																																		
pH	4~11 (温度 25°C)																																		
塩素イオン	0.15 ppm以下																																		
溶解酸素	0.1 ppm以下																																		
溶存水素	15~50 $\text{cm}^3\text{-STP}/\text{kg}\cdot\text{H}_2\text{O}$																																		
カチオン電気伝導率	30 $\mu\text{S}/\text{cm}$ 以下 (温度 25°C)																																		
pH	8以上 (温度 25°C)																																		
<p>(水質管理)</p> <p>第19条 放射線管理課長は、モード1において、1ヶ月以内に1回、表19-1に定める1次冷却材および蒸気発生器内水の水质が基準値の範囲にあることを確認する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、1次冷却材または蒸気発生器内水の水质が基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復させるよう努める。</p> <p>表19-1</p> <table border="1" data-bbox="1013 1503 1189 1995"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気伝導率</td> <td>1~40 $\mu\text{S}/\text{cm}$ (温度 25°C)</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>4~11 (温度 25°C)</td> </tr> <tr> <td>塩素イオン</td> <td>0.15 ppm以下</td> </tr> <tr> <td>溶解酸素</td> <td>0.1 ppm以下</td> </tr> <tr> <td>溶存水素</td> <td>15~50 $\text{cm}^3\text{-STP}/\text{kg}\cdot\text{H}_2\text{O}$</td> </tr> <tr> <td>カチオン電気伝導率</td> <td>30 $\mu\text{S}/\text{cm}$以下 (温度 25°C)</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>8以上 (温度 25°C)</td> </tr> </tbody> </table> <p>蒸気発生器内水</p>	項目	基準値	電気伝導率	1~40 $\mu\text{S}/\text{cm}$ (温度 25°C)	pH	4~11 (温度 25°C)	塩素イオン	0.15 ppm以下	溶解酸素	0.1 ppm以下	溶存水素	15~50 $\text{cm}^3\text{-STP}/\text{kg}\cdot\text{H}_2\text{O}$	カチオン電気伝導率	30 $\mu\text{S}/\text{cm}$ 以下 (温度 25°C)	pH	8以上 (温度 25°C)	<p>(水質管理)</p> <p>第2節 運転上の留意事項</p> <p>第19条の2 発電第二課長は、定期検査時に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁(原子炉側からみた第1弁)について、閉止施設状態であることを確認する。</p>	<p>(水質管理)</p> <p>第2節 運転上の留意事項</p> <p>第19条の2 発電室長は、定期検査時に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁(原子炉側からみた第1弁)について、閉止施設状態であることを確認する。</p>																	
項目	基準値																																		
電気伝導率	1~40 $\mu\text{S}/\text{cm}$ (温度 25°C)																																		
pH	4~11 (温度 25°C)																																		
塩素イオン	0.15 ppm以下																																		
溶解酸素	0.1 ppm以下																																		
溶存水素	15~50 $\text{cm}^3\text{-STP}/\text{kg}\cdot\text{H}_2\text{O}$																																		
カチオン電気伝導率	30 $\mu\text{S}/\text{cm}$ 以下 (温度 25°C)																																		
pH	8以上 (温度 25°C)																																		
<p>(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理)</p> <p>第19条の2 3号炉および4号炉について、発電室長は、定期検査時に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁(原子炉側からみた第1弁)について、閉止施設状態であることを確認する。</p>	<p>(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理)</p> <p>第18条の2 発電第二課長は、定期検査時に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁(原子炉側からみた第1弁)について、閉止施設状態であることを確認する。</p>	<p>(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理)</p> <p>第19条の2 発電室長は、定期検査時に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁(原子炉側からみた第1弁)について、閉止施設状態であることを確認する。</p>																																	
<p>第3節 運転上の制限 (停止余裕)</p>	<p>第3節 運転上の制限 (停止余裕)</p>	<p>第3節 運転上の制限 (停止余裕)</p>																																	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																														
<p>第20条 モード2(未臨界状態)、3、4および5において、停止余裕は、表20-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード2(未臨界状態)、3、4および5において、3日に1回、停止余裕を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表20-2の措置を講じる。</p> <p>表20-1</p> <table border="1" data-bbox="576 1507 667 2002"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>停止余裕</td> <td>(1) モード2(未臨界状態)、3および4において、1.6%Δk/k以上であること (2) モード5において、1.0%Δk/k以上であること</td> </tr> </table> <p>表20-2</p> <table border="1" data-bbox="719 1507 810 2002"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほうろによる蒸餾操作を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	停止余裕	(1) モード2(未臨界状態)、3および4において、1.6%Δk/k以上であること (2) モード5において、1.0%Δk/k以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほうろによる蒸餾操作を開始する。	速やかに	<p>第19条 モード2(未臨界状態)、3、4及び5において、停止余裕は、表19-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、モード2(未臨界状態)、3、4及び5において、3日に1回、停止余裕を確認する。</p> <p>3. 発電第二課当直課長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表19-2の措置を講じる。</p> <p>表19-1</p> <table border="1" data-bbox="576 978 667 1473"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>停止余裕</td> <td>(1) モード2(未臨界状態)、3及び4において、1.6%Δk/k以上であること (2) モード5において、1.0%Δk/k以上であること</td> </tr> </table> <p>表19-2</p> <table border="1" data-bbox="719 978 810 1473"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほうろによる蒸餾操作を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	停止余裕	(1) モード2(未臨界状態)、3及び4において、1.6%Δk/k以上であること (2) モード5において、1.0%Δk/k以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほうろによる蒸餾操作を開始する。	速やかに	<p>第20条 モード2(未臨界状態)、3、4および5において、停止余裕は、表20-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード2(未臨界状態)、3、4および5において、3日に1回、停止余裕を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表20-2の措置を講じる。</p> <p>表20-1</p> <table border="1" data-bbox="576 445 667 940"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>停止余裕</td> <td>(1) モード2(未臨界状態)、3および4において、1.77%Δk/k以上であること (2) モード5において、1.0%Δk/k以上であること</td> </tr> </table> <p>表20-2</p> <table border="1" data-bbox="719 445 810 940"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほうろによる蒸餾操作を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	停止余裕	(1) モード2(未臨界状態)、3および4において、1.77%Δk/k以上であること (2) モード5において、1.0%Δk/k以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほうろによる蒸餾操作を開始する。	速やかに	
項目	運転上の制限																																
停止余裕	(1) モード2(未臨界状態)、3および4において、1.6%Δk/k以上であること (2) モード5において、1.0%Δk/k以上であること																																
条件	要求される措置	完了時間																															
A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほうろによる蒸餾操作を開始する。	速やかに																															
項目	運転上の制限																																
停止余裕	(1) モード2(未臨界状態)、3及び4において、1.6%Δk/k以上であること (2) モード5において、1.0%Δk/k以上であること																																
条件	要求される措置	完了時間																															
A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほうろによる蒸餾操作を開始する。	速やかに																															
項目	運転上の制限																																
停止余裕	(1) モード2(未臨界状態)、3および4において、1.77%Δk/k以上であること (2) モード5において、1.0%Δk/k以上であること																																
条件	要求される措置	完了時間																															
A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほうろによる蒸餾操作を開始する。	速やかに																															
<p>(臨界ボロン濃度)</p> <p>第21条 モード1および2において、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差は、表21-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、臨界ボロン濃度の予測値は、燃料取替後、実効最大出力運転日数が60日を超えるまでに、測定値に応じた調整をすることができる。</p> <p>2. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、モード1になるまで1回、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差を確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(2) 原子燃料課長は、モード1および2において、実効最大出力運転日数が60日に達して以降、1ヶ月に1回、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表21-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。通知を受けた当直課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(臨界ボロン濃度)</p> <p>第20条 モード1及び2において、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差は、表20-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、臨界ボロン濃度の予測値は、燃料取替後、実効最大出力運転日数が60日を超えるまでに、測定値に応じた調整をすることができる。</p> <p>2. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、燃料取替後、モード1になるまで1回、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 技術第二課長は、モード1及び2において、実効最大出力運転日数が60日に達して以降、1か月に1回、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差を確認する。</p> <p>3. 技術第二課長は、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表20-2の措置を講じるとともに、発電第二課当直課長に通知する。通知を受けた発電第二課当直課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(臨界ボロン濃度)</p> <p>第21条 モード1および2において、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差は、表21-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、臨界ボロン濃度の予測値は、燃料取替後、実効最大出力運転日数が60日を超えるまでに、測定値に応じた調整をすることができる。</p> <p>2. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、モード1になるまで1回、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差を確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(2) 原子燃料課長は、モード1および2において、実効最大出力運転日数が60日に達して以降、1ヶ月に1回、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表21-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。通知を受けた当直課長は、同表の措置を講じる。</p>																															

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)		差異の説明																											
表2 1-1	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差</td> <td>±100 ppm以内であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差	±100 ppm以内であること	表2 1-1	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差</td> <td>±100 ppm以内であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差	±100 ppm以内であること	表2 1-1	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差</td> <td>±100 ppm以内であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差	±100 ppm以内であること																
項目	運転上の制限																																
臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差	±100 ppm以内であること																																
項目	運転上の制限																																
臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差	±100 ppm以内であること																																
項目	運転上の制限																																
臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差	±100 ppm以内であること																																
表2 1-2	<table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、炉心設計および安全解析の再評価を行い、原子炉の継続運転が許容でき、その結果を当直課長に通知する。 および A.2 原子燃料課長は、必要に応じて適切な運転上の制限並びに確認項目およびその頻度を定め、その結果を当直課長に通知する。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、炉心設計および安全解析の再評価を行い、原子炉の継続運転が許容でき、その結果を当直課長に通知する。 および A.2 原子燃料課長は、必要に応じて適切な運転上の制限並びに確認項目およびその頻度を定め、その結果を当直課長に通知する。	72時間	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	表2 1-2	<table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 技術第二課長は、炉心設計及び安全解析の再評価を行い、原子炉の継続運転が許容でき、その結果を発電第二課当直課長に通知する。 および A.2 技術第二課長は、必要に応じて適切な運転上の制限並びに確認項目及びその頻度を定め、その結果を発電第二課当直課長に通知する。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 技術第二課長は、炉心設計及び安全解析の再評価を行い、原子炉の継続運転が許容でき、その結果を発電第二課当直課長に通知する。 および A.2 技術第二課長は、必要に応じて適切な運転上の制限並びに確認項目及びその頻度を定め、その結果を発電第二課当直課長に通知する。	72時間	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間	表2 1-2	<table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、炉心設計および安全解析の再評価を行い、原子炉の継続運転が許容でき、その結果を当直課長に通知する。 および A.2 原子燃料課長は、必要に応じて適切な運転上の制限並びに確認項目およびその頻度を定め、その結果を当直課長に通知する。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、炉心設計および安全解析の再評価を行い、原子炉の継続運転が許容でき、その結果を当直課長に通知する。 および A.2 原子燃料課長は、必要に応じて適切な運転上の制限並びに確認項目およびその頻度を定め、その結果を当直課長に通知する。	72時間	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	
条件	要求される措置	完了時間																															
A. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、炉心設計および安全解析の再評価を行い、原子炉の継続運転が許容でき、その結果を当直課長に通知する。 および A.2 原子燃料課長は、必要に応じて適切な運転上の制限並びに確認項目およびその頻度を定め、その結果を当直課長に通知する。	72時間																															
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																															
条件	要求される措置	完了時間																															
A. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 技術第二課長は、炉心設計及び安全解析の再評価を行い、原子炉の継続運転が許容でき、その結果を発電第二課当直課長に通知する。 および A.2 技術第二課長は、必要に応じて適切な運転上の制限並びに確認項目及びその頻度を定め、その結果を発電第二課当直課長に通知する。	72時間																															
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間																															
条件	要求される措置	完了時間																															
A. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、炉心設計および安全解析の再評価を行い、原子炉の継続運転が許容でき、その結果を当直課長に通知する。 および A.2 原子燃料課長は、必要に応じて適切な運転上の制限並びに確認項目およびその頻度を定め、その結果を当直課長に通知する。	72時間																															
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																															
(減速材温度係数) 第22条 モード1、2および3において、減速材温度係数は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。	(減速材温度係数) 第21条 モード1、2及び3において、減速材温度係数は、表21-1で定める事項を運転上の制限とする。	(減速材温度係数) 第22条 モード1、2および3において、減速材温度係数は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。	2. 減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 原子燃料課長は、燃料取替に伴う燃料装荷開始までに、減速材温度係数を解析により確認する。 (2) 原子燃料課長は、燃料取替後、モード1になるまでに1回、減速材温度係数が負であることを測定により確認し、その結果を当直課長に通知する。 3. 原子燃料課長は、減速材温度係数が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表22-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。通知を受けた当直課長は、同表の措置を講じる。	2. 減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 原子燃料課長は、燃料取替に伴う燃料装荷開始までに、減速材温度係数を解析により確認する。 (2) 原子燃料課長は、燃料取替後、モード1になるまでに1回、減速材温度係数が負であることを測定により確認し、その結果を当直課長に通知する。 3. 原子燃料課長は、減速材温度係数が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表22-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。通知を受けた当直課長は、同表の措置を講じる。	2. 減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 原子燃料課長は、燃料取替に伴う燃料装荷開始までに、減速材温度係数を解析により確認する。 (2) 原子燃料課長は、燃料取替後、モード1になるまでに1回、減速材温度係数が負であることを測定により確認し、その結果を当直課長に通知する。 3. 原子燃料課長は、減速材温度係数が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表22-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。通知を受けた当直課長は、同表の措置を講じる。																												
表2 2-1	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>減速材温度係数</td> <td>(1) モード1および2(臨界状態)において、負であること (2) モード1、2および3において、$-94 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$以上であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	減速材温度係数	(1) モード1および2(臨界状態)において、負であること (2) モード1、2および3において、 $-94 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること	表2 1-1	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>減速材温度係数</td> <td>(1) モード1及び2(臨界状態)において、負であること (2) モード1、2及び3において、$-94 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$以上であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	減速材温度係数	(1) モード1及び2(臨界状態)において、負であること (2) モード1、2及び3において、 $-94 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること	表2 2-1	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>減速材温度係数</td> <td>(1) モード1および2(臨界状態)において、負であること (2) モード1、2および3において、$-81 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$以上であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	減速材温度係数	(1) モード1および2(臨界状態)において、負であること (2) モード1、2および3において、 $-81 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること																
項目	運転上の制限																																
減速材温度係数	(1) モード1および2(臨界状態)において、負であること (2) モード1、2および3において、 $-94 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること																																
項目	運転上の制限																																
減速材温度係数	(1) モード1及び2(臨界状態)において、負であること (2) モード1、2及び3において、 $-94 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること																																
項目	運転上の制限																																
減速材温度係数	(1) モード1および2(臨界状態)において、負であること (2) モード1、2および3において、 $-81 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること																																
表2 2-2	<table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 減速材温度係数が負でない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、減速材温度係数が負となるように制御クルー</td> <td>24時間</td> </tr> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 原子燃料課長は、減速材温度係数が負となるように制御クルー	24時間	表2 1-2	<table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 減速材温度係数が負でない場合</td> <td>A.1 技術第二課長は、減速材温度係</td> <td>24時間</td> </tr> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 技術第二課長は、減速材温度係	24時間	表2 2-2	<table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 減速材温度係数が負でない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、減速材温度係数が負となるように制御クルー</td> <td>24時間</td> </tr> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 原子燃料課長は、減速材温度係数が負となるように制御クルー	24時間										
条件	要求される措置	完了時間																															
A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 原子燃料課長は、減速材温度係数が負となるように制御クルー	24時間																															
条件	要求される措置	完了時間																															
A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 技術第二課長は、減速材温度係	24時間																															
条件	要求される措置	完了時間																															
A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 原子燃料課長は、減速材温度係数が負となるように制御クルー	24時間																															

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明												
<table border="1"> <tr> <td>負でない場合</td> <td>数が負となるように制御グループパンク引抜制限値を設定し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、未臨界状態のモード2にする。 12時間</td> </tr> </table>	負でない場合	数が負となるように制御グループパンク引抜制限値を設定し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、未臨界状態のモード2にする。 12時間	<table border="1"> <tr> <td>負でない場合</td> <td>数が負となるように制御グループパンク引抜制限値を設定し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、未臨界状態のモード2にする。 12時間</td> </tr> </table>	負でない場合	数が負となるように制御グループパンク引抜制限値を設定し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、未臨界状態のモード2にする。 12時間	<table border="1"> <tr> <td>負でない場合</td> <td>パンク引抜制限値を設定し、その結果を当直課長に通知する。</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、未臨界状態のモード2にする。 12時間</td> </tr> </table>	負でない場合	パンク引抜制限値を設定し、その結果を当直課長に通知する。	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、未臨界状態のモード2にする。 12時間	
負でない場合	数が負となるように制御グループパンク引抜制限値を設定し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。														
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、未臨界状態のモード2にする。 12時間														
負でない場合	数が負となるように制御グループパンク引抜制限値を設定し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。														
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、未臨界状態のモード2にする。 12時間														
負でない場合	パンク引抜制限値を設定し、その結果を当直課長に通知する。														
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、未臨界状態のモード2にする。 12時間														
<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第23条 モード1および2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表23-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全スロークの85%に至るまでの時間）が2.5秒以下であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、12時間以内に、制御棒毎に各制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±12ステッピング以内であることを確認する。</p> <p>また、当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間以内に、制御棒毎に各制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±12ステッピング以内であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない※1と判断した場合、表23-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置またはステッピングカウンタの動作不良により、制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±12ステッピング以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p>	<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第22条 モード1及び2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全スロークの85%に至るまでの時間）が2.5秒以下であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 発電第二課長は、モード1及び2（臨界状態）において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンクごとにかき回して、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 発電第二課当直課長は、モード1及び2（臨界状態）において、12時間以内に、制御棒ごとに各制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±12ステッピング以内であることを確認する。</p> <p>また、発電第二課当直課長は、モード1及び2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間以内に、制御棒ごとに各制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±12ステッピング以内であることを確認する。</p> <p>3. 発電第二課当直課長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない※1と判断した場合、表22-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は技術第二課長に通知する。通知を受けた技術第二課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置又はステッピングカウンタの動作不良により、制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±12ステッピング以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p>	<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第23条 モード1および2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表23-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全スロークの85%に至るまでの時間）が2.1秒以下であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、12時間以内に、制御棒毎に各制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±12ステッピング以内であることを確認する。</p> <p>また、当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間以内に、制御棒毎に各制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±12ステッピング以内であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない※1と判断した場合、表23-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置またはステッピングカウンタの動作不良により、制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±12ステッピング以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p>													
<p>表23-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>制御棒動作機能※2</td> <td>(1) 全ての制御棒が挿入不能※3でないこと (2) 全ての制御棒が不整合※4でないこと</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	制御棒動作機能※2	(1) 全ての制御棒が挿入不能※3でないこと (2) 全ての制御棒が不整合※4でないこと	<p>表22-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>制御棒動作機能※2</td> <td>(1) 全ての制御棒が挿入不能※3でないこと (2) 全ての制御棒が不整合※4でないこと</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	制御棒動作機能※2	(1) 全ての制御棒が挿入不能※3でないこと (2) 全ての制御棒が不整合※4でないこと	<p>表23-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>制御棒動作機能※2</td> <td>(1) 全ての制御棒が挿入不能※3でないこと (2) 全ての制御棒が不整合※4でないこと</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	制御棒動作機能※2	(1) 全ての制御棒が挿入不能※3でないこと (2) 全ての制御棒が不整合※4でないこと	
項目	運転上の制限														
制御棒動作機能※2	(1) 全ての制御棒が挿入不能※3でないこと (2) 全ての制御棒が不整合※4でないこと														
項目	運転上の制限														
制御棒動作機能※2	(1) 全ての制御棒が挿入不能※3でないこと (2) 全ての制御棒が不整合※4でないこと														
項目	運転上の制限														
制御棒動作機能※2	(1) 全ての制御棒が挿入不能※3でないこと (2) 全ての制御棒が不整合※4でないこと														

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)
 ※2: 制御棒動作機能のうち、3号炉および4号炉の制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。
 ※3: 挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことをいう(以下、本条において同じ)。
 ※4: 不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にならない場合をいう(以下、本条において同じ)。

玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)
 ※2: 制御棒動作機能のうち制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。
 ※3: 挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことをいう(以下、本条において同じ)。
 ※4: 不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にならない場合をいう(以下、本条において同じ)。

美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)
 ※2: 制御棒動作機能のうち、制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。
 ※3: 挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことをいう(以下、本条において同じ)。
 ※4: 不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にならない場合をいう(以下、本条において同じ)。

表23-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 制御棒1本以上が挿入不能である場合	A.1.1 当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上であることを確認する。 または A.1.2 当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。	1時間 1時間 12時間
B. 制御棒1本が不整合である場合	B.1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B.2.1.1 当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上であることを確認する。 または B.2.1.2 当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2.2 当直課長は、原子炉熱出力を75%以下に下げる。 および B.2.3 当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上であることを確認する。 および B.2.4 原子燃料課長は、モード1において、F _{N,OH} およびF _{O(D)} が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および B.2.5 原子燃料課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。	1時間 1時間 1時間 2時間 24時間 その後の1日に1回 72時間 5日
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間

表23-2(続き)

表22-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 制御棒1本以上が挿入不能である場合	A.1.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が1.0%Δk/k以上であることを確認する。 又は A.1.2 発電第二課当直課長は、停止余裕が1.0%Δk/k以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、モード3にする。	1時間 1時間 12時間
B. 制御棒1本が不整合である場合	B.1 発電第二課当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 又は B.2.1.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が1.0%Δk/k以上であることを確認する。 又は B.2.1.2 発電第二課当直課長は、停止余裕が1.0%Δk/k以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 及び B.2.2 発電第二課当直課長は、原子炉熱出力を75%以下に下げる。 及び B.2.3 発電第二課当直課長は、停止余裕が1.0%Δk/k以上であることを確認する。 及び B.2.4 技術第二課長は、モード1においてF _{N,OH} 及びF _{O(D)} が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。 及び B.2.5 技術第二課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。	1時間 1時間 1時間 2時間 24時間 その後の1日に1回 72時間 5日
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間

表23-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 制御棒1本以上が挿入不能である場合	A.1.1 当直課長は、停止余裕が1.7%Δk/k以上であることを確認する。 または A.1.2 当直課長は、停止余裕が1.7%Δk/k以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。 B.1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B.2.1.1 当直課長は、停止余裕が1.7%Δk/k以上であることを確認する。 または B.2.1.2 当直課長は、停止余裕が1.7%Δk/k以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2.2 当直課長は、原子炉熱出力を75%以下に下げる。 および B.2.3 当直課長は、停止余裕が1.7%Δk/k以上であることを確認する。 および B.2.4 原子燃料課長は、モード1において、F _{N,OH} およびF _{O(D)} が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および B.2.5 原子燃料課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。	1時間 1時間 12時間 1時間 1時間 2時間 24時間 その後の1日に1回 72時間 5日
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間

表23-2(続き)

条件	要求される措置	完了時間
D. 2本以上の制御棒が不整合である場合	D.1.1 当直課長は、停止余裕が1.7%Δk/k以上であることを	1時間

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>要件</p> <p>D. 2本以上の制御棒が不整合である場合</p> <p>D.1.1 当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上であることを確認する。</p> <p>または</p> <p>D.1.2 当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。</p> <p>および</p> <p>D.2 当直課長は、モード3にする。</p> <p>完了時間</p> <p>1時間</p> <p>1時間</p> <p>1時間</p> <p>1.2時間</p>	<p>D. 2本以上の制御棒が不整合である場合</p> <p>D.1.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>D.1.2 発電第二課当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。</p> <p>及び</p> <p>D.2 発電第二課当直課長は、モード3にする。</p> <p>1時間</p> <p>1時間</p> <p>12時間</p>	<p>確認する。</p> <p>または</p> <p>D.1.2 当直課長は、停止余裕が1.77%Δk/k以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。</p> <p>および</p> <p>D.2 当直課長は、モード3にする。</p> <p>1時間</p> <p>1.2時間</p>	
<p>（制御棒の挿入限界）</p> <p>第24条 モード1および2において、制御棒の挿入限界は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒の挿入限界が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、制御グループバンクおよび停止グループバンクの挿入限界を定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得て、発電室長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、臨界操作開始前の4時間以内に、臨界時の制御グループバンクおよび停止グループバンクの推定位置が挿入限界以上であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1および2において、1.2時間に1回、各停止グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、1.2時間以内に1回、各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。また、当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、制御グループバンク制御棒挿入限界異常低を検知する警報が動作不能な場合、4時間以内に1回、各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、1.2時間以内に1回、炉心から全引抜がなされていない制御グループバンクがオーバラップを満足していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御棒の挿入限界が第1項で定める運転上の制限を講じる。</p>	<p>（制御棒の挿入限界）</p> <p>第23条 モード1及び2において、制御棒の挿入限界は、表23-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒の挿入限界が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、制御グループバンク及び停止グループバンクの挿入限界を定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得て、発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 発電第二課当直課長は、臨界操作開始前の4時間以内に、臨界時の制御グループバンク及び停止グループバンクの推定位置が挿入限界以上であることを確認する。</p> <p>(3) 発電第二課当直課長は、モード1及び2において、1.2時間に1回、各停止グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。</p> <p>(4) 発電第二課当直課長は、モード1及び2（臨界状態）において、1.2時間以内に1回、各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。また、発電第二課当直課長は、モード1及び2（臨界状態）において、制御グループバンク制御棒挿入限界異常低を検知する警報が動作不能な場合、4時間以内に1回、各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。</p> <p>(5) 発電第二課当直課長は、モード1及び2（臨界状態）において、1.2時間以内に1回、炉心から全引抜がなされていない制御グループバンクがオーバラップを満足していることを確認する。</p> <p>3. 発電第二課当直課長は、制御棒の挿入限界が第1項で定める運転上の制限を満足していない※1と判断した場合、表23-2の措置を講じる。</p>	<p>（制御棒の挿入限界）</p> <p>第24条 モード1および2において、制御棒の挿入限界は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒の挿入限界が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、制御グループバンクおよび停止グループバンクの挿入限界を定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得て、発電室長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、臨界操作開始前の4時間以内に、臨界時の制御グループバンクおよび停止グループバンクの推定位置が挿入限界以上であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1および2において、1.2時間に1回、各停止グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、1.2時間以内に1回、各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。また、当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、制御グループバンク制御棒挿入限界異常低を検知する警報が動作不能な場合、4時間以内に1回、各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、モード1および2（臨界状態）において、1.2時間以内に1回、炉心から全引抜がなされていない制御グループバンクがオーバラップを満足していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御棒の挿入限界が第1項で定める運転上の制限を講じる。</p>	
<p>※1：制御棒位置指示装置またはステッピングカウンタの動作不良により、制御棒位置が定められた挿入限界を下回っている場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	<p>※1：制御棒位置指示装置またはステッピングカウンタの動作不良により、制御棒位置が定められた挿入限界を下回っている場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	<p>※1：制御棒位置指示装置またはステッピングカウンタの動作不良により、制御棒位置が定められた挿入限界を下回っている場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

表 24-1-1 大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）

項目	運転上の制限
(1) モード1および2において、停止グループバンクが挿入限界以上であること	(1) モード1および2において、停止グループバンクが挿入限界以上であること (2) モード1および2（臨界状態）において、制御グループバンクが挿入限界以上であることおよびオーバーラップを満足していること
(2) モード1および2（臨界状態）において、制御グループバンクが挿入限界以上であることおよびオーバーラップを満足していること	

表 23-1-1 玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）

項目	運転上の制限
(1) モード1及び2において、停止グループバンクが挿入限界以上であること	(1) モード1及び2において、停止グループバンクが挿入限界以上であること (2) モード1及び2（臨界状態）において、制御グループバンクが挿入限界以上であることおよびオーバーラップを満足していること
(2) モード1及び2（臨界状態）において、制御グループバンクが挿入限界以上であることおよびオーバーラップを満足していること	

表 24-1-2 美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）

項目	運転上の制限
(1) モード1および2において、停止グループバンクが挿入限界以上であること	(1) モード1および2において、停止グループバンクが挿入限界以上であること (2) モード1および2（臨界状態）において、制御グループバンクが挿入限界以上であることおよびオーバーラップを満足していること
(2) モード1および2（臨界状態）において、制御グループバンクが挿入限界以上であることおよびオーバーラップを満足していること	

差異の説明

表 24-2-1

条件	要求される措置	完了時間
A. 停止グループバンクまたは制御グループバンクが挿入限界を下回っている場合	A.1.1 当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上であることを確認する。 または A.1.2 当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直課長は、停止グループバンクおよび制御グループバンクを挿入限界以上に復旧する。	1時間
B. 制御グループバンクがオーバーラップを満足していない場合	B.1.1 当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上であることを確認する。 または B.1.2 当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2 当直課長は、制御グループバンクのオーバーラップを正常状態に復旧する。	1時間
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間

表 23-2-1

条件	要求される措置	完了時間
A. 停止グループバンク又は制御グループバンクが挿入限界を下回っている場合	A.1.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上であることを確認する。 又は A.1.2 発電第二課当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、停止グループバンク及び制御グループバンクを挿入限界以上に復旧する。	1時間
B. 制御グループバンクがオーバーラップを満足していない場合	B.1.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上であることを確認する。 又は B.1.2 発電第二課当直課長は、停止余裕が1.6%Δk/k以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 及び B.2 発電第二課当直課長は、制御グループバンクのオーバーラップを正常状態に復旧する。	1時間
C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間

表 24-2-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 停止グループバンクまたは制御グループバンクが挿入限界を下回っている場合	A.1.1 当直課長は、停止余裕が1.77%Δk/k以上であることを確認する。 または A.1.2 当直課長は、停止余裕が1.77%Δk/k以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直課長は、停止グループバンクおよび制御グループバンクを挿入限界以上に復旧する。	1時間
B. 制御グループバンクがオーバーラップを満足していない場合	B.1.1 当直課長は、停止余裕が1.77%Δk/k以上であることを確認する。 または B.1.2 当直課長は、停止余裕が1.77%Δk/k以上になるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2 当直課長は、制御グループバンクのオーバーラップを正常状態に復旧する。	1時間
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間

(制御棒位置指示)

第25条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表25-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2. 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 (1) 計装係課長は、定期検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。
 3. 当直課長は、制御棒位置指示が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表25-2の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原

(制御棒位置指示)

第24条 モード1及び2において、制御棒位置指示は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2. 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 (1) 係修第二課長は、定期検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。
 3. 発電第二課当直課長は、制御棒位置指示が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表24-2の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は技術第二課長に通知する。通知を受けた原

(制御棒位置指示)

第25条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表25-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2. 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 (1) 計装係課長は、定期検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。
 3. 当直課長は、制御棒位置指示が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表25-2の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																		
<p>における各制御棒位置の差が12ステップ以下であることを確認する。 または C.2 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。</p> <p>表25-2（続き）</p> <table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>D. 条件A、BまたはCの措置を完了した時間内には、Cの措置を完了した時間内に達成できない場合 または 1つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </table>	条件	要求される措置	完了時間	D. 条件A、BまたはCの措置を完了した時間内には、Cの措置を完了した時間内に達成できない場合 または 1つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合	D.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	<p>ハンクにおける各制御棒位置の差が12ステップ以下であることを確認する。 または C.2 発電第二課当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。 D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</p> <p>表25-2（続き）</p> <table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>D. 条件A、BまたはCの措置を完了した時間内に達成できない場合 または 1つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </table>	条件	要求される措置	完了時間	D. 条件A、BまたはCの措置を完了した時間内に達成できない場合 または 1つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合	D.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	<p>ける各制御棒位置の差が12ステップ以下であることを確認する。 または C.2 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。</p> <p>表25-2（続き）</p> <table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>D. 条件A、BまたはCの措置を完了した時間内に達成できない場合 または 1つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> </table>	条件	要求される措置	完了時間	D. 条件A、BまたはCの措置を完了した時間内に達成できない場合 または 1つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合	D.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	
条件	要求される措置	完了時間																			
D. 条件A、BまたはCの措置を完了した時間内には、Cの措置を完了した時間内に達成できない場合 または 1つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合	D.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																			
条件	要求される措置	完了時間																			
D. 条件A、BまたはCの措置を完了した時間内に達成できない場合 または 1つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合	D.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																			
条件	要求される措置	完了時間																			
D. 条件A、BまたはCの措置を完了した時間内に達成できない場合 または 1つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合	D.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																			
<p>（炉物理検査－モード1-1） 第26条 モード1での炉物理検査時※1において、第32条（軸方向中性子束出力偏差）および第33条（1/4炉心出力偏差）の適用を除外することができる。この場合、原子炉熱出力は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1での炉物理検査時において、1時間に1回、原子炉熱出力を確認する。 3. 当直課長は、原子炉熱出力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表26-2の措置を講じる。</p> <p>※1：モード1での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード1の開始から炉内外核計装照合校正を完了するまでの期間をいい、炉内外核計装照合校正検査、出力時出力分布測定検査および主要パラメータ確認検査のうち必要事項を実施する（以下、本条において同じ）。</p> <p>表26-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>85%以下であること</td> </tr> </table> <p>表26-2</p>	項目	運転上の制限	原子炉熱出力	85%以下であること	<p>（炉物理検査－モード1-1） 第25条 モード1での炉物理検査時※1において、第31条（軸方向中性子束出力偏差）及び第32条（1/4炉心出力偏差）の適用を除外することができる。この場合、原子炉熱出力は、表25-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電第二課当直課長は、モード1での炉物理検査時において、1時間に1回、原子炉熱出力を確認する。 3. 発電第二課当直課長は、原子炉熱出力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表25-2の措置を講じる。</p> <p>※1：モード1での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード1の開始から炉内外核計装照合校正を完了するまでの期間をいい、炉内外核計装照合校正検査、出力時出力分布測定検査および主要パラメータ確認検査のうち必要事項を実施する（以下、本条において同じ）。</p> <p>表25-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>85%以下であること</td> </tr> </table> <p>表25-2</p>	項目	運転上の制限	原子炉熱出力	85%以下であること	<p>（炉物理検査－モード1-1） 第26条 モード1での炉物理検査時※1において、第32条（軸方向中性子束出力偏差）および第33条（1/4炉心出力偏差）の適用を除外することができる。この場合、原子炉熱出力は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1での炉物理検査時において、1時間に1回、原子炉熱出力を確認する。 3. 当直課長は、原子炉熱出力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表26-2の措置を講じる。</p> <p>※1：モード1での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード1の開始から炉内外核計装照合校正を完了するまでの期間をいい、炉内外核計装照合校正検査、出力時出力分布測定検査および主要パラメータ確認検査のうち必要事項を実施する（以下、本条において同じ）。</p> <p>表26-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>85%以下であること</td> </tr> </table> <p>表26-2</p>	項目	運転上の制限	原子炉熱出力	85%以下であること							
項目	運転上の制限																				
原子炉熱出力	85%以下であること																				
項目	運転上の制限																				
原子炉熱出力	85%以下であること																				
項目	運転上の制限																				
原子炉熱出力	85%以下であること																				

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜と差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																		
<table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合または A.2 第32条（軸方向中性子束出力偏差）および第33条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。</td> <td>A.1 当直課長は、運転上の制限を満足するように、原子炉熱出力を下げる。 または A.2 第32条（軸方向中性子束出力偏差）および第33条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。</td> <td>1時間</td> </tr> </table> <p>(炉物理検査 モード2-1) 第27条 モード2での炉物理検査時^{*1}において、第2条（減速材温度係数）、第23条（制御棒動作機能）および第24条（制御棒の挿入限界）の適用を除外することができ、この場合、停止余裕は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 原子燃料課長は、モード2での炉物理検査開始までに、第34条（計測および制御設備）の規定に基づき出力領域および中間領域中性子束計装に関する設定値確認および機能検査が完了していることを確認する。 (2) 原子燃料課長は、モード2での炉物理検査開始までに、炉物理検査時の停止余裕を解析により確認するとともに、モード2での炉物理検査時（臨界になるまでの期間を除く）のうち最も制御棒を挿入した状態において、1回、停止余裕を確認する。 (3) 当直課長は、モード2での炉物理検査時において、1時間に1回、モード2の状態であることを確認する。 3. 原子燃料課長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直課長に通知する。当直課長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知を受けた場合、またはモード1の状態であると判断した場合、表27-2の措置を講じる。</p> <p>※1：モード2での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード2（起動時）の開始から所要の炉物理検査を終了するまでの期間をいい、臨界検査、減速材温度係数測定検査、零出力時出力分布測定検査、制御棒価値測定検査、臨界ボロン濃度測定検査、原子炉停止余裕検査および最小停止余裕ボロン濃度測定検査のうち必ず必要事項を実施する（以下、本条において同じ）。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合または A.2 第32条（軸方向中性子束出力偏差）および第33条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足するように、原子炉熱出力を下げる。 または A.2 第32条（軸方向中性子束出力偏差）および第33条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。	1時間	<table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合または A.2 第31条（軸方向中性子束出力偏差）及び第32条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、運転上の制限を満足するように、原子炉熱出力を下げる。 または A.2 第31条（軸方向中性子束出力偏差）及び第32条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。</td> <td>1時間</td> </tr> </table> <p>(炉物理検査 モード2-1) 第26条 モード2での炉物理検査時^{*1}において、第21条（減速材温度係数）、第22条（制御棒動作機能）及び第23条（制御棒の挿入限界）の適用を除外することができ、この場合、停止余裕は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 技術第二課長は、モード2での炉物理検査開始までに、第33条（計測および制御設備）の規定に基づき出力領域および中間領域中性子束計装に関する設定値確認および機能検査が完了していることを確認する。 (2) 技術第二課長は、モード2での炉物理検査開始までに、炉物理検査時の停止余裕を解析により確認するとともに、モード2での炉物理検査時（臨界になるまでの期間を除く）のうち最も制御棒を挿入した状態において、1回、停止余裕を確認する。 (3) 発電第二課当直課長は、モード2での炉物理検査時において、1時間に1回、モード2の状態であることを確認する。 3. 技術第二課長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、発電第二課当直課長に通知する。発電第二課当直課長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知を受けた場合、またはモード1の状態であると判断した場合、表26-2の措置を講じる。</p> <p>※1：モード2での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード2（起動時）の開始から所要の炉物理検査を終了するまでの期間をいい、臨界検査、減速材温度係数測定検査、零出力時出力分布測定検査、制御棒価値測定検査、臨界ボロン濃度測定検査、原子炉停止余裕検査および最小停止余裕ボロン濃度測定検査のうち必要事項を実施する（以下、本条において同じ）。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合または A.2 第31条（軸方向中性子束出力偏差）及び第32条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。	A.1 発電第二課当直課長は、運転上の制限を満足するように、原子炉熱出力を下げる。 または A.2 第31条（軸方向中性子束出力偏差）及び第32条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。	1時間	<table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合または A.2 第32条（軸方向中性子束出力偏差）および第33条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。</td> <td>A.1 当直課長は、運転上の制限を満足するように、原子炉熱出力を下げる。 または A.2 第32条（軸方向中性子束出力偏差）および第33条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。</td> <td>1時間</td> </tr> </table> <p>(炉物理検査 モード2-1) 第27条 モード2での炉物理検査時^{*1}において、第2条（減速材温度係数）、第23条（制御棒動作機能）および第24条（制御棒の挿入限界）の適用を除外することができ、この場合、停止余裕は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 原子燃料課長は、モード2での炉物理検査開始までに、第34条（計測および制御設備）の規定に基づき出力領域および中間領域中性子束計装に関する設定値確認および機能検査が完了していることを確認する。 (2) 原子燃料課長は、モード2での炉物理検査開始までに、炉物理検査時の停止余裕を解析により確認するとともに、モード2での炉物理検査時（臨界になるまでの期間を除く）のうち最も制御棒を挿入した状態において、1回、停止余裕を確認する。 (3) 当直課長は、モード2での炉物理検査時において、1時間に1回、モード2の状態であることを確認する。 3. 原子燃料課長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直課長に通知する。当直課長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通知を受けた場合、またはモード1の状態であると判断した場合、表27-2の措置を講じる。</p> <p>※1：モード2での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード2（起動時）の開始から所要の炉物理検査を終了するまでの期間をいい、臨界検査、減速材温度係数測定検査、零出力時出力分布測定検査、制御棒価値測定検査、臨界ボロン濃度測定検査、原子炉停止余裕検査および最小停止余裕ボロン濃度測定検査のうち必ず必要事項を実施する（以下、本条において同じ）。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合または A.2 第32条（軸方向中性子束出力偏差）および第33条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足するように、原子炉熱出力を下げる。 または A.2 第32条（軸方向中性子束出力偏差）および第33条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。	1時間	
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合または A.2 第32条（軸方向中性子束出力偏差）および第33条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足するように、原子炉熱出力を下げる。 または A.2 第32条（軸方向中性子束出力偏差）および第33条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。	1時間																			
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合または A.2 第31条（軸方向中性子束出力偏差）及び第32条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。	A.1 発電第二課当直課長は、運転上の制限を満足するように、原子炉熱出力を下げる。 または A.2 第31条（軸方向中性子束出力偏差）及び第32条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。	1時間																			
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合または A.2 第32条（軸方向中性子束出力偏差）および第33条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足するように、原子炉熱出力を下げる。 または A.2 第32条（軸方向中性子束出力偏差）および第33条（1/4炉心出力偏差）の適用を開始する。	1時間																			

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																							
<p>表 27-1-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>停止余裕</td> <td>1.0 %Δk/k 以上であること</td> </tr> </table> <p>表 27-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 2 2 条（減速材温度係数）、第 2 3 条（制御棒動作機能）および第 2 4 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。</td> <td>速やかに 1 時間</td> </tr> <tr> <td>B. モード 1 の状態である場合</td> <td>B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	停止余裕	1.0 %Δk/k 以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 2 2 条（減速材温度係数）、第 2 3 条（制御棒動作機能）および第 2 4 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに 1 時間	B. モード 1 の状態である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	<p>表 26-1-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>停止余裕</td> <td>1.0 %Δk/k 以上であること</td> </tr> </table> <p>表 26-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 21 条（減速材温度係数）、第 22 条（制御棒動作機能）及び第 23 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。</td> <td>速やかに 1 時間</td> </tr> <tr> <td>B. モード 1 の状態である場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	停止余裕	1.0 %Δk/k 以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 21 条（減速材温度係数）、第 22 条（制御棒動作機能）及び第 23 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに 1 時間	B. モード 1 の状態である場合	B.1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	<p>表 27-1-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>停止余裕</td> <td>1.77 %Δk/k 以上であること</td> </tr> </table> <p>表 27-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 2 2 条（減速材温度係数）、第 2 3 条（制御棒動作機能）および第 2 4 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。</td> <td>速やかに 1 時間</td> </tr> <tr> <td>B. モード 1 の状態である場合</td> <td>B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	停止余裕	1.77 %Δk/k 以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 2 2 条（減速材温度係数）、第 2 3 条（制御棒動作機能）および第 2 4 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに 1 時間	B. モード 1 の状態である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	<p>【大飯－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 （美浜は、第 1 編が運転段階（3号炉）、第 2 編が廃止措置段階（1、2号炉）に分編化されている。）</p>
項目	運転上の制限																																									
停止余裕	1.0 %Δk/k 以上であること																																									
条件	要求される措置	完了時間																																								
A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 2 2 条（減速材温度係数）、第 2 3 条（制御棒動作機能）および第 2 4 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに 1 時間																																								
B. モード 1 の状態である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																								
項目	運転上の制限																																									
停止余裕	1.0 %Δk/k 以上であること																																									
条件	要求される措置	完了時間																																								
A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 21 条（減速材温度係数）、第 22 条（制御棒動作機能）及び第 23 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに 1 時間																																								
B. モード 1 の状態である場合	B.1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																								
項目	運転上の制限																																									
停止余裕	1.77 %Δk/k 以上であること																																									
条件	要求される措置	完了時間																																								
A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 2 2 条（減速材温度係数）、第 2 3 条（制御棒動作機能）および第 2 4 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに 1 時間																																								
B. モード 1 の状態である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																								
<p>表 27-1-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>停止余裕</td> <td>1.0 %Δk/k 以上であること</td> </tr> </table> <p>表 27-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 2 2 条（減速材温度係数）、第 2 3 条（制御棒動作機能）および第 2 4 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。</td> <td>速やかに 1 時間</td> </tr> <tr> <td>B. モード 1 の状態である場合</td> <td>B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	停止余裕	1.0 %Δk/k 以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 2 2 条（減速材温度係数）、第 2 3 条（制御棒動作機能）および第 2 4 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに 1 時間	B. モード 1 の状態である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	<p>表 26-1-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>停止余裕</td> <td>1.0 %Δk/k 以上であること</td> </tr> </table> <p>表 26-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 21 条（減速材温度係数）、第 22 条（制御棒動作機能）及び第 23 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。</td> <td>速やかに 1 時間</td> </tr> <tr> <td>B. モード 1 の状態である場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	停止余裕	1.0 %Δk/k 以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 21 条（減速材温度係数）、第 22 条（制御棒動作機能）及び第 23 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに 1 時間	B. モード 1 の状態である場合	B.1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	<p>（化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）） 第 28 条 モード 1 および 2 において、化学体積制御系は、表 28-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、1 号炉および 2 号炉については 1 台以上の充てん/高圧注入ポンプまたは充てんポンプ、3 号炉および 4 号炉については 1 台以上の充てんポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ※1。 (2) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード 1 および 2 において、ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表 28-2 で定める頻度で確認する。 (4) 発電室長は、定期検査時に、3 号炉および 4 号炉の緊急ほう酸注入ライン補給弁が開弁できることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、化学体積制御系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 28-3 の措置を講じる。この規定の他の条文の定めにかかわらず、1 号炉および 2 号炉については充てん/高圧注入ポンプもしくは充てんポンプおよびほう酸ポンプ 1 系統、3 号炉および 4 号炉については充てんポンプおよびほう酸ポンプ 1 系統が復旧するまでは、モード 3 からモード 4 への移行を行ってはならない。</p>	<p>（化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）） 第 28 条 モード 1 および 2 において、化学体積制御系は、表 28-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上の充てん/高圧注入ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ※1。 (2) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード 1 および 2 において、ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表 28-2 で定める頻度で確認する。 (4) 発電室長は、定期検査時に、緊急ほう酸注入弁が開弁できることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、化学体積制御系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 28-3 の措置を講じる。この本編の他の条文の定めにかかわらず、充てん/高圧注入ポンプおよびほう酸ポンプ 1 系統が復旧するまでは、モード 3 からモード 4 への移行を行ってはならない。</p>													
項目	運転上の制限																																									
停止余裕	1.0 %Δk/k 以上であること																																									
条件	要求される措置	完了時間																																								
A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 2 2 条（減速材温度係数）、第 2 3 条（制御棒動作機能）および第 2 4 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに 1 時間																																								
B. モード 1 の状態である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																								
項目	運転上の制限																																									
停止余裕	1.0 %Δk/k 以上であること																																									
条件	要求される措置	完了時間																																								
A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 21 条（減速材温度係数）、第 22 条（制御棒動作機能）及び第 23 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに 1 時間																																								
B. モード 1 の状態である場合	B.1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																								
<p>表 27-1-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>停止余裕</td> <td>1.0 %Δk/k 以上であること</td> </tr> </table> <p>表 27-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 2 2 条（減速材温度係数）、第 2 3 条（制御棒動作機能）および第 2 4 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。</td> <td>速やかに 1 時間</td> </tr> <tr> <td>B. モード 1 の状態である場合</td> <td>B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	停止余裕	1.0 %Δk/k 以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 2 2 条（減速材温度係数）、第 2 3 条（制御棒動作機能）および第 2 4 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに 1 時間	B. モード 1 の状態である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	<p>表 26-1-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>停止余裕</td> <td>1.0 %Δk/k 以上であること</td> </tr> </table> <p>表 26-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 21 条（減速材温度係数）、第 22 条（制御棒動作機能）及び第 23 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。</td> <td>速やかに 1 時間</td> </tr> <tr> <td>B. モード 1 の状態である場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	停止余裕	1.0 %Δk/k 以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 21 条（減速材温度係数）、第 22 条（制御棒動作機能）及び第 23 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに 1 時間	B. モード 1 の状態である場合	B.1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	<p>（化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）） 第 28 条 モード 1 および 2 において、化学体積制御系は、表 28-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上の充てん/高圧注入ポンプまたは充てんポンプ、3 号炉および 4 号炉については 1 台以上の充てんポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ※1。 (2) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード 1 および 2 において、ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表 28-2 で定める頻度で確認する。 (4) 発電室長は、定期検査時に、緊急ほう酸注入弁が開弁できることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、化学体積制御系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 28-3 の措置を講じる。この規定の他の条文の定めにかかわらず、充てん/高圧注入ポンプおよびほう酸ポンプ 1 系統が復旧するまでは、モード 3 からモード 4 への移行を行ってはならない。</p>	<p>（化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）） 第 28 条 モード 1 および 2 において、化学体積制御系は、表 28-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上の充てん/高圧注入ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ※1。 (2) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード 1 および 2 において、ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表 28-2 で定める頻度で確認する。 (4) 発電室長は、定期検査時に、緊急ほう酸注入弁が開弁できることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、化学体積制御系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 28-3 の措置を講じる。この本編の他の条文の定めにかかわらず、充てん/高圧注入ポンプおよびほう酸ポンプ 1 系統が復旧するまでは、モード 3 からモード 4 への移行を行ってはならない。</p>													
項目	運転上の制限																																									
停止余裕	1.0 %Δk/k 以上であること																																									
条件	要求される措置	完了時間																																								
A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 2 2 条（減速材温度係数）、第 2 3 条（制御棒動作機能）および第 2 4 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに 1 時間																																								
B. モード 1 の状態である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																								
項目	運転上の制限																																									
停止余裕	1.0 %Δk/k 以上であること																																									
条件	要求される措置	完了時間																																								
A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 第 21 条（減速材温度係数）、第 22 条（制御棒動作機能）及び第 23 条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに 1 時間																																								
B. モード 1 の状態である場合	B.1 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																								

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）
 ※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。

表 28-1

項目	運転上の制限
(1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること	運転上の制限
(2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表28-2で定める制限値内にあること	

※2：3号炉および4号炉のほう酸ポンプ、ほう酸タンクおよび充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。3号炉または4号炉のB充てんポンプによる充てん系が動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認する。

表 28-2

項目	制限値		確認頻度
	1号炉	2号炉	
ほう酸濃度	7,000 ppm以上	7,000 ppm以上	1ヶ月に1回
ほう酸水量（有効水量）	75.2 m ³ 以上	8,300 ppm以上	1ヶ月に1回
ほう酸水温度	75.2 m ³ 以上	62.7 m ³ 以上	1週間に1回
	18.3℃以上	23.5℃以上	1回

※3：全ほう酸タンクの合計水量をいう。

表 28-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 1号炉および2号炉については充てん/高圧注入ポンプおよび充てんポンプまたは充てんポンプ1台以上、3号炉および4号炉については充てんポンプ1台以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	A.1 当直課長は、モード3にする。 A.2 当直課長は、1号炉および2号炉については充てん/高圧注入ポンプまたは充てんポンプ1台以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 速やかに
B. ほう酸タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水量を制限値内に回復させる。	10日
C. ほう酸タンクのほう酸濃度が制限値を満足していない場合	C.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸濃度を制限値内に回復させる。	10日
D. ほう酸タンクのほう酸水温度が制限値を満足していない場合	D.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水温度を制限値内に回復させる。	10日

玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）
 ※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。

表 27-1

項目	運転上の制限
(1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること	運転上の制限
(2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量及びほう酸水温度が表27-2で定める制限値内にあること	

※2：充てんポンプ、ほう酸ポンプ、ほう酸タンク及び緊急ほう酸注入弁は重大事故等対処設備を兼ねる。

表 27-2

項目	制限値	確認頻度
ほう酸濃度	7,000ppm以上	1か月に1回
ほう酸水量（有効水量）	75.2m ³ 以上	1週間に1回
ほう酸水温度	18℃以上	

※3：全ほう酸タンクの合計水量をいう。

表 27-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 充てんポンプ全台が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 A.2 発電第二課当直課長は、充てんポンプ1台以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 速やかに
B. ほう酸タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 発電第二課当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水量を制限値内に回復させる。	10日
C. ほう酸タンクのほう酸濃度が制限値を満足していない場合	C.1 発電第二課当直課長は、ほう酸タンクのほう酸濃度を制限値内に回復させる。	10日
D. ほう酸タンクのほう酸水温度が制限値を満足していない場合	D.1 発電第二課当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水温度を制限値内に回復させる。	10日

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）
 ※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。

表 28-1

項目	運転上の制限
(1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること	運転上の制限
(2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表28-2で定める制限値内にあること	

※2：ほう酸ポンプ、ほう酸タンク、緊急ほう酸注入弁および充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。C充てん/高圧注入ポンプによる充てん系が動作不能時は、第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。

表 28-2

項目	制限値	確認頻度
ほう酸濃度	21,000 ppm以上	1ヶ月に1回
ほう酸水量（有効水量）	17.6 m ³ 以上※3	1週間に1回
ほう酸水温度	65℃以上	

※3：全ほう酸タンクの合計水量をいう。

表 28-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 充てん/高圧注入ポンプ全台が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード3にする。 A.2 当直課長は、充てん/高圧注入ポンプ1台以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 速やかに
B. ほう酸タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水量を制限値内に回復させる。	10日
C. ほう酸タンクのほう酸濃度が制限値を満足していない場合	C.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸濃度を制限値内に回復させる。	10日

【大飯・玄海-美浜】
 ①：従来からの発電所固有の差異
 （ほう酸注入タンクの有

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>酸水温度が制限値を満足していない場合</p> <p>ほう酸水温度を制限値内に回復させる。</p> <p>E. 条件A、B、CまたはD以外の理由により1系統以上を動作可能な状態に復帰する。</p> <p>F. 条件B、C、DまたはEの措置を完了し、1系統以上を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。</p>	<p>酸水温度が制限値を満足していない場合</p> <p>ほう酸水温度を制限値内に回復させる。</p> <p>E. 条件A、B、C又はD以外の理由により1系統以上を動作可能な状態に復帰する。</p> <p>F. 条件B、C、D又はEの措置を完了し、1系統以上を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。</p>	<p>は、第5.5条（ほう酸水タンク）を参照のこと。</p> <p>D. ほう酸タンクのほう酸水温度が制限値を満足していない場合</p> <p>D.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水温度を制限値内に回復させる。</p> <p>E. 条件A、B、CまたはD以外の理由により1系統以上を動作可能な状態に復帰する。</p> <p>F. 条件B、C、DまたはEの措置を完了し、1系統以上を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。</p>	<p>無。）</p>
<p>（原子炉熱出力）</p> <p>第29条 モード1において、原子炉熱出力^{※1}は、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 技術課長は、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、発電室長に通知するとともに、当直課長は、モード1において、1時間1回、原子炉熱出力の瞬時値^{※2}および1時間平均値^{※3}を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉熱出力が第1項で定める運転上の制限を満足していない^{※4}と判断した場合、表29-2の措置を講じる。</p>	<p>（原子炉熱出力）</p> <p>第28条 モード1において、原子炉熱出力^{※1}は、表28-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、発電第二課長に通知するとともに、発電第二課当直課長は、モード1において、1時間1回、原子炉熱出力の瞬時値^{※2}及び1時間平均値^{※3}を確認する。</p> <p>3. 発電第二課当直課長は、原子炉熱出力が第1項で定める運転上の制限を満足していない^{※4}と判断した場合、表28-2の措置を講じる。</p>	<p>（原子炉熱出力）</p> <p>第29条 モード1において、原子炉熱出力^{※1}は、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 技術課長は、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、発電室長に通知するとともに、当直課長は、モード1において、1時間1回、原子炉熱出力の瞬時値^{※2}および1時間平均値^{※3}を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉熱出力が第1項で定める運転上の制限を満足していない^{※4}と判断した場合、表29-2の措置を講じる。</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】</p> <p>④記載の適正化（美浜は、CBRに伴い蒸気発生器熱出力の算出は、ユニット総合管理計算機により行う。）</p>
<p>※1：本条における原子炉熱出力とは、蒸気発生器熱出力をいう。</p> <p>※2：瞬時値は、プロセス計算機により算出される1分値をいう。ただし、プロセス計算機の故障等により値の確認ができない場合には、出力領域中性子束計装の指示計または記録計の読み値から換算した値をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※3：1時間平均値は、プロセス計算機により算出される当該1時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、プロセス計算機の故障等により値の確認ができない場合には、出力領域中性子束計装の指示計または記録計の読み値から換算した値をいう。</p> <p>※4：定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	<p>※1：本条における原子炉熱出力とは、蒸気発生器熱出力をいう。</p> <p>※2：瞬時値は、プラント計算機により算出される1分値をいう。ただし、プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合には、出力領域中性子束計装の指示計又は記録計の読み値から換算した値をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※3：1時間平均値は、プラント計算機により算出される当該1時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合には、出力領域中性子束計装の指示計または記録計の読み値から換算した値をいう。</p> <p>※4：定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	<p>※1：本条における原子炉熱出力とは、蒸気発生器熱出力をいう。</p> <p>※2：瞬時値は、ユニット総合管理計算機により算出される1分値をいう。ただし、ユニット総合管理計算機の故障等により値の確認ができない場合には、出力領域中性子束計装の指示計または記録計の読み値から換算した値をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※3：1時間平均値は、ユニット総合管理計算機により算出される当該1時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、ユニット総合管理計算機の故障等により値の確認ができない場合には、出力領域中性子束計装の読み値から換算した値をいう。</p> <p>※4：定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は、運転上の制限を満足しない</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】</p> <p>④記載の適正化（美浜は、CBRに伴い蒸気発生器熱出力の算出は、ユニット総合管理計算機により行う。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																																												
<p>表29-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>3,423MW 以下であること</td> </tr> </table> <p>表29-2</p> <table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、運転上の制限を満足するよう原子炉熱出力を下げる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </table> <p>(熱流束水路係数 $F_0(Z)$)</p> <p>第30条 モード1において、$F_0(Z)$は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. $F_0(Z)$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、$F_0(Z)$を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、$F_0(Z)$を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、$F_0(Z)$が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-2の措置を講ずるとともに、当直課長および計装保課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装保課長は、同表の措置を講ずる。</p> <p>表30-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>$F_0(Z)$</td> <td>原子炉熱出力が50%を超える場合、$2.32/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、$4.64 \times K(Z)$以下であること</td> </tr> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合。 ※2：K(Z)は、図30-1に示す炉心高さZに依存するF₀制限係数(以下、本条において同じ)。</p> <p>表30-2</p> <table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. $F_0(Z)$が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、$F_0(Z)$の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および A.2 原子燃料課長は、軸方向中性束出力偏差の許容運転制限範囲を$F_0(Z)$の運転</td> <td>15分 4時間</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	原子炉熱出力	3,423MW 以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足するよう原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに	項目	運転上の制限	$F_0(Z)$	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. $F_0(Z)$ が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、 $F_0(Z)$ の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および A.2 原子燃料課長は、軸方向中性束出力偏差の許容運転制限範囲を $F_0(Z)$ の運転	15分 4時間	<p>表28-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>3,423MW 以下であること</td> </tr> </table> <p>表28-2</p> <table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、運転上の制限を満足するよう原子炉熱出力を下げる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </table> <p>(熱流束水路係数 $F_0(Z)$)</p> <p>第29条 モード1において、$F_0(Z)$は、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. $F_0(Z)$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、$F_0(Z)$を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。その後、技術第二課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、$F_0(Z)$を確認する。</p> <p>3. 技術第二課長は、$F_0(Z)$が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表29-2の措置を講ずるとともに、発電第二課当直課長及び保修第二課長に通知する。通知を受けた発電第二課当直課長及び保修第二課長は、同表の措置を講ずる。</p> <p>表29-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>$F_0(Z)$</td> <td>(1)原子炉熱出力が50%を超える場合、$2.32/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$以下であること (2)原子炉熱出力が50%以下の場合、$4.64 \times K(Z)^{*2}$以下であること</td> </tr> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合 ※2：K(Z)は、図29-1に示す炉心高さZに依存するF₀制限係数</p> <p>表29-2</p> <table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. $F_0(Z)$が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、$F_0(Z)$の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および A.2 保修第二課長は、軸方向中性束出力偏差の許容運転制限範囲を</td> <td>15分 4時間</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	原子炉熱出力	3,423MW 以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、運転上の制限を満足するよう原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに	項目	運転上の制限	$F_0(Z)$	(1)原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること (2)原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)^{*2}$ 以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. $F_0(Z)$ が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、 $F_0(Z)$ の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および A.2 保修第二課長は、軸方向中性束出力偏差の許容運転制限範囲を	15分 4時間	<p>表29-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>原子炉熱出力</td> <td>2,440 MW 以下であること</td> </tr> </table> <p>表29-2</p> <table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、運転上の制限を満足するよう原子炉熱出力を下げる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </table> <p>(熱流束水路係数 $F_0(Z)$)</p> <p>第30条 モード1において、$F_0(Z)$は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. $F_0(Z)$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、$F_0(Z)$を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、$F_0(Z)$を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、$F_0(Z)$が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-2の措置を講ずるとともに、当直課長および計装保課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装保課長は、同表の措置を講ずる。</p> <p>表30-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>$F_0(Z)$</td> <td>原子炉熱出力が50%を超える場合、$2.25/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、$4.50 \times K(Z)$以下であること</td> </tr> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合。 ※2：K(Z)は、図30-1に示す炉心高さZに依存するF₀制限係数。</p> <p>表30-2</p> <table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. $F_0(Z)$が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、$F_0(Z)$の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および A.2 原子燃料課長は、軸方向中性束出力偏差の許容運転制限範囲を$F_0(Z)$の運</td> <td>15分 4時間</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	原子炉熱出力	2,440 MW 以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足するよう原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに	項目	運転上の制限	$F_0(Z)$	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.25/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.50 \times K(Z)$ 以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. $F_0(Z)$ が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、 $F_0(Z)$ の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および A.2 原子燃料課長は、軸方向中性束出力偏差の許容運転制限範囲を $F_0(Z)$ の運	15分 4時間	<p>【大飯一美浜】 ④：記載の適性化</p>
項目	運転上の制限																																																														
原子炉熱出力	3,423MW 以下であること																																																														
条件	要求される措置	完了時間																																																													
A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足するよう原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに																																																													
項目	運転上の制限																																																														
$F_0(Z)$	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること																																																														
条件	要求される措置	完了時間																																																													
A. $F_0(Z)$ が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、 $F_0(Z)$ の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および A.2 原子燃料課長は、軸方向中性束出力偏差の許容運転制限範囲を $F_0(Z)$ の運転	15分 4時間																																																													
項目	運転上の制限																																																														
原子炉熱出力	3,423MW 以下であること																																																														
条件	要求される措置	完了時間																																																													
A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、運転上の制限を満足するよう原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに																																																													
項目	運転上の制限																																																														
$F_0(Z)$	(1)原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること (2)原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)^{*2}$ 以下であること																																																														
条件	要求される措置	完了時間																																																													
A. $F_0(Z)$ が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、 $F_0(Z)$ の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および A.2 保修第二課長は、軸方向中性束出力偏差の許容運転制限範囲を	15分 4時間																																																													
項目	運転上の制限																																																														
原子炉熱出力	2,440 MW 以下であること																																																														
条件	要求される措置	完了時間																																																													
A. 原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足するよう原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに																																																													
項目	運転上の制限																																																														
$F_0(Z)$	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.25/P^{*1} \times K(Z)^{*2}$ 以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.50 \times K(Z)$ 以下であること																																																														
条件	要求される措置	完了時間																																																													
A. $F_0(Z)$ が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、 $F_0(Z)$ の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および A.2 原子燃料課長は、軸方向中性束出力偏差の許容運転制限範囲を $F_0(Z)$ の運	15分 4時間																																																													

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>および</p> <p>A.3 計装保修課長は、$F_o(Z)$の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>および</p> <p>A.4 計装保修課長は、$F_o(Z)$の運転上の制限の超過分1%あたり過大出力ΔTトリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>および</p> <p>A.5 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、$F_o(Z)$および$F_{N_{\Delta H}}$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>B.1 当直課長は、モード2にする。</p> <p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>$F_o(Z)$の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を発電第二課当直課長に通知する。</p> <p>および</p> <p>A.3 保修第二課長は、$F_o(Z)$の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を発電第二課当直課長に通知する。</p> <p>および</p> <p>A.4 保修第二課長は、$F_o(Z)$の運転上の制限の超過分1%あたり過大出力ΔT高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を発電第二課当直課長に通知する。</p> <p>および</p> <p>A.5 技術第二課長は、炉内出力分布測定を行い、$F_o(Z)$及び$F_{N_{\Delta H}}$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。</p> <p>B.1 発電第二課当直課長は、モード2にする。</p> <p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>および</p> <p>A.3 計装保修課長は、$F_o(Z)$の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>および</p> <p>A.4 計装保修課長は、$F_o(Z)$の運転上の制限の超過分1%あたり過大出力ΔTトリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>および</p> <p>A.5 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、$F_o(Z)$および$F_{N_{\Delta H}}$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>B.1 当直課長は、モード2にする。</p> <p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	
<p>図30-1</p>	<p>図29-1</p>	<p>図30-1</p>	
<p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数($F_{N_{\Delta H}}$))</p> <p>第31条 モード1において、$F_{N_{\Delta H}}$は、表31-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. $F_{N_{\Delta H}}$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、$F_{N_{\Delta H}}$を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、$F_{N_{\Delta H}}$を確認する。</p>	<p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数($F_{N_{\Delta H}}$))</p> <p>第30条 モード1において、$F_{N_{\Delta H}}$は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. $F_{N_{\Delta H}}$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、$F_{N_{\Delta H}}$を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。その後、技術第二課長は、モード1において、1か月に1回、炉内出力分布測定を行い、$F_{N_{\Delta H}}$を確認する。</p>	<p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数($F_{N_{\Delta H}}$))</p> <p>第31条 モード1において、$F_{N_{\Delta H}}$は、表31-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. $F_{N_{\Delta H}}$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、$F_{N_{\Delta H}}$を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、$F_{N_{\Delta H}}$を確認する。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)
3. 原子燃料課長は、 $F_{\Delta H}^N$ が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表31-2の措置を講じるとともに、当直課長および計装保修課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装保修課長は、同表の措置を講じる。

表31-1

項目	運転上の制限
$F_{\Delta H}^N$	$1.60(1+0.3(1-P^{**}))$ 以下であること

※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合。

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)
3. 技術第二課長は、 $F_{\Delta H}^N$ が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-2の措置を講じるとともに、発電第二課当直課長及び保修第二課長に通知する。通知を受けた発電第二課当直課長及び保修第二課長は、同表の措置を講じる。

表30-1

項目	運転上の制限
$F_{\Delta H}^N$	$1.60(1+0.2(1-P^{**}))$ 以下であること

※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)
3. 原子燃料課長は、 $F_{\Delta H}^N$ が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表31-2の措置を講じるとともに、当直課長および計装保修課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装保修課長は、同表の措置を講じる。

表31-1

項目	運転上の制限
$F_{\Delta H}^N$	$1.60(1+0.3(1-P^{**}))$ 以下であること

※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合

条件	要求される措置	完了時間
A. $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していない場合※2	A.1.1 当直課長は、 $F_{\Delta H}^N$ の運転上の制限を満足させる。 または 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 および 計装保修課長は、出力領域中性子高トリップ設定値を55%以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 A.2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}^N$ および $F_{\Delta H}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.3 原子燃料課長は、所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}^N$ および $F_{\Delta H}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および 原子炉熱出力が50%を超える前 および 原子炉熱出力が95%以上となった後の2.4時間以内	4時間 4時間 8時間 2.4時間
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード2にする。	1.2時間

※2：条件Aに至った場合は、 $F_{\Delta H}^N$ が制限値内に回復しても、A.3の措置を完了しなければならない。
※3：本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要

条件	要求される措置	完了時間
A. $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していない場合※2	A.1.1 発電第二課当直課長は、 $F_{\Delta H}^N$ の運転上の制限を満足させる。 又は A.1.2.1 発電第二課当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 及び A.1.2.2 保修第二課長は、出力領域中性子高トリップ設定値を55%以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 及び A.2 技術第二課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}^N$ 及び $F_{\Delta H}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 及び A.3 技術第二課長は、所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}^N$ 及び $F_{\Delta H}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 及び 原子炉熱出力が50%を超える前 及び 原子炉熱出力が75%を超える前	4時間 4時間 8時間 24時間
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード2にする。	12時間以内

※2：条件Aに至った場合は、 $F_{\Delta H}^N$ が制限値内に回復しても、A.3の措置を完了しなければならない。
※3：本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要

条件	要求される措置	完了時間
A. $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していない場合※2	A.1.1 当直課長は、 $F_{\Delta H}^N$ の運転上の制限を満足させる。 または A.1.2.1 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.1.2.2 計装保修課長は、出力領域中性子高トリップ設定値を55%以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}^N$ および $F_{\Delta H}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.3 原子燃料課長は、所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}^N$ および $F_{\Delta H}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および 原子炉熱出力が75%を超える前 および 原子炉熱出力が95%以上となった後の2.4時間以内	4時間 4時間 8時間 2.4時間
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード2にする。	1.2時間

※2：条件Aに至った場合は、 $F_{\Delta H}^N$ が制限値内に回復しても、A.3の措置を完了しなければならない。
※3：本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明												
<p>要はない。</p> <p>(軸方向中性子束出力偏差) 第32条 モード1（原子炉熱出力が15%を超える）において、軸方向中性子束出力偏差は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 軸方向中性子束出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲を定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得て、発電室長に通知する。</p> <p>(2) 原子燃料課長は、モード1（原子炉熱出力が15%を超える）において、1ヶ月に1回、実測による出力領域の軸方向中性子束出力偏差目標値の評価を行い、その結果を当直課長に通知する。ただし、燃料取扱終了後、実測による評価を行うまでは、解析による目標値の評価で代替することができる。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1（原子炉熱出力が15%を超える）において、1週間に1回、軸方向中性子束出力偏差を確認する。ただし、軸方向中性子束出力制限超過を検知する警報または軸方向中性子束出力偏差の異常を検知する警報が動作不能な場合、原子炉熱出力が90%以上の時は15分に1回、90%未満の時は1時間に1回、軸方向中性子束出力偏差を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、軸方向中性子束出力偏差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。</p>	<p>要はない。</p> <p>(軸方向中性子束出力偏差) 第31条 モード1（原子炉熱出力が15%を超える）において、軸方向中性子束出力偏差は表31-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 軸方向中性子束出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲を定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得て、発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 技術第二課長は、モード1（原子炉熱出力が15%を超える）において、1か月に1回、実測による出力領域の軸方向中性子束出力偏差目標値の評価を行い、その結果を発電第二課長に通知する。ただし、燃料取扱終了後、実測による評価を行うまでは、解析による目標値の評価で代替することができる。</p> <p>(3) 発電第二課当直課長は、モード1（原子炉熱出力が15%を超える）において、1週間に1回、軸方向中性子束出力偏差を確認する。ただし、軸方向中性子束出力偏差制限超過を検知する警報または軸方向中性子束出力偏差の異常を検知する警報が動作不能な場合、原子炉熱出力が90%以上の時は15分に1回、90%未満の時は1時間に1回、軸方向中性子束出力偏差を確認する。</p> <p>3. 発電第二課当直課長は、軸方向中性子束出力偏差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表31-2の措置を講じる。</p>	<p>要はない。</p> <p>(軸方向中性子束出力偏差) 第32条 モード1（原子炉熱出力が15%を超える）において、軸方向中性子束出力偏差は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 軸方向中性子束出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲を定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得て、発電室長に通知する。</p> <p>(2) 原子燃料課長は、モード1（原子炉熱出力が15%を超える）において、1ヶ月に1回、実測による出力領域の軸方向中性子束出力偏差目標値の評価を行い、その結果を当直課長に通知する。ただし、燃料取扱終了後、実測による評価を行うまでは、解析による目標値の評価で代替することができる。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1（原子炉熱出力が15%を超える）において、1週間に1回、軸方向中性子束出力偏差を確認する。ただし、軸方向中性子束出力制限超過を検知する警報または軸方向中性子束出力偏差の異常を検知する警報が動作不能な場合、原子炉熱出力が90%以上の時は15分に1回、90%未満の時は1時間に1回、軸方向中性子束出力偏差を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、軸方向中性子束出力偏差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。</p>													
<p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="1085 1480 1197 2011"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軸方向中性子束出力偏差</td> <td>(1) 原子炉熱出力が50%以上の場合、目標範囲内にあること※1※2※3 (2) 原子炉熱出力が15%を超え、50%未満の場合、許容運転制限範囲内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内であり、過去24時間の累積ベナルティ逸脱時間（原子炉熱出力50%以上90%未満における許容運転制限範囲内での目標範囲逸脱の実時間と、50%未満における目標範囲逸脱の実時間を1/2として合計した時間）が1時間以内であれば、原子炉熱出力90%未満における目標範囲逸脱は許容される。</p> <p>※2：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り、炉内外核計装照合校正期間中における延べ</p>	項目	運転上の制限	軸方向中性子束出力偏差	(1) 原子炉熱出力が50%以上の場合、目標範囲内にあること※1※2※3 (2) 原子炉熱出力が15%を超え、50%未満の場合、許容運転制限範囲内にあること	<p>表31-1</p> <table border="1" data-bbox="1085 952 1197 1480"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軸方向中性子束出力偏差</td> <td>(1) 原子炉熱出力が40%以上の場合、目標範囲内にあること※1※2※3 (2) 原子炉熱出力が15%を超え、50%未満の場合、許容運転制限範囲内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内であり、過去24時間の累積ベナルティ逸脱時間（原子炉熱出力50%以上90%未満における許容運転制限範囲内での目標範囲逸脱の実時間と、50%未満における目標範囲逸脱の実時間を1/2として合計した時間）が1時間以内であれば、原子炉熱出力90%未満における目標範囲逸脱は許容される。</p> <p>※2：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り、炉内外核計装照合校正期間中における延べ</p>	項目	運転上の制限	軸方向中性子束出力偏差	(1) 原子炉熱出力が40%以上の場合、目標範囲内にあること※1※2※3 (2) 原子炉熱出力が15%を超え、50%未満の場合、許容運転制限範囲内にあること	<p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="1085 423 1197 952"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軸方向中性子束出力偏差</td> <td>(1) 原子炉熱出力が50%以上の場合、目標範囲内にあること※1※2※3 (2) 原子炉熱出力が15%を超え、50%未満の場合、許容運転制限範囲内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内であり、過去24時間の累積ベナルティ逸脱時間（原子炉熱出力50%以上90%未満における許容運転制限範囲内での目標範囲逸脱の実時間と、50%未満における目標範囲逸脱の実時間を1/2として合計した時間）が1時間以内であれば、原子炉熱出力90%未満における目標範囲逸脱は許容される。</p> <p>※2：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り、炉内外核計装照合校正期間中における延べ</p>	項目	運転上の制限	軸方向中性子束出力偏差	(1) 原子炉熱出力が50%以上の場合、目標範囲内にあること※1※2※3 (2) 原子炉熱出力が15%を超え、50%未満の場合、許容運転制限範囲内にあること	
項目	運転上の制限														
軸方向中性子束出力偏差	(1) 原子炉熱出力が50%以上の場合、目標範囲内にあること※1※2※3 (2) 原子炉熱出力が15%を超え、50%未満の場合、許容運転制限範囲内にあること														
項目	運転上の制限														
軸方向中性子束出力偏差	(1) 原子炉熱出力が40%以上の場合、目標範囲内にあること※1※2※3 (2) 原子炉熱出力が15%を超え、50%未満の場合、許容運転制限範囲内にあること														
項目	運転上の制限														
軸方向中性子束出力偏差	(1) 原子炉熱出力が50%以上の場合、目標範囲内にあること※1※2※3 (2) 原子炉熱出力が15%を超え、50%未満の場合、許容運転制限範囲内にあること														

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）
16時間までの軸方向中性子束出力偏差の目標範囲逸脱は許容される。
※3：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り、原子炉熱出力を15%以下に下げたための操作における軸方向中性子束出力偏差の目標範囲逸脱は許容される。

表32-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉熱出力90%以上において、軸方向中性子束出力偏差が目標範囲内にならない場合※4	A.1 当直課長は、軸方向中性子束出力偏差を目標範囲内に回復させる。	15分
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉熱出力を90%未満に下げる。	15分
C. 原子炉熱出力が50%以上90%未満において、過去24時間の累積ベータルティ逸脱時間が1時間を超える場合、または軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にならない場合※5	C.1 当直課長は、原子炉熱出力を50%未満に下げる。	30分
D. 原子炉熱出力50%未満において、軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にならない場合	D.1 当直課長は、軸方向中性子束出力偏差を許容運転制限範囲内に回復させる。	30分
E. 条件CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、原子炉熱出力を15%以下に下げる※6。	9時間

※4：軸方向中性子束出力偏差が目標範囲内にならない場合は、動作可能な出力領域中性子束計装2チャンネル以上が軸方向中性子束出力偏差の目標範囲内にならない場合をいう。
※5：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にならない場合は、動作可能な出力領域中性子束計装2チャンネル以上が軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲内にならない場合をいう。
※6：条件CまたはEに基づいて行われた出力降下中において、当該条件に当てはまらなかった場合においても、その出力降下を完了させなければならない。

(1/4炉心出力偏差)
第33条 モード1（原子炉熱出力が50%を超える）において、1/4炉心出力偏差は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 1/4炉心出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）
16時間までの軸方向中性子束出力偏差の目標範囲逸脱は許容される。
※3：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り、原子炉熱出力を15%以下に下げたための操作における軸方向中性子束出力偏差の目標範囲逸脱は許容される。

表31-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉熱出力90%以上において、軸方向中性子束出力偏差が目標範囲内にならない場合※4	A.1 発電第二課当直課長は、軸方向中性子束出力偏差を目標範囲内に回復させる。	15分
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、原子炉熱出力を90%未満に下げる。	15分
C. 原子炉熱出力が50%以上90%未満において、過去24時間の累積ベータルティ逸脱時間が1時間を超える場合又は軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にならない場合※5	C.1 発電第二課当直課長は、原子炉熱出力を50%未満に下げる※6。	30分
D. 原子炉熱出力50%未満において、軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にならない場合	D.1 発電第二課当直課長は、軸方向中性子束出力偏差を許容運転制限範囲内に回復させる。	30分
E. 条件C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電第二課当直課長は、原子炉熱出力を15%以下に下げる※6。	9時間

※4：軸方向中性子束出力偏差が目標範囲内にならない場合は、動作可能な出力領域中性子束計装2チャンネル以上が軸方向中性子束出力偏差の目標範囲内にならない場合をいう。
※5：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にならない場合は、動作可能な出力領域中性子束計装2チャンネル以上が軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲内にならない場合をいう。
※6：条件C又はEに基づいて行われた出力降下中において、当該条件に当てはまらなかった場合においても、その出力降下を完了させなければならない。

(1/4炉心出力偏差)
第32条 モード1（原子炉熱出力が50%を超える）において、1/4炉心出力偏差は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 1/4炉心出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）
16時間までの軸方向中性子束出力偏差の目標範囲逸脱は許容される。
※3：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り、原子炉熱出力を15%以下に下げたための操作における軸方向中性子束出力偏差の目標範囲逸脱は許容される。

表32-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉熱出力90%以上において、軸方向中性子束出力偏差が目標範囲内にならない場合※4	A.1 当直課長は、軸方向中性子束出力偏差を目標範囲内に回復させる。	15分
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉熱出力を90%未満に下げる。	15分
C. 原子炉熱出力が50%以上90%未満において、過去24時間の累積ベータルティ逸脱時間が1時間を超える場合、または軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にならない場合※5	C.1 当直課長は、原子炉熱出力を50%未満に下げる※6。	30分
D. 原子炉熱出力50%未満において、軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にならない場合	D.1 当直課長は、軸方向中性子束出力偏差を許容運転制限範囲内に回復させる。	30分
E. 条件CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、原子炉熱出力を15%以下に下げる※6。	9時間

※4：軸方向中性子束出力偏差が目標範囲内にならない場合は、動作可能な出力領域中性子束計装2チャンネル以上が軸方向中性子束出力偏差の目標範囲内にならない場合をいう。
※5：軸方向中性子束出力偏差が許容運転制限範囲内にならない場合は、動作可能な出力領域中性子束計装2チャンネル以上が軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲内にならない場合をいう。
※6：条件CまたはEに基づいて行われた出力降下中において、当該条件に当てはまらなかった場合においても、その出力降下を完了させなければならない。

(1/4炉心出力偏差)
第33条 モード1（原子炉熱出力が50%を超える）において、1/4炉心出力偏差は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 1/4炉心出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

差異の説明

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																				
<p>(1) 当直課長は、モード1（原子炉熱出力が50%を超える）において、1週間に1回、1/4炉心出力偏差を確認する。</p> <p>ただし、出力領域上部中性子束偏差大を検知する警報または出力領域下部中性子束偏差大を検知する警報が動作不能である場合、12時間以内に1回、1/4炉心出力偏差を確認する。また、出力領域中性子束計装からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、以下により1/4炉心出力偏差を確認する。</p> <p>(a) 当直課長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子束計装1チャネルからの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、1週間に1回、残りの3チャネルによる計算結果により確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子束計装2チャネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、1週間に1回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が75%以上で、出力領域中性子束計装1チャネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、12時間以内に1回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、1/4炉心出力偏差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表33-2の措置を講じるとともに、原子燃料課長および計装保修士長に通知する。通知を受けた原子燃料課長および計装保修士長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(1) 発電第二課当直課長は、モード1（原子炉熱出力が50%を超える）において、1週間に1回、1/4炉心出力偏差を確認する。</p> <p>ただし、出力領域上部中性子束偏差大を検知する警報または出力領域下部中性子束偏差大を検知する警報が動作不能である場合、12時間以内に1回、1/4炉心出力偏差を確認する。また、出力領域中性子束計装からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、以下により1/4炉心出力偏差を確認する。</p> <p>ア 発電第二課当直課長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子束計装1チャネルからの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、1週間に1回、残りの3チャネルによる計算結果により確認する。</p> <p>イ 技術第二課長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子束計装2チャネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、1週間に1回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。</p> <p>ウ 技術第二課長は、原子炉熱出力が75%以上で、出力領域中性子束計装1チャネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、12時間以内に1回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、1/4炉心出力偏差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じるとともに、技術第二課長及び保修士長に通知する。通知を受けた技術第二課長及び保修士長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(1) 当直課長は、モード1（原子炉熱出力が50%を超える）において、1週間に1回、1/4炉心出力偏差を確認する。</p> <p>ただし、出力領域上部中性子束偏差大を検知する警報または出力領域下部中性子束偏差大を検知する警報が動作不能である場合、12時間以内に1回、1/4炉心出力偏差を確認する。また、出力領域中性子束計装からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、以下により1/4炉心出力偏差を確認する。</p> <p>(a) 当直課長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子束計装1チャネルからの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、1週間に1回、残りの3チャネルによる計算結果により確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子束計装2チャネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、1週間に1回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が75%以上で、出力領域中性子束計装1チャネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、12時間以内に1回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、1/4炉心出力偏差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表33-2の措置を講じるとともに、原子燃料課長および計装保修士長に通知する。通知を受けた原子燃料課長および計装保修士長は、同表の措置を講じる。</p>																																					
<p>表33-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>1/4炉心出力偏差</td> <td>1.02以下であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	1/4炉心出力偏差	1.02以下であること	<p>表32-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>1/4炉心出力偏差</td> <td>1.02以下であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	1/4炉心出力偏差	1.02以下であること	<p>表33-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>1/4炉心出力偏差</td> <td>1.02以下であること</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	1/4炉心出力偏差	1.02以下であること																									
項目	運転上の制限																																						
1/4炉心出力偏差	1.02以下であること																																						
項目	運転上の制限																																						
1/4炉心出力偏差	1.02以下であること																																						
項目	運転上の制限																																						
1/4炉心出力偏差	1.02以下であること																																						
<p>表33-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1/4炉心出力偏差が1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。</td> <td>および</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>A.2 当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じる。</td> <td>および</td> <td>12時間 その後の12時間以内に1回</td> </tr> <tr> <td>A.3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、F₀(Z)およびF_N(A)が運転</td> <td>および</td> <td>24時間 その後の1週</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 1/4炉心出力偏差が1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。	および	2時間	A.2 当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じる。	および	12時間 その後の12時間以内に1回	A.3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、F ₀ (Z)およびF _N (A)が運転	および	24時間 その後の1週	<p>表32-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1/4炉心出力偏差が1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。</td> <td>及び</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>A.2 発電第二課当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じる。</td> <td>及び</td> <td>12時間 その後の12時間以内に1回</td> </tr> <tr> <td>A.3 技術第二課長は、炉内出力分布測定を行い、R₀(Z)及びR_N(A)が運転上</td> <td>及び</td> <td>24時間 その後の1週</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 1/4炉心出力偏差が1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。	及び	2時間	A.2 発電第二課当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じる。	及び	12時間 その後の12時間以内に1回	A.3 技術第二課長は、炉内出力分布測定を行い、R ₀ (Z)及びR _N (A)が運転上	及び	24時間 その後の1週	<p>表33-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1/4炉心出力偏差が1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。</td> <td>および</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>A.2 当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じる。</td> <td>および</td> <td>12時間 その後の12時間以内に1回</td> </tr> <tr> <td>A.3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、F₀(Z)およびF_N(A)が運転</td> <td>および</td> <td>24時間 その後の1週</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 1/4炉心出力偏差が1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。	および	2時間	A.2 当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じる。	および	12時間 その後の12時間以内に1回	A.3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、F ₀ (Z)およびF _N (A)が運転	および	24時間 その後の1週	
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 1/4炉心出力偏差が1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。	および	2時間																																					
A.2 当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じる。	および	12時間 その後の12時間以内に1回																																					
A.3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、F ₀ (Z)およびF _N (A)が運転	および	24時間 その後の1週																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 1/4炉心出力偏差が1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。	及び	2時間																																					
A.2 発電第二課当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じる。	及び	12時間 その後の12時間以内に1回																																					
A.3 技術第二課長は、炉内出力分布測定を行い、R ₀ (Z)及びR _N (A)が運転上	及び	24時間 その後の1週																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 1/4炉心出力偏差が1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。	および	2時間																																					
A.2 当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じる。	および	12時間 その後の12時間以内に1回																																					
A.3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、F ₀ (Z)およびF _N (A)が運転	および	24時間 その後の1週																																					

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>および</p> <p>A.4 原子炉熱出力が A.1 の措置で制限される前値を超える前</p> <p>および</p> <p>A.5 許容修理課長は、1/4 炉心出力偏差をなくすよう出力領域中性子束計装を調整し、その結果を当直課長に通知する^{※1}。</p> <p>および</p> <p>A.6 原子炉熱出力が A.1 の措置で制限される前値を超える前</p>	<p>上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>および</p> <p>A.4 技術第二課長は、安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>および</p> <p>A.5 保安第二課長は、1/4 炉心出力偏差をなくすよう出力領域中性子束計装を調整し、その結果を当直課長に通知する^{※1}。</p> <p>および</p> <p>A.6 技術第二課長は、炉内出力分布測定を行い、$F_{0.7}$ および $F_{N,0.14}$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する^{※2}。</p>	<p>上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>および</p> <p>A.4 原子炉熱出力が A.1 の措置で制限される前値を超える前</p> <p>および</p> <p>A.5 許容修理課長は、1/4 炉心出力偏差をなくすよう出力領域中性子束計装を調整し、その結果を当直課長に通知する^{※1}。</p> <p>および</p> <p>A.6 原子炉熱出力が A.1 の措置で制限される前値を超える前</p>	
<p>間：1 回</p> <p>完了時間：4 時間</p>	<p>間：1 回</p> <p>完了時間：4 時間</p>	<p>間：1 回</p> <p>完了時間：4 時間</p>	
<p>表 33-2 (続き)</p>	<p>表 33-2 (続き)</p>	<p>表 33-2 (続き)</p>	
<p>条件 A の措置を完了した時間内には達成できない場合</p>	<p>条件 A の措置を完了した時間内には達成できない場合</p>	<p>条件 A の措置を完了した時間内には達成できない場合</p>	
<p>※ 1 : A.5 の措置は、A.4 の措置が完了後に実施すること。</p> <p>※ 2 : 条件 A に至った場合は、1/4 炉心出力偏差が制限値内に回復しても、A.6 の措置を完了しなければならぬ。</p>	<p>※ 1 : A.5 の措置は、A.4 の措置が完了後に実施すること。</p> <p>※ 2 : 条件 A に至った場合は、1/4 炉心出力偏差が制限値内に回復しても、A.6 の措置を完了しなければならぬ。</p>	<p>※ 1 : A.5 の措置は、A.4 の措置が完了後に実施すること。</p> <p>※ 2 : 条件 A に至った場合は、1/4 炉心出力偏差が制限値内に回復しても、A.6 の措置を完了しなければならぬ。</p>	
<p>(計測および制御設備)</p> <p>第 34 条 次の計測および制御設備は、表 34-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 工学的安全施設等作動計装</p> <p>(3) 事故時監視計装</p> <p>(4) ティーゼル発電機起動計装</p> <p>(5) 中央制御室非常用循環系計装</p> <p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、電気保安課長</p>	<p>(計測および制御設備)</p> <p>第 33 条 次の計測及び制御設備は、表 33-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 工学的安全施設等作動計装</p> <p>(3) 事故時監視計装</p> <p>(4) ティーゼル発電機起動計装</p> <p>(5) 中央制御室非常用循環系計装</p> <p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置</p> <p>2. 計測及び制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 技術第二課長、発電第二課長、発電第二課当直課長</p>	<p>(計測および制御設備)</p> <p>第 34 条 次の計測および制御設備は、表 34-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 工学的安全施設等作動計装</p> <p>(3) 事故時監視計装</p> <p>(4) ティーゼル発電機起動計装</p> <p>(5) 中央制御室非常用循環系計装</p> <p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、電気保安課長</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明												
<p>および計装保修課長は、表34-2から表34-7に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気保修課長および計装保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および計装保修課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表34-2から表34-7の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課(室)長へ通知する。通知を受けた関係各課(室)長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>表34-1</p> <table border="1" data-bbox="550 1505 662 2002"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める計測および制御設備</td> <td>表34-2から表34-7に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれ動作可能^{※1}であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める計測および制御設備	表34-2から表34-7に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれ動作可能 ^{※1} であること	<p>および保修第二課長は、表33-2から表33-7に定める確認事項を実施する。また、技術第二課長及び保修第二課長は、その結果を発電第二課長又は発電第二課長当直課長に通知する。</p> <p>3. 発電第二課長当直課長及び保修第二課長は、計測及び制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表33-2から表33-7の措置を講じるとともに必要に応じて関係各第二課長へ通知する。通知を受けた関係各第二課長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>表33-1</p> <table border="1" data-bbox="550 978 662 1476"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める計測及び制御設備</td> <td>表33-2から表33-7に定める所要チャンネル数、系統数及び機能がそれぞれ動作可能^{※1}であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネル若しくは論理回路をバイパスする場合又は不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態又は誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める計測及び制御設備	表33-2から表33-7に定める所要チャンネル数、系統数及び機能がそれぞれ動作可能 ^{※1} であること	<p>および計装保修課長は、表34-2から表34-7に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気保修課長および計装保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および計装保修課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表34-2から表34-7の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課(室)長へ通知する。通知を受けた関係各課(室)長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>表34-1</p> <table border="1" data-bbox="550 432 662 949"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める計測および制御設備</td> <td>表34-2から表34-7に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれ動作可能^{※1}であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める計測および制御設備	表34-2から表34-7に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれ動作可能 ^{※1} であること	
項目	運転上の制限														
第1項で定める計測および制御設備	表34-2から表34-7に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれ動作可能 ^{※1} であること														
項目	運転上の制限														
第1項で定める計測及び制御設備	表33-2から表33-7に定める所要チャンネル数、系統数及び機能がそれぞれ動作可能 ^{※1} であること														
項目	運転上の制限														
第1項で定める計測および制御設備	表34-2から表34-7に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれ動作可能 ^{※1} であること														

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可) 玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

機 能	保安規定	機 能	大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	
			項目	項目	項目	項目
2. 手動原子炉トリップ	3号炉は自立	2. 手動原子炉トリップ	3号炉は自立	3号炉は自立	3号炉は自立	3号炉は自立
			所番チャネル カ、系統数 2	所番チャネル カ、系統数 2	所番チャネル カ、系統数 2	所番チャネル カ、系統数 2
			選別モード モード1 および2	選別モード モード1及び 4(a)及び 6(a)	選別モード モード1及び 4(a)及び 6(a)	選別モード モード1及び 4(a)及び 6(a)
			完了時間 4.8時間	完了時間 4.8時間	完了時間 4.8時間	完了時間 4.8時間
			備考欄	備考欄	備考欄	備考欄

※1：モード1及び2における手動原子炉トリップは、重大事故等が原因発生する。

※2：特に定められた場合を除き、チャネル・系統毎に原則に原則の条件が適用される。

※3：「5. 緊急停止」の項目において、大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)と、玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)と、美浜発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)とを比較し、大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)と、玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)との間に差がある箇所を記載する。

※4：「5. 緊急停止」の項目において、大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)と、玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)と、美浜発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)とを比較し、大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)と、玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)との間に差がある箇所を記載する。

※5：モード1および2における手動原子炉トリップは、重大事故等が原因発生する。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

機 能	保安規定	機 能	大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		美浜発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	
			項目	項目	項目	項目
2. 手動原子炉トリップ	3号炉は自立	2. 手動原子炉トリップ	3号炉は自立	3号炉は自立	3号炉は自立	3号炉は自立
			所番チャネル カ、系統数 2	所番チャネル カ、系統数 2	所番チャネル カ、系統数 2	所番チャネル カ、系統数 2
			選別モード モード1 および2	選別モード モード1及び 4(a)及び 6(a)	選別モード モード1及び 4(a)及び 6(a)	選別モード モード1及び 4(a)及び 6(a)
			完了時間 4.8時間	完了時間 4.8時間	完了時間 4.8時間	完了時間 4.8時間
			備考欄	備考欄	備考欄	備考欄

【玄海ー美浜】

④：記載の適正化
 (重大事故等対応設備である「原子炉トリップスイッチ」を「手動原子炉トリップ」を達成するために必要な設備として明確にする。)

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

～ページ調整～

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

機能	保安規定	適用モード	所定チャネルカ カ 有効数	所定チャネルカ カ 有効数	所定チャネルカ カ 有効数	保安規定	適用モード	所定チャネルカ カ 有効数	所定チャネルカ カ 有効数	保安規定	適用モード	所定チャネルカ カ 有効数	所定チャネルカ カ 有効数
4. 出力調整(炉内蒸気発生率)	増減出力調整 出力の 調整	モード1及び モード2	4 ¹⁾	4 ¹⁾	4 ¹⁾	増減出力調整 出力の 調整	モード1及び モード2	4 ¹⁾	4 ¹⁾	増減出力調整 出力の 調整	モード1及び モード2	4 ¹⁾	4 ¹⁾
5. 中間子減速	減速出力調整 出力の 調整	モード1及び モード2	2 ¹⁾	2 ¹⁾	2 ¹⁾	減速出力調整 出力の 調整	モード1及び モード2	2 ¹⁾	2 ¹⁾	減速出力調整 出力の 調整	モード1及び モード2	2 ¹⁾	2 ¹⁾

※9：制御棒引き抜き禁止の原状又は中間減速炉内蒸気発生率トリップ装置の原状時には、残りのチャネルが動作可能であることを条件に、2時間以内に、1チャネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャネルを動作可能に引き戻さない。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

～ページ調整～

差異の説明

【玄海一美浜】
 ④：記載の適性化
 (機能 4.1について、増加率高
 も減少率高も同一の措置であ
 るため、一つにまとめる。)

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

機能	規定値	適用モード	所置チャック ル・系統数	条件	項目	項目	項目	項目	項目
6. 中性子源領域中 電子系	2.00gpm以下 モード5(0) モード6(0) および(0)	モード5(0) モード6(0) および(0)	2	A. 1チャックルが動作不能である場合 B. 2チャックルが動作不能である場合 C. 2チャックルが動作不能である場合 D. 全てのチャックルが動作不能である場合	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回
モード5(0) モード6(0) および(0)	モード5(0) モード6(0) および(0)	モード5(0) モード6(0) および(0)	2	A. 1チャックルが動作不能である場合 B. 2チャックルが動作不能である場合 C. 2チャックルが動作不能である場合 D. 全てのチャックルが動作不能である場合	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

機能	規定値	適用モード	所置チャック ル・系統数	条件	項目	項目	項目	項目	項目
6. 中性子源領域中 (中性子源領域)	2.00gpm以下 モード5(0) モード6(0) および(0)	モード5(0) モード6(0) および(0)	2	A. 1チャックルが動作不能である場合 B. 2チャックルが動作不能である場合 C. 2チャックルが動作不能である場合 D. 全てのチャックルが動作不能である場合	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回
モード5(0) モード6(0) および(0)	モード5(0) モード6(0) および(0)	モード5(0) モード6(0) および(0)	2	A. 1チャックルが動作不能である場合 B. 2チャックルが動作不能である場合 C. 2チャックルが動作不能である場合 D. 全てのチャックルが動作不能である場合	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回

※10：「中間領域中性子源」2チャックルが動作不能である条件に、P-6リセット時には、2チャックルをバイパスすることができる。
 ※11：「」の条件、バイパスしたチャックルを動作不能とはみなさない。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

機能	規定値	適用モード	所置チャック ル・系統数	条件	項目	項目	項目	項目	項目
6. 中性子源領域中 電子系	2.00gpm以下 モード5(0) モード6(0) および(0)	モード5(0) モード6(0) および(0)	2	A. 1チャックルが動作不能である場合 B. 2チャックルが動作不能である場合 C. 2チャックルが動作不能である場合 D. 全てのチャックルが動作不能である場合	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回
モード5(0) モード6(0) および(0)	モード5(0) モード6(0) および(0)	モード5(0) モード6(0) および(0)	2	A. 1チャックルが動作不能である場合 B. 2チャックルが動作不能である場合 C. 2チャックルが動作不能である場合 D. 全てのチャックルが動作不能である場合	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回	1日1回 ただし運用中は1回 (0)の場合 は1回

差異の説明

【玄海ー美浜】
 ④：記載の適性化
 (“モードが”を記載。)

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

機能	設定値	適用モード	所定チャート ル・系統数	条件	措置	措置事項
17. 非常用炉心冷却系作動	表 3.4-1-2 機能1:非常用炉心冷却系を参照	モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した期間内に達成できない場合	所定チャートル・系統数を減らすでない場合の措置: A.1 1系統が動作不能である場合、当該系統を停止し、非常用炉心冷却系を起動する。 B.1 当該措置は、モード3にする。	措置事項を減らす。 措置事項を減らす。 措置事項を減らす。
18. 地震加速度高	水平方向 原子炉補助駆動機 地下1層床 (EL.3.7m) 100 Gal以下	モード1及び2	2	A. 1チャートルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した期間内に達成できない場合	A.1 チャートルが動作不能である場合、当該チャートルを停止し、非常用炉心冷却系を起動する。 B.1 当該措置は、モード3にする。	措置事項を減らす。 措置事項を減らす。
	垂直方向 原子炉補助駆動機 地下4層床 (EL.-18.0m) 170 Gal以下	モード1及び2	2	A. 1チャートルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した期間内に達成できない場合	A.1 チャートルが動作不能である場合、当該チャートルを停止し、非常用炉心冷却系を起動する。 B.1 当該措置は、モード3にする。	措置事項を減らす。 措置事項を減らす。
19. 地震加速度高	水平方向 原子炉補助駆動機 地下1層床 (EL.1.0m) 100 Gal以下	モード1及び2	2	A. 1チャートルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した期間内に達成できない場合	A.1 チャートルが動作不能である場合、当該チャートルを停止し、非常用炉心冷却系を起動する。 B.1 当該措置は、モード3にする。	措置事項を減らす。 措置事項を減らす。
	垂直方向 原子炉補助駆動機 地下4層床 (EL.-18.0m) 170 Gal以下	モード1及び2	2	A. 1チャートルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した期間内に達成できない場合	A.1 チャートルが動作不能である場合、当該チャートルを停止し、非常用炉心冷却系を起動する。 B.1 当該措置は、モード3にする。	措置事項を減らす。 措置事項を減らす。

～ベージ調整～

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

機能	設定値	適用モード	所定チャートル・系統数	条件	措置	措置事項
19. 非常用炉心冷却系作動	表 3.4-1-2 機能1:非常用炉心冷却系を参照	モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した期間内に達成できない場合	所定チャートル・系統数を減らすでない場合の措置: A.1 1系統が動作不能である場合、当該系統を停止し、非常用炉心冷却系を起動する。 B.1 当該措置は、モード3にする。	措置事項を減らす。 措置事項を減らす。
20. 地震加速度高	水平方向 原子炉補助駆動機 地下1層床 (EL.1.0m) 100 Gal以下	モード1および2	2	A. 1チャートルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した期間内に達成できない場合	A.1 チャートルが動作不能である場合、当該チャートルを停止し、非常用炉心冷却系を起動する。 B.1 当該措置は、モード3にする。	措置事項を減らす。 措置事項を減らす。
	垂直方向 原子炉補助駆動機 地下4層床 (EL.-18.0m) 170 Gal以下	モード1および2	2	A. 1チャートルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した期間内に達成できない場合	A.1 チャートルが動作不能である場合、当該チャートルを停止し、非常用炉心冷却系を起動する。 B.1 当該措置は、モード3にする。	措置事項を減らす。 措置事項を減らす。

差異の説明

【玄海-美浜】

①:従前からの発電所固有の差異
 (非常用炉心冷却系作動の系統数の相違。)
 【大飯・玄海-美浜】
 ①:従前からの発電所固有の差異
 (地震加速度高の検出箇所数および所要チャートル数の相違。)

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

機 能	規 定 値	通 用 モード	所 要 チャンネル・系統数	前 置 事 件		前 置 事 件		項 目	項 目 量	項 目 量
				所 要 チャンネル・系統数	系 統 数	系 統 数	系 統 数			
13. インターロック										
a. P-6	中間領域中性子束 出力 7.5×10 ¹⁰ ~ 1.3×10 ¹⁰ A	モード2(d)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ¹⁾ 1) 1 時間 B. 条件Aの措置を完了するまでに動作不能となる場合 ²⁾ 1.2 時間	A.1 計装修繕員は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1 時間	既定値以上の出力を継続して運転する。	計装修繕員	定期検査時	定期検査時
b. P-7	出力領域中性子束 出力 7.5×10 ¹⁰ ~ 1.3×10 ¹⁰ A	モード1(f)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ¹⁾ 1 時間 B. 条件Aの措置を完了するまでに動作不能となる場合 ²⁾ 1.2 時間	A.1 計装修繕員は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1 時間	運転検査を実施する。	計装修繕員	定期検査時	定期検査時
c. P-8	出力領域中性子束 出力 7.5×10 ¹⁰ ~ 1.3×10 ¹⁰ A	モード1(g)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ¹⁾ 1 時間 B. 条件Aの措置を完了するまでに動作不能となる場合 ²⁾ 1.2 時間	A.1 計装修繕員は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1 時間	既定値以上の出力を継続して運転する。	計装修繕員	定期検査時	定期検査時
d. P-10	出力領域中性子束 出力 7.5×10 ¹⁰ ~ 1.3×10 ¹⁰ A	モード1(h)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ¹⁾ 1 時間 B. 条件Aの措置を完了するまでに動作不能となる場合 ²⁾ 1.2 時間	A.1 計装修繕員は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1 時間	既定値以上の出力を継続して運転する。	計装修繕員	定期検査時	定期検査時
e. P-13	出力領域中性子束 出力 7.5×10 ¹⁰ ~ 1.3×10 ¹⁰ A	モード1(i)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ¹⁾ 1 時間 B. 条件Aの措置を完了するまでに動作不能となる場合 ²⁾ 1.2 時間	A.1 計装修繕員は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1 時間	既定値以上の出力を継続して運転する。	計装修繕員	定期検査時	定期検査時

※1: 15. インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が作動しない場合(作動プログラムが許可係数が保持した値を含む)をいう。(以下、本表に同じ)。

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

機 能	規 定 値	通 用 モード	所 要 チャンネル・系統数	前 置 事 件		前 置 事 件		項 目	項 目 量	項 目 量
				所 要 チャンネル・系統数	系 統 数	系 統 数	系 統 数			
13. インターロック										
a. P-6	中間領域中性子束 出力 7.5×10 ¹⁰ ~ 1.3×10 ¹⁰ A	モード2(d)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ¹⁾ 1 時間 B. 条件Aの措置を完了するまでに動作不能となる場合 ²⁾ 1.2 時間	A.1 計装修繕員は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1 時間	既定値以上の出力を継続して運転する。	計装修繕員	定期検査時	定期検査時
b. P-7	出力領域中性子束 出力 7.5×10 ¹⁰ ~ 1.3×10 ¹⁰ A	モード1(f)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ¹⁾ 1 時間 B. 条件Aの措置を完了するまでに動作不能となる場合 ²⁾ 1.2 時間	A.1 計装修繕員は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1 時間	運転検査を実施する。	計装修繕員	定期検査時	定期検査時
c. P-8	出力領域中性子束 出力 7.5×10 ¹⁰ ~ 1.3×10 ¹⁰ A	モード1(g)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ¹⁾ 1 時間 B. 条件Aの措置を完了するまでに動作不能となる場合 ²⁾ 1.2 時間	A.1 計装修繕員は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1 時間	既定値以上の出力を継続して運転する。	計装修繕員	定期検査時	定期検査時
d. P-10	出力領域中性子束 出力 7.5×10 ¹⁰ ~ 1.3×10 ¹⁰ A	モード1(h)及び2	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ¹⁾ 1 時間 B. 条件Aの措置を完了するまでに動作不能となる場合 ²⁾ 1.2 時間	A.1 計装修繕員は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1 時間	既定値以上の出力を継続して運転する。	計装修繕員	定期検査時	定期検査時
e. P-13	出力領域中性子束 出力 7.5×10 ¹⁰ ~ 1.3×10 ¹⁰ A	モード1(i)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ¹⁾ 1 時間 B. 条件Aの措置を完了するまでに動作不能となる場合 ²⁾ 1.2 時間	A.1 計装修繕員は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1 時間	既定値以上の出力を継続して運転する。	計装修繕員	定期検査時	定期検査時

※1: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が作動しない場合(作動プログラムが許可係数が保持した値を含む)をいう。(以下、本表に同じ)。

※35-3 工事安全管理規程等

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

機 能	規 定 値	通 用 モード	所 要 チャンネル・系統数	前 置 事 件		前 置 事 件		項 目	項 目 量	項 目 量
				所 要 チャンネル・系統数	系 統 数	系 統 数	系 統 数			
13. インターロック										
a. P-6	中間領域中性子束 出力 7.5×10 ¹⁰ ~ 1.3×10 ¹⁰ A	モード2(d)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ¹⁾ 1 時間 B. 条件Aの措置を完了するまでに動作不能となる場合 ²⁾ 1.2 時間	A.1 計装修繕員は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1 時間	既定値以上の出力を継続して運転する。	計装修繕員	定期検査時	定期検査時
b. P-7	出力領域中性子束 出力 7.5×10 ¹⁰ ~ 1.3×10 ¹⁰ A	モード1(f)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ¹⁾ 1 時間 B. 条件Aの措置を完了するまでに動作不能となる場合 ²⁾ 1.2 時間	A.1 計装修繕員は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1 時間	運転検査を実施する。	計装修繕員	定期検査時	定期検査時
c. P-8	出力領域中性子束 出力 7.5×10 ¹⁰ ~ 1.3×10 ¹⁰ A	モード1(g)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ¹⁾ 1 時間 B. 条件Aの措置を完了するまでに動作不能となる場合 ²⁾ 1.2 時間	A.1 計装修繕員は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1 時間	既定値以上の出力を継続して運転する。	計装修繕員	定期検査時	定期検査時
d. P-10	出力領域中性子束 出力 7.5×10 ¹⁰ ~ 1.3×10 ¹⁰ A	モード1(h)および2	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ¹⁾ 1 時間 B. 条件Aの措置を完了するまでに動作不能となる場合 ²⁾ 1.2 時間	A.1 計装修繕員は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1 時間	既定値以上の出力を継続して運転する。	計装修繕員	定期検査時	定期検査時
e. P-13	出力領域中性子束 出力 7.5×10 ¹⁰ ~ 1.3×10 ¹⁰ A	モード1(i)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ¹⁾ 1 時間 B. 条件Aの措置を完了するまでに動作不能となる場合 ²⁾ 1.2 時間	A.1 計装修繕員は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直員は、モード3にする。	1 時間	既定値以上の出力を継続して運転する。	計装修繕員	定期検査時	定期検査時

※1: 15. インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が作動しない場合(作動プログラムが許可係数が保持した値を含む)をいう。

差異の説明

- 【大飯ー美浜】
 ④：記載の適性化
 (不要な記載“(以下、本条において同じ)”を削除。)
- 【玄海ー美浜】
 ①：従前からの発電所固有の差異
 (P-13所要チャンネル数の相違。)

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可) 玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

～ページ調整～

機 種	保安規定	適用モード	所定チャージング系統	条 件	情 報	完了時間	項 目	規 程	指 導 員	機 種	保安規定	適用モード	所定チャージング系統	条 件	情 報	完了時間	項 目	規 程	指 導 員
大飯発電所 原子炉圧力降下装置	10.07 M4以降の 以上	モード1 および2(0)	3	A. 1チャージングが動作不能である場合 B. 条件Aの時間を完了した時点で停止しない場合	A.1 計装係員は、当該チャージングを動作可能な状態にする。 B.1 当班員は、モード3にする。 B.2 当班員は、モード4にする。	6時間 1.2時間 3.6時間	保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員	大飯発電所 保安規定	モード1、2及び3(0)	A.1チャージング系統 が動作不能である場合 および B.2 条件Aの時間を完了した時点で停止しない場合	A.1 計装係員は、当該チャージングを動作可能な状態にする。 B.1 当班員は、モード3にする。 B.2 当班員は、モード4にする。	6時間 1.2時間 3.6時間	保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員		
				保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員													
大飯発電所 原子炉圧力加圧器 及放射線監視装置	11.08 M4以降の 以上	モード1、 2および3(0)	3	A. 1チャージングが動作不能である場合 B. 条件Aの時間を完了した時点で停止しない場合	A.1 計装係員は、当該チャージングを動作可能な状態にする。 B.1 当班員は、モード3にする。 B.2 当班員は、モード4にする。	6時間 1.2時間 3.6時間	保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員	大飯発電所 保安規定	モード1、2及び3(0)	A.1チャージング系統 が動作不能である場合 および B.2 条件Aの時間を完了した時点で停止しない場合	A.1 計装係員は、当該チャージングを動作可能な状態にする。 B.1 当班員は、モード3にする。 B.2 当班員は、モード4にする。	6時間 1.2時間 3.6時間	保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員		
				保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員													
大飯発電所 原子炉圧力加圧器 及放射線監視装置	11.08 M4以降の 以下	モード1、 2および3(0)	3	A. 1チャージングが動作不能である場合 B. 条件Aの時間を完了した時点で停止しない場合	A.1 計装係員は、当該チャージングを動作可能な状態にする。 B.1 当班員は、モード3にする。 B.2 当班員は、モード4にする。	6時間 1.2時間 3.6時間	保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員	大飯発電所 保安規定	モード1、2及び3(0)	A.1チャージング系統 が動作不能である場合 および B.2 条件Aの時間を完了した時点で停止しない場合	A.1 計装係員は、当該チャージングを動作可能な状態にする。 B.1 当班員は、モード3にする。 B.2 当班員は、モード4にする。	6時間 1.2時間 3.6時間	保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員		
				保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員													

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

機 種	保安規定	適用モード	所定チャージング系統	条 件	情 報	完了時間	項 目	規 程	指 導 員	機 種	保安規定	適用モード	所定チャージング系統	条 件	情 報	完了時間	項 目	規 程	指 導 員
大飯発電所 原子炉圧力降下装置	10.07 M4以降の 以上	モード1 および2(0)	3	A. 1チャージングが動作不能である場合 B. 条件Aの時間を完了した時点で停止しない場合	A.1 計装係員は、当該チャージングを動作可能な状態にする。 B.1 当班員は、モード3にする。 B.2 当班員は、モード4にする。	6時間 1.2時間 3.6時間	保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員	大飯発電所 保安規定	モード1、2及び3(0)	A.1チャージング系統 が動作不能である場合 および B.2 条件Aの時間を完了した時点で停止しない場合	A.1 計装係員は、当該チャージングを動作可能な状態にする。 B.1 当班員は、モード3にする。 B.2 当班員は、モード4にする。	6時間 1.2時間 3.6時間	保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員		
				保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員													
大飯発電所 原子炉圧力加圧器 及放射線監視装置	11.08 M4以降の 以上	モード1、 2および3(0)	3	A. 1チャージングが動作不能である場合 B. 条件Aの時間を完了した時点で停止しない場合	A.1 計装係員は、当該チャージングを動作可能な状態にする。 B.1 当班員は、モード3にする。 B.2 当班員は、モード4にする。	6時間 1.2時間 3.6時間	保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員	大飯発電所 保安規定	モード1、2及び3(0)	A.1チャージング系統 が動作不能である場合 および B.2 条件Aの時間を完了した時点で停止しない場合	A.1 計装係員は、当該チャージングを動作可能な状態にする。 B.1 当班員は、モード3にする。 B.2 当班員は、モード4にする。	6時間 1.2時間 3.6時間	保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員		
				保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員													
大飯発電所 原子炉圧力加圧器 及放射線監視装置	11.08 M4以降の 以下	モード1、 2および3(0)	3	A. 1チャージングが動作不能である場合 B. 条件Aの時間を完了した時点で停止しない場合	A.1 計装係員は、当該チャージングを動作可能な状態にする。 B.1 当班員は、モード3にする。 B.2 当班員は、モード4にする。	6時間 1.2時間 3.6時間	保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員	大飯発電所 保安規定	モード1、2及び3(0)	A.1チャージング系統 が動作不能である場合 および B.2 条件Aの時間を完了した時点で停止しない場合	A.1 計装係員は、当該チャージングを動作可能な状態にする。 B.1 当班員は、モード3にする。 B.2 当班員は、モード4にする。	6時間 1.2時間 3.6時間	保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員		
				保安規定および機能検査を実施する。 動作できないことを指し示す。	定期検査時	計装係員 および 電装係員													

差異の説明

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

～ページ調整～

～ページ調整～

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

差異の説明

機能	除去値	適用モード	所管システム名、系統	条件	措置	完了時間	項目	項目事項	理由
④主蒸気ライン流量異常発生 蒸気ライン圧力異常発生 又は1次冷却剤圧力異常発生 異常の一級	主蒸気ライン 流量異常 10%以下(50% 出力以下時) 主蒸気ラインの 10%以下(50% 出力以下時) 3.31 10%以下(50% 出力以下時) 10%以下(50% 出力以下時)	モード1、 モード2、 モード3、 モード4	所管システム名、系統 ①主蒸気ライン ②主蒸気ライン ③主蒸気ライン	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの時限を完了時間内に達成できない場合 A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの時限を完了時間内に達成できない場合	A.1 制御権移は、モード3にする。 B.1 当直課は、モード3にする。 B.2 当直課は、モード4にする。 A.1 制御権移は、モード3にする。 B.1 当直課は、モード3にする。 B.2 当直課は、モード4にする。 A.1 制御権移は、モード3にする。 B.1 当直課は、モード3にする。 B.2 当直課は、モード4にする。	0時間 1.2時間 3.0時間 0時間 1.2時間 3.0時間 0時間 1.2時間 3.0時間	異常値超過および機能異常を認識する。 動作不能でないことを判断し、 上面より確認する。	定期検査時 定期検査時 1日に1回 当直課	社長兼総務部長 および 副社長兼総務部長
	1次冷却剤圧力異常発生 初期検知時	10%以下(50% 出力以下時)	モード1、 モード2、 モード3、 モード4	所管システム名、系統 ①主蒸気ライン ②主蒸気ライン ③主蒸気ライン	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの時限を完了時間内に達成できない場合 A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの時限を完了時間内に達成できない場合	A.1 制御権移は、モード3にする。 B.1 当直課は、モード3にする。 B.2 当直課は、モード4にする。 A.1 制御権移は、モード3にする。 B.1 当直課は、モード3にする。 B.2 当直課は、モード4にする。	0時間 1.2時間 3.0時間 0時間 1.2時間 3.0時間	異常値超過および機能異常を認識する。 動作不能でないことを判断し、 上面より確認する。	1日に1回 当直課

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

機 能	設 定 書	適用モード	所部チャーン ボルト、系統数	条 件	措 置	実 行 時 間	項 目	種 別	出 出
1. 中央制御室非常用循環系作動制御回路	1. 3号炉および4号炉	モード1、2、3、4 4および5(保用電源) 燃料材料貯蔵中にて	所部チャーンボルト、系統数 所部の中央制御室非常用循環系につき 系統2系統	A. 1. 系統が動作不能で ある場合 B. 2. 系統が動作不能で ある場合 C. 燃料AまたはBの同 位を完了し時間内に機 組できん場合	所部チャーンボルト、系統数を満足できない場合は、当該系統を動作可能に 状態にする。 A. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 B. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 C. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。	30日 10日 10日	3号炉 4号炉	保安規定 保安規定	保安規定 保安規定
2. 手動起動(3号炉および4号炉)	二	二	所部の中央制御室非常用循環系につき 系統2系統	所部チャーンボルト、系統数を満足できない場合は、当該系統を動作可能な 状態にする。 A. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 B. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 C. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。	所部チャーンボルト、系統数を満足できない場合は、当該系統を動作可能な 状態にする。 A. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 B. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 C. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。	10日	二	保安規定	保安規定
3. 非常用中心外部系作動	二	二	所部の中央制御室非常用循環系につき 系統2系統	所部チャーンボルト、系統数を満足できない場合は、当該系統を動作可能な 状態にする。 A. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 B. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 C. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。	所部チャーンボルト、系統数を満足できない場合は、当該系統を動作可能な 状態にする。 A. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 B. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 C. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。	10日	二	保安規定	保安規定

表3.4-6 中央制御室非常用循環系作動

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

機 能	設 定 書	適用モード	所部チャーン ボルト、系統数	条 件	措 置	実 行 時 間	項 目	種 別	出 出
1. 中央制御室非常用循環系作動制御回路	1. 3号炉および4号炉	モード1、2、3、4 4および5(保用電源) 燃料材料貯蔵中にて	所部チャーンボルト、系統数 所部の中央制御室非常用循環系につき 系統2系統	A. 1. 系統が動作不能で ある場合 B. 2. 系統が動作不能で ある場合 C. 燃料AまたはBの同 位を完了し時間内に機 組できん場合	所部チャーンボルト、系統数を満足できない場合は、当該系統を動作可能な 状態にする。 A. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 B. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 C. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。	30日 10日 10日	3号炉 4号炉	保安規定 保安規定	保安規定 保安規定
2. 手動起動	二	二	所部の中央制御室非常用循環系につき 系統2系統	所部チャーンボルト、系統数を満足できない場合は、当該系統を動作可能な 状態にする。 A. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 B. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 C. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。	所部チャーンボルト、系統数を満足できない場合は、当該系統を動作可能な 状態にする。 A. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 B. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 C. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。	10日	二	保安規定	保安規定
3. 非常用中心外部系作動	二	二	所部の中央制御室非常用循環系につき 系統2系統	所部チャーンボルト、系統数を満足できない場合は、当該系統を動作可能な 状態にする。 A. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 B. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 C. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。	所部チャーンボルト、系統数を満足できない場合は、当該系統を動作可能な 状態にする。 A. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 B. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 C. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。	10日	二	保安規定	保安規定

表3.4-6 中央制御室非常用循環系作動

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

機 能	設 定 書	適用モード	所部チャーン ボルト、系統数	条 件	措 置	実 行 時 間	項 目	種 別	出 出
1. 中央制御室非常用循環系作動制御回路	1. 3号炉および4号炉	モード1、2、3、4 4および5(保用電源) 燃料材料貯蔵中にて	所部の中央制御室非常用循環系につき 系統2系統	A. 1. 系統が動作不能で ある場合 B. 2. 系統が動作不能で ある場合 C. 燃料AまたはBの同 位を完了し時間内に機 組できん場合	所部チャーンボルト、系統数を満足できない場合は、当該系統を動作可能な 状態にする。 A. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 B. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 C. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。	30日 10日 10日	3号炉 4号炉	保安規定 保安規定	保安規定 保安規定
2. 非常用中心外部系作動	二	二	所部の中央制御室非常用循環系につき 系統2系統	所部チャーンボルト、系統数を満足できない場合は、当該系統を動作可能な 状態にする。 A. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 B. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 C. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。	所部チャーンボルト、系統数を満足できない場合は、当該系統を動作可能な 状態にする。 A. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 B. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。 C. 1. 当該系統は、当該系統を動作可能な 状態にする。	10日	二	保安規定	保安規定

表3.4-6 中央制御室非常用循環系作動

差異の説明

【大飯・玄海-美浜】
 ①：従前からの発電所固有の差異
 (手動による中央制御室非常用循環系起動信号の有無)
 大飯・玄海：手動起動信号あり
 美浜：手動起動信号なし
 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中においては、前述
 の手動起動信号が要求されるが、美浜にはこの信号がない
 ため適用外となっている。
 (必要時は個別の操作スイッチで起動する。)

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

2. 3年更新および4年更新

機 能	源炉モード	条 件	選定基準	項目	選定基準	項 目	選定基準	機 能	項 目	選定基準
1. 1次冷却回路圧力(広域) (低減)	モード3および4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 燃料の積層を完了期間内に達成できない場合	30日	機能検査を実施する。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	1次冷却回路圧力(広域) (低減)	1ヶ月に1回	定期検査時
1. 2次冷却回路圧力(広域) (低減)	モード3および4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 燃料の積層を完了期間内に達成できない場合	5分間	動作不能でないことを指し示す。	5分間	動作不能でないことを指し示す。	1ヶ月に1回	1次冷却回路圧力(広域) (低減)	1ヶ月に1回	定期検査時

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

機 能	源炉モード	条 件	選定基準	項目	選定基準	項 目	選定基準	機 能	項 目	選定基準
1. 1次冷却回路圧力(広域) (低減)	モード1、2および3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 燃料の積層を完了期間内に達成できない場合	30日	機能検査を実施する。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	1次冷却回路圧力(広域) (低減)	1ヶ月に1回	定期検査時
1. 2次冷却回路圧力(広域) (低減)	モード1、2、3および4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 燃料の積層を完了期間内に達成できない場合	30日	機能検査を実施する。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	1次冷却回路圧力(広域) (低減)	1ヶ月に1回	定期検査時
1. 3次冷却回路圧力(広域) (低減)	モード1、2および4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 燃料の積層を完了期間内に達成できない場合	30日	機能検査を実施する。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	1次冷却回路圧力(広域) (低減)	1ヶ月に1回	定期検査時

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

差異の説明

～ページ調整～

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可） (DNB比)	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可） (DNB比)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案） (DNB比)	差異の説明																
<p>第35条 モード1において、DNB比は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. DNB比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1において、12時間に1回、1次冷却材温度差、1次冷却材平均温度および1次冷却材圧力が、図35に示す過大温度ΔT高および過大出力ΔT高トリップ設定値制限図の範囲内にあることを確認する。</p> <p>表35-1</p> <table border="1" data-bbox="576 1507 719 2002"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.45以上であること</td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.42以上であること^{*1} 1.30以上であること^{*2}</td> </tr> </table> <p>※1：※2以外の場合に適用する。 ※2：炉心圧力が9.81 MPa[abs]未満に低下する運転時の異常な過渡変化事象の場合に適用する。</p>	項目	運転上の制限	DNB比	1.45以上であること	項目	運転上の制限	DNB比	1.42以上であること ^{*1} 1.30以上であること ^{*2}	<p>第34条 モード1において、DNB比は、表34-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. DNB比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、モード1において、12時間に1回、1次冷却材温度差、1次冷却材平均温度および1次冷却材圧力が、図34-1に示す過大温度ΔT高および過大出力ΔT高トリップ設定値制限図の範囲内にあることを確認する。</p> <p>表34-1</p> <table border="1" data-bbox="549 978 619 1473"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.17以上であること^{*1} 1.30以上であること^{*2}</td> </tr> </table> <p>※1：※2以外の場合に適用する。 ※2：炉心圧力が9.81 MPa[abs]未満に低下する運転時の異常な過渡変化事象の場合に適用する。</p>	項目	運転上の制限	DNB比	1.17以上であること ^{*1} 1.30以上であること ^{*2}	<p>第35条 モード1において、DNB比は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. DNB比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1において、12時間に1回、1次冷却材温度差、1次冷却材平均温度および1次冷却材圧力が、図35-1に示す過大温度ΔT高および過大出力ΔT高トリップ設定値制限図の範囲内にあることを確認する。</p> <p>表35-1</p> <table border="1" data-bbox="549 456 600 943"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>DNB比</td> <td>1.35以上であること</td> </tr> </table> <p>【大飯・玄海-美浜】 ①従前からの発電所固有の差異</p>	項目	運転上の制限	DNB比	1.35以上であること	
項目	運転上の制限																		
DNB比	1.45以上であること																		
項目	運転上の制限																		
DNB比	1.42以上であること ^{*1} 1.30以上であること ^{*2}																		
項目	運転上の制限																		
DNB比	1.17以上であること ^{*1} 1.30以上であること ^{*2}																		
項目	運転上の制限																		
DNB比	1.35以上であること																		

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（ ）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>図 35 過大温度ΔT高および過大出力ΔT高トリップ設定値制限図</p>	<p>図 34-1 過大温度ΔT高及び過大出力ΔT高トリップ設定値制限図</p>	<p>図 35-1 過大温度ΔT高および過大出力ΔT高トリップ設定値制限図</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ④記載の適正化</p>
<p>第 36 条 通常の 1 次冷却系の加熱・冷却時^{※1}において、1 次冷却材温度・圧力および 1 次冷却材温度変化率^{※2}は、表 36-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 1 次冷却材温度・圧力および 1 次冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 安全・防災室長は、原子炉容器鋼材監視試験片の評価結果等により原子炉容器の $R_{T,NDT}$ の推移を評価し、その結果に基づき原子炉容器の非延性破壊防止のための 1 次冷却材温度・圧力の制限範囲を定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得て、発電室長に通知する。 (2) 当直課長は、通常の 1 次冷却系の加熱・冷却時にあって、1 時間に 1 回、1 次冷却材温度・圧力を確認する。 (3) 当直課長は、通常の 1 次冷却系の加熱・冷却時にあって、1 時間に 1 回、1 次冷却材温度変化率を確認する。 3. 当直課長は、1 次冷却材温度・圧力または 1 次冷却材温度変化率が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 36-3 の措置を講じる。</p>	<p>（1 次冷却材の温度・圧力及び 1 次冷却材温度変化率） 第 35 条 通常の 1 次冷却系の加熱・冷却時^{※1}において、1 次冷却材温度・圧力及び 1 次冷却材温度変化率^{※2}は、表 35-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 1 次冷却材温度・圧力及び 1 次冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 技術第二課長は、原子炉容器鋼材監視試験片の評価結果等により原子炉容器の $R_{T,NDT}$ の推移を評価し、その結果に基づき原子炉容器の非延性破壊防止のための 1 次冷却材温度・圧力の制限範囲を定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得て、発電第二課長に通知する。 (2) 発電第二課長は、通常の 1 次冷却系の加熱・冷却時にあって、1 時間に 1 回、1 次冷却材温度・圧力を確認する。 (3) 発電第二課長は、通常の 1 次冷却系の加熱・冷却時にあって、1 時間に 1 回、1 次冷却材温度変化率を確認する。 3. 発電第二課長は、1 次冷却材温度・圧力又は 1 次冷却材温度変化率が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 35-3 の措置を講じる。</p>	<p>（1 次冷却材の温度・圧力および 1 次冷却材温度変化率） 第 36 条 通常の 1 次冷却系の加熱・冷却時^{※1}において、1 次冷却材温度・圧力および 1 次冷却材温度変化率^{※2}は、表 36-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 1 次冷却材温度・圧力および 1 次冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 安全・防災室長は、原子炉容器鋼材監視試験片の評価結果等により原子炉容器の $R_{T,NDT}$ の推移を評価し、その結果に基づき原子炉容器の非延性破壊防止のための 1 次冷却材温度・圧力の制限範囲を定め、原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得て、発電室長に通知する。 (2) 当直課長は、通常の 1 次冷却系の加熱・冷却時にあって、1 時間に 1 回、1 次冷却材温度・圧力を確認する。 (3) 当直課長は、通常の 1 次冷却系の加熱・冷却時にあって、1 時間に 1 回、1 次冷却材温度変化率を確認する。 3. 当直課長は、1 次冷却材温度・圧力または 1 次冷却材温度変化率が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 36-3 の措置を講じる。</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ④記載の適正化</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補正説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																																															
<p>※1：通常の1次冷却系の加熱・冷却時とは、原子炉起動、原子炉停止(異常時を除く)、1次冷却系の耐圧・漏えい検査および安全注入系逆止弁漏えい検査のための昇温、降温操作開始から終了までをいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>※2：1次冷却材温度変化率は、1時間毎の差分のことをいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>表36-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材温度・圧力</td> <td>第2項(1)号で定める原子炉管器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内にあること</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材温度変化率</td> <td>表36-2で定める制限値内にあること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：瞬時の制限値の逸脱は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>表36-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉管器</td> <td>55℃/h以下</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> <td>加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表36-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1次冷却材温度・圧力が制限範囲内にならない場合</td> <td>A.1 当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 1次冷却材温度変化率が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却材温度・圧力	第2項(1)号で定める原子炉管器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内にあること	1次冷却材温度変化率	表36-2で定める制限値内にあること※3	項目	制限値	原子炉管器	55℃/h以下	加圧器	加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材温度・圧力が制限範囲内にならない場合	A.1 当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに	B. 1次冷却材温度変化率が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>※1：通常の1次冷却系の加熱・冷却時とは、原子炉起動、原子炉停止(異常時を除く)、1次冷却系の耐圧・漏えい検査及び安全注入系逆止弁漏えい検査のための昇温、降温操作開始から終了までをいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>※2：1次冷却材温度変化率は、1時間ごとの差分のことをいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>表35-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材温度・圧力</td> <td>第2項(1)号で定める原子炉管器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内にあること</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材温度変化率</td> <td>表35-2で定める制限値内にあること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：瞬時の制限値の逸脱は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>表35-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉管器</td> <td>55℃/h以下</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> <td>加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表35-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1次冷却材温度・圧力が制限範囲内にならない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 1次冷却材温度変化率が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却材温度・圧力	第2項(1)号で定める原子炉管器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内にあること	1次冷却材温度変化率	表35-2で定める制限値内にあること※3	項目	制限値	原子炉管器	55℃/h以下	加圧器	加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材温度・圧力が制限範囲内にならない場合	A.1 発電第二課当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに	B. 1次冷却材温度変化率が制限値を満足していない場合	B.1 発電第二課当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>※1：通常の1次冷却系の加熱・冷却時とは、原子炉起動、原子炉停止(異常時を除く)、1次冷却系の耐圧・漏えい検査および安全注入系逆止弁漏えい検査のための昇温、降温操作開始から終了までをいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>※2：1次冷却材温度変化率は、1時間毎の差分のことをいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>表36-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材温度・圧力</td> <td>第2項(1)号で定める原子炉管器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内にあること</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材温度変化率</td> <td>表36-2で定める制限値内にあること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：瞬時の制限値の逸脱は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>表36-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉管器</td> <td>55℃/h以下</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> <td>加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表36-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1次冷却材温度・圧力が制限範囲内にならない場合</td> <td>A.1 当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 1次冷却材温度変化率が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却材温度・圧力	第2項(1)号で定める原子炉管器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内にあること	1次冷却材温度変化率	表36-2で定める制限値内にあること※3	項目	制限値	原子炉管器	55℃/h以下	加圧器	加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材温度・圧力が制限範囲内にならない場合	A.1 当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに	B. 1次冷却材温度変化率が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>表36-3</p> <p>(1)次冷却系 モード3において、1次冷却系は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード3において、制御棒の引抜き操作が行える状態※1である場合は、1日に1回、2台以上の1次冷却材ポンプが運転中であることを確認する。また、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード3において、制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、1日に1回、以下の事</p>
項目	運転上の制限																																																																	
1次冷却材温度・圧力	第2項(1)号で定める原子炉管器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内にあること																																																																	
1次冷却材温度変化率	表36-2で定める制限値内にあること※3																																																																	
項目	制限値																																																																	
原子炉管器	55℃/h以下																																																																	
加圧器	加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下																																																																	
条件	要求される措置	完了時間																																																																
A. 1次冷却材温度・圧力が制限範囲内にならない場合	A.1 当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに																																																																
B. 1次冷却材温度変化率が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに																																																																
項目	運転上の制限																																																																	
1次冷却材温度・圧力	第2項(1)号で定める原子炉管器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内にあること																																																																	
1次冷却材温度変化率	表35-2で定める制限値内にあること※3																																																																	
項目	制限値																																																																	
原子炉管器	55℃/h以下																																																																	
加圧器	加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下																																																																	
条件	要求される措置	完了時間																																																																
A. 1次冷却材温度・圧力が制限範囲内にならない場合	A.1 発電第二課当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに																																																																
B. 1次冷却材温度変化率が制限値を満足していない場合	B.1 発電第二課当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに																																																																
項目	運転上の制限																																																																	
1次冷却材温度・圧力	第2項(1)号で定める原子炉管器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内にあること																																																																	
1次冷却材温度変化率	表36-2で定める制限値内にあること※3																																																																	
項目	制限値																																																																	
原子炉管器	55℃/h以下																																																																	
加圧器	加熱率：55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下																																																																	
条件	要求される措置	完了時間																																																																
A. 1次冷却材温度・圧力が制限範囲内にならない場合	A.1 当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに																																																																
B. 1次冷却材温度変化率が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに																																																																

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)－玄海(既認可)－美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																								
<p>項を確認する。</p> <p>(a) 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>(b) 他の1台以上の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表37-2の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒の引抜き操作が行える状態とは、原子炉トリップしや断器が投入され、制御棒クラスト駆動用電源装置(MGセット)による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう(以下、本案において同じ)。</p>	<p>回、以下の事項を確認する。</p> <p>ア 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>イ 他の1台以上の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表36-2の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒の引抜き操作が行える状態とは、原子炉トリップしや断器が投入され、制御棒クラスト駆動用電源装置(MGセット)による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう(以下、本案において同じ)。</p>	<p>項を確認する。</p> <p>(a) 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>(b) 他の1台以上の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表37-2の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒の引抜き操作が行える状態とは、原子炉トリップしや断器が投入され、制御棒クラスト駆動用電源装置(MGセット)による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう(以下、本案において同じ)。</p>																									
<p>表37-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系※2</td> <td>(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第90条(表90-8)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系※2	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること	<p>表36-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	<p>表37-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系※2</td> <td>(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系※2	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	<p>【玄海－美浜】 (4)：記載の適正化 (美浜は、第85条で確認すべきことを明示した。)</p>												
項目	運転上の制限																										
1次冷却系※2	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること																										
項目	運転上の制限																										
1次冷却系	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること																										
項目	運転上の制限																										
1次冷却系※2	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること																										
<p>表37-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合</td> <td>A.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする。 または A.2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 または A.3 当直課長は、制御棒クラスト駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。</td> <td>1時間 1時間 1時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合	A.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする。 または A.2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 または A.3 当直課長は、制御棒クラスト駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。	1時間 1時間 1時間	<p>表36-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする。 又は A.2 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 又は A.3 発電第二課当直課長は、制御棒クラスト駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。</td> <td>1時間 1時間 1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合に、動作可能な蒸気発生器による熱除去系が</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する。</td> <td>72時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合	A.1 発電第二課当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする。 又は A.2 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 又は A.3 発電第二課当直課長は、制御棒クラスト駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。	1時間 1時間 1時間	B. 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合に、動作可能な蒸気発生器による熱除去系が	B.1 発電第二課当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する。	72時間	<p>表37-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合</td> <td>A.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする。 または A.2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 または A.3 当直課長は、制御棒クラスト駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。</td> <td>1時間 1時間 1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合に、動作可能な蒸気発生器による熱除去系が</td> <td>B.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する。</td> <td>72時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合	A.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする。 または A.2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 または A.3 当直課長は、制御棒クラスト駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。	1時間 1時間 1時間	B. 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合に、動作可能な蒸気発生器による熱除去系が	B.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する。	72時間	
条件	要求される措置	完了時間																									
A. 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合	A.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする。 または A.2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 または A.3 当直課長は、制御棒クラスト駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。	1時間 1時間 1時間																									
条件	要求される措置	完了時間																									
A. 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合	A.1 発電第二課当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする。 又は A.2 発電第二課当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 又は A.3 発電第二課当直課長は、制御棒クラスト駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。	1時間 1時間 1時間																									
B. 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合に、動作可能な蒸気発生器による熱除去系が	B.1 発電第二課当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する。	72時間																									
条件	要求される措置	完了時間																									
A. 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合	A.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする。 または A.2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 または A.3 当直課長は、制御棒クラスト駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。	1時間 1時間 1時間																									
B. 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合に、動作可能な蒸気発生器による熱除去系が	B.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する。	72時間																									

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)		差異の説明
B. 制御棒の引き抜き操作が行える状態でない場合に、動作可能な蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合	7.2時間	C. 1 系統である場合 C.1 条件A又はBの措置を完了する時間内に達成できない場合	24時間	C. 条件AまたはBの措置を完了する時間内に達成できない場合	2.4時間	
C. 条件AまたはBの措置を完了する時間内に達成できない場合	2.4時間	D. 蒸気発生器による熱除去系が全て運転中でない場合	速やかに	D. 蒸気発生器による熱除去系が全て運転中でない場合	速やかに	
D. 蒸気発生器による熱除去系が全て運転中でない場合	速やかに	D.1.1 電第二課当直課長は、制御棒クラスタ電動用電源装置(MGセツト)のしゃ断器を開く。 及び D.2 電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び D.3 発電第二課当直課長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	D.1.1 当直課長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。 または D.1.2 当直課長は、制御棒クラス電動用電源装置(MGセツト)のしゃ断器を開く。 および D.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および D.3 当直課長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	
(1次冷却系ーモード4ー) 第38条 モード4において、1次冷却系は、表38-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード4において、1日に1回、余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち1台が運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプが運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを確認する。 (2) 当直課長は、モード4において、1日に1回、前号で確認した以外の余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち、1台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを確認する。	速やかに	(1次冷却系ーモード4ー) 第37条 モード4において、1次冷却系は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電第二課当直課長は、モード4において、1日に1回、余熱除去ポンプ又は1次冷却材ポンプのうち1台が運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプが運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを確認する。 (2) 発電第二課当直課長は、モード4において、1日に1回、前号で確認した以外の余熱除去ポンプ又は1次冷却材ポンプのうち、1台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを確認する。 3. 発電第二課当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表37-2の措置を講じる。	速やかに	(1次冷却系ーモード4ー) 第38条 モード4において、1次冷却系は、表38-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード4において、1日に1回、余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち1台が運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプが運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを確認する。 (2) 当直課長は、モード4において、1日に1回、前号で確認した以外の余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち、1台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを確認する。 3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表38-2の措置を講じる。	速やかに	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（ ）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）

項目	運転上の制限
1次冷却系	余熱除去系 ^{※1} または蒸気発生器による熱除去系 ^{※2} のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること

※1：3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認する。

※2：3号炉および4号炉の蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 3号炉または4号炉の蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第90条（表90-8）の運転上の制限も確認する。

表38-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合および蒸気発生器による熱除去系が全て動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード5にする。	20時間
B. 余熱除去系が全て動作不能である場合	B.1. 当直課長は、余熱除去系1系統を開始する。 または B.2 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する措置を開始する。	速やかに
C. 余熱除去系が全て運転中でない場合および蒸気発生器による熱除去系が全て運転中でない場合	C.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.2.1 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。 または C.2.2 当直課長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。	速やかに

玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）

項目	運転上の制限
1次冷却系	余熱除去系 ^{※1} 又は蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること

※1：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。

表37-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合および蒸気発生器による熱除去系が全て動作不能である場合	A.1 電第二課当直課長は、モード5にする。	20時間
B. 余熱除去系が全て動作不能である場合	B.1 電第二課当直課長は、余熱除去系1系統を復旧する措置を開始する。 又は B.2 電第二課当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する措置を開始する。	速やかに
C. 余熱除去系が全て運転中でない場合および蒸気発生器による熱除去系が全て運転中でない場合	C.1 電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び C.2.1 電第二課当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。 又は C.2.2 電第二課当直課長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。	速やかに

美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）

項目	運転上の制限
1次冷却系	余熱除去系 ^{※1} または蒸気発生器による熱除去系 ^{※2} のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること

※1：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 余熱除去系が動作不能時は、第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。

※2：蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。

蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条（表85-8）の運転上の制限も確認する。

表38-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合および蒸気発生器による熱除去系が全て動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード5にする。	20時間
B. 余熱除去系が全て動作不能である場合	B.1. 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧する措置を開始する。 または B.2 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する措置を開始する。	速やかに
C. 余熱除去系が全て運転中でない場合および蒸気発生器による熱除去系が全て運転中でない場合	C.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.2.1 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。 または C.2.2 当直課長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。	速やかに

【玄海－美浜】
 ④：記載の適正化（美浜は、第85条で確認すべきことを明示した。）

（1次冷却系－モード5（1次冷却系満水）－）
 第39条 モード5（1次冷却系満水）において、1次冷却系は、表39-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していない

（1次冷却系－モード5（1次冷却系満水）－）
 第38条 モード5（1次冷却系満水）において、1次冷却系は、表38-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していない

（1次冷却系－モード5（1次冷却系満水）－）
 第39条 モード5（1次冷却系満水）において、1次冷却系は、表39-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していない

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)－玄海(既認可)－美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)
 ことを確認するため、次の各号を実施する。
 (1) 当直課長は、モード5(1次冷却系満水)において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。
 (2) 当直課長は、モード5(1次冷却系満水)において、1日に1回、以下のいずれかの事項を確認する。
 (a) 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ1台に電源が供給されているか運転中であること。
 (b) 2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること。
 3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-2の措置を講じる。

表39-1

項目	運転上の制限
1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※1} 1系統が運転中であること ^{※2} (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること ^{※2}

※1：3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第90条(表90-4)の運転上の制限も確認する。

※2：計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることに条件に、全ての余熱除去系を隔離することと許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表39-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 および 計器スパンの5%以上 の水位(狭域)が計器スパンの5%以上である場合	A.1 当直課長は、当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直課長は、2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および	速やかに

玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)
 ことを確認するため、次の各号を実施する。
 (1) 発電第二課当直課長は、モード5(1次冷却系満水)において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。
 (2) 発電第二課当直課長は、モード5(1次冷却系満水)において、1日に1回、以下のいずれかの事項を確認する。
 ア 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ1台に電源が供給されているか運転中であること。
 イ 2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること。
 3 発電第二課当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表38-2の措置を講じる。

表38-1

項目	運転上の制限
1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※1} 1系統が運転中であること ^{※2} (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること ^{※2}

※1：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。

※2：計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを条件に、全ての余熱除去系を隔離することと許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表38-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 及び 計器スパンの5%以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 又は A.2 発電第二課当直課長は、2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B.2 発電第二課当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態	速やかに

美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)
 ことを確認するため、次の各号を実施する。
 (1) 当直課長は、モード5(1次冷却系満水)において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。
 (2) 当直課長は、モード5(1次冷却系満水)において、1日に1回、以下のいずれかの事項を確認する。
 (a) 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ1台に電源が供給されているか運転中であること。
 (b) 2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること。
 3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-2の措置を講じる。

表39-1

項目	運転上の制限
1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※1} 1系統が運転中であること ^{※2} (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること ^{※2}

※1：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。

※2：計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを条件に、全ての余熱除去系を隔離することと許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表39-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 および 計器スパンの5%以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上である場合	A.1 当直課長は、当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直課長は、2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに

【玄海－美浜】
 ④：記載の適正化(美浜は、第85条で確認すべきことを明示した。)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明												
<p>B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</p> <p>（1次冷却系－モード5（1次冷却系非満水）－） 第40条 モード5（1次冷却系非満水※1）において、1次冷却系は、表40-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。 (2) 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）において、1日に1回、残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-2の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>態とする措置を開始する。</p> <p>（1次冷却系－モード5（1次冷却系非満水）－） 第39条 モード5（1次冷却系非満水※1）において、1次冷却系は、表39-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。 (2) 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）において、1日に1回、残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。</p> <p>3. 発電第二課当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-2の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、及びモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>（1次冷却系－モード5（1次冷却系非満水）－） 第40条 モード5（1次冷却系非満水※1）において、1次冷却系は、表40-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。 (2) 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）において、1日に1回、残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-2の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。</p>													
<p>表40-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系※2 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4※5</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系※2 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4※5	<p>表39-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系※2 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4※5</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系※2 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4※5	<p>表40-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系※2 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系※2 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4	
項目	運転上の制限														
1次冷却系	余熱除去系※2 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4※5														
項目	運転上の制限														
1次冷却系	余熱除去系※2 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4※5														
項目	運転上の制限														
1次冷却系	余熱除去系※2 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4														

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																											
<p>※2：3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第90条(表90-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：1次冷却ポンプによる1次冷却系空気を抜きを行う場合は、2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※4：ポンプの切替を行う場合は、以下の全てを満足させることを条件に、15分に限り、全ての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(a) 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること。 (b) 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと。 (c) 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと。</p> <p>※5：余熱除去ポンプを用いて1次冷却系の水張りを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	<p>※2：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：1次冷却ポンプによる1次冷却系空気を抜きを行う場合は、2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※4：ポンプの切替を行う場合は、以下の全てを満足させることを条件に、15分に限り、全ての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>ア 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること イ 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと ウ 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと</p> <p>※5：余熱除去ポンプを用いて1次冷却系の真空脱気運転を行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること及び他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	<p>※2：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 <u>余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。</u></p> <p>※3：1次冷却ポンプによる1次冷却系空気を抜きを行う場合は、2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※4：ポンプの切替を行う場合は、以下の全てを満足させることを条件に、15分に限り、全ての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(a) 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること。 (b) 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと。 (c) 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと。</p>	<p>【玄海－美浜】 ④：記載の適正化（美浜は、第85条で確認すべきことを明示した。）</p> <p>【大飯・玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>																											
<p>表40-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	<p>表39-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 電第二課当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B.1 電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B.2 電第二課当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 電第二課当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B.2 電第二課当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	<p>表40-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに																												
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																												
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 電第二課当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに																												
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B.2 電第二課当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																												
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに																												
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																												
<p>(1次冷却系 モード6 (キャビティ高水位) ー) 第41条 モード6 (キャビティ高水位^{※1}) において、1次冷却系は、表41-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード6 (キャビティ高水位) において、1日に1回、1台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p>	<p>(1次冷却系 モード6 (キャビティ高水位) ー) 第40条 モード6 (キャビティ高水位^{※1}) において、1次冷却系は、表40-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電第二課当直課長は、モード6 (キャビティ高水位) において、1日に1回、1台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p>	<p>(1次冷却系 モード6 (キャビティ高水位) ー) 第41条 モード6 (キャビティ高水位^{※1}) において、1次冷却系は、表41-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード6 (キャビティ高水位) において、1日に1回、1台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p>																												

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																											
<p>(2) 当直課長は、モード6(キャビティ高水位)において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4-1-2の措置を講じるとともに、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1: キャビティ高水位とは、原子炉キャビティ水位が1号炉および2号炉についてはEL 28.1m以上、3号炉および4号炉についてはEL 32.2m以上である場合をいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>表4-1-1</p> <table border="1" data-bbox="566 1478 646 2011"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系※1系統以上が運転中であること※3 (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第90条(表90-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3: 1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間に限り、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系※1系統以上が運転中であること※3 (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること	<p>(2) 発電第二課当直課長は、モード6(キャビティ高水位)において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-2の措置を講じるとともに、保修第二課長に通知する。通知を受けた保修第二課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1: キャビティ高水位とは、原子炉キャビティ水位がEL+10.75m以上である場合をいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="566 952 646 1478"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系※1系統以上が運転中であること※3 (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3: 1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間に限り、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系※1系統以上が運転中であること※3 (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること	<p>(2) 当直課長は、モード6(キャビティ高水位)において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表41-1-2の措置を講じるとともに、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1: キャビティ高水位とは、原子炉キャビティ水位がEL+31.0m以上である場合をいう(以下、本条において同じ)</p> <p>表41-1</p> <table border="1" data-bbox="566 421 646 952"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系※1系統以上が運転中であること※3 (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3: 1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間に限り、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系※1系統以上が運転中であること※3 (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること	<p>【玄海一美浜】 ④: 記載の適正化(美浜は、第85条で確認すべきことを明示した。)</p>															
項目	運転上の制限																													
1次冷却系	(1) 余熱除去系※1系統以上が運転中であること※3 (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること																													
項目	運転上の制限																													
1次冷却系	(1) 余熱除去系※1系統以上が運転中であること※3 (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること																													
項目	運転上の制限																													
1次冷却系	(1) 余熱除去系※1系統以上が運転中であること※3 (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること																													
<p>表41-2</p> <table border="1" data-bbox="566 1478 949 2011"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料の移動を中止する※4。 および A.3 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合</td> <td>B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料の移動を中止する。 および B.3 当直課長は、1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 および B.4 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直連の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。</td> <td>速やかに 4時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系が全て運転中でない場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料の移動を中止する※4。 および A.3 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	B. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料の移動を中止する。 および B.3 当直課長は、1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 および B.4 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直連の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 4時間	<p>表40-2</p> <table border="1" data-bbox="566 952 949 1478"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>A.1 電管第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A.2 修第二課長は、炉心への照射済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の移動を中止する※4。 及び A.3 電管第二課当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合</td> <td>B.1 電管第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B.2 修第二課長は、炉心への照射済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の移動を中止する。 及び B.3 電管第二課当直課長は、1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系が全て運転中でない場合	A.1 電管第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A.2 修第二課長は、炉心への照射済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の移動を中止する※4。 及び A.3 電管第二課当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	B. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	B.1 電管第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B.2 修第二課長は、炉心への照射済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の移動を中止する。 及び B.3 電管第二課当直課長は、1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>表41-1-2</p> <table border="1" data-bbox="566 421 949 952"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料の移動を中止する※4。 および A.3 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合</td> <td>B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系が全て運転中でない場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料の移動を中止する※4。 および A.3 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	B. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および	速やかに	<p>【玄海一美浜】 ①: 従前からの発電所固有の差異</p>
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 余熱除去系が全て運転中でない場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料の移動を中止する※4。 および A.3 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																												
B. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料の移動を中止する。 および B.3 当直課長は、1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 および B.4 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直連の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 4時間																												
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 余熱除去系が全て運転中でない場合	A.1 電管第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A.2 修第二課長は、炉心への照射済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の移動を中止する※4。 及び A.3 電管第二課当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																												
B. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	B.1 電管第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B.2 修第二課長は、炉心への照射済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の移動を中止する。 及び B.3 電管第二課当直課長は、1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。	速やかに																												
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 余熱除去系が全て運転中でない場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料の移動を中止する※4。 および A.3 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																												
B. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および	速やかに																												

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない（以下、本条において同じ）。</p>	<p>及び B.4 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直連の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。</p> <p>※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない（以下、本条において同じ）。</p>	<p>速やかに B.2 原子燃料課長は、炉心への照射および B.3 当直課長は、1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 および B.4 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直連の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。</p> <p>4時間</p> <p>※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない（以下、本条において同じ）。</p>	
<p>(1) 1次冷却系 モード6（キャビティ低水位） 第42条 モード6（キャビティ低水位^{※1}）において、1次冷却系は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード6（キャビティ低水位）において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。 (2) 当直課長は、モード6（キャビティ低水位）において、1日に1回、残りの1台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード6（キャビティ低水位）において、1日に1回、1次冷却材温度65℃以下であることを確認する。 3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表42-2の措置を講じる。</p> <p>※1：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位が1号炉および2号炉についてはEL.28.1m未滿、3号炉および4号炉についてはEL.32.2m未滿である場合をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(1) 1次冷却系 モード6（キャビティ低水位） 第41条 モード6（キャビティ低水位^{※1}）において、1次冷却系は、表41-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電第二課当直課長は、モード6（キャビティ低水位）において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。 (2) 発電第二課当直課長は、モード6（キャビティ低水位）において、1日に1回、残りの1台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。 (3) 発電第二課当直課長は、モード6（キャビティ低水位）において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。 3 発電第二課当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表41-2の措置を講じる。</p> <p>※1：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL.10.75m未滿である場合をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(1) 1次冷却系 モード6（キャビティ低水位） 第42条 モード6（キャビティ低水位^{※1}）において、1次冷却系は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード6（キャビティ低水位）において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。 (2) 当直課長は、モード6（キャビティ低水位）において、1日に1回、残りの1台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード6（キャビティ低水位）において、1日に1回、1次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。 3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表42-2の措置を講じる。</p> <p>※1：キャビティ低水位とは、EL.31.0m未滿である場合をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>【玄海－美浜】 ④：記載の適正化（美浜は、第85条で確認すべきことを明示し</p>
<p>表42-1 運転上の制限 (1) 余熱除去系^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること^{※3} (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</p> <p>※2：3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認する。</p>	<p>表41-1 運転上の制限 (1) 余熱除去系^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること^{※3} (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</p> <p>※2：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p>	<p>表42-1 運転上の制限 (1) 余熱除去系^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること^{※3} (2) 1次冷却材温度が65℃以下であること</p> <p>※2：余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 余熱除去系が動作不能時は、第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）

※3：キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表42-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを復旧する措置を開始する。 または A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位を高水位にする措置を開始する。	速やかに
B. 余熱除去系が全て運転中ではない場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する措置を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに
C. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	C.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する措置を全て中止する。 および C.2 当直課長は、1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 および C.3 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直連の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 4時間

玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）

※3：キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表41-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該システムを復旧する措置を開始する。 又は A.2 発電第二課当直課長は、原子炉キャビティ水位を高水位にする措置を開始する。	速やかに
B. 余熱除去系が全て運転中ではない場合	B.1 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する措置を全て中止する。 及び B.2 発電第二課当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに
C. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	C.1 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する措置を全て中止する。 及び C.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 及び C.3 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直連の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 4時間

美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）

※3：キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表42-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを復旧する措置を開始する。 または A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位を高水位にする措置を開始する。	速やかに
B. 余熱除去系が全て運転中ではない場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する措置を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに
C. 1次冷却材温度が65℃を超えた場合	C.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する措置を全て中止する。 および C.2 当直課長は、1次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 C.3 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直連の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。	速やかに 4時間

（加圧器）

第43条 モード1、2および3において、加圧器は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
(1) 当直課長は、モード1、2および3において、12時間以内に1回、加圧器の水位を確認する。
(2) 当直課長は、モード1、2および3において、1週間に1回、加圧器ヒータ2系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。
3. 当直課長は、加圧器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表43-2の措置を講じる。

表43-1

項目	運転上の制限

（加圧器）

第42条 モード1、2及び3において、加圧器は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
(1) 発電第二課当直課長は、モード1、2及び3において、12時間以内に1回、加圧器の水位を確認する。
(2) 発電第二課当直課長は、モード1、2及び3において、1週間に1回、加圧器ヒータ2系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。
3. 発電第二課当直課長は、加圧器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表42-2の措置を講じる。

表42-1

項目	運転上の制限

（加圧器）

第43条 モード1、2および3において、加圧器は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
(1) 当直課長は、モード1、2および3において、12時間以内に1回、加圧器の水位を確認する。
(2) 当直課長は、モード1、2および3において、1週間に1回、加圧器ヒータ2系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。
3. 当直課長は、加圧器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表43-2の措置を講じる。

表43-1

項目	運転上の制限

差異の説明

た。）

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）		差異の説明		
加圧器	(1) 加圧器の水位が計器スパンの94%以下であること (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ2系統が動作可能であること	加圧器	(1) 加圧器の水位が計器スパンの94%以下であること※1 (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ2系統が動作可能であること	加圧器	(1) 加圧器の水位が計器スパンの94%以下であること (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ2系統が動作可能であること	【玄海－美浜】 ③：運用の差異 （美浜は、除外条件不要。）		
<p>※1：加圧器気相部消滅操作開始からモード4となるまで、及びモード3となつてから加圧器気相部生成成操作完了までを除く。</p>								
表43-2		表42-2		表43-2		表43-2		
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間
A. 加圧器水位が計器スパンの94%を超えた場合および	A.1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 A.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	A.1 発電第二課当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 A.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	A.1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 A.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	A. 加圧器水位が計器スパンの94%を超えた場合	A.1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 A.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間
B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ1系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。 C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード4にする。	72時間 12時間 36時間	B.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。 C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 C.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	B.1 当直課長は、当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。 C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード4にする。	72時間 12時間 36時間	B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ1系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。 C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード4にする。	72時間 12時間 36時間
(加圧器安全弁)		(加圧器安全弁)		(加圧器安全弁)		(加圧器安全弁)		
第44条 モード1、2、3および4（1次冷却材温度が140℃を超える）において、加圧器安全弁は、表4-1で定める事項を運転上の制限とする。		第43条 モード1、2、3及び4（1次冷却材温度が130℃を超える）において、加圧器安全弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。		第44条 モード1、2、3および4（1次冷却材温度が140℃を超える）において、加圧器安全弁は、表4-1で定める事項を運転上の制限とする。		第44条 モード1、2、3および4（1次冷却材温度が140℃を超える）において、加圧器安全弁は、表4-1で定める事項を運転上の制限とする。		
2. 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表44-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、加圧器安全弁が第1項で定める制限を満足していないと判断した場合、表44-3の措置を講じる。		2. 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 保修第二課長は、定期検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表43-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 3. 発電第二課当直課長は、加圧器安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表43-3の措置を講じる。		2. 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表44-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、加圧器安全弁が第1項で定める制限を満足していないと判断した場合、表44-3の措置を講じる。		2. 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表44-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、加圧器安全弁が第1項で定める制限を満足していないと判断した場合、表44-3の措置を講じる。		
表44-1		表43-1		表44-1		表44-1		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
加圧器安全弁※1	全てが動作可能であること	加圧器安全弁※1	全てが動作可能であること	加圧器安全弁※1	全てが動作可能であること	加圧器安全弁※1	全てが動作可能であること	
<p>※1：3号炉および4号炉の加圧器安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p>								
表44-2		表43-2		表44-2		表44-2		
項目	設定値	項目	設定値	項目	設定値	項目	設定値	
1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	加圧器安全弁吹出し圧力	MPa(gage)以下	加圧器安全弁吹出し圧力	MPa(gage)以下	加圧器安全弁吹出し圧力	MPa(gage)以下	

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）

加圧器安全弁吹出し圧力	3個のうち1個は [] MPa(gage)以下 他は [] MPa(gage)以下
-------------	---

玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）

表 4 4 - 3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 加圧器安全弁1台以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード3にする。 および A.2 当直課長は、モード4にし、1次冷却材温度を1号炉および2号炉については140℃以下、3号炉および4号炉については130℃以下にする。	12時間 36時間

美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）

表 4 4 - 3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 加圧器安全弁1台以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード3にする。 および A.2 当直課長は、モード4にし、1次冷却材温度を140℃以下にする。	12時間 36時間

差異の説明

(加圧器逃がし弁)
 第 4 5 条 モード1、2および3において、加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁は、表 4 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。

(加圧器逃がし弁)
 第 4 4 条 モード1、2及び3において、加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁は、表 4 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。

(加圧器逃がし弁)
 第 4 5 条 モード1、2および3において、加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁は、表 4 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 (1) 計装保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止まり圧力が表 4 5 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。
 (2) 計装保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。
 (3) 電気保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。
 3. 当直課長は、加圧器逃がし弁または加圧器逃がし弁元弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 5 - 3 の措置を講じる。

2. 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 (1) 保修第二課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力及び吹止まり圧力が表 4 4 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。
 (2) 保修第二課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。
 (3) 発電第二課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開及び全閉することを確認する。
 3. 発電第二課当直課長は、加圧器逃がし弁又は加圧器逃がし弁元弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 4 - 3 の措置を講じる。

2. 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 (1) 計装保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止まり圧力が表 4 5 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。
 (2) 計装保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。
 (3) 電気保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。
 3. 当直課長は、加圧器逃がし弁または加圧器逃がし弁元弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 5 - 3 の措置を講じる。

表 4 5 - 1

項 目	運転上の制限
加圧器逃がし弁*1 および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること

表 4 4 - 1

項 目	運転上の制限
加圧器逃がし弁*1 及び 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること

表 4 5 - 1

項 目	運転上の制限
加圧器逃がし弁*1 および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること

※1：3号炉および4号炉の加圧器逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 3号炉または4号炉の加圧器逃がし弁が動作不能時は、第90条（表90-3）の運転上の制限も確認する。

※1：加圧器逃がし弁が動作不能時は、第83条（表83-3）の運転上の制限も確認する。

※1：加圧器逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 加圧器逃がし弁が動作不能時は、第85条（表85-3）の運転上の制限も確認する。

【玄海－美浜】
 ④：記載の適正化（美浜は、SA設備を兼ねることを明示した。）

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することとはできません。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（ ）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

表 4.5-1-2 大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）

項目	設定値
吹出し圧力	Mpa [gauge] 以下
吹止まり圧力	Mpa [gauge] 以上

表 4.5-1-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 加圧器逃がし弁1台の自動制御ができないが、手動での全開および全閉操作は可能である場合※2	A.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1時間
B. 加圧器逃がし弁1台が、手動でも全開または全閉ができない場合	B.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。 および B.2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開および全閉操作が可能ない状態に復旧する。	1時間 7.2時間
C. 加圧器逃がし弁元弁1台の全閉操作ができない場合	C.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を閉弁できないようにする。 および C.2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。	1時間 7.2時間
D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にす る。 および D.2 当直課長は、モード4にす る。	1.2時間 3.6時間

※2：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。

表 4.4-2 玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）

項目	設定値
吹出し圧力	Mpa [gauge] 以下
吹止まり圧力	Mpa [gauge] 以上

表 4.4-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 加圧器逃がし弁1台の自動制御ができないが、手動での全開および全閉操作は可能である場合※2	A.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1時間
B. 加圧器逃がし弁1台が、手動でも全開または全閉ができない場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。 及び B.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開及び全閉操作が可能ない状態に復旧する。	1時間 7.2時間
C. 加圧器逃がし弁元弁1台の全閉操作ができない場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を閉弁できないようにする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。	1時間 7.2時間
D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	1.2時間 3.6時間

※2：加圧器逃がし弁ごとに個別の条件が適用される。

表 4.5-2 美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）

項目	設定値
吹出し圧力	Mpa [gauge] 以下
吹止まり圧力	Mpa [gauge] 以上

表 4.5-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 加圧器逃がし弁1台の自動制御ができないが、手動での全開および全閉操作は可能である場合※2	A.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1時間
B. 加圧器逃がし弁1台が、手動でも全開または全閉ができない場合	B.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。 および B.2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開および全閉操作が可能ない状態に復旧する。	1時間 7.2時間
C. 加圧器逃がし弁元弁1台の全閉操作ができない場合	C.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を閉弁できないようにする。 および C.2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。	1時間 7.2時間
D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード4にする。	1.2時間 3.6時間

※2：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。

差異の説明

<p>（低温過加圧防護） 第46条 モード4※1、5および6※2において、低温過加圧に係る機器は、表4.6-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期検査時に、2台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護のための校正を行い、その結果を発電室長に通知する。 (2) 当直課長は、モード4、5および6において、1.2時間1回、1号炉および2号炉については高圧注入ポンプおよび充てん/高圧注入ポンプのうち3台以上が自動起動しない状態にあること、3号炉および4号炉につ</p>	<p>（低温過加圧防護） 第46条 モード4※1、5および6※2において、低温過加圧に係る機器は、表4.6-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期検査時に、2台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護のための校正を行い、その結果を発電室長に通知する。 (2) 当直課長は、モード4、5および6において、1.2時間1回、2台以上の充てん/高圧注入ポンプの操作が停止ロックであることを確認する。</p>	<p>【大飯・玄海-美浜】 ②：上流文章の差異 （中央制御盤取替に伴う操作部位およびボジションの呼称。）（以下、同</p>
--	---	---

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することとはできません。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明												
<p>いては1台以上の高圧注入ポンプの操作スイッチが「<u>プルアウト状態（引断）</u>」であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード4、5および6において、12時間に1回、蓄圧タンク全基が隔離されていることを確認する。</p> <p>(4) モード4、5および6において、以下の事項を実施する。</p> <p>(a) 原子炉保修課長は、加圧器安全弁1台以上を取り外し、または取り付けた場合は、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(b) 当直課長は、1台以上の加圧器安全弁が取り外されていなければ、3日に1回、2台の加圧器逃がし弁元弁が閉状態であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、低溫過加圧に係る機器が第1項で定める運転上の制限を満足しないと判断した場合、表46-1の措置を講じるとともに、加圧器安全弁を取り外す必要がある場合は、原子炉保修課長に通知する。通知を受けた原子炉保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却材温度が1号炉および2号炉については140℃以下、3号炉および4号炉については130℃以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの間を除く。（以下、本条において同じ）</p> <p>※2：原子炉容器のふたが閉められている場合（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(3) 発電第二課当直課長は、モード4、5及び6において、12時間に1回、蓄圧タンク全基が隔離されていることを確認する。</p> <p>(4) モード4、5及び6において、以下の事項を実施する。</p> <p>ア 保修第二課長は、加圧器安全弁1台以上を取り外し、又は取り付けた場合は、その結果を発電第二課当直課長に通知する。</p> <p>イ 発電第二課当直課長は、1台以上の加圧器安全弁が取り外されていなければ、3日に1回、2台の加圧器逃がし弁元弁が閉状態であることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、低溫過加圧に係る機器が第1項で定める運転上の制限を満足しないと判断した場合、表45-2の措置を講じるとともに、加圧器安全弁を取り外す必要がある場合は、保修第二課長に通知する。通知を受けた保修第二課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却材温度が130℃以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの間を除く。（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：原子炉容器のふたが閉められている場合（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(3) 当直課長は、モード4、5および6において、12時間に1回、アキユムレータ全基が隔離されていることを確認する。</p> <p>(4) モード4、5および6において、以下の事項を実施する。</p> <p>(a) 原子炉保修課長は、加圧器安全弁1台以上を取り外し、または取り付けた場合は、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(b) 当直課長は、1台以上の加圧器安全弁が取り外されていなければ、3日に1回、2台の加圧器逃がし弁元弁が閉状態であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、低溫過加圧に係る機器が第1項で定める運転上の制限を満足しないと判断した場合、表46-1の措置を講じるとともに、加圧器安全弁を取り外す必要がある場合は、原子炉保修課長に通知する。通知を受けた原子炉保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却材温度が140℃以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの間を除く。（以下、本条において同じ）</p> <p>※2：原子炉容器のふたが閉められている場合（以下、本条において同じ）。</p>	<p>様。）</p>												
<p>表46-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低溫過加圧に係る機器</td> <td>(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が閉状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 1号炉および2号炉については高圧注入ポンプおよび充てん/高圧注入ポンプのうち動作可能なポンプが1台以下^{※3}、3号炉および4号炉については動作可能な高圧注入ポンプが1台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：ポンプの切替を行う場合、15分以内に限り、充てん/高圧注入ポンプを2台運転することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみな</p>	項目	運転上の制限	低溫過加圧に係る機器	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が閉状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 1号炉および2号炉については高圧注入ポンプおよび充てん/高圧注入ポンプのうち動作可能なポンプが1台以下 ^{※3} 、3号炉および4号炉については動作可能な高圧注入ポンプが1台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること ^{※3}	<p>表45-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低溫過加圧に係る機器</td> <td>(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が閉状態であること 又は (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること 及び (2) 動作可能な高圧注入ポンプが1台以下であること 及び (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：ポンプの切替を行う場合、15分以内に限り、充てん/高圧注入ポンプを2台運転することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみな</p>	項目	運転上の制限	低溫過加圧に係る機器	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が閉状態であること 又は (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること 及び (2) 動作可能な高圧注入ポンプが1台以下であること 及び (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること ^{※3}	<p>表46-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低溫過加圧に係る機器</td> <td>(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が閉状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが1台以下^{※3}であること および (3) アキユムレータ全基が隔離されていること^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：ポンプの切替を行う場合、15分以内に限り、充てん/高圧注入ポンプを2台運転することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみな</p>	項目	運転上の制限	低溫過加圧に係る機器	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が閉状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが1台以下 ^{※3} であること および (3) アキユムレータ全基が隔離されていること ^{※4}	<p>【大飯・玄海-美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異（以下、同様。）</p>
項目	運転上の制限														
低溫過加圧に係る機器	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が閉状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 1号炉および2号炉については高圧注入ポンプおよび充てん/高圧注入ポンプのうち動作可能なポンプが1台以下 ^{※3} 、3号炉および4号炉については動作可能な高圧注入ポンプが1台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること ^{※3}														
項目	運転上の制限														
低溫過加圧に係る機器	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が閉状態であること 又は (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること 及び (2) 動作可能な高圧注入ポンプが1台以下であること 及び (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること ^{※3}														
項目	運転上の制限														
低溫過加圧に係る機器	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が閉状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプが1台以下 ^{※3} であること および (3) アキユムレータ全基が隔離されていること ^{※4}														

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）

ささない。
※4：1次冷却系または蓄圧タンクに水張りをを行う場合、充てん／高圧注入ポンプ1台および高圧注入ポンプ1台を運転することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※5：1次冷却系の水張りをを行う場合、1基毎に隔離を解除することが許容される。また、蓄圧タンク出口弁の閉閉確認を行う場合、蓄圧タンク圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基毎に隔離を解除することが許容される。これらの場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）

※3：1次冷却系の水張りをを行う場合、1基ごととに隔離を解除することが許容される。また、蓄圧タンク出口弁の閉閉確認を行う場合、蓄圧タンク圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基ごとに隔離を解除することが許容される。これらの場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）

ささない。
※4：アキユムレータ出口弁の閉閉確認を行う場合、アキユムレータ圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基毎に隔離を解除することが許容される。これらの場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表46-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 1号炉および2号炉については、自動起動しない状態にない高圧注入ポンプおよび充てん／高圧注入ポンプが2台以上ある場合	A.1 1号炉および2号炉については、当直課長は、高圧注入ポンプおよび充てん／高圧注入ポンプのうち3台以上を自動起動しない状態にする。	1時間
3号炉および4号炉については、操作スライツがブルアウト(引断)状態にない高圧注入ポンプが2台ある場合	3号炉および4号炉については、当直課長は、1台以上の高圧注入ポンプの操作スライツをブルアウト(引断)状態にする。	1時間

表45-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 操作スライツが切ロック状態にない高圧注入ポンプが2台ある場合	A.1 発電第二課当直課長は、1台以上の高圧注入ポンプの操作スライツを切ロック状態にする。	1時間
B. 蓄圧タンク1基以上が隔離されていない場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該蓄圧タンクを隔離する。	1時間
C. 条件Bの措置を完了した時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、1次冷却材温度を130℃超にする。 又は C.2 発電第二課当直課長は、当該蓄圧タンクの圧力をその時点の1次冷却材圧力まで減圧する。	12時間 12時間
D. モード4において、加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合	D.1 加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合、当該加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合、当該加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合	7日
E. モード5又は6において、加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合	E.1 発電第二課当直課長は、当該加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合、当該加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合	24時間
F. 加圧器逃がし弁2台が低圧設定で動作不能である場合	F.1 発電第二課当直課長は、モード5にする。 及び F.2 発電第二課長は、加圧器安全弁1台以上を取り外す**。	20時間 28時間

表46-1

条件	要求される措置	完了時間
A. 操作器が停止ロック状態にない充てん／高圧注入ポンプが2台以上ある場合	A.1 当直課長は、2台以上の充てん／高圧注入ポンプの操作器を停止ロック状態にする。	1時間
B. アキユムレータ1基以上が隔離されていない場合	B.1 当直課長は、当該アキユムレータを隔離する。	1時間
C. 条件Bの措置を完了した時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、1次冷却材温度を140℃超にする。 または C.2 当直課長は、当該アキユムレータの圧力をその時点の1次冷却材圧力まで減圧する。	12時間 12時間
D. モード4において、加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合	D.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合、当該加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合	7日
E. モード5または6において、加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合	E.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合、当該加圧器逃がし弁1台が低圧設定で動作不能である場合	24時間
F. 加圧器逃がし弁2台が低圧設定で動作不能である場合	F.1 当直課長は、モード5にする。 及び F.2 原子炉係修課長は、加圧器安全弁1台以上を取り外す**。	20時間 28時間

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>低圧規定で動作不能である場合 および F.2 原子炉格納容器内漏えい安全弁1台以上を取り外す ※。</p> <p>加圧器安全弁が全て取り付けられている場合 または 条件A、C、DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>※4：モード5になったことを確認した上で取り外すこと。</p> <p>(1次冷却材漏えい率) 第46条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表46-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 保修第二課長は、定期検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンブル配管室漏えい検出装置及び凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p>	<p>※5：モード5になったことを確認した上で取り外すこと。</p> <p>(1次冷却材漏えい率) 第47条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 電氣保修課長および計装保修課長は、定期検査時に、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p>	
<p>※6：モード5になったことを確認した上で取り外すこと。</p> <p>(1次冷却材漏えい率) 第47条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 計装保修課長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p>	<p>※4：モード5になったことを確認した上で取り外すこと。</p> <p>(1次冷却材漏えい率) 第46条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表46-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 保修第二課長は、定期検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンブル配管室漏えい検出装置及び凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p>	<p>※5：モード5になったことを確認した上で取り外すこと。</p> <p>(1次冷却材漏えい率) 第47条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 電氣保修課長および計装保修課長は、定期検査時に、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p>	<p>【玄海ー美浜】 ③：運用の差異 (設備所管の相違。美浜は検出器→電氣、信号処理を含めた伝送系→計装。)</p> <p>【大飯ー美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異(以下、同様。)</p>
<p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。 なお、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置のどちらかが動作不能である場合、当直課長は、8時間以内に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置を用いて、また、モード1および</p>	<p>(2) 発電第二課長当直課長は、モード1及び2において、1日に1回、原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンブル配管室漏えい検出装置及び凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p>	<p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置を用いて、また、モード1および2において、1日に</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																		
<p>び2において、1日に1回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する^{※1}。</p> <p>なお、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンプ水位計、炉内計装用シンプ配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、発電第二課当直課長は、8時間以内、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>(3) 発電第二課は、モード3及び4において、1日に1回、原子炉格納容器サンプ水位計及び炉内計装用シンプ配管室ドレンピット漏えい検出装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する^{※1}。</p> <p>3 当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が0.23 m³/hを上回っている状態で運転を継続する場合は、1日に1回、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならぬ。</p>	<p>する^{※1}。</p> <p>なお、原子炉格納容器サンプ水位計若しくは炉内計装用シンプ配管室ドレンピット漏えい検出装置又は凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、発電第二課当直課長は、8時間以内、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>(3) 発電第二課は、モード3及び4において、1日に1回、原子炉格納容器サンプ水位計及び炉内計装用シンプ配管室ドレンピット漏えい検出装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する^{※1}。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率又は原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表46-1の措置を講じるとともに、原子炉格納容器サンプ水位計及び炉内計装用シンプ配管室ドレンピット漏えい検出装置又は凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する必要がある場合は、保安第二課長に通知する。通知を受けた保安第二課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が0.23m³/hを上回っている状態で運転を継続する場合は、1日に1回、1次冷却材のインベントリ収支、原子炉格納容器ガスモニタ、原子炉格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならぬ。</p> <p>※2：炉内計装用シンプ配管室漏えい検出装置を用いた原子炉格納容器内への漏えい率の確認は、装置の動作状況により行う。</p>	<p>1回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する^{※1}。</p> <p>なお、原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンプ配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8時間以内、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が0.23 m³/hを上回っている状態で運転を継続する場合は、1日に1回、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならぬ。</p>	<p>【玄海・大飯ー美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異</p>																		
<p>表47-1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置による測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウナダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下、「未確認の漏えい率」という。)が0.23 m³/h以下であること</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置による測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウナダリからの漏えいでないことが確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下、「原子炉冷却材圧力バウナダリ以外からの漏えい率」という。)が2.3 m³/h以下であること</td> <td>運転上の制限</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置による測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウナダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下、「未確認の漏えい率」という。)が0.23 m ³ /h以下であること	運転上の制限	(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置による測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウナダリからの漏えいでないことが確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下、「原子炉冷却材圧力バウナダリ以外からの漏えい率」という。)が2.3 m ³ /h以下であること	運転上の制限	<p>表46-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内漏えい監視装置</td> <td>運転上の制限</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器内漏えい監視装置	運転上の制限	<p>表47-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内への漏えい率</td> <td>運転上の制限</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器内への漏えい率	運転上の制限	<p>表47-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内への漏えい率</td> <td>運転上の制限</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器内への漏えい率	運転上の制限
項目	運転上の制限																				
(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置による測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウナダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下、「未確認の漏えい率」という。)が0.23 m ³ /h以下であること	運転上の制限																				
(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置による測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウナダリからの漏えいでないことが確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下、「原子炉冷却材圧力バウナダリ以外からの漏えい率」という。)が2.3 m ³ /h以下であること	運転上の制限																				
項目	運転上の制限																				
原子炉格納容器内漏えい監視装置	運転上の制限																				
項目	運転上の制限																				
原子炉格納容器内への漏えい率	運転上の制限																				
項目	運転上の制限																				
原子炉格納容器内への漏えい率	運転上の制限																				
<p>表47-1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置による測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウナダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下、「未確認の漏えい率」という。)が0.23 m³/h以下であること</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置による測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウナダリからの漏えいでないことが確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下、「原子炉冷却材圧力バウナダリ以外からの漏えい率」という。)が2.3 m³/h以下であること</td> <td>運転上の制限</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置による測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウナダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下、「未確認の漏えい率」という。)が0.23 m ³ /h以下であること	運転上の制限	(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置による測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウナダリからの漏えいでないことが確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下、「原子炉冷却材圧力バウナダリ以外からの漏えい率」という。)が2.3 m ³ /h以下であること	運転上の制限	<p>表46-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内漏えい監視装置</td> <td>運転上の制限</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器内漏えい監視装置	運転上の制限	<p>表47-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内への漏えい率</td> <td>運転上の制限</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器内への漏えい率	運転上の制限	<p>表47-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内への漏えい率</td> <td>運転上の制限</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器内への漏えい率	運転上の制限
項目	運転上の制限																				
(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置による測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウナダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下、「未確認の漏えい率」という。)が0.23 m ³ /h以下であること	運転上の制限																				
(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置による測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウナダリからの漏えいでないことが確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下、「原子炉冷却材圧力バウナダリ以外からの漏えい率」という。)が2.3 m ³ /h以下であること	運転上の制限																				
項目	運転上の制限																				
原子炉格納容器内漏えい監視装置	運転上の制限																				
項目	運転上の制限																				
原子炉格納容器内への漏えい率	運転上の制限																				
項目	運転上の制限																				
原子炉格納容器内への漏えい率	運転上の制限																				

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）

原子炉格納容器内への漏えい率	原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置 によって測定される未確認の漏えい率が 0.23 m ³ /h 以下であること※3
原子炉格納容器内への漏えい率	原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 m ³ /h 以下であること
原子炉格納容器内漏えい監視装置	(1) モード1および2において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置※2が動作可能であること (2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能であること

玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）

原子炉格納容器内への漏えい率	(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または炉内計装用シンプル配管室漏えい検出装置、又は凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下、「未確認の漏えい率」という。）が 0.23m ³ /h 以下であること※3 (2) 原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいではないことが確認されているが1次冷却系からの漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が 2.3m ³ /h 以下であること
原子炉格納容器内漏えい監視装置	(1) モード1及び2において、原子炉格納容器サンプ水位計及び炉内計装用シンプル配管室漏えい検出装置※1、又は凝縮液量測定装置※2が動作可能であること (2) モード3及び4において、原子炉格納容器サンプ水位計及び炉内計装用シンプル配管室漏えい検出装置※3が動作可能であること

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）

漏えい率	凝縮液量測定装置によって測定される未確認の漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下、「未確認の漏えい率」という。）が 0.23 m ³ /h 以下であること※2 (2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいではないことが確認されているが1次冷却系からの漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下、「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が 2.3 m ³ /h 以下であること
原子炉格納容器内漏えい監視装置	(1) モード1および2において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置※2が動作可能であること (2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能であること

※3：炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置によって測定される漏えい率は全て未確認の漏えい率とみなすものとする。
 ※2：凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合は、凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合は除く。

※3：炉内計装用シンプル配管室漏えい検出装置が動作した場合合は、未確認の漏えい率が0.23m³/hを超えたこととみなす。
 ※5：凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合は除く。

※4：炉内計装用シンプル配管室漏えい検出装置の健全性を確認するための点検時を除く。

表47-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 未確認の漏えい率が 0.23 m ³ /h を超えた場合	A.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または A.2 当直課長は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいではないことを確認する。	4時間 4時間
B. 原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 m ³ /h を超えた場合	B.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または B.2 当直課長は、1次冷却系からの漏えいではないことを確認する。	4時間 4時間
C. モード1および2において、(1号炉および2号炉)原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置が動作不能である場合	C.1 (1号炉および2号炉)当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。	30日

表46-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 未確認の漏えい率が 0.23 m ³ /h を超えた場合	A.1 発電第二課当直課長は、制限値以下に回復させる。 又は A.2 発電第二課当直課長は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいではないことを確認する。	4時間 4時間
B. 原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3m ³ /h を超えた場合	B.1 発電第二課当直課長は、制限値以下に回復させる。 又は B.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系からの漏えいではないことを確認する。	4時間 4時間
C. モード1及び2において、原子炉格納容器サンプ水位計又は炉内計装用シンプル配管室漏えい検出装置及び凝縮液量測定装置	C.1 保修第二課長は、原子炉格納容器サンプ水位計及び炉内計装用シンプル配管室漏えい検出装置を動作可能な状態に復旧する。 及び C.2 発電第二課当直課長は、代動手による監視※5を行う。	30日 速やかにその後の

※2：炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置によって測定される漏えい率は全て未確認の漏えい率とみなすものとする。
 ※3：凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合は除く。

【玄海－美浜】
 ③：運用の差異

表47-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 未確認の漏えい率が 0.23 m ³ /h を超えた場合	A.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または A.2 当直課長は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいではないことを確認する。	4時間 4時間
B. 原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 m ³ /h を超えた場合	B.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または B.2 当直課長は、1次冷却系からの漏えいではないことを確認する。	4時間 4時間

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（ ）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）		差異の説明
<p>(3号炉および4号炉) 原子炉格納容器サンプ水位計または炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置 および 凝縮液量測定装置が動作不能である場合</p>	<p>(3号炉および4号炉) 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置 または 凝縮液量測定装置が動作不能である場合 および C.2 当直課長は、代替手段^{※4}による監視を行う。</p>	<p>D. モード3及び4において、原子炉格納容器サンプ水位計又は炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作不能である場合 D.1 保安第二課長は、原子炉格納容器サンプ水位計及び炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置を動作可能な状態に復旧する。 D.2 発電第二課当直課長は、代替手段による監視^{※5}を行う。</p>	<p>D.1 保安第二課当直課長は、モード3にする。 D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p>	<p>C.1 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置 または 凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。 C.2 当直課長は、代替手段^{※4}による監視を行う。</p>	<p>完了時間 30日</p>	
<p>(1号炉および2号炉) 原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置が動作不能である場合</p>	<p>(1号炉および2号炉) 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。 (3号炉および4号炉) 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作不能である場合 および D.2 当直課長は、代替手段^{※4}による監視を行う。</p>	<p>E. 条件A、B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合 E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p>	<p>E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p>	<p>C. モード1および2において、原子炉格納容器サンプ水位計または炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置および凝縮液量測定装置が動作不能である場合</p>	<p>完了時間 30日</p>	
<p>(3号炉および4号炉) 原子炉格納容器サンプ水位計または炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作不能である場合</p>	<p>(3号炉および4号炉) 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作不能である場合 および D.2 当直課長は、代替手段^{※4}による監視を行う。</p>	<p>E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合 E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>D.1 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置を動作可能な状態に復旧する。 および D.2 当直課長は、代替手段^{※4}による監視を行う。</p>	<p>完了時間 30日</p>	
<p>(1号炉および2号炉) 原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置が動作不能である場合</p>	<p>(1号炉および2号炉) 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。 (3号炉および4号炉) 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作不能である場合 および D.2 当直課長は、代替手段^{※4}による監視を行う。</p>	<p>E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合 E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>D.1 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置を動作可能な状態に復旧する。 および D.2 当直課長は、代替手段^{※4}による監視を行う。</p>	<p>完了時間 30日</p>	

表47-2（続き）

条件	要求される措置	完了時間
D. モード3および4において、(1号炉および2号炉) 原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置が動作不能である場合	D.1 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。 (3号炉および4号炉) 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作不能である場合 および D.2 当直課長は、代替手段 ^{※4} による監視を行う。	30日
E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件CまたはDで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材力ハ	E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

条件	要求される措置	完了時間
C. モード1および2において、原子炉格納容器サンプ水位計または炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置および凝縮液量測定装置が動作不能である場合	C.1 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置 または 凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。 C.2 当直課長は、代替手段 ^{※4} による監視を行う。	30日 速やかに その後の1日 に1回
D. モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計または炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作不能である場合	D.1 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置を動作可能な状態に復旧する。 および D.2 当直課長は、代替手段 ^{※4} による監視を行う。	30日 速やかに その後の1日 に1回
E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件CまたはDで要	E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明		
<p>いを示す有意な変化があった場合</p> <p>※4：代替手段による監視とは、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタおよび格納容器じんあいモニタによる監視をいう。</p> <p>(蒸気発生器細管漏えい監視) 第48条 モード1、2、3および4において、蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期検査時に、復水器空気抽出器モニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電室長に通知する。 (2) 原子炉保修課長は、定期検査時に、渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (3) 放射線管理課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 (4) 当直課長は、モード1および2において、1日に1回、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上[*]のモニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 (5) 当直課長は、モード3および4において、1日に1回、蒸気発生器ブロアダウン水モニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお、プラント状態により監視ができない場合は蒸気発生器ブロアダウン水モニタ洗浄中は、放射線管理課長が、1日に1回、2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を当直課長に通知することをもって、蒸気発生器ブロアダウン水モニタによる確認に代えることができる。 (6) 当直課長は、モード1、2、3および4において、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は、放射線管理課長に</p>	<p>※6：代替手段による監視とは、1次冷却材のインベントリ収支、原子炉格納容器ガスモニタ及び原子炉格納容器じんあいモニタによる監視をいう。</p> <p>(蒸気発生器細管漏えい監視) 第47条 モード1、2、3及び4において、蒸気発生器細管及び蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 蒸気発生器細管及び蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 保修第二課長は、定期検査時に、復水器排気ガスモニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタ及び高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電第二課長に通知する。 (2) 保修第二課長は、定期検査時に、渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (3) 安全管理第二課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 (4) 発電第二課当直課長は、モード1及び2において、1日に1回、復水器排気ガスモニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタ及び高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上[*]のモニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 (5) 発電第二課当直課長は、モード3及び4において、1日に1回、蒸気発生器ブロアダウン水モニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお、プラント状態により監視ができない場合は蒸気発生器ブロアダウン水モニタ洗浄中は、安全管理第二課長が、1日に1回、2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を発電第二課当直課長に通知することをもって、蒸気発生器ブロアダウン水モニタによる確認に代えることができる。 (6) 発電第二課当直課長は、モード1、2、3及び4において、復水器排気ガスモニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタ又は高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は、安全管理第二課長に</p>	<p>※4：代替手段による監視とは、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタおよび格納容器じんあいモニタによる監視をいう。</p> <p>(蒸気発生器細管漏えい監視) 第48条 モード1、2、3および4において、蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期検査時に、復水器空気抽出器モニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電室長に通知する。 (2) 原子炉保修課長は、定期検査時に、渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (3) 放射線管理課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 (4) 当直課長は、モード1および2において、1日に1回、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上[*]のモニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 (5) 当直課長は、モード3および4において、1日に1回、蒸気発生器ブロアダウン水モニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお、プラント状態により監視ができない場合は蒸気発生器ブロアダウン水モニタ洗浄中は、放射線管理課長が、1日に1回、2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を当直課長に通知することをもって、蒸気発生器ブロアダウン水モニタによる確認に代えることができる。 (6) 当直課長は、モード1、2、3および4において、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は、放射線管理課長に</p>	<p>来される措置を要する中に、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいを示す有意な変化があった場合</p>		

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>通知する。通知を受けた放射線管理課長は、その後の8時間以内に2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、蒸気発生器細管または蒸気発生器細管漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、第2項(6)号で定める確認の結果を待つこととなり、表4-8-2の措置を講じるとともに、2次系試料採取測定を実施する必要がある場合は放射線管理課長に通知する。通知を受けた放射線管理課長は同表の措置を講じる。放射線管理課長は、蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合^{※2}、当直課長に通知する。通知を受けた当直課長は同表の措置を講じる。</p> <p>※1：高感度型主蒸気管モニタについては、4つの高感度型主蒸気管モニタで1種類とみなす（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：第2項(6)号で定める確認が実施できなかった場合は、蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないとみなす。</p>	<p>通知する。通知を受けた安全管理第二課長は、その後の8時間以内に2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。</p> <p>3. 発電第二課当直課長は、蒸気発生器細管又は蒸気発生器細管漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、第2項(6)号で定める確認の結果を待つこととなり、表47-2の措置を講じるとともに、同表の条件A、B又はCに該当する場合は、保修第二課長及び安全管理第二課長に通知する。通知を受けた保修第二課長及び安全管理第二課長は同表の措置を講じる。安全管理第二課長は、蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合^{※2}、発電第二課当直課長に通知する。通知を受けた発電第二課当直課長は同表の措置を講じる。</p> <p>※1：高感度型主蒸気管モニタについては、全ての高感度型主蒸気管モニタで1種類とみなす（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：第2項(6)号で定める確認が実施できなかった場合は、蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないとみなす。</p>	<p>通知する。通知を受けた放射線管理課長は、その後の8時間以内に2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、蒸気発生器細管または蒸気発生器細管漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、第2項(6)号で定める確認の結果を待つこととなり、表4-8-2の措置を講じるとともに、2次系試料採取測定を実施する必要がある場合は放射線管理課長に通知する。通知を受けた放射線管理課長は同表の措置を講じる。放射線管理課長は、蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合^{※2}、当直課長に通知する。通知を受けた当直課長は同表の措置を講じる。</p> <p>※1：高感度型主蒸気管モニタについては、3つの高感度型主蒸気管モニタで1種類とみなす（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：第2項(6)号で定める確認が実施できなかった場合は、蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないとみなす。</p>	<p>【玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (記載主旨に差異なし。)</p>

表4-8-1	表47-1	表48-1
<p>蒸気発生器細管</p> <p>漏えいがないこと</p> <p>(1) モード1および2において、復水器空気を抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち、2種類以上が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、蒸気発生器ブロアダウン水モニタが動作可能であること^{※3}</p>	<p>蒸気発生器細管</p> <p>漏えいがないこと</p> <p>(1) モード1及び2において、復水器排気ガスモニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタ及び高感度型主蒸気管モニタのうち、2種類以上が動作可能であること</p> <p>(2) モード3及び4において、蒸気発生器ブロアダウン水モニタが動作可能であること^{※3}</p>	<p>蒸気発生器細管</p> <p>漏えいがないこと</p> <p>(1) モード1および2において、復水器空気を抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち、2種類以上が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、蒸気発生器ブロアダウン水モニタが動作可能であること^{※3}</p>

表4-8-2	表47-2	表48-2
<p>A. モード1および2において、復水器空気を抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロアダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち、いずれか2種類が動作不能である場合</p> <p>1時間</p> <p>その後の1日に1回</p> <p>2.4時間</p>	<p>A.1 保修第二課長は、動作不能なモニタのうち、いずれか1種類を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、残りの動作不能なモニタで、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>及び</p>	<p>A.1 当直課長は、動作不能なモニタのうち、いずれか1種類を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、残りの動作可能なモニタで、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>および</p> <p>A.3 放射線管理課長は、2次系試料</p>

※3：プラント状態により監視ができない場合、または洗浄中は除く。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）		差異の説明
採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	その後の1日に1回	A.3 安全管理第二課長は、2次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	24時間 その後の1日に1回	採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	その後の1日に1回	
B. モード1および2において、復水器空気抽出器が蒸気発生器プロローダウンスモニタおよび高感度型蒸気管モニタの全てが動作不能である場合	速やかに 8時間 その後の8時間 1回	B.1 保修第二課長は、いずれか1種類のモニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 放射線管理課長は、2次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	速やかに 8時間 その後の8時間 1回	B.1 当直課長は、いずれか1種類のモニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 放射線管理課長は、2次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	速やかに 8時間 その後の8時間 1回	
表48-2（続き）						
要求される措置	完了時間	要求される措置	完了時間	要求される措置	完了時間	
C.1 当直課長は、蒸気発生器プロローダウンスモニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.2 放射線管理課長は、2次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	速やかに 8時間 その後の8時間 1回	C.1 当直課長は、蒸気発生器プロローダウンスモニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.2 放射線管理課長は、2次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	速やかに 8時間 その後の8時間 1回	C.1 当直課長は、蒸気発生器プロローダウンスモニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.2 放射線管理課長は、2次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	速やかに 8時間 その後の8時間 1回	
D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	D.1 蒸気発生器細管に漏えいが発生したと判断した場合 または 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間 56時間	D.1 蒸気発生器細管に漏えいが発生したと判断した場合 または 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間 56時間	

（余熱除去系への漏えい監視）		（余熱除去系への漏えい監視）		（余熱除去系への漏えい監視）	
第49条 モード1、2、3および4（余熱除去系隔離弁が閉止している場合）において、1次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。	2. 1次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 原子炉保修理課長は、定期検査時に、1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、1次冷却系から余熱除去系への漏えいが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表49-2の措置を講じる。	第48条 モード1、2、3及び4（余熱除去系隔離弁が閉止している場合）において、1次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。	2. 1次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 保修第二課長は、定期検査時に、1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 3. 発電第二課長は、1次冷却系から余熱除去系への漏えいが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表48-2の措置を講じる。	第49条 モード1、2、3および4（余熱除去系隔離弁が閉止している場合）において、1次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。	2. 1次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 原子炉保修理課長は、定期検査時に、1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、1次冷却系から余熱除去系への漏えいが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表49-2の措置を講じる。
表49-1					
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
1次冷却系から余熱除去系への漏えい	漏えいがないこと※1	1次冷却系から余熱除去系への漏えい	漏えいがないこと※1	1次冷却系から余熱除去系への漏えい	漏えいがないこと※1

※1：漏えいがないことは、余熱除去系の逃がし弁が作

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（ ）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																									
<p>動していないことをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表49-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系の過がし弁が作動した場合</td> <td>A.1 当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、1次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める*2。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：隔離により低圧注入系の機能が動作不能となった場合は、当該低圧注入系を動作不能とみなす。</p> <p>（1次冷却材中のよう素131濃度）</p> <p>第50条 モード1、2および3（1次冷却材温度が260℃以上）において、1次冷却材中のよう素131濃度は、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、モード1、2および3（1次冷却材温度が260℃以上）において、1週間に1回、1次冷却材中のよう素131濃度を確認する。</p> <p>3. 放射線管理課長は、1次冷却材中のよう素131濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直課長に通知する。通知を受けた当直課長は、表50-2の措置を講じる。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系の過がし弁が作動した場合	A.1 当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、1次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める*2。	4時間	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間	<p>動していないことをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表48-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系の過がし弁が作動した場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、1次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める*2。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：隔離により低圧注入系の機能が動作不能となった場合は、当該低圧注入系を動作不能とみなす。</p> <p>（1次冷却材中のよう素131濃度）</p> <p>第49条 モード1、2及び3（1次冷却材温度が260℃以上）において、1次冷却材中のよう素131濃度は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、モード1、2及び3（1次冷却材温度が260℃以上）において、1週間に1回、1次冷却材中のよう素131濃度を確認する。</p> <p>3. 技術第二課長は、1次冷却材中のよう素131濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、発電第二課当直課長に通知する。通知を受けた発電第二課当直課長は、表49-2の措置を講じる。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系の過がし弁が作動した場合	A.1 発電第二課当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、1次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める*2。	4時間	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>動していないことをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表49-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系の過がし弁が作動した場合</td> <td>A.1 当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、1次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める*2。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：隔離により低圧注入系の機能が動作不能となった場合は、当該低圧注入系を動作不能とみなす。</p> <p>（1次冷却材中のよう素131濃度）</p> <p>第50条 モード1、2および3（1次冷却材温度が260℃以上）において、1次冷却材中のよう素131濃度は、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、モード1、2および3（1次冷却材温度が260℃以上）において、1週間に1回、1次冷却材中のよう素131濃度を確認する。</p> <p>3. 放射線管理課長は、1次冷却材中のよう素131濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直課長に通知する。通知を受けた当直課長は、表50-2の措置を講じる。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系の過がし弁が作動した場合	A.1 当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、1次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める*2。	4時間	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間															
条件	要求される措置	完了時間																																										
A. 余熱除去系の過がし弁が作動した場合	A.1 当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、1次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める*2。	4時間																																										
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間																																										
条件	要求される措置	完了時間																																										
A. 余熱除去系の過がし弁が作動した場合	A.1 発電第二課当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、1次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める*2。	4時間																																										
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																										
条件	要求される措置	完了時間																																										
A. 余熱除去系の過がし弁が作動した場合	A.1 当直課長は、余熱除去系の当該ラインを隔離し、1次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める*2。	4時間																																										
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間																																										
<p>表50-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 1号炉および2号炉</td> <td>1次冷却材中のよう素131濃度 6.3×10⁴ Bq/cm³以下であること</td> </tr> <tr> <td>2. 3号炉および4号炉</td> <td>1次冷却材中のよう素131濃度 4.0×10⁴ Bq/cm³以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表50-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1次冷却材中のよう素131濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。</td> <td>4.8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にし、1次冷却材温度を260℃</td> <td>1.2時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1. 1号炉および2号炉	1次冷却材中のよう素131濃度 6.3×10 ⁴ Bq/cm ³ 以下であること	2. 3号炉および4号炉	1次冷却材中のよう素131濃度 4.0×10 ⁴ Bq/cm ³ 以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材中のよう素131濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	4.8時間	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にし、1次冷却材温度を260℃	1.2時間	<p>表49-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のよう素131濃度</td> <td>6.3×10⁴ Bq/cm³以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表49-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1次冷却材中のよう素131濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、モード3にし、1次冷却材温度を</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却材中のよう素131濃度	6.3×10 ⁴ Bq/cm ³ 以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材中のよう素131濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にし、1次冷却材温度を	12時間	<p>表50-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却材中のよう素131濃度</td> <td>5.7×10⁴ Bq/cm³以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表50-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1次冷却材中のよう素131濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。</td> <td>4.8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にし、1次冷却材温度を260℃未満に</td> <td>1.2時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1次冷却材中のよう素131濃度	5.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 以下であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 1次冷却材中のよう素131濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	4.8時間	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にし、1次冷却材温度を260℃未満に	1.2時間	
項目	運転上の制限																																											
1. 1号炉および2号炉	1次冷却材中のよう素131濃度 6.3×10 ⁴ Bq/cm ³ 以下であること																																											
2. 3号炉および4号炉	1次冷却材中のよう素131濃度 4.0×10 ⁴ Bq/cm ³ 以下であること																																											
条件	要求される措置	完了時間																																										
A. 1次冷却材中のよう素131濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	4.8時間																																										
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にし、1次冷却材温度を260℃	1.2時間																																										
項目	運転上の制限																																											
1次冷却材中のよう素131濃度	6.3×10 ⁴ Bq/cm ³ 以下であること																																											
条件	要求される措置	完了時間																																										
A. 1次冷却材中のよう素131濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間																																										
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にし、1次冷却材温度を	12時間																																										
項目	運転上の制限																																											
1次冷却材中のよう素131濃度	5.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 以下であること																																											
条件	要求される措置	完了時間																																										
A. 1次冷却材中のよう素131濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	4.8時間																																										
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にし、1次冷却材温度を260℃未満に	1.2時間																																										

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明												
<p>い場合 未測にする。</p> <p>(蓄圧タンク) 第51条 モード1、2および3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合)^{*1}において、蓄圧タンクは、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。 2.蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)当直課長は、モード1、2および3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合)において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量および圧力を表51-2で定める頻度で確認する。 なお、1号炉および2号炉については燃料取替用水タンク、3号炉および4号炉については燃料取替用水ピットからの補給または1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。 (2)当直課長は、モード1、2および3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合)において、1日に1回、蓄圧タンクの全ての出口弁が開であることを確認する。 3.当直課長は、蓄圧タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。 ※1：原子炉起動時のモード3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える時点)から、全ての出口弁が開となるまでの間は除く(以下、本条において同じ)。 ※2：3号炉および4号炉の蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第90条(表90-4)の運転上の制限も確認する。</p>	<p>きない場合 280℃未満にする。</p> <p>(蓄圧タンク) 第50条 モード1、2及び3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合)^{*1}において、蓄圧タンクは、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。 2.蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)発電第二課当直課長は、モード1、2及び3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合)において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量及び圧力を表50-2で定める頻度で確認する。 なお、3号炉については燃料取替用水タンク、4号炉については燃料取替用水ピットからの補給または1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。 (2)発電第二課当直課長は、モード1、2及び3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合)において、1日に1回、蓄圧タンクの全ての出口隔離弁が開であることを確認する。 (3)発電第二課長は、定期検査時に、蓄圧タンク出口隔離弁が閉止可能であることを確認する。 3.発電第二課当直課長は、蓄圧タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表50-3の措置を講じる。 ※1：原子炉起動時のモード3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える時点)から、全ての出口隔離弁が開となるまでの間は除く(以下、本条において同じ)。 ※2：蓄圧タンク及び蓄圧タンク出口隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p>	<p>合 する。</p> <p>(アキウムレータ) 第51条 モード1、2および3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合)^{*1}において、アキウムレータは、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。 2.アキウムレータが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)当直課長は、モード1、2および3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合)において、アキウムレータのほう素濃度、ほう酸水量および圧力を表51-2で定める頻度で確認する。 なお、燃料取替用水タンクからの補給または1次冷却系の加熱以外の理由により、アキウムレータ水位計で、3cm以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該アキウムレータのほう素濃度を確認する。 (2)当直課長は、モード1、2および3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合)において、1日に1回、アキウムレータの全ての出口電動弁が開であることを確認する。 3.当直課長は、アキウムレータが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。 ※1：原子炉起動時のモード3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える時点)から、全ての出口電動弁が開となるまでの間は除く(以下、本条において同じ)。 ※2：アキウムレータは、重大事故等対処設備を兼ねる。 アキウムレータが運転上の制限を逸脱した場合は、<u>第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。</u></p>	<p>【玄海・大飯-美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (水位計の最小目盛を考慮して監視可能な値。)</p> <p>【玄海-美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p> <p>【玄海-美浜】 ④：記載の適正化 (美浜は、第85条で確認すべきことを明示した。)</p>												
<p>表51-1</p> <table border="1" data-bbox="1173 1505 1268 2004"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク^{*2}</td> <td>(1)ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表51-2で定める制限値内にあること (2)出口弁が開であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	蓄圧タンク ^{*2}	(1)ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表51-2で定める制限値内にあること (2)出口弁が開であること	<p>表50-1</p> <table border="1" data-bbox="1173 978 1284 1478"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク^{*2}</td> <td>(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が開であること (3)出口隔離弁が閉止可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	蓄圧タンク ^{*2}	(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が開であること (3)出口隔離弁が閉止可能であること	<p>表51-1</p> <table border="1" data-bbox="1173 443 1268 947"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アキウムレータ^{*2}</td> <td>(1)ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表51-2で定める制限値内にあること (2)出口電動弁が開であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	アキウムレータ ^{*2}	(1)ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表51-2で定める制限値内にあること (2)出口電動弁が開であること	
項目	運転上の制限														
蓄圧タンク ^{*2}	(1)ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表51-2で定める制限値内にあること (2)出口弁が開であること														
項目	運転上の制限														
蓄圧タンク ^{*2}	(1)ほう素濃度、ほう酸水量及び圧力が表50-2で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が開であること (3)出口隔離弁が閉止可能であること														
項目	運転上の制限														
アキウムレータ ^{*2}	(1)ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表51-2で定める制限値内にあること (2)出口電動弁が開であること														

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）				玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）				美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）			
表51-2				表50-2				表51-2			
項目	制限値	確認頻度		項目	制限値	確認頻度		項目	制限値	確認頻度	
ほう素濃度	2,800 ppm以上	3ヶ月に1回		ほう素濃度	3,100ppm以上	2,500ppm以上	3ヶ月に1回	ほう素濃度	2,800 ppm以上	3ヶ月に1回	
ほう酸水量 (希効水量)	27.0 m ³ 以上	1日に1回		ほう酸水量 (希効水量)	26.9m ³ 以上		1日に1回	ほう酸水量 (希効水量)	29.0 m ³ 以上	1日に1回	
圧力	4.04 MPa [gauge]以上	1日に1回		圧力	4.04MPa [gauge]以上		1日に1回	圧力	4.04 MPa [gauge]以上	1日に1回	

表51-3				表50-3				表51-3			
条件	要求される措置	完了時間		条件	要求される措置	完了時間		条件	要求される措置	完了時間	
A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間		A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間		A. アキユムレータ1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該アキユムレータのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間	
B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1時間		B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1時間		B. アキユムレータ1基が条件AまたはBの理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該アキユムレータの運転上の制限を満足させる。	1時間	
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa [gauge]以下に下げ る。	12時間		C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.3 発電第二課当直課長は、1次冷却材圧力を6.89MPa [gauge]以下に下げ る。	12時間		C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa [gauge]以下に下げ る。	12時間		
D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード4にする。 および D.3 当直課長は、モード5にする。	12時間 36時間 56時間		D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び D.3 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 30時間 50時間		D. アキユムレータ2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード4にする。 および D.3 当直課長は、モード5にする。	12時間 36時間 56時間		

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）				玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）				美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）			
表51-2				表50-2				表51-2			
項目	制限値	確認頻度		項目	制限値	確認頻度		項目	制限値	確認頻度	
ほう素濃度	2,800 ppm以上	3ヶ月に1回		ほう素濃度	3,100ppm以上	2,500ppm以上	3ヶ月に1回	ほう素濃度	2,800 ppm以上	3ヶ月に1回	
ほう酸水量 (希効水量)	27.0 m ³ 以上	1日に1回		ほう酸水量 (希効水量)	26.9m ³ 以上		1日に1回	ほう酸水量 (希効水量)	29.0 m ³ 以上	1日に1回	
圧力	4.04 MPa [gauge]以上	1日に1回		圧力	4.04MPa [gauge]以上		1日に1回	圧力	4.04 MPa [gauge]以上	1日に1回	

表51-3				表50-3				表51-3			
条件	要求される措置	完了時間		条件	要求される措置	完了時間		条件	要求される措置	完了時間	
A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間		A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間		A. アキユムレータ1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該アキユムレータのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間	
B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1時間		B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1時間		B. アキユムレータ1基が条件AまたはBの理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該アキユムレータの運転上の制限を満足させる。	1時間	
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa [gauge]以下に下げ る。	12時間		C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.3 発電第二課当直課長は、1次冷却材圧力を6.89MPa [gauge]以下に下げ る。	12時間		C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa [gauge]以下に下げ る。	12時間		
D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード4にする。 および D.3 当直課長は、モード5にする。	12時間 36時間 56時間		D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び D.3 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 30時間 50時間		D. アキユムレータ2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード4にする。 および D.3 当直課長は、モード5にする。	12時間 36時間 56時間		

(非常用炉心冷却系 - モード1、2および3-)
第52条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
(1) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の高圧注入ポンプ、充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表51-2で定める事項を確認する。
(2) 発電室長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表52-2で定める事項を確認する。
(3) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の

(非常用炉心冷却系 - モード1、2及び3-)
第51条 モード1、2及び3において、非常用炉心冷却系は、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
(1) 発電第二課長は、定期検査時に、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表51-2で定める事項を確認する。

(非常用炉心冷却系 - モード1、2および3-)
第52条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
(1) 発電室長は、定期検査時に、充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表51-2で定める事項を確認する。
(2) 発電室長は、定期検査時に、高圧注入系の自動作動

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明												
<p>充てん／高圧注入系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉については高圧注入ポンプ、充てん／高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプ、3号炉および4号炉については高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器再循環サンプルが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(7) 原子炉保修課長は、3号炉および4号炉について定期検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(8) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については2台の高圧注入ポンプ、2台の充てん／高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプ、3号炉および4号炉については2台の高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(2) 保修第二課長は、定期検査時に、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 発電第二課当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(4) 保修第二課長は、定期検査時に、原子炉格納容器再循環サンプルが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(5) 発電第二課長は、定期検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認する。</p> <p>(6) 発電第二課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、2台の高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。</p>	<p>弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、充てん／高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器再循環サンプルが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(6) 原子炉保修課長は、定期検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(7) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台以上の充てん／高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>【玄海－美浜】 ③：運用の差異</p> <p>【大飯・玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p> <p>【玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>												
<p>表52-1</p> <table border="1" data-bbox="1093 1505 1204 2000"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系*2*3</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること*4*5 (2) 1号炉および2号炉の充てん／高圧注入系の2系統が動作可能であること*4 (3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること*4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の高圧注入系が動作不能時は、第90条（表90-3および表90-4）の運転上の制限を確認する。 ※3：3号炉および4号炉の低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の低圧注入系が動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限を確認する。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系*2*3	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること*4*5 (2) 1号炉および2号炉の充てん／高圧注入系の2系統が動作可能であること*4 (3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること*4	<p>表51-1</p> <table border="1" data-bbox="1093 974 1165 1469"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系*1*2</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること*3*4 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること*3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-3及び表83-4）の運転上の制限も確認する。 ※2：低圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-4）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系*1*2	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること*3*4 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること*3	<p>表52-1</p> <table border="1" data-bbox="1093 443 1204 938"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系*2*3</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること*4 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること*4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 高圧注入系が動作不能時は、第85条（表85-3および表85-4）の運転上の制限も確認する。 ※3：低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 低圧注入系が動作不能時は、第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系*2*3	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること*4 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること*4	<p>【玄海－美浜】 ④：記載の適正化 （美浜は、SA設備を兼ねることを明示した。）</p>
項目	運転上の制限														
非常用炉心冷却系*2*3	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること*4*5 (2) 1号炉および2号炉の充てん／高圧注入系の2系統が動作可能であること*4 (3) 低圧注入系の2系統が動作可能であること*4														
項目	運転上の制限														
非常用炉心冷却系*1*2	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること*3*4 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること*3														
項目	運転上の制限														
非常用炉心冷却系*2*3	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること*4 (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること*4														

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）
※4：非常用炉心冷却系の弁閉閉点検を行う場合、2時間以内に限り、運転上の制限を適用しない。
※5：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りをを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。

表52-2

1. 1号炉および2号炉

項目	確認事項
余熱除去ポンプ	テストラインにおける構程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する
項目	確認事項
高圧注入ポンプ	テストラインにおける構程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する
余熱除去ポンプ	テストラインにおける構程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する

玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）
※3：非常用炉心冷却系の弁閉閉点検を行う場合、2時間以内に限り、運転上の制限を適用しない。
※4：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りをしている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。

表51-2

項目	確認事項
高圧注入ポンプ	テストラインにおける構程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する
余熱除去ポンプ	テストラインにおける構程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する

美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）
※4：非常用炉心冷却系の弁閉閉点検を行う場合、2時間以内に限り、運転上の制限を適用しない。

表52-2

項目	確認事項
余熱除去ポンプ	テストラインにおける構程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する

表52-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間 1回
B. 充てん/高圧注入系1系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間 1回
C. 低圧注入系1系統が動作不能である場合	C.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および C.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間 1回
D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間

表51-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 発電第二課当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間 1回
B. 低圧注入系1系統が動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および B.2 発電第二課当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間 1回
C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 および C.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間

表52-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間 1回
B. 低圧注入系1系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間 1回
C. 条件A、Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間

（非常用炉心冷却系 —モード4—）
第53条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表53-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
(1) 当直課長は、モード4において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については1台以上の高圧注入ポンプ

（非常用炉心冷却系 —モード4—）
第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
(1) 発電第二課当直課長は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の高圧注入ポンプ又は1台以上の充

（非常用炉心冷却系 —モード4—）
第53条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表53-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
(1) 当直課長は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の充てん/高圧注入ポンプおよび1台以上の

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することとはできません。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（ ）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																		
<p>ンプ、1台以上の充てん／高圧注入ポンプもしくは1台の充てんポンプおよび1台以上の余熱除去ポンプ、3号炉および4号炉については1台以上の高圧注入ポンプもしくは1台以上の充てんポンプおよび1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表53-2の措置を講じる。</p> <p>表53-1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="550 1480 646 2009"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系、充てん／高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="646 1480 758 2009"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※※※5</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：3号炉および4号炉の高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の高圧注入系が動作不能時は、第90条（表90-3および表90-4）の運転上の制限も確認する。 ※4：3号炉および4号炉の充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の充てん系が動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認する。 ※5：3号炉および4号炉の低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の低圧注入系が動作不能時は、第90条（表90-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※1：非常用炉心冷却系の弁閉閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※2：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系、充てん／高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1※2	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※※※5	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1※2	<p>てんポンプ、及び1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-2の措置を講じる。</p> <p>表52-1</p> <table border="1" data-bbox="550 954 646 1480"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※1※2※3</td> <td>(1) 高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること※4 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-3及び表83-4）の運転上の制限も確認する。 ※2：充てん系が動作不能時は、第83条（表83-4）の運転上の制限も確認する。 ※3：低圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-4）の運転上の制限も確認する。 ※4：非常用炉心冷却系の弁閉閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。 ※5：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること※4 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4※5	<p>余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表53-2の措置を講じる。</p> <p>表53-1</p> <table border="1" data-bbox="550 161 646 954"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系※※※3</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※4 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 高圧注入系が動作不能時は、第85条（表85-3および表85-4）の運転上の制限も確認する。 ※2：充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 充てん系が動作不能時は、第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。 ※3：低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 低圧注入系が動作不能時は、第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。 ※4：非常用炉心冷却系の弁閉閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。 ※5：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※※※3	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※4 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4※5	<p>【玄海－美浜】 ④：記載の適正化（美浜は、SA設備を兼ねることを明示した。）</p>		
項目	運転上の制限																				
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系、充てん／高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1※2																				
項目	運転上の制限																				
非常用炉心冷却系※※※5	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1※2																				
項目	運転上の制限																				
非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること※4 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4※5																				
項目	運転上の制限																				
非常用炉心冷却系※※※3	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること※4 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4※5																				
<p>表53-2</p> <table border="1" data-bbox="646 1480 933 2009"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに	<p>表52-2</p> <table border="1" data-bbox="646 954 933 1480"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに	<p>表53-2</p> <table border="1" data-bbox="646 161 933 954"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに	
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに																			
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに																			
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに																			

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																				
<p>表54-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取扱用タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 燃料取扱用タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3におよび C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取扱用タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間	B. 燃料取扱用タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3におよび C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>表53-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取扱用タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 燃料取扱用タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 50時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取扱用タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間	B. 燃料取扱用タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 発電第二課当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間	C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 50時間	<p>表54-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取扱用タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 燃料取扱用タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3におよび C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取扱用タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間	B. 燃料取扱用タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3におよび C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>（ほう酸注入タンク） 第55条 モード1、2および3において、ほう酸注入タンクは、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. ほう酸注入タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2および3において、ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表55-2で定める頻度で確認する。 3. 当直課長は、ほう酸注入タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表55-3の措置を講じる。</p>
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 燃料取扱用タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間																																					
B. 燃料取扱用タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間																																					
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3におよび C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 燃料取扱用タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間																																					
B. 燃料取扱用タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 発電第二課当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間																																					
C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 50時間																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 燃料取扱用タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間																																					
B. 燃料取扱用タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間																																					
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3におよび C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																					
<p>表54-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>20,000 ppm以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量（有効水量）</td> <td>3.4 m³以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水温度</td> <td>65℃以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	確認頻度	ほう素濃度	20,000 ppm以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量（有効水量）	3.4 m ³ 以上	1週間に1回	ほう酸水温度	65℃以上	1日に1回	<p>表55-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸注入タンク</td> <td>ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ほう酸注入タンク	ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること	<p>表55-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸注入タンク</td> <td>ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ほう酸注入タンク	ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること	<p>【大飯－美浜】 ④：記載の適正化 （美浜は、SA設備を兼ねることを明示した。）</p>																
項目	制限値	確認頻度																																					
ほう素濃度	20,000 ppm以上	1ヶ月に1回																																					
ほう酸水量（有効水量）	3.4 m ³ 以上	1週間に1回																																					
ほう酸水温度	65℃以上	1日に1回																																					
項目	運転上の制限																																						
ほう酸注入タンク	ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること																																						
項目	運転上の制限																																						
ほう酸注入タンク	ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること																																						
<p>表55-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、1次冷却系ほ</td> <td>12時間 12時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	1時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、1次冷却系ほ	12時間 12時間	<p>表55-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、1次冷却系ほ</td> <td>12時間 12時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	1時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、1次冷却系ほ	12時間 12時間	<p>表55-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、ほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 12時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	1時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 12時間	<p>（ほう酸注入タンク） 第55条 モード1、2および3において、ほう酸注入タンクは、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. ほう酸注入タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2および3において、ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表55-2で定める頻度で確認する。 3. 当直課長は、ほう酸注入タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表55-3の措置を講じる。</p>									
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	1時間																																					
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、1次冷却系ほ	12時間 12時間																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	1時間																																					
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、1次冷却系ほ	12時間 12時間																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	1時間																																					
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 12時間																																					

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>う素濃度を、93℃における停止余裕1.0%Δk/kに相当するほう素濃度まで、濃縮する。</p> <p>および B.3 当直課長は、制限値内に回復させる。</p> <p>C.1 当直課長は、モード4にす べる。</p> <p>（原子炉格納容器）</p> <p>第56条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器は、表56-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表56-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器エアロクインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 土木建築課長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の原子炉格納容器の構造上の健全性を緊張材の緊張力確認検査等により確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、表56-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、定期検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に閉状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁および閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(6) 当直課長は、モード1、2、3および4において、12時間に1回、原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。</p>	<p>（原子炉格納容器）</p> <p>第55条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器は、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 保修第二課長は、定期検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表55-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期検査時に、原子炉格納容器エアロクインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(3) 土木建築課長及び保修第二課長は、定期検査時に、原子炉格納容器の構造上の健全性を緊張材の緊張力確認検査等により確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(4) 発電第二課長は、定期検査時に、表55-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(5) 発電第二課長及び保修第二課長は、定期検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作又は閉動作が可能な状態であることを条件に閉状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、保修第二課長は閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(6) 発電第二課長当直課長は、モード1、2、3及び4において、12時間に1回、原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3. 発電第二課長当直課長は、原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。</p>	<p>B.2 当直課長は、1次冷却系ほう素濃度を、93℃における停止余裕1.0%Δk/kに相当するほう素濃度まで、濃縮する。</p> <p>および B.3 当直課長は、制限値内に回復させる。</p> <p>C.1 当直課長は、モード4にす べる。</p> <p>（原子炉格納容器）</p> <p>第56条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器は、表56-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表56-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器エアロクインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、表56-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に閉状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁および閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(5) 当直課長は、モード1、2、3および4において、12時間に1回、原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ○：従前からの発電所固有の差異 （設備の相違。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																																						
<p>(1) 原子炉格納容器エアロロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表56-4の措置を講じる。</p> <p>(2) 原子炉格納容器エアロロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表56-5の措置を講じるとともに、同表の条件Dに該当する場合は原子炉保修課長に通知する。通知を受けた原子炉保修課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(1) 原子炉格納容器エアロロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表55-4の措置を講じる。</p> <p>(2) 原子炉格納容器エアロロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表55-5の措置を講じるとともに、同表の条件A、B、C又はDに該当する場合は、保修第二課長に通知する。通知を受けた保修第二課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(1) 原子炉格納容器エアロロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表56-4の措置を講じる。</p> <p>(2) 原子炉格納容器エアロロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表56-5の措置を講じるとともに、同表の条件Dに該当する場合は原子炉保修課長に通知する。通知を受けた原子炉保修課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>【玄海ー美浜】 ③：運用の差異</p>																																																						
<p>表56-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器※1</td> <td>(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロロックが動作可能であること※2 ※3 (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※2：動作可能であることは、原子炉格納容器エアロロックのインターロック機構が健全であること、および原子炉格納容器エアロロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であることを含む。</p> <p>※3：モード4の原子炉格納容器パージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：動作可能であることは、閉止可能(閉止状態であることを含む)であることをいう。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器※1	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロロックが動作可能であること※2 ※3 (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4	<p>表55-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器※1</td> <td>(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロロックが動作可能であること※2 ※3 (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※2：動作可能であることは、原子炉格納容器エアロロックのインターロック機構が健全であること及び原子炉格納容器エアロロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であることをいう。</p> <p>※3：モード4の原子炉格納容器パージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：動作可能であることは、閉止可能(閉止状態であることを含む)であることをいう。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器※1	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロロックが動作可能であること※2 ※3 (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4	<p>表56-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器※1</td> <td>(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロロックが動作可能であること※2※3 (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※2：動作可能であることは、原子炉格納容器エアロロックのインターロック機構が健全であること、および原子炉格納容器エアロロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であることをいう。</p> <p>※3：モード4の原子炉格納容器パージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：動作可能であることは、閉止可能(閉止状態であることを含む)であることをいう。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器※1	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロロックが動作可能であること※2※3 (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4																																											
項目	運転上の制限																																																								
原子炉格納容器※1	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロロックが動作可能であること※2 ※3 (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4																																																								
項目	運転上の制限																																																								
原子炉格納容器※1	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表55-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロロックが動作可能であること※2 ※3 (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4																																																								
項目	運転上の制限																																																								
原子炉格納容器※1	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロロックが動作可能であること※2※3 (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること※4																																																								
<p>表56-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 4.9 kPa [gauge] 以下 9.8 kPa [gauge] 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表56-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>漏えい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種 設計圧力検査</td> <td>1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 0.4%/日以下 0.08%/日以下</td> </tr> <tr> <td>検査 低圧検査</td> <td>0.2%/日以下 0.04%/日以下</td> </tr> <tr> <td>B・C種検査</td> <td>0.2%/日以下 0.04%/日以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表56-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認し、1ヶ月以内に</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	原子炉格納容器圧力	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 4.9 kPa [gauge] 以下 9.8 kPa [gauge] 以下	項目	漏えい率	A種 設計圧力検査	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 0.4%/日以下 0.08%/日以下	検査 低圧検査	0.2%/日以下 0.04%/日以下	B・C種検査	0.2%/日以下 0.04%/日以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認し、1ヶ月以内に	4時間	<p>表55-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>9.8Pa [gauge] 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表55-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>漏えい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種検査 設計圧力検査</td> <td>0.08%/日以下</td> </tr> <tr> <td>低圧検査</td> <td>0.04%/日以下</td> </tr> <tr> <td>B・C種検査</td> <td>0.04%/日以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表55-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認し、1ヶ月以内に</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	原子炉格納容器圧力	9.8Pa [gauge] 以下	項目	漏えい率	A種検査 設計圧力検査	0.08%/日以下	低圧検査	0.04%/日以下	B・C種検査	0.04%/日以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認し、1ヶ月以内に	4時間	<p>表56-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>12 kPa [gauge] 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表56-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>漏えい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種 設計圧力検査</td> <td>0.08%/日以下</td> </tr> <tr> <td>検査 低圧検査</td> <td>0.04%/日以下</td> </tr> <tr> <td>B・C種検査</td> <td>0.04%/日以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表56-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認し、1ヶ月以内に</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	原子炉格納容器圧力	12 kPa [gauge] 以下	項目	漏えい率	A種 設計圧力検査	0.08%/日以下	検査 低圧検査	0.04%/日以下	B・C種検査	0.04%/日以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認し、1ヶ月以内に	4時間	
項目	制限値																																																								
原子炉格納容器圧力	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 4.9 kPa [gauge] 以下 9.8 kPa [gauge] 以下																																																								
項目	漏えい率																																																								
A種 設計圧力検査	1号炉および2号炉 3号炉および4号炉 0.4%/日以下 0.08%/日以下																																																								
検査 低圧検査	0.2%/日以下 0.04%/日以下																																																								
B・C種検査	0.2%/日以下 0.04%/日以下																																																								
条件	要求される措置	完了時間																																																							
A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認し、1ヶ月以内に	4時間																																																							
項目	制限値																																																								
原子炉格納容器圧力	9.8Pa [gauge] 以下																																																								
項目	漏えい率																																																								
A種検査 設計圧力検査	0.08%/日以下																																																								
低圧検査	0.04%/日以下																																																								
B・C種検査	0.04%/日以下																																																								
条件	要求される措置	完了時間																																																							
A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認し、1ヶ月以内に	4時間																																																							
項目	制限値																																																								
原子炉格納容器圧力	12 kPa [gauge] 以下																																																								
項目	漏えい率																																																								
A種 設計圧力検査	0.08%/日以下																																																								
検査 低圧検査	0.04%/日以下																																																								
B・C種検査	0.04%/日以下																																																								
条件	要求される措置	完了時間																																																							
A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認し、1ヶ月以内に	4時間																																																							

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）		差異の説明															
<p>場合</p> <p>B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</p> <p>C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</p> <p>D. 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値を満足していない場合</p> <p>E. 条件A、B、CまたはD以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合</p> <p>F. 条件A、B、C、DまたはEの措置を完了した時間内に達成できない場合</p>	<p>認する※8</p> <p>B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。および</p> <p>B.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※8</p> <p>C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。および</p> <p>C.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※8</p> <p>D.1 当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。</p> <p>E.1 当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。</p> <p>F.1 当直課長は、モード3にする。および</p> <p>F.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p>	<p>1時間</p> <p>隔離後の1ヶ月に1回</p> <p>4時間</p> <p>1時間</p> <p>1時間</p> <p>12時間</p> <p>50時間</p>	<p>場合</p> <p>B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</p> <p>C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</p> <p>D. 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値を満足していない場合</p> <p>E. 条件A、B、CまたはD以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合</p> <p>F. 条件A、B、C、DまたはEの措置を完了した時間内に達成できない場合</p>	<p>認する※8</p> <p>B.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。および</p> <p>B.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※8</p> <p>C.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。および</p> <p>C.2 発電第二課当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※8</p> <p>D.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。</p> <p>E.1 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。</p> <p>F.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。および</p> <p>F.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p>	<p>1時間</p> <p>隔離後の1ヶ月に1回</p> <p>4時間</p> <p>1時間</p> <p>1時間</p> <p>12時間</p> <p>50時間</p>	<p>場合</p> <p>B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</p> <p>C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</p> <p>D. 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値を満足していない場合</p> <p>E. 条件A、B、CまたはD以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合</p> <p>F. 条件A、B、C、DまたはEの措置を完了した時間内に達成できない場合</p>	<p>認する※8</p> <p>B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。および</p> <p>B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※8</p> <p>C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。および</p> <p>C.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※8</p> <p>D.1 当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。</p> <p>E.1 当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。</p> <p>F.1 当直課長は、モード3にする。および</p> <p>F.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>1時間</p> <p>隔離後の1ヶ月に1回</p> <p>4時間</p> <p>1時間</p> <p>1時間</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p>	<p>※5：各隔離ラインは、直ちに閉止できることを条件に隔離解除を行うことができる。</p> <p>※6：ライン毎に、条件および要求される措置が適用される。</p> <p>※7：原子炉格納容器隔離弁の閉止不能により、当該ラインの各機器が動作不能となる場合は、それぞれの機器の運転上の制限を満足していない場合の措置を講じなければならない。</p> <p>※8：原子炉格納容器外部における隔離のみに適用される。</p>												
<p>表56-5 ※9※10※11</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロロックが閉止されていることを確認する。および</td> <td>A.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。</td> <td>A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>施設後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていること</td> <td>B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>							条件	要求される措置	完了時間	A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロロックが閉止されていることを確認する。および	A.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。	1時間	A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間	A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施設後の1ヶ月に1回	B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていること	B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロロックが閉止されていることを確認する。および	A.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。	1時間																			
A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間																			
A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施設後の1ヶ月に1回																			
B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていること	B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間																			
<p>表56-5 ※9※10※11</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロロックが閉止されていることを確認する。および</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。および</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。</td> <td>A.2 発電第二課当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>A.3 発電第二課当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>施設後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていること</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>							条件	要求される措置	完了時間	A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロロックが閉止されていることを確認する。および	A.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。および	1時間	A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	A.2 発電第二課当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間	A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	A.3 発電第二課当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施設後の1ヶ月に1回	B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていること	B.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロロックが閉止されていることを確認する。および	A.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。および	1時間																			
A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	A.2 発電第二課当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間																			
A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	A.3 発電第二課当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施設後の1ヶ月に1回																			
B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていること	B.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間																			
<p>表56-5 ※9※10※11</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロロックが閉止されていることを確認する。および</td> <td>A.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。および</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。</td> <td>A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>施設後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていること</td> <td>B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>							条件	要求される措置	完了時間	A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロロックが閉止されていることを確認する。および	A.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。および	1時間	A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間	A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施設後の1ヶ月に1回	B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていること	B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロロックが閉止されていることを確認する。および	A.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。および	1時間																			
A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間																			
A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施設後の1ヶ月に1回																			
B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていること	B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間																			
<p>表56-5 ※9※10※11</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロロックが閉止されていることを確認する。および</td> <td>A.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。および</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。</td> <td>A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</td> <td>施設後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていること</td> <td>B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>							条件	要求される措置	完了時間	A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロロックが閉止されていることを確認する。および	A.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。および	1時間	A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間	A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施設後の1ヶ月に1回	B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていること	B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロロックが閉止されていることを確認する。および	A.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。および	1時間																			
A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間																			
A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施設後の1ヶ月に1回																			
B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていること	B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間																			

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）		差異の説明
原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	および B.2 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および B.3 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。 及び B.2 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。 及び B.3 発電第二課当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	のうちの1つが閉止されていることを確認する。 B.2 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および B.3 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	
C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロック2つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	C.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。 および C.2 当直課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。 および C.3 当直課長は、C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。	C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロック2つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。 及び C.2 発電第二課当直課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。 及び C.3 発電第二課当直課長は、C.1で閉止したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。 および C.2 当直課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。 および C.3 当直課長は、C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。		
D. 条件A、BまたはC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保できない場合	D.1 原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価を開始する。 および D.2 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 および D.3 原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。	D. 条件A、B又はC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価を開始する。 及び D.2 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。又は閉止されていることを確認する。 及び D.3 発電第二課当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を発電第二課当直課長に通知する。	D. 条件A、BまたはC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保できない場合	D.1 原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価を開始する。 および D.2 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 および D.3 原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。	
E. 条件A、B、CまたはD	E.1 当直課長は、モード3にする。 および	E. 条件A、B、C又はDの措置を完了した時間内に達成できない場合	E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び E.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了した時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 および	

※9：当該原子炉格納容器エアロックの修理を行うための出入りは許容される。
 ※10：常用および非常用原子炉格納容器エアロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できないことを条件に、一時的に当該原子炉格納容器エアロックを使用することが許容される。
 ※11：インターロック機構が動作不能な場合、同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。

表56-5（続き） ※9※10※11

条件	要求される措置	完了時間
D. 条件A、BまたはC以外の理由により原子炉格納容器エアロック1基以上の機能が確保できない場合	D.1 原子炉格納容器エアロックの漏えい率の評価を開始する。 および D.2 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 および D.3 原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。	速やかに 1時間 24時間
E. 条件A、B、CまたはD	E.1 当直課長は、モード3にする。 および	12時間 56時間

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	5.6時間
の措置を完了した時間内に達成できない場合	E.2 当直課長は、モード5にする。

- ※9：当該原子炉格納容器エアロックの修理を行うための出入りは許容される。
- ※10：常用および非常用原子炉格納容器エアロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に、一時的に当該原子炉格納容器エアロックを使用することが許容される。
- ※11：インターロック機構が動作不能な場合、同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。

表56-6

1. 1号炉および2号炉

化学体積制御系統	抽出ライン 封水戻りライン
安全注入系統	安全注入系エアストライ 蓄圧タンク N ₂ 供給ライン
原子炉補機冷却水系統	余剰抽出水クローラ入口・出口ライン 冷却材ドレンタンク出口ライン 1次冷却材ポンプ冷却ライン 非放射線機器冷却水ライン
放射性廃棄物処理系統	加圧器速がしタンク純水供給ライン 加圧器速がしタンク N ₂ 供給ライン 冷却材ドレンタンクガス入口・出口ライン 冷却材ドレンタンク出口ライン 原子炉格納容器サンプポンプ出口ライン
試料採取系統	加圧器気相部サンプリングライン 加圧器液相部サンプリングライン A、C主冷却材管サンプリングライン 蓄圧タンクサンプリングライン
放射線監視系統	放射線監視装置サンプリングライン
アイスコンデンサ冷却系統	グリコール供給ライン グリコール戻りライン
補給水系統	原子炉格納容器洗浄海水ライン
原子炉格納施設	原子炉格納容器真空度がしライン 原子炉格納容器上・下部送気供給・出口ライン
換気系統	原子炉格納容器送気・排気ライン 原子炉格納容器減圧ライン 放射線監視装置サンプリングライン 原子炉格納容器空気サンプリングライン
蒸気発生器ブロワーダウンス系統	蒸気発生器ブロワーダウンライン 炉内計装用ガスバージ
蒸気発生器ブロワーダウンス系統	蒸気発生器ブロワーダウンライン 炉内計装用ガスバージ
1次冷却材ポンプ消火系統	1次冷却材ポンプ CO ₂ 消火装置ライン
計器用空気圧縮系統	計器用空気圧縮機出口ライン

表56-6(続き)

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

- ※9：当該原子炉格納容器エアロックの修理を行うための出入りは許容される。
- ※10：常用および非常用原子炉格納容器エアロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に、一時的に当該原子炉格納容器エアロックを使用することが許容される。
- ※11：インターロック機構が動作不能な場合、同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。

表55-6

化学体積制御系統	抽出ライン 1次冷却材ポンプ封水戻りライン
安全注入系統	蓄圧タンク N ₂ 供給ライン 安全注入系エアストライ
補機冷却水系統	制御機動装置冷却水出口ライン 原子炉格納容器空調装置冷却水出口ライン 1次冷却材ポンプ・モータ及び余剰抽出冷却器冷却水入口ライン 1次冷却材ポンプ・モータ及び余剰抽出冷却器冷却水出口ライン
廃棄物処理系統	冷却材ドレンタンクベントライン 冷却材ドレンタンク N ₂ 供給ライン 冷却材ドレンタンクガス分析器ライン 冷却材ドレンタンク出口ライン 原子炉格納容器サンプポンプ出口ライン 加圧器速がしタンク N ₂ 供給ライン 加圧器速がしタンク1次系補給水供給ライン 加圧器速がしタンクガス分析器ライン
試料採取系統	加圧器蒸気相部サンプリングライン 加圧器液相部サンプリングライン ループA高温側サンプリングライン ループB高温側サンプリングライン 原子炉格納容器空気サンプリングライン 蓄圧タンクサンプリングライン
蒸気発生器ブロワーダウンス系統	蒸気発生器ブロワーダウンライン 消火用水系
炉内計装用ガスバージ	炉内計装用ガスバージライン
空調用冷水系統	制御機位置指示装置冷却用冷却水出口ライン
制御用空気系統	原子炉格納容器給気ライン 原子炉格納容器排気ライン 原子炉格納容器減圧ライン

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

了時間内に達成できない場合	E.2 当直課長は、モード5にする。
5.6時間	

- ※9：当該原子炉格納容器エアロックの修理を行うための出入りは許容される。
- ※10：常用および非常用原子炉格納容器エアロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に、一時的に当該原子炉格納容器エアロックを使用することが許容される。
- ※11：インターロック機構が動作不能な場合、同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。

表56-6

化学体積制御系統	抽出ライン 封水戻りライン
安全注入系統	アキュムレータエアストライ アキュムレータ N ₂ 供給ライン
原子炉補機冷却水系統	余剰抽出水クローラ冷却水ライン 原子炉格納容器循環空調装置冷却ライン 1次冷却材ポンプ冷却ライン
放射性廃棄物処理系統	加圧器速がしタンク純水供給ライン 加圧器速がしタンク N ₂ 供給ライン 加圧器速がしタンクガス分析器ライン 冷却材ドレンタンク N ₂ 供給ライン 冷却材ドレンタンクベントライン 冷却材ドレンタンクガス分析器ライン 冷却材ドレンタンク出口ライン 原子炉格納容器サンプポンプ出口ライン
試料採取系統	加圧器気相部サンプリングライン 加圧器液相部サンプリングライン ループA高温側サンプリングライン アキュムレータサンプリングライン
原子炉格納施設	原子炉格納容器真空度がしライン 原子炉格納容器送気・排気ライン 原子炉格納容器減圧ライン 放射線監視装置サンプリングライン 原子炉格納容器空気サンプリングライン
蒸気発生器ブロワーダウンス系統	蒸気発生器ブロワーダウンライン 蒸気発生器ブロワーダウンサンプリングライン
計器用空気圧縮系統	原子炉格納容器計器用空気ライン
消火水系統	原子炉格納容器消火ユニット冷却ライン

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明						
<p>2. 3号炉および4号炉</p> <p>化学体積制御系統</p> <p>抽出ライン 封水戻りライン</p> <p>原子炉補機冷却水系統</p> <p>格納容器再循環装置冷却ライン 制御棒駆動装置・糸軸抽出冷却器冷却ライン</p> <p>放射性廃棄物処理系統</p> <p>1次冷却ポンプ冷却ライン 加圧器送がしタンク純水供給ライン 加圧器送がしタンクN₂供給ライン 加圧器送がしタンクガス分折ライン 冷却材ドレンタンクN₂供給ライン 冷却材ドレンタンクガス分折ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サブポンプ出口ライン</p> <p>試験採取系統</p> <p>加圧器気相部サンプルライン 加圧器液相部サンプルライン ループ高温側サンプルライン 蓄圧タンクサンプルライン</p> <p>換気系統</p> <p>原子炉格納容器空気サンプルライン 原子炉格納容器排気・排気ライン 原子炉格納容器源圧装置排気ライン</p> <p>蒸気発生器ブローダウン系統</p> <p>蒸気発生器ブローダウンサンプルライン</p> <p>消火用水系統</p> <p>消火用水系格納容器入口ライン</p> <p>炉内計装用ガス/スパーズ系統</p> <p>炉内計装用ガス/スパーズライン</p> <p>空調用冷水系統</p> <p>制御棒位置指示装置密閉冷却水出入口ライン</p> <p>制御用空気系統</p> <p>制御用空気供給ライン</p>	<p>~規定なし~</p>	<p>~規定なし~</p>	<p>【大飯ー美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異(大飯は1,2号炉の固有設備の条文。)</p>						
<p>(原子炉格納容器水素再結合装置)</p> <p>第5.7条 モード1および2において、1号炉および2号炉の原子炉格納容器水素再結合装置は、表5.7-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器水素再結合装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器水素再結合装置が動作可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器水素再結合装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表5.7-2の措置を講じる。</p>	<p>~規定なし~</p>	<p>~規定なし~</p>							
<p>表5.7-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器水素再結合装置</td> <td>2基が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器水素再結合装置	2基が動作可能であること					
項目	運転上の制限								
原子炉格納容器水素再結合装置	2基が動作可能であること								
<p>表5.7-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間						
条件	要求される措置	完了時間							

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明									
<p>A. 原子炉格納容器水素再結合装置1基が動作不能である場合</p> <p>30日</p> <p>A.1 当直課長は、原子炉格納容器水素再結合装置を動作可能な状態に復旧する。および</p> <p>A.2 当直課長は、他の1基が動作不能であることを至近の記録により確認する。</p> <p>B. 原子炉格納容器水素再結合装置2基が動作不能である場合</p> <p>10日</p> <p>B.1 当直課長は、原子炉格納容器水素再結合装置1基以上を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>12時間</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。</p>	<p>～規定なし～</p>	<p>～規定なし～</p>	<p>【大飯ー美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異(大飯は1,2号炉の固有設備の条文。)</p>									
<p>(原子炉格納容器空気循環系)</p> <p>第58条 モード1、2、3および4において、1号炉および2号炉の原子炉格納容器空気循環系は、表58-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器空気循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、エアリタニウムを起動させ、表58-2に定める流量を確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、エアリタニウムが模擬信号により起動すること、ならびに自動動作弁および自動動作ダンパが正しい位置へ動作することを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器空気循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表58-3の措置を講じる。</p>	<p>～規定なし～</p>	<p>～規定なし～</p>										
<p>表58-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器空気循環系</td> <td>2系統が動作可能であること**1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：非放射性機器冷却水系の弁閉閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器空気循環系	2系統が動作可能であること**1								
項目	運転上の制限											
原子炉格納容器空気循環系	2系統が動作可能であること**1											
<p>表58-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流量</td> <td>1.184 m³/min/台以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	流量	1.184 m ³ /min/台以上								
項目	確認事項											
流量	1.184 m ³ /min/台以上											
<p>表58-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器空気循環系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、原子炉格納容器空気循環系を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>7.2時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器空気循環系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、原子炉格納容器空気循環系を動作可能な状態に復旧する。	7.2時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。および B.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間			
条件	要求される措置	完了時間										
A. 原子炉格納容器空気循環系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、原子炉格納容器空気循環系を動作可能な状態に復旧する。	7.2時間										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。および B.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間										

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																					
<p>(アイスコンデンサ)</p> <p>第59条 モード1、2、3および4において、1号炉および2号炉のアイスコンデンサは、表59-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アイスコンデンサが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、水の総重量を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、水のほう素濃度を確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、アイスコンデンサ平均温度を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、アイスコンデンサが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表59-3の措置を講じる。</p> <p>表59-1</p> <table border="1" data-bbox="687 1507 756 2000"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アイスコンデンサ</td> <td>水の総重量、水のほう素濃度およびアイスコンデンサ平均温度が表59-2の制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表59-2</p> <table border="1" data-bbox="783 1507 879 2000"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水の総重量</td> <td>1,000 t 以上</td> </tr> <tr> <td>水のほう素濃度</td> <td>2,800 ppm 以上</td> </tr> <tr> <td>アイスコンデンサ平均温度</td> <td>-6.7℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表59-3</p> <table border="1" data-bbox="935 1507 1182 2000"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アイスコンデンサの水の総重量、水のほう素濃度またはアイスコンデンサ平均温度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。</td> <td>4.8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	アイスコンデンサ	水の総重量、水のほう素濃度およびアイスコンデンサ平均温度が表59-2の制限値内にあること	項目	制限値	水の総重量	1,000 t 以上	水のほう素濃度	2,800 ppm 以上	アイスコンデンサ平均温度	-6.7℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. アイスコンデンサの水の総重量、水のほう素濃度またはアイスコンデンサ平均温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	4.8時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 5.6時間	<p>～規定なし～</p>	<p>～規定なし～</p>	<p>【大飯ー美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (大飯は1,2号炉の固有設備の条文。)</p>
項目	運転上の制限																							
アイスコンデンサ	水の総重量、水のほう素濃度およびアイスコンデンサ平均温度が表59-2の制限値内にあること																							
項目	制限値																							
水の総重量	1,000 t 以上																							
水のほう素濃度	2,800 ppm 以上																							
アイスコンデンサ平均温度	-6.7℃以下																							
条件	要求される措置	完了時間																						
A. アイスコンデンサの水の総重量、水のほう素濃度またはアイスコンデンサ平均温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	4.8時間																						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 5.6時間																						
<p>(アイスコンデンサドア)</p> <p>第60条 モード1、2、3および4において、1号炉および2号炉のアイスコンデンサドアは、表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アイスコンデンサドアが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、上部デッキドアが固着することなく開動作すること、ならびに下部入</p>	<p>～規定なし～</p>	<p>～規定なし～</p>	<p>【大飯ー美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (大飯は1,2号炉の固有設備の条文。)</p>																					

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																																								
<p>ロドアおよび中間デッキドアについては表60-2に定める事項を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、下部入口ドアが閉止状態であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、アイソコンデンサドアが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表60-1-3の措置を講じる。</p>	<p>表60-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アイソコンデンサドア</td> <td>アイソコンデンサの下部入口ドア、中間デッキドアおよび上部デッキドアが動作可能であり閉止されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表60-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アイソコンデンサ下部入口ドア</td> <td>閉トルクが76.1N・m以下、摩擦トルクが4.5N・m以下</td> </tr> <tr> <td>アイソコンデンサ中間デッキドア</td> <td>ドアAおよびドアBの引き上げ力が161.8N以下、ドアCおよびドアDの引き上げ力が150.0N以下、ドアEおよびドアFの引き上げ力が138.2N以下、ドアGおよびドアHの引き上げ力が141.2N以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表60-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アイソコンデンサ下部入口ドア</td> <td>閉トルクが76.1N・m以下、摩擦トルクが4.5N・m以下</td> </tr> <tr> <td>アイソコンデンサ中間デッキドア</td> <td>ドアAおよびドアBの引き上げ力が161.8N以下、ドアCおよびドアDの引き上げ力が150.0N以下、ドアEおよびドアFの引き上げ力が138.2N以下、ドアGおよびドアHの引き上げ力が141.2N以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表60-3*1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 物理的な妨げにより、アイソコンデンサ下部入口ドア1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、下部入口ドアを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. アイソコンデンサドアの1つ以上が条件A以外の理由により、動作不能または閉止されていない場合</td> <td>B.1 当直課長は、アイソコンデンサ平均温度が-6.7℃以下であることを確認する。 および B.2 当直課長は、アイソコンデンサドアを動作可能な状態かつ閉状態に復旧する。 C.1 当直課長は、アイソコンデンサドアを動作可能な状態かつ閉状態に復旧する。</td> <td>4時間 その後の4時間 1回 14日 48時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	アイソコンデンサドア	アイソコンデンサの下部入口ドア、中間デッキドアおよび上部デッキドアが動作可能であり閉止されていること	項目	確認事項	アイソコンデンサ下部入口ドア	閉トルクが76.1N・m以下、摩擦トルクが4.5N・m以下	アイソコンデンサ中間デッキドア	ドアAおよびドアBの引き上げ力が161.8N以下、ドアCおよびドアDの引き上げ力が150.0N以下、ドアEおよびドアFの引き上げ力が138.2N以下、ドアGおよびドアHの引き上げ力が141.2N以下	項目	確認事項	アイソコンデンサ下部入口ドア	閉トルクが76.1N・m以下、摩擦トルクが4.5N・m以下	アイソコンデンサ中間デッキドア	ドアAおよびドアBの引き上げ力が161.8N以下、ドアCおよびドアDの引き上げ力が150.0N以下、ドアEおよびドアFの引き上げ力が138.2N以下、ドアGおよびドアHの引き上げ力が141.2N以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 物理的な妨げにより、アイソコンデンサ下部入口ドア1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、下部入口ドアを動作可能な状態に復旧する。	1時間	B. アイソコンデンサドアの1つ以上が条件A以外の理由により、動作不能または閉止されていない場合	B.1 当直課長は、アイソコンデンサ平均温度が-6.7℃以下であることを確認する。 および B.2 当直課長は、アイソコンデンサドアを動作可能な状態かつ閉状態に復旧する。 C.1 当直課長は、アイソコンデンサドアを動作可能な状態かつ閉状態に復旧する。	4時間 その後の4時間 1回 14日 48時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合			<p>表60-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アイソコンデンサドア</td> <td>アイソコンデンサの下部入口ドア、中間デッキドアおよび上部デッキドアが動作可能であり閉止されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表60-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アイソコンデンサ下部入口ドア</td> <td>閉トルクが76.1N・m以下、摩擦トルクが4.5N・m以下</td> </tr> <tr> <td>アイソコンデンサ中間デッキドア</td> <td>ドアAおよびドアBの引き上げ力が161.8N以下、ドアCおよびドアDの引き上げ力が150.0N以下、ドアEおよびドアFの引き上げ力が138.2N以下、ドアGおよびドアHの引き上げ力が141.2N以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表60-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アイソコンデンサ下部入口ドア</td> <td>閉トルクが76.1N・m以下、摩擦トルクが4.5N・m以下</td> </tr> <tr> <td>アイソコンデンサ中間デッキドア</td> <td>ドアAおよびドアBの引き上げ力が161.8N以下、ドアCおよびドアDの引き上げ力が150.0N以下、ドアEおよびドアFの引き上げ力が138.2N以下、ドアGおよびドアHの引き上げ力が141.2N以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表60-3*1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 物理的な妨げにより、アイソコンデンサ下部入口ドア1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、下部入口ドアを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. アイソコンデンサドアの1つ以上が条件A以外の理由により、動作不能または閉止されていない場合</td> <td>B.1 当直課長は、アイソコンデンサ平均温度が-6.7℃以下であることを確認する。 および B.2 当直課長は、アイソコンデンサドアを動作可能な状態かつ閉状態に復旧する。 C.1 当直課長は、アイソコンデンサドアを動作可能な状態かつ閉状態に復旧する。</td> <td>4時間 その後の4時間 1回 14日 48時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	アイソコンデンサドア	アイソコンデンサの下部入口ドア、中間デッキドアおよび上部デッキドアが動作可能であり閉止されていること	項目	確認事項	アイソコンデンサ下部入口ドア	閉トルクが76.1N・m以下、摩擦トルクが4.5N・m以下	アイソコンデンサ中間デッキドア	ドアAおよびドアBの引き上げ力が161.8N以下、ドアCおよびドアDの引き上げ力が150.0N以下、ドアEおよびドアFの引き上げ力が138.2N以下、ドアGおよびドアHの引き上げ力が141.2N以下	項目	確認事項	アイソコンデンサ下部入口ドア	閉トルクが76.1N・m以下、摩擦トルクが4.5N・m以下	アイソコンデンサ中間デッキドア	ドアAおよびドアBの引き上げ力が161.8N以下、ドアCおよびドアDの引き上げ力が150.0N以下、ドアEおよびドアFの引き上げ力が138.2N以下、ドアGおよびドアHの引き上げ力が141.2N以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 物理的な妨げにより、アイソコンデンサ下部入口ドア1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、下部入口ドアを動作可能な状態に復旧する。	1時間	B. アイソコンデンサドアの1つ以上が条件A以外の理由により、動作不能または閉止されていない場合	B.1 当直課長は、アイソコンデンサ平均温度が-6.7℃以下であることを確認する。 および B.2 当直課長は、アイソコンデンサドアを動作可能な状態かつ閉状態に復旧する。 C.1 当直課長は、アイソコンデンサドアを動作可能な状態かつ閉状態に復旧する。	4時間 その後の4時間 1回 14日 48時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合			
項目	運転上の制限																																																										
アイソコンデンサドア	アイソコンデンサの下部入口ドア、中間デッキドアおよび上部デッキドアが動作可能であり閉止されていること																																																										
項目	確認事項																																																										
アイソコンデンサ下部入口ドア	閉トルクが76.1N・m以下、摩擦トルクが4.5N・m以下																																																										
アイソコンデンサ中間デッキドア	ドアAおよびドアBの引き上げ力が161.8N以下、ドアCおよびドアDの引き上げ力が150.0N以下、ドアEおよびドアFの引き上げ力が138.2N以下、ドアGおよびドアHの引き上げ力が141.2N以下																																																										
項目	確認事項																																																										
アイソコンデンサ下部入口ドア	閉トルクが76.1N・m以下、摩擦トルクが4.5N・m以下																																																										
アイソコンデンサ中間デッキドア	ドアAおよびドアBの引き上げ力が161.8N以下、ドアCおよびドアDの引き上げ力が150.0N以下、ドアEおよびドアFの引き上げ力が138.2N以下、ドアGおよびドアHの引き上げ力が141.2N以下																																																										
条件	要求される措置	完了時間																																																									
A. 物理的な妨げにより、アイソコンデンサ下部入口ドア1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、下部入口ドアを動作可能な状態に復旧する。	1時間																																																									
B. アイソコンデンサドアの1つ以上が条件A以外の理由により、動作不能または閉止されていない場合	B.1 当直課長は、アイソコンデンサ平均温度が-6.7℃以下であることを確認する。 および B.2 当直課長は、アイソコンデンサドアを動作可能な状態かつ閉状態に復旧する。 C.1 当直課長は、アイソコンデンサドアを動作可能な状態かつ閉状態に復旧する。	4時間 その後の4時間 1回 14日 48時間																																																									
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合																																																											
項目	運転上の制限																																																										
アイソコンデンサドア	アイソコンデンサの下部入口ドア、中間デッキドアおよび上部デッキドアが動作可能であり閉止されていること																																																										
項目	確認事項																																																										
アイソコンデンサ下部入口ドア	閉トルクが76.1N・m以下、摩擦トルクが4.5N・m以下																																																										
アイソコンデンサ中間デッキドア	ドアAおよびドアBの引き上げ力が161.8N以下、ドアCおよびドアDの引き上げ力が150.0N以下、ドアEおよびドアFの引き上げ力が138.2N以下、ドアGおよびドアHの引き上げ力が141.2N以下																																																										
項目	確認事項																																																										
アイソコンデンサ下部入口ドア	閉トルクが76.1N・m以下、摩擦トルクが4.5N・m以下																																																										
アイソコンデンサ中間デッキドア	ドアAおよびドアBの引き上げ力が161.8N以下、ドアCおよびドアDの引き上げ力が150.0N以下、ドアEおよびドアFの引き上げ力が138.2N以下、ドアGおよびドアHの引き上げ力が141.2N以下																																																										
条件	要求される措置	完了時間																																																									
A. 物理的な妨げにより、アイソコンデンサ下部入口ドア1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、下部入口ドアを動作可能な状態に復旧する。	1時間																																																									
B. アイソコンデンサドアの1つ以上が条件A以外の理由により、動作不能または閉止されていない場合	B.1 当直課長は、アイソコンデンサ平均温度が-6.7℃以下であることを確認する。 および B.2 当直課長は、アイソコンデンサドアを動作可能な状態かつ閉状態に復旧する。 C.1 当直課長は、アイソコンデンサドアを動作可能な状態かつ閉状態に復旧する。	4時間 その後の4時間 1回 14日 48時間																																																									
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合																																																											

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明												
<p>リ 条件AまたはCの種別 D.1 当直課長は、モード3にする。 1.2時間 直を完了時間内に運成できない場合 D.2 当直課長は、モード5にする。 5.6時間</p> <p>※1：ドア毎に個別の条件が適用される。</p> <p>(原子炉格納容器内区分隔壁)</p> <p>第6.1条 モード1、2、3および4において、1号炉および2号炉の原子炉格納容器内区分隔壁は、表6.1-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内区分隔壁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、上部コンパートメントと下部コンパートメントの境界を構成する人用ドア、機器搬入用ハッチ、ミサイルシールド、キャビゲートのシールド部および隔壁シールドに亀裂等の欠陥がなく、全てが閉止されていることを目視により確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器内区分隔壁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表6.1-2の措置を講じる。</p>	<p>～規定なし～</p>	<p>～規定なし～</p>	<p>【大飯ー美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異(大飯は1,2号炉の固有設備の条文。)</p>												
<p>表6.1-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内区分隔壁</td> <td>原子炉格納容器内区分隔壁の機能が健全であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：加圧器逃がし弁漏えい検査、第1種機器供用期間中性確認検査ならびにヒートアップ点検時、原子炉起動前系統健全検査(ホットスポット点検)、原子炉起動前系統健全検査の区分隔壁を開放すること、および作業員等が出入りのために人用ドアまたは機器搬入用ハッチを開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器内区分隔壁	原子炉格納容器内区分隔壁の機能が健全であること※1											
項目	運転上の制限														
原子炉格納容器内区分隔壁	原子炉格納容器内区分隔壁の機能が健全であること※1														
<p>表6.1-2※2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 作業員等の出入り以外の理由で、人用ドアまたは機器搬入用ハッチを閉止する。または開放状態の1つ以上が開放状態または閉止不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該の人用ドアまたは機器搬入用ハッチを閉止する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. ミサイルシールド、キャビゲートまたは隔壁シールドの機能が確保されない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該のミサイルシールド、キャビゲートまたは隔壁シールドの機能を復旧する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に運成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。および C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 作業員等の出入り以外の理由で、人用ドアまたは機器搬入用ハッチを閉止する。または開放状態の1つ以上が開放状態または閉止不能である場合	A.1 当直課長は、当該の人用ドアまたは機器搬入用ハッチを閉止する。	1時間	B. ミサイルシールド、キャビゲートまたは隔壁シールドの機能が確保されない場合	B.1 当直課長は、当該のミサイルシールド、キャビゲートまたは隔壁シールドの機能を復旧する。	1時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に運成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。および C.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間			
条件	要求される措置	完了時間													
A. 作業員等の出入り以外の理由で、人用ドアまたは機器搬入用ハッチを閉止する。または開放状態の1つ以上が開放状態または閉止不能である場合	A.1 当直課長は、当該の人用ドアまたは機器搬入用ハッチを閉止する。	1時間													
B. ミサイルシールド、キャビゲートまたは隔壁シールドの機能が確保されない場合	B.1 当直課長は、当該のミサイルシールド、キャビゲートまたは隔壁シールドの機能を復旧する。	1時間													
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に運成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。および C.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間													

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																				
<p>※2：人用ドア、機器搬入用ハッチ、ミサイルシールド、キャビティゲートおよび隔壁シールド毎に個別の条件が適用される。</p> <p>(原子炉格納容器再循環ドレン)</p> <p>第62条 モード1、2、3および4において、1号炉および2号炉の原子炉格納容器再循環ドレンは、表62-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器再循環ドレンが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、アイスコンデンサ床ドレン弁について、表62-2に定める弁開力を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉保修課長は、原子炉キャビティ部の水張りを実施した場合は、水抜き後モード4になるまでに、原子炉キャビティドレンの閉止フランジが取り外されていることを目視により確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器再循環ドレンが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表62-3の措置を講じる。</p>	<p>～規定なし～</p>	<p>～規定なし～</p>	<p>【大飯ー美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異 (大飯は1、2号炉の固有設備の条文。)</p>																				
<p>表62-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器再循環ドレン</td> <td>アイスコンデンサ床ドレンおよび原子炉キャビティドレンが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表62-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁開力</td> <td>444.2 N 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表62-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アイスコンデンサ床ドレン1つが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該のアイスコンデンサ床ドレンを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉キャビティドレン1つが動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該の原子炉キャビティドレンを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器再循環ドレン	アイスコンデンサ床ドレンおよび原子炉キャビティドレンが動作可能であること	項目	確認事項	弁開力	444.2 N 以下	条件	要求される措置	完了時間	A. アイスコンデンサ床ドレン1つが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該のアイスコンデンサ床ドレンを動作可能な状態に復旧する。	1時間	B. 原子炉キャビティドレン1つが動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該の原子炉キャビティドレンを動作可能な状態に復旧する。	1時間	C. 条件AまたはBの措置を完了した時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間	<p>～規定なし～</p>	<p>(原子炉格納容器真空逃がし系)</p> <p>第57条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器真空逃がし系は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施</p>	
項目	運転上の制限																						
原子炉格納容器再循環ドレン	アイスコンデンサ床ドレンおよび原子炉キャビティドレンが動作可能であること																						
項目	確認事項																						
弁開力	444.2 N 以下																						
条件	要求される措置	完了時間																					
A. アイスコンデンサ床ドレン1つが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該のアイスコンデンサ床ドレンを動作可能な状態に復旧する。	1時間																					
B. 原子炉キャビティドレン1つが動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該の原子炉キャビティドレンを動作可能な状態に復旧する。	1時間																					
C. 条件AまたはBの措置を完了した時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間																					
<p>(原子炉格納容器真空逃がし系)</p> <p>第63条 モード1、2、3および4において、1号炉および2号炉の原子炉格納容器真空逃がし系は、表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施す</p>	<p>～規定なし～</p>	<p>(原子炉格納容器真空逃がし系)</p> <p>第57条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器真空逃がし系は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施</p>																					

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31 変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09 補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25 認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5 認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																							
<p>る。</p> <p>(1) 原子炉保修理課長は、定期検査時に、原子炉格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器真空逃がし系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-2の措置を講じる。</p> <p>表63-1</p> <table border="1" data-bbox="467 1507 512 2002"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器真空逃がし系</td> <td>2系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能であることは、真空逃がし機能が確保されていることをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表63-2</p> <table border="1" data-bbox="627 1507 826 2002"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器真空逃がし系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	2系統以上が動作可能であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器真空逃がし系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>(1) 原子炉保修理課長は、定期検査時に、原子炉格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器真空逃がし系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-2の措置を講じる。</p> <p>表57-1</p> <table border="1" data-bbox="467 978 512 1473"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器真空逃がし系</td> <td>4系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能であることは、真空逃がし機能が確保されていることをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表57-2</p> <table border="1" data-bbox="627 978 786 1473"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器真空逃がし系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	4系統以上が動作可能であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器真空逃がし系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修理課長は、定期検査時に、原子炉格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器真空逃がし系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-2の措置を講じる。</p> <p>表57-1</p> <table border="1" data-bbox="467 445 512 940"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器真空逃がし系</td> <td>4系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能であることは、真空逃がし機能が確保されていることをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表57-2</p> <table border="1" data-bbox="627 445 786 940"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器真空逃がし系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	4系統以上が動作可能であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器真空逃がし系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
項目	運転上の制限																																									
原子炉格納容器真空逃がし系	2系統以上が動作可能であること※1																																									
条件	要求される措置	完了時間																																								
A. 原子炉格納容器真空逃がし系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日																																								
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																								
項目	運転上の制限																																									
原子炉格納容器真空逃がし系	4系統以上が動作可能であること※1																																									
条件	要求される措置	完了時間																																								
A. 原子炉格納容器真空逃がし系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日																																								
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																								
項目	運転上の制限																																									
原子炉格納容器真空逃がし系	4系統以上が動作可能であること※1																																									
条件	要求される措置	完了時間																																								
A. 原子炉格納容器真空逃がし系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日																																								
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																								
<p>(原子炉格納容器スプレイス)</p> <p>第64条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器スプレイス系は、表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイス系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の格納容器スプレイスポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の格納容器スプレイスポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを、および表64-3に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、格納容器スプレイスポンプが、警報信号により起動することを確認する。</p>	<p>(原子炉格納容器スプレイス)</p> <p>第57条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器スプレイス系は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイス系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課長は、定期検査時に、格納容器スプレイスポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表57-3で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、定期検査時に、格納容器スプレイスポンプが、警報信号により起動することを確認し、そ</p>	<p>(原子炉格納容器スプレイス)</p> <p>第58条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器スプレイス系は、表58-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイス系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、内部スプレイスポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、内部スプレイスポンプが、警報信号により起動することを確認する。</p>	<p>【玄海－美浜】</p>																																							

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

(4) 発電室長は、定期検査時に、原子炉格納容器スプレイス系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。

(5) 当直課長は、定期検査時に、施設等ににより固定されていない原子炉格納容器スプレイス系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

(6) 当直課長は、3号炉および4号炉のよう薬除去薬品タンクのヒドランジ濃度およびヒドランジ濃度を表64-2に定める頻度で確認する。

(7) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。

3. 当直課長は、原子炉格納容器スプレイス系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表64-4の措置を講じる。

表64-1

項目	運転上の制限
原子炉格納容器スプレイス系	2系統が動作可能であること※1
2. 3号炉および4号炉	

項目	運転上の制限
原子炉格納容器スプレイス系※2	(1) 2系統が動作可能であること※1 (2) よう薬除去薬品タンクのヒドランジ濃度およびヒドランジ濃度が表64-2に定める制限値内にあること

※2：3号炉および4号炉の原子炉格納容器スプレイス系は、重大事故等対処設備を兼ねる。

3号炉または4号炉の原子炉格納容器スプレイス系が動作不能時は、第90条(表90-4および表90-6)の運転上の制限も確認する。

※1：原子炉格納容器スプレイス系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。

表64-2

項目	制限値	確認頻度
ヒドランジ濃度	35 wt% 以上	定期検査時
ヒドランジ濃度(有効水量)	2.0 m ³ 以上	モード1、2、3および4において6ヶ月に1回

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)の結果を発電第二課長に通知する。

(3) 発電第二課長は、定期検査時に、格納容器スプレイス系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。

(4) 発電第二課長は、定期検査時に、施設等ににより固定されていない原子炉格納容器スプレイス系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

(5) 発電第二課長は、よう薬除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ濃度を表57-2に定める頻度で確認する。

(6) 発電第二課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。

3 発電第二課長は、原子炉格納容器スプレイス系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-4の措置を講じる。

表57-1

項目	運転上の制限
原子炉格納容器スプレイス系※1	(1) 2系統が動作可能であること※2 (2) よう薬除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ濃度が表57-2で定める制限値内にあること

※1：原子炉格納容器スプレイス系が動作不能時は、第83条(表83-4及び表83-6)の運転上の制限も確認する。

※2：原子炉格納容器スプレイス系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。

表57-2

項目	制限値		確認頻度
	3号炉	4号炉	
苛性ソーダ濃度	30wt%以上		定期検査時
苛性ソーダ濃度(有効水量)	14.8m ³ 以上	13.4m ³ 以上	モード1、2、3及び4において6ヶ月に1回

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

(3) 発電室長は、定期検査時に、原子炉格納容器スプレイス系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。

(4) 当直課長は、定期検査時に、施設等ににより固定されていない原子炉格納容器スプレイス系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

(5) 当直課長は、よう薬除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ濃度を表58-2に定める頻度で確認する。

(6) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、4台の内蔵スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。

3. 当直課長は、原子炉格納容器スプレイス系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表58-3の措置を講じる。

表58-1

項目	運転上の制限
原子炉格納容器スプレイス系※1	(1) 2系統が動作可能であること※2 (2) よう薬除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ濃度が表58-2に定める制限値内にあること

※1：原子炉格納容器スプレイス系は、重大事故等対処設備を兼ねる。

原子炉格納容器スプレイス系が動作不能時は、第5条(表5-4および表5-6)の運転上の制限も確認する。

※2：原子炉格納容器スプレイス系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。

表58-2

項目	制限値	確認頻度
苛性ソーダ濃度	30 wt% 以上	定期検査時
苛性ソーダ濃度(有効水量)	11.2 m ³ 以上	モード1、2、3および4において6ヶ月に1回

差異の説明
③：運用の差異

【玄海一美浜】
④：記載の適正化
(美浜は、SA設備を兼ねることを明示した。)

表64-3

表57-3

【大飯・玄海一美浜】

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																											
<p>を確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については2台のアニュラス空気再循環ファン、3号炉および4号炉については2台のアニュラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、アニュラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表65-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する(以下、本条において同じ)。</p>	<p>(4) 発電第二課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、2台のアニュラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、アニュラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表58-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する(以下、本条において同じ)。</p>	<p>(4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2台のアニュラス循環ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、アニュラス循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表60-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する(以下、本条において同じ)。</p>																												
<p>表65-1</p> <table border="1" data-bbox="603 1503 655 2009"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化系^{※2}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </table> <p>※2：3号炉および4号炉のアニュラス空気浄化系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のアニュラス空気浄化系が動作不能時は、第90条(表90-1)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	アニュラス空気浄化系 ^{※2}	2系統が動作可能であること	<p>表58-1</p> <table border="1" data-bbox="603 974 655 1480"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化系^{※2}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </table> <p>※2：Aアニュラス空気浄化系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 Bアニュラス空気浄化系が動作不能時は、第83条(表83-1)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	アニュラス空気浄化系 ^{※2}	2系統が動作可能であること	<p>表60-1</p> <table border="1" data-bbox="603 427 687 952"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>アニュラス循環系^{※2}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </table> <p>※2：Bアニュラス循環系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 Bアニュラス循環系が動作不能時は、第5条(表85-1)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	アニュラス循環系 ^{※2}	2系統が動作可能であること																
項目	運転上の制限																													
アニュラス空気浄化系 ^{※2}	2系統が動作可能であること																													
項目	運転上の制限																													
アニュラス空気浄化系 ^{※2}	2系統が動作可能であること																													
項目	運転上の制限																													
アニュラス循環系 ^{※2}	2系統が動作可能であること																													
<p>表65-2</p> <table border="1" data-bbox="874 1503 991 2009"> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環ファンフィルタ(1号炉および2号炉)</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化フィルタ(3号炉および4号炉)</td> <td>95%以上</td> </tr> </table>	項目	よう素除去効率(総合除去効率)	アニュラス空気再循環ファンフィルタ(1号炉および2号炉)	95%以上	アニュラス空気浄化フィルタ(3号炉および4号炉)	95%以上	<p>表58-2</p> <table border="1" data-bbox="874 974 927 1480"> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化系フィルタ</td> <td>95%以上</td> </tr> </table>	項目	よう素除去効率(総合除去効率)	アニュラス空気浄化系フィルタ	95%以上	<p>表60-2</p> <table border="1" data-bbox="874 427 927 952"> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> <tr> <td>アニュラス循環ファンフィルタ</td> <td>95%以上</td> </tr> </table>	項目	よう素除去効率(総合除去効率)	アニュラス循環ファンフィルタ	95%以上														
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																													
アニュラス空気再循環ファンフィルタ(1号炉および2号炉)	95%以上																													
アニュラス空気浄化フィルタ(3号炉および4号炉)	95%以上																													
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																													
アニュラス空気浄化系フィルタ	95%以上																													
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																													
アニュラス循環ファンフィルタ	95%以上																													
<p>表65-3</p> <table border="1" data-bbox="1054 1503 1358 2009"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合 および B.2 当直課長は、モード5にする。	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>表58-3</p> <table border="1" data-bbox="1054 974 1358 1480"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合 および A.2 発電第二課当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 発電第二課当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合 および B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 および B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合 および A.2 発電第二課当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 発電第二課当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合 および B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 および B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>表60-3</p> <table border="1" data-bbox="1054 427 1358 952"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. アニュラス循環系1系統が動作不能である場合 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラス循環系1系統が動作不能である場合 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合 および B.2 当直課長は、モード5にする。	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
条件	要求される措置	完了時間																												
A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																												
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合 および B.2 当直課長は、モード5にする。	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																												
条件	要求される措置	完了時間																												
A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合 および A.2 発電第二課当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 発電第二課当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																												
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合 および B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 および B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																												
条件	要求される措置	完了時間																												
A. アニュラス循環系1系統が動作不能である場合 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																												
B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合 および B.2 当直課長は、モード5にする。	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																												
<p>(アニュラス) 第66条 モード1、2、3および4において、アニュ</p>	<p>(アニュラス) 第59条 モード1、2、3及び4において、アニュラス</p>	<p>(アニュラス) 第61条 モード1、2、3および4において、アニ</p>																												

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																							
<p>ラスは、表66-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉についてはアニュラス空気再循環ファン、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンの起動により、アニュラスが1号炉および2号炉については5分以内、3号炉および4号炉については1.5分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、アニュラスが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-2の措置を講じる。</p> <p>表66-1</p> <table border="1" data-bbox="657 1505 710 2004"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>アニュラス</td> <td>アニュラスの機能が健全であること※1</td> </tr> </table> <p>※1：1号炉および2号炉については、アニュラス内点検、原子炉格納容器エアロック点検を行う場合、3号炉および4号炉については、原子炉格納容器内およびアニュラス内の機器の操作、点検等のため扉を開閉する間、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表66-2</p> <table border="1" data-bbox="901 1505 1040 2004"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. アニュラスの負圧立が不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、アニュラスを負圧立が可能な状態に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラスの負圧立が不能である場合	A.1 当直課長は、アニュラスを負圧立が可能な状態に復旧する。	24時間	条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>は、表59-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電第二課長は、定期検査時に、アニュラス空気浄化ファンの起動により、アニュラスが2分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>3. 発電第二課当直課長は、アニュラスが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表59-2の措置を講じる。</p> <p>表59-1</p> <table border="1" data-bbox="657 976 710 1476"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>アニュラス</td> <td>アニュラスの機能が健全であること※1</td> </tr> </table> <p>※1：原子炉格納容器内及びアニュラス内機器の操作、点検等のため扉を開閉する間、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表59-2</p> <table border="1" data-bbox="901 976 1104 1476"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. アニュラスの負圧立が不能である場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、アニュラスを負圧立が可能な状態に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラスの負圧立が不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、アニュラスを負圧立が可能な状態に復旧する。	24時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電室長は、定期検査時に、アニュラス循環ファンの起動により、アニュラスが2.5分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、アニュラスが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-2の措置を講じる。</p> <p>表61-1</p> <table border="1" data-bbox="657 432 710 945"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>アニュラス</td> <td>アニュラスの機能が健全であること※1</td> </tr> </table> <p>※1：アニュラス内点検、原子炉格納容器エアロック点検を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表61-2</p> <table border="1" data-bbox="901 432 1061 945"> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. アニュラスの負圧立が不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、アニュラスを負圧立が可能な状態に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラスの負圧立が不能である場合	A.1 当直課長は、アニュラスを負圧立が可能な状態に復旧する。	24時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>【玄海・大飯-美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>
項目	運転上の制限																																									
アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1																																									
条件	要求される措置	完了時間																																								
A. アニュラスの負圧立が不能である場合	A.1 当直課長は、アニュラスを負圧立が可能な状態に復旧する。	24時間																																								
条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																								
項目	運転上の制限																																									
アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1																																									
条件	要求される措置	完了時間																																								
A. アニュラスの負圧立が不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、アニュラスを負圧立が可能な状態に復旧する。	24時間																																								
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																								
項目	運転上の制限																																									
アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1																																									
条件	要求される措置	完了時間																																								
A. アニュラスの負圧立が不能である場合	A.1 当直課長は、アニュラスを負圧立が可能な状態に復旧する。	24時間																																								
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																								
<p>（主蒸気安全弁） 第67条 モード1、2および3において※1、主蒸気安全弁は、表67-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) タービン修繕課長は、定期検査時に、主蒸気安全弁設定値が表67-3に定める値であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表67-4の措置を講じる。</p>	<p>（主蒸気安全弁） 第60条 モード1、2及び3において※1、主蒸気安全弁は、表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 修繕第二課長は、定期検査時に、主蒸気安全弁設定値が表60-3に定める値であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>3. 発電第二課当直課長は、主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表60-4の措置を講じる。</p>	<p>（主蒸気安全弁） 第62条 モード1、2および3において※1、主蒸気安全弁は、表62-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) タービン修繕課長は、定期検査時に、主蒸気安全弁設定値が表62-3に定める値であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表62-4の措置を講じる。</p>																																								

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（ ）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																						
<p>※1：原子炉起動時のモード3から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p>	<p>※1：原子炉起動時のモード3から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p>	<p>※1：原子炉起動時のモード3から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p>																																							
<p>表67-1</p>	<p>表60-1</p>	<p>表62-1</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁※2</td> <td>蒸気発生器毎に表67-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の主蒸気安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p>	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表67-2で定める個数以上が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁※2</td> <td>蒸気発生器ごとに表60-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：主蒸気安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p>	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁※2	蒸気発生器ごとに表60-2で定める個数以上が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁※2</td> <td>蒸気発生器毎に表62-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：主蒸気安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p>	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表62-2で定める個数以上が動作可能であること																											
項目	運転上の制限																																								
主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表67-2で定める個数以上が動作可能であること																																								
項目	運転上の制限																																								
主蒸気安全弁※2	蒸気発生器ごとに表60-2で定める個数以上が動作可能であること																																								
項目	運転上の制限																																								
主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表62-2で定める個数以上が動作可能であること																																								
<p>表67-2</p>	<p>表60-2</p>	<p>表62-2</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>70%超で、かつ80%以下</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>55%超で、かつ70%以下</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>40%超で、かつ55%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>25%超で、かつ40%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>25%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉熱出力	個数	80%超	7個	70%超で、かつ80%以下	6個	55%超で、かつ70%以下	5個	40%超で、かつ55%以下	4個	25%超で、かつ40%以下	3個	25%以下	2個	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>60%超で、かつ80%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>40%超で、かつ60%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>40%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉熱出力	個数	80%超	5個	60%超で、かつ80%以下	4個	40%超で、かつ60%以下	3個	40%以下	2個	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>70%超で、かつ80%以下</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>55%超で、かつ70%以下</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>40%超で、かつ55%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>25%超で、かつ40%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>25%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉熱出力	個数	80%超	7個	70%超で、かつ80%以下	6個	55%超で、かつ70%以下	5個	40%超で、かつ55%以下	4個	25%超で、かつ40%以下	3個	25%以下	2個	
原子炉熱出力	個数																																								
80%超	7個																																								
70%超で、かつ80%以下	6個																																								
55%超で、かつ70%以下	5個																																								
40%超で、かつ55%以下	4個																																								
25%超で、かつ40%以下	3個																																								
25%以下	2個																																								
原子炉熱出力	個数																																								
80%超	5個																																								
60%超で、かつ80%以下	4個																																								
40%超で、かつ60%以下	3個																																								
40%以下	2個																																								
原子炉熱出力	個数																																								
80%超	7個																																								
70%超で、かつ80%以下	6個																																								
55%超で、かつ70%以下	5個																																								
40%超で、かつ55%以下	4個																																								
25%超で、かつ40%以下	3個																																								
25%以下	2個																																								
<p>表67-3</p>	<p>表60-3</p>	<p>表62-3</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設定値</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において7個のうち1個は8.17 MPa[gage]以下 他の1個は8.37 MPa[gage]以下 残り3個は8.57 MPa[gage]以下</td> <td>各蒸気発生器において5個のうち1個は、8.17 MPa[gage]以下 他の1個は、8.37 MPa[gage]以下 残り3個は、8.58 MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定値		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は8.17 MPa[gage]以下 他の1個は8.37 MPa[gage]以下 残り3個は8.57 MPa[gage]以下	各蒸気発生器において5個のうち1個は、8.17 MPa[gage]以下 他の1個は、8.37 MPa[gage]以下 残り3個は、8.58 MPa[gage]以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において5個のうち1個は、8.17 MPa[gage]以下 他の1個は、8.37 MPa[gage]以下 残り3個は、8.58 MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定値	主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は、8.17 MPa[gage]以下 他の1個は、8.37 MPa[gage]以下 残り3個は、8.58 MPa[gage]以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において7個のうち1個は7.48 MPa[gage]以下 他の1個は7.65 MPa[gage]以下 残り5個は7.85 MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定値	主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は7.48 MPa[gage]以下 他の1個は7.65 MPa[gage]以下 残り5個は7.85 MPa[gage]以下																							
項目		設定値																																							
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																							
主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は8.17 MPa[gage]以下 他の1個は8.37 MPa[gage]以下 残り3個は8.57 MPa[gage]以下	各蒸気発生器において5個のうち1個は、8.17 MPa[gage]以下 他の1個は、8.37 MPa[gage]以下 残り3個は、8.58 MPa[gage]以下																																							
項目	設定値																																								
主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は、8.17 MPa[gage]以下 他の1個は、8.37 MPa[gage]以下 残り3個は、8.58 MPa[gage]以下																																								
項目	設定値																																								
主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は7.48 MPa[gage]以下 他の1個は7.65 MPa[gage]以下 残り5個は7.85 MPa[gage]以下																																								
<p>表67-4</p>	<p>表60-4</p>	<p>表62-4</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、表67-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、表67-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、表60-2で定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、表60-2で定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、表62-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、表62-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間																					
条件	要求される措置	完了時間																																							
A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、表67-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間																																							
条件	要求される措置	完了時間																																							
A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、表60-2で定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間																																							
条件	要求される措置	完了時間																																							
A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、表62-2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間																																							

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)

(主蒸気隔離弁)

第68条 モード1、2および3において、主蒸気隔離弁は、表68-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 電気保修課長は、定期検査時に、主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電室長に通知する。

3. 当直課長は、主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表68-2の措置を講じる。

表68-1

項目	運転上の制限
主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2

※1：3号炉および4号炉の主蒸気隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。

※2：閉止状態にある主蒸気隔離弁については、運転上の制限を適用しない。

玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)

(主蒸気隔離弁)

第61条 モード1、2及び3において、主蒸気隔離弁は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 保修第二課長は、定期検査時に、主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。

3. 発電第二課当直課長は、主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-2の措置を講じる。

表61-1

項目	運転上の制限
主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2

※1：主蒸気隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。

※2：閉止状態にある主蒸気隔離弁については、運転上の制限を適用しない。

美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)

(主蒸気止弁)

第63条 モード1、2および3において、主蒸気止弁は、表63-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 主蒸気止弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 電気保修課長は、定期検査時に、主蒸気止弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電室長に通知する。

3. 当直課長は、主蒸気止弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-2の措置を講じる。

表63-1

項目	運転上の制限
主蒸気止弁※1	閉止可能であること※2

※1：主蒸気止弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。

※2：閉止状態にある主蒸気止弁については、運転上の制限を適用しない。

表68-2

条件	要求される措置	完了時間
A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間
C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直課長は、当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間に1回
D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード4にする。	24時間

表61-2

条件	要求される措置	完了時間
A. モード1及び2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間
C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止する。 及び C.2 発電第二課当直課長は、当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間に1回
D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード4にする。	24時間

表63-2

条件	要求される措置	完了時間
A. モード1および2において主蒸気止弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気止弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間
C. モード3で主蒸気止弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直課長は、当該主蒸気止弁を閉止する。 および C.2 当直課長は、当該主蒸気止弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間に1回
D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード4にする。	24時間

(主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁)

第69条 モード1、2および3において、主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁は、表69-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 計装保修課長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の主給水隔離弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。

(主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁)

第62条 モード1、2及び3において、主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁は、表62-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 発電第二課長は、定期検査時に、主給水隔離弁が閉止可能であることを確認する。

(主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁)

第64条 モード1、2および3において、主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁は、表64-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)

(2) 電気保修課長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の主給水隔離弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。

(3) 計装保修課長は、定期検査時に、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。

3. 当直課長は、主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表69-2の措置を講じる。

表69-1

項目	運転上の制限
主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1

※1：閉止または手動弁で隔離された状態にある主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁については、運転上の制限を適用しない。

玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)

(2) 保修第二課長は、定期検査時に、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。

3 発電第二課当直課長は、主給水隔離弁、主給水制御弁又は主給水バイパス制御弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表02-2の措置を講じる。

表62-1

項目	運転上の制限
主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1

※1：閉止又は手動弁で隔離された状態にある主給水隔離弁、主給水制御弁又は主給水バイパス制御弁については、運転上の制限を適用しない。

美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)

(1) 電気保修課長は、定期検査時に、主給水隔離弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。

(2) 計装保修課長は、定期検査時に、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。

3. 当直課長は、主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表64-2の措置を講じる。

表64-1

項目	運転上の制限
主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1

※1：閉止または手動弁で隔離された状態にある主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁については、運転上の制限を適用しない。

表69-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 主給水隔離弁1個以上が閉止不能である場合※2	A.1 当直課長は、当該主給水隔離弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該主給水隔離弁が閉止しているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	72時間
B. 主給水制御弁1個以上が閉止不能である場合※2	B.1 当直課長は、当該主給水制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該主給水制御弁が閉止しているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	72時間
C. 主給水バイパス制御弁1個以上が閉止不能である場合※2	C.1 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および C.2 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁が閉止しているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	72時間
D. 同じラインの2個の弁が閉止不能である場合	D.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。	8時間
E. 条件A、B、CまたはDの措置	E.1 当直課長は、モード3にする。	12時間
E.1 当直課長は、モード3にする。		12時間

表62-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 主給水隔離弁1個以上が閉止不能である場合※2	A.1 発電第二課当直課長は、当該主給水隔離弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および A.2 発電第二課当直課長は、当該主給水隔離弁が閉止しているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	72時間
B. 主給水制御弁1個以上が閉止不能である場合※2	B.1 発電第二課当直課長は、当該主給水制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および B.2 発電第二課当直課長は、当該主給水制御弁が閉止しているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	72時間
C. 主給水バイパス制御弁1個以上が閉止不能である場合※2	C.1 発電第二課当直課長は、当該主給水バイパス制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および C.2 発電第二課当直課長は、当該主給水バイパス制御弁が閉止しているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	72時間
D. 同じラインの2個の弁が閉止不能である場合	D.1 発電第二課当直課長は、当該ラインを隔離する。	8時間
E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了した時点で達成でき	E.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間

表64-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 主給水隔離弁1個以上が閉止不能である場合※2	A.1 当直課長は、当該主給水隔離弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該主給水隔離弁が閉止しているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	72時間
B. 主給水制御弁1個以上が閉止不能である場合※2	B.1 当直課長は、当該主給水制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該主給水制御弁が閉止しているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	72時間
C. 主給水バイパス制御弁1個以上が閉止不能である場合※2	C.1 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および C.2 当直課長は、当該主給水バイパス制御弁が閉止しているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	72時間
D. 同じラインの2個の弁が閉止不能である場合	D.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。	8時間
E. 条件A、B、CまたはDの措置	E.1 当直課長は、モード3にする。	12時間

差異の説明

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																				
<p>完了時間内に 達成できない場 合</p> <p>および E.2 当直課長は、モード4にす る。</p> <p>3 6時間</p> <p>※2：弁毎に個別の条件が適用される。</p>	<p>ない場合</p> <p>E.2 発電第二課当直課長は、モード 4にする。</p> <p>36時間</p> <p>※2：弁ごとに個別の条件が適用される。</p>	<p>完了時間内に達 成できない場合</p> <p>および E.2 当直課長は、モード4にす る。</p> <p>3 6時間</p> <p>※2：弁毎に個別の条件が適用される。</p>																																					
<p>(主蒸気逃がし弁) 第70条 モード1、2、3および4(蒸気発生器が熱 除去のために使用されている場合)において、主蒸気逃 がし弁は、表70-1で定める事項を運転上の制限とす る。 2. 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足 していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期検査時に、主蒸気逃がし弁が手 動で開弁できることを確認し、その結果を発電室長に通 知する。 3. 当直課長は、主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転上 の制限を満足していないと判断した場合、表70-2の 措置を講じる。</p> <p>表70-1</p> <table border="1" data-bbox="762 1480 813 2011"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁※1</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の主蒸気逃がし弁は、重大事故 等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の主蒸気逃がし弁が動作不能 時は、第90条(表90-9)の運転上の制限も確 認する。</p> <p>表70-2</p> <table border="1" data-bbox="991 1480 1262 2011"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が 開弁できない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし 弁を開弁できる状態に復旧 する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁2個以 上が開弁できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、開弁できない主 蒸気逃がし弁が1個以下にな るよう復旧する。</td> <td>2 4時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置 を完了時間内に達成で きない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4(蒸気 発生器が熱除去のために使用 されていない場合)にする。</td> <td>1 2時間 3 6時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁※1	手動での開弁ができること	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が 開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし 弁を開弁できる状態に復旧 する。	7日	B. 主蒸気逃がし弁2個以 上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主 蒸気逃がし弁が1個以下にな るよう復旧する。	2 4時間	C. 条件AまたはBの措置 を完了時間内に達成で きない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4(蒸気 発生器が熱除去のために使用 されていない場合)にする。	1 2時間 3 6時間	<p>(主蒸気逃がし弁) 第63条 モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去の ために使用されている場合)において、主蒸気逃がし弁 は、表63-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足 していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 保修第二課長は、定期検査時に、主蒸気逃がし弁が 手動で開弁できることを確認し、その結果を発電第二 課長に通知する。 3. 発電第二課当直課長は、主蒸気逃がし弁が第1項で定 める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 63-2の措置を講じる。</p> <p>表63-1</p> <table border="1" data-bbox="762 952 813 1480"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁※1</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第83条(表83- 9)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁※1	手動での開弁ができること	<p>(主蒸気逃がし弁) 第65条 モード1、2、3および4(蒸気発生器が 熱除去のために使用されている場合)において、主蒸 気逃がし弁は、表65-1で定める事項を運転上の制 限とする。 2. 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足 していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期検査時に、主蒸気逃がし弁 が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電 室長に通知する。 3. 当直課長は、主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転 上の制限を満足していないと判断した場合、表65- 2の措置を講じる。</p> <p>表65-1</p> <table border="1" data-bbox="762 161 813 952"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁※1</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ね る。 主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第85条(表8 5-9)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁※1	手動での開弁ができること	<p>【玄海ー美浜】 ④：記載の適正化 (美浜は、SA設備を兼 ねることを明示した。)</p>												
項目	運転上の制限																																						
主蒸気逃がし弁※1	手動での開弁ができること																																						
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 主蒸気逃がし弁1個が 開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし 弁を開弁できる状態に復旧 する。	7日																																					
B. 主蒸気逃がし弁2個以 上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主 蒸気逃がし弁が1個以下にな るよう復旧する。	2 4時間																																					
C. 条件AまたはBの措置 を完了時間内に達成で きない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4(蒸気 発生器が熱除去のために使用 されていない場合)にする。	1 2時間 3 6時間																																					
項目	運転上の制限																																						
主蒸気逃がし弁※1	手動での開弁ができること																																						
項目	運転上の制限																																						
主蒸気逃がし弁※1	手動での開弁ができること																																						
<p>表63-2</p> <table border="1" data-bbox="991 1480 1262 2011"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁 1個が開弁でき ない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該主蒸 気逃がし弁を開弁できる状態に 復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁 2個以上が開弁 できない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、開弁でき ない主蒸気逃がし弁が1個以下 になるよう復旧する。</td> <td>2 4時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBの 措置を完了時間 内に達成できな い場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、モード3 にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード4 (蒸気発生器が熱除去のために 使用されていない場合)にする。</td> <td>1 2時間 3 6時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁 1個が開弁でき ない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該主蒸 気逃がし弁を開弁できる状態に 復旧する。	7日	B. 主蒸気逃がし弁 2個以上が開弁 できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、開弁でき ない主蒸気逃がし弁が1個以下 になるよう復旧する。	2 4時間	C. 条件A又はBの 措置を完了時間 内に達成できな い場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3 にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード4 (蒸気発生器が熱除去のために 使用されていない場合)にする。	1 2時間 3 6時間	<p>表65-2</p> <table border="1" data-bbox="991 952 1262 1480"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が 開弁できない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし 弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁2個以 上が開弁できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、開弁できない主蒸 気逃がし弁が1個以下になるよう に復旧する。</td> <td>2 4時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置 を完了時間内に達成で きない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4(蒸気発 生器が熱除去のために使用され ていない場合)にする。</td> <td>1 2時間 3 6時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が 開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし 弁を開弁できる状態に復旧する。	7日	B. 主蒸気逃がし弁2個以 上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸 気逃がし弁が1個以下になるよう に復旧する。	2 4時間	C. 条件AまたはBの措置 を完了時間内に達成で きない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4(蒸気発 生器が熱除去のために使用され ていない場合)にする。	1 2時間 3 6時間	<p>表65-2</p> <table border="1" data-bbox="991 161 1262 952"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が 開弁できない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし 弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁2個以 上が開弁できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、開弁できない主蒸 気逃がし弁が1個以下になるよう に復旧する。</td> <td>2 4時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置 を完了時間内に達成で きない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4(蒸気発 生器が熱除去のために使用され ていない場合)にする。</td> <td>1 2時間 3 6時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が 開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし 弁を開弁できる状態に復旧する。	7日	B. 主蒸気逃がし弁2個以 上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸 気逃がし弁が1個以下になるよう に復旧する。	2 4時間	C. 条件AまたはBの措置 を完了時間内に達成で きない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4(蒸気発 生器が熱除去のために使用され ていない場合)にする。	1 2時間 3 6時間	<p>(補助給水系) 第66条 モード1、2、3および4(蒸気発生器が熱 除去のために使用されている場合)において、補助給水 系は、表66-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足してい</p>
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 主蒸気逃がし弁 1個が開弁でき ない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該主蒸 気逃がし弁を開弁できる状態に 復旧する。	7日																																					
B. 主蒸気逃がし弁 2個以上が開弁 できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、開弁でき ない主蒸気逃がし弁が1個以下 になるよう復旧する。	2 4時間																																					
C. 条件A又はBの 措置を完了時間 内に達成できな い場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3 にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード4 (蒸気発生器が熱除去のために 使用されていない場合)にする。	1 2時間 3 6時間																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 主蒸気逃がし弁1個が 開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし 弁を開弁できる状態に復旧する。	7日																																					
B. 主蒸気逃がし弁2個以 上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸 気逃がし弁が1個以下になるよう に復旧する。	2 4時間																																					
C. 条件AまたはBの措置 を完了時間内に達成で きない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4(蒸気発 生器が熱除去のために使用され ていない場合)にする。	1 2時間 3 6時間																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 主蒸気逃がし弁1個が 開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし 弁を開弁できる状態に復旧する。	7日																																					
B. 主蒸気逃がし弁2個以 上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸 気逃がし弁が1個以下になるよう に復旧する。	2 4時間																																					
C. 条件AまたはBの措置 を完了時間内に達成で きない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4(蒸気発 生器が熱除去のために使用され ていない場合)にする。	1 2時間 3 6時間																																					
<p>(補助給水系) 第71条 モード1、2、3および4(蒸気発生器が熱 除去のために使用されている場合)において、補助給水 系は、表71-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足してい</p>	<p>(補助給水系) 第64条 モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去の ために使用されている場合)において、補助給水系は、 表64-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足してい</p>	<p>(補助給水系) 第66条 モード1、2、3および4(蒸気発生器が熱 除去のために使用されている場合)において、補助給水 系は、表66-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足してい</p>																																					

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)－玄海(既認可)－美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>ことを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、3号炉および4号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表71-2に定める事項を確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。ただし、タービン動補助給水ポンプについては、起動弁が動作することを確認する。</p>	<p>ことを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電第二課長は、定期検査時に、タービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表64-2で定める事項を確認する。</p> <p>(3) 保修第二課長は、定期検査時に、電動補助給水ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。</p> <p>(4) 発電第二課長は、定期検査時に、タービン動補助給水ポンプの起動弁が、模擬信号により動作することを確認する。</p>	<p>ことを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、タービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。ただし、タービン動補助給水ポンプについては、起動弁が動作することを確認する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ③：運用の差異</p>
<p>(5) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(6) 発電室長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表71-3に定める事項を確認する。</p> <p>(7) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の電動補助給水ポンプならびに1号炉および2号炉については2台、3号炉および4号炉については1台のタービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 当直課長は、モード4(蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合)において、1ヶ月に1回、1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-4の措置を講じる。</p>	<p>(5) 発電第二課長は、定期検査時に、電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭及び漏えいがないこと、及び表64-3で定める事項を確認する。</p> <p>(6) 発電第二課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、2台の電動補助給水ポンプ及び1台のタービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電第二課当直課長は、モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、1か月に1回、1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表64-4の措置を講じる。</p>	<p>(4) 発電室長は、定期検査時に、電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の電動補助給水ポンプおよび1台のタービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(6) 当直課長は、モード4(蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合)において、1ヶ月に1回、1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-2の措置を講じる。</p>	<p>【玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>
<p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。なお、モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることを確認し、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。(以下、本条において同じ)</p>	<p>※1：モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることを確認し、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。(以下、本条において同じ)。</p>	<p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。なお、モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることを確認し、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。(以下、本条において同じ)。</p>	<p>【玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																												
<p>表 7 1 - 1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水系</td> <td>(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる2系統が動作可能であること※2 (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水系※3</td> <td>(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※2 (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：3号炉および4号炉の補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の補助給水系が動作不能時は、第90条（表90-8）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。</p>	項目	運転上の制限	補助給水系	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる2系統が動作可能であること※2 (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること	項目	運転上の制限	補助給水系※3	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※2 (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること	<p>表 6 4 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水系※2</td> <td>(1) モード1、2及び3において、電動補助給水ポンプによる2系統及びタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※3 (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：補助給水系が動作不能時は、第83条（表83-8）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。</p> <p>※4：補助給水ポンプの吐出弁検査を行う場合、2時間限り、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	補助給水系※2	(1) モード1、2及び3において、電動補助給水ポンプによる2系統及びタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※3 (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること	<p>表 6 6 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水系※2</td> <td>(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※3 (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 補助給水系が動作不能時は、第85条（表85-8）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。</p>	項目	運転上の制限	補助給水系※2	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※3 (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること	<p>【玄海－美浜】 ④：記載の適正化 （美浜は、SA設備を兼ねることを明示した。）</p> <p>【玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>												
項目	運転上の制限																														
補助給水系	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる2系統が動作可能であること※2 (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること																														
項目	運転上の制限																														
補助給水系※3	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※2 (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること																														
項目	運転上の制限																														
補助給水系※2	(1) モード1、2及び3において、電動補助給水ポンプによる2系統及びタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※3 (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること																														
項目	運転上の制限																														
補助給水系※2	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※3 (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること																														
<p>表 7 1 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>テストラインにおける流量が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 7 1 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>テストラインにおける流量が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける流量が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	項目	確認事項	電動補助給水ポンプ	テストラインにおける流量が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	<p>表 6 4 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>テストラインにおける流量が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 6 4 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>テストラインにおける流量が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける流量が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	項目	確認事項	電動補助給水ポンプ	テストラインにおける流量が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	<p>表 6 6 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの	10日	<p>表 6 6 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの	10日
項目	確認事項																														
タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける流量が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。																														
項目	確認事項																														
電動補助給水ポンプ	テストラインにおける流量が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。																														
項目	確認事項																														
タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける流量が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。																														
項目	確認事項																														
電動補助給水ポンプ	テストラインにおける流量が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。																														
条件	要求される措置	完了時間																													
A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの	10日																													
条件	要求される措置	完了時間																													
A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの	10日																													
<p>表 7 1 - 4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、1号炉</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、1号炉	10日	<p>表 6 4 - 4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1、2及び3において、補助給水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、残りの</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1、2及び3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、残りの	10日	<p>表 6 6 - 4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの	10日	<p>表 6 6 - 4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの	10日				
条件	要求される措置	完了時間																													
A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、1号炉	10日																													
条件	要求される措置	完了時間																													
A. モード1、2及び3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、残りの	10日																													
条件	要求される措置	完了時間																													
A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの	10日																													
条件	要求される措置	完了時間																													
A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの	10日																													

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>および2号炉について は残りの3系統、 3号炉および4号炉 については残りの2 系統のポンプを起動 し、動作可能である ことを確認する。</p> <p>B. 条件Aの措置を完了 した時間内に達成でき ない場合 または モード1、2および3 において補助給水系 2系統以上が動作 不能である場合</p> <p>C. モード4（蒸気発生 器が熱除去のために使 用されている場合）に おいて電動補助給水 ポンプによる補助給水 の全てが動作不能 である場合</p> <p>その後の8時間 に1回</p> <p>12時間</p> <p>36時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>2系統のポンプを起動し、動作 可能であることを確認する。</p> <p>B.1 発電第二課当直課長は、モード 3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード 4にする。</p> <p>C.1 発電第二課当直課長は、電動補 助給水ポンプによる補助給水 系1系統を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。 又は C.2 発電第二課当直課長は、余熱除 去系1系統以上による熱除去 のための動作を開始する。</p> <p>その後の8時間 に1回</p> <p>12時間</p> <p>36時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>2系統のポンプ を起動し、動作可 能であることを 確認する。</p> <p>B.1 当直課長は、モード 3にする。 および B.2 当直課長は、モード 4にする。</p> <p>C.1 当直課長は、電動補 助給水ポンプによる 補助給水系1系統を 動作可能な状態に復 旧する措置を開始す る。 または C.2 当直課長は、余熱除 去系1系統以上によ る熱除去のための操 作を開始する。</p> <p>その後の8 時間に1回</p> <p>12時間</p> <p>36時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	
<p>（復水タンク）</p> <p>第72条 モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱 除去のため使用されている場合）において、復水タンク ※1は、表72-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 復水タンクが前項で定める運転上の制限を満足してい ることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2、3および4（蒸気発生 器が熱除去のため使用されている場合）において、1 日に1回、復水タンク水量を確認する。 3. 当直課長は、復水タンクが第1項で定める運転上の制 限を満足していないと判断した場合、表72-2の措置 を講じる。</p> <p>表72-1 1. 1号炉および2号炉</p> <p>項 目 運転上の制限</p>	<p>（復水タンク）</p> <p>第65条 モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去の ために使用されている場合）において、復水タンク※1は、 表65-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 復水タンクが前項で定める運転上の制限を満足して いることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電第二課当直課長は、モード1、2、3及び4（蒸 気発生器が熱除去のために使用されている場合）にお いて、1日に1回、復水タンク水量を確認する。 3. 発電第二課当直課長は、復水タンクが第1項で定める 運転上の制限を満足していないと判断した場合、表65- 2の措置を講じる。</p> <p>表65-1 ※1：3号炉については復水タンク、4号炉については復 水ピットをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>（復水タンク）</p> <p>第67条 モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱 除去のため使用されている場合）において、復水タンク は、表67-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 復水タンクが前項で定める運転上の制限を満足してい ることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2、3および4（蒸気発生 器が熱除去のため使用されている場合）において、1 日に1回、復水タンク水量を確認する。 3. 当直課長は、復水タンクが第1項で定める運転上の制 限を満足していないと判断した場合、表67-2の措置 を講じる。</p> <p>表67-1</p>	<p>【大飯・玄海-美浜】 ①：従前からの発電所固 有の差異 （美浜は、シングルブラ ントのため、復水タンク の呼称に対する注記不 要。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）

復水タンク水量（有効水量）	735 m ³ 以上であること
---------------	----------------------------

2. 3号炉および4号炉

項目	運転上の制限
復水タンク水量（有効水量）※2	730 m ³ 以上であること

※2：3号炉および4号炉の復水ピットは、重大事故等対応設備を兼ねる。
 3号炉または4号炉の復水ピット水量（有効水量）を確認する場合は、第90条（表90-14）の運転上の制限も確認する。

表72-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンク等の水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	4時間 その後の12時間に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されない場合）にする。	7日 12時間 36時間

（原子炉補機冷却水系）
 第73条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却水系は、表73-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2. 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。
- 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉については放射線機器冷却水ポンプおよび非放射性機器冷却水ポンプ、3号炉および4号炉については原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却水系自動動作弁が正しい位置に動作することを確認する。

玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）

項目	運転上の制限
復水タンク水量（有効水量）※2	690m ³ 以上であること

※2：復水タンク水量（有効水量）を確認する場合は、第83条（表83-14）の運転上の制限も確認する。

表65-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、代替水源である2次系純水タンク等の水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 発電第二課当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	4時間 その後の12時間に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 および B.2 発電第二課当直課長は、モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されない場合）にする。	7日 12時間 36時間

（原子炉補機冷却水系）
 第66条 モード1、2、3及び4において、原子炉補機冷却水系は、表66-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2. 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- 発電第二課当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。
- 発電室長は、定期検査時に、原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。
- 発電第二課長は、定期検査時に、原子炉補機冷却水系自動動作弁が模擬信号により正しい位置に動作することを確認する。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）

項目	運転上の制限
復水タンク水量（有効水量）※1	480 m ³ 以上であること

※1：復水タンク水量は、重大事故等対応設備を兼ねる。
 復水タンク水量（有効水量）を確認する場合は、第85条（表85-14）の運転上の制限も確認する。

表67-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンク等の水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	4時間 その後の12時間に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されない場合）にする。	7日 12時間 36時間

（原子炉補機冷却水系）
 第68条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却水系は、表68-1で定める事項を運転上の制限とする。
 2. 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。
- 発電室長は、定期検査時に、1次系冷却水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却水系自動動作弁が正しい位置に動作することを確認する。

差異の説明

【玄海－美浜】
 ④：記載の適正化（美浜は、SA設備を兼ねることを明示した。）

【玄海－美浜】
 ③：運用の差異

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																														
<p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1号炉および2号炉については放射性機器冷却水ポンプ、非放射性機器冷却水ポンプ、放射性機器冷却水ポンプ、非放射性機器冷却水ポンプ、3号炉および4号炉については原子炉補機冷却水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表73-2の措置を講じる。</p> <p>表73-1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系</td> <td>(1) 放射性機器冷却水系2系統が動作可能であること (2) 非放射性機器冷却水系2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系^{※1}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の原子炉補機冷却水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の原子炉補機冷却水系が動作不能時は、第90条(表90-7)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表73-2</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 放射性機器冷却水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※2}。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間 に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 非放射性機器冷却水系1系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間 に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉補機冷却</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作</td> <td>完了時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却水系	(1) 放射性機器冷却水系2系統が動作可能であること (2) 非放射性機器冷却水系2系統が動作可能であること	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 放射性機器冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※2} 。	10日 4時間 その後の8時間 に1回	B. 非放射性機器冷却水系1系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間 に1回	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却	A.1 当直課長は、当該系統を動作	完了時間	<p>(4) 発電第二課当直課長は、モード1、2、3及び4において、原子炉補機冷却水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-2の措置を講じる。</p> <p>表66-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系^{※1}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補機冷却水系(A及びB)原子炉補機冷却水ポンプが動作不能時は、第83条(表83-7)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表66-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉補機冷却水</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該系</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却水	A.1 発電第二課当直課長は、当該系	10日	<p>美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1次系冷却水ポンプまたは1次系冷却水クーラの切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表68-2の措置を講じる。</p> <p>表68-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系^{※1}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補機冷却水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 原子炉補機冷却水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表68-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉補機冷却</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作</td> <td>完了時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却	A.1 当直課長は、当該系統を動作	完了時間	<p>【玄海ー美浜】 ④：記載の適正化 (美浜は、SA設備を兼ねることを明示した。)</p>
項目	運転上の制限																																																
原子炉補機冷却水系	(1) 放射性機器冷却水系2系統が動作可能であること (2) 非放射性機器冷却水系2系統が動作可能であること																																																
項目	運転上の制限																																																
原子炉補機冷却水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること																																																
条件	要求される措置	完了時間																																															
A. 放射性機器冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※2} 。	10日 4時間 その後の8時間 に1回																																															
B. 非放射性機器冷却水系1系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間 に1回																																															
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																															
条件	要求される措置	完了時間																																															
A. 原子炉補機冷却	A.1 当直課長は、当該系統を動作	完了時間																																															
項目	運転上の制限																																																
原子炉補機冷却水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること																																																
条件	要求される措置	完了時間																																															
A. 原子炉補機冷却水	A.1 発電第二課当直課長は、当該系	10日																																															
項目	運転上の制限																																																
原子炉補機冷却水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること																																																
条件	要求される措置	完了時間																																															
A. 原子炉補機冷却	A.1 当直課長は、当該系統を動作	完了時間																																															

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明												
<p>水系1系統が動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 B. 条件Aの措置を完了した後に、12時間経過するまで、56時間経過するまで、動作可能であることを確認する。</p> <p>※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>水系1系統が動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p> <p>※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>水系1系統が動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>													
<p>（原子炉補機冷却海水系） 第74条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却海水系は、表74-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 発電室長は、定期検査時に、海水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。 (3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水系の冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3. 当直課長は、原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表74-1の措置を講じる。</p> <p>表74-1</p> <table border="1" data-bbox="1337 1507 1385 2011"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系^{※1}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉のA原子炉補機冷却海水系は、重大事故等対応設備を兼ねる。</p>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること	<p>（原子炉補機冷却海水系） 第67条 モード1、2、3及び4において、原子炉補機冷却海水系は、表67-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電第二課当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 修繕第二課長は、定期検査時に、海水ポンプが模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (3) 発電第二課長は、定期検査時に、原子炉補機冷却海水系自動作動弁が模擬信号により正しい位置に作動することを確認する。 (4) 発電第二課当直課長は、モード1、2、3及び4において、海水ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3. 発電第二課当直課長は、原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表67-2の措置を講じる。</p> <p>表67-1</p> <table border="1" data-bbox="1337 978 1385 1480"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系^{※1}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補機冷却海水系（A及びB海水ポンプ）が動作不能時は、第83条（表83-7）の運転上の制限</p>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること	<p>（原子炉補機冷却海水系） 第69条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却海水系は、表69-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 発電室長は、定期検査時に、海水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。 (3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、海水ポンプまたは1次系冷却水クローラの切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3. 当直課長は、原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表69-2の措置を講じる。</p> <p>表69-1</p> <table border="1" data-bbox="1337 488 1385 952"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系^{※1}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補機冷却海水系は、重大事故等対応設備を兼ねる。</p>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること	<p>【玄海－美浜】 ③：運用の差異</p>
項目	運転上の制限														
原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること														
項目	運転上の制限														
原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること														
項目	運転上の制限														
原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること														
<p>（原子炉補機冷却海水系） 第74条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却海水系は、表74-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 発電室長は、定期検査時に、海水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。 (3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水系の冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3. 当直課長は、原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表74-1の措置を講じる。</p> <p>表74-1</p> <table border="1" data-bbox="1337 1507 1385 2011"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系^{※1}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉のA原子炉補機冷却海水系は、重大事故等対応設備を兼ねる。</p>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること	<p>（原子炉補機冷却海水系） 第67条 モード1、2、3及び4において、原子炉補機冷却海水系は、表67-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電第二課当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 修繕第二課長は、定期検査時に、海水ポンプが模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (3) 発電第二課長は、定期検査時に、原子炉補機冷却海水系自動作動弁が模擬信号により正しい位置に作動することを確認する。 (4) 発電第二課当直課長は、モード1、2、3及び4において、海水ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3. 発電第二課当直課長は、原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表67-2の措置を講じる。</p> <p>表67-1</p> <table border="1" data-bbox="1337 978 1385 1480"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系^{※1}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補機冷却海水系（A及びB海水ポンプ）が動作不能時は、第83条（表83-7）の運転上の制限</p>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること	<p>（原子炉補機冷却海水系） 第69条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却海水系は、表69-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 発電室長は、定期検査時に、海水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。 (3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、海水ポンプまたは1次系冷却水クローラの切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3. 当直課長は、原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表69-2の措置を講じる。</p> <p>表69-1</p> <table border="1" data-bbox="1337 488 1385 952"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系^{※1}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補機冷却海水系は、重大事故等対応設備を兼ねる。</p>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること	<p>【玄海－美浜】 ④：記載の適正化</p>
項目	運転上の制限														
原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること														
項目	運転上の制限														
原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること														
項目	運転上の制限														
原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること														

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（ ）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）

3号炉または4号炉のA原子炉補機冷却海水系が動作不能時は、第90条（表90-7）の運転上の制限も確認する。

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する*2。	10日 4時間 その後の8時間に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）

も確認する。

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する*2。	10日 4時間 その後の8時間に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）

原子炉補機冷却海水系が動作不能時は、第85条（表85-7）の運転上の制限も確認する。

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する*2。	10日 4時間 その後の8時間に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

（制御用空気系）

第75条 3号炉および4号炉について、モード1、2、3および4において、制御用空気系は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 (1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、制御用空気圧力を確認する。

3. 当直課長は、制御用空気系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-3の措置を講じる。

項目	運転上の制限
制御用空気系	制御用空気圧力が表75-2で定める制限値内にあること

項目	制限値
制御用空気圧力（母管圧力）	0.60 MPa(gauge)以上

条件	要求される措置	完了時間
A. 制御用空気圧力が表75-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	1時間
B. 条件Aの措置を完了時間	B.1 当直課長は、モード3	12時間

（制御用空気系）

第68条 モード1、2、3及び4において、制御用空気系は、表68-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 (1) 発電第二課当直課長は、モード1、2、3及び4において、1日に1回、制御用空気圧力を確認する。

3. 発電第二課当直課長は、制御用空気系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表68-1の措置を講じる。

項目	運転上の制限
制御用空気系	制御用空気圧力が表68-2で定める制限値内にあること

項目	制限値
制御用空気圧力	0.53MPa(gauge)以上

条件	要求される措置	完了時間
A. 制御用空気圧力が表68-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	1時間
B. 条件Aの措置を完了時	B.1 発電第二課当直課長は、モ	12時間

（制御用空気系）

第70条 モード1、2、3および4において、制御用空気系は、表70-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 (1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、制御用空気圧力を確認する。

3. 当直課長は、制御用空気系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表70-3の措置を講じる。

項目	運転上の制限
制御用空気系	制御用空気圧力が表70-2で定める制限値内にあること

項目	制限値
制御用空気圧力（母管圧力）	0.59 MPa(gauge)以上

条件	要求される措置	完了時間
A. 制御用空気圧力が表70-2で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。	1時間

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する*2。	10日 4時間 その後の8時間に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する*2。	10日 4時間 その後の8時間に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する*2。	10日 4時間 その後の8時間に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																		
<p>内に運放できない場合 および B.2 当直課長は、モード5 5.6時間 にする。</p> <p>(中央制御室非常用循環系) 第76条 モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表76-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環系が模倣信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、中央制御室あたり2台以上の中央制御室非常用循環ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表76-3の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p> <p>表76-1</p> <table border="1" data-bbox="1157 1507 1230 2009"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環系^{※2}</td> <td>中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること</td> </tr> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の中央制御室非常用循環系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第90条(表90-17)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表76-2</p> <table border="1" data-bbox="1422 1507 1447 2009"> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> </table>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 ^{※2}	中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること	項目	よう素除去効率(総合除去効率)	<p>間内に運放できない場合 および B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p> <p>(中央制御室非常用循環系) 第69条 モード1、2、3、4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表69-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修第二課長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環系が模倣信号により起動すること、及び自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(2) 発電第二課長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環系が模倣信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、モード1、2、3、4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1か月に1回、中央制御室あたり2台以上の中央制御室非常用循環ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 発電第二課長は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表69-3の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、保修第二課長に通知する。通知を受けた保修第二課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p> <p>表69-1</p> <table border="1" data-bbox="1157 978 1230 1480"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環系^{※2}</td> <td>中央制御室あたり2系統が動作可能であること</td> </tr> </table> <p>※2：中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第83条(表83-17)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表69-2</p> <table border="1" data-bbox="1422 978 1447 1480"> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> </table>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 ^{※2}	中央制御室あたり2系統が動作可能であること	項目	よう素除去効率(総合除去効率)	<p>B. 条件Aの措置を完了した 時間内に運放できない場合 および B.2 当直課長は、モード3にする。 1.2時間 B.2 当直課長は、モード5にする。 5.6時間</p> <p>(中央制御室非常用循環系) 第71条 モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表71-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環系が模倣信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、2台の中央制御室非常用循環ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-3の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p> <p>表71-1</p> <table border="1" data-bbox="1157 450 1230 952"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環系^{※2}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </table> <p>※2：中央制御室非常用循環系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第85条(表85-17)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表71-2</p> <table border="1" data-bbox="1422 450 1447 952"> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> </table>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 ^{※2}	2系統が動作可能であること	項目	よう素除去効率(総合除去効率)	<p>【大飯・玄海-美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、シングルプラントのため、中央制御室あたりの台数記載は不要。)</p> <p>【玄海-美浜】 ④：記載の適正化 (美浜は、SA設備を兼ねることを明示した。)</p>
項目	運転上の制限																				
中央制御室非常用循環系 ^{※2}	中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること																				
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																				
項目	運転上の制限																				
中央制御室非常用循環系 ^{※2}	中央制御室あたり2系統が動作可能であること																				
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																				
項目	運転上の制限																				
中央制御室非常用循環系 ^{※2}	2系統が動作可能であること																				
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																				

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)		差異の説明																																													
中央制御室非常用循環フィルタ	95%以上	中央制御室非常用循環フィルタ	95%以上	中央制御室非常用循環フィルタ	95%以上																																														
<p>表76-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>B. 中央制御室非常用循環系全ての系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にす および AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中に、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する*。 またBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>		条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	B. 中央制御室非常用循環系全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にす および AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間	D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中に、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する*。 またBの措置を完了時間内に達成できない場合	56時間	<p>表69-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>B. 中央制御室非常用循環系全ての系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>C. モード1、2、3及び4において、条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中に、条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 保守第二課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する*。 またBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>		条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合	A.1 発電第二課当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の1系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	B. 中央制御室非常用循環系全ての系統が動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	C. モード1、2、3及び4において、条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間	D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中に、条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 保守第二課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する*。 またBの措置を完了時間内に達成できない場合	56時間	<p>表71-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>B. 中央制御室非常用循環系全ての系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にす および AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中に、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する*。 またBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>		条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	B. 中央制御室非常用循環系全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にす および AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間	D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中に、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する*。 またBの措置を完了時間内に達成できない場合	56時間	<p>【玄海一美浜】 ③：運用の差異</p>
条件	要求される措置	完了時間																																																	
A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	30日																																																	
B. 中央制御室非常用循環系全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																																																	
C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にす および AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間																																																	
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中に、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する*。 またBの措置を完了時間内に達成できない場合	56時間																																																	
条件	要求される措置	完了時間																																																	
A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合	A.1 発電第二課当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の1系統を動作可能な状態に復旧する。	30日																																																	
B. 中央制御室非常用循環系全ての系統が動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																																																	
C. モード1、2、3及び4において、条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間																																																	
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中に、条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 保守第二課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する*。 またBの措置を完了時間内に達成できない場合	56時間																																																	
条件	要求される措置	完了時間																																																	
A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	30日																																																	
B. 中央制御室非常用循環系全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																																																	
C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にす および AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間																																																	
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中に、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する*。 またBの措置を完了時間内に達成できない場合	56時間																																																	
<p>(安全補機室空気浄化系) 第77条 モード1、2、3および4において、安全補機室空気浄化系は、表77-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 原子炉係修課長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の補助建屋 EL 4.9 m および 11.3 m よう素除去排気フィルタおよび補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表77-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の補助建屋 EL 4.9 m および 11.3 m よう素除去排気ファンおよび補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気ファンが模倣信号により起動することを確認すること、および自動動作ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 (3) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の補助建屋 EL 4.9 m および 11.3 m よう素除去排気ファン</p>		<p>(安全補機室空気浄化系) 第72条 モード1、2、3および4において、安全補機室空気浄化系は、表72-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 原子炉係修課長は、定期検査時に、補助建屋よう素除去排気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表72-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) 発電室長は、定期検査時に、補助建屋よう素除去排気ファンが模倣信号により起動することを確認すること、および自動動作ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 (3) 発電室長は、定期検査時に、補助建屋よう素除去排気ファンを起動させ、異音がないことを確認する。</p>																																																	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																		
<p>アンおよび補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気ファンを起動させ、異音がないことを確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンを起動させ、安全補機室内の圧力が1.0分以内を負圧になることを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については2台の補助建屋 EL 4.9 m および11.3 m よう素除去排気ファンおよび2台の補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表77-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(4) 発電第二課長は、定期検査時に、安全補機室空気浄化ファンを起動させ、異常な振動、異音がないこと、及び安全補機室内の圧力が10分以内を負圧になることを確認する。</p> <p>(5) 発電第二課長は、モード1、2、3及び4において、1か月に1回、2台の安全補機室空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3 発電第二課長は、安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表70-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2台の補助建屋よう素除去排気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>																		
<p>表77-1 1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="790 1507 906 2011"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 補助建屋 EL 4.9 m および11.3 m よう素除去排気系2系統が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気系2系統が動作可能であること</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1" data-bbox="927 1507 979 2011"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	(1) 補助建屋 EL 4.9 m および11.3 m よう素除去排気系2系統が動作可能であること		(2) 補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気系2系統が動作可能であること		項目	運転上の制限	安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること	<p>表70-1</p> <table border="1" data-bbox="790 978 906 1480"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること	<p>表72-1</p> <table border="1" data-bbox="790 443 906 952"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること	
項目	運転上の制限																				
(1) 補助建屋 EL 4.9 m および11.3 m よう素除去排気系2系統が動作可能であること																					
(2) 補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気系2系統が動作可能であること																					
項目	運転上の制限																				
安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること																				
項目	運転上の制限																				
安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること																				
項目	運転上の制限																				
安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること																				
<p>表77-2</p> <table border="1" data-bbox="1054 1507 1171 2011"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助建屋 EL 4.9 m および11.3 m よう素除去排気ファン</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気ファン</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	補助建屋 EL 4.9 m および11.3 m よう素除去排気ファン	95%以上	補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気ファン	95%以上	<p>表70-2</p> <table border="1" data-bbox="1054 978 1171 1480"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全補機室空気浄化系ファン</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	安全補機室空気浄化系ファン	95%以上	<p>表72-2</p> <table border="1" data-bbox="1054 443 1171 952"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助建屋よう素除去排気ファン</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	補助建屋よう素除去排気ファン	95%以上					
項目	よう素除去効率（総合除去効率）																				
補助建屋 EL 4.9 m および11.3 m よう素除去排気ファン	95%以上																				
補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気ファン	95%以上																				
項目	よう素除去効率（総合除去効率）																				
安全補機室空気浄化系ファン	95%以上																				
項目	よう素除去効率（総合除去効率）																				
補助建屋よう素除去排気ファン	95%以上																				
<p>表77-3 1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1249 1507 1460 2011"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 補助建屋 EL 4.9 m および11.3 m よう素除去排気系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 A.2 当直課長は、残りのシステムのファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間 1回</td> </tr> <tr> <td>B. 補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気系1</td> <td>B.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 補助建屋 EL 4.9 m および11.3 m よう素除去排気系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 A.2 当直課長は、残りのシステムのファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間 1回	B. 補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気系1	B.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日	<p>表70-3</p>	<p>表72-3</p>										
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 補助建屋 EL 4.9 m および11.3 m よう素除去排気系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 A.2 当直課長は、残りのシステムのファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間 1回																			
B. 補助建屋 EL 23.8 m よう素除去排気系1	B.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日																			

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)		差異の説明	
<p>系統が動作不能である場合</p> <p>C. 補助屋簷瓦 4.9 m および 11.3 m 以上の系統が動作不能である場合</p> <p>D. 補助屋簷瓦 23.8 m 以上の系統が動作不能である場合</p> <p>E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了する時間内に達成できない場合</p>	<p>および</p> <p>B.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>C.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>および</p> <p>C.2 当直課長は、安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。</p> <p>D.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>および</p> <p>D.2 当直課長は、安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。</p> <p>E.1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>E.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>4時間 その後の8時間 間に1回</p> <p>7.2時間</p> <p>2.4時間 その後の1日 間に1回</p> <p>7.2時間</p> <p>2.4時間 その後の1日 間に1回</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>および</p> <p>B.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>C.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>および</p> <p>C.2 当直課長は、安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。</p> <p>D.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>および</p> <p>D.2 当直課長は、安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。</p> <p>E.1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>E.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>10日</p> <p>4時間 その後の8時間 間に1回</p> <p>7.2時間</p> <p>2.4時間 その後の1日 間に1回</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>および</p> <p>B.2 当直課長は、安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>完了時間</p> <p>10日</p> <p>4時間 その後の8時間 間に1回</p> <p>7.2時間</p> <p>2.4時間 その後の1日 間に1回</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>差異の説明</p>
<p>表77-3(続き)</p> <p>2. 3号炉および4号炉</p>							
<p>安全補機室空気が浄化系1系統が動作不能である場合</p> <p>安全補機室空気が浄化系全ての系統が動作不能である場合</p> <p>安全補機室空気が浄化系全ての系統が動作不能である場合</p> <p>条件AまたはBの措置を完了する時間内に達成できない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>および</p> <p>B.2 当直課長は、安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>10日</p> <p>4時間 その後の8時間 間に1回</p> <p>7.2時間</p> <p>2.4時間 その後の1日 間に1回</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>および</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>B.1 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>および</p> <p>B.2 発電第二課当直課長は、安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。</p> <p>C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p>	<p>完了時間</p> <p>10日</p> <p>4時間 その後の8時間 間に1回</p> <p>7.2時間</p> <p>2.4時間 その後の1日 間に1回</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>および</p> <p>B.2 当直課長は、安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>完了時間</p> <p>10日</p> <p>4時間 その後の8時間 間に1回</p> <p>7.2時間</p> <p>2.4時間 その後の1日 間に1回</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>安全補機室空気が浄化系1系統が動作不能である場合</p> <p>安全補機室空気が浄化系全ての系統が動作不能である場合</p> <p>条件AまたはBの措置を完了する時間内に達成できない場合</p>
<p>(外部電源(1号炉および2号炉)ーモード1、2、3および4ー)</p> <p>第78条 1号炉および2号炉について、モード1、2、3および4において、外部電源^{※1}は、表78-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足している</p>							
<p>~規定なし~</p>				<p>~規定なし~</p>			<p>【大飯ー美浜】</p> <p>②：上流文章の差異 (美浜は、第1編で3号炉のみであり、第73条に外部電源を規定していない。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																			
<p>ことを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1週間に1回、非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源2系列以上の電圧が確立していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表78-2の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統または主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を第84条および第85条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう(以下、各条において同じ)。</p> <p>表78-1</p> <table border="1" data-bbox="654 1500 702 2004"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>2系列^{※2}以上が動作可能であること^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の系列数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数と主発電機数の合計数とする(以下、各条において同じ)。</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表78-2</p> <table border="1" data-bbox="893 1500 1444 2004"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な外部電源が1系列である場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間 その後の1日に1回 10日</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な外部電源が1系列である場合およびディーゼル発電機1基が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1系列またはディーゼル発電機1基を復旧する。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>C. 全ての外部電源が動作不能である場合</td> <td>C.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	外部電源	2系列 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3}	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な外部電源が1系列である場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 10日	B. 動作可能な外部電源が1系列である場合およびディーゼル発電機1基が動作不能である場合	B.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1系列またはディーゼル発電機1基を復旧する。	12時間	C. 全ての外部電源が動作不能である場合	C.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	24時間	D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
項目	運転上の制限																					
外部電源	2系列 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3}																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 動作可能な外部電源が1系列である場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	4時間 その後の1日に1回 10日																				
B. 動作可能な外部電源が1系列である場合およびディーゼル発電機1基が動作不能である場合	B.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1系列またはディーゼル発電機1基を復旧する。	12時間																				
C. 全ての外部電源が動作不能である場合	C.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	24時間																				
D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																				

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明										
<p>(外部電源(1号炉および2号炉)ーモード5、6および照射済燃料移動中ー)</p> <p>第78条の2 1号炉および2号炉について、モード5、6および照射済燃料移動中において、外部電源は、表78の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上の電圧が確立していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表78の2-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表78の2-1</p> <table border="1" data-bbox="738 1507 807 2000"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上が動作可能であること*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表78の2-2</p> <table border="1" data-bbox="890 1507 1158 2000"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電源が動作不能である場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する*2。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中の圧力減度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上が動作可能であること*1	条件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する*2。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中の圧力減度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>～規定なし～</p>	<p>～規定なし～</p>	<p>【大飯ー美浜】 ②：上流文章の差異 (美浜は、第1編で3号炉のみであり、第73条に外部電源を規定している。)</p>
項目	運転上の制限												
外部電源	所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上が動作可能であること*1												
条件	要求される措置	完了時間											
A. 全ての外部電源が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する*2。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中の圧力減度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに											
<p>(外部電源(3号炉および4号炉))</p> <p>第78条の3 3号炉および4号炉について、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源*1は、表78の3-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p>	<p>(外部電源)</p> <p>第71条 モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源*1は、表71-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p>	<p>(外部電源)</p> <p>第73条 モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源*1は、表73-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p>	<p>【大飯・玄海ー美浜】 ③運用の差異</p>										

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																		
<p>(1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p>変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替を実施する。</p> <p>また、No.1 予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV送電線の電流値を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表78の3-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第84条および第85条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。</p>	<p>(1) 発電第二課当直課長は、モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、及び1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p>なお、予備変圧器から所内負荷へ給電時は、220kV予備電源線の電流値を確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、保修第二課長に通知する。通知を受けた保修第二課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第77条及び第78条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。</p>	<p>(1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源2回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p><u>変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替を実施する。</u></p> <p>また、<u>予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV送電線の電流値を確認する。</u></p> <p>3. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表73-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第79条および第80条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう（以下、各条において同じ）。</p>	<p>（美浜3号炉は、単独プラントであるため、複合プラント要求である3回線以上には該当しないため、独立性を確保する2回線以上とする。）（以下、同様。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 （大飯の審査時におけるNRAコメント反映。）</p>																		
<p>表78の3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1) 3回線^{※2}以上が動作可能であること^{※3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{※4}^{※5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができ、発電所外からの送電線の回線数とする（以下、各条において同じ）。</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p> <p>※5：1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることとみなすことができる。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	(1) 3回線 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4} ^{※5}	<p>表71-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1) 3回線^{※2}以上が動作可能であること^{※3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{※4}^{※5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができ、発電所外からの送電線の回線数とする（以下、各条において同じ）。</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p> <p>※5：1つの変電所又は開閉所のルートにより供給している場合であっても、設備構成として、別ルートでの連系が可能な状態であれば、独立性を有していることとみなすことができる。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	(1) 3回線 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4} ^{※5}	<p>表73-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1) 2回線^{※2}以上が動作可能であること^{※3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができ、発電所外からの送電線の回線数とする（以下、各条において同じ）。</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	(1) 2回線 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4}	<p>【大飯・玄海－美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異 （美浜は、1回線が北陸電力からの受電あるため、※5は該当しない。）</p>						
項目	運転上の制限																				
外部電源	(1) 3回線 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4} ^{※5}																				
項目	運転上の制限																				
外部電源	(1) 3回線 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4} ^{※5}																				
項目	運転上の制限																				
外部電源	(1) 2回線 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4}																				
<p>表78の3-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していること</td> <td>A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることとみなすことができる。</td> <td>4時間 その後の1</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していること	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることとみなすことができる。	4時間 その後の1	<p>表71-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していること</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることとみなすことができる。</td> <td>4時間 その後の</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していること	A.1 発電第二課当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることとみなすことができる。	4時間 その後の	<p>表73-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していること</td> <td>要求される措置</td> <td>完了時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していること	要求される措置	完了時間	
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していること	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることとみなすことができる。	4時間 その後の1																			
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していること	A.1 発電第二課当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることとみなすことができる。	4時間 その後の																			
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していること	要求される措置	完了時間																			

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)		差異の説明
立性を有していない場合 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。 B.1 当直課長は、動作可能な外部電源が独立して電圧が確立していることおよび電流値※を認める。 および B.2 当直課長は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。 C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※を認める。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。また、動作不能となつている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。 D.1 当直課長は、動作可能な外部電源が独立して電圧が確立していることおよび電流値※を認める。 および D.2 当直課長は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	日に1回 30日 4時間 その後の1日に1回 30日	独立性を有していない場合 A.2 発電第二課当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※を認める。 および B.2 発電第二課当直課長は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。 C.1 発電第二課当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※を認める。 および C.2 発電第二課当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。又は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。 D.1 発電第二課当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※を認める。 および D.2 発電第二課当直課長は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。 E.1 発電第二課当直課長は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。 および E.2 発電第二課当直課長は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。 F.1 発電第二課当直課長は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	1日 に1回 30日 4時間 その後の1日に1回 30日 4時間 その後の1日に1回 20日 4時間 その後の1日に1回 10日	A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合 A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※を認める。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。 B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値※を認める。 および B.2 当直課長は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。 C.1 当直課長は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。 D.1 当直課長は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。 E.1 当直課長は、モード3にす び4において、条件A、 B、CまたはDの措置を 完了時間内に達成でき ない場合 E.2 当直課長は、モード5にす る。 F.1 原子燃料課長は、照射済燃 料移動中の場合は、照射済燃 料の移動を中止する※7。 および F.2 当直課長は、1次冷却材中 のほう素濃度が低下する操作 を全て中止する。 および F.3 当直課長は、1次冷却系の水 抜きを中止する。	4時間 その後の1日 に1回 30日 4時間 その後の1日 に1回 10日 12時間 24時間 12時間 56時間 速やかに 速やかに 速やかに	
表78の3-2(続き)		表71-2(続き)				
条件 E. 動作可能な外部電源が1回線である場合 および E.1 当直課長は、動作不能となつている外部電源1回線またはディーゼル発電機1基を復旧する。※2 ※7 F. 全ての外部電源が動作不能である場合 F.1 当直課長は、動作不能となつている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。 G.1 当直課長は、モード3にする。 および G.2 当直課長は、モード5にする。	完了時間 12時間 24時間	要求される措置 G.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 および G.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	完了時間 12時間 56時間			

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)		差異の説明	
<p>II. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、EまたはFの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>II.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する。*5 および II.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および II.3 当直課長は、1次冷却材の水抜きを中止する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>完了時間内に達成できない場合</p> <p>H. モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>II.1 保修第二課長は、照射済燃料の移動を中止する*。 及び II.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び II.3 発電第二課当直課長は、1次冷却材の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>※5：電流値の確認については、77kV送電線の電流値を確認する。(予備変圧器から所内負荷へ給電時)</p> <p>※6：モード1、2、3および4以外においては、ディーゼル発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものという。</p> <p>※7：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	<p>※6：電流値の確認については、220kV予備電源線の電流値を確認する。(予備変圧器から所内負荷へ給電時)</p> <p>※7：モード1、2、3及び4以外においては、ディーゼル発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものという。</p> <p>※8：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	<p>【玄海ー美浜】 ③：運用の差異</p>	
<p>II. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、EまたはFの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>II.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する。*5 および II.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および II.3 当直課長は、1次冷却材の水抜きを中止する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>完了時間内に達成できない場合</p> <p>H. モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>II.1 保修第二課長は、照射済燃料の移動を中止する*。 及び II.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び II.3 発電第二課当直課長は、1次冷却材の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>※6：電流値の確認については、77kV送電線の電流値を確認する。(予備変圧器から所内負荷へ給電時)</p> <p>※7：モード1、2、3および4以外においては、ディーゼル発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものという。</p> <p>※8：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	<p>※6：電流値の確認については、220kV予備電源線の電流値を確認する。(予備変圧器から所内負荷へ給電時)</p> <p>※7：モード1、2、3及び4以外においては、ディーゼル発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものという。</p> <p>※8：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	<p>(ディーゼル発電機ーモード1、2、3および4ー) 第79条 モード1、2、3および4において、ディーゼル発電機は、表79-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電室長は、定期検査時に、次の事項を確認する。 (a) 模擬信号によりディーゼル発電機が起動し、1号炉および2号炉については10秒以内、3号炉および4号炉については12秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。 (b) ディーゼル発電機に電源を求める機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。 (c) (b)における所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧6,900±345Vおよび周波数60±3Hzで運転可能であること。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2基のディーゼル発電機について、待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであること並びに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、</p>	<p>(ディーゼル発電機ーモード1、2、3および4ー) 第74条 モード1、2、3および4において、ディーゼル発電機は、表74-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電室長は、定期検査時に、次の事項を確認する。 (a) 模擬信号によりディーゼル発電機が起動し、10秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。 (b) ディーゼル発電機に電源を求める機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。 (c) (b)における所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧6,900±345Vおよび周波数60±3Hzで運転可能であること。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2基のディーゼル発電機について、待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであること並びに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）
 1ヶ月に1回、燃料油サービスタンク上の貯油量を確認する。
 3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表79-3の措置を講じる。
 ※1：燃料油サービスタンクとは、1号炉および2号炉については燃料サービスタンク、3号炉および4号炉については燃料油サービスタンクをいう（以下、本条において同じ）。

表79-1

項目	運転上の制限
ディーゼル発電機 ^{※2}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※3} (2) 燃料油サービスタンクの貯油量が表79-2に定める制限値内にあること ^{※4}

※2：3号炉および4号炉のディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 ※3：予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。
 ※4：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間、運転上の制限を適用しない。

表79-2

項目	制限値
燃料油サービスタンク貯油量（保油量）	1号炉および2号炉 0.88 m ³ 以上 3号炉および4号炉 0.95 m ³ 以上

表79-3

条件	要求される措置	完了時間
A. ディーゼル発電機1基が動作不能 ^{※5} である場合	A.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 A.2 当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内にできない場合	B.1 当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および	速やかに

玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）
 おいて、1か月に1回、燃料油サービスタンク貯油量を確認する。
 3 発電第二課当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72-3の措置を講じる。

表72-1

項目	運転上の制限
ディーゼル発電機 ^{※1※2}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※3} (2) 燃料油サービスタンクの貯油量が表72-2に定める制限値内にあること ^{※4}

※1：ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 ※2：ディーゼル発電機が動作不能時は、第83条（表83-15）の運転上の制限も確認する。
 ※3：予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。
 ※4：ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の24時間、運転上の制限を適用しない。

表72-2

項目	制限値
燃料油サービスタンク貯油量（保油量）	950ℓ以上

表72-3

条件	要求される措置	完了時間
A. ディーゼル発電機1基が動作不能 ^{※5} である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 A.2 発電第二課当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内にできない場合	B.1 発電第二課当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 及び	速やかに

美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）
 1ヶ月に1回、燃料油サービスタンクの貯油量を確認する。
 3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表79-3の措置を講じる。

表74-1

項目	運転上の制限
ディーゼル発電機 ^{※1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※2} (2) 燃料油サービスタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること ^{※3}

※1：ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。
 ※2：予備潤滑運転（ターニング、エアラン）を行う場合、運転上の制限を適用しない。
 ※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間、運転上の制限を適用しない。

表74-2

項目	制限値
燃料油サービスタンク貯油量（保油量）	0.66 m ³ 以上

表74-3

条件	要求される措置	完了時間
A. ディーゼル発電機1基が動作不能 ^{※4} である場合	A.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 A.2 当直課長は、残りのディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回
B. 条件Aの措置を完了時間内にできない場合	B.1 当直課長は、残りのディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および	速やかに

【大飯－美浜】
 ①：従前からの発電所固有の差異
 （美浜は、シングルプラントであるため注記不要。）

【大飯・玄海－美浜】
 ①：上流文章の差異
 （美浜は、シングルプラントのため、他号機プレイヤー発電機からの号機間融通はS A手段としていない。）

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（ ）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																
<p>B.2 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C. ディーゼル発電機1基が動作不能である場合および動作可能な外部電源が1回線である場合</p> <p>D.1 当直課長は、モード3にす る。 および D.2 当直課長は、モード5にす る。</p>	<p>B.2 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 発電第二課当直課長は、動作不能となっているディーゼル発電機1基又は外部電源1回線を復旧する。</p> <p>D.1 発電第二課当直課長は、モード3にす る。 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード5にす る。</p>	<p>B.2 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、動作不能となっているディーゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。</p> <p>D.1 当直課長は、モード3にす る。 および D.2 当直課長は、モード5にす る。</p>	<p>【大飯－美浜】 ④：記載の適正化</p>																
<p>※5：燃料油サービスタシクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合（以下、本案において同じ）。</p> <p>（ディーゼル発電機－モード1、2、3および4以外） 第80条 モード1、2、3および4以外において、ディーゼル発電機は、表80-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2、3および4以外において、1ヶ月に1回、ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。 (a) ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345 V および周波数が60±3 Hzであることを確認する。 (b) 燃料油サービスタシクの貯油量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足しないとき、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：燃料油サービスタシクとは、1号炉および2号炉については燃料サービスタシク、3号炉および4号炉については燃料油サービスタシクをいう（以下、本案において同じ）。</p>	<p>※5：燃料油サービスタシクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合（以下、本案において同じ）。</p> <p>（ディーゼル発電機－モード1、2、3及び4以外） 第73条 モード1、2、3及び4以外において、ディーゼル発電機は、表73-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) モード1、2、3及び4以外において、1か月に1回、ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。 ア 発電第二課長は、ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345 V 及び周波数が60±3 Hzであることを確認する。 イ 発電第二課当直課長は、燃料油サービスタシク貯油量を確認する。</p> <p>3. 発電第二課当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足しないとき、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、保修第二課長に通知する。通知を受けた保修第二課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>※4：燃料油サービスタシクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合（以下、本案において同じ）。</p> <p>（ディーゼル発電機－モード1、2、3および4以外） 第75条 モード1、2、3および4以外において、ディーゼル発電機は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2、3および4以外において、1ヶ月に1回、ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。 (a) ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345 V および周波数が60±3 Hzであることを確認する。 (b) 燃料油サービスタシクの貯油量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足しないとき、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>【大飯－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 （美浜は、シングルブラントであるため注記不要。）</p>																
<p>表80-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機^{※2}</td> <td>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること^{※3} ※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタシク</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ディーゼル発電機 ^{※2}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※3} ※4		(2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタシク	<p>表73-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機^{※1}</td> <td>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること^{※3} ※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタシク</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ディーゼル発電機 ^{※1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※3} ※4		(2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタシク	<p>表75-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>運転上の制限</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限		運転上の制限	
項目	運転上の制限																		
ディーゼル発電機 ^{※2}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※3} ※4																		
	(2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタシク																		
項目	運転上の制限																		
ディーゼル発電機 ^{※1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※3} ※4																		
	(2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタシク																		
項目	運転上の制限																		
	運転上の制限																		

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																		
<p>ピスタノクの貯油量が表80-2に定める制限値内にすること^{※6}</p> <p>※2：3号炉および4号炉のディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のディーゼル発電機が動作不能時は、第90条(表90-15)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：ディーゼル発電機の予備潤滑運転(ターニング、エアラシ)を行う場合、運転上の制限を適用しない。 ※4：ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なるものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。 ※5：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	<p>ピスタノクの貯油量が表73-2に定める制限値内にあること^{※5}</p> <p>※1：ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：ディーゼル発電機が動作不能時は、第83条(表83-15)の運転上の制限も確認する。 ※3：ディーゼル発電機の予備潤滑運転(ターニング、エアラシ)を行う場合、運転上の制限を適用しない。 ※4：ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なるものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。 ※5：ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	<p>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること^{※2※3} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サーピスタノクの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること^{※4}</p> <p>ディーゼル発電機^{※1}</p> <p>※1：ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：ディーゼル発電機の予備潤滑運転(ターニング、エアラシ)を行う場合、運転上の制限を適用しない。 ※3：ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なるものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。 ※4：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	<p>【大飯・玄海ー美浜】 ①：上流文章の差異 (美浜は、シングルプラントのため、他号機ディーゼル発電機からの号機間融通はSA手段としていない。)</p>																		
<p>表80-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サーピスタノク貯油量(保有油量)</td> <td>0.88 m³以上</td> </tr> <tr> <td>1号炉および2号炉</td> <td>3号炉および4号炉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.95 m³以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	燃料油サーピスタノク貯油量(保有油量)	0.88 m ³ 以上	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉		0.95 m ³ 以上	<p>表73-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サーピスタノク貯油量(保有油量)</td> <td>9500 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	燃料油サーピスタノク貯油量(保有油量)	9500 以上	<p>表75-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サーピスタノク貯油量(保有油量)</td> <td>0.66 m³以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	燃料油サーピスタノク貯油量(保有油量)	0.66 m ³ 以上			
項目	制限値																				
燃料油サーピスタノク貯油量(保有油量)	0.88 m ³ 以上																				
1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																				
	0.95 m ³ 以上																				
項目	制限値																				
燃料油サーピスタノク貯油量(保有油量)	9500 以上																				
項目	制限値																				
燃料油サーピスタノク貯油量(保有油量)	0.66 m ³ 以上																				
<p>表80-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能^{※6}である場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する^{※7}。 A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：ディーゼル発電機の燃料油サーピスタノクの貯油量(保有油量)が制限値を満足していない場合を含む。 ※7：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能 ^{※6} である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※7} 。 A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>表73-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能^{※6}である場合</td> <td>A.1 保修第二課長は、照射済燃料の移動を中止する^{※7}。 A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 発電第二課当直課長は、ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：ディーゼル発電機の燃料油サーピスタノクの貯油量(保有油量)が制限値を満足していない場合を含む。 ※7：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能 ^{※6} である場合	A.1 保修第二課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※7} 。 A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 発電第二課当直課長は、ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>表75-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能^{※6}である場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する^{※6}。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：ディーゼル発電機の燃料油サーピスタノクの貯油量(保有油量)が制限値を満足していない場合を含む。 ※6：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能 ^{※6} である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※6} 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に回復させる措置を開始する。	速やかに	
条件	要求される措置	完了時間																			
A. ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能 ^{※6} である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※7} 。 A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に回復させる措置を開始する。	速やかに																			
条件	要求される措置	完了時間																			
A. ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能 ^{※6} である場合	A.1 保修第二課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※7} 。 A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 発電第二課当直課長は、ディーゼル発電機2基及び非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に回復させる措置を開始する。	速やかに																			
条件	要求される措置	完了時間																			
A. ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能 ^{※6} である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※6} 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に回復させる措置を開始する。	速やかに																			
<p>表81条 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気</p>	<p>表74条 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び</p>	<p>表76条 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気</p>																			

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)－玄海(既認可)－美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																												
<p>よび始動用空気は、表8-1-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンク[※]の油量、潤滑油タンクの油量および起動空気[※]の油量、潤滑油タンクの油量および起動空気[※]の圧力、3号炉および4号炉については所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンク[※]の油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量および起動空気[※]の圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油または始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表8-1-3の措置を講じる。</p> <p>※1：1号炉および2号炉については燃料タンク、3号炉および4号炉については燃料油貯蔵タンクをいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>※2：1号炉および2号炉については始動用空気レンジャー、3号炉および4号炉については起動空気だめをいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>始動用空気は、表74-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、1か月に1回、所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンク[※]の油量、潤滑油タンクの油量及び始動用空気[※]の圧力を確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油又は始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表74-3の措置を講じる。</p> <p>※1：燃料油貯蔵タンク及び燃料油貯蔵タンクをいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>よび始動用空気は、表76-1-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1ヶ月に1回、所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンク[※]の油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気[※]の圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油または始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表76-3の措置を講じる。</p>	<p>【大飯・玄海-美浜】 ①：記載の適正化(美浜は、シングルプラントのため、燃料油貯蔵タンク等の呼称に対する注記不要)(以下、同様。)</p>																												
<p>表8-1-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンクの油量[※]、重油タンクの油量[※]、潤滑油タンクの油量および起動空気[※]の圧力が表8-1-2に定める制限値内にあること^{※※}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：3号炉および4号炉の燃料貯蔵タンクおよび重油タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉または4号炉の燃料貯蔵タンクおよび重油タンクの油量を確認する場合は、第90条(表90-15)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※5：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間、潤滑油タンクの油量(保有油)は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンクの油量 [※] 、重油タンクの油量 [※] 、潤滑油タンクの油量および起動空気 [※] の圧力が表8-1-2に定める制限値内にあること ^{※※}		<p>表74-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンクの油量[※]、潤滑油タンクの油量及び始動用空気[※]の圧力が表74-2に定める制限値内にあること^{※※}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：燃料油貯蔵タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：燃料油貯蔵タンクの油量を確認する場合は、第83条(表83-15)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※5：ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の24時間、潤滑油タンクの油量(保有油)は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンクの油量 [※] 、潤滑油タンクの油量及び始動用空気 [※] の圧力が表74-2に定める制限値内にあること ^{※※}		<p>表76-1-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンクの油量[※]、潤滑油タンクの油量および始動用空気[※]の圧力が表76-2に定める制限値内にあること^{※※}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料油貯蔵タンクの油量を確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間、潤滑油タンクの油量(保有油)は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンクの油量 [※] 、潤滑油タンクの油量および始動用空気 [※] の圧力が表76-2に定める制限値内にあること ^{※※}																		
項目	運転上の制限																														
所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンクの油量 [※] 、重油タンクの油量 [※] 、潤滑油タンクの油量および起動空気 [※] の圧力が表8-1-2に定める制限値内にあること ^{※※}																															
項目	運転上の制限																														
所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンクの油量 [※] 、潤滑油タンクの油量及び始動用空気 [※] の圧力が表74-2に定める制限値内にあること ^{※※}																															
項目	運転上の制限																														
所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンクの油量 [※] 、潤滑油タンクの油量および始動用空気 [※] の圧力が表76-2に定める制限値内にあること ^{※※}																															
<p>表8-1-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉および2号炉</td> <td>3号炉および4号炉</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンクの油量(保有油)</td> <td>287 m³以上[※]</td> </tr> <tr> <td>重油タンクの油量(保有油)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油)</td> <td>4.8 m³以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5.5 m³以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	燃料貯蔵タンクの油量(保有油)	287 m ³ 以上 [※]	重油タンクの油量(保有油)	—	潤滑油タンクの油量(保有油)	4.8 m ³ 以上		5.5 m ³ 以上	<p>表74-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク等の油量(保有油)</td> <td>310kℓ以上[※]</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油)</td> <td>5,200ℓ以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気だめ圧力</td> <td>2.45MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	燃料油貯蔵タンク等の油量(保有油)	310kℓ以上 [※]	潤滑油タンクの油量(保有油)	5,200ℓ以上	始動用空気だめ圧力	2.45MPa[gage]以上	<p>表76-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯蔵タンクの油量(保有油)</td> <td>164 m³以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油)</td> <td>3.6 m³以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気だめ圧力</td> <td>2.45 MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	燃料油貯蔵タンクの油量(保有油)	164 m ³ 以上	潤滑油タンクの油量(保有油)	3.6 m ³ 以上	始動用空気だめ圧力	2.45 MPa[gage]以上	
項目	制限値																														
1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																														
燃料貯蔵タンクの油量(保有油)	287 m ³ 以上 [※]																														
重油タンクの油量(保有油)	—																														
潤滑油タンクの油量(保有油)	4.8 m ³ 以上																														
	5.5 m ³ 以上																														
項目	制限値																														
燃料油貯蔵タンク等の油量(保有油)	310kℓ以上 [※]																														
潤滑油タンクの油量(保有油)	5,200ℓ以上																														
始動用空気だめ圧力	2.45MPa[gage]以上																														
項目	制限値																														
燃料油貯蔵タンクの油量(保有油)	164 m ³ 以上																														
潤滑油タンクの油量(保有油)	3.6 m ³ 以上																														
始動用空気だめ圧力	2.45 MPa[gage]以上																														

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																											
<p>表 8 1 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※7</td> <td>A.1 当直課長は、燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>4 8 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：燃料貯蔵タンクおよび重油タンクの合計油量（燃料貯蔵タンクの油量（保有油量）128 m³以上を含む。）</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※7	A.1 当直課長は、燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	4 8 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	<p>表 7 4 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料貯蔵タンク等の油量、潤滑油タンクの油量又は起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※7</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、燃料貯蔵タンク等の油量、潤滑油タンクの油量又は起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>4 8 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合※7</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：燃料貯蔵タンク、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量及び起動空気だめ圧力の制限値は個別に適用される。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料貯蔵タンク等の油量、潤滑油タンクの油量又は起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※7	A.1 発電第二課当直課長は、燃料貯蔵タンク等の油量、潤滑油タンクの油量又は起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	4 8 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合※7	B.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	<p>表 7 6 - 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※4</td> <td>A.1 当直課長は、燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>4 8 時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量および起動空気だめ圧力の制限値は個別に適用される。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※4	A.1 当直課長は、燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	4 8 時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	<p>【大飯・玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異（設備の相違）（以下、同様。）</p>
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※7	A.1 当直課長は、燃料貯蔵タンクの油量、重油タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	4 8 時間																												
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																												
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 燃料貯蔵タンク等の油量、潤滑油タンクの油量又は起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※7	A.1 発電第二課当直課長は、燃料貯蔵タンク等の油量、潤滑油タンクの油量又は起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	4 8 時間																												
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合※7	B.1 発電第二課当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																												
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※4	A.1 当直課長は、燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量または起動空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	4 8 時間																												
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																												
<p>表 8 2 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流通電源</td> <td>2 系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蓄電池が動作不能時は、第9</p>	項目	運転上の制限	非常用直流通電源	2 系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること	<p>表 7 5 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流通電源</td> <td>2 系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：蓄電池（安全防護系用）が動作不能時は、第83条（表83-15）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	非常用直流通電源	2 系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること	<p>表 7 7 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流通電源</td> <td>2 系統（蓄電池（安全防護系用）※2および充電器）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：蓄電池（安全防護系用）は、重大事故等対処設備を兼ねる。 蓄電池（安全防護系用）が動作不能時は、第85条</p>	項目	運転上の制限	非常用直流通電源	2 系統（蓄電池（安全防護系用）※2および充電器）が動作可能であること	<p>【大飯－美浜】 ①：記載の適正化（美浜は、シングルプラントのため、蓄電池の用途を条文中に追記）（以下、同様。）</p>															
項目	運転上の制限																													
非常用直流通電源	2 系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること																													
項目	運転上の制限																													
非常用直流通電源	2 系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること																													
項目	運転上の制限																													
非常用直流通電源	2 系統（蓄電池（安全防護系用）※2および充電器）が動作可能であること																													
<p>表 8 2 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流通電源</td> <td>2 系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉において、蓄電池（安全防護系用）をいう（以下、本条において同じ）。</p>	項目	運転上の制限	非常用直流通電源	2 系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること	<p>表 7 5 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流通電源</td> <td>2 系統（蓄電池（安全防護系用）※2および充電器※3）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：蓄電池（安全防護系用）及び充電器は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 非常用直流通電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 保修第二課長は、定期検査時に、非常用直流通電源の健全性を確認し、その結果を発電第二課長に通知する。 (2) 発電第二課当直課長は、モード1、2、3及び4において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が128.4V以上であることを確認する。 3 発電第二課当直課長は、非常用直流通電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-2の措置を講じる。</p>	項目	運転上の制限	非常用直流通電源	2 系統（蓄電池（安全防護系用）※2および充電器※3）が動作可能であること	<p>表 7 7 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流通電源</td> <td>2 系統（蓄電池（安全防護系用）※2および充電器）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：蓄電池（安全防護系用）は、重大事故等対処設備を兼ねる。 蓄電池（安全防護系用）が動作不能時は、第85条</p>	項目	運転上の制限	非常用直流通電源	2 系統（蓄電池（安全防護系用）※2および充電器）が動作可能であること	<p>【大飯－美浜】 ①：記載の適正化（美浜は、シングルプラントのため、蓄電池の用途を条文中に追記）（以下、同様。）</p>															
項目	運転上の制限																													
非常用直流通電源	2 系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること																													
項目	運転上の制限																													
非常用直流通電源	2 系統（蓄電池（安全防護系用）※2および充電器※3）が動作可能であること																													
項目	運転上の制限																													
非常用直流通電源	2 系統（蓄電池（安全防護系用）※2および充電器）が動作可能であること																													

黒下線：大飯・玄海と美浜と差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)
0条(表90-15)の運転上の制限も確認する。
※3:充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをい
い、両方が機能喪失となつて動作不能とみなす
(以下、本条において同じ)。

表82-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用直流電源1系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。および A.2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	10日 速やかに
B. 非常用直流電源1系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B.1 当直課長は当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2時間
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にす および C.2 当直課長は、モード5にす る。	12時間 56時間

玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)
※2:充電器とは、充電器又は後備充電器のいずれかをい
い、両方が機能喪失となつて動作不能とみなす(以
下、本条において同じ)。

表75-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用直流電源1系統の蓄電池(安全防護系用)又は充電器が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。及び A.2 発電第二課当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	10日 速やかに
B. 非常用直流電源1系統の蓄電池(安全防護系用)及び充電器が動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2時間
C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)
(表85-15)の運転上の制限も確認する。

表77-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用直流電源1系統の蓄電池(安全防護系用)または充電器が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。および A.2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	10日 速やかに
B. 非常用直流電源1系統の蓄電池(安全防護系用)および充電器が動作不能である場合	B.1 当直課長は当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2時間
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にす および C.2 当直課長は、モード5にす る。	12時間 56時間

差異の説明
ねることを明示した。)【大飯・玄海一美浜】
②:上流文章の差異(美浜には、予備充電器なし。)

(非常用直流電源一モード5、6および照射済燃料移動中一)
第83条 モード5、6および照射済燃料移動中において、非常用直流電源(蓄電池※1および充電器)は、表83-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
(1) 当直課長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が127.1V以上であることを確認する。
3. 当直課長は、非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。
※1:3号炉および4号炉においては、蓄電池(安全防護系用)をいう(以下、本条において同じ)。

表83-1

項目	運転上の制限
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流電源母線に接続する系統(蓄電池※2および充電器※3)が動作可能であること

※2:3号炉および4号炉の蓄電池は、重大事故等対処設

(非常用直流電源一モード5、6及び照射済燃料移動中一)
第76条 モード5、6及び照射済燃料移動中において、非常用直流電源(蓄電池(安全防護系用)及び充電器)は、表76-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
(1) 発電第二課当直課長は、モード5、6及び照射済燃料移動中において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.4V以上であることを確認する。
3. 発電第二課当直課長は、非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表76-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、保修第二課長に通知する。通知を受けた保修第二課長は、同表の措置を講じる。

表76-1

項目	運転上の制限
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流電源母線に接続する系統(蓄電池※1及び充電器※2)が動作可能であること

※1:蓄電池(安全防護系用)が動作不能時は、第83条

(非常用直流電源一モード5、6および照射済燃料移動中一)
第78条 モード5、6および照射済燃料移動中において、非常用直流電源(蓄電池(安全防護系用)および充電器)は、表78-1で定める事項を運転上の制限とする。
2. 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
(1) 当直課長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V以上であることを確認する。
3. 当直課長は、非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表78-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

表78-1

項目	運転上の制限
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流電源母線に接続する系統(蓄電池(安全防護系用)※1および充電器)が動作可能であること

※1:蓄電池(安全防護系用)は、重大事故等対処設

【大飯一美浜】
①:記載の適正化(美浜は、シングルプラントのため、蓄電池の用途を条文中に追記)(以下、同様。)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)

備を兼ねる。
 3号炉または4号炉の蓄電池が動作不能時は、第90条(表90-15)の運転上の制限も確認する。
 ※3：充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかであり、両方が機能喪失となつて動作不能とみなす(以下、本案において同じ)。

条件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する*4。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)
 (表83-15)の運転上の制限も確認する。

※2：充電器とは、充電器又は後備充電器のいずれかであり、両方が機能喪失となつて動作不能とみなす(以下、本案において同じ)。

条件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池(安全防護系用)又は充電器が動作不能である場合	A.1 保修第二課長は、照射済燃料の移動を中止する*。 及び A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A.3 発電第二課当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)
 を兼ねる。
 蓄電池(安全防護系用)が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。

条件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池(安全防護系用)または充電器が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する*。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

差異の説明
 ①：記載の適正化
 (美浜は、SA設備を兼ねることを明示した。)
 【大飯・玄海ー美浜】
 ②：上流文章の差異
 (美浜には、予備充電器なし。)

(所内非常用母線 モード1、2、3および4-1)

第84条 モード1、2、3および4において、所内非常用母線は、表84-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 (1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1週間に1回、表84-1に定める所内非常用母線が受電されていることを確認する。
 3. 当直課長は、所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表84-2の措置を講じる。

項目	運転上の制限
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること*1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 2つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計装用母線

2. 3号炉および4号炉

項目	運転上の制限
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること*1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計装用母線

(所内非常用母線 モード1、2、3及び4-1)

第77条 モード1、2、3及び4において、所内非常用母線は、表77-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 (1) 発電第二課当直課長は、モード1、2、3及び4において、1週間に1回、表77-1に定める所内非常用母線が受電されていることを確認する。
 3. 発電第二課当直課長は、所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表77-2の措置を講じる。

項目	運転上の制限
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること*1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 4つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計装用母線

(所内非常用母線 モード1、2、3および4-1)

第79条 モード1、2、3および4において、所内非常用母線は、表79-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 (1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1週間に1回、表79-1に定める所内非常用母線が受電されていることを確認する。
 3. 当直課長は、所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表79-2の措置を講じる。

項目	運転上の制限
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること*1 (1) 2つの非常用高圧母線 (2) 2つの非常用低圧母線 (3) 2つの非常用直流母線 (4) 4つの非常用計装用母線*2

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）

(4) 4つの非常用計器用母線

※1：所内非常用母線の電源の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。

表 8 4 - 2

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合	A.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	8時間
B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合	B.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2時間
C. 非常用計器用母線の1つが受電不能の場合	C.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2時間
D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）

※1：所内非常用母線の電源の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。

表 7 7 - 2

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用高圧母線又は非常用低圧母線の1つが受電不能の場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該母線を復旧する。	8時間
B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合	B.1 発電第二課当直課長は、当該母線を復旧する。	2時間
C. 非常用計器用母線の1つが受電不能の場合	C.1 発電第二課当直課長は、当該母線を復旧する。	2時間
D. 条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び D.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）

※1：所内非常用母線の電源の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。
 ※2：非常用計器用母線に電源供給する計器用電源（無停電電源装置）は、重大事故等対処設備を兼ねる。

表 7 9 - 2

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用高圧母線または非常用低圧母線の1つが受電不能の場合	A.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	8時間
B. 非常用直流母線の1つが受電不能の場合	B.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2時間
C. 非常用計器用母線の1つが受電不能の場合	C.1 当直課長は、当該母線を復旧する。	2時間
D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

差異の説明

【大飯・玄海－美浜】
 ①：記載の適正化（美浜は、SA設備を兼ねることを明示した。）

(所内非常用母線 - モード5、6および照射済燃料移動中一)

第85条 モード5、6および照射済燃料移動中において、所内非常用母線は、表85-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、所要の設備の維持に必要な非常用高圧母線、非常用低圧母線、非常用直流母線および非常用計器用母線が受電されていることを確認する。

3. 当直課長は、所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表85-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

表 8 5 - 1

項目	運転上の制限
所内非常用母線	所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 非常用高圧母線 (2) 非常用低圧母線

(所内非常用母線 - モード5、6及び照射済燃料移動中一)

第78条 モード5、6及び照射済燃料移動中において、所内非常用母線は、表78-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 発電第二課当直課長は、モード5、6及び照射済燃料移動中において、1週間に1回、所要の設備の維持に必要な非常用高圧母線、非常用低圧母線、非常用直流母線及び非常用計器用母線が受電されていることを確認する。

3. 発電第二課当直課長は、所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表78-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、保修第二課長に通知する。通知を受けた保修第二課長は、同表の措置を講じる。

表 7 8 - 1

項目	運転上の制限
所内非常用母線	所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 非常用高圧母線 (2) 非常用低圧母線

(所内非常用母線 - モード5、6および照射済燃料移動中一)

第80条 モード5、6および照射済燃料移動中において、所内非常用母線は、表80-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直課長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、所要の設備の維持に必要な非常用高圧母線、非常用低圧母線、非常用直流母線および非常用計器用母線が受電されていることを確認する。

3. 当直課長は、所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表80-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

表 8 0 - 1

項目	運転上の制限
所内非常用母線	所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電していること※1 (1) 非常用高圧母線 (2) 非常用低圧母線

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																				
<p>表 8 6 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1 次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>および</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A.3 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>A.3 発電第二課当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 1 次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※。	速やかに	A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	および	速やかに	A.3 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	A.3 発電第二課当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	<p>表 7 9 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1 次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 発電第二課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A.2 発電第二課当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>および</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A.3 発電第二課当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>A.3 発電第二課当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 1 次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※。	速やかに	A.2 発電第二課当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	および	速やかに	A.3 発電第二課当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	A.3 発電第二課当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	<p>表 8 1 - 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1 次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>および</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A.3 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>A.3 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 1 次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※。	速やかに	A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	および	速やかに	A.3 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	A.3 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 1 次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※。	速やかに																																					
A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	および	速やかに																																					
A.3 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	A.3 発電第二課当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 1 次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※。	速やかに																																					
A.2 発電第二課当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	および	速やかに																																					
A.3 発電第二課当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	A.3 発電第二課当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 1 次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※。	速やかに																																					
A.2 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	および	速やかに																																					
A.3 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	A.3 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに																																					
<p>（原子炉キャビティ水位）</p> <p>第 8 7 条 モード 6（キャビティ高水位）において、原子炉キャビティ水位は、表 8 7 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉キャビティ水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード 6（キャビティ高水位）において、1 日に 1 回、原子炉キャビティ水位を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉キャビティ水位が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 7 - 2 の措置を講じるとともに、燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1：1 号炉および 2 号炉については、原子炉格納容器内での燃料移動中以外の期間については、運転上の制限を適用しない。</p>	<p>（原子炉キャビティ水位）</p> <p>第 8 0 条 モード 6（キャビティ高水位）において、原子炉キャビティ水位は、表 8 0 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉キャビティ水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、モード 6（キャビティ高水位）において、1 日に 1 回、原子炉キャビティ水位を確認する。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、原子炉キャビティ水位が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 0 - 2 の措置を講じるとともに、燃料の移動を中止する必要がある場合は、保修第二課長に通知する。通知を受けた保修第二課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>（原子炉キャビティ水位）</p> <p>第 8 2 条 モード 6（キャビティ高水位）において、原子炉キャビティ水位は、表 8 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉キャビティ水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード 6（キャビティ高水位）において、1 日に 1 回、原子炉キャビティ水位を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉キャビティ水位が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 2 - 2 の措置を講じるとともに、燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>【大飯－美浜】</p> <p>①：記載の適正化（美浜は、シングルプラントのため、注記不要。）</p>																																				
<p>表 8 7 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL. 28.1 m 以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3 号炉および 4 号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL. 32.2 m 以上であること※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：原子炉格納容器内での燃料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水位抜きによりモード 6（低水位）に移行する場合、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL. 28.1 m 以上であること	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL. 32.2 m 以上であること※2	<p>表 8 0 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL. ±10.75m 以上であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：計画的な原子炉キャビティ水位抜きによりモード 6（キャビティ低水位）に移行する場合、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL. ±10.75m 以上であること※1	<p>表 8 2 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉キャビティ水位</td> <td>EL. 31.0 m 以上であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：原子炉格納容器内での燃料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水位抜きによりモード 6（低水位）に移行する場合、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉キャビティ水位	EL. 31.0 m 以上であること※1	<p>【玄海－美浜】</p> <p>④：記載の適正化</p>																				
項目	運転上の制限																																						
原子炉キャビティ水位	EL. 28.1 m 以上であること																																						
項目	運転上の制限																																						
原子炉キャビティ水位	EL. 32.2 m 以上であること※2																																						
項目	運転上の制限																																						
原子炉キャビティ水位	EL. ±10.75m 以上であること※1																																						
項目	運転上の制限																																						
原子炉キャビティ水位	EL. 31.0 m 以上であること※1																																						

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																		
<p>表87-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子炉燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※3。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※3。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>表80-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 保修第二課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※3。 及び A.2 発電第二課当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 保修第二課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※3。 及び A.2 発電第二課当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに	<p>表82-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※2。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※2。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに	
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※3。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに																			
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 保修第二課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※3。 及び A.2 発電第二課当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに																			
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※2。 および A.2 当直課長は、原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに																			
<p>(原子炉格納容器貫通部(1号炉および2号炉)ー燃料移動中ー)</p> <p>第88条 1号炉および2号炉について、原子炉格納容器内での燃料移動中において、原子炉格納容器貫通部は、表88-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料装荷および燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表88-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。</p>	<p>表88-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 機器ハッチが4つ以上のバルトで閉じられていること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器排気系については隔離弁で閉止可能であること※1。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	(1) 機器ハッチが4つ以上のバルトで閉じられていること		(2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※1		(3) 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器排気系については隔離弁で閉止可能であること※1。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること		<p>表88-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する	速やかに	<p>【大飯ー美浜】 ②上流文章の差異 (美浜は、第1編で3号炉のみであり、第83条に原子炉格納容器貫通部を規定している。)</p>				
項目	運転上の制限																				
(1) 機器ハッチが4つ以上のバルトで閉じられていること																					
(2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※1																					
(3) 原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち、原子炉格納容器排気系については隔離弁で閉止可能であること※1。その他については隔離弁、閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること																					
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する	速やかに																			

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明												
<p>の制限を満足していない場合 ※2</p> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない</p>															
<p>(原子炉格納容器貫通部(3号炉および4号炉))</p> <p>第88条の2 3号炉および4号炉について、モード5および6において、原子炉格納容器貫通部は、表88の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料装荷および燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長および各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表88の2-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。</p>	<p>(原子炉格納容器貫通部)</p> <p>第81条 モード5及び6において、原子炉格納容器貫通部は、表81-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器内の燃料装荷及び燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。</p> <p>3. 発電第二課当直課長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表81-1の措置を講じるとともに、<u>保修第二課長に通知する。通知を受けた保修第二課長は、同表の措置を講じる。</u></p>	<p>(原子炉格納容器貫通部)</p> <p>第83条 モード5および6において、原子炉格納容器貫通部は、表83-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料装荷および燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長および各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異</p>												
<p>表88の2-1</p> <table border="1" data-bbox="783 1480 943 2011"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td>(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>・1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であることおよび加圧器水位が10%から30%の範囲内にある場合。</p> <p>・原子炉キャビティ水位がEL32.2m以上である場合。</p> <p>※2：閉止可能であることは、閉止状態であることを含む。</p> <p>※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3	<p>表81-1</p> <table border="1" data-bbox="783 952 943 1480"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td>(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各原子炉格納容器エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>ア 1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であること及び加圧器水位が10%から30%である場合</p> <p>イ 原子炉キャビティ水位がEL+10.75m以上である場合</p> <p>※2：閉止可能であることは、閉止状態であることを含む。</p> <p>※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各原子炉格納容器エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3	<p>表83-1</p> <table border="1" data-bbox="783 421 943 952"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td>(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>・1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であることおよび加圧器水位が10%から30%の範囲内にある場合。</p> <p>・原子炉キャビティ水位がEL 31.0 m以上である場合。</p> <p>※2：閉止可能であることは、閉止状態であることを含む。</p> <p>※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3	<p>【玄海一美浜】</p> <p>④：記載の適正化(大飯保安規定審査時のコメント反映による。)</p>
項目	運転上の制限														
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3														
項目	運転上の制限														
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各原子炉格納容器エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3														
項目	運転上の制限														
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3														

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																								
<p>表88の2ー2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子炉格納容器内の燃料移動中の場合は移動を中止する。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 ※5：運転中のポンプについては運転状態により確認する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉格納容器内の燃料移動中の場合は移動を中止する。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する措置を開始する。	速やかに	<p>表81ー2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 保修第二課長は、原子炉格納容器内の燃料移動中の場合は移動を中止する。 及び A.2 保修第二課長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 及び A.3 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 ※5：運転中のポンプについては運転状態により確認する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 保修第二課長は、原子炉格納容器内の燃料移動中の場合は移動を中止する。 及び A.2 保修第二課長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 及び A.3 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する措置を開始する。	速やかに	<p>表83ー2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子炉格納容器内の燃料移動中の場合は移動を中止する。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 ※5：運転中のポンプについては運転状態により確認する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉格納容器内の燃料移動中の場合は移動を中止する。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する措置を開始する。	速やかに							
条件	要求される措置	完了時間																									
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉格納容器内の燃料移動中の場合は移動を中止する。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する措置を開始する。	速やかに																									
条件	要求される措置	完了時間																									
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 保修第二課長は、原子炉格納容器内の燃料移動中の場合は移動を中止する。 及び A.2 保修第二課長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 及び A.3 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する措置を開始する。	速やかに																									
条件	要求される措置	完了時間																									
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子炉格納容器内の燃料移動中の場合は移動を中止する。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する措置を開始する。	速やかに																									
<p>表89ー1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>水位*および水温が表89ー2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	使用済燃料ピット	水位*および水温が表89ー2で定める制限値内にあること	<p>表82ー1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>水位*及び水温が表82ー2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	使用済燃料ピット	水位*及び水温が表82ー2で定める制限値内にあること	<p>表84ー1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>水位*および水温が表84ー2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	使用済燃料ピット	水位*および水温が表84ー2で定める制限値内にあること													
項目	運転上の制限																										
使用済燃料ピット	水位*および水温が表89ー2で定める制限値内にあること																										
項目	運転上の制限																										
使用済燃料ピット	水位*及び水温が表82ー2で定める制限値内にあること																										
項目	運転上の制限																										
使用済燃料ピット	水位*および水温が表84ー2で定める制限値内にあること																										
<p>表89ー2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位</td> <td>EL+10.75m以上</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位</td> <td>EL+32.2 m以上</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	水位	EL+10.75m以上	水温	65℃以下	項目	制限値	水位	EL+32.2 m以上	水温	65℃以下	<p>表82ー2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位</td> <td>EL+10.75m以上</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	水位	EL+10.75m以上	水温	65℃以下	<p>表84ー2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位</td> <td>EL+31.0 m以上</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	水位	EL+31.0 m以上	水温	65℃以下	
項目	制限値																										
水位	EL+10.75m以上																										
水温	65℃以下																										
項目	制限値																										
水位	EL+32.2 m以上																										
水温	65℃以下																										
項目	制限値																										
水位	EL+10.75m以上																										
水温	65℃以下																										
項目	制限値																										
水位	EL+31.0 m以上																										
水温	65℃以下																										

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)			玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)			美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)		
表89-3			表82-3			表84-3		
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに	A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合 及び A.2 保修第二課長は、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する※2。	A.1 発電第二課当直課長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 及び A.2 保修第二課長は、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに	A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに
B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに	B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合	B.1 発電第二課当直課長は、使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに	B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに
※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。			※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。			※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。		
差異の説明								

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(重大事故等対処設備) 第90条 3号炉および4号炉について、次の各号の重大事故等対処設備は、表90-1で定める事項を運転上の制限とする。 (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするための設備 (8) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)を除く。)は、表90-2から表90-2-1に定める確認事項を実施する。また、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p>	<p>(重大事故等対処設備) 第83条 次の各号の重大事故等対処設備は、表83-1で定める事項を運転上の制限とする。 (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1次系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1次冷却系統の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイをするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするための設備 (8) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止する等のための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各第二課長(土木建築課長を除く。)は、表83-2から表83-21に定める確認事項を実施する。また、防災課長、技術第二課長、安全管理第二課長及び第二課長は、その結果を発電第二課長又は発電第二課長当直課長に通知する。</p>	<p>(重大事故等対処設備) 第85条 次の各号の重大事故等対処設備は、表85-1で定める事項を運転上の制限とする。 (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするための設備 (8) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)を除く。)は、表85-2から表85-2-1に定める確認事項を実施する。また、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p>	<p>【玄海-美浜】 ⑤：記載方針の差異 (美浜は、原子炉下部キャビティ水張りを含むことから「等」記載している。) (以下、同様。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明												
<p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表90-2から表90-21の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課(室)長へ通知する。通知を受けた関係各課(室)長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>表90-1</p> <table border="1" data-bbox="427 1525 608 2049"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める重大事故等対処設備</td> <td>(1)表90-2、表90-12^{※1}、表90-16、表90-18および表90-20に定める機能、系統数および所要数において動作可能であること (2)表90-3から表90-15^{※2}、表90-17、表90-19および表90-21については、各表内に定める^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：90-12-3が該当 ※2：表90-3から表90-15のうち、表90-12および90-12-2-2および90-12-4が該当 ※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める重大事故等対処設備	(1)表90-2、表90-12 ^{※1} 、表90-16、表90-18および表90-20に定める機能、系統数および所要数において動作可能であること (2)表90-3から表90-15 ^{※2} 、表90-17、表90-19および表90-21については、各表内に定める ^{※3}	<p>3 各第二課長(発電第二課長及び土木建築課長を除く。)は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83-2から表83-21の措置を講じるとともに必要に応じて関係各第二課長へ通知する。通知を受けた関係各第二課長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>表83-1</p> <table border="1" data-bbox="427 958 608 1496"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める重大事故等対処設備</td> <td>(1)表83-2、表83-12^{※1}、表83-16、表83-18及び表83-20に定める機能、系統数及び所要数がそれぞれ別の適用モードにおいて動作可能であること (2)表83-3から表83-15^{※2}、表83-17、表83-19及び表83-21については、各表内に定める^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：83-12-3が該当 ※2：表83-3から表83-15のうち、表83-12については83-12-1、83-12-2が該当 ※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める重大事故等対処設備	(1)表83-2、表83-12 ^{※1} 、表83-16、表83-18及び表83-20に定める機能、系統数及び所要数がそれぞれ別の適用モードにおいて動作可能であること (2)表83-3から表83-15 ^{※2} 、表83-17、表83-19及び表83-21については、各表内に定める ^{※3}	<p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表85-2から表85-21の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課(室)長へ通知する。通知を受けた関係各課(室)長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>表85-1</p> <table border="1" data-bbox="427 398 608 943"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める重大事故等対処設備</td> <td>(1)表85-2、表85-12^{※1}、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれ別の適用モードにおいて動作可能であること (2)表85-3から表85-15^{※2}、表85-17、表85-19および表85-21については、各表内に定める^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：85-12-3が該当 ※2：表85-3から表85-15のうち、表85-12および85-12-2-2および85-12-4が該当 ※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める重大事故等対処設備	(1)表85-2、表85-12 ^{※1} 、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれ別の適用モードにおいて動作可能であること (2)表85-3から表85-15 ^{※2} 、表85-17、表85-19および表85-21については、各表内に定める ^{※3}	
項目	運転上の制限														
第1項で定める重大事故等対処設備	(1)表90-2、表90-12 ^{※1} 、表90-16、表90-18および表90-20に定める機能、系統数および所要数において動作可能であること (2)表90-3から表90-15 ^{※2} 、表90-17、表90-19および表90-21については、各表内に定める ^{※3}														
項目	運転上の制限														
第1項で定める重大事故等対処設備	(1)表83-2、表83-12 ^{※1} 、表83-16、表83-18及び表83-20に定める機能、系統数及び所要数がそれぞれ別の適用モードにおいて動作可能であること (2)表83-3から表83-15 ^{※2} 、表83-17、表83-19及び表83-21については、各表内に定める ^{※3}														
項目	運転上の制限														
第1項で定める重大事故等対処設備	(1)表85-2、表85-12 ^{※1} 、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれ別の適用モードにおいて動作可能であること (2)表85-3から表85-15 ^{※2} 、表85-17、表85-19および表85-21については、各表内に定める ^{※3}														

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

表番号	1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備	2次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備	3次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備
表90-3	大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)
90-3-1	1次冷却系のフィードアンドブリード	1次系のフィードアンドブリード	1次冷却系のフィードアンドブリード
(1) 運転上の制限	<p>運転上の制限</p> <p>項目 1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系^{※1}</p> <p>設備 (1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること^{※2} (2) 加圧器透がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること</p> <p>所要数 2台</p> <p>モード1、2、3および高圧注入ポンプ 4(蒸気発生器が稼働している場合) 加圧器透がし弁 燃料取替用水タンク^{※3}</p> <p>※1: 高圧注入系および加圧器透がし弁による1次冷却系の減圧系をいう。 ※2: 動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できることをいう。 ※3: 「90-1-4-2 燃料取替用水ピット」において運転上の制限を定める。</p>	<p>運転上の制限</p> <p>項目 1次系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系^{※1}</p> <p>設備 (1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること^{※2} (2) 加圧器透がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること</p> <p>所要数 2台</p> <p>モード1、2、3および高圧注入ポンプ 4(蒸気発生器が稼働している場合) 加圧器透がし弁 燃料取替用水タンク^{※3}</p> <p>※1: 高圧注入系および加圧器透がし弁による1次冷却系の減圧系をいう。 ※2: 動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できることをいう。 ※3: 「85-1-4-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p>	<p>運転上の制限</p> <p>項目 1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系^{※1}</p> <p>設備 (1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること^{※2} (2) 加圧器透がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること</p> <p>所要数 2台</p> <p>モード1、2、3および高圧注入ポンプ 4(蒸気発生器が稼働している場合) 加圧器透がし弁 燃料取替用水タンク^{※3}</p> <p>※1: 高圧注入系および加圧器透がし弁による1次冷却系の減圧系をいう。 ※2: 動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できることをいう。 ※3: 「85-1-4-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p>
(2) 確認事項	<p>確認事項</p> <p>項目 高圧注入ポンプ</p> <p>頻度 定期検査 時</p> <p>担当 発電室長</p> <p>確認事項 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびストライクにおける稼働時間以上、容量が10%/h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2および3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p>	<p>確認事項</p> <p>項目 高圧注入ポンプ</p> <p>頻度 定期検査 時</p> <p>担当 発電室長</p> <p>確認事項 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびストライクにおける稼働時間以上、容量が10%/h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2および3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p>	<p>確認事項</p> <p>項目 高圧注入ポンプ</p> <p>頻度 定期検査 時</p> <p>担当 発電室長</p> <p>確認事項 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2および3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p>
(3) 要求される措置	<p>要求される措置</p> <p>通用モード</p> <p>条件 A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合</p> <p>完了時間 表52-1 3 A.2の初回確認完了後4時間</p>	<p>要求される措置</p> <p>通用モード</p> <p>条件 A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合</p> <p>完了時間 表51-3 A.2の初回確認完了後4時間</p>	<p>要求される措置</p> <p>通用モード</p> <p>条件 A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合</p> <p>完了時間 表52-1 3 A.2の初回確認完了後4時間</p>

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○)は補足説明を示す。
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)		差異の説明	
5および6	余熱除去ポンプ 燃料取替用水ポンプ ※2	5および6	余熱除去ポンプ 格納容器循環ポンプ 格納容器再循環ポンプ 燃料取替用水タンク ※2	5および6	余熱除去ポンプ 燃料取替用水タンク ※2	【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (美浜は、再循環は85-4-6で記載している。)	
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)でき、または運転中であることをいう。 ※2：「90-1-4-2 燃料取替用水ポンプ」において運転上の制限を定める。		※1：動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)でき、または運転中であることをいう。 ※2：「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。		※1：動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)でき、または運転中であることをいう。 ※2：「85-1-4-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。			
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	項目	確認事項		
高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびストライクにおける揚程が ≥ 10 m以上、容量が ≥ 100 m ³ /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2および3において、1ヶ月に1回、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびストライクにおける揚程が ≥ 10 m以上、容量が ≥ 100 m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、1ヶ月に1回、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。 ※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	【大飯・玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、ミニマムフローでの確認のため第52条の記載に合わせる。)	
余熱除去ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびストライクにおける揚程が ≥ 10 m以上、容量が ≥ 100 m ³ /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2および3において、1ヶ月に1回、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	余熱除去ポンプ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびストライクにおける揚程が ≥ 10 m以上、容量が ≥ 100 m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2および3において、1ヶ月に1回、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5および6において、1ヶ月に1回、動作可能であることを確認する。 ※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	余熱除去ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。 ※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	【大飯一美浜】 ④：記載の適正化 (美浜は、動作可能であることと確認する対象は異なる/高圧注入ポンプであるため、「運転中のポンプについては、運転状態により確認する。」に記載する。) 【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (美浜は、再循環は85-4-6で記載している。)	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			
適用モード	要求される措置	適用モード	要求される措置	適用モード	要求される措置		
モード1、2、3および	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧す	モード1、A. 高圧注入系	A.1 発電第二課当直課長は、	モード1、A. 高圧注入系	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧す		
完了時間	速やかに	完了時間	速やかに	完了時間	速やかに		

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)		差異の説明								
4	<p>が動作不能である場合または低圧注入系の全てが動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2 当直課長は、モード3にする。</p> <p>A.3 当直課長は、モード5にする。</p> <p>モード5および6</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2 当直課長は、モード3にする。</p> <p>A.3 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>2、3及び4</p> <p>系の全てが動作不能である場合又は低圧注入系の全てが動作不能である場合</p> <p>A.1 発電第二課当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、モード3にする。</p> <p>A.3 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p> <p>モード5及び6</p> <p>A.1 発電第二課当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、モード3にする。</p> <p>A.3 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p>	<p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>が動作不能である場合または低圧注入系の全てが動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2 当直課長は、モード3にする。</p> <p>A.3 当直課長は、モード5にする。</p> <p>モード5および6</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2 当直課長は、モード3にする。</p> <p>A.3 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (玄海は、同等な機能を持つS A設備なし。美浜は、同等な機能を持つS A設備を設定している。)</p>							
<p>※3：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう(以下、本条において同じ)。 ※4：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL32.2m未満である場合をいう(以下、本条において同じ)。 ※5：A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水系をいう。</p>														
<p>90-4-2 炉心注水 一蓄圧注入系一 (1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク</td> <td>(1) ほう素濃度が2,800 ppm以上であること (2) ほう素水量(有効水量)が27.0m³以上(1基あたり)であること (3) モード1、2および3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage])を超える場合において、圧力が4.04MPa[gage]以上であること (4) モード3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage])以下の場合、4、5および6において、圧力が1.0MPa[gage]以上であること (5) 蓄圧タンク出口弁が動作可能であること※1</td> <td>蓄圧タンク</td> <td>4基※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、手動での開弁および閉弁ができることをいう。</p>							項目	運転上の制限	設備	所要数	蓄圧タンク	(1) ほう素濃度が2,800 ppm以上であること (2) ほう素水量(有効水量)が27.0m ³ 以上(1基あたり)であること (3) モード1、2および3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage])を超える場合において、圧力が4.04MPa[gage]以上であること (4) モード3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage])以下の場合、4、5および6において、圧力が1.0MPa[gage]以上であること (5) 蓄圧タンク出口弁が動作可能であること※1	蓄圧タンク	4基※2
項目	運転上の制限	設備	所要数											
蓄圧タンク	(1) ほう素濃度が2,800 ppm以上であること (2) ほう素水量(有効水量)が27.0m ³ 以上(1基あたり)であること (3) モード1、2および3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage])を超える場合において、圧力が4.04MPa[gage]以上であること (4) モード3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage])以下の場合、4、5および6において、圧力が1.0MPa[gage]以上であること (5) 蓄圧タンク出口弁が動作可能であること※1	蓄圧タンク	4基※2											
<p>※4：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう(以下、本条において同じ)。 ※5：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL31.0m未満である場合をいう(以下、本条において同じ)。 ※6：A、B内館スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水系をいう。</p>														
<p>85-4-2 炉心注水 一蓄圧注入系一 (1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アキュムレータ</td> <td>(1) ほう素濃度が2,600 ppm以上であること (2) ほう素水量(有効水量)が20.0m³以上(1基あたり)であること (3) モード1、2および3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage])を超える場合において、圧力が4.04MPa[gage]以上であること (4) モード3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage])以下の場合、4、5および6において、圧力が1.0MPa[gage]以上であること (5) アキュムレータ出口電動弁が動作可能であること※1</td> <td>アキュムレータ</td> <td>3基※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、手動での開弁および閉弁ができることをいう。</p>							項目	運転上の制限	設備	所要数	アキュムレータ	(1) ほう素濃度が2,600 ppm以上であること (2) ほう素水量(有効水量)が20.0m ³ 以上(1基あたり)であること (3) モード1、2および3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage])を超える場合において、圧力が4.04MPa[gage]以上であること (4) モード3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage])以下の場合、4、5および6において、圧力が1.0MPa[gage]以上であること (5) アキュムレータ出口電動弁が動作可能であること※1	アキュムレータ	3基※2
項目	運転上の制限	設備	所要数											
アキュムレータ	(1) ほう素濃度が2,600 ppm以上であること (2) ほう素水量(有効水量)が20.0m ³ 以上(1基あたり)であること (3) モード1、2および3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage])を超える場合において、圧力が4.04MPa[gage]以上であること (4) モード3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage])以下の場合、4、5および6において、圧力が1.0MPa[gage]以上であること (5) アキュムレータ出口電動弁が動作可能であること※1	アキュムレータ	3基※2											

～記載なし～

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）		差異の説明	
※2：モード3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5 および6において、所要数は3基。		※2：モード3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5 および6において、所要数は2基。		※2：モード3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5 および6において、所要数は2基。			
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当
蓄圧タンク	蓄圧タンク出口弁が動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6においてほう酸水量（有効水量）および圧力を確認する。 モード1、2、3、4、5および6においてほう酸濃度を確認する。	定期検査時 1日に1回	発電室長 当直課長	アクチュムレタ	アクチュムレタ出口電動弁が動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6においてほう酸水量（有効水量）および圧力を確認する。 モード1、2、3、4、5および6においてほう酸濃度を確認する。	定期検査時 1日に1回 3ヶ月に1回	発電室長 当直課長 当直課長
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2 および3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）	A. 蓄圧タンク1基のほう酸濃度が制限値を満足していない場合 B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合 C. 運転上の制限を満足する蓄圧タンクが3基未満である場合 または 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう酸濃度を制限値内に回復させる。 B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。 C.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足する蓄圧タンクを確保する措置を開始する。 C.2 当直課長は、モード3におよび 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	7.2時間 1時間 1.2時間 1.2時間 1.8時間	モード1、2 および3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）	A. アクチュムレタ1基のほう酸濃度が制限値を満足していない場合 B. アクチュムレタ1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合 C. 運転上の制限を満足するアクチュムレタが2基未満である場合 または 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 当直課長は、当該アクチュムレタのほう酸濃度を制限値内に回復させる。 B.1 当直課長は、当該アクチュムレタの運転上の制限を満足させる。 C.1 当直課長は、当該アクチュムレタの運転上の制限を満足するアクチュムレタを確保する措置を開始する。 C.2 当直課長は、モード3におよび 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	7.2時間 1時間 1.2時間 1.2時間 1.8時間
モード3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5および6	A. 運転上の制限を満足する蓄圧タンクが3基未満である場合 B. 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 C. 当直課長は、モード5	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足する蓄圧タンクを確保する措置を開始する。 B.1 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 C.1 当直課長は、モード5	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	モード3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5および6	A.1 当直課長は、当該アクチュムレタの運転上の制限を満足する措置を開始する。 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 A.3 当直課長は、モード5	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																																																																																																																												
<p>90-4-3 代替炉心注水 -B 充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水-</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん系</td> <td>B 充てんポンプ(自己冷却)による充てん注入系が動作可能であること※1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>B 充てんポンプ(自己冷却)</td> <td></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td></td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>復水タンク</td> <td></td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td></td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重油タンク</td> <td></td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> <td></td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいう。 ※2：「90-14-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。 ※3：「90-14-3 復水タンク(RWSP補給系を含む)」において運転上の制限を定める。 ※4：「90-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※5：「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B 充てんポンプ</td> <td>施設等により固定されていない充てん系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および子ストライクにおける揚程が$\frac{1}{10}$以上、容量が$\frac{1}{10}$以上であることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※6。</td> <td>定期検査時 時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>定期検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	設備	所要数	充てん系	B 充てんポンプ(自己冷却)による充てん注入系が動作可能であること※1			適用モード	B 充てんポンプ(自己冷却)		1台	モード1、2、3、4、5および6	燃料取替用水タンク		※2		復水タンク		※3		空冷式非常用発電装置		※4		燃料油貯蔵タンク		※5		重油タンク		※5		タンクローリー		※5	項目	確認事項	頻度	担当	B 充てんポンプ	施設等により固定されていない充てん系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および子ストライクにおける揚程が $\frac{1}{10}$ 以上、容量が $\frac{1}{10}$ 以上であることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※6。	定期検査時 時	当直課長			定期検査時	発電室長			1ヶ月に1回	当直課長	<p>83-4-2 代替炉心注水 -B 充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水-</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん注入系</td> <td>B 充てんポンプ(自己冷却)による充てん注入系が動作可能であること※1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>B 充てんポンプ(自己冷却)</td> <td></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td></td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、又は運転中であることをいう。 ※2：「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B 充てんポンプ</td> <td>施設等により固定されていない充てん系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び揚程が$\frac{1}{10}$以上、容量が$\frac{1}{10}$以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 時</td> <td>発電第二課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>定期検査時</td> <td>発電第二課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電第二課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	設備	所要数	充てん注入系	B 充てんポンプ(自己冷却)による充てん注入系が動作可能であること※1			適用モード	B 充てんポンプ(自己冷却)		1台	モード1、2、3、4、5及び6	燃料取替用水タンク		※2	項目	確認事項	頻度	担当	B 充てんポンプ	施設等により固定されていない充てん系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び揚程が $\frac{1}{10}$ 以上、容量が $\frac{1}{10}$ 以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 時	発電第二課長			定期検査時	発電第二課長			1ヶ月に1回	発電第二課長	<p>85-4-3 代替炉心注水 -C 充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による代替炉心注水-</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん系</td> <td>C 充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能であること※1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>C 充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)</td> <td></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td></td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>復水タンク</td> <td></td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td></td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬式オイルポンプ</td> <td></td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> <td></td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油移送ポンプ</td> <td></td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいう。 ※2：「85-14-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-14-3 復水タンク(燃料取替用水タンク補給系を含む)」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-6 燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C 充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>施設等により固定されていない充てん系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※6。 また、確認する際に動作した弁については、正しい位置に復旧している。</td> <td>定期検査時 時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>定期検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	設備	所要数	充てん系	C 充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能であること※1			適用モード	C 充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)		1台	モード1、2、3、4、5および6	燃料取替用水タンク		※2		復水タンク		※3		空冷式非常用発電装置		※4		燃料油貯蔵タンク		※5		可搬式オイルポンプ		※5		タンクローリー		※5		燃料油移送ポンプ		※5	項目	確認事項	頻度	担当	C 充てん/高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない充てん系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※6。 また、確認する際に動作した弁については、正しい位置に復旧している。	定期検査時 時	当直課長			定期検査時	発電室長			1ヶ月に1回	当直課長	<p>【玄海-美浜】 ②：上流文書の差異(美浜は、関連する水源、電源等も含め記載している)(以下、同様。)</p> <p>【大飯-美浜】 ②：上流文書の差異(美浜は、空冷式非常用発電装置の給油は可搬式オイルポンプによる給油手順を用意する。)(以下、同様。)</p> <p>【玄海-美浜】 ②：上流文書の差異(美浜はミニマムフローでの確認のため52条の記載に合わせる。)</p> <p>【玄海-美浜】 ④：記載の適正化</p>
項目	運転上の制限	設備	所要数																																																																																																																																												
充てん系	B 充てんポンプ(自己冷却)による充てん注入系が動作可能であること※1																																																																																																																																														
適用モード	B 充てんポンプ(自己冷却)		1台																																																																																																																																												
モード1、2、3、4、5および6	燃料取替用水タンク		※2																																																																																																																																												
	復水タンク		※3																																																																																																																																												
	空冷式非常用発電装置		※4																																																																																																																																												
	燃料油貯蔵タンク		※5																																																																																																																																												
	重油タンク		※5																																																																																																																																												
	タンクローリー		※5																																																																																																																																												
項目	確認事項	頻度	担当																																																																																																																																												
B 充てんポンプ	施設等により固定されていない充てん系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および子ストライクにおける揚程が $\frac{1}{10}$ 以上、容量が $\frac{1}{10}$ 以上であることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※6。	定期検査時 時	当直課長																																																																																																																																												
		定期検査時	発電室長																																																																																																																																												
		1ヶ月に1回	当直課長																																																																																																																																												
項目	運転上の制限	設備	所要数																																																																																																																																												
充てん注入系	B 充てんポンプ(自己冷却)による充てん注入系が動作可能であること※1																																																																																																																																														
適用モード	B 充てんポンプ(自己冷却)		1台																																																																																																																																												
モード1、2、3、4、5及び6	燃料取替用水タンク		※2																																																																																																																																												
項目	確認事項	頻度	担当																																																																																																																																												
B 充てんポンプ	施設等により固定されていない充てん系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び揚程が $\frac{1}{10}$ 以上、容量が $\frac{1}{10}$ 以上であることを確認する。 モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 時	発電第二課長																																																																																																																																												
		定期検査時	発電第二課長																																																																																																																																												
		1ヶ月に1回	発電第二課長																																																																																																																																												
項目	運転上の制限	設備	所要数																																																																																																																																												
充てん系	C 充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能であること※1																																																																																																																																														
適用モード	C 充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)		1台																																																																																																																																												
モード1、2、3、4、5および6	燃料取替用水タンク		※2																																																																																																																																												
	復水タンク		※3																																																																																																																																												
	空冷式非常用発電装置		※4																																																																																																																																												
	燃料油貯蔵タンク		※5																																																																																																																																												
	可搬式オイルポンプ		※5																																																																																																																																												
	タンクローリー		※5																																																																																																																																												
	燃料油移送ポンプ		※5																																																																																																																																												
項目	確認事項	頻度	担当																																																																																																																																												
C 充てん/高圧注入ポンプ	施設等により固定されていない充てん系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※6。 また、確認する際に動作した弁については、正しい位置に復旧している。	定期検査時 時	当直課長																																																																																																																																												
		定期検査時	発電室長																																																																																																																																												
		1ヶ月に1回	当直課長																																																																																																																																												

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)		差異の説明
適用モード	要求される措置	条件	要求される措置	条件	要求される措置	
モード1、2、3、および4	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*7。とともにもその他の設備*8が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備*9が動作可能であることを確認する*10。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	A. B充てんポンプ(自己冷却)による充てん系が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*4。 及び A.2 保修第二課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備*9が動作可能であることを確認する*6。 及び A.3 発電第二課当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	A. C充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*7。とともにもその他の設備*8が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備*9が動作可能であることを確認する*10。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	【玄海一美浜】 ④：記載の適正化(美浜は、その他の設備の確認について詳細に記載した。)
モード5および6	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備*9が動作可能であることを確認する*10。措置を開始する。	A. B充てんポンプ(自己冷却)による充てん系が動作不能である場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード5にする。 及び B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。 A.1 発電第二課当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電第二課当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 保修第二課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備*9が動作可能であることを確認する*6。	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備*9が動作可能であることを確認する*10。措置を開始する。	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備*9が動作可能であることを確認する*10。措置を開始する。	

※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※1：従前からの発電所固有の差異

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明 （設備の相違。）（以下、同様。）																																															
<p>※8：残りの余熱除去ポンプ1台、高圧注入ポンプ2台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までのホースを敷設する補完措置が完了していることを含む。</p> <p>90-4-4 代替炉心注水 -A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS 連絡ライン使用）による代替炉心注水-</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替炉心注水系</td> <td>A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能であること※1</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用） 燃料取替用水タンク</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）でできることをいう。 ※2：「90-14-2 燃料取替用水ピット」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A格納容器スプレイポンプ</td> <td>施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が1m以上、容量が10%以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回</td> <td>当直課長 発電室長 当直課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水</td> <td>A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3ととも、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。</td> <td>表64-4 A.2の初回確認完了後4時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替炉心注水系	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能であること※1	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5および6	A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用） 燃料取替用水タンク	項目	確認事項	頻度	担当	A格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が1m以上、容量が10%以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回	当直課長 発電室長 当直課長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	A	A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3ととも、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。	表64-4 A.2の初回確認完了後4時間	<p>※5：中間受槽を水源とした可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注水系をいう。</p> <p>※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補完措置が完了していることを含む。</p> <p>～記載なし～</p> <p>85-4-4 代替炉心注水 -A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS 連絡ライン使用）による代替炉心注水-</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替炉心注水系</td> <td>A、B内部スプレポンプによる代替炉心注水系が動作可能であること※1</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用） 燃料取替用水タンク</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）でできることをいう。 ※2：「85-14-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B内部スプレポンプ</td> <td>施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回</td> <td>当直課長 発電室長 当直課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水</td> <td>A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3ととも、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。</td> <td>表58-3 A.2の初回確認完了後4時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替炉心注水系	A、B内部スプレポンプによる代替炉心注水系が動作可能であること※1	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5および6	A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用） 燃料取替用水タンク	項目	確認事項	頻度	担当	A、B内部スプレポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回	当直課長 発電室長 当直課長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	A	A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3ととも、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。	表58-3 A.2の初回確認完了後4時間	<p>【玄海－美浜】 ①：上流文書の差異 （玄海は、83-4-4代替再循環にて記載のため、本項では記載なし。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、テストラインのミマムフローターは確認のため58条の記載に合わせる。）</p>
項目	運転上の制限																																																	
代替炉心注水系	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能であること※1																																																	
適用モード	設備																																																	
モード1、2、3、4、5および6	A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用） 燃料取替用水タンク																																																	
項目	確認事項	頻度	担当																																															
A格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が1m以上、容量が10%以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回	当直課長 発電室長 当直課長																																															
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																															
A	A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3ととも、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。	表64-4 A.2の初回確認完了後4時間																																															
項目	運転上の制限																																																	
代替炉心注水系	A、B内部スプレポンプによる代替炉心注水系が動作可能であること※1																																																	
適用モード	設備																																																	
モード1、2、3、4、5および6	A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用） 燃料取替用水タンク																																																	
項目	確認事項	頻度	担当																																															
A、B内部スプレポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回	当直課長 発電室長 当直課長																																															
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																															
A	A、B内部スプレポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3ととも、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。	表58-3 A.2の初回確認完了後4時間																																															

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

項目	確認事項	頻度	担当																																													
大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可） の制限を定める。 ※2：T90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー 一による燃料供給設備」において運転上の制限を定める。	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>確認事項</td> <td>頻度</td> <td>担当</td> </tr> <tr> <td>可搬式ディーゼル 注入ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、 異音、異臭、漏えいがないこと、 および稼働が□m以上、容量が □m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1 回</td> <td>保安第二 課長</td> </tr> <tr> <td>可搬式代替低圧 注水ポンプ</td> <td>モード1、2、3、4、5および 6において、ポンプを起動し、 動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に 1回</td> <td>タービン 保安課長</td> </tr> <tr> <td>電源車（可搬式 代替低圧注水ポンプ用）</td> <td>発電機を起動し、運転状態（電 圧等）に異常がないことを確認 する。</td> <td>1年に1 回</td> <td>電気 保安課長</td> </tr> <tr> <td>送水車</td> <td>モード1、2、3、4、5および 6において、発電機を起動し、 動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に 1回</td> <td>電気 保安課長</td> </tr> <tr> <td>仮設組立式水櫃</td> <td>モード1、2、3、4、5および 6において、所要数が使用可能 であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に 1回</td> <td>タービン 保安課長</td> </tr> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式ディーゼル 注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、 異音、異臭、漏えいがないこと、 および稼働が□m以上、容量が □m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1 回	保安第二 課長	可搬式代替低圧 注水ポンプ	モード1、2、3、4、5および 6において、ポンプを起動し、 動作可能であることを確認する。	3ヶ月に 1回	タービン 保安課長	電源車（可搬式 代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電 圧等）に異常がないことを確認 する。	1年に1 回	電気 保安課長	送水車	モード1、2、3、4、5および 6において、発電機を起動し、 動作可能であることを確認する。	3ヶ月に 1回	電気 保安課長	仮設組立式水櫃	モード1、2、3、4、5および 6において、所要数が使用可能 であることを確認する。	3ヶ月に 1回	タービン 保安課長	<p>美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案） 制限を定める。 ※2：T85-12-4 軽油用ドラム缶による燃料供給設備」において運転 上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>確認事項</td> <td>頻度</td> <td>担当</td> </tr> <tr> <td>可搬式代替低圧 注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、 異音、異臭、漏えいがないこと、 および稼働が□m³/h以上、容量が □m³/h以上であることを確認 する。</td> <td>1年に1 回</td> <td>タービン 保安課長</td> </tr> <tr> <td>電源車（可搬式 代替低圧注水ポンプ用）</td> <td>発電機を起動し、運転状態（電 圧等）に異常がないことを確認 する。</td> <td>1年に1 回</td> <td>電気 保安課長</td> </tr> <tr> <td>送水車</td> <td>モード1、2、3、4、5および 6において、ポンプを起動し、 動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に 1回</td> <td>タービン 保安課長</td> </tr> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式代替低圧 注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、 異音、異臭、漏えいがないこと、 および稼働が□m ³ /h以上、容量が □m ³ /h以上であることを確認 する。	1年に1 回	タービン 保安課長	電源車（可搬式 代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電 圧等）に異常がないことを確認 する。	1年に1 回	電気 保安課長	送水車	モード1、2、3、4、5および 6において、ポンプを起動し、 動作可能であることを確認する。	3ヶ月に 1回	タービン 保安課長	<p>差異の説明 大飯は、仮設組立式水 櫃を使用。）（以下、同 様。）</p> <p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異</p>					
項目	確認事項	頻度	担当																																													
可搬式ディーゼル 注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、 異音、異臭、漏えいがないこと、 および稼働が□m以上、容量が □m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1 回	保安第二 課長																																													
可搬式代替低圧 注水ポンプ	モード1、2、3、4、5および 6において、ポンプを起動し、 動作可能であることを確認する。	3ヶ月に 1回	タービン 保安課長																																													
電源車（可搬式 代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電 圧等）に異常がないことを確認 する。	1年に1 回	電気 保安課長																																													
送水車	モード1、2、3、4、5および 6において、発電機を起動し、 動作可能であることを確認する。	3ヶ月に 1回	電気 保安課長																																													
仮設組立式水櫃	モード1、2、3、4、5および 6において、所要数が使用可能 であることを確認する。	3ヶ月に 1回	タービン 保安課長																																													
項目	確認事項	頻度	担当																																													
可搬式代替低圧 注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、 異音、異臭、漏えいがないこと、 および稼働が□m ³ /h以上、容量が □m ³ /h以上であることを確認 する。	1年に1 回	タービン 保安課長																																													
電源車（可搬式 代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電 圧等）に異常がないことを確認 する。	1年に1 回	電気 保安課長																																													
送水車	モード1、2、3、4、5および 6において、ポンプを起動し、 動作可能であることを確認する。	3ヶ月に 1回	タービン 保安課長																																													
玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>確認事項</td> <td>頻度</td> <td>担当</td> </tr> <tr> <td>可搬式ディーゼル 注入ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、運転状態に 異常がないこと、及び稼働が □m以上、容量が□m³/h以上 であることを確認する。</td> <td>1年に1 回</td> <td>保安第二 課長</td> </tr> <tr> <td>可搬式代替低圧 注水ポンプ</td> <td>モード1、2、3、4、5及び 6において、2台以上のポン プを起動し、動作可能である ことを確認する。</td> <td>3か月に 1回</td> <td>保安第二 課長</td> </tr> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式ディーゼル 注入ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に 異常がないこと、及び稼働が □m以上、容量が□m ³ /h以上 であることを確認する。	1年に1 回	保安第二 課長	可搬式代替低圧 注水ポンプ	モード1、2、3、4、5及び 6において、2台以上のポン プを起動し、動作可能である ことを確認する。	3か月に 1回	保安第二 課長	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <tr> <th>適用 モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>モード 1、2、 3及び 4</td> <td>A. 可搬式ディー ゼルの注入 ポンプによる 代替炉心注 入系のうち、動作可 能なシステムが 2系統未満 である場合 及び A.2 発電第二課当直課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重大 事故等対処設備^{※5}が動作可能 であることを確認する^{※6}。 及び A.3 保安第二課長は、当該系統を 動作可能な状態に復旧する。 B. 可搬式ディー ゼルの注入</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、1台 の余熱除去ポンプを起動し、 動作可能であることを確認す る^{※3}。 A.2 発電第二課当直課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重大 事故等対処設備^{※5}が動作可能 であることを確認する^{※6}。 及び A.3 保安第二課長は、当該系統を 動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、1台 の余熱除去ポンプを起動し、</td> <td>4時間 10日 30日 4時間</td> </tr> </table>	適用 モード	条件	要求される措置	完了時間	モード 1、2、 3及び 4	A. 可搬式ディー ゼルの注入 ポンプによる 代替炉心注 入系のうち、動作可 能なシステムが 2系統未満 である場合 及び A.2 発電第二課当直課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重大 事故等対処設備 ^{※5} が動作可能 であることを確認する ^{※6} 。 及び A.3 保安第二課長は、当該系統を 動作可能な状態に復旧する。 B. 可搬式ディー ゼルの注入	A.1 発電第二課当直課長は、1台 の余熱除去ポンプを起動し、 動作可能であることを確認す る ^{※3} 。 A.2 発電第二課当直課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重大 事故等対処設備 ^{※5} が動作可能 であることを確認する ^{※6} 。 及び A.3 保安第二課長は、当該系統を 動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、1台 の余熱除去ポンプを起動し、	4時間 10日 30日 4時間	<p>大飯・玄海と美浜で差のある箇所 （備考欄の○は補足説明を示す。） 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所 （2019.12.09補正含む）</p>																									
項目	確認事項	頻度	担当																																													
可搬式ディーゼル 注入ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に 異常がないこと、及び稼働が □m以上、容量が□m ³ /h以上 であることを確認する。	1年に1 回	保安第二 課長																																													
可搬式代替低圧 注水ポンプ	モード1、2、3、4、5及び 6において、2台以上のポン プを起動し、動作可能である ことを確認する。	3か月に 1回	保安第二 課長																																													
適用 モード	条件	要求される措置	完了時間																																													
モード 1、2、 3及び 4	A. 可搬式ディー ゼルの注入 ポンプによる 代替炉心注 入系のうち、動作可 能なシステムが 2系統未満 である場合 及び A.2 発電第二課当直課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重大 事故等対処設備 ^{※5} が動作可能 であることを確認する ^{※6} 。 及び A.3 保安第二課長は、当該系統を 動作可能な状態に復旧する。 B. 可搬式ディー ゼルの注入	A.1 発電第二課当直課長は、1台 の余熱除去ポンプを起動し、 動作可能であることを確認す る ^{※3} 。 A.2 発電第二課当直課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重大 事故等対処設備 ^{※5} が動作可能 であることを確認する ^{※6} 。 及び A.3 保安第二課長は、当該系統を 動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、1台 の余熱除去ポンプを起動し、	4時間 10日 30日 4時間																																													
大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可） の制限を定める。 ※2：T90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー 一による燃料供給設備」において運転上の制限を定める。	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>確認事項</td> <td>頻度</td> <td>担当</td> </tr> <tr> <td>可搬式代替低圧 注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、 異音、異臭、漏えいがないこと、 および稼働が□m以上、容量が □m³/h以上であることを確認 する。</td> <td>1年に1 回</td> <td>タービン 保安課長</td> </tr> <tr> <td>電源車（可搬式 代替低圧注水ポンプ用）</td> <td>発電機を起動し、運転状態（電 圧等）に異常がないことを確認 する。</td> <td>1年に1 回</td> <td>電気 保安課長</td> </tr> <tr> <td>送水車</td> <td>モード1、2、3、4、5および 6において、発電機を起動し、 動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に 1回</td> <td>タービン 保安課長</td> </tr> <tr> <td>仮設組立式水櫃</td> <td>モード1、2、3、4、5および 6において、所要数が使用可能 であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に 1回</td> <td>タービン 保安課長</td> </tr> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式代替低圧 注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、 異音、異臭、漏えいがないこと、 および稼働が□m以上、容量が □m ³ /h以上であることを確認 する。	1年に1 回	タービン 保安課長	電源車（可搬式 代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電 圧等）に異常がないことを確認 する。	1年に1 回	電気 保安課長	送水車	モード1、2、3、4、5および 6において、発電機を起動し、 動作可能であることを確認する。	3ヶ月に 1回	タービン 保安課長	仮設組立式水櫃	モード1、2、3、4、5および 6において、所要数が使用可能 であることを確認する。	3ヶ月に 1回	タービン 保安課長	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <tr> <th>適用 モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>モード 1、2、 3及び 4</td> <td>A. 可搬式代替 低圧注水ポ ンプによる 代替炉心注 水系のうち、動作可 能なシステムが 2系統未満 である場合 および A.2 当直課長は、当該系統と同等 の機能を持つ重大事故等対処 設備^{※5}が動作可能であるこ とを確認する^{※6}。 および A.3 タービン保安課長は、当該系 統を動作可能な状態に復旧す る。</td> <td>A.1 当直課長は、1台の余熱除去 ポンプを起動し、動作可能で あることを確認する^{※3}とと もに、その他の設備^{※4}が動 作可能であることを確認す る。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等 の機能を持つ重大事故等対処 設備^{※5}が動作可能であるこ とを確認する^{※6}。 および A.3 電気保安課長およびタービン 保安課長は、当該系統を動作 可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、1台の余熱除去</td> <td>4時間 10日 30日 4時間</td> </tr> </table>	適用 モード	条件	要求される措置	完了時間	モード 1、2、 3及び 4	A. 可搬式代替 低圧注水ポ ンプによる 代替炉心注 水系のうち、動作可 能なシステムが 2系統未満 である場合 および A.2 当直課長は、当該系統と同等 の機能を持つ重大事故等対処 設備 ^{※5} が動作可能であるこ とを確認する ^{※6} 。 および A.3 タービン保安課長は、当該系 統を動作可能な状態に復旧す る。	A.1 当直課長は、1台の余熱除去 ポンプを起動し、動作可能で あることを確認する ^{※3} とと もに、その他の設備 ^{※4} が動 作可能であることを確認す る。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等 の機能を持つ重大事故等対処 設備 ^{※5} が動作可能であるこ とを確認する ^{※6} 。 および A.3 電気保安課長およびタービン 保安課長は、当該系統を動作 可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、1台の余熱除去	4時間 10日 30日 4時間	<p>美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案） 制限を定める。 ※2：T85-12-4 軽油用ドラム缶による燃料供給設備」において運転 上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>確認事項</td> <td>頻度</td> <td>担当</td> </tr> <tr> <td>可搬式代替低圧 注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、 異音、異臭、漏えいがないこと、 および稼働が□m³/h以上、容量が □m³/h以上であることを確認 する。</td> <td>1年に1 回</td> <td>タービン 保安課長</td> </tr> <tr> <td>電源車（可搬式 代替低圧注水ポンプ用）</td> <td>発電機を起動し、運転状態（電 圧等）に異常がないことを確認 する。</td> <td>1年に1 回</td> <td>電気 保安課長</td> </tr> <tr> <td>送水車</td> <td>モード1、2、3、4、5および 6において、ポンプを起動し、 動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に 1回</td> <td>タービン 保安課長</td> </tr> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式代替低圧 注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、 異音、異臭、漏えいがないこと、 および稼働が□m ³ /h以上、容量が □m ³ /h以上であることを確認 する。	1年に1 回	タービン 保安課長	電源車（可搬式 代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電 圧等）に異常がないことを確認 する。	1年に1 回	電気 保安課長	送水車	モード1、2、3、4、5および 6において、ポンプを起動し、 動作可能であることを確認する。	3ヶ月に 1回	タービン 保安課長	<p>差異の説明 大飯は、仮設組立式水 櫃を使用。）（以下、同 様。）</p> <p>【玄海－美浜】 ④：記載の適正化 （美浜は、その他の設備の 確認について詳細に記載し た。）</p>
項目	確認事項	頻度	担当																																													
可搬式代替低圧 注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、 異音、異臭、漏えいがないこと、 および稼働が□m以上、容量が □m ³ /h以上であることを確認 する。	1年に1 回	タービン 保安課長																																													
電源車（可搬式 代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電 圧等）に異常がないことを確認 する。	1年に1 回	電気 保安課長																																													
送水車	モード1、2、3、4、5および 6において、発電機を起動し、 動作可能であることを確認する。	3ヶ月に 1回	タービン 保安課長																																													
仮設組立式水櫃	モード1、2、3、4、5および 6において、所要数が使用可能 であることを確認する。	3ヶ月に 1回	タービン 保安課長																																													
適用 モード	条件	要求される措置	完了時間																																													
モード 1、2、 3及び 4	A. 可搬式代替 低圧注水ポ ンプによる 代替炉心注 水系のうち、動作可 能なシステムが 2系統未満 である場合 および A.2 当直課長は、当該系統と同等 の機能を持つ重大事故等対処 設備 ^{※5} が動作可能であるこ とを確認する ^{※6} 。 および A.3 タービン保安課長は、当該系 統を動作可能な状態に復旧す る。	A.1 当直課長は、1台の余熱除去 ポンプを起動し、動作可能で あることを確認する ^{※3} とと もに、その他の設備 ^{※4} が動 作可能であることを確認す る。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等 の機能を持つ重大事故等対処 設備 ^{※5} が動作可能であるこ とを確認する ^{※6} 。 および A.3 電気保安課長およびタービン 保安課長は、当該系統を動作 可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、1台の余熱除去	4時間 10日 30日 4時間																																													
項目	確認事項	頻度	担当																																													
可搬式代替低圧 注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、 異音、異臭、漏えいがないこと、 および稼働が□m ³ /h以上、容量が □m ³ /h以上であることを確認 する。	1年に1 回	タービン 保安課長																																													
電源車（可搬式 代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電 圧等）に異常がないことを確認 する。	1年に1 回	電気 保安課長																																													
送水車	モード1、2、3、4、5および 6において、ポンプを起動し、 動作可能であることを確認する。	3ヶ月に 1回	タービン 保安課長																																													

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>低圧注水ポンプによる注水に、動作可能なシステムが1系統未満である場合</p> <p>72時間</p> <p>B.2 当直課長は、当該システムの機能を保持する重大事故等対処設備が動作可能であることを確認する。^{※6}</p> <p>および</p> <p>B.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>30日</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p>	<p>動作可能であることを確認する。^{※4}</p> <p>72時間</p> <p>B.2 発電第二課当直課長は、当該システムと同等な機能を保持する重大事故等対処設備が動作可能であることを確認する。^{※6}</p> <p>および</p> <p>B.3 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>30日</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p>	<p>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。^{※3}ととも、その他の設備^{※4}が動作可能であることを確認する。</p> <p>72時間</p> <p>B.2 当直課長は、当該システムと同等の機能を保持する重大事故等対処設備が動作可能であることを確認する。^{※6}</p> <p>および</p> <p>B.3 電気保修課長およびタービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>30日</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p>	<p>低圧注水ポンプによる注水に、動作可能なシステムが1系統未満である場合</p> <p>72時間</p> <p>B.2 当直課長は、当該システムと同等の機能を保持する重大事故等対処設備が動作可能であることを確認する。^{※6}</p> <p>および</p> <p>B.3 電気保修課長およびタービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>30日</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p>
(3) 要求される措置(続き)			
<p>モード5および6</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水、動作可能なシステムが2系統未満である場合</p> <p>速やかに</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。</p> <p>速やかに</p> <p>A.4 当直課長は、当該システムと同等の機能を保持する重大事故等対処設備が動作可能であることを確認する。^{※6}措置を開始する。</p>	<p>モード5および6</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水、動作可能なシステムが2系統未満である場合</p> <p>速やかに</p> <p>A.1 保修第二課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 発電第二課当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。</p> <p>速やかに</p> <p>A.4 発電第二課当直課長は、当該システムと同等な機能を保持する重大事故等対処設備が動作可能であることを確認する。^{※6}</p>	<p>モード5および6</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水、動作可能なシステムが2系統未満である場合</p> <p>速やかに</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。</p> <p>速やかに</p> <p>A.4 当直課長は、当該システムと同等の機能を保持する重大事故等対処設備が動作可能であることを確認する。^{※6}措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>
<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※4：残りの余熱除去ポンプ1台、高圧注入ポンプ2台、ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却水系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：B充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水入系をいう。</p> <p>※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>			
<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※4：残りの余熱除去ポンプ1台、充てん/高圧注入ポンプ2台、ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却水系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：C充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系およびA、B内部分注ポンプ(RHRS-CSS連続ライン使用)による代替炉心注水入系をいう。</p> <p>※6「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>83-4-4 代替再循環</p>			
<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※4：残りの余熱除去ポンプ1台、高圧注入ポンプ2台、ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却水系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：B充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水入系をいう。</p> <p>※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>90-4-6 代替再循環</p>			
<p>(1) 運転上の制限</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>代替再循環系 (1) A.格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS)</p>			
<p>(1) 運転上の制限</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>代替再循環系 (1) A.格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS)</p>			
<p>(1) 運転上の制限</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>代替再循環系 (1) A.格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS)</p>			

【大飯・玄海一美浜】
 ②：上流文書の差異
 (美浜は、低圧代替再循環)

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>適用モード</p> <p>設 備</p> <p>所要数</p> <p>モード1、2、3、4、5および6</p> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できることをいう。 ※2：「90-7-2 大容量ポンプ」による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却)において運転上の制限を定める。 ※3：「90-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー」による燃料補給設備)において運転上の制限を定める。 ※5：「90-7-2 大容量ポンプ」による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却)において運転上の制限を定める。 ※6：「90-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p>	<p>適用モード</p> <p>設 備</p> <p>所要数</p> <p>モード1、2、3、4、5および6</p> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できることをいう。 ※2：「83-7-2 移動式大容量ポンプ車」による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却)において運転上の制限を定める。 ※3：「83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリー」による燃料補給設備)において運転上の制限を定める。</p>	<p>適用モード</p> <p>設 備</p> <p>所要数</p> <p>モード1、2、3、4、5および6</p> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できることをいう。 ※2：「A、B内部スプレポンプ(RHRS-CSS連続ライン使用)」を用いる再循環用1基およびB余熱除去ポンプ(海水冷却)による再循環用1基。 ※3：「85-7-2 大容量ポンプ」による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却)において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリー」および燃料油移送ポンプによる燃料補給設備)において運転上の制限を定める。</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】 ②：上流文書の差異(設備の相違。)以下、同様。 【玄海一美浜】 ④：記載の適正化(美浜は、格納容器再循環ポンプおよび格納容器再循環タンクスケリオンについて、AおよびB内部スプレポンプはA系、B余熱除去ポンプはB系を用いるため、所要数を2基としている。)</p>
<p>適用モード</p> <p>設 備</p> <p>所要数</p> <p>モード1、2、3、4、5および6</p> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できることをいう。 ※2：「90-7-2 大容量ポンプ」による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却)において運転上の制限を定める。 ※3：「90-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー」による燃料補給設備)において運転上の制限を定める。 ※5：「90-7-2 大容量ポンプ」による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却)において運転上の制限を定める。 ※6：「90-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p>	<p>適用モード</p> <p>設 備</p> <p>所要数</p> <p>モード1、2、3、4、5および6</p> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できることをいう。 ※2：「83-7-2 移動式大容量ポンプ車」による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却)において運転上の制限を定める。 ※3：「83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリー」による燃料補給設備)において運転上の制限を定める。</p>	<p>適用モード</p> <p>設 備</p> <p>所要数</p> <p>モード1、2、3、4、5および6</p> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できることをいう。 ※2：「A、B内部スプレポンプ(RHR S-CSS連続ライン使用)」を用いる再循環用1基およびB余熱除去ポンプ(海水冷却)による再循環用1基。 ※3：「85-7-2 大容量ポンプ」による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却)において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリー」および燃料油移送ポンプによる燃料補給設備)において運転上の制限を定める。</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】 ②：上流文書の差異(美浜は、テストラインはミニマムフローでの確認のため58条の記載に合わせる。)</p>
<p>項目</p> <p>確認事項</p> <p>頻度</p> <p>担当</p> <p>実施等により固定されていない原子炉格納容器スプレレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける漏れが1m以上、容量が10m³/h以上であることを確認する。</p> <p>モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>モード5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p>	<p>項目</p> <p>確認事項</p> <p>頻度</p> <p>担当</p> <p>実施等により固定されていない原子炉格納容器スプレレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける漏れが1m以上、容量が10m³/h以上であることを確認する。</p> <p>モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>モード5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p>	<p>項目</p> <p>確認事項</p> <p>頻度</p> <p>担当</p> <p>実施等により固定されていない原子炉格納容器スプレレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。</p> <p>モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>モード5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p>	<p>差異の説明</p> <p>のSA設備あり。)</p>

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）		差異の説明																					
<p>おおよび</p> <p>A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。またB.2とともにその他の設備^{※9}が動作可能であることを確認する^{※10}。</p> <p>おおよび</p> <p>B.2 当直課長、原子炉係修課長およびタービン係修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※9}が動作可能であることを確認する^{※10}。</p> <p>おおよび</p> <p>B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>おおよび</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>7.2時間</p> <p>表5.2-3 A.2の初回確認完了後4時間</p> <p>7.2時間</p> <p>3.0日</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>動作不能である場合</p> <p>B. B 高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替循環係数が動作不能である場合</p> <p>及び</p> <p>B.2 当直課長、原子炉係修課長、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※9}が動作可能であることを確認する^{※7}。</p> <p>及び</p> <p>B.3 発電第二課当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了した時間内に達成できない場合</p>	<p>当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B.1 発電第二課当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する^{※9}。</p> <p>及び</p> <p>B.2 発電第二課当直課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※9}が動作可能であることを確認する^{※7}。</p> <p>及び</p> <p>B.3 発電第二課当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</p> <p>及び</p> <p>C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p>	<p>おおよび</p> <p>A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。またB.2とともにその他の設備^{※9}が動作可能であることを確認する^{※10}。</p> <p>おおよび</p> <p>B.2 当直課長、原子炉係修課長およびタービン係修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※9}が動作可能であることを確認する^{※10}。</p> <p>おおよび</p> <p>B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>おおよび</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>7.2時間</p> <p>表5.2-3 A.2の初回確認完了後4時間</p> <p>7.2時間</p> <p>3.0日</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>確認について詳細に記載した。）</p>																					
<p>(3) 要求される措置（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A.5および6</td> <td>A. A 格納容器プレイボンプ（RHR）使用による代替循環係数が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B 高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替循環係数が動作不能である場合</td> <td>A.2 当直課長は、1次冷却系の水を抜きを中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の措置を開始する。</td> <td>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A.4 当直課長、原子炉係修課長およびタービン係修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※9}が動作可能であることを確認する^{※10}。</td> <td>A.4 当直課長、原子炉係修課長およびタービン係修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※9}が動作可能であることを確認する^{※10}。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>								通用モード	条件	要求される措置	完了時間	A.5および6	A. A 格納容器プレイボンプ（RHR）使用による代替循環係数が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに		B 高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替循環係数が動作不能である場合	A.2 当直課長は、1次冷却系の水を抜きを中止する。	速やかに		A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の措置を開始する。	A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の措置を開始する。	速やかに		A.4 当直課長、原子炉係修課長およびタービン係修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。	A.4 当直課長、原子炉係修課長およびタービン係修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。	速やかに
通用モード	条件	要求される措置	完了時間																								
A.5および6	A. A 格納容器プレイボンプ（RHR）使用による代替循環係数が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに																								
	B 高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替循環係数が動作不能である場合	A.2 当直課長は、1次冷却系の水を抜きを中止する。	速やかに																								
	A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の措置を開始する。	A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の措置を開始する。	速やかに																								
	A.4 当直課長、原子炉係修課長およびタービン係修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。	A.4 当直課長、原子炉係修課長およびタービン係修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。	速やかに																								
<p>(3) 要求される措置（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A.5および6</td> <td>A. A 格納容器プレイボンプ（RHR）使用による代替循環係数が動作不能である場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B 高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替循環係数が動作不能である場合</td> <td>A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水を抜きを中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A.3 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の措置を開始する。</td> <td>A.3 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A.4 発電第二課当直課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※6}が動作可能であることを確認する^{※7}。</td> <td>A.4 発電第二課当直課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※6}が動作可能であることを確認する^{※7}。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>								通用モード	条件	要求される措置	完了時間	A.5および6	A. A 格納容器プレイボンプ（RHR）使用による代替循環係数が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに		B 高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替循環係数が動作不能である場合	A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水を抜きを中止する。	速やかに		A.3 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の措置を開始する。	A.3 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の措置を開始する。	速やかに		A.4 発電第二課当直課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する ^{※7} 。	A.4 発電第二課当直課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する ^{※7} 。	速やかに
通用モード	条件	要求される措置	完了時間																								
A.5および6	A. A 格納容器プレイボンプ（RHR）使用による代替循環係数が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに																								
	B 高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替循環係数が動作不能である場合	A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水を抜きを中止する。	速やかに																								
	A.3 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の措置を開始する。	A.3 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の措置を開始する。	速やかに																								
	A.4 発電第二課当直課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する ^{※7} 。	A.4 発電第二課当直課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する ^{※7} 。	速やかに																								
<p>※6：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。</p> <p>※7：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：残りのディーゼル発電機1基および原子炉補機冷却系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：B充てんポンプ（自己冷却）による充てん系および大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系をいう。</p> <p>※4：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。残りの余熱除去ポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：残りのディーゼル発電機1基及び原子炉補機冷却系2系統については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>																											

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																																									
<p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>表 90-5 1次冷却系の減圧をするための設備</p> <p>90-5-1 加圧器逃がし弁による減圧</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ポンベ、可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）または可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）または可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>10本※1</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1セット10本（A系統5本、B系統5本）。 ※2：1セット2台（A系統1台、B系統1台）。 ※3：「90-15-1 空冷式非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「90-15-5 可機式整流器からの給電」において運転上の制限を定める。 ※5：「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー」による燃料供給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	窒素ポンベ、可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）または可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）または可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	10本※1	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	2台※2	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	1個	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※3	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※4	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※5	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※5	<p>※6：B充てんポンプ（自己冷却）による充てん送込及び移動式大容量ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却系をいう。 ※7：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>表 83-5 1次冷却系の減圧をするための設備</p> <p>83-5-1 加圧器逃がし弁による減圧</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ポンベ及び可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）及び可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>4個※1</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>2個※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1セット4個（A系統2個、B系統2個）。 ※2：1セット2個（A系統1個、B系統1個）。</p>	項目	運転上の制限	所要数	窒素ポンベ及び可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）及び可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	4個※1	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	2個※2	<p>※7：残りの余熱除去ポンプ1台をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※8：残りのディーゼル発電機1基および原子炉補機冷却水系2系統をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※9：C充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系および大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系をいう。 ※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>表 85-5 1次冷却系の減圧をするための設備</p> <p>85-5-1 加圧器逃がし弁による減圧</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ポンベ、可機式空気圧縮機および可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>(1) 窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）または可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>4本※1</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>(2) 可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1セット4本（A系統3本、B系統1本）。 ※2：1セット2台（A系統1台、B系統1台）。 ※3：「85-15-1 空冷式非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-4 可機式整流器からの給電」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可機式オイルポンプ、タンクローリー」による燃料供給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	窒素ポンベ、可機式空気圧縮機および可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	(1) 窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）または可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	4本※1	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	(2) 可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	2台※2	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	1個	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※3	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※4	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※5	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※5	<p>【玄海－美浜】 (2)：上流文書の差異（玄海では可機式空気圧縮機はなし。）（以下、同様。） 【玄海－美浜】 (4)：記載の適正化（玄海では可機式空気圧縮機の記載と窒素ポンベの記載に統合しているが、美浜は分割して記載。）</p>
項目	運転上の制限	所要数																																																										
窒素ポンベ、可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）または可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）または可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	10本※1																																																										
可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	2台※2																																																										
可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	1個																																																										
可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※3																																																										
可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※4																																																										
可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※5																																																										
可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※5																																																										
項目	運転上の制限	所要数																																																										
窒素ポンベ及び可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）及び可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	4個※1																																																										
可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	2個※2																																																										
項目	運転上の制限	所要数																																																										
窒素ポンベ、可機式空気圧縮機および可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	(1) 窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）または可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	4本※1																																																										
可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	(2) 可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	2台※2																																																										
可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	1個																																																										
可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※3																																																										
可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※4																																																										
可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※5																																																										
可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	※5																																																										
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）</td> <td>モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>計装 係長</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）</td> <td>モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>計装 係長</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）</td> <td>モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>計装 係長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長	可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）</td> <td>モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>計装 係長</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用）</td> <td>モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>計装 係長</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用）</td> <td>モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>計装 係長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長	可機式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長	可機式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）</td> <td>モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>計装 係長</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用）</td> <td>モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>計装 係長</td> </tr> <tr> <td>可機式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用）</td> <td>モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>計装 係長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長	可機式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長	可機式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長										
項目	確認事項	頻度	担当																																																									
窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長																																																									
可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長																																																									
可機式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長																																																									
項目	確認事項	頻度	担当																																																									
窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長																																																									
可機式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長																																																									
可機式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長																																																									
項目	確認事項	頻度	担当																																																									
窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長																																																									
可機式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長																																																									
可機式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 係長																																																									

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)			玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)			美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)					
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	差異の説明			
1, 2, 3 および	A. 窒素ポンプ(加圧器逃がし弁)又は可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 A.2 計装係修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A.3 計装係修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	1, 2, 3 および	A. 窒素ポンプ(加圧器逃がし弁)又は可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 A.2 計装係修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A.3 計装係修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	【玄海一美浜】 ④：記載の適正化(美浜は、その他の設備の確認について詳細に記載した。)			
1, 2, 3 および	B. 可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁)を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 B.2 電気係修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する。 B.3 電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	1, 2, 3 および	B. 可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁)を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 B.2 電気係修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する。 B.3 電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異(玄海は、可搬式空気圧縮機(加圧器逃がし弁用)と同様な機能を持つSSA設備がなく、窒素ポンプ(加圧器逃がし弁用)と可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)が動作不能な場合の要求される措置は同じとなるため、条件を一括して記載している。 美浜は、同等な機能を持つSSA設備があることから分割記載している。)			
1, 2, 3 および	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード4にする。	12時間	1, 2, 3 および	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード4にする。	12時間	【大飯一美浜】 ④：記載の適正化(第77、78条で使用している記載に合わせた。)			
<p>※6：残りのディーゼル発電機1基および直流通電装置をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：代替品の補充等。 ※8：可搬式整流器による電源系をいう。 ※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>			<p>※3：残りのディーゼル発電機1基及び非常用直流通電源2系統については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：代替品の補充等</p>			<p>※6：残りのディーゼル発電機1基および非常用直流通電装置をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：代替品の補充等。 ※8：可搬式整流器による電源系をいう。 ※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>					
表83-6 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備			表83-6 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備			表85-6 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備					
90-6-1 原子炉格納容器スプレイ			83-6-1 原子炉格納容器スプレイ及びスプレイ再循環			85-6-1 原子炉格納容器スプレイ					
(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限					
原子炉格納容器スプレイ系	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系※1の1系統以上が動作可能であること※2	所要数	原子炉格納容器スプレイ系	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系※1の1系統以上が動作可能であること※2	所要数	原子炉格納容器スプレイ系	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系※1の1系統以上が動作可能であること※2	所要数
適用モード	設備	1台	※3	適用モード	設備	1台	※3	適用モード	設備	1台	※3
5および6	燃料取替用水タンク	※3		5および6	燃料取替用水タンク	※3		5および6	燃料取替用水タンク	※4	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）

※1：よう素除去薬品タンクを除く。
 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。
 ※3：「90-14-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。

項目	確認事項	頻度	担当
格納容器	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイス系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長
格納容器スプレイポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびストライクにおける揚程が1m以上、容量が1m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長
格納容器スプレイポンプ	モード1、2、3および4において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
格納容器スプレイポンプ	モード5および6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉格納容器スプレイス系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 タービン修繕課長は、当該システムと同等な機能を持つ他の重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 措置を開始する。 および A.3 当直課長は、モード3にする。 および A.4 当直課長は、モード5にする。	速やかに	12時間
A. 原子炉格納容器スプレイス系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、	速やかに	56時間

玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）

※1：よう素除去薬品タンクを除く。
 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。
 ※3：「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。
 ※4：「83-4-1 炉心注入及び再循環運転」において運転上の制限を定める。

項目	確認事項	頻度	担当
格納容器	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイス系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	発電第二課長
格納容器スプレイポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびストライクにおける揚程が1m以上、容量が1m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電第二課長
格納容器スプレイポンプ	モード1、2、3および4において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	発電第二課長
格納容器スプレイポンプ	モード5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電第二課長

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉格納容器スプレイス系の全てが動作不能である場合	A.1 発電第二課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 修繕第二課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 措置を開始する。 および A.3 発電第二課長は、モード3にする。 および A.4 発電第二課長は、モード5にする。	速やかに	12時間
A. 原子炉格納容器スプレイス系の全てが動作不能である場合	A.1 発電第二課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 発電第二課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。 および A.3 発電第二課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、	速やかに	56時間

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）

※1：よう素除去薬品タンクを除く。
 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。
 ※3：AおよびBまたはCおよびD内部スプレイポンプのうち、いずれか2台。
 ※4：「189-14-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。

項目	確認事項	頻度	担当
格納容器	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイス系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長
格納容器スプレイポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないことを確認する。	定期検査時	発電室長
格納容器スプレイポンプ	モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回以上、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
格納容器スプレイポンプ	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉格納容器スプレイス系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長およびタービン修繕課長は、当該システムと同等な機能を持つ他の重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 措置を開始する。 および A.3 当直課長は、モード3にする。 および A.4 当直課長は、モード5にする。	速やかに	12時間
A. 原子炉格納容器スプレイス系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、	速やかに	56時間

差異の説明

【大飯・玄海－美浜】
 ④：記載の適正化（美浜は、1系統のポンプ2台であることを明記する。）

【大飯・玄海－美浜】
 ②：上流文書の差異（美浜は、テキストラインはミニマムフローでの確認のため58条の記載に合わせる。）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所（備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所（2019.12.09補正含む）

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																							
<p>1次系保有水を回復する措置をおよび開始する。 A.4 タービン修繕長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※が動作可能であることを確認する※5措置を開始する。</p> <p>※4：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス系をいう。 ※5：動作可能であること。の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満たさせるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを敷設する補充措置が完了していることを含む。</p> <p>90-6-2 代替原子炉格納容器スプレイス系一恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス</p>	<p>ド5(1次系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 修繕第二課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※が動作可能であることを確認する※6。</p> <p>※5：中間受槽を水源とした可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス系をいう。 ※6：「動作可能であること」とは、当該設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満たさせるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを敷設する補充措置が完了していることを含む。</p> <p>83-6-2 代替原子炉格納容器スプレイス</p>	<p>1次系保有水を回復する措置をおよび開始する。 A.4 当直課長およびタービン修繕課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※が動作可能であることを確認する※9措置を開始する。</p> <p>※5：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス系および原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス系および原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満たさせるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを敷設する補充措置が完了していることを含む。</p> <p>85-6-2 代替原子炉格納容器スプレイス一恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】 ②：上流文書の差異(美浜は、下部キャビティ注水系についても動作可能であることを確認する。) 【大飯一美浜】 ④：記載の適正化(美浜は、上流文書の記載とする。)</p>																							
<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス</td> <td>恒設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス系が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>常設電動注入ポンプ 燃料取替用水タンク 復水タンク※1</td> <td>1台 ※2 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉については復水タンク、4号炉については復水ピットをいう(以下、本条において同じ)。 ※2：「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。 ※3：「83-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス	恒設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス系が動作可能であること		適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5および6	常設電動注入ポンプ 燃料取替用水タンク 復水タンク※1	1台 ※2 ※3	<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス</td> <td>恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス系が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー</td> <td>1台 ※1 ※2 ※3 ※4 ※4 ※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「90-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※2：「90-14-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。 ※3：「90-14-3 復水ピット(RWSP補給系を含む)」において運転上の制限を定める。 ※4：「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー」による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス系が動作可能であること		適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5および6	恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー	1台 ※1 ※2 ※3 ※4 ※4 ※4	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異(設備の相違。)以下、同様。</p>
項目	運転上の制限	所要数																								
恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス	恒設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス系が動作可能であること																									
適用モード	設備	所要数																								
モード1、2、3、4、5および6	常設電動注入ポンプ 燃料取替用水タンク 復水タンク※1	1台 ※2 ※3																								
項目	運転上の制限	所要数																								
恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイス系が動作可能であること																									
適用モード	設備	所要数																								
モード1、2、3、4、5および6	恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料取替用水タンク 復水タンク 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー	1台 ※1 ※2 ※3 ※4 ※4 ※4																								
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m³/h以上</td> <td>定期検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	恒設代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上	定期検査時	発電室長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m³/h以上</td> <td>定期検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	恒設代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上	定期検査時	発電室長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m³/h以上</td> <td>定期検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	恒設代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上	定期検査時	発電室長
項目	確認事項	頻度	担当																							
恒設代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上	定期検査時	発電室長																							
項目	確認事項	頻度	担当																							
恒設代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上	定期検査時	発電室長																							
項目	確認事項	頻度	担当																							
恒設代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上	定期検査時	発電室長																							

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）		差異の説明	
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件		要求される措置
上でであることを確認する。 モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。		□1ヶ月以上であることを確認する。 モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。		上でであることを確認する。 モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。		【玄海－美浜】 ④：記載の適正化（美浜は、その他の設備の確認について詳細に記載した。）	
(3) 要求される措置 モード1、2、3および4 A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作可能である場合 および A.2 タービン修繕課長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 ^{※8} および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 および B.2 当直課長は、モード5にする。		(3) 要求される措置 モード1、2、3及び4 A. 常設電動注入ポンプに上る代替原子炉格納容器スプレイ系が動作不能である場合 A.1 発電第二課長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 ^{※6} および A.2 修繕第二課長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 ^{※6} および A.3 発電第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 および B.2 発電第二課長は、モード5にする。		(3) 要求される措置 モード1、2、3および4 A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作可能である場合 および A.2 タービン修繕課長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 ^{※8} および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 および B.2 当直課長は、モード5にする。			※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※8：残りの余熱除去ポンプ1台、格納容器スプレイポンプ2台、ディーゼル発電機2基及び原子炉補給冷却水ポンプ2台、ディーゼル発電機2基及び原子炉格納容器スプレイポンプ2台、ディーゼル発電機2基及び原子炉補給冷却水ポンプ2台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※9：中間受槽を水源とした可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。 ※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。
(3) 要求される措置 モード5および6 A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作可能である場合 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン修繕課長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 ^{※9}		(3) 要求される措置 モード5及び6 A. 常設電動注入ポンプに上る代替原子炉格納容器スプレイ系が動作不能である場合 A.1 発電第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 発電第二課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 発電第二課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水有水を回復する措置を開始する。 および A.4 修繕第二課長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 ^{※6}		(3) 要求される措置 モード5および6 A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作可能である場合 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン修繕課長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 ^{※11} 措置を開始する。		※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※8：残りの余熱除去ポンプ1台、内部スプレポンプ4台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補給冷却水系系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※9：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。 ※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満たす。	

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																																																																	
<p>足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを敷設する補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>90-6-3 代替原子炉格納容器スプレイー可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイー</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ</td> <td>格納容器スプレイ系2系統が動作可能であること</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>通用モード</td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ用)</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>送水車 仮設組立式水槽 軽油ドラム缶 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー</td> <td>1台×2 1台×2 ※1 ※2 ※2 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「90-12-4 軽油ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>※2：「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー一による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	可搬式代替低圧注水ポンプ	可搬式代替低圧注水ポンプ	1台×2	格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系2系統が動作可能であること	1台×2	通用モード	可搬式代替低圧注水ポンプ用)	1台×2	モード1、2、3、4、5および6	送水車 仮設組立式水槽 軽油ドラム缶 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー	1台×2 1台×2 ※1 ※2 ※2 ※2	<p>また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満たすために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを敷設する補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイー原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイーおよび原子炉下部キャビティ直接注水</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉下部キャビティ注水ポンプ</td> <td>原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系および原子炉下部キャビティ直接注水系が動作可能であること</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td></td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td> <td></td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>復水タンク</td> <td></td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可搬式オイルポンプ</td> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ</td> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>送水車</td> <td></td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>軽油ドラム缶</td> <td></td> <td>※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※2：「85-14-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>※3：「85-14-3 復水タンク（燃料取替用水タンク補給系を含む）」において運転上の制限を定める。</p> <p>※4：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>※5：「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」において運転上の制限を定める。</p> <p>※6：「85-12-4 軽油ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	原子炉下部キャビティ注水ポンプ	原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系および原子炉下部キャビティ直接注水系が動作可能であること	1台	空冷式非常用発電装置		※1	燃料取替用水タンク		※2	復水タンク		※3	燃料油貯蔵タンク		※4	可搬式オイルポンプ		※4	タンクローリー		※4	燃料油移送ポンプ		※4	送水車		※5	軽油ドラム缶		※6	<p>足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを敷設する補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※11：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイー原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイーおよび原子炉下部キャビティ直接注水</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉下部キャビティ注水ポンプ</td> <td>原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系および原子炉下部キャビティ直接注水系が動作可能であること</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td></td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td> <td></td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>復水タンク</td> <td></td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可搬式オイルポンプ</td> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ</td> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>送水車</td> <td></td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>軽油ドラム缶</td> <td></td> <td>※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※2：「85-14-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>※3：「85-14-3 復水タンク（燃料取替用水タンク補給系を含む）」において運転上の制限を定める。</p> <p>※4：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>※5：「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」において運転上の制限を定める。</p> <p>※6：「85-12-4 軽油ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	原子炉下部キャビティ注水ポンプ	原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系および原子炉下部キャビティ直接注水系が動作可能であること	1台	空冷式非常用発電装置		※1	燃料取替用水タンク		※2	復水タンク		※3	燃料油貯蔵タンク		※4	可搬式オイルポンプ		※4	タンクローリー		※4	燃料油移送ポンプ		※4	送水車		※5	軽油ドラム缶		※6	<p>【大飯・玄海－美浜】</p> <p>④：記載の適正化</p> <p>【大飯－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、「原子炉下部キャビティ直接注水を運転上の制限として記載している。」）（以下、同様。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （玄海は、「原子炉下部キャビティ注水ポンプ」に替わる代替原子炉格納容器スプレイの設定なし。）</p>
項目	運転上の制限	所要数																																																																																		
可搬式代替低圧注水ポンプ	可搬式代替低圧注水ポンプ	1台×2																																																																																		
格納容器スプレイ	格納容器スプレイ系2系統が動作可能であること	1台×2																																																																																		
通用モード	可搬式代替低圧注水ポンプ用)	1台×2																																																																																		
モード1、2、3、4、5および6	送水車 仮設組立式水槽 軽油ドラム缶 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー	1台×2 1台×2 ※1 ※2 ※2 ※2																																																																																		
項目	運転上の制限	所要数																																																																																		
原子炉下部キャビティ注水ポンプ	原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系および原子炉下部キャビティ直接注水系が動作可能であること	1台																																																																																		
空冷式非常用発電装置		※1																																																																																		
燃料取替用水タンク		※2																																																																																		
復水タンク		※3																																																																																		
燃料油貯蔵タンク		※4																																																																																		
可搬式オイルポンプ		※4																																																																																		
タンクローリー		※4																																																																																		
燃料油移送ポンプ		※4																																																																																		
送水車		※5																																																																																		
軽油ドラム缶		※6																																																																																		
項目	運転上の制限	所要数																																																																																		
原子炉下部キャビティ注水ポンプ	原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系および原子炉下部キャビティ直接注水系が動作可能であること	1台																																																																																		
空冷式非常用発電装置		※1																																																																																		
燃料取替用水タンク		※2																																																																																		
復水タンク		※3																																																																																		
燃料油貯蔵タンク		※4																																																																																		
可搬式オイルポンプ		※4																																																																																		
タンクローリー		※4																																																																																		
燃料油移送ポンプ		※4																																																																																		
送水車		※5																																																																																		
軽油ドラム缶		※6																																																																																		
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 保守課長</td> </tr> <tr> <td>重油車（可搬式代替低圧注水ポンプ等）</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保守課長</td> </tr> <tr> <td>送水車</td> <td>発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>電気 保守課長</td> </tr> <tr> <td>仮設組立式水槽</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気 保守課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保守課長	重油車（可搬式代替低圧注水ポンプ等）	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保守課長	送水車	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気 保守課長	仮設組立式水槽	モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保守課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉下部キャビティ注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m³/h以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	原子炉下部キャビティ注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m ³ /h以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電室長	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																															
項目	確認事項	頻度	担当																																																																																	
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保守課長																																																																																	
重油車（可搬式代替低圧注水ポンプ等）	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保守課長																																																																																	
送水車	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気 保守課長																																																																																	
仮設組立式水槽	モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保守課長																																																																																	
項目	確認事項	頻度	担当																																																																																	
原子炉下部キャビティ注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m ³ /h以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電室長																																																																																	
モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																																																																	
モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																																																																	

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）		差異の説明
<p>プ用） 能であることを確認する。</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	<p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	<p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	<p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	<p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	<p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	
<p>送水車</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	<p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	<p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	<p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	<p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	<p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	
<p>仮設組立式 水槽</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	<p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	<p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	<p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	<p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	<p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p> <p>タービン 1年に1 回</p>	
<p>(3) 要求される措置</p> <p>適用 モード</p> <p>A. 可搬式代替 低圧注水ポ ンプによる 代替原子炉 格納容器ス トレイ系の うち、動作 可能な系統 が2系統未 達である場 合</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>10日</p> <p>30日</p>	<p>適用 モード</p> <p>A. 可搬式代替 低圧注水ポ ンプによる 代替原子炉 格納容器ス トレイ系の うち、動作 可能な系統 が2系統未 達である場 合</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>10日</p> <p>30日</p>	<p>適用 モード</p> <p>A. 可搬式代替 低圧注水ポ ンプによる 代替原子炉 格納容器ス トレイ系の うち、動作 可能な系統 が2系統未 達である場 合</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>10日</p> <p>30日</p>	<p>適用 モード</p> <p>A. 可搬式代替 低圧注水ポ ンプによる 代替原子炉 格納容器ス トレイ系の うち、動作 可能な系統 が2系統未 達である場 合</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>10日</p> <p>30日</p>	<p>適用 モード</p> <p>A. 可搬式代替 低圧注水ポ ンプによる 代替原子炉 格納容器ス トレイ系の うち、動作 可能な系統 が2系統未 達である場 合</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>10日</p> <p>30日</p>	<p>適用 モード</p> <p>A. 可搬式代替 低圧注水ポ ンプによる 代替原子炉 格納容器ス トレイ系の うち、動作 可能な系統 が2系統未 達である場 合</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>10日</p> <p>30日</p>	
<p>(3) 要求される措置</p> <p>適用 モード</p> <p>A. 1 当直課長は、1台の余熱除去 ポンプを起動し、動作可能で あることを確認するとともに、 その他の設備^{※4}が動作可 能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等 な機能を持つ重大事故等対処 設備^{※5}が動作可能であることを 確認する^{※6}。 および A.3 タービン修繕課長は、当該系 統を動作可能な状態に復旧す る。</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>7.2時間</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <p>適用 モード</p> <p>A. 1 当直課長は、1台の余熱除去 ポンプを起動し、動作可能で あることを確認するとともに、 その他の設備^{※4}が動作可 能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作 可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、モード3にす る。 および B.2 当直課長は、モード5にす る。</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>7.2時間</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <p>適用 モード</p> <p>A. 1 当直課長は、1台の余熱除去 ポンプを起動し、動作可能で あることを確認するとともに、 その他の設備^{※4}が動作可 能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水 抜きを行っている場合は、水 抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非沸水）またはモード 6（キャビティ低水位）の場 合、1次系保水水を回復する 措置を開始する。</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>7.2時間</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <p>適用 モード</p> <p>A. 1 当直課長は、1台の余熱除去 ポンプを起動し、動作可能で あることを確認するとともに、 その他の設備^{※4}が動作可 能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水 抜きを行っている場合は、水 抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非沸水）またはモード 6（キャビティ低水位）の場 合、1次系保水水を回復する 措置を開始する。</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>7.2時間</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <p>適用 モード</p> <p>A. 1 当直課長は、1台の余熱除去 ポンプを起動し、動作可能で あることを確認するとともに、 その他の設備^{※4}が動作可 能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水 抜きを行っている場合は、水 抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非沸水）またはモード 6（キャビティ低水位）の場 合、1次系保水水を回復する 措置を開始する。</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>7.2時間</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <p>適用 モード</p> <p>A. 1 当直課長は、1台の余熱除去 ポンプを起動し、動作可能で あることを確認するとともに、 その他の設備^{※4}が動作可 能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水 抜きを行っている場合は、水 抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非沸水）またはモード 6（キャビティ低水位）の場 合、1次系保水水を回復する 措置を開始する。</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>7.2時間</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※8：残りの余熱除去ポンプ1台をい、至近の記録等により動作可能であるこ とを確認する。</p>
<p>(3) 要求される措置</p> <p>適用 モード</p> <p>A. 可搬式代替 低圧注水ポ ンプによる 代替原子炉 格納容器ス トレイ系の うち、動作 可能な系統 が1系統未 達である場 合</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <p>適用 モード</p> <p>A. 可搬式代替 低圧注水ポ ンプによる 代替原子炉 格納容器ス トレイ系の うち、動作 可能な系統 が1系統未 達である場 合</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <p>適用 モード</p> <p>A. 可搬式代替 低圧注水ポ ンプによる 代替原子炉 格納容器ス トレイ系の うち、動作 可能な系統 が1系統未 達である場 合</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <p>適用 モード</p> <p>A. 可搬式代替 低圧注水ポ ンプによる 代替原子炉 格納容器ス トレイ系の うち、動作 可能な系統 が1系統未 達である場 合</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <p>適用 モード</p> <p>A. 可搬式代替 低圧注水ポ ンプによる 代替原子炉 格納容器ス トレイ系の うち、動作 可能な系統 が1系統未 達である場 合</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <p>適用 モード</p> <p>A. 可搬式代替 低圧注水ポ ンプによる 代替原子炉 格納容器ス トレイ系の うち、動作 可能な系統 が1系統未 達である場 合</p> <p>完了時間 4時間</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	
<p>替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。</p> <p>モード1、2、3、4、5および6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p> <p>3ヶ月に1回</p>	<p>当直課長</p> <p>原子炉係修課長</p>	<p>長</p> <p>発電第二課当直課長</p> <p>長</p> <p>保修第二課長</p> <p>発電第二課当直課長</p>	<p>モード1、2、3、4、5および6において、ポンベまたは1次系冷却水クローラの切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。</p> <p>モード1、2、3、4、5および6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</p>	<p>切替の都度</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>3ヶ月に1回</p> <p>原子炉係修課長</p>
<p>（2）確認事項（続き）</p> <p>項目</p> <p>確認事項</p> <p>頻度</p> <p>担当</p>	<p>実施等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>モード1、2、3、4、5および6において、ポンベまたは1次系冷却水クローラの切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p>	<p>定期検査時</p> <p>切替の都度</p>	<p>定期検査時</p> <p>切替の都度</p>	<p>実施等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>モード1、2、3、4、5および6において、ポンベまたは1次系冷却水クローラの切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</p>	<p>定期検査時</p> <p>切替の都度</p> <p>当直課長</p>
<p>海水ポンプ</p>	<p>海水ポンプ</p>	<p>海水ポンプ</p>	<p>海水ポンプ</p>	<p>海水ポンプ</p>	<p>海水ポンプ</p>
<p>（3）要求される措置</p> <p>適用モード</p> <p>条件</p> <p>要求される措置</p> <p>完了時間</p>	<p>A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であることを確認する。^{※3}が動作不能である場合</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、当該システムと同等な機能を持つ設備^{※4}が動作可能であることを確認する。^{※5}</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>4時間</p> <p>72時間</p> <p>30日</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p>	<p>4時間</p> <p>72時間</p> <p>30日</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p>	<p>A.1 当直課長は、2台の内側スプレイポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※4}が動作可能であることを確認する。^{※5}</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※4}が動作可能であることを確認する。^{※5}</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>4時間</p> <p>72時間</p> <p>30日</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p>
<p>モード5および6</p>	<p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水</p>	<p>速やかに</p>	<p>速やかに</p>	<p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水</p>	<p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>

【玄海－美浜】
 ⑤：記載方針の差異
 （美浜は、詳細に措置を記載している。）

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																																																						
<p>抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※が動作可能であることを確認する。</p> <p>※3：残りの格納容器スプレイポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。 ※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>速やかに 速やかに 速やかに</p> <p>及 A.3 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 発電第二課当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※が動作可能であることを確認する。</p> <p>※3：残りの格納容器スプレイポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：常設電動注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。 ※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</p> <p>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※が動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：残りの内部スプレイポンプ2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。 ※8：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>85-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却</p>	<p>【玄海、大飯－美浜】 ②：上流文書の差異（美浜は、代替補機冷却系にB系熱除去ポンプを設定している。玄海は代替再循環設備について記載なし。） 【玄海、大飯－美浜】</p>																																																																						
<p>大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）</p> <p>90-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系</td> <td>大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること</td> <td>1台×2※2</td> </tr> <tr> <td>通用モード</td> <td>設 備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大容量ポンプ</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A、D格納容器再循環ユニット</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重油タンク</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B高圧注水ポンプ（海水冷却）</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管接続口までをいう。 ※2：3号炉および4号炉の合計所要数 ※3：「90-7-1 原子炉格納容器内自然対流冷却系」において運転上の制限を定める。 ※4：「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー」において運転上の制限を定める。 ※5：「90-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※6：「90-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※7：「90-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること	1台×2※2	通用モード	設 備			大容量ポンプ	※3		A、D格納容器再循環ユニット	※4		燃料油貯蔵タンク	※4		重油タンク	※4		タンクローリー	※4		可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	※5		B高圧注水ポンプ（海水冷却）	※6		空冷式非常用発電装置	※7	<p>90-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系</td> <td>大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>通用モード</td> <td>設 備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大容量ポンプ</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A格納容器再循環ユニット</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油移送ポンプ</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B系熱除去ポンプ（海水冷却）</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B高圧注水ポンプ（海水冷却）</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬式オイルポンプ</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管および原子炉補機冷却水管接続口までをいう。 ※2：「85-7-1 原子炉格納容器内自然対流冷却系」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-7-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※7：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること	1台×2	通用モード	設 備			大容量ポンプ	※2		A格納容器再循環ユニット	※3		燃料油貯蔵タンク	※3		タンクローリー	※3		燃料油移送ポンプ	※3		可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	※4		B系熱除去ポンプ（海水冷却）	※5		B高圧注水ポンプ（海水冷却）	※5		空冷式非常用発電装置	※6		可搬式オイルポンプ	※3
項目	運転上の制限	所要数																																																																							
大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること	1台×2※2																																																																							
通用モード	設 備																																																																								
	大容量ポンプ	※3																																																																							
	A、D格納容器再循環ユニット	※4																																																																							
	燃料油貯蔵タンク	※4																																																																							
	重油タンク	※4																																																																							
	タンクローリー	※4																																																																							
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	※5																																																																							
	B高圧注水ポンプ（海水冷却）	※6																																																																							
	空冷式非常用発電装置	※7																																																																							
項目	運転上の制限	所要数																																																																							
大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること	1台×2																																																																							
通用モード	設 備																																																																								
	大容量ポンプ	※2																																																																							
	A格納容器再循環ユニット	※3																																																																							
	燃料油貯蔵タンク	※3																																																																							
	タンクローリー	※3																																																																							
	燃料油移送ポンプ	※3																																																																							
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	※4																																																																							
	B系熱除去ポンプ（海水冷却）	※5																																																																							
	B高圧注水ポンプ（海水冷却）	※5																																																																							
	空冷式非常用発電装置	※6																																																																							
	可搬式オイルポンプ	※3																																																																							
<p>83-7-2 移動式大容量ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動式大容量ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却系及び代替補機冷却系</td> <td>移動式大容量ポンプ車による海水供給系※1 2系統が動作可能であること</td> <td>1台×2※2</td> </tr> <tr> <td>通用モード</td> <td>設 備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>移動式大容量ポンプ車</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：海水供給系とは、移動式大容量ポンプ車から海水管接続口までをいう。 ※2：3号炉及び4号炉の合計所要数 ※3：「83-7-1 原子炉格納容器内自然対流冷却」において運転上の制限を定める。 ※4：「83-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※5：「83-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	移動式大容量ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却系及び代替補機冷却系	移動式大容量ポンプ車による海水供給系※1 2系統が動作可能であること	1台×2※2	通用モード	設 備			移動式大容量ポンプ車	※3		A、B格納容器再循環ユニット	※3		燃料油貯蔵タンク	※4		タンクローリー	※4		可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	※5	<p>83-7-2 移動式大容量ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系</td> <td>大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>通用モード</td> <td>設 備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大容量ポンプ</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A格納容器再循環ユニット</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油移送ポンプ</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B系熱除去ポンプ（海水冷却）</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B高圧注水ポンプ（海水冷却）</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬式オイルポンプ</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管および原子炉補機冷却水管接続口までをいう。 ※2：「85-7-1 原子炉格納容器内自然対流冷却系」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-7-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること	1台×2	通用モード	設 備			大容量ポンプ	※2		A格納容器再循環ユニット	※3		燃料油貯蔵タンク	※3		タンクローリー	※3		燃料油移送ポンプ	※3		可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	※4		B系熱除去ポンプ（海水冷却）	※5		B高圧注水ポンプ（海水冷却）	※5		空冷式非常用発電装置	※6		可搬式オイルポンプ	※3									
項目	運転上の制限	所要数																																																																							
移動式大容量ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却系及び代替補機冷却系	移動式大容量ポンプ車による海水供給系※1 2系統が動作可能であること	1台×2※2																																																																							
通用モード	設 備																																																																								
	移動式大容量ポンプ車	※3																																																																							
	A、B格納容器再循環ユニット	※3																																																																							
	燃料油貯蔵タンク	※4																																																																							
	タンクローリー	※4																																																																							
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	※5																																																																							
項目	運転上の制限	所要数																																																																							
大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること	1台×2																																																																							
通用モード	設 備																																																																								
	大容量ポンプ	※2																																																																							
	A格納容器再循環ユニット	※3																																																																							
	燃料油貯蔵タンク	※3																																																																							
	タンクローリー	※3																																																																							
	燃料油移送ポンプ	※3																																																																							
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	※4																																																																							
	B系熱除去ポンプ（海水冷却）	※5																																																																							
	B高圧注水ポンプ（海水冷却）	※5																																																																							
	空冷式非常用発電装置	※6																																																																							
	可搬式オイルポンプ	※3																																																																							

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																							
<p>※6：「90-4-6 代替再循環」において運転上の制限を定める。 ※7：「90-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が□mmHg以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 係修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が□mmHg以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	タービン 係修課長	<p>※3：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可換式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプ」による燃料補給設備において運転上の制限を定める。 ※4：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-4-6 代替再循環」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が□mmHg以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 係修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が□mmHg以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	タービン 係修課長	<p>※3：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可換式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプ」による燃料補給設備において運転上の制限を定める。 ※4：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-4-6 代替再循環」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が□mmHg以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 係修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が□mmHg以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	タービン 係修課長	<p>②：上流文書の差異 (美浜は大容量ポンプの接続口は海水管とC/W管がある。)</p> <p>【玄海-美浜】 ⑤：記載方針の差異 (玄海は確認台数を記載している。美浜は、所要台数の記載があり確認台数も明確なため記載していない。)</p>															
項目	確認事項	頻度	担当																																							
大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が□mmHg以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	タービン 係修課長																																							
項目	確認事項	頻度	担当																																							
大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が□mmHg以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	タービン 係修課長																																							
項目	確認事項	頻度	担当																																							
大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が□mmHg以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	タービン 係修課長																																							
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合</td> <td>A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 A.2 タービン係修課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合</td> <td>B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン係修課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 72時間</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	通用モード	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 A.2 タービン係修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン係修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 72時間	72時間	C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	10日	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合</td> <td>A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 A.2 タービン係修課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合</td> <td>B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン係修課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 72時間</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	通用モード	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 A.2 タービン係修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン係修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 72時間	72時間	C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	10日	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合</td> <td>A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 A.2 タービン係修課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合</td> <td>B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン係修課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 72時間</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>	通用モード	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 A.2 タービン係修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン係修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 72時間	72時間	C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	10日	<p>【玄海-美浜】 ④：記載の適正化 (美浜は、その他の設備の設備の確認について詳細に記載した。)</p>
通用モード	条件	要求される措置	完了時間																																							
A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 A.2 タービン係修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間																																								
B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン係修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 72時間	72時間																																								
C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	10日																																								
通用モード	条件	要求される措置	完了時間																																							
A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 A.2 タービン係修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間																																								
B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン係修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 72時間	72時間																																								
C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	10日																																								
通用モード	条件	要求される措置	完了時間																																							
A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 A.2 タービン係修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間																																								
B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン係修課長は、代替措置 ^{※9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 72時間	72時間																																								
C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	10日																																								

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）		差異の説明	
モード5および6	<p>少くとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 タービン係長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合は、1次系保水水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 タービン係長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>モード5及び6</p> <p>A. 動作可能な移動式大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合</p> <p>および</p> <p>A.1 係長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 係長第二課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>および</p> <p>B.3 タービン係長は、動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合</p> <p>および</p> <p>A.1 タービン係長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 タービン係長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>10日</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>10日</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>		<p>【玄海－美浜】</p> <p>④：記載の適正化</p>
モード5および6	<p>※6：残りのディーゼルの発電機1基、海水ポンプ4台及び原子炉補機冷却水ポンプ4台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：代替品の補充等</p>	<p>※6：残りのディーゼルの発電機1基、海水ポンプ4台及び原子炉補機冷却水ポンプ4台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：代替品の補充等</p>	<p>※7：残りのディーゼルの発電機1基、原子炉補機冷却海水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：代替品の補充等。</p>	<p>※7：残りのディーゼルの発電機1基、原子炉補機冷却海水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：代替品の補充等。</p>	<p>※7：残りのディーゼルの発電機1基、原子炉補機冷却海水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：代替品の補充等。</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （玄海は、蒸気発生器2次側のフリードアンドプリード（水冷却）はSA設備を用いるため、「モード5（1次冷却系満水）」まで適用モードに含めている。多様美浜は、上記手順は、多様な拡張設備を用いるため、「モード5（1次冷却系満水）」は適用モードに含めない。（以下、同様。）</p>	
表83-8	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）をするための設備	表83-8	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）をするための設備	表85-8	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）をするための設備	表85-8	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）をするための設備
90-8-1	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）	93-8-1	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）	85-8-1	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）	85-8-1	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）
(1) 運転上の制限	<p>運転上の制限</p> <p>(1) モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水ポンプを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統^{※1}が動作可能であること^{※2}。または</p> <p>(2) モード1、2および3において、復水ポンプを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること^{※2※3※4}。</p>	<p>運転上の制限</p> <p>(1) モード1、2、3、4及び5（1次冷却系満水）において、復水ポンプを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統^{※1}が動作可能であること^{※2}。</p> <p>(2) モード1、2及び3において、復水ポンプを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること^{※2※3※4}。</p>	<p>運転上の制限</p> <p>(1) モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水ポンプを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統^{※1}が動作可能であること^{※1}。または</p> <p>(2) モード1、2および3において、復水ポンプを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること^{※2※3}。</p>	<p>運転上の制限</p> <p>(1) モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水ポンプを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統^{※1}が動作可能であること^{※1}。または</p> <p>(2) モード1、2および3において、復水ポンプを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること^{※2※3}。</p>	<p>運転上の制限</p> <p>(1) モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水ポンプを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統^{※1}が動作可能であること^{※1}。または</p> <p>(2) モード1、2および3において、復水ポンプを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること^{※2※3}。</p>	<p>運転上の制限</p> <p>(1) モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水ポンプを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統^{※1}が動作可能であること^{※1}。または</p> <p>(2) モード1、2および3において、復水ポンプを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること^{※2※3}。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）			玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）			美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）			差異の説明						
適用モード	設備	所要数	適用モード	設備	所要数	適用モード	設備	所要数	②：上流文書の差異 （美浜は、送水車によるタービン動補給給水ポンプへの直接供給の手段を設定している。）						
モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	電動補給給水ポンプ タービン動補給給水ポンプ タービン動補給給水ポンプ起動弁（現場手動操作） 蒸気発生器 復水ピット 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー	2台 1台 1台 4基 ※6 ※7 ※7 ※7	モード1、2、3、4及び5（1次冷却系満水） 復水タンク 大容量空冷式発電機	電動補給給水ポンプ タービン動補給給水ポンプ タービン動補給給水ポンプ駆動蒸気入口弁（手動） 復水タンク 大容量空冷式発電機	2台 1台 1台 ※5 ※6	モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	電動補給給水ポンプ タービン動補給給水ポンプ タービン動補給給水ポンプ起動弁（現場手動操作） 蒸気発生器 復水タンク 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ 送水車 軽油用ドラム缶	1台 1台 1台 3基 ※4 ※5 ※6 ※6 ※6 ※7 ※8	②：上流文書の差異 （美浜は、送水車によるタービン動補給給水ポンプへの直接供給の手段を設定している。）						
<p>※1：電動補給給水ポンプ各で1系統とする（本表に限る）。</p> <p>※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。</p> <p>※3：タービン動補給給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。</p> <p>※4：タービン動補給給水ポンプが動作可能とは、現場手動による起動を含む。</p> <p>※5：「89-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>※6：「89-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p>			<p>※1：電動補給給水ポンプ2台で1系統とする（本表に限る）。</p> <p>※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、又は運転中であることをいう。</p> <p>※3：タービン動補給給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。</p> <p>※4：タービン動補給給水ポンプが動作可能とは、現場手動による起動を含む。</p> <p>※5：「89-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>※6：「89-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p>			<p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。</p> <p>※2：タービン動補給給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。</p> <p>※3：タービン動補給給水ポンプが動作可能とは、現場手動による起動を含む。</p> <p>※4：「85-14-3 復水タンク（燃料油貯蔵タンク補給系を含む）」において運転上の制限を定める。</p> <p>※5：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※6：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプ」による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>※7：「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」において運転上の制限を定める。</p> <p>※8：「85-12-4 軽油用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>			<p>【玄海・大飯-美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、テストラインはミナムフロ-での確認のため66条の記載に合わせる。）</p>						
(2) 確認事項			(2) 確認事項			(2) 確認事項			(2) 確認事項						
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当
補給給水系	施設等により固定されていない補給給水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補給給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が $\geq 1m$ 以上、容量が $\geq 1m^3/h$ 以上であることを確認する。 タービン動補給給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が $\geq 1m$ 以上、容量が $\geq 1m^3/h$ 以上であることを確認する。	定期検査時 定期検査時	発電第二課当直課長 発電第二課長	補給給水系	施設等により固定されていない補給給水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補給給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が $\geq 1m$ 以上、容量が $\geq 1m^3/h$ 以上であることを確認する。 タービン動補給給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が $\geq 1m$ 以上、容量が $\geq 1m^3/h$ 以上であることを確認する。	定期検査時 定期検査時	発電第二課当直課長 発電第二課長	補給給水系	施設等により固定されていない補給給水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補給給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が $\geq 1m$ 以上、容量が $\geq 1m^3/h$ 以上であることを確認する。 タービン動補給給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が $\geq 1m$ 以上、容量が $\geq 1m^3/h$ 以上であることを確認する。	定期検査時 定期検査時	発電第二課当直課長 発電第二課長	補給給水系	施設等により固定されていない補給給水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補給給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が $\geq 1m$ 以上、容量が $\geq 1m^3/h$ 以上であることを確認する。 タービン動補給給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が $\geq 1m$ 以上、容量が $\geq 1m^3/h$ 以上であることを確認する。	定期検査時 定期検査時	発電第二課当直課長 発電第二課長
<p>※9：モード3において、タービン動補給給水ポンプが動作可能であることの確認</p>			<p>※9：モード3において、タービン動補給給水ポンプが動作可能であることの確認</p>			<p>※9：モード3において、タービン動補給給水ポンプが動作可能であることの確認</p>			<p>※9：モード3において、タービン動補給給水ポンプが動作可能であることの確認</p>						

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書(案)																								
<p>一ピン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※8}。また、確認の際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>※8：モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。</p>	<p>において、2台の電動補助給水ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>モード1、2及び3において、タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※7}。また、確認の際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>※7：モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。</p>	<p>認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。</p>																								
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2および3</td> <td>A. 動作可能な復水ピットを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統および動作可能な復水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統および動作可能な復水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にすおよび A.3 当直課長は、モード4にすおよび</td> <td>速やかに 12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	通用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2および3	A. 動作可能な復水ピットを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統および動作可能な復水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統および動作可能な復水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にすおよび A.3 当直課長は、モード4にすおよび	速やかに 12時間 36時間	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2および3</td> <td>A. 復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ1系統が動作不能である場合 および A.2 復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 発電第二課当直課長は、モード3にする。 および A.3 発電第二課当直課長は、モード4にする。</td> <td>速やかに 12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	通用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2および3	A. 復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ1系統が動作不能である場合 および A.2 復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ1系統が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 発電第二課当直課長は、モード3にする。 および A.3 発電第二課当直課長は、モード4にする。	速やかに 12時間 36時間	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2および3</td> <td>A. 動作可能な復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統および動作可能な復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にすおよび A.3 当直課長は、モード4にすおよび</td> <td>速やかに 12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	通用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2および3	A. 動作可能な復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統および動作可能な復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にすおよび A.3 当直課長は、モード4にすおよび	速やかに 12時間 36時間
通用モード	条件	要求される措置	完了時間																							
モード1、2および3	A. 動作可能な復水ピットを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統および動作可能な復水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統および動作可能な復水ピットを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にすおよび A.3 当直課長は、モード4にすおよび	速やかに 12時間 36時間																							
通用モード	条件	要求される措置	完了時間																							
モード1、2および3	A. 復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ1系統が動作不能である場合 および A.2 復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ1系統が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 発電第二課当直課長は、モード3にする。 および A.3 発電第二課当直課長は、モード4にする。	速やかに 12時間 36時間																							
通用モード	条件	要求される措置	完了時間																							
モード1、2および3	A. 動作可能な復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統および動作可能な復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にすおよび A.3 当直課長は、モード4にすおよび	速やかに 12時間 36時間																							
<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気減がし弁による蒸気放出系</td> <td>主蒸気減がし弁4個が手動で閉弁できること(現場手動含む)</td> <td>3個</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	主蒸気減がし弁による蒸気放出系	主蒸気減がし弁4個が手動で閉弁できること(現場手動含む)	3個	<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気減がし弁による蒸気放出系</td> <td>主蒸気減がし弁4個が手動で閉弁できること(現場手動含む)</td> <td>4個</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	主蒸気減がし弁による蒸気放出系	主蒸気減がし弁4個が手動で閉弁できること(現場手動含む)	4個	<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気減がし弁による蒸気放出系</td> <td>主蒸気減がし弁4個が手動で閉弁できること(現場手動含む)</td> <td>3個</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	主蒸気減がし弁による蒸気放出系	主蒸気減がし弁4個が手動で閉弁できること(現場手動含む)	3個						
項目	運転上の制限	所要数																								
主蒸気減がし弁による蒸気放出系	主蒸気減がし弁4個が手動で閉弁できること(現場手動含む)	3個																								
項目	運転上の制限	所要数																								
主蒸気減がし弁による蒸気放出系	主蒸気減がし弁4個が手動で閉弁できること(現場手動含む)	4個																								
項目	運転上の制限	所要数																								
主蒸気減がし弁による蒸気放出系	主蒸気減がし弁4個が手動で閉弁できること(現場手動含む)	3個																								
<p>表83-9 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備</p>	<p>表83-9 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備</p>	<p>表85-9 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備</p>																								
<p>表90-9 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備</p>	<p>表85-9 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備</p>	<p>表85-9-1 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)</p>																								
<p>【玄海-美浜】 (5)：記載方針の差異 (玄海は、個数を記載している。)</p>																										

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
ために使用されている場 (合)	ために使用されている場 (合)	ために使用されている場 (合)	
(2) 確認事項	(2) 確認事項	(2) 確認事項	
項目 確認事項 頻度 担当 主蒸気速がし弁が手動で開弁でき定期検査計装 し弁 することを確認する。 時 保修課長	項目 確認事項 頻度 担当 主蒸気速がし弁が手動で開弁でき定期検査計装 し弁 することを確認する。 時 保修課長	項目 確認事項 頻度 担当 主蒸気速がし弁が手動で開弁でき定期検査計装 し弁 することを確認する。 時 保修課長	
(3) 要求される措置	(3) 要求される措置	(3) 要求される措置	【玄海・美浜】 ④：記載の適正化(美浜は、その他の設備の確認について詳細に記載した。)
適用モード 条件 要求される措置 完了時間 モード A. 主蒸気速がし弁1個以上が手動で開弁できない場合 1、2、3 および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 1 2時間 2 36時間	適用モード 条件 要求される措置 完了時間 モード A. 主蒸気速がし弁1個以上が手動で開弁できない場合 1、2、3 および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 1 2時間 2 36時間	適用モード 条件 要求される措置 完了時間 モード A. 主蒸気速がし弁1個以上が手動で開弁できない場合 1、2、3 および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 1 2時間 2 36時間	
※1：残りの余熱除去ポンプ1台、加圧器速がし弁2台、ディーゼル発電機2基、直流電源装置、原子炉補機冷却水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※1：残りの余熱除去ポンプ1台、加圧器速がし弁2台、ディーゼル発電機2基、非常用直流電源2系統、海水ポンプ4台及び原子炉補機冷却水ポンプ4台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※1：残りの余熱除去ポンプ1台、加圧器速がし弁2台、ディーゼル発電機2基、非常用直流電源、原子炉補機冷却水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	
表90-10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	表83-10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	表85-10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	
90-10-1 水素濃度低減	83-10-1 水素濃度低減	85-10-1 水素濃度低減	
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	
項目 運転上の制限 水素濃度低減 (1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能であること (3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が2系統の電源から受電可能であること (5) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能であること	項目 運転上の制限 水素濃度低減 (1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統2系統が動作可能であること (5) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	項目 運転上の制限 水素濃度低減 (1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能であること (3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能であること	【大飯・玄海・美浜】 ②：上流文書の差異(大飯は、有効性評価のうち、不確かさ影響評価で原子炉格納容器水素燃焼装置の動作に期待しているため、イグナイタの電源多重化の要求がある。)
適用モード 所要数 モード1、2、3、4、5および6 5基 静的触媒式水素再結合装置 5個	適用モード 所要数 モード1、2、3、4、5及び6 5基 静的触媒式水素再結合装置 5個	適用モード 所要数 モード1、2、3、4、5および6 5個 静的触媒式水素再結合装置 5個 原子炉格納容器水素燃焼装置 12個	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）

置	13個
原子炉格納容器水素燃焼装置	13個
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	※1
空冷式非常用発電装置	※2
燃料油貯蔵タンク	※2
重油タンク	※2
タンクローリー	※2

※1：「90-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。
 ※2：「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー」による燃料供給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項目	確認事項	頻度	担当
静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 機能検査を実施する。	定期検査時 1ヶ月に1回	原子炉 保守課長 当直課長
静的触媒式水素再結合装置温度監視装置	モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。 装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	計装 保守課長 当直課長
原子炉格納容器水素燃焼装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 機能検査を実施する。	定期検査時 1ヶ月に1回	電気 保守課長 当直課長
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。 装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	計装 保守課長 当直課長

※3：ルーブ室内、加圧器室内およびドーム部については、第11.2条第1項で定める立ち入り制限等を考慮して、確認方法を定め、実施する。

(3) 要求される措置

通用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上が動作不能である場合 および A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※4と も、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	4時間	
B. 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能※5である	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 および B.2 その他の設備※5が動作可能であることを確認する。	7.2時間 4時間	

玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）

置	13個
電気式水素燃焼装置	13個
電気式水素燃焼装置動作監視装置	※1
大容量空冷式発電機	※1

※1：「89-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項目	確認事項	頻度	担当
静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 装置の機能を確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	保守第二課長 保守第二課長 当直課長
静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。 装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	保守第二課長 保守第二課長 当直課長
電気式水素燃焼装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 装置の機能を確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	保守第二課長 保守第二課長 当直課長
電気式水素燃焼装置動作監視装置	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。 装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	保守第二課長 保守第二課長 当直課長

※2：ルーブ室内、加圧器室内及びドーム部を除く。

(3) 要求される措置

通用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上が動作不能である場合 および A.1 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。 A.2 発電第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間	
B. 電気式水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能※4である	B.1 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 および B.2 その他の設備※5が動作可能であることを確認する。	4時間	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）

原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	12個
空冷式非常用発電装置	※1
燃料油貯蔵タンク	※2
可搬式オイルポンプ	※2
タンクローリー	※2
燃料油移送ポンプ	※2

※1：「185-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。
 ※2：「185-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料供給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項目	確認事項	頻度	担当
静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 機能検査を実施する。	定期検査時 1ヶ月に1回	原子炉 保守課長 当直課長
静的触媒式水素再結合装置温度監視装置	モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。 装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	電気 保守課長 当直課長
原子炉格納容器水素燃焼装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 機能検査を実施する。	定期検査時 1ヶ月に1回	計装 保守課長 当直課長
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。 装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	計装 保守課長 当直課長

※3：ルーブ室内、加圧器室内およびドーム部を除く。

(3) 要求される措置

通用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上が動作不能である場合 および A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※4と も、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	4時間	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にす る。 および B.2 当直課長は、モード5にす る。	7.2時間 1.2時間 5.6時間	
C. 原子炉格納容器	C.1 当直課長は、当該設備を動作 す る。 および C.2 当直課長は、モード3にす る。 および C.3 当直課長は、モード5にす る。	1.2時間 5.6時間	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

差異の説明

【玄海一美浜】
 (4)：記載の適正化
 (美浜は、計測制御系の一般的な記載「機能検査を実施する」とする。)

【大飯一美浜】
 (2)：上流文書の差異
 (大飯は、有効性評価のうち、不確かさ影響評価で原子炉格納容器水素燃焼装置の動作に期待しているため、ルーブ室内、加圧器室内およびドーム部の外観点検を実施。)

【玄海一美浜】
 (4)：記載の適正化
 (美浜は、その他の設備の確認について詳細に記載した。)

【玄海一美浜】
 (5)：記載方針の差異
 (玄海は、静的触媒式水素再結合装置と原子炉格納容器水素燃焼装置を合わせて記載、美浜は、個別に記載している。記載主旨に差異なし。)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）		差異の説明	
<p>場合</p> <p>および</p> <p>B.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C. 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数に差があること、その他の設備が動作可能な状態であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>C.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>C.2 当直課長は、原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数を2系統の電源により受電可能な状態に復旧する。</p> <p>D.1 当直課長は、モード3にす</p> <p>および</p> <p>D.2 当直課長は、モード5にす</p> <p>E. 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合</p>	<p>7.2時間</p> <p>4時間</p> <p>1.0日</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p> <p>4時間</p> <p>その後の1.2時間に1回</p> <p>速やかに</p>	<p>電源系統1系統が動作不能である場合</p> <p>B.2 保安第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 保安第二課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>C.2 保安第二課長は、モード5にする。</p> <p>D.1 保安第二課長は、原子炉格納容器内が静的触媒式水素燃焼装置又は電気式水素燃焼装置が動作する環境にないことを確認する。</p> <p>および</p> <p>D.2 保安第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.1 保安第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 保安第二課長は、水抜きを中止する。</p> <p>A.3 保安第二課長は、非満水)又はモード6(キャピティ低水位)の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。</p> <p>又は</p> <p>電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統1系統が動作不能である場合</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合</p>	<p>10日</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>4時間</p> <p>その後の12時間</p> <p>間に1回</p> <p>速やかに</p>	<p>器水素燃焼装置の所要数以上の動作不能である場合</p> <p>D. 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合</p> <p>(3) 要求される措置(続き)</p> <p>適用モード</p> <p>A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1個以上が動作不能である場合</p> <p>完了時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>【大飯・玄海 美浜】</p> <p>(2)：上流文書の差異</p> <p>○：不確かさ影響評価面での原子炉格納容器水素燃焼装置の動作に期待しているため、イグナイタ故障時における要求される措置としてプラント停止を行う。</p>		
<p>および</p> <p>B.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>C.2 当直課長は、原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数を2系統の電源により受電可能な状態に復旧する。</p> <p>D.1 当直課長は、モード3にす</p> <p>および</p> <p>D.2 当直課長は、モード5にす</p> <p>E. 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合</p>	<p>7.2時間</p> <p>4時間</p> <p>1.0日</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p> <p>4時間</p> <p>その後の1.2時間に1回</p> <p>速やかに</p>	<p>電源系統1系統が動作不能である場合</p> <p>B.2 保安第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 保安第二課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>C.2 保安第二課長は、モード5にする。</p> <p>D.1 保安第二課長は、原子炉格納容器内が静的触媒式水素燃焼装置又は電気式水素燃焼装置が動作する環境にないことを確認する。</p> <p>および</p> <p>D.2 保安第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.1 保安第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 保安第二課長は、水抜きを中止する。</p> <p>A.3 保安第二課長は、非満水)又はモード6(キャピティ低水位)の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。</p> <p>又は</p> <p>電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統1系統が動作不能である場合</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合</p>	<p>10日</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>4時間</p> <p>その後の12時間</p> <p>間に1回</p> <p>速やかに</p>	<p>器水素燃焼装置の所要数以上の動作不能である場合</p> <p>D. 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合</p> <p>(3) 要求される措置(続き)</p> <p>適用モード</p> <p>A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1個以上が動作不能である場合</p> <p>完了時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>【大飯・玄海 美浜】</p> <p>(2)：上流文書の差異</p> <p>○：不確かさ影響評価面での原子炉格納容器水素燃焼装置の動作に期待しているため、イグナイタ故障時における要求される措置としてプラント停止を行う。</p>		
<p>および</p> <p>B.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>C.2 当直課長は、原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数を2系統の電源により受電可能な状態に復旧する。</p> <p>D.1 当直課長は、モード3にす</p> <p>および</p> <p>D.2 当直課長は、モード5にす</p> <p>E. 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合</p>	<p>7.2時間</p> <p>4時間</p> <p>1.0日</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p> <p>4時間</p> <p>その後の1.2時間に1回</p> <p>速やかに</p>	<p>電源系統1系統が動作不能である場合</p> <p>B.2 保安第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 保安第二課長は、モード3にする。</p> <p>および</p> <p>C.2 保安第二課長は、モード5にする。</p> <p>D.1 保安第二課長は、原子炉格納容器内が静的触媒式水素燃焼装置又は電気式水素燃焼装置が動作する環境にないことを確認する。</p> <p>および</p> <p>D.2 保安第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.1 保安第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 保安第二課長は、水抜きを中止する。</p> <p>A.3 保安第二課長は、非満水)又はモード6(キャピティ低水位)の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。</p> <p>又は</p> <p>電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統1系統が動作不能である場合</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合</p>	<p>10日</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>4時間</p> <p>その後の12時間</p> <p>間に1回</p> <p>速やかに</p>	<p>器水素燃焼装置の所要数以上の動作不能である場合</p> <p>D. 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合</p> <p>(3) 要求される措置(続き)</p> <p>適用モード</p> <p>A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1個以上が動作不能である場合</p> <p>完了時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>【大飯・玄海 美浜】</p> <p>(2)：上流文書の差異</p> <p>○：不確かさ影響評価面での原子炉格納容器水素燃焼装置の動作に期待しているため、イグナイタ故障時における要求される措置としてプラント停止を行う。</p>		

※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。残りの余熱除去ポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※4：電気式水素燃焼装置の所要数に供給する電源系統全てが動作不能の場合を含む。

※5：原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい等を確認する。

※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。残りの余熱除去ポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※7：残りの余熱除去ポンプ1台をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※8：原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい等を確認する。

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																											
<p>視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数の1個以上が動作不能である場合</p> <p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※5：残りの余裕ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：いずれの電源からも受電不能である場合を含む。 ※7：原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい率等を確認する。</p> <p>90-10-2 水素濃度監視</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素濃度監視</td> <td>可搬型格納容器水素ガス濃度計等による水素濃度監視系1系統※1が動作可能であること</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>通用モード</td> <td>可搬型格納容器水素ガス濃度計 格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ 可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置 格納容器水素ガス試料冷却器 格納容器水素ガス試料湿分分離器 窒素ポンベ(代替制御用空気供給用) 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用) 大容量ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー</td> <td>1個 1台 1台 1個 1個 10本※2 2台※3 ※4 ※5 ※6 ※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、可搬型格納容器水素ガス濃度計1個、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ1台、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置1台、格納容器水素ガス試料冷却器1個および格納容器水素ガス試料湿分分離器1個ならびに窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)1セットまたは可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)1セット。 ※2：1セット2台(A系統1台、B系統1台)。 ※3：1セット2台(A系統1台、B系統1台)。 ※4：「90-7-2 大容量ポンプ」による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却」において運転上の制限を定める。 ※5：「90-15-1 空冷式非常用発電装置」において運転上の制限を定める。 ※6：「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー」による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	水素濃度監視	可搬型格納容器水素ガス濃度計等による水素濃度監視系1系統※1が動作可能であること	1個	通用モード	可搬型格納容器水素ガス濃度計 格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ 可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置 格納容器水素ガス試料冷却器 格納容器水素ガス試料湿分分離器 窒素ポンベ(代替制御用空気供給用) 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用) 大容量ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー	1個 1台 1台 1個 1個 10本※2 2台※3 ※4 ※5 ※6 ※6	<p>83-10-2 水素濃度監視</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素濃度監視</td> <td>可搬型格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系※1が動作可能であること</td> <td>1個※2</td> </tr> <tr> <td>通用モード</td> <td>可搬型格納容器水素濃度計測装置 可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 窒素ポンベ(事故時試料採取設備用) 移動式大容量ポンプ車 大容量空冷式発電機 燃料油貯蔵タンク タンクローリー</td> <td>1個※2 1台※2 1台※2 2個(3号炉)1個(4号炉) ※3 ※4 ※5 ※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>モード1、2、3、4、5および6</p> <p>※1：可搬型格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系とは、可搬型格納容器水素濃度計測装置1個、可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ1台、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置1台及び窒素ポンベ(事故時試料採取設備用)3号炉2個、4号炉1個をいう。 ※2：3号炉及び4号炉の合計所要数 ※3：「83-7-2 移動式大容量ポンプ車」による原子炉格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却」において運転上の制限を定める。 ※4：「83-15-1 大容量空冷式発電機」において運転上の制限を定める。 ※5：「83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリー」による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	水素濃度監視	可搬型格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系※1が動作可能であること	1個※2	通用モード	可搬型格納容器水素濃度計測装置 可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 窒素ポンベ(事故時試料採取設備用) 移動式大容量ポンプ車 大容量空冷式発電機 燃料油貯蔵タンク タンクローリー	1個※2 1台※2 1台※2 2個(3号炉)1個(4号炉) ※3 ※4 ※5 ※5	<p>85-10-2 水素濃度監視</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素濃度監視</td> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系が動作可能であること</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>通用モード</td> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測装置 可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ 可搬型格納容器ガス試料圧縮装置 格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器 格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器 大容量ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ</td> <td>1個 1台 1台 1個 1個 ※1 ※2 ※3 ※3 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>モード1、2、3、4、5および6</p> <p>※1：「85-7-2 大容量ポンプ」による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却」において運転上の制限を定める。 ※2：「85-15-1 空冷式非常用発電装置」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリー」および「燃料油移送ポンプ」による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系が動作可能であること	1個	通用モード	可搬型格納容器内水素濃度計測装置 可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ 可搬型格納容器ガス試料圧縮装置 格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器 格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器 大容量ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ	1個 1台 1台 1個 1個 ※1 ※2 ※3 ※3 ※3	<p>【玄海・大飯一美浜】 (2)：上流文書の差異(設備の相違)。 備、所要数を運転上の制限の表にて明記しているため、系統構成を注釈で補足する必要はない。(以下、同様。)</p>
項目	運転上の制限	所要数																												
水素濃度監視	可搬型格納容器水素ガス濃度計等による水素濃度監視系1系統※1が動作可能であること	1個																												
通用モード	可搬型格納容器水素ガス濃度計 格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ 可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置 格納容器水素ガス試料冷却器 格納容器水素ガス試料湿分分離器 窒素ポンベ(代替制御用空気供給用) 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用) 大容量ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー	1個 1台 1台 1個 1個 10本※2 2台※3 ※4 ※5 ※6 ※6																												
項目	運転上の制限	所要数																												
水素濃度監視	可搬型格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系※1が動作可能であること	1個※2																												
通用モード	可搬型格納容器水素濃度計測装置 可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 窒素ポンベ(事故時試料採取設備用) 移動式大容量ポンプ車 大容量空冷式発電機 燃料油貯蔵タンク タンクローリー	1個※2 1台※2 1台※2 2個(3号炉)1個(4号炉) ※3 ※4 ※5 ※5																												
項目	運転上の制限	所要数																												
水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系が動作可能であること	1個																												
通用モード	可搬型格納容器内水素濃度計測装置 可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ 可搬型格納容器ガス試料圧縮装置 格納容器雰囲気ガスサンプリング冷却器 格納容器雰囲気ガスサンプリング湿分分離器 大容量ポンプ 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ	1個 1台 1台 1個 1個 ※1 ※2 ※3 ※3 ※3																												
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型格納容器</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査</td> <td>計装</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬型格納容器	機能検査を実施する。	定期検査	計装	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型格納容器</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査</td> <td>計装</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬型格納容器	機能検査を実施する。	定期検査	計装	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型格納容器</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査</td> <td>計装</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬型格納容器	機能検査を実施する。	定期検査	計装				
項目	確認事項	頻度	担当																											
可搬型格納容器	機能検査を実施する。	定期検査	計装																											
項目	確認事項	頻度	担当																											
可搬型格納容器	機能検査を実施する。	定期検査	計装																											
項目	確認事項	頻度	担当																											
可搬型格納容器	機能検査を実施する。	定期検査	計装																											

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）			玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）			美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）			差異の説明			
器水素ガス濃度計	モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 計装 計装 計装	器水素濃度計測装置	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	課長 課長 課長 課長	器内水素濃度計測装置	モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 計装 計装 計装	
格納容器水素ガス試験冷却器用可搬型冷却水ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 3ヶ月に1回	原子炉 計装 計装	可搬型ガスサクション用冷却ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 3ヶ月に1回	原子炉 計装 計装	可搬型原子炉冷却水循環ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 3ヶ月に1回	原子炉 計装 計装	
可搬型格納容器水素ガス試験圧縮装置	装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 3ヶ月に1回	原子炉 計装 計装	可搬型代替方サクション用格納容器	装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 3ヶ月に1回	課長 課長	可搬型格納容器ガス試験圧縮装置	装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 3ヶ月に1回	原子炉 計装 計装	
格納容器水素ガス試験冷却器用可搬型冷却水ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 3ヶ月に1回	原子炉 計装 計装	窒素ポンベ採取設備（運用）	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	課長	格納容器雰囲気ガス試験冷却器用可搬型冷却水ポンプ	装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	原子炉 計装 計装	
可搬型空圧圧縮機（代替制御用空気供給用）	モード1、2、3、4、5および6において、可搬型空圧圧縮機が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 計装					格納容器雰囲気ガス試験冷却器用可搬型冷却水ポンプ	装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	原子炉 計装 計装	

【玄海－美浜】
 ④：記載の適正化（美浜は、その他の設備の確認について詳細に記載した。）

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*4 A.2 計装係課長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対処設備*9が動作可能であることを確認する*7。 および A.3 計装係課長および原子炉係課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間
モード5及び6	A. 可搬型格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する*6。 および A.2 発電第二課当直課長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対処設備*7が動作可能であることを確認する*9。 および A.3 発電第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 および B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	72時間 30日 12時間 56時間
モードA	A. 可搬型格納容器水素濃度計	A.1 計装係課長および原子炉係課長は、モード3にす る。 B.2 当直課長は、モード5にする。	速やかに

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 可搬型格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系が動作不能である場合	A.1 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*6。 および A.2 発電第二課当直課長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対処設備*7が動作可能であることを確認する*9。 および A.3 発電第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 および B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	4時間 72時間 30日 12時間 56時間
モード5及び6	A. 可搬型格納容器水素濃度計	A.1 係課長は、モード3にす る。 B.2 当直課長は、モード5にする。	速やかに

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																		
<p>5 および6 器水素ガス濃度計等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合</p> <p>および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 計装係修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※9}が動作可能であることを確認する^{※10}措置を開始する。</p> <p>※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※8：残りの余熱除去ポンプ1台をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※9：静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置をいう。 ※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>表90-11 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する等のための設備 90-11-1 水素排出、放射性物質の濃度低減</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素排出 放射性物質の濃度低減</td> <td>(1)アニュラス空気浄化系の1系統が動作可能であること^{※1} (2)所要の代替空気系統^{※2}が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンプ（代替制御用空気供給用） 5本^{※3} 1台^{※4} 1基 5本^{※3} 1台^{※4} ※5 ※6 タンクローリー ※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※2：所要の代替空気系統とは、動作可能なアニュラス空気浄化系に接続可能な窒素ポンプ（代替制御用空気供給用）1セットまたは可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）1セット。 ※3：1セット5本（A系統5本またはB系統5本） ※4：1セット1台（A系統1台またはB系統1台） ※5：「90-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	水素排出 放射性物質の濃度低減	(1)アニュラス空気浄化系の1系統が動作可能であること ^{※1} (2)所要の代替空気系統 ^{※2} が動作可能であること	適用モード	アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンプ（代替制御用空気供給用） 5本 ^{※3} 1台 ^{※4} 1基 5本 ^{※3} 1台 ^{※4} ※5 ※6 タンクローリー ※6	<p>測装置等及び A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電第二課当直課長は、モード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 発電第二課当直課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※7}が動作可能であることを確認する^{※8}措置を開始する。 ※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。残りの余熱除去ポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：静的触媒式水素再結合装置温度監視装置又は電気式水素燃焼装置動作監視装置をいう。 ※8：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>表83-11 水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止する等のための設備 83-11-1 水素排出、放射性物質の濃度低減</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素排出、放射性物質の濃度低減</td> <td>(1)Bアニュラス空気浄化系が動作可能であること^{※1} (2)代替空気（窒素）系統が動作可能であること^{※2}</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>Bアニュラス空気浄化ファン、 Bアニュラス空気浄化フィルタユニット モード1、2、3、4、5及び6 窒素ポンプ（アニュラス空気浄化ファン用） 大容量空冷式発電機 1台^{※1} 1基 1個 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、又は運転中であることをいう。 ※2：窒素ポンプを含む。 ※3：「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	水素排出、放射性物質の濃度低減	(1)Bアニュラス空気浄化系が動作可能であること ^{※1} (2)代替空気（窒素）系統が動作可能であること ^{※2}	適用モード	Bアニュラス空気浄化ファン、 Bアニュラス空気浄化フィルタユニット モード1、2、3、4、5及び6 窒素ポンプ（アニュラス空気浄化ファン用） 大容量空冷式発電機 1台 ^{※1} 1基 1個 ※3	<p>5 および6 器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合</p> <p>および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 計装係修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※9}が動作可能であることを確認する^{※7}措置を開始する。</p> <p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※5：残りの余熱除去ポンプ1台をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置をいう。 ※7：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>表85-11 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する等のための設備 85-11-1 水素排出、放射性物質の濃度低減</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素排出 放射性物質の濃度低減</td> <td>(1)Bアニュラス循環系が動作可能であること^{※1} (2)代替空気（窒素）系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>Bアニュラス循環ファン Bアニュラス循環フィルタユニット 窒素ポンプ（アニュラス循環系ダンパ作動用） モード1、2、3、4、5および6 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ ※2 ※3 ※3 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※2：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料供給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	水素排出 放射性物質の濃度低減	(1)Bアニュラス循環系が動作可能であること ^{※1} (2)代替空気（窒素）系統が動作可能であること	適用モード	Bアニュラス循環ファン Bアニュラス循環フィルタユニット 窒素ポンプ（アニュラス循環系ダンパ作動用） モード1、2、3、4、5および6 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ ※2 ※3 ※3 ※3	<p>【大飯－美浜】 (2)：上流文書の差異 （大飯は、代替空気系統が両系に接続可能なため、常設SA設備として1系統を要求し、「アニュラス空気浄化系」の1系統が動作可能であること）をLCOとしていた。また、代替空気系統として（は）窒素ポンプと同等の機能がある可搬式空気圧縮機があることで「所要の代」を追加し、「所要の代替空気系統が動作可能であること」をLCOとしていた。美浜はBアニュラス循環系のみ代替空気系統接続可能。）（以下、同様。）</p>
項目	運転上の制限																				
水素排出 放射性物質の濃度低減	(1)アニュラス空気浄化系の1系統が動作可能であること ^{※1} (2)所要の代替空気系統 ^{※2} が動作可能であること																				
適用モード	アニュラス空気浄化ファン アニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンプ（代替制御用空気供給用） 5本 ^{※3} 1台 ^{※4} 1基 5本 ^{※3} 1台 ^{※4} ※5 ※6 タンクローリー ※6																				
項目	運転上の制限																				
水素排出、放射性物質の濃度低減	(1)Bアニュラス空気浄化系が動作可能であること ^{※1} (2)代替空気（窒素）系統が動作可能であること ^{※2}																				
適用モード	Bアニュラス空気浄化ファン、 Bアニュラス空気浄化フィルタユニット モード1、2、3、4、5及び6 窒素ポンプ（アニュラス空気浄化ファン用） 大容量空冷式発電機 1台 ^{※1} 1基 1個 ※3																				
項目	運転上の制限																				
水素排出 放射性物質の濃度低減	(1)Bアニュラス循環系が動作可能であること ^{※1} (2)代替空気（窒素）系統が動作可能であること																				
適用モード	Bアニュラス循環ファン Bアニュラス循環フィルタユニット 窒素ポンプ（アニュラス循環系ダンパ作動用） モード1、2、3、4、5および6 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ ※2 ※3 ※3 ※3																				

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）

の制限を定める。
※6：「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。

項目	確認事項	頻度	担当
	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。	定期検査時	発電室長
エアユラス空気浄化ファン	モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※7。	1ヶ月に1回	当直課長
	モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
エアユラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう業務除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	定期検査時	原子炉係修課長
窒素ポンベ	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装係修課長
可搬式空気圧縮機（代用空気供給装置）	モード1、2、3、4、5および6において、可搬式空気圧縮機が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装係修課長

※7：運転中のファンについては、運転状態により確認する。

玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）

項目	確認事項	頻度	担当
エアユラス空気浄化ファン	ファンの起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	発電第二課長
	モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。	1か月に1回	発電第二課長
	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課長
エアユラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう業務除去効率（総合除去効率）が99%以上であることを確認する。	定期検査時	係修第二課長
窒素ポンベ	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	係修第二課長

※4：運転中のファンについては、運転状態により確認する。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）

項目	確認事項	頻度	担当
	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。	定期検査時	発電室長
エアユラス空気浄化ファン	モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。	1ヶ月に1回	当直課長
	モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
エアユラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう業務除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	定期検査時	原子炉係修課長
窒素ポンベ	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉係修課長

※4：運転中のファンについては、運転状態により確認する。

差異の説明

【玄海－美浜】
④：記載の適正化（美浜は、第60条のサーベランスの記載に合わせた。）

(3) 要求される措置

通用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. エアユラス空気浄化系が動作不能である場合 A.1 当直課長は、当該系が動作不能であることを確認する。 A.2 当直課長は、モード3にす る。 A.3 当直課長は、モード5にす る。	A.1 当直課長は、当該系が動作不能であることを確認する。 A.2 当直課長は、モード3にす る。 A.3 当直課長は、モード5にす る。	12時間 56時間
モードB.	所要の代替空気系統が動作不能である場合 B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 B.2 計装係修課長は、代替措置※10を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.3 当直課長は、当該系が動作不能な状態に復旧する。	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 B.2 計装係修課長は、代替措置※10を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.3 当直課長は、当該系が動作不能な状態に復旧する。	4時間 72時間 10日 12時間
モードC.	条件Bの措置を完了時間内に達成できな る。	C.1 当直課長は、モード3にす る。 C.2 当直課長は、モード3にす る。	12時間

(3) 要求される措置

通用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3及び4	A. エアユラス空気浄化系が動作不能である場合 A.1 発電第二課当直課長は、当該系が動作不能であることを確認する。 A.2 発電第二課当直課長は、当該系が動作不能な状態に復 旧する。 A.3 発電第二課当直課長は、モ ード3にす る。	A.1 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 A.2 発電第二課当直課長は、当該系が動作不能であることを確認する。 A.3 発電第二課当直課長は、当該系が動作不能な状態に復旧する。	表58-3 A.2の初 回確認 完了後4時 間 72時間 4時間
モードB.	代替空気（窒素）系が動作不能である場合 B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 B.2 係修第二課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.3 係修第二課長は、当該系が動作不能な状態に復旧する。	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 B.2 係修第二課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.3 係修第二課長は、当該系が動作不能な状態に復旧する。	72時間 10日 12時間
モードC.	条件A又はBの措置を完了時間内に達成できな る。	C.1 発電第二課当直課長は、モ ード3にす る。 C.2 発電第二課当直課長は、モ ード3にす る。	56時間

(3) 要求される措置

通用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. エアユラス循環系が動作不能である場合 A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 A.2 当直課長は、モード3にす る。 A.3 当直課長は、モード5にす る。	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 A.2 当直課長は、モード3にす る。 A.3 当直課長は、モード5にす る。	表60-3 A.2の初 回確認 完了後4 時間
モードB.	代替空気（窒素）系が動作不能である場合 B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 B.2 係修第二課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 B.2 係修第二課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	4時間 72時間
モードC.	条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できな る。	C.1 当直課長は、モード3にす る。 C.2 当直課長は、モード3にす る。	10日 12時間

【大飯－美浜】
③：運用の差異（大飯は、第65条（エアユラス空気浄化系）にてエアユラス空気浄化系がすべて動作不能となればプラント停止することから、それを準用した記載としている。美浜はB/Aエアユラス循環系の1系統のみのためプラント停止の記載なし。）

【玄海－美浜】
④：記載の適正化（美浜は、その他の設備の確認について詳細に記載した。）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	
場合	C.2 当直課長は、モード5にする。	達成できない場合	D.5にする。	成できない場合	C.2 当直課長は、モード5にする。
モード5および6	A. アンニュラス空気が全量で動作不能である場合は、および または 所要の代替空気系統が動作不能である場合は、および A.2 当直課長は、1次冷却系の水を抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 計装係保課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A.1 アンニュラス空気が動作不能である場合は、および または 代替空気（窒素）系統が動作不能である場合は、および A.2 当直課長は、1次冷却系の水を抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 保修第二課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A.1 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水を抜きを中止する。 および A.3 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 保修第二課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	モード5および6	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水を抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 原子炉保修課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。
※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※9：残りの余熱除去ポンプ1台をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：代替品の補充等。		※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。残りの余熱除去ポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：代替品の補充等		※5：残りの余熱除去ポンプ1台をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：代替品の補充等。	
表90-1-2 使用済燃料ピットの冷却等のための設備		表83-12 使用済燃料ピットの冷却等のための設備		表85-1-2 使用済燃料ピットの冷却等のための設備	
90-1-2-1 海水から使用済燃料ピットへの注水		83-12-1 使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水		85-1-2-1 海水から使用済燃料ピットへの注水	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
海水から使用済燃料ピットへの注水	送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること	使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること	海水から使用済燃料ピットへの注水	送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること
適用モード	送水車	適用モード	送水車	適用モード	送水車
所要数	1台×2	所要数	1台×2	所要数	1台×2
軽油ドラム缶	※1	軽油ドラム缶	※1	軽油ドラム缶	※1
※1：「90-1-2-4 軽油ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※1：1系統とは、使用済燃料ピット補給用水中ポンプ1台をいう。 ※2：「83-14-1 八田浦貯水池又は3号炉及び4号炉取水ピットから中間受槽への供給」において運転上の制限を定める。 ※3：「83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※1：「85-1-2-4 軽油ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。	
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	確認事項	項目	確認事項	項目	確認事項
送水車	ポンプを起動し、異常な騒動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が ≥ 1 MPa以上、容量が ≥ 100 ㎥/h以上であることを確認する。ポンプを起動し、動作可能であること	使用済燃料ピット補給用水中ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、及び稼働率が ≥ 1 MPa以上、容量が ≥ 100 ㎥/h以上であることを確認する。	送水車	ポンプを起動し、異常な騒動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が ≥ 1 MPa以上、容量が ≥ 100 ㎥/h以上であることを確認する。
頻度	1年に1回	頻度	1年に1回	頻度	1年に1回
担当	タービン保修課長	担当	保修第二課長	担当	タービン保修課長

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可） の制限を定める。		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可） の制限を定める。		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案） 上の制限を定める。		差異の説明																																																	
<p>※3：「89-14-1 八田浦貯水池又は3号炉及び4号炉取水ピットから中間受槽への供給」において運転上の制限を定める。</p> <p>※4：「89-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>		<p>※3：「85-12-4 軽油用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>		<p>※3：「85-12-4 軽油用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>		<p>【玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 （記載主旨に差異なし。）</p>																																																	
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送水車</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が○MPa以上、容量が○m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン係長</td> </tr> <tr> <td>スプレッドヘッド</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>原子燃料課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が○MPa以上、容量が○m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン係長	スプレッドヘッド	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン係長		所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子燃料課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、及び揚程が○m以上、容量が○m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>係長</td> </tr> <tr> <td>スプレッドヘッド</td> <td>2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>係長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	可搬型ディーゼル注入ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、及び揚程が○m以上、容量が○m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	係長	スプレッドヘッド	2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	係長		所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	係長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送水車</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が○MPa以上、容量が○m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン係長</td> </tr> <tr> <td>スプレッドヘッド</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>原子燃料課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が○MPa以上、容量が○m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン係長	スプレッドヘッド	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン係長		所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子燃料課長	<p>【大飯・玄海－美浜】 ③：運用の差異 （美浜は、送水車を使用した屋外スプレッドヘッド系に供給できないため屋外スプレッドヘッド系の条件を追加する。）</p>	
項目	確認事項	頻度	担当																																																				
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が○MPa以上、容量が○m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン係長																																																				
スプレッドヘッド	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン係長																																																				
	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子燃料課長																																																				
項目	確認事項	頻度	担当																																																				
可搬型ディーゼル注入ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、及び揚程が○m以上、容量が○m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	係長																																																				
スプレッドヘッド	2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	係長																																																				
	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	係長																																																				
項目	確認事項	頻度	担当																																																				
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が○MPa以上、容量が○m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン係長																																																				
スプレッドヘッド	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン係長																																																				
	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子燃料課長																																																				
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間</td> <td>A. 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が2系貯蔵容器となつた場合 又は 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が1系貯蔵容器となつた場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、使用済燃料ピット水位が10.75m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。 A.2 係長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.3 係長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間</td> <td>B. 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が1系貯蔵容器となつた場合</td> <td>B.1 原子燃料課長は、A.3に基づき代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する※。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>		通用モード	条件	要求される措置	完了時間	使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間	A. 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が2系貯蔵容器となつた場合 又は 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が1系貯蔵容器となつた場合	A.1 発電第二課当直課長は、使用済燃料ピット水位が10.75m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。 A.2 係長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.3 係長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間	B. 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が1系貯蔵容器となつた場合	B.1 原子燃料課長は、A.3に基づき代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する※。	速やかに	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間</td> <td>A. 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が2系貯蔵容器となつた場合 又は 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が1系貯蔵容器となつた場合</td> <td>A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が10.31.0m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置※を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間</td> <td>B. 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が1系貯蔵容器となつた場合</td> <td>B.1 原子燃料課長は、A.3に基づき代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する※。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>		通用モード	条件	要求される措置	完了時間	使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間	A. 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が2系貯蔵容器となつた場合 又は 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が1系貯蔵容器となつた場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が10.31.0m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置※を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間	B. 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が1系貯蔵容器となつた場合	B.1 原子燃料課長は、A.3に基づき代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する※。	速やかに	<p>※4：代替品の補充等。 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>																											
通用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																				
使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間	A. 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が2系貯蔵容器となつた場合 又は 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が1系貯蔵容器となつた場合	A.1 発電第二課当直課長は、使用済燃料ピット水位が10.75m以上及び水温が65℃以下であることを確認する。 A.2 係長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.3 係長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																																				
使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間	B. 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が1系貯蔵容器となつた場合	B.1 原子燃料課長は、A.3に基づき代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する※。	速やかに																																																				
通用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																				
使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間	A. 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が2系貯蔵容器となつた場合 又は 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が1系貯蔵容器となつた場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が10.31.0m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置※を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																																																				
使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間	B. 使用済燃料ピットへのスプレッドヘッド系への貯蔵している期間中に、貯蔵している貯蔵容器が1系貯蔵容器となつた場合	B.1 原子燃料課長は、A.3に基づき代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する※。	速やかに																																																				

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
		<p>C.3 原子燃料課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 および C.4 原子燃料課長は、C.3に基づき代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する^{※5}。</p>	
<p>※4：代替品の補充等。 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>			

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	
90-12-3 使用済燃料ピットの監視	<p>機 能 設備 使用済燃料ピット水位監視</p> <p>所要数 2箇</p> <p>適用モード 使用済燃料ピット水位監視に専ら使用している期間</p> <p>条件 A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</p> <p>完了時間 速やかに</p> <p>措置 A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が132.2m以上および水位監視計(AAM用)の異常を検知した場合、および計測値が異常であることを確認する。A.2 計測係は、当該状態を確認し、当直課長に報告する。A.3 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内の燃料棒の移動を中止する。</p> <p>頻度 1ヶ月に1回</p> <p>担当 計測係課長</p>	<p>機 能 設備 使用済燃料ピット水位監視</p> <p>所要数 2箇</p> <p>適用モード 使用済燃料ピット水位監視に専ら使用している期間</p> <p>条件 A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</p> <p>完了時間 速やかに</p> <p>措置 A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が132.2m以上および水位監視計(AAM用)の異常を検知した場合、および計測値が異常であることを確認する。A.2 計測係は、当該状態を確認し、当直課長に報告する。A.3 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内の燃料棒の移動を中止する。</p> <p>頻度 1ヶ月に1回</p> <p>担当 計測係課長</p>	
90-12-3 (続き) 使用済燃料ピットの監視	<p>機 能 設備 可搬式使用済燃料ピット水位監視</p> <p>所要数 2箇</p> <p>適用モード 可搬式使用済燃料ピット水位監視に専ら使用している期間</p> <p>条件 A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</p> <p>完了時間 速やかに</p> <p>措置 A.1 当直課長は、可搬式使用済燃料ピット水位監視計(AAM用)の異常を検知した場合、および計測値が異常であることを確認する。A.2 計測係は、当該状態を確認し、当直課長に報告する。A.3 原子燃料課長は、可搬式使用済燃料ピット内の燃料棒の移動を中止する。</p> <p>頻度 1ヶ月に1回</p> <p>担当 計測係課長</p>	<p>機 能 設備 可搬式使用済燃料ピット水位監視</p> <p>所要数 2箇</p> <p>適用モード 可搬式使用済燃料ピット水位監視に専ら使用している期間</p> <p>条件 A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</p> <p>完了時間 速やかに</p> <p>措置 A.1 当直課長は、可搬式使用済燃料ピット水位監視計(AAM用)の異常を検知した場合、および計測値が異常であることを確認する。A.2 計測係は、当該状態を確認し、当直課長に報告する。A.3 原子燃料課長は、可搬式使用済燃料ピット内の燃料棒の移動を中止する。</p> <p>頻度 1ヶ月に1回</p> <p>担当 計測係課長</p>	
90-12-3 (続き) 使用済燃料ピットの監視	<p>機 能 設備 空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリー</p> <p>所要数 1箇</p> <p>適用モード 空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリーに専ら使用している期間</p> <p>条件 A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</p> <p>完了時間 速やかに</p> <p>措置 A.1 当直課長は、空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリーの異常を検知した場合、および計測値が異常であることを確認する。A.2 計測係は、当該状態を確認し、当直課長に報告する。A.3 原子燃料課長は、空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリー内の燃料棒の移動を中止する。</p> <p>頻度 1ヶ月に1回</p> <p>担当 計測係課長</p>	<p>機 能 設備 空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリー</p> <p>所要数 1箇</p> <p>適用モード 空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリーに専ら使用している期間</p> <p>条件 A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</p> <p>完了時間 速やかに</p> <p>措置 A.1 当直課長は、空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリーの異常を検知した場合、および計測値が異常であることを確認する。A.2 計測係は、当該状態を確認し、当直課長に報告する。A.3 原子燃料課長は、空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリー内の燃料棒の移動を中止する。</p> <p>頻度 1ヶ月に1回</p> <p>担当 計測係課長</p>	

※1：所要数に個別の条件が適用される。
 ※2：動作可能な当直監視計が所要数を満足しない場合において、可搬式使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を定める。
 ※3：使用済燃料ピット監視計が所要数を満足しない場合において、可搬式使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を定める。
 ※4：移動中の燃料棒を所定の位置に移動することを知れるものではない。
 ※5：代用品の補充等。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

85-12-3 使用済燃料ピットの監視		85-12-3 (続き) 使用済燃料ピットの監視	
機 能 設備 使用済燃料ピット水位監視	<p>所要数 1箇</p> <p>適用モード 使用済燃料ピット水位監視に専ら使用している期間</p> <p>条件 A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</p> <p>完了時間 速やかに</p> <p>措置 A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が132.2m以上および水位監視計(AAM用)の異常を検知した場合、および計測値が異常であることを確認する。A.2 計測係は、当該状態を確認し、当直課長に報告する。A.3 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内の燃料棒の移動を中止する。</p> <p>頻度 1ヶ月に1回</p> <p>担当 計測係課長</p>	<p>機 能 設備 使用済燃料ピット水位監視</p>	<p>所要数 1箇</p> <p>適用モード 使用済燃料ピット水位監視に専ら使用している期間</p> <p>条件 A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</p> <p>完了時間 速やかに</p> <p>措置 A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が132.2m以上および水位監視計(AAM用)の異常を検知した場合、および計測値が異常であることを確認する。A.2 計測係は、当該状態を確認し、当直課長に報告する。A.3 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内の燃料棒の移動を中止する。</p> <p>頻度 1ヶ月に1回</p> <p>担当 計測係課長</p>
機 能 設備 可搬式使用済燃料ピット水位監視	<p>所要数 1箇</p> <p>適用モード 可搬式使用済燃料ピット水位監視に専ら使用している期間</p> <p>条件 A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</p> <p>完了時間 速やかに</p> <p>措置 A.1 当直課長は、可搬式使用済燃料ピット水位監視計(AAM用)の異常を検知した場合、および計測値が異常であることを確認する。A.2 計測係は、当該状態を確認し、当直課長に報告する。A.3 原子燃料課長は、可搬式使用済燃料ピット内の燃料棒の移動を中止する。</p> <p>頻度 1ヶ月に1回</p> <p>担当 計測係課長</p>	<p>機 能 設備 可搬式使用済燃料ピット水位監視</p>	<p>所要数 1箇</p> <p>適用モード 可搬式使用済燃料ピット水位監視に専ら使用している期間</p> <p>条件 A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</p> <p>完了時間 速やかに</p> <p>措置 A.1 当直課長は、可搬式使用済燃料ピット水位監視計(AAM用)の異常を検知した場合、および計測値が異常であることを確認する。A.2 計測係は、当該状態を確認し、当直課長に報告する。A.3 原子燃料課長は、可搬式使用済燃料ピット内の燃料棒の移動を中止する。</p> <p>頻度 1ヶ月に1回</p> <p>担当 計測係課長</p>
機 能 設備 空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリー	<p>所要数 1箇</p> <p>適用モード 空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリーに専ら使用している期間</p> <p>条件 A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</p> <p>完了時間 速やかに</p> <p>措置 A.1 当直課長は、空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリーの異常を検知した場合、および計測値が異常であることを確認する。A.2 計測係は、当該状態を確認し、当直課長に報告する。A.3 原子燃料課長は、空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリー内の燃料棒の移動を中止する。</p> <p>頻度 1ヶ月に1回</p> <p>担当 計測係課長</p>	<p>機 能 設備 空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリー</p>	<p>所要数 1箇</p> <p>適用モード 空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリーに専ら使用している期間</p> <p>条件 A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</p> <p>完了時間 速やかに</p> <p>措置 A.1 当直課長は、空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリーの異常を検知した場合、および計測値が異常であることを確認する。A.2 計測係は、当該状態を確認し、当直課長に報告する。A.3 原子燃料課長は、空冷式非常用発電装置燃料油タンクタンクローリー内の燃料棒の移動を中止する。</p> <p>頻度 1ヶ月に1回</p> <p>担当 計測係課長</p>

※1：所要数に個別の条件が適用される。
 ※2：動作可能な当直監視計が所要数を満足しない場合において、可搬式使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
 ※3：移動中の燃料棒を所定の位置に移動することを知れるものではない。
 ※4：代用品の補充等。

差異の説明

【大飯・玄海・美浜】
 ②：上流文書の差異
 (設備の相違により所要数等が異なる。)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																																															
<p>90-12-4 軽油ドラム缶による燃料補給設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>軽油ドラム缶による燃料補給設備</td> <td>20.214リットル※1以上であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>軽油ドラム缶</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20.214リットル※1</td> </tr> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の合計所要数</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>軽油ドラム缶</td> <td>油量を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>タービン係 係長</td> </tr> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 タービン係長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。 B.1 当直係長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※2を動作不能※3とみなす。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 タービン係長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。 および A.2 当直係長は、1次冷却系のは、水抜きを中止する。 および A.3 当直係長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </table> <p>※2：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、送水車をいう。 ※3：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>	項目	運転上の制限	軽油ドラム缶による燃料補給設備	20.214リットル※1以上であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	軽油ドラム缶		所要数		20.214リットル※1	項目	確認事項	頻度	担当	軽油ドラム缶	油量を確認する。	1ヶ月に1回	タービン係 係長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 タービン係長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。 B.1 当直係長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※2を動作不能※3とみなす。	48時間	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 タービン係長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。 および A.2 当直係長は、1次冷却系のは、水抜きを中止する。 および A.3 当直係長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>85-12-4 軽油ドラム缶による燃料補給設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>軽油ドラム缶による燃料補給設備</td> <td>6.180リットル以上であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>軽油ドラム缶</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6.180リットル</td> </tr> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>軽油ドラム缶</td> <td>油量を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>タービン係 係長</td> </tr> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 タービン係長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。 B.1 当直係長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※1を動作不能※2とみなす。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 タービン係長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。 および A.2 当直係長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに中止する。 および A.3 当直係長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </table> <p>※1：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、送水車をいう。 ※2：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>	項目	運転上の制限	軽油ドラム缶による燃料補給設備	6.180リットル以上であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	軽油ドラム缶		所要数		6.180リットル	項目	確認事項	頻度	担当	軽油ドラム缶	油量を確認する。	1ヶ月に1回	タービン係 係長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 タービン係長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。 B.1 当直係長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※1を動作不能※2とみなす。	48時間	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 タービン係長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。 および A.2 当直係長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに中止する。 および A.3 当直係長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>【大飯－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 （美浜は、シングルプラント。）</p>
項目	運転上の制限																																																																	
軽油ドラム缶による燃料補給設備	20.214リットル※1以上であること																																																																	
適用モード	設備																																																																	
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	軽油ドラム缶																																																																	
	所要数																																																																	
	20.214リットル※1																																																																	
項目	確認事項	頻度	担当																																																															
軽油ドラム缶	油量を確認する。	1ヶ月に1回	タービン係 係長																																																															
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																															
モード1、2、3および4	A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 タービン係長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。 B.1 当直係長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※2を動作不能※3とみなす。	48時間																																																															
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 タービン係長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。 および A.2 当直係長は、1次冷却系のは、水抜きを中止する。 および A.3 当直係長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																																																															
項目	運転上の制限																																																																	
軽油ドラム缶による燃料補給設備	6.180リットル以上であること																																																																	
適用モード	設備																																																																	
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	軽油ドラム缶																																																																	
	所要数																																																																	
	6.180リットル																																																																	
項目	確認事項	頻度	担当																																																															
軽油ドラム缶	油量を確認する。	1ヶ月に1回	タービン係 係長																																																															
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																															
モード1、2、3および4	A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 タービン係長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。 B.1 当直係長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※1を動作不能※2とみなす。	48時間																																																															
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 タービン係長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。 および A.2 当直係長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに中止する。 および A.3 当直係長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																																																															
<p>83-13 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>83-13-1 大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火</p>	<p>表83-13 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>83-13-1 大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火</p>	<p>表85-13 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>85-13-1 大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有</p>																																																															

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
<p>原子炉格納容器、アニュラス部への放水 原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>3号炉及び4号炉において移動式大容量ポンプ車及び放水砲による放水系1系統^{※1}が動作可能であること</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>原子炉格納容器、アニュラス部への放水 原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統^{※1}が動作可能であること</p>	<p>項目 運転上の制限</p> <p>3号炉及び4号炉において移動式大容量ポンプ車及び放水砲による放水系1系統^{※1}が動作可能であること</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>原子炉格納容器、アニュラス部への放水 原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統^{※1}が動作可能であること</p>	<p>項目 運転上の制限</p> <p>3号炉及び4号炉において移動式大容量ポンプ車及び放水砲による放水系1系統^{※1}が動作可能であること</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>原子炉格納容器、アニュラス部への放水 原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統^{※1}が動作可能であること</p>	<p>項目 運転上の制限</p> <p>3号炉及び4号炉において移動式大容量ポンプ車及び放水砲による放水系1系統^{※1}が動作可能であること</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>原子炉格納容器、アニュラス部への放水 原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統^{※1}が動作可能であること</p>	<p>項目 運転上の制限</p> <p>3号炉及び4号炉において移動式大容量ポンプ車及び放水砲による放水系1系統^{※1}が動作可能であること</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>原子炉格納容器、アニュラス部への放水 原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統^{※1}が動作可能であること</p>	<p>項目 運転上の制限</p> <p>3号炉及び4号炉において移動式大容量ポンプ車及び放水砲による放水系1系統^{※1}が動作可能であること</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>原子炉格納容器、アニュラス部への放水 原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>項目 運転上の制限</p> <p>大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統^{※1}が動作可能であること</p>
<p>※1：1系統とは、大容量ポンプ3台（予備機1台含む）、放水砲3台（予備機1台含む）および泡混合器1台。 ※2：2台接続で3号炉と4号炉の両方に同時に放水できる容量を有するもの。 ※3：3号炉および4号炉の合計所要数。 ※4：「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー」による燃料供給設備「」において運転上の制限を定める。</p>	<p>※1：1系統とは、移動式大容量ポンプ車1台及び放水砲2台をいう。 ※2：1台で3号炉と4号炉の両方に同時に放水できる容量を有するもの。 ※3：3号炉及び4号炉の合計所要数。 ※4：「89-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリー」による燃料供給設備「」において運転上の制限を定める。</p>	<p>※1：1系統とは、大容量ポンプ2台（予備機1台含む）、放水砲2台（予備機1台含む）および泡混合器1台。 ※2：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可換式オイルポンプ、タンクローリー」および燃料油移送ポンプによる燃料供給設備「」において運転上の制限を定める。</p>	<p>※1：1系統とは、大容量ポンプ2台（予備機1台含む）、放水砲2台（予備機1台含む）および泡混合器1台。 ※2：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可換式オイルポンプ、タンクローリー」および燃料油移送ポンプによる燃料供給設備「」において運転上の制限を定める。</p>	<p>※1：1系統とは、大容量ポンプ2台（予備機1台含む）、放水砲2台（予備機1台含む）および泡混合器1台。 ※2：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可換式オイルポンプ、タンクローリー」および燃料油移送ポンプによる燃料供給設備「」において運転上の制限を定める。</p>	<p>※1：1系統とは、大容量ポンプ2台（予備機1台含む）、放水砲2台（予備機1台含む）および泡混合器1台。 ※2：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可換式オイルポンプ、タンクローリー」および燃料油移送ポンプによる燃料供給設備「」において運転上の制限を定める。</p>
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項	
<p>項目 確認事項</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）</p> <p>放水砲</p> <p>泡混合器</p>	<p>項目 確認事項</p> <p>移動式大容量ポンプ車</p> <p>放水砲</p>	<p>項目 確認事項</p> <p>大容量ポンプ</p> <p>放水砲</p> <p>泡混合器</p>	<p>項目 確認事項</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）</p> <p>放水砲</p> <p>泡混合器</p>	<p>項目 確認事項</p> <p>大容量ポンプ</p> <p>放水砲</p> <p>泡混合器</p>	<p>項目 確認事項</p> <p>大容量ポンプ</p> <p>放水砲</p> <p>泡混合器</p>
<p>頻度 1年に1回</p> <p>担当 タービン 1名 係長 1名</p>	<p>頻度 1年に1回</p> <p>担当 係長 1名</p>	<p>頻度 3ヶ月に1回</p> <p>担当 タービン 1名 係長 1名</p>	<p>頻度 1年に1回</p> <p>担当 タービン 1名 係長 1名</p>	<p>頻度 3ヶ月に1回</p> <p>担当 タービン 1名 係長 1名</p>	<p>頻度 1年に1回</p> <p>担当 タービン 1名 係長 1名</p>
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		(3) 要求される措置	
<p>モード A. 放水系が動作不能である場合</p> <p>3および4</p>	<p>モード A. 放水系が動作不能である場合</p> <p>3および4</p>	<p>モード A. 放水系が動作不能である場合</p> <p>3および4</p>	<p>モード A. 放水系が動作不能である場合</p> <p>3および4</p>	<p>モード A. 放水系が動作不能である場合</p> <p>3および4</p>	<p>モード A. 放水系が動作不能である場合</p> <p>3および4</p>
<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能[※]であること、その他の設備[※]が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位が$\geq 32.2m$以上および水温が$65^{\circ}C$以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A.2 タービン係長は、代替措置[※]を検討し、原子炉主任技師の確認を得て実施する。</p> <p>および</p> <p>A.3 タービン係長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 発電第二課当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能[※]であること、使用済燃料ピット水位が$\geq 10.75m$以上及び水温が$65^{\circ}C$以下であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 発電第二課長は、代替措置[※]を検討し、原子炉主任技師の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>A.3 発電第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、AおよびBまたはCおよびDのいずれか2台の内部分布ポンプを起動し、動作可能であること、その他の設備[※]が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位が$\geq 31.0m$以上および水温が$65^{\circ}C$以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A.2 タービン係長は、代替措置[※]を検討し、原子炉主任技師の確認を得て実施する。</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、AおよびBまたはCおよびDのいずれか2台の内部分布ポンプを起動し、動作可能であること、その他の設備[※]が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位が$\geq 31.0m$以上および水温が$65^{\circ}C$以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A.2 タービン係長は、代替措置[※]を検討し、原子炉主任技師の確認を得て実施する。</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、AおよびBまたはCおよびDのいずれか2台の内部分布ポンプを起動し、動作可能であること、その他の設備[※]が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位が$\geq 31.0m$以上および水温が$65^{\circ}C$以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A.2 タービン係長は、代替措置[※]を検討し、原子炉主任技師の確認を得て実施する。</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、AおよびBまたはCおよびDのいずれか2台の内部分布ポンプを起動し、動作可能であること、その他の設備[※]が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位が$\geq 31.0m$以上および水温が$65^{\circ}C$以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A.2 タービン係長は、代替措置[※]を検討し、原子炉主任技師の確認を得て実施する。</p>
<p>完了時間 4時間</p>		<p>完了時間 72時間</p>		<p>完了時間 4時間</p>	
<p>備考欄</p>		<p>備考欄</p>		<p>備考欄</p>	
<p>【玄海-美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異（玄海は確認台数を記載しているが、美浜は所要台数の記載があり確認台数も明確なため記載していない。大容量ポンプ（放水砲用）の性能に関して、美浜は、吐出圧力と記載している。）</p>		<p>【玄海-美浜】</p> <p>④：記載の適正化（美浜は、当該設備及びその他の設備の確認について詳細に記載した。）</p>		<p>【玄海-美浜】</p> <p>③：運用の差異（美浜は、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲は、蓄積事象を考慮し、予備を含めた所要数としている。）</p> <p>②：上流文章の差異（玄海は、泡混合器の記載なし。）</p>	

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)		差異の説明
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	項目	確認事項	
シルトフェンス	所要数が使用可能であることを確認する。	シルトフェンス	所要数が使用可能であることを確認する。	シルトフェンス	所要数が使用可能であることを確認する。	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
通用モード	要求される措置	通用モード	要求される措置	通用モード	要求される措置	
モード1、2、3および4	A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であること、その他の設備が動作可能であることを、ならびに使用済燃料ピット水位がEJ.32.2m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 タービン係修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	モード1、2、3および4	A.1 発電第二課当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であること、使用済燃料ピット水位がEJ.10.75m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 及び A.2 安全管理第二課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 安全管理第二課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	モード1、2、3および4	A.1 当直課長は、AおよびBまたはCおよびDのいずれか2台の内部スプレイポンプを起動し、動作可能であることを、その他の設備が動作可能であることを、ならびに使用済燃料ピット水位がEJ.31.0m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 タービン係修課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	【玄海一美浜】 ④：記載の適正化(美浜は、当該設備およびその他の設備の確認について詳細に記載した。)
モード5、6および燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.1 タービン係修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非沸水)およびモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン係修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	モード5、6および燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.1 安全管理第二課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電第二課当直課長は、モード5(1次冷却系非沸水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 安全管理第二課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	モード5、6および燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.1 当直課長は、モード3に復旧する。 および A.2 当直課長は、モード5にする。 A.3 当直課長は、モード3に復旧する。 A.4 当直課長は、モード5にする。	
※3：残りの格納容器スプレイポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：代替品の補充等。		※4：残りの格納容器スプレイポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※5：代替品の補充等。				

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31 変更認可申請 (補正) 箇所
(2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案)	差異の説明																																																																						
<p>表 90-1-4 重大事故等の取束に必要なとなる水の供給設備</p> <p>90-1-4-1 海水を用いた復水ピットへの補給</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水を用いた復水ピットへの補給</td> <td>海水を用いた復水ピットへの補給系2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5</td> <td>送水車</td> </tr> <tr> <td>および6</td> <td>軽油ドラム缶</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「90-1-2-4 軽油ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m³/h以上であることを確認する。</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 係修課長</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 係修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	海水を用いた復水ピットへの補給	海水を用いた復水ピットへの補給系2系統が動作可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5	送水車	および6	軽油ドラム缶	項目	確認事項	頻度	担当	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 係修課長	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 係修課長	<p>表 83-14 重大事故等の取束に必要なとなる水の供給設備</p> <p>83-14-1 八田浦貯水池又は3号炉及び4号炉取水ピットから中間受槽への供給</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八田浦貯水池又は3号炉及び4号炉取水ピットから中間受槽への供給</td> <td>取水用水中ポンプ等による中間受槽への供給系2系統※1が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6</td> <td>中間受槽</td> </tr> <tr> <td>及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>取水用水中ポンプ、水中ポンプ用発電機、燃料油貯蔵タンク、タンクローリ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、中間受槽1個、取水用水中ポンプ3台及び水中ポンプ用発電機2台をいう。</p> <p>※2：「83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間受槽</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>係修第二課長</td> </tr> <tr> <td>取水用水中ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、及び揚程が \square m以上、容量が \square m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>係修第二課長</td> </tr> <tr> <td>水中ポンプ用発電機</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。^{※3}</td> <td>3か月に1回</td> <td>係修第二課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：「動作可能であること」の確認は、基準となる1台の取水用水中ポンプを起動し、運転状態の確認を行うとともに、全台数の発電状態 (外観点検、絶縁抵抗測定) の確認を行う。</p>	項目	運転上の制限	八田浦貯水池又は3号炉及び4号炉取水ピットから中間受槽への供給	取水用水中ポンプ等による中間受槽への供給系2系統※1が動作可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5、6	中間受槽	及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	取水用水中ポンプ、水中ポンプ用発電機、燃料油貯蔵タンク、タンクローリ	項目	確認事項	頻度	担当	中間受槽	所要数が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	係修第二課長	取水用水中ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、及び揚程が \square m以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	係修第二課長	水中ポンプ用発電機	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ^{※3}	3か月に1回	係修第二課長	<p>表 85-1-4 重大事故等の取束に必要なとなる水の供給設備</p> <p>85-1-4-1 海水を用いた復水タンクへの補給</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水を用いた復水タンクへの補給</td> <td>海水を用いた復水タンクへの補給系2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5</td> <td>送水車</td> </tr> <tr> <td>および6</td> <td>軽油ドラム缶</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「85-1-2-4 軽油ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m³/h以上であることを確認する。</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 係修課長</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 係修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	海水を用いた復水タンクへの補給	海水を用いた復水タンクへの補給系2系統が動作可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5	送水車	および6	軽油ドラム缶	項目	確認事項	頻度	担当	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 係修課長	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 係修課長	<p>【玄海-美浜】</p> <p>①：上流文書の差異</p> <p>②：玄海は、一旦中間受槽に補給し、復水タンクへ補給する。中間受槽から復水タンクへの補給は83-14-2にて記載している。美浜は海水を送水車にて取水し、復水タンクに補給する。(以下、同様。)</p>
項目	運転上の制限																																																																								
海水を用いた復水ピットへの補給	海水を用いた復水ピットへの補給系2系統が動作可能であること																																																																								
適用モード	設備																																																																								
モード1、2、3、4、5	送水車																																																																								
および6	軽油ドラム缶																																																																								
項目	確認事項	頻度	担当																																																																						
ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 係修課長																																																																						
モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 係修課長																																																																						
項目	運転上の制限																																																																								
八田浦貯水池又は3号炉及び4号炉取水ピットから中間受槽への供給	取水用水中ポンプ等による中間受槽への供給系2系統※1が動作可能であること																																																																								
適用モード	設備																																																																								
モード1、2、3、4、5、6	中間受槽																																																																								
及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	取水用水中ポンプ、水中ポンプ用発電機、燃料油貯蔵タンク、タンクローリ																																																																								
項目	確認事項	頻度	担当																																																																						
中間受槽	所要数が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	係修第二課長																																																																						
取水用水中ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、及び揚程が \square m以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	係修第二課長																																																																						
水中ポンプ用発電機	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ^{※3}	3か月に1回	係修第二課長																																																																						
項目	運転上の制限																																																																								
海水を用いた復水タンクへの補給	海水を用いた復水タンクへの補給系2系統が動作可能であること																																																																								
適用モード	設備																																																																								
モード1、2、3、4、5	送水車																																																																								
および6	軽油ドラム缶																																																																								
項目	確認事項	頻度	担当																																																																						
ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 係修課長																																																																						
モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 係修課長																																																																						

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)			玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)			美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)					
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 動作可能な復水ピットへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035㎥以上であることを確認する。 および A.2.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 または A.2.2 タービン係修課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード1、2、3および4	A. 動作可能な復水ピットへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 発電第二課当直課長は、復水タンクの水量が9号炉は970㎥以上、4号炉は1,020㎥以上、燃料取扱用タンクの水量が1,900㎥以上、使用済燃料ピット水位がEL+10.75m以上であることを確認する。 及び A.2 係修第二課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 係修第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード1、2、3および4	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、復水タンクの水量が513㎥以上であることを確認する。 および A.2.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 または A.2.2 タービン係修課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間
モード1、2、3および4	B. 動作可能な復水ピットへの海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035㎥以上であることを確認する。 および B.2.1.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および B.2.1.2 タービン係修課長は、動作不能となつている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。 または B.2.2.1 タービン係修課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.2.2.2 タービン係修課長は、動作不能となつている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード1、2、3および4	B. 動作可能な復水ピットへの海水供給系が1系統未満である場合	B.1 発電第二課当直課長は、復水タンクの水量が9号炉は970㎥以上、4号炉は1,020㎥以上、燃料取扱用タンクの水量が1,900㎥以上、使用済燃料ピット水位がEL+10.75m以上であることを確認する。 及び B.2 係修第二課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 係修第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	72時間	モード1、2、3および4	B. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、復水タンクの水量が513㎥以上であることを確認する。 および B.2.1.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 および B.2.1.2 タービン係修課長は、動作不能となつている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。 または B.2.2.1 タービン係修課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.2.2.2 タービン係修課長は、動作不能となつている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	72時間
モード1、2、3および4	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間	モード1、2、3および4	C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	56時間	モード1、2、3および4	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間

※4：代替品の補充等

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																					
<p>(3) 要求される措置(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード5および6</td> <td>A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未済である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：1次冷却系のフィードアンドフリードによる炉心冷却系をいう。 ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※5：代替品の補充等。</p>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード5および6	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未済である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間受槽から復水タンクへの供給</td> <td>復水タンク(ビット)補給用水中ポンプ等による復水タンクへの供給系2系統※1が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>復水タンク(ビット)補給用水中ポンプ</td> <td>2台×2</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>水中ポンプ用発電機</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中間受槽</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリ</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、復水タンク(ビット)補給用水中ポンプ2台をいう。 ※2：「83-14-1 八田浦貯水池又は3号炉及び4号炉取水ビットから中間受槽への供給」において運転上の制限を定める。 ※3：「83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	中間受槽から復水タンクへの供給	復水タンク(ビット)補給用水中ポンプ等による復水タンクへの供給系2系統※1が動作可能であること		適用モード	復水タンク(ビット)補給用水中ポンプ	2台×2	モード1、2、3、4、5及び6	水中ポンプ用発電機	※2		中間受槽	※2		燃料油貯蔵タンク	※3		タンクローリ	※3	<p>(3) 要求される措置(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード5および6</td> <td>A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未済である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：1次冷却系のフィードアンドフリードによる炉心冷却系をいう。 ※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※4：代替品の補充等。</p>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード5および6	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未済である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																					
モード5および6	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未済である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																																					
項目	運転上の制限	所要数																																						
中間受槽から復水タンクへの供給	復水タンク(ビット)補給用水中ポンプ等による復水タンクへの供給系2系統※1が動作可能であること																																							
適用モード	復水タンク(ビット)補給用水中ポンプ	2台×2																																						
モード1、2、3、4、5及び6	水中ポンプ用発電機	※2																																						
	中間受槽	※2																																						
	燃料油貯蔵タンク	※3																																						
	タンクローリ	※3																																						
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																					
モード5および6	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未済である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																																					
	<p>83-14-2 中間受槽から復水タンクへの供給</p> <p>～記載なし～</p>																																							

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																				
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンク(ピット)補給用水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、及び揚程が10m以上、容量が100m³以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ※4</td> <td>1年に1回 3か月に1回</td> <td>保安第二課長 保安第二課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：「動作可能であること」の確認は、基準となる1台の復水タンク(ピット)補給用水ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の保管状態(外観点検、経路抵抗測定)の確認を行う。</p>	項目	確認事項	頻度	担当	復水タンク(ピット)補給用水ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、及び揚程が10m以上、容量が100m ³ 以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ※4	1年に1回 3か月に1回	保安第二課長 保安第二課長	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 動作可能な復水タンクへの供給系が2系統未満である場合 B. 動作可能な復水タンクへの供給系が1系統未満である場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、復水タンクの水量が3号炉は970m³以上、4号炉は1,020 m³以上であることを確認する。 及び A.2 保安第二課長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 保安第二課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、復水タンクの水量が3号炉は970m³以上、4号炉は1,020 m³以上であることを確認する。 及び B.2 保安第二課長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 保安第二課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>4時間 10日 30日 4時間 72時間 10日 12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td>モード5及び6</td> <td>A. 動作可能な復水タンクへの供給系が2系統未満である場合</td> <td>A.1 保安第二課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電第二課当直課長は、モード5(1次冷却系非沸水)又は</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な復水タンクへの供給系が2系統未満である場合 B. 動作可能な復水タンクへの供給系が1系統未満である場合	A.1 発電第二課当直課長は、復水タンクの水量が3号炉は970m ³ 以上、4号炉は1,020 m ³ 以上であることを確認する。 及び A.2 保安第二課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 保安第二課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、復水タンクの水量が3号炉は970m ³ 以上、4号炉は1,020 m ³ 以上であることを確認する。 及び B.2 保安第二課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 保安第二課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	4時間 10日 30日 4時間 72時間 10日 12時間 56時間	モード5及び6	A. 動作可能な復水タンクへの供給系が2系統未満である場合	A.1 保安第二課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電第二課当直課長は、モード5(1次冷却系非沸水)又は	速やかに 速やかに 速やかに		
項目	確認事項	頻度	担当																				
復水タンク(ピット)補給用水ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、及び揚程が10m以上、容量が100m ³ 以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ※4	1年に1回 3か月に1回	保安第二課長 保安第二課長																				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																				
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な復水タンクへの供給系が2系統未満である場合 B. 動作可能な復水タンクへの供給系が1系統未満である場合	A.1 発電第二課当直課長は、復水タンクの水量が3号炉は970m ³ 以上、4号炉は1,020 m ³ 以上であることを確認する。 及び A.2 保安第二課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A.3 保安第二課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、復水タンクの水量が3号炉は970m ³ 以上、4号炉は1,020 m ³ 以上であることを確認する。 及び B.2 保安第二課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.3 保安第二課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	4時間 10日 30日 4時間 72時間 10日 12時間 56時間																				
モード5及び6	A. 動作可能な復水タンクへの供給系が2系統未満である場合	A.1 保安第二課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電第二課当直課長は、モード5(1次冷却系非沸水)又は	速やかに 速やかに 速やかに																				

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																																																																																															
<p>90-14-2 燃料取替用水ピット</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要量</th> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピット</td> <td>(1) ほう素濃度が2,800 ppm 以上であること※1 (2) ほう酸水量（有効水量）が1,800m³以上であること※1</td> <td>1,860m³</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）</td> <td>燃料取替用水タンク</td> </tr> </table> <p>※1：原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては、第90条に定める水源および炉心注入手段等が確保されていることを条件に、運転上の制限を満足していないとはみなさない。なお、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水ピット水位を回復するまでの期間をいう。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピット</td> <td>モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）において、ほう素濃度を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピット</td> <td>モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）において、ほう酸水量（有効水量）を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 燃料取替用水ピットのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m³以上であることを確認する。</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 燃料取替用水ピットのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m³以上であることを確認する。</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B.2 当直課長は、ほう素濃度を制値内に回復させる。</td> <td>8時間</td> <td>8時間</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	所要量	燃料取替用水ピット	(1) ほう素濃度が2,800 ppm 以上であること※1 (2) ほう酸水量（有効水量）が1,800m ³ 以上であること※1	1,860m ³	適用モード	モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）	燃料取替用水タンク	項目	確認事項	頻度	担当	燃料取替用水ピット	モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）において、ほう素濃度を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	燃料取替用水ピット	モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）において、ほう酸水量（有効水量）を確認する。	1週間に1回	当直課長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取替用水ピットのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m ³ 以上であることを確認する。	1時間	1時間	B. 燃料取替用水ピットのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m ³ 以上であることを確認する。	1時間	1時間		B.2 当直課長は、ほう素濃度を制値内に回復させる。	8時間	8時間	<p>83-14-3 燃料取替用水タンク</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要量</th> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク（有効水量）</td> <td>1,960m³以上であること※1</td> <td>1,960m³</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）</td> <td>燃料取替用水タンク</td> </tr> </table> <p>※1：原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては、第83条に定める水源および炉心注入手段等が確保されていることを条件に、運転上の制限を満足していないとはみなさない。なお、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>水量を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電第二課当直課長</td> </tr> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A.1 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、復水タンクの水量が9号炉は970m³以上、4号炉は1,020 m³以上を満足していることを確認する。</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>A.2 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.2 発電第二課当直課長は、燃料取替用水タンク水量の運転上の制限を満足させる。</td> <td>72時間</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>B.1 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>B.1 発電第二課当直課長は、モード3にす。</td> <td>12時間</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>B.2 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>B.2 発電第二課当直課長は、モード3にす。</td> <td>56時間</td> <td>56時間</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	所要量	燃料取替用水タンク（有効水量）	1,960m ³ 以上であること※1	1,960m ³	適用モード	モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）	燃料取替用水タンク	項目	確認事項	頻度	担当	燃料取替用水タンク	水量を確認する。	1週間に1回	発電第二課当直課長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	A.1 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、復水タンクの水量が9号炉は970m ³ 以上、4号炉は1,020 m ³ 以上を満足していることを確認する。	1時間	1時間	A.2 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.2 発電第二課当直課長は、燃料取替用水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	72時間	72時間	B.1 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にす。	12時間	12時間	B.2 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	B.2 発電第二課当直課長は、モード3にす。	56時間	56時間	<p>85-14-2 燃料取替用水タンク</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要量</th> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>(1) ほう素濃度が2,000 ppm 以上であること※1 (2) ほう酸水量（有効水量）が1,325m³以上であること※1</td> <td>1,325m³</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）</td> <td>燃料取替用水タンク</td> </tr> </table> <p>※1：原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては、第85条に定める水源および炉心注入手段等が確保されていることを条件に、運転上の制限を満足していないとはみなさない。なお、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）において、ほう素濃度を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）において、ほう酸水量（有効水量）を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、復水タンクの水量が513m³以上であることを確認する。</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B.1 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、復水タンクの水量が513m³以上であることを確認する。</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B.2 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>B.2 当直課長は、ほう素濃度を制値内に回復させる。</td> <td>8時間</td> <td>8時間</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	所要量	燃料取替用水タンク	(1) ほう素濃度が2,000 ppm 以上であること※1 (2) ほう酸水量（有効水量）が1,325m ³ 以上であること※1	1,325m ³	適用モード	モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）	燃料取替用水タンク	項目	確認事項	頻度	担当	燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）において、ほう素濃度を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）において、ほう酸水量（有効水量）を確認する。	1週間に1回	当直課長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、復水タンクの水量が513m ³ 以上であることを確認する。	1時間	1時間	B.1 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、復水タンクの水量が513m ³ 以上であることを確認する。	1時間	1時間	B.2 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	B.2 当直課長は、ほう素濃度を制値内に回復させる。	8時間	8時間	<p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （美浜は、ほう素濃度について第54条と第81条での要求を踏まえLCO設定している。）（以下、同様。）</p> <p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （玄海は、モードの記載なし。）</p>
項目	運転上の制限	所要量																																																																																																																
燃料取替用水ピット	(1) ほう素濃度が2,800 ppm 以上であること※1 (2) ほう酸水量（有効水量）が1,800m ³ 以上であること※1	1,860m ³																																																																																																																
適用モード	モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）	燃料取替用水タンク																																																																																																																
項目	確認事項	頻度	担当																																																																																																															
燃料取替用水ピット	モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）において、ほう素濃度を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																																																																																															
燃料取替用水ピット	モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）において、ほう酸水量（有効水量）を確認する。	1週間に1回	当直課長																																																																																																															
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																																																																															
A. 燃料取替用水ピットのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m ³ 以上であることを確認する。	1時間	1時間																																																																																																															
B. 燃料取替用水ピットのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m ³ 以上であることを確認する。	1時間	1時間																																																																																																															
	B.2 当直課長は、ほう素濃度を制値内に回復させる。	8時間	8時間																																																																																																															
項目	運転上の制限	所要量																																																																																																																
燃料取替用水タンク（有効水量）	1,960m ³ 以上であること※1	1,960m ³																																																																																																																
適用モード	モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）	燃料取替用水タンク																																																																																																																
項目	確認事項	頻度	担当																																																																																																															
燃料取替用水タンク	水量を確認する。	1週間に1回	発電第二課当直課長																																																																																																															
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																																																																															
A.1 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、復水タンクの水量が9号炉は970m ³ 以上、4号炉は1,020 m ³ 以上を満足していることを確認する。	1時間	1時間																																																																																																															
A.2 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.2 発電第二課当直課長は、燃料取替用水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	72時間	72時間																																																																																																															
B.1 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	B.1 発電第二課当直課長は、モード3にす。	12時間	12時間																																																																																																															
B.2 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	B.2 発電第二課当直課長は、モード3にす。	56時間	56時間																																																																																																															
項目	運転上の制限	所要量																																																																																																																
燃料取替用水タンク	(1) ほう素濃度が2,000 ppm 以上であること※1 (2) ほう酸水量（有効水量）が1,325m ³ 以上であること※1	1,325m ³																																																																																																																
適用モード	モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）	燃料取替用水タンク																																																																																																																
項目	確認事項	頻度	担当																																																																																																															
燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）において、ほう素濃度を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																																																																																															
燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6（キャビティ低水位）において、ほう酸水量（有効水量）を確認する。	1週間に1回	当直課長																																																																																																															
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																																																																															
A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、復水タンクの水量が513m ³ 以上であることを確認する。	1時間	1時間																																																																																																															
B.1 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、復水タンクの水量が513m ³ 以上であることを確認する。	1時間	1時間																																																																																																															
B.2 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	B.2 当直課長は、ほう素濃度を制値内に回復させる。	8時間	8時間																																																																																																															

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																																																																																																											
<p>C. 条件AまたはBの措置を完了するまでに達できない場合</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にす る。 および C.2 当直課長は、モード5にす る。</p> <p>A. 燃料取替用水 ピットのほう 素濃度または ほう酸水量が および A.2 当直課長は、1次冷却系の 運転上の制限 を満足してい ない場合</p> <p>A.1 当直課長は、運転上の制限 を満足させる措置を開始す る。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の 運転上の制限 を満足してい ない場合</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非満水）またはモー ド6（キャビティ低水位）の 場合、1次系保有水を回復 する措置を開始する。</p>	<p>きかない場 合</p> <p>A.1 燃料取替 用水タン ク水量が 運転上の 制限を満 足してい ない場合 及び A.2 発電第二課当直課長は、1次 冷却系の水抜きを行っている 場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 発電第二課当直課長は、モー ド5（1次冷却系非満水）又は モード6（キャビティ低水位） の場合、1次系保有水を回復 する措置を開始する。</p>	<p>C. 条件AまたはBの措置を完了するまでに達できない場合</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にす る。 および C.2 当直課長は、モード5にす る。</p> <p>A. 燃料取替用水 タンクのほう 素濃度または ほう酸水量が および A.2 当直課長は、1次冷却系の 運転上の制限 を満足してい ない場合</p> <p>A.1 当直課長は、運転上の制限 を満足させる措置を開始す る。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の 運転上の制限 を満足してい ない場合</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非満水）またはモー ド6（キャビティ低水位）の 場合、1次系保有水を回復 する措置を開始する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、RWS T補給系 についても本表に含むとし てLCO設定している。） （以下、同様。）</p>																																																																																																																											
<p>90-14-3 復水ピット（RWSP補給系を含む）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>復水ピット（有効水量）</td> <td>1.035m³以上であること</td> <td>1日に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用可能であること</td> <td>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用可能であること</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所要量</td> <td>1.035m³</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>復水ピット</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、水量を確認する。</td> <td>1日に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、外観点検にて補給系が使用可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>モードA</td> <td>復水ピット水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、燃料取替用水ピットの水量が1.860m³以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水ピット水量の運転上の制限を満足させる。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>復水ピットか</td> <td>B.1 当直課長は、燃料取替用水</td> <td>4時間</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	頻度	担当	復水ピット（有効水量）	1.035m ³ 以上であること	1日に1回	当直課長	復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用可能であること	復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用可能であること	1ヶ月に1回	当直課長	適用モード	モード1、2、3、4、5および6			所要量	1.035m ³			項目	確認事項	頻度	担当	復水ピット	モード1、2、3、4、5および6において、水量を確認する。	1日に1回	当直課長	復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検にて補給系が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モードA	復水ピット水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料取替用水ピットの水量が1.860m ³ 以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水ピット水量の運転上の制限を満足させる。	4時間	B	復水ピットか	B.1 当直課長は、燃料取替用水	4時間	<p>83-14-4 復水タンク</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>復水タンク（有効水量）</td> <td>970m³以上であること（3号炉） 1,020m³以上であること（4号炉）</td> <td>1日に1回</td> <td>発電第二課当直課長</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所要量</td> <td>970m³（3号炉） 1,020m³（4号炉）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>復水タンク</td> <td>水量を確認する。</td> <td>1日に1回</td> <td>発電第二課当直課長</td> </tr> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>モードA</td> <td>復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1,960m³以上を満足していることを確認する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>復水タンクか</td> <td>B.1 当直課長は、燃料取替用水</td> <td>4時間</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	頻度	担当	復水タンク（有効水量）	970m ³ 以上であること（3号炉） 1,020m ³ 以上であること（4号炉）	1日に1回	発電第二課当直課長	適用モード	モード1、2、3、4、5及び6			所要量	970m ³ （3号炉） 1,020m ³ （4号炉）			項目	確認事項	頻度	担当	復水タンク	水量を確認する。	1日に1回	発電第二課当直課長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モードA	復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1,960m ³ 以上を満足していることを確認する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	4時間	B	復水タンクか	B.1 当直課長は、燃料取替用水	4時間	<p>85-14-3 復水タンク（燃料取替用水タンク補給系を含む）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>復水タンク（有効水量）</td> <td>復水タンク（有効水量）が513 m³以上であること</td> <td>1日に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用可能であること</td> <td>復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用可能であること</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所要量</td> <td>513m³</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>復水タンク</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、水量を確認する。</td> <td>1日に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、外観点検にて補給系が使用可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>モードA</td> <td>復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1,325m³以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>復水タンクか</td> <td>B.1 当直課長は、燃料取替用水</td> <td>4時間</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	頻度	担当	復水タンク（有効水量）	復水タンク（有効水量）が513 m ³ 以上であること	1日に1回	当直課長	復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用可能であること	復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用可能であること	1ヶ月に1回	当直課長	適用モード	モード1、2、3、4、5および6			所要量	513m ³			項目	確認事項	頻度	担当	復水タンク	モード1、2、3、4、5および6において、水量を確認する。	1日に1回	当直課長	復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検にて補給系が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モードA	復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1,325m ³ 以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	4時間	B	復水タンクか	B.1 当直課長は、燃料取替用水	4時間
項目	運転上の制限	頻度	担当																																																																																																																											
復水ピット（有効水量）	1.035m ³ 以上であること	1日に1回	当直課長																																																																																																																											
復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用可能であること	復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用可能であること	1ヶ月に1回	当直課長																																																																																																																											
適用モード	モード1、2、3、4、5および6																																																																																																																													
所要量	1.035m ³																																																																																																																													
項目	確認事項	頻度	担当																																																																																																																											
復水ピット	モード1、2、3、4、5および6において、水量を確認する。	1日に1回	当直課長																																																																																																																											
復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検にて補給系が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																																																																																																											
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																																																																																											
モードA	復水ピット水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料取替用水ピットの水量が1.860m ³ 以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水ピット水量の運転上の制限を満足させる。	4時間																																																																																																																											
B	復水ピットか	B.1 当直課長は、燃料取替用水	4時間																																																																																																																											
項目	運転上の制限	頻度	担当																																																																																																																											
復水タンク（有効水量）	970m ³ 以上であること（3号炉） 1,020m ³ 以上であること（4号炉）	1日に1回	発電第二課当直課長																																																																																																																											
適用モード	モード1、2、3、4、5及び6																																																																																																																													
所要量	970m ³ （3号炉） 1,020m ³ （4号炉）																																																																																																																													
項目	確認事項	頻度	担当																																																																																																																											
復水タンク	水量を確認する。	1日に1回	発電第二課当直課長																																																																																																																											
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																																																																																											
モードA	復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 発電第二課当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1,960m ³ 以上を満足していることを確認する。 及び A.2 発電第二課当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	4時間																																																																																																																											
B	復水タンクか	B.1 当直課長は、燃料取替用水	4時間																																																																																																																											
項目	運転上の制限	頻度	担当																																																																																																																											
復水タンク（有効水量）	復水タンク（有効水量）が513 m ³ 以上であること	1日に1回	当直課長																																																																																																																											
復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用可能であること	復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が使用可能であること	1ヶ月に1回	当直課長																																																																																																																											
適用モード	モード1、2、3、4、5および6																																																																																																																													
所要量	513m ³																																																																																																																													
項目	確認事項	頻度	担当																																																																																																																											
復水タンク	モード1、2、3、4、5および6において、水量を確認する。	1日に1回	当直課長																																																																																																																											
復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検にて補給系が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																																																																																																											
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																																																																																											
モードA	復水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1,325m ³ 以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	4時間																																																																																																																											
B	復水タンクか	B.1 当直課長は、燃料取替用水	4時間																																																																																																																											

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）		差異の説明												
<p>燃料取替用 水ピットへの 補給系が使用 不能の場合</p> <p>7.2時間</p> <p>および</p> <p>B.2 タービン保修課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重 大事故等対処設備※2が動作 可能であることを確認する ※3。</p> <p>および</p> <p>B.3 当直課長は、当該系統を使 用可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にす る。</p> <p>および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にす る。</p>	<p>ピットの水量が1,860m³以上 であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>B.2 タービン保修課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重 大事故等対処設備※2が動作 可能であることを確認する ※3。</p> <p>および</p> <p>B.3 当直課長は、当該系統を使 用可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にす る。</p> <p>および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にす る。</p>	<p>B.1 発電第二課当直課長は、モ ード3にする。</p> <p>及び</p> <p>B.2 発電第二課当直課長は、モ ード5にする。</p> <p>A.1 復水タンク 水量が運転 上の制限を 満足してい ない場合 及び</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行って いる場合は、水抜きを中止 する。</p> <p>及び</p> <p>A.3 発電第二課当直課長は、モ ード5（1次冷却系非満水） 又はモード6（キャビタイ 低水位）の場合、1次系保 水を回復する措置を開始す る。</p>	<p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>燃料取替用 水タンクへの 補給系が使用 不能の場合</p> <p>7.2時間</p> <p>および</p> <p>B.2 タービン保修課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重 大事故等対処設備※1が動作 可能であることを確認する ※2。</p> <p>および</p> <p>B.3 当直課長は、当該系統を使 用可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にす る。</p> <p>および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にす る。</p>	<p>タンクの水量が1,325m³以上 であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>B.2 タービン保修課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重 大事故等対処設備※1が動作 可能であることを確認する ※2。</p> <p>および</p> <p>B.3 当直課長は、当該系統を使 用可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にす る。</p> <p>および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にす る。</p>		<p>差異の説明</p>											
<p>(3) 要求される措置（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用 モード</th> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 およ び6</td> <td>A. 復水タンク水 量が運転上の 制限を満足し ていない場合</td> <td>A.1 当直課長は、運転上の制限 を満足させる措置を開始す る。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の 水抜きを行っている場合 は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非満水）またはモー ド6（キャビタイ低水位）の 場合、1次系保水を回復 する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. 復水ピットか ら燃料取替用 水ピットへの 補給系が使用 不能の場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該系統を使 用可能な状態に復旧する措 置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の 水抜きを行っている場合 は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非満水）またはモー ド6（キャビタイ低水位）の 場合、1次系保水を回復 する措置を開始する。 および B.4 タービン保修課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重 大事故等対処設備※2が動作 可能であることを確認する ※3。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>							適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	5 およ び6	A. 復水タンク水 量が運転上の 制限を満足し ていない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限 を満足させる措置を開始す る。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の 水抜きを行っている場合 は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非満水）またはモー ド6（キャビタイ低水位）の 場合、1次系保水を回復 する措置を開始する。	速やかに		B. 復水ピットか ら燃料取替用 水ピットへの 補給系が使用 不能の場合	B.1 当直課長は、当該系統を使 用可能な状態に復旧する措 置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の 水抜きを行っている場合 は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非満水）またはモー ド6（キャビタイ低水位）の 場合、1次系保水を回復 する措置を開始する。 および B.4 タービン保修課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重 大事故等対処設備※2が動作 可能であることを確認する ※3。	速やかに
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間															
5 およ び6	A. 復水タンク水 量が運転上の 制限を満足し ていない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限 を満足させる措置を開始す る。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の 水抜きを行っている場合 は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非満水）またはモー ド6（キャビタイ低水位）の 場合、1次系保水を回復 する措置を開始する。	速やかに															
	B. 復水ピットか ら燃料取替用 水ピットへの 補給系が使用 不能の場合	B.1 当直課長は、当該系統を使 用可能な状態に復旧する措 置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の 水抜きを行っている場合 は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非満水）またはモー ド6（キャビタイ低水位）の 場合、1次系保水を回復 する措置を開始する。 および B.4 タービン保修課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重 大事故等対処設備※2が動作 可能であることを確認する ※3。	速やかに															
<p>(3) 要求される措置（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用 モード</th> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 およ び6</td> <td>A. 復水タンク水 量が運転上の 制限を満足し ていない場合</td> <td>A.1 当直課長は、運転上の制限 を満足させる措置を開始す る。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の 水抜きを行っている場合 は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非満水）またはモー ド6（キャビタイ低水位）の 場合、1次系保水を回復 する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. 復水タンクか ら燃料取替用 水タンクへの 補給系が使用 不能の場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該系統を使 用可能な状態に復旧する措 置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の 水抜きを行っている場合 は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非満水）またはモー ド6（キャビタイ低水位）の 場合、1次系保水を回復 する措置を開始する。 および B.4 タービン保修課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重 大事故等対処設備※1が動作 可能であることを確認する ※2措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>							適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	5 およ び6	A. 復水タンク水 量が運転上の 制限を満足し ていない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限 を満足させる措置を開始す る。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の 水抜きを行っている場合 は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非満水）またはモー ド6（キャビタイ低水位）の 場合、1次系保水を回復 する措置を開始する。	速やかに		B. 復水タンクか ら燃料取替用 水タンクへの 補給系が使用 不能の場合	B.1 当直課長は、当該系統を使 用可能な状態に復旧する措 置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の 水抜きを行っている場合 は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非満水）またはモー ド6（キャビタイ低水位）の 場合、1次系保水を回復 する措置を開始する。 および B.4 タービン保修課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重 大事故等対処設備※1が動作 可能であることを確認する ※2措置を開始する。	速やかに
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間															
5 およ び6	A. 復水タンク水 量が運転上の 制限を満足し ていない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限 を満足させる措置を開始す る。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の 水抜きを行っている場合 は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非満水）またはモー ド6（キャビタイ低水位）の 場合、1次系保水を回復 する措置を開始する。	速やかに															
	B. 復水タンクか ら燃料取替用 水タンクへの 補給系が使用 不能の場合	B.1 当直課長は、当該系統を使 用可能な状態に復旧する措 置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の 水抜きを行っている場合 は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード5（1次 冷却系非満水）またはモー ド6（キャビタイ低水位）の 場合、1次系保水を回復 する措置を開始する。 および B.4 タービン保修課長は、当該 系統と同等な機能を持つ重 大事故等対処設備※1が動作 可能であることを確認する ※2措置を開始する。	速やかに															

※1：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系統および可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ系をいう。
 ※2：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録により行う。
 ※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録により行う。

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）		差異の説明	
モード	できない場合	モード	できない場合	モード	できない場合		
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 空冷式非常用発電装置2台※ ⁶ による電源系が動作不能である場合 A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。 A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁴ が動作可能であることを確認する。 ※5	B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。 A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁶ が動作可能であることを確認する。 ※7	B.2 当直課長は、モード5にする。 A. 空冷式非常用発電装置2台※ ⁶ による電源系が動作不能である場合 A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。 A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁴ が動作可能であることを確認する。 ※5	B.2 当直課長は、モード5にする。 A. 空冷式非常用発電装置2台※ ⁶ による電源系が動作不能である場合 A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。 A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁴ が動作可能であることを確認する。 ※5	56時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	56時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	【大飯－美浜】 ②：上流文章の差異（美浜は、号機間電力融通は多様性手段であるため、同等なSA手段として電源車により対応する。） 【大飯・玄海－美浜】 ③：運用の差異（美浜は、号機間電力融通は多様性手段であるため規定していない。）
※3：残りのディーゼゼル発電機1台をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：モード1、2、3、4、5および6において、号機間電力融通設備ケーブル（3号～4号）による電源系または号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系、ならびに電源系による電源車による電源系をいう。 ※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、モード1、2、3、4、5および6において、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、ケーブルを接続する補充措置が完了していることを含む。 ※6：使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては、空冷式非常用発電装置1台。		※4：大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が制限値を満足していない場合を含む。 ※5：残りのディーゼゼル発電機1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：モード1、2、3、4、5及び6では、発電機車（中容量発電機車）をいう。モード1、2、3、4、5及び6以外では、発電機車（高圧発電機車）又は中容量発電機車をいう。 ※7：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、モード1、2、3、4、5及び6で、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、ケーブルを接続する補充措置が完了していることを含む。		※3：残りのディーゼゼル発電機1台をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：電源車による電源系をいう。 ※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、モード1、2、3、4、5および6において、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、ケーブルを接続する補充措置が完了していることを含む。 ※6：使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては、空冷式非常用発電装置1台。		③：運用の差異（美浜は、号機間電力融通は多様性手段であるため規定していない。）	
90-15-2 号機間電力融通設備ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号））からの給電		83-15-2 号機間電力融通設備（予備ケーブル（号機間電力融通用））からの給電		83-15-2 号機間電力融通設備（予備ケーブル（号機間電力融通用））からの給電		③：運用の差異（美浜は、号機間電力融通は多様性手段であるため規定していない。）	
(1) 運転上の制限 項目 号機間電力融通設備（予備ケーブル（号機間電力融通用））からの給電 適用モード モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間 所要数 1組※ ⁹		(1) 運転上の制限 項目 号機間電力融通設備（予備ケーブル（号機間電力融通用））からの給電 適用モード モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間 所要数 1組※ ⁹		(1) 運転上の制限 項目 号機間電力融通設備（予備ケーブル（号機間電力融通用））からの給電 適用モード モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間 所要数 1組※ ⁹		③：運用の差異（美浜は、号機間電力融通は多様性手段であるため規定していない。）	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																				
<p>ディーゼル発電機(他号炉) 2基 燃料油貯蔵タンク(他号炉) 300m³ 重油タンク(他号炉) 320m³ タンクローリー ※4</p> <p>他号炉がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6</td> <td>号機間電力融通用ケーブル(3号~4号)</td> <td>1組※3</td> </tr> <tr> <td>モード3、4、5、6</td> <td>号機間電力融通用ケーブル(3号~4号)</td> <td>1組※3</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6</td> <td>ディーゼル発電機(他号炉)</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6</td> <td>燃料油貯蔵タンク(他号炉)</td> <td>297m³※5</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6</td> <td>タンクローリー</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、他号炉のモード1、2、3および4においてa.項の所要数、他号炉のモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、項の所要数。 ※2：「他号炉」とは、3号炉については4号炉をい、4号炉については3号炉をいう(以下、本条において同じ)。 ※3：3号炉および4号炉の合計所要数 ※4：「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー」による燃料供給設備上において運転上の制限を定める。 ※5：燃料油貯蔵タンク(他号炉)と重油タンク(他号炉)の合計油量(燃料油貯蔵タンク(他号炉)の油量(保有油量)129m³を含む。)</p>	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6	号機間電力融通用ケーブル(3号~4号)	1組※3	モード3、4、5、6	号機間電力融通用ケーブル(3号~4号)	1組※3	モード1、2、3、4、5、6	ディーゼル発電機(他号炉)	1基	モード1、2、3、4、5、6	燃料油貯蔵タンク(他号炉)	297m ³ ※5	モード1、2、3、4、5、6	タンクローリー	※4	<p>下、本条において同じ)。 ※2：「使用可能であること」とは、当該号炉の重大事故等対処に必要な負荷容量と他号炉のプラント状態に依じた負荷容量の合計が、他号炉の動作可能なディーゼル発電機の定格容量の範囲内であることをいう。 ※3：1系統とは、予備ケーブル(号機間電力融通)12本(12本は、1相分4本で3相分の本数を示す)、ディーゼル発電機(他号炉)1基及び燃料油貯蔵タンク(他号炉)1基をいう。 ※4：3号炉及び4号炉の合計所要数</p>				
適用モード	設備	所要数																					
モード1、2、3、4、5、6	号機間電力融通用ケーブル(3号~4号)	1組※3																					
モード3、4、5、6	号機間電力融通用ケーブル(3号~4号)	1組※3																					
モード1、2、3、4、5、6	ディーゼル発電機(他号炉)	1基																					
モード1、2、3、4、5、6	燃料油貯蔵タンク(他号炉)	297m ³ ※5																					
モード1、2、3、4、5、6	タンクローリー	※4																					
(2) 確認事項	(2) 確認事項																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号機間電力融通ケーブル(3号~4号)</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>保安第二課長</td> </tr> <tr> <td>予備ケーブル(号機間電力融通)</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>1回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	号機間電力融通ケーブル(3号~4号)	所要数が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保安第二課長	予備ケーブル(号機間電力融通)	所要数が使用可能であることを確認する。	1回												
項目	確認事項	頻度	担当																				
号機間電力融通ケーブル(3号~4号)	所要数が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保安第二課長																				
予備ケーブル(号機間電力融通)	所要数が使用可能であることを確認する。	1回																					
(3) 要求される措置	(3) 要求される措置																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 号機間電力融通ケーブルが使用不能である場合又は予備ケーブル(号機間電力融通)</td> <td>A.1 発電機第二課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 号機間電力融通ケーブルが使用不能である場合又は予備ケーブル(号機間電力融通)	A.1 発電機第二課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能	4時間															
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																				
モード1、2、3および4	A. 号機間電力融通ケーブルが使用不能である場合又は予備ケーブル(号機間電力融通)	A.1 発電機第二課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能	4時間																				
(2) 確認事項	(2) 確認事項																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号機間電力融通ケーブル(3号~4号)</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機(他号炉)</td> <td>待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク(他号炉)</td> <td>油量を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>重油タンク(他号炉)</td> <td>油量を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	号機間電力融通ケーブル(3号~4号)	所要数が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	ディーゼル発電機(他号炉)	待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであることを確認する。	1ヶ月に1回		燃料油貯蔵タンク(他号炉)	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	重油タンク(他号炉)	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長			
項目	確認事項	頻度	担当																				
号機間電力融通ケーブル(3号~4号)	所要数が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																				
ディーゼル発電機(他号炉)	待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであることを確認する。	1ヶ月に1回																					
燃料油貯蔵タンク(他号炉)	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																				
重油タンク(他号炉)	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																				
(3) 要求される措置	(3) 要求される措置																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 号機間電力融通ケーブルによる電圧系が使用不能である場合または号機間電力</td> <td>A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。およびA.2 当直課長は、当該系統と同</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 号機間電力融通ケーブルによる電圧系が使用不能である場合または号機間電力	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。およびA.2 当直課長は、当該系統と同	4時間															
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																				
モード1、2、3および4	A. 号機間電力融通ケーブルによる電圧系が使用不能である場合または号機間電力	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。およびA.2 当直課長は、当該系統と同	4時間																				

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																						
<p>燃料体を貯蔵している期間</p> <p>抜きを行っている場合は、水を抜く中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非沸水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 当直課長は、当該システムと同様な機能を持つ重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。*</p> <p>※2：残りのディーゼル発電機1基をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※3：空冷式非常用発電機をいう。</p> <p>※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>A.3 発電機第二課当直課長は、モード5(1次冷却系非沸水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 保修第二課長は、当該システムと同様な機能を持つ重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。*</p> <p>※3：残りのディーゼル発電機1基については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※4：大容量空冷式発電機をいう。</p> <p>※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>適用モード</p> <p>A. 動作可能な電源</p> <p>モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p> <p>条件</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水を抜く中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非沸水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 当直課長は、当該システムと同様な機能を持つ重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。*</p> <p>※2：残りのディーゼル発電機1基をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※3：空冷式非常用発電機をいう。</p> <p>※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>85-15-3 蓄電池(安全防護系用)からの給電</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上添文章の差異(美浜は、安全防護系のみ)(以下、同様。)</p> <p>【玄海一美浜】</p> <p>③：運用の差異(美浜は、端子電圧を浮動充電時としている。)</p>																																						
<p>90-15-4 蓄電池(安全防護系用)からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)からの給電</td> <td>蓄電池(安全防護系用)による電源系1系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>蓄電池(安全防護系用)</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>1組</td> </tr> </table> <p>※1：1系統とは、蓄電池(安全防護系用)1組。</p>	項目	運転上の制限	蓄電池(安全防護系用)からの給電	蓄電池(安全防護系用)による電源系1系統が動作可能であること	適用モード	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	設備	蓄電池(安全防護系用)	所要数	1組	<p>83-15-4 蓄電池(安全防護系用)及び蓄電池(重大事故等対応用)からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)及び蓄電池(重大事故等対応用)からの給電</td> <td>(1)蓄電池(安全防護系用)からの電源系1系統が動作可能であること (2)蓄電池(重大事故等対応用)からの電源系1系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>蓄電池(安全防護系用) 蓄電池(重大事故等対応用)</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>1組 2組</td> </tr> </table> <p>※1：1系統とは、蓄電池(重大事故等対応用)2組をいう。</p>	項目	運転上の制限	蓄電池(安全防護系用)及び蓄電池(重大事故等対応用)からの給電	(1)蓄電池(安全防護系用)からの電源系1系統が動作可能であること (2)蓄電池(重大事故等対応用)からの電源系1系統が動作可能であること	適用モード	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	設備	蓄電池(安全防護系用) 蓄電池(重大事故等対応用)	所要数	1組 2組	<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)からの給電</td> <td>蓄電池(安全防護系用)による電源系1系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>蓄電池(安全防護系用)</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>1組</td> </tr> </table> <p>※1：1系統とは、蓄電池(安全防護系用)1組。</p>	項目	運転上の制限	蓄電池(安全防護系用)からの給電	蓄電池(安全防護系用)による電源系1系統が動作可能であること	適用モード	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	設備	蓄電池(安全防護系用)	所要数	1組	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること</td> <td>蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	1週間に1回	当直課長
項目	運転上の制限																																								
蓄電池(安全防護系用)からの給電	蓄電池(安全防護系用)による電源系1系統が動作可能であること																																								
適用モード	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間																																								
設備	蓄電池(安全防護系用)																																								
所要数	1組																																								
項目	運転上の制限																																								
蓄電池(安全防護系用)及び蓄電池(重大事故等対応用)からの給電	(1)蓄電池(安全防護系用)からの電源系1系統が動作可能であること (2)蓄電池(重大事故等対応用)からの電源系1系統が動作可能であること																																								
適用モード	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間																																								
設備	蓄電池(安全防護系用) 蓄電池(重大事故等対応用)																																								
所要数	1組 2組																																								
項目	運転上の制限																																								
蓄電池(安全防護系用)からの給電	蓄電池(安全防護系用)による電源系1系統が動作可能であること																																								
適用モード	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間																																								
設備	蓄電池(安全防護系用)																																								
所要数	1組																																								
項目	確認事項	頻度	担当																																						
蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	1週間に1回	当直課長																																						
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること</td> <td>蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	1週間に1回	当直課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること</td> <td>蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	1週間に1回	当直課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること</td> <td>蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	1週間に1回	当直課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること</td> <td>蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	1週間に1回	当直課長						
項目	確認事項	頻度	担当																																						
蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	1週間に1回	当直課長																																						
項目	確認事項	頻度	担当																																						
蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	1週間に1回	当直課長																																						
項目	確認事項	頻度	担当																																						
蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	1週間に1回	当直課長																																						
項目	確認事項	頻度	担当																																						
蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	蓄電池(安全防護系用)が健全であることを確認すること	1週間に1回	当直課長																																						

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）			玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）			美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）					
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置					
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 蓄電池（安全防護系）による電源系全ての動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード3にする。 および A.2 当直課長は、モード5にする。 および A.3 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 措置を開始する。	12時間 56時間	モード1、2、3および4	A. 蓄電池（安全防護系）による電源系全ての動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード3にする。 および A.2 当直課長は、モード5にする。 および A.3 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 措置を開始する。	12時間 56時間	モード1、2、3および4	A. 蓄電池（安全防護系）による電源系全ての動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード3にする。 および A.2 当直課長は、モード5にする。 および A.3 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 措置を開始する。	12時間 56時間
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 蓄電池（安全防護系）全ての動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料 ² のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.6 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 措置を開始する。	速やかに	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 蓄電池（安全防護系）全ての動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料 ² のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.4 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.6 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 措置を開始する。	速やかに	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 蓄電池（安全防護系）全ての動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料 ² のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.4 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.5 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.6 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 措置を開始する。	速やかに

※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
 ※3：空冷式非常用発電装置をいう。
 ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
可機式整流器からの給電	可機式整流器による電源系1系統※1が動作可能であること	直流電源用発電機及び可機式整流器からの給電	直流電源用発電機及び可機式整流器からの電源系2系統※1が動作可能であること	可機式整流器からの給電	可機式整流器による電源系1系統※1が動作可能であること
適用モード	可機式整流器 空冷式非常用発電装置 号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号) 号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)	適用モード	直流電源用発電機 可機式整流器 燃料油貯蔵タンク タンクローリー	適用モード	可機式整流器 空冷式非常用発電装置 電源車 燃料油貯蔵タンク 可機式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ
所要数	1個 ※2 ※3 ※3	所要数	1台×2 1個×2 ※2 ※2	所要数	2個 ※2 ※3 ※4 ※4 ※4
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	※1：1系統とは、可機式整流器1個。 ※2：「90-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※3：「90-15-2 号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)」からの給電(号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号))からの給電)において運転上の制限を定める。 ※4：「90-15-3 電源車からの給電」において運転上の制限を定める。 ※5：「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー」による燃料供給設備)において運転上の制限を定める。	※1：1系統とは、直流電源用発電機1台及び可機式整流器1個をいう。 ※2：「83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリー」による燃料供給設備)において運転上の制限を定める。	※1：1系統とは、可機式整流器2個。 ※2：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-2 電源車からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可機式オイルポンプ、タンクローリー」および燃料油移送ポンプ)による燃料供給設備)において運転上の制限を定める。	【玄海-美浜】 ②：上流文章の差異(美浜は、可機式整流器による電源系1系統で可機式整流器の所要数は2個。(以下、同様。))	【玄海-美浜】 ②：上流文章の差異(美浜は、可機式整流器の所要数は2個。(以下、同様。))
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	確認事項	項目	確認事項	項目	確認事項
可機式整流器	所要数が使用可能であることを確認する。	直流電源用発電機(重任等)に異常がないことを確認する。	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。	可機式整流器	所要数が使用可能であることを確認する。
頻度	3ヶ月に1回	頻度	1年に1回	頻度	3ヶ月に1回
担当	電気 係 係長	担当	係長	担当	電気 係 係長
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		(3) 要求される措置	
適用モード	要求される措置	適用モード	要求される措置	適用モード	要求される措置
モードA	A.1 当直課長は、1台のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係係長は、代替措置※を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 電気係係長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	モードA	A.1 発電第二課当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※が動作可能であることを確認する。 および A.2 発電第二課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.3 電気係係長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	モードA	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気係係長は、代替措置※を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 電気係係長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。
完了時間	4時間	完了時間	4時間	完了時間	4時間

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）

- ※1：「90-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。
- ※2：「90-15-5 可搬式整流器からの給電」において運転上の制限を定める。
- ※3：「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料供給設備において運転上の制限を定める。

確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器	代替所内電気設備	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	電気係 保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 代替所内電気設備から給電系が使用不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 当直課長は、所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。 A.2 当直課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	4時間 7.2時間 1.2時間 5.6時間
モード5、6および燃料貯蔵している期間	A. 所要数を満足していない場合 B.1 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 B.2 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水措置を開始する。	A.1 当直課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水措置を開始する。	速やかに 速やかに

玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）

確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
重大事故等対応用圧力調整器	所要数が使用可能であることを確認する。	1か月に1回	保修第二課長	
重大事故等対応用圧力調整器	所要数が使用可能であることを確認する。	1か月に1回	保修第二課長	

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 所要数を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電第二課当直課長は、所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。 A.2 保修第二課長は、代替措置※を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A.3 保修第二課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 B.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。 B.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	4時間 72時間 10日 12時間 56時間
モード5、6および燃料貯蔵している期間	A. 所要数を満足していない場合 B.1 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 B.2 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水措置を開始する。	A.1 保修第二課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 A.3 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）

- ※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。
- ※2：「85-15-4 可搬式整流器からの給電」において運転上の制限を定める。
- ※3：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料供給設備」において運転上の制限を定める。

(2) 確認事項

項目	確認事項	頻度	担当
代替所内電気設備分電盤	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	電気係 保修課長
代替所内電気設備変圧器	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	電気係 保修課長

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 代替所内電気設備からの給電系が使用不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 当直課長は、所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。 A.2 当直課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	4時間 7.2時間 1.2時間 5.6時間
モード5、6および燃料貯蔵している期間	A. 所要数を満足していない場合 B.1 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 B.2 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水措置を開始する。	A.1 当直課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

差異の説明

【玄海－美浜】
④：記載の適正化

【玄海－美浜】
④：記載の適正化

【玄海－美浜】
②：上流文書の差異
（美浜は、代替品等は補充等の代替措置がないため、玄海のA.2項は採用していない。）

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）

90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備

項目	運転上の制限
燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯蔵タンクの油量が300m ³ *1以上あること (2) 重油タンクの油量が320m ³ *2以上あること (3) タンクローリーの所要数が使用可能であること
適用モード	設備
モード1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー
	所要数
	300m ³ *1 320m ³ *2 2台*3*4

※1：燃料油貯蔵タンク2基分。
※2：重油タンク2基分
※3：重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。
※4：3号炉および4号炉の合計所要数

項目	確認事項	頻度	担当
燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
重油タンク	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
タンクローリー	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン係 係課長

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量を制限値内に回復させる。	48時間
	B. タンクローリー	B.1 タービン係課長は、当該	48時間

玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）

83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリーによる燃料補給設備

※2：代替品の補充等

項目	運転上の制限
燃料油貯蔵タンク、タンクローリーによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯蔵タンクの油量が356t ³ *1以上あること (2) タンクローリーの所要数が使用可能であること
適用モード	設備
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	燃料油貯蔵タンク タンクローリー
	所要数
	356t ³ *1 1台*2*3

※1：燃料油貯蔵タンク2基分
※2：重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。
※3：3号炉及び4号炉の合計所要数

項目	確認事項	頻度	担当
燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	1か月に1回	係 係課長
タンクローリー	所要数が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	係 係課長

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3及び4	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 係第二課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。	48時間
	B. タンクローリーの所要数	B.1 係第二課長は、当該設備を	48時間

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）

85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備

項目	運転上の制限
燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯蔵タンクの油量が380m ³ *1以上あること (2) 可搬式オイルポンプの所要数が使用可能であること (3) タンクローリーの所要数が使用可能であること (4) 燃料油移送ポンプの所要数が使用可能であること
適用モード	設備
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ タンクローリー 燃料油移送ポンプ
	所要数
	380m ³ *1 2台*2 3台*3 2台

※1：燃料油貯蔵タンク2基分。
※2：空冷式非常用発電装置の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。予備機1台含む。
※3：重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。予備機1台含む。

項目	確認事項	頻度	担当
燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
可搬式オイルポンプ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係 係課長
タンクローリー	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン係 係課長
燃料油移送ポンプ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン係 係課長

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。	48時間

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
(2019.12.09補正含む)

差異の説明

【玄海－美浜】
②：上流文書の差異
(美浜は、代替品等は補充等の代替措置がないため、玄海のA.4項の記載なし。)

【大飯－美浜】
②：上流文書の差異
(美浜は、空冷式非常用発電装置の燃料補給は可搬式オイルポンプ使用を優先とする。また、EJ32.0m燃料油出口をタンクローリーへの重油補給は、燃料移送ポンプを使用する。)(以下、同様。)
【玄海－美浜】
③：運用の差異
(美浜は、可搬式オイルポンプおよびタンクローリーは、電巻事象を考慮し、予備を含めた所要数としている。)

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	
<p>リ一の所要数を満足しない場合</p> <p>B.2 タービン修繕長は、代替責任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>または</p> <p>B.2 タービン修繕長は、代替責任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>を満足しない場合</p> <p>B.2 又は</p> <p>B.2 修繕第二課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 発電第二課当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※5を動作不能※6とみなす。</p>	<p>48時間</p>	<p>B.1 電気修繕長またはタービン修繕長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>または</p> <p>B.2 電気修繕長またはタービン修繕長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p>	<p>4.8時間</p>
<p>燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。</p>	<p>燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>A.1 修繕第二課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>A.3 発電第二課当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。</p> <p>B.1 タンクローリリの所要数を満足していない場合</p> <p>及び</p> <p>B.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>B.3 発電第二課当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。</p>	<p>燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>	<p>燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>
<p>タービン修繕長は、代替責任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>タービン修繕長は、代替責任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>タービン修繕長は、代替責任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>4.8時間</p>	<p>タービン修繕長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>または</p> <p>B.2 電気修繕長またはタービン修繕長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p>	<p>4.8時間</p>
<p>燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。</p>	<p>燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>A.1 修繕第二課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>A.3 発電第二課当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。</p> <p>B.1 タンクローリリの所要数を満足していない場合</p> <p>及び</p> <p>B.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>B.3 発電第二課当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。</p>	<p>燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>	<p>燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>
<p>タービン修繕長は、代替責任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>タービン修繕長は、代替責任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>タービン修繕長は、代替責任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>4.8時間</p>	<p>タービン修繕長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>または</p> <p>B.2 電気修繕長またはタービン修繕長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p>	<p>4.8時間</p>
<p>燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。</p>	<p>燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>A.1 修繕第二課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>A.3 発電第二課当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。</p> <p>B.1 タンクローリリの所要数を満足していない場合</p> <p>及び</p> <p>B.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び</p> <p>B.3 発電第二課当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。</p>	<p>燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>	<p>燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</p> <p>A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p>
<p>タービン修繕長は、代替責任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>タービン修繕長は、代替責任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>タービン修繕長は、代替責任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>4.8時間</p>	<p>タービン修繕長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。</p> <p>または</p> <p>B.2 電気修繕長またはタービン修繕長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p>	<p>4.8時間</p>

(3) 要求される措置(続き)

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。	速やかに
	A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに
	A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。	A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。	速やかに
	B. タンクローリリの所要数を満足していない場合	B.1 タービン修繕長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
	B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに
	B.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。	B.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次冷却系保水を回復する措置を開始する。	速やかに
	および	および	
	B.4 タービン修繕長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	B.4 タービン修繕長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに

※5：代替品の補充等
 ※6：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、大容量空冷式発電機、発電機車(高圧発電機車及び中容量発電機車)、直流電源用発電機、移動式大容量ポンプ車、可搬型ディーゼル注入ポンプ、水中ポンプ用発電機、代替緊急時対策用発電機及び使用済燃料ピット水位(広域)(広域)監視装置用空気供給システム(含む)をいう。
 ※7：当該可搬型監視設備の運転上の制限は個別に適用される。

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明		
<p>(放水砲用)をいう。</p> <p>※7：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>		<table border="1" data-bbox="193 389 284 943"> <tr> <td data-bbox="193 389 225 943"></td> <td data-bbox="225 389 284 943"> <p>措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> </td> </tr> </table> <p>※4：代替品の補充等。</p> <p>※5：燃料補給を要する重大事故等対応設備とは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)、電源車(緊急時対策用)、大容量ポンプおよび大容量ポンプ(放水砲用)をいう。</p> <p>※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>		<p>措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	
	<p>措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>				

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

表90-1-16 計装設備	90-1-16-1 計装設備	所定チャーンネカ数を満足できない場合の措置 ^{※3}	項目	規程事項
分類	主要パラメータ	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	適用モード モード1、2、3、4、5および6	完了時間 速やかに 速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間
原炉内温度	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	モード1、2、3、4、5および6	速やかに 速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間
原炉内圧力	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	モード1、2、3、4、5および6	速やかに 速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間
原炉内圧力の低下	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	モード1、2、3、4、5および6	速やかに 速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間
原炉内圧力	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	モード1、2、3、4、5および6	速やかに 速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間
原炉内圧力の低下	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	モード1、2、3、4、5および6	速やかに 速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間

※1：プラント起動に伴う計器修正、真空ポンプ停止及び原子炉格納箱内温度監視装置の故障発生による格納箱内圧力監視装置の動作不能による影響は、運転不能とはみなさない。
 ※2：代替パラメータに取替るべき項目は、代替パラメータが規定されている項目である。代替パラメータが規定されている項目は、運転不能とはみなさない。
 ※3：チャーンネカ数に不足が生じた場合は、運転不能となる。多量性監視装置は運転不能とはみなさない。
 ※4：()は多量性監視装置を示す。多量性監視装置は運転不能とはみなさない。
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動させることを妨げるものではない。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

表85-1-16 計装設備	85-1-16-1 計装設備	所定チャーンネカ数を満足できない場合の措置 ^{※3}	項目	規程事項
分類	主要パラメータ	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	適用モード モード1、2、3、4、5および6	完了時間 速やかに 速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間
原炉内温度	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	モード1、2、3、4、5および6	速やかに 速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間
原炉内圧力	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	モード1、2、3、4、5および6	速やかに 速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間
原炉内圧力の低下	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	モード1、2、3、4、5および6	速やかに 速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間
原炉内圧力	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	モード1、2、3、4、5および6	速やかに 速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間
原炉内圧力の低下	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	①1次冷却材高温度(広域) ②1次冷却材低温度(広域) ③1次冷却材高温度(広域) ④1次冷却材低温度(広域) ⑤炉心出口温度 ^{※4}	モード1、2、3、4、5および6	速やかに 速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間

※1：プラント起動に伴う計器修正、真空ポンプ停止及び原子炉格納箱内温度監視装置の故障発生による格納箱内圧力監視装置の動作不能による影響は、運転不能とはみなさない。
 ※2：代替パラメータに取替るべき項目は、代替パラメータが規定されている項目である。代替パラメータが規定されている項目は、運転不能とはみなさない。
 ※3：チャーンネカ数に不足が生じた場合は、運転不能となる。多量性監視装置は運転不能とはみなさない。
 ※4：()は多量性監視装置を示す。多量性監視装置は運転不能とはみなさない。
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動させることを妨げるものではない。

【玄海一美浜】
 ①：従前からの発電所固有の差異(記載主旨に差異なし)
 ②：上流文書の差異(玄海は主要パラメータの他ルーブ等を代替パラメータとしていない。)

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

分類	機 能 ^{※1}	所 要 チ ャ ン ネ ル 数	通 用	条 件	項 目	項 目 頻 度	備 考 事項
原子炉下部キャビティ水位	①燃料格納器排水ポンプ水位 ②燃料格納器排水ポンプ水位(広域) ③燃料格納器排水ポンプ水位	1	モード 1、 2、 4、 5 および 6	A.1 主要パラメータが計測不能である場合 および A.2 当班係長が、当班係長が計測不能であることを確認する。 A.3 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 1ヶ月に1回 より確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 1ヶ月に1回 より確認する。	
	①燃料格納器排水ポンプ水位 ②燃料格納器排水ポンプ水位(広域) ③燃料格納器排水ポンプ水位	1	モード 1、 2、 4、 5 および 6	B.1 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 B.2 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 B.3 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 30日 より確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 30日 より確認する。	
原子炉格納器水位	①燃料格納器排水ポンプ水位 ②燃料格納器排水ポンプ水位(広域) ③燃料格納器排水ポンプ水位	1	モード 1、 2、 4、 5 および 6	C.1 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 C.2 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 C.3 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 7.2時間 より確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 7.2時間 より確認する。	
	①燃料格納器排水ポンプ水位 ②燃料格納器排水ポンプ水位(広域) ③燃料格納器排水ポンプ水位	1	モード 1、 2、 4、 5 および 6	D.1 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 D.2 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 D.3 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 1.2時間 より確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 1.2時間 より確認する。	
原子炉格納器排水ポンプ水位	①燃料格納器排水ポンプ水位 ②燃料格納器排水ポンプ水位(広域) ③燃料格納器排水ポンプ水位	1	モード 1、 2、 4、 5 および 6	E.1 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 E.2 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 E.3 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 30日 より確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 30日 より確認する。	
	①燃料格納器排水ポンプ水位 ②燃料格納器排水ポンプ水位(広域) ③燃料格納器排水ポンプ水位	1	モード 1、 2、 4、 5 および 6	F.1 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 F.2 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 F.3 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 30日 より確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 30日 より確認する。	

※1：プラント開始に係る特種点正、重要メンテナンスおよび原子炉格納器排水ポンプ水位計測不能等による原子炉格納器排水ポンプ水位計測不能は、動作不能とはみなさない。
 ※2：代役パラメータに移動する条件は、代役パラメータが計測不能であることを確認する。
 ※3：チャネルごとに移動する条件は、代役パラメータが計測不能であることを確認する。
 ※4：移動中の燃料を所定の位置に移動させることを妨げるものではない。
 ※5：原子炉下部キャビティ水位および原子炉格納器排水ポンプ水位について実施する。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

差異の説明

分類	機 能 ^{※1}	所 要 チ ャ ン ネ ル 数	通 用	条 件	項 目	項 目 頻 度	備 考 事項
原子炉下部キャビティ水位	①燃料格納器排水ポンプ水位(広域) ②燃料格納器排水ポンプ水位 ③燃料格納器排水ポンプ水位	1	モード 1、 2、 3、 4、 5 および 6	A.1 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 A.2 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 A.3 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 30日 より確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 30日 より確認する。	
	①燃料格納器排水ポンプ水位 ②燃料格納器排水ポンプ水位(広域) ③燃料格納器排水ポンプ水位	1	モード 1、 2、 3、 4、 5 および 6	B.1 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 B.2 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 B.3 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 30日 より確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 30日 より確認する。	
原子炉格納器水位	①燃料格納器排水ポンプ水位 ②燃料格納器排水ポンプ水位(広域) ③燃料格納器排水ポンプ水位	1	モード 1、 2、 3、 4、 5 および 6	C.1 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 C.2 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 C.3 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 7.2時間 より確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 7.2時間 より確認する。	
	①燃料格納器排水ポンプ水位 ②燃料格納器排水ポンプ水位(広域) ③燃料格納器排水ポンプ水位	1	モード 1、 2、 3、 4、 5 および 6	D.1 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 D.2 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 D.3 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 1.2時間 より確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 1.2時間 より確認する。	
原子炉格納器排水ポンプ水位	①燃料格納器排水ポンプ水位 ②燃料格納器排水ポンプ水位(広域) ③燃料格納器排水ポンプ水位	1	モード 1、 2、 3、 4、 5 および 6	E.1 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 E.2 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 E.3 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 30日 より確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 30日 より確認する。	
	①燃料格納器排水ポンプ水位 ②燃料格納器排水ポンプ水位(広域) ③燃料格納器排水ポンプ水位	1	モード 1、 2、 3、 4、 5 および 6	F.1 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 F.2 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。 F.3 当班係長は、当班係長が計測不能であることを確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 30日 より確認する。	当班係長が計測不能であることを確認する。 30日 より確認する。	

※1：プラント開始に係る特種点正、重要メンテナンスおよび原子炉格納器排水ポンプ水位計測不能等による原子炉格納器排水ポンプ水位計測不能は、動作不能とはみなさない。
 ※2：代役パラメータに移動する条件は、代役パラメータが計測不能であることを確認する。
 ※3：チャネルごとに移動する条件は、代役パラメータが計測不能であることを確認する。
 ※4：移動中の燃料を所定の位置に移動させることを妨げるものではない。
 ※5：原子炉下部キャビティ水位および原子炉格納器排水ポンプ水位について実施する。

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査ブランドとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

設備	所要数	適用モード	条件	確認事項
可搬型計測器	12個	モード1、2、3および4	A.1 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合 A.2 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合	項目 担当 機能検査を定期検閲時実施する。 動作可能な状態に回復する。 3ヶ月に1回実施する。 30日
圧力、水位および流量計測器	28個	モード5および6	A.1 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合 A.2 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合	完了時間 30日

※1：代替品の補充等。

90-16-3 記録機能

設備	所要数・系統数	適用モード	条件	確認事項
可搬型温度計測器 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	3個	モード1、2、3、4、5および6	A.1 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合 A.2 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合	項目 担当 機能検査を定期検閲時実施する。 動作可能な状態に回復する。 3ヶ月に1回実施する。 30日
安全パラメータ表示システム(SPDS) SPS監視装置	1系列 ^{※1} 2台 ^{※1}	モード1、2、3、4、5および6	A.1 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合 A.2 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合	完了時間 1ヶ月に1回 12時間

※1：3号炉および4号炉の設計所要数、系統数。

※2：代替品の補充またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等を行う。

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

設備	所要数	適用モード	条件	確認事項
可搬型計測器	9個	モード1、2、3および4	A.1 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合 A.2 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合	項目 担当 機能検査を定期検閲時実施する。 動作可能な状態に回復する。 3ヶ月に1回実施する。 30日
圧力、水位および流量計測器	9個	モード5および6	A.1 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合 A.2 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合	完了時間 30日

※1：代替品の補充等。

83-16-3 記録機能

設備	所要数・系統数	適用モード	条件	確認事項
可搬型温度計測器 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	1式 ^{※1}	モード1、2、3、4、5および6	A.1 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合 A.2 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合	項目 担当 機能検査を定期検閲時実施する。 動作可能な状態に回復する。 3ヶ月に1回実施する。 30日
安全パラメータ表示システム(SPDS) SPS監視装置	1台 ^{※1}	モード1、2、3、4、5および6	A.1 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合 A.2 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合	完了時間 1ヶ月に1回 12時間

※1：3号炉および4号炉の設計所要数、系統数。

※2：代替品の補充またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等を行う。

※3：3号炉及び4号炉の設計所要数、系統数。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

95-16-2 可搬型計測器

設備	所要数	適用モード	条件	確認事項
可搬型計測器	40個	モード1、2、3および4	A.1 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合 A.2 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合	項目 担当 機能検査を定期検閲時実施する。 動作可能な状態に回復する。 3ヶ月に1回実施する。 30日
圧力、水位および流量計測器	1系列 ^{※1} 2台 ^{※1}	モード5および6	A.1 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合 A.2 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合	完了時間 1ヶ月に1回 12時間

※1：代替品の補充等。

95-16-3 記録

設備	所要数・系統数	適用モード	条件	確認事項
格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)	3個	モード1、2、3および4	A.1 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合 A.2 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合	項目 担当 機能検査を定期検閲時実施する。 動作可能な状態に回復する。 3ヶ月に1回実施する。 30日
安全パラメータ表示システム(SPDS) SPS監視装置	1系列 1台	モード1、2、3および4	A.1 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合 A.2 計装係修員は、当該設備が所要数を満たしている場合	完了時間 1ヶ月に1回 12時間

※1：3号炉および4号炉の設計所要数、系統数。

※2：代替品の補充またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等を行う。

差異の説明

【玄海一美浜】
 ③：運用の差異
 (玄海は、可搬型計測器の機能検査の頻度を1年に1回としている。(検査時の待機除外は予備器使用))

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○)は補足説明を示す。
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

表番号	施設名	保安規定	比較対象	差異の説明																		
表90-17	中央制御室	大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	中央制御室																			
90-17-1	居住性の確保および汚染の持ち込み防止	(1) 運転上の制限 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環系</td> <td>(1)中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>居住性確保設備</td> <td>(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>汚染の持ち込み防止設備</td> <td>中央制御室非常用循環フィルタユニット</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>可搬型照明(SA) 8個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※4 重油タンク ※4 タンクローリー ※4 アニュラス空気浄化ファン ※5 アニュラス空気浄化フィルタ ※5 ユニット ※5</td> <td>※2 ※2 ※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※5 ※5</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>窒素ポンベ(代替制御用空気供給用) ※5 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用) ※5</td> <td>※5 ※5</td> </tr> </table>	項目	設備	所要数	中央制御室非常用循環系	(1)中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1	1台	居住性確保設備	(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1台	汚染の持ち込み防止設備	中央制御室非常用循環フィルタユニット	1基	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬型照明(SA) 8個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※4 重油タンク ※4 タンクローリー ※4 アニュラス空気浄化ファン ※5 アニュラス空気浄化フィルタ ※5 ユニット ※5	※2 ※2 ※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※5 ※5	モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ(代替制御用空気供給用) ※5 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用) ※5	※5 ※5	中央制御室	
項目	設備	所要数																				
中央制御室非常用循環系	(1)中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1	1台																				
居住性確保設備	(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1台																				
汚染の持ち込み防止設備	中央制御室非常用循環フィルタユニット	1基																				
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬型照明(SA) 8個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※4 重油タンク ※4 タンクローリー ※4 アニュラス空気浄化ファン ※5 アニュラス空気浄化フィルタ ※5 ユニット ※5	※2 ※2 ※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※5 ※5																				
モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ(代替制御用空気供給用) ※5 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用) ※5	※5 ※5																				
90-17-1	居住性の確保および汚染の持ち込み防止	(1) 運転上の制限 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環系</td> <td>(1)中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>居住性確保設備</td> <td>(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>汚染の持ち込み防止設備</td> <td>中央制御室非常用循環フィルタユニット</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>可搬型照明(SA) 8個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※4 重油タンク ※4 タンクローリー ※4 アニュラス空気浄化ファン ※5 アニュラス空気浄化フィルタ ※5 ユニット ※5</td> <td>※2 ※2 ※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※5 ※5</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>窒素ポンベ(代替制御用空気供給用) ※5 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用) ※5</td> <td>※5 ※5</td> </tr> </table>	項目	設備	所要数	中央制御室非常用循環系	(1)中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1	1台	居住性確保設備	(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1台	汚染の持ち込み防止設備	中央制御室非常用循環フィルタユニット	1基	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬型照明(SA) 8個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※4 重油タンク ※4 タンクローリー ※4 アニュラス空気浄化ファン ※5 アニュラス空気浄化フィルタ ※5 ユニット ※5	※2 ※2 ※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※5 ※5	モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ(代替制御用空気供給用) ※5 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用) ※5	※5 ※5	中央制御室	
項目	設備	所要数																				
中央制御室非常用循環系	(1)中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1	1台																				
居住性確保設備	(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1台																				
汚染の持ち込み防止設備	中央制御室非常用循環フィルタユニット	1基																				
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬型照明(SA) 8個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※4 重油タンク ※4 タンクローリー ※4 アニュラス空気浄化ファン ※5 アニュラス空気浄化フィルタ ※5 ユニット ※5	※2 ※2 ※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※5 ※5																				
モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ(代替制御用空気供給用) ※5 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用) ※5	※5 ※5																				
90-17-1	居住性の確保および汚染の持ち込み防止	(1) 運転上の制限 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環系</td> <td>(1)中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>居住性確保設備</td> <td>(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>汚染の持ち込み防止設備</td> <td>中央制御室非常用循環フィルタユニット</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>可搬型照明(SA) 8個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※4 重油タンク ※4 タンクローリー ※4 アニュラス空気浄化ファン ※5 アニュラス空気浄化フィルタ ※5 ユニット ※5</td> <td>※2 ※2 ※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※5 ※5</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>窒素ポンベ(代替制御用空気供給用) ※5 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用) ※5</td> <td>※5 ※5</td> </tr> </table>	項目	設備	所要数	中央制御室非常用循環系	(1)中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1	1台	居住性確保設備	(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1台	汚染の持ち込み防止設備	中央制御室非常用循環フィルタユニット	1基	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬型照明(SA) 8個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※4 重油タンク ※4 タンクローリー ※4 アニュラス空気浄化ファン ※5 アニュラス空気浄化フィルタ ※5 ユニット ※5	※2 ※2 ※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※5 ※5	モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ(代替制御用空気供給用) ※5 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用) ※5	※5 ※5	中央制御室	
項目	設備	所要数																				
中央制御室非常用循環系	(1)中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1	1台																				
居住性確保設備	(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1台																				
汚染の持ち込み防止設備	中央制御室非常用循環フィルタユニット	1基																				
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬型照明(SA) 8個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※4 重油タンク ※4 タンクローリー ※4 アニュラス空気浄化ファン ※5 アニュラス空気浄化フィルタ ※5 ユニット ※5	※2 ※2 ※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※5 ※5																				
モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ(代替制御用空気供給用) ※5 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用) ※5	※5 ※5																				
表85-17	中央制御室	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	中央制御室																			
85-17-1	居住性の確保および汚染の持ち込み防止	(1) 運転上の制限 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環系</td> <td>(1)中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>居住性確保設備</td> <td>(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>汚染の持ち込み防止設備</td> <td>中央制御室非常用循環フィルタユニット</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>可搬型照明(SA) 6個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※3 タンクローリー ※3 燃料油移送ポンプ ※3 Bアニュラス循環ファン ※4 Bアニュラス循環フィルタ ※4 ユニット ※4</td> <td>※2 ※2 ※2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※4 ※4 ※4</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>窒素ポンベ(アニュラス循環系タンク動作用) ※4</td> <td>※4</td> </tr> </table>	項目	設備	所要数	中央制御室非常用循環系	(1)中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1	1台	居住性確保設備	(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1台	汚染の持ち込み防止設備	中央制御室非常用循環フィルタユニット	1基	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬型照明(SA) 6個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※3 タンクローリー ※3 燃料油移送ポンプ ※3 Bアニュラス循環ファン ※4 Bアニュラス循環フィルタ ※4 ユニット ※4	※2 ※2 ※2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※4 ※4 ※4	モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ(アニュラス循環系タンク動作用) ※4	※4	中央制御室	
項目	設備	所要数																				
中央制御室非常用循環系	(1)中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1	1台																				
居住性確保設備	(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1台																				
汚染の持ち込み防止設備	中央制御室非常用循環フィルタユニット	1基																				
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬型照明(SA) 6個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※3 タンクローリー ※3 燃料油移送ポンプ ※3 Bアニュラス循環ファン ※4 Bアニュラス循環フィルタ ※4 ユニット ※4	※2 ※2 ※2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※4 ※4 ※4																				
モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ(アニュラス循環系タンク動作用) ※4	※4																				
85-17-1	居住性の確保および汚染の持ち込み防止	(1) 運転上の制限 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環系</td> <td>(1)中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>居住性確保設備</td> <td>(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>汚染の持ち込み防止設備</td> <td>中央制御室非常用循環フィルタユニット</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>可搬型照明(SA) 6個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※3 タンクローリー ※3 燃料油移送ポンプ ※3 Bアニュラス循環ファン ※4 Bアニュラス循環フィルタ ※4 ユニット ※4</td> <td>※2 ※2 ※2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※4 ※4 ※4</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>窒素ポンベ(アニュラス循環系タンク動作用) ※4</td> <td>※4</td> </tr> </table>	項目	設備	所要数	中央制御室非常用循環系	(1)中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1	1台	居住性確保設備	(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1台	汚染の持ち込み防止設備	中央制御室非常用循環フィルタユニット	1基	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬型照明(SA) 6個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※3 タンクローリー ※3 燃料油移送ポンプ ※3 Bアニュラス循環ファン ※4 Bアニュラス循環フィルタ ※4 ユニット ※4	※2 ※2 ※2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※4 ※4 ※4	モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ(アニュラス循環系タンク動作用) ※4	※4	中央制御室	
項目	設備	所要数																				
中央制御室非常用循環系	(1)中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1	1台																				
居住性確保設備	(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1台																				
汚染の持ち込み防止設備	中央制御室非常用循環フィルタユニット	1基																				
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬型照明(SA) 6個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※3 タンクローリー ※3 燃料油移送ポンプ ※3 Bアニュラス循環ファン ※4 Bアニュラス循環フィルタ ※4 ユニット ※4	※2 ※2 ※2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※4 ※4 ※4																				
モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ(アニュラス循環系タンク動作用) ※4	※4																				
85-17-1	居住性の確保および汚染の持ち込み防止	(1) 運転上の制限 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環系</td> <td>(1)中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>居住性確保設備</td> <td>(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>汚染の持ち込み防止設備</td> <td>中央制御室非常用循環フィルタユニット</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>可搬型照明(SA) 6個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※3 タンクローリー ※3 燃料油移送ポンプ ※3 Bアニュラス循環ファン ※4 Bアニュラス循環フィルタ ※4 ユニット ※4</td> <td>※2 ※2 ※2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※4 ※4 ※4</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>窒素ポンベ(アニュラス循環系タンク動作用) ※4</td> <td>※4</td> </tr> </table>	項目	設備	所要数	中央制御室非常用循環系	(1)中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1	1台	居住性確保設備	(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1台	汚染の持ち込み防止設備	中央制御室非常用循環フィルタユニット	1基	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬型照明(SA) 6個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※3 タンクローリー ※3 燃料油移送ポンプ ※3 Bアニュラス循環ファン ※4 Bアニュラス循環フィルタ ※4 ユニット ※4	※2 ※2 ※2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※4 ※4 ※4	モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ(アニュラス循環系タンク動作用) ※4	※4	中央制御室	
項目	設備	所要数																				
中央制御室非常用循環系	(1)中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1	1台																				
居住性確保設備	(2)可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1台																				
汚染の持ち込み防止設備	中央制御室非常用循環フィルタユニット	1基																				
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬型照明(SA) 6個※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 空冷式非常用発電装置 ※3 燃料油貯蔵タンク ※3 タンクローリー ※3 燃料油移送ポンプ ※3 Bアニュラス循環ファン ※4 Bアニュラス循環フィルタ ※4 ユニット ※4	※2 ※2 ※2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※4 ※4 ※4																				
モード1、2、3、4、5および6	窒素ポンベ(アニュラス循環系タンク動作用) ※4	※4																				

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>※7：検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※8：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：代替品の補充等。</p>	<p>素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合 及び B.2 発電第二課長又は安全管 理第二課長は、代替措置※ 7を検討し、原子炉主任技 術者の確認を得て実施す る措置を開始する。</p> <p>※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。残りの余熱除去ポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：代替品の補充等</p>	<p>A)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合 及び B.2 発電第二課長又は安全管 理第二課長は、代替措置※ 7を検討し、原子炉主任技 術者の確認を得て実施す る措置を開始する。</p> <p>※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※7：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：代替品の補充等。</p>	<p>な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる措置を開始する。 または B.2 電気保修課長および放射線管理課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※7：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：代替品の補充等。</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

表90-18 監視測定設備

90-18-1 監視測定設備

機能	設備	所要数 ^{※1}	運用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2}	確認事項	項目	担 当
放射線物質の濃度および放射線量の測定	可搬式モニタリングポスト	17個 [○]	モード1、2、3、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	完了時間 速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長
	電離箱サーベイメータ	3個 [○]	モード1、2、3、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長
小型船舶	可搬式ガスタンプラ	3個 [○]	3ヶ月	動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長
	可搬式サーベイメータ	3個 [○]	3ヶ月	動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長
	可搬式サーベイメータ	3個 [○]	3ヶ月	動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長
	可搬式サーベイメータ	2個 [○]	2ヶ月	動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

表83-18 監視測定設備

83-18-1 監視測定設備

項目	設備	所要数 ^{※1}	運用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2}	確認事項	項目	担 当
放射線物質の濃度および放射線量の測定	可搬式モニタリングポスト	3台 [○]	モード1、2、3、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	完了時間 速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長
	電離箱サーベイメータ	3個 [○]	モード1、2、3、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長
小型船舶	可搬式ガスタンプラ	8個 [○]	3ヶ月	動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長
	可搬式サーベイメータ	2個 [○]	2ヶ月	動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長
	可搬式サーベイメータ	2個 [○]	2ヶ月	動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長
	可搬式サーベイメータ	2個 [○]	2ヶ月	動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

表85-18 監視測定設備

85-18-1 監視測定設備

機能	設備	所要数	運用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}	確認事項	項目	担 当
放射線物質の濃度および放射線量の測定	可搬式モニタリングポスト	10個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	完了時間 速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長
	電離箱サーベイメータ	2個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長
小型船舶	可搬式ガスタンプラ	2個	3ヶ月	動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長
	可搬式サーベイメータ	2個	2ヶ月	動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長
	可搬式サーベイメータ	2個	2ヶ月	動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長
	可搬式サーベイメータ	1個	1ヶ月	動作可能な設備が所要数を満たしている場合 および A.2. 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1} A.1. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	放射線管理課長	放射線管理課長

※1：設備毎に個別の条件が適用される。
 ※2：代替品の補充等。

【大飯(美浜)】

③：運用の差異
 (大飯は、可搬式モニタリングポスト等を屋外保管しているため電線等を考慮し、予備数を含めた所要数としている。)
 【玄海(美浜)】
 ②：上流文書の差異
 (設備の相違。)
 ③：運用の差異
 (美浜は、1年に1回機能検査を実施する。)

【大飯(美浜)】

③：運用の差異
 (大飯は、可搬式モニタリングポスト等を屋外保管しているため電線等を考慮し、予備数を含めた所要数としている。)
 【玄海(美浜)】
 ②：上流文書の差異
 (設備の相違。)
 ③：運用の差異
 (美浜は、1年に1回機能検査を実施する。)

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

項目	設備	所要数 ^{※1}	適用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2}	確認事項	項目	頻度	担当
風向、風速その他の気象条件の測定	可搬型気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合 および B.計測係理員は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	可搬型気象観測装置1年1回に1回計測係理員は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および 可搬型気象観測装置3ヶ月に1回計測係理員は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	可搬型気象観測装置の機能検査を実施する。	1年1回	計測係理員	
電源確保	電源車(緊急時対策用) 重油タンク タンクローリー				「90-19-1 代替電源設備からの給電」において運転上の制限を定める。				

※1：3号炉および4号炉の合計所要数
 ※2：設備に個別の条件が適用される。
 ※3：本欄を空白。
 ※4：予備品
 ※5：代替品の補充等

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

項目	設備	所要数 ^{※1}	適用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2}	確認事項	項目	頻度	担当
風向、風速その他の気象条件の測定	可搬型気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合 および B.計測係理員は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	可搬型気象観測装置1年1回に1回計測係理員は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および 可搬型気象観測装置3ヶ月に1回計測係理員は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	可搬型気象観測装置の機能検査を実施する。	1年1回	計測係理員	

※1：3号炉及び4号炉の合計所要数
 ※2：放射線物質の濃度(よう素及びタスタ)は除く。
 ※3：計画的な保守点検により停止する場合は、可搬型モニタリングホストを設置することを条件に、運転上の制限を満足してはみさない。
 ※4：設備ごとに関別の条件が適用される。
 ※5：可搬型モニタリングホスト等の設置をいう。
 ※6：代替品の補充等

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

項目	設備	所要数	適用モード	条件	確認事項			
					項目	頻度		
風向、風速その他の気象条件の測定	可搬型気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合 および B.計測係理員は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	可搬型気象観測装置1年1回に1回計測係理員は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および 可搬型気象観測装置3ヶ月に1回計測係理員は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	可搬型気象観測装置の機能検査を実施する。	1年1回	計測係理員
電源確保	空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク タンクローリー 燃料油移送ポンプ				「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料供給設備」において運転上の制限を定める。			

差異の説明

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

表 90-19 緊急時対策所	表 83-19 緊急時対策所 (代替緊急時対策所)	表 85-19 緊急時対策所	差異の説明																																																																
<p>大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25認可)</p> <p>90-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用) あること</td> <td>電源車(緊急時対策所用) 2台が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>電源車(緊急時対策所用) 1台×2※1</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、 6および使用済燃料ピット に燃料体を貯蔵している期 間</td> <td>空冷式非常用発電装置※2 燃料油貯蔵タンク ※3 重油タンク ※4 タンクローリー ※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急時対策所あたりの合計所要数。 ※2：3号炉および4号炉のいずれか1系統が要求される。 ※3：「90-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	電源車(緊急時対策所用) あること	電源車(緊急時対策所用) 2台が動作可能であること	適用モード	電源車(緊急時対策所用) 1台×2※1	モード1、2、3、4、5、 6および使用済燃料ピット に燃料体を貯蔵している期 間	空冷式非常用発電装置※2 燃料油貯蔵タンク ※3 重油タンク ※4 タンクローリー ※4	<p>玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5認可)</p> <p>83-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機 であること</td> <td>代替緊急時対策所用発電機 2台が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>代替緊急時対策所用発電機 1台×2※1</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、 6及び使用済燃料ピットに 燃料体を貯蔵している期 間</td> <td>燃料油貯蔵タンク ※2 タンクローリー ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：代替緊急時対策所あたりの合計所要数 ※2：「83-15-7 燃料油貯蔵タンク、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	代替緊急時対策所用発電機 であること	代替緊急時対策所用発電機 2台が動作可能であること	適用モード	代替緊急時対策所用発電機 1台×2※1	モード1、2、3、4、5、 6及び使用済燃料ピットに 燃料体を貯蔵している期 間	燃料油貯蔵タンク ※2 タンクローリー ※2	<p>美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)</p> <p>85-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用) あること</td> <td>電源車(緊急時対策所用) 2台が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>電源車(緊急時対策所用) 1台×2※1</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、 6および使用済燃料ピット に燃料体を貯蔵してい る期間</td> <td>空冷式非常用発電装置 ※2 燃料油貯蔵タンク ※3 可搬式オイルポンプ ※3 タンクローリー ※3 燃料油移送ポンプ ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急時対策所あたりの合計所要数。 ※2：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプ」による燃料補給設備において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	電源車(緊急時対策所用) あること	電源車(緊急時対策所用) 2台が動作可能であること	適用モード	電源車(緊急時対策所用) 1台×2※1	モード1、2、3、4、5、 6および使用済燃料ピット に燃料体を貯蔵してい る期間	空冷式非常用発電装置 ※2 燃料油貯蔵タンク ※3 可搬式オイルポンプ ※3 タンクローリー ※3 燃料油移送ポンプ ※3	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (設備の相違。)</p> <p>【大飯一美浜】 ①：発電所固有の差異 (美浜は、シングルプラント。)</p> <p>【玄海一美浜】 ④：記載の適正化</p>																																								
項目	運転上の制限																																																																		
電源車(緊急時対策所用) あること	電源車(緊急時対策所用) 2台が動作可能であること																																																																		
適用モード	電源車(緊急時対策所用) 1台×2※1																																																																		
モード1、2、3、4、5、 6および使用済燃料ピット に燃料体を貯蔵している期 間	空冷式非常用発電装置※2 燃料油貯蔵タンク ※3 重油タンク ※4 タンクローリー ※4																																																																		
項目	運転上の制限																																																																		
代替緊急時対策所用発電機 であること	代替緊急時対策所用発電機 2台が動作可能であること																																																																		
適用モード	代替緊急時対策所用発電機 1台×2※1																																																																		
モード1、2、3、4、5、 6及び使用済燃料ピットに 燃料体を貯蔵している期 間	燃料油貯蔵タンク ※2 タンクローリー ※2																																																																		
項目	運転上の制限																																																																		
電源車(緊急時対策所用) あること	電源車(緊急時対策所用) 2台が動作可能であること																																																																		
適用モード	電源車(緊急時対策所用) 1台×2※1																																																																		
モード1、2、3、4、5、 6および使用済燃料ピット に燃料体を貯蔵してい る期間	空冷式非常用発電装置 ※2 燃料油貯蔵タンク ※3 可搬式オイルポンプ ※3 タンクローリー ※3 燃料油移送ポンプ ※3																																																																		
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機</td> <td>発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td></td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	代替緊急時対策所用発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。	1年に1回	防災課長	2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。		3か月に1回	防災課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用)</td> <td>発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td>発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td></td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気係課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	電源車(緊急時対策所用)	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気係課長	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。		3ヶ月に1回	電気係課長	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合 又は A.2 防災課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>モードB</td> <td>B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合 又は B.2 防災課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>防災課長は、代替緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>モードC</td> <td>C. 条件A又はBの措置を完了時間内およびC.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>発電第二課当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>モードA、5.6及</td> <td>A. 動作可能な代替緊急時</td> <td>防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合 又は A.2 防災課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。	30日	モードB	B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合 又は B.2 防災課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	防災課長は、代替緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。	10日	モードC	C. 条件A又はBの措置を完了時間内およびC.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間	モードA、5.6及	A. 動作可能な代替緊急時	防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能	速やかに	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 動作可能な電気係修課長は、電源車(緊急時対策所用)2台を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 電気係修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>電気係修課長は、電源車(緊急時対策所用)2台を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>モードB</td> <td>B. 動作可能な電気係修課長は、動作不能となっている電源車(緊急時対策所用)の少なくとも1台を動作可能な状態に復旧する。 または B.2 電気係修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>電気係修課長は、動作不能となっている電源車(緊急時対策所用)の少なくとも1台を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>モードC</td> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間およびC.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>モードA</td> <td>A. 動作可能な電気係修課長は、電源車(緊急時対策所用)2台を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>電気係修課長は、モード5にする。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 動作可能な電気係修課長は、電源車(緊急時対策所用)2台を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 電気係修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	電気係修課長は、電源車(緊急時対策所用)2台を動作可能な状態に復旧する。	30日	モードB	B. 動作可能な電気係修課長は、動作不能となっている電源車(緊急時対策所用)の少なくとも1台を動作可能な状態に復旧する。 または B.2 電気係修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	電気係修課長は、動作不能となっている電源車(緊急時対策所用)の少なくとも1台を動作可能な状態に復旧する。	10日	モードC	C. 条件AまたはBの措置を完了時間およびC.2 当直課長は、モード5にする。	当直課長は、モード3にする。	12時間	モードA	A. 動作可能な電気係修課長は、電源車(緊急時対策所用)2台を動作可能な状態に復旧する。	電気係修課長は、モード5にする。	56時間
項目	確認事項	頻度	担当																																																																
代替緊急時対策所用発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。	1年に1回	防災課長																																																																
2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。		3か月に1回	防災課長																																																																
項目	確認事項	頻度	担当																																																																
電源車(緊急時対策所用)	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気係課長																																																																
発電機を起動し、動作可能であることを確認する。		3ヶ月に1回	電気係課長																																																																
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																																
モード1、2、3および4	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合 又は A.2 防災課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。	30日																																																																
モードB	B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合 又は B.2 防災課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	防災課長は、代替緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。	10日																																																																
モードC	C. 条件A又はBの措置を完了時間内およびC.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。	発電第二課当直課長は、モード3にする。	12時間																																																																
モードA、5.6及	A. 動作可能な代替緊急時	防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能	速やかに																																																																
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																																
モード1、2、3および4	A. 動作可能な電気係修課長は、電源車(緊急時対策所用)2台を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 電気係修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	電気係修課長は、電源車(緊急時対策所用)2台を動作可能な状態に復旧する。	30日																																																																
モードB	B. 動作可能な電気係修課長は、動作不能となっている電源車(緊急時対策所用)の少なくとも1台を動作可能な状態に復旧する。 または B.2 電気係修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	電気係修課長は、動作不能となっている電源車(緊急時対策所用)の少なくとも1台を動作可能な状態に復旧する。	10日																																																																
モードC	C. 条件AまたはBの措置を完了時間およびC.2 当直課長は、モード5にする。	当直課長は、モード3にする。	12時間																																																																
モードA	A. 動作可能な電気係修課長は、電源車(緊急時対策所用)2台を動作可能な状態に復旧する。	電気係修課長は、モード5にする。	56時間																																																																

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p> <p>電源車(緊急時対策用)が2台未満である場合</p> <p>急時対策可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.2 電気保修課長は、代替措置[※]を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>※5：代替品の補充等。</p>	<p>ひ使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p> <p>対策用発電機が2台未満である場合</p> <p>及</p> <p>A.2 防災課長は、代替措置^{※3}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>※3：代替品の補充等</p>	<p>モード5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p> <p>A.1 動作可能な電源車(緊急時対策用)が2台未満である場合</p> <p>A.2 電気保修課長は、代替措置[※]を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>※4：代替品の補充等。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>
<p>90-19-2 居住性の確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <p>項目</p> <p>運転上の制限</p> <p>(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統[※]が動作可能であること</p> <p>(2) 空気供給装置の所要数で使用可能であること</p> <p>(3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること</p> <p>(4) 緊急時対策所内可搬型エリアモータ、緊急時対策所外可搬型エリアモータおよび可搬式モニタリングボスの所要数が動作可能であること</p> <p>適用モード</p> <p>設備</p> <p>所要数</p> <p>緊急時対策所可搬型空気浄化ファン 2台^{※2}</p> <p>緊急時対策所可搬型空気浄化ファンユニット 2基^{※2}</p> <p>6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p> <p>緊急時対策所内可搬型エリアモータ 2個^{※2}</p> <p>緊急時対策所外可搬型エリアモータ 1個^{※2}</p> <p>可搬式モニタリングボス 1個^{※2}</p> <p>※3</p> <p>※1：1系統とは、緊急時対策所可搬型空気浄化ファン2台および緊急時対策所可搬型空気浄化ファンユニット2基。</p> <p>※2：緊急時対策所(指揮所および待機場所)あたりの合計所要数。</p> <p>※3：「90-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p>	<p>83-19-2 居住性の確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <p>項目</p> <p>運転上の制限</p> <p>(1) 代替緊急時対策所空気浄化系1系統[※]以上が動作可能であること</p> <p>(2) 代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数で使用可能であること</p> <p>(3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること</p> <p>(4) 代替緊急時対策エリアモータの所要数が動作可能であること</p> <p>適用モード</p> <p>設備</p> <p>所要数</p> <p>代替緊急時対策所空気浄化ファン 1台^{※2}</p> <p>代替緊急時対策所空気浄化ファンユニット 1基^{※2}</p> <p>代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ) 400本^{※2}</p> <p>酸素濃度計 1個^{※2}</p> <p>二酸化炭素濃度計 1個^{※2}</p> <p>代替緊急時対策エリアモータ 1個^{※2}</p> <p>可搬型エリアモータ 1個^{※2}</p> <p>※3</p> <p>※1：1系統とは、代替緊急時対策所空気浄化ファン1台及び代替緊急時対策所空気浄化ファンユニット1基をいう。</p> <p>※2：代替緊急時対策所あたりの合計所要数</p> <p>※3：「83-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p>	<p>(1) 運転上の制限</p> <p>項目</p> <p>運転上の制限</p> <p>(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統^{※1}が動作可能であること</p> <p>(2) 空気供給装置の所要数で使用可能であること</p> <p>(3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること</p> <p>(4) 緊急時対策所内可搬型エリアモータ、緊急時対策所外可搬型エリアモータおよび可搬式モニタリングボスの所要数が動作可能であること</p> <p>適用モード</p> <p>設備</p> <p>所要数</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン 1台^{※2}</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット 1基^{※2}</p> <p>360本^{※2}</p> <p>酸素濃度計 1個^{※2}</p> <p>二酸化炭素濃度計 1個^{※2}</p> <p>緊急時対策所内可搬型エリアモータ 1個^{※2}</p> <p>緊急時対策所外可搬型エリアモータ 1個^{※2}</p> <p>可搬式モニタリングボス 1個^{※2}</p> <p>※3</p> <p>※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット1基。</p> <p>※2：緊急時対策所あたりの合計所要数。</p> <p>※3：「85-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p>	<p>【大飯-美浜】</p> <p>②：上流文書の差異(大飯の緊急時対策所は指揮所及び待機場所に分かれている)</p>
<p>(2) 確認事項</p> <p>項目</p> <p>確認事項</p> <p>緊急時対策所空気浄化系</p> <p>頻度</p> <p>担当</p> <p>3ヶ月に1回</p> <p>原子炉保修課長</p> <p>1年に1回</p> <p>原子炉保修課長</p>	<p>(2) 確認事項</p> <p>項目</p> <p>確認事項</p> <p>代替緊急時対策所空気浄化系</p> <p>頻度</p> <p>担当</p> <p>3ヶ月に1回</p> <p>防災課長</p> <p>1年に1回</p> <p>保修第二課長</p>	<p>(2) 確認事項</p> <p>項目</p> <p>確認事項</p> <p>緊急時対策所空気浄化系</p> <p>頻度</p> <p>担当</p> <p>3ヶ月に1回</p> <p>原子炉保修課長</p> <p>1年に1回</p> <p>原子炉保修課長</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）			玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）			美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）			差異の説明		
空気供給装置	99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。	放射線管理課長	代替緊急時対策所加圧設備（空気がボンベ）の所要数が増えること確認する。	3か月に1回	防災課長	空気供給装置	（案）以上および99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉保護課長	【玄海－美浜】 ③：運用の差異 （美浜は、1年に1回機能検査を実施する。）	
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	放射線管理課長	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長		
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	放射線管理課長	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長		
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所内可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	放射線管理課長	代替緊急時対策所内可搬型エリアモニタの機能確認を実施する。	1年に1回	安全管理第二課長	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所内可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長		
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	緊急時対策所外可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	放射線管理課長	代替緊急時対策所外可搬型エリアモニタの機能確認を実施する。	3ヶ月に1回	安全管理第二課長	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	緊急時対策所外可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長		
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置		
モード	要件	完了時間	要件	完了時間	完了時間	要件	完了時間	完了時間	完了時間	完了時間	完了時間
モード1、2、3および4	A. 動作可能な緊急時対策所内可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所外可搬型エリアモニタが所要数を満たしていない場合	速やかに	A. 代替緊急時対策所内可搬型エリアモニタが所要数を満たしていない場合 B. 代替緊急時対策所外可搬型エリアモニタが所要数を満たしていない場合	速やかに	速やかに	A. 動作可能な緊急時対策所内可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所外可搬型エリアモニタが所要数を満たしていない場合 B. 動作可能な緊急時対策所外可搬型エリアモニタが所要数を満たしていない場合	速やかに	速やかに	速やかに	速やかに	速やかに
モード1、2、3および4	B. 動作可能な緊急時対策所外可搬型エリアモニタが所要数を満たしていない場合	10日	B. 代替緊急時対策所外可搬型エリアモニタが所要数を満たしていない場合	10日	10日	B. 動作可能な緊急時対策所外可搬型エリアモニタが所要数を満たしていない場合	10日	10日	10日	10日	10日
モード1、2、3および4	C. 使用可能な酸素供給装置が所要数を満たしていない場合	10日	C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要数を満たしていない場合	10日	10日	C. 使用可能な酸素供給装置が所要数を満たしていない場合	10日	10日	10日	10日	10日
モード1、2、3および4	D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満たしていない場合	10日	D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満たしていない場合	10日	10日	D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満たしていない場合	10日	10日	10日	10日	10日

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)			玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)			美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	差異の説明
5.6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	E.1 当直課長は、モード3にしておく。 E.2 当直課長は、モード5にする。	A. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B.1 原子炉保修課長は、代替措置を開始する。 B.2 原子炉保修課長は、代替措置を開始する。	12時間 56時間	E. 条件B、CまたはDの措置を完了する時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A.2 放射線管理課長は、代替措置を開始する。 B.1 原子炉保修課長は、代替措置を開始する。 B.2 原子炉保修課長は、代替措置を開始する。	12時間 56時間	
(3) 要求される措置(続き)								
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	差異の説明
5.6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。	A. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B.1 原子炉保修課長は、代替措置を開始する。 B.2 原子炉保修課長は、代替措置を開始する。	12時間 56時間	E. 条件B、CまたはDの措置を完了する時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A.2 放射線管理課長は、代替措置を開始する。 B.1 原子炉保修課長は、代替措置を開始する。 B.2 原子炉保修課長は、代替措置を開始する。	12時間 56時間	
(3) 要求される措置(続き)								
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	差異の説明
5.6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。	A. 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B.1 原子炉保修課長は、代替措置を開始する。 B.2 原子炉保修課長は、代替措置を開始する。	12時間 56時間	E. 条件B、CまたはDの措置を完了する時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A.2 放射線管理課長は、代替措置を開始する。 B.1 原子炉保修課長は、代替措置を開始する。 B.2 原子炉保修課長は、代替措置を開始する。	12時間 56時間	
※4：代替品の補充等。								

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

項目	設備	所置数・系統数	運用モード	条件	所要数・系統数を満足できない場合の措置 [※]	完了時間	頻度	担当
緊急時連絡設備	緊急時連絡電話設備	19台	モード1 2,3及び4	A. 動作可能な衛星携帯電話が所置数を満足していない場合	A.1 技術第二課長又は安全管理第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A.2 技術第二課長又は安全管理第二課長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日	1ヶ月に1回	技術第二課長
無線連絡設備	無線連絡設備	14台		B. 動作可能な携帯無線電話設備が所置数を満足していない場合	B.1 発電第二課長、保守第二課長又は技術第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B.2 又は技術第二課長、保守第二課長又は技術第二課長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日	1ヶ月に1回	技術第二課長
運送設備	携帯型無線電話設備	19台		C. 緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)が動作不能である場合	C.1 技術第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 C.2 又は技術第二課長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日	3ヶ月に1回	発電第二課長
	緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)	2台		D. 条件A、B、CまたはDが1つ以上発生している場合	D.1 発電第二課長は、モード3にする。 D.2 又は技術第二課長は、モード5にする。	12時間	1ヶ月に1回	技術第二課長
	緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)	1系列 ^上				56時間	1ヶ月に1回	技術第二課長
	緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)	1系列 ^上					1ヶ月に1回	技術第二課長

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

機能	設備	所置数・系統数	運用モード	条件	所要数・系統数を満足できない場合の措置 [※]	完了時間	頻度	担当
緊急時連絡設備	緊急時連絡電話設備	9台	モード1, 2, 3および4	A. 動作可能な衛星携帯電話が所置数を満足していない場合	A.1 発電第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A.2 又は技術第二課長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日	1ヶ月に1回	電気保守課長
無線連絡設備	無線連絡設備	15台		B. 動作可能な携帯無線電話設備が所置数を満足していない場合	B.1 発電第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B.2 又は技術第二課長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日	1ヶ月に1回	電気保守課長
	緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)	1台		C. 緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)が動作不能である場合	C.1 技術第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 C.2 又は技術第二課長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日	1ヶ月に1回	技術第二課長
	緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)	1台		D. 条件A、B、CまたはDが1つ以上発生している場合	D.1 技術第二課長は、モード3にする。 D.2 又は技術第二課長は、モード5にする。	12時間	1ヶ月に1回	技術第二課長
	緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)	1系列 ^上				56時間	1ヶ月に1回	技術第二課長

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

機能	設備	所置数・系統数	運用モード	条件	所要数・系統数を満足できない場合の措置 [※]	完了時間	頻度	担当
緊急時連絡設備	緊急時連絡電話設備	9台	モード1, 2, 3および4	A. 動作可能な衛星携帯電話が所置数を満足していない場合	A.1 電気保守課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A.2 又は技術第二課長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日	1ヶ月に1回	電気保守課長
無線連絡設備	無線連絡設備	15台		B. 動作可能な携帯無線電話設備が所置数を満足していない場合	B.1 電気保守課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B.2 又は技術第二課長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日	1ヶ月に1回	電気保守課長
	緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)	1台		C. 緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)が動作不能である場合	C.1 技術第二課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 C.2 又は技術第二課長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日	1ヶ月に1回	技術第二課長
	緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)	1台		D. 条件A、B、CまたはDが1つ以上発生している場合	D.1 技術第二課長は、モード3にする。 D.2 又は技術第二課長は、モード5にする。	12時間	1ヶ月に1回	技術第二課長
	緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)	1系列 ^上				56時間	1ヶ月に1回	技術第二課長

差異の説明

【大飯一美浜】
 ①：発電所固有の差異
 (大飯は指揮所と待機場所間のインターフォンによる通信手段が必要。)
 大飯は指揮所と待機場所間のインターフォンによる通信手段が必要。【玄海一美浜】
 ①：発電所固有の差異
 (玄海は衛星電話(可搬)、緊急時衛星通報システムによる通信手段がなく、無線連絡設備(固定型)、統原防衛通信装置(電話)による通信手段がある。玄海は安全パラメータ表示システム(SPDS)の記載なし。)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																																																																
<p>表 90-2-1 その他の設備</p> <p>90-2-1-1 アクセスルートの確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセスルートの確保</td> <td>ブルドーザの所要数が動作可能であること</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>ブルドーザ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：予備機1台を含む、3号炉および4号炉の合計所要数</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 係修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	アクセスルートの確保	ブルドーザの所要数が動作可能であること	2台	適用モード	ブルドーザ		モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間			項目	確認事項	頻度	担当	ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 係修課長	<p>表 83-2-1 その他の設備</p> <p>83-2-1-1 アクセスルートの確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセスルートの確保</td> <td>ホイールローダの所要数が使用可能であること</td> <td>1台※1</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>ホイールローダ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉及び4号炉の合計所要数</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>係修第二課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	アクセスルートの確保	ホイールローダの所要数が使用可能であること	1台※1	適用モード	ホイールローダ		モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間			項目	確認事項	頻度	担当	ホイールローダ	所要数が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	係修第二課長	<p>表 85-2-1 その他の設備</p> <p>85-2-1-1 アクセスルートの確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセスルートの確保</td> <td>ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>ブルドーザ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>油圧ショベル</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 係修課長</td> </tr> <tr> <td>油圧ショベル</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 係修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	アクセスルートの確保	ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること	2台	適用モード	ブルドーザ		モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	油圧ショベル	1台	項目	確認事項	頻度	担当	ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 係修課長	油圧ショベル	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 係修課長	<p>【大飯－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異（美浜は、ブルドーザは1台でも互換撤去が可能であることから所要数に予備を含まない。また、段差復旧のため、油圧ショベルの要求がある。）</p> <p>【大飯・玄海－美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異（美浜は、シングルプラントであるため。）</p>
項目	運転上の制限	所要数																																																																	
アクセスルートの確保	ブルドーザの所要数が動作可能であること	2台																																																																	
適用モード	ブルドーザ																																																																		
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間																																																																			
項目	確認事項	頻度	担当																																																																
ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 係修課長																																																																
項目	運転上の制限	所要数																																																																	
アクセスルートの確保	ホイールローダの所要数が使用可能であること	1台※1																																																																	
適用モード	ホイールローダ																																																																		
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間																																																																			
項目	確認事項	頻度	担当																																																																
ホイールローダ	所要数が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	係修第二課長																																																																
項目	運転上の制限	所要数																																																																	
アクセスルートの確保	ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能であること	2台																																																																	
適用モード	ブルドーザ																																																																		
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	油圧ショベル	1台																																																																	
項目	確認事項	頻度	担当																																																																
ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 係修課長																																																																
油圧ショベル	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 係修課長																																																																

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>2. 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1次冷却系の昇温開始^{※2}から適用を除外する前までに、表91-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{※3}。</p> <p>(2) 当直課長は、1次冷却系の耐圧・漏えい検査終了後、表91-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ、運転上の制限を満足していることを確認する^{※4}。</p> <p>3. 当直課長は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表91-3の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系の耐圧・漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>※2：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却系の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※3：原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>2 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電第二課当直課長は、1次冷却系の昇温開始^{※2}から適用を除外する前までに、表84-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{※3}。</p> <p>(2) 発電第二課当直課長は、1次冷却系の耐圧・漏えい検査終了後、表84-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ、運転上の制限を満足していることを確認する^{※4}。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表84-3の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系の耐圧・漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>※2：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却系の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※3：原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>2. 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1次冷却系の昇温開始^{※2}から適用を除外する前までに、表86-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{※3}。</p> <p>(2) 当直課長は、1次冷却系の耐圧・漏えい検査終了後、表86-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ、運転上の制限を満足していることを確認する^{※4}。</p> <p>3. 当直課長は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表86-3の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却系の耐圧・漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>※2：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却系の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※3：原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>表 9 1 - 1</p> <p>適用を除外する運転上の制限</p> <p>表 3 4 - 3 第 1 項、第 2 項および第 3 項</p> <p>第 3 8 条 (1) 次冷却系 - モード 4 - 1</p> <p>第 3 9 条 (1) 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系満水) - 1</p> <p>第 4 4 条 (加圧器安全弁)</p> <p>第 4 6 条 (低温過加圧防護)</p> <p>第 5 3 条 (非常用炉心冷却系 - モード 4 - 1)</p> <p>第 5 6 条 (原子炉格納容器)</p> <p>第 6 0 条 (アイスコンデンサードア)</p> <p>第 6 1 条 (原子炉格納容器内区分隔壁)</p> <p>第 6 4 条 (原子炉格納容器スプレイス)</p> <p>第 6 5 条 (アニュラス空気浄化系)</p> <p>第 6 6 条 (アニュラス)</p>	<p>表 8 4 - 1</p> <p>適用を除外する運転上の制限</p> <p>表 3 3 - 3 第 1 項、第 2 項及び第 3 項</p> <p>第 3 7 条 (1 次冷却系 - モード 4 - 1)</p> <p>第 3 8 条 (1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系満水) - 1)</p> <p>第 4 3 条 (加圧器安全弁)</p> <p>第 4 5 条 (低温過加圧防護)</p> <p>表 8 4 - 1 (続き)</p> <p>第 5 2 条 (非常用炉心冷却系 - モード 4 - 1)</p> <p>第 5 5 条 (原子炉格納容器)</p> <p>第 5 7 条 (原子炉格納容器スプレイス)</p> <p>第 5 8 条 (アニュラス空気浄化系)</p> <p>第 5 9 条 (アニュラス)</p>	<p>表 8 6 - 1</p> <p>適用を除外する運転上の制限</p> <p>表 3 4 - 3 第 1 項、第 2 項および第 3 項</p> <p>第 3 8 条 (1 次冷却系 - モード 4 - 1)</p> <p>第 3 9 条 (1 次冷却系 - モード 5 (1 次冷却系満水) - 1)</p> <p>第 4 4 条 (加圧器安全弁)</p> <p>第 4 6 条 (低温過加圧防護)</p> <p>第 5 3 条 (非常用炉心冷却系 - モード 4 - 1)</p> <p>第 5 6 条 (原子炉格納容器)</p> <p>第 5 8 条 (原子炉格納容器スプレイス)</p> <p>第 6 0 条 (アニュラス循環系)</p>	<p>【大飯一美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、アイスコンデンサードア、原子炉格納容器内区分隔壁なし。)</p> <p>【大飯一美浜】</p> <p>④：記載の適正化(第 5 8 条)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

表 91-2	大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	表 84-2	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	表 86-2	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																																			
<p>表 91-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち2系統以上が動作可能な状態であること※。</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>(1)原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること。 (2)原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>2系統が動作可能な状態であること。</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能な状態であること。</td> </tr> <tr> <td>アニュラス</td> <td>アニュラスドアが閉止可能な状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：動作可能な状態であることは、ポンプ、ファンが手動起動できること、または運転中であることをいう(以下、本条において同じ)。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち2系統以上が動作可能な状態であること※。	非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること。	原子炉格納容器	(1)原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること。 (2)原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること。	原子炉格納容器スプレイ系	2系統が動作可能な状態であること。	アニュラス空気浄化系	2系統が動作可能な状態であること。	アニュラス	アニュラスドアが閉止可能な状態であること。	<p>表 84-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち、2系統以上が動作可能な状態であること※。</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>(1)原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること。 (2)原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>2系統が動作可能な状態であること。</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能な状態であること。</td> </tr> <tr> <td>アニュラス</td> <td>アニュラスドアが閉止可能な状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：動作可能な状態であることは、ポンプ、ファンが手動起動できること、又は運転中であることをいう(以下、本条において同じ)。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち、2系統以上が動作可能な状態であること※。	非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること。	原子炉格納容器	(1)原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること。 (2)原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること。	原子炉格納容器スプレイ系	2系統が動作可能な状態であること。	アニュラス空気浄化系	2系統が動作可能な状態であること。	アニュラス	アニュラスドアが閉止可能な状態であること。	<p>表 86-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち2系統以上が動作可能な状態であること※。</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>(1)原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること。 (2)原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>2系統が動作可能な状態であること。</td> </tr> <tr> <td>アニュラス循環系</td> <td>2系統が動作可能な状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：動作可能な状態であることは、ポンプ、ファンが手動起動できること、または運転中であることをいう(以下、本条において同じ)。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち2系統以上が動作可能な状態であること※。	非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること。	原子炉格納容器	(1)原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること。 (2)原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること。	原子炉格納容器スプレイ系	2系統が動作可能な状態であること。	アニュラス循環系	2系統が動作可能な状態であること。	<p>表 86-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに	<p>表 86-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに	<p>【大飯・玄海一美浜】 ○①：従前からの発電所固有の差異</p>
項目	運転上の制限																																																								
1次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち2系統以上が動作可能な状態であること※。																																																								
非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること。																																																								
原子炉格納容器	(1)原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること。 (2)原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること。																																																								
原子炉格納容器スプレイ系	2系統が動作可能な状態であること。																																																								
アニュラス空気浄化系	2系統が動作可能な状態であること。																																																								
アニュラス	アニュラスドアが閉止可能な状態であること。																																																								
項目	運転上の制限																																																								
1次冷却系	余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち、2系統以上が動作可能な状態であること※。																																																								
非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること。																																																								
原子炉格納容器	(1)原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること。 (2)原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること。																																																								
原子炉格納容器スプレイ系	2系統が動作可能な状態であること。																																																								
アニュラス空気浄化系	2系統が動作可能な状態であること。																																																								
アニュラス	アニュラスドアが閉止可能な状態であること。																																																								
項目	運転上の制限																																																								
1次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち2系統以上が動作可能な状態であること※。																																																								
非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること。																																																								
原子炉格納容器	(1)原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること。 (2)原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること。																																																								
原子炉格納容器スプレイ系	2系統が動作可能な状態であること。																																																								
アニュラス循環系	2系統が動作可能な状態であること。																																																								
条件	要求される措置	完了時間																																																							
A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに																																																							
条件	要求される措置	完了時間																																																							
A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに																																																							
<p>表 91-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>(安全注入系逆止弁漏えい検査の実施) 第91条の2 モード4および5において安全注入系逆止弁漏えい検査※1を実施する場合、表91の2-1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表91の2-2で定める事項を運転上の制限とする。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに	<p>表 86-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>(安全注入系逆止弁漏えい検査の実施) 第86条の2 モード4および5において安全注入系逆止弁漏えい検査※1を実施する場合、表86の2-1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表86の2-2で定める事項を運転上の制限とする。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに	<p>【玄海一美浜】 ○①：従前からの発電所固有の差異 (試験開始の運転モード。(玄海は、モード3を</p>																																											
条件	要求される措置	完了時間																																																							
A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに																																																							
条件	要求される措置	完了時間																																																							
A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに																																																							

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明 (含む)
<p>2. 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉停止後の1次冷却系の降溫過程において検査を実施する場合、当直課長は、モード3となつてから適用を除外する前までに、表9の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{※2}。</p> <p>(2) 1次冷却系を昇温させて検査を実施する場合または1次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合、当直課長は、1次冷却系の昇温開始^{※3}から適用を除外する前までに、表9の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、安全注入系逆止弁漏えい検査終了後、表9の2-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する^{※4}。</p> <p>3. 当直課長は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表9の2-3の措置を講じる。</p> <p>※1：安全注入系逆止弁漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>※2：原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる(以下、本条において同じ)。</p> <p>※3：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却系の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>2. 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉停止後の1次冷却系の降溫過程において検査を実施する場合、発電第二課当直課長は、モード3となつてから適用を除外する前までに、表84の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{※2}。</p> <p>(2) 1次冷却系を昇温させて検査を実施する場合又は1次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合、発電第二課当直課長は、1次冷却系の昇温開始^{※3}から適用を除外する前までに、表84の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>(3) 発電第二課当直課長は、安全注入系逆止弁漏えい検査終了後、表84の2-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する^{※4}。</p> <p>3. 発電第二課当直課長は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表84の2-3の措置を講じる。</p> <p>※1：安全注入系逆止弁漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>※2：原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる(以下、本条において同じ)。</p> <p>※3：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却系の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	<p>2. 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉停止後の1次冷却系の降溫過程において検査を実施する場合、当直課長は、モード3となつてから適用を除外する前までに、表86の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{※2}。</p> <p>(2) 1次冷却系を昇温させて検査を実施する場合または1次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合、当直課長は、1次冷却系の昇温開始^{※3}から適用を除外する前までに、表86の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、安全注入系逆止弁漏えい検査終了後、表86の2-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する^{※4}。</p> <p>3. 当直課長は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表86の2-3の措置を講じる。</p> <p>※1：安全注入系逆止弁漏えい検査とは、1次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>※2：原子炉格納容器隔離弁については、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる(以下、本条において同じ)。</p> <p>※3：1次冷却系の昇温開始とは、1次冷却系の昇温のために1次冷却材ポンプを起動した時点をいう。</p> <p>※4：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は、運転上の制限の確認を行う必要はない。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>表9.1の2-1</p> <p>通用を除外する運転上の制限</p> <p>表3.4-3 第1項、第2項および第3項(備考)</p> <p>第3.4条(計測および制御設備)</p> <p>第3.8条(1次冷却系一モード4-1)</p> <p>第3.9条(1次冷却系一モード5(1次冷却系満水)一)</p> <p>第4.4条(加圧器安全弁)</p> <p>第4.6条(低温過加圧防護)</p> <p>第5.3条(非常用炉心冷却系一モード4-1)</p> <p>第5.6条(原子炉格納容器)</p> <p>第6.0条(アイスクонденサトア)</p> <p>第6.1条(原子炉格納容器内区分隔壁)</p> <p>第6.4条(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第6.5条(アニュラス空気浄化系)</p> <p>第6.6条(アニュラス)</p>	<p>表84の2-1</p> <p>通用を除外する運転上の制限</p> <p>第33条(計測及び制御設備)：表33-3 第1項、第2項及び第3項</p> <p>第37条(1次冷却系一モード4-1)</p> <p>第38条(1次冷却系一モード5(1次冷却系満水)一)</p> <p>第43条(加圧器安全弁)</p> <p>第45条(低温過加圧防護)</p> <p>表84の2-1(続き)</p> <p>通用を除外する運転上の制限</p> <p>第51条(非常用炉心冷却系一モード1、2及び3-1)</p> <p>第52条(非常用炉心冷却系一モード4-1)</p> <p>第55条(原子炉格納容器)</p> <p>第57条(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第58条(アニュラス空気浄化系)</p> <p>第59条(アニュラス)</p>	<p>表8.6の2-1</p> <p>通用を除外する運転上の制限</p> <p>表3.4-3 第1項、第2項および第3項(備考)</p> <p>第3.8条(1次冷却系一モード4-1)</p> <p>第3.9条(1次冷却系一モード5(1次冷却系満水)一)</p> <p>第4.4条(加圧器安全弁)</p> <p>第4.6条(低温過加圧防護)</p> <p>第5.3条(非常用炉心冷却系一モード4-1)</p> <p>第5.6条(原子炉格納容器)</p> <p>第5.8条(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第6.0条(アニュラス循環系)</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異 (試験開始の運転モード。(玄海は、モード3を含む))</p> <p>【大飯一美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、アイスクонденサ、原子炉格納容器内区分隔壁なし。)</p> <p>【大飯一美浜】</p> <p>④：記載の適正化(第5.8条)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																								
<p>表91の2-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち2系統以上が動作可能な状態であること※。</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>(1) 原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイス</td> <td>2系統が動作可能な状態であること</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能な状態であること</td> </tr> <tr> <td>アニュラス</td> <td>アニュラスエアが閉止可能な状態であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：動作可能な状態であることは、ポンプ、ファンが手動起動できること、または運転中であることをいう(以下、本条において同じ)。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち2系統以上が動作可能な状態であること※。	非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること	原子炉格納容器	(1) 原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること	原子炉格納容器スプレイス	2系統が動作可能な状態であること	アニュラス空気浄化系	2系統が動作可能な状態であること	アニュラス	アニュラスエアが閉止可能な状態であること	<p>表84の2-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち、2系統以上が動作可能な状態であること※。</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系2系統が動作可能な状態であること (2) 低圧注入系2系統が動作可能な状態であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>(1) 原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイス</td> <td>2系統が動作可能な状態であること</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化系</td> <td>2系統が動作可能な状態であること</td> </tr> <tr> <td>アニュラス</td> <td>アニュラスエアが閉止可能な状態であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：動作可能な状態であることは、ポンプ、ファンが手動起動できること、又は運転中であることをいう(以下、本条において同じ)。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち、2系統以上が動作可能な状態であること※。	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系2系統が動作可能な状態であること (2) 低圧注入系2系統が動作可能な状態であること	原子炉格納容器	(1) 原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること	原子炉格納容器スプレイス	2系統が動作可能な状態であること	アニュラス空気浄化系	2系統が動作可能な状態であること	アニュラス	アニュラスエアが閉止可能な状態であること	<p>表86の2-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち2系統以上が動作可能な状態であること※。</td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>(1) 原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイス</td> <td>2系統が動作可能な状態であること</td> </tr> <tr> <td>アニュラス循環系</td> <td>2系統が動作可能な状態であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：動作可能な状態であることは、ポンプ、ファンが手動起動できること、または運転中であることをいう(以下、本条において同じ)。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち2系統以上が動作可能な状態であること※。	非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること	原子炉格納容器	(1) 原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること	原子炉格納容器スプレイス	2系統が動作可能な状態であること	アニュラス循環系	2系統が動作可能な状態であること	<p>【玄海一美浜】 ③：運用の差異 (試験開始の運転モード。玄海は、モード3を含む)</p> <p>【大飯・玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>
項目	運転上の制限																																										
1次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち2系統以上が動作可能な状態であること※。																																										
非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること																																										
原子炉格納容器	(1) 原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること																																										
原子炉格納容器スプレイス	2系統が動作可能な状態であること																																										
アニュラス空気浄化系	2系統が動作可能な状態であること																																										
アニュラス	アニュラスエアが閉止可能な状態であること																																										
項目	運転上の制限																																										
1次冷却系	余熱除去系又は蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち、2系統以上が動作可能な状態であること※。																																										
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系2系統が動作可能な状態であること (2) 低圧注入系2系統が動作可能な状態であること																																										
原子炉格納容器	(1) 原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること																																										
原子炉格納容器スプレイス	2系統が動作可能な状態であること																																										
アニュラス空気浄化系	2系統が動作可能な状態であること																																										
アニュラス	アニュラスエアが閉止可能な状態であること																																										
項目	運転上の制限																																										
1次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系(蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上あること)のうち2系統以上が動作可能な状態であること※。																																										
非常用炉心冷却系	低圧注入系1系統以上が動作可能な状態であること																																										
原子炉格納容器	(1) 原子炉格納容器エアロックが閉止可能な状態であること (2) 原子炉格納容器隔離弁が閉止されているか、閉止可能な状態であること																																										
原子炉格納容器スプレイス	2系統が動作可能な状態であること																																										
アニュラス循環系	2系統が動作可能な状態であること																																										
<p>表91の2-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。</td> <td>速やかに 速やかに 2.0時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 2.0時間	<p>表84の2-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合</td> <td>A.1 発電第二課当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材の温度及び圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 発電第二課当直課長は、モード5にする。</td> <td>速やかに 速やかに 20時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材の温度及び圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 発電第二課当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 20時間	<p>表86の2-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。</td> <td>速やかに 速やかに 2.0時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 2.0時間																							
条件	要求される措置	完了時間																																									
A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 2.0時間																																									
条件	要求される措置	完了時間																																									
A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 発電第二課当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却材の温度及び圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 発電第二課当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 20時間																																									
条件	要求される措置	完了時間																																									
A. 第1項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直課長は、当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 2.0時間																																									
<p>(運転上の制限の確認) 第92条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工グループ課長、機械工グループ課長および土木建築工グループ課長(以下、「品質保証室長等」といって同じ。))を除く。は、運転上の制限を満足していることを第3節第20条から第91条の2の第2項(以下、各条において「この規定第2項」といって同じ)で定める事項により確認する。</p>	<p>(運転上の制限の確認) 第85条 各第二課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の2の第2項(以下、各条において「本章第2項」といって同じ)で定める事項により確認する。</p>	<p>(運転上の制限の確認) 第87条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工グループ課長、機械工グループ課長および土木建築工グループ課長(以下、「品質保証室長等」といって同じ。))を除く。は、運転上の制限を満足していることを第3節第20条から第86条の2の第2項(以下、各条において「この規定第2項」といって同じ)で定める事項により確認する。</p>																																									

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>2. この規定第2項で定める頻度および第3節第20条から第91条の2の第3項（以下、各条において「この規定第3項」という。）で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表92-1に定める範囲内で延長することができる^{※1※2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない^{※1※2}。</p> <p>3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、この規定第2項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第3項で定める要求される措置を開始する必要がある。</p> <p>4. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第2項で定める頻度（期間）以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度（期間）より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、この規定第2項で定める事項を実施している期間、当該運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していない場合を除く。</p> <p>6. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、この規定第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足している場合は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第93条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7. 各課（室）長（当直課長および品質保証室長等を除く。）が第17条、第93条、第94条、この規定第2項およびこの規定第3項に基づいて行う当直課長への通知は、その時点での当直業務を担当している当直課長への通知をいう。</p> <p>8. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、この規定第2項で定める運転上の制限を満足していること、確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</p>	<p>2. 本章第2項で定める頻度及び第3節第19条から第84条の2の第3項（以下、各条において「本章第3項」という。）で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表85-1に定める範囲内で延長することができる^{※1※2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない^{※1※2}。</p> <p>3. 各第二課長は、本章第2項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、本章第3項で定める要求される措置を開始する必要がある。</p> <p>4. 各第二課長は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、本章第2項で定める頻度（期間）以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度（期間）より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5. 各第二課長は、本章第2項で定める事項を実施している期間、当該運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していない場合を除く。</p> <p>6. 各第二課長は、本章第2項で定める事項が実施され、かつ、その結果が運転上の制限を満足している場合は、本章第2項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第86条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7. 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）が第16条、第86条、第87条、本章第2項及び本章第3項に基づいて行う発電第二課当直課長への通知は、その時点での当直業務を担当している発電第二課当直課長への通知をいう。</p> <p>8. 各第二課長は、本章第2項で定める運転上の制限を満足していること、確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</p>	<p>2. この規定第2項で定める頻度および第3節第20条から第86条の2の第3項（以下、各条において「この規定第3項」という。）で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表87-1に定める範囲内で延長することができる^{※1※2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない^{※1※2}。</p> <p>3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、この規定第2項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第3項で定める要求される措置を開始する必要がある。</p> <p>4. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第2項で定める頻度（期間）以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度（期間）より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、この規定第2項で定める事項を実施している期間、当該運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していない場合を除く。</p> <p>6. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、この規定第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足している場合は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第88条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7. 各課（室）長（品質保証室長等および当直課長を除く。）が第17条、第88条、第89条、この規定第2項およびこの規定第3項に基づいて行う当直課長への通知は、その時点での当直業務を担当している当直課長への通知をいう。</p> <p>8. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、この規定第2項で定める運転上の制限を満足していること、確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																																																																										
<p>※1：第2節で定められた頻度にも適用される。 ※2：第94条第3項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。</p> <p>表92—1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>この規定第2項または第3項で定める頻度</td> <td>延長できる時間</td> </tr> <tr> <td>15分に1回</td> <td>3分</td> </tr> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>15分</td> </tr> <tr> <td>4時間に1回</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>8時間に1回</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>1日に1回</td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td>3日に1回</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>10日に1回</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>23日</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月に1回</td> <td>46日</td> </tr> <tr> <td>1年に1回</td> <td>92日</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	備考	この規定第2項または第3項で定める頻度	延長できる時間	15分に1回	3分	1時間に1回	15分	4時間に1回	1時間	8時間に1回	2時間	12時間に1回	3時間	1日に1回	6時間	3日に1回	1日	1週間に1回	7日	10日に1回	3日	1ヶ月に1回	7日	3ヶ月に1回	23日	6ヶ月に1回	46日	1年に1回	92日	<p>※1：第2節で定められた頻度にも適用される。 ※2：第87条第3項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。</p> <p>表85—1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本章第2項又は第3項で定める頻度</td> <td>延長できる時間</td> </tr> <tr> <td>15分に1回</td> <td>3分</td> </tr> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>15分</td> </tr> <tr> <td>4時間に1回</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>8時間に1回</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>1日に1回</td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td>3日に1回</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>10日に1回</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>23日</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月に1回</td> <td>46日</td> </tr> <tr> <td>1年に1回</td> <td>92日</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	備考	本章第2項又は第3項で定める頻度	延長できる時間	15分に1回	3分	1時間に1回	15分	4時間に1回	1時間	8時間に1回	2時間	12時間に1回	3時間	1日に1回	6時間	3日に1回	1日	1週間に1回	7日	10日に1回	3日	1ヶ月に1回	7日	3ヶ月に1回	23日	6ヶ月に1回	46日	1年に1回	92日	<p>※1：第2節で定められた頻度にも適用される。 ※2：第89条第3項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。</p> <p>表87—1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>この規定第2項または第3項で定める頻度</td> <td>延長できる時間</td> </tr> <tr> <td>15分に1回</td> <td>3分</td> </tr> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>15分</td> </tr> <tr> <td>4時間に1回</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>8時間に1回</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>1日に1回</td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td>3日に1回</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>10日に1回</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>23日</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月に1回</td> <td>46日</td> </tr> <tr> <td>1年に1回</td> <td>92日</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	備考	この規定第2項または第3項で定める頻度	延長できる時間	15分に1回	3分	1時間に1回	15分	4時間に1回	1時間	8時間に1回	2時間	12時間に1回	3時間	1日に1回	6時間	3日に1回	1日	1週間に1回	7日	10日に1回	3日	1ヶ月に1回	7日	3ヶ月に1回	23日	6ヶ月に1回	46日	1年に1回	92日	
頻度	備考																																																																																												
この規定第2項または第3項で定める頻度	延長できる時間																																																																																												
15分に1回	3分																																																																																												
1時間に1回	15分																																																																																												
4時間に1回	1時間																																																																																												
8時間に1回	2時間																																																																																												
12時間に1回	3時間																																																																																												
1日に1回	6時間																																																																																												
3日に1回	1日																																																																																												
1週間に1回	7日																																																																																												
10日に1回	3日																																																																																												
1ヶ月に1回	7日																																																																																												
3ヶ月に1回	23日																																																																																												
6ヶ月に1回	46日																																																																																												
1年に1回	92日																																																																																												
頻度	備考																																																																																												
本章第2項又は第3項で定める頻度	延長できる時間																																																																																												
15分に1回	3分																																																																																												
1時間に1回	15分																																																																																												
4時間に1回	1時間																																																																																												
8時間に1回	2時間																																																																																												
12時間に1回	3時間																																																																																												
1日に1回	6時間																																																																																												
3日に1回	1日																																																																																												
1週間に1回	7日																																																																																												
10日に1回	3日																																																																																												
1ヶ月に1回	7日																																																																																												
3ヶ月に1回	23日																																																																																												
6ヶ月に1回	46日																																																																																												
1年に1回	92日																																																																																												
頻度	備考																																																																																												
この規定第2項または第3項で定める頻度	延長できる時間																																																																																												
15分に1回	3分																																																																																												
1時間に1回	15分																																																																																												
4時間に1回	1時間																																																																																												
8時間に1回	2時間																																																																																												
12時間に1回	3時間																																																																																												
1日に1回	6時間																																																																																												
3日に1回	1日																																																																																												
1週間に1回	7日																																																																																												
10日に1回	3日																																																																																												
1ヶ月に1回	7日																																																																																												
3ヶ月に1回	23日																																																																																												
6ヶ月に1回	46日																																																																																												
1年に1回	92日																																																																																												
<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第93条 運転上の制限を満足しない場合は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機材工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。が第3節第20条から第91条の第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この判断を速やかに行う。 2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に係る事項が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。 3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置に記載がある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第88条 運転上の制限を満足しない場合は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機材工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。が第3節第20条から第86条の第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この判断を速やかに行う。 2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に係る事項が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。 3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置に記載がある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第86条 運転上の制限を満足しない場合は、各第二課長が第3節第19条から第84条の2の第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各第二課長は、この判断を速やかに行う。 2. 各第二課長は、本章第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に係る事項が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。 3. 各第二課長は、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置に記載がある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第88条 運転上の制限を満足しない場合は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機材工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。が第3節第20条から第84条の2の第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この判断を速やかに行う。 2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に係る事項が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。 3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置に記載がある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>																																																																																										

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足していないと判断した時点(要求される措置に対する完了時間の起点)から、要求される措置を開始する。なお、要求される措置の運用方法については、表9.3-1の例に準拠するものとする。</p> <p>5. 運転上の制限を満足していないと判断した場合であって、当該条文の第3項で定めるいずれの条件にも該当しない場合は、当直課長は、1.3時間以内モード3、3.7時間以内モード4、5.7時間以内モード5へ移行する。ただし、このモード移行中に、運転上の制限が適用されるモードでなくなつた場合は、運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、モードの移行を完了させる必要はない。</p> <p>6. 当直課長は、要求される措置を実施するにあたり、この要求される措置に記載がある場合を除き、原子炉熱出力の上昇および原子炉起動状態へ近づくモードへの移行を行つてはならない。</p> <p>7. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足していない期間は、要求される措置を実施する必要がある場合を除き、当該条文の第2項で定める事項を実施する必要がある。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかつた事項については、運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、モードの移行を行つてはならない。</p> <p>8. 運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、当該条文の第2項で定める事項の一部または他の条文の第2項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p>9. 要求される措置を実施した場合、その内容が当該条文の第2項で定める事項の一部または全部と同じである場合は、この要求される措置を当該条文または他の条文の第2項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p>10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足しない場合となつた後において、要求される措置の完了時間内に、当該運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、この要求される措置に記載がある場合を除き、それ以後その要求される措置を継続して実施する必要はない。</p>	<p>4. 各第二課長は、運転上の制限を満足していないと判断した時点(要求される措置に対する完了時間の起点)から、要求される措置を開始する。なお、要求される措置の運用方法については、表80-1の例に準拠するものとする。</p> <p>5. 運転上の制限を満足していないと判断した場合であって、当該条文の第3項で定めるいずれの条件にも該当しない場合は、発電第二課当直課長は、13時間以内モード3、37時間以内モード4、57時間以内モード5へ移行する。ただし、このモード移行中に、運転上の制限が適用されるモードでなくなつた場合は、運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、モードの移行を完了させる必要はない。</p> <p>6. 発電第二課当直課長は、要求される措置を実施するにあたり、この要求される措置に記載がある場合を除き、原子炉熱出力の上昇および原子炉起動状態へ近づくモードへの移行を行つてはならない。</p> <p>7. 各第二課長は、運転上の制限を満足していない期間中は、要求される措置を実施する必要がある場合を除き、当該条文の第2項で定める事項を実施する必要がある。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかつた事項については、運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、モードの移行を行つてはならない。</p> <p>8. 運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、当該条文の第2項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。</p> <p>9. 要求される措置を実施した場合、その内容が、当該条文の第2項で定める事項の一部又は全部と同じである場合は、この要求される措置を当該条文又は他の条文の第2項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。</p> <p>10. 各第二課長は、運転上の制限を満足しない場合となつた後において、要求される措置の完了時間内に、当該運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、この要求される措置に記載がある場合を除き、それ以後その要求される措置を継続して実施する必要はない。</p>	<p>4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足していないと判断した時点(要求される措置に対する完了時間の起点)から、要求される措置を開始する。なお、要求される措置の運用方法については、表88-1の例に準拠するものとする。</p> <p>5. 運転上の制限を満足していないと判断した場合であって、当該条文の第3項で定めるいずれの条件にも該当しない場合は、当直課長は、1.3時間以内モード3、3.7時間以内モード4、5.7時間以内モード5へ移行する。ただし、このモード移行中に、運転上の制限が適用されるモードでなくなつた場合は、運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、モードの移行を完了させる必要はない。</p> <p>6. 当直課長は、要求される措置を実施するにあたり、この要求される措置に記載がある場合を除き、原子炉熱出力の上昇および原子炉起動状態へ近づくモードへの移行を行つてはならない。</p> <p>7. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足していない期間は、要求される措置に記載がある場合を除き、当該条文の第2項で定める事項を実施する必要がある。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかつた事項については、運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、モードの移行を行つてはならない。</p> <p>8. 運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、当該条文の第2項で定める事項の一部または他の条文の第2項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p>9. 要求される措置を実施した場合、その内容が当該条文の第2項で定める事項の一部または全部と同じである場合は、この要求される措置を当該条文または他の条文の第2項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p>10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足しない場合となつた後において、要求される措置の完了時間内に、当該運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、この要求される措置に記載がある場合を除き、それ以後その要求される措置を継続して実施する必要はない。</p>	<p>4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足していないと判断した時点(要求される措置に対する完了時間の起点)から、要求される措置を開始する。なお、要求される措置の運用方法については、表88-1の例に準拠するものとする。</p> <p>5. 運転上の制限を満足していないと判断した場合であって、当該条文の第3項で定めるいずれの条件にも該当しない場合は、当直課長は、1.3時間以内モード3、3.7時間以内モード4、5.7時間以内モード5へ移行する。ただし、このモード移行中に、運転上の制限が適用されるモードでなくなつた場合は、運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、モードの移行を完了させる必要はない。</p> <p>6. 当直課長は、要求される措置を実施するにあたり、この要求される措置に記載がある場合を除き、原子炉熱出力の上昇および原子炉起動状態へ近づくモードへの移行を行つてはならない。</p> <p>7. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足していない期間は、要求される措置に記載がある場合を除き、当該条文の第2項で定める事項を実施する必要がある。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかつた事項については、運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、モードの移行を行つてはならない。</p> <p>8. 運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、当該条文の第2項で定める事項の一部または他の条文の第2項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p>9. 要求される措置を実施した場合、その内容が当該条文の第2項で定める事項の一部または全部と同じである場合は、この要求される措置を当該条文または他の条文の第2項で定める事項の一部または全部に代えることができる。</p> <p>10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足しない場合となつた後において、要求される措置の完了時間内に、当該運転上の制限を満足しているモードでなくなつた場合は、この要求される措置に記載がある場合を除き、それ以後その要求される措置を継続して実施する必要はない。</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																										
<p>11. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足しない場合となった後において、当該運転上の制限を満足している場合とは、原子炉主任技術者に報告するとともに当直課長に通知する。当直課長は、原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくとモードへの移行を行う場合は、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>12. 要求される措置を実施するにあたり、緊急を要する場合、当直課長は、他の課(室)長の所管事項であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を所管課(室)長に連絡する。</p>	<p>11 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、運転上の制限を満足しない場合となった後において、当該運転上の制限を満足している場合とは、原子炉主任技術者に報告するとともに発電第二課当直課長に通知する。発電第二課当直課長は、原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくとモードへの移行を行う場合は、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>12 要求される措置を実施するにあたり、緊急を要する場合、発電第二課当直課長は、他の課長の所管事項であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を所管課長に連絡する。</p>	<p>11. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足しない場合となった後において、当該運転上の制限を満足している場合とは、原子炉主任技術者に報告するとともに当直課長に通知する。当直課長は、原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくとモードへの移行を行う場合は、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>12. 要求される措置を実施するにあたり、緊急を要する場合、当直課長は、他の課(室)長の所管事項であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を所管課(室)長に連絡する。</p>																																											
<p>表93—1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 機能Xが確認できない場合</td> <td>A.1 機能Xの代替機能を確認する。 および A.2 機能Xを確認する。</td> <td>1時間 その後の8時間に1回 3日</td> </tr> <tr> <td>B. 機能Yが確認できない場合</td> <td>B.1 機能Xを確認する。 または B.2 原子炉熱出力を30%以下に下げる。</td> <td>3日 8時間 8時間</td> </tr> <tr> <td>C. 機能Xが確認できない場合</td> <td>C.1 機能Xを確認する。 または C.2 機能Yを確認する。</td> <td>1時間 1時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A、BまたはCで要求される措置を完了できない場合</td> <td>D.1 モード3にする。 および D.2 モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 機能Xが確認できない場合	A.1 機能Xの代替機能を確認する。 および A.2 機能Xを確認する。	1時間 その後の8時間に1回 3日	B. 機能Yが確認できない場合	B.1 機能Xを確認する。 または B.2 原子炉熱出力を30%以下に下げる。	3日 8時間 8時間	C. 機能Xが確認できない場合	C.1 機能Xを確認する。 または C.2 機能Yを確認する。	1時間 1時間	D. 条件A、BまたはCで要求される措置を完了できない場合	D.1 モード3にする。 および D.2 モード4にする。	12時間 36時間	<p>表86—1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 機能Xが確認できない場合</td> <td>A.1 機能Xの代替機能を確認する。 及び A.2 機能Xを確認する。 又は B.1 機能Yを確認する。 B.2 原子炉熱出力を30%以下に下げる。</td> <td>1時間 その後の8時間に1回 3日 8時間 8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 機能Yが確認できない場合</td> <td>C.1 機能Xを確認する。 又は C.2 機能Yを確認する。</td> <td>1時間 1時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了できない場合</td> <td>D.1 モード3にする。 及び D.2 モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 機能Xが確認できない場合	A.1 機能Xの代替機能を確認する。 及び A.2 機能Xを確認する。 又は B.1 機能Yを確認する。 B.2 原子炉熱出力を30%以下に下げる。	1時間 その後の8時間に1回 3日 8時間 8時間	B. 機能Yが確認できない場合	C.1 機能Xを確認する。 又は C.2 機能Yを確認する。	1時間 1時間	D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了できない場合	D.1 モード3にする。 及び D.2 モード4にする。	12時間 36時間	<p>表88—1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 機能Xが確認できない場合</td> <td>A.1 機能Xの代替機能を確認する。 および A.2 機能Xを確認する。</td> <td>1時間 その後の8時間に1回 3日</td> </tr> <tr> <td>B. 機能Yが確認できない場合</td> <td>B.1 機能Yを確認する。 または B.2 原子炉熱出力を30%以下に下げる。</td> <td>8時間 8時間</td> </tr> <tr> <td>C. 機能Xが確認できない場合</td> <td>C.1 機能Xを確認する。 または C.2 機能Yを確認する。</td> <td>1時間 1時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件A、BまたはCで要求される措置を完了できない場合</td> <td>D.1 モード3にする。 および D.2 モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 機能Xが確認できない場合	A.1 機能Xの代替機能を確認する。 および A.2 機能Xを確認する。	1時間 その後の8時間に1回 3日	B. 機能Yが確認できない場合	B.1 機能Yを確認する。 または B.2 原子炉熱出力を30%以下に下げる。	8時間 8時間	C. 機能Xが確認できない場合	C.1 機能Xを確認する。 または C.2 機能Yを確認する。	1時間 1時間	D. 条件A、BまたはCで要求される措置を完了できない場合	D.1 モード3にする。 および D.2 モード4にする。	12時間 36時間	
条件	要求される措置	完了時間																																											
A. 機能Xが確認できない場合	A.1 機能Xの代替機能を確認する。 および A.2 機能Xを確認する。	1時間 その後の8時間に1回 3日																																											
B. 機能Yが確認できない場合	B.1 機能Xを確認する。 または B.2 原子炉熱出力を30%以下に下げる。	3日 8時間 8時間																																											
C. 機能Xが確認できない場合	C.1 機能Xを確認する。 または C.2 機能Yを確認する。	1時間 1時間																																											
D. 条件A、BまたはCで要求される措置を完了できない場合	D.1 モード3にする。 および D.2 モード4にする。	12時間 36時間																																											
条件	要求される措置	完了時間																																											
A. 機能Xが確認できない場合	A.1 機能Xの代替機能を確認する。 及び A.2 機能Xを確認する。 又は B.1 機能Yを確認する。 B.2 原子炉熱出力を30%以下に下げる。	1時間 その後の8時間に1回 3日 8時間 8時間																																											
B. 機能Yが確認できない場合	C.1 機能Xを確認する。 又は C.2 機能Yを確認する。	1時間 1時間																																											
D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了できない場合	D.1 モード3にする。 及び D.2 モード4にする。	12時間 36時間																																											
条件	要求される措置	完了時間																																											
A. 機能Xが確認できない場合	A.1 機能Xの代替機能を確認する。 および A.2 機能Xを確認する。	1時間 その後の8時間に1回 3日																																											
B. 機能Yが確認できない場合	B.1 機能Yを確認する。 または B.2 原子炉熱出力を30%以下に下げる。	8時間 8時間																																											
C. 機能Xが確認できない場合	C.1 機能Xを確認する。 または C.2 機能Yを確認する。	1時間 1時間																																											
D. 条件A、BまたはCで要求される措置を完了できない場合	D.1 モード3にする。 および D.2 モード4にする。	12時間 36時間																																											
<p>(1) 要求される措置A. 1およびA. 2(または要求される措置B. 1およびB. 2)の完了時間の起点は、いずれも条件A(またはB)であると判断した時点(運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ)である。また、要求される措置C.1およびC. 2ならびにD. 1およびD. 2の完了時間の起点は、いずれも条件CまたはDに移行した時点である。</p> <p>(2) 条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、要求される措置B. 1またはB. 2を実施するが、いずれの措置も8時間以内に達成することが困難と判断した場合は、8時間を待たずに条件Dに移行することができる。このとき、要求される措置D. 1およびD. 2の完了時間の起点は条件Dに移行した時点である。</p>	<p>(1) 要求される措置A. 1およびA. 2(または要求される措置B. 1およびB. 2)の完了時間の起点は、いずれも条件A(またはB)であると判断した時点(運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ)である。また、要求される措置C.1及びC.2並びにD.1及びD.2の完了時間の起点は、いずれも条件C又はDに移行した時点である。</p> <p>(2) 条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、要求される措置B.1又はB.2を実施するが、いずれの措置も8時間以内に達成することが困難と判断した場合は、8時間を待たずに条件Dに移行することができる。このとき、要求される措置D.1及びD.2の完了時間の起点は条件Dに移行した時点である。</p>	<p>(1) 要求される措置A. 1およびA. 2(または要求される措置B. 1およびB. 2)の完了時間の起点は、いずれも条件A(またはB)であると判断した時点(運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ)である。また、要求される措置C.1およびC. 2ならびにD. 1およびD. 2の完了時間の起点は、いずれも条件CまたはDに移行した時点である。</p> <p>(2) 条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、要求される措置B. 1またはB. 2を実施するが、いずれの措置も8時間以内に達成することが困難と判断した場合は、8時間を待たずに条件Dに移行することができる。このとき、要求される措置D. 1およびD. 2の完了時間の起点は条件Dに移行した時点である。</p>																																											

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(3) 要求される措置A.1を1時間以内に達成できない場合またはその後の8時間毎の確認ができない場合は、条件Dへ移行する。このとき、要求される措置D.1およびD.2の実施と並行して要求される措置A.1およびA.2を実施し、要求される措置A.1が要求される措置A.2の完了時間である3日以内に達成できた場合は、その時点で要求される措置D.1およびD.2の実施要求はなくなり、原子炉熱出力は条件Dへ移行する前の状態に戻すことができる。その後は、引き続き要求される措置A.2を3日以内(起点は最初に条件Aである)と判断した時点で達成させる。</p>	<p>(3) 要求される措置A.1を1時間以内に達成できない場合又はその後の8時間ごとの確認ができない場合は、条件Dへ移行する。このとき、要求される措置D.1及びD.2の実施と並行して要求される措置A.1及びA.2を実施し、要求される措置A.1が要求される措置A.2の完了時間である3日以内に達成できた場合は、その時点で要求される措置D.1及びD.2の実施要求はなくなり、原子炉熱出力は条件Dへ移行する前の状態に戻すことができる。その後は、引き続き要求される措置A.2を3日以内(起点は最初に条件Aである)と判断した時点で達成させる。</p>	<p>(3) 要求される措置A.1を1時間以内に達成できない場合またはその後の8時間毎の確認ができない場合は、条件Dへ移行する。このとき、要求される措置D.1およびD.2の実施と並行して要求される措置A.1およびA.2を実施し、要求される措置A.1が要求される措置A.2の完了時間である3日以内に達成できた場合は、その時点で要求される措置D.1およびD.2の実施要求はなくなり、原子炉熱出力は条件Dへ移行する前の状態に戻すことができる。その後は、引き続き要求される措置A.2を3日以内(起点は最初に条件Aである)と判断した時点で達成させる。</p>	
<p>(4) (3)において、要求される措置A.2を3日以内に達成できない場合は、その時点から条件Dへ移行する。このとき要求される措置D.1およびD.2の完了時間の起点は、改めて条件Dに移行した時点であり、最初に条件Dへ移行した時点ではない。</p> <p>(5) 条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置A.1およびA.2を実施中に条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、条件Cに移行し、要求される措置C.2(又はC.1)を1時間以内に達成すると、条件Cから条件A(またはB)に移行する。このとき再度、条件A(又はB)の要求される措置A.1及びA.2(又は要求される措置B.1若しくはB.2)を実施することになるが、完了時間の起点は、最初に条件A(又はB)であると判断した時点である。</p>	<p>(4) (3)において、要求される措置A.2を3日以内に達成できない場合は、その時点から条件Dへ移行する。このとき要求される措置D.1及びD.2の完了時間の起点は、改めて条件Dに移行した時点であり、最初に条件Dへ移行した時点ではない。</p> <p>(5) 条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置A.1及びA.2を実施中に条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、条件Cに移行し、要求される措置C.2(又はC.1)を1時間以内に達成すると、条件Cから条件A(又はB)に移行する。このとき再度、条件A(又はB)の要求される措置A.1及びA.2(又は要求される措置B.1若しくはB.2)を実施することになるが、完了時間の起点は、最初に条件A(又はB)であると判断した時点である。</p>	<p>(4) (3)において、要求される措置A.2を3日以内に達成できない場合は、その時点から条件Dへ移行する。このとき要求される措置D.1およびD.2の完了時間の起点は、改めて条件Dに移行した時点であり、最初に条件Dへ移行した時点ではない。</p> <p>(5) 条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置A.1およびA.2を実施中に条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、条件Cに移行し、要求される措置C.2(又はC.1)を1時間以内に達成すると、条件Cから条件A(またはB)に移行する。このとき再度、条件A(またはB)の要求される措置A.1(またはB)の要求される措置A.1およびA.2(または要求される措置B.1もしくはB.2)を実施することになるが、完了時間の起点は、最初に条件A(またはB)であると判断した時点である。</p>	
<p>(6) 条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置A.1およびA.2を実施中に条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、条件Cに移行するが、要求される措置C.2(またはC.1)の完了時間より前に条件Aの完了時間がくるときは、条件Aの完了時間が優先する。このとき、実質的な条件Cの完了時間は条件Aの完了時間と同じであり、要求される措置A.1およびA.2が条件Aの完了時間内に達成できれば、自動的に条件Cの要求される措置は達成され、条件Bの完了時間は条件Bであると判断した時点とすると完了時間となる。また、要求される措置A.1及びA.2が条件Aの完了時間内に達成できない場合は、条件Cの要求される措置を実施するしないにかかわらず条件Dへ移行する。</p>	<p>(6) 条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置A.1及びA.2を実施中に条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、条件Cに移行するが、要求される措置C.2(又はC.1)の完了時間より前に条件Aの完了時間がくるときは、条件Aの完了時間が優先する。このとき、実質的な条件Cの完了時間は条件Aの完了時間と同じであり、要求される措置A.1及びA.2が条件Aの完了時間内に達成できれば、自動的に条件Cの要求される措置は達成され、条件Bの完了時間は条件Bであると判断した時点とすると完了時間となる。また、要求される措置A.1及びA.2が条件Aの完了時間内に達成できない場合は、条件Cの要求される措置を実施するしないにかかわらず条件Dへ移行する。</p>	<p>(6) 条件A(機能Xが確認できない場合)の要求される措置A.1およびA.2を実施中に条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、条件Cに移行するが、要求される措置C.2(またはC.1)の完了時間より前に条件Aの完了時間がくるときは、実質的な条件Cの完了時間は条件Aの完了時間と同じであり、要求される措置A.1およびA.2が条件Aの完了時間内に達成できれば、自動的に条件Cの要求される措置は達成され、条件Bの完了時間は条件Bであると判断した時点とすると完了時間となる。また、要求される措置A.1及びA.2が条件Aの完了時間内に達成できない場合は、条件Cの要求される措置を実施するしないにかかわらず条件Dへ移行する。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合） 第94条 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する^{※1}。なお、運用方法については、表93-1の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※1}。</p> <p>3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、表94-1で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置を実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項および第3項の実施については、第93条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、第1項、関係課（室）長と協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項および第3項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 第1項を実施する場合、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置^{※2}を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>8. 第1項、第2項または第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第93条第3項、第7項、第8項、第9項および第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。</p>	<p>（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合） 第87条 各第二課長は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する^{※1}。なお、運用方法については、表86-1の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各第二課長は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※1}。</p> <p>3. 各第二課長（防災課長及び土木建築課長を除く。）は、表87-1で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置を実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項及び第3項の実施については、第86条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各第二課長は、第1項、第2項又は第3項に基づく点検・保修を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項及び第3項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 第1項を実施する場合、各第二課長は、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置^{※2}を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>8. 第1項、第2項又は第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第86条第3項、第7項、第8項、第9項及び第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。</p>	<p>（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合） 第89条 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する^{※1}。なお、運用方法については、表88-1の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※1}。</p> <p>3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、表89-1で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置を実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項および第3項の実施については、第88条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、第1項、関係課（室）長と協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項および第3項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 第1項を実施する場合、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置^{※2}を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>8. 第1項、第2項または第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第88条第3項、第7項、第8項、第9項および第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>9. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第1項または第3項の場合において要求される措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合または第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、当直課長に通知する。</p> <p>11. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第2項に基づき点検・保修および第3項において、完了時間を超えて点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：この規定第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、これに代えることができる。</p> <p>※2：点検・保修を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>9 各第二課長は、第1項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合、第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合、又は第3項の場合において点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、運転上の制限外へ移行した場合及び運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、発電第二課当直課長に通知する。</p> <p>11 各第二課長は、第2項に基づき点検・保修又は第3項において、完了時間を超えて点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：本章第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、これに代えることができる。</p> <p>※2：点検・保修を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>9. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第1項または第3項の場合において要求される措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合または第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、当直課長に通知する。</p> <p>11. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第2項に基づき点検・保修および第3項において、完了時間を超えて点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：この規定第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、これに代えることができる。</p> <p>※2：点検・保修を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

関連条文	点検対象設備	第94条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第76条	中央制御室非常用循環系	点検対象炉の他炉の他炉がモード1、2、3、4および照射燃料移行中	点検対象炉の他炉の他炉がモード1、2、3、4および照射燃料移行中において、電圧が確認可能であることを確認する。	点検前 ^{※4} その後の10日に1回
第78条の3	外部電源	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	動作可能な外部電源について、電圧が確認可能であることを確認する。	点検前 ^{※4} その後の1日に1回
第90条(90-4-2)	蓄圧タンク	モード5および6	・余熱除去ポンプが動作可能であることを確認する。 ・B充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水系が動作可能であることを至近の記録等により確認する。	点検前 ^{※4} その後の1週間に1回
第90条(90-12-3)	使用済燃料ピット水位	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・使用済燃料ピットの水位が且+32.2m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※4} その後の1週間に1回
第90条(90-15-1)	空冷式非常用発電装置	モード1、2、3、4、5および6以外	・所要の3、4号炉のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※4} その後の1週間に1回
第90条(90-15-3)	電源車	モード1、2、3、4、5および6以外	・所要の3、4号炉のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※4} その後の1週間に1回

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第69条	中央制御室非常用循環系	点検対象炉の他炉の他炉がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	点検対象炉の他炉の他炉がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、電圧が確認可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の10日に1回
第71条	外部電源	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	動作可能な外部電源について、電圧が確認可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1日に1回
第83条(83-10-2)	外部電源	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	動作可能な外部電源について、電圧が確認可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1日に1回
第83条(83-10-1)	外部電源	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	動作可能な外部電源について、電圧が確認可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1日に1回
第83条(83-12-1)	蓄圧タンク	モード5および6	・余熱除去ポンプが動作可能であることを確認する。 ・B充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水系が動作可能であることを至近の記録等により確認する。	点検前 ^{※3} その後の1週間に1回
第83条(83-12-3)	使用済燃料ピット水位	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・使用済燃料ピットの水位が且+10.75m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1週間に1回
第83条(83-15-1)	空冷式非常用発電装置	モード1、2、3、4、5および6以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1週間に1回
第83条(83-15-4)	電源車	モード1、2、3、4、5および6以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1週間に1回

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

関連条文	点検対象設備	第89条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第73条	外部電源	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・動作可能な外部電源について、電圧が確認可能であることを確認する。 ・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1日に1回
第85条(85-4-2)	アキュムレータ	モード5および6	・余熱除去ポンプが動作可能であることを確認する。 ・C充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による代替炉心注水系が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1週間に1回
第85条(85-12-3)	使用済燃料ピット水位	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・使用済燃料ピットの水位が且+31.0m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1週間に1回
第85条(85-15-1)	空冷式非常用発電装置	モード1、2、3、4、5および6以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1週間に1回
第85条(85-15-2)	電源車	モード1、2、3、4、5および6以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1週間に1回

差異の説明

【大飯・玄海-美浜】
③：運用の差異
(美浜は、運転上の制限を規定している設備の適用モードにおいて、保全計画に基づき定期的に点検・保守が必要な設備を記載している。)
(以下、同様。)

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

関連条文	点検対象設備	第94条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第90条 (90-15-6)	・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備変圧器	モード1、2、3、4、5および6以外	・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。	点検前 ^{※4} その後の1日に1回
第90条 (90-15-7)	・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク	モード1、2、3、4、5および6以外	・所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。 ・以下の代替パラメータの計装設備が動作可能であることを確認する。 <代替パラメータ①> ・格納容器再循環サンプ水位(広域) <代替パラメータ②> ・燃料取替用水ピット水位 ・復水ピット水位 ・格納容器スプレイ積算流量 ・恒設代替低圧注水積算流量	点検前 ^{※4} その後の1週間に1回
第90条 (90-16-1)	原子炉下部キャビティ水位	モード5		点検前 ^{※4} その後の1日に1回

※3：「他号炉」とは、3号炉をいい、4号炉をいい、5号炉をいい(以下、本条において同じ)。
 ※4：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。
 ※5：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基^{※5}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第94条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。
 ※6：モード1、2、3および4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。
 ※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第83条 (83-15-6)	・重大事故等対応用責任機器 ・重大事故等対応用責任器発電機	モード1、2、3、4、5及び6以外	・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1日に1回
第83条 (83-15-7)	・燃料油貯蔵タンク	モード1、2、3、4、5及び6以外	・所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源2回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。 ・以下の代替パラメータの計装設備が動作可能であることを確認する。 <代替パラメータ①> ・格納容器再循環サンプ水位(広域) <代替パラメータ②> ・燃料取替用水ピット水位 ・復水ピット水位 ・格納容器スプレイ積算流量 ・恒設代替低圧注水積算流量	点検前 ^{※3} その後の1週間に1回
第83条 (83-16-1)	原子炉下部キャビティ水位	モード5		点検前 ^{※3} その後の1日に1回

※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。
 ※4：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基^{※5}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第87条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。
 ※5：モード1、2、3及び4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

関連条文	点検対象設備	第89条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第85条 (85-15-5)	・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備変圧器	モード1、2、3、4、5および6以外	・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1日に1回
第85条 (85-15-5)	・燃料油貯蔵タンク ・燃料油移送ポンプ	モード1、2、3、4、5および6以外	・所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源2回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。 ・以下の代替パラメータの計装設備が動作可能であることを確認する。 <代替パラメータ①> ・格納容器再循環サンプ水位(広域) <代替パラメータ②> ・燃料取替用水タンク水位 ・復水タンク水位 ・格納容器スプレイ流量積算 ・恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算 ・原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	点検前 ^{※3} その後の1週間に1回
第85条 (85-16-1)	原子炉下部キャビティ水位	モード5		点検前 ^{※3} その後の1日に1回

※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。
 ※4：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基^{※5}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第89条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。
 ※5：モード1、2、3および4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。
 ※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

差異の説明

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第95条 当直課長は、モードを変更した場合は、引継日誌に変更した時刻およびモードを記録する。</p> <p>2. 当直課長は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))から運転上の制限を満足しない場合に通知を受けた場合、または自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合、次の各事項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(保修作業を含む)</p> <p>(3) 運転上の制限を満足している場合、満足している時刻</p> <p>3. 当直課長は、各課(室)長(品質保証室長等および当直課長を除く。)から運転上の制限外に移行する場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、次の各事項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限外へ移行した場合は、当該運転上の制限、移行した時刻および点検・保修の内容</p> <p>(2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰している時刻</p>	<p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第88条 発電第二課当直課長は、モードを変更した場合は、当直課長引継簿に変更した時刻及びモードを記録する。</p> <p>2 発電第二課当直課長は、各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)から運転上の制限を満足しない場合に係る通知を受けた場合、又は自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次の各号を当直課長引継簿等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(保修作業を含む)</p> <p>(3) 運転上の制限を満足している場合、満足している時刻</p> <p>3 発電第二課当直課長は、各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)から運転上の制限外に移行する場合に係る通知を受けた場合、又は自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、次の各号を当直課長引継簿等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限外へ移行した場合は、当該運転上の制限、移行した時刻及び点検・保修の内容</p> <p>(2) 要求される措置又は安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰している時刻</p>	<p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第90条 当直課長は、モードを変更した場合は、引継日誌に変更した時刻およびモードを記録する。</p> <p>2. 当直課長は、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))ならびに当直課長を除く。)から運転上の制限を満足しない場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次の各事項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(保修作業を含む)</p> <p>(3) 運転上の制限を満足している場合、満足している時刻</p> <p>3. 当直課長は、各課(室)長(品質保証室長等および当直課長を除く。)から運転上の制限外に移行する場合に係る通知を受けた場合、または自ら運転上の制限外へ移行させた場合は、次の各事項を引継日誌等に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限外へ移行した場合は、当該運転上の制限、移行した時刻および点検・保修の内容</p> <p>(2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰している時刻</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異(記載主旨に差異なし。)(以下、同様。)</p>
<p>第4節 異常時の措置</p> <p>(異常時の基本的な対応)</p> <p>第96条 当直課長は、原子炉施設に異常が発生した場合、発電室長に報告する。なお、本節における異常とは、次に定めるものをいう。</p>	<p>第4節 異常時の措置</p> <p>(異常時の基本的な対応)</p> <p>第89条 発電第二課当直課長は、原子炉施設に次の各号に示す異常が発生した場合、発電第二課長に報告する。</p>	<p>第4節 異常時の措置</p> <p>(異常時の基本的な対応)</p> <p>第91条 当直課長は、原子炉施設に異常が発生した場合、発電室長に報告する。なお、本節における異常とは、次に定めるものをいう。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異(記載主旨に差異なし。)(以下、同様。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(1) 原子炉の自動トリップ信号が発信した場合※¹</p> <p>(2) 原子炉が自動トリップすべき事態が発生したと判断されるにもかかわらず、自動トリップ信号が発信しない場合</p> <p>(3) 原子炉を手動トリップした場合※¹</p> <p>2. 発電室長は、前項の報告を受けた場合、関係する各課(室)長に、その原因調査および対応措置を依頼するとともに、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>3. 関係する各課(室)長は、第2項の依頼を受けた場合、原因調査および対応措置を実施するとともに、その結果を発電室長に連絡する。</p> <p>4. 発電室長は、第3項の連絡を受けた場合、原因および対応措置について、所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、当直課長に連絡※²する。</p> <p>5. 第1項に定める異常の原因が、第98条第3項に該当する場合は、第2項から第4項を省略することができる。</p> <p>※1：予定された検査または確認による場合を除く。 ※2：この場合の当直課長への連絡は、その時点での当直業務を担当している当直課長への連絡をいう。</p> <p>(異常時の措置) 第97条 当直課長は、異常が発生した場合、その状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>2. 当直課長は、第1項の必要な措置を講じるに当たっては、添付1に示す「異常時の運転操作基準」に従って実施する。</p> <p>3. 異常が発生してから当直課長がその収束を判断するまでの期間は、第3節運転上の制限は適用されない。</p> <p>4. 当直課長は、前項の判断を行う場合、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>5. 第96条第1項の異常の原因が、第98条第3項に該当する場合は、第4項を省略することができる。</p>	<p>(1) 原子炉の自動トリップ信号が発信した場合※¹</p> <p>(2) 原子炉が自動トリップすべき事態が発生したと判断されるにもかかわらず、自動トリップ信号が発信しない場合</p> <p>(3) 原子炉を手動トリップした場合※¹</p> <p>2. 発電第二課長は、第1項の報告を受けた場合、関係する各第二課長に、その原因調査及び対応措置を依頼するとともに、所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>3. 関係する各第二課長は、第2項の依頼を受けた場合、原因調査及び対応措置を実施するとともに、その結果を発電第二課長に連絡する。</p> <p>4. 発電第二課長は、第3項の連絡を受けた場合、原因及び対応措置について、所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、発電第二課当直課長に連絡※²する。</p> <p>5. 第1項の異常が発生した原因が、第91条第3項に該当する場合は、第2項から第4項を省略することができる。</p> <p>※1：予定された検査又は確認による場合を除く。 ※2：この場合の発電第二課当直課長への連絡は、その時点での当直業務を担当している発電第二課当直課長への連絡をいう。</p> <p>(異常時の措置) 第90条 発電第二課当直課長は、第89条第1項の異常に該当する事態が発生した場合、その状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>2. 発電第二課当直課長は、第1項の必要な措置を講じるに当たっては、添付1に示す「異常時の運転操作基準」に従って実施する。</p> <p>3. 第89条第1項の異常に該当する事態が発生してから発電第二課当直課長がその収束を判断するまでの期間は、第3節「運転上の制限」は適用されない。</p> <p>4. 発電第二課当直課長は、前項の判断を行う場合、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>5. 第89条第1項の異常が発生した原因が、第91条第3項に該当する場合は、第4項を省略することができる。</p>	<p>(1) 原子炉の自動トリップ信号が発信した場合※¹</p> <p>(2) 原子炉が自動トリップすべき事態が発生したと判断されるにもかかわらず、自動トリップ信号が発信しない場合</p> <p>(3) 原子炉を手動トリップした場合※¹</p> <p>2. 発電室長は、前項の報告を受けた場合、関係する各課(室)長に、その原因調査および対応措置を依頼するとともに、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>3. 関係する各課(室)長は、第2項の依頼を受けた場合、原因調査および対応措置を実施するとともに、その結果を発電室長に連絡する。</p> <p>4. 発電室長は、第3項の連絡を受けた場合、原因および対応措置について、所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、当直課長に連絡※²する。</p> <p>5. 第1項に定める異常の原因が、第93条第3項に該当する場合は、第2項から第4項を省略することができる。</p> <p>※1：予定された検査または確認による場合を除く。 ※2：この場合の当直課長への連絡は、その時点での当直業務を担当している当直課長への連絡をいう。</p> <p>(異常時の措置) 第92条 当直課長は、異常が発生した場合、その状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>2. 当直課長は、第1項の必要な措置を講じるに当たっては、添付1に示す「異常時の運転操作基準」に従って実施する。</p> <p>3. 異常が発生してから当直課長がその収束を判断するまでの期間は、第3節運転上の制限は適用されない。</p> <p>4. 当直課長は、前項の判断を行う場合、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>5. 第91条第1項の異常の原因が、第93条第3項に該当する場合は、第4項を省略することができる。</p>	<p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異(記載主旨に差異なし。)(以下、同様。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可) (異常収束後の措置) 第98条 当直課長は、第96条第1項の異常の収束後に原子炉を再起動する場合、その原因に対策が講じられていないことおよび各モードにおいて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。 2. 当直課長は、第96条第1項の異常の収束後に原子炉を再起動する場合、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 3. 当直課長は、第96条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、第2項によらず原子炉を再起動することができる。 (1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がトリップした場合または波及防止の措置として原子炉をトリップさせた場合 (2) 第18条、第18条の2の2または第18条の3の措置として原子炉をトリップさせた場合	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可) (異常収束後の措置) 第91条 発電第二課当直課長は、第89条第1項の異常収束後に原子炉を再起動する場合、その原因に対策が講じられていないこと及び各モードにおいて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。 2 発電第二課当直課長は、第89条第1項の異常収束後に原子炉を再起動する場合、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 3 発電第二課当直課長は、第89条第1項の異常が発生した原因が、次のいずれかに該当する場合は、第2項によらず原子炉を再起動することができる。 (1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がトリップした場合又は波及防止の措置として原子炉をトリップさせた場合 (2) 第17条及び第17条の3の措置として原子炉をトリップさせた場合	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案) (異常収束後の措置) 第93条 当直課長は、第91条第1項の異常の収束後に原子炉を再起動する場合、その原因に対策が講じられていないことおよび各モードにおいて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。 2. 当直課長は、第91条第1項の異常の収束後に原子炉を再起動する場合、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 3. 当直課長は、第91条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、第2項によらず原子炉を再起動することができる。 (1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がトリップした場合または波及防止の措置として原子炉をトリップさせた場合 (2) 第18条、第18条の2の2または第18条の3の措置として原子炉をトリップさせた場合	差異の説明 【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (記載主旨に差異なし。) (以下、同様。)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可） 第5章 燃料管理	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可） 第5章 燃料管理	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案） 第5章 燃料管理	差異の説明
<p>（新燃料の運搬） 第99条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項または第2項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 燃料の落下を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。 (2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量お</p>	<p>（新燃料の運搬） 第92条 保修第二課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱棟クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 技術第二課長及び保修第二課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 保修第二課長は、法令に適合する容器を使用すること。 (2) 保修第二課長は、燃料取扱棟クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 技術第二課長は、新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 技術第二課長及び保修第二課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 保修第二課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 保修第二課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 技術第二課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 (4) 保修第二課長は、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>4. 保修第二課長は、第1項又は第2項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料の落下を防止する措置を講じること。 (2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及</p>	<p>（新燃料の運搬） 第94条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットクレーンとして使用中を除く）のうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットクレーンとして使用中を除く）のうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項または第2項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 燃料の落下を防止する措置を講じること。 (2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量お</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ③：上流文書の差異 （美浜は、使用済燃料ピットクレーン改造に伴う追加。）（以下、同様。） 【玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 （玄海は、MOX取扱装置が設置されている。）（以下、同様。）</p>
<p>（新燃料の運搬） 第99条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項または第2項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 燃料の落下を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。 (2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量お</p>	<p>（新燃料の運搬） 第92条 保修第二課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱棟クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 技術第二課長及び保修第二課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 保修第二課長は、法令に適合する容器を使用すること。 (2) 保修第二課長は、燃料取扱棟クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 技術第二課長は、新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 技術第二課長及び保修第二課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 保修第二課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 保修第二課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 技術第二課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 (4) 保修第二課長は、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>4. 保修第二課長は、第1項又は第2項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料の落下を防止する措置を講じること。 (2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及</p>	<p>（新燃料の運搬） 第94条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットクレーンとして使用中を除く）のうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットクレーンとして使用中を除く）のうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項または第2項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 燃料の落下を防止する措置を講じること。 (2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量お</p>	<p>【玄海－美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 （記載主旨に差異なし。）（以下、同様。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

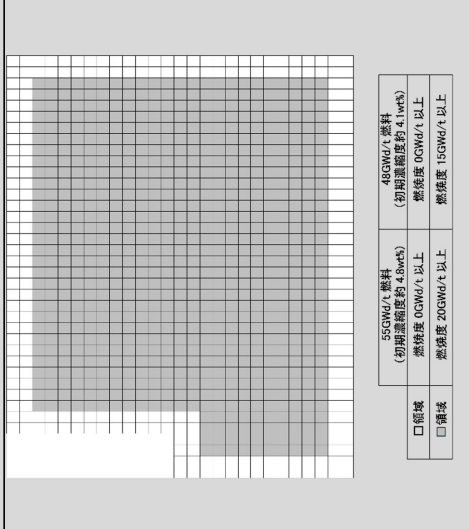
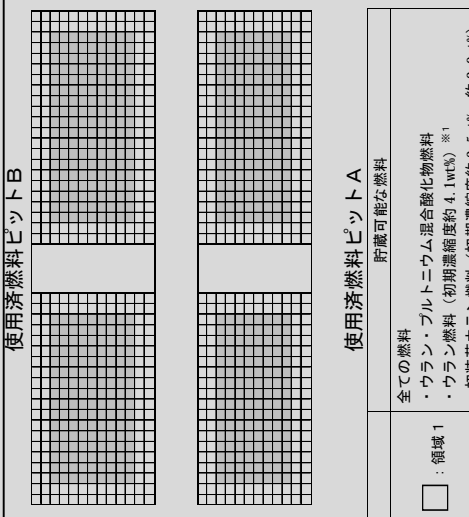
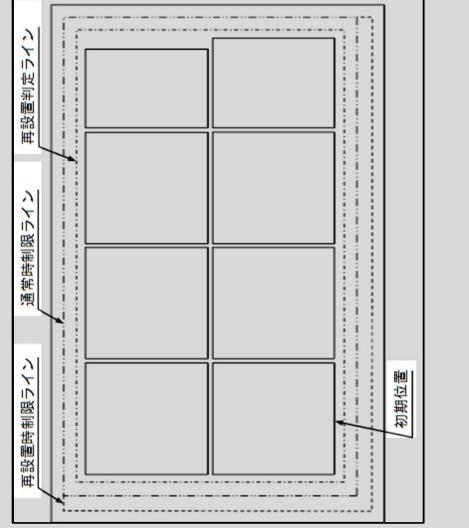
大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可) よび吊上げ上限高さを管理すること(3号炉および4号炉のみ)。	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可) び吊上げ上限高さを管理すること。	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案) よび吊上げ上限高さを管理すること。	差異の説明
<p>5. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下、「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>7. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(新燃料の貯蔵) 第100条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット(以下、「貯蔵施設」という。)に貯蔵すること。 また、3号炉および4号炉について、1ヶ月に1回以上^{※1}、巡視点検により、貯蔵状況等を確認すること。 (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講ずること。 (3) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること(3号炉および4号炉のみ)。</p>	<p>5 技術第二課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6 技術第二課長は、管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>7 技術第二課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(新燃料の貯蔵) 第93条 技術第二課長及び保守第二課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 技術第二課長は、新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピット(以下「貯蔵施設」という。)に貯蔵し、1か月に1回以上^{※1}、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること。 また、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認すること。 ただし、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること。 (2) 技術第二課長は、貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講ずること。 (3) 保守第二課長は、燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (4) 技術第二課長は、貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (5) 技術第二課長は、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること。</p>	<p>5. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下、「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>7. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(新燃料の貯蔵) 第95条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット(以下、「貯蔵施設」という。)に貯蔵すること。 また、1ヶ月に1回以上^{※1}、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。 (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講ずること。 (3) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン(使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く)のうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること。</p>	<p>【玄海-美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (記載主旨に差異なし。)(以下、同様。)</p> <p>【玄海-美浜】 ③：上流文書の差異 (美浜は、新規制基準の要求事項を追加。)(以下、同様。)</p> <p>【大飯・玄海-美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、使用済燃料ピットクレーン改造に伴う追加。)(以下、同様。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講ずること(3号炉および4号炉のみ)。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること(3号炉および4号炉のみ)。</p> <p>(8) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図1000に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件(初期濃縮度、燃焼度および配置)に基づき移動すること、実効増倍率が不確定性を含めて0.9以下となることを確認し、管理すること(3号炉および4号炉のみ)。</p> <p>(9) 使用済燃料ピット内の新燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講ずること(3号炉および4号炉のみ)。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(8)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>(6) 保修第二課長は、新燃料の貯蔵に際し、使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、新燃料の落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(7) 保修第二課長は、使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(8) 技術第二課長は、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図93-1に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件(燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置)に基づき収納すること、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること(3号炉のみ)。</p> <p>(9) 保修第二課長は、使用済燃料ピット内の新燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講ずること(3号炉のみ)。</p> <p>2. 技術第二課長は、第1項(8)の燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>(6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講ずること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>2. 原子炉保修課長は、使用済燃料ピットのラックの管理として次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 地震による想定滑り量を考慮しても通常時制限ライイン^{※2}を逸脱しないように、滑り後の位置から再設置の要否を判断する再設置判定ライイン^{※2}を定めること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックを再設置する場合には、ラックの連結が外された状態にあっても、遮蔽性、熱による壁の健全性に影響を及ぼさないように壁との離隔を確保するための再設置時制限ライイン^{※2}を定めること。</p> <p>3. 原子炉保修課長は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットのラックが移動し、再設置判定ライイン^{※2}を逸脱している場合は、ラックを初期位置^{※2}に再設置すること。また、通常時制限ライイン^{※2}を逸脱している場合は、速やかにラックを初期位置^{※2}に再設置すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックの再設置時には、使用済燃料ピットラッククレーンを使用し、再設置時制限ライイン^{※2}を逸脱しないよう実施すること。また、使用済燃料ピットのラックの再設置時に、再設置時制限ライイン^{※2}を逸脱した場合には、速やかにラックを再設置時制限ライイン^{※2}内に再設置すること。</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施(以下、本章において同じ)。</p> <p>※2：通常時制限ライイン、再設置判定ライイン、再設置時制限ライインおよび初期位置については、図95に示す。</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (大飯、玄海は使用済燃料ピットでの貯蔵燃料の配置による臨界管理を行う。) (以下、同様。)</p> <p>【大飯・玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、使用済燃料ピットラック改造に伴う追加。) (以下、同様。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可) 図100 燃料貯蔵領域図(使用済燃料ピットAエリア)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可) 図93-1 使用済燃料ピット燃料貯蔵領域図	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案) 図95 通常時制限ライン、再設置判定ライン、再設置時制限ラインおよび初期位置	差異の説明										
 <table border="1" data-bbox="630 1579 710 1971"> <tr> <td>□領域</td> <td>55GW/t燃料 (初期濃縮度約4.8wt%)</td> <td>燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 15GW/t以上</td> </tr> <tr> <td>□領域</td> <td>46GW/t燃料 (初期濃縮度約4.1wt%)</td> <td>燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 15GW/t以上</td> </tr> </table>	□領域	55GW/t燃料 (初期濃縮度約4.8wt%)	燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 15GW/t以上	□領域	46GW/t燃料 (初期濃縮度約4.1wt%)	燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 15GW/t以上	 <table border="1" data-bbox="630 974 710 1366"> <tr> <td>□領域1</td> <td>貯蔵可能な燃料 ・ウラン・フルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料(初期濃縮度約4.1wt%) ※1 ・初接荷ウラン燃料(初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%)</td> </tr> <tr> <td>□領域2</td> <td>※1 ・燃料度20GW/t以上のウラン燃料(初期濃縮度約4.1wt%) ・初接荷ウラン燃料(初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%)</td> </tr> </table>	□領域1	貯蔵可能な燃料 ・ウラン・フルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料(初期濃縮度約4.1wt%) ※1 ・初接荷ウラン燃料(初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%)	□領域2	※1 ・燃料度20GW/t以上のウラン燃料(初期濃縮度約4.1wt%) ・初接荷ウラン燃料(初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%)		<p>【大飯・玄海・美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (記載主旨に差異なし。) (以下、同様。)</p>
□領域	55GW/t燃料 (初期濃縮度約4.8wt%)	燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 15GW/t以上											
□領域	46GW/t燃料 (初期濃縮度約4.1wt%)	燃焼度 0GW/t以上 燃焼度 15GW/t以上											
□領域1	貯蔵可能な燃料 ・ウラン・フルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料(初期濃縮度約4.1wt%) ※1 ・初接荷ウラン燃料(初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%)												
□領域2	※1 ・燃料度20GW/t以上のウラン燃料(初期濃縮度約4.1wt%) ・初接荷ウラン燃料(初期濃縮度約3.5wt%、約2.0wt%)												
<p>(燃料の検査)</p> <p>第101条 原子燃料課長は、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外觀検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、定期検査時における1次冷却材中のよう素131の増加量の測定結果等に基づき、シッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えいと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外觀検査を行う。</p> <p>3. 原子燃料課長は、第1項または第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち、使用済燃料ラックに収納することが適切でないとして判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項または第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。 (2) 燃料の落下を防止する措置を講じること(3号炉芯および4号炉芯)。</p>	<p>(燃料の検査)</p> <p>第94条 技術第二課長は、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外觀検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2 技術第二課長は、定期検査時における1次冷却材中のよう素131の増加量の測定結果等に基づき、燃料取替の措置を講じる場合は、シッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えいと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外觀検査を行う。</p> <p>3 技術第二課長は、第1項又は第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち、使用済燃料ラックに収納することが適切でないとして判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 必修第二課長は、第1項又は第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。 (2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p>	<p>(燃料の検査)</p> <p>第96条 原子燃料課長は、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外觀検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、定期検査時における1次冷却材中のよう素131の増加量の測定結果等に基づき、シッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えいと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外觀検査を行う。</p> <p>3. 原子燃料課長は、第1項または第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち、使用済燃料ラックに収納することが適切でないとして判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項または第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットクレーン(使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く)を使用すること。 (2) 燃料の落下を防止する措置を講じること。</p>	<p>【大飯・玄海・美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、使用済変量ピット)</p>										

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>（燃料の取替等）</p> <p>第102条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>(1) 反応度停止余裕 (2) 最大線出力密度 (3) 燃料集合体最高燃焼度 (4) F_{NXY} (5) 減速材温度係数 (6) 最大反応度添加率 (7) 制御棒クランプ落下時のワーストおよび $F_{N\Delta H}$ (8) 制御棒クランプ落下時のワーストおよび F_Q</p> <p>3. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子燃料課長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。 (1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p>	<p>(3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>（燃料の取替等）</p> <p>第95条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画（燃料装荷）に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子力技術部長は、第1項の燃料取替実施計画（燃料装荷）を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。技術第二課長は、その評価結果が、制限値を満足していることを確認する。</p> <p>(1) 反応度停止余裕 (2) 最大線出力密度 (3) 燃料集合体最高燃焼度 (4) F_{NXY} (5) 減速材温度係数 (6) 最大反応度添加率 (7) 制御棒クランプ落下時のワーストおよび $F_{N\Delta H}$ (8) 制御棒クランプ落下時のワーストおよび F_Q</p> <p>3. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子力技術部長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を技術第二課長へ通知する。技術第二課長は、その評価結果が、制限値を満足していることを確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>4. 保修第二課長及び技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、又は原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。 (1) 保修第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料取替実施計画（燃料装荷）に従うこと。 (2) 保修第二課長は、燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p>	<p>(3) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>（燃料の取替等）</p> <p>第97条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>(1) 反応度停止余裕 (2) 最大線出力密度 (3) 燃料集合体最高燃焼度 (4) F_{NXY} (5) 減速材温度係数 (6) 最大反応度添加率 (7) 制御棒クランプ落下時のワーストおよび $F_{N\Delta H}$ (8) 制御棒クランプ落下時のワーストおよび F_Q</p> <p>3. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子燃料課長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。 (1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p>	<p>トクレーン改造に伴う追加。）（以下、同様。）</p> <p>【玄海-美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異（記載主旨に差異なし。）（以下、同様。）</p> <p>【大飯・玄海-美浜】 ②：上流文書の差異（美浜は、使用済燃料ピットクレーン改造に伴う</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(3) 燃料の落下を防止する措置を講じること(3号炉および4号炉のみ)。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること(3号炉および4号炉のみ)。</p> <p>(5) 原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、<u>図1.0.0に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件(初期濃縮度、燃焼度および配置)に基づき移動すること、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること(3号炉および4号炉のみ)。</u></p> <p>(6) 使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、<u>誤配置を防止する措置を講じること(3号炉および4号炉のみ)。</u></p> <p>5. 原子燃料課長は、第4項(5)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、<u>所長の承認を得る。</u></p>	<p>(3) 係修第二課長は、<u>燃料の取替に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。</u></p> <p>(4) 係修第二課長は、<u>使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</u></p> <p>(5) 技術第二課長は、<u>燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、<u>図93-1に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件(燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置)に基づき収納すること、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること(3号炉のみ)。</u></u></p> <p>(6) 係修第二課長は、<u>使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、<u>誤配置を防止する措置を講じること(3号炉のみ)。</u></u></p> <p>5. 技術第二課長は、<u>第4項(5)の燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、<u>所長の承認を得る。</u></u></p>	<p>(3) 燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p>	<p>【大飯・玄海-美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (大飯、玄海は使用済燃料ピットでの貯蔵燃料の配置による臨界管理を行う。) (以下、同様。)</p>
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第103条 原子燃料課長は、<u>使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</u></p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表1.0.3-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。</p> <p>また、<u>3号炉および4号炉について、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること。</u>また、<u>水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</u></p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、<u>施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</u></p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第98条 原子燃料課長は、<u>使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</u></p> <p>(1) 技術第二課長は、<u>各号炉の使用済燃料を表96-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、1か月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること。</u>また、<u>使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認すること。</u></p> <p>(2) 技術第二課長は、<u>使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</u></p> <p>(3) 係修第二課長は、<u>使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</u></p> <p>(4) 技術第二課長は、<u>使用済燃料ピットにおいて燃料</u></p>	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第98条 原子燃料課長は、<u>使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</u></p> <p>(1) 使用済燃料を使用済燃料ピットに貯蔵すること。</p> <p>また、<u>1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること。</u>また、<u>使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</u></p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、<u>施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</u></p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーン(使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く)を使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措</p>	<p>【大飯・玄海-美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異(以下、同様。)</p> <p>【玄海-美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (美浜は、新規制基準の要求事項を追加。)(以下、同様。)</p> <p>【大飯・玄海-美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (美浜は、使用済燃料ピットクレーン改造に伴う追加。)(以下、同様。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料の落下を防止する措置を講じること(3号炉および4号炉のみ)。</p> <p>(6) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること(3号炉および4号炉のみ)。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること(3号炉および4号炉のみ)。</p> <p>(8) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量が確保されていることを、(1)に定める巡視点検時に確認すること(3号炉および4号炉のみ)。</p> <p>(9) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図100に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件(初期濃縮度、燃焼度および配置)に基づき移動することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること(3号炉および4号炉のみ)。</p> <p>(10) 使用済燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること(3号炉および4号炉のみ)。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(9)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 係修第二課長は、使用済燃料の貯蔵に際し、使用済燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(6) 係修第二課長は、使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 係修第二課長は、使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(8) 技術第二課長は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保することを、(1)に定める巡視点検時に確認すること。</p> <p>(9) 技術第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図93-1に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件(燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置)に基づき収納することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること(3号炉のみ)。</p> <p>(10) 係修第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること(3号炉のみ)。</p> <p>2. 技術第二課長は、第1項(9)の燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(8) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量が確保されていることを、(1)に定める巡視点検時に確認すること。</p> <p>2. 原子炉係修課長は、使用済燃料ピットのラックの管理として次の措置を講じる。</p> <p>(1) 地震による想定滑り量を考慮しても通常時制限ライオン^{※1}を逸脱しないように、滑り後の位置から再設置の要否を判断する再設置判定ライオン^{※1}を定めること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックを再設置する場合には、ラックの連結が外された状態にあっても、遮蔽性、熱による壁の健全性に影響を及ぼさないように壁との離隔を確保するための再設置時制限ライオン^{※1}を定めること。</p> <p>3. 原子炉係修課長は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットのラックが移動し、再設置判定ライオン^{※1}を逸脱している場合は、ラックを初期位置^{※1}に再設置すること。また、通常時制限ライオン^{※1}を逸脱している場合は、速やかにラックを初期位置^{※1}に再設置すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットのラックの再設置時には、使用済燃料ピットクレーンを使用し、再設置時制限ライオン^{※1}を逸脱しないよう実施すること。また、使用済</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (大飯、玄海は使用済燃料ピットでの貯蔵燃料の配置による臨界管理を行う。) (以下、同様。)</p> <p>【大飯・玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (美浜は、使用済燃料ピットラック改造に伴う追加。) (以下、同様。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																				
<p>表 10.3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号および2号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>1号および2号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>4号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉使用済燃料ピットへは、第3編第27条にて実施 ※2：2号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第2編第96条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号および2号炉、3号炉、4号炉	2号炉	1号および2号炉、3号炉、4号炉	3号炉	3号炉	4号炉	4号炉	<p>表 96-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉^{※1}、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉^{※2}、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>4号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第3編第27条にて実施 ※2：2号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第2編第96条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉 ^{※1} 、4号炉	2号炉	2号炉 ^{※2} 、4号炉	3号炉	3号炉	4号炉	4号炉	<p>燃料ピットのラックの再設置時に、再設置時制限ライン^{※1}を逸脱した場合には、速やかにラックを再設置時制限ライン^{※1}内に再設置すること。</p> <p>※1：通常時制限ライン、再設置判定ライン、再設置時制限ラインおよび初期位置については、図95に示す。</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、使用済変量ピットクレーン改造に伴う追加。）（以下、同様。）</p>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																						
1号炉	1号および2号炉、3号炉、4号炉																						
2号炉	1号および2号炉、3号炉、4号炉																						
3号炉	3号炉																						
4号炉	4号炉																						
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																						
1号炉	1号炉 ^{※1} 、4号炉																						
2号炉	2号炉 ^{※2} 、4号炉																						
3号炉	3号炉																						
4号炉	4号炉																						
<p>（使用済燃料の運搬） 第104条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (5) 使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。 (6) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること（3号炉および4号炉のみ）。 (7) 補助建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること（3号炉および4号炉のみ）。</p>	<p>（使用済燃料の運搬） 第97条 係修第二課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーンを使用する。</p> <p>2 技術第二課長及び係修第二課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 係修第二課長は、法令に適合する容器を使用すること。 (2) 係修第二課長は、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーンを使用すること。 (3) 技術第二課長は、使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 技術第二課長は、収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していることを確認すること。 (5) 係修第二課長は、使用済燃料の運搬に際し、使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。 (6) 係修第二課長は、使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p>	<p>（使用済燃料の運搬） 第99条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 使用済燃料ピットクレーン（使用済燃料ピットラッククレーンとして使用中を除く）を使用すること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (5) 使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。 (6) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。 (7) 補助建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること。</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、ピットゲートの閉止及び移動範囲・速度制限を上流文書で記載）</p>																				

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 6. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>3. 技術第二課長及び保修第二課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 保修第二課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 保修第二課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 保修第二課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (4) 保修第二課長は、車両を徐行させること。 (5) 保修第二課長は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 技術第二課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 4. 技術第二課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5. 技術第二課長は、管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 6. 技術第二課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 6. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>している。玄海は記載していない。</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>第6章 放射性廃棄物管理 (放射性固体廃棄物の管理) 第105条 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵*1または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 1号炉および2号炉で発生したイオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂のうち、低線量のものについては雑固体廃棄物として取扱い、(6)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(6)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。なお、固型化処理する場合は、(1)に基づき処理する。</p> <p>(3) 3号炉および4号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂貯蔵タンクに保管する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについては雑固体廃棄物として取扱い、(6)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉保修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。ただし、このうち3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装保修課長および原子炉保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理 (放射性固体廃棄物の管理) 第98条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵*1又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液(洗淨排水処理装置から発生した濃縮廃液は除く。)及び薬品ドレンは、発電第二課長が固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。 洗淨排水処理装置から発生した濃縮廃液は、発電第一課長が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(2) 脱塩塔使用済樹脂は、発電第二課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、技術第二課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理 (放射性固体廃棄物の管理) 第100条 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵*1または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) イオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については原子炉保修課長が、また、炉内構造物取替えに伴い取り外した炉内構造物等については機械工事グループ課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(4) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装保修課長および原子炉保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p>	<p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (記載主旨に差異なし。)(以下、同様。)</p> <p>【大飯一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、3号炉のみの記載。)(以下、同様。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。 なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。 イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備※₂で焼却する。 ロ. 焼却灰を固型化する場合は、発電室長が固型化装置で固型化する。 ハ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。 2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表138-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装保修士、原燃料課長、放射線管理課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。 (2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵および保管状況を確認するために、1日に1回、1号炉および2号炉にあっては廃樹脂タンクの水位および廃樹脂貯蔵タンクの圧力、3号炉および4号炉にあっては使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。 また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵および保管量を3ヶ月に1回、確認する。 (3) 当直課長は、1号炉および2号炉にあっては、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するために、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。 また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p>	<p>(4) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。 なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。 ア. 焼却処理する場合は、発電第一課長が雑固体焼却設備で焼却処理する。 イ. 燃焼処理する場合は、発電第二課長が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。 ウ. 固型化する場合は、発電第二課長が固型化装置で固型化する。 エ. 圧縮減容する場合は、安全管理第二課長がペイラで圧縮減容する。 オ. 溶融処理する場合は、発電第二課長が雑固体溶融処理設備で溶融処理する。 2. 安全管理課長は、第1項において封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表131-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。 3. 技術第二課長、安全管理第二課長及び発電第二課長当直課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 安全管理第二課長は、貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回、貯蔵庫を巡視するとともに、3か月に1回、保管量を確認する。 (2) 発電第二課長当直課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。 また、安全管理第二課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3か月に1回、確認する。</p>	<p>(5) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。 なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。 イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。 ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。 ハ. 溶融する場合は、発電室長が雑固体処理設備で溶融する。 2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表133-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装保修士、原燃料課長、放射線管理課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。 (2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、廃樹脂タンクおよび廃樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。 また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。 (3) 当直課長は、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するために、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。 また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(4) 原子燃料課長、計装係課長および原子炉係課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済燃料御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：1、2号炉廃棄物処理建屋内（1号炉および2号炉）、3号炉原子炉補助建屋内（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉）。</p>	<p>(3) 技術第二課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済燃料御棒等の貯蔵量を3か月に1回、確認する。</p> <p>4 安全管理第二課長は、貯蔵庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 係修第二課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6 安全管理第二課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 安全管理第二課長は、技術第二課長、係修第二課長及び発電第二課長が管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 安全管理第二課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>～規定なし～</p>	<p>(4) 原子燃料課長、計装係課長および原子炉係課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済燃料御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異（以下、同様。）</p>
<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第105条の2 放射線管理課長は、管理区域内において設置された資材等または使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄または資源として有効利用する場合に必要ない以下の事項を定める。</p> <p>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲</p>			<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第100条の2 放射線管理課長は、管理区域内において設置された資材等または使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄または資源として有効利用する場合に必要ない以下の事項を定める。</p> <p>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(2)「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等 イ. 使用履歴、設置状況の記録等による判断方法 ロ. 汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行う場合の判断方法 ハ. 使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品についての判断方法 ニ. 念のための放射線測定に係る事項 (3)「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断したものと、核燃料物質によって汚染されたものとの混在防止措置 2. 各課(室)長は、管理区域内において設置された資材等または使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄または資源として有効利用する場合は、第1項で定めた事項に基づき実施する。</p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第98条の2 安全管理第二課長は、原子炉等規制法及び電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下「設備・機器等」という)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下「降下物」という)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。 2 各第二課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>(2)「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等 イ. 使用履歴、設置状況の記録等による判断方法 ロ. 汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行う場合の判断方法 ハ. 使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品についての判断方法 ニ. 念のための放射線測定に係る事項 (3)「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断したものと、核燃料物質によって汚染されたものとの混在防止措置 2. 各課(室)長は、管理区域内において設置された資材等または使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄または資源として有効利用する場合は、第1項で定めた事項に基づき実施する。</p>	
<p>(放射性液体廃棄物の管理) 第106条 発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、復水器冷却水路より放出する。 2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。 (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。 (2) 復水器冷却水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表106-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 3. 放射線管理課長は、復水器冷却水路排水中のトリチウムの放出量が、表106-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。 4. 放射線管理課長は、表106-3に定める項目について</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理) 第99条 発電第二課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理第二課長の管理の下、復水器冷却水路より放出する。 2 安全管理第二課長は、次の事項を管理する。 (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。 (2) 復水器冷却水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が表99-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 3 安全管理第二課長は、復水器冷却水路排水中のトリチウムの放出量が表99-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。 4 安全管理第二課長は、表99-3に定める項目について</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理) 第101条 発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、復水器冷却水路より放出する。 2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。 (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。 (2) 復水器冷却水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表101-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 3. 放射線管理課長は、復水器冷却水路排水中のトリチウムの放出量が、表101-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。 4. 放射線管理課長は、表101-3に定める項目について</p>	<p>【大飯・玄海-美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異(以下、同様。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																																																		
<p>て、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>表 106-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>1.4×10^{11} Bq/年</td> </tr> </table> <p>表 106-2</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> <tr> <td>トリチウム</td> <td>2.9×10^{14} Bq/年</td> </tr> </table> <p>表 106-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>放出 頻度</td> <td>廃液モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗たく排水モニタタンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>洗浄排水タンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.4×10^{11} Bq/年	項目	放出管理の基準値	トリチウム	2.9×10^{14} Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	放出 頻度	廃液モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗たく排水モニタタンク	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月 に1回	洗浄排水タンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク	<p>て、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>表 99-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>1.1×10^{11} Bq/年^{※1}</td> </tr> </table> <p>表 99-2</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.8×10^{14} Bq/年^{※1}</td> </tr> </table> <p>※1：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計</p> <p>表 99-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>放出 頻度</td> <td>・ 廃液蒸留水タンク ・ 洗浄排水モニタタンク ・ 1次系純水タンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1か月 に1回</td> <td>・ 廃液蒸留水タンク ・ 洗浄排水モニタタンク ・ 1次系純水タンク</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.1×10^{11} Bq/年 ^{※1}	項目	放出管理の基準値	トリチウム	1.8×10^{14} Bq/年 ^{※1}	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	放出 頻度	・ 廃液蒸留水タンク ・ 洗浄排水モニタタンク ・ 1次系純水タンク	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1か月 に1回	・ 廃液蒸留水タンク ・ 洗浄排水モニタタンク ・ 1次系純水タンク	<p>て、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>表 101-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1.2.3号炉合算)</th> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>7.1×10^{10} Bq/年</td> </tr> </table> <p>表 101-2</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値 (1.2.3号炉合算)</th> </tr> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.1×10^{14} Bq/年</td> </tr> </table> <p>表 101-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>放出 頻度</td> <td>モニタタンク 廃液蒸留水タンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>洗浄排水モニタタンク</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 (1.2.3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.1×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値 (1.2.3号炉合算)	トリチウム	1.1×10^{14} Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	放出 頻度	モニタタンク 廃液蒸留水タンク	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月 に1回	洗浄排水モニタタンク	<p>美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)</p> <p>いて、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第102条 発電室長および原子炉保修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表102-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表102-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第106条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p>
項目	放出管理目標値																																																																				
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.4×10^{11} Bq/年																																																																				
項目	放出管理の基準値																																																																				
トリチウム	2.9×10^{14} Bq/年																																																																				
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																																																	
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	放出 頻度	廃液モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗たく排水モニタタンク																																																																	
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月 に1回	洗浄排水タンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク																																																																	
項目	放出管理目標値																																																																				
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.1×10^{11} Bq/年 ^{※1}																																																																				
項目	放出管理の基準値																																																																				
トリチウム	1.8×10^{14} Bq/年 ^{※1}																																																																				
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																																																	
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	放出 頻度	・ 廃液蒸留水タンク ・ 洗浄排水モニタタンク ・ 1次系純水タンク																																																																	
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1か月 に1回	・ 廃液蒸留水タンク ・ 洗浄排水モニタタンク ・ 1次系純水タンク																																																																	
項目	放出管理目標値 (1.2.3号炉合算)																																																																				
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.1×10^{10} Bq/年																																																																				
項目	放出管理の基準値 (1.2.3号炉合算)																																																																				
トリチウム	1.1×10^{14} Bq/年																																																																				
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																																																	
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	放出 頻度	モニタタンク 廃液蒸留水タンク																																																																	
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月 に1回	洗浄排水モニタタンク																																																																	
<p>て、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>表 107-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>1.4×10^{11} Bq/年</td> </tr> </table> <p>表 107-2</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> <tr> <td>トリチウム</td> <td>2.9×10^{14} Bq/年</td> </tr> </table> <p>表 107-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>放出 頻度</td> <td>廃液モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗たく排水モニタタンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>洗浄排水タンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.4×10^{11} Bq/年	項目	放出管理の基準値	トリチウム	2.9×10^{14} Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	放出 頻度	廃液モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗たく排水モニタタンク	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月 に1回	洗浄排水タンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク	<p>て、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>表 107-1</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>1.4×10^{11} Bq/年</td> </tr> </table> <p>表 107-2</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> <tr> <td>トリチウム</td> <td>2.9×10^{14} Bq/年</td> </tr> </table> <p>表 107-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>放出 頻度</td> <td>廃液モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗たく排水モニタタンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月 に1回</td> <td>洗浄排水タンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.4×10^{11} Bq/年	項目	放出管理の基準値	トリチウム	2.9×10^{14} Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	放出 頻度	廃液モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗たく排水モニタタンク	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月 に1回	洗浄排水タンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第107条 発電室長および原子炉保修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表107-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表107-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表107-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表107-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第111条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p>																							
項目	放出管理目標値																																																																				
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.4×10^{11} Bq/年																																																																				
項目	放出管理の基準値																																																																				
トリチウム	2.9×10^{14} Bq/年																																																																				
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																																																	
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	放出 頻度	廃液モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗たく排水モニタタンク																																																																	
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月 に1回	洗浄排水タンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク																																																																	
項目	放出管理目標値																																																																				
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.4×10^{11} Bq/年																																																																				
項目	放出管理の基準値																																																																				
トリチウム	2.9×10^{14} Bq/年																																																																				
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																																																	
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	放出 頻度	廃液モニタタンク 廃液蒸留水タンク 洗たく排水モニタタンク																																																																	
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月 に1回	洗浄排水タンク 廃液蒸留水タンク 洗浄排水モニタタンク																																																																	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

(2) 放射線管理課長は、表107-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表107-1

項目	放出管理目標値
放射性気体廃棄物	4.0×10 ⁵ Bq/年
希ガス	1.0×10 ¹⁰ Bq/年
よう素131	

表107-2

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当(室)長
排気筒	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電室長
		よう素131濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	
放射性気体廃棄物	廃棄物処理施設(雑固体焼却炉)排気筒	放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長
		放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	
		放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	
		放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	
放射性気体廃棄物	原子炉格納容器排気筒(A種)排気筒	放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	原子炉保守課長
		放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	

表107-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当(室)長
その他作業等に伴う換気	放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ^{※1}	作業の所管課(室)長

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

(2) 安全管理第二課長は、表100-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表100-1

項目	放出管理目標値
放射性気体廃棄物	1.6×10 ⁵ Bq/年 ^{※1}
希ガス	4.4×10 ¹⁰ Bq/年 ^{※1}
よう素131	

※1：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計

表100-2

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当(室)長
排気筒	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電第二課長
		よう素131濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	
放射性気体廃棄物	廃棄物処理施設(雑固体焼却炉)排気筒	放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 ^{※2}	発電第二課長
		放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	
		放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	
		放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	
放射性気体廃棄物	原子炉格納容器排気筒(A種)排気筒	放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	保守第二課長
		放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	

※2：燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備排気口は設備稼働中のみ

表100-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当(室)長
その他作業等に伴う換気	放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ^{※3}	作業の所管課長

※3：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

(2) 放射線管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表102-1

項目	放出管理目標値
放射性気体廃棄物	1.0×10 ⁵ Bq/年
希ガス	2.5×10 ¹⁰ Bq/年
よう素131	

表102-2

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当(室)長
排気筒	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電室長
		よう素131濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	
放射性気体廃棄物	固体廃棄物処理施設(雑固体焼却炉)排気筒	放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長
		放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	
		放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	
		放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	
放射性気体廃棄物	原子炉格納容器排気筒(A種)排気筒	放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	原子炉保守課長
		放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	

表102-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当(室)長
その他作業等に伴う換気	放射性物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ^{※1}	作業の所管課(室)長

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

(放出管理用計測器の管理)
第108条 放射線管理課長および計装係課長は、表108に定める放出管理用計測器について、同表に定める

(放出管理用計測器の管理)
第103条 放射線管理課長および計装係課長は、表103に定める放出管理用計測器について、同表に定める

(放出管理用計測器の管理)
第103条 放射線管理課長および計装係課長は、表103に定める放出管理用計測器について、同表に定める

【大飯・玄海一美浜】
①：従前からの発電所固有の差異(以下、同)

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

<p>大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可) 数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となっ た場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表108</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水 モニタ</td> <td>計装係課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置 排気筒モニタ</td> <td>放射線管理課長 計装係課長</td> <td>2台 6台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	計装係課長	2台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 計装係課長	2台 6台	<p>玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可) 数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となっ た場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表101-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水 モニタ</td> <td>係修第二課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置 排気筒モニタ</td> <td>安全管理第二課長 係修第二課長</td> <td>2台 2台</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器及び表113-1 の試料放射能測定装置と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	係修第二課長	1台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	安全管理第二課長 係修第二課長	2台 2台	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理第二課長	1台 ^{※1}	<p>美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案) 数量を確保する。ただし、故障等により使用不能 となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表103</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水 モニタ</td> <td>計装係課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置 排気筒モニタ</td> <td>放射線管理課長 計装係課長</td> <td>2台^{※1} 2台</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号および3号炉共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	計装係課長	1台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 計装係課長	2台 ^{※1} 2台	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台 ^{※2}	<p>差異の説明 様。)</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																																												
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	計装係課長	2台																																												
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 計装係課長	2台 6台																																												
分類	計測器種類	担当課長	数量																																												
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	係修第二課長	1台																																												
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	安全管理第二課長 係修第二課長	2台 2台																																												
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理第二課長	1台 ^{※1}																																												
分類	計測器種類	担当課長	数量																																												
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	計装係課長	1台																																												
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 計装係課長	2台 ^{※1} 2台																																												
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線管理課長	1台 ^{※2}																																												
<p>(頻度の定義) 第109条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表 109のとおりとする。</p> <p>表109</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日に1回</td> <td>午前0時を始期とする1日の間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期 とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味して おり、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	1日に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期 とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味して おり、点検時等の測定不能な期間を除く。	<p>(頻度の定義) 第102条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表 102-1のとおりとする。</p> <p>表102-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日に1回</td> <td>午前0時を始期とする1日の間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1か月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1か月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3か月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする 各3か月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味して おり、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	1日に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1か月に1回	毎月1日を始期とする1か月間に1回実施	3か月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする 各3か月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味して おり、点検時等の測定不能な期間を除く。	<p>(頻度の定義) 第104条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、 表104のとおりとする。</p> <p>表104</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日に1回</td> <td>午前0時を始期とする1日の間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期 とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味して おり、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	1日に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期 とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味して おり、点検時等の測定不能な期間を除く。									
頻度	考え方																																														
1日に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施																																														
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施																																														
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施																																														
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期 とする各3ヶ月間に1回実施																																														
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味して おり、点検時等の測定不能な期間を除く。																																														
頻度	考え方																																														
1日に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施																																														
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施																																														
1か月に1回	毎月1日を始期とする1か月間に1回実施																																														
3か月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする 各3か月間に1回実施																																														
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味して おり、点検時等の測定不能な期間を除く。																																														
頻度	考え方																																														
1日に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施																																														
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施																																														
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施																																														
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期 とする各3ヶ月間に1回実施																																														
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味して おり、点検時等の測定不能な期間を除く。																																														

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																
<p>第7章 放射線管理 第1節 区域管理 (管理区域の設定・解除) 第110条 管理区域は、添付4に示す区域とする。 2. 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることにより明らかに他の場所と区別する。 3. 放射線管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 4. 放射線管理課長は、添付4における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表110に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除に当たっては、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 5. 放射線管理課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除に当たっては、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 6. 放射線管理課長は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たっては、放射線管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 7. 放射線管理課長は、第6項における管理区域を設定した場合、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>第7章 放射線管理 第1節 区域管理 (管理区域の設定・解除) 第103条 管理区域は、添付4に示す区域とする。 2. 安全管理第二課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることにより明らかに他の場所と区別する。 3. 安全管理第二課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 4. 安全管理第二課長は、添付4における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表103-1に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除に当たっては、安全管理第二課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理第二課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 5. 安全管理第二課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除に当たっては、安全管理第二課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、安全管理第二課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 6. 安全管理第二課長は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たっては、安全管理第二課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 7. 安全管理第二課長は、第6項における管理区域を設定した場合、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理第二課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>第7章 放射線管理 第1節 区域管理 (管理区域の設定・解除) 第105条 管理区域は、添付4に示す区域とする。 2. 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることにより明らかに他の場所と区別する。 3. 放射線管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 4. 放射線管理課長は、添付4における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表105に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除に当たっては、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 5. 放射線管理課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除に当たっては、放射線管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 6. 放射線管理課長は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たっては、放射線管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 7. 放射線管理課長は、第6項における管理区域を設定した場合、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>																	
<p>表110</p> <table border="1"> <tr><td>タンク点検等</td><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>ハルブ点検等</td><td>清掃作業</td></tr> </table>	タンク点検等	監視カメラ点検等	ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業	ハルブ点検等	清掃作業	<p>表103-1</p> <table border="1"> <tr><td>タンク点検等</td><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>ハルブ点検等</td><td>清掃作業</td></tr> </table>	タンク点検等	監視カメラ点検等	ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業	ハルブ点検等	清掃作業	<p>表105</p> <table border="1"> <tr><td>タンク点検等</td><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> </table>	タンク点検等	監視カメラ点検等	ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業	
タンク点検等	監視カメラ点検等																		
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業																		
ハルブ点検等	清掃作業																		
タンク点検等	監視カメラ点検等																		
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業																		
ハルブ点検等	清掃作業																		
タンク点検等	監視カメラ点検等																		
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業																		

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																												
<table border="1" data-bbox="196 1518 320 2051"> <tr><td>配管点検等</td><td>建物補修</td></tr> <tr><td>ケープル点検等</td><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>空調点検等</td><td>物品の取置</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td><td></td></tr> <tr><td>燃料取替用水タンク水の回収作業</td><td></td></tr> </table> <p>（管理区域内における区域区分） 第111条 放射線管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。 (1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下、「汚染のおそれのない管理区域」という。） (2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域 2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付4に示す区域とする。 3. 放射線管理課長は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。 4. 放射線管理課長は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)に定める区域が隣接する場合は、第1項(2)に定める区域への入口付近に標識を設ける。</p>	配管点検等	建物補修	ケープル点検等	搬出入作業	空調点検等	物品の取置	計測器類点検等		燃料取替用水タンク水の回収作業		<table border="1" data-bbox="196 965 320 1496"> <tr><td>配管点検等</td><td>建物補修</td></tr> <tr><td>ケープル点検等</td><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>空調点検等</td><td>物品の取置</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td><td></td></tr> </table> <p>（管理区域内における区域区分） 第104条 安全管理第二課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。 (1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。） (2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域 2 汚染のおそれのない管理区域は、添付4に示す区域とする。 3 安全管理第二課長は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、安全管理第二課長は、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。 4 安全管理第二課長は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)に定める区域が隣接する場合は、第1項(2)に定める区域への入口付近に標識を設ける。</p>	配管点検等	建物補修	ケープル点検等	搬出入作業	空調点検等	物品の取置	計測器類点検等		<table border="1" data-bbox="196 412 320 943"> <tr><td>ハルブ点検等</td><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>配管点検等</td><td>建物補修</td></tr> <tr><td>ケープル点検等</td><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>空調点検等</td><td>物品の取置</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td><td>燃料取替用水タンク水の回収作業</td></tr> </table> <p>（管理区域内における区域区分） 第106条 放射線管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。 (1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下、「汚染のおそれのない管理区域」という。） (2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域 2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付4に示す区域とする。 3. 放射線管理課長は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線管理課長は、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。 4. 放射線管理課長は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)に定める区域が隣接する場合は、第1項(2)に定める区域への入口付近に標識を設ける。</p>	ハルブ点検等	清掃作業	配管点検等	建物補修	ケープル点検等	搬出入作業	空調点検等	物品の取置	計測器類点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業	<p>【大飯・玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>
配管点検等	建物補修																														
ケープル点検等	搬出入作業																														
空調点検等	物品の取置																														
計測器類点検等																															
燃料取替用水タンク水の回収作業																															
配管点検等	建物補修																														
ケープル点検等	搬出入作業																														
空調点検等	物品の取置																														
計測器類点検等																															
ハルブ点検等	清掃作業																														
配管点検等	建物補修																														
ケープル点検等	搬出入作業																														
空調点検等	物品の取置																														
計測器類点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業																														
<p>（管理区域内における特別措置） 第112条 放射線管理課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合または超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施設等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課長（室）長に指示する。 ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。 (1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト (2) 空気中の放射性物質濃度または床、壁、その他の人に触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の10倍 2. 各課（室）長は、第1項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量および作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、放射線管理課長の承認を得る。</p>	<p>（管理区域内における特別措置） 第105条 安全管理第二課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施設等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課長に指示する。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。 (1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト (2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他の人に触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の10倍 2 各課（室、センター）長は、第1項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、安全管理第二課長の承認を得る。</p>	<p>（管理区域内における特別措置） 第107条 放射線管理課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合または超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施設等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課長（室）長に指示する。 ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。 (1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト (2) 空気中の放射性物質濃度または床、壁、その他の人に触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の10倍 2. 各課（室）長は、第1項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量および作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、放射線管理課長の承認を得る。</p>																													

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>3. 各課(室)長は、汚染の広がりを防止するため、第1項(2)の区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p> <p>(管理区域への出入管理) 第113条 放射線管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。 (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者 2. 放射線管理課長は、第1項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。 3. 放射線管理課長は、第2項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。 4. 安全・防災室長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。 5. 放射線管理課長は、第4項以外の出入口には、施設等の人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。 6. 放射線管理課長は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体および身体に着用している物の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項) 第114条 放射線管理課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 出入管理室を経由すること。ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。 (2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって放射線管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。 (3) 管理区域に立ち入る場合は、保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合または放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。 (4) 第112条第1項(2)に係る区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。 (5) 管理区域から退出する場合は管理区域内で汚</p>	<p>3. 各課(室、センター)長は、汚染の広がりを防止するため、第1項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p> <p>(管理区域への出入管理) 第106条 安全管理第二課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。 (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者 2. 安全管理第二課長は、第1項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。 3. 安全管理第二課長は、第2項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。 4. 安全管理第二課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。 5. 安全管理第二課長は、第4項以外の出入口には、施設等の人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。 6. 安全管理第二課長は、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体および身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項) 第107条 安全管理第二課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 出入管理室を経由すること。ただし、安全管理第二課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。 (2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって安全管理第二課長の指示に従う場合は、この限りでない。 (3) 管理区域に立ち入る場合は、所定の被服を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合又は安全管理第二課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。 (4) 第105条第1項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。 (5) 管理区域から退出する場合は管理区域内で汚染</p>	<p>3. 各課(室)長は、汚染の広がりを防止するため、第1項(2)の区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p> <p>(管理区域への出入管理) 第108条 放射線管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。 (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者 2. 放射線管理課長は、第1項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。 3. 放射線管理課長は、第2項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。 4. 安全・防災室長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。 5. 放射線管理課長は、第4項以外の出入口には、施設等の人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。 6. 放射線管理課長は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体および身体に着用している物の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項) 第109条 放射線管理課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 出入管理室を経由すること。ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。 (2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって放射線管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。 (3) 管理区域に立ち入る場合は、保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合または放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。 (4) 第107条第1項(2)に係る区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。 (5) 管理区域から退出する場合は管理区域内で汚</p>	

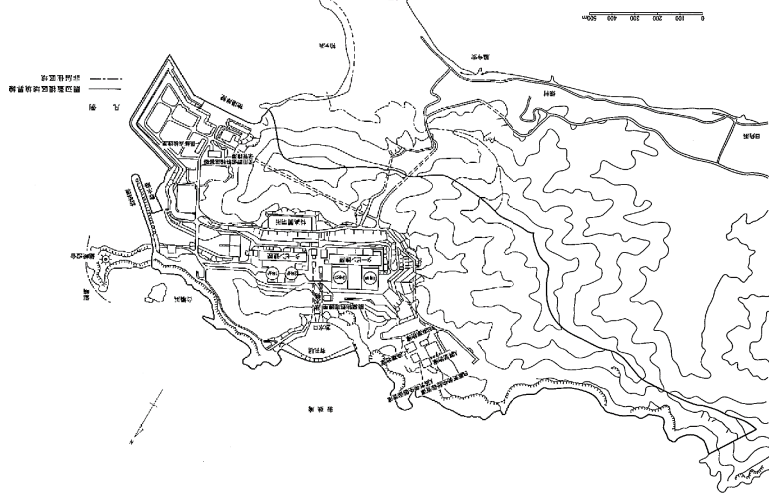
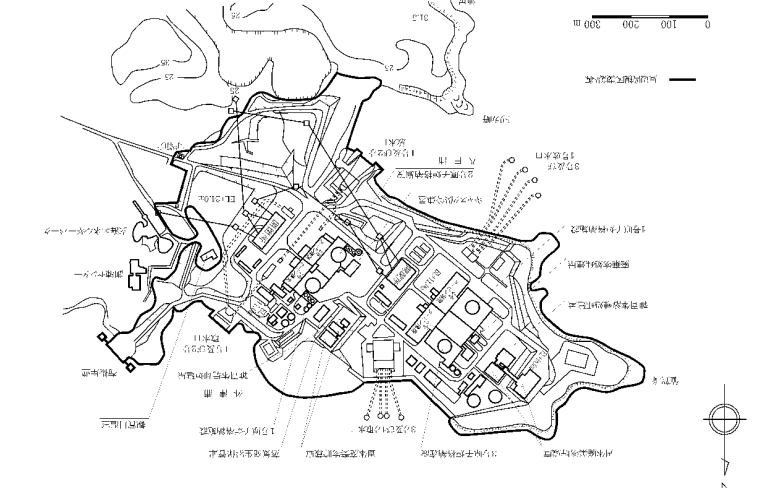
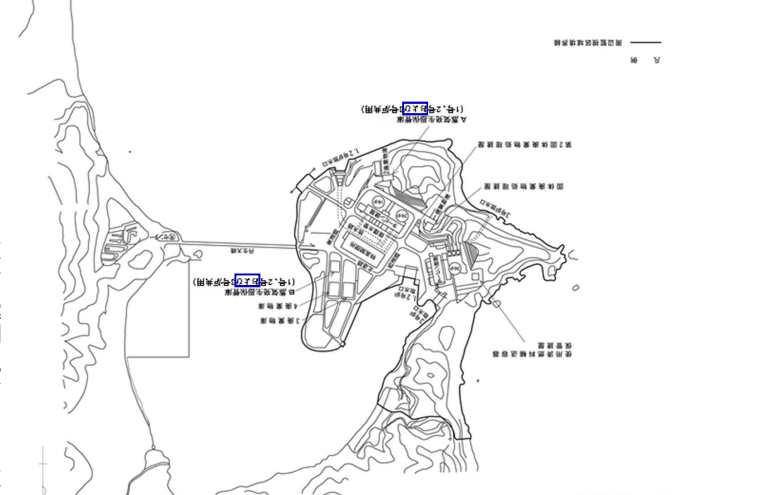
黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体および身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は第113条第6項に基づく放射線管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食および喫煙をしないこと。</p> <p>(保安区域) 第115条 保安区域は、添付5に示す区域とする。 2. 安全・防災室長は、保安区域を標識等により区別する。 3. 安全・防災室長は、必要に応じて保安区域への立入制限等の措置を講じる。</p>	<p>のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体および身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は第106条第6項に基づく安全管理第二課長の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p> <p>(保安区域) 第108条 保安区域は、添付5に示す区域とする。 2 防護管理課長は、保安区域を標識等により区別する。 3 防護管理課長は、必要に応じて保安区域への立入制限等の措置を講じる。</p>	<p>染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体および身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は第108条第6項に基づく放射線管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食および喫煙をしないこと。</p> <p>(保安区域) 第110条 保安区域は、添付5に示す区域とする。 2. 安全・防災室長は、保安区域を標識等により区別する。 3. 安全・防災室長は、必要に応じて保安区域への立入制限等の措置を講じる。</p>	
<p>(周辺監視区域) 第116条 周辺監視区域は、図116に示す区域とする。 2. 放射線管理課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。 3. 安全・防災室長は、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>(周辺監視区域) 第109条 周辺監視区域は、図109-1に示す区域とする。 2 防護管理課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるか又は標識を掲げる。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。 3 防護管理課長は、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p>	<p>(周辺監視区域) 第111条 周辺監視区域は、図111に示す区域とする。 2. 放射線管理課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。 3. 安全・防災室長は、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																		
<p>図116 周辺監視区域図</p> 	<p>図109-1 周辺監視区域</p> 	<p>図111 周辺監視区域図</p> 																			
<p>第2節 被ばく管理</p> <p>(線量の評価)</p> <p>第117条 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表117に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表117</p> <table border="1" data-bbox="1244 1534 1340 2027"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※1</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子(妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)にあっては、1ヶ月に1回とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1	<p>第2節 被ばく管理</p> <p>(線量の評価)</p> <p>第110条 安全管理第二課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表110-1に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表110-1</p> <table border="1" data-bbox="1244 985 1340 1478"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3か月に1回※1</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3か月に1回※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)にあっては、1か月に1回とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3か月に1回※1	内部被ばくによる線量	3か月に1回※1	<p>第2節 被ばく管理</p> <p>(線量の評価)</p> <p>第112条 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表112に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表112</p> <table border="1" data-bbox="1244 436 1340 929"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※1</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子(妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)にあっては、1ヶ月に1回とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1	
項目	頻度																				
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1																				
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1																				
項目	頻度																				
外部被ばくによる線量	3か月に1回※1																				
内部被ばくによる線量	3か月に1回※1																				
項目	頻度																				
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1																				
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1																				


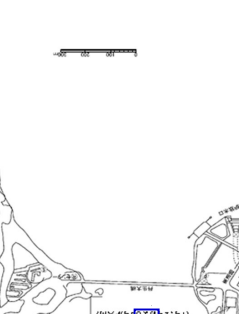

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																											
<p>(床・壁等の除染) 第118条 各課(室)長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合は、放射線管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。 2. 第1項の汚染に係る作業の所管課(室)長は、汚染状況等について放射線管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。 3. 第2項の所管課(室)長は、その措置結果について、放射線管理課長の確認を得る。</p> <p>第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定 (外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第119条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近(測定場所は図119に定める。)において、表119-1および表119-3(第111条第1項(2)の区域内に限る)に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。 2. 放射線管理課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。 3. 環境モニタリングセンター所長は、周辺監視区域境界付近(測定場所は図119に定める。)において、表119-2に定める空気吸収線量等の項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 環境モニタリングセンター所長は、第3項の測定結果に異常が認められた場合は、直ちに所長に連絡する。 5. 所長は、第4項の連絡を受けた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p>	<p>(床・壁等の除染) 第111条 各課(室、センター)長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合は、安全管理第二課長は、安全管理第二課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。 2. 第1項の汚染に係る作業の所管課長は、汚染状況等について安全管理第二課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。 3. 第2項の所管課長は、その措置結果について、安全管理第二課長の確認を得る。</p> <p>第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定 (外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第112条 安全管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近(測定場所は図112-1に定める。)において、表112-1及び表112-2(第104条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。 2. 安全管理課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>3. 環境モニタリングセンター所長は、周辺監視区域境界付近(測定場所は図114に定める。)において、表114-2に定める空気吸収線量等の項目について、同表に定める頻度で測定する。 4. 環境モニタリングセンター所長は、第3項の測定結果に異常が認められた場合は、直ちに所長に連絡する。 5. 所長は、第4項の連絡を受けた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p>	<p>(床・壁等の除染) 第113条 各課(室)長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合は、放射線管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。 2. 第1項の汚染に係る作業の所管課(室)長は、汚染状況等について放射線管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。 3. 第2項の所管課(室)長は、その措置結果について、放射線管理課長の確認を得る。</p> <p>第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定 (外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第114条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近(測定場所は図114に定める。)において、表114-1および表114-3(第106条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る)に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。 2. 放射線管理課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。 3. 環境モニタリングセンター所長は、周辺監視区域境界付近(測定場所は図114に定める。)において、表114-2に定める空気吸収線量等の項目について、同表に定める頻度で測定する。 4. 環境モニタリングセンター所長は、第3項の測定結果に異常が認められた場合は、直ちに所長に連絡する。 5. 所長は、第4項の連絡を受けた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p>	<p>【玄海-美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異(以下、同様)。</p>																											
<p>表119-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域内※1</td> <td>外部放射線に係る線量当量率※2 外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度※3 表面汚染密度※3</td> <td>毎日運転中に1回 1週間に1回 1週間に1回 1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量 空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3か月に1回 3か月に1回 常時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定</p>	場所	測定項目	測定頻度	管理区域内※1	外部放射線に係る線量当量率※2 外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度※3 表面汚染密度※3	毎日運転中に1回 1週間に1回 1週間に1回 1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 空気中の粒子状放射性物質濃度	3か月に1回 3か月に1回 常時	<p>表112-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域内※1</td> <td>外部放射線に係る線量当量率※2 外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度※3 表面汚染密度※3</td> <td>毎日運転中に1回 1週間に1回 1週間に1回 1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量 空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3か月に1回 3か月に1回 常時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定</p>	場所	測定項目	測定頻度	管理区域内※1	外部放射線に係る線量当量率※2 外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度※3 表面汚染密度※3	毎日運転中に1回 1週間に1回 1週間に1回 1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 空気中の粒子状放射性物質濃度	3か月に1回 3か月に1回 常時	<p>表114-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域内※1</td> <td>外部放射線に係る線量当量率※2 外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度※3 表面汚染密度※3</td> <td>毎日運転中に1回 1週間に1回 1週間に1回 1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量※4</td> <td>常時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定</p>	場所	測定項目	測定頻度	管理区域内※1	外部放射線に係る線量当量率※2 外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度※3 表面汚染密度※3	毎日運転中に1回 1週間に1回 1週間に1回 1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量※4	常時	<p>【玄海-美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異(以下、同様)。</p>
場所	測定項目	測定頻度																												
管理区域内※1	外部放射線に係る線量当量率※2 外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度※3 表面汚染密度※3	毎日運転中に1回 1週間に1回 1週間に1回 1週間に1回																												
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 空気中の粒子状放射性物質濃度	3か月に1回 3か月に1回 常時																												
場所	測定項目	測定頻度																												
管理区域内※1	外部放射線に係る線量当量率※2 外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度※3 表面汚染密度※3	毎日運転中に1回 1週間に1回 1週間に1回 1週間に1回																												
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 空気中の粒子状放射性物質濃度	3か月に1回 3か月に1回 常時																												
場所	測定項目	測定頻度																												
管理区域内※1	外部放射線に係る線量当量率※2 外部放射線に係る線量当量 空気中の放射性物質濃度※3 表面汚染密度※3	毎日運転中に1回 1週間に1回 1週間に1回 1週間に1回																												
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量※4	常時																												

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																		
<p>※2：エリアモニタにおいて測定する項目 ※3：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。 ※4：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目</p>	<p>※2：エリアモニタにおいて測定する項目 ※3：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。 ※4：モニタリングポストにおいて測定する項目</p>	<p>※2：エリアモニタにおいて測定する項目 ※3：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。 ※4：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目</p>																			
<p>表1119-2</p> <table border="1" data-bbox="726 112 821 392"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量 空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回 3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回 3ヶ月に1回	<p>表112-2</p> <table border="1" data-bbox="726 392 821 705"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染のおそれのない管理区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td>1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)	<p>表114-2</p> <table border="1" data-bbox="726 705 821 1019"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量 空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回 3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回 3ヶ月に1回	
場 所	測定項目	測定頻度																			
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回 3ヶ月に1回																			
場 所	測定項目	測定頻度																			
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)																			
場 所	測定項目	測定頻度																			
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回 3ヶ月に1回																			
<p>表1119-3</p> <table border="1" data-bbox="821 112 917 392"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染のおそれのない管理区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td>1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)	<p>表114-3</p> <table border="1" data-bbox="821 392 917 705"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染のおそれのない管理区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td>1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)								
場 所	測定項目	測定頻度																			
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)																			
場 所	測定項目	測定頻度																			
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)																			
<p>図119 空気吸収線量等の測定場所</p> 	<p>図112-1 空気吸収線量率等の測定場所</p> 	<p>図114 空気吸収線量等の測定場所</p> 																			

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																																																																																																													
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第120条 放射線管理課長および計装保修課長は、表120に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表120に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第113条 安全管理課長及び保修第二課長は、表113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第115条 放射線管理課長および計装保修課長は、表115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、1、2号炉廃止措置により保安規定が分編化されたため共用設備を明確化している。) (以下、同様。)</p>																																																																																																																													
<p>表120</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールポディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器^{※1}</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td></td> <td>3台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td></td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器^{※1}</td> <td>モニタリングステーション</td> <td></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計装保修課長</td> <td>34台^{※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器^{※1}</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td></td> <td>1台^{※4}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td></td> <td>1台^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：重大事故等対処設備は「90-18-1 監視測定設備」において管理する。 ※2：1台は表108の試料放射能測定装置と共用 ※3：管理区域外測定用の4台を含む。 ※4：環境放射能用計測器は、美浜発電所、高浜発電所と共用</p>	分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールポディカウンタ	放射線管理課長	1台	放射線管理用計測器 ^{※1}	線量当量率測定用サーベイメータ		5台	汚染密度測定用サーベイメータ		4台	サーベイメータ	放射線管理課長	4台	退出モニタ		3台 ^{※2}	試料放射能測定装置		1式	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線管理課長	5台	環境放射能用計測器 ^{※1}	モニタリングステーション		1台	エリアモニタ	計装保修課長	34台 ^{※3}	環境放射能用計測器 ^{※1}	試料放射能測定装置		1台 ^{※4}	積算線量計測定装置		1台 ^{※4}	<p>表113-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールポディカウンタ</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>2台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td></td> <td>3台^{※3}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td></td> <td>3台^{※3}</td> </tr> <tr> <td>放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト^{※4}</td> <td>安全管理第一課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>モニタリングステーション^{※4}</td> <td>保修第二課長</td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>安全管理第一課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td></td> <td>22台^{※5}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td></td> <td>1台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第2編表113-1及び第3編表45-1の計測器と共用 ※2：1台は第3編表45-1の計測器と共用 ※3：1台は表101-1の試料放射能測定装置と共用 ※4：モニタリングポスト又はモニタリングステーション故障時は、第83条(表83-18)の運転上の制限を認める。 ※5：管理区域外測定用の1台を含む。</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	被ばく管理用計測器	ホールポディカウンタ	安全管理第二課長	1台 ^{※1}	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ		3台	汚染密度測定用サーベイメータ		3台	サーベイメータ	安全管理第二課長	2台 ^{※2}	退出モニタ		3台 ^{※3}	試料放射能測定装置		3台 ^{※3}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト ^{※4}	安全管理第一課長	1台 ^{※1}	環境放射能用計測器	モニタリングステーション ^{※4}	保修第二課長	2台 ^{※1}	エリアモニタ	安全管理第一課長	1台 ^{※1}	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置		22台 ^{※5}	積算線量計測定装置		1台 ^{※1}	<p>表115</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールポディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器^{※1}</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>4台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>3台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>2台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td></td> <td>2台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td></td> <td>2台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器^{※1}</td> <td>モニタリングステーション</td> <td></td> <td>1台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計装保修課長</td> <td>16台^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td></td> <td>1台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td></td> <td>1台^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：重大事故等対処設備は「85-18-1 監視測定設備」において管理する。 ※2：1号、2号および3号炉共用 ※3：第2固体廃棄物処理建屋に設置されている退出モニタ1台を含む。 ※4：1台は表103の試料放射能測定装置と共用 ※5：管理区域外測定用の3台を含む。 ※6：固体廃棄物処理建屋、第2固体廃棄物処理建屋および使用済燃料輸送容器保管建屋に設置されているエリアモニタ7台を含む。 ※7：環境放射能用計測器は、高浜発電所、大浜発電所と共用</p>	分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールポディカウンタ	放射線管理課長	1台 ^{※2}	放射線管理用計測器 ^{※1}	線量当量率測定用サーベイメータ		4台 ^{※2}	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 ^{※2}	サーベイメータ	放射線管理課長	2台 ^{※2}	退出モニタ		2台 ^{※2}	試料放射能測定装置		2台 ^{※2}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線管理課長	5台 ^{※2}	環境放射能用計測器 ^{※1}	モニタリングステーション		1台 ^{※2}	エリアモニタ	計装保修課長	16台 ^{※2}	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置		1台 ^{※2}	積算線量計測定装置		1台 ^{※2}
分類	計測器種類	担当	数量																																																																																																																													
被ばく管理用計測器	ホールポディカウンタ	放射線管理課長	1台																																																																																																																													
放射線管理用計測器 ^{※1}	線量当量率測定用サーベイメータ		5台																																																																																																																													
	汚染密度測定用サーベイメータ		4台																																																																																																																													
	サーベイメータ	放射線管理課長	4台																																																																																																																													
	退出モニタ		3台 ^{※2}																																																																																																																													
	試料放射能測定装置		1式																																																																																																																													
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線管理課長	5台																																																																																																																													
環境放射能用計測器 ^{※1}	モニタリングステーション		1台																																																																																																																													
	エリアモニタ	計装保修課長	34台 ^{※3}																																																																																																																													
環境放射能用計測器 ^{※1}	試料放射能測定装置		1台 ^{※4}																																																																																																																													
	積算線量計測定装置		1台 ^{※4}																																																																																																																													
分類	計測器種類	担当課長	数量																																																																																																																													
被ばく管理用計測器	ホールポディカウンタ	安全管理第二課長	1台 ^{※1}																																																																																																																													
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ		3台																																																																																																																													
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台																																																																																																																													
	サーベイメータ	安全管理第二課長	2台 ^{※2}																																																																																																																													
	退出モニタ		3台 ^{※3}																																																																																																																													
	試料放射能測定装置		3台 ^{※3}																																																																																																																													
放射線監視用計測器	モニタリングポスト ^{※4}	安全管理第一課長	1台 ^{※1}																																																																																																																													
環境放射能用計測器	モニタリングステーション ^{※4}	保修第二課長	2台 ^{※1}																																																																																																																													
	エリアモニタ	安全管理第一課長	1台 ^{※1}																																																																																																																													
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置		22台 ^{※5}																																																																																																																													
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1}																																																																																																																													
分類	計測器種類	担当	数量																																																																																																																													
被ばく管理用計測器	ホールポディカウンタ	放射線管理課長	1台 ^{※2}																																																																																																																													
放射線管理用計測器 ^{※1}	線量当量率測定用サーベイメータ		4台 ^{※2}																																																																																																																													
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 ^{※2}																																																																																																																													
	サーベイメータ	放射線管理課長	2台 ^{※2}																																																																																																																													
	退出モニタ		2台 ^{※2}																																																																																																																													
	試料放射能測定装置		2台 ^{※2}																																																																																																																													
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線管理課長	5台 ^{※2}																																																																																																																													
環境放射能用計測器 ^{※1}	モニタリングステーション		1台 ^{※2}																																																																																																																													
	エリアモニタ	計装保修課長	16台 ^{※2}																																																																																																																													
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置		1台 ^{※2}																																																																																																																													
	積算線量計測定装置		1台 ^{※2}																																																																																																																													
<p>第4節 物品移動の管理</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬)</p> <p>第121条 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれ</p>	<p>第4節 物品移動の管理</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬)</p> <p>第114条 安全管理第二課長は、各課(室、センター)長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染の</p>	<p>第4節 物品移動の管理</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬)</p> <p>第116条 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれ</p>																																																																																																																														

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>ない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課（室）長は、管理区域外に核燃料物質等（第99条、第104条および第105条に定める物を除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第105条第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線管理課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>（発電所外への運搬） 第122条 各課（室）長（品質保証室長および当直課長を除く。）は、核燃料物質等（第99条、第104条および第105条に定める物を除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>おそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第92条、第97条及び第98条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第98条第5項を準用する。</p> <p>3. 安全管理第二課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 安全管理第二課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>（発電所外への運搬） 第115条 各課長は、核燃料物質等（第92条、第97条及び第98条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>ない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課（室）長は、管理区域外に核燃料物質等（第94条、第99条および第100条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第100条第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線管理課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>（発電所外への運搬） 第117条 各課（室）長（品質保証室長および当直課長を除く。）は、核燃料物質等（第94条、第99条および第100条に定める物を除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	
<p>（請負会社の放射線防護） 第123条 放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項 イ. 出入方法に関すること。 ロ. 個人線量計の着用に関すること。 ハ. 保護衣の着用に関すること。 ニ. 汚染拡大防止措置に関すること。 ホ. 管理区域内での飲食および喫煙に関すること。 (2) 線量評価の項目および頻度に関すること。 (3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること。</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第1項で定めた必要な事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>（請負会社の放射線防護） 第116条 安全管理第二課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項 ア. 出入方法に関すること イ. 個人線量計の着用に関すること ウ. 所定の被服の着用に関すること エ. 汚染拡大防止措置に関すること オ. 管理区域内での飲食及び喫煙に関すること (2) 線量評価の項目及び頻度に関すること (3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること</p> <p>2. 各課長（当直課長を除く。）、防護管理課長及び原子力訓練センター所長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第1項で定めた必要な事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>（請負会社の放射線防護） 第118条 放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項 イ. 出入方法に関すること。 ロ. 個人線量計の着用に関すること。 ハ. 保護衣の着用に関すること。 ニ. 汚染拡大防止措置に関すること。 ホ. 管理区域内での飲食および喫煙に関すること。 (2) 線量評価の項目および頻度に関すること。 (3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること。</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第1項で定めた必要な事項を遵守させる措置を講じる。</p>	
<p>第6節 その他</p>	<p>第6節 その他</p>	<p>第6節 その他</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																				
<p>(頻度の定義) 第124条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表124のとおりとする。</p>	<p>(頻度の定義) 第117条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表117-1のとおりとする。</p>	<p>(頻度の定義) 第119条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表119のとおりとする。</p>																																					
<p>表124</p>	<p>表117-1</p>	<p>表119</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日運転中に1回</td> <td>午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施(測定等)している場合も含む。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施(測定等)している場合も含む。	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日運転中に1回</td> <td>午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施(測定等)している場合も含む。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1か月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1か月に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3か月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3か月に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施(測定等)している場合も含む。	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1か月に1回	毎月1日を始期とする1か月に1回実施	3か月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3か月に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日運転中に1回</td> <td>午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施(測定等)している場合も含む。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。</td> </tr> </tbody> </table>	頻度	考え方	毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施(測定等)している場合も含む。	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。	<p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>
頻度	考え方																																						
毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施(測定等)している場合も含む。																																						
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施																																						
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施																																						
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施																																						
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。																																						
頻度	考え方																																						
毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施(測定等)している場合も含む。																																						
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施																																						
1か月に1回	毎月1日を始期とする1か月に1回実施																																						
3か月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3か月に1回実施																																						
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。																																						
頻度	考え方																																						
毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施(測定等)している場合も含む。																																						
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施																																						
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施																																						
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施																																						
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。																																						

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>1 2. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 原子力部門は、2.の保守管理目標を達成するため4.より1.1.からなる保全プログラムを策定する。 また、1 2.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 原子力部門は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備 (4) 多様性拡張設備※1(3号炉および4号炉) (5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (6) その他自ら定める設備 ※1：多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p> <p>5. 保全重要度の設定 原子力部門は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備(3号炉および4号炉)に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができ (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定す</p>	<p>また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定 発電所組織は、2の保守管理目標を達成するため4より11からなる保全プログラムを策定する。 また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4 保全対象範囲の策定 発電所組織は、原子力発電施設の中から、各号炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (3) 設置変更許可申請書及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり許可又は認可を受けた設備 (4) 多様性拡張設備※1 (5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (6) その他自ら定める設備 ※1：多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p> <p>5 保全重要度の設定 発電所組織は、4の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にしたうえで、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重大事故等対処設備に該当すること若しくは、重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができ (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定す</p>	<p>た、1 2.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 原子力部門は、2.の保守管理目標を達成するため4.より1 1.1.からなる保全プログラムを策定する。 また、1 2.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 原子力部門は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備 (4) 多様性拡張設備※1 (5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (6) その他自ら定める設備 ※1：多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p> <p>5. 保全重要度の設定 原子力部門は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、<u>重大事故等対処設備に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</u> (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができ</u> (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定す</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、3号炉のみの記載。)以下、同様。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために5.の保全重要度を踏まえ、プラントレベルおよびシステムレベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数</p> <p>② 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. システムレベルの保全活動管理指標</p> <p>システムレベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高いシステムのうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高いシステム機能ならびに重大事故等対処設備(3号炉および4号炉)に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数</p> <p>② 非待機(UA)時間^{※2}</p> <p>※2：非待機(UA)時間については、待機状態にある機能および待機状態にあるシステムの動作に必須の機能に対してのみ設定する(以下、本条において同じ)。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、1.1.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. システムレベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機(UA)時間の目標値は、点検実績および第4章第3節(運転上の制限)第20条から第91条の2の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プラントまたはシステムの供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p>	<p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 発電所組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の保全重要度を踏まえ、プラントレベル及びシステムレベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間あたりの計画外自動トリップ回数</p> <p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. システムレベルの保全活動管理指標</p> <p>システムレベルの保全活動管理指標として、5(1)の保全重要度の高いシステムのうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高いシステム機能並びに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数</p> <p>② 非待機(UA)時間^{※2}</p> <p>※2：非待機(UA)時間については、待機状態にある機能及び待機状態にあるシステムの動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. システムレベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機(UA)時間の目標値は、点検実績及び第4章第3節第19条から第84条の2の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 発電所組織は、プラント又はシステムの供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p>	<p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために5.の保全重要度を踏まえ、プラントレベルおよびシステムレベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数</p> <p>② 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. システムレベルの保全活動管理指標</p> <p>システムレベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高いシステムのうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高いシステム機能ならびに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数</p> <p>② 非待機(UA)時間^{※2}</p> <p>※2：非待機(UA)時間については、待機状態にある機能および待機状態にあるシステムの動作に必須の機能に対してのみ設定する(以下、本条において同じ)。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、1.1.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. システムレベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機(UA)時間の目標値は、点検実績および第4章第3節(運転上の制限)第20条から第86条の2の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プラントまたはシステムの供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p>	<p>差異の説明</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(4) 原子力部門は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、4. の保安対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画(7.1参照)</p> <p>b. 補修、取替えおよび改造計画(7.2参照)</p> <p>c. 特別な保全計画(7.3参照)</p> <p>(2) 原子力部門は、保全計画の策定に当たって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、1.1. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単一位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>①時間基準保全</p> <p>②状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 原子力部門は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統および機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p>	<p>(4) 発電所組織は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、4. の保安対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画(7.1参照)</p> <p>b. 補修、取替えおよび改造計画(7.2参照)</p> <p>c. 特別な保全計画(7.3参照)</p> <p>(2) 発電所組織は、保全計画の策定に当たって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、1.1. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 発電所組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、構築物、系統及び機器の適切な単一位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>i) 時間基準保全</p> <p>ii) 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 発電所組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p>	<p>(4) 原子力部門は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、4. の保安対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画(7.1参照)</p> <p>b. 補修、取替えおよび改造計画(7.2参照)</p> <p>c. 特別な保全計画(7.3参照)</p> <p>(2) 原子力部門は、保全計画の策定に当たって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、1.1. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単一位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>①時間基準保全</p> <p>②状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 原子力部門は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統および機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、監視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>①設備診断技術を使い状態監視データを採用する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要に応じた対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法を定める。</p> <p>7. 2 補修、取替えおよび改造計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、補修、取替えおよび改造を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた</p>	<p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、監視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>①設備診断技術を使い状態監視データを採用する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要に応じた対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法を定める。</p> <p>7.2 補修、取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計</p>	<p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、監視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>①設備診断技術を使い状態監視データを採用する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要に応じた対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法を定める。</p> <p>7. 2 補修、取替えおよび改造計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、補修、取替えおよび改造を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた</p>	<p>美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、監視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>①設備診断技術を使い状態監視データを採用する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要に応じた対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法を定める。</p> <p>7. 2 補修、取替えおよび改造計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、補修、取替えおよび改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた</p>

【玄海一美浜】
 ①：従前からの発電所固有の差異

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※3}の補修、取替えおよび改造を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※4}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、補修、取替えおよび改造を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 検査および試験の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目、評価方法および管理基準 c. 検査および試験の実施時期</p> <p>※3：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器および構造物をいう(以下、本条および第138条において同じ)。 ※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(工事の計画の認可)、第43条の3の10(工事の計画の届出)、第43条の3の11(使用前検査)、第43条の3の12(燃料体検査)および第43条の3の13(溶接安全管理検査)、ならびに電気事業法 第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう(以下、本条および第138条において同じ)。</p> <p>7.3 特別な保安計画の策定 (1) 原子力部門は、地震、事故等により長期停止を伴った保安を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保安方法および実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 原子力部門は、特別な保安計画に基づき保安を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準 c. 点検の実施時期 8. 保安の実施 (1) 原子力部門は、7. で定めた保安計画にしたがって点検・補修等の保安を実施する。 (2) 原子力部門は、保安の実施に当たって、以下の必要</p>	<p>画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、補修、取替え及び改造を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 検査及び試験の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準 c. 検査及び試験の実施時期</p> <p>7.3 特別な保安計画の策定 (1) 発電所組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保安を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保安方法及び実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 発電所組織は、特別な保安計画に基づき保安を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期 8. 保安の実施 (1) 発電所組織は、7 で定めた保安計画に従って点検・補修等の保安を実施する。 (2) 発電所組織は、保安の実施に当たって、以下の必要</p>	<p>計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※3}の補修、取替えおよび改造を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※4}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、補修、取替えおよび改造を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 検査および試験の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目、評価方法および管理基準 c. 検査および試験の実施時期</p> <p>※3：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器および構造物をいう(以下、本条および第133条において同じ)。 ※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(工事の計画の認可)、第43条の3の10(工事の計画の届出)、第43条の3の11(使用前検査)、第43条の3の12(燃料体検査)および第43条の3の13(溶接安全管理検査)、ならびに電気事業法 第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう(以下、本条および第133条において同じ)。</p> <p>7.3 特別な保安計画の策定 (1) 原子力部門は、地震、事故等により長期停止を伴った保安を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保安方法および実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 原子力部門は、特別な保安計画に基づき保安を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準 c. 点検の実施時期 8. 保安の実施 (1) 原子力部門は、7. で定めた保安計画にしたがって点検・補修等の保安を実施する。 (2) 原子力部門は、保安の実施に当たって、以下の必要</p>	<p>(美浜は、安全上重要な機器等の補修、取替え等を実施する場合の対応について詳細に記載している。)</p> <p>【玄海・美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>なプロセスを実施する。</p> <p>a. 工事計画 b. 設計管理 c. 調達管理 d. 工事管理</p> <p>(3) 原子力部門は、点検・補修等の結果について記録する。</p> <p>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定められた方法で、保安の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p> <p>10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置および予防処置</p> <p>(1) 原子力部門は、以下のa.およびb.の場合には、不適合管理を行ったうえで、9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置を講じる。</p> <p>a. 点検・補修等を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)a.およびb.の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録する。</p> <p>11. 保安の有効性評価</p> <p>原子力部門は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定められた時期および内容に基づき、保安の有効性を評価する。なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保安活動管理指標の監視結果 b. 保安データベースの経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p>	<p>なプロセスを実施する。</p> <p>a. 工事計画 b. 設計管理 c. 調達管理 d. 工事管理</p> <p>(3) 発電所組織は、点検・補修等の結果について記録する。</p> <p>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 発電所組織は、あらかじめ定められた方法で、保安の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※3までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 発電所組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期※3までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※3：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p> <p>10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</p> <p>(1) 発電所組織は、以下のa.及びb.の場合には、不適合管理を行ったうえで、9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。</p> <p>a. 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 発電所組織は、(1)a.及びb.の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p> <p>11. 保安の有効性評価</p> <p>発電所組織は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 発電所組織は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保安の有効性を評価する。なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保安活動管理指標の監視結果 b. 保安データベースの経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p>	<p>なプロセスを実施する。</p> <p>a. 工事計画 b. 設計管理 c. 調達管理 d. 工事管理</p> <p>(3) 原子力部門は、点検・補修等の結果について記録する。</p> <p>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定められた方法で、保安の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p> <p>10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置および予防処置</p> <p>(1) 原子力部門は、以下のa.およびb.の場合には、不適合管理を行ったうえで、9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置を講じる。</p> <p>a. 点検・補修等を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)a.およびb.の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録する。</p> <p>11. 保安の有効性評価</p> <p>原子力部門は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定められた時期および内容に基づき、保安の有効性を評価する。なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保安活動管理指標の監視結果 b. 保安データベースの経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p>	<p>差異の説明</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>c. トラブルなど運転経験 d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果 e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見 (2) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合は、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえ、以下の評価方法を活用して評価する。 a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 (3) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。 1.2. 保守管理の有効性評価 (1) 原子力部門は、1.1.の保全の有効性評価の結果および2.の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 原子力部門は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>1.3. 情報共有 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>c. トラブルなど運転経験 d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果 e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見 (2) 発電所組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえ、以下の評価方法を活用して評価する。 a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 (3) 発電所組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。 1.2. 保守管理の有効性評価 (1) 原子力部門は、1.1.の保全の有効性評価の結果及び2.の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 原子力部門は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>1.3. 情報の共有及び活用 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。 また、保安の向上に資するための技術情報について、自らの原子炉施設の保安を向上させるため、第3条8.5.3で活用する。</p>	<p>c. トラブルなど運転経験 d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果 e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見 (2) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合は、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえ、以下の評価方法を活用して評価する。 a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 (3) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。 1.2. 保守管理の有効性評価 (1) 原子力部門は、1.1.の保全の有効性評価の結果および2.の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 原子力部門は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>1.3. 情報共有 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異(美浜は、3号炉のみの40年超えについて記載。)以下、同様。</p>
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針) 第125条の2 原子力技術部門統括(原子力技術)は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構築物^{※1}ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構築物^{※2}(以下、本条において「機器および構築物」という。)について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施事項を実施する。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針) 第118条の2 原子力管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構築物^{※1}並びに重大事故等対処設備^{※2}(以下、本条において「機器及び構築物」という。)について、各号炉ごと、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施事項及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針) 第120条の2 原子力技術部門統括(原子力技術)は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構築物^{※1}ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構築物^{※2}(以下、本条において「機器および構築物」という。)について、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施した以下の事項について、第12条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

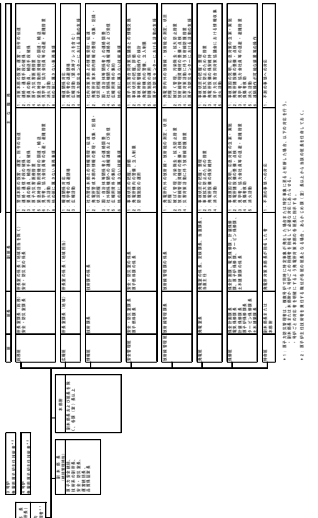
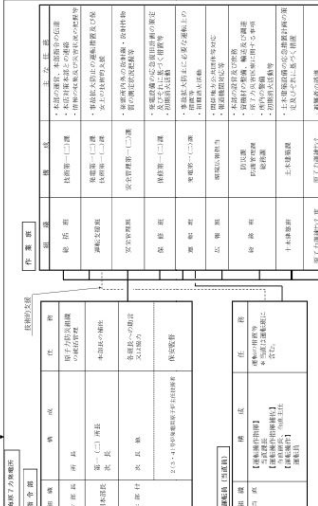
大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定^{※3}</p> <p>2. 原子力技術部門統括(原子力技術)は、機器および構造物においては、営業運転を開始した日以後4.0年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 原子力技術部門統括(原子力技術)は、機器および構造物について、各号炉毎、認可^{※5}を受けた延長期間が1.0年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後5.0年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4. 原子力技術部門統括(原子力技術)は、第12条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合は、第1項、第2項、またはその他第1項、第2項もしくは第3項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を定める場合、第1項、第2項または第3項において策定した長期保守管理方針を変更する。</p> <p>5. 1号炉および2号炉の長期保守管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※2：「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう(3号炉および4号炉に限る)。 ※3：3.0年を経過する日までに策定する期間の満了日までの、それ以外の場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。 ※4：原子炉等規制法第43条の3の3第4項に規定される申請をいう。 ※5：原子炉等規制法第43条の3の3第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定^{※3}</p> <p>4. 原子力管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合は、あるいはその他第1項、第2項又は第3項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第1項、第2項又は第3項において策定した長期保守管理方針を変更する。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※2：「重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される常設重大事故等対処設備に属する機器・構造物のすべてをいう。 ※3：3.0年を経過する日までに策定する期間は10年間の、それ以外の場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。 ※4：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。 ※5：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案) 行い、その結果に基づき、策定した長期保守管理方針を変更する。 (1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定^{※3}</p> <p>2. 原子力技術部門統括(原子力技術)は、機器および構造物について、営業運転を開始した日以後5.0年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 長期保守管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※2：「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう。 ※3：延長する期間が満了する日までの方針。</p>	
<p>(溶接事業者検査の実施) 第125条の3 所長は、溶接事業者検査(以下、本条において「検査」という。)に係る責任を有し、検査に必要な</p>	<p>(溶接事業者検査の実施) 第118条の3 所長は、溶接事業者検査(以下、本条において「検査」という。)に係る責任を有し、検査に必要な</p>	<p>(溶接事業者検査の実施) 第120条の3 所長は、溶接事業者検査(以下、本条において「検査」という。)に係る責任を有し、検査に必</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>実施手順および実施体制を定める。 2. 各課(室)長は前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。 (1) 検査の実施に係る組織を構築する。 (2) 検査の手順を適用法規に従い定める。 (3) 検査の手順に係る工程が管理された状態にあることを確認する。 (4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。 (5) 検査に係る記録を管理する。 (6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第125条の4 所長は、定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)に係る責任を有し、検査に必要な実施手順および実施体制を定める。 2. 各課(室)長は前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査の手順を適用法規に従い定める。 (3) 検査の手順に従い実施する。 (4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。 (5) 検査に係る記録を管理する。 (6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>実施手順及び実施体制を定める。 2 必修第二課長は、前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。 (1) 検査の実施に係る組織を構築する。 (2) 検査の手順を適用法規に従い定める。 (3) 検査の実施に係る工程が管理された状態にあることを確認する。 (4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。 (5) 検査に係る記録を管理する。 (6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第118条の4 所長は、定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)に係る責任を有し、検査に必要な実施手順及び実施体制を定める。 2 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査の手順を適用法規に従い定める。 (3) 検査を手順に従い実施する。 (4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。 (5) 検査に係る記録を管理する。 (6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>要な実施手順および実施体制を定める。 2. 各課(室)長は前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。 (1) 検査の実施に係る組織を構築する。 (2) 検査の手順を適用法規に従い定める。 (3) 検査の手順に係る工程が管理された状態にあることを確認する。 (4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。 (5) 検査に係る記録を管理する。 (6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第120条の4 所長は、定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)に係る責任を有し、検査に必要な実施手順および実施体制を定める。 2. 各課(室)長は前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査の手順を適用法規に従い定める。 (3) 検査の手順に従い実施する。 (4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。 (5) 検査に係る記録を管理する。 (6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>第9章 非常時の措置 (原子力防災組織) 第126条 安全・防災室長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図126に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。 2. 発電所原子力緊急時対策本部の本部長は、所長とす。ただし、安全・防災室長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。 3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する(以下、本章において同じ)。</p>  <p>第126図 原子力防災組織図</p>	<p>第9章 非常時の措置 (原子力防災組織) 第119条 防災課長は、原子力災害の発生又は拡大を防止するため、図119-1に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。 2. 発電所の緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、防災課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。 3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する(以下、本章において同じ)。</p>  <p>図119-1 原子力防災組織</p>	<p>第9章 非常時の措置 (原子力防災組織) 第121条 安全・防災室長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図121に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。 2. 発電所原子力緊急時対策本部(以下、発電所対策本部という。)の本部長は、所長とす。ただし、安全・防災室長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。 3. 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する(以下、本章において同じ)。</p>  <p>図121 原子力防災組織図</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】 ②：上流文章の差異 (美浜は、発電所原子力緊急時対策本部を発電所対策本部と略称し、以降記載している。) (以下、同様。)</p>
<p>(原子力防災要員) 第127条 安全・防災室長は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p>	<p>(原子力防災要員) 第120条 防災課長は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p>	<p>(原子力防災要員) 第122条 安全・防災室長は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p>	
<p>(緊急作業従事者の選定) 第127条の2 放射線管理課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および請負会社従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下、「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表127の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 表127の2の緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度</p>	<p>(緊急作業従事者の選定) 第120条の2 防災課長は、次の各号全ての要件に該当する所員及び請負会社従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表120の2-1の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 表120の2-1の緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度と</p>	<p>(緊急作業従事者の選定) 第122条の2 放射線管理課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および請負会社従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下、「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。 (1) 表122の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 表122の2の緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																											
<p>度とする緊急作業に従事する者については、第127条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表127の2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等） 電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>3時間以上 1時間以上</td> </tr> <tr> <td>訓練</td> <td>緊急作業の方法^{*1} 緊急作業で使用する施設および設備の取扱い^{*2}</td> <td>3時間以上 3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項、第136条のうち、緊急作業の方法に関する訓練 ※2：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項、第136条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等） 電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	3時間以上 1時間以上	訓練	緊急作業の方法 ^{*1} 緊急作業で使用する施設および設備の取扱い ^{*2}	3時間以上 3時間以上	<p>する緊急作業に従事する者については、第120条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表120の2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等） 電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>3時間以上 1時間以上</td> </tr> <tr> <td>訓練</td> <td>緊急作業の方法^{*1} 緊急作業で使用する施設および設備の取扱い^{*2}</td> <td>3時間以上 3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練 ・第17条の6第4項及び第129条のうち、緊急作業の方法に関する訓練 ※2：兼用できる訓練 ・第17条の6第4項、第129条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等） 電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	3時間以上 1時間以上	訓練	緊急作業の方法 ^{*1} 緊急作業で使用する施設および設備の取扱い ^{*2}	3時間以上 3時間以上	<p>美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）</p> <p>とする緊急作業に従事する者については、第122条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表122の2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等） 電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>3時間以上 1時間以上</td> </tr> <tr> <td>訓練</td> <td>緊急作業の方法^{*1} 緊急作業で使用する施設および設備の取扱い^{*2}</td> <td>3時間以上 3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項、第131条のうち、緊急作業の方法に関する訓練 ※2：兼用できる訓練 ・第18条の5第4項、第131条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等） 電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	3時間以上 1時間以上	訓練	緊急作業の方法 ^{*1} 緊急作業で使用する施設および設備の取扱い ^{*2}	3時間以上 3時間以上	<p>【玄海－美浜】 ○①：従前からの発電所固有の差異</p>
分類	項目	時間																												
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等） 電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	3時間以上 1時間以上																												
訓練	緊急作業の方法 ^{*1} 緊急作業で使用する施設および設備の取扱い ^{*2}	3時間以上 3時間以上																												
分類	項目	時間																												
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等） 電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	3時間以上 1時間以上																												
訓練	緊急作業の方法 ^{*1} 緊急作業で使用する施設および設備の取扱い ^{*2}	3時間以上 3時間以上																												
分類	項目	時間																												
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等） 電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	3時間以上 1時間以上																												
訓練	緊急作業の方法 ^{*1} 緊急作業で使用する施設および設備の取扱い ^{*2}	3時間以上 3時間以上																												
<p>（原子力防災資機材等の整備） 第128条 安全・防災室長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等にあり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電室長は、非常事態における運転操作に関する社内基準を作成し、制定・改正に当たっては、第8条第2項に基づき運営委員会の承認を得る。</p> <p>（通報経路） 第124条 安全・防災室長は、警戒事象が発生した場合または特定事象等が発生した場合の社内および国、県、町の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるにあり、所長の承認を得る。</p> <p>（原子力防災訓練） 第130条 安全・防災室長は、原子力防災組織の構成員等に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を1年に1回以上実施し、所長に報告する。</p>	<p>（原子力防災資機材等の整備） 第121条 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課直一課長を除く）、総務課長、技術第一課長及び安全管理第一課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2 発電第二課長は、緊急事態における運転操作に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の承認を得る。</p> <p>（通報経路） 第122条 防災課長は、警戒事象が発生した場合、又は特定事象等が発生した場合の社内及び国、県、町の社外関係機関との連絡経路又は通報経路を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>（原子力防災訓練） 第123条 防災課長は、原子力防災組織の構成員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。</p>	<p>（原子力防災資機材等の整備） 第123条 安全・防災室長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等にあり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電室長は、非常事態における運転操作に関する社内基準を作成し、制定・改正に当たっては、第8条第2項に基づき運営委員会の承認を得る。</p> <p>（通報経路） 第124条 安全・防災室長は、警戒事象が発生した場合または特定事象等が発生した場合の社内および国、県、町の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるにあり、所長の承認を得る。</p> <p>（原子力防災訓練） 第125条 安全・防災室長は、原子力防災組織の構成員等に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を1年に1回以上実施し、所長に報告する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ○①：従前からの発電所固有の差異</p>																											

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(通報) 第131条 各課(室)長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合は、第129条に定める経路に従って所長に報告する。 2. 所長は、警戒事象の発生、または自ら発見した場合、第129条に定める経路に従って社内および社外関係機関に連絡または通報する。</p>	<p>(通報) 第124条 各第二課(室、センター)長は、警戒事象が発生した場合、又は特定事象等が発生した場合は、第122条に定める経路に従って所長に報告する。 2. 所長は、警戒事象の発生、又は特定事象等の発生について報告を受け、若しくは自ら発見した場合は、第122条に定める経路に従って社内及び社外関係機関に連絡又は通報する。</p>	<p>(通報) 第126条 各課(室)長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合は、第124条に定める経路に従って所長に報告する。 2. 所長は、警戒事象の発生、または自ら発見した場合、第124条に定める経路に従って社内および社外関係機関に連絡または通報する。</p>	<p>【玄海一美浜】 ①：運用の差異 (美浜は、事象進展に応じて「警戒体制」から「原子力防災体制」へ移行し対応するため分けて記載している。玄海は、「緊急時体制」のみのためまとめて記載している。)</p>
<p>(原子力防災体制等の発令) 第132条 所長は、警戒事象の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、警戒体制を発令して、発電所警戒本部の要員を召集し、発電所警戒本部を設置する。 所長は、警戒体制、または原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。 2. 所長は、特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、原子力防災体制を発令して、発電所原子力緊急時対策本部の要員を召集し、発電所原子力緊急時対策本部を設置する。 所長は、原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。</p>	<p>(緊急時体制の発令) 第125条 所長は、警戒事象の発生、又は特定事象等の発生について報告を受け、若しくは自ら発見した場合は、緊急時体制を発令して、原子力防災要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。所長は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに原子力管理部長に報告する。</p>	<p>(原子力防災体制等の発令) 第127条 所長は、警戒事象の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、警戒体制を発令して、発電所警戒本部の要員を召集し、発電所警戒本部を設置する。 所長は、警戒体制、または原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。 2. 所長は、特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、原子力防災体制を発令して、発電所対策本部の要員を召集し、発電所対策本部を設置する。 所長は、原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。</p>	<p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>
<p>(応急措置) 第133条 本部長は、原子力防災組織を統括し、原子力防災体制等を発令した場合において、次の応急措置を実施する。 (1) 退避誘導および構内入域制限 (2) 消火活動 (3) 原子力災害医療 (4) 汚染拡大の防止 (5) 線量評価 (6) 応急復旧 (7) 原子力災害の拡大防止を図るための措置</p>	<p>(応急措置) 第126条 本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急時体制を発令した場合において、次の応急措置を実施する。 (1) 警備及び避難誘導 (2) 放射能影響範囲の推定 (3) 原子力災害医療 (4) 消火活動 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置</p>	<p>(応急措置) 第128条 本部長は、原子力防災組織を統括し、原子力防災体制等を発令した場合において、次の応急措置を実施する。 (1) 退避誘導および構内入域制限 (2) 消火活動 (3) 原子力災害医療 (4) 汚染拡大の防止 (5) 線量評価 (6) 応急復旧 (7) 原子力災害の拡大防止を図るための措置</p>	<p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異</p>
<p>(緊急時における活動) 第134条 原子力緊急事態宣言発出後、本部長は、第133条で定める応急措置を継続実施する。 (緊急作業従事者の線量管理等) 第134条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。</p>	<p>(緊急時における活動) 第127条 原子力緊急事態宣言発出後、本部長は第126条で定める応急措置を継続実施する。 (緊急作業従事者の線量管理等) 第127条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。</p>	<p>(緊急時における活動) 第129条 原子力緊急事態宣言発出後、本部長は、第128条で定める応急措置を継続実施する。 (緊急作業従事者の線量管理等) 第129条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																		
<p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表134の2に定める項目および頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。</p> <p>(2) 原子炉施設の状態および作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>2 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。</p> <p>表134の2</p> <table border="1" data-bbox="507 1525 584 2051"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月※1に1回</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月※1に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：毎月1日を始期とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	1ヶ月※1に1回	内部被ばくによる線量	1ヶ月※1に1回	<p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表127の2-1に定める項目および頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。</p> <p>(2) 原子炉施設の状態及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>2 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。</p> <p>表127の2-1</p> <table border="1" data-bbox="507 972 584 1496"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>1か月※1に1回</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>1か月※1に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：毎月1日を始期とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	1か月※1に1回	内部被ばくによる線量	1か月※1に1回	<p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表129の2に定める項目および頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。</p> <p>(2) 原子炉施設の状態および作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>2 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。</p> <p>表129の2</p> <table border="1" data-bbox="507 463 584 943"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月※1に1回</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月※1に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：毎月1日を始期とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	1ヶ月※1に1回	内部被ばくによる線量	1ヶ月※1に1回	
項目	頻度																				
外部被ばくによる線量	1ヶ月※1に1回																				
内部被ばくによる線量	1ヶ月※1に1回																				
項目	頻度																				
外部被ばくによる線量	1か月※1に1回																				
内部被ばくによる線量	1か月※1に1回																				
項目	頻度																				
外部被ばくによる線量	1ヶ月※1に1回																				
内部被ばくによる線量	1ヶ月※1に1回																				
<p>(原子力防災体制等の解除) 第135条 本部長は、事象が収束し、警戒体制または原子力防災体制を継続する必要がなくなった場合は、警戒体制または原子力防災体制を解除し、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。</p>	<p>(緊急時体制の解除) 第128条 本部長は、事象が収束し、緊急時体制を継続する必要がなくなった場合は、緊急時体制を解除し、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。</p>	<p>(原子力防災体制等の解除) 第130条 本部長は、事象が収束し、警戒体制または原子力防災体制を継続する必要がなくなった場合は、警戒体制または原子力防災体制を解除し、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。</p>	<p>【玄海-美浜】 ①：運用の差異 (第127条と同様。)</p>																		

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>第10章 保安教育 (所員への保安教育) 第136条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を、表136-1、表136-2および表136-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 所長室長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第8条第2項に基づき運営委員会の承認を得る。</p> <p>3. 各課(室)長は、第1項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに年度毎に実施結果を報告する。</p> <p>ただし、各課(室)長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>4. 所長室長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。</p> <p>5. 各課(室)長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに所長室長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。</p>	<p>第10章 保安教育 (所員への保安教育) 第129条 各第二課(室、センター)長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力訓練センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育の実施計画を、表129-1、表129-2及び表129-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力訓練センター所長は、(1)の保安教育の実施計画の策定にあたり、第7条第2項に基づき運営委員会の承認を得る。</p> <p>(3) 各第二課(室、センター)長は、具体的な保安教育の内容を定め、これに基づき、(1)の保安教育の実施計画に従い、保安教育を実施する。</p> <p>ただし、各第二課(室、センター)長が、「教育訓練基準」に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力訓練センター所長は、年度ごとに(3)の実施結果を取りまとめ所長に報告する。</p> <p>(5) 原子力訓練センター所長は、具体的な保安教育の内容の見直し頻度を定め、これに基づき、各第二課(室、センター)長は、(3)の具体的な保安教育の内容の見直しを行う。</p>	<p>第10章 保安教育 (所員への保安教育) 第131条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を、表131-1、表131-2および表131-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 所長室長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第8条第2項に基づき運営委員会の承認を得る。</p> <p>3. 各課(室)長は、第1項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに年度毎に実施結果を所長に報告する。</p> <p>ただし、各課(室)長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>4. 所長室長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。</p> <p>5. 各課(室)長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに所長室長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。</p>	<p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異(以下、同様。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)

大分種	小分種(項目)	内容	対象者と教育時間 ※3				業務所所属
			当班班長 当班主任	当班班長 副班長 班員	運転員	業務所所属 の業務に 関係する者	
その他 反應教育	保安規定(9.2条の内訳)	保安規定(9.2条の内訳) ※4					
	運転管理	運転管理(運転管理) ※4					
	保安規定(9.2条の内訳)	保安規定(9.2条の内訳) ※4					
	保安規定(9.2条の内訳)	保安規定(9.2条の内訳) ※4					
	保安規定(9.2条の内訳)	保安規定(9.2条の内訳) ※4					
	保安規定(9.2条の内訳)	保安規定(9.2条の内訳) ※4					
	保安規定(9.2条の内訳)	保安規定(9.2条の内訳) ※4					
	保安規定(9.2条の内訳)	保安規定(9.2条の内訳) ※4					
	保安規定(9.2条の内訳)	保安規定(9.2条の内訳) ※4					
	保安規定(9.2条の内訳)	保安規定(9.2条の内訳) ※4					

※1：各課(室)長が、所長により別途承認された事項に限り、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していることを認め左欄については、該当する業務所所属の業務に就いている者とする。
 ※2：業務所所属の業務に就いている者とする。
 ※3：各分種教育および大飯核燃料運搬車組における原子炉施設保安規定の活動に関する事項は、対象者となった時点で実施される。
 ※4：重大事故教育および大飯核燃料運搬車組における原子炉施設保安規定の活動に関する事項は、1回/年以上とする。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

～ページ調整～

差異の説明

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

表 129-3 保安規定の比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

表 129-3 保安規定の比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

項目	大飯(既認可)	玄海(既認可)	美浜(既認可)
1. 保安規定の目的	○	○	○
2. 保安規定の適用範囲	○	○	○
3. 保安規定の構成	○	○	○
4. 保安規定の運用	○	○	○
5. 保安規定の維持	○	○	○
6. 保安規定の改善	○	○	○
7. 保安規定の廃止	○	○	○
8. 保安規定のその他の事項	○	○	○

表 130-3 保安規定の比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

表 130-3 保安規定の比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

保安規定の内容	大飯(既認可)	玄海(既認可)	美浜(既認可)
保安規定の目的	○	○	○
保安規定の適用範囲	○	○	○
保安規定の構成	○	○	○
保安規定の運用	○	○	○
保安規定の維持	○	○	○
保安規定の改善	○	○	○
保安規定の廃止	○	○	○
保安規定のその他の事項	○	○	○

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)

表 131-3 保安規定の比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜(既認可)一美浜(変更認可申請書(案))比較)

保安規定の内容	大飯(既認可)		玄海(既認可)		美浜(既認可)		美浜(変更認可申請書(案))	
	保安規定の内容	保安規定の内容	保安規定の内容	保安規定の内容	保安規定の内容	保安規定の内容	保安規定の内容	
保安規定の目的	○	○	○	○	○	○	○	
保安規定の適用範囲	○	○	○	○	○	○	○	
保安規定の構成	○	○	○	○	○	○	○	
保安規定の運用	○	○	○	○	○	○	○	
保安規定の維持	○	○	○	○	○	○	○	
保安規定の改善	○	○	○	○	○	○	○	
保安規定の廃止	○	○	○	○	○	○	○	
保安規定のその他の事項	○	○	○	○	○	○	○	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可） （請負会社従業員への保安教育）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可） （請負会社従業員への保安教育）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案） （請負会社従業員への保安教育）	差異の説明
<p>第137条 所長室長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表137の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 放射線管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対して、安全上必要な教育が表137の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料取替に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表136-1、表136-2および表136-3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>4. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表136-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育（緊急事態対応策等、原子炉防災対策活動に関すること（重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む））の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>第130条 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、原子力訓練センター所長、防護管理課長及び総務課長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、原子力訓練センター所長、防護管理課長及び総務課長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表130-1の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(2) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、防護管理課長及び安全管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対して、安全上必要な教育が表130-1の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(3) 各第二課長（安全管理第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助又は燃料取替に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表129-1、表129-2及び表129-3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(4) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、重大事故等及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育（緊急事態対応策等、原子炉防災対策活動に関すること（重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること）の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>第132条 所長室長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表132の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 放射線管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表132の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料取替に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表131-1、表131-2および表131-3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>4. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表131-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育（緊急事態対応策等、原子炉防災対策活動に関すること（重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む））の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異（以下、同様）</p> <p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異（記載主旨は同様。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>5. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する業務のうち、火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害(地震、津波および竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表136-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災、内部溢水、火山影響等)およびその他自然災害(地震、津波および竜巻等)発生時の措置に関すること)の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、第3、4および5項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>(6) 各課長(発電第二課当直課長及び発電第一課当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波および竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(6) 各課長(発電第二課当直課長及び発電第一課当直課長を除く。)は、(3)、(4)及び(5)の保安教育の実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、年度ごとにその実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>5. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する業務のうち、火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害(地震、津波および竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表131-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災、内部溢水、火山影響等)およびその他自然災害(地震、津波および竜巻等)発生時の措置に関すること)の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、第3項、4項および5項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	
<p>担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名 関する計画の改定までの期間</p> <p>6. 熱出力 7. 炉心の中性子束密度 8. 炉心の温度</p> <p>※2：記録可能な状態において常に記録することを意味し、 ており、点検・故障または消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。</p> <p>表138-1（続き）</p>	<p>記録すべき場合※2</p> <p>9. 冷却材入口温度 10. 冷却材出口温度 11. 冷却材圧力 12. 冷却材流量 13. 制御棒位置 14. 再結合装置内の温度 (1) 格納容器水素再結合装置温度（1号炉および2号炉） (2) 静熱触媒式水素再結合装置温度（3号炉および4号炉） (3) 原子炉格納容器水素再結合装置温度（3号炉および4号炉）</p> <p>15. 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</p> <p>16. 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>17. 運転開始前の点検結果</p> <p>18. 運転停止後の点検結果</p> <p>19. 運転開始日時</p> <p>20. 運転停止日時</p> <p>21. 運転切替日時</p> <p>22. 緊急しや断日時</p> <p>23. 運転停止日時</p> <p>24. 警報装置から発せられた警報の内容※4</p> <p>25. 運転責任者の氏名および運転員の氏名並びにこれら者の交代の日時および交代時の引継事項</p> <p>26. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>27. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>28. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果</p>	<p>10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間</p> <p>モード1及び2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>1年間</p>	<p>9. 冷却材入口温度 (10) 冷却材出口温度 (11) 冷却材圧力 (12) 冷却材流量 (13) 制御棒位置 (14) 再結合装置内の温度 (15) 静熱触媒式水素再結合装置温度 (16) 電熱式水素再結合装置温度</p> <p>記録すべき場合※2</p> <p>(15) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</p> <p>(16) 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>(17) 運転開始前の点検結果</p> <p>(18) 運転停止後の点検結果</p> <p>(19) 運転開始日時</p> <p>(20) 運転停止日時</p> <p>(21) 運転切替日時</p> <p>(22) 緊急しや断日時</p> <p>(23) 運転停止日時</p> <p>(24) 警報装置から発せられた警報の内容</p> <p>(25) 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれら者の交代の日時及び交代時の引継事項</p> <p>(26) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>(27) 使用済燃料の抽出しにおける放射能の量</p> <p>(28) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</p> <p>(29) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線防護設備の配置における線量当量率</p> <p>(30) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度</p> <p>(31) 管理区域における外部放射線に露する1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>(32) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女性を始期とする1年間の線量</p>	<p>10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間</p> <p>モード1及び2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>1年間</p>	<p>10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間</p> <p>モード1及び2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>1年間</p>
<p>表138-1（続き）</p> <p>記録（美用炉規則第67条に基づく記録）</p> <p>9. 冷却材入口温度 10. 冷却材出口温度 11. 冷却材圧力 12. 冷却材流量 13. 制御棒位置 14. 再結合装置内の温度 (1) 格納容器水素再結合装置温度（1号炉および2号炉） (2) 静熱触媒式水素再結合装置温度（3号炉および4号炉） (3) 原子炉格納容器水素再結合装置温度（3号炉および4号炉）</p> <p>15. 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</p> <p>16. 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>17. 運転開始前の点検結果</p> <p>18. 運転停止後の点検結果</p> <p>19. 運転開始日時</p> <p>20. 運転停止日時</p> <p>21. 運転切替日時</p> <p>22. 緊急しや断日時</p> <p>23. 運転停止日時</p> <p>24. 警報装置から発せられた警報の内容※4</p> <p>25. 運転責任者の氏名および運転員の氏名並びにこれら者の交代の日時および交代時の引継事項</p> <p>26. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>27. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>28. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果</p>	<p>記録すべき場合※2</p> <p>モード1および2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>モード1および2において毎日1回</p> <p>配置または配置替えの都度</p> <p>開始の都度</p> <p>停止の都度</p> <p>その都度</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>交代の都度</p> <p>配置または配置替えの都度</p> <p>抽出しの都度</p> <p>挿入前および取出後（業務予定のない場合を除く）</p> <p>毎日運転中1回</p> <p>1日間の平均濃度 にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回</p> <p>1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>1年間の線量、女性を始期とする1年間の線量</p>	<p>10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間</p> <p>モード1及び2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>1年間</p>	<p>10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間</p> <p>モード1及び2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>1年間</p>	<p>10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間</p> <p>モード1および2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>1年間</p>	<p>10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間</p> <p>モード1および2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>1年間</p>
<p>表133-1（続き）</p> <p>記録（美用炉規則第67条に基づく記録）</p> <p>9. 冷却材入口温度 10. 冷却材出口温度 11. 冷却材圧力 12. 冷却材流量 13. 制御棒位置 14. 再結合装置内の温度 (1) 静熱触媒式水素再結合装置温度 (2) 原子炉格納容器水素再結合装置温度</p> <p>15. 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</p> <p>16. 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>17. 運転開始前の点検結果</p> <p>18. 運転停止後の点検結果</p> <p>19. 運転開始日時</p> <p>20. 運転停止日時</p> <p>21. 運転切替日時</p> <p>22. 緊急しや断日時</p> <p>23. 運転停止日時</p> <p>24. 警報装置から発せられた警報の内容※4</p> <p>25. 運転責任者の氏名および運転員の氏名並びにこれら者の交代の日時および交代時の引継事項</p> <p>26. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>27. 使用済燃料の抽出しにおける放射能の量</p> <p>28. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果</p>	<p>記録すべき場合※2</p> <p>モード1および2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>モード1および2において毎日1回</p> <p>配置または配置替えの都度</p> <p>開始の都度</p> <p>停止の都度</p> <p>その都度</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>その都度</p> <p>交代の都度</p> <p>配置または配置替えの都度</p> <p>抽出しの都度</p> <p>挿入前および取出後（業務予定のない場合を除く）</p> <p>毎日運転中1回</p> <p>1日間の平均濃度 にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回</p> <p>1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>1年間の線量、女性を始期とする1年間の線量</p>	<p>10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間</p> <p>モード1及び2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>1年間</p>	<p>10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間</p> <p>モード1及び2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>1年間</p>	<p>10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間</p> <p>モード1および2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>1年間</p>	<p>10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間</p> <p>モード1および2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>1年間</p>
<p>表133-1（続き）</p> <p>記録（美用炉規則第67条に基づく記録）</p> <p>9. 冷却材入口温度 10. 冷却材出口温度 11. 冷却材圧力 12. 冷却材流量 13. 制御棒位置 14. 再結合装置内の温度 (1) 静熱触媒式水素再結合装置温度 (2) 原子炉格納容器水素再結合装置温度</p> <p>15. 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</p> <p>16. 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>17. 運転開始前の点検結果</p> <p>18. 運転停止後の点検結果</p> <p>19. 運転開始日時</p> <p>20. 運転停止日時</p> <p>21. 運転切替日時</p> <p>22. 緊急しや断日時</p> <p>23. 運転停止日時</p> <p>24. 警報装置から発せられた警報の内容※4</p> <p>25. 運転責任者の氏名および運転員の氏名並びにこれら者の交代の日時および交代時の引継事項</p> <p>26. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>27. 使用済燃料の抽出しにおける放射能の量</p> <p>28. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果</p>	<p>記録すべき場合※2</p> <p>モード1および2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>モード1および2において毎日1回</p> <p>配置または配置替えの都度</p> <p>開始の都度</p> <p>停止の都度</p> <p>その都度</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>その都度</p> <p>交代の都度</p> <p>配置または配置替えの都度</p> <p>抽出しの都度</p> <p>挿入前および取出後（業務予定のない場合を除く）</p> <p>毎日運転中1回</p> <p>1日間の平均濃度 にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回</p> <p>1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>1年間の線量、女性を始期とする1年間の線量</p>	<p>10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間</p> <p>モード1及び2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>1年間</p>	<p>10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間</p> <p>モード1及び2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>1年間</p>	<p>10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間</p> <p>モード1および2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>1年間</p>	<p>10年間 10年間 10年間 10年間 1年間 1年間</p> <p>モード1および2において1時間ごと</p> <p>運転中※3、1時間ごと</p> <p>1年間</p>

※3：3号炉および4号炉については、添付3「重大事故等および大規模損壊対応にかかるとする実施基準」に定める判断基準により、原子炉格納容器水素再結合装置を起動している期間。

※4：「警報装置から発せられた警報」とは、実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	
<p>※4：「警報装置から発せられた警報」とは、実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>表138-1（続き）</p>					
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※2	保存期間	記録すべき場合※2	保存期間	差異の説明
29. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	
30. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間の平均濃度の1日間および3月間について	1日間の平均濃度において毎日1回、3月間の平均濃度において1回	10年間	放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間の平均濃度	1日間の平均濃度において毎日1回、3月間の平均濃度において1回	
31. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	
32. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子 ^{※5} の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者 ^{※6} にあっては1日間の線量	1年間の線量において毎年度1回、3月間の線量において毎月1回、1月間の線量において1回	※6	放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子 ^{※5} の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者 ^{※6} にあっては1日間の線量	1年間の線量において毎年度1回、3月間の線量において毎月1回、1月間の線量において1回	
33. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間（左欄に掲げる当該1年間以降に限る）	原子力規制委員会	※6	4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間（左欄に掲げる当該1年間以降に限る）	原子力規制委員会	
34. 放射線業務従事者が緊急作業に就いた期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※6	放射線業務従事者が緊急作業に就いた期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	
35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※6	放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	
<p>表131-1（続き）</p> <p>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</p>					
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※2	保存期間	記録すべき場合※2	保存期間	
(36) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	
(37) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	その廃棄の都度	※7	廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	その廃棄の都度	
(38) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※7	放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	
(39) 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	1年間	放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	
(40) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※7	事故の発生及び復旧の日時	その都度	
(41) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※7	事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	
(42) 事故の原因	その都度	※7	事故の原因	その都度	
(43) 事故後の処置	その都度	※7	事故後の処置	その都度	
(44) 風向及び風速	連続して	10年間	風向及び風速	連続して	
(45) 降雨量	連続して	10年間	降雨量	連続して	
<p>※5：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※6：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会</p>					

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	
<p>表138-1(続き)</p> <p>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</p> <p>36. 発電所の外において運転した核燃料物質等の種類別の数量、その運転に使用した容器の種類ならびにその運転の日時および経路</p> <p>37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法</p> <p>38. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>39. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行う場合における、その状況および担当者の氏名</p> <p>40. 事故の発生および復旧の日時</p> <p>41. 事故の状況および事故に際して採った処置</p> <p>42. 事故の原因</p> <p>43. 事故後の処置</p> <p>44. 風向および風速</p> <p>45. 降雨量</p> <p>46. 大気温度</p> <p>47. 保安教育の実施計画</p> <p>48. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名</p> <p>49. 原子炉施設における保安活動の実施状況の最新の技術的知見の反映状況の結果</p> <p>※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定められる基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>※8：本記録は、原子力発電部門統括が所属員に記録を適正に作成させる。なお、所属員は記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>		<p>表131-2</p> <p>記録(実用炉規則第37条に基づく記録)</p> <p>(1) 溶接事業者検査の結果の記録</p> <p>ア 検査の年月日</p> <p>イ 検査の対象</p> <p>ウ 検査の方法</p> <p>※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定められる基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p>		<p>表133-1(続き)</p> <p>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</p> <p>36. 発電所の外において運転した核燃料物質等の種類別の数量、その運転に使用した容器の種類ならびにその運転の日時および経路</p> <p>37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法</p> <p>38. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>39. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行う場合における、その状況および担当者の氏名</p> <p>40. 事故の発生および復旧の日時</p> <p>41. 事故の状況および事故に際して採った処置</p> <p>42. 事故の原因</p> <p>43. 事故後の処置</p> <p>44. 風向および風速</p> <p>45. 降雨量</p> <p>46. 大気温度</p> <p>47. 保安教育の実施計画</p> <p>48. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名</p> <p>49. 原子炉施設における保安活動の実施状況の最新の技術的知見の反映状況の結果</p> <p>※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定められる基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>※8：本記録は、原子力発電部門統括が所属員に記録を適正に作成させる。なお、所属員は記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>	
<p>表138-1(続き)</p> <p>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</p> <p>36. 発電所の外において運転した核燃料物質等の種類別の数量、その運転に使用した容器の種類ならびにその運転の日時および経路</p> <p>37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法</p> <p>38. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>39. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行う場合における、その状況および担当者の氏名</p> <p>40. 事故の発生および復旧の日時</p> <p>41. 事故の状況および事故に際して採った処置</p> <p>42. 事故の原因</p> <p>43. 事故後の処置</p> <p>44. 風向および風速</p> <p>45. 降雨量</p> <p>46. 大気温度</p> <p>47. 保安教育の実施計画</p> <p>48. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名</p> <p>49. 原子炉施設における保安活動の実施状況の最新の技術的知見の反映状況の結果</p> <p>※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定められる基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>※8：本記録は、原子力発電部門統括が所属員に記録を適正に作成させる。なお、所属員は記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>		<p>表131-2</p> <p>記録(実用炉規則第37条に基づく記録)</p> <p>(1) 溶接事業者検査の結果の記録</p> <p>ア 検査の年月日</p> <p>イ 検査の対象</p> <p>ウ 検査の方法</p> <p>※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定められる基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p>		<p>表133-1(続き)</p> <p>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</p> <p>36. 発電所の外において運転した核燃料物質等の種類別の数量、その運転に使用した容器の種類ならびにその運転の日時および経路</p> <p>37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法</p> <p>38. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>39. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行う場合における、その状況および担当者の氏名</p> <p>40. 事故の発生および復旧の日時</p> <p>41. 事故の状況および事故に際して採った処置</p> <p>42. 事故の原因</p> <p>43. 事故後の処置</p> <p>44. 風向および風速</p> <p>45. 降雨量</p> <p>46. 大気温度</p> <p>47. 保安教育の実施計画</p> <p>48. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名</p> <p>49. 原子炉施設における保安活動の実施状況の最新の技術的知見の反映状況の結果</p> <p>※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定められる基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>※8：本記録は、原子力発電部門統括が所属員に記録を適正に作成させる。なお、所属員は記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p> <p>2. 定期事業者検査の結果の記録</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>工 検査の結果</p> <p>オ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>キ 検査の実施に係る組織</p> <p>ク 検査の実施に係る工程管理</p> <p>ケ 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>コ 検査記録の管理に関する事項</p> <p>サ 検査に係る教育訓練に関する事項</p> <p>(2) 定期事業者検査の結果の記録</p> <p>ア 検査年月日</p> <p>イ 検査の対象</p> <p>ウ 検査の方法</p> <p>エ 検査の結果</p> <p>オ 検査を行った者の氏名</p> <p>カ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>キ 検査の実施に係る組織</p> <p>ク 検査の実施に係る工程管理</p> <p>ケ 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>コ 検査記録の管理に関する事項</p> <p>サ 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p> <p>2. 定期事業者検査の結果の記録</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 (美浜は、「JEAC4111の</p>
<p>当該溶接事業者 検査を行った後 最初の原子炉等 規制法第43条 の3の13第6 項の通知を受け るまでの期間</p> <p>その特定発電用 原子炉施設が廃 棄された後5年 が経過するまで の期間</p>	<p>当該溶接事業者 検査を行った後 最初の原子炉等 規制法第43条 の3の13第6 項の通知を受け るまでの期間</p> <p>その特定発電用 原子炉施設が廃 棄された後5年 が経過するまで の期間</p>	<p>当該溶接事業者 検査を行った後 最初の原子炉等 規制法第43条 の3の13第6 項の通知を受け るまでの期間</p> <p>その特定発電用 原子炉施設が廃 棄された後5年 が経過するまで の期間</p>	

表 138-3

記録(実用炉規則第67条に基づく記録)※	記録すべき場合	保存期間
1. 文書化した、品質方針および品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
2. 第3条に定める品質保証計画および原子力発電の安全に係る品質保証規程	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
3. JEAC4111の要求事項に基づき作成する次の社内標準 (1) 原子力部門における文書・記録管理通達 (2) 原子力部門における内部監査通達 (3) 不適合管理および是正処置通達 (4) 予防処置通達	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
4. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した次の文書 (1) グレード分け通達 (2) 安全文化通達 (3) 品質目標通達 (4) 内部コミュニケーション通達 (5) 要員・組織計画通達	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間

表 131-3

記録(実用炉規則第67条に基づく記録)※	記録すべき場合	保存期間
(1) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
(2) 第3条に定める品質保証計画及び以下の品質マニュアル ア 品質マニュアル(要則) イ 品質マニュアル(運用)	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
(3) JEAC4111の要求事項に基づき作成する“文書化された手順”である次の文書 ア 保安活動に関する文書及び記録の管理基準 イ 原子力内部監査要則 ウ 不適合管理基準 エ 予防処置基準 オ 根本原因分析実施基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した次の文書 ア エネルギメントレビュー管理基準 イ 発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準 ウ 保安活動に関する関係法令等遵守活動基	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間

表 133-3

記録(実用炉規則第67条に基づく記録)※	記録すべき場合	保存期間
1. 文書化した、品質方針および品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
2. 第3条に定める品質保証計画および原子力発電の安全に係る品質保証規程	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
3. JEAC4111の要求事項に基づき作成する次の社内標準 (1) 原子力部門における文書・記録管理通達 (2) 原子力部門における内部監査通達 (3) 不適合管理および是正処置通達 (4) 予防処置通達	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
4. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した次の文書 (1) グレード分け通達 (2) 安全文化通達 (3) 品質目標通達 (4) 内部コミュニケーション通達	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(6) 教育・訓練通達 (7) 運転管理通達 (8) 原子燃料管理通達 (9) 放射性廃棄物管理通達 (10) 放射線管理通達 (11) 保守管理通達 (12) 非常時の措置通達 (13) 安全管理通達 (14) 原子燃料サイクル通達 (15) 原子力技術業務要綱 (16) 外部コミュニケーション通達 (17) 設計・開発通達 (18) 原子力部門における調達管理通達 (19) 監視機器・測定機器管理通達 (20) 検査・試験通達 (21) データ分析通達 (22) 火災防護通達</p>	<p>エ 原子力安全文化醸成活動管理基準 オ 教育訓練基準 カ 設計・調達管理基準 キ 試験・検査基準 ク 異常時通報連絡処置基準 ケ 非常時の措置基準 コ 安全委員会の運営基準 サ 評価改善活動管理基準 ス 品質保証委員会運営基準 セ 技術基準 タ 運転基準 チ 燃料管理基準 ツ 放射線管理基準 テ 化学管理基準 ト 検査基準 ナ 土本建設基準 ニ 停止時保安管理基準 ノ 防衛基準 ハ 原子炉施設の定期的な評価実施基準 ヒ 保安監視に関する技術的な フ ポイラー・タービン及び電気主任技術者 ヘ の保安監視に関する基準 ホ 溶接事業者検査実施基準 ホ 定期事業者検査実施基準 ミ カルデラ火山モニタリング対応基準 ム カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉 メ 停止対応基準 ム カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体 ム 等の抽出等対応基準 メ 原子力発電所土木建築設備保守基準</p>	<p>(5) 要員・組織計画通達 (6) 教育・訓練通達 (7) 運転管理通達 (8) 原子燃料管理通達 (9) 放射性廃棄物管理通達 (10) 放射線管理通達 (11) 保守管理通達 (12) 非常時の措置通達 (13) 安全管理通達 (14) 原子燃料サイクル通達 (15) 火災防護通達 (16) 原子力技術業務要綱 (17) 外部コミュニケーション通達 (18) 設計・開発通達 (19) 原子力部門における調達管理通達 (20) 監視機器・測定機器管理通達 (21) 検査・試験通達 (22) データ分析通達</p>	<p>要求に基づき作成する社内標準」等の社内標準名を明確に記載している。</p>
<p>※9：表1338-1および表1338-2に掲げるものを除く。</p>			
<p>表1338-3(続き)</p>			
<p>記録(実用規則第67条に基づく記録)※9 5. JEC4111の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 教育・訓練、技能および経験について該当する記録 (3) 業務の計画で必要と定めた記録(本項の他で定めるものを除く。) (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューを受けとられた処置の記録 (5) 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発計画・開発へのインプットの記録 (6) 設計・開発の検証の結果の記録および必要な処置があればその記録 (7) 設計・開発の検証の結果の記録および必要な処置があればその記録 (8) 設計・開発の検証の結果の記録および必要な処置があればその記録 (9) 設計・開発の変更の記録 (10) 設計・開発の検証の結果の記録および必要な処置があればその記録 (11) 供給者の評価の結果の記録および評価によって必要とされた処置があればその記録 (12) プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 (13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録 (14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (15) 校正または検証に用いた基準の記録</p>	<p>記録(実用規則第67条に基づく記録)※9 5. JEC4111の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 教育・訓練、技能および経験について該当する記録 (3) 業務の計画で必要と定めた記録(本項の他で定めるものを除く。) (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューを受けとられた処置の記録 (5) 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発の計画で必要と定めた記録(本項の他で定めるものを除く。) (6) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録 (7) 設計・開発の検証の結果の記録および必要な処置があればその記録 (8) 設計・開発の検証の結果の記録および必要な処置があればその記録 (9) 設計・開発の変更の記録 (10) 設計・開発の検証の結果の記録および必要な処置があればその記録 (11) 供給者の評価の結果の記録および評価によって必要とされた処置があればその記録 (12) プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 (13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録 (14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (15) 校正または検証に用いた基準の記録</p>	<p>記録すべき場合 5年 作成の都度</p>	<p>記録すべき場合 5年 作成の都度</p>
<p>表131-3(続き)</p>			
<p>記録(実用規則第67条に基づく記録)※9 (5) JEC4111の要求事項に基づき作成する次の記録 ア マネジメントレビューの結果の記録 イ 教育・訓練、技能および経験について該当する記録 ウ 業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 エ 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録 オ 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 カ 設計・開発の結果の記録、および必要な処置があればその記録</p>	<p>記録(実用規則第67条に基づく記録)※9 (5) JEC4111の要求事項に基づき作成する次の記録 ア マネジメントレビューの結果の記録 イ 教育・訓練、技能および経験について該当する記録 ウ 業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 エ 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録 オ 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 カ 設計・開発の結果の記録、および必要な処置があればその記録</p>	<p>記録すべき場合 5年 作成の都度</p>	<p>記録すべき場合 5年 作成の都度</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判断した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</p> <p>(17) 校正および検証の結果の記録</p> <p>(18) 内部監査の結果の記録</p> <p>(19) 検査および試験の合否判定基準への適合の記録</p> <p>(20) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録</p> <p>(21) 適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</p> <p>(22) 是正処置の結果の記録</p> <p>(23) 予防処置の結果の記録</p>	<p>設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</p> <p>設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</p> <p>設計・開発の変更の記録</p> <p>設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録</p> <p>供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録</p> <p>プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録</p> <p>業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録</p> <p>組織外の所有者物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>校正又は検証に用いた基準の記録</p> <p>測定機器が要求事項に適合していないと判断した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</p> <p>校正及び検証の結果の記録</p> <p>内部監査の結果の記録</p> <p>検査及び試験の合否判定基準への適合の記録</p> <p>リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録</p> <p>適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</p> <p>是正処置の結果の記録</p> <p>予防処置の結果の記録</p>	<p>(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判断した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</p> <p>(17) 校正および検証の結果の記録</p> <p>(18) 内部監査の結果の記録</p> <p>(19) 検査および試験の合否判定基準への適合の記録</p> <p>(20) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録</p> <p>(21) 適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</p> <p>(22) 是正処置の結果の記録</p> <p>(23) 予防処置の結果の記録</p>	
<p>※8：表131-1及び表131-2に掲げるものを除く。</p>			
<p>（報告）</p> <p>第139条 各課（室）長は、次に定める事項について、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（実用炉規則第87条第9号に定める事象が生じた場合）（第93条関連）</p> <p>(2) 第96条に定める異常が発生した場合</p> <p>(3) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第106条または第107条関連）</p> <p>(4) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第119条関連）</p> <p>(5) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2. 前項に定める事項が発生した場合は、その旨を社長に報告する。</p> <p>3. 第1項(1)に定める事項が発生した場合は、その旨を直ちに原子力規制委員会へ報告する。</p>	<p>（報告）</p> <p>第132条 各第二課長は、次に定める事項について、直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（実用炉規則第87条第9号に定める事象が生じた場合）（第86条関連）</p> <p>(2) 第89条第1項に定める異常が発生した場合（第89条関連）</p> <p>(3) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第99条又は第100条関連）</p> <p>(4) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第112条関連）</p> <p>(5) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2. 前項に定める事項が発生した場合は、「異常時通報連絡処置基準」に定めた報告体制に従い、社長に報告する。</p> <p>3. 第1項(1)又は(5)に定める事項が発生した場合は、直ちに原子力規制委員会へ報告する。</p>	<p>（報告）</p> <p>第134条 各課（室）長は、次に定める事項について、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（実用炉規則第87条第9号に定める事象が生じた場合）（第88条関連）</p> <p>(2) 第91条に定める異常が発生した場合</p> <p>(3) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第101条または第102条関連）</p> <p>(4) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第114条関連）</p> <p>(5) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2. 前項に定める事項が発生した場合は、その旨を社長に報告する。</p> <p>3. 第1項(1)に定める事項が発生した場合は、その旨を直ちに原子力規制委員会へ報告する。</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異（以下、同様。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可) 附則(平成23年5月11日)17原安防通達第3号-22 (施行期日) 第1条 この通達は、平成23年5月12日から施行する。	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可) 附則 (施行期日) 1 この規定第1編は、2019年7月12日から施行する。 2 第73条(ディーゼル発電機一モード1、2、3及び4以外)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。 3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、平成31年1月1日以後最初の施設定期検査を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案) 附則(平成30年1月10日)平成26原安管通達第2号-9 (施行期日) 第1条 この通達は、平成30年1月19日から施行する。 2. 第75条(ディーゼル発電機一モード1、2、3および4以外)の表75-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。 なお、他の号炉のディーゼル発電機を非常用発電機とみなす期間は、当該ディーゼル発電機について、当直課長(1、2号炉担当)は、第75条第2項および第76条第2項に準じて、1ヶ月に1回、次の各号の事項により、動作可能であることを確認する。 (1) ディーゼル発電機を待機状態から起動したときの無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであること。 (2) 燃料油サービスタンク貯油量が0.55㎡以上あること。 (3) 所要の電力供給が可能な燃料油貯蔵タンクの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力があること。	差異の説明 【大飯・玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (記載主旨に差異なし) (以下、同様。) 【玄海一美浜】 ③：運用の差異 (玄海は、再稼動プラントであるため、バックアップ(KK67)適用時期を規定している。) (以下、同様。)
<p>附則(平成29年9月1日)平成26原安管通達第4号-7 (施行期日) 第1条 この通達は、平成29年9月8日から施行する。 2. 本規定施行の際、使用前検査の対象となる規定については、原子炉に燃料体を挿入することができる</p>	<p>(施行期日) 1 この規定第1編は、平成29年9月23日から施行する。 3 本規定施行の際、使用前検査の対象となる規定については、原子炉に燃料体を挿入することができる状態にな</p>	<p>附則(平成30年1月16日)平成26原安管通達第2号-11 (施行期日) 第1条 この通達は、平成30年1月22日から施行する。 2. 本規定施行の際、使用前検査の対象となる規定については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定に基づく使用の承認を受けた日以降に適用する。 3. 第98条第1項(6)については、原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の工事の工程における補助建屋クレーンに係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>	<p>附則(平成30年1月16日)平成26原安管通達第2号-11 (施行期日) 第1条 この通達は、平成30年1月22日から施行する。 2. 本規定施行の際、使用前検査の対象となる規定については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定に基づく使用の承認を受けた日以降に適用する。 3. 第98条第1項(6)については、原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の工事の工程における補助建屋クレーンに係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>状態になった時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。ただし、上記検査がない設備については構造、強度または漏えいに係る検査終了日以降に適用する。</p>	<p>った時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。ただし、上記検査がない設備については構造、強度又は漏えいに係る検査終了日以降に適用する。</p>	<p>ことができる状態になった時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間、なお、従前の例による。ただし、上記検査がない設備については構造、強度または漏えいに係る検査終了日以降に適用する。 なお、第13条(運転員等の確保)については、3号炉の原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】 ①：運用の差異 (美浜は、SA体制の運用開始は、SA設備が整う第2項と同時期とする。)</p>
<p>3. 原子力規制委員会設置法の一部の施行により美用炉規則等が改正されたことに伴う変更に係る本規定の施行後、3号炉および4号炉の初回の原子炉起動前までに、各々に、第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)第4項(2)に定める成立性の確認訓練を実施する。</p>	<p>4. 原子力規制委員会設置法の一部の施行により美用炉規則等が改正されたことに伴う変更に係る本規定の施行後、3号炉及び4号炉の初回の原子炉起動前までに、各々に、第17条の6(重大事故等発生時の体制の整備)第4項(2)に定める成立性の確認訓練を実施する。</p>	<p>3. 第85条(重大事故等対処設備)のうち、原子炉下部キャビティ水位計に係る規定については、原子炉の運転モード5の期間における使用前検査終了日以降に適用する。</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】 ①：運用の差異 (美浜は、作業環境(被ばく低減)の確保により、RVに水があり遮蔽効果があるモード5に使用前検査を実施するため。) 【大飯・玄海一美浜】 ④：記載の適正化 (教育訓練について、第13条他記載の充実に伴う削除)</p>
<p>4. 第100条第1項(8)、第102条第4項(5)、第103条第1項(9)については、3号炉および4号炉各々に、第2項に規定する全ての使用前検査終了日より起算し、20日を超えない範囲で、図10.00に示す未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件(初期濃縮度、燃焼度および配置)(以下、「領域管理」という。)が確立された時点から適用する。 また、本規定施行日から領域管理が確立するまでの期間における使用済燃料ピット(Aエリア)内の燃料移動の際には、その濃度、燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認および所長の承認を得て実施する。</p>			<p>【大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 (大飯特有(4. および5.)の新規要求事項の適用時期について附則にて明確化している。美浜は、不要。)</p>
<p>5. 1号炉および2号炉については、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可および原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。</p>			

附 則 (2019年6月25日 平成26原安管通達第4号一11)
 (施行期日)
 第 1 条 この通達は、平成31年1月1日以後最

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可) 初の施設定期検査を終了した日から施行する。	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
	<p><従前の例></p> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第83条 次の各号の重大事故等対処設備は、表83-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 1次系のフィードアンドブリードをするための設備</p> <p>(3) 炉心注入をするための設備</p> <p>(4) 1次冷却系統の減圧をするための設備</p> <p>(5) 原子炉格納容器スプレイをするための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備</p> <p>(7) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするための設備</p> <p>(8) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備</p> <p>(9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(10) 水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備</p> <p>(12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(14) 電源設備</p> <p>(15) 計装設備</p> <p>(16) 中央制御室</p> <p>(17) 監視測定設備</p> <p>(18) 緊急時対策所</p> <p>(19) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(20) その他の設備</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満たしていることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各第二課長(土木建築課長を除く。)は、表83-2から表83-21に定める確認事項を実施する。また、防災課長、技術第二課長、安全管理第二課長及びび保修第二課長は、その結果を発電第二課長又は発電第二課当直課長に通知する。</p> <p>3. 各第二課長(発電第二課長及び土木建築課長を除く。)は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限</p>		

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																																																																				
<p>を満足していないと判断した場合、表83-2から表83-21の措置を講じるとともに必要に応じて関係各第二課長へ通知する。通知を受けた関係各第二課長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p><従前の例></p> <p>表83-11. 水素燃焼による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>83-11-1 水素排出</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="510 974 750 1489"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素排出</td> <td>(1) Bアニュウラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気(窒素)系統が動作可能であること※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>Bアニュウラス空気浄化ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>窒素ポンプ(Aニュウラス空気浄化ファン併用)</td> <td>1個</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ファンが手動起動(系統構成含む)できること、又は運転中であることという。 ※2：窒素ポンプを含む。 ※3：「83-15-1 大容量空気式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="885 974 1260 1489"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Bアニュウラス空気浄化ファン</td> <td>ファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電第二課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課長</td> </tr> <tr> <td>Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット</td> <td>フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンプ</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプの1次駆動力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>保修第二課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p>	項目	運転上の制限	所要数	水素排出	(1) Bアニュウラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気(窒素)系統が動作可能であること※2		適用モード	設備			Bアニュウラス空気浄化ファン	1台		Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット	1基	モード1、2、3、4、5及び6	窒素ポンプ(Aニュウラス空気浄化ファン併用)	1個	項目	確認事項	頻度	担当	Bアニュウラス空気浄化ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	発電第二課長		モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。	1か月に1回	発電第二課長		モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課長	Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期検査時	保修第二課長	窒素ポンプ	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプの1次駆動力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保修第二課長	<p>を満足していないと判断した場合、表83-2から表83-21の措置を講じるとともに必要に応じて関係各第二課長へ通知する。通知を受けた関係各第二課長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p><従前の例></p> <p>表83-11. 水素燃焼による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>83-11-1 水素排出</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="510 974 750 1489"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素排出</td> <td>(1) Bアニュウラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気(窒素)系統が動作可能であること※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>Bアニュウラス空気浄化ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>窒素ポンプ(Aニュウラス空気浄化ファン併用)</td> <td>1個</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ファンが手動起動(系統構成含む)できること、又は運転中であることという。 ※2：窒素ポンプを含む。 ※3：「83-15-1 大容量空気式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="885 974 1260 1489"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Bアニュウラス空気浄化ファン</td> <td>ファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電第二課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電第二課長</td> </tr> <tr> <td>Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット</td> <td>フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修第二課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンプ</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプの1次駆動力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>保修第二課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p>	項目	運転上の制限	所要数	水素排出	(1) Bアニュウラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気(窒素)系統が動作可能であること※2		適用モード	設備			Bアニュウラス空気浄化ファン	1台		Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット	1基	モード1、2、3、4、5及び6	窒素ポンプ(Aニュウラス空気浄化ファン併用)	1個	項目	確認事項	頻度	担当	Bアニュウラス空気浄化ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	発電第二課長		モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。	1か月に1回	発電第二課長		モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課長	Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期検査時	保修第二課長	窒素ポンプ	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプの1次駆動力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保修第二課長		
項目	運転上の制限	所要数																																																																																					
水素排出	(1) Bアニュウラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気(窒素)系統が動作可能であること※2																																																																																						
適用モード	設備																																																																																						
	Bアニュウラス空気浄化ファン	1台																																																																																					
	Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット	1基																																																																																					
モード1、2、3、4、5及び6	窒素ポンプ(Aニュウラス空気浄化ファン併用)	1個																																																																																					
項目	確認事項	頻度	担当																																																																																				
Bアニュウラス空気浄化ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	発電第二課長																																																																																				
	モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。	1か月に1回	発電第二課長																																																																																				
	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課長																																																																																				
Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期検査時	保修第二課長																																																																																				
窒素ポンプ	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプの1次駆動力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保修第二課長																																																																																				
項目	運転上の制限	所要数																																																																																					
水素排出	(1) Bアニュウラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気(窒素)系統が動作可能であること※2																																																																																						
適用モード	設備																																																																																						
	Bアニュウラス空気浄化ファン	1台																																																																																					
	Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット	1基																																																																																					
モード1、2、3、4、5及び6	窒素ポンプ(Aニュウラス空気浄化ファン併用)	1個																																																																																					
項目	確認事項	頻度	担当																																																																																				
Bアニュウラス空気浄化ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	発電第二課長																																																																																				
	モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※4。	1か月に1回	発電第二課長																																																																																				
	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	発電第二課長																																																																																				
Bアニュウラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期検査時	保修第二課長																																																																																				
窒素ポンプ	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプの1次駆動力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保修第二課長																																																																																				
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="1380 974 1476 1489"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モードA、1、2</td> <td>A. Bアニュウラス空気</td> <td>A.1 発電第二課長直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、</td> <td>表58-3 A.2の初</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モードA、1、2	A. Bアニュウラス空気	A.1 発電第二課長直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、	表58-3 A.2の初	<p><従前の例></p> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="1380 974 1476 1489"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モードA、1、2</td> <td>A. Bアニュウラス空気</td> <td>A.1 発電第二課長直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、</td> <td>表58-3 A.2の初</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モードA、1、2	A. Bアニュウラス空気	A.1 発電第二課長直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、	表58-3 A.2の初																																																																						
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																																																				
モードA、1、2	A. Bアニュウラス空気	A.1 発電第二課長直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、	表58-3 A.2の初																																																																																				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																																																				
モードA、1、2	A. Bアニュウラス空気	A.1 発電第二課長直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、	表58-3 A.2の初																																																																																				

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09 補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25 認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5 認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>3 及び 4 浄化系が動作不能である場合</p> <p>及び A.2 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B. 代替空気（窒素）系統が動作不能である場合</p> <p>C. 条件A又はBの措置を完了した時間内に運転できない場合</p> <p>A. Bアニュラス空気浄化系が動作不能である場合 又は 代替空気（窒素）系統が動作不能である場合</p>	<p>動作可能なことを確認する^{※5}。</p> <p>及び A.2 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B.1 発電第二課当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能なことを確認する^{※5}。</p> <p>及び B.2 保修第二課長は、代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び B.3 保修第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 発電第二課当直課長は、モード3にする。</p> <p>及び C.2 発電第二課当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 発電第二課当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び A.2 発電第二課当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止する場合は、水抜きを中止する。</p> <p>及び A.3 発電第二課当直課長は、モード5（1次冷却系非沸水）又はモード6（キヤピティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。</p> <p>及び A.4 保修第二課長は、代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>確認完了後4時間</p> <p>72時間</p> <p>4時間</p> <p>72時間</p> <p>10日</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>遅やかに</p> <p>遅やかに</p> <p>遅やかに</p> <p>遅やかに</p>	
<p><従前の例></p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損傷対応に係る実施基準</p>			

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>操作手順</p> <p>16. 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止を図ることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>居住性の確保</u></p> <p>発電第二課当直課長は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないよう、中央制御室運へい及び中央制御室空調装置の外気を遮断した閉回路循環運転（以下「事故時外気隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するとともに、マネジメント（全面マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1 中央制御室空調装置の運転手順等</p> <p>発電第二課当直課長は、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するため、事故時外気隔離モードでの運転を行い、中央制御室非常用循環フィルタユニットに内蔵されたよう葉フィルタ及び微粒子フィルタにより放射性物質等を除去する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、手動によるダンパ操作により事故時外気隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備により受電し中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源が正常な場合</p> <p>発電第二課当直課長は、放射性物質等が環境に放出されるおそれがある原子炉冷却材圧力バウダからの1次冷却材の漏えい等に起因する非常用炉心冷却設備作動信号の発信又は中央制御室エリアモニタ線量率高信号による中央制御室換気系隔離信号が発信した場合、中央制御室空調装置の事故時外気隔離モードでの運転を確認する。</p> <p>また、発電第二課当直課長は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により、規定期値を超えるおそれがある場合は、外気を取り入れた。</p> <p>ア 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号の発信による中央制御室換気系隔離信号又は中央制御室エリアモニタ線量率高信号による中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置を事故時外気隔離モードにできない場合、手動によるダンパ開閉により事故時外気隔離モードの系統構成を行い、大容量空冷式発電機により非常用高圧母線に受電し、中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>また、発電第二課当直課長は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により、規定期値を超えるおそれがある場合は、外気を取り入れる。</p> <p>＜従前の例＞</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>表-16（続き）</p>	<p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止を図ることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>居住性の確保</u></p> <p>発電第二課当直課長は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないよう、中央制御室運へい及び中央制御室空調装置の外気を遮断した閉回路循環運転（以下「事故時外気隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するとともに、マネジメント（全面マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1 中央制御室空調装置の運転手順等</p> <p>発電第二課当直課長は、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するため、事故時外気隔離モードでの運転を行い、中央制御室非常用循環フィルタユニットに内蔵されたよう葉フィルタ及び微粒子フィルタにより放射性物質等を除去する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、手動によるダンパ操作により事故時外気隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備により受電し中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源が正常な場合</p> <p>発電第二課当直課長は、放射性物質等が環境に放出されるおそれがある原子炉冷却材圧力バウダからの1次冷却材の漏えい等に起因する非常用炉心冷却設備作動信号の発信又は中央制御室エリアモニタ線量率高信号による中央制御室換気系隔離信号が発信した場合、中央制御室空調装置の事故時外気隔離モードでの運転を確認する。</p> <p>また、発電第二課当直課長は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により、規定期値を超えるおそれがある場合は、外気を取り入れた。</p> <p>ア 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号の発信による中央制御室換気系隔離信号又は中央制御室エリアモニタ線量率高信号による中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置を事故時外気隔離モードにできない場合、手動によるダンパ開閉により事故時外気隔離モードの系統構成を行い、大容量空冷式発電機により非常用高圧母線に受電し、中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>また、発電第二課当直課長は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により、規定期値を超えるおそれがある場合は、外気を取り入れる。</p> <p>＜従前の例＞</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>表-16（続き）</p>	<p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止を図ることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>居住性の確保</u></p> <p>発電第二課当直課長は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないよう、中央制御室運へい及び中央制御室空調装置の外気を遮断した閉回路循環運転（以下「事故時外気隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するとともに、マネジメント（全面マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1 中央制御室空調装置の運転手順等</p> <p>発電第二課当直課長は、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するため、事故時外気隔離モードでの運転を行い、中央制御室非常用循環フィルタユニットに内蔵されたよう葉フィルタ及び微粒子フィルタにより放射性物質等を除去する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、手動によるダンパ操作により事故時外気隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備により受電し中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源が正常な場合</p> <p>発電第二課当直課長は、放射性物質等が環境に放出されるおそれがある原子炉冷却材圧力バウダからの1次冷却材の漏えい等に起因する非常用炉心冷却設備作動信号の発信又は中央制御室エリアモニタ線量率高信号による中央制御室換気系隔離信号が発信した場合、中央制御室空調装置の事故時外気隔離モードでの運転を確認する。</p> <p>また、発電第二課当直課長は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により、規定期値を超えるおそれがある場合は、外気を取り入れた。</p> <p>ア 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号の発信による中央制御室換気系隔離信号又は中央制御室エリアモニタ線量率高信号による中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置を事故時外気隔離モードにできない場合、手動によるダンパ開閉により事故時外気隔離モードの系統構成を行い、大容量空冷式発電機により非常用高圧母線に受電し、中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>また、発電第二課当直課長は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により、規定期値を超えるおそれがある場合は、外気を取り入れる。</p> <p>＜従前の例＞</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>表-16（続き）</p>	<p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止を図ることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>居住性の確保</u></p> <p>発電第二課当直課長は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないよう、中央制御室運へい及び中央制御室空調装置の外気を遮断した閉回路循環運転（以下「事故時外気隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するとともに、マネジメント（全面マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1 中央制御室空調装置の運転手順等</p> <p>発電第二課当直課長は、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するため、事故時外気隔離モードでの運転を行い、中央制御室非常用循環フィルタユニットに内蔵されたよう葉フィルタ及び微粒子フィルタにより放射性物質等を除去する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、手動によるダンパ操作により事故時外気隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備により受電し中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源が正常な場合</p> <p>発電第二課当直課長は、放射性物質等が環境に放出されるおそれがある原子炉冷却材圧力バウダからの1次冷却材の漏えい等に起因する非常用炉心冷却設備作動信号の発信又は中央制御室エリアモニタ線量率高信号による中央制御室換気系隔離信号が発信した場合、中央制御室空調装置の事故時外気隔離モードでの運転を確認する。</p> <p>また、発電第二課当直課長は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により、規定期値を超えるおそれがある場合は、外気を取り入れた。</p> <p>ア 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号の発信による中央制御室換気系隔離信号又は中央制御室エリアモニタ線量率高信号による中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置を事故時外気隔離モードにできない場合、手動によるダンパ開閉により事故時外気隔離モードの系統構成を行い、大容量空冷式発電機により非常用高圧母線に受電し、中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>また、発電第二課当直課長は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により、規定期値を超えるおそれがある場合は、外気を取り入れる。</p> <p>＜従前の例＞</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>表-16（続き）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>ア 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が事故時外気隔離モードにできない場合</p> <p>2 中央制御室の照明を確保する手順 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明(SA)の蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明(SA)を代替交流電源から給電し中央制御室の照明を引き続き確保する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合</p> <p>3 中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 発電第二課当直課長は、中央制御室空調装置が事故時外気隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により、規定値を超えるおそれがある場合は、外気を取り入れる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により中央制御室空調装置が運転できない場合又は中央制御室空調装置が事故時外気隔離モードとなった場合</p> <p>4 その他の放射線防護措置等に関する手順等 (1) 重大事故等時の全面マスクの着用手順 発電第二課当直課長は、炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷に至った場合は、運転員（当直員）等の内部被ばくを低減するため、全面マスクの着用を指示する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失し、10分以内に1次冷却材圧力が蓄圧タンク作動圧力まで低下した場合又は炉心の損傷が発生したことを炉心出口温度 350℃以上及び格納容器内高レベルエリアモニタ（高レンジ）1×10^5 mSv/h以上により確認した場合</p> <p>(2) 重大事故等時の運転員（当直員）等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化 発電第二課長は、運転員（当直員）等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、所長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員（当直員）等の交代要員体制を確立する。 また、交代要員は運転員（当直員）等の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで運転員（当直員）等の被ばくを低減を図る。</p> <p>（配備すべき事項） 1 優先順位 照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央非常用照明を優先して使用し、中央非常用照明が使用できない場合は可搬型照明(SA)を使用する。</p>	<p>ア 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が事故時外気隔離モードにできない場合</p> <p>2 中央制御室の照明を確保する手順 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明(SA)の蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明(SA)を代替交流電源から給電し中央制御室の照明を引き続き確保する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合</p> <p>3 中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 発電第二課当直課長は、中央制御室空調装置が事故時外気隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により、規定値を超えるおそれがある場合は、外気を取り入れる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により中央制御室空調装置が運転できない場合又は中央制御室空調装置が事故時外気隔離モードとなった場合</p> <p>4 その他の放射線防護措置等に関する手順等 (1) 重大事故等時の全面マスクの着用手順 発電第二課当直課長は、炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷に至った場合は、運転員（当直員）等の内部被ばくを低減するため、全面マスクの着用を指示する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失し、10分以内に1次冷却材圧力が蓄圧タンク作動圧力まで低下した場合又は炉心の損傷が発生したことを炉心出口温度 350℃以上及び格納容器内高レベルエリアモニタ（高レンジ）1×10^5 mSv/h以上により確認した場合</p> <p>(2) 重大事故等時の運転員（当直員）等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化 発電第二課長は、運転員（当直員）等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、所長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員（当直員）等の交代要員体制を確立する。 また、交代要員は運転員（当直員）等の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで運転員（当直員）等の被ばくを低減を図る。</p> <p>（配備すべき事項） 1 優先順位 照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央非常用照明を優先して使用し、中央非常用照明が使用できない場合は可搬型照明(SA)を使用する。</p>	<p>ア 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が事故時外気隔離モードにできない場合</p> <p>2 中央制御室の照明を確保する手順 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明(SA)の蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明(SA)を代替交流電源から給電し中央制御室の照明を引き続き確保する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合</p> <p>3 中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 発電第二課当直課長は、中央制御室空調装置が事故時外気隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により、規定値を超えるおそれがある場合は、外気を取り入れる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により中央制御室空調装置が運転できない場合又は中央制御室空調装置が事故時外気隔離モードとなった場合</p> <p>4 その他の放射線防護措置等に関する手順等 (1) 重大事故等時の全面マスクの着用手順 発電第二課当直課長は、炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷に至った場合は、運転員（当直員）等の内部被ばくを低減するため、全面マスクの着用を指示する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失し、10分以内に1次冷却材圧力が蓄圧タンク作動圧力まで低下した場合又は炉心の損傷が発生したことを炉心出口温度 350℃以上及び格納容器内高レベルエリアモニタ（高レンジ）1×10^5 mSv/h以上により確認した場合</p> <p>(2) 重大事故等時の運転員（当直員）等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化 発電第二課長は、運転員（当直員）等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、所長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員（当直員）等の交代要員体制を確立する。 また、交代要員は運転員（当直員）等の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで運転員（当直員）等の被ばくを低減を図る。</p> <p>（配備すべき事項） 1 優先順位 照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央非常用照明を優先して使用し、中央非常用照明が使用できない場合は可搬型照明(SA)を使用する。</p>	
	<p><従前の例> 添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 表-16（続き）</p>		

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明																									
	<p><u>汚染の持ち込み防止</u></p> <p>1 チェンジングエリアの設置手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p> <p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合においては、<u>可搬型照明(SA)の蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明(SA)を代替電源から給電し、引き継ぎ照明を確保する。</u></p> <p>(1) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合（<u>配慮すべき事項</u>）</p> <p>1 優先順位 照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央制御室の出入口付近に設置された蓄電池内蔵型照明を優先して使用し、<u>蓄電池内蔵型照明が使用できない場合は可搬型照明(SA)を使用する。</u></p> <p>2 放射線管理 チェンジングエリア内では、運転員（当直員）等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに内設ける除染エリアにて除染を行う。除染による廃水は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>3 電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置及び可搬型照明(SA)へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p>																											
	<p><従前の例></p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>表-20 重大事故等対策における操作の成立性（5/5）</p> <table border="1" data-bbox="1007 965 1461 1480"> <thead> <tr> <th>操作手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>規定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>可搬型計測器による計測※1</td> <td>保修対応要員 運転員（当直員）等 （現場）</td> <td>1 1</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>中央制御室換気空調設備の運転※1 （全交流動力電源が喪失した場合）</td> <td>保修対応要員 運転員（当直員）等 （中央制御室）</td> <td>2 1</td> <td>1時間 35分</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定</td> <td>緊急時対策本部要員 （安全管理班）</td> <td>2</td> <td>1時間 50分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型エリアモニタによる放射線量の測定</td> <td>緊急時対策本部要員 （安全管理班）</td> <td>2</td> <td>3時間</td> </tr> </tbody> </table>	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	規定時間	15	可搬型計測器による計測※1	保修対応要員 運転員（当直員）等 （現場）	1 1	20分	16	中央制御室換気空調設備の運転※1 （全交流動力電源が喪失した場合）	保修対応要員 運転員（当直員）等 （中央制御室）	2 1	1時間 35分	17	可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定	緊急時対策本部要員 （安全管理班）	2	1時間 50分		可搬型エリアモニタによる放射線量の測定	緊急時対策本部要員 （安全管理班）	2	3時間		
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	規定時間																								
15	可搬型計測器による計測※1	保修対応要員 運転員（当直員）等 （現場）	1 1	20分																								
16	中央制御室換気空調設備の運転※1 （全交流動力電源が喪失した場合）	保修対応要員 運転員（当直員）等 （中央制御室）	2 1	1時間 35分																								
17	可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定	緊急時対策本部要員 （安全管理班）	2	1時間 50分																								
	可搬型エリアモニタによる放射線量の測定	緊急時対策本部要員 （安全管理班）	2	3時間																								

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

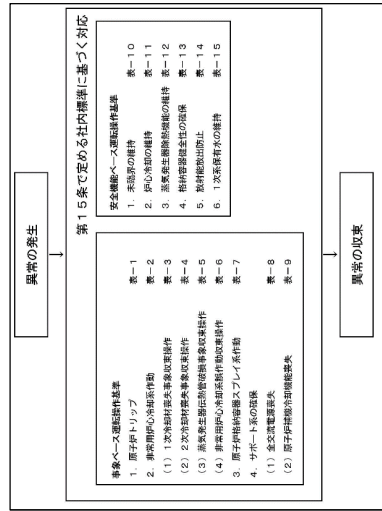
新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急時対策本部要員(安全管理班)</th> <th>2</th> <th>2時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</td> <td>2</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>3</td> <td>6時間 20分</td> </tr> <tr> <td>可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>2</td> <td>1時間 40分</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング測定</td> <td>3</td> <td>2時間 40分</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション及びモニタリングボートのバックグラウンド低減対策</td> <td>2</td> <td>1時間 45分</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定</td> <td>4</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化装置運転</td> <td>4</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所加圧設備による空気圧給準備</td> <td>2</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機準備</td> <td>2</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機起動</td> <td>2</td> <td>10分</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機燃料補給</td> <td>2</td> <td>1時間 55分</td> </tr> <tr> <td>(成立性が要求される対応手段なし)</td> <td>＝</td> <td>＝</td> </tr> </tbody> </table>	緊急時対策本部要員(安全管理班)	2	2時間	可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	2	2時間	可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定	3	6時間 20分	可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	2	1時間 40分	海上モニタリング測定	3	2時間 40分	モニタリングステーション及びモニタリングボートのバックグラウンド低減対策	2	1時間 45分	可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	4	3時間	代替緊急時対策所空気浄化装置運転	4	30分	代替緊急時対策所加圧設備による空気圧給準備	2	30分	代替緊急時対策所用発電機準備	2	20分	代替緊急時対策所用発電機起動	2	10分	代替緊急時対策所用発電機燃料補給	2	1時間 55分	(成立性が要求される対応手段なし)	＝	＝		
緊急時対策本部要員(安全管理班)	2	2時間																																								
可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	2	2時間																																								
可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定	3	6時間 20分																																								
可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	2	1時間 40分																																								
海上モニタリング測定	3	2時間 40分																																								
モニタリングステーション及びモニタリングボートのバックグラウンド低減対策	2	1時間 45分																																								
可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	4	3時間																																								
代替緊急時対策所空気浄化装置運転	4	30分																																								
代替緊急時対策所加圧設備による空気圧給準備	2	30分																																								
代替緊急時対策所用発電機準備	2	20分																																								
代替緊急時対策所用発電機起動	2	10分																																								
代替緊急時対策所用発電機燃料補給	2	1時間 55分																																								
(成立性が要求される対応手段なし)	＝	＝																																								
	<p>※1.有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段 ※2.緊急時対策本部の総括班及び緊急時対策本部要員をいう。(以下、添付3において同じ)</p>																																									

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>添付1 異常時の運転操作基準 (第97条関連) 異常時の運転操作基準(1号炉および2号炉)</p> <p>炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することを目的として、原子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する場合の指針として使用する。</p> <p>異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。</p> <p>事象ベース運転操作基準が適用できない場合または事象ベース運転操作基準による操作中において、安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準に移行し安全機能の回復を図る。</p> <p>なお、当直課長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じることができ</p>	<p>添付1 異常時の運転操作基準 (第90条関連) ～記載なし～</p>	<p>添付1 異常時の運転操作基準 (第92条関連) ～記載なし～</p>	<p>【大飯・玄海-美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は第1編が運転段階(3号炉)、第2編が廃止措置段階(1,2号炉)に分編化されている。玄海も同様に分編化されている。) (以下、同様。)</p>



黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>表-1（1号炉および2号炉） 事象ベース運転操作基準 1. 原子炉トリップ ① 目的 ・原子炉を停止し、未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3（高温停止状態）を確立する。 ② 導入条件 ・原子炉トリップ設定値に達した場合 ・原子炉を手動トリップした場合 ③ 主な監視操作内容 原子炉トリップの確認 1. 原子炉トリップの警報発信を確認する。 2. 制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。 ・なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 ・原子炉トリップし、制御棒炉位置表示灯の点灯 ・制御棒炉位置表示灯の点灯 ・中性子束出力指示値の低下 3. 手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。</p> <p>タービン・発電機トリップの確認 1. タービンがトリップし、引き継ぎ発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。</p> <p>蒸気発生器による除熱確認 1. タービンバイパスまたは蒸気発生器がし弁の制御状態を確認し、モード3（高温停止状態）となることを、1次冷却材温度により確認する。 2. 蒸気発生器水位異常低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ給水されることを確認する。 3. 補助水系により蒸気発生器水位の調整を行う。</p> <p>加圧器圧力・水位の警定 1. 加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。 2. 加圧器水位が正常であることを確認する。</p>	<p>表-2（1号炉および2号炉） 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 ① 目的 ・1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に、炉心の冷却および負の反応度添加を行う。 ② 導入条件 ・非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合 ③ 主な監視操作内容 非常用炉心冷却系警報の確認 1. 非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。 非常用炉心冷却系作動信号の確認 1. 非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお、非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて信号を発信させる。</p>	<p>～記載なし～</p>	<p>～記載なし～</p>
<p>表-1（1号炉および2号炉） 事象ベース運転操作基準 1. 原子炉トリップ ① 目的 ・原子炉を停止し、未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3（高温停止状態）を確立する。 ② 導入条件 ・原子炉トリップ設定値に達した場合 ・原子炉を手動トリップした場合 ③ 主な監視操作内容 原子炉トリップの確認 1. 原子炉トリップの警報発信を確認する。 2. 制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。 ・なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 ・原子炉トリップし、制御棒炉位置表示灯の点灯 ・制御棒炉位置表示灯の点灯 ・中性子束出力指示値の低下 3. 手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。</p> <p>タービン・発電機トリップの確認 1. タービンがトリップし、引き継ぎ発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。</p> <p>蒸気発生器による除熱確認 1. タービンバイパスまたは蒸気発生器がし弁の制御状態を確認し、モード3（高温停止状態）となることを、1次冷却材温度により確認する。 2. 蒸気発生器水位異常低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ給水されることを確認する。 3. 補助水系により蒸気発生器水位の調整を行う。</p> <p>加圧器圧力・水位の警定 1. 加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。 2. 加圧器水位が正常であることを確認する。</p>	<p>表-2（1号炉および2号炉） 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 ① 目的 ・1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に、炉心の冷却および負の反応度添加を行う。 ② 導入条件 ・非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合 ③ 主な監視操作内容 非常用炉心冷却系警報の確認 1. 非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。 非常用炉心冷却系作動信号の確認 1. 非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお、非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて信号を発信させる。</p>	<p>～記載なし～</p>	<p>～記載なし～</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>1. 非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。</p> <p>非常用炉心冷却系作動機器の確認</p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>2. ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお、自動起動していないければ手動にて起動を試みる。</p> <p>3. 非常用炉心冷却系作動センサーケーンズにより、非常用炉心冷却系作動機器が、自動作動することを確認する。なお、自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。</p> <p>主給水系隔離状態の確認</p> <p>1. 主給水系の隔離状態を確認する。なお、隔離できていないければ手動にて隔離を試みる。</p> <p>中央制御室換気系隔離状態の確認</p> <p>1. 中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお、隔離できていないければ手動にて隔離を試みる。</p>	<p>1. 非常用炉心冷却系作動信号が警報されれば、当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>主蒸気系隔離状態の確認</p> <p>1. 主蒸気系隔離作動信号が警報されれば、当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>原子炉格納容器スプレイス作動信号の確認</p> <p>1. 格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器スプレイス作動信号が発信すれば、『原子炉格納容器スプレイス作動』も確認する。</p> <p>原子炉冷却系の状況確認</p> <p>1. 各パラメータの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器圧力および水位 ・1次冷却材圧力および温度 ・蒸気発生器圧力および水位 ・格納容器圧力およびサン水位 ・各非常用炉心冷却系流量 ・放射線モニタ <p>事象判別</p> <p>1. 以下の徴候がある場合は、格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器圧力の上昇 ・原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇 ・原子炉格納容器サン水位の上昇 <p>2. 以下の徴候がある場合は、格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作(格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合)』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器水位の低下 ・加圧器圧力の低下 ・格納容器外での漏えい確認、または補助建屋内放射線モニタの指示上昇 ・原子炉格納容器圧力に変化がない。 ・原子炉格納容器内放射線モニタの指示に有意な変化がない。 ・復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ロータウンスモニタの指 	<p>1. 非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。</p> <p>非常用炉心冷却系作動機器の確認</p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>2. ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお、自動起動していないければ手動にて起動を試みる。</p> <p>3. 非常用炉心冷却系作動センサーケーンズにより、非常用炉心冷却系作動機器が、自動作動することを確認する。なお、自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。</p> <p>主給水系隔離状態の確認</p> <p>1. 主給水系の隔離状態を確認する。なお、隔離できていないければ手動にて隔離を試みる。</p> <p>中央制御室換気系隔離状態の確認</p> <p>1. 中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお、隔離できていないければ手動にて隔離を試みる。</p>	<p>1. 非常用炉心冷却系作動信号が警報されれば、当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>主蒸気系隔離状態の確認</p> <p>1. 主蒸気系隔離作動信号が警報されれば、当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>原子炉格納容器スプレイス作動信号の確認</p> <p>1. 格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器スプレイス作動信号が発信すれば、『原子炉格納容器スプレイス作動』も確認する。</p> <p>原子炉冷却系の状況確認</p> <p>1. 各パラメータの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器圧力および水位 ・1次冷却材圧力および温度 ・蒸気発生器圧力および水位 ・格納容器圧力およびサン水位 ・各非常用炉心冷却系流量 ・放射線モニタ <p>事象判別</p> <p>1. 以下の徴候がある場合は、格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器圧力の上昇 ・原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇 ・原子炉格納容器サン水位の上昇 <p>2. 以下の徴候がある場合は、格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作(格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合)』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器水位の低下 ・加圧器圧力の低下 ・格納容器外での漏えい確認、または補助建屋内放射線モニタの指示上昇 ・原子炉格納容器圧力に変化がない。 ・原子炉格納容器内放射線モニタの指示に有意な変化がない。 ・復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ロータウンスモニタの指

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>示に有意な変化がない。</p> <p>3. 以下の状態がある場合は、2次冷却材喪失事象と判断し、『2次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材温度が連続して低下 ・1基または全ての蒸気発生器の2次側圧力および水位が異常に低下 ・1基または全ての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加 <p>4. 以下の状態がある場合は、蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し、『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水器空気抽出器ガスマニタ、蒸気発生器ローダウン水モニタ、高圧度型主蒸気管モニタの指示が上昇 ・破損蒸気発生器水位の上昇 <p>5. 以下の場合は、非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し、『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内での1次冷却材喪失事象、格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する状態がみられない。 			
<p>表-3（1号炉および2号炉）</p> <p>事象ベータ運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <p>② 主な監視操作内容</p> <p>『格納容器内での1次冷却材喪失事象』 非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ1台分の給水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p>2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、『非常用炉心冷却系再循環切替』へ移行する。</p> <p>モード5（低温停止）への移行</p> <p>1. ぼうらによる負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>『非常用炉心冷却系再循環切替』</p> <p>1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから再循環タンクに切替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系の再循環タンク切替が不能となった場合は、『非常用炉心冷却系再循環切替不能』へ移行する。 <p>2. 再循環タンクを水源として長期的な冷却を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系の再循環タンク切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却水系が設計どおり作動していなければ、『非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失』へ移行する。 <p>『非常用炉心冷却系再循環切替不能』</p>			

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>1. 非常用炉心冷却系の再循環ポンプへの切替を試みる。 2. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。</p> <p>3. 主蒸気速がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。 4. 1次冷却系への注入を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。 5. 原子炉格納容器スプレイズ系と低圧注入系との接続による非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。</p> <p>6. 燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、燃料取替用水タンクを水源としている全てのポンプを停止し、水位が回復してくれば、運転を再開する。 7. 非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。</p> <p>『非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失』 1. 原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。 2. 原子炉補機冷却ポンプおよび海水ポンプ運転台数に合わせた系統構成に組み合わせ「非常用炉心冷却系再循環切替」に戻る。 3. 放射線機器冷却ポンプ全停止中の場合は、低圧注入系の冷却のため非放射線機器冷却水系により代替補機冷却を開始する。 ・代替補機冷却が開始できるまでの間、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達した場合には、高圧注入系または、代替補機冷却を実施していない低圧注入系を間欠運転する。</p> <p>4. 1次冷却材温度が飽和温度以上に達すれば、代替補機冷却を開始した低圧注入系を起動する。</p> <p>『格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合』 1. 燃料取替用水タンク水が、破断点から流出するのを防止するため、余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。 2. 1次冷却材圧力が低下傾向で、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば、主蒸気速がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 3. 余熱除去系を1次冷却系より隔離する。 ・隔離できていない場合は「破断点が隔離できない場合」へ移行する。 4. 余熱除去系の系統分離を行い、破断系統を確認する。 5. モード5(低温停止)に移行する。</p> <p>『破断点が隔離できない場合』 1. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。 2. 1次冷却系への注入を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。 3. 主蒸気速がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、満足している場合は、高圧注</p>			

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>入系を充てん系に切替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満足していない場合には、充てん系による前導熱除去が可能となった時点で、高圧注入系を充てん系に切替える。 <p>5. 余熱除去系の系統分離を行い、健全側余熱除去系による1次冷却系の冷却を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器過がし弁を強制閉とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。 <p>6. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。</p> <p>表-4（1号炉および2号炉）</p> <p>事象ベース運転特性基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(2) 2次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。 <p>② 主な監視操作内容</p> <p>蒸気発生器の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破損蒸気発生器を隔離する。 ・破損蒸気発生器の隔離ができず、全蒸気発生器の2次側圧力が低下傾向にある場合は、「全蒸気発生器の異常な減圧」へ移行する。 <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・1次冷却材圧力が安定または上昇 ・補助水ポンプ2台以上運転で健全蒸気発生器水位が上昇、または1基の健全蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p>モード5（低温停止）への移行</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。 <p>「全蒸気発生器の異常な減圧」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破損蒸気発生器の隔離を試みる。 <ul style="list-style-type: none"> ・隔離に成功すれば「非常用炉心冷却系の停止条件の確認」に戻る。 2. 1次冷却系の希釈の停止を確認する。 3. 1次冷却系の過冷却を防止しつつ、蒸気発生器の除熱機能を維持するために、補助給水流量の調整を行う。 4. 1次冷却材温度を確認し、安定または低下していない場合は、主蒸気過がし弁により1次冷却系の冷却を行う。 5. 補助復水タンク水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。 <p>6. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・1次冷却材圧力が安定または上昇 </p> <p>7. モード5（低温停止）に移行する。</p>			

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>表-5(1号炉および2号炉) 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象取組操作</p> <p>① 目的 ・蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容 <u>破損蒸気発生器の隔離</u> 1. 破損蒸気発生器を隔離する。 ・当該蒸気発生器2次側圧力の低下が継続する場合は、「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」へ移行する。</p> <p><u>2次系からの汚染拡大防止措置</u> 1. 復水器の排気が隔離されることを確認する。 2. 2次冷却材の系外への排水を停止する。</p> <p><u>1次冷却系の減圧</u> 1. 破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気流がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 2. 健全側の1次冷却材最高飽和温度が破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度未満になれば、1次冷却材圧力を破損蒸気発生器2次側圧力まで減圧する。 ・1次冷却系の減圧ができなければ、「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」へ移行する。</p> <p><u>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</u> 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・1次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇</p> <p><u>モード5(低温停止)への移行</u> 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5(低温停止)に移行する。</p>	<p>「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」 1. 破損蒸気発生器の隔離を確認する。 ・隔離に成功し、破損蒸気発生器2次側圧力の低下が停止すれば「1次冷却系の減圧」に戻る。 2. 健全側蒸気発生器の主蒸気流がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 3. 1次冷却系への注水を長期間続けるため、燃料取替用水タンクへ水を補給する。 4. 破損蒸気発生器2次側への漏えいを低減するため、サブクールを確保できる範囲で1次冷却系を減圧する。 5. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ1台分の給水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</p>		

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>6. 余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、モード5(低濃停止)に移行する。余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器速がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。</p> <p>7. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。</p> <p>「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」</p> <p>1. 1次冷却系の減圧機能の回復を試みる。</p> <p>・1次冷却系の減圧機能が回復すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。</p> <p>2. 破損蒸気発生器水位が、水位異常高以上の場合、または加圧器水位が下欄以上に回復した場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。</p> <p>3. 健全側の1次冷却系ループのサブクローを確保するため、健全側の主蒸気速がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>・1次冷却系の減圧機能が回復されるまで、「1次冷却系の冷却を継続し、減圧機能が回復すれば、「1次冷却系の減圧」に戻る。</p>	<p>表-6(1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(4) 非常用炉心冷却系作動収束操作</p> <p>① 目的</p> <p>・原作用時に原子炉を安全に停止する。</p> <p>② 主な監視操作内容</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <p>・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下</p> <p>・加圧器水位が下端以上</p> <p>・加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇</p> <p>・電動補助給水ポンプ1台分の給水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</p> <p>モード3(高温停止状態)の確立</p> <p>1. ほう酸濃縮を実施し、モード3(高温停止状態)を確立する。</p>	<p>表-7(1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</p> <p>① 目的</p> <p>・原子炉格納容器の健全性を確保する。</p> <p>② 導入条件</p> <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</p> <p>1. 原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <p>1. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて発信させる。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p><u>原子炉格納容器スプレイスライ系作動機器の確認</u></p> <p>1. 原子炉格納容器スプレイスライ系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正解の状態になることを確認する。 なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 ・原子炉格納容器スプレイスライ系不動作の場合は、「安全機能ベース運転操作基準」「格納容器健全性の確保」へ移行する。</p> <p>2. アイスコンデンサドアの開閉状況を確認する。</p> <p>3. 原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイスライ系を停止する。</p> <p>4. 燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイスライ系の水源を、燃料取替用水タンクから再循環タンクに切替える。 ・再循環切替が完了するまでの間、格納容器圧力が急上昇するようであれば、余熱除去系による格納容器スプレイスライを行う。</p> <p>・原子炉格納容器スプレイスライ系の再循環タンク切替が不能となった場合は、「原子炉格納容器スプレイスライ系再循環切替不能」へ移行する。</p>			
<p>「原子炉格納容器スプレイスライ系再循環切替不能」</p> <p>1. 原子炉格納容器スプレイスライ系の再循環タンクへの切替を試みる。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイスライ系を停止する。</p> <p>3. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気流が止まればタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</p> <p>4. 燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、下部コンパートメント再循環冷却ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。</p> <p>6. 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり、燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以上となれば、1系統の原子炉格納容器スプレイスライの運転を再開する。なお、水位異常低以下となれば、原子炉格納容器スプレイスライ系の運転を停止する。</p> <p>7. 原子炉格納容器スプレイスライ系の再循環切替が成功し、原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイスライ系を停止する。</p>			
<p>表-8(1号炉および2号炉) 事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保 (1) 全交流電源喪失</p> <p>① 目的 ・全ての交流電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。</p> <p>② 導入条件 ・全ての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 原子炉トリップを確認する。 2. タービントリップを確認する。 3. タービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器に給水されていることを確認する。 4. ディーゼル発電機手動起動により非常用母線の電源回復操作を行う。 ・ディーゼル発電機による電源回復ができない場合は、外部電源による電源回復操作を行う。 ・電源が回復されれば、モード3(高温停止状態)に移行する。</p>			

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>5. 主要機器の自動起動ブロックを行う。</p> <p>6. 不要な直流負荷を切り離す。</p> <p>7. 隣接ユニットの非常用母線から号機間電源融通を行い、崩壊熱除去に必要な機器を起動する。なお、電源が確立されるまでの間「順序8～1.1」の操作を並行して行う。</p> <p>8. 蒸気発生器の給水および蒸気ラインの隔離を確認する。</p> <p>9. 補助復水タンク水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。</p> <p>10. 主蒸気速がし弁により1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>11. 非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレッド作動信号が発信された場合は、格納容器隔離の作動状況を確認後、作動信号をリセットし、必要な機器の作動は非常用母線の電源回復後に手動にて行う。</p> <p>12. 非常用母線電源もしくは号機間電源融通により電源が確立された場合は、モード3(高温停止状態)に移行する。</p> <p>13. 号機間電源融通中に非常用母線の電源が回復した場合、号機間電源融通を解除する。</p>	<p>表-9(1号炉および2号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保</p> <p>(2) 原子炉格納冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <p>・原子炉格納冷却水系において配管等に破損が生じた場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。</p> <p>② 導入条件</p> <p>・放射性機器冷却水サージタンク水位が維持できない場合</p> <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>1. 手動による原子炉トリップを行う。</p> <p>2. 1次冷却材ポンプを全台停止する。</p> <p>3. 放射性機器冷却水ポンプを全台停止する。</p> <p>4. 健全ヘッダからの流出を防止するため系統分離を行う。</p> <p>5. 充てん系ポンプを停止する。</p> <p>6. 放射性機器冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。</p> <p>7. 破断箇所が判明したら、「破断ヘッダに対応した措置」に移行する。</p> <p>・破断箇所が不明の場合には、「充てん系ポンプ停止の措置」へ移行する。</p> <p>「破断ヘッダに対応した措置」</p> <p>1. 1台の充てん系ポンプの冷却を、健全ヘッダ側放射性機器冷却水系ドレンにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し、1次冷却系にほう酸水を注入する。</p> <p>2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気速がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器速がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>4. 健全ヘッダの隔離を解除する。</p> <p>5. 破断ヘッダ側の放射性機器冷却水サージタンクへの補給を停止する。</p> <p>6. 放射性機器冷却水冷却器への海水の通水を確認する。</p>		<p>7. 充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、「充てん系ポンプ停止の措置」に移行する。</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>3. 蒸気発生器2次側の給水量を確認し、給水量を調整する。</p> <p>4. ほう酸注入を実施する。</p> <p>5. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>6. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>7. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>8. 原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率の零または負の確認ができなければ「順序4」へ戻る。</p>	<p>「中性子源領域起動率が正、またはP.6以上で中間領域起動率が-0.2 DPM以下より下が確認された場合」</p> <p>1. ほう酸注入を実施する。</p> <p>2. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>3. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>4. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>5. 中性子源領域起動率が零、または負、およびP.6以上で中間領域起動率が-0.2 DPM以下を確認できなければ「順序1」に戻る。</p>	<p>表-1-1（1号炉および2号炉） 安全機能ベース運転操作基準</p> <p>2. 炉心冷却の維持</p> <p>① 目的 ・炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い、炉心冷却を維持する。</p> <p>② 導入条件 (1) 炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上であり、かつ、1次冷却系最高使用圧力が1次冷却材圧力に達していること。</p> <p>(2) 1次冷却系が飽和状態または過熱状態</p> <p>③ 主な監視操作内容 「炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合」</p> <p>1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 ・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 ・非常用炉心冷却系による注水ができなければ、「非常用炉心冷却系の確立ができいない場合」へ移行する。</p> <p>2. 蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 ・蒸気発生器へ給水されていない場合は、給水の回復を図る。</p> <p>3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</p> <p>4. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。</p> <p>「非常用炉心冷却系の確立ができいない場合」</p> <p>1. 蒸てん系による注水を試みる。</p> <p>2. 蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 ・給水されていない場合は、給水の回復を図る。 ・給水の回復ができず、蓄圧注入系、低圧注入系による注水が可能であれば「順序2」に戻る。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>れば、加圧器過し弁の強制閉により1次冷却系を減圧し、蓄圧注入系、低圧注入系による注入を行う。</p> <p>3. 主蒸気過し弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</p> <p>4. 炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注入が確認できなければ「順序2」に戻る。</p>			
<p>「1次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合」</p> <p>1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注入を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系により注入されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 <p>2. 加圧器過し弁の閉止を確認する。なお、閉止されていなければ、手動による閉止または弁弁を閉止する。</p> <p>3. 蒸気発生器へ給水されていることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器へ給水されていない場合は、給水の回復を図る。 <p>4. 主蒸気過し弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</p> <p>5. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ「順序3」に戻る。</p>			
<p>表-1.2（1号炉および2号炉） 安全機能ベース運転操作基準 3. 蒸気発生器除熱機能の維持</p>			
<p>① 目的</p> <p>蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い蒸気発生器除熱機能を維持する。</p> <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全蒸気発生器凝縮水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量未満 ・いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>蒸気発生器蒸気放出経路の確保</p> <p>1. 主蒸気過し弁またはタービンバイパス弁による蒸気放出経路の回復を図る。</p> <p>蒸気発生器給水の確保</p> <p>1. 補助給水系による蒸気発生器の給水回復を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回復できなければ主給水系または蒸気発生器水張り系により、蒸気発生器への給水を回復させる。 ・蒸気発生器への給水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、「フィードアンドブリード運転」へ移行する。 <p>フィードアンドブリード運転</p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。</p> <p>2. 加圧器過し弁を強制閉としフィードアンドブリード運転を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれかの蒸気発生器凝縮水位が下端以上となれば、加圧器過し弁 			

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>表-1.3 (1号炉および2号炉) 安全機能ベース運転操作基準 4. 格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイス作動設定値以上および原子炉格納容器スプレイス系不作動</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正期の状態になることを確認する。なお、正期の状態にならない場合は回復を試みる。 2. 1系統以上の原子炉格納容器スプレイス系の起動を試みる。 ・1号炉および2号炉については、格納容器スプレイスポンプが起動できない場合、余熱除去系による格納容器スプレイスを試みる。 3. 2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。 4. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気流が止弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、下部コンパートメント再循環冷却ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。 6. 原子炉格納容器スプレイス系が1系統以上作動し、格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ「順序2」に戻る。</p>	<p>表-1.4 (1号炉および2号炉) 安全機能ベース運転操作基準 5. 放射能放出防止</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射性物質放出を防止する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器内高レシージェリアモニタ指示値が 1×10^3 mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイス系不作動</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号を手動で発信する。 2. 格納容器隔離信号により自動作動する弁およびダンパが正期の状態になることを確認する。なお、正期の状態にならない場合は回復を試みる。 3. 原子炉格納容器内放射線レベルが、1×10^4 mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイス系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スプレイス系を起動する。</p>	<p>表-1.3 (1号炉および2号炉) 安全機能ベース運転操作基準 4. 格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイス系が作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器最高使用圧力以下となつた場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正期の状態になることを確認する。なお、正期の状態にならない場合は回復を試みる。 2. 1系統以上の原子炉格納容器スプレイス系の起動を試みる。 ・1号炉および2号炉については、格納容器スプレイスポンプが起動できない場合、余熱除去系による格納容器スプレイスを試みる。 3. 2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。 4. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気流が止弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、下部コンパートメント再循環冷却ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。 6. 原子炉格納容器スプレイス系が1系統以上作動し、格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ「順序2」に戻る。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明								
<p>表-1.5 (1号炉および2号炉) 安全機能ベース運転操作基準 6. 1次系保水水の維持</p> <p>① 目的 ・1次系保水水を回復するための適切な運転操作を行い、1次系保水水を維持する。</p> <p>② 導入条件 ・加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合(ただし、非常用炉心冷却系が作動している場合を除く。)</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 抽出水ラインの隔離を確認する。なお、隔離できていなければ手動により隔離を試みる。 2. 弁てん流量を確保し、加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</p> <p>参考</p> <table border="1" data-bbox="638 1523 853 2038"> <tr> <td>再循環切替水位</td> <td>1号炉および2号炉 燃料取替用水タンク水位計 計器スハンの15.8%</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク水位異常低</td> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スハンの2.9%</td> </tr> <tr> <td>補助水系代替水源切替水位</td> <td>補助復水タンク水位計 0.4m</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値</td> <td>加圧器水位計 計器スハンの17%</td> </tr> </table>	再循環切替水位	1号炉および2号炉 燃料取替用水タンク水位計 計器スハンの15.8%	燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スハンの2.9%	補助水系代替水源切替水位	補助復水タンク水位計 0.4m	加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スハンの17%			
再循環切替水位	1号炉および2号炉 燃料取替用水タンク水位計 計器スハンの15.8%										
燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スハンの2.9%										
補助水系代替水源切替水位	補助復水タンク水位計 0.4m										
加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スハンの17%										

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019H4.6.25認可) 異常時の運転操作基準(3号炉および4号炉)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019H4.7.5認可) 異常時の運転操作基準	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案) 異常時の運転操作基準	差異の説明 【大飯・玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は第1編が運転段階(3号炉)、第2編が廃止措置段階(1,2号炉)に分類化されている。)(以下、同様。)
<p>炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することを目的として、原子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、原子炉格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する場合の指針として使用する。</p> <p>異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。</p> <p>事象ベース運転操作基準が適用できない場合または事象ベース運転操作基準による操作中において、安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準に移行し安全機能の回復を図る。</p> <p>これらの運転操作基準による対応で事故収束せず、炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順に移行し、対応処置を実施する。</p> <p>なお、当直課長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じることができ</p>	<p>炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、及び発電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することを目的として、原子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、原子炉格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する場合の指針として使用する。</p> <p>異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件及び安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。</p> <p>事象ベース運転操作基準が適用できない場合又は事象ベース運転操作基準による操作中において、安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準に移行し安全機能の回復を図る。</p> <p>これらの運転操作基準による対応で事故収束せず、炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順に移行し、対応処置を実施する。</p> <p>なお、発電第二課当直課長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じることができ</p>	<p>炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、原子炉格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する場合の指針として使用する。</p> <p>異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。</p> <p>事象ベース運転操作基準が適用できない場合または事象ベース運転操作基準による操作中において、安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準に移行し安全機能の回復を図る。</p> <p>これらの運転操作基準による対応で事故収束せず、炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順に移行し、対応処置を実施する。</p> <p>なお、当直課長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じることができ</p>	
<p>異常の発生</p> <p>第15条で定める社内標準に基づく対応</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 表-1 原子炉トリップ 表-2 非同期炉心冷却系作動 表-3 異常炉心冷却系作動 表-4 1次冷却材系異常収束操作 表-5 2次冷却材系異常収束操作 表-6 異常炉心冷却系作動 表-7 異常炉心冷却系作動 表-8 1次系格納水の維持 表-9 炉心損傷 表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 異常炉心冷却系作動 表-13 異常炉心冷却系作動 表-14 異常炉心冷却系作動 表-15 異常炉心冷却系作動 <p>異常の収束</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に対応する手順へ移行</p> <p>表-1 (3号炉および4号炉) 事象ベース運転操作基準 1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的</p>	<p>異常の発生</p> <p>第14条で定める社内標準に基づく対応</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 異常炉心冷却系作動 表-13 異常炉心冷却系作動 表-14 異常炉心冷却系作動 表-15 異常炉心冷却系作動 表-8 1次系格納水の維持 表-9 炉心損傷 表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 異常炉心冷却系作動 表-13 異常炉心冷却系作動 表-14 異常炉心冷却系作動 表-15 異常炉心冷却系作動 <p>異常の収束</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に対応する手順へ移行</p> <p>表-1 (3号炉および4号炉) 事象ベース運転操作基準 1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的</p>	<p>異常の発生</p> <p>第15条で定める社内標準に基づく対応</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 表-1 原子炉トリップ 表-2 非同期炉心冷却系作動 表-3 異常炉心冷却系作動 表-4 1次冷却材系異常収束操作 表-5 2次冷却材系異常収束操作 表-6 異常炉心冷却系作動 表-7 異常炉心冷却系作動 表-8 1次系格納水の維持 表-9 炉心損傷 表-10 未臨界の維持 表-11 炉心冷却の維持 表-12 異常炉心冷却系作動 表-13 異常炉心冷却系作動 表-14 異常炉心冷却系作動 表-15 異常炉心冷却系作動 <p>異常の収束</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に対応する手順へ移行</p> <p>表-1 (3号炉および4号炉) 事象ベース運転操作基準 1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019年4月6日25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019年4月7日5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>原子炉を停止し、未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の炉心前濃度を除去し、モード3（高温停止）を確立する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉トリップ設定値に達した場合 ・原子炉トリップ設定値に達する前に原子炉を手動トリップした場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 原子炉トリップの確認 1. 原子炉トリップの警報発信を確認する。 2. 制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。 なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 ・原子炉トリップしや断器の開放表示 ・制御棒炉底位置表示の点灯 ・中性子束出力指示値の低下 3. 自動または手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。</p> <p>タービン・発電機トリップの確認 1. タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。</p> <p>蒸気発生器による除熱確認 1. タービンバイパス弁または主蒸気流がし弁の制御状態を確認し、モード3（高温停止）となることを、1次冷却材温度により確認する。 2. 蒸気発生器水位低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ注水されることを確認する。 3. 補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。</p> <p>加圧器圧力・水位の判定 1. 加圧器過がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。 2. 加圧器水位が正常であることを確認する。</p>	<p>原子炉を停止し、未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の炉心前濃度を除去し、モード3（高温停止）を確立する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉トリップ設定値に達した場合 ・原子炉を手動トリップした場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 原子炉トリップの確認 1. 原子炉トリップの警報発信を確認する。 2. 制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。 なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 ・原子炉トリップしや断器の開放表示 ・制御棒炉底位置表示の点灯 ・中性子束出力指示値の低下 3. 手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。</p> <p>タービン・発電機トリップの確認 1. タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。</p> <p>蒸気発生器による除熱確認 1. タービンバイパス弁または主蒸気流がし弁の制御状態を確認し、モード3（高温停止）となることを、1次冷却材温度により確認する。 2. 蒸気発生器水位低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ注水されることを確認する。 3. 補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。</p> <p>加圧器圧力・水位の判定 1. 加圧器過がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。 2. 加圧器水位が正常であることを確認する。</p>	<p>原子炉を停止し、未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の炉心前濃度を除去し、モード3（高温停止）を確立する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉トリップ設定値に達した場合 ・原子炉トリップ設定値に達する前に原子炉を手動トリップした場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 原子炉トリップの確認 1. 原子炉トリップの警報発信を確認する。 2. 制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。 なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 ・原子炉トリップしや断器の開放表示 ・制御棒炉底位置表示の点灯 ・中性子束出力指示値の低下 3. 自動または手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。</p> <p>タービン・発電機トリップの確認 1. タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。</p> <p>蒸気発生器による除熱確認 1. タービンバイパス弁または主蒸気流がし弁の制御状態を確認し、モード3（高温停止）となることを、1次冷却材温度により確認する。 2. 蒸気発生器水位低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ注水されることを確認する。 3. 補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。</p> <p>加圧器圧力・水位の判定 1. 加圧器過がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。 2. 加圧器水位が正常であることを確認する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ④：記載の適正化 （美浜は、トリップ設定値に達した場合に加え、設定値に達する前に「原子炉を手動トリップした場合」にも本手順を適用できるよう導入条件として追加している。） 【大飯・玄海－美浜】 ④：記載の適正化 （美浜は、中央制御盤取替により表示灯→表示に変更。）</p>
<p>表-2（3号炉および4号炉） 対象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>① 目的 ・1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に、炉心の冷却および負の反応度添加を行う。</p> <p>② 導入条件 ・非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 非常用炉心冷却系警報の確認 1. 非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。</p> <p>非常用炉心冷却系作動信号の確認 1. 非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお、非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて信号を発信させる。</p> <p>原子炉トリップの確認 1. 非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。</p> <p>非常用炉心冷却系作動機器の確認 1. 非常用炉心冷却系作動機器により、自動作動する</p>	<p>表-2 対象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>① 目的 ・1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に、炉心の冷却および負の反応度添加を行う。</p> <p>② 導入条件 ・非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 非常用炉心冷却系警報の確認 1. 非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。</p> <p>非常用炉心冷却系作動信号の確認 1. 非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお、非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて信号を発信させる。</p> <p>原子炉トリップの確認 1. 非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。</p> <p>非常用炉心冷却系作動機器の確認 1. 非常用炉心冷却系作動機器により、自動作動する</p>	<p>表-2 対象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>① 目的 ・1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に、炉心の冷却および負の反応度添加を行う。</p> <p>② 導入条件 ・非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 非常用炉心冷却系警報の確認 1. 非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。</p> <p>非常用炉心冷却系作動信号の確認 1. 非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお、非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて信号を発信させる。</p> <p>原子炉トリップの確認 1. 非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。</p> <p>非常用炉心冷却系作動機器の確認 1. 非常用炉心冷却系作動機器により、自動作動する</p>	<p>【玄海－美浜】 ④：記載の適正化 （玄海：給水、美浜：注水。）（以下、同様。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019年4月6日25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019年4月7日75認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>2. ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお、自動起動しななければ手動にて起動を試みる。</p> <p>3. 非常用炉心冷却系作動シークエンスにより、非常用炉心冷却系作動機器が、自動起動することを確認する。なお、自動起動していない機器があれば手動にて起動を試みる。</p> <p>主給水系隔離状態の確認</p> <p>1. 主給水系の隔離状態を確認する。なお、隔離できていない場合は手動にて隔離を試みる。</p> <p>中央制御室換気系隔離状態の確認</p> <p>1. 中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお、隔離できていない場合は手動にて隔離を試みる。</p> <p>主蒸気系隔離状態の確認</p> <p>1. 主蒸気系隔離作動信号が発信されれば、当該信号により自動起動する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば、『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。</p> <p>原子炉冷却系の状況確認</p> <p>1. 各パラメータの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加圧器圧力および水位 ・ 1次冷却材圧力および温度 ・ 蒸気発生器圧力および水位 ・ 原子炉格納容器圧力およびサンプ水位 ・ 各非常用炉心冷却系流量 ・ 放射線モニタ <p>事象判別</p> <p>1. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器圧力の上昇 ・ 原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇 ・ 原子炉格納容器サンプ水位の上昇 <p>2. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加圧器圧力の低下 ・ 原子炉格納容器外での漏えい確認、または原子炉周辺建屋内放射線モニタの指示上昇 ・ 復水器空気抽出器ガスタモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示に有意な変化がない。 ・ 余熱除去ポンプ出口圧力上昇 <p>3. 以下の徴候がある場合は、2次冷却材喪失事象と判断し、『2次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が連続して低下 	<p>弁、ダンパ及び機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>2. ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお、自動起動しななければ手動にて起動を試みる。</p> <p>3. 非常用炉心冷却系作動シークエンスにより、非常用炉心冷却系作動機器が、自動起動することを確認する。なお、自動起動していない機器があれば手動にて起動を試みる。</p> <p>主給水系隔離状態の確認</p> <p>1. 主給水系の隔離状態を確認する。なお、隔離できていない場合は手動にて隔離を試みる。</p> <p>中央制御室換気系隔離状態の確認</p> <p>1. 中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお、隔離できていない場合は手動にて隔離を試みる。</p> <p>主蒸気系隔離状態の確認</p> <p>1. 主蒸気系隔離作動信号が発信されれば、当該信号により自動起動する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば、『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。</p> <p>原子炉冷却系の状況確認</p> <p>1. 各パラメータの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加圧器圧力及び水位 ・ 1次冷却材圧力及び温度 ・ 蒸気発生器圧力及び水位 ・ 原子炉格納容器圧力及びサンプ水位 ・ 各非常用炉心冷却系流量 ・ 放射線モニタ <p>事象判別</p> <p>1. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器圧力の上昇 ・ 原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇 ・ 原子炉格納容器サンプ水位の上昇 <p>2. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加圧器水位の低下 ・ 1次冷却材圧力の低下 ・ 原子炉格納容器外での漏えい確認、又は補助建屋内放射線モニタの指示上昇 ・ 原子炉格納容器圧力に変化がない。 ・ 復水器排気ガスタモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタ及び高感度型主蒸気管モニタの指示に有意な変化がない。 ・ 余熱除去ポンプ出口圧力上昇 <p>3. 以下の徴候がある場合は、2次冷却材喪失事象と判断し、『2次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が連続して低下 	<p>弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>2. ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお、自動起動しななければ手動にて起動を試みる。</p> <p>3. 非常用炉心冷却系作動シークエンスにより、非常用炉心冷却系作動機器が、自動起動することを確認する。なお、自動起動していない機器があれば手動にて起動を試みる。</p> <p>主給水系隔離状態の確認</p> <p>1. 主給水系の隔離状態を確認する。なお、隔離できていない場合は手動にて隔離を試みる。</p> <p>中央制御室換気系隔離状態の確認</p> <p>1. 中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお、隔離できていない場合は手動にて隔離を試みる。</p> <p>主蒸気系隔離状態の確認</p> <p>1. 主蒸気系隔離作動信号が発信されれば、当該信号により自動起動する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば、『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。</p> <p>原子炉冷却系の状況確認</p> <p>1. 各パラメータの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加圧器圧力および水位 ・ 1次冷却材圧力および温度 ・ 蒸気発生器圧力および水位 ・ 原子炉格納容器圧力およびサンプ水位 ・ 各非常用炉心冷却系流量 ・ 放射線モニタ <p>事象判別</p> <p>1. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器圧力の上昇 ・ 原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇 ・ 原子炉格納容器サンプ水位の上昇 <p>2. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加圧器圧力の低下 ・ 原子炉格納容器外での漏えい確認、または原子炉周辺建屋内放射線モニタの指示上昇 ・ 復水器空気抽出器ガスタモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示に有意な変化がない。 ・ 余熱除去ポンプ出口圧力上昇 <p>3. 以下の徴候がある場合は、2次冷却材喪失事象と判断し、『2次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が連続して低下 	<p>美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）</p> <p>弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>2. ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお、自動起動しななければ手動にて起動を試みる。</p> <p>3. 非常用炉心冷却系作動シークエンスにより、非常用炉心冷却系作動機器が、自動起動することを確認する。なお、自動起動していない機器があれば手動にて起動を試みる。</p> <p>主給水系隔離状態の確認</p> <p>1. 主給水系の隔離状態を確認する。なお、隔離できていない場合は手動にて隔離を試みる。</p> <p>中央制御室換気系隔離状態の確認</p> <p>1. 中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお、隔離できていない場合は手動にて隔離を試みる。</p> <p>主蒸気系隔離状態の確認</p> <p>1. 主蒸気系隔離作動信号が発信されれば、当該信号により自動起動する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば、『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。</p> <p>原子炉冷却系の状況確認</p> <p>1. 各パラメータの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加圧器圧力および水位 ・ 1次冷却材圧力および温度 ・ 蒸気発生器圧力および水位 ・ 原子炉格納容器圧力およびサンプ水位 ・ 各非常用炉心冷却系流量 ・ 放射線モニタ <p>事象判別</p> <p>1. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器圧力の上昇 ・ 原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇 ・ 原子炉格納容器サンプ水位の上昇 <p>2. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加圧器圧力の低下 ・ 加圧器圧力の上昇 ・ 原子炉格納容器外での漏えい確認、または補助建屋内放射線モニタの指示上昇 ・ 復水器空気抽出器ガスタモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示に有意な変化がない。 ・ 余熱除去ポンプ出口圧力上昇 <p>3. 以下の徴候がある場合は、2次冷却材喪失事象と判断し、『2次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が連続して低下

【玄海－美浜】
 ①：従前からの発電所固有の差異
 （記載主旨に差異なし。）
 （以下、同様。）
【玄海－美浜】
 ④：記載の通正化
 （美浜は、IS-LOCA時に、RHRP入口迷がし弁

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019年4月6日25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019年4月7日7認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>・1次冷却材温度が連続して低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1基または全ての蒸気発生器の2次側圧力および水位が異常に低下 ・1基または全ての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加 <p>4. 以下の徴候がある場合は、蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し、『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水器空気抽出器ガスマニタ、蒸気発生器ブロアダウン・水モニタおよび高感度型蒸気管モニタの指示が上昇 ・破損蒸気発生器水位および圧力の上昇 <p>5. 以下の場合は、非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し、『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。 	<p>・1基又は全ての蒸気発生器の2次側圧力及び水位が異常に低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1基又は全ての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加 <p>4. 以下の徴候がある場合は、蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し、『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水器排気ガスマニタ、蒸気発生器ブロアダウン・水モニタ及び高感度型主蒸気管モニタの指示が上昇 ・破損蒸気発生器水位及び圧力の上昇 <p>5. 以下の場合は、非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し、『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。 	<p>・1基または全ての蒸気発生器の2次側圧力および水位が異常に低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1基または全ての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加 <p>4. 以下の徴候がある場合は、蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し、『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水器空気抽出器ガスマニタ、蒸気発生器ブロアダウン・水モニタおよび高感度型蒸気管モニタの指示が上昇 ・破損蒸気発生器水位および圧力の上昇 <p>5. 以下の場合は、非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し、『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象および蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。 	<p>動作による加圧器逃がしタンクからの1次冷却材流出による原子炉格納容器圧力および原子炉格納容器内放射線モニタ指示の上昇を考慮している。）</p>
<p>表-3（3号炉および4号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <p>・1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容</p> <p>【原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象】</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p>2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水レベル水位が、再循環切替水位となれば、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕へ移行する。</p> <p>【モード5（低温停止）への移行】</p> <p>1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>【非常用炉心冷却系再循環切替】</p> <p>1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環タンブに切替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系の格納容器再循環タンブ切替が不能となった場合は、〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕へ移行する。 <p>2. 格納容器再循環タンブを水源として長期的な冷却を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系の格納容器再循環タンブ切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していないければ、〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕へ移行する。 	<p>表-3</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <p>・1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容</p> <p>【原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象】</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ1台分の給水、又は1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p>2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕へ移行する。</p> <p>【モード5（低温停止）への移行】</p> <p>1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>【非常用炉心冷却系再循環切替】</p> <p>1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環タンブに切替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系の格納容器再循環タンブ切替が不能となった場合は、〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕へ移行する。 <p>2. 格納容器再循環タンブを水源として長期的な冷却を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系の格納容器再循環タンブ切替後に、原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していないければ、〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕へ移行する。 	<p>表-3</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <p>・1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容</p> <p>【原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象】</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p>2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕へ移行する。</p> <p>【モード5（低温停止）への移行】</p> <p>1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>【非常用炉心冷却系再循環切替】</p> <p>1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環タンブに切替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系の格納容器再循環タンブ切替が不能となった場合は、〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕へ移行する。 <p>2. 格納容器再循環タンブを水源として長期的な冷却を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系の格納容器再循環タンブ切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していないければ、〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕へ移行する。 	<p>【玄海-美浜】</p> <p>④：記載の通正化 （美浜は、シングルプランのため、本文中の注釈不要。）（以下、同様。）</p>
<p>【非常用炉心冷却系再循環切替不能】</p> <p>1. 非常用炉心冷却系の格納容器再循環タンブへの切替を試みる。</p> <p>2. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水レベルと水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。</p>	<p>【非常用炉心冷却系再循環切替不能】</p> <p>1. 非常用炉心冷却系の格納容器再循環タンブへの切替を試みる。</p> <p>2. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。</p>	<p>【非常用炉心冷却系再循環切替不能】</p> <p>1. 非常用炉心冷却系の格納容器再循環タンブへの切替を試みる。</p> <p>2. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。</p> <p>3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019年4月6日25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019年4月7日7認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>3. 主蒸気過しが弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。</p> <p>4. 1次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 原子炉格納容器スプレイス系と低圧注入系との接続による非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。</p> <p>6. 燃料取替用水ピット水位が、水位異常低下となれば、燃料取替用水ピットを水源としている全てのポンプを停止し、水位が回復すれば、運転を再開する。</p> <p>7. 非常用炉心冷却系の低圧再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。</p> <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。 原子炉補機冷却ポンプおよび海水ポンプ運転台数に合わせた系統構成に組み合わせ、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕に戻る。 原子炉補機冷却ポンプ全停止中の場合は、低圧注入系の冷却のため空調用冷水系により代替補機冷却を開始する。 <p>・空調用冷水系による代替補機冷却ができない場合は、大容量ポンプを用いた海水通水による代替補機冷却を行い、高圧再循環運転を実施する。</p> <p>4. 代替補機冷却を開始した低圧注入系を起動する。</p>	<p>3. 主蒸気過しが弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。</p> <p>4. 1次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 原子炉格納容器スプレイス系と低圧注入系との接続による非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。</p> <p>・原子炉格納容器スプレイス系と低圧注入系との接続による非常用炉心冷却系の代替再循環運転ができない場合は、代替再循環ポンプによる非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。</p> <p>6. 燃料取替用水タンク水位が、水位異常低下となれば、燃料取替用水タンクを水源としている全てのポンプを停止し、水位が回復しければ、運転を再開する。</p> <p>7. 非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替再循環運転を停止する。</p> <p>※1：3号炉については燃料取替用水タンク、4号炉については燃料取替用水ピットをいう（以下、添付1において同じ）。</p> <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。 原子炉補機冷却ポンプおよび海水ポンプ運転台数に合わせた系統構成に組み合わせ、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕に戻る。 原子炉補機冷却ポンプ全停止中の場合は、低圧注入系の冷却のため空調用冷水系により代替補機冷却を開始する。 <p>・代替補機冷却が開始できるまでの間、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達した場合には、高圧注入系又は、空調用冷水系を差流して低圧注入系を間欠運転する。</p> <p>・空調用冷水系による代替補機冷却ができない場合は、移動式大容量ポンプ車を用いた海水通水による代替補機冷却を行い、代替再循環運転を実施する。</p> <p>4. 1次冷却系が飽和温度以上に達すれば、代替補機冷却を開始した低圧注入系を起動する。</p> <p>〔原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 燃料取替用水タンク水が、破断点から流出するのを防止するため、余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。 1次冷却材圧力が低下傾向で、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば、主蒸気過しが弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 余熱除去系を1次冷却系より隔離する。 <p>・隔離できない場合は、〔破断点が隔離できない場合〕へ移行する。</p> <p>4. 余熱除去系の系統分離を行い、破断系統を確認する。</p> <p>5. モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>〔破断点が隔離できない場合〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。 1次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。 主蒸気過しが弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、満足している場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 <p>・満足していない場合には、充てん系による前導熱除去が可能となった時点で、高圧注入系を充てん系に切替える。</p> <p>5. 余熱除去系の系統分離を行い、健全側余熱除去系による1次冷却系の冷却を行う。</p>	<p>促進させ、破断流を減少させる。</p> <p>4. 1次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 原子炉格納容器スプレイス系と低圧注入系との接続による非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。</p> <p>6. 燃料取替用水タンク水位が、水位異常低下となれば、燃料取替用水タンクを水源としている全てのポンプを停止し、水位が回復すれば、運転を再開する。</p> <p>7. 非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。</p> <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。 1次冷却ポンプおよび海水ポンプの運転台数に合わせた系統構成に組み合わせ、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕に戻る。 1次冷却ポンプ全停止中の場合は、低圧注入系の冷却のため空調用冷水系により代替補機冷却を開始する。 <p>・空調用冷水系による代替補機冷却ができない場合は、大容量ポンプを用いた海水通水による代替補機冷却を行い、<u>低圧または高圧再循環運転</u>を実施する。</p> <p>4. 代替補機冷却を開始した低圧注入系を起動する。</p> <p>〔原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 燃料取替用水タンク水が、破断点から流出するのを防止するため、余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。 1次冷却材圧力が低下傾向で、炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば、主蒸気過しが弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 余熱除去系を1次冷却系より隔離する。 <p>・隔離できない場合は、〔破断点が隔離できない場合〕へ移行する。</p> <p>4. 余熱除去系の系統分離を行い、破断系統を確認する。</p> <p>5. <u>モード5（低温停止）</u>に移行する。</p> <p>〔破断点が隔離できない場合〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系1系統のみとする。 1次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。 主蒸気過しが弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、満足している場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 <p>・満足していない場合には、充てん系による前導熱除去が可能となった時点で、高圧注入系を充てん系に切替える。</p> <p>5. 余熱除去系の系統分離を行い、健全側余熱除去系による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>・余熱除去系による1次冷却系の冷却ができない場合は、加圧器過しが弁</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （玄海は代替再循環ポンプを整備。）</p> <p>【大飯－美浜】</p> <p>③：運用の差異 （大飯は、低圧再循環と高圧再循環を書き分けている。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>③：運用の差異 （美浜は、機器冷却水無しでの間欠運転は、機器の健全性を損なう恐れがあることから、実施しないこととしている。）</p> <p>【大飯－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、海水による代替冷却時、低圧再循環も記載。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>③：運用の差異 （美浜は、飽和温度の制限なし。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019R4.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019R4.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>表-5（3号炉および4号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作</p> <p>① 目的 ・蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容 破損蒸気発生器の隔離 1. 破損蒸気発生器を隔離する。 ・当該蒸気発生器2次側圧力の低下が継続する場合は、〔蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続〕へ移行する。</p> <p>2次冷却系からの汚染拡大防止措置 1. 復水器の排気が隔離されていることを確認する。 2. 2次冷却材の系外への排水を停止する。</p> <p>1次冷却系の減圧 1. 破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 健全側の1次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度未満になれば、1次冷却材圧力を破損蒸気発生器2次側圧力まで減圧する。 ・1次冷却系の減圧ができなければ、〔蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能〕へ移行する。</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・1次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇</p> <p>モード5（低温停止）への移行 1. ほう酸による負の反応度を高加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>表-5 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作</p> <p>① 目的 ・蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容 破損蒸気発生器の隔離 1. 破損蒸気発生器を隔離する。 ・当該蒸気発生器2次側圧力の低下が継続する場合は、〔蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続〕へ移行する。</p> <p>2次冷却系からの汚染拡大防止措置 1. 復水器の排気が隔離されていることを確認する。 2. 2次冷却材の系外への排水を停止する。</p> <p>1次冷却系の減圧 1. 破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 健全側の1次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度未満になれば、1次冷却材圧力を破損蒸気発生器2次側圧力まで減圧する。 ・1次冷却系の減圧ができなければ、〔蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能〕へ移行する。</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・1次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇</p> <p>モード5（低温停止）への移行 1. ほう酸による負の反応度を高加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>表-5 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作</p> <p>① 目的 ・蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容 破損蒸気発生器の隔離 1. 破損蒸気発生器を隔離する。 ・当該蒸気発生器2次側圧力の低下が継続する場合は、〔蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続〕へ移行する。</p> <p>2次冷却系からの汚染拡大防止措置 1. 復水器の排気が隔離されていることを確認する。 2. 2次冷却材の系外への排水を停止する。</p> <p>1次冷却系の減圧 1. 破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 健全側の1次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度未満になれば、1次冷却材圧力を破損蒸気発生器2次側圧力まで減圧する。 ・1次冷却系の減圧ができなければ、〔蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能〕へ移行する。</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・1次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇</p> <p>モード5（低温停止）への移行 1. ほう酸による負の反応度を高加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>【蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続】</p> <p>1. 破損蒸気発生器の隔離を確認する。 ・隔離に成功し、破損蒸気発生器2次側圧力の低下が停止すれば、1次冷却系の減圧に入る。</p> <p>2. 健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 3. 1次冷却系への注水を長期間続けるため、燃料取替用水タンクへ水を補給する。 4. 破損蒸気発生器2次側への漏えいを低減するため、サブクールを確保できる範囲で1次冷却系を減圧する。 5. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</p>
<p>【蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続】</p> <p>1. 破損蒸気発生器の隔離を確認する。 ・隔離に成功し、破損蒸気発生器2次側圧力の低下が停止すれば、1次冷却系の減圧に入る。</p> <p>2. 健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 3. 1次冷却系への注水を長期間続けるため、燃料取替用水タンクへ水を補給する。 4. 破損蒸気発生器2次側への漏えいを低減するため、サブクールを確保できる範囲で1次冷却系を減圧する。 5. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</p>	<p>【蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続】</p> <p>1. 破損蒸気発生器の隔離を確認する。 ・隔離に成功し、破損蒸気発生器2次側圧力の低下が停止すれば、1次冷却系の減圧に入る。</p> <p>2. 健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 3. 1次冷却系への注水を長期間続けるため、燃料取替用水タンクへ水を補給する。 4. 破損蒸気発生器2次側への漏えいを低減するため、サブクールを確保できる範囲で1次冷却系を減圧する。 5. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上</p>		

【玄海-美浜】
 ②：上流文書の差異
 （玄海は代替再循環ポンプを整備。）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019年4月6日25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019年4月7日7認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>6. 余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、モード5(低温停止)に移行する。余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器送がし弁を強制閉とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。</p> <p>7. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。</p> <p>[蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却系の減圧機能が回復すれば、1次冷却系の減圧に異なる。 破損蒸気発生器水位が、水位異常高以上の場合、または加圧器水位が下流以上に回復した場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 健全側の1次冷却系ループのサブクォールを確保するため、健全側の主蒸気送がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 <p>・1次冷却系の減圧機能が回復されるまで、1次冷却系の冷却を継続し、減圧機能が回復すれば、1次冷却系の減圧に異なる。</p>	<p>6. 余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、モード5(低温停止)に移行する。余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器送がし弁を強制閉とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。</p> <p>7. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。</p> <p>[蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却系の減圧機能が回復すれば、1次冷却系の減圧に異なる。 破損蒸気発生器水位が、水位異常高以上の場合、または加圧器水位が下流以上に回復した場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 健全側の1次冷却系ループのサブクォールを確保するため、健全側の主蒸気送がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 <p>・1次冷却系の減圧機能が回復されるまで、1次冷却系の冷却を継続し、減圧機能が回復すれば、1次冷却系の減圧に異なる。</p>	<p>6. 余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、モード5(低温停止)に移行する。余熱除去系による1次冷却系の冷却ができなければ、加圧器送がし弁を強制閉とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。</p> <p>7. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。</p> <p>[蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却系の減圧機能が回復すれば、1次冷却系の減圧に異なる。 破損蒸気発生器水位が、水位異常高以上の場合、または加圧器水位が下流以上に回復した場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 健全側の1次冷却系ループのサブクォールを確保するため、健全側の主蒸気送がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 <p>・1次冷却系の減圧機能が回復されるまで、1次冷却系の冷却を継続し、減圧機能が回復すれば、1次冷却系の減圧に異なる。</p>	
<p>表一6(3号炉および4号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動 非常用炉心冷却系誤作動収束操作 <p>(4)非常用炉心冷却系誤作動収束操作</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 誤作動時に原子炉を安全に停止する。 <p>②主な監視操作内容</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 加圧器水位が下端以上 加圧器圧力が原子炉圧力低による非常用炉心冷却系作動設定値以上安定または上昇 電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p>モード3(高温停止)の確立</p> <ol style="list-style-type: none"> ほう酸濃縮を実施し、モード3(高温停止)を確立する。 	<p>表一6</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動 非常用炉心冷却系誤作動収束操作 <p>(4)非常用炉心冷却系誤作動収束操作</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 誤作動時に原子炉を安全に停止する。 <p>②主な監視操作内容</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 加圧器水位が下端以上 加圧器圧力が原子炉圧力低による非常用炉心冷却系作動設定値以上安定または上昇 電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p>モード3(高温停止)の確立</p> <ol style="list-style-type: none"> ほう酸濃縮を実施し、モード3(高温停止)を確立する。 	<p>表一6</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動 非常用炉心冷却系誤作動収束操作 <p>(4)非常用炉心冷却系誤作動収束操作</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 誤作動時に原子炉を安全に停止する。 <p>②主な監視操作内容</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 加圧器水位が下端以上 加圧器圧力が原子炉圧力低による非常用炉心冷却系作動設定値以上安定または上昇 電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p>モード3(高温停止)の確立</p> <ol style="list-style-type: none"> ほう酸濃縮を実施し、モード3(高温停止)を確立する。 	<p>【大飯・玄海・美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異(設備の相違。)</p> <p>【玄海・美浜】</p> <p>④：記載の適正化</p>
<p>表一7(3号炉および4号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動 <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器の健全性を確保する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器のスプレイ系作動設定値に達した場合 <p>③主な監視操作内容</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。 <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動 	<p>表一7</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動 <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器の健全性を確保する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器のスプレイ系作動設定値に達した場合 <p>③主な監視操作内容</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。 <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動 	<p>表一7</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動 <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器の健全性を確保する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器のスプレイ系作動設定値に達した場合 <p>③主な監視操作内容</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。 <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動 	<p>【大飯・玄海・美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異(設備の相違。)</p> <p>【玄海・美浜】</p> <p>④：記載の適正化</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019年4月6日25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019年4月7日5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>にて発信させる。</p> <p>原子炉格納容器スプレイス系作動機器の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイス系作動信号、格納容器隔離番号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 原子炉格納容器スプレイス系作動の場合、『安全機能ベース運転操作基準「原子炉格納容器健全性の確保」』へ移行する。 原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイス系を停止する。 燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイス系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環タンクに切替える。 <p>・原子炉格納容器スプレイス系再循環切替不能」へ移行する。</p>	<p>にて発信させる。</p> <p>原子炉格納容器スプレイス系作動機器の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイス系作動信号、格納容器隔離番号により、自動作動する弁、ダンパ及び機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 原子炉格納容器スプレイス系作動の場合、『安全機能ベース運転操作基準「原子炉格納容器健全性の確保」』へ移行する。 燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイス系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環タンクに切替える。 <p>・原子炉格納容器スプレイス系再循環切替不能」へ移行する。</p>	<p>にて発信させる。</p> <p>原子炉格納容器スプレイス系作動機器の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイス系作動信号、格納容器隔離番号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 原子炉格納容器スプレイス系作動の場合、『安全機能ベース運転操作基準「原子炉格納容器健全性の確保」』へ移行する。 燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイス系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環タンクに切替える。 <p>・原子炉格納容器スプレイス系再循環切替不能」へ移行する。</p>	
<p>〔原子炉格納容器スプレイス系再循環切替不能〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイス系の格納容器再循環タンクへの切替を試みる。 原子炉格納容器スプレイス系を停止する。 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気速がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 燃料取替用水タンクに水を補給する。 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイス系作動設定値以上となれば、格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり、燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、1系統の原子炉格納容器スプレイス系の運転を再開する。なお、水位異常低以下となれば、原子炉格納容器スプレイス系の運転を停止する。 原子炉格納容器スプレイス系の再循環切替が成功し、原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイス系を停止する。 	<p>〔原子炉格納容器スプレイス系再循環切替不能〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイス系の格納容器再循環タンクへの切替を試みる。 原子炉格納容器スプレイス系を停止する。 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気速がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 燃料取替用水タンクに水を補給する。 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり、燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、1系統の原子炉格納容器スプレイス系の運転を再開する。なお、水位異常低以下となれば、原子炉格納容器スプレイス系の運転を停止する。 原子炉格納容器スプレイス系の再循環切替が成功し、原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイス系を停止する。 	<p>〔原子炉格納容器スプレイス系再循環切替不能〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイス系の格納容器再循環タンクへの切替を試みる。 原子炉格納容器スプレイス系を停止する。 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気速がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 燃料取替用水タンクに水を補給する。 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイス系作動設定値以上となれば、格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり、燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、1系統の原子炉格納容器スプレイス系の運転を再開する。なお、水位異常低以下となれば、原子炉格納容器スプレイス系の運転を停止する。 原子炉格納容器スプレイス系の再循環切替が成功し、原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイス系を停止する。 	<p>〔玄海－美浜〕</p> <p>③：運用の差異 （美浜は、1/2Pdにて自然対流冷却を開始する。）（以下、同様。）</p>
<p>表-8 事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失</p> <p>① 目的 ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。</p> <p>② 導入条件 ・全ての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト</p> <p>③ 主な監視操作内容 原子炉トリップの確認 1. 原子炉トリップの確認を行う。</p> <p>タービン・発電機トリップの確認 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。</p> <p>補助給水流量の確認 1. 補助給水流量により補助給水機能が健全であることを確認する。</p> <p>全交流動力電源喪失判断</p>	<p>表-8 事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失</p> <p>① 目的 ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。</p> <p>② 導入条件 ・全ての非常用母線及び常用母線の電圧が零ボルト</p> <p>③ 主な監視操作内容 原子炉トリップの確認 1. 原子炉トリップの確認を行う。</p> <p>タービン・発電機トリップの確認 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失判断 1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の処置</p>	<p>表-8 事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失</p> <p>① 目的 ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。</p> <p>② 導入条件 ・全ての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト</p> <p>③ 主な監視操作内容 原子炉トリップの確認 1. 原子炉トリップの確認を行う。</p> <p>タービン・発電機トリップの確認 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。</p> <p>補助給水流量の確認 1. 補助給水流量により補助給水機能が健全であることを確認する。</p> <p>全交流動力電源喪失判断</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019年4月6日25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019年4月7日5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。</p> <p>2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の措置を開始する。</p> <p>代替電源からの受電</p> <p>1. 代替電源（非常用発電機等）から受電したことを確認する。</p> <p>代替炉心注水他準備</p> <p>1. 代替炉心注水の準備、アンユラス空気浄化系、中央制御室空調系の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。</p> <p>1次冷却系からの無しの有無の確認</p> <p>1. 1次冷却系からの無しの有無を確認する。</p> <p>蒸気発生器2次側による1次冷却系の強制冷却</p> <p>1. 補助給水機能が確保されているれば、主蒸気透かし弁を現場手動にて全開とし、1次冷却系の強制冷却を行う。</p> <p>2. 1次冷却系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。</p> <p>所内直流電源の確保</p> <p>1. 代替電源からの給電が長期にわたりに行えない場合は、蓄電池からの受電や不要な直流負荷を切り離す。</p> <p>1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <p>1. 1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離を行う。</p> <p>蓄圧タンク隔離</p> <p>1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。</p> <p>代替炉心注水</p> <p>1. 1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p> <p>再循環運転</p> <p>1. 格納容器再循環サンパ水位が、再循環可能水位となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば、代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。</p> <p>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p>	<p>1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。</p> <p>2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の措置を開始する。</p> <p>代替電源からの受電</p> <p>1. 代替電源（非常用発電機等）から受電したことを確認する。</p> <p>代替炉心注水他準備</p> <p>1. 代替炉心注水の準備、アンユラス空気浄化系、中央制御室空調系の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備、燃料取替用水タンクの保有水確保準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。</p> <p>1次冷却系からの無しの有無の確認</p> <p>1. 1次冷却系からの無しの有無を確認する。</p> <p>蒸気発生器2次側による1次冷却系の強制冷却</p> <p>1. 補助給水機能が確保されているれば、主蒸気透かし弁を現場手動にて全開とし、1次冷却系の強制冷却を行う。</p> <p>2. 1次冷却系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。</p> <p>所内直流電源の確保</p> <p>1. 代替電源からの給電が長期にわたりに行えない場合は、蓄電池からの受電や不要な直流負荷を切り離す。</p> <p>1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <p>1. 1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離を行う。</p> <p>アキュムレータ隔離</p> <p>1. 1次冷却材圧力がアキュムレータからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となればアキュムレータの出口弁を閉止する。</p> <p>代替炉心注水</p> <p>1. 1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン安全弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p> <p>再循環運転</p> <p>1. 格納容器再循環サンパ水位が、再循環可能水位となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば、代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。</p> <p>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p>	<p>1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。</p> <p>2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の措置を開始する。</p> <p>代替電源からの受電</p> <p>1. 代替電源（非常用発電機等）から受電したことを確認する。</p> <p>代替炉心注水他準備</p> <p>1. 代替炉心注水の準備、アンユラス空気浄化系、中央制御室空調系の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備、燃料取替用水タンクの保有水確保準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。</p> <p>1次冷却系からの無しの有無の確認</p> <p>1. 1次冷却系からの無しの有無を確認する。</p> <p>蒸気発生器2次側による1次冷却系の強制冷却</p> <p>1. 補助給水機能が確保されているれば、主蒸気透かし弁を現場手動にて全開とし、1次冷却系の強制冷却を行う。</p> <p>2. 1次冷却系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。</p> <p>所内直流電源の確保</p> <p>1. 代替電源からの給電が長期にわたりに行えない場合は、蓄電池からの受電や不要な直流負荷を切り離す。</p> <p>1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <p>1. 1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離を行う。</p> <p>アキュムレータ隔離</p> <p>1. 1次冷却材圧力がアキュムレータからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となればアキュムレータの出口弁を閉止する。</p> <p>代替炉心注水</p> <p>1. 1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン安全弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p> <p>再循環運転</p> <p>1. 格納容器再循環サンパ水位が、再循環可能水位となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば、代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。</p> <p>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>③：運用の差異 （美浜は、漏えい規模の判断はしない。）</p> <p>【大飯－美浜】</p> <p>③：運用の差異 （美浜は、有効性評価上に、可搬式代替低圧注水に、RWST保有水の枯渇までに、可搬式代替低圧注水ポンプの準備が間に合わないことから、SB0を判断し、RWST保有水確保準備を実施することとしている。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>④：記載の適正化 （玄海は、SFPの冷却状態確認および保有水確保の項目を設けている。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （玄海は、重大事故等対処用と安全防護系用の蓄電池がある。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>④：記載の適正化 （美浜は、大容量ポンプからの海水供給条件を記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （玄海は、代替再循環ポンプを整備。）</p>
<p>表一9 事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保</p>	<p>表一9 事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保</p>	<p>表一9 事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保</p>	<p>表一9 事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の（）は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31 変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09 補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019年4月6日25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019年4月7日5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合又は、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合又は、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>補機冷却水系の機能回復操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 現場の状況を確認し、原子炉補機冷却水系の機能回復に努める。 <p>原子炉手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 手動による原子炉トリップを行う。 <p>1次冷却材ポンプ手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプを全台停止する。 <p>原子炉補機冷却水系の状態確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系の状態を確認する。 原子炉補機冷却水系の漏えいがあり、原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合は、【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】へ移行する。 原子炉補機冷却水系の漏えいがなく、原子炉補機冷却水ポンプが全停止している場合は、充てん系ポンプを全台停止し、制御用空気の空気を供給を所内用空気に切り替え、1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離及び使用済燃料ピット冷却状態確認及び保水確認を行い、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。 <p>【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】</p> <p>原子炉補機冷却水ヘッダ隔離（破断ヘッダの確認）</p> <ol style="list-style-type: none"> 運転中の原子炉補機冷却水ポンプを停止する。 健全ヘッダからの流出を防止するため系統分離を行う。 <p>原子炉補機冷却水系隔離後の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 充てん系ポンプを全台停止する。 制御用空気の空気を供給を所内用空気に切り替え、原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。 <p>1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離を行う。 1次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。 <p>使用済燃料ピット冷却状態確認及び保水確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば、必要に応じて水補給を行う。 <p>破断箇所の特記</p> <ol style="list-style-type: none"> 破断箇所が判明したら、破断ヘッダに対応した措置に移行する。 破断箇所が不明の場合は、充てん系ポンプ停止後の措置へ移行する。 <p>破断ヘッダに対応した措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1台の充てん系ポンプの冷却を、健全ヘッダ側原子炉補機冷却水系ドレンにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し1次冷却材ポンプ封 	<p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合又は、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合又は、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>補機冷却水系の機能回復操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 現場の状況を確認し、原子炉補機冷却水系の機能回復に努める。 <p>原子炉手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 手動による原子炉トリップを行う。 <p>1次冷却材ポンプ手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプを全台停止する。 <p>原子炉補機冷却水系の状態確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系の状態を確認する。 原子炉補機冷却水系の漏えいがあり、原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合は、【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】へ移行する。 原子炉補機冷却水系の漏えいがなく、原子炉補機冷却水ポンプが全停止している場合は、充てん系ポンプを全台停止し、制御用空気の空気を供給を所内用空気に切り替え、1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離及び使用済燃料ピット冷却状態確認及び保水確認を行い、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。 <p>【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】</p> <p>原子炉補機冷却水ヘッダ隔離（破断ヘッダの確認）</p> <ol style="list-style-type: none"> 運転中の原子炉補機冷却水ポンプを停止する。 健全ヘッダからの流出を防止するため系統分離を行う。 <p>原子炉補機冷却水系隔離後の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 充てん系ポンプを全台停止する。 制御用空気の空気を供給を所内用空気に切り替え、原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。 <p>1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離を行う。 1次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。 <p>使用済燃料ピット冷却状態確認及び保水確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば、必要に応じて水補給を行う。 <p>破断箇所の特記</p> <ol style="list-style-type: none"> 破断箇所が判明したら、破断ヘッダに対応した措置に移行する。 破断箇所が不明の場合は、充てん系ポンプ停止後の措置へ移行する。 <p>破断ヘッダに対応した措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1台の充てん系ポンプの冷却を、健全ヘッダ側原子炉補機冷却水系ドレンにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し1次冷却材ポンプ封 	<p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合、または原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次系冷却水タンク水位が維持できない場合は、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉補機冷却水系の機能回復操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 現場の状況を確認し、原子炉補機冷却水系の機能回復に努める。 <p>原子炉手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 手動による原子炉トリップを行う。 <p>1次冷却材ポンプ手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプを全台停止する。 <p>原子炉補機冷却水系の状態確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系の状態を確認する。 原子炉補機冷却水系の漏えいがあり、1次系冷却水タンク水位が維持できない場合は、【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】へ移行する。 原子炉補機冷却水系の漏えいがなく、1次系冷却水ポンプが全停止している場合は、充てん系ポンプを全台停止し、制御用空気の空気を供給を所内用空気に切り替え、1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離を行い、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。 <p>【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】</p> <p>原子炉補機冷却水ヘッダ隔離（破断ヘッダの確認）</p> <ol style="list-style-type: none"> 運転中の1次系冷却水ポンプを停止する。 健全ヘッダからの流出を防止するため系統分離を行う。 <p>原子炉補機冷却水系隔離後の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 充てん系ポンプを全台停止する。 制御用空気の空気を供給を所内用空気に切り替え、原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。 <p>1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離を行う。 非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイ系作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。 <p>破断箇所の特記</p> <ol style="list-style-type: none"> 破断箇所が判明すれば、破断ヘッダに対応した措置に移行する。 破断箇所が不明の場合は、充てん系ポンプ停止後の措置へ移行する。 <p>破断ヘッダに対応した措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1台の充てん系ポンプの冷却を、健全ヘッダ側原子炉補機冷却水系ドレンおよび空動用冷水系の通水により確保し、当該充てん系ポンプを起動し、1次冷却材ポンプ封水系の通水を再開するとともに、1次冷却材ポンプに保水確認を行う。 	<p>【玄海－美浜】</p> <p>④：記載の適正化</p> <p>（玄海は、SFPの冷却状態確認および保水確保の項目を設けている。）</p> <p>【大飯・玄海－美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異</p> <p>（美浜は、機器の自動起動ブロックは早期に実施する方針としている。またSFP冷却状態の確認は、CCW喪失の場合の代替炉心注水準備の欄に記載している。）（以下、同様）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>③：運用の差異</p> <p>（美浜は、充てん/高圧注入ポンプの再起動には、CCWのF&Bおよび空動用冷水の通水による代替冷却が必要。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019年4月6日25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019年4月7日5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>水注入を再開するとともに、1次冷却系にほう酸水を注入する。</p> <p>2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気速がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器速がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>4. 健全ヘッダの隔離を解除する。</p> <p>5. 破断ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクへの補給を停止する。</p> <p>6. 原子炉補機冷却水冷却器への海水の通水を確認する。</p> <p>7. 充てん系ポンプの冷却が確保されており、健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】に移行する。</p> <p>・充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、<u>充てん系ポンプ停止後の措置</u>に移行する。</p> <p>【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】 <u>代替炉心注水他運轉</u> 1. 代替炉心注水の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。</p> <p>【1次冷却系からの漏えいの有無の確認】 1. 1次冷却材漏えいの有無を確認する。</p>	<p>水注入を再開するとともに、1次冷却系にほう酸水を注入する。</p> <p>2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気速がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器速がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>4. 健全ヘッダの隔離を解除する。</p> <p>5. 破断ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクへの補給を停止する。</p> <p>6. 原子炉補機冷却水冷却器への海水の通水を確認する。</p> <p>7. 充てん系ポンプの冷却が確保されており、健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】に移行する。</p> <p>・充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、<u>充てん系ポンプ停止後の措置</u>に移行する。</p> <p>【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】 <u>1次系からの漏えいの有無及び漏えい規模の確認</u> 1. 1次冷却材漏えいの有無及び漏えい規模を判断する。 2. 1次冷却材漏えいの規模が小さい場合は、代替炉心注入の準備、ア二ユラス空気浄化系及び中央制御室空調系の準備並びに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。</p> <p>【充てん系ポンプ停止後の措置】 1. 非常用炉心冷却系作動信号及び原子炉格納容器スプレイ系作動信号発生時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。 2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気速がし弁またはタービンバイパス弁により2次系強制冷却を行う。 3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器速がし弁により1次冷却系の減圧を行う。 4. 非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は、非常用炉心冷却系作動信号をリセットし、必要な機器の起動は、原子炉補機冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。</p> <p>【蓄圧タンク隔離】 1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの蒸気ガスの混入を防止するための圧力未満となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。</p> <p>【代替炉心注水】 1. 1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン速がし弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p> <p>【原子炉補機冷却水系機能回復の確認】 1. 健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確認されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】へ移行する。 ・原子炉補機冷却水系機能が回復していないければ大容量ポンプからの海水供給による【循環運轉】へ移行する。 2. 【海水冷却機能喪失の場合】は【海水冷却機能回復の確認】へ移行する。</p> <p>【再循環運轉】 1. 格納容器再循環ポンプ水位が、再循環可能水位となれば代替炉心注水から再循環運轉に切り替え、炉心冷却を継続する。</p> <p>【原子炉格納容器内自然対流冷却の開始】</p>	<p>2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気速がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器速がし弁により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>4. 健全ヘッダの隔離を解除する。</p> <p>5. 破断ヘッダ側の1次系冷却水タンクへの補給を停止する。</p> <p>6. 1次系冷却水タンクへの海水の通水を確認する。</p> <p>7. 充てん系ポンプの冷却が確保されており、健全ヘッダ側の1次系冷却水タンクに水位が確保されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】に移行する。</p> <p>・充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、<u>充てん系ポンプ停止後の措置</u>に移行する。</p> <p>【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】 <u>代替炉心注水他運轉</u> 1. 代替炉心注水の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。 2. 1次冷却系からの漏えいの有無の確認 1. 1次冷却材漏えいの有無を確認する。</p> <p>【充てん系ポンプ停止後の措置】 1. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気速がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の強制冷却を行う。 2. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器速がし弁により1次冷却系の減圧を行う。 3. 非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は、非常用炉心冷却系作動信号をリセットし、必要な機器の起動は、1次系冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。</p> <p>【アキュムレータ隔離】 1. 1次冷却材圧力がアキュムレータからの蒸気ガスの混入を防止するための圧力未満となればアキュムレータの出口弁を閉止する。</p> <p>【代替炉心注水】 1. 1次冷却材圧力が冷却材ポンプ封水戻りライン安全吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p> <p>【原子炉補機冷却水系機能回復の確認】 1. 健全ヘッダ側の1次系冷却水タンクに水位が確認されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】へ移行する。 ・原子炉補機冷却水系機能が回復していないければ大容量ポンプからの海水供給による【循環運轉】へ移行する。 2. 【海水冷却機能喪失の場合】は【海水冷却機能回復の確認】へ移行する。</p> <p>【再循環運轉】 1. 格納容器再循環ポンプ水位が、再循環可能水位となれば代替炉心注水から再循環運轉に切り替え、炉心冷却を継続する。</p> <p>【原子炉格納容器内自然対流冷却の開始】 1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器循環冷却回路ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ③：運用の差異 （美浜は、漏えい規模の判断はしない。また、代替炉心注水準備とRCSからの漏えい有無確認を別項目として記載。また、空調系の準備は継用空気によるバックアップを想定しているため記載なし。）</p> <p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （記載主旨に差異なし。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019H4.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019H4.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定面以上となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水を開始する。</p> <p>【原子炉補機冷却水系統機能回復の場合】 原子炉補機冷却水ポンプ運転可能な場合 1. 健全ヘッダの原子炉補機冷却水ポンプを起動する。 2. 充てん系ポンプの冷却を行っている場合は、原子炉補機冷却水システムを停止する。 3. 充てん系ポンプによる充てん、封水注入を再開する。 4. 制御用空気系を起動し、所内用空気系からの空気供給を停止する。 5. モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>【海水冷却機能喪失の場合】 1. 手動による原子炉トリップを行い、1次冷却材ポンプを全台停止、代替炉心注水他準備、および制御用空気系の空気供給を兼用空気系に切り替え、1次冷却材注入の有無および原子炉補機冷却水温度を確認し、以下の措置を実施する。</p> <p>【安全系補機の冷却水制限温度未達の場合】 1. 蒸気発生器2側側による1次冷却系の減温、減圧を実施し、海水冷却機能が回復すればモード5（低温停止）に移行する。</p> <p>【安全系補機の冷却水制限温度以上の場合】 1. 充てん系ポンプを全台停止し、1次冷却材ポンプの封水系隔離、原子炉補機冷却水ポンプを全台停止後、【原子炉補機冷却水系統機能喪失の場合】へ移行する。</p> <p>【海水冷却機能回復の確認】 1. 海水冷却機能が回復すれば、海水系、原子炉補機冷却水系統を復旧後、必要な補機を起動しモード5（低温停止）に移行する。 ・海水冷却機能が回復しなければ、大容量ポンプを用いてモード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>1. 原子炉格納容器圧力が顕著な使用圧力以上となり、移動式大容量ポンプ車からの海水供給が可能となれば、格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p> <p>【原子炉補機冷却水系統機能回復の場合】 原子炉補機冷却水ポンプ運転可能な場合 1. 健全ヘッダの原子炉補機冷却水ポンプを起動する。 2. 充てん系ポンプの冷却を行っている場合は、原子炉補機冷却水システムを停止する。 3. 充てん系ポンプによる充てん、封水注入を再開する。 4. 制御用空気系を起動し、所内用空気系からの空気供給を停止する。 5. モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>【海水冷却機能喪失の場合】 1. 原子炉の手動停止を行い1次冷却材ポンプを全台停止、制御用空気系の空気供給を所内用空気系とした後、原子炉補機冷却水温度を確認し、以下の措置を実施する。</p> <p>【安全系補機の冷却水制限温度未達の場合】 1. 蒸気発生器2側側による1次冷却系の減温、減圧を実施し、海水冷却機能が回復すればモード5（低温停止）に移行する。</p> <p>【安全系補機の冷却水制限温度以上の場合】 1. 充てん系ポンプを全台停止し、1次冷却材ポンプの封水系隔離、原子炉補機冷却水ポンプを全台停止後、【原子炉補機冷却水系統機能喪失の場合】へ移行する。</p> <p>【海水冷却機能回復の確認】 1. 海水冷却機能が回復すれば、海水系統、原子炉補機冷却水系統を復旧後、必要な補機を起動しモード5（低温停止）に移行する。 ・回復しなければ、移動式大容量ポンプ車からの海水供給による閉循環運用へ移行する。</p>	<p>【原子炉補機冷却水系統機能回復の場合】 1次冷却水ポンプ運転可能な場合 1. 健全ヘッダの1次冷却水ポンプを起動する。 2. 充てん系ポンプの冷却を行っている場合は、原子炉補機冷却水システムおよび空動用冷水の連水を停止する。 3. 充てん系ポンプによる充てん、封水注入を再開する。 4. 制御用空気系を起動し、兼用空気系からの空気供給を停止する。 5. モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>【海水冷却機能喪失の場合】 1. 手動による原子炉トリップを行い、1次冷却材ポンプを全台停止、代替炉心注水他準備、および制御用空気系の空気供給を兼用空気系に切り替え、1次冷却材注入の有無および原子炉補機冷却水温度を確認し、以下の措置を実施する。</p> <p>【安全系補機の冷却水制限温度未達の場合】 1. 蒸気発生器2側側による1次冷却系の減温、減圧を実施し、海水冷却機能が回復すればモード5（低温停止）に移行する。</p> <p>【安全系補機の冷却水制限温度以上の場合】 1. 充てん系ポンプを全台停止し、1次冷却材ポンプの封水系隔離、1次冷却水ポンプを全台停止後、【原子炉補機冷却水系統機能喪失の場合】へ移行する。</p> <p>【海水冷却機能回復の確認】 1. 海水冷却機能が回復すれば、海水系、原子炉補機冷却水系統を復旧後、必要な補機を起動しモード5（低温停止）に移行する。 ・海水冷却機能が回復しなければ、大容量ポンプを用いてモード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （美浜は、代替炉心注水およびLOCA有無確認を記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （記載主旨に差異なし。）</p>
<p>表-10（3号炉および4号炉） 安全機能ベース運転操作基準 1. 未臨界の維持</p> <p>① 目的 ・原子炉を停止し、未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の未臨界性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が正 ・中性子源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPMより大</p> <p>④ 脱出条件 ・原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率が零または負 ・中性子源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPMより大</p> <p>③ 主な監視操作内容 【原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率の正が確認された場合】 1. 原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 ・手動原子炉トリップ ・MGセットの電源を断 ・制御棒手動挿入</p>	<p>表-10 安全機能ベース運転操作基準 1. 未臨界の維持</p> <p>① 目的 ・原子炉を停止し、未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の未臨界性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉出力が5%以上、又は中間領域起動率が正 ・中性子源領域起動率が正、又はP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大</p> <p>④ 脱出条件 ・原子炉出力が5%未満、及び中間領域起動率が零または負 ・中性子源領域起動率が正、又はP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大</p> <p>③ 主な監視操作内容 【原子炉出力が5%以上、又は中間領域起動率の正が確認された場合】 1. 原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 ・手動原子炉トリップ ・MGセットの電源を断 ・制御棒手動挿入</p>	<p>表-10 安全機能ベース運転操作基準 1. 未臨界の維持</p> <p>① 目的 ・原子炉を停止し、未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の未臨界性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率が正 ・中性子源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPMより大</p> <p>④ 脱出条件 ・原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率が零または負 ・中性子源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPMより大</p> <p>③ 主な監視操作内容 【原子炉出力が5%以上、または中間領域起動率の正が確認された場合】 1. 原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 ・手動原子炉トリップ ・MGセットの電源を断 ・制御棒手動挿入</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019R4.6.25 認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019R4.7.5 認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<ul style="list-style-type: none"> ・MGセット出力しゃ断器の開放 ・現地原子炉トリップしゃ断器の開放 ・多様化自動作動設備（ATWS線和設備）作動警報が発信した場合、多様化自動作動設備による以下の作動状態を確認する。 ・タービントリップ ・主蒸気隔離弁の閉止 ・補助給水ポンプの起動 <p>3. タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりリターンをトリップさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手動タービントリップ ・主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止 ・蒸気加減弁の閉止 <p>4. 蒸気発生器2次側の注水量を調整する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現地原子炉トリップしゃ断器の開放 ・多様化自動作動設備作動警報が発信した場合、多様化自動作動設備による以下の作動状態を確認する。 ・タービントリップ ・主蒸気隔離弁の閉止 ・補助給水ポンプの起動 <p>3. タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりリターンをトリップさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手動タービントリップ ・主蒸気隔離弁、及び主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止 ・蒸気加減弁の閉止 <p>4. 蒸気発生器2次側の給水量を確認し、給水量を調整する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・MGセット出力しゃ断器の開放 ・現地原子炉トリップしゃ断器の開放 ・ATWS線和設備作動警報が発信した場合、ATWS線和設備による以下の作動状態を確認する。 ・タービントリップ ・主蒸気止弁の閉止 ・補助給水ポンプの起動 <p>3. タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりリターンをトリップさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手動タービントリップ ・主蒸気止弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止 ・蒸気加減弁の閉止 <p>4. 蒸気発生器2次側の注水量を確認し、注水量を調整する。</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 （美浜は、MGセット出力しゃ断器の手順を記載。）</p>
<p>5. ほう酸水注入を実施する。</p> <p>6. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>7. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>8. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>9. 原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率の需または負の確認ができなければ、「順序5」へ戻る。</p> <p>【中性子源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大が確認された場合】</p> <p>1. ほう酸水注入を実施する。</p> <p>2. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>3. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>4. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>5. 中性子源領域起動率が零、または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下を確認できなければ、「順序1」に戻る。</p>	<p>5. ほう酸水注入を実施する。</p> <p>6. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>7. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁及び主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>8. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>9. 原子炉出力が5%未満、及び中間領域起動率の零又は負の確認ができなければ、「順序5」へ戻る。</p> <p>【中性子源領域起動率が正、又はP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大が確認された場合】</p> <p>1. ほう酸水注入を実施する。</p> <p>2. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>3. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁及び主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>4. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>5. 中性子源領域起動率が零、又は負、及びP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下を確認できなければ、「順序1」に戻る。</p>	<p>5. ほう酸水注入を実施する。</p> <p>6. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>7. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気止弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>8. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>9. 原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率の需または負の確認ができなければ、「順序5」へ戻る。</p> <p>【中性子源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大が確認された場合】</p> <p>1. ほう酸水注入を実施する。</p> <p>2. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>3. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気止弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>4. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>5. 中性子源領域起動率が零、または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下を確認できなければ、「順序1」に戻る。</p>	
<p>表-1-1（3号炉および4号炉）</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>2. 炉心冷却の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い、炉心冷却を維持する。 <p>② 導入条件</p> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉心出口温度が1次冷却材圧力に對する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注水がなされていること ・炉心出口温度が1次冷却材圧力に對する飽和温度未満 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>【炉心出口温度が1次冷却材最高使用圧力に對する飽和温度以上の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 ・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 	<p>表-1-1</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>2. 炉心冷却の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い、炉心冷却を維持する。 <p>② 導入条件</p> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉心出口温度が1次冷却材最高使用圧力に對する飽和温度以上又は、安全注入動作を伴う1次冷却材喪失事象時に高圧および低圧注入流量が確認できない場合 ・炉心出口温度が1次冷却材圧力に對する飽和温度未満 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>【炉心出口温度が1次冷却材最高使用圧力に對する飽和温度以上の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 ・非常用炉心冷却系により注入されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 	<p>表-1-1</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>2. 炉心冷却の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い、炉心冷却を維持する。 <p>② 導入条件</p> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉心出口温度が1次冷却材圧力に對する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注水がなされていること ・炉心出口温度が1次冷却材圧力に對する飽和温度未満 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>【炉心出口温度が1次冷却材最高使用圧力に對する飽和温度以上の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 ・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 	<p>【玄海－美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 （美浜は、低圧注入流量の条件を記載。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019H4.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019H4.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>・非常用炉心冷却系による注水ができなければ、【非常用炉心冷却系の確立ができいない場合】へ移行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 ・蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。 3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。 <p>【非常用炉心冷却系の確立ができいない場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 充てん系による注水を試みる。 2. 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 ・注水されていない場合は、注水の回復を図る。 ・注水されたら、蓄圧注入系、低圧注入系による注水が可能であれば、加圧器逃がし弁の強制閉により1次冷却系を減圧し、蓄圧注入系、低圧注入系による注水を行う。 	<p>・非常用炉心冷却系による注水ができなければ、【非常用炉心冷却系の確立ができいない場合】へ移行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 ・蒸気発生器へ給水されていない場合は、給水の回復を図る。 3. 主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。 <p>【非常用炉心冷却系の確立ができいない場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 充てん系による注水を試みる。 2. 蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 ・給水されていない場合は、給水の回復を図る。 ・給水の回復ができず、蓄圧注入系、低圧注入系による注水が可能であれば、加圧器逃がし弁の強制閉により1次冷却系を減圧し、蓄圧注入系、低圧注入系による注水を行う。 	<p>・非常用炉心冷却系による注水ができなければ、【非常用炉心冷却系の確立ができいない場合】へ移行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 ・蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。 3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。 <p>【非常用炉心冷却系の確立ができいない場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 充てん系による注水を試みる。 2. 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 ・注水されていない場合は、注水の回復を図る。 ・注水されたら、蓄圧注入系、低圧注入系による注水が可能であれば、加圧器逃がし弁の強制閉により1次冷却系を減圧し、蓄圧注入系、低圧注入系による注水を行う。 	
<ol style="list-style-type: none"> 3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも1系統の高圧注入系又は低圧注入系による注水が確認できなければ、「順序2」に戻る。 <p>【1次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 ・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 2. 加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお、閉止されていなければ、手動による閉止又は元弁を閉止する。 3. 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 ・蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。 4. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ、「順序3」に戻る。 	<ol style="list-style-type: none"> 3. 主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 炉心出口温度が飽和温度以下、及び少なくとも1系統の高圧注入系又は低圧注入系による注水が確認できなければ、「順序2」に戻る。 <p>【1次冷却系が飽和状態又は過熱状態となった場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 ・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 2. 加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお、閉止されていなければ、手動による閉止又は元弁を閉止する。 3. 蒸気発生器へ給水されていることを確認する。 ・蒸気発生器へ給水されていない場合は、給水の回復を図る。 4. 主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ、「順序3」に戻る。 	<ol style="list-style-type: none"> 3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注水が確認できなければ、「順序2」に戻る。 <p>【1次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 ・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 2. 加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお、閉止されていなければ、手動による閉止又は元弁を閉止する。 3. 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 ・蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。 4. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ、「順序3」に戻る。 	
<p>表-1.2（3号炉および4号炉）</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 蒸気発生器除熱機能の維持 <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い、蒸気発生器除熱機能を維持する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 脱出条件 <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材圧力が健全蒸気発生器および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の注水流量未満 または <ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去系による除熱ができる場合 ・いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>蒸気発生器蒸気放出経路の確保</p>	<p>表-1.2</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 蒸気発生器除熱機能の維持 <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い、蒸気発生器除熱機能を維持する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 脱出条件 <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材圧力が健全蒸気発生器および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の給水流量未満 又は <ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去系による除熱ができる場合 ・いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>蒸気発生器蒸気放出経路の確保</p>	<p>表-1.2</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 蒸気発生器除熱機能の維持 <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い、蒸気発生器除熱機能を維持する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 脱出条件 <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材圧力が健全蒸気発生器および補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の注水流量未満 または <ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去系による除熱ができる場合 ・いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>蒸気発生器蒸気放出経路の確保</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019H4.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019H4.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>1. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁による蒸気放出経路の回復を図る。</p> <p>蒸気発生器注水の確保</p> <p>1. 補助給水系による蒸気発生器の注水回復を図る。 ・回復できなければ主給水系または蒸気発生器水張り系により、蒸気発生器への注水を回復させる。 ・蒸気発生器への注水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、1次冷却系のフィードアンドブリード運転へ移行する。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリード運転</p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。 2. 加圧器逃がし弁を強制閉とし1次冷却系のフィードアンドブリード運転を開始する。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリード停止</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による除熱機能が回復すれば、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系の冷却を停止する。 ・回復できなければ、余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系フィードアンドブリード運転を停止する。 2. 蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却後、余熱除去系による冷却を行う。 ・余熱除去系が使用出来ない場合は、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p>	<p>1. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁による蒸気放出経路の回復を図る。</p> <p>蒸気発生器給水の確保</p> <p>1. 補助給水系による蒸気発生器の給水回復を図る。 ・回復できなければ主給水系、蒸気発生器水張り系により、蒸気発生器への給水を回復させる。 ・蒸気発生器への給水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、1次冷却系のフィードアンドブリード運転へ移行する。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリード運転</p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。 2. 加圧器逃がし弁を強制閉とし1次冷却系のフィードアンドブリード運転を開始する。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリード停止</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による除熱機能が回復すれば、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系の冷却を停止する。 ・回復できなければ、余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系フィードアンドブリード運転を停止する。 2. 蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却後、余熱除去系による冷却を行う。 ・余熱除去系が使用出来ない場合は、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p>	<p>1. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁による蒸気放出経路の回復を図る。</p> <p>蒸気発生器注水の確保</p> <p>1. 補助給水系による蒸気発生器の注水回復を図る。 ・回復できなければ主給水系または蒸気発生器水張り系により、蒸気発生器への注水を回復させる。 ・蒸気発生器への注水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、1次冷却系のフィードアンドブリード運転へ移行する。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリード運転</p> <p>1. 非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。 2. 加圧器逃がし弁を強制閉とし1次冷却系のフィードアンドブリード運転を開始する。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリード停止</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による除熱機能が回復すれば、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系の冷却を停止する。 ・回復できなければ、余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系フィードアンドブリード運転を停止する。 2. 蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却後、余熱除去系による冷却を行う。</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 （記載主旨に差異なし。） （以下、同様。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 （表－1・2の脱出条件以降の手順であることから、本表ではなく添付3に記載する。）</p>
<p>表－1-3（3号炉および4号炉）</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>4. 原子炉格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイスが作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉および原子炉格納容器スプレイス格納容器最高使用圧力以下となつた場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。 2. 1系統以上の原子炉格納容器スプレイス系の起動を試みる。 3. 2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。 4. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。 6. 原子炉格納容器スプレイスが1系統以上作動し、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序2」に展る。</p>	<p>表－1-3</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>4. 原子炉格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイスが作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉および原子炉格納容器スプレイス格納容器最高使用圧力以下となつた場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号により、自動作動する弁及びダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。 2. 1系統以上の原子炉格納容器スプレイス系の起動を試みる。 3. 2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。 4. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 原子炉格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。 6. 原子炉格納容器スプレイスが1系統以上作動し、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序2」に展る。</p>	<p>表－1-3</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>4. 原子炉格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイスが作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉および原子炉格納容器スプレイス格納容器最高使用圧力以下となつた場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。 2. 1系統以上の原子炉格納容器スプレイス系の起動を試みる。 3. 2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。 4. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。 6. 原子炉格納容器スプレイスが1系統以上作動し、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序2」に展る。</p>	<p>表－1-3</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>4. 原子炉格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイスが作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉および原子炉格納容器スプレイス格納容器最高使用圧力以下となつた場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。 2. 1系統以上の原子炉格納容器スプレイス系の起動を試みる。 3. 2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。 4. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。 6. 原子炉格納容器スプレイスが1系統以上作動し、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序2」に展る。</p>
<p>表－1-4（3号炉および4号炉）</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>5. 放射能放出防止</p>	<p>表－1-4</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>5. 放射能放出防止</p>	<p>表－1-4</p> <p>安全機能ベース運転操作基準</p> <p>5. 放射能放出防止</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>⑤：記載方針の相違 （導入条件として既に記載済みであるため、本項には記載しない。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019R4.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019R4.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)
<p>① 目的 ・原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射性物質放出を防止する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器内高レンジエリア ・モニタ指示値が 1×10^3 mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイス系不動作</p> <p>④ 脱出条件 ・原子炉格納容器スプレイス系作動</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号を手動で発信する。 2. 格納容器隔離信号により自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 3. 原子炉格納容器内放射線レベルが、1×10^4 mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイス系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スプレイス系を起動する。</p>	<p>① 目的 ・原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射性物質放出を防止する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器内高レンジエリア ・モニタ指示値が 1×10^3 mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイス系不動作</p> <p>④ 脱出条件 ・原子炉格納容器スプレイス系作動</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号を手動で発信する。 2. 格納容器隔離信号により自動作動する弁及びダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 3. 原子炉格納容器内放射線レベルが、1×10^4 mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイス系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スプレイス系を起動する。</p>	<p>① 目的 ・原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射性物質放出を防止する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器内高レンジエリア ・モニタ指示値が 1×10^3 mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイス系不動作</p> <p>④ 脱出条件 ・原子炉格納容器スプレイス系作動</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号を手動で発信する。 2. 格納容器隔離信号により自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 3. 原子炉格納容器内放射線レベルが、1×10^4 mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スプレイス系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スプレイス系を起動する。</p>
<p>表-15 (3号炉および4号炉) 安全機能ベース運転操作基準 6. 1次系保水水の維持</p> <p>① 目的 ・1次系保水水を回復するための適切な運転操作を行い、1次系保水水を維持する。</p> <p>② 導入条件 ・加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合(ただし、非常用炉心冷却系が作動している場合を除く。)</p> <p>④ 脱出条件 ・加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 抽出水ラインの隔離を確認する。なお、隔離できていなければ手動により隔離を試みる。 2. 充てん流量を確保し、加圧器水位が水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</p>	<p>表-15 安全機能ベース運転操作基準 6. 1次系保水水の維持</p> <p>① 目的 ・1次系保水水を回復するための適切な運転操作を行い、1次系保水水を維持する。</p> <p>② 導入条件 ・加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合(ただし、非常用炉心冷却系が作動している場合を除く。)</p> <p>④ 脱出条件 ・加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 抽出水ラインの隔離を確認する。なお、隔離できていなければ手動により隔離を試みる。 2. 充てん流量を確保し、加圧器水位が水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</p>	<p>表-15 安全機能ベース運転操作基準 6. 1次系保水水の維持</p> <p>① 目的 ・1次系保水水を回復するための適切な運転操作を行い、1次系保水水を維持する。</p> <p>② 導入条件 ・加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合(ただし、非常用炉心冷却系が作動している場合を除く。)</p> <p>④ 脱出条件 ・加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 抽出水ラインの隔離を確認する。なお、隔離できていなければ手動により隔離を試みる。 2. 充てん流量を確保し、加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</p>
<p>参考 3号炉および4号炉 燃料取替用水ピット水位計 3号炉：計器スパンの12.5% 4号炉：計器スパンの10.0% 燃料取替用水ピット水位計 計器スパンの3% 補助給水系代替水源切替水位 計器スパンの10% 加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値 計器スパンの15%</p>	<p>参考 燃料取替用水タンク水位異常低 計器スパンの3% 燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの10% 復水タンク水位計 計器スパンの3% 加圧器水位計 計器スパンの15%</p>	<p>参考 燃料取替用水タンク水位 計器スパンの32.2% 燃料取替用水タンク水位計 計器スパンの6.6% 復水タンク水位計 Im 加圧器水位計 計器スパンの14%</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時及びその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うために必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>～記載なし～</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)</p> <p>～記載なし～</p>	<p>【玄海一美浜】 ①：上流文章の差異(記載主旨に異なるし。)(以下、同様。)</p> <p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異(美浜は、実施基準の目的は18条、18条の2、18条の2の2、18条の3にて説明しているため冒頭には記載しない。)</p> <p>【大飯・玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異(美浜は第1編が運転段階(3号炉)、第2編が廃止措置段階(1,2号炉)に分編化されている。玄海も同様に分編化されている。)(以下、同様。)</p>
<p>1. 火災 1.1. 火災(1号炉および2号炉) 消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。 1.1.1. 1. 専用回線を使用した通報設備の設置(1号炉および2号炉) 安全・防災室長は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p>	<p>1. 1. 2. 要員の配置(1号炉および2号炉)</p> <p>安全・防災室長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。</p> <p>1.1.4. 資機材の配備(1号炉および2号炉) 安全・防災室長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材^{※1}を配備する。</p> <p>1.1.5. 手順書の整備(1号炉および2号炉) (1)各課(室)長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(2)各課(室)長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>		

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明						
<p>(3)当直課長は、第14条(巡視点検)に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。</p> <p>1. 1. 6. 定期的な評価(1号炉および2号炉) 安全・防災室長は、1. 1. 1項から1. 1. 5項に定める消火活動のための体制について、総合的な訓練および消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>1. 1. 7. 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置(1号炉および2号炉) 各課(室)長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関連課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1: <table border="1" data-bbox="646 1523 758 2049"> <tr> <td>設備</td> <td>数量</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車※2</td> <td>1台※3</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤(化学消防自動車積荷分を含む)</td> <td>1500リットル以上</td> </tr> </table> </p> <p>※2: 400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 ※3: 化学消防自動車、点検または故障の場合には、※2に示す能力を有するポンプ車をもって代用することができる。</p> <p>1. 2. 火災(3号炉および4号炉) 安全・防災室長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 2. 1項から1. 2. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. 2. 1. 専用回線を使用した通報設備の設置(3号炉および4号炉) 安全・防災室長は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2. 2. 要員の配置(3号炉および4号炉) (1)安全・防災室長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p>	設備	数量	化学消防自動車※2	1台※3	泡消火薬剤(化学消防自動車積荷分を含む)	1500リットル以上	<p>1. 火災 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)、保修第一課長及び発電第一課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>1.1. 専用回線を使用した通報設備の設置 防災課長は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1.2. 要員の配置 (1)防災課長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2)防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第119条に定める必要</p>	<p>1. 火災 保全計画課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. 1. 専用回線を使用した通報設備の設置 所長室長は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2. 要員の配置 (1)所長室長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2)安全・防災室長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12</p>	<p>【大飯-美浜】 ②: 上流文書の差異</p>
設備	数量								
化学消防自動車※2	1台※3								
泡消火薬剤(化学消防自動車積荷分を含む)	1500リットル以上								

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明 (保安規定の条文の違い。)
<p>(2) 安全・防災室長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、<u>第126条</u>に定める必要な要員を配置する。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>a. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 消火要員 通報連絡者、運転員、専属消防隊による消火要員として、10名以上(発電所合計数)を発電所に駐在させる。</p> <p>c. 自衛消防隊 (a) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防隊に設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、7つの班で構成され、各班には、責任者である班長(管理職)を配置するとともに、自衛消防隊を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(c) 統括管理者は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 2. 3 教育訓練の実施(3号炉および4号炉) 安全・防災室長、放射線管理課長および発電室長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育 a. 安全・防災室長、放射線管理課長および発電室長は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。 (a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練 (b) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p>	<p>要員を配置する。</p> <p>(3) 防災課長は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>ア 火災予防活動に関する要員 防火管理者を中心に、各建屋、階及び部屋等を単位として、火元責任者を置く。</p> <p>イ 初期消火活動要員 通報連絡者、運転員、専属自衛消防隊による初期消火活動要員として、10名以上を発電所に常駐させる。</p> <p>ウ 自衛消防隊 (7) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、所長を本部長とする自衛消防隊を設置する。</p> <p>(4) 自衛消防隊は、9つの班で構成され、各班には、責任者である班長(管理職)を配置するとともに、自衛消防隊を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(ウ) 本部長は、自衛消防隊の統括管理者が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1.3 教育訓練の実施 (1) 防災課長及び発電第二課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>ア 火災防護教育 (7) 防災課長は、<u>関係所員</u>に対して、以下の教育訓練を実施する。また、<u>専属自衛消防隊</u>に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>a 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器並びに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練 b 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練 (a) 外部火災発生時の初期消火活動に関する教育</p>	<p><u>1条</u>に定める必要な要員を配置する。</p> <p>(3) 所長室長は、上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>a. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 消火要員 通報連絡者、運転員、専属消防隊による消火要員として、10名以上(発電所合計数)を発電所に駐在させる。</p> <p>c. 自衛消防隊 (a) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、<u>所長が指名した統括管理者を自衛消防隊に設置する。</u></p> <p>(b) 自衛消防隊は、<u>7つの班</u>で構成され、各班には、責任者である班長(管理職)を配置するとともに、自衛消防隊を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(c) 統括管理者は、<u>自衛消防隊が行う活動</u>に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 3 教育訓練の実施 所長室長、放射線管理課長、発電室長および保安計画課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育 a. 所長室長、放射線管理課長、発電室長および保安計画課長は、<u>全所員</u>に対して、以下の教育訓練を実施する。また、<u>専属消防隊</u>に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。 (a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練 (b) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練 ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練</p>	<p>【玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (記載主旨に差異なし。) (以下、同様。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練</p> <p>イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することに関する教育訓練</p> <p>ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の設定に係る教育訓練</p> <p>エ. 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することに関する教育訓練</p> <p>オ. モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の内側に設置することに関する教育訓練</p> <p>(c) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>安全・防災室長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員に対する訓練</p> <p>発電室長は、運転員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>安全・防災室長は、消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 2. 4 資機材の配備（3号炉および4号炉）</p> <p>(1) 安全・防災室長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2. 5 手順書の整備（3号炉および4号炉）</p> <p>(1) 安全・防災室長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に</p>	<p>イ. 外部火災によるばい煙発生時及び有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することに関する教育訓練</p> <p>(c) 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の設定に係る教育訓練</p> <p>(d) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することに関する教育訓練</p> <p>エ. 火災が発生した場合の初期消火活動及び内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>イ. 初期消火活動要員による総合訓練</p> <p>防災室長は、通報連絡者及び運転員に対して、初期消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、専属自衛消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>エ. 運転員に対する訓練</p> <p>発電第二課長は、運転員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>ウ. 消防訓練（防火対応）</p> <p>防災課長は、関係所員に対して、火災が発生した場合における二連の自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、専属自衛消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1.4 資機材の配備</p> <p>(1) 防災課長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画</p>	<p>イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することに関する教育訓練</p> <p>ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の設定に係る教育訓練</p> <p>エ. 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することに関する教育訓練</p> <p>オ. モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の内側に設置することに関する教育訓練</p> <p>(c) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練</p> <p>所長室長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員に対する訓練</p> <p>発電室長は、運転員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応）</p> <p>所長室長は、消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 4 資機材の配備</p> <p>(1) 所長室長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 保全計画課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>(2)：上流文書の差異 （玄海は、設置変更許可申請書に、当該事項を記載していないため、保安規定にも記載していない。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>以下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守管理、点検および火災情報共有の共有化等</p> <p>b. 原子炉施設的安全機能を有する構造物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等その他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策</p> <p>d. 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 消火活動 各課(室)長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。 b. 消火設備故障時の対応 当直課長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応 (a) 当直課長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。 (b) 当直課長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。 d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応 (a) 消火要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p>	<p>を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>ア 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守管理、点検および火災情報共有の共有化等</p> <p>イ 原子炉施設的安全機能を有する構造物、系統及び機器並びに重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>ウ 可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等その他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策</p> <p>エ 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く)、必修第一課長及び発電第一課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 初期消火活動 各課(室、センター)長は、火災発生現場の確認及び中央制御室への連絡並びに消火器、消火栓等を用いた初期消火活動を実施する。 イ 消火設備故障時の対応 発電第二課当直課長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室及び必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>ウ 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応 (7) 発電第二課当直課長は、火災感知器が作動した場合、火災区域又は火災区画からの退避警報及び自動消火設備の動作状況の確認を実施する。 (4) 発電第二課当直課長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認及びプラント運転状況の確認等を実施する。 エ 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応 (7) 初期消火活動要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、初期消火活動を実施する。</p>	<p>下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守管理、点検および火災情報共有の共有化等</p> <p>b. 原子炉施設的安全機能を有する構造物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等その他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策</p> <p>d. 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 消火活動 各課(室)長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。 b. 消火設備故障時の対応 当直課長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応 (a) 当直課長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。 (b) 当直課長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。 d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応 (a) 消火要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(b) 当直課長は、消火が困難な場合、職員は退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>e. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応 (a) 当直課長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合、消火器、消火栓による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラントを停止するとともに、<u>格納容器スプレ設備</u>を使用した消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御盤内における火災発生時の対応(中央制御室の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。)</p> <p>(a) 当直課長は、<u>中央制御盤内の高感度煙感知器</u>が作動し、<u>火災の発生場所が特定できる場合は、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</u></p> <p>(b) 当直課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、<u>換気空調設備の換気モードの切替えを行う。</u></p> <p>g. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応 当直課長は、<u>換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。</u></p> <p>h. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のボンブ室の消火活動 消火要員は、<u>火災発生時の煙の充満によりボンブ室の消火活動に支障がある場合は、煙を排気できる可搬式の排風機を準備し、起動する。</u></p> <p>i. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応 当直課長は、<u>外気温度が約0℃まで低下した場合、屋外消火栓を微開し通水する。</u></p>	<p>(4) 発電第二課当直課長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により作動させ、プラント運転状況の確認等を実施する。また、<u>固定式消火設備の作動状況及び消火状況を確認する。</u></p> <p>オ 原子炉格納容器内における火災発生時の対応 (7) 発電第二課当直課長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合、<u>消火器又は水による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認及び必要な運転操作を実施する。</u></p> <p>(4) 発電第二課当直課長は、広範囲な火災又は原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、<u>プラントを停止するとともに、原子炉格納容器スプレ設備</u>を使用した消火活動、消火状況の確認、<u>プラント運転状況の確認及び必要な運転操作を実施する。</u></p> <p>カ 単一故障も想定した中央制御盤内における火災発生時の対応(中央制御室の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。)</p> <p>(7) 発電第二課当直課長は、<u>高感度煙感知器により火災を検知し、火災を確認した場合、常駐する運転員による二酸化炭素消火器を用いた初期消火活動及びプラント運転状態の確認等を実施する。</u></p> <p>(4) 発電第二課当直課長及び保修第二課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するための<u>排煙設備を起動する。</u></p> <p>キ 水素ガス検知器が設置される火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応 発電第二課当直課長は、<u>換気設備の確認及び換気設備の追加起動等を実施する。</u></p> <p>ク 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のボンブ室の消火活動 発電第二課当直課長及び保修第二課長は、<u>火災発生時の煙の充満によりボンブ室の消火活動に支障がある場合は、煙を排気できる可搬式の排風機を準備し、起動する。</u></p> <p>ケ 屋外消火配管の凍結防止対策の対応 発電第二課当直課長は、<u>外気温度が0℃まで低下した場合、屋外の消火設備の凍結を防止するために消火栓及び消火配管のローリー弁を微開する。</u></p>	<p>(b) 当直課長は、消火が困難な場合、職員は退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>e. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応 (a) 当直課長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合、消火器、消火栓による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラントを停止するとともに、<u>格納容器スプレ設備</u>を使用した消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御盤内における火災発生時の対応(中央制御室の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。)</p> <p>(a) 当直課長は、<u>中央制御盤内の煙感知器により感知した火災に対し、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を行う。</u></p> <p>(b) 当直課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、<u>換気空調設備の換気モードの切替えを行う。</u></p> <p>g. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応 当直課長は、<u>換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。</u></p> <p>h. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のボンブ室の消火活動 消火要員は、<u>火災発生時の煙の充満によりボンブ室の消火活動に支障がある場合は、煙を排気できる可搬式の排風機を準備し、起動する。</u></p> <p>i. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応 当直課長は、<u>外気温度が約0℃まで低下した場合、屋外消火栓を微開し通水する。</u></p>	<p>【玄海・大飯】 ②：上流文書の差異 (設備名称等の違い。)(以下、同様。)</p> <p>【玄海・大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、高感度煙感知器およびエアロゾル消火設備を設置しない。玄海は、発生箇所を特定し、消火活動を行うこととしている。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>j. 消火用水の供給優先の対応 当直課長およびタービン係修課長は、消火用水供給系において、火災発生時に所内用水系と共用しない運用を行うことによって、消火用水を確保する。具体的には、水源である淡水タンクおよび消火水バックアップタンクには、最大放水量(260m³)に対して十分な容量(2,000m³以上)を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する。</p>	<p>コ 防火帯の維持・管理 防災課長及び土木建築課長は、防火帯の維持・管理を実施する。 サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 発電第二課当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機閉閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 発電第二課当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機閉閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p>	<p>j. 消火用水の供給優先の対応 当直課長およびタービン係修課長は、消火用水供給系において、火災発生時に所内用水系と共用しない運用を行うことによって、消火用水を確保する。具体的には、消火栓、水噴霧消火設備およびスプリングタンク(原子炉補助建屋を除く)の水源である淡水タンクには、最大放水量(130m³)に対して十分な容量(2,600m³以上)を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する。 また、原子炉補助建屋の消火栓(地震等により淡水タンクが使用できない場合)およびスプリングタンク一の水源である消火水タンクは、所内用水系と共用しない設計とする。 k. 防火帯の維持・管理 所長室長は、防火帯の維持・管理を実施する。 l. 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入ダンパの閉止および換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 m. 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。 n. 外部火災によるモニタリングポストが影響を受けた場合 放射線管理課長は、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯の内側に設置する。 o. 燃料保有量制限 当直課長は、補助ボイラ燃料タンクの燃料保有量を110klに制限する。 p. タンクローリー火災に対する消火活動 消火要員は、燃料補充用のタンクローリー火災が</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (玄海は、設置変更許可申請に消火用水の供給優先の対応について記載していないことから、保安規定にも記載していない。) 【大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、消火用水供給先により、所内用水系と共用しないことを明記している。)</p>
<p>k. 防火帯の維持・管理 安全・防災室長は、防火帯の維持・管理を実施する。 l. 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入ダンパの閉止および換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 m. 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。 n. 外部火災によるモニタリングポストが影響を受けた場合 放射線管理課長は、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯の内側に設置する。</p>	<p>コ 防火帯の維持・管理 防災課長及び土木建築課長は、防火帯の維持・管理を実施する。 サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 発電第二課当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機閉閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 発電第二課当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機閉閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p>	<p>k. 防火帯の維持・管理 所長室長は、防火帯の維持・管理を実施する。 l. 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入ダンパの閉止および換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 m. 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。 n. 外部火災によるモニタリングポストが影響を受けた場合 放射線管理課長は、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯の内側に設置する。 o. 燃料保有量制限 当直課長は、補助ボイラ燃料タンクの燃料保有量を110klに制限する。 p. タンクローリー火災に対する消火活動 消火要員は、燃料補充用のタンクローリー火災が</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (玄海は、n. pについて設置許可申請書に記載していないことから、保安規定に記載していない。) 【大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、外部火災の要求で燃料保有量制限は記載あり。) 【大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 (設備の相違。)</p>
<p>o. 油計量タンクの運用 タービン係修課長は、油計量タンクの油量制限を実施する。 p. タンクローリー火災に対する消火活動</p>	<p>コ 防火帯の維持・管理 防災課長及び土木建築課長は、防火帯の維持・管理を実施する。 サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 発電第二課当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機閉閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 発電第二課当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機閉閉器室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p>	<p>o. 燃料保有量制限 当直課長は、補助ボイラ燃料タンクの燃料保有量を110klに制限する。 p. タンクローリー火災に対する消火活動 消火要員は、燃料補充用のタンクローリー火災が</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (玄海は、n. pについて設置許可申請書に記載していないことから、保安規定に記載していない。) 【大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、外部火災の要求で燃料保有量制限は記載あり。) 【大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 (設備の相違。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>消火員は、燃料補充用のタンクローリー一火災が発生した場合は、消火活動を実施する。</p> <p>q. 火災予防活動（巡視点検） 各課（室）長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>r. 火災予防活動（可燃物管理） 安全・防災室長は、原子炉施設の安全機能を有する構造物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）および重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。</p> <p>s. 火災予防活動（火気作業等の管理） 各課（室）長は、火災区域または火災区画において、溶接等の火気作業を実施する場合は、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>t. 延焼防止 安全・防災室長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との離隔を確保し、火災区域内及び火災区域の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>u. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認 各課（室）長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>v. 地震発生時における火災発生の有無の確認 各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>w. 保守管理、点検 各課（室）長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切</p>	<p>ス 火災予防活動（巡視点検） 各第二課長（発電第二課長を除く。）は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>セ 火災予防活動（可燃物管理） 防災課長は、原子炉施設の安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器及び点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）及び重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。</p> <p>ソ 火災予防活動（火気作業等の管理） 各課長は、火災区域又は火災区画において、溶接等の火気作業を実施する場合は、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>タ 延焼防止 防災課長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設及び植生との離隔を確保し、火災区域内及び火災区域の周辺の植生区域については除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>チ 危険物タンクの燃料低減対策 発電第二課当直課長は、外部火災影響評価において、燃料貯蔵量低減対策が必要とされる敷地内の危険物タンクについては、保有量の管理を行う。</p> <p>ツ 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認 各第二課長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>テ 地震発生時における火災発生の有無の確認 各第二課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>ト 保守管理、点検 防災課長、保修第二課長、発電第二課長及び土木建築課長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維</p>	<p>発生した場合は、消火活動を実施する。</p> <p>q. 火災予防活動（巡視点検） 各課（室）長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p> <p>r. 火災予防活動（可燃物管理） 保全計画課長は、原子炉施設の安全機能を有する構造物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）および重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。</p> <p>s. 火災予防活動（火気作業等の管理） 各課（室）長は、火災区域または火災区画において、溶接等の火気作業を実施する場合は、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>t. 延焼防止 所長室長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>u. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認 各課（室）長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>v. 地震発生時における火災発生の有無の確認 各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>w. 保守管理、点検 各課（室）長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、○で油内包タンクの記載あり。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>x. 火災影響評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 内部火災影響評価</p> <p>安全・防災室長は、設備改造等を行う場合、都度、内部火災影響評価への影響確認を行い、評価結果に影響がある場合は、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(b) 外部火災影響評価</p> <p>安全・防災室長は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が防護対象施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. 2. 6 定期的な評価(3号炉および4号炉)</p> <p>(1) 各課(室)長は、1. 2. 1項から1. 2. 5項の活動の実施結果に基づき、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、1. 2. 1項から1. 2. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう見直しを行う。</p>	<p>持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>ナ 火災影響評価条件の変更の要否確認</p> <p>(7) 防災課長は、設備改造等を行う場合、内部火災影響評価への影響確認を行い、評価結果に影響がある場合は、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(4) 防災課長は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響を及ぼす可能性がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が安全施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. 6 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長(発電第一課長を除く)、保修第一課長及び発電第一課長は、1.1項から1.5項の活動の実施結果に基づき、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、1.1項から1.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各第二課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>x. 火災影響評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 内部火災影響評価</p> <p>保安計画課長は、設備改造等を行う場合、都度、内部火災影響評価への影響確認を行い、評価結果に影響がある場合は、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(b) 外部火災影響評価</p> <p>所長室長は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が防護対象施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>1. 6 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果に基づき、保安計画課長に報告する。</p> <p>(2) 保安計画課長は、1. 1項から1. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>【玄海-美浜】</p> <p>③：運用の差異 (美浜は、各課(室)長が行う体制および手順の整備について保安計画課長が取りまとめめる。玄海は、各課長が、防災課長に報告する運用としている。)</p>
<p>2 内部溢水</p> <p>安全・防災室長は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、原子炉発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p>	<p>2 内部溢水</p> <p>防災課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長(発電第二課当直課長を除く)は、計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p>	<p>2 内部溢水</p> <p>技術課長は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>2. 1 要員の配置 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、溢水全般(評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉、水密扉および堰等の設置の考え方等)の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、全所員に対して、火災が発生した場合の初期消火活動および自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備 各課(室)長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順 当直課長は、配管の想定破壊による溢水、スプリングラーからの放水による溢水、地震による溢水およびその他の他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>b. 消火放水時における注意喚起 安全・防災室長は、機能喪失高さが低い防護すべき設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火放水時の注意事項を現場に表示する。</p>	<p>2.1 要員の配置 (1) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第119条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2.2 教育訓練の実施 (1) 防災課長は、関係所員に対して、内部溢水全般(評価内容、溢水経路、防護すべき設備、水密扉、堰等の設置の考え方等)の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 防災課長は、関係所員に対して、火災が発生した場合の初期消火及び放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。また、専属自衛消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを定期的に確認する。</p> <p>(3) 発電第二課長は、運転員に対して、内部溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 (1) 防災課長及び保修第二課長は、内部溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2.4 手順書の整備 (1) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 内部溢水発生時の措置 発電第二課当直課長は、配管の想定破壊による溢水が発生した場合、基準地震動による地震力により耐震B、Cクラスの機器が破損し溢水が発生した場合及びその他の他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p>	<p>2. 1 要員の配置 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施 (1) 技術課長は、全所員に対して、溢水全般(評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等)の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 技術課長は、全所員に対して、火災が発生した場合の初期消火活動および自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備 各課(室)長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順 当直課長は、配管の想定破壊による溢水、スプリングラーからの放水による溢水、地震による溢水およびその他の他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>b. 消火放水時における注意喚起 技術課長は、機能喪失高さが低い防護すべき設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火放水時の注意事項を現場に表示する。</p>	<p>【玄海一美浜】 ③：運用の差異 (玄海は、(1)の教育訓練を関係者に限定している。) (以下、同様。)</p> <p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (記載主旨に差異なし。)</p> <p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、配管の想定破壊、スプリングラーからの放水および地震による溢水が発生した場合の措置について、記載している。)</p> <p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、消火放水時の注意事項の現場表示について記載している。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>イ 水密北区画壁のひび割れに伴う少量の漏水発生時の措置 土木建築課長は、水密区画壁のひび割れに伴う少量の漏水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>ウ 運転時間実績管理 技術第二課長は、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さい）により低エネルギー配管としていたる系統について運転時間実績管理を行う。</p> <p>エ 水密扉の閉止状態の管理 発電第二課当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各第二課（室、センター）長は、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. タンクの水位管理 安全・防災室長は、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要なタンクの水位制限を行う。</p> <p>オ 内部溢水発生時の原子炉施設への影響確認 各第二課長は、原子炉施設に内部溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>カ 保守管理、点検 (7) 保守第二課長及び発電第二課長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水による防護すべき設備の安全機能への影響の有無を確認するために、放水後に適切な点検を行う。</p> <p>(4) 保守第二課長及び土木建築課長は、浸水防護施</p>	<p>イ 水密北区画壁のひび割れに伴う少量の漏水発生時の措置 土木建築課長は、水密区画壁のひび割れに伴う少量の漏水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>ウ 運転時間実績管理 技術第二課長は、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さい）により低エネルギー配管としていたる系統について運転時間実績管理を行う。</p> <p>エ 水密扉の閉止状態の管理 発電第二課当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各第二課（室、センター）長は、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. タンクの水位管理 安全・防災室長は、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要なタンクの水位制限を行う。</p> <p>オ 内部溢水発生時の原子炉施設への影響確認 各第二課長は、原子炉施設に内部溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>カ 保守管理、点検 (7) 保守第二課長及び発電第二課長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水による防護すべき設備の安全機能への影響の有無を確認するために、放水後に適切な点検を行う。</p> <p>(4) 保守第二課長及び土木建築課長は、浸水防護施</p>	<p>イ 水密北区画壁のひび割れに伴う少量の漏水発生時の措置 土木建築課長は、水密区画壁のひび割れに伴う少量の漏水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>ウ 運転時間実績管理 技術課長は、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さい）により、低エネルギー配管としていたる系統について運転時間実績管理を行う。</p> <p>エ 水密扉の閉止状態の管理 当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課（室）長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. タンクの水位管理 技術課長は、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要なタンクの水位制限を行う。</p> <p>フ. 運用停止設備の管理 技術課長は、防護すべき設備が設置される建屋内での溢水量の低減を図るため、原子炉停止、高温停止および低温停止（停止状態の維持を含む）に必要な設備のうち、プラント運転に影響のない設備について運用の停止を行う。</p> <p>グ. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課（室）長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>ク. 保守管理、点検 (a) 各課（室）長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水により防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(b) 各課（室）長は、防護すべき設備が溢水または</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、設置許可申請書の記載に水密化区画の漏れ割れに伴う少量の漏水発生時の措置がないため記載は不要としている。）</p> <p>【大飯一美浜】 ⑤：記載方針の差異 （記載主旨に差異なし。）</p> <p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、タンクの水位制限について記載している。）</p> <p>【大飯・玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、運用停止設備の管理について記載している。）</p> <p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 （記載内容に差異なし。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(h) 各課（室）長は、防護すべき設備が没水または被水した場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(c) 各課（室）長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(d) 電気保修課長、計装保修課長およびタービン保修課長は、海水ポンプエリア内およびエリア外の溢水を受けて、海水ポンプエリア内の防護すべき設備が機能喪失しないよう、海水ポンプ室浸水防止蓋、海水ポンプエリア止水壁および泥水対策壁について、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(e) タービン保修課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(f) 土木建築課長は、立坑・排水トンネルの排水機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理・点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(g) 各課（室）長は、浸水防護設備および防護すべき設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>設及び防護すべき設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(4) 保修第二課長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される安全機能を維持するために、適切な点検を行う。</p> <p>(4) 保修第二課長は、海水ポンプエリア内で溢水が発生した場合に、排水を期待する床ドレンが閉塞しないよう、日常点検又は定期点検を行う。</p> <p>(4) 保修第二課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p>	<p>被水した場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(c) 各課（室）長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(d) 電気保修課長、計装保修課長およびタービン保修課長は、海水ポンプエリア内およびエリア外の溢水を受けて、海水ポンプエリア内の防護すべき設備が機能喪失しないよう、海水ポンプ室浸水防止蓋、海水ポンプエリア止水壁および泥水対策壁について、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(e) タービン保修課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(f) 各課（室）長は、浸水防護設備および防護すべき設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （記載内容に差異なし。）</p> <p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （記載内容に差異なし。）</p> <p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （美浜は、設置許可申請書の記載に基づき海水ポンプエリア外の溢水を受けて、海水ポンプエリア内の防護すべき設備の機能を維持するため、適切に保守管理、点検することを記載している。）</p> <p>【大飯－美浜】 ②：上流文書の差異 （大飯固有の設備のため記載は不要としている。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、浸水防護設備および防護すべき設備の機能維持に必要な設備の要求機能を維持するため、適切に保守管理、点検することを記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （記載内容に差異なし。） ②：上流文書の差異 （美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、放水後の放水量の溢水評価に</p>
<p>h. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 (a) 安全・防災室長は、各種対策設備の追加および資機材の持込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p>	<p>キ 溢水評価条件の変更の要否確認 防災課長は、設備改造や資機材の持込みにより評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p>	<p>i. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 (a) 技術課長は、各種対策設備の追加および資機材の持込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。 (b) 技術課長は、消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の溢水評価に</p>	<p>【大飯－美浜】 ②：上流文書の差異 （大飯固有の設備のため記載は不要としている。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、放水後の放水量の溢水評価に</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(h) 安全・防災室長は、消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉炉停止等の措置について協議する。</p> <p>3 火山影響等、降雪、地滑り発生時</p> <p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害(原子炉災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要を要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子炉災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要を要員を配置する。</p> <p>また、所長は、降灰予報等によりおおい町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。</p>	<p>2.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、2.1項から2.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、2.1項から2.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各第二課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉炉停止等の措置について協議する。</p> <p>3 火山影響等発生時、降雪</p> <p>防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3.1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長は、災害(原子炉災害を除く。)が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要を要員を配置する。</p> <p>(2) 防災課長は、原子炉災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第119条に定める必要を要員を配置する。</p> <p>また、休日、時間外(夜間)に発生した場合に備え、第12条に定める必要を要員を配置する。</p> <p>了 要員の非常召集</p> <p>所長(原子炉力防災管理者)は、降灰予報等により発電所への多量の降灰が予想され、原子炉災害が発生するおそれがある場合、緊急時体制を策定し、第119条に定める必要を要員を非常召集するとともに</p>	<p>2. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術課長に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉炉停止等の措置について協議する。</p> <p>3 火山影響等、降雪発生時</p> <p>技術課長は、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害(原子炉災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要を要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子炉災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要を要員を配置する。</p> <p>また、所長は、降灰予報等により美浜町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。</p>	<p>ついて記載している。)</p> <p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異(記載内容に差異なし。)</p>
<p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害(原子炉災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要を要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子炉災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要を要員を配置する。</p> <p>また、所長は、降灰予報等によりおおい町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。</p>	<p>3 火山影響等、降雪発生時</p> <p>技術課長は、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害(原子炉災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要を要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子炉災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要を要員を配置する。</p> <p>また、所長は、降灰予報等により美浜町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。</p>	<p>【大飯一美浜】</p> <p>②：上流文章の差異(美浜は、地滑り発生時の影響はないため対応なし。)(以下、同様。)</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異(美浜は、要員の配置における規定を記載しているため、対策本部を設置することの記載はなし。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>なお、休日、時間外(夜間)においては、第13条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、火山影響等および地滑り発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 各課(室)長は、各課員に対して、火山影響等、積雪および地滑り発生時に対する運用管理に関する教育訓練ならびに火山事象、積雪および地滑りより防護すべき施設の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(4) 安全・防災室長は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>3. 3 資機材の配備</p> <p>(1) 各課(室)長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p> <p>(2) 各課(室)長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なディーゼル発電機用の着脱可能なフィルタ(300メッシュ)その他の必要な資機材を配備する。</p>	<p>に、自らを本部長とする緊急時対策本部を設置する。</p> <p>なお、休日、時間外(夜間)においては、緊急時対策本部要員(指揮者等)は、第12条に定める緊急時対策本部要員(4名)及び重大事故対策要員(36名)を非常召集し、緊急時対策本部要員の全体指揮者は、緊急時対策本部要員を発電所へ非常召集する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 防災課長は、関係所員に対して、火山影響等発生時及び積雪に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 発電第二課長は、運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 保修第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、火山影響等発生時及び積雪に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(4) 保修第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、火山影響等発生時及び積雪より防護すべき施設の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(5) 防災課長及び発電第二課長は、第12条に定める緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び運転員(当直員)に対して、火山影響等発生時における対応要員の役割に応じた教育訓練を定期的実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備</p> <p>(1) 防災課長及び発電第二課長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p> <p>(2) 保修第二課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なディーゼル発電機、可搬型ディーゼル注入ポンプ用の着脱可能なフィルタ(500メッシュ)並びにその他の資機材を配備する。</p> <p>(3) 防災課長は、通信連絡設備用発電機用の着脱可能なフィルタ(500メッシュ)及び緊急時対策所の居住性確保に必要な資機材を配備する。</p>	<p>なお、休日、時間外(夜間)においては、第13条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 所長室長は、全所員に対して、火山影響等および降雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 各課(室)長は、各課員に対して、火山事象および積雪より防護すべき施設の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(4) 技術課長は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>3. 3 資機材の配備</p> <p>(1) 各課(室)長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p> <p>(2) 各課(室)長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なディーゼル発電機用の着脱可能なフィルタ(300メッシュ)その他の必要な資機材を配備する。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 (記載内容に差異なし。)</p> <p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文章の差異 (設備の相違。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>3. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、3号炉および4号炉においては、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、換気空調設備の停止、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機閉置室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業 (a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタおよびディーゼル発電機消音器のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、開閉所設備の碍子洗浄作業を実施する。 (b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。 また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p> <p>c. 地滑り防護対策の堰堤の健全性確保 土木建築課長は、地滑りが確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、堰堤の堆積制限位以下になるよう土砂除去作業を実施する。</p>	<p>3.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><u>ア アクセスルート確保</u> 保修第二課長は、降灰状況を踏まえ、タンクローリによる燃料供給に必要な発電所内のアクセスルートの降下火砕物の除去を実施する。</p> <p>イ 降下火砕物の侵入防止 発電第二課当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室、安全補機閉置室及び中間補機棟の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>ウ 降下火砕物及び積雪の除去作業 (7) 保修第二課長及び発電第二課当直課長は、降灰時又は降灰後、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタの取替・清掃作業、水循環系のストレーナ清掃作業、碍子及びガス絶縁開閉装置の絶縁部の洗浄作業を実施する。 (4) 保修第二課長及び土木建築課長は、2次系純水タンク、海水ポンプ、海水ストレーナ及び降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋における降下火砕物の除去作業について、降灰時においては、降下火砕物の堆積量が10cmにならないよう除去する。また、降灰後においては、降灰開始から30日以内を目途に、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう除去する。なお、降灰予報等により発電所への多量の降灰が予想され、緊急時体制を発令し、緊急時対策本部が設置された場合は、緊急時対策本部にて実施する。 上記以外の屋外に設置されている重大事故等対処設備に対する降下火砕物及び積雪の除去作業については、降灰及び降雪状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう適宜実施する。</p>	<p>3. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業 (a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、開閉所設備の碍子洗浄作業を実施する。 (b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。 また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p>	<p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (美浜は、添付3(SA)でのアクセスルートの確保に準拠する。) 【大飯・玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 (設備の相違。)(以下、同様。) 【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (記載内容に差異なし。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>d. 地滑り発生後の撤去作業が困難と判断された場合の対応 土木建築課長は、地滑り発生後の土砂撤去作業において、7日以内に堆積制限位以下にできないと判断した場合は当直課長に連絡する。連絡を受けた当直課長は、地滑りが確認された後、7日以内に原子炉を停止(モード5まで)する。</p> <p>e. デイジーゼル発電機の機能を維持するための対策 火山影響等発生時において、デイジーゼル発電機の機能を維持するため、デイジーゼル発電機へのフィルタの取付およびフィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>(a) デイジーゼル発電機への改良型フィルタ取付 各課(室)長は、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付ける。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおおい町への「多量」の降灰が予想される場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されなかったが噴火後10分以内に降灰予報が発表されなかった場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p>	<p>工 デイジーゼル発電機の機能を維持するための対策 緊急時対策本部は、デイジーゼル発電機の機能を維持するため、火山影響等発生時はデイジーゼル発電機吸気フィルタの閉塞防止措置を講じ、火山影響等発生時においてデイジーゼル発電機を運転する場合は、適宜、吸気フィルタの交換・清掃を実施する。</p> <p>(7) デイジーゼル発電機へのフィルタコンテナ接続 緊急時対策本部は、火山影響等発生時においてデイジーゼル発電機吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃が容易なフィルタコンテナを吸気フィルタへ接続する。</p> <p>a 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」又は「詳細」)により発電所への「多量」の降灰が予想される場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想される場合。 なお、その後降灰予報が発表され、発電所への降灰が「多量」未達となった場合は、体制を解除する。 (4) デイジーゼル発電機による給電 発電第二課当直課長は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、原子炉を停止した場合は、炉心崩壊熱の除去を維持継続する必要があるため、デイジーゼル発電機から給電を行う。 a 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生した場合。 (ウ) 蒸気発生器2次側及び余热除去系を用いた炉心冷却 発電第二課当直課長は、火山影響等発生時</p>	<p>c. デイジーゼル発電機の機能を維持するための対策 火山影響等発生時において、デイジーゼル発電機の機能を維持するため、デイジーゼル発電機への改良型フィルタの取付およびフィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>(a) デイジーゼル発電機への改良型フィルタ取付 各課(室)長は、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付ける。また、海水ポンプ除塵フィルタを取り外す。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)により美浜町への「多量」の降灰が予想される場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されなかった場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p>	<p>【玄海-美浜】 ⑤：記載方針の差異(記載内容に差異なし。)(以下、同様。)</p> <p>【大飯-美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異(美浜は、海水ポンプ除塵フィルタ取替えの対応を記載している。)</p> <p>【玄海-美浜】 ⑤：記載方針の差異(美浜は、体制の解除は、手順着手の判断基準ではないため記載していない。)(以下、同様。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(b) ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃 各課(室)長は、ディーゼル発電機が起動した場合において、フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を実施する。 ア. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合</p> <p>f. タービン動補給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策 火山影響等発生時において外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失した場合は、タービン動補給水ポンプを使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。 (a) タービン動補給水ポンプを用いた炉心冷却 当直課長は、タービン動補給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 ア. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失した場合</p> <p>g. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失した場合、かつタービン動補給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p>	<p>において外部電源喪失が発生し、原子炉を停止した場合は、炉心崩壊熱の除去を維持継続する必要があるため、ディーゼル発電機からの給電により蒸気発生器2次側及び余熱除去系による炉心冷却を行う。 a. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機による給電を開始した場合。 (エ) ディーゼル発電機フィルタコンテナのフィルタ取替・清掃 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合において、吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を行う。 a. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合</p> <p>オ タービン動補給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策 発電第二課当直課長は、火山影響等発生時において外部電源喪失及びディーゼル発電機が機能喪失した場合は、タービン動補給水ポンプを使用し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 (7) タービン動補給水ポンプを用いた炉心冷却 発電第二課当直課長は、火山影響等発生時において、外部電源喪失及びディーゼル発電機が機能喪失した場合は、タービン動補給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 a. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失した場合。</p> <p>カ 可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心の著しい損傷防止及び回ポンプの機能を維持するための対策 発電第二課当直課長及び緊急時対策本部は、火山影響等発生時においてディーゼル発電機及びタービン動補給水ポンプが機能喪失した場合は、炉心の著しい損傷を防止するため可搬型ディーゼル注入ポンプを使用し蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 また、緊急時対策本部は、可搬型ディーゼル注</p>	<p>(b) ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃 各課(室)長は、ディーゼル発電機が起動した場合において、フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を実施する。 ア. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合</p> <p>d. タービン動補給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策 火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失した場合は、タービン動補給水ポンプを使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。 (a) タービン動補給水ポンプを用いた炉心冷却 当直課長は、タービン動補給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 ア. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失した場合</p> <p>e. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策 火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失した場合、かつタービン動補給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p>	<p>【玄海一美浜】</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 各課（室）長は、電源車を降下火砕物の影響を受け建屋内へ移動し、準備作業を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 緊急時対策本部および当直課長は、タービン動補給給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失し、かつタービン動補給給水ポンプによる給水ができない場合</p>	<p>入ポンプ吸気フィルタの閉塞防止措置を講じ、可搬型ディーゼル注入ポンプ運転時は、適宜、吸気フィルタの取替・清掃を実施する。 (7) 可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルターメンテナンス接続 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において可搬型ディーゼル注入ポンプの機能を維持するための対策として、可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタの取替・清掃が容易なフィルターメンテナンスを吸気口へ接続する。</p> <p>a 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）により発電所への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合。 なお、その後降灰予報が発表され、発電所への降灰が「多量」未満となった場合は、体制を解除する。</p> <p>(1) 可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却 発電第二課当直課長は、火山影響等発生時において、全交流動力電源喪失となり蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う際に、タービン動補給給水ポンプによる給水ができない場合は、可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失し、かつタービン動補給給水ポンプによる給水ができない場合。</p> <p>(7) 可搬型ディーゼル注入ポンプフィルターメンテナンスのフィルター取替・清掃 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において全交流動力電源喪失となりタービン動補給給水ポンプによる給水ができず可搬型ディーゼル注入ポンプを使用する場合において、可搬型ディーゼル注入ポンプの吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を行う。</p> <p>a 手順着手の判断基準</p>	<p>(a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 各課（室）長は、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）※1を降下火砕物の影響を受け建屋内へ移動し、準備作業を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により美浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 発電所対策本部は、タービン動補給給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）※1を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失し、かつタービン動補給給水ポンプによる給水ができない場合</p>	<p>③：運用の差異 （美浜は、降灰影響を受けない燃料取扱建屋内に蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプおよび駆動用電源車を移動して対応する。） （以下、同様。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>h. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時に、緊急時対策所指揮所扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>(a) 緊急時対策所の居住性確保各課(室)長は、緊急時対策所指揮所扉を開放する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおむね町への「多量」の降灰が予想される場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されなかった場合は降灰予報が予想された場合</p> <p>i. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時に、通信連絡についで、降灰予報の影響を受け、有線系の設備を複数確保することにより機能を確認する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合は、3号および4号炉タービン建屋内に配置した電源車および1号および2号炉燃料取扱建屋内に配置した電源車(緊急時対策所用)(D)から給電する。 (a) 電源車および電源車(緊急時対策所用)(D)の準備作業 各課(室)長は、電源車を降灰予報の影響を受け、3号および4号炉タービン建屋内、および電源車(緊急時対策所用)(D)を降灰予報の影響を受け、3号および1号および2号炉燃料取扱建屋内へそれぞれ移動し準備作業を行う。</p>	<p>火山影響等発生時に、外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失し、かつタービン動補給水ポンプによる給水ができず可搬型ディーゼル注入口ポンプを起動した場合。 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時に、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、代替緊急時対策所の居住性を確保する。 代替緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降灰予報の侵入を防止するため、入口扉(2か所)に仮設フィルタを設置する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」又は「詳細」)により発電所への「多量」の降灰が予想される場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されなかった場合は降灰予報が予想された場合。 なお、その後降灰予報が発表され、発電所への降灰が「多量」未満となった場合は、体制を解除する。</p> <p>ク 通信連絡設備に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時に、通信連絡手段を確認するため、通信連絡設備のうち、降灰予報の影響を受け、有線系の設備を複数確保する。 通信連絡設備は、ディーゼル発電機の機能が喪失した場合、可搬型発電機(以下「通信連絡設備用発電機」という。)より給電する。 火山影響等発生時に、通信連絡設備用発電機吸気フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃が容易なフィルタコンテナを吸気口へ接続する。 通信連絡設備用発電機の機能が喪失した場合は、火山影響等発生時の手順において最低限必要となる発電所内の通信連絡機能を確認するため、乾電池で使用する可能な携帯型有線通話装置を使用する。</p>	<p>f. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時に、緊急時対策所入口扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>(a) 緊急時対策所の居住性確保各課(室)長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降灰予報の侵入を防止するため、入口扉(2箇所)に仮設フィルタを取り付ける。 ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)により美浜町への「多量」の降灰が予想される場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されなかった場合は降灰予報が予想された場合への重大な影響が予想された場合</p> <p>g. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時に、通信連絡についで、降灰予報の影響を受け、有線系の設備を複数確保することにより機能を確認する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合は、3号および4号炉タービン建屋内に配置した電源車から給電する。 (a) 電源車^{※2}の準備作業 各課(室)長は、電源車^{※2}を降灰予報の影響を受け、3号および1号および2号炉燃料取扱建屋内へ移動し、準備作業を行う。</p>	<p>【大飯一美浜】 ③：運用の差異 (大飯の緊急時対策所指揮所は建屋内にあるため仮設フィルタの設置は不要。) (以下、同様。)</p> <p>【玄海一美浜】 ③：運用の差異 (美浜は、降灰影響を受け、燃料取扱建屋内に通信連絡設備に供給する電源車を移動して対応する。) (以下、同様。) 【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (美浜は、通信連絡設備に供給する電源車の準備作業と給電開始について記載している。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおしい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p>	<p>(7) 手順着手の判断基準 a. 通信連絡設備用発電機による給電準備が発生し、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合。 b. 通信連絡設備用発電機による給電開始が発生し、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合。 c. 通信連絡設備用発電機フィラコソテナのフィラタ取替・清掃が発生し、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合。</p>	<p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)により美浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合 (b) 電源車^{※2}からの給電開始</p>	<p>【大飯一美浜】 ⑤：記載方針の差異(美浜は、各電源車の燃料確保について記載している。) 【大飯一美浜】 ②：上流文章の差異(各電源車の燃料は、大飯は軽油、美浜は重油。)</p>
<p>ア. 手順着手の判断基準 電源車(緊急時対策所用)(D B)からの給電開始 緊急時対策本部および当直課長は、電源車および電源車(緊急時対策所用)(D B)からの給電準備を行ったのち給電を開始する。</p>	<p>ア. 手順着手の判断基準 電源車^{※2}による給電開始は、火山影響等発生時に外部電源喪失が発生し、3号炉または4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合</p>	<p>ア. 手順着手の判断基準 電源車^{※2}による給電開始は、火山影響等発生時に外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失した場合</p>	<p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異(美浜は、各電源車の燃料確保について記載している。)</p>
<p>イ. 電源車の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時に、電源車の燃料を軽油ドラム缶により確保する。</p>	<p>イ. 電源車の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時に、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合</p>	<p>イ. 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)^{※1}および電源車^{※2}の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時に、可搬式代替低圧注水ポンプ用^{※1}および電源車^{※2}の燃料を燃料油貯蔵タンクおよび燃料油移送ポンプにより確保する。</p>	<p>【大飯一美浜】 ②：上流文章の差異(各電源車の燃料は、大飯は軽油、美浜は重油。)</p>
<p>イ. 電源車の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時に、電源車の燃料を軽油ドラム缶により確保する。</p>	<p>イ. 電源車の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時に、3号炉及び4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合</p>	<p>イ. 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)^{※1}および電源車^{※2}の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時に、可搬式代替低圧注水ポンプ用^{※1}および電源車^{※2}の燃料を燃料油貯蔵タンクおよび燃料油移送ポンプにより確保する。</p>	<p>【大飯一美浜】 ②：上流文章の差異(各電源車の燃料は、大飯は軽油、美浜は重油。)</p>
<p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおしい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p>	<p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)により美浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p>	<p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)により美浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p>	<p>【大飯一美浜】 ②：上流文章の差異(各電源車の燃料は、大飯は軽油、美浜は重油。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																													
<p>たは降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 軽油ドラム缶による燃料補給</p> <p>緊急時対策本部は、軽油ドラム缶から電源車へ燃料補給を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 電源車の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合</p> <p>k. 消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給に関する対策 火山影響等発生時に、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給を行う。</p> <p>(a) 消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給準備 各課(室)長は、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給のための系統構成を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給 緊急時対策本部および当直課長は、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 復水ピットへの補給が必要と判断した場合</p>	<p>火山影響等発生時の対策における主な作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ディーゼル発電機へのフィルタコネクタ接続</td> <td>係修対応要員</td> <td>6</td> <td>1時間50分</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ディーゼル発電機フィルタコネクタのフィルタ取替・清掃</td> <td>係修対応要員</td> <td>6</td> <td>2時間</td> </tr> </tbody> </table>	作業手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	1	ディーゼル発電機へのフィルタコネクタ接続	係修対応要員	6	1時間50分	2	ディーゼル発電機フィルタコネクタのフィルタ取替・清掃	係修対応要員	6	2時間	<p>い場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 燃料油貯蔵タンクおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給</p> <p>発電所対策本部は、燃料油貯蔵タンクおよび燃料油移送ポンプを用い電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)^{※1}および電源車^{※2}へそれぞれ燃料補給を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)[※] ¹および電源車^{※2}の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合</p> <p>i. 消火水タンクから復水タンクへの補給に関する対策 火山影響等発生時に、消火水タンクから復水タンクへの補給を行う。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文章の差異 (美浜は、消火水タンクから復水タンクへの補給について記載している。)以下、同様。</p> <p>【大飯一美浜】</p> <p>③：運用の差異 (大飯は、消火水バックアップタンクから復水ピットへの補給準備として屋外作業を早めに行っている。)</p>														
作業手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																												
1	ディーゼル発電機へのフィルタコネクタ接続	係修対応要員	6	1時間50分																												
2	ディーゼル発電機フィルタコネクタのフィルタ取替・清掃	係修対応要員	6	2時間																												
<p>火山影響等発生時の対策における主な作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>e (a)</td> <td>ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>6</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>e (b)</td> <td>ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替^{※1}</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>4</td> <td>80分</td> </tr> </tbody> </table>	作業手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	e (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分	e (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替 ^{※1}	緊急安全対策要員	4	80分	<p>火山影響等発生時の対策における主な作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>c (a)</td> <td>ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>8</td> <td>50分</td> </tr> <tr> <td>c (b)</td> <td>ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>5</td> <td>20分</td> </tr> </tbody> </table>	作業手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	c (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	8	50分	c (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	5	20分	<p>(a) 消火水タンクから復水タンクへの補給</p> <p>発電所対策本部および当直課長は、消火水タンクから復水タンクへの補給を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 復水タンクへの補給が必要と判断した場合</p>
作業手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																												
e (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6	50分																												
e (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替 ^{※1}	緊急安全対策要員	4	80分																												
作業手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																												
c (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	8	50分																												
c (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	5	20分																												

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）		玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）		差異の説明
g (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 （電源車の移動）	2	運転員（当直員）等 係員	4	運転員等 （当直員）	緊急安全対策要員
f (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 ^{※2} （給電用ケーブル敷設・接続）	2	運転員（当直員）等 係員	7	運転員等 （当直員）	緊急安全対策要員
g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 ^{※2} （給電用ケーブル敷設・接続）	5	運転員（当直員）等 係員	2	運転員（当直員）等 係員	緊急安全対策要員
g (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始	2	運転員（当直員）等 係員	2	運転員（当直員）等 係員	緊急安全対策要員
f (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 電源車からの給電開始 （不要負荷切り直し・受電操作）	3	運転員等 （中央制御室、現場）	2	運転員等 （現場）	緊急安全対策要員
i (a)	電源車（緊急時対策用）（DB）の準備作業 ^{※2}	3	運転員（当直員）等 係員	4	運転員（当直員）等 係員	緊急安全対策要員
i (b)	電源車（緊急時対策用）（DB）からの給電開始	40分	運転員（当直員）等 係員	4	運転員（当直員）等 係員	緊急安全対策要員
i (a)	軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	50分	運転員（当直員）等 係員	4	運転員（当直員）等 係員	緊急安全対策要員
k (a)	消火水ハックアップタンクから覆水ピットへの補給	30分	運転員（当直員）等 係員	2	運転員（当直員）等 係員	緊急安全対策要員
k (b)	消火水ハックアップタンクから覆水ピットへの補給	75分	運転員（当直員）等 係員	2	運転員（当直員）等 係員	緊急安全対策要員

項目	内容	人数	時間	備考
3	可搬型ディーゼル注入ポンプの移動及びフィルタ交換 ^{※5}	7	2時間49分	
4	可搬型ディーゼル注入ポンプの系統構成（逆止弁の解体・取り付け）	2	1時間	
4	可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた炉心冷却における水漏れ切り替え	2	2時間30分	
5	可搬型ディーゼル注入ポンプのフィルタ交換・清潔	2	1時間	
6	通信連絡設備用発電機による給電準備	4	50分	
7	通信連絡設備用発電機による給電開始	2	10分	
8	通信連絡設備用発電機フィルタ交換・清潔	2	1時間	
9	タンクローリーの移動及びタンクローリーへの燃料積み上げ	2	1時間50分	
10	可搬型ディーゼル注入ポンプの燃料補給作業	3	2時間	
11	通信連絡設備用発電機の燃料油補給作業	2	4時間	

項目	内容	人数	時間	備考
e (a)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ交換 ^{※5}	2	60分	
g (a)	電源車（可搬型代替低圧注水ポンプ用） ^{※1} 、電源車 ^{※2} の移動	4	30分	
e (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（給電用ケーブル敷設・接続） （電動）の準備作業 ^{※4} （ホース接続、系統構成）	8	90分	
e (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 （可搬型代替低圧注水ポンプ用） ^{※1} （起動）	2	20分	
f (a)	緊急時対策用の居住性確保（仮設フィルタ取付）	2	50分	
g (a)	電源車 ^{※2} の準備作業 ^{※4} （給電用ケーブル敷設・接続）	4	20分	
g (b)	電源車 ^{※2} からの給電開始 （電源車 ^{※2} 起動）	2	20分	
h (a)	電源車 ^{※2} からの給電開始 （不要負荷切り直し・受電操作）	2	64分	
h (a)	燃料油貯蔵タンクから電源車（可搬型代替低圧注水ポンプ用） ^{※1} および電源車 ^{※2} への補給準備	6	※6	
i (a)	消火水タンクから覆水タンクへの補給	2	55分	

- ※1：蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への給電
- ※2：通信連絡設備への給電
- ※3：1班2名で2班が交代して実施する。
- ※4：可搬型排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員4名が60分以内で実施する。
- ※5：4名で2作業を20分以内で順に実施する。
- ※6：燃料枯渇までに実施する。

【玄海－美浜】
 ⑤：記載方針の差異
 （記載内容に差異なし。）
 （以下、同様。）

j. 降灰時の原子炉施設への影響確認
 各課（室）長は、降灰が確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設について点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

ケ 噴火発生時の原子炉施設への影響確認
 各第二課長は、原子炉施設に5cmを超える降下火砕物が確認された場合は、事象収束後、原子炉施設の遺留の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。

※1：1班4名で2班が交代して実施する。
 ※2：可搬型排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員4名が60分以内で実施する。
 l. 降灰および地滑り時の原子炉施設への影響確認

各課（室）長は、降灰および地滑りが確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設または重要安全施設を内包する原子炉補助建屋について点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>m. 保守管理、点検 各課(室)長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じて補修を行う。</p> <p>3. 5 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、3. 1項から3. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課(室)長は、火山影響等、降雪および地滑り発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 a. おおい町に降灰予報「多量」が発表された場合 b. おおい町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第78条の3に定める外部電源において、全5回線中、3回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合(送電線の点検時を含む。)またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (1) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力技術部門統括(原子力技術)は、定期的な新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合には新たな知見の評価を行い、必要な事項を適</p>	<p>コ 保守管理、点検 保修第二課長及び土木建築課長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じて補修を行う。</p> <p>3.5 定期的な評価 (1) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、3.1項から3.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、3.1項から3.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行う。 3.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各第二課長は、火山影響等発生時及び降雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 ア 外部電源が第71条の運転上の制限を逸脱し、完了時間内に措置を講じることができない場合 イ 原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があり、プラットフォームの運転を継続できないと判断した場合 (7) 降灰予報等を用いた手順着手の判断基準に基づき対応に着手し、かつ、第71条に定める外部電源3回線のうち、1回線が動作不能となり、動作可能な外部電源が2回線となった場合(送電線の点検時を含む。)又は全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3.7 その他関連する活動 (1) 原子力管理部長は、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 ア 新たな知見の収集、反映 原子力管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合には新たな知見の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>k. 保守管理、点検 各課(室)長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じて補修を行う。</p> <p>3. 5 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、3. 1項から3. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術課長に報告する。 (2) 技術課長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課(室)長は、火山影響等および降雪発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 (1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 a. 美浜町に降灰予報「多量」が発表された場合 b. 美浜町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第73条に定める外部電源において、全5回線中、4回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が1回線以下となった場合(送電線の点検時を含む。)またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (1) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力技術部門統括(原子力技術)は、定期的な新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合には新たな知見の評価を行い、必要な事項を適</p>	<p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (美浜は、降灰予報により原子炉停止の判断基準を定める。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>4 地震 安全・防災室長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4.1項から4.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4.1 要員の配置 (1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4.2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 発電室長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>4.3 資機材の配備 各課(室)長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4.4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 波及的影響防止に関する手順 (a) 各課(室)長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、3号炉および4号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (b) 各課(室)長は、3号炉および4号炉の機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設(耐震スクラス施設)および常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備を含む。)に対する下位スクラス施設[※]の波及的影響を防止する。 (a) 各課(室)長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (b) 各課(室)長は、機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設(耐震スクラス施設)および常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備を含む。)に対する下位スクラス施設^{※1}の波及的影響を防止する。 (a) 各課(室)長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (b) 各課(室)長は、機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設(耐震スクラス施設)および常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備を含む。)に対する下位スクラス施設^{※2}および溢水・</p>	<p>4 地震 防災課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4.1項から4.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>4.1 要員の配置 (1) 防災課長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第119条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4.2 教育訓練の実施 (1) 防災課長は、関係所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 発電第二課長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>4.3 資機材の配備 (1) 発電第二課長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4.4 手順書の整備 (1) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 ア 波及的影響防止 (7) 防災課長、保修第二課長及び土木建築課長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (1) 防災課長、保修第二課長及び土木建築課長は、機器・配管等の設置及び点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設(耐震スクラス施設)及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備を含む。)に対する下位スクラス施設^{※1}の波及的影響を防止する。</p>	<p>4 地震 技術課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4.1項から4.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4.1 要員の配置 (1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4.2 教育訓練の実施 (1) 所室長は、<u>全所員</u>に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 発電室長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>4.3 資機材の配備 各課(室)長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4.4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 波及的影響防止に関する手順 (a) 各課(室)長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (b) 各課(室)長は、機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設(耐震スクラス施設)および常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備を含む。)に対する下位スクラス施設^{※1}の波及的影響(4つの観点^{※2}および溢水・</p>	<p>【玄海一美浜】 ③：運用の差異 (玄海は、(1)の教育訓練を関係者に限定している。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>1の波及的影響(4つの観点※2および溢水・火災の観点)を防止する。</p> <p>※1：耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。)、可搬型重大事故等対処設備、ならびに常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。</p> <p>※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>ア. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響</p> <p>イ. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p>	<p>(4つの観点※2および溢水・火災の観点)を防止する。</p> <p>※1：耐震Bクラス及びCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。)、可搬型重大事故等対処設備、並びに常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。</p> <p>※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>a 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>b 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>c 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>d 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響</p>	<p>火災の観点)を防止する。</p> <p>※1：耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。)、可搬型重大事故等対処設備、ならびに常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。</p> <p>※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>ア. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響</p> <p>イ. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文章の差異 (玄海は、設置許可申請書の記載に基づき、溢水についても記載している。)</p> <p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 (記載主旨に差異なし。)</p>
<p>1の波及的影響(4つの観点※2および溢水・火災の観点)を防止する。</p> <p>※1：耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。)、可搬型重大事故等対処設備、ならびに常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。</p> <p>※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>ア. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響</p> <p>イ. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p>	<p>(4つの観点※2および溢水・火災の観点)を防止する。</p> <p>※1：耐震Bクラス及びCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。)、可搬型重大事故等対処設備、並びに常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。</p> <p>※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>a 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>b 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>c 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>d 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響</p>	<p>火災の観点)を防止する。</p> <p>※1：耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。)、可搬型重大事故等対処設備、ならびに常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。</p> <p>※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>ア. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響</p> <p>イ. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文章の差異 (玄海は、設置許可申請書の記載に基づき、溢水についても記載している。)</p> <p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 (記載主旨に差異なし。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(h) 当直課長は、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認する。</p> <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 3号炉および4号炉について、原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映</p> <p>原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止</p> <p>原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認</p> <p>(a) 原子炉技術部門統括（土木建築）は、3号炉および4号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。</p>	<p>水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認する。</p> <p>4.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、4.1項から4.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、4.1項から4.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各第二課長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4.7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子炉管理部長、原子炉建設部長及び原子炉土木建築部長は、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子炉管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の基準地震動の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>イ 波及的影響防止</p> <p>原子炉建設部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>ウ 地震観測及び影響確認</p> <p>(7) 原子炉土木建築部長は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握及び施設機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。</p>	<p>の清浄度および異物の混入がないこと等を確認する。</p> <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術課長に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映</p> <p>原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止</p> <p>原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認</p> <p>(a) 原子炉技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ○：記載方針の差異 （記載内容に差異なし。）</p>
<p>(b) 当直課長は、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認する。</p> <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 3号炉および4号炉について、原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映</p> <p>原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止</p> <p>原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認</p> <p>(a) 原子炉技術部門統括（土木建築）は、3号炉および4号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。</p>	<p>水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認する。</p> <p>4.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、4.1項から4.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、4.1項から4.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各第二課長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4.7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子炉管理部長、原子炉建設部長及び原子炉土木建築部長は、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子炉管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の基準地震動の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>イ 波及的影響防止</p> <p>原子炉建設部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>ウ 地震観測及び影響確認</p> <p>(7) 原子炉土木建築部長は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握及び施設機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。</p>	<p>の清浄度および異物の混入がないこと等を確認する。</p> <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術課長に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映</p> <p>原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止</p> <p>原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認</p> <p>(a) 原子炉技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ○：記載方針の差異 （記載内容に差異なし。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(b) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、3号炉および4号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p> <p>5 津波 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置 (1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的の実施する。 (2) 発電室長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的の実施する。 (3) 各課（室）長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備 各課（室）長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備 (1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p>	<p>(4) 原子力管理部長は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p> <p>5 津波 防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く）、技術第一課長、安全管理第一課長及び保修第一課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>5.1 要員の配置 (1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第119条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5.2 教育訓練の実施 (1) 防災課長は、関係所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的の実施する。 (2) 発電第二課長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的の実施する。 (3) 保修第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、浸水防止設備及び津波監視設備の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>5.3 資機材の配備 (1) 発電第二課長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5.4 手順書の整備 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く）、技術第一課長、安全管理第一課長及び保修第一課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p>	<p>(b) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p> <p>5 津波 技術課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置 (1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施 (1) 所長室長および保全計画課長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的の実施する。 (2) 発電室長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的の実施する。 (3) 各課（室）長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備 各課（室）長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備 (1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 水密扉の閉止状態の管理 当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認</p>	<p>【玄海一美浜】 ③：運用の差異 （玄海は、(1)の教育訓練を関係者に限定している。）</p> <p>【大飯・玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、設置許可申</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>大飯発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合の対応</p> <p>a. 発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止する。また、原子炉を停止させ原子炉の冷却操作を実施するとともに、1系統の原子炉補機冷却水冷却器への海水通水を停止し、原子炉補機冷却水冷却器出口弁の電源開放する。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>ア 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>イ 遠方で発生した地震に伴う津波であって、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視ならびに漂流物影響を考慮した運用を実施する。</p> <p>b. 発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合の対応</p> <p>(a) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p>	<p>大津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>ア 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(7) 保修課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(1) 技術課長、安全管理課長及び保修課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p>	<p>よび閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課（室）長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>b. 発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、原則として循環水ポンプを停止する。また、原子炉を停止させ原子炉の冷却操作を実施する。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>ア 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>イ 遠方で発生した地震に伴う津波であって、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視ならびに漂流物影響を考慮した運用を実施する。</p> <p>c. 発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合の対応</p> <p>(a) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p>	<p>請書の記載に基づき、水密扉の閉止状態の管理に関する運用を記載している。）</p> <p>【大飯－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、原子炉補機冷却水冷却器への海水通水を停止し、原子炉補機冷却水冷却器出口弁の電源開放は不要。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、実施事項を記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、除外する場合は記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、津波警報が発令された場合の実施事項を大津波警報が発令された場合にも記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （同上）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （同上）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 （記載主旨に差異なし。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視ならびに漂流物影響を考慮した運用を実施する。</p> <p>c. 津波発生時の原子炉施設への影響確認 各課（室）長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>d. 保守管理、点検 各課（室）長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施する。とともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>e. 津波評価条件の変更の要否確認 (a) 各課（室）長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (b) 安全・防災室長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>5. 5 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課（室）長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議</p>	<p>(g) 発電第二課当直課長は、津波監視カメラ及び取水ピット水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>イ 水密扉の閉止状態の管理 発電第二課当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各第二課（室、センター）長は、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>ウ 津波発生時の原子炉施設への影響確認 各第二課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>工 保守管理、点検 発電第二課長及び土木建築課長は、浸水防止設備及び津波監視設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施する。とともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>オ 津波評価条件の変更の要否確認 (7) 防災課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (4) 防災課長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>5.5 定期的な評価 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く）、技術第一課長、安全管理第一課長及び保修第一課長は、5.1項から5.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、5.1項から5.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各第二課長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議</p>	<p>う。</p> <p>(c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視ならびに漂流物影響を考慮した運用を実施する。</p> <p>d. 津波発生時の原子炉施設への影響確認 各課（室）長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>e. 保守管理、点検 各課（室）長は、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施する。とともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>f. 津波評価条件の変更の要否確認 (a) 各課（室）長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (b) 保全計画課長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>5. 5 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術課長に報告する。 (2) 技術課長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課（室）長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、漂流物影響を考慮することを記載している。） 【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 （美浜は、a.水密扉の閉止状態の管理の項に記載している。）</p> <p>【大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、津波影響軽減施設はないため記載は不要としている。）</p> <p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 （記載内容に差異なし。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括(原子力技術)および原子力技術部門統括(土木建築)は、以下の活動を実施することであることを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括(原子力技術)および原子力技術部門統括(土木建築)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力管理部長は、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の<u>基準連波</u>の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括(原子力技術)および原子力技術部門統括(土木建築)は、以下の活動を実施することであることを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括(原子力技術)および原子力技術部門統括(土木建築)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、<u>耐津波安全性</u>に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異(記載内容に差異なし。)</p>
<p>6 竜巻</p> <p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。</p>	<p>6 竜巻</p> <p>防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)及び保修第一課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第119条に定める必要な要員を配置する。</p>	<p>6 竜巻</p> <p>技術課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要な要員を配置する。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>③：運用の差異(玄海は、(1)の教育訓練を関係者に限定している。)</p>
<p>6. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。また、安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻発生時における車両回避等の訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 各課(室)長は、各課員に対して、竜巻対策設備の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備</p> <p>各課(室)長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。</p>	<p>6. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 防災課長は、関係所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。また、関係所員に対して、竜巻発生時における車両回避等の訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電第二課長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 保修第二課長及び土木建築課長は、各課員に対して、防護対策施設の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備</p> <p>(1) 保修課長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。</p>	<p>6. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 所長室および保全計画課長は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。また、所長室長は、全所員に対して、竜巻発生時における車両回避等の訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 各課(室)長は、各課員に対して、<u>竜巻対策設備</u>の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備</p> <p>各課(室)長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異(記載内容に差異なし。)</p> <p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異(玄海は、設置許可申請</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明																		
<p>6.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 飛来物管理の手順</p> <p>(a) 各課(室)長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材※1よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納または撤去により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(b) 各課(室)長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。</p> <p>(c) 安全・防災課長は、車両に関する入構管理を行う。</p> <p>※1：設計飛来物である鋼製材の寸法等は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1252 1523 1348 2038"> <tr> <td>飛来物の種類</td> <td>鋼製材</td> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> </table> <p>b. 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 安全・防災課長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	<p>6.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)及び保修第一課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 飛来物管理</p> <p>(7) 各課(室、センター)長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材※1よりも大きく竜巻防護施設に影響を及ぼすものについて、設置場所等に応じて固縛、固定、竜巻防護施設等からの離隔、建屋内収納又は撤去により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(4) 各第二課長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散、固縛、固定又は建屋内収納を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備について、固縛、固定、竜巻防護施設等からの離隔又は建屋内収納を図ることで、設計基準事故対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。</p> <p>(4) 防災課長は、車両に関する入構管理を行う。</p> <p>(1) 保修第二課長は、屋外の重大事故等対処設備のうち地震時の横滑り等を考慮して地震後の機能を保持するものについて、通常時は拘束せず固縛するよう管理する。</p> <p>※1：設計飛来物である鋼製材の寸法等は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1252 974 1348 1489"> <tr> <td>飛来物の種類</td> <td>鋼製材</td> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> </table> <p>イ 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(7) 防災課長は、車両に関して停車している場所に応じて固縛、竜巻防護施設等からの離隔、建屋内収納により飛来物とならない管理を実施する。</p>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	<p>6.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 飛来物管理の手順</p> <p>(a) 各課(室)長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材※1よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納または撤去により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(b) 各課(室)長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。</p> <p>(c) 所長室長は、車両に関する入構管理を行う。</p> <p>※1：設計飛来物である鋼製材の寸法等は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1252 403 1348 929"> <tr> <td>飛来物の種類</td> <td>鋼製材</td> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> </table> <p>b. 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 所長室長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	<p>書の記載に基づき、固定についても記載している。</p> <p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものが飛来物とならない管理を実施することを記載している。)</p> <p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (玄海は、設置許可申請書の記載に基づき、固縛、固定、竜巻防護施設等からの離隔、建屋内収納を図ることについて記載している。)</p> <p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (美浜は、地震時の横滑りによる対応は不要であるため記載は不要としている。)</p> <p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、竜巻</p>
飛来物の種類	鋼製材																				
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2																				
質量 (kg)	135																				
飛来物の種類	鋼製材																				
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2																				
質量 (kg)	135																				
飛来物の種類	鋼製材																				
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2																				
質量 (kg)	135																				

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(h) 各課（室）長は、3号炉および4号炉のディーゼル発電機室の水密扉の閉止状態を確認するとともに、3号炉および4号炉の換気空調系統のダンパ等の閉止を実施する。</p>	<p>(4) 防災課長及び発電第二課当直課長は、<u>竜巻防護</u>扉の閉止状態の確認を実施する。</p>	<p>(b) 各課（室）長は、<u>ディーゼル発電機室の水密扉の閉止状態を確認するとともに、換気空調系統のダンパ等の閉止を実施する。</u></p>	<p>襲来が予想される場合は、<u>停車場所</u>に応じて退避することを記載している。） 【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、換気空調系統のダンパ等の閉止について記載している。）</p>
<p>(c) 原子燃料課長は、3号炉および4号炉の燃料取扱作業を中止する。</p>	<p>(7) 必修第二課長及び土木建築課長は、<u>燃料取扱作業及びクレーンの作業を中止し、橋型クレーンについては、停留位置に固定する。</u></p>	<p>(c) 原子燃料課長は、<u>燃料取扱作業を中止する。</u></p>	<p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、竜巻襲来が予想される場合の燃料取扱作業中止について記載している。）</p>
<p>(d) 所長室長は、<u>タンクローリー4台を鯨谷トンネルに退避する。</u></p>	<p>(1) 発電第二課当直課長は、<u>屋外の重大事故等対処設備のうち地震時の横滑り等を考慮して地震後の機能を保持するものについて、たるみ巻取装置により固縛のたるみを巻き取ることで拘束する。</u></p>	<p>【大飯－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、十分な燃料保有量を有していることからタンクローリーの管理の記載は不要としている。）</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、地震時の横滑りによる対応は不要であるため記載は不要としている。）</p>
<p>c. 竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等 各課（室）長は、3号炉および4号炉の竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。</p>	<p>ウ <u>竜巻防護ネット</u>の取付け及び取外操作 必修第二課長は、<u>竜巻防護ネット</u>の取付け及び取外操作を実施する。</p>	<p>c. <u>竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等</u> 各課（室）長は、<u>竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。</u></p>	<p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび飛来物発生防止のために設置した設備の操作について記載している。）</p>
<p>d. 代替設備または予備品確保</p>	<p>エ <u>固縛装置の取付け及び取外操作</u> 各課（室、センター）長は、<u>固縛装置の取付け及び取外操作</u>を実施する</p>	<p>d. <u>代替設備または予備品確保</u></p>	<p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （美浜は、c. 竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等の項に記載している。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>各課(室)長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備または予備品を確保する。</p> <p>e. 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各課(室)長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置 (a) 当直課長は、3号炉および4号炉の排気筒に損傷を発見した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。</p> <p>(b) 原子炉保修課長は、3号炉および4号炉の排気筒に損傷を発見した場合、応急補修を行う。</p> <p>(c) 土木建築課長は、3号炉および4号炉のエアラス区画構造物に損傷を発見した場合、応急補修を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、3号炉および4号炉の排気筒またはエアラス区画構造物の補修が困難な場合、プラットフォーム停止操作を行う。</p> <p>(e) 各課(室)長は、建屋外において竜巻による火災の発生を確認した場合、消火用水等による消火活動を行う。</p>	<p>保修第二課長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備又は予備品の確保や速やかな補修を実施する。</p> <p>力 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各第二課長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>各課(室)長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備または予備品を確保する。</p> <p>e. 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各課(室)長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置</p>	<p>⑤：記載方針の差異 (記載内容に差異なし。) (以下、同様。)</p> <p>【大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、排気筒が建屋に格納されているため記載は不要としている。)</p> <p>【大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、排気筒が建屋に格納されており、竜巻による損傷はないため記載は不要としている。)</p> <p>【大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 (大飯固有の設備のため記載は不要としている。)</p> <p>【大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 (同上)</p> <p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、竜巻の影響により火災が発生した場合の消火活動について記載している。)</p> <p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (記載内容に差異なし。)</p> <p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、たるみ巻取装置がないため記載は不要としている。)</p>
<p>g. 保守管理、点検 各課(室)長は、竜巻飛来物防護対策設備の要求機能を維持するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>キ 保守管理、点検 (7) 保修第二課長及び土木建築課長は、防護対策設備の要求機能を保持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(4) 保修第二課長は、たるみ巻取装置の機能が喪失した場合、速やかに機能を復旧するための補修を行う。</p>	<p>g. 保守管理、点検 各課(室)長は、竜巻飛来物防護対策設備の要求機能を維持するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p>	<p>【大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、設置許可申請書の記載に基づき、竜巻の影響により火災が発生した場合の消火活動について記載している。)</p> <p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (記載内容に差異なし。)</p> <p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、たるみ巻取装置がないため記載は不要としている。)</p>
<p>6. 5 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的な評価を行う。</p>	<p>6.5 定期的な評価 (1) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)及び保修第一課長は、6.1項から6.4項の活動の実施結果につ</p>	<p>6. 5 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的な評価を行う。</p>	<p>6. 5 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的な評価を行う。</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課(室)長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 7 その他関連する活動 (1) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力技術部門統括(原子力技術)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合は、必要事項を適切に反映する。</p>	<p>いて、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、6.1項から6.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各第二課長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6.7 その他関連する活動 (1) 原子力管理部長は、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 ア 新たな知見の収集、反映 原子力管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合は、竜巻の評価を行い、必要事項を適切に反映する。</p>	<p>価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術課長に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課(室)長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 7 その他関連する活動 (1) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力技術部門統括(原子力技術)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合は、竜巻の評価を行い、必要事項を適切に反映する。</p>	<p>【玄海一美浜】 (5)：記載方針の差異 (記載内容に差異なし。)</p>
<p>7. 火山活動のモニタリング等 (1) 原子力土木建設部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の7.1項から7.3項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。 (2) 原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合における必要な判断・対応を行う体制の整備として、次の7.3項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、破局的噴火への発展の可能性がある場合における原子炉停止、燃料体等の搬出等のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>7.1 要員の配置 (1) 原子力土木建設部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。</p> <p>7.2 教育訓練の実施 (1) 原子力土木建設部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動のモニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的に実施</p>	<p>7. 火山活動のモニタリング等 (1) 原子力土木建設部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の7.1項から7.3項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。 (2) 原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合における必要な判断・対応を行う体制の整備として、次の7.3項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、破局的噴火への発展の可能性がある場合における原子炉停止、燃料体等の搬出等のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>7.1 要員の配置 (1) 原子力土木建設部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。</p> <p>7.2 教育訓練の実施 (1) 原子力土木建設部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動のモニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的に実施</p>	<p>【玄海一美浜】 (5)：記載方針の差異 (美浜は、火山活動のモニタリング等に関しては規定しない。)</p>	<p>【玄海一美浜】 (5)：記載方針の差異 (美浜は、火山活動のモニタリング等に関しては規定しない。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>7.3 手順書の整備</p> <p>(1) 原子力管理部長、原子力技術部長及び原子力土木建築部長は、火山活動のモニタリングのための活動及び破局的噴火への発展の可能性がある場合における原子炉停止、燃料体等の搬出等のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 火山活動のモニタリングのための活動</p> <p>(7) 原子力土木建築部長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、第三者の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を社長へ報告する。</p> <p>(4) 原子力土木建築部長は、対象火山に顕著な変化が生じた場合、第三者の助言を得た上で、破局的噴火への発展性の評価を行い、その結果を社長へ報告する。</p> <p>(9) 原子力土木建築部長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順には、以下を含める。</p> <p>a 対象火山の選定</p> <p>b 対象火山の状態（噴火状況や観測状況）に応じた監視レベルの設定</p> <p>c 監視レベルの移行判断基準（マグマ供給率及び地殻変動）の設定</p> <p>d 評価方法（手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保）</p> <p>e 定期的な評価及び対応（平常時～注意時）</p> <p>f 臨時の評価及び対応（警戒時～緊急時）</p> <p>g 公的機関への評価結果の報告</p> <p>h 新たな知見を反映した観測手法、判断基準等の見直し</p> <p>イ 原子炉停止、燃料体等の搬出等の実施指示</p> <p>社長は、破局的噴火への発展の可能性があると報告を受けた場合、原子力管理部長に原子炉停止、原子力技術部長に燃料体等の搬出等の実施を指示する。</p> <p>ウ 原子炉停止の計画策定</p> <p>(7) 原子力管理部長は、破局的噴火への発展の可能性があると評価された場合における社長からの指示を受け、原子炉停止の計画を策定し、社長の承認を得た上で、原子炉停止に係る対応を所長へ指示する。原子炉停止の計画には以下を含める。</p> <p>a 発電機解列日</p>	<p>7.3 手順書の整備</p> <p>(1) 原子力管理部長、原子力技術部長及び原子力土木建築部長は、火山活動のモニタリングのための活動及び破局的噴火への発展の可能性がある場合における原子炉停止、燃料体等の搬出等のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 火山活動のモニタリングのための活動</p> <p>(7) 原子力土木建築部長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、第三者の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を社長へ報告する。</p> <p>(4) 原子力土木建築部長は、対象火山に顕著な変化が生じた場合、第三者の助言を得た上で、破局的噴火への発展性の評価を行い、その結果を社長へ報告する。</p> <p>(9) 原子力土木建築部長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順には、以下を含める。</p> <p>a 対象火山の選定</p> <p>b 対象火山の状態（噴火状況や観測状況）に応じた監視レベルの設定</p> <p>c 監視レベルの移行判断基準（マグマ供給率及び地殻変動）の設定</p> <p>d 評価方法（手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保）</p> <p>e 定期的な評価及び対応（平常時～注意時）</p> <p>f 臨時の評価及び対応（警戒時～緊急時）</p> <p>g 公的機関への評価結果の報告</p> <p>h 新たな知見を反映した観測手法、判断基準等の見直し</p> <p>イ 原子炉停止、燃料体等の搬出等の実施指示</p> <p>社長は、破局的噴火への発展の可能性があると報告を受けた場合、原子力管理部長に原子炉停止、原子力技術部長に燃料体等の搬出等の実施を指示する。</p> <p>ウ 原子炉停止の計画策定</p> <p>(7) 原子力管理部長は、破局的噴火への発展の可能性があると評価された場合における社長からの指示を受け、原子炉停止の計画を策定し、社長の承認を得た上で、原子炉停止に係る対応を所長へ指示する。原子炉停止の計画には以下を含める。</p> <p>a 発電機解列日</p>		

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)</p>	<p>b 原子炉停止日 c 原子炉容器からの燃料取り出し完了期限 (4) 原子力管理部長は、破局的噴火への発展の可能性がある場合に備え、原子炉停止計画策定手順を定める。 工 燃料体等の搬出等の計画策定 (7) 原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性があると評価された場合における社長からの指示を受け、燃料体等の搬出等の計画を策定し、社長の承認を得た上で、燃料体等の搬出等に係る対応を所長へ指示する。燃料体等の搬出等の計画には以下を含める。 a 燃料体等の搬出優先順位 b 貯蔵方法の選定・調達 c 輸送方法の選定・調達 d 体制の確立 (4) 原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性がある場合に備え、燃料体等の搬出等に係る以下の項目について事前に検討を行う。 a 貯蔵方法に関すること b 輸送方法に関すること c 体制に関すること (7) 原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性がある場合に備え、燃料体等の搬出等のための計画策定手順を定める。</p> <p>7.4 定期的な評価 (1) 原子力管理部長、原子力技術部長及び原子力土木建築部長は、7.1項から7.3項に基づき、火山活動のモニタリングのための活動及び破局的噴火への発展の可能性がある場合における原子炉停止、燃料体等の搬出等のための活動を行うために必要な体制の整備状況について、1年に1回以上定期的に評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7.5 その他関連する活動 (1) 技術第二課長、保修第二課長及び発電第二課長は、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 ア 原子炉停止及び燃料体等の搬出等の対応 (7) 所長は、原子力管理部長及び原子力技術部長の指示を受け、原子炉停止及び燃料体等の搬出等の対応を技術第二課長、保修第二課長及び発電第二課長へ指示する。 (4) 技術第二課長、保修第二課長、発電第二課長及</p>	<p>美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)</p>	<p>差異の説明</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
	<p>ひ発電第二課当直課長は、所長の指示を受け、<u>原子炉停止及び燃料体等の搬出等を実施する。</u></p>		

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連) 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全部門統括は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「<u>安全管理通達</u>」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実、かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。)へ指示を行い、緊急時対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外(夜間)に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員(指揮者等)からの情報連絡(プラントの状況、対策の状況)を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ 原子炉主任技術者は、非常召集ルートを3号炉及び4号炉の原子炉主任技術者を各1名(計2名)配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p>	<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等については、規定文書に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力管理部長は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「<u>発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準</u>」に定め、社長の承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置(本部分)し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実、かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。)へ指示を行い、緊急時対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外(夜間)に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員(指揮者等)からの情報連絡(プラントの状況、対策の状況)を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ 原子炉主任技術者は、非常召集ルートを3号炉及び4号炉の原子炉主任技術者を各1名(計2名)配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p>	<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連) 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全部門統括は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「<u>安全管理通達</u>」に定め、<u>原子力事業本部長</u>の承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実、かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。)へ指示を行い、発電所対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外(夜間)に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員からの情報連絡(プラントの状況、対策の状況)を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ 非常召集可能圏内に原子炉主任技術者を1名配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p>	<p>【玄海・美浜】</p> <p>③：運用の差異(記載主旨に差異なし。)(以下、同様。)</p> <p>【大飯・玄海・美浜】</p> <p>①：従前からの発電所固有の差異(美浜は、原子炉主任技術者の配置は3号炉のみのため1名配置としている。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表-1から表-19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全部門統括は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備 ア 所長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者などを社内標準に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 (7) 所長は、重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止およびその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急時体制を発令し、緊急時対策本部要員の非常召集、通報連絡を行い、<u>第126条</u>に定める原子力防災組織を設置し、<u>発電所</u>に自らを本部長とする発電所対策本部の体制を整え対処する。</p> <p>(4) 所長は、発電所対策本部の本部長として、原子力防災組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針の決定をする。</p>	<p>(3) 防災課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.3項及び表-1から表-19に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力管理部長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備 ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 (7) 所長は、重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急時体制を発令し、緊急時対策本部要員の非常召集、通報連絡を行い、<u>発電所</u>に自らを本部長とする緊急時対策本部の体制を整え対処する。</p> <p>(4) 所長は、緊急時対策本部の本部長として、原子力防災組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針の決定をする。</p>	<p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表-1から表-19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全部門統括は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備 ア 所長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者などを社内標準に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 (7) 所長は、重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止およびその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災体制等が発令し、緊急時対策本部要員の非常召集、通報連絡を行い、<u>第121条</u>に定める原子力防災組織を設置し、<u>発電所</u>に自らを本部長とする発電所対策本部の体制を整え対処する。</p> <p>(4) 所長は、発電所対策本部の本部長として、原子力防災組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針の決定をする。</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文章の差異 （玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違あるいは従前からの組織構成の相違により班構成、役割分担・業務内容等が異なっている。）（以下、同様。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>また、本部長の下に副本部長を設置し、副本部長は副本部長を補佐し、副本部長が不在の場合は、副本部長であるいは本部附などの職位が技術系の課長以上の代行者がその職務を代行する。</p> <p>(ウ) 所長は、発電所対策本部に、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成し、専門性および経験を考慮した班を構成する。</p> <p>また、各班の役割分担および責任者である班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(イ) 重大事故等対策の実施組織および支援組織の各班の機能、各班の責任者である班長および副班長を配置する。</p> <p>(オ) 所長は、発電所対策本部における全体指揮者となり原子炉力防災組織を統括管理し、3号炉および4号炉の同時被災時は原子炉毎の指揮者を指名する。</p> <p>(ハ) 所長は、指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。</p> <p>また、実施組織および支援組織の各班に責任者である班長（室長または課長）を配置し、班長が欠けた場合に備え、あらかじめ代行順位を定めた副班長（課長または係長）を配置する。</p> <p>(キ) 所長は、原子炉災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、直ちに原子炉防災体制等を発令するとともに原子炉力発電部門統括へ報告する。</p> <p>(ク) 実施組織である緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員を発電所構内および近傍に常時確保し、確保した緊急安全対策要員により、重大事故等対策に対応する。</p> <p>(ケ) 実施組織の班構成および必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電班は、事故状況の把握および整理および事故拡大防止のための措置、原子炉施設の保安</p>	<p>また、本部長の下に副本部長を設置し、副本部長は副本部長を補佐し、副本部長が不在の場合は、副本部長であるいは本部付の代行者がその職務を代行する。</p> <p>(ウ) 所長は、緊急時対策本部に重大事故等対策を実施する実施組織として、運転班（運転員（当直員）を含む）、保修班、安全管理班及び土木建築班、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織として運転支援班、実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織として総括班、広報班、総務班及び原子力訓練センター班を編成し、専門性および経験を考慮した作業班を構成する。</p> <p>また、各班の役割分担及び責任者である班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(イ) 所長は、重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班の機能、各班の責任者である班長及び副班長を配置する。</p> <p>(オ) 所長は、緊急時対策本部における全体指揮者となり原子炉力防災組織を統括管理し、複数号炉の同時被災時は3号炉及び4号炉ごとの指揮者を指名する。</p> <p>(ハ) 所長は、指揮者である本部長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。</p> <p>また、実施組織及び支援組織の各班には責任者である班長（課長）を配置し、班長が欠けた場合に備え、あらかじめ代行順位を定めた副班長（課長又は副長）を配置する。</p> <p>(キ) 所長は、原子炉災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、直ちに緊急時体制を発令するとともに原子炉力管理部長へ報告する。</p> <p>(ク) 緊急時対策本部要員（指揮者等）、運転員（当直員）及び重大事故等対策要員を発電所構内及び近傍に常時確保し、確保した要員により、重大事故等対策に対応する。</p> <p>(ケ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 運転班は、運転員（当直員）の任務、事故拡大防止に必要な運転上の措置、原子炉施設の保安</p>	<p>また、本部長の下に副本部長を設置し、副本部長は副本部長を補佐し、副本部長が不在の場合は、副本部長であるいは本部附などの職位が技術系の課長以上の代行者がその職務を代行する。</p> <p>(ウ) 所長は、発電所対策本部に、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成し、専門性および経験を考慮した班を構成する。</p> <p>また、各班の役割分担および責任者である班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(イ) 重大事故等対策の実施組織および支援組織の各班の機能、各班の責任者である班長および副班長を配置する。</p> <p>(オ) 所長は、発電所対策本部における全体指揮者となり原子炉力防災組織を統括管理し、被災時は二ツツ指揮者を指名する。</p> <p>(ハ) 所長は、指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。</p> <p>また、実施組織および支援組織の各班に責任者である班長（室長または課長）を配置し、班長が欠けた場合に備え、あらかじめ代行順位を定めた副班長（課長または係長）を配置する。</p> <p>(キ) 所長は、原子炉災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、直ちに原子炉防災体制等を発令するとともに原子炉力発電部門統括へ報告する。</p> <p>(ク) 実施組織である緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員を発電所構内および近傍に常時確保し、確保した緊急安全対策要員により、重大事故等対策に対応する。</p> <p>(ケ) 実施組織の班構成および必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電班は、事故状況の把握および整理、事故拡大防止のための措置、原子炉施設の保安維持等を</p>	<p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 （美浜は、本部長の代行について具体的な役割を記載している。）</p> <p>【大飯・玄海一美浜】 ①：従前からの発電所固有の差異 （美浜は、1ユニット（3号炉）のみの記載としている。）（以下、同様。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>維持等を行う。</p> <p>b 保修班は、事故原因の究明、応急対策の立案、実施および原子炉施設の消火活動等を行う。</p> <p>(ロ) 3号炉および4号炉において同時に重大事故等が発生した場合における実施組織の対応については、以下のとおりとする。</p> <p>a 発電所対策本部は、3号炉および4号炉の同時被災の場合において、本部長の指示により原炉毎に指名した指揮者の指示のもと、原子炉毎の情報収集や事故対策の検討を行い、重大事故対策を実施する。</p> <p>b 原子炉主任技術者は、担当炉のプラント状況把握および事故対策に専念することにより、3号炉および4号炉の同時被災を想定した場合においても指示を的確に実施する。</p> <p>c 3号炉および4号炉の原子炉主任技術者は、原子炉毎の保安監督を誠実、かつ最優先に行う。</p> <p>d 実施組織は、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡者を配置し、通報連絡後の情報連絡は通報連絡者が管理を一括して実施することで円滑に対応する。</p> <p>(ハ) 技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 技術支援組織は、安全管理班および放射線管理班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織に対して技術的助言を行う。</p> <p>(a) 安全管理班は、事故状況の把握および評価、事故時影響緩和と操作の検討等を行う。</p>	<p>維持等を行う。</p> <p>b 保修班は、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置並びに原子炉施設の消火活動を行う。</p> <p>c 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び代替緊急時対策所におけるチェンジングエリア設置を行う。</p> <p>d 土木建築班は、原子炉施設のうち、土木建築設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行う。</p> <p>(ロ) 複数号炉で同時に重大事故等が発生した場合における実施組織の対応については、以下のとおりとする。</p> <p>a 緊急時対策本部は、複数号炉の同時被災が発生した場合において、本部長の指示により3号炉及び4号炉ごとに指名した指揮者の指示のもと、原子炉ごとの情報収集や事故対策の検討を行い、重大事故対策を実施する。</p> <p>b 原子炉主任技術者は、担当炉のプラント状況把握および事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災を想定した場合においても指示を的確に実施する。</p> <p>c 3号炉及び4号炉の原子炉主任技術者は、原子炉ごとの保安監督を誠実、かつ、最優先に行う。</p> <p>d 実施組織は、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡者を配置し、通報連絡後の情報連絡は通報連絡者が管理を一括して実施することで円滑に対応する。</p> <p>(ハ) 技術支援組織と運営支援組織の班構成及び必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 技術支援組織は、事故拡大防止のための運転措置の支援及び保安上の技術的助言を行う運転支援班で構成する。</p> <p>b 運転支援班は、炉心損傷へ至った場合において、プラント状態の把握及び事故進展の予測、</p>	<p>行う。</p> <p>b 保修班は、事故原因の究明、応急対策の立案、実施および原子炉施設の消火活動等を行う。</p> <p>(ロ) 重大事故等が発生した場合には、以下のとおりとする。</p> <p>a 発電所対策本部は、被災の場合において、本部長の指示により指名した指揮者の指示のもと、情報収集や事故対策の検討を行い、重大事故対策を実施する。</p> <p>b 原子炉主任技術者は、プラント状況把握および事故対策に専念することにより、指示を的確に実施する。</p> <p>c 原子炉主任技術者は、保安監督を誠実、かつ最優先に行う。</p> <p>d 実施組織は、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡者を配置し、通報連絡後の情報連絡は通報連絡者が管理を一括して実施することで円滑に対応する。</p> <p>(ハ) 技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 技術支援組織は、安全管理班および放射線管理班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織に対して技術的助言を行う。</p> <p>(a) 安全管理班は、事故状況の把握および評価、事故時影響緩和と操作の検討等を行う。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、3号機のための申請であるため、他号炉の炉主任の職務については記載していない。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(b) 放射線管理班は、放射線および放射能の測定、状況把握、被ばく管理、汚染除去および拡大防止措置、災害対策活動に伴う放射線防護措置等を行う。</p> <p>b 運営支援組織は、総務班、広報班および情報班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>(a) 総務班は、発電所対策本部の設置・運営、連絡・通信手段の確保、要員の動員、輸送手段の確保、原子力災害医療措置、資機材調達・輸送および退避・避難措置を行う。</p> <p>(b) 広報班は、報道機関の対応、見学者の退避誘導および広報活動を行う。</p> <p>(c) 情報班は、社内対策本部との情報受理・伝達、国・自治体等関係者との連絡調整および社外関係機関への情報連絡を行う。</p> <p>c 各班は、各班の役割を実施し、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>(イ) 地震により緊急時呼出システムが正常に機能しない等の通信障害によって非常召集連絡ができない場合でも地震(最寄りの気象庁震度観測点において、震度5弱以上の地震)の発生により緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が発電所に自動参集する。</p> <p>(A) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第13条に規定する運転員、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。</p> <p>a 原子力防災組織の統括管理および全体指揮を行う全体指揮者、原子炉毎の指揮を行うユニット指揮者、原子炉毎の通報連絡を行う通報連絡者ならびに各重大事故等対策に際しての調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員6名、運転操作指揮を行う当直課長、当直主任お</p>	<p>パラメータの監視、パラメータがあらかじめ定められたしきい値を超えた場合に操作を実施した場合の実効性及び悪影響の評価並びに操作の優先順位を踏まえた操作の選定を行い実施組織へ実施すべき操作の指示を行う。</p> <p>c 運営支援組織は、総括班、広報班、総務班及び原子力訓練センター班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>d 総括班は、緊急時対策本部の運営、情報の収集、災害状況の把握、関係官庁及び関係地方公共団体への通報連絡、燃料貯蔵状況の管理並びに各班へ本部指令事項の連絡を行う。</p> <p>e 広報班は、関係地方公共団体の対応、報道機関の対応及び避難者の誘導(展示館米館者)を行う。</p> <p>f 総務班は、緊急時対策本部構成員の動員状況の把握、緊急時対策本部要員と資機材の輸送車手配及び運搬、防災資機材の整備、輸送及び調達、原子力災害医療対応、正門の出入管理並びに緊急時対策本部要員に対する食料の調達配給を行う。</p> <p>g 原子力訓練センター班は、避難者の誘導(原子力訓練センター見学者)を行う。</p> <p>h 各班は、各班の役割を実施し、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>(イ) 地震により緊急時呼出システムが正常に機能しない等の通信障害によって非常召集連絡ができない場合でも地震(最寄りの気象庁震度観測点において、震度5弱以上の地震)の発生により原子力防災要員が発電所に自動参集する。</p> <p>(A) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条(運転員等の確保)に規定する要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p>a 原子力防災組織の統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者、原子炉ごとの統括管理及び原子炉ごとの指揮を行う号炉ごと指揮者並びに通報連絡を行う通報連絡者の緊急時対策本部要員(指揮者等)4名、運転操作指揮、号炉間連絡、運転操作助勢及び運転操作対応を行う運転員</p>	<p>(b) 放射線管理班は、放射線および放射能の測定、状況把握、被ばく管理、汚染除去および拡大防止措置、災害対策活動に伴う放射線防護措置等を行う。</p> <p>b 運営支援組織は、総務班、広報班および情報班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>(a) 総務班は、発電所対策本部の設置・運営、連絡・通信手段の確保、要員の動員、輸送手段の確保、原子力災害医療措置、資機材調達・輸送および退避・避難措置を行う。</p> <p>(b) 広報班は、報道機関の対応、見学者の退避誘導および広報活動を行う。</p> <p>(c) 情報班は、社内対策本部との情報受理・伝達、国・自治体等関係者との連絡調整および社外関係機関への情報連絡を行う。</p> <p>c 各班は、各班の役割を実施し、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>(イ) 地震により緊急時呼出システムが正常に機能しない等の通信障害によって非常召集連絡ができない場合でも地震(最寄りの気象庁震度観測点において、震度5弱以上の地震)の発生により緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が発電所に自動参集する。</p> <p>(A) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第13条に規定する運転員、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。</p> <p>a 原子力防災組織の統括管理および全体指揮を行う全体指揮者、ユニット指揮者、通報連絡を行う通報連絡者ならびに各重大事故等対策に際しての現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員4名、運転操作指揮を行う当直課長および運転操作対応を行う運転員8名、(3号炉の</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合または3号炉の原子炉容器に燃料が装荷</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>よび運転操作対応を行う運転員12名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は10名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は8名）、1号炉および2号炉の運転員10名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は8名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は6名）、運転支援活動、電源確保活動、給水活動、設備対応、消防活動およびガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員36名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は33名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は30名）の計64名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は57名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名）ならびに被災後6時間以内を目途として参集し、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策要員10名（以下「召集要員」という。）の合計74名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は67名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は60名）を確保する。</p> <p>なお、1号炉および2号炉の運転員10名のうち、4名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は2名）が3号炉および4号炉現場作業応援を行う。</p> <p>b 緊急安全対策要員（運転支援活動を行うものを除く）および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通報連絡、給水活動および電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各現場での対応を行う。</p> <p>c 高線量下の対応においても、当社社員および協力会社社員を含め要員を確保する。</p> <p>d 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、第13条に規定する所定の重大事故等対策要員（運転員、緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員にて構成される。以下同じ。）に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め重大事故等対策要</p>	<p>（当直員）12名、初動の運転対応及び保守対応を行う重大事故等対策要員（以下「初動対応要員」という。）20名、並びに初動後の保守対応を行う重大事故等対策要員（以下「初動後対応要員」という。）16名の合計52名を確保する。</p> <p>b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員（指揮者等）と初動後対応要員は、代替緊急時対策所に参集し、各要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>c 高線量下の対応においても、社員及び協力会社社員を含め要員を確保する。</p> <p>d 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、第12条（運転員等の確保）に規定する要員に欠員が生じた場合、休日、時間外（夜間）を含め要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた体制に係る管理を行う。</p>	<p>原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は6名）、1号炉および2号炉の運転員4名、運転支援活動、電源復旧活動、注水活動、設備対応、消防活動およびガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員33名（3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は27名）の計49名（3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は41名）ならびに被災後6時間以内を目途として参集し、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員5名（以下「召集要員」という。）の合計54名（3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は46名）を確保する。</p> <p>b 緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者を除く）および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通報連絡、注水確保および電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各現場での対応を行う。</p> <p>c 高線量下の対応においても、当社社員および協力会社社員を含め要員を確保する。</p> <p>d 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、第13条に規定する所定の重大事故等対策要員（運転員、緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員にて構成される。以下同じ。）に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め重大事故等対策要</p>	<p>されていない場合の役割および人数の詳細を記載している。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等対策要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>また、重大事故等対策要員の補充の見込みが立たない場合は、所長に連絡するとともに、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等対策要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>(t) 休日、時間外(夜間)を含めて必要な緊急時対策本部要員を非常召集できるよう、定期的に通報連絡訓練を実施する。</p> <p>(リ) 実施組織および支援組織が実効的に活動するための以下の施設および設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示装置、発電所(SPDS)およびSPDS表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子炉防炎ネットワークに接続する通信連絡設備等(テレビ会議システムを含む。)を備えた緊急時対策所</p> <p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所および現場との連携を図り作業内容および現場状況の情報共有を実施するための携行型通話装置等</p> <p>c 電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作および作業を実施できるよう可搬型の照明装置</p> <p>(ウ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報および連絡を実施できるように衛星電話(携帯)、統合原子炉防炎ネットワークに接続する通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所対策本部の情報班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と発電所対策本部間において、衛星電話(携帯)、統合原子炉防炎ネットワークに接続する通信連絡設備および緊急時対策支援システム(ERSS)等必要なデータを伝送できる設備を使用することにより、発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>c 本店対策本部との連絡を密にすることで報道</p>	<p>また、要員の補充の見込みが立たない場合は、所長に連絡するとともに、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等対策要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>(t) 休日、時間外(夜間)を含めて必要な要員を非常召集できるよう、定期的に召集連絡訓練を実施する。</p> <p>(リ) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するためのSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子炉防炎ネットワークに接続する通信連絡設備等(テレビ会議システムを含む。)を備えた代替緊急時対策所</p> <p>b 実施組織が中央制御室、代替緊急時対策所及び現場との連携を図り作業内容および現場状況の情報共有を実施するための携行型通話装置等</p> <p>c 照明の電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作および作業を実施できるようなヘッドライト及び懐中電灯等の照明</p> <p>(ウ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるように衛星携帯電話設備及び統合原子炉防炎ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と緊急時対策本部間において、衛星携帯電話設備、統合原子炉防炎ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運用パラメータ伝送システム(SPDS)を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>c 本店対策本部との連絡を密にすることで報道</p>	<p>員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等対策要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>また、重大事故等対策要員の補充の見込みが立たない場合は、所長に連絡するとともに、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等対策要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>(t) 休日、時間外(夜間)を含めて必要な緊急時対策本部要員を非常召集できるよう、定期的に通報連絡訓練を実施する。</p> <p>(リ) 実施組織および支援組織が実効的に活動するための以下の施設および設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示装置、発電所(SPDS)およびSPDS表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子炉防炎ネットワークに接続する通信連絡設備等(テレビ会議システムを含む。)を備えた緊急時対策所</p> <p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所および現場との連携を図り作業内容および現場状況の情報共有を実施するための携行型通話装置等</p> <p>c 電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作および作業を実施できるような可搬型の照明装置</p> <p>(ウ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報および連絡を実施できるように衛星電話(携帯)、統合原子炉防炎ネットワークに接続する通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所対策本部の情報班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と発電所対策本部間において、衛星電話(携帯)、統合原子炉防炎ネットワークに接続する通信連絡設備および緊急時対策支援システム(ERSS)等必要なデータを伝送できる設備を使用することにより、発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>c 本店対策本部との連絡を密にすることで報道</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>発表および外部からの問い合わせ対応および関係機関への連絡を本店原子炉防災組織で構成する本店対策本部の広報活動を行う班で実施することにより、発電所対策本部が事故対応に専念でき、また、発電所内外へ広く情報提供を行う。</p> <p>原子炉安全部門統括は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子炉発電部門統括は、発電所における原子炉防災体制の発令報告を受け、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子炉防災体制を発令する。</p> <p>(4) 社長は、原子炉防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部(原子炉施設事態即応センターを含む。)を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子炉災害対策活動を実施するため本店対策部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。</p> <p>また、原子炉緊急事態宣言が発出された場合はそのおそれがある場合は、本店対策部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。</p> <p>本店対策本部(中之島)においては、原子炉部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部(若狭)は、原子炉部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。</p> <p>本店対策本部(若狭)には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援を行う原子炉設備班を設置し、本店対策本部(中之島)は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設置、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>(4) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子炉事業対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策</p>	<p>発表。外部からの問い合わせ対応及び関係機関への連絡を本店原子炉防災組織で構成する本店対策本部で実施し、緊急時対策本部が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行う。</p> <p>原子炉管理部長は、以下に示す本店対策本部の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子炉管理部長は、発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における緊急時体制を発令する。</p> <p>(4) 社長は、緊急時体制を発令した場合、速やかに原子炉施設事態即応センターに本店対策本部を設置し、原子炉災害対策活動を実施するため本店対策部長としてその職務を行う。なお、社長が不在の場合は副社長又は執行役員がその職務を代行する。</p> <p>本店対策本部は、情報の収集及び災害状況把握を行う総括班、事故拡大防止措置の支援を行う原子炉技術班、外部電源や通信連絡設備に関する支援を行う復旧支援班、自治体及びプレス対応を行う広報班並びに資機材及び食料の調達運搬を行う支援班から構成する。</p> <p>(4) 本店対策本部総務班長は、原子炉事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定している支援拠点の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子炉事業</p>	<p>発表および外部からの問い合わせ対応および関係機関への連絡を本店原子炉防災組織で構成する本店対策本部の広報活動を行う班で実施することにより、発電所対策本部が事故対応に専念でき、また、発電所内外へ広く情報提供を行う。</p> <p>原子炉安全部門統括は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子炉発電部門統括は、発電所における原子炉防災体制の発令報告を受け、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子炉防災体制を発令する。</p> <p>(4) 社長は、原子炉防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部(原子炉施設事態即応センターを含む。)を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子炉災害対策活動を実施するため本店対策部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。</p> <p>また、原子炉緊急事態宣言が発出された場合はそのおそれがある場合は、本店対策部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。</p> <p>本店対策本部(中之島)においては、原子炉部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部(若狭)は、原子炉部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。</p> <p>本店対策本部(若狭)には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援を行う原子炉設備班を設置し、本店対策本部(中之島)は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設置、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>(4) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子炉事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>(イ) 本店対策本部原子炉設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力安全部門統括は、原子力設備班を統括する。</p> <p>ウ 原子力安全部門統括は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減および放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p>	<p>業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>(イ) 本店対策本部長は、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織から技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>ウ 防災課長及び原子力管理部長は、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減及び放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力活動体制を継続して構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p>	<p>時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>(イ) 本店対策本部原子炉設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力安全部門統括は、原子力設備班を統括する。</p> <p>ウ 原子力安全部門統括は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減および放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p> <p>ア 力量の付与のための教育訓練</p> <p>各課（室）長は、重大事故等対応設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対応設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前検査終了日等）までに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 各課（室）長は、表-1から表-19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について、「ウ 成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対応設備を設置または改造する場合、重大事故等対応設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前検査終了日等）までに、成立性確認訓練（現場訓練による有効性評価の成立性確認）および成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】 ④：記載の適正化 （教育訓練について記載の充実）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>ア 力量の維持向上のための教育訓練 所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 各課(室)長は、<u>運転員(当直員)</u>、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>緊急安全対策要員</u>に対して、<u>事象の種類および事象の進展に</u>応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練に基づき実施する。</p> <p>(7) 表-1から表-19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め、<u>運転員(当直員)</u>、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>緊急安全対策要員</u>の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>a <u>運転員(当直員)</u>、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>緊急安全対策要員</u>に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。 なお、作業・操作の類似がない教育訓練項目については、教育訓練を年2回実施し、うち1回は机上による教育訓練とする。</p> <p>b <u>運転員(当直員)</u>、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>緊急安全対策要員</u>に対し、役割に応じ実施するa項の教育訓練結果を評価し、力量が維持されていることを確認する。</p> <p>(4) 重大事故等対策を行う<u>運転員(当直員)</u>、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>緊急安全対策要員</u>に対し、以下の教育訓練等を実施する。 a <u>運転員(当直員)</u>、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>緊急安全対策要員</u>に対し、役割に応じた重大事故発生時の原子炉施設の挙動に関する知識ならびに的確な状況把握、確実かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年1回以上実施する。 b <u>運転員(当直員)</u>、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>緊急安全対策要員</u>に対し、役割に応じた過酷事故の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。また、重大事故発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織および支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を年1回以上実施する。 c 各課(室、センター)員等に対し、重大事故等において復旧を迅速に実施するために、普段から定期点検ならびに運転に必要な操作、保守点検活動および重大事故等対策の資機材を用いた教育訓練</p>	<p>ア 力量の維持向上のための教育訓練 原子力訓練センター所長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、<u>緊急時対策本部要員</u>に対して、<u>事象の種類及び事象の進展</u>に<u>応じて的確かつ柔軟に対処</u>するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練に基づき実施する。</p> <p>(7) 表-1から表-19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め、<u>緊急時対策本部要員</u>の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>a <u>緊急時対策本部要員</u>に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。 なお、作業・操作の類似がない教育訓練項目については、教育訓練を年2回実施し、うち1回は机上による教育訓練とする。</p> <p>b <u>緊急時対策本部要員</u>に対し、役割に応じ実施するa項の教育訓練結果を評価し、力量が維持されていることを確認する。</p> <p>(4) 重大事故等対策を行う<u>緊急時対策本部要員</u>に対し、以下の教育訓練等を実施する。 a <u>緊急時対策本部要員</u>に対し、役割に応じた重大事故発生時の原子炉施設の挙動及び物理現象に関する知識並びに的確な状況把握、確実及び迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図る知識ベースの教育訓練を年1回以上実施する。 b <u>緊急時対策本部要員</u>に対し、役割に応じた重大事故等の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。重大事故発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を年1回以上実施する。 c 各課(室、センター)員等に対し、重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から定期点検ならびに運転に必要な操作、保守点検活動および重大事故等対策の資機材を用いた教育訓練</p>	<p>イ 力量の維持向上のための教育訓練 所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 各課(室)長は、<u>運転員(当直員)</u>、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>緊急安全対策要員</u>に対して、<u>事象の種類および事象の進展に</u>応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練に基づき実施する。</p> <p>(7) 表-1から表-19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め、<u>運転員(当直員)</u>、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>緊急安全対策要員</u>の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>a <u>運転員(当直員)</u>、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>緊急安全対策要員</u>に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。 なお、作業・操作の類似がない教育訓練項目については、教育訓練を年2回実施し、うち1回は机上による教育訓練とする。</p> <p>b <u>運転員(当直員)</u>、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>緊急安全対策要員</u>に対し、役割に応じ実施するa項の教育訓練結果を評価し、力量が維持されていることを確認する。</p> <p>(4) 重大事故等対策を行う<u>運転員(当直員)</u>、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>緊急安全対策要員</u>に対し、以下の教育訓練等を実施する。 a <u>運転員(当直員)</u>、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>緊急安全対策要員</u>に対し、役割に応じた重大事故発生時の原子炉施設の挙動に関する知識ならびに的確な状況把握、確実かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年1回以上実施する。 b <u>運転員(当直員)</u>、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>緊急安全対策要員</u>に対し、役割に応じた過酷事故の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。また、重大事故発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織および支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を年1回以上実施する。 c 各課員等に対し、重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から定期点検ならびに運転に必要な操作、保守点検活動および重大事故等対策の資機材を用いた教育訓練</p>	<p>【玄海-美浜】 ②：上流文書の差異 (玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。)(以下、同様。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>育訓練を自ら行うよう指導し、原子炉施設および予備品等について熟知させ実務経験を積ませる。</p> <p>d (7) a項の教育訓練において、事故時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定し放射線防護具を使用した事故時対応訓練、夜間および降雨ならびに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練を計画的に実施する。</p> <p>e 設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報およびマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。</p> <p>ㄥ 成立性の確認訓練 安全・防災室長は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 安全・防災室長および発電室長は、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員に対し、以下の成立性の確認訓練を社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 成立性の確認訓練を以下のa項、b項に定める頻度、内容で計画的に実施する。 a 中央制御室主体の操作に係る成立性確認 (a) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認(シミュレータによる成立性確認) 中央操作主体、重要事故シークエンスの類似性および操作の類似性の観点から整理したIからⅦの重要事故シークエンスについて、運転員(当直員)を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 2次系からの除熱機能喪失 II 原子炉格納容器の除熱機能喪失 III 原子炉停止機能喪失 IV ECCS注水機能喪失 V ECCS再循環機能喪失 VI 格納容器バイパス(蒸気発生器伝熱管破</p>	<p>材を用いた教育訓練を自ら行うよう指導し、原子炉施設及び予備品等について熟知させ実務経験を積ませる。</p> <p>d (7) a項の教育訓練において、<u>重大事故発生時</u>の対応や事故後の復旧を迅速に実施するため、<u>重大事故</u>等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定し放射線防護具を使用した<u>教育訓練</u>、夜間および降雨ならびに強風等の悪天候下等を想定した<u>教育訓練</u>を実施する。</p> <p>e 設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報およびマニュアルを用いた<u>教育訓練</u>を行う。</p> <p>ㄥ 成立性の確認訓練 原子力訓練センター所長は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 発電第二課長及び原子力訓練センター所長は、緊急時対策本部要員に対し、以下の成立性の確認訓練を規定文書に基づき実施する。</p> <p>(7) 成立性の確認訓練を以下のa項、b項に定める頻度、内容で計画的に実施する。 a 中央制御室主体の操作に係る成立性確認 (a) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認(シミュレータによる成立性確認) 中央操作主体、重要事故シークエンスの類似性及び操作の類似性の観点から整理したIからⅦの重要事故シークエンスについて、運転員(当直員)及び重大事故等対策要員のうち<u>運転対応要員</u>(以下「<u>運転員</u>」)等と<u>いふ</u>を対象に年1回以上実施する。 I 2次冷却系からの除熱機能喪失 II 原子炉格納容器の除熱機能喪失 III 原子炉停止機能喪失 IV 非常用炉心冷却設備(ECCS)注水機能喪失(中破断 LOCA) V 非常用炉心冷却設備(ECCS)再循環機能喪失(大破断 LOCA) VI 格納容器バイパス(蒸気発生器伝熱管破</p>	<p>育訓練を自ら行うよう指導し、原子炉施設および予備品等について熟知させ実務経験を積ませる。</p> <p>d (7) a項の教育訓練において、<u>事故時</u>の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、<u>重大事故</u>等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定し放射線防護具を使用した<u>事故時対応訓練</u>、夜間および降雨ならびに強風等の悪天候下等を想定した<u>事故時対応訓練</u>を計画的に実施する。</p> <p>e 設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報およびマニュアルを用いた<u>事故時対応訓練</u>を行う。</p> <p>ㄥ 成立性の確認訓練 安全・防災室長は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 安全・防災室長および発電室長は、<u>運転員(当直員)</u>、<u>緊急時対策本部要員</u>および<u>緊急安全対策要員</u>に対し、以下の成立性の確認訓練を社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 成立性の確認訓練を以下のa項、b項に定める頻度、内容で計画的に実施する。 a 中央制御室主体の操作に係る成立性確認 (a) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認(シミュレータによる成立性確認) 中央操作主体、重要事故シークエンスの類似性および操作の類似性の観点から整理したIからⅦの重要事故シークエンスについて、<u>運転員(当直員)</u>を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 2次系からの除熱機能喪失 II 原子炉格納容器の除熱機能喪失 III 原子炉停止機能喪失 IV ECCS注水機能喪失 V ECCS再循環機能喪失 VI 格納容器バイパス(蒸気発生器伝熱管破</p>	<p>【玄海一美浜】</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故） VII 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>(b) 成立性の確認の評価方法 重要事故シークエンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内標準に定め、当直課長の指示の下、適切な対応ができていないことを以下のとおり評価する。</p> <p>I 重要事故シークエンスに応じた対応において、当直課長からの指示に対して、運転員等が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること</p> <p>II 解析上の操作条件が満足されるように対応できること</p> <p>III 手順書に従い確実な対応ができること</p> <p>b 現場主体の操作に係る成立性確認</p> <p>(a) 技術的能力の成立性確認 現場主体で実施する表-20の対応手段のうち、有効性評価の重要事故シークエンスに係る対応手段について、運転員（当直員）および緊急安全対策要員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>(b) 机上訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シークエンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したIからVの重要事故シークエンスについて、緊急安全対策要員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 全交流動力電源喪失（RCPシールドCAが発生する場合）</p> <p>II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）</p> <p>III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）</p> <p>IV 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p> <p>V 全交流動力電源喪失（運転停止中）</p> <p>(c) 現場訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シークエンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したIおよびIIの重要事故シークエンスを統合したシ</p>	<p>損） VII 原子炉冷却材の流出（運転停止中）</p> <p>(b) 成立性の確認の評価方法 重要事故シークエンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして規定文書に定め、当直課長の指示の下、適切な対応ができていないことを以下のとおり評価する。</p> <p>I 重要事故シークエンスに応じた対応において、当直課長からの指示に対して、運転員（当直員）等が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること</p> <p>II 解析上の操作条件が満足されるように対応できること</p> <p>III 手順書に従い確実な対応ができること</p> <p>b 現場主体の操作に係る成立性確認</p> <p>(a) 技術的能力の成立性確認 現場主体で実施する表-20の対応手段のうち、有効性評価の重要事故シークエンスに係る対応手段について、運転員（当直員）及び重大事故等対策要員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>(b) 机上訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シークエンスの類似性及び現場作業の類似性の観点から整理したIからVの重要事故シークエンスについて、重大事故等対策要員のうち<u>保修対応要員</u>を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 全交流動力電源喪失（RCPシールドCAが発生する場合）</p> <p>II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）</p> <p>III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）</p> <p>IV 使用済燃料ピット水の<u>小規模な喪失</u></p> <p>V 全交流動力電源喪失（運転停止中）</p> <p>(c) 現場訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シークエンスの類似性及び現場作業の類似性の観点から整理したI及びIIの重要事故シークエンスについて、緊急時</p>	<p>損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故） VII 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>(b) 成立性の確認の評価方法 重要事故シークエンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内標準に定め、当直課長の指示の下、適切な対応ができていないことを以下のとおり評価する。</p> <p>I 重要事故シークエンスに応じた対応において、当直課長からの指示に対して、運転員等が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること</p> <p>II 解析上の操作条件が満足されるように対応できること</p> <p>III 手順書に従い確実な対応ができること</p> <p>b 現場主体の操作に係る成立性確認</p> <p>(a) 技術的能力の成立性確認 現場主体で実施する表-20の対応手段のうち、有効性評価の重要事故シークエンスに係る対応手段について、運転員（当直員）および緊急安全対策要員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>(b) 机上訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シークエンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したIからVの重要事故シークエンスについて、緊急安全対策要員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 全交流動力電源喪失（RCPシールドCAが発生しない場合）</p> <p>II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）</p> <p>III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）</p> <p>IV 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2）</p> <p>V 全交流動力電源喪失（運転停止中）</p> <p>(c) 現場訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シークエンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したIおよびIIの重要事故シークエンスを統合したシ</p>	<p>②：上流文書の差異 （美浜は、崩壊熱除去機能喪失もイ項（中央制御室主体の操作に係る成立性確認も含める）に含めてい</p> <p>【大飯・玄海－美浜】 ④：記載の適正化 （美浜は、運転コンソール復旧の個別手順がある 全交流動力電源喪失（RCPシールドCAが発 生しない場合）の事故シークエンスを記載している。）（以下、同様。） 【玄海－美浜】 ③：運用の差異 （玄海は、代表とする重要事故シークエンスを選定</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>一ケンスに、Ⅲ、Ⅳ、およびⅤの重要事故シナリオのうち現場で実施する個別手順を加え、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。</p> <p>Ⅰ 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損） Ⅱ 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） Ⅲ 格納容器除熱機能喪失 Ⅳ E.C.C.S再循環機能喪失 Ⅴ 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>※ 成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように配慮する。</p> <p>(d) 成立性の確認の評価方法 Ⅰ 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表-20に記載した対応手段ごとの想定時間を比較し評価する。 Ⅱ 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることの確認事項を社内標準に定め、満足することを評価する。 Ⅲ 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントを社内標準に定め、満足することを評価する。 Ⅳ (a)および(c)の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。 なお、(c)の成立性確認は (IV)項、(V)項は適用しない。 (I) 実施に当たっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施</p>	<p>対策本部要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。</p> <p>Ⅰ 全交流動力電源喪失（RCPシールドLOCAが発生する場合） Ⅱ 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）</p> <p>※ 成立性の確認を行う班については、毎年特定の班に偏らないように配慮する。また、重要事故シナリオごとくに異なる班を指定する。</p> <p>(d) 成立性の確認の評価方法 Ⅰ 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表-20に記載した対応手段ごとの想定時間を比較し評価する。 Ⅱ 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることの確認事項を規定文書に定め、満足することを評価する。 Ⅲ 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントを規定文書に定め、満足することを評価する。 Ⅳ (a)項及び(c)項の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。 なお、(c)項の成立性確認は (IV)項、(V)項は適用しない。 (I) 実施に当たっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施</p>	<p>一ケンスに、Ⅲ、Ⅳ、およびⅤの重要事故シナリオのうち現場で実施する個別手順を加え、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。</p> <p>Ⅰ 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損） Ⅱ 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） Ⅲ 全交流動力電源喪失（RCPシールドLOCAが発生しない場合） Ⅳ 原子炉格納容器の除熱機能喪失 Ⅴ 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>※ 成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように配慮する。</p> <p>(d) 成立性の確認の評価方法 Ⅰ 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表-20に記載した対応手段ごとの想定時間を比較し評価する。 Ⅱ 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることの確認事項を社内標準に定め、満足することを評価する。 Ⅲ 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントを社内標準に定め、満足することを評価する。 Ⅳ (a)および(c)の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。 なお、(c)の成立性確認は (IV)項、(V)項は適用しない。 (I) 実施に当たっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施する。</p>	<p>し一連の対応を検証することとしている。 美浜は、重要事故シナリオを統合したシナリオ+個別手順を加え成立性確認を実施することとしている。</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(II) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。</p> <p>(III) 訓練用のモックアップがある場合は、(II)項の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施に当たっては、移動時間を考慮する。</p> <p>(IV) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。</p> <p>(V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。</p> <p>(1) 成立性の確認結果を踏まえた措置</p> <p>a 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認および机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、役割に応じた必要な力量(以下(1)において「力量」という。)を確保できず、速やかに判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>b 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p>	<p>(II) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。</p> <p>(III) 訓練用のモックアップがある場合は、(II)項の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施に当たっては、移動時間を考慮する。</p> <p>(IV) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。</p> <p>(V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。</p> <p>(1) 成立性の確認結果を踏まえた措置</p> <p>a 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認および机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、役割に応じた必要な力量(以下(1)において「力量」という。)を確保できず、速やかに判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>b 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p>	<p>(II) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。</p> <p>(III) 訓練用のモックアップがある場合は、(II)項の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施に当たっては、移動時間を考慮する。</p> <p>(IV) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。</p> <p>(V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。</p> <p>(1) 成立性の確認結果を踏まえた措置</p> <p>a 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認および机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、役割に応じた必要な力量(以下(1)において「力量」という。)を確保できず、速やかに判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>b 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p>	<p>差異の説明</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(c) (b)項の措置により、力量が確保できている見込みが立たないと判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。</p> <p>(e) (d)項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア 各課(室)長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。</p> <p>イ 原子力企画部門統括、原子力安全部門統括、原子力発電部門統括、原子力技術部門統括(原子力技術)および原子力技術部門統括(土木建築)は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項</p> <p>(1) アクセスルートの確保</p> <p>ア 安全・防災室長は、発電所内の道路および通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 屋外および屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するための経路、または他の設備の被害状況を把握するための経路(以下、「アクセスルート」という。)</p>	<p>必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(c) (b)項の措置により、力量が確保できている見込みが立たないと判断した場合は、所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。</p> <p>(e) (d)項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p> <p>イ 原子力管理部長は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業及び支援に係る事項</p> <p>(1) アクセスルートの確保</p> <p>ア 防災課長、保修第二課長、発電第二課長及び技術第二課長は、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施することを規定文書に定める。</p> <p>(7) 屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路(以下「アクセスルート」という。)は、迂</p>	<p>必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(c) (b)項の措置により、力量が確保できている見込みが立たないと判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。</p> <p>(e) (d)項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア 各課(室)長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。</p> <p>イ 原子力企画部門統括、原子力安全部門統括、原子力発電部門統括、原子力技術部門統括(原子力技術)および原子力技術部門統括(土木建築)は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項</p> <p>(1) アクセスルートの確保</p> <p>ア 安全・防災室長は、発電所内の道路および通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 屋外および屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するための経路、または他の設備の被害状況を把握するための経路(以下、「アクセスルート」と</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 (美浜は、現場訓練による有効性評価の成立性確認は、任意の班が代表して実施する場合とされている。玄海には記載がないが、任意の班が代表して実施する運用は同じである。)</p> <p>【玄海一美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 (美浜は、上流規則(工認)の要求事項を明確化している。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>は、自然現象、外部人為事象、溢水および火災を想定しても、運搬または移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセルルートを確認する。</p> <p>(4) 屋外および屋内アクセルルートは、自然現象に対して地震、津波、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮および森林火災を考慮し、外部人為事象に対して、飛来物(航空機墜下)、ダム、崩壊、爆発、近隣工場等の火災(石油コンビナート等の施設)、発電所敷地内に存在する危険物タンク内の火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の衝突、電磁的障害および重畳)、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害および重大事故等時の高線量下を考慮し確保する。</p> <p>a 発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水に対しては敷地付近に河川がないこと、高潮に対しては津波に包絡されることから影響を受けなかったため考慮しない。</p> <p>また、外部人為事象のうち、飛来物(航空機墜下)については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発および石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮しない。</p> <p>b 電磁的障害に対しては道路・通路面が直接影響を受けることはないことから、屋外および屋内アクセルルートへの影響はないため考慮しない。</p> <p>c 生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けたいため考慮しない。</p> <p>d 万一、これらの影響を受けたいとしている現象について、対応が必要となった場合においても、洪水、高潮およびダムの崩壊に対しては、津波と同様に対応が可能であり、近隣の産業施設の火災および爆発(飛来物含む。)に対しては、森林火災と同様に対応が可能である。</p> <p>(7) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設</p>	<p>回路も考慮して複数のアクセルルートを確認する。</p> <p>複数のルートのうち少なくとも1ルートは、想定される自然現象、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く)、溢水及び火災を想定しても、速やかに運搬、移動が可能ならルートとするとともに、他の復旧可能なルートも確保する。</p> <p>(4) 屋内及び屋外アクセルルートは、想定される自然現象に対して地震、津波、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く)に対して飛来物(航空機墜下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を考慮する。また、重大事故等時の高線量下環境を考慮する。</p> <p>a 想定される自然現象又は原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く)のうち、洪水、地滑り及びダムの崩壊については、立地的要因により影響を受けることはない。</p> <p>b 生物学的事象、落雷及び電磁的障害については、直接の影響はない。</p> <p>(7) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設</p>	<p>いう)は、自然現象、外部人為事象、溢水および火災を想定しても、運搬または移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセルルートを確認する。</p> <p>(4) 屋外および屋内アクセルルートは、自然現象に対して地震、津波、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮および森林火災を考慮し、外部人為事象に対して、飛来物(航空機墜下)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災(石油コンビナート等の施設)、発電所敷地内に存在する危険物タンク内の火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の衝突、電磁的障害および重大事故等時の高線量下を考慮し確保する。</p> <p>a 発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水に対しては敷地付近に河川がないこと、高潮に対しては津波に包絡されることから影響を受けなかったため考慮しない。</p> <p>また、外部人為事象のうち、飛来物(航空機墜下)については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発および石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮しない。</p> <p>b 電磁的障害に対しては道路・通路面が直接影響を受けることはないことから、屋外および屋内アクセルルートへの影響はないため考慮しない。</p> <p>c 生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けたいため考慮しない。</p> <p>d 万一、これらの影響を受けたいとしている現象について、対応が必要となった場合においても、洪水、高潮およびダムの崩壊に対しては、津波と同様に対応が可能であり、近隣の産業施設の火災および爆発(飛来物含む。)に対しては、森林火災と同様に対応が可能である。</p> <p>(7) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異(美浜は、複数アクセルルート確保、玄海は複数ルートのうち少なくとも1ルート確保の運用を記載。)</p> <p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異(美浜の特徴を記載。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>大事故等対処設備と位置的分散を図り、保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお、同じ機能を有する重大事故等対処設備が他にない設備については、予備も含めて分散させる。</p> <p>(イ) 障害物を除去可能なブルドーザを保管、使用し、それを運転できる緊急時対策本部要員または緊急安全対策要員を確保する。</p>	<p>大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>(イ) 障害物を除去可能なホイローローダ及びその他の重機を保管、使用し、それを運転できる要員を確保する。</p>	<p>重大事故等対処設備と位置的分散を図り、保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお、同じ機能を有する重大事故等対処設備が他にない設備については、予備も含めて分散させる。</p> <p>(イ) 障害物を除去可能なブルドーザおよび油圧シヨベルを保管、使用し、それを運転できる要員を確保する。</p>	<p>②：上流文書の差異 （美浜は、必要に応じて予備を含めて分散配置することとしている。）</p> <p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、ブルドーザと油圧シヨベルに対応することとしている。）</p>
<p>(ウ) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備およびアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備ならびに停電時および夜間時に確実に運搬、移動が出来るように、可搬型照明を配備する。</p>	<p>(ウ) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備及びアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備並びに停電時及び夜間時に確実に運搬、移動が出来るように、可搬型照明を配備する。</p> <p>また、騒音場所においては、確実に耳栓を着用する。その他、現場との連絡手段の確保、室温等の作業環境の考慮、資機材の現場配備等を実施する。</p>	<p>(ウ) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備およびアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備ならびに停電時および夜間時に確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は、作業環境を考慮した資機材の配備について記載している。美浜は、詳細事項は社内標準にて記載する。）</p>
<p>イ 屋外アクセスルートの確保 安全・防災室長は、屋外のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。</p>	<p>(ハ) 屋外及び屋内の機器からの溢水が発生した場合については、適切な放射線防護具を着用することによりアクセスルートを通行する。</p> <p>イ 屋外アクセスルートの確保 防災課長及び技術第二課長は、屋外のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを規定文書に定める。</p>	<p>イ 屋外アクセスルートの確保 安全・防災室長は、屋外のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。</p>	<p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （美浜は、屋外アクセスルートの運用管理の実施に必要な事項を社内標準に定めて行うこととしている。）</p>
<p>(7) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、海水等の取水ポイントの状況確認、ホース敷設ルートの状態確認を行い、あわせて燃料油貯蔵タンクおよび重油タンク、空冷式非常用発電装置、その他の屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(4) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他の自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザ1台（予備1台）を保管および使用する。</p>	<p>(7) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、八田浦貯水池及び取水ポイントの取水箇所の状況確認、ホース布設ルートの状態確認を行い、あわせて燃料油貯蔵タンク、大容量空冷式発電機、その他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(4) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他の自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイローダ及びその他の重機を保管、使用し、それを運転できる要員を確保する。</p> <p>(ウ) 地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して</p>	<p>(7) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、海水等の取水ポイントの状況確認、ホース敷設ルートの状態確認を行い、あわせて燃料油貯蔵タンク、空冷式非常用発電装置、その他の屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(4) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他の自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザ2台（予備1台）および油圧シヨベル1台（予備1台）を保管および使用する。</p> <p>(ウ) 地震による屋外タンクからの溢水および降水</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜の特徴を記載。） （以下、同様。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する。</p> <p>(イ) 津波の影響については、津波遡上のないエリアに早期に復旧可能なアクセスルートを確認する。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザにより速やかに撤去することにより対応する。</p> <p>(ウ) 考慮すべき自然現象のうち落雷、凍結および森林火災、外部人為事象のうち、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災およびばい煙等の二次的影響）および有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>(ハ) 周辺構造物、周辺機器の倒壊による障害物については、ブルドーザによる撤去あるいは転倒による閉塞がないルートを通行する。</p> <p>(ニ) 基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行う。</p> <p>(ホ) 耐震裕度の低い地盤にアクセスルートを設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>(ヘ) 不等沈下等による段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とするとともに、段差が発生した場合には、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う。さらに地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる。想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回やブルドーザによる段差解消対策により対応する。</p> <p>(コ) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物、積雪、降灰については、ブルドーザによる撤去を行う。想定を上回る積雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対応する。また、凍結、積雪を考慮し、車両については、オールシーズンタイヤまたはスタッドレスタイヤを配備する。</p>	<p>して、道路上への自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する。</p> <p>(イ) 津波の影響については、基準津波に対して、十分余裕を見ながらアクセスルートを確認する。また、高潮に対して、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する。</p> <p>(ウ) 屋外アクセスルートは、想定される自然現象のうち凍結及び森林火災、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち飛来物（航空機墜下等）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>(ハ) 周辺構造物の倒壊による障害物については、ブルドーザ及びその他の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。</p> <p>(ニ) 基準地震動による周辺斜面の崩壊や敷地地下斜面のすべりや崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ及びその他の重機による崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>(ホ) 不等沈下や地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じるが、想定を上回る段差が発生した場合は、ホイールローダ及びその他の重機による段差箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>(コ) アクセスルート上の風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪、火山の影響（降灰）については、ホイールローダ及びその他の重機による撤去を行う。なお、想定を上回る積雪、火山の影響（降灰）が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対応する。また、凍結、降雪を考慮し、車両については、タイヤチェーン等を配備する。</p>	<p>に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する。</p> <p>(イ) 津波の影響については、防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確認する。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザおよび油圧ショベルにより速やかに撤去することにより対応する。</p> <p>(ウ) 考慮すべき自然現象のうち落雷、凍結および森林火災、外部人為事象のうち、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災およびばい煙等の二次的影響）および有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>(ハ) 周辺構造物、周辺機器の倒壊による障害物については、ブルドーザによる撤去あるいは転倒による閉塞がないルートを通行する。</p> <p>(ニ) 基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行う。</p> <p>(ホ) 耐震裕度の低い地盤にアクセスルートを設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>(ヘ) 不等沈下等による段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とするとともに、段差が発生した場合には、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う。さらに地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる。想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回または油圧ショベルによる段差解消対策により対応する。</p> <p>(コ) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物、積雪、降灰については、ブルドーザによる撤去を行う。想定を上回る積雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対応する。また、凍結、積雪を考慮し、車両については、オールシーズンタイヤを配備する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は、基準津波に対して十分に余裕を見ながらアクセスルートを確認することとしている。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は耐震裕度の低い地盤におけるアクセスルートの確保をを明記している。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は陥没対策を行うことを明記している。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>ウ 屋内アクセスルートの確保 安全・防災室長は、屋内のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。 (7) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ運転員(当直員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせて恒設代替低圧注水ポンプ、その他の屋内設備の被害状況の把握を行う。 (4) 地震、津波、その他自然現象による影響および外部人為事象に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。 (7) 転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととする。撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により支障をきたさない措置を講じる。</p>	<p>ウ 屋内アクセスルートの確保 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、屋内のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することを規定文書に定める。 (7) 屋内の可搬型重大事故等対処設備への緊急時対策本部要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせて常設電動注水ポンプ、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。 (4) 津波、その他自然現象による影響並びに原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた施設内に確保する。 (7) 屋内アクセスルートには、重大事故時に必要となる現場操作を実施する活動場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また、屋内のアクセスルート上には、転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととする。撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により通行に支障をきたさない措置を講じる。</p>	<p>ウ 屋内アクセスルートの確保 安全・防災室長は、屋内のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。 (7) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ運転員(当直員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせて恒設代替低圧注水ポンプ、その他の屋内設備の被害状況の把握を行う。 (4) 地震、津波、その他自然現象による影響および外部人為事象に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。 (7) 転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととする。撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により支障をきたさない措置を講じる。</p>	<p>【玄海一美浜】 ⑤：記載方針の差異 (美浜は、屋内アクセスルートの運用管理の実施に必要な事項を社内標準に定めて行うこととしている。) 【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。) 【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (玄海は、移動可能な屋内ルートの選定を記載している。)</p>
<p>(イ) 機器からの溢水に対しては、適切な放射線防護具を着用することによりアクセスルートを通ずる。 (ウ) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し、ルート近傍の資機材を管理し、固縛等の対策を実施することおよび万一の際には迂回することにより通行性を確保する。 (2) 復旧作業に係る事項 ア 予備品等の確保 各課(室)長は、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することし、そのために必要な予備品を以下の方針に基づき確保することを社内標準に定める。 (7) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。 (4) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</p>	<p>(イ) 機器からの溢水に対しては、適切な放射線防護具を着用することによりアクセスルートを通ずる。 (ウ) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し、ルート近傍の資機材を管理し、固縛等の対策を実施することおよび万一の際には迂回することにより通行性を確保する。 (2) 復旧作業に係る事項 ア 予備品等の確保 防災課長及び保修第二課長は、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することし、そのために必要な予備品を以下の方針に基づき確保することを規定文書に定める。 (7) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。 (4) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</p>	<p>(イ) 機器からの溢水に対しては、適切な放射線防護具を着用することによりアクセスルートを通ずる。 (ウ) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し、ルート近傍の資機材を管理し、固縛等の対策を実施することおよび万一の際には迂回することにより通行性を確保する。 (2) 復旧作業に係る事項 ア 予備品等の確保 各課(室)長は、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することし、そのために必要な予備品を以下の方針に基づき確保することを社内標準に定める。 (7) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。 (4) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、溢水時は適切な放射線防護具を着用することとしている。) 【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、資機材の管理、固縛等の対策、迂回により通行性を確保することを明記している。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(4) 復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点から、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。 なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。 また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのブルドーザー、夜間の対応を想定した照明機器等およびその他作業環境を想定した資機材を確保する。 イ 保管場所 各課(室)長は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水などの外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管することを社内標準に定める。</p> <p>ウ アクセスルートの確保 (1)「アクセスルートの確保」と同じ。</p> <p>(3) 支援に係る事項 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。 また、プラントメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、<u>事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供</u>、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣並びに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p>	<p>(4) 復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点から、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。 なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。 また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのホイールローダ、その他の重機、夜間の対応を想定した照明機器等およびその他作業環境を想定した資機材を確保する。 イ 保管場所 防災課長及び保修第二課長は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水などの外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管することを規定文書に定める。</p> <p>ウ アクセスルートの確保 (1)「アクセスルートの確保」と同じ。</p> <p>(3) 支援に係る事項 防災課長及び原子力管理部長は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 防災課長は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。 また、プラントメーカー、協力会社、建設会社及びその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、原子力防災組織が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカーからは設備の設計根拠、機器の詳細な情報、事故収束手段及び復旧対策の提供、協力会社及び建設会社からは事故収束及び復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣並びに燃料供給会社等からは燃料の供給及び迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p>	<p>(4) 復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点から、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。 なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。 また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのブルドーザー、油圧ショベル、夜間の対応を想定した照明機器等およびその他作業環境を想定した資機材を確保する。 イ 保管場所 各課(室)長は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による浸水などの外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管することを社内標準に定める。</p> <p>ウ アクセスルートの確保 (1)「アクセスルートの確保」と同じ。</p> <p>(3) 支援に係る事項 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。 また、プラントメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、<u>事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供</u>、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣並びに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (玄海と美浜では、設置変更認可申請書の相違により表現が異なっている。) (以下、同様。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>を策定する。</p> <p>イ 原子力安全部門統括は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備の不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるような体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p>	<p>イ 原子力管理部長は、他の原子力事業者から、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援及び提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品及び燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備の不具合があった場合の代替手段及び燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるような体制を確立する。</p> <p>また、原子力災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服及びその他の放射線管理に使用する資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p>	<p>を策定する。</p> <p>イ 原子力安全部門統括は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備の不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるような体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、重大事故等に対処するための内容を社内標準に定めて行うこととしている。）</p>
<p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に対応する柔軟に定める。</p> <p>また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を規定文書に定める。</p>	<p>1.3 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等に対応する柔軟に定める。</p> <p>また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を規定文書に定める。</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、複数号炉の同時被災の内容は記載不要。）</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表頭が異なっている。）(以下、同様。)</p>
<p>ア 安全・防災室長および発電室長は、全ての交流動力電源および常設直流通電源系統の喪失、安全系の機器もしくは計測器類の多重故障または3号炉および4号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉施設の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報収集の種類の種類、その入手の方法および判断基準を社内標準に定める。</p>	<p>ア 発電第二課長は、全ての交流動力電源及び常設直流通電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で3号炉及び4号炉の原子炉施設の把握及び実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報収集の種類の種類、その入手の方法および判断基準を規定文書に定める。</p>	<p>ア 安全・防災室長および発電室長は、全ての交流動力電源および常設直流通電源系統の喪失、安全系の機器もしくは計測器類の多重故障等の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉施設の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報収集の種類の種類、その入手の方法および判断基準を社内標準に定める。</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表頭が異なっている。）(以下、同様。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>順等」の内容を含むものとする。</p> <p>ウ 安全・防災室長および発電室長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するため、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施する。以下、以下の判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(7) 炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対処に迷うことなく移行できる。原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準</p> <p>(4) 炉心の著しい損傷または原子炉格納容器の破損を防止するために注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(ウ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮した手順の判断基準</p> <p>(エ) 炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準</p> <p>(オ) 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(カ) 重大事故等対策時において、設計基準事故時に用いる操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別するとともに、重大事故等発生時には速やかに移行できる判断基準</p> <p>エ 安全・防災室長および発電室長は、財産(設備等)保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(7) 発電室長は、重大事故等発生時の運転操作において、当直課長が躊躇せず指示できる判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長は、重大事故等発生時の発電所の緊急時対策本部活動において、発電所の緊急時対策部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を社内標準に定める。</p> <p>オ 安全・防災室長および発電室長は、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて、是</p>	<p>等」の内容を含むものとする。</p> <p>ウ 発電第二課長は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損防止のために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を規定文書に定める。</p> <p>(7) 炉心損傷が避けられない状況においては、炉心へ注水するべきか又は原子炉格納容器へ注水するべきか判断に迷い、対応が遅れることで、原子炉格納容器の破損に至らないよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準</p> <p>(4) 炉心の著しい損傷又は原子炉格納容器の破損防止のために、注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(ウ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に要する時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(エ) 炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素制御装置の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素制御装置を速やかに起動する判断基準</p> <p>(オ) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損防止に必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(カ) 重大事故等対策時において、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準</p> <p>エ 防災課長及び発電第二課長は、財産(設備等)保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を規定文書に定める。</p> <p>(7) 発電第二課長は、重大事故等発生時の運転操作において、発電第二課当直課長が躊躇せず指示できる判断基準を規定文書に定める。</p> <p>(4) 防災課長は、重大事故等発生時の発電所の緊急時対策本部活動において、発電所の緊急時対策部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を規定文書に定める。</p> <p>オ 防災課長及び発電第二課長は、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて、是</p>	<p>順等」の内容を含むものとする。</p> <p>ウ 安全・防災室長および発電室長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するため、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施する。以下、以下の判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(7) 炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対処に迷うことなく移行できる。原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準</p> <p>(4) 炉心の著しい損傷または原子炉格納容器の破損を防止するために注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(ウ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮した手順の判断基準</p> <p>(エ) 炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準</p> <p>(オ) 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(カ) 重大事故等対策時において、設計基準事故時に用いる操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別するとともに、重大事故等発生時には速やかに移行できる判断基準</p> <p>エ 安全・防災室長および発電室長は、財産(設備等)保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(7) 発電室長は、重大事故等発生時の運転操作において、当直課長が躊躇せず指示できる判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(4) 安全・防災室長は、重大事故等発生時の発電所の緊急時対策本部活動において、発電所対策部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を社内標準に定める。</p> <p>オ 安全・防災室長および発電室長は、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて、実効的な重大事故等対策を実施するため、運転</p>	<p>差異の説明</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>員用および支援組織用の社内標準を定める。 (7) 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。 a 警報に対処する事項 機器の異常を検知する警報発信時の対応措置に使用 b 事象の判別を行う事項 原子炉トリップおよび非常用炉心冷却設備作動直後に、実施すべき事象の判別および対応措置に使用 c 故障および設計基準事象に対処する事項 運転時の異常な過渡変化および設計基準事故の対応措置に使用 d 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項 安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用 e 炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項 炉心損傷時に、炉心の著しい損傷の緩和および原子炉格納容器破損を防止するために実施する対応措置に使用 (4) 支援組織用の社内標準に緊急時対策本部が重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に定める。 (5) 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて、構成を明確化し、各項目間を的確に移行できるように、移行基準を明確に定める。 a 故障および設計基準事故に対処する事項により事故判別ならびに初期対応を行う。 b 多重故障等により設計基準事故を超えた場合は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項(事象ベース)に移行する。 c 事象の判別ならびに初期対応を行っている場合または事象ベースの事項にて事故対応操作中は、安全機能パラメータを常に監視し、あらかじめ定めた適用条件が成立すれば、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項の、安全機能ベースの事項に移行する。 d 原因が明確で、かつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの事項には移行せず、その原因に対する事象ベースの事項を優先する。 e 多重故障が解消され安全機能が回復すれば、</p>	<p>び支援組織用の規定文書を定める。 (7) 運転員用の規定文書は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。 a 警報に対処する事項 機器の異常を検知する警報発信時の対応措置に使用 b 事象の判別を行う事項 原子炉トリップおよび非常用炉心冷却設備作動直後に、実施すべき事象の判別及び対応措置に使用 c 故障及び設計基準事象に対処する事項 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の対応措置に使用 d 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事項 安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用 e 炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項 炉心損傷時に、炉心の著しい損傷の緩和及び原子炉格納容器破損を防止するために実施する対応措置に使用 (4) 支援組織用の規定文書に緊急時対策本部が重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に定める。 (5) 運転員用の規定文書は、事故の進展状況に応じて、構成を明確化し、各項目間を的確に移行できるように、移行基準を明確に定める。 a 事象の判別を行う事項により事象判別を行い、故障及び設計基準事象に対処する事項に移行する。 b 多重故障等により安全機能が喪失した場合は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事項(事象ベース)に移行する。 c 事象の判別を行う事項により事象判別を行っている場合又は事象ベースの事項にて事故対応操作中は、安全機能パラメータを常に監視し、あらかじめ定めた適用条件が成立すれば、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事項の、安全機能ベースの事項に移行する。 d 原因が明確で、かつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの事項には移行せず、その原因に対する事象ベースの事項を優先する。 e 多重故障が解消され安全機能が回復すれば、</p>	<p>員用および支援組織用の社内標準を定める。 (7) 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。 a 警報に対処する事項 機器の異常を検知する警報発信時の対応措置に使用 b 事象の判別を行う事項 原子炉トリップおよび非常用炉心冷却設備作動直後に、実施すべき事象の判別および対応措置に使用 c 故障および設計基準事象に対処する事項 運転時の異常な過渡変化および設計基準事故の対応措置に使用 d 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項 安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用 e 炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項 炉心損傷時に、炉心の著しい損傷の緩和および原子炉格納容器の破損を防止するために実施する対応措置に使用 (4) 支援組織用の社内標準に緊急時対策本部が重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に定める。 (5) 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて、構成を明確化し、各項目間を的確に移行できるように、移行基準を明確に定める。 a 故障および設計基準事故に対処する事項により事故判別ならびに初期対応を行う。 b 多重故障等により設計基準事故を超えた場合は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項(事象ベース)に移行する。 c 事象の判別ならびに初期対応を行っている場合または事象ベースの事項にて事故対応操作中は、安全機能パラメータを常に監視し、あらかじめ定めた適用条件が成立すれば、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項の、安全機能ベースの事項に移行する。 d 原因が明確で、かつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの事項には移行せず、その原因に対する事象ベースの事項を優先する。 e 多重故障が解消され安全機能が回復すれば、</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>故障および設計基準事故に対処する事項に戻り 処置を行う。 f 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破 損を防止する事項による対応で、事故収束せず 炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が 発生した場合に対処する事項に移行し対応処置 を実施する。 力 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対 策実施の判断基準として確認される水位、圧力およ び温度等の計測可能なパラメータを整理し、社内標 準に定めるとともに、以下の重大事故等に対処す ための事項についても定める。 具体的な手順については、表-15「事故時の計 装に関する手順等」参照。 (7) 監視することが必要なパラメータをあらかじめ 選定し、重要な監視パラメータと有効な監視パ ラメータに位置づけること。 (4) 通常使用するパラメータが故障等により計測不 可能な場合は、代替パラメータにて当該パラメー タを推定する方法に関すること。 (6) 記録が必要なパラメータおよび直流電源が喪失 しても可搬型計測器により計測可能なパラメー タをあらかじめ選定すること。 (5) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目およ び監視パラメータ等に関すること。 また、有効性評価等にて整理した有効な情報に ついて、運転員が監視すべきパラメータの選定、 状況の把握および進展予測ならびに対応処置の 参考情報とし、社内標準に定める。</p> <p>キ 安全・防災室長は、緊急時対策本部要員が運転操 作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評 価のための判断情報を社内標準に定める。 ク 各課(室)長は、前兆事象として把握ができるか、 重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、 設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策 をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時 点で事前の対応ができる体制および手順を社内標 準に定める。 (7) 安全・防災室長および発電室長は、大津波警報 が発令された場合、原則として原子炉の停止およ び冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避 難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラお よび潮位計による津波の継続監視を行う手順を 社内標準に定める。</p>	<p>故障および設計基準事象に対処する事項に戻り処 置を行う。 f 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を 防止する事項による対応で、事故収束せず炉心 損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生 した場合に対処する事項に移行し対応処置を實 施する。 力 発電第二課長は、重大事故等対策実施の判断基準 として確認する水位、圧力及び温度等の計測可能な パラメータを整理し、規定文書に定めるとともに、 以下の重大事故等に対処するための事項について も定める。 具体的な手順については、表-15「事故時の計装 に関する手順等」参照。 (7) 監視することが必要なパラメータをあらかじめ 選定し、重要な監視パラメータと有効監視パラメー タに位置づけること。 (4) 通常使用するパラメータが故障等により計測不 可能な場合は、代替パラメータは、代替パラメー タにて当該パラメータを推定する方法に関するこ と。 (6) 記録が必要なパラメータ及び直流電源が喪失し ても可搬型計測器により計測可能なパラメータを あらかじめ選定すること。 (4) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目及び 監視パラメータ等に関すること。 また、有効性評価等にて整理した有効な情報に ついて、運転員が監視すべきパラメータの選定、 状況の把握及び進展予測並びに対応処置の参考情 報とし、規定文書に定める。</p> <p>キ 防災課長は、緊急時対策本部要員が運転操作を支 援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のた めの判断情報を規定文書に定める。 ク 防災課長、技術第二課長及び発電第二課長は、前 兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起 す可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維 持並びに事故の未然防止対策をあらかじめ検討し ておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応がで きる体制及び手順を規定文書に定める。 (7) 防災課長及び発電第二課長は、大津波警報が発 令された場合、原則として原子炉を停止し、冷却 操作を開始する手順、また、所員の高台への避 難及び扉の閉止を行い、津波監視カメラ及び取水 ピット水位計による津波の継続監視を行う手順を 規定文書に定める。</p>	<p>故障および設計基準事故に対処する事項に戻り 処置を行う。 f 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破 損を防止する事項による対応で、事故収束せず 炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が 発生した場合に対処する事項に移行し対応処置 を実施する。 力 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対 策実施の判断基準として確認される水位、圧力およ び温度等の計測可能なパラメータを整理し、社内標 準に定めるとともに、以下の重大事故等に対処す ための事項についても定める。 具体的な手順については、表-15「事故時の計 装に関する手順等」参照。 (7) 監視することが必要なパラメータをあらかじめ 選定し、重要な監視パラメータと有効な監視パ ラメータに位置づけること。 (4) 通常使用するパラメータが故障等により計測 不能な場合は、代替パラメータにて当該パラメー タを推定する方法に関すること。 (6) 記録が必要なパラメータおよび直流電源が喪 失しても可搬型計測器により計測可能なパラメ タをあらかじめ選定すること。 (5) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目およ び監視パラメータ等に関すること。 また、有効性評価等にて整理した有効な情報に ついて、運転員が監視すべきパラメータの選定、 状況の把握および進展予測ならびに対応処置の参 考情報とし、社内標準に定める。</p> <p>キ 安全・防災室長は、緊急時対策本部要員が運転操 作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評 価のための判断情報を社内標準に定める。 ク 各課(室)長は、前兆事象として把握ができるか、 重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、 設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策 をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時 点で事前の対応ができる体制および手順を社内標 準に定める。 (7) 安全・防災室長および発電室長は、大津波警報 が発令された場合、原則として原子炉の停止およ び冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避 難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラお よび潮位計による津波の継続監視を行う手順を 社内標準に定める。</p>	<p>差異の説明</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>a 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>b 遠方で発生した地震に伴う津波であって、大飯発電所を含む地域に到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(4) 各課(室)長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>(7) 各課(室)長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および事故の未然防止の対応を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>(2) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>ア 切替えの容易性</p> <p>各課(室)長は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用される設備を含めて、通常時の系統状態から弁操作または工具等の使用により切り替えられるよう当該操作等について明確にし、通常時の系統状態から速やかに切り替えるために必要な手順等を社内標準に定める。</p> <p>イ 重大事故等発生後の中長期的な対応手順</p> <p>安全・防災室長は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等に備えて、故障が想定される機器に対してあらかじめ確保した取替部材を用いた既設システムの復旧手段、および、あらかじめ確保した部材を用いた仮設システムの構築手段について、手順を整備する。</p> <p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、</p>	<p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>a 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>b 遠方で発生した地震に伴う津波であって、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(4) 防災課長、技術第二課長及び発電第二課長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化及び巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を規定文書に定める。</p> <p>(7) 防災課長、技術第二課長及び発電第二課長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化及び事故の未然防止の対応を行う手順を規定文書に定める。</p> <p>ケ 保修第二課長は重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力及び温度に近い状態が継続する場合等に備えて、機能喪失した設備の部品取替による復旧手段を整備する。整備に当たっては、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保するとともに、同種の設備に使用されている部品を用いた復旧を考慮する。</p> <p>(2) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>ア 切替えの容易性</p> <p>発電第二課長及び保修第二課長は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用される設備を含めて、通常時に使用する系統から弁操作又は工具等の使用により速やかに切替えられるよう当該操作等について明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切替えるために必要な手順等を規定文書に定める。</p> <p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 技術第二課長、安全管理第二課長、保修第二課長、発電第二課長及び原子力訓練センター所長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、(1)の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、</p>	<p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>a 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>b 遠方で発生した地震に伴う津波であって、美浜発電所を含む地域に到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(4) 各課(室)長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>(7) 各課(室)長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および事故の未然防止の対応を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>(2) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>ア 切替えの容易性</p> <p>各課(室)長は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用される設備を含めて、通常時の系統状態から弁操作または工具等の使用により切り替えられるよう当該操作等について明確にし、通常時の系統状態から速やかに切り替えるために必要な手順等を社内標準に定める。</p> <p>イ 重大事故等発生後の中長期的な対応手順</p> <p>安全・防災室長は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等に備えて、故障が想定される機器に対してあらかじめ確保した取替部材を用いた既設システムの復旧手段、および、あらかじめ確保した部材を用いた仮設システムの構築手段について、手順を整備する。</p> <p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、</p>	<p>【玄海-美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 (美浜は、本来の用途以外の用途として重大事故等の対処するため切り替えられることを社内標準に定めることとしている。)</p> <p>【玄海-美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 (美浜は、発電所で実施する活動に対する定期的な評価を記載している。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可) 要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子力安全部門統括は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可) 計画の見直しを行う。 (3) 原子力管理部長は、1.1項及び1.2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案) に、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子力安全部門統括は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。	差異の説明

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用 手順等	重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用 手順等	重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用 手順等	
表一1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	表一1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等	表一1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	
表一2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	表一2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等	表一2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	
表一3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	表一3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	表一3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	
表一4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	表一4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等	表一4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	
表一5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	表一5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	表一5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	
表一6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	表一6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	表一6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	
表一7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	表一7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	表一7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	
表一8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等	表一8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等	表一8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等	
表一9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	表一9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	表一9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	
表一10 水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための手順等	表一10 水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するための手順等	表一10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	
表一11 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等	表一11 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等	表一11 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等	
表一12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	表一12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	表一12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	
表一13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	表一13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	表一13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	
表一14 電源の確保に関する手順等	表一14 電源の確保に関する手順等	表一14 電源の確保に関する手順等	
表一15 事故時の計装に関する手順等	表一15 事故時の計装に関する手順等	表一15 事故時の計装に関する手順等	
表一16 中央制御室の居住性に関する手順等	表一16 中央制御室の居住性等に関する手順等	表一16 中央制御室の居住性に関する手順等	
表一17 監視測定等に関する手順等	表一17 監視測定等に関する手順等	表一17 監視測定等に関する手順等	
表一18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	表一18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等(代替緊急時対策所)	表一18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	
表一19 通信連絡に関する手順等	表一19 通信連絡に関する手順等	表一19 通信連絡に関する手順等	
表一20 重大事故等対策における操作の成立性	表一20 重大事故等対策における操作の成立性	表一20 重大事故等対策における操作の成立性	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）
<p>表 1-1</p> <p>操作手順</p> <p>1. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）により原子炉冷却材圧力バウンダリおよび原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の健全性を維持することを目的とする。また、原子炉の出力抑制を図った後にほうげん水注入により原子炉を未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>プロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 手動による原子炉緊急停止</p> <p>当直課長は、運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉の運転を緊急停止することができない事象（以下、「A TWS」という。）が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、中央制御室から手動にて原子炉トリップスイッチ（中央制御室手動操作）操作により原子炉の緊急停止を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉トリップ設定値に到達し、原子炉トリップしゃ断器の状態や制御棒炉底位置表示灯等による原子炉自動トリップ失敗を確認した場合に、原子炉出力が5%以上または中間領域起動率が正となった場合</p> <p>2. 原子炉出力抑制（自動）</p> <p>当直課長は、A TWSが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、A TWS緩和設備の自動動作により主蒸気隔離弁が閉止することで、1次冷却材温度が上昇し減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の動作により1次冷却材圧力が所定の圧力以上上昇していないこと、格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかなこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかなこと、ならびに電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ（以下、「補助給水ポンプ」という。）、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の動作により1次冷却材温度が所定の温度以上に上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉トリップ設定値に到達したにもかかわらず、原子炉トリップしゃ断器等の機能喪失による原子炉自動トリップに失敗したことを見出した場合に作動する「安全保護アラログ盤作動」警報が発信した場合</p> <p>3. 原子炉出力抑制（手動）</p> <p>当直課長は、A TWS緩和設備が自動動作しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ（中央制御室手動操作）による原子炉緊急停止ができない場合、中央制御室からの手動操作によりタービン手動トリップ操作、主蒸気隔離弁の閉鎖および補助給水ポンプの起動を行うことで、1次冷却材温度が上昇していることを確認するとともに減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。</p> <p>また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の動作により1次冷却材圧力が所定の圧力以上に上昇していないことを確認するとともに、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかなこと、ならびに電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプの動作により、1次冷却材圧力が所定の圧力以上上昇していることを確認する。</p>	<p>表 1-1</p> <p>操作手順</p> <p>1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>運転時の異常な過渡変化時に原子炉を停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）により原子炉冷却材圧力バウンダリおよび原子炉格納容器の健全性を維持することを目的とする。また、自動で原子炉緊急停止及び手動による原子炉緊急停止ができない場合、原子炉の出力抑制を図った後にほうげん水注入により原子炉を未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>プロントライン系設備時</p> <p>1. 手動による原子炉緊急停止</p> <p>発電第二課当直課長は、運転時の異常な過渡変化時に原子炉緊急停止することができない事象（以下、「A TWS」という。）が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、中央制御室から手動にて原子炉トリップスイッチにより原子炉の緊急停止を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉緊急停止が必要な状況において、自動での原子炉緊急停止に失敗し、出力領域中性再計の指示値が5%以上又は中間領域起動率計の指示値が正である場合</p> <p>2. 原子炉出力抑制（自動）</p> <p>発電第二課当直課長は、A TWSが発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合、多様化自動動作設備の動作により主蒸気隔離弁が閉止することで、1次冷却材温度が上昇し減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力が低下していることを確認する。また、加圧器逃がし弁及び加圧器安全弁の動作により1次冷却材圧力が所定の圧力以上上昇していないこと、格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかなこと、ならびに電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ（以下、「補助給水ポンプ」という。）、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の動作により1次冷却材温度が安定することで原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性が維持されていることを確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉緊急停止が必要な状況において、自動での原子炉緊急停止に失敗し、多様化自動動作設備の動作により「多様化自動動作設備作動」警報が発信した場合</p> <p>3. 原子炉出力抑制（手動）</p> <p>発電第二課当直課長は、自動及び手動による原子炉緊急停止ができない場合で、かつ、多様化自動動作設備による原子炉出力抑制（自動）が動作しない場合、中央制御室からの手動操作により、補助給水ポンプの起動及び主蒸気隔離弁の閉鎖を行う。手動による主蒸気隔離弁の閉止により、1次冷却材温度を上昇させることで減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力が低下していることを確認する。</p> <p>また、加圧器逃がし弁及び加圧器安全弁の動作により、1次冷却材圧力が安定し、格納容器圧力及び温度の異常な上昇がないこと並びに補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の動作により、1</p>	<p>表 1-1</p> <p>操作手順</p> <p>1. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）により原子炉冷却材圧力バウンダリおよび原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の健全性を維持することを目的とする。また、原子炉の出力抑制を図った後にほうげん水注入により原子炉を未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>プロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 手動による原子炉緊急停止</p> <p>当直課長は、運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉の運転を緊急停止することができない事象（以下、「A TWS」という。）が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、中央制御室から手動にて原子炉トリップスイッチ（中央制御室手動操作）操作により原子炉の緊急停止を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉トリップ設定値に到達し、原子炉トリップしゃ断器の状態や制御棒炉底位置表示灯等による原子炉自動トリップ失敗を確認した場合に、原子炉出力が5%以上または中間領域起動率が正となった場合</p> <p>2. 原子炉出力抑制（自動）</p> <p>当直課長は、A TWSが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、A TWS緩和設備の自動動作により主蒸気止弁が閉止することで、1次冷却材温度が上昇し減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の動作により1次冷却材圧力が所定の圧力以上上昇していないこと、格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかなこと、ならびに電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ（以下、「補助給水ポンプ」という。）、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の動作により1次冷却材温度が所定の温度以上に上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉トリップ設定値に到達したにもかかわらず、原子炉トリップしゃ断器等の機能喪失による原子炉自動トリップに失敗したことを見出した場合に作動する「安全保護アラログ盤作動」警報が発信した場合</p> <p>3. 原子炉出力抑制（手動）</p> <p>当直課長は、A TWS緩和設備が自動動作しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ（中央制御室手動操作）による原子炉緊急停止ができない場合、中央制御室からの手動操作によりタービン手動トリップ操作、主蒸気止弁の閉鎖および補助給水ポンプの起動を行うことで、1次冷却材温度が上昇していることを確認するとともに減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。</p> <p>また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の動作により1次冷却材圧力が所定の圧力以上に上昇していないことを確認するとともに、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかなこと、ならびに電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプの動作により、1次冷却材圧力が所定の圧力以上上昇していることを確認する。</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>温度の上昇がわずかで、ならびに補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の動作により1次冷却材温度が所定の温度以上に上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 A.T.W.S.緩和設備が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ(中央制御室手動操作)による原子炉緊急停止ができない場合</p> <p>4. ほう酸水注入 当直課長は、A.T.W.S.が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、原子炉の出力抑制を図った後、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備のほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入ライン補給弁および充てんポンプによりほう酸タンク水を原子炉へ注入するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釈ラインを隔離する。</p> <p>ほう酸ポンプの故障等により緊急ほう酸注入ラインが使用できない場合は、代替手段として充てんポンプのほう酸水を体積制御タンクから燃料取替用水ピットに切り替え、燃料取替用水ピットのほう酸水を原子炉へ注入し、原子炉を未臨界状態へ移行させる。充てんポンプの故障等により充てんラインが使用できない場合は、1次冷却材圧力が高圧注入ポンプ注入圧力未達であれば、高圧注入ポンプを使用して燃料取替用水ピットのほう酸水を原子炉へ注入する。</p> <p>ほう酸水注入は第86条に定めるほう酸濃度になるまで継続する。なお、ほう酸水注入を行っている間に制御棒の全挿入に成功した場合は、プラント状態に応じて高温停止または低温停止のほう酸濃度を目標にほう酸水注入を継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 自動での原子炉緊急停止および原子炉トリップスイッチによる手動での原子炉緊急停止で制御棒が原子炉へ挿入されず、出力領域中性率計の指示値が5%以上又は中間領域起動率計の指示値が5%以上又は中間領域起動率計の指示値が正である場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 A.T.W.S.が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合(A.T.W.S.緩和設備の作動状況確認を含む。)は、中央制御室から速やかな操作が可能である原子炉トリップスイッチにより手動にて原子炉の緊急停止操作を行う。蒸気発生器水位低信号によるA.T.W.S.緩和設備が作動した場合においても、中央制御室から原子炉トリップスイッチにより手動にて原子炉の緊急停止を行い、その後、A.T.W.S.緩和設備の作動状況の確認を行う。</p> <p>中央制御室から原子炉トリップスイッチ(中央制御室手動操作)により原子炉緊急停止ができない場合で、かつA.T.W.S.緩和設備が作動しない場合は、手動による原子炉出力抑制を行う。</p> <p>原子炉トリップに失敗し、原子炉の出力抑制を図った後は、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備または非常用炉心冷却設備によりほう酸水注入を行う。</p>	<p>次冷却材温度が安定すること、ならびに補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の健全性が維持されていることを確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 自動及び手動による原子炉緊急停止ができない場合で、かつ、多様化自動作動設備による原子炉出力抑制(自動)が作動しなかった場合において、出力領域中性率計の指示値が5%以上又は中間領域起動率計の指示値が正である場合</p> <p>4. ほう酸水注入 発電第二課当直課長は、自動での原子炉緊急停止及び手動での原子炉緊急停止ができない場合、原子炉出力抑制を図った後、化学体積制御設備によりほう酸水注入を行う。また、希釈による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釈ラインを隔離する。</p> <p>ほう酸タンクのほう酸水を炉心へ注入できない場合は、充てんポンプのほう酸水を体積制御タンクから燃料取替用水タンクのほう酸水を炉心へ注入する。</p> <p>ほう酸水注入は第79条に定めるほう酸濃度になるまで継続する。なお、ほう酸水注入を行っている間に制御棒の全挿入に成功した場合は、プラント状態に応じて高温停止又は低温停止のほう酸濃度を目標にほう酸水注入を継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 自動での原子炉緊急停止および原子炉トリップスイッチによる手動での原子炉緊急停止で制御棒が原子炉へ挿入されず、出力領域中性率計の指示値が5%以上又は中間領域起動率計の指示値が正である場合において、原子炉出力抑制を目標にほう酸水注入を継続する。</p> <p>(配慮すべき事項) 1 優先順位 自動での原子炉緊急停止失敗と判断すれば速やかに中央制御室からの手動での原子炉緊急停止を行い、多様化自動作動設備による原子炉出力抑制のための設備の作動状況を確認する。</p> <p>自動及び手動での原子炉緊急停止操作及び多様化自動作動設備からの自動作動による原子炉出力抑制に失敗した場合は、手動での原子炉出力抑制を行う。原子炉出力抑制を図った後は、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備によりほう酸水注入を行う。</p>	<p>温度の上昇がわずかで、ならびに補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の動作により1次冷却材温度が所定の温度以上に上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 A.T.W.S.緩和設備が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ(中央制御室手動操作)による原子炉緊急停止ができない場合</p> <p>4. ほう酸水注入 当直課長は、A.T.W.S.が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、原子炉の出力抑制を図った後、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備のほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入ライン補給弁および充てんポンプによりほう酸タンク水を原子炉へ注入するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釈ラインを隔離する。</p> <p>ほう酸ポンプの故障等により緊急ほう酸注入ラインが使用できない場合は、代替手段として充てんポンプのほう酸水を原子炉へ注入し、原子炉を未臨界状態へ移行させる。安全注入ラインが使用できない場合は、充てんラインより充てんポンプの高圧注入ポンプを使用して燃料取替用水タンクのほう酸水を原子炉へ注入する。</p> <p>ほう酸水注入は第81条に定めるほう酸濃度になるまで継続する。なお、ほう酸水注入を行っている間に制御棒の全挿入に成功した場合は、プラント状態を高温停止に維持し、引き続き低温停止に移行させるために必要となるほう酸濃度を目標にほう酸水注入を継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 手動による原子炉緊急停止の失敗を原子炉トリップスイッチや断器の状態、制御棒炉底位置表示灯等により確認し、原子炉出力が5%以上または中間領域起動率が正であり、ほう酸タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 A.T.W.S.が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合(A.T.W.S.緩和設備の作動状況確認を含む。)は、中央制御室から速やかな操作が可能である原子炉トリップスイッチにより手動にて原子炉の緊急停止操作を行う。蒸気発生器水位異常低信号によるA.T.W.S.緩和設備が作動した場合においても、中央制御室から原子炉トリップスイッチにより手動にて原子炉の緊急停止を行い、その後、A.T.W.S.緩和設備の作動状況の確認を行う。</p> <p>中央制御室から原子炉トリップスイッチ(中央制御室手動操作)により原子炉緊急停止ができない場合で、かつA.T.W.S.緩和設備が作動しない場合は、手動による原子炉出力抑制を行う。</p> <p>原子炉トリップに失敗し、原子炉の出力抑制を図った後は、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備または非常用炉心冷却設備によりほう酸水注入を行う。</p>	<p>【大飯一美浜】 ○①：従前からの発電所固有の差異 (美浜は、ほう酸注入タンクがあるため、同タンク經由して原子炉へ注入と記載している。)</p>
<p>※1:3号炉については燃料取替用水タンク、4号炉については燃料取替用水ピットをいう(以下、添付3において同じ)。</p>			

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>表-2</p> <p>操作手順 2. 原子炉冷却材圧カバウダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的 原子炉冷却材圧カバウダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、1次冷却系のフィードアンドブリードまたは蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を冷却することを目的とする。また、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を監視および制御することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 フロントライン系機能喪失時 1. 1次冷却系のフィードアンドブリード 当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合、燃料取替用水ピット水を高圧注入ポンプにより原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出することと原子炉の冷却を行う。格納容器再循環ポンプ水位が、再循環切替可能水位に到達すれば中央制御室で高圧再循環運転に切り替える。 2次冷却系の除熱機能が回復した場合、1次冷却材の冷却を開始し、1次系のフィードアンドブリードを停止後、蓄圧タンク出口弁を閉止する。その後、余熱除去系統による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系統が使用不能な場合は蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる炉心冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁を閉止後、1次冷却材の冷却を開始し、2次冷却系の除熱機能が回復しない場合、余熱除去系統による炉心冷却を開始し、1次系のフィードアンドブリードを停止後、蓄圧タンク出口弁を閉止する。その後、余熱除去系統による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系統が使用できない場合、冷却により低温停止状態とする。余熱除去系統が使用可能な場合、再循環運転を継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位（蒸気発生器広域水位指示値が10%未満）になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p>	<p>表-2</p> <p>操作手順 2. 原子炉冷却材圧カバウダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的 原子炉冷却材圧カバウダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、1次系のフィードアンドブリードまたは蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を冷却することを目的とする。また、原子炉を冷却するために1次冷却材および2次冷却材の保有水量を監視および制御することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 フロントライン系故障時 1 1次系のフィードアンドブリード 発電第二課当直課長は、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合、燃料取替用水タンク水を高圧注入ポンプにより炉心へ注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出することと原子炉の冷却を行う。格納容器再循環ポンプ水位が、再循環切替可能水位に到達すれば中央制御室で高圧再循環運転に切り替える。 2次冷却系の除熱機能が回復した場合、1次冷却材の冷却を開始し、1次系のフィードアンドブリードを停止後、蓄圧タンク出口弁を閉止する。その後、余熱除去系統による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系統が使用不能な場合は蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる炉心冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁を閉止後、1次冷却材の冷却を開始し、2次冷却系の除熱機能が回復しない場合、余熱除去系統による炉心冷却を開始し、1次系のフィードアンドブリードを停止後、蓄圧タンク出口弁を閉止する。その後、余熱除去系統による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系統が使用できない場合、冷却により低温停止状態とする。余熱除去系統が使用可能な場合、再循環運転を継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位（蒸気発生器広域水位指示値が10%未満）になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p>	<p>表-2</p> <p>操作手順 2. 原子炉冷却材圧カバウダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的 原子炉冷却材圧カバウダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、1次冷却系のフィードアンドブリードまたは蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を冷却することを目的とする。また、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を監視および制御することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 フロントライン系機能喪失時 1. 1次冷却系のフィードアンドブリード 当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合、燃料取替用水タンク水を高圧注入ポンプにより原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内部へ1次冷却材を放出する操作と合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。燃料取替用水ピット水位および格納容器再循環ポンプ水位を監視し、再循環切替可能水位となれば中央制御室で再循環運転に切り替える。 蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却を開始し、アキュムレータ出口電動弁を閉止後、1次冷却系のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系統による炉心冷却を開始し、アキュムレータ出口電動弁を閉止後、1次冷却系のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系統による原子炉の冷却により低温停止状態であれば多様性拡張設備である消防ポンプにより海水を注水し、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードにより低温停止状態とする。 蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復しない場合は、余熱除去系による原子炉の冷却を開始し、アキュムレータ出口電動弁を閉止後、1次冷却系のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、余熱除去系または蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が使用可能となるまで再循環運転による1次冷却系のフィードアンドブリードを継続する。 (1) 手順着手の判断基準 補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） (1) 送水車を用いたタービン動補給ポンプへの直接供給による蒸気発生器への注水 当直課長は、復水タンクおよび多様性拡張設備である2次系給水タンクが使用できない場合かつ、海水ポンプを用いた補助給水タンクへの直接供給による蒸気発生器への注水ができない場合に蒸気発生器2次側による炉心冷却を行うため、送水車を用いたタービン動補給ポンプへ海水を直接供給し、蒸気発生器に注水する。 a. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）が必要な場合において、復水タンクが使用できない場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p>	<p>【玄海-美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。）（以下、同様。）</p> <p>【大飯-美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、燃料取替用水タンクから再循環ポンプへの切替は手動対応を記載している。）</p> <p>【玄海-美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、アキュムレータ出口電動弁を閉止後、1次冷却系のフィードアンドブリードを停止すると記載している。）</p> <p>【大飯・玄海-美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、送水車を用いたタービン動補給ポンプへの海水供給を記載している。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>○優先順位 蒸気発生器2次側による炉心冷却による原子炉の冷却を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p> <p>○1次冷却系のフィードアンドブリードの判断基準について 蒸気発生器広域水位計は、常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。 1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記の校正誤差に余裕を持たせた水位とする。</p> <p>サブポート系機能喪失時 1.補助給水ポンプの機能回復(蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)) (1)タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)およびタービン動補助給水ポンプ起動(復旧手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 当直課長は、常設直流電源系統喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具(油供給用)を用いてタービン動補助給水ポンプ軸受へ給油し、タービン動補助給水ポンプ起動弁を閉鎖操作および専用工具(蒸気加減弁操作)を用いてタービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることで、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水ピット水を蒸気発生器へ注水する。 なお、タービン動補助給水ポンプは、復水ピットからNo.3淡水タンクへの切替または復水ピットへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能な多様性拡張設備であるポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。 a.手順着手の判断基準 常設直流電源喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合に、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水ピットの水位が確保されている場合</p>	<p>1 優先順位 補助給水系の故障により2次冷却系からの除熱機能が喪失している場合、1次系のフィードアンドブリードを行う。ただし、炉心の過熱が促進されるタイミングである蒸気発生器の保有水量がなくなる段階までは、原子炉格納容器内部への1次冷却材の放出を伴う1次系のフィードアンドブリードではなく、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)機能の回復を行う。</p> <p>2 1次系のフィードアンドブリードの判断基準について 蒸気発生器広域水位計は常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。 1次系のフィードアンドブリードを開始する全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位(蒸気発生器広域水位計指示値が10%未満)とは、上記校正誤差に余裕を持たせた水位</p> <p>サブポート系故障時 1 ポンプの機能回復(蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)) (1) 手動によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 発電第二課当直課長は、全交流動力電源及び直流電源が喪失した場合には、タービン動補助給水ポンプを起動するために必要なタービン動補助給水ポンプ補助(非常用)油ポンプ(以下「補助油ポンプ」という。)及び駆動蒸気入口弁の駆動機能が喪失するため、現場で手動によるタービン動補助給水ポンプの機能回復を行う。 タービン動補助給水ポンプ注油器により軸受へ潤滑油を供給し、現場での手動によるタービン動補助給水ポンプの駆動蒸気入口弁及び蒸気加減弁を閉鎖操作し、タービン動補助給水ポンプを起動して復水タンク水*1をタービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 直流母線の給電を非常用直流母線の電圧により確認できない場合に、蒸気発生器への注水を補助給水流量等により確認できず、復水タンクの水位が確保されている場合</p>	<p>○優先順位 蒸気発生器2次側による炉心冷却による原子炉の冷却を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p> <p>○1次冷却系のフィードアンドブリードの判断基準について 蒸気発生器水位計(広域)は、常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。 1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記の校正誤差に余裕を持たせた水位とする。</p> <p>サブポート系機能喪失時 1.補助給水ポンプの機能回復(蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)) (1)タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)およびタービン動補助給水ポンプ起動(復旧手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 当直課長は、常設直流電源系統喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具を用いてタービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることで、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 なお、タービン動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系給水タンクへの切替または復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能な多様性拡張設備である消防ポンプを用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。 a. 手順着手の判断基準 常設直流電源喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合に、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 復旧式非常用発電装置によるタービン動補助給水ポンプの機能回復(タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプへの給電) 当直課長は、全交流動力電源喪失時において、常設直流電源系統が健全な場合、定常式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプの起動およびタービン動補助給水ポンプ起動弁の閉鎖を確認することにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 なお、タービン動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系給水タンクへの切り替または復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能な多様性拡張設備である消防ポンプを用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補助給水ポンプによる蒸</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (大飯、玄海は、軸受へ給油後ポンプを起動する手順としている。)</p> <p>【大飯・玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプの電源は、交流電源を使用しているため手順を記載している。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(2) 空冷式非常用発電装置による電動補助給水ポンプの機能回復 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線へ送電し、電動補助給水ポンプを起動し、復水ピット水を蒸気発生器へ注水する。 なお、電動補助給水ポンプは、復水ピットからNo.3淡水タンクへの切り替えまたは復水ピットへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能な多様性拡張設備であるポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。 a. 手順着手の判断基準 空冷式非常用発電装置により非常用母線が回復し、タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合に、蒸気発生器への注水が補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水ピットの水位が確保されている場合</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁の機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）） (1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合は、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気逃がし弁を開閉し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 a. 手順着手の判断基準 主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの閉操作ができないことを主蒸気圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位 空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。</p> <p>補助給水の機能が回復すれば、蒸気発生器への注水を確認し主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気逃がし弁の開操作により蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、タービン動補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。</p> <p>〔後述〕</p> <p>○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等が確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。</p>	<p>(2) 大容量空冷式発電機による電動補助給水ポンプの機能回復 発電第二隊当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、大容量空冷式発電機により非常用高圧母線へ給電し、復水タンク水を電動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する。 電動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切り替え及び中間受槽から復水タンクへの供給により水源を確保し、余熱除去系による冷却又は蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる2次冷却塔の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。 a. 手順着手の判断基準 全ての非常用高圧母線への交流電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確認できない場合に、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水を補助給水流量等により確認できず、復水タンクの水源地が確保されている場合</p> <p>2. 弁の機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）） (1) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復 発電第二隊当直課長は、制御用空気喪失時又は常設流量源系が喪失した場合において、現場で手動ハンドルにより主蒸気逃がし弁を開閉し、蒸気発生器から蒸気放出をすることにより2次冷却塔からの除熱を行う。 a. 手順着手の判断基準 制御用空気喪失時又は直流母線の給電を非常用直流母線の電圧により確認できない場合において、中央制御室からの主蒸気逃がし弁の開操作ができず、蒸気発生器へ注水されていることを補助給水流量等により確認できた場合</p> <p>（配慮すべき事項） 1. 優先順位 外部電源が無い場合は、電動補助給水ポンプの電源は燃料補給を必要とする大容量空冷式発電機となるため、タービン動補助給水ポンプが使用できる間は、電動補助給水ポンプは主とせず後備の設備として待機させる。なお、タービン動補助給水ポンプの運転継続が不能となった場合は外部電源が復旧し、電動補助給水ポンプに対する電源の信頼性が高まった場合は、タービン動補助給水ポンプから電動補助給水ポンプへの切り替えを行う。 補助給水の機能が回復すれば、主蒸気逃がし弁の開操作により2次冷却系からの除熱を行う。補助給水の機能が回復していない場合、主蒸気逃がし弁の開操作による蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。</p> <p>2. 全交流動力電源喪失及び補助給水失敗時の留意事項 全交流動力電源喪失及び補助給水失敗時の留意事項は、表－3「原子炉冷却材圧力カバウンダリを減圧するための手順等」参照</p> <p>〔後述〕</p>	<p>蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(3) 空冷式非常用発電装置による電動補助給水ポンプの機能回復 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線が回復し、タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合に、電動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 なお、電動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能な多様性拡張設備であるポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。 a. 手順着手の判断基準 空冷式非常用発電装置により非常用母線が回復し、タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合に、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁の機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）） (1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合は、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気逃がし弁を開閉し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 a. 手順着手の判断基準 主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの閉操作ができないことを主蒸気圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位 空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。</p> <p>補助給水の機能が回復すれば、蒸気発生器への注水を確認し主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気逃がし弁の開操作により蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、タービン動補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。</p> <p>〔後述〕</p> <p>○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等が確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （玄海と美浜で記載内容は同等であるが、記載順序が異なっている。）（以下、同様。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>蒸気発生器伝熱管破損の兆候が見られた場合には、当該蒸気発生器に接続された主蒸気送がし弁の操作は行わない。</p> <p>○ 主蒸気送がし弁操作時の環境条件 蒸気発生器伝熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合には、現場での主蒸気送がし弁操作を行う必要がある場合、初期対応としては現場にて確実に主蒸気送がし弁を閉鎖し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である蒸素ポンペ（主蒸気送がし弁作動用）により駆動源を確保し中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護用具を着用し、線量計を携帯する。</p> <p>「前述」</p> <p>○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 全交流動力電源が喪失し、補助給水系による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合は、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気加熱による格納容器破損を防止するため加圧器送がし弁の開操作準備を行う。加圧器送がし弁の開操作準備の手順は、表-3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照。</p> <p>○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保 全交流動力電源喪失時において1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気送がし弁およびタービン動補助給水流重制御弁開弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン送がし弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。</p> <p>○ 作業性 タービン動補助給水ポンプ軸受への給油は、現場において専用工具（油供給用）を用いて単純な操作で給油できる。タービン動補助給水ポンプ起動弁についても手動ハンドルにより容易に操作できる。タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁は、現場において専用工具（蒸気加減弁開操作用）を用いて弁を押し上げる単純な操作であり容易に操作できる。専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。</p> <p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、十分な期間の運転を継続するために電動補助給水ポンプが健全であれば空冷式非常用発電装置等による非常用母線への給電を確認し起動する。 電動補助給水ポンプ起動後は、長期的な冷却に際し、十分な水源を確保する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>3 主蒸気送がし弁現場操作時の環境条件 蒸気発生器伝熱管破損があった場合は、当該ループの主蒸気送がし弁の操作は行わない。また、当該ループ近隣の線量が上昇するが、初期対応としては現場にて確実に健全ループの主蒸気送がし弁を閉鎖し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である蒸素ポンペ（主蒸気送がし弁用）により駆動源を確保し、中央制御室からの遠隔操作を行う。現場で手動により主蒸気送がし弁を操作するに当たり、運転員（当直員）等はボケット線量計を携帯するとともに、必要に応じて放射線防護用具を着用する。 主蒸気管室が高温である場合は、初期対応より蒸素ポンペ（主蒸気送がし弁用）を使用し中央制御室からの遠隔操作を行う。</p> <p>4 主蒸気送がし弁操作時の留意事項 主蒸気送がし弁を使用して蒸気放出を行う場合は、蒸気発生器伝熱管破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等を確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できなため、蒸気発生器水位及び圧力により、蒸気発生器伝熱管破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の兆候が見られた場合には、当該蒸気発生器に接続された主蒸気送がし弁の操作は行わない。</p> <p>「前述」</p> <p>5 タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保 全交流動力電源喪失時において1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気送がし弁及びタービン動補助給水ポンプ出口流量設定弁を調整し、封水戻りライン送がし弁吹き止まりを考慮した圧力にて保持する。</p> <p>6 作業性 タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は、現場において手動ハンドルにより容易に操作でき、タービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁は、専用の工具を用いて弁を持ち上げる簡単な操作である。使用する工具については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に専用工具を配備する。</p> <p>③ 復旧に係る手順等 発電第二課当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、大容量空冷式発電機から非常用高圧母線へ給電することにより、電動補助給水ポンプを起動させ、十分な期間、運転を継続させる。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p>	<p>蒸気発生器伝熱管破損の兆候が見られた場合には、当該蒸気発生器に接続された主蒸気送がし弁の操作は行わない。</p> <p>○ 主蒸気送がし弁操作時の環境条件 蒸気発生器伝熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合には、現場での主蒸気送がし弁操作を行う必要がある場合、初期対応としては現場にて確実に主蒸気送がし弁を閉鎖し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である蒸素ポンペ（主蒸気送がし弁作動用）により駆動源を確保し中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護用具を着用し、線量計を携帯する。</p> <p>「前述」</p> <p>○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 全交流動力電源が喪失し、補助給水系による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合は、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気加熱による格納容器破損を防止するため加圧器送がし弁の開操作準備を行う。加圧器送がし弁の開操作準備の手順は、表-3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照。</p> <p>○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保 全交流動力電源喪失時において1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気送がし弁およびタービン動補助給水流重制御弁開弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が冷却材ポンプ封水戻りライン安全弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。</p> <p>○ 作業性 タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保は、現場において専用工具を用いて弁を押し上げる単純な操作で、タービン動補助給水ポンプ起動弁についても手動ハンドルにより容易に操作できる。専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。 主蒸気送がし弁は、現場において専用工具を用いて容易に操作できる。専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。</p> <p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、十分な期間の運転を継続するために電動補助給水ポンプが健全であれば空冷式非常用発電装置等による非常用母線への給電を確認し起動する。 電動補助給水ポンプ起動後は、長期的な冷却に際し、十分な水源を確保する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>【大飯－美浜】 ②：上流文書の差異 （大飯は、軸受への給油が必要であり、その作業性について記載している。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>④ 監視および制御</p> <p>1. 加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定 当直課長は、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を加圧器水位計および蒸気発生器水位計により監視する。 また、これらの計測機器が機能喪失または計測範囲(把握能力)を超えた場合、当該パラメータの値を推定する。 加圧器水位計および蒸気発生器水位の監視または推定の手順は、表-1「事故時の計装に関する手順等」参照。</p> <p>2. 補助給水ポンプの動作状況確認 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却のために起動した補助給水ポンプの動作状況を補助給水流量計、復水タンク水位計および蒸気発生器水位計により確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 蒸気発生器水位が低下した場合において、補助給水ポンプが自動起動または手動により起動した場合</p> <p>3. 加圧器水位(原子炉水位)の制御 当直課長は、燃料取替用水タンク水等を恒設代替低圧注水ポンプ等により原子炉へ注水する場合、流量を調整し加圧器水位を制御する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 燃料取替用水タンク水等を恒設代替低圧注水ポンプ等により原子炉へ注水し、加圧器水位の調整が必要な場合</p> <p>4. 蒸気発生器水位の制御 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う場合、補助給水流量を調整し、蒸気発生器水位を制御する。 (1) 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側において、蒸気発生器水位の調整が必要な場合</p>	<p>④ 監視および制御</p> <p>1. 加圧器水位及び蒸気発生器水位の監視又は推定 発電第二課当直課長は、原子炉を冷却するために1次冷却系及び2次冷却系の保有水量を加圧器水位計、蒸気発生器広域水位計及び蒸気発生器狭域水位計により監視する。 また、これらの計測機器が故障又は計測範囲(把握能力)を超えた場合、当該パラメータの値を推定する。 加圧器水位計及び蒸気発生器広域水位計又は蒸気発生器狭域水位計の監視機能が喪失した場合の手順は、表-15「事故時の計装に関する手順等」参照</p> <p>2. 補助給水ポンプの動作状況確認 発電第二課当直課長は、蒸気発生器水位が低下した場合において、<u>電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが自動起動又は手動により起動した場合、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの動作状況を補助給水流量計、復水タンク水位計、蒸気発生器広域水位計及び蒸気発生器狭域水位計により確認する。</u></p> <p>(1) 手順着手の判断基準 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが自動起動又は手動により起動した場合</p> <p>3. 加圧器水位(原子炉水位)の制御 発電第二課当直課長は、燃料取替用水タンク水等を常設電動注水ポンプ等により炉心へ注入する場合において、流量を調整し加圧器水位を制御する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 加圧器水位の調整が必要な場合</p> <p>4. 蒸気発生器水位の制御 発電第二課当直課長は、2次冷却系からの除熱を行う場合において、補助給水流量を調整し、蒸気発生器水位を制御する。 (1) 手順着手の判断基準 蒸気発生器水位の調整が必要な場合</p> <p>※1:3号炉については復水タンク、4号炉については復水ピットをいう(以下、添付3において同じ)。</p>	<p>④ 監視および制御</p> <p>1. 加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定 当直課長は、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を加圧器水位計および蒸気発生器水位計により監視する。 また、これらの計測機器が機能喪失または計測範囲(把握能力)を超えた場合、当該パラメータの値を推定する。 加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定の手順は、表-1「事故時の計装に関する手順等」参照。</p> <p>2. 補助給水ポンプの動作状況確認 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却のために起動した補助給水ポンプの動作状況を補助給水流量計、復水タンク水位計および蒸気発生器水位計により確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 蒸気発生器水位が低下した場合において、補助給水ポンプが自動起動または手動により起動した場合</p> <p>3. 加圧器水位(原子炉水位)の制御 当直課長は、燃料取替用水タンク水等を恒設代替低圧注水ポンプ等により原子炉へ注水する場合、流量を調整し加圧器水位を制御する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 燃料取替用水タンク水等を恒設代替低圧注水ポンプ等により原子炉へ注水し、加圧器水位の調整が必要な場合</p> <p>4. 蒸気発生器水位の制御 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う場合、補助給水流量を調整し、蒸気発生器水位を制御する。 (1) 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側において、蒸気発生器水位の調整が必要な場合</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜と差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>表-3</p> <p>操作手順</p> <p>3. 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧カバウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、1次冷却系のファイアドアンドブリード、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を減圧することを目的とする。</p> <p>また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧カバウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p> <p>さらに、蒸気発生器伝熱管破損またはインターフェイスシステムLOCA発生時に、蒸気発生器伝熱管破損またはインターフェイスシステムLOCA発生時に、炉心の著しい損傷を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 1次冷却系のファイアドアンドブリード</p> <p>当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になり、蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、加圧器遠がし弁を用いた1次冷却系のファイアドアンドブリードにより1次冷却系を減圧する。燃料取扱用ピット水を高圧注入ポンプにより原子炉へ注水し、原子炉の冷却を確保してから加圧器遠がし弁を閉操作する。燃料取扱用ピット水位および格納容器再循環タンク水位を確認し、再循環切替可能水位になれば中央制御室で再循環運転に切り替える。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁を閉止後、1次冷却系のファイアドアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系が健全である場合、余熱除去系による原子炉の冷却操作により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、使用可能であれば多相性拡張設備であるポンプ車により海水を注水し、蒸気発生器2次側のファイアドアンドブリードを行い、低温停止状態とする。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復しない場合は、余熱除去系による原子炉の冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁を閉止後、1次冷却系のファイアドアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、余熱除去系または蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が使用可能となるまで再循環運転による1次冷却系のファイアドブリードを継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能が喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取扱用ピット水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、加圧器遠がし弁による1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行うため、補助給水ポンプの自動起動を確認し、復水ピット水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。この時、補助給水</p>	<p>表-3</p> <p>操作手順</p> <p>3. 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧カバウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、1次系のファイアドアンドブリード、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧カバウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出および原子炉格納容器雰囲気直接加熱による原子炉格納容器破損を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p> <p>さらに、蒸気発生器伝熱管破損またはインターフェイスシステムLOCA発生時に、蒸気発生器伝熱管破損またはインターフェイスシステムLOCA発生時に、炉心の著しい損傷を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 1次系のファイアドアンドブリード</p> <p>1次系のファイアドアンドブリードの手順は、表-2「原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p>	<p>表-3</p> <p>操作手順</p> <p>3. 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧カバウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、1次冷却系のファイアドアンドブリード、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を減圧することを目的とする。</p> <p>また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧カバウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p> <p>さらに、蒸気発生器伝熱管破損またはインターフェイスシステムLOCA発生時に、蒸気発生器伝熱管破損またはインターフェイスシステムLOCA発生時に、炉心の著しい損傷を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 1次冷却系のファイアドアンドブリード</p> <p>当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になり、蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、加圧器遠がし弁を用いた1次冷却系のファイアドアンドブリードにより1次冷却系を減圧する。燃料取扱用ピット水を高圧注入ポンプにより原子炉へ注水し、原子炉の冷却を確保してから加圧器遠がし弁を閉操作する。燃料取扱用ピット水位および格納容器再循環タンク水位を確認し、再循環切替可能水位になれば中央制御室で再循環運転に切り替える。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を開始し、アキュムレータ出口電動弁を閉止後、1次冷却系のファイアドアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系が健全である場合、余熱除去系による原子炉の冷却操作により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、使用可能であれば多相性拡張設備である消防ポンプにより海水を注水し、蒸気発生器2次側のファイアドブリードを行い、低温停止状態とする。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復しない場合は、余熱除去系による原子炉の冷却を開始し、アキュムレータ出口電動弁を閉止後、1次冷却系のファイアドアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、余熱除去系または蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が使用可能となるまで再循環運転による1次冷却系のファイアドブリードを継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能が喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取扱用ピット水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、加圧器遠がし弁による1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行うため、補助給水ポンプの自動起動を確認し、復水タンク水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。この時、補助給水</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異</p> <p>（玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。）（以下、同様。）</p> <p>【大飯－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異</p> <p>（美浜は、燃料取扱用ピットタンクから再循環タンクへの切替は手動対応を記載している。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜と差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>○ 1次冷却系のフィードアンドブリードの判断基準について 蒸気発生器広域水位計は常温、常圧の状態における水位を指示するよう校正されている。そのため、高温状態においては、要水位と異なる指示値を示す。 1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する、全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記校正誤差に余裕を持たせた水位とする。</p> <p>サブポート系機能喪失時 1. 補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）） (1) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 当面課長は、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプの機能が喪失し、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具（油供給用）を用いてタービン動補助給水ポンプ軸受へ給油し、タービン動補助給水ポンプ起動弁の閉操作および専用工具（蒸気加減弁操作用）を用いてタービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水ピット水を蒸気発生器へ注水する。 タービン動補助給水ポンプは、復水ピットから3次系タンクへの切り替えまたは復水ピットへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備であるポンプ車をを用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。 a. 手順着手の判断基準 常設直流電源喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができずない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流置等にて確認できない場合に、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水ピットの水位が確保されている場合</p>	<p>3 1次系のフィードアンドブリードの判断基準について 1次系のフィードアンドブリードの判断基準は、表-2「原子炉冷却却圧カバウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>サブポート系故障時 1. ポンプの機能回復 「原子炉冷却却圧カバウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p>	<p>○ 1次冷却系のフィードアンドブリードの判断基準について 蒸気発生器広域水位計は、常温、常圧の状態における水位を指示するよう校正されている。そのため、高温状態においては、要水位と異なる指示値を示す。 1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する、全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記の校正誤差に余裕を持たせた水位とする。</p> <p>サブポート系機能喪失時 1. 補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）） (1) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 当面課長は、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプの機能が喪失し、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具を使用し、タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることおよびタービン動補助給水ポンプ起動弁を閉操作することにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 なお、タービン動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプを用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。 a. 手順着手の判断基準 常設直流電源喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流置等にて確認できない場合に、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 空冷式非常用発電装置によるタービン動補助給水ポンプの機能回復（タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプへの給電） 当面課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、常設直流電源系が健全であれば、空冷式非常用発電装置からの給電によりタービン動補助給水ポンプ補助油ポンプを起動し、タービン動補助給水ポンプを起動する。 なお、タービン動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプを用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる炉心冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時において、蒸気発生器への注水が補助給水流置等にて確認できない場合に、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(3) 空冷式非常用発電装置による電動補助給水ポンプの機能回復 当面課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 なお、電動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。 a. 手順着手の判断基準</p>	<p>【大飯－美浜】 ②：上流文書の差異 （大飯は、軸受へ給油後ポンプを起動する手順としている。）</p> <p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプの電源は、交流電源を使用しているため手順を記載している。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>a. 手順着手の判断基準 空冷式非常用発電装置により非常用母線が回復し、タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 主蒸気透がし弁の機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）） (1) 主蒸気透がし弁（現場手動操作）による主蒸気透がし弁の機能回復 当直課長は、主蒸気透がし弁の駆動源が喪失した場合、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気透がし弁を開操作すること、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行う。 a. 手順着手の判断基準 主蒸気透がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの開操作ができないことを主蒸気圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>3. 加圧器透がし弁の機能回復 (1) 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）による加圧器透がし弁の機能回復 当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器透がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）から空配管に窒素を供給し、中央制御室から加圧器透がし弁を開操作し、1次冷却系の減圧を行う。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時において、1次冷却材圧力等により加圧器透がし弁を中央制御室から遠隔で操作する必要がある場合</p> <p>(2) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）による加圧器透がし弁の機能回復 当直課長は、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）による加圧器透がし弁の機能回復ができない時は、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を空配管に接続し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。 a. 手順着手の判断基準 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）による加圧器透がし弁の機能回復ができない場合に、加圧器透がし弁を中央から遠隔で操作する必要がある場合</p> <p>(3) 可搬型バッテリー（加圧器透がし弁用）による加圧器透がし弁の機能回復 当直課長は、常設直流電源喪失時において、加圧器透がし弁の開操作が必要である場合は、加圧器透がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器透がし弁用）により直流電源を供給し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。 a. 手順着手の判断基準 常設直流電源喪失時において、1次冷却材圧力等により加圧器透がし弁を中央制御室から開操作する必要がある場合</p> <p>(4) 空冷式非常用発電装置および可搬式整流器による加圧器透がし弁の機能回復 当直課長は、常設蓄電池が機能喪失した場合または24時間以内に交流動力電源が復旧する見込みがない場合は、空冷式非常用発電</p>	<p>2. 弁の機能回復 (1) 現場手動操作による主蒸気透がし弁の機能回復 冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等）参照</p> <p>(2) 窒素ポンベによる加圧器透がし弁の機能回復 発電第二課当直課長は、制御用空気系統において、加圧器透がし弁の開操作が必要である場合、窒素ポンベによる加圧器透がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ（加圧器透がし弁用）を空配管に接続し、中央制御室からの加圧器透がし弁の開操作による1次冷却系の減圧を行う。 a. 手順着手の判断基準 制御用空気系統喪失時において、1次冷却材圧力により加圧器透がし弁の開操作が必要である場合</p> <p>(3) 可搬型バッテリーによる加圧器透がし弁の機能回復 発電第二課当直課長は、常設直流電源系統が喪失した場合において、加圧器透がし弁の開操作が必要である場合、可搬型バッテリーによる加圧器透がし弁の機能を回復する。可搬型バッテリー（加圧器透がし弁用）により直流電源を供給することにより加圧器透がし弁を開操作し、1次冷却系の減圧を行う。 a. 手順着手の判断基準 直流電源の給電を非常用直流母線の電圧により確認できない場合において、1次冷却材圧力により加圧器透がし弁の開操作が必要である場合</p>	<p>空冷式非常用発電装置により非常用母線が回復し、タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 主蒸気透がし弁の機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）） (1) 主蒸気透がし弁（現場手動操作）による主蒸気透がし弁の機能回復 当直課長は、主蒸気透がし弁の駆動源が喪失した場合、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気透がし弁を開操作すること、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行う。 a. 手順着手の判断基準 主蒸気透がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの開操作ができないことを蒸気発生器圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>3. 加圧器透がし弁の機能回復 (1) 窒素ポンベ（加圧器透がし弁用）による加圧器透がし弁の機能回復 当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器透がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ（加圧器透がし弁用）から空配管に窒素を供給し、中央制御室から加圧器透がし弁を開操作し、1次冷却系の減圧を行う。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時において、1次冷却材圧力等により加圧器透がし弁を中央制御室から遠隔で操作する必要がある場合</p> <p>(2) 可搬式空気圧縮機（加圧器透がし弁用）による加圧器透がし弁の機能回復 当直課長は、窒素ポンベ（加圧器透がし弁用）による加圧器透がし弁の機能回復ができない時は、可搬式空気圧縮機（加圧器透がし弁用）を空配管に接続し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。 a. 手順着手の判断基準 窒素ポンベ（加圧器透がし弁用）による加圧器透がし弁の機能回復ができない場合に、加圧器透がし弁を中央制御室から遠隔で操作する必要がある場合</p> <p>(3) 可搬型バッテリー（加圧器透がし弁用）による加圧器透がし弁の機能回復 当直課長は、常設直流電源喪失時において、加圧器透がし弁の開操作が必要である場合は、加圧器透がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器透がし弁用）により直流電源を供給し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。 a. 手順着手の判断基準 常設直流電源喪失時において、1次冷却材圧力等により加圧器透がし弁を中央制御室から開操作する必要がある場合</p> <p>(4) 空冷式非常用発電装置および可搬式整流器による加圧器透がし弁の機能回復 当直課長は、常設蓄電池が機能喪失した場合または2.4時間以内に交流動力電源が復旧する見込みがない場合は、空冷式非常用発電</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は、表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様であるため詳細は記載していない。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は設備の違いにより、手順の設定なし。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は設備の違いにより</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>置および可搬式整流器により直流電源を供給し、中央制御室から開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、常設蓄電池が機能喪失した場合または24時間以内に交流動力電源が復旧する見込みがない場合で、かつ加圧器達がし弁を中央制御室から開操作する必要がある場合</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位 ○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 全交流動力電源が喪失し、補助給水による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合、高圧溶解物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器達がし弁の開操作準備を行う。</p> <p>○ 主蒸気達がし弁操作時の留意事項 主蒸気達がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の兆候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気達がし弁の操作は行わない。</p> <p>「前述」</p> <p>○ 環境条件 蒸気発生器伝熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合において、現場での主蒸気達がし弁操作を行う必要がある場合、初期対応としては現場にて確実に主蒸気達がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気達がし弁作動用）または可搬式空気圧縮機（主蒸気達がし弁作動用）により駆動圧を確保し中央制御室から遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。 加圧器達がし弁を確実に動作させるために、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の設定圧力は、有効性評価における原子炉容器破損前の格納容器圧力を考慮した上で余裕を持たせた値に設定する。</p> <p>○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保 全交流動力電源喪失時に1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気達がし弁およびタービン動補助給水流量調節弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りラインで吹き止まり圧力まで低下す</p>	<p>（配慮すべき事項） 1 優先順位 重動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの機能が回復すれば、主蒸気達がし弁を現場での手動による開操作を行う。補助給水ポンプの機能が回復していない場合を除いて、主蒸気達がし弁の開操作による蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水量の減少が早まるため、重動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。</p> <p>「後述」</p> <p>2 主蒸気達がし弁現場操作時の環境条件 主蒸気達がし弁現場操作時の環境条件は、表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>3 全交流動力電源喪失及び補助給水失敗時の留意事項 全交流動力電源の喪失が継続し、補助給水系による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合は、高圧溶解物放出及び原子炉格納容器雰囲気直接加熱による原子炉格納容器破損を防止するための加圧器達がし弁の開操作準備を行う。</p> <p>4 加圧器達がし弁現場操作時の環境条件 加圧器達がし弁を確実に動作させるために、窒素ポンベの設定圧力は、加圧器達がし弁開閉時の設定圧力及び有効性評価における原子炉容器破損前の原子炉格納容器内高圧力を考慮し、余裕を<u>是</u>た値に設定する。</p> <p>5 タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保 タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保の手順は、表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p>	<p>置および可搬式整流器により直流電源を供給し、中央制御室から開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、常設蓄電池が機能喪失した場合または2.4時間以内に交流動力電源が復旧する見込みがない場合で、かつ加圧器達がし弁を中央制御室から開操作する必要がある場合</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位 補助給水の機能が回復すれば、主蒸気達がし弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気達がし弁の開操作による蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水量の減少が早まるため、タービン動補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。</p> <p>○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 全交流動力電源が喪失し、補助給水による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合、高圧溶解物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器達がし弁の開操作準備を行う。</p> <p>○ 主蒸気達がし弁操作時の留意事項 主蒸気達がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の兆候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気達がし弁の操作は行わない。</p> <p>「前述」</p> <p>○ 環境条件 蒸気発生器伝熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合において、現場での主蒸気達がし弁操作を行う必要がある場合、初期対応としては現場にて確実に主蒸気達がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気達がし弁作動用）または可搬式空気圧縮機（主蒸気達がし弁作動用）により駆動圧を確保し中央制御室から遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。 加圧器達がし弁を確実に動作させるために、窒素ポンベ（加圧器達がし弁作動用）の設定圧力は、有効性評価における原子炉容器破損前の格納容器圧力を考慮した上で余裕を持たせた値に設定する。</p> <p>○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保 全交流動力電源喪失時に1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気達がし弁および補助給水流量調節弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が冷却材ポンプ封水戻りラインで吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を</p>	<p>り、手順の設定なし。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は、表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様であるため詳細は記載していない。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は、表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>れば、その状態を保持する。</p> <p>○ 作業性 タービン動補助給水ポンプ軸受への給油は、現場において専用工具（油供給用）を用いて単純な操作で給油できる。タービン動補助給水ポンプ起動弁についても手動ハンドルにより容易に操作できる。タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁は、現場において専用工具（蒸気加減弁開操作用）を用いて弁を押し上げる単純な操作で、専用工具については遠やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。</p> <p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、常設直流電源喪失時、可搬型バッテリー（加圧器送がし弁用）により加圧器送がし弁へ給電することで、中央制御室から遠隔操作を行う。常設直流電源喪失時の代替電源確保等に関する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>④ 炉心損傷時における高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱を防止する対応手段 高圧溶融物放出および格納容器内雰囲気直接加熱防止 1. 当直課長は、炉心損傷時、1次冷却材圧力が2.0MPa [gage] 以上である場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破壊を防止するため、加圧器送がし弁により1次冷却系を減圧する。 (1) 手順の判断基準 炉心損傷時、1次冷却材圧力が2.0MPa [gage] 以上の場合</p>	<p>6 作業性 タービン動補助給水ポンプ軸受の作業性は、表-2「原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>③ 復旧に係る手順等 発電第二課当直課長は、常設直流電源喪失時、可搬型バッテリー（加圧器送がし弁用）により加圧器送がし弁へ給電することで中央制御室から遠隔操作を行う。全交流動力電源喪失時は常設直流電源喪失時の代替電源確保等に関する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>高圧溶融物放出及び原子炉格納容器雰囲気直接加熱防止 発電第二課当直課長は、炉心損傷時、1次冷却材圧力計の指示値が2.0MPa [gage] 以上の場合、高圧溶融物放出及び原子炉格納容器雰囲気直接加熱による原子炉格納容器破壊を防止するため、加圧器送がし弁により1次冷却系を減圧する。 (1) 手順の判断基準 炉心損傷が発生したことを炉心出口温度350℃以上、かつ、格納容器内高圧レンジエリアモニタ（高レンジ）1×10⁶ mSv/h により確認した場合において、1次冷却材圧力計の指示値が2.0MPa [gage] 以上の場合</p>	<p>保持する。</p> <p>○ 作業性 タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁は、現場において専用工具を用いて弁を押し上げる単純な操作で、タービン動補助給水ポンプ起動弁についても手動ハンドルにより容易に操作できる。専用工具については遠やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。</p> <p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、常設直流電源喪失時、可搬型バッテリー（加圧器送がし弁用）により加圧器送がし弁へ給電することで、中央制御室から遠隔操作を行う。常設直流電源喪失時の代替電源確保等に関する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>④ 炉心損傷時における高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱を防止する対応手段 高圧溶融物放出および格納容器内雰囲気直接加熱防止 1. 当直課長は、炉心損傷時、1次冷却材圧力が2.0MPa [gage] 以上である場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破壊を防止するため、加圧器送がし弁により1次冷却系を減圧する。 (1) 手順の判断基準 炉心損傷時、1次冷却材圧力が2.0MPa [gage] 以上の場合</p>	<p>圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様であるため詳細は記載していない。 【大飯－美浜】 ②：上流文書の差異（大飯は、軸受への給油が必要であり、その作業性について記載している。）</p>
<p>⑤ 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の手順 蒸気発生器伝熱管破損 1. 当直課長は、蒸気発生器伝熱管破損が発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。 破損側蒸気発生器を1次冷却材圧力、主蒸気圧力、蒸気発生器水位および高感度型主蒸気管モニタ等の指示値から判断し、破損側蒸気発生器を隔離する。破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器の圧力の低下が継続し破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合、健全側蒸気発生器の主蒸気管がし弁による冷却、減圧操作と加圧器送がし弁による減圧操作で1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の蒸気発生器2次側への漏えいを抑制する。 1次冷却系を減圧後、高圧注入ポンプによる安全注入から充てんポンプによる原子炉への注水に切り替え、余熱除去系により原子炉を冷却する。 (1) 手順着手の判断基準 1次冷却材圧力の低下、破損側蒸気発生器水位、主蒸気圧力の上昇等により蒸気発生器伝熱管破損発生と判断した場合 また、破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器の主蒸気圧力の低下が継続していることにより破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合</p>	<p>蒸気発生器伝熱管破損 発電第二課当直課長は、蒸気発生器伝熱管破損が発生した場合、原子炉の自動停止を確認するとともに非常用炉心冷却設備作動信号の発信および高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の自動動作を確認する。 1次冷却材圧力、加圧器水位の低下及び破損側蒸気発生器水位、圧力の上昇並びに高感度型主蒸気管モニタ等の指示値により蒸気発生器伝熱管破損の発生を判断し、破損側蒸気発生器の隔離を行う。破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器の圧力の低下が継続し、破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合、健全側蒸気発生器の主蒸気管がし弁による冷却、減圧操作と加圧器送がし弁による減圧操作で1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の蒸気発生器2次側への漏えいを抑制する。 1次冷却系を減圧後、高圧注入ポンプから充てんポンプによる炉心への注入に切り替え、高圧注入ポンプを停止する。その後、余熱除去系による冷却を行う。 (1) 手順着手の判断基準 1次冷却材圧力の低下及び加圧器水位の低下並びに破損側蒸気発生器水位及び圧力の上昇等により蒸気発生器伝熱管破損の発生と判断した場合 また、破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器の主蒸気圧力の低下が継続していることにより破損側蒸気発生器の隔離不能と判断した場合</p>	<p>⑤ 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の手順 蒸気発生器伝熱管破損 1. 当直課長は、蒸気発生器伝熱管破損が発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。 破損側蒸気発生器を1次冷却材圧力、蒸気発生器の圧力、水位および高感度型主蒸気管モニタ等の指示値から判断し、破損側蒸気発生器を隔離する。破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器の圧力の低下が継続し破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合、健全側蒸気発生器の主蒸気管がし弁による冷却、減圧操作と加圧器送がし弁による減圧操作で1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の蒸気発生器2次側への漏えいを抑制する。 1次冷却系を減圧後、充てん、高圧注入ポンプによる原子炉への注水を安全注入から充てんに切り替え、余熱除去系により原子炉を冷却する。 (1) 手順着手の判断基準 1次冷却材圧力の低下、破損側蒸気発生器水位、圧力の上昇等により蒸気発生器伝熱管破損発生と判断した場合 また、破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器の主蒸気圧力の低下が継続していることにより破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合</p>	<p>1次冷却系を減圧後、高圧注入ポンプによる原子炉への注水を安全注入から充てんに切り替え、余熱除去系により原子炉を冷却する。 (1) 手順着手の判断基準 1次冷却材圧力の低下、破損側蒸気発生器水位、圧力の上昇等により蒸気発生器伝熱管破損発生と判断した場合 また、破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器の主蒸気圧力の低下が継続していることにより破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>⑥ インターフェェイスシステムLOCA発生時の手順</p> <p><u>インターフェェイスシステムLOCA</u></p> <p>1. 当直課長は、インターフェェイスシステムLOCAが発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。</p> <p>1次冷却材圧力、加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等によりインターフェェイスシステムLOCAの発生を判断し、格納容器外への1次冷却材の漏えいを停止するため破損箇所を早期に発見し隔離する。</p> <p>破損箇所を隔離できない場合、主蒸気速がし弁による冷却、減圧操作と加圧器速がし弁により1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の格納容器外への漏えいを抑制する。低温停止状態に移行するにあたり、余熱除去系による原子炉の冷却が困難な場合、使用可能であれば多様性拡張設備であるポンプ車により海水を注水し、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>1次冷却材圧力、加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等により余熱除去系への漏えいによるインターフェェイスシステムLOCAの発生を判断した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 作業性</p> <p>インターフェェイスシステムLOCA発生時、現場での隔離操作はアクセスルートおよび操作場所の環境性等を考慮して遠隔運転槽により行う。</p> <p>○ インターフェェイスシステムLOCA時の漏えい箇所について</p> <p>インターフェェイスシステムLOCAの漏えい箇所の特定は、原子炉周辺建屋内の各部屋が分離されているため、漏水検知器、監視カメラおよび火災報知器等により行う。</p>	<p><u>インターフェェイスシステムLOCA</u></p> <p>発電第二課当直課長は、インターフェェイスシステムLOCAが発生した場合、原子炉の自動停止を確認するとともに非常用炉心冷却設備作動信号の発生及び高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の自動動作を確認する。</p> <p>1次冷却材圧力及び加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等により余熱除去系への漏えいによるインターフェェイスシステムLOCAの発生を判断した場合、原子炉格納容器外への1次冷却材の漏えいを停止するため破損箇所を早期に発見し隔離する。</p> <p>早期に破損箇所を隔離できない場合、主蒸気速がし弁による減温、減圧操作と加圧器速がし弁による減圧操作で1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の漏えい量を抑制する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>1次冷却材圧力及び加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等により余熱除去系への漏えいによるインターフェェイスシステムLOCAの発生を判断した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 作業性</p> <p>インターフェェイスシステムLOCA発生時、現場での隔離操作は円滑に作業ができるようにアクセスルートを確保する。また、操作場所の環境性等を考慮して、専用工具を用いて遠隔操作により行う。専用工具は速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。</p> <p>2 インターフェェイスシステムLOCA時の漏えい監視について</p> <p>インターフェェイスシステムLOCAの漏えい場所特定は、原子炉補助建屋内の各部屋が分離されているため、漏水検知器、監視カメラ及び火災報知器により行う。</p>	<p>⑥ インターフェェイスシステムLOCA発生時の手順</p> <p><u>インターフェェイスシステムLOCA</u></p> <p>1. 当直課長は、インターフェェイスシステムLOCAが発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。</p> <p>1次冷却材圧力、加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等によりインターフェェイスシステムLOCAの発生を判断し、格納容器外への1次冷却材の漏えいを停止するため破損箇所を早期に発見し隔離する。</p> <p>破損箇所を隔離できない場合、主蒸気速がし弁による冷却、減圧操作と加圧器速がし弁により1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の格納容器外への漏えいを抑制する。低温停止状態に移行するにあたり、余熱除去系による原子炉の冷却が困難な場合、使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプにより海水を注水し、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>1次冷却材圧力、加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等により余熱除去系への漏えいによるインターフェェイスシステムLOCAの発生を判断した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ インターフェェイスシステムLOCA時の漏えい箇所について</p> <p>インターフェェイスシステムLOCAの漏えい箇所の特定は、原子炉補助建屋内の各部屋が分離されているため、漏水検知器、監視カメラおよび火災報知器等により行う。</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (美浜は、インターフェェイスシステムLOCAにおいて作業性の記載なし。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>表-4</p> <p>操作手順 4. 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的 原子炉冷却材圧カバウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するため、1次冷却材喪失事故が発生している場合は炉心注入、代替炉心注入、代替再循環及び再循環により、1次冷却材喪失事故が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却により、運転停止中の場合は炉心冷却、代替炉心注入、代替再循環、再循環、蒸気発生器2次側による炉心冷却を目的とする。</p> <p>② 対応手段等 1次冷却材喪失事故が発生している場合 フロントライン系機能喪失時 1. 炉心注水/代替炉心注水 当直課長は、非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。また、1次冷却材喪失事故後、炉心が溶融し、溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器水張りにより原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>(1) A、B充てんポンプによる炉心注水 当直課長は、A、B充てんポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 1次冷却材喪失事故が発生後、1系列以上の非常用炉心冷却設備による原子炉への注水を高圧注入ポンプおよび余熱除去流量等により確認できない場合または炉心出口温度が350℃以上となった場合、かつ原子炉へ注水するための必要な燃料取替用水ピット水位が確保されている場合</p> <p>(2) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 充てんポンプの故障等により原子炉への注水を高圧注入ポンプおよび余熱除去流量等により確認できない場合または炉心出口温度が350℃以上となった場合、かつ原子炉へ注水するための必要な燃料取替用水ピット水位が確保されている場合</p>	<p>表-4</p> <p>操作手順 4. 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的 原子炉冷却材圧カバウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、1次冷却材喪失事故が発生している場合は炉心注入、代替炉心注入、代替再循環及び再循環により、1次冷却材喪失事故が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却により、運転停止中の場合は炉心冷却、代替炉心注入、代替再循環、再循環、蒸気発生器2次側による炉心冷却を目的とする。</p> <p>また、1次冷却材喪失事故後、炉心が溶融し、溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器スプレイにより原子炉格納容器に水張りすることで原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 1次冷却材喪失事故が発生している場合 1. フロントライン系故障時 (1) 炉心注水 a. 充てんポンプによる炉心注水 発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により炉心へ注水する機能が喪失した場合、燃料取替用水タンク水を充てんポンプにより炉心へ注水する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準 高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプによる炉心注入を高圧注入ポンプ流量及び余熱除去流量等により確認できない場合に、炉心へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水水位が確保されている場合</p> <p>(2) 代替炉心注水 発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水タンク水を炉心へ注水する機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を炉心へ注水する。</p> <p>a. 1次冷却材喪失事故発生後、1系列以上の非常用炉心冷却設備による代替炉心注水 当直課長は、A、B内部分プレポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 高圧注入ポンプ流量及び余熱除去流量等により確認できない場合に、炉心へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水水位が確保されている場合</p>	<p>表-4</p> <p>操作手順 4. 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的 原子炉冷却材圧カバウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、1次冷却材喪失事故が発生している場合は炉心注水、代替炉心注水、代替再循環運転により、1次冷却材喪失事故が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却により、運転停止中の場合は炉心冷却、代替炉心注水、代替再循環運転、蒸気発生器2次側による炉心冷却を目的とする。</p> <p>また、1次冷却材喪失事故後、炉心が溶融し、溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器水張りにより原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 1次冷却材喪失事故が発生している場合 フロントライン系機能喪失時 1. 炉心注水/代替炉心注水 当直課長は、非常用炉心冷却設備である充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) A、B内部分プレポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 当直課長は、A、B内部分プレポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 1次冷却材喪失事故が発生後、1系列以上の非常用炉心冷却設備による原子炉への注水を安全注入流量および余熱除去クローラ出口流量等により確認できない場合は、炉心出口温度が350℃以上となった場合、かつ原子炉へ注水するた</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。）（以下、同様。） 【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （大飯、玄海は、高圧注入ポンプと充てんポンプは別置きであり、充てんポンプによる炉心注水が可能なたため記載している。）（以下、同様。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(3) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉に注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。 a. 手順着手の判断基準 A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水ピット水位が確保されている場合</p> <p>(4) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 再循環運転／代替再循環運転 当直課長は、非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプまたは余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する機能を喪失した場合に、以下の手順により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転 当直課長は、高圧注入ポンプにより格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、再循環運転による原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に再循環運転を停止するために必要な格納容器再循環サンプ水の水位が確保されている場合</p> <p>(2) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転 当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、再循環運転による原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、再循環運転を停止するために必要な格納容器再循環サンプ水の水位が確保されている場合</p> <p>「前述」</p>	<p>イ 常設電動注入ポンプによる代替炉心注水 発電第二課当直課長は、燃料取替用水タンク水を常設電動注入ポンプにより炉心に注入する。常設電動注入ポンプの水頭として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 (7) 手順着手の判断基準 B格納容器スプレイポンプ（RIMS-CSSタイライ使用）による代替炉心注水をB余熱除去流量等にて確認できない場合に、炉心へ注入するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>ウ 可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注水 発電第二課当直課長は、汲水又は海水を可搬型ディーゼル注入ポンプにより炉心に注入する。水源は中間受槽を使用し、中間受槽への供給は、汲水である。田浦貯水池から行い、使用可能な汲水がない場合は汲水を使用する。 (7) 手順着手の判断基準 B格納容器スプレイポンプ（RIMS-CSSタイライ使用）による代替炉心注水をB余熱除去流量等にて確認できない場合</p> <p>「後述」</p> <p>(3) 代替再循環 ア B格納容器スプレイポンプ（RIMS-CSSタイライ使用）による代替再循環 発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を炉心に注入する機能を喪失した場合、B格納容器スプレイポンプ（RIMS-CSSタイライ使用）及びB格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプ水を炉心に注入する。 (7) 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプを用いた再循環運転による炉心への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、再循環運転を行うために必要な格納容器再循環サンプ水の水位が確保されている場合</p> <p>(4) 再循環 ア 高圧注入ポンプによる高圧再循環 発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サ</p>	<p>めに必要な燃料取替用水タンク水位が確保されている場合 (2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉に注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 a. 手順着手の判断基準 A、B内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水をA余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク水位が確保されている場合</p> <p>(3) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、原子炉への注水がA余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) A、B内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転 当直課長は、非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプまたは余熱除去クーラの故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する機能を喪失した場合に、A、B内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）およびA内部スプレイポンプにより格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、再循環運転による原子炉への注水が余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、再循環運転を停止するために必要な格納容器再循環サンプ水の水位が確保されている場合</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （大飯、玄海は、高圧注入ポンプのみで再循環運転が可能なため記載。） （以下、同様。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(3) 格納容器再循環サンクスクリュー閉塞の兆候が見られた場合の手順</p> <p>当直課長は、再循環運転中に格納容器再循環サンクスクリュー閉塞の兆候が見られた場合は、炉心の著しい損傷を防止するために余熱除去ポンプ1台運転とし流量を低下させ再循環運転を継続する。再循環運転できない場合は、燃料取替用水ピットを水源とし高圧注入ポンプ1台により原子炉への注水を行う。燃料取替用水ピットへの補給に成功している場合は、高圧注入ポンプもしくは充てんポンプによる炉心注水または恒設代替低圧注水ポンプ等による代替炉心注水により原子炉への注水を行う。</p> <p>また、格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気湯がし弁を開操作し蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉補助冷却水を使用し格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の冷却を行う。</p> <p>原子炉への注水は、格納容器内水位が格納容器内重要機器および重要計器が水没しない高さとなれば停止する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプおよび格納容器スプレイポンプによる再循環運転で原子炉へ注水を行っている場合に、格納容器再循環サンクスクリューの低下、ポンプの流量低下、ポンプ出口圧力の変動または低下など格納容器再循環サンクスクリュー閉塞の兆候を確認した場合</p>	<p>ンプ水を炉心へ注入する機能が喪失し、さらに、B格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSタイライ使用）及びB格納容器スプレイ冷却器による炉心への注水が実施できない場合、格納容器再循環ポンプ水を高圧注入ポンプによる高圧再循環により炉心へ注入するとともに、格納容器スプレイポンプ及びB格納容器スプレイ冷却器により原子炉格納容器内を冷却する。</p> <p>また、格納容器スプレイポンプ及びB格納容器スプレイ冷却器により原子炉格納容器内の冷却操作ができない場合、格納容器再循環ポンプ水を高圧注入ポンプによる高圧再循環により炉心へ注入するとともに、格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内を冷却する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準</p> <p>B格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSタイライ使用）による炉心への注水をB余熱除去流量等により確認できない場合に、再循環運転を行うために必要な格納容器再循環サンクスクリューの水位が確保されている場合</p> <p>イ 格納容器再循環サンクスクリュー閉塞の兆候が見られた場合の手順</p> <p>発電所二課当直課長は、再循環運転により炉心への注水を行っている際に格納容器再循環サンクスクリュー閉塞の兆候が見られた場合、余熱除去ポンプ1台による再循環運転とし、余熱除去ポンプの流量を低下させる。余熱除去ポンプ1台での再循環運転が実施できない場合は、高圧注入ポンプ1台による高圧再循環運転での炉心注水を行う。高圧注入ポンプ1台での再循環運転ができない場合は、燃料取替用水タンクを水源とし、燃料取替用水タンクへの補給が行いながら高圧注入ポンプ1台にて炉心注水を行う。燃料取替用水タンクへの補給にできない場合は、充てんポンプによる炉心への注水を行う。充てんポンプによる炉心への注水が行えない場合は、代替炉心注水を行う。</p> <p>また、A、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の冷却を行う。</p> <p>炉心への注水は、原子炉格納容器内の重要機器及び重要計器が水没させない上限の高さ（約4,000m）となれば停止する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準</p> <p>余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び格納容器スプレイポンプによる再循環運転又はB格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSタイライ使用）による代替再循環運転で炉心への注水を行っている場合に、格納容器再循環サンクスクリューの低下、各ポンプの流量低下、各ポンプ出入口圧力及び運動量の変動又は低下により格納容器再循環サンクスクリュー閉塞の兆候を確認した場合</p>	<p>(2) 格納容器再循環サンクスクリュー閉塞の兆候が見られた場合の手順</p> <p>当直課長は、再循環運転中に格納容器再循環サンクスクリュー閉塞の兆候が見られた場合は、炉心の著しい損傷を防止するために余熱除去ポンプ1台運転とし流量を低下させ再循環運転を継続する。再循環運転できない場合は、燃料取替用水タンクを水源とし充てんポンプ1台により原子炉への注水を行う。燃料取替用水タンクへの補給に成功している場合は、充てん/高圧注入ポンプによる炉心注水または恒設代替低圧注水ポンプ等による代替炉心注水により原子炉への注水を行う。</p> <p>また、格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気湯がし弁を開操作し蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉補助冷却水を使用し格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の冷却を行う。</p> <p>原子炉への注水は、格納容器内水位が格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない高さとなれば停止する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>余熱除去ポンプ、充てん/高圧注入ポンプおよび内部スプレイポンプによる再循環運転で原子炉へ注水を行っている場合に、格納容器再循環サンクスクリューの低下、ポンプの流量低下、ポンプ出口圧力の変動または低下等により格納容器再循環サンクスクリュー閉塞の兆候を確認した場合</p>	<p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位</p> <p>代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、準備時間の短いA、B内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライ使用）を優先し、次に恒</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>○送水車吸込ロスレターナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレターナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>○送水車吸込ロスレターナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレターナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>○送水車吸込ロスレターナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレターナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、ストレーナ閉塞時の対応を定めるとしている。）（以下、同様。）</p>
<p>1 次冷却材喪失事象が発生している場合 サポート系機能喪失時 1. 代替炉心注水 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により炉心への注水機能が喪失し、RCPシールドLOCAが発生した事象又は発生するおそれのある場合、もしくは漏えい規模が大きいLOCAが発生した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を炉心へ注入する。 ア 常設電動注入ポンプによる代替炉心注水 発電第二課当直課長は、大容量空冷式発電機から受電した常設電動注入ポンプにより燃料取替用水タンク水を炉心へ注入する。蒸気電動注入ポンプの水源として燃料取替用水タンク水等を使用できない場合は、復水タンクを使用する。 (7) 手順着手の判断基準 a. 外部電源及びディーゼル発電機の故障等により全ての非常用高圧母線への交流電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確認できず、10分以内に1次冷却材圧力が蓄圧タンク作動圧力まで低下しない場合に、炉心へ注入するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合 b. 原子炉補機冷却機能を原子炉補機冷却水供給母管流量等により確認できず、10分以内に1次冷却材圧力が蓄圧タンク作動圧力まで低下しない場合に、炉心へ注入するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>2 サポート系故障時 (1) 代替炉心注水 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により炉心への注水機能が喪失し、RCPシールドLOCAが発生した事象又は発生するおそれのある場合、もしくは漏えい規模が大きいLOCAが発生した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を炉心へ注入する。 ア 常設電動注入ポンプによる代替炉心注水 発電第二課当直課長は、大容量空冷式発電機から受電した常設電動注入ポンプにより燃料取替用水タンク水を炉心へ注入する。蒸気電動注入ポンプの水源として燃料取替用水タンク水等を使用できない場合は、復水タンクを使用する。 (7) 手順着手の判断基準 a. 外部電源及びディーゼル発電機の故障等により全ての非常用高圧母線への交流電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確認できず、10分以内に1次冷却材圧力が蓄圧タンク作動圧力まで低下しない場合に、炉心へ注入するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合 b. 原子炉補機冷却機能を原子炉補機冷却水供給母管流量等により確認できず、10分以内に1次冷却材圧力が蓄圧タンク作動圧力まで低下しない場合に、炉心へ注入するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p>	<p>1 次冷却材喪失事象が発生している場合 サポート系機能喪失時 1. 代替炉心注水 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により炉心への注水機能が喪失し、1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を炉心へ注入する。 (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を炉心へ注入する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>2 サポート系故障時 (1) 代替炉心注水 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により炉心への注水機能が喪失し、RCPシールドLOCAが発生した事象又は発生するおそれのある場合、もしくは漏えい規模が大きいLOCAが発生した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を炉心へ注入する。 ア 常設電動注入ポンプによる代替炉心注水 発電第二課当直課長は、大容量空冷式発電機から受電した常設電動注入ポンプにより燃料取替用水タンク水を炉心へ注入する。蒸気電動注入ポンプの水源として燃料取替用水タンク水等を使用できない場合は、復水タンクを使用する。 (7) 手順着手の判断基準 a. 外部電源及びディーゼル発電機の故障等により全ての非常用高圧母線への交流電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確認できず、10分以内に1次冷却材圧力が蓄圧タンク作動圧力まで低下しない場合に、炉心へ注入するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合 b. 原子炉補機冷却機能を原子炉補機冷却水供給母管流量等により確認できず、10分以内に1次冷却材圧力が蓄圧タンク作動圧力まで低下しない場合に、炉心へ注入するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p>	<p>1 次冷却材喪失事象が発生している場合 サポート系機能喪失時 1. 代替炉心注水 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により炉心への注水機能が喪失し、1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を炉心へ注入する。 (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を炉心へ注入する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>2 サポート系故障時 (1) 代替炉心注水 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により炉心への注水機能が喪失し、RCPシールドLOCAが発生した事象又は発生するおそれのある場合、もしくは漏えい規模が大きいLOCAが発生した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を炉心へ注入する。 ア 常設電動注入ポンプによる代替炉心注水 発電第二課当直課長は、大容量空冷式発電機から受電した常設電動注入ポンプにより燃料取替用水タンク水を炉心へ注入する。蒸気電動注入ポンプの水源として燃料取替用水タンク水等を使用できない場合は、復水タンクを使用する。 (7) 手順着手の判断基準 a. 外部電源及びディーゼル発電機の故障等により全ての非常用高圧母線への交流電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確認できず、10分以内に1次冷却材圧力が蓄圧タンク作動圧力まで低下しない場合に、炉心へ注入するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合 b. 原子炉補機冷却機能を原子炉補機冷却水供給母管流量等により確認できず、10分以内に1次冷却材圧力が蓄圧タンク作動圧力まで低下しない場合に、炉心へ注入するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は、SBOとCCW喪失時を分けて記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、RCS圧力に関係なく注水する判断基準としてしている。）</p>
<p>○送水車吸込ロスレターナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレターナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>○送水車吸込ロスレターナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレターナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>○送水車吸込ロスレターナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレターナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、RCS圧力に関係なく注水する判断基準としてしている。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(3) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 A 格納容器スプレポンプ(自己冷却)(RHRS-CSS)連絡ライン使用)の故障等により、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替再循環運転 (1) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事故が同時に発生した場合</p>	<p>ウ 可搬式ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注水 発電第二課 当直課長は、常設設備による代替炉心注水が入らない場合、可搬式ディーゼル注入ポンプにより淡水又は海水を炉心へ注入する。水源は中間受槽を使用し、中間受槽への供給は、淡水である八田浦貯水池から行い、使用可能な淡水がない場合は海水を使用する。 (7) 手順着手の判断基準 a 1次冷却材喪失事故(RCPシールLOCA)が発生した場合に、常設電動注入ポンプによる代替炉心注水をAM用消火水積算量等により確認できない場合 b 1次冷却材喪失事故(漏えい規模が大きいLOCA)が発生した場合に、B充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水を充てん水流量等により確認できない場合</p> <p>(2) 代替再循環 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事故が同時に発生した場合</p> <p>7 B高圧注入ポンプ(海水冷却)による代替再循環 発電第二課 当直課長は、1次冷却材喪失事故(RCPシールLOCA)又は漏えい規模が大きいLOCAと全交流動力電源喪失が同時に発生した場合において、移動式大容量ポンプ車により補機冷却水が確保された場合、B高圧注入ポンプ(海水冷却)による代替再循環を行くとともに、移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内を冷却する。 (7) 手順着手の判断基準 移動式大容量ポンプ車による補機冷却水が確保され、再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプル水位が確保されている場合</p> <p>1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合</p>	<p>(3) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 A、B内部スプレポンプ(自己冷却)(RHRS-CSS)連絡ライン使用)の故障等により、原子炉への注水がA余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替再循環運転 (1) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事故が同時に発生した場合 a. B余熱除去ポンプ(海水冷却)による低圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事故が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ(海水冷却)を用いた低圧代替再循環を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環冷却を行う。あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環冷却を行う。あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環冷却を行う。 (a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事故が同時に発生した場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、低圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプルの水位が確保されている場合</p> <p>b. B余熱除去ポンプ(海水冷却)およびB充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事故が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ(海水冷却)およびB充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)を用いた高圧代替再循環運転を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環冷却を行う。あわせて大容量ポンプを用いた格納容器内を冷却する。 (a) 手順着手の判断基準 B余熱除去ポンプ(海水冷却)による低圧代替再循環運転による原子炉への注水が、B余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプルの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合 a. B余熱除去ポンプ(海水冷却)による低圧代替再循環運転 当直課長は、1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプを用いた低圧代替再循環による原子炉への注水を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環冷却を行う。あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環冷却を行う。 (a) 手順着手の判断基準 原子炉補機冷却機能が喪失時に、A余熱除去ポンプ(空調用冷</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、対応設備の優先順位により判断基準が異なる。)</p> <p>【大飯・玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は低圧代替再循環にて対応することを記載。)(以下、同様。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>a. B高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転 当直課長は、1次冷却材喪失時に原炉補機冷却機が喪失した場合、B高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環運転による格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。 (a) 手順着手の判断基準 原子炉補機冷却機喪失時は、A余熱除去ポンプ（空調用冷水）の機能喪失により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替再循環運転による注水が確保され、高圧代替再循環運転を確保するために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>3. 格納容器隔離弁の閉止 当直課長は、全交流動力電源喪失時、1次冷却材ポンプシール部へのシール水注水機能およびサーマルバルブの冷却機能が喪失することにより、1次冷却材ポンプシール部から1次冷却材が漏えいするおそれがあるため、1次冷却材ポンプシール部より隔離弁等を閉止する。 隔離は、空冷式非常用発電装置より電源を確保すれば、中央制御室にて1次冷却材ポンプシール部より隔離弁を閉止し、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、動作する格納容器隔離弁の閉止を確認する。 なお、隔離弁等の電源が回復していない場合は、現場にて閉止する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 (1) 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、注水流量が大きく、使用準備の早い恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にB充てんポンプ（自己冷却）を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性あるA格納容器スプレイポンプ（自己冷却）(RRRS-CSS連絡ライン使用)等を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機喪失時に代替再循環運転に使用する機器の優先順位は、多様性拡張設備であるが使用準備時間が短いA余熱除去ポンプ（空調用冷水）を優先し、次にB高圧注入ポンプ（海水冷却）を使用する。</p>	<p>イ B高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環運転 発電第二課当直課長は、1次冷却材喪失時、RCPシールLOCA又は漏えい規模が大きいLOCAと原子炉補機冷却機喪失が同時に発生した場合において、移動式大容量ポンプ車により補機冷却材が確保された場合、B高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環運転を行うとともに、移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環運転を行うとともに、原子炉格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内を冷却する。 (7) 手順着手の判断基準 A余熱除去ポンプ（空調用冷水）による代替再循環を余熱除去流量等で確認できず、移動式大容量ポンプ車による補機冷却材が確保されている場合に、再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>「後述」</p> <p>(配慮すべき事項) 1 優先順位 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機喪失により炉心への注水機能が喪失した場合、代替炉心注水を行い、格納容器再循環サンプが確保された場合、代替再循環を実施し、炉心を冷却する。 (1) RCPシールLOCAが発生した場合は発生するおそれのある場合の早い恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次に電機程であるB充てんポンプ（自己冷却）を使用する。常設設備による炉心への注水ができない場合は、可搬式ディーゼル注入ポンプを活用することから、常設電動注入ポンプは使用準備に時間を要することから、常設電動注入ポンプで使用できない場合に、あらかじめ可搬式ディーゼル注入ポンプ等の運搬、設置及び接続の準備を行い、多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければ炉心への注水を行う。</p> <p>(2) 漏えい規模が大きいLOCAが発生した場合の代替炉心注水の優先順位は、常設電動注入ポンプと原子炉格納容器へのスプレイに使用する炉心への注水が確保されている場合、可搬式ディーゼル注入ポンプを活用する。 可搬式ディーゼル注入ポンプは使用準備に時間を要することから、B充てんポンプ（自己冷却）が使用できない場合に、あらかじめ</p>	<p>水の機能喪失により、原子炉への注水をA余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替再循環運転による注水が確保され、低圧代替再循環運転を確保するために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転 当直課長は、1次冷却材喪失時に原炉補機冷却機が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて、大容量ポンプを用いた格納容器再循環運転を確保することにより、格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。 (a) 手順着手の判断基準 B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転による原子炉への注水がB余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替再循環運転による注水が確保され、高圧代替再循環運転を確保するために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>3. 格納容器隔離弁の閉止 当直課長は、全交流動力電源喪失時、1次冷却材ポンプシール部へのシール水注水機能およびサーマルバルブの冷却機能が喪失することにより、1次冷却材ポンプシール部から1次冷却材が漏えいするおそれがあるため、1次冷却材ポンプシール部より代替再循環冷却による注水が確保され、高圧代替再循環運転を確保する。 隔離は、空冷式非常用発電装置より電源を確保すれば、中央制御室にて1次冷却材ポンプシール部より隔離弁を閉止し、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、動作する格納容器隔離弁の閉止を確認する。なお、隔離弁等の電源が回復していない場合は、現場にて閉止する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 (1) 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、注水流量が大きく、準備時間の短い恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にC充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性あるA格納容器スプレイポンプ（自己冷却）(RRRS-CSS連絡ライン使用)等を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機喪失時に代替再循環運転に使用する機器の優先順位は、多様性拡張設備であるが準備時間が短いA余熱除去ポンプ（空調用冷水）を優先し、次にB余熱除去ポンプ（海水冷却）またはB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）を使用する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （玄海は、運転停止の後に記載している。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>確認するとともに、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水タンクの水を格納容器内へ注水する。</p> <p>格納容器スプレイポンプが使用できない場合は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンクの水を格納容器内へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用し、次に可搬式代替注水ポンプにより海水を格納容器へ注水する。</p> <p>なお、格納容器への注水量は、残存デブリを冷却して格納容器内の重要機器および重要計器が水没しない上限の高さまでとする。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、格納容器圧力と温度の上昇または可搬型温度計測装置（格納容器循環冷却ユニット入口温度／出口温度（S/A）用）等の温度差の変化により格納容器内が過熱状態であると判断した場合</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、溶融炉心は原子炉容器を破壊し格納容器下部に落下するが、格納容器スプレイまたは代替格納容器スプレイにより原子炉下部キャビティに注水することで溶融炉心を冷却する。</p> <p>注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生時に、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の1次冷却材圧力監視について</p> <p>原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器水張り操作を実施する際は1次冷却材圧力を監視する。1次冷却材圧力が格納容器圧力より高い場合は、溶融デブリの冷却が阻害される場合があるため、加圧器逃がし弁を開操作し原子炉容器内と格納容器内を均圧させる。</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の注水量について</p> <p>格納容器への注水量は、原子炉格納容器水位計、格納容器スプレイ流</p>	<p>するため原子炉格納容器内自然対流冷却を確認するとともに、格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイにより残存溶融デブリを冷却し原子炉格納容器内の重要機器及び重要計器が水没しない上限の高さ（約4,000㎥）まで燃料取替用水タンクの水等を原子炉格納容器内へ注水する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉格納容器内圧力及び温度の上昇又は可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（S/A）用）の温度差の変化により原子炉格納容器内が過熱状態である場合</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、溶融炉心は原子炉容器を破壊し格納容器下部に落下するが、格納容器スプレイまたは代替格納容器スプレイにより原子炉下部キャビティに注水することで溶融炉心を冷却する。</p> <p>注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生時に、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の1次冷却材圧力監視について</p> <p>原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、炉心冠水張り操作を実施する際は1次冷却材圧力を監視する。1次冷却材系統の圧力が原子炉格納容器内の圧力より高い場合は溶融デブリの冷却が阻害される場合があるため、加圧器逃がし弁を開操作し原子炉容器内と格納容器内を均圧させる。</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の注水量について</p> <p>原子炉格納容器内への注水量は、原子炉格納容器水位監視装置、AM</p>	<p>却を確認するとともに、以下の手順により燃料取替用水タンクの水を格納容器内へ注水する。</p> <p>内部スプレイポンプにより燃料取替用水タンクの水を格納容器内へ注水する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンクの水を格納容器へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>原子炉下部キャビティ直接注水の必要がないことを確認して原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンクの水を格納容器内へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>なお、格納容器への注水量は、格納容器循環冷却ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまでとする。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、格納容器圧力と温度の上昇または可搬型温度計測装置（格納容器循環冷却ユニット入口温度／出口温度（S/A）用）等の温度差の変化により格納容器内が過熱状態であると判断した場合</p> <p>ただし、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより代替格納容器スプレイを行う場合は、原子炉下部キャビティ注水ポンプを原子炉下部キャビティ直接注水に使用していない場合</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○ 優先順位</p> <p>格納容器へスプレイするために使用する補機は優先順位は、内部スプレイポンプを優先し、次に恒設代替低圧注水ポンプ、原子炉下部キャビティ注水ポンプの順とする。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、溶融炉心は原子炉容器を破壊し格納容器下部に落下するが、代替格納容器スプレイにより原子炉下部キャビティに注水することで溶融炉心を冷却する。</p> <p>注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生時に、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>○ 原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先について</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、溶融炉心は原子炉容器を破壊し格納容器下部に落下するが、代替格納容器スプレイにより原子炉下部キャビティに注水することで溶融炉心を冷却する。なお、炉心の著しい損傷、溶融が発生時に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、原子炉下部キャビティ直接注水が必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の1次冷却材圧力監視について</p> <p>原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器水張り操作を実施する際は1次冷却材圧力を監視する。1次冷却材圧力が格納容器圧力より高い場合は、溶融デブリの冷却が阻害される場合があるため、加圧器逃がし弁を開操作し原子炉容器内と格納容器内を均圧させる。</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の注水量について</p> <p>格納容器への注水量は、原子炉格納容器水位計、内部スプレイ出</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>量計、A格納容器スプレイ積算流量計、AM用消火水積算流量計、恒設代替低圧注水積算流量計、燃料取替用水ピット水位計の収変により注水量を把握する。</p> <p>残存デブリの影響を防止するための格納容器への注水量は、残存デブリを冷却して格納容器内の重要機器および重要計器が水浸しない高さまでとする。</p> <p>○ 炉心損傷後の再循環運転について 炉心が損傷した場合、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に加え格納容器スプレイポンプによる再循環運転を行う場合は、格納容器圧力および格納容器内高レンジエリアモータ等により、格納容器圧力の推移および炉心損傷度合いを監視し、再循環運転を実施した場合の格納容器圧力低減効果、ポンプおよび配管の周辺線量上昇による被ばく等の影響を評価し、実施可否を検討する。</p> <p>○ 送水車吸込ロスレナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>用消火水積算流量計、B格納容器スプレイ流量積算流量計、燃料取替用水タンク水位の収変により把握する。</p> <p>残存デブリの影響を防止するための原子炉格納容器内への注水量は、残存デブリを冷却し、原子炉格納容器内の重要機器及び重要計器が水浸しない上限の高さ（約4,000mm）までとする。</p> <p>3 炉心損傷後の再循環運転について 炉心が損傷した場合、格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却に加え格納容器スプレイポンプによる再循環運転を行う場合は、原子炉格納容器圧力及び原子炉格納容器内高レンジエリアモータ（高レンジ）等により、原子炉格納容器内の圧力の推移及び炉心損傷度合いを監視し、再循環運転を実施した場合の原子炉格納容器内の圧力低減効果、ポンプ及び配管の周辺線量上昇による被ばく等の影響を評価し、実施の可否を検討する。</p>	<p>口流量計、格納容器スプレイ流量積算計、内部スプレイ系連給消火水流量積算計、恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算計、原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算計および燃料取替用水タンク水位計の収変により注水量を把握する。</p> <p>残存デブリの影響を防止するための格納容器への注水量は、残存デブリを冷却し、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまでとする。</p> <p>○ 炉心損傷後の再循環運転について 炉心が損傷した場合において、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に加え、内部スプレイポンプによる再循環運転を行う場合は、格納容器圧力および格納容器内高レンジエリアモータ等により、格納容器圧力の推移および炉心損傷度合いを監視し、再循環運転を実施した場合の格納容器圧力低減効果、ポンプおよび配管の周辺線量上昇による被ばく等の影響を評価し、実施可否を検討する。</p> <p>○ 送水車吸込ロスレナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、吸込ストレーナ閉塞時の対応を記載している。）（以下、同様。）</p>
<p>1次冷却材喪失事故が発生していない場合 フロントライン系機能喪失時 1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） (1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気逃がし弁を開操作できない場合は、現場にて手動により主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを補助給水流量等により確認できた場合</p>	<p>1次冷却材喪失事故が発生していない場合 フロントライン系故障時 (1) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） ア 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等による崩壊熱除去機能が喪失し、かつ、2次冷却系からの除熱が可能な場合、復水タンク水を電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプによる崩壊熱除去機能を余熱除去流量等により確認できない場合に、蒸気発生器への注水に必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>(2) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） ア 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 発電第二課当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開とし、蒸気発生器からの蒸気放出を行うことで、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプによる崩壊熱除去機能を余熱除去流量等により確認できない場合に、蒸気発生器へ注水されることを補助給水流量等により確認できた場合</p> <p>(3) 蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード 発電第二課当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失し、主蒸気逃がし弁による2</p>	<p>1次冷却材喪失事故が発生していない場合 フロントライン系機能喪失時 1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） (1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水が余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気逃がし弁を開操作できない場合は、現場にて手動により主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水が余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを補助給水流量等により確認できた場合</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、SBO時の対応を記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>次冷却系からの除熱効果もなくなった場合において、低温停止への移行が必要となれば、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを行う。蒸気発生器への注水は電動補助給水ポンプにより復水タンク水を注水する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 蒸気発生器への注水 蒸気発生器への注水により確認できない場合において、低温停止に移行する場合は、</p>	<p>次冷却系からの除熱効果もなくなった場合において、低温停止への移行が必要となれば、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを行う。蒸気発生器への注水は電動補助給水ポンプにより復水タンク水を注水する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 蒸気発生器への注水 蒸気発生器への注水により確認できない場合において、低温停止に移行する場合は、</p>	<p>次冷却系からの除熱効果もなくなった場合において、低温停止への移行が必要となれば、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを行う。蒸気発生器への注水は電動補助給水ポンプにより復水タンク水を注水する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 蒸気発生器への注水 蒸気発生器への注水により確認できない場合において、低温停止に移行する場合は、</p>	<p>（美浜は、2次系でのF & Bは多様性拡張の手順であり記載していない。）</p>
<p>1. 次冷却材喪失事象が発生していない場合</p> <p>サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p>	<p>1. 次冷却材喪失事象が発生していない場合</p> <p>サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p>	<p>1. 次冷却材喪失事象が発生していない場合</p> <p>サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （玄海は、SBOとCCW喪失時を分けて記載している。）</p>
<p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気透過がし弁（現場手動操作）による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気透過がし弁を閉鎖作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気透過がし弁を操作できない場合は、現場にて手動で主蒸気透過がし弁を閉鎖作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを確認できる場合</p>	<p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>ア 現場手動操作による主蒸気透過がし弁の機能回復</p> <p>発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備である余熱除去ポンプによる崩壊熱除去機能が喪失し、補助給水流量により蒸気発生器への注水が確保されている場合において、現場で手動ハンドレドにより主蒸気透過がし弁を閉鎖作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>一 2 「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>(3) 蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード</p> <p>発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失し、主蒸気透過がし弁による2次冷却系からの除熱効果もなくなった場合において、低温停止への移行が必要となれば、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを行う。蒸気発生器への注水は復水タンク水を電動補助給水ポンプにより注水する。</p> <p>蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードの手順は、「1次冷却材喪失事象が発生していない場合 1. フロントライン系故障時 ③」参照</p>	<p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気透過がし弁（現場手動操作）による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気透過がし弁を閉鎖作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気透過がし弁を操作できない場合は、現場で手動により主蒸気透過がし弁を閉鎖作することで、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを確認できた場合</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、中央制御室での操作可能時および手順着手の判断基準も記載し、玄海は、表一2を参照としている。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>運転停止中の場合 フロントライン系機能喪失時 1. 炉心注水/代替炉心注水 当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により前送熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 (1) A、B充てんポンプによる炉心注水 当直課長は、充てんポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉に注水する。 a. 手順着手の判断基準 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備の前送熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合 (2) 高圧注入ポンプによる炉心注水 当直課長は、高圧注入ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 運転停止中に充てんポンプの故障等により、原子炉への注水を充てん水流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水ピット水位が確保されている場合 (3) 蓄圧タンクによる炉心注水 当直課長は、蓄圧タンク水を原子炉に注水する。 a. 手順着手の判断基準 燃料取替用水ピットの重力注水により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な蓄圧タンク水位が確保されている場合 (4) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 蓄圧タンクによる原子炉への注水を蓄圧タンク圧力等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水ピット水位が確保されている場合 (5) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉に注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。 a. 手順着手の判断基準 A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合</p>	<p>運転停止中の場合 1. フロントライン系故障時 (1) 炉心注水 発電第二課当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により前送熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を炉心へ注入する。 ア 充てんポンプによる炉心注水 発電第二課当直課長は、燃料取替用水タンク水を充てんポンプにより炉心へ注入する。 (7) 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプによる前送熱除去機能を余熱除去流量等により確認できない場合に、炉心へ注入するために必要な燃料取替用水タンク水位が確保されている場合 イ 高圧注入ポンプによる炉心注水 発電第二課当直課長は、充てんポンプにより炉心へ注入ができない場合、燃料取替用水タンク水を高圧注入ポンプにより炉心へ注入する。 (7) 手順着手の判断基準 充てんポンプによる炉心への注水を充てん水流量等にて確認できない場合に、炉心へ注入するために必要な燃料取替用水タンクの水水位が確保されている場合 (2) 代替炉心注水 発電第二課当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により前送熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を炉心へ注入する。 ア B格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSタイライン使用）による代替炉心注水 発電第二課当直課長は、高圧注入ポンプによる炉心注水ができない場合、燃料取替用水タンク水をB格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSタイライン使用）により炉心へ注入する。 (7) 手順着手の判断基準 高圧注入ポンプによる炉心注水を高圧注入ポンプ流量等にて確認できない場合に、炉心へ注入するために必要な燃料取替用水タンクの水水位が確保されている場合 イ 常設電動注入ポンプによる代替炉心注水 発電第二課当直課長は、B格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSタイライン使用）による代替炉心注水ができない場合、燃料取替用水タンク水を常設電動注入ポンプにより炉心へ注入する。常設電動注入ポンプの本線として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 常設電動注入ポンプによる代替炉心注水の手順は、「1次冷却材喪失事故が発生している場合 1 フロントライン系故障 (2) イ 常設電動注入ポンプによる代替炉心注水」参照</p>	<p>運転停止中の場合 フロントライン系機能喪失時 1. 炉心注水/代替炉心注水 当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により前送熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 (1) 充てん/高圧注入ポンプによる炉心注水 当直課長は、充てん/高圧注入ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉に注水する。 a. 手順着手の判断基準 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備の前送熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合 (2) アクキュレータによる炉心注水 当直課長は、アクキュレータ水を原子炉に注水する。 a. 手順着手の判断基準 燃料取替用水タンクの重力注水により、原子炉への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要なアクキュレータ水位が確保されている場合 (3) A、B内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 当直課長は、A、B内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 アクキュレータによる原子炉への注水をアクキュレータ圧力等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク水位が確保されている場合 (4) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉に注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 a. 手順着手の判断基準 A、B内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水をA余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、炉心注水と代替炉心注水をまとめて記載している。） 【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （大飯、玄海は、高圧注入ポンプによる炉心注水が可能のため記載している。） 【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は、蓄圧タンクの記載なし。） 【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は、代替炉心注水を個別に記載。） 【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は、手順着手の判断基準として記載なし。記載主旨に差異なし。） （以下、同様。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(6) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合</p>	<p>ウ 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 発電第二課当直課長は、常設設備による炉心への注入ができない場合、淡水又は海水を可搬式代替低圧注水ポンプにより炉心へ注入する。水源は中間受槽を使用し、中間受槽への供給は、淡水である八田浦貯水池から行い、使用可能な淡水がない場合は海水を使用する。 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水の手順は、「1 次冷却材喪失事象が発生している場合 1 フロントライン系故障 (2) ウ 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水」参照</p>	<p>(5) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 再循環を個別に記載、美浜は、再循環運転は記載なし。(以下、同様。)</p>
<p>2. 再循環運転／代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により前壊熱除去機能が喪失した場合、炉心注水または代替炉心注水により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水後、格納容器再循環ポンプに水源を切り替えて、以下の手順により格納容器再循環ポンプ水を原子炉へ注水する。</p>	<p>ア 格納容器スプレイポンプ (RHS - CSS タイプライン使用) による代替再循環 発電第二課当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により前壊熱除去機能が喪失した場合、炉心注水又は代替炉心注水により燃料取替用水タンク水を炉心へ注入し、格納容器再循環ポンプ水位が確保された後、B格納容器スプレイポンプ (RHS-CSS タイプライン使用) 及びB格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環ポンプ水を炉心へ注入する。</p>	<p>(1) A、B内部スプレイポンプ (RHS-CSS 連絡ライン使用) による代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により前壊熱除去機能が喪失した場合、炉心注水または代替炉心注水により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水後、格納容器再循環ポンプに水源を切り替えて、A、B内部スプレイポンプ (RHS-CSS 連絡ライン使用) およびA内部スプレイポンプを用いた代替再循環運転により格納容器再循環ポンプ水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環ポンプの水位が確保されている場合</p>	<p>2. 代替再循環運転</p>
<p>(1) 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転 当直課長は、高圧注入ポンプにより格納容器再循環ポンプ水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、高圧再循環運転をするために必要な格納容器再循環ポンプの水位が確保されている場合</p>	<p>イ 高圧注入ポンプによる高圧再循環 発電第二課当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により前壊熱除去機能が喪失し、さらに、B格納容器スプレイポンプ (RHS-CSS タイプライン使用) による炉心への注入ができない場合、格納容器再循環ポンプ水を高圧注入ポンプによる高圧再循環により炉心へ注入するとともに、格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内を冷却する。 また、格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の冷却ができない場合、格納容器再循環ポンプ水を高圧注入ポンプによる高圧再循環により炉心へ注入するとともに、格納</p>	<p>(1) A、B内部スプレイポンプ (RHS-CSS 連絡ライン使用) による代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により前壊熱除去機能が喪失した場合、炉心注水または代替炉心注水により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水後、格納容器再循環ポンプに水源を切り替えて、A、B内部スプレイポンプ (RHS-CSS 連絡ライン使用) およびA内部スプレイポンプを用いた代替再循環運転により格納容器再循環ポンプ水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環ポンプの水位が確保されている場合</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 再循環を個別に記載、美浜は、再循環運転は記載なし。(以下、同様。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により前送熱除去機能が喪失した場合で、かつ1次冷却系に開口部がない場合は、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備の前送熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、1次冷却系に開口部がなく、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>4. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による前送熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを補助給水流量等により確認できた場合</p>	<p>容器スプレイポンプ及び格納容器スプレイ冷却器により原子炉格納容器内を冷却する。</p> <p>高圧注入ポンプによる高圧再循環の手順は、「1次冷却材喪失事象が発生している場合 1 フロントライン系故障 (4)ア、高圧注入ポンプによる高圧再循環」参照</p> <p>(5) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>ア 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>発電第二課当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により前送熱除去機能が喪失し、かつ、2次冷却系からの除熱が可能な場合、復水タンク水を電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する。</p> <p>電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水の手順は、「1次冷却材喪失事象が発生している場合 1 フロントライン系故障 (1) 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」参照</p> <p>(6) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>ア 主蒸気逃がし弁による蒸気放出</p> <p>発電第二課当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により前送熱除去機能が喪失し、2次冷却系からの除熱が可能な場合、補助給水流量により蒸気発生器への注水が確保された場合において、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開とし、蒸気発生器からの蒸気放出を行うことで、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>主蒸気逃がし弁による蒸気放出の手順は、「1次冷却材喪失事象が発生していない場合 1 フロントライン系故障 (2)ア、主蒸気逃がし弁による蒸気放出」参照</p> <p>(7) 蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード</p> <p>発電第二課当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により前送熱除去機能が喪失し、主蒸気逃がし弁による2次冷却系からの除熱効果もなくなった場合において、底温停止への移行が必要な場合は、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを行う。復水タンク水を電動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する。</p> <p>蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードの手順は、「1次冷却材喪失事象が発生していない場合 1 フロントライン系故障 (3) 蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード」参照</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 優先順位</p> <p>(1) 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により前送熱除去機能が喪失した場合、蒸気発生器による冷却が可能であれば、蒸気発生器2次側による炉心冷却を優先する。</p> <p>蒸気発生器による冷却ができない場合は、炉心注入又は代替炉心注入を行い、格納容器再循環タンク水が確保された場合、再循環運転が可能であれば、代替再循環運転を実施し、原子炉を冷却する。</p> <p>(2) 常設設備の炉心注入として、中央制御室で操作可能である充てんポンプ、高圧注入ポンプによる炉心注入操作を優先し、充てんポンプによる炉心注入が構成の容易な充てんポンプを優先し、充てんポンプによる炉心注入が実施できない場合は、高圧注入ポンプによる炉心注入を実施する。さらに、中央制御室で操作可能な手段がなくれば、B格納容器スプレイ</p>	<p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により前送熱除去機能が喪失した場合で、かつ1次冷却系に開口部がない場合は、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備の前送熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、1次冷却系に開口部がなく、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>4. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による前送熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを補助給水流量等により確認できた場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により前送熱除去機能が喪失した場合で、かつ1次冷却系に開口部がない場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を優先する。</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却ができない場合は、炉心注水または代替炉心注水による炉心冷却を行い、格納容器再循環タンク水が再循環可能水位となれば、代替再循環運転を実施し、原子炉を冷却する。</p> <p>炉心注水、代替炉心注水に使用する補機は優先順位は、中央制御室で操作可能である充てんポンプ/高圧注入ポンプによる原子炉への注水を行う。充てんポンプ/高圧注入ポンプが使用できない場合は、アキユムレータを使用する。上記による原子炉への注水不能の場合は、準備時間の短いA、B内部スプレポンプ（RHRS-CSS）連続ライン（専用）を使用し、次に</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 （美浜は、2次系でのF & Bは多様性拡張の手順であり記載していない。）</p> <p>【大飯・玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>S連続ライン)使用し、次に恒設代替低圧注水ポンプを使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性拡張設備である電動消防ポンプ等による代替注水手段を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。</p> <p>再循環運転/代替再循環運転に使用する補機の優先順位は、中央制御室で操作可能である高圧注水ポンプによる高圧再循環運転だけでなく冷却効果はあがるが、余熱除去ポンプによる高圧再循環運転のため、あわせてA格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連続ライン使用)による代替再循環運転により原子炉を冷却する。</p> <p>○ 格納容器内からの退避 当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去系による崩壊熱除去機能が喪失した場合または1次冷却材が流出した場合に、燃料取扱用ウォータータンクの保水水を充てん/高圧注水ポンプ等にて原子炉へ注水し、開放中の加圧器安全弁から格納容器内へ蒸散させることにより原子炉を冷却する。この場合は、格納容器内の雰囲気悪化から格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。 また、運転停止中に1次冷却系の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束が上昇した場合、臨界になる可能性があるため格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。 (1) 手順着手の判断基準 運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去系設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合は格納容器サンプの水位等にて1次冷却材の流出を確認した場合 運転停止中に1次冷却系の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束の上昇により停止時SR中性子束高退避警報作動警報が発信した場合または停止時SR中性子束高退避警報作動警報が発信するおそれがある場合</p> <p>○ 作業性 可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水にかかる可搬型ホース等の接続については遅やかに作業ができるよう可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所の使用工具および可搬型ホースを配備する。</p> <p>○ 送水車吸込ストレーナ閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>ポンプ(RHRS-CSSタイライン使用)による代替炉心注入を実施する。B格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSSタイライン使用)による代替炉心注入が実施できない場合は、常設電動注水ポンプによる代替炉心注入を実施する。</p> <p>また、可搬型ディーゼル注入ポンプは、使用準備に時間を要することから、B格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSSタイライン使用)が使用できない場合に、あらかじめ可搬型ディーゼル注入ポンプ等の運搬、設置及び接続の準備を行い、多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければ炉心への注入を行う。</p> <p>(3) 炉心注入又は代替炉心注入により燃料取扱用ウォータータンク水等を炉心へ注入し、格納容器再循環サンプ水位が確保された後、格納容器再循環サンプに水源を切替えて再循環運転を実施する。優先順位は、余熱除去ポンプの故障等により余熱除去設備の再循環運転が不能であれば、B格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSSタイライン使用)及びB格納容器スプレイ冷却器を用いた代替再循環を行う。代替再循環ができない場合は、高圧注水ポンプによる高圧再循環により炉心へ注入するとともに、格納容器再循環ユニットを用いた格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内を冷却する。</p> <p>また、格納容器再循環ユニットを用いた格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の冷却ができない場合は、格納容器スプレイポンプ及び格納容器スプレイ冷却器により原子炉格納容器内を冷却する。</p> <p>「後述」</p>	<p>恒設代替低圧注水ポンプを使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性拡張設備である電動消防ポンプ等による代替注水手段を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。</p> <p>○ 格納容器内からの退避 当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去系による崩壊熱除去機能が喪失した場合または1次冷却材が流出した場合に、燃料取扱用ウォータータンクの保水水を充てん/高圧注水ポンプ等にて原子炉へ注水し、開放中の加圧器安全弁から格納容器内へ蒸散させることにより原子炉を冷却する。この場合は、格納容器内の雰囲気悪化から格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。 また、運転停止中に1次冷却系の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束が上昇した場合、臨界になる可能性があるため格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。 (1) 手順着手の判断基準 運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去系設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クローラ出口流量等にて確認できない場合は格納容器サンプの水位等にて1次冷却材の流出を確認した場合 運転停止中に1次冷却系の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束の上昇により炉停止時中性子束高退避警報が発信した場合または炉停止時中性子束高退避警報が発信するおそれがある場合</p> <p>○ 作業性 可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水に係る可搬型ホース等の接続については遅やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>○ 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)への燃料補給については、遅やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>○ 送水車吸込ストレーナ閉塞の対応 送水車の運転時、吸込ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>(大飯、玄海は、再循環・代替再循環の優先順位を記載している。美浜は記載なし。)</p> <p>【玄海一・大飯】 ⑤：記載方針の差異(玄海は、サポート系故障の後に記載している。)</p>
<p>2 サポート系故障時 (1) 代替炉心注入</p>	<p>2 サポート系故障時 (1) 代替炉心注入</p>	<p>運転停止中の場合 サポート系機能喪失時</p>	<p>運転停止中の場合 サポート系機能喪失時</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>1. 代替炉心注水 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により前線熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 (1) 蓄圧タンクによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した後、蓄圧タンク水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 燃料取替用水ピットの重力注水により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な蓄圧タンク水位が確保されている場合</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 a. 手順着手の判断基準 運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の前線熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(3) B充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したB充てんポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 a. 手順着手の判断基準 運転停止中に全交流動力電源が喪失し、恒設代替低圧注水ポンプの機能喪失により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合 運転停止中に原子炉補機冷却機能が喪失し、A余熱除去ポンプ（空調用冷水）の機能喪失により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水ピットの水位が確保されている場合</p> <p>(4) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 A格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRS-CSS連絡ライン）使用、の故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合</p>	<p>発電第二課当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により前線熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を炉心へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 常設電動注入ポンプによる代替炉心注水 発電第二課当直課長は、燃料取替用水タンク水を常設電動注入ポンプにより炉心へ注水する。常設電動注入ポンプの水源として燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 (7) 手順着手の判断基準 a. 外部電源及びディーゼルの発電機の故障等により全ての非常用蓄圧母線への交流電源からの給電を非常用蓄圧母線電圧により確認できない場合に、燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合 b. 原子炉補機冷却機能を原子炉補機冷却水供給母管流量等により確認できない場合に、余熱除去ポンプによる炉心注入を余熱除去流量等により確認できない場合に、燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>イ B充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 発電第二課当直課長は、常設電動注入ポンプによる代替炉心注水注入ができない場合、燃料取替用水タンク水をB充てんポンプ（自己冷却）により炉心へ注水する。 (7) 手順着手の判断基準 a. 全交流動力電源喪失時に、常設電動注入ポンプによる代替炉心注水をAM用消火水噴霧流量等により確認できない場合に、炉心へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合 b. 原子炉補機冷却機能が喪失し、A余熱除去ポンプ（空調用冷水）による代替炉心注水を余熱除去流量等により確認できない場合に、炉心へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>ウ 可搬式ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注水 発電第二課当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により前線熱除去設備による前線熱除去機能が喪失し、常設電動注入ポンプによる代替炉心注水ができない場合、淡水又は海水を可搬式ディーゼル注入ポンプにより炉心へ注水する。水源は中間受槽を使用し、中間受槽への供給は、淡水である八田浦貯水池から行い、使用可能な淡水がない場合は海水を使用する。 可搬式ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入の手順は、 「1 冷却材喪失事象が発生している場合」1フロントライオン系故障 (2) ウ 可搬式ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入」参照</p>	<p>1. 代替炉心注水 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により前線熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 (1) アキュムレータによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した後、アキュムレータ水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 燃料取替用水タンクの重力注水により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要なアキュムレータ水位が確保されている場合</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 a. 手順着手の判断基準 運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の前線熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(3) C充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したC充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 運転停止中に全交流動力電源が喪失し、恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、原子炉への注水をA余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合 運転停止中に原子炉補機冷却機能が喪失し、A余熱除去クーラ（空調用冷水）の故障等により、原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(4) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 A、B 内部スプレポンプ（自己冷却）（RHRS-CSS連絡ライン）使用、の故障等により、原子炉への注水をA余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合</p>	<p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （玄海は、蓄圧タンクの記載なし。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （記載主旨に差異なし。） （以下、同様。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) 運転停止中において全交流動力電源喪失が発生した場合</p> <p>a. B高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替格納槽冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器循環冷却回路ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失が発生した場合に、大容量ポンプにより代替格納槽冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 運転停止中において原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合</p> <p>a. B高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替格納槽冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器循環冷却回路ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替格納槽冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器循環冷却回路ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p>	<p>(2) 代替再循環運転</p> <p>運転停止中において全交流動力電源喪失が発生した場合</p> <p>a. B高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環運転</p> <p>発電第二課当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失により余熱除去設備による前導熱除去機能喪失した場合、移動式大容量ポンプ車からの海水供給によるB高圧注入ポンプの補機冷却水を確保し、格納容器再循環サンプ水をB高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環により炉心へ注入するとともに、移動式大容量ポンプ車を用いてA、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内を冷却する。</p> <p>B高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環の手順は、「1 冷却材喪失事故が発生している場合 2 サポートライン系統降圧」参照</p> <p>運転停止中において原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合</p> <p>a. B高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環</p> <p>発電第二課当直課長は、運転停止中において、原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による前導熱除去機能が喪失した場合、移動式大容量ポンプ車からの海水供給によるB高圧注入ポンプの補機冷却水を確保し、格納容器再循環サンプ水をB高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環により炉心へ注入するとともに、移動式大容量ポンプ車を用いてA、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p>	<p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) 運転停止中において全交流動力電源喪失が発生した場合</p> <p>a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替格納槽冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器循環冷却回路ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失が発生した場合に、大容量ポンプにより代替格納槽冷却水が確保され、低圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替格納槽冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器循環冷却回路ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>B余熱除去ポンプ（海水冷却）/低圧代替再循環運転による原子炉への注水をB余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、高圧注入ポンプにより代替格納槽冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 運転停止中において原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合</p> <p>a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替格納槽冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器循環冷却回路ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時の対応であるA余熱除去ポンプ（空調用冷水）/低圧代替再循環運転による原子炉への注水をA余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替格納槽冷却水が確保され、低圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替格納槽冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器循環冷却回路ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、低圧代替再循環運転による対応を記載している。）（以下、同様。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31 変更認可申請 (補正) 箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案)	差異の説明
<p>運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時の対応である A 余熱除去ポンプ (空調用冷水) 低圧代替再循環運転による炉心への注水を余熱除去流量等により確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をすすめるために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>3. 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (注水) (1) タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に 1 次冷却系に閉口部がない場合は、タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備による前壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、1 次冷却系に閉口部がなく、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ポンプ水位が確保されている場合</p> <p>4. 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (蒸気放出) (1) 主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保された場合は、現場にて主蒸気逃がし弁を手動により開とし、蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を行う。 a. 手順着手の判断基準 運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の前壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が補助給水流量等により確保されたことを確認できた場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により前壊熱除去機能が喪失した場合で、かつ、1 次冷却系に閉口部がない場合は、蒸</p>	<p>より原子炉格納容器内を冷却する。 B 高圧注入ポンプ (海水冷却) による代替再循環の手順は、「1 次冷却材喪失事象が発生している場合 2 サポート系統 2」イ B 高圧注入ポンプ (海水冷却) による代替再循環」参照</p> <p>(3) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (注水) ア タービン動補給水ポンプ又は電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水 発電第二課当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による前壊熱除去機能が喪失し、かつ、2 次冷却系からの除熱が可能な場合、復水タンク水を電動補給水ポンプ又はタービン動補給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する。 全交流動力電源喪失時の電動補給水ポンプの機能回復に際する手順は、表-2「原子炉冷却圧力バウナダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>(7) 手順着手の判断基準 a 外部電源及びディーゼル発電機の故障等により全ての非常用母線への交流電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確認できない場合で、復水タンク水位が確保されている場合 b 原子炉補機冷却機能を原子炉補機冷却供給母管流量等により確認できない場合において、余熱除去ポンプによる炉心注入を余熱除去流量等により確認できない場合で、復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>(4) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (蒸気放出) ア 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復 発電第二課当直課長は、運転停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による前壊熱除去機能が喪失し、2 次冷却系からの除熱が可能な場合、現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復を行う。補助給水流量により蒸気発生器への注水が確保されている場合において、現場で手動ハンドルにより主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を行う。 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復の手順は、表-2「原子炉冷却圧力バウナダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>(5) 蒸気発生器 2 次側のフィードアンドブリード 発電第二課当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による前壊熱除去機能が喪失し、主蒸気逃がし弁による 2 次冷却系からの除熱効果もなくなった場合において、低温停止への移行が必要となれば、蒸気発生器 2 次側のフィードアンドブリードを行う。蒸気発生器への注水は復水タンク水を電動補給水ポンプにより注水する。 蒸気発生器 2 次側のフィードアンドブリード手順は、「1 次冷却材喪失事象が発生していない場合 1 フロントライン系統 3」蒸気発生器 2 次側のフィードアンドブリード」参照</p> <p>(配慮すべき事項) 1 優先順位 (1) 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により前壊熱除去機能が喪失した場合、蒸気発生器による冷却が可能であれば、蒸</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準 B 系熱除去ポンプ (海水冷却) 低圧代替再循環運転による原子炉への注水を B 系熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をすすめるために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>3. 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (注水) (1) タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に 1 次冷却系に閉口部がない場合は、タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備による前壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、1 次冷却系に閉口部がなく、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>4. 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却 (蒸気放出) (1) 主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保された場合は、現場にて主蒸気逃がし弁を手動により開とし、蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を行う。 a. 手順着手の判断基準 運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の前壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去クーラ出口流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が補助給水流量等により確保されたことを確認できた場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により前壊熱除去機能が喪失した場合で、かつ、1 次冷却系に閉口部がない場合は、蒸</p>	<p>【玄海 - 美浜】 ②：上流文書の差異 (玄海は、表-2「原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様であるため、詳細は記載していない。)</p> <p>【玄海 - 美浜】 ⑤：記載方針の差異 (美浜は、2 次側での F & B は多様性拡張の手順であり記載していない。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)ー玄海(既認可)ー美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>等にて1次冷却材の流出を確認した場合 運転停止中に1次冷却系の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束の上昇により炉停止時SR中中性子束高選警報が発信した場合は炉停止時SR中中性子束高選警報が発信するおそれがある場合</p> <p>○送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>「前述」</p>	<p>イ 運転停止中に1次冷却材の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束の上昇により中性子源領域炉停止時中性子束高選警報が発信した場合</p> <p><u>原子炉格納容器隔離弁の閉止</u></p> <p>1 原子炉格納容器隔離弁の閉止 異常が発生した場合において、1次冷却材ポンプシール部への封水注水機能及びサーマルバリアの冷却機能が喪失することにより、1次冷却材ポンプシール部から1次冷却材が漏えいし、原子炉格納容器外への1次冷却材の漏えいを防止するため、1次冷却材ポンプ封水張り隔離弁等の原子炉格納容器隔離弁を閉止する。 全交流動力電源喪失時において大容量空冷式発電機により電源が確保されれば、中央制御室にて1次冷却材ポンプ封水張り隔離弁等を閉止し、非常用炉心冷却設備作動信号が発信する場合は、作動する原子炉格納容器隔離弁の閉止を確認する。 なお、隔離弁等の電源が回復していない場合は、現場にて閉止する。 (1) 手順着手の判断基準 ア 外部電源及びディーゼルの発電機の故障等により全ての非常用高圧母線への交流電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確認できない場合 イ 原子炉格納容器隔離弁を原子炉格納冷却水供給母管流量等により確認できない場合</p> <p>(配慮すべき事項) 1 電源確保 全交流動力電源喪失時は、大容量空冷式発電機により常設電動注入ポンプ、B充てんポンプ(自己冷却)へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p> <p>2 燃料補給 緊急時対策本部は、可搬型ディーゼル注入ポンプ又は移動式大容量ポンプ車を運転した場合、可搬型ディーゼル注入ポンプ又は移動式大容量ポンプ車への燃料補給は燃料油貯蔵タンク、タンクローリを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するための必要な燃料の備蓄量として、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの油量を356kl以上に管理する。 (1) 手順着手の判断基準 可搬型ディーゼル注入ポンプ又は移動式大容量ポンプ車の燃料が規定油量以上あることを確認し、運転を開始した後、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間※に達した場合 ※ 燃料補給作業着手時間及び定格負荷運転時における燃料補給間隔は以下のとおり。 ア 可搬型ディーゼル注入ポンプ：運転開始後直ちに(その後約2時間40分ごとに補給) イ 移動式大容量ポンプ車：運転開始後約1時間30分以内(その後約4時間30分ごとに補給)</p>	<p>ンプの水位等にて1次冷却材の流出を確認した場合 運転停止中に1次冷却系の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束の上昇により炉停止時中性子束高選警報が発信した場合または炉停止時中性子束高選警報が発信するおそれがある場合</p> <p>○送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>「前述」</p>	<p>【玄海ー美浜】 (5)：記載方針の差異 (美浜は、1次冷却材喪失事象が発生している場合の後に記載している。)</p>
<p>「後述」</p>	<p>「後述」</p>	<p>「後述」</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、設計基準事故対処設備を代替電源設備からの給電により起動し十分な期間の運転を継続させる。</p> <p>1. 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源（交流）により日充てんポンプ（自己冷却）および蓄圧タンク出口電動弁へ給電する。給電の手順は、表-1 4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>2. 燃料補給 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンクおよびタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を自安※1に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料貯蔵タンクの備蓄量（180kl以上（1基当たり）、2基）を管理する。 送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間※2となれば陸油用ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を自安※2に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（軽油）の備蓄量として6,200リットル以上を管理する。</p> <p>※1：各設備の燃料補給作業着手時間および給油間隔の目安は以下のとおり。 ・電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）：運転開始後約2.5時間後（その後約4時間ごとに補給） ・大容量ポンプ：運転開始後約3.5時間後（その後約3.5時間ごとに補給） ※2：送水車の燃料補給作業着手時間および給油間隔の目安時間は以下のとおり。 ・送水車本体：運転開始後約5.5時間後（その後約5.5時間ごとに補給） ・水中ポンプ用発電機：運転開始後約2.0時間後（その後約2.0時間ごとに補給）</p>	<p>③ 復旧に係る手順等 発電第二課当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合において、代替電源から設計基準事故対処設備に給電し、起動及び十分な期間の運転を継続させる。</p>	<p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、設計基準事故対処設備を代替電源（交流）からの給電により起動し十分な期間の運転を継続させる。</p> <p>1. 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源（交流）により日充てんポンプ（自己冷却）および蓄圧タンク出口電動弁へ給電する。給電の手順は、表-1 4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>2. 燃料補給 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンクおよびタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を自安※1に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料貯蔵タンクの備蓄量（180kl以上（1基当たり）、2基）を管理する。 送水車への軽油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間※2となれば陸油用ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を自安※2に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（軽油）の備蓄量として6,200リットル以上を管理する。</p> <p>※1：各設備の燃料補給作業着手時間および給油間隔の目安は以下のとおり。 ・電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）：運転開始後約2.5時間後（その後約4時間ごとに補給） ・大容量ポンプ：運転開始後約3.5時間後（その後約3.5時間ごとに補給） ※2：送水車の燃料補給作業着手時間および給油間隔の目安時間は以下のとおり。 ・送水車本体：運転開始後約5.5時間後（その後約5.5時間ごとに補給） ・水中ポンプ用発電機：運転開始後約2.0時間後（その後約2.0時間ごとに補給）</p>	<p>【大飯－美浜】 ②：上流文書の差異 （大飯は、燃料補給について、表-6「原子炉格納容器内の冷却等」のための手順等」記載している。美浜は、送水車の燃料補給も記載している。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜と差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>表-5 操作手順 5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>① 方針目的 設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却、大容量ポンプにより最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>フロントライン系機能喪失時</u> 1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） (1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補給給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン動補給給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。 a. 手順着手の判断基準 海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>3. 格納容器内自然対流冷却 (1) 大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した状態において、1次冷却材喪失事象が発生した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、D格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A、D格納容器再循環ユニットに海水を通過水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等にによりA、D格納容器再循環ユニット冷却出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。 a. 手順着手の判断基準 海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水、原子炉補機冷却海水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合</p>	<p>表-5 操作手順 5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>① 方針目的 設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却、原子炉格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>フロントライン系故障時</u> 1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） (1) タービン動補給給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 発電第二課当直課長は、海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、タービン動補給給水ポンプ又は電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 原子炉補機冷却水設備による冷却機能を原子炉補機冷却水冷却器海水出口流量等により確認できない場合は原子炉補機冷却水設備による冷却機能を原子炉補機冷却水供給母管流量等により確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復 発電第二課当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合において、現場で手動ハンドルにより主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復の手順は、表-1「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>3. 原子炉格納容器内自然対流冷却 (1) 移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却 発電第二課当直課長は、海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した時、1次冷却材喪失事象が発生した場合、移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。 移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却の手順は、表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」参照</p>	<p>表-5 操作手順 5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>① 方針目的 設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却、大容量ポンプにより最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>フロントライン系機能喪失時</u> 1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） (1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補給給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン動補給給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、1次系冷却水クーラ出口ヘッダ流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。 a. 手順着手の判断基準 海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、1次系冷却水クーラ出口ヘッダ流量等にて確認できない場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>3. 格納容器内自然対流冷却 (1) 大容量ポンプを用いたA格納容器循環冷却暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した状態において、1次冷却材喪失事象が発生した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A格納容器循環冷却暖房ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A格納容器循環冷却暖房ユニットに海水を通過水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等にによりA格納容器再循環ユニット冷却出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。 a. 手順着手の判断基準 海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水、原子炉補機冷却海水の通水を、1次系冷却水クーラ出口ヘッダ流量等にて確認できない場合</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は、表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様であるため詳細は記載していない。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>4. 代替補機冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水 当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりB高圧注入ポンプに補機冷却水（海水）を通過し、機能回復を図る。 a. 手順着手の判断基準 海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水、原子炉補機冷却海水の通水を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプの系統構成が完了している場合</p> <p>サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） 発生器への注水 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、タービン動補給水ポンプまたは空冷式非常用発電装置から受電した電動補給水ポンプにより復水ピット水を蒸気発生器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時において、蒸気発生器へ注水されていることを補給水流量等により確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水ピットの水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 主蒸気速がし弁（現場手動操作）による主蒸気速がし弁の機能回復 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気速がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失し、主蒸気速がし弁の駆動源が喪失した場合において、中央制御室から主蒸気速がし弁を操作できないことを主蒸気圧力等にて確認した場合に、補給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されていることを確認できた場合</p> <p>3. 格納容器内自然対流冷却 (1) 大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、D格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A、D格納容器再循環ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、D格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失が発生した場合</p> <p>4. 大容量ポンプによる代替補機冷却 (1) 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりB高圧注入ポンプに補機冷却水（海水）を通過し、各補機の機能回復を図る。</p>	<p>4. 代替補機冷却</p> <p>(1) 移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水 発電第二課当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、移動式大容量ポンプ車によりB高圧注入ポンプの補機冷却水として海水を通過する。 a. 手順着手の判断基準 原子炉補機冷却海水設備による冷却機能を原子炉補機冷却水供給母管補機冷却器海水出口流量等により確認できない場合又は原子炉補機冷却器海水供給母管流量等により確認できない場合</p> <p>サブポート系故障時の手順等</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） (1) タービン動補給水ポンプ又は電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水 発電第二課当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、復水タンク水をタービン動補給水ポンプ又は電動補給水ポンプにより蒸気発生器へ注水する。 タービン動補給水ポンプ又は電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水の手順は、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 現場手動操作による主蒸気速がし弁の機能回復 発電第二課当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合において、現場で手動ハット上により主蒸気速がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 現場手動操作による主蒸気速がし弁の機能回復の手順は、表-1「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>3. 原子炉格納容器内自然対流冷却 (1) 移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却 発電第二課当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、1次冷却材喪失事象が発生した場合、移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。 移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却の手順は、表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」参照</p> <p>4. 代替補機冷却 (1) 移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水 発電第二課当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、移動式大容量ポンプ車によりB高圧注入ポンプに補機冷却水（海水）を通過する。</p>	<p>4. 代替補機冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水 当直課長は、海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりB充てん/高圧注入ポンプおよびB系熱除去ポンプに補機冷却水（海水）を通過し、各補機の機能回復を図る。 a. 手順着手の判断基準 海水ポンプまたは1次系冷却水ポンプの故障等により、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水または原子炉補機冷却海水の通水を1次系冷却水クローラ出口へつた流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプの系統構成が完了している場合</p> <p>サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水） (1) タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、タービン動補給水ポンプまたは空冷式非常用発電装置から受電した電動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時において、蒸気発生器へ注水されていることを補給水流量等により確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 主蒸気速がし弁（現場手動操作）による主蒸気速がし弁の機能回復 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気速がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失し、主蒸気速がし弁の駆動源が喪失した場合において、中央制御室から主蒸気速がし弁を操作できないことを主蒸気圧力等にて確認した場合に、補給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>3. 格納容器内自然対流冷却 (1) 大容量ポンプを用いたA格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A格納容器再循環ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失が発生した場合</p> <p>4. 大容量ポンプによる代替補機冷却 (1) 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりB 充てん/高圧注入ポンプおよびB系熱除去ポンプに補機冷却水（海水）を通過し、</p>	<p>【玄海－大飯】 ②：上流文書の差異 （玄海は、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様であるため詳細は記載していない。）</p> <p>【玄海－大飯】 ②：上流文書の差異 （玄海は、表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様であるため詳細は記載していない。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は、表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」と同様であるため詳細は記載していない。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失が発生した場合</p> <p>フロントライン系機能喪失時：サブポート系機能喪失時 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>補助給水ポンプについては、電動補助給水ポンプを優先して使用し、電動補助給水ポンプが使用できなければ、タービン動補助給水ポンプを使用する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。</p> <p>○ 作業性</p> <p>大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却にかかると可機型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具および可機型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスプレイスタンスピース取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>○ 主 蒸気逃がし弁現場操作時の環境条件</p> <p>蒸気発生器伝熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合には、現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作がある場合、初期対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である蒸素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し、中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。</p> <p>○ 電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置により電動補助給水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-1 4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給</p> <p>大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時ににおける補給間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>手順着手の判断基準 外部電源及びディゼーゼル発電機の故障等により全ての非常用高圧母線への交流電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確保できない場合</p> <p>1 優先順位</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、蒸気発生器2次側における炉心冷却のため、蒸気発生器へ注水する優先順位は、タービン動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプの順である。</p> <p>大容量空冷式発電機からの受電前は、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水を行う。大容量空冷式発電機からの給電により、非常用高圧母線が復旧すれば電動補助給水ポンプの運転が可能となり、大容量空冷式発電機の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、タービン動補助給水ポンプを優先して使用し、その後、電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水を行う。</p> <p>2 作業性</p> <p>移動式大容量ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却に係る可機型ホース布設、接続作業については、速やかに作業ができるように移動式大容量ポンプ車の保管場所に使用工具及び可機型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスプレイスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるよう、使用する工具は作業場所近傍に配備する。</p> <p>3 主 蒸気逃がし弁現場操作時の留意事項</p> <p>主蒸気逃がし弁を使用して蒸気放出を行う場合は、蒸気発生器伝熱管破損がないことを確認後、実施する。蒸気発生器伝熱管破損は、放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位及び圧力により、蒸気発生器伝熱管破損がないことを確認する。蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合には、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。</p> <p>4 電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、大容量空冷式発電機により電動補助給水ポンプへ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p> <p>5 燃料補給</p> <p>移動式大容量ポンプ車への燃料給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料給油間隔を目安に実施する。</p> <p>燃料を補給するための手順は、表-4「原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p>	<p>各補機の機能回復を図る。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失が発生した場合</p> <p>フロントライン系機能喪失時：サブポート系機能喪失時 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>電動補助給水ポンプについては、電動補助給水ポンプを優先して使用し、補助給水ポンプが使用できなければ、タービン動補助給水ポンプを使用する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。</p> <p>○ 作業性</p> <p>大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可機型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具および可機型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスプレイスタンスピース取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>主蒸気逃がし弁は、現場において専用工具を用いて容易に操作できる。専用工具については速やかに操作ができるよう作業場所近傍に配備する。</p> <p>○ 主 蒸気逃がし弁現場操作時の環境条件</p> <p>蒸気発生器伝熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合には、現場にて確実に主蒸気逃がし弁開操作を行う必要がある場合、初期対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である蒸素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）または可機型空気圧縮機（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し、中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。</p> <p>○ 電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置により電動補助給水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-1 4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給</p> <p>大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンクおよびタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む）を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時ににおける補給間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は、表-4「原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は留意事項、美浜は環境条件を記載している。）</p> <p>【大飯－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、重油の補給は表-4「原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」に記載している。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>のスピレイを格納容器スピレイ流量で確認できない場合に、燃料取替用水ピットの水水位が再循環切替水位以上確保され、恒設代替格納容器スピレイポンプを代替炉心注水に使用していない場合</p> <p>また、格納容器圧力が最高使用圧力(392kPa [gage])以上かつ、格納容器スピレイポンプの故障等により、格納容器へのスピレイを内部スピレイ流量で確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合に、燃料取替用水ピット等の水位が確保され、恒設代替格納容器スピレイポンプを代替炉心注水に使用していない場合</p>	<p>(392kPa [gage]) 以上であり、原子炉格納容器内へ注入するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p>	<p>レイを内部スピレークーラ出口流量等で確認できない場合に、燃料取替用水タンクの水水位が再循環切替水位以上確保され、恒設代替格納容器スピレイポンプを代替炉心注水に使用していない場合</p> <p>また、格納容器圧力が最高使用圧力(261kPa [gage])以上かつ、内部スピレポンプの故障等により、格納容器へのスピレイを内部スピレークーラ出口流量等で確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合に、燃料取替用水タンク等の水位が確保され、恒設代替格納容器スピレイポンプを代替炉心注水に使用していない場合</p>	<p>【大飯・玄海と美浜の差異】 ②：上流文書の差異 （美浜は、代替格納容器スピレイとして原子炉下部キャビティ注水ポンプによる対応を記載している。）</p>
<p>「後述」</p>	<p>2 サポート系故障時の手順等</p>	<p>② 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スピレイ 当直課長は、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスピレイする。燃料取替用水タンクが使用出来ない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器圧力が格納容器スピレイ作動設定値(131kPa [gage])以上かつ、恒設代替格納容器スピレイのスピレイをA内部スピレークーラ出口流量等で確認できない場合に、燃料取替用水タンクの水水位が再循環切替水位以上確保されている場合</p> <p>また、格納容器圧力が最高使用圧力(261kPa [gage])以上かつ、恒設代替格納容器スピレイのスピレイをA内部スピレークーラ出口流量等で確認できない場合に、燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p>	<p>【玄海・美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、CVスピレイ作動設定値以上時においても対応することを記載している。）</p>
<p>① 恒設代替格納容器スピレイ 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、1次冷却材喪失事故が発生し、格納容器圧力が格納容器スピレイ作動設定値以上かつ格納容器へのスピレイができな場合および格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器へのスピレイができな場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合に、代替炉心注水に使用していないことを確認して空冷式非常用発電装置から受電した恒設代替格納容器スピレイにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスピレイする。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、1次冷却材喪失事故が発生し、格納容器圧力が格納容器スピレイ作動設定値(196kPa [gage])以上かつ、格納容器スピレイポンプの機能喪失により、格納容器へのスピレイを格納容器スピレイ流量で確認できない場合に、燃料取替用水ピットの水水位が再循環切替水位以上確保され、恒設代替格納容器スピレイポンプを代替炉心注水に使用していない場合</p> <p>また、格納容器圧力が最高使用圧力(392kPa [gage])以上かつ、格納容器スピレイポンプの機能喪失により、格納容器へのスピレイを格納容器スピレイ流量で確認できない場合に、燃料取替用水ピット等の水位が確保され、恒設代替格納容器スピレイポンプを代替炉心注水に使用していない場合</p>	<p>② 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スピレイ 当直課長は、空冷式非常用発電装置から受電した原子炉下部キャビティ注水に使用していない場合</p>	<p>【大飯・玄海と美浜の差異】 ②：上流文書の差異</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>2. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、D格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、D格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、D格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失している場合</p> <p>「前述」</p>	<p>(1) 原子炉格納容器内自然対流冷却</p> <p>ア 移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却</p> <p>発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、A、B格納容器再循環ユニットに移動式大容量ポンプ車に上り海水を通水し、原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内自然対流冷却の手順は、表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」参照</p> <p>(2) 代替格納容器スプレイ</p> <p>ア 常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、燃料取替用水タンク水を常設電動注入ポンプにより原子炉格納容器内へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源及びディーゼル発電機の故障等により全ての非常用高圧母線からの交流電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確保できない場合又は原子炉補機冷却機能が喪失した原子炉補機において、格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、格納容器スプレイを格納容器スプレイ流量等により確認できず、格納容器圧力の指示値が最高使用圧力（392kPa [gage]）以上であり、原子炉格納容器内へ注入するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>「炉心損傷後」</p> <p>1 フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p>	<p>ピチ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値（131kPa [gage]）以上かつ、恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイをA内部スプレークラウ出口流量等で確認できない場合に、燃料取替用水タンクの水位が再循環切替水位以上確保されている場合</p> <p>また、格納容器圧力が最高使用圧力（261kPa [gage]）以上かつ、恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイをA内部スプレークラウ出口流量等で確認できない場合に、燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失している場合</p> <p>「前述」</p> <p>「炉心損傷後」</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) A格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に内部スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ内部スプレイポンプによる格納</p>	<p>（美浜は、代替格納容器スプレイとして原子炉下部キヤピティ注水ポンプによる対応を記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異</p> <p>（玄海は、表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」と同様であるため詳細は記載していない。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>プにより格納容器へのスプレイができない場合、原子炉補機冷却水系の補機を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを覆葉ポンプ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、A、D格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、D格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水した後、可搬型温度計測装置等によりA、D格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値（196kPa〔gage〕）以上の場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが格納容器スプレイ流量で確認できない場合</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器へのスプレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用注水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用注水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器圧力が最高使用圧力（392kPa〔gage〕）以上の場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により、格納容器へのスプレイが格納容器スプレイ流量で確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用注水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプおよびその他の多様性拡張設備による代替格納容器スプレイが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合</p>	<p>原子炉補機冷却水を通水し、原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。</p> <p>A、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却の手順は、表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」参照</p> <p>(2) 代替格納容器スプレイ ア 常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイ 発電第二課当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、燃料取替用注水タンク水を常設電動注入ポンプにより原子炉格納容器内へスプレイする。燃料取替用注水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準 常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイの手順は、 「炉心損傷前 1 フロントライン系統時」(2)ア常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイ」参照</p>	<p>容器へのスプレイができない場合、原子炉補機冷却水系の補機を防止するため、1次系冷却水タンクを覆葉ポンプ（1次系冷却水タンク加圧用）により加圧し、A格納容器循環冷却暖房ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A格納容器循環冷却ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりA格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値（131kPa〔gage〕）以上の場合に、内部スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが内部スプレークラウ出口流量等で確認できない場合</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、内部スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用注水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器へのスプレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用注水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用注水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器圧力が最高使用圧力（261kPa〔gage〕）以上の場合に、内部スプレイポンプの故障等により、格納容器へのスプレイが内部スプレークラウ出口流量等で確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用注水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、原子炉下部キャビティ直接注水に使用していない注水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用注水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイをA内部スプレークラウ出口流量等で確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用注水タンク等の水位が確保され、原子炉下部キャビティ注水ポンプを原子炉下部キャビティ直接注水に使用していない場合。</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、代替格納容器スプレイとして原子炉下部キャビティ注水ポンプによる対応を記載していない。）</p>
<p>炉心損傷後 サポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失し、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器圧力が最高使用圧力以上となった場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用注水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用注水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p>	<p>炉心損傷後 サポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失し、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用注水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器圧力が最高使用圧力以上となった場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用注水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用注水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p>	<p>炉心損傷後 サポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失し、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用注水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器圧力が最高使用圧力以上となった場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用注水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用注水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p>	<p>2 サポート系故障時の手順等 「後述」</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、格納容器圧力が最高使用圧力(392kPa [gage])以上で、格納容器にスプレイするために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプおよびその他の多様性拡張設備による代替格納容器スプレイが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合</p>	<p>(1) 原子炉格納容器内自然対流冷却 ア 移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却 移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却の手順は、表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」参照</p> <p>(2) 代替格納容器スプレイ ア 常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイ 発電第二課当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、燃料取替用水タンク水を常設電動注入ポンプにより原子炉格納容器内へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準 常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイの手順は、「炉心損傷前 2 サポート系故障時(2)ア 常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイ」参照</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を1次系冷却水クローラ出口ヘッダ流量等にて確認できない場合に、格納容器圧力が最高使用圧力(261kPa [gage])以上で、格納容器にスプレイするために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、原子炉下部キャビティ直接注水に使用していないことを確認して空冷式非常用発電装置により発電した原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレイをA内部スプレークローラ出口流量等で確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、原子炉下部キャビティ注水ポンプを原子炉下部キャビティ直接注水に使用していない場合</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却 (1) 大容量ポンプを用いたA格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失が発生し、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、D格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、代替格納容器スプレイとして原子炉下部キャビティ注水ポンプによる対応を記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は、表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」と同様であるため詳細は記載していない。）</p>
<p>「前述」</p>	<p>「前述」</p>	<p>「前述」</p>	<p>「前述」</p>
<p>「炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時」 「炉心損傷後 サポート系機能喪失時」</p>	<p>「炉心損傷前 サポート系故障時」 「炉心損傷後 サポート系機能喪失時」</p>	<p>「炉心損傷前 サポート系機能喪失時」 「炉心損傷後 サポート系機能喪失時」</p>	<p>「炉心損傷前 サポート系機能喪失時」 「炉心損傷後 サポート系機能喪失時」</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>失効 (配慮すべき事項) ○ 優先順位</p> <p>炉心損傷前および炉心損傷後のフロントライン系機能喪失時は、継続的な冷却実施の観点および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、代替格納容器スプレィよりも格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、サポート系機能喪失時の格納容器内自然対流冷却では大容量ポンプを使用するため準備に時間を要することから、使用を開始するまでの間に格納容器圧力が最高使用圧力以上となった場合は代替格納容器スプレィを使用する。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について</p> <p>(1) 炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時はサポート系機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンクの水を格納容器へスプレィする。 炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレィを実施していた場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉へ切り替える。</p> <p>(2) 炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時はサポート系機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンクの水を格納容器へスプレィする。 注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替える、代替格納容器スプレィを行う。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水(落下遅延・防止)を実施していた場合に、代替格納容器スプレィが必要と判断すれば恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える、代替格納容器スプレィを行う。</p> <p>○ 格納容器内冷却 (1) 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止することとする。また、水素濃度は、可燃型格納容器水素ガス濃度計で計測される水素濃度(ドライ)により継続的に監視を行い、測定による水素濃度が8vol%(ドライ)未満であ</p>	<p>(配慮すべき事項) 1 優先順位</p> <p>炉心損傷前および炉心損傷後のフロントライン系故障時は、継続的な原子炉格納容器内の冷却並びに重要機器及び重要計器の水没防止を図るため、原子炉格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、サポート系故障時の原子炉格納容器内自然対流冷却の手段では移動式大容量ポンプを使用するため準備に時間がかかることから、この間に、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、代替格納容器スプレィを行う。</p> <p>2 原子炉格納容器内冷却 (1) 水素濃度 炉心損傷後の原子炉格納容器減圧操作については、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止し、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可燃型格納容器水素濃度計測装置で計測される水素濃度(ドライ)により継続的に監視を行い、測定による水素濃度が8vol%(ドライ)未満であ</p>	<p>失効 (配慮すべき事項) ○ 優先順位</p> <p>炉心損傷前および炉心損傷後のフロントライン系機能喪失時は、継続的な冷却実施の観点および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、代替格納容器スプレィよりも格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、サポート系機能喪失時の格納容器内自然対流冷却では大容量ポンプを使用するため準備に時間を要することから、使用を開始するまでの間に格納容器圧力が最高使用圧力以上となった場合は代替格納容器スプレィを使用する。</p> <p>代替格納容器スプレィに使用する補機は、恒設代替低圧注水ポンプを優先し、次に原子炉下部キャビティ注水ポンプを使用する。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について</p> <p>(1) 炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時はサポート系機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンクの水を格納容器へスプレィする。 炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレィを実施していた場合に、代替炉心注水が必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉へ切り替える。</p> <p>(2) 炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時はサポート系機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンクの水を格納容器へスプレィする。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水(落下遅延・防止)を実施していた場合に、代替格納容器スプレィが必要と判断すれば恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える、代替格納容器スプレィを行う。</p> <p>○ 原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先について</p> <p>(1) 炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時はサポート系機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンクの水を格納容器へスプレィする。 炉心損傷前に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレィを実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。</p> <p>(2) 炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時はサポート系機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンクの水を格納容器へスプレィする。 炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレィを実施していた場合に、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。</p> <p>○ 格納容器内冷却 (1) 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下したことを確認すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可燃型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度(ドライ)により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を明確にするために注水先を切り替えるタイミミングを記載している。)</p> <p>【大飯・玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を明確にするために注水先を切り替えるタイミミングを記載している。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(その後約3時間ごとに補給。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水中ポンプ用発電機：送水車起動を判断すれば燃料補給準備を開始する(その後約3時間ごとに補給。) <p>○送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>		<p>○送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>格納容器スプレインポンプの故障等により格納容器へのスプレインが格納容器スプレイン流量等にて確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合に、格納容器へスプレインするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイン 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプおよびその他の代替格納容器スプレインが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレインする。 a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレインが必要となつた場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器の圧力および温度を低下させる効果も大きい格納容器スプレインを優先する。次に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合は、代替格納容器スプレインを行う。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスプレインする。 注水先の切替が必要なる場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレインを行う。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレインが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレインを行う。</p> <p>○ 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬式格納容器水素ガス濃度計で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>○ 注水量の管理 格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレインを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へスプレインを行っている際に、格納容器の重要機器および重要計器が水没しない高さになれば、格納容器スプレインを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p>	<p>表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照</p> <p>(配慮すべき事項) 1 優先順位 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全な場合は、原子炉格納容器内圧力及び温度を低下させる効果も大きい格納容器スプレインを優先する。次に、継続的な原子炉格納容器内の冷却並びに重要機器及び重要計器の水没防止を図るため、原子炉格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器内自然対流冷却の準備の間に原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、代替格納容器スプレインを行う。</p>	<p>スプレインポンプの故障等により格納容器へのスプレインが内部スプレインクーラ出口流量等にて確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合に、格納容器へスプレインするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイン 当直課長は、原子炉下部キャビティ直接注水に使用していない燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレインする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、従水タンクを使用する。 a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、格納容器へのスプレインをA内部スプレインクーラ出口流量等で確認できない場合に、格納容器へスプレインするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、原子炉下部キャビティ注水ポンプを原子炉下部キャビティ直接注水に使用していない場合</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、代替格納容器スプレインとして原子炉下部キャビティ注水ポンプによる対応を記載している。可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレインは多様性拡張設備の手順であるため記載していない。）（以下、同様。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 送水車吸込ストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>1. 原子炉格納容器内自然対流冷却 (1) 移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、炉心の著しい損傷が発生した場合、移動式大容量ポンプ車による原子炉補機冷却水系への海水通水準備を行い、可搬型温度計測装置の取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通水し、格納容器内自然対流冷却を行う。海水の通水後、A、B格納容器再循環ユニット冷却水出口温度差を監視する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 炉心電源及びディーゼル発電機の故障等により全ての非常用高圧母線電圧により確認できない場合又は原子炉補機冷却管流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ (1) 常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイ 常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイの手順は、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照</p>	<p>「後述」</p> <p>「後述」</p> <p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却 (1) 大容量ポンプを用いたA格納容器循環冷却暖房ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、大容量ポンプを配置、接続し、A格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A格納容器再循環ユニットに海水を通水する。可搬型温度計測装置によりA格納容器再循環ユニット冷却水出口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失している場合に、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、1次系冷却クローラ出口ヘッダ流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能が喪失時に、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、以下の手順により燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。 (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器圧力が最高使用圧力以上の場合、空冷式非常用発電装置により変電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 a. 手順着手の判断基準 原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、1次系冷却クローラ出口ヘッダ流量等にて確認できない場合に、格納容器最高使用圧力(201kPa [gage])以上かつ、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合 (2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプおよびその他の代替格納容器スプレイが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器へスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (玄海は、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」と同様であるため詳細は記載していない。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、大容量ポンプを用いた格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器内自然対流冷却は大容量ポンプの使用準備に時間を要することから、この間に格納容器圧力が最高使用圧力以上となった場合は、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用注水タンクの水を格納容器へスプレイする。 注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水(落下遅延・防止)を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>○ 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器水素濃度計で計測される水素濃度(ドライ)により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol% (ドライ)未満であれば減圧を継続する。</p> <p>○ 注水量の管理 格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器ヘスプレイを行っている</p>	<p>(配慮すべき事項) 1 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失の場合は、継続的な原子炉格納容器内の冷却並びに重要機器及び重要計量の水没防止を図るため、原子炉格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、原子炉格納容器内自然対流冷却は移動式大容量ポンプを使用するための準備に時間がかかることから、この間に原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>2 水素濃度 炉心損傷後の格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイによる原子炉格納容器減圧操作については、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器水素濃度計測装置で計測される水素濃度(ドライ)により継続的に監視を行い、測定による水素濃度が8 vol% (ドライ)未満であれば減圧を継続する。</p> <p>3 注入量の管理 原子炉格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合は、原子炉格納容器内への注入量の制限があることから、原子炉格</p>	<p>全交流動力電源および原子炉補機冷却機能 喪失 炉補機冷却機能 喪失 (配慮すべき事項) ○ 優先順位 ○ 優先順位</p> <p>(1) 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器の圧力および温度を低下させる効果も大きい格納容器スプレイを優先する。次に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器圧力が最高使用圧力以上となった場合は、代替格納容器スプレイを行う。代替格納容器スプレイに使用する種々の優先順位は、恒設代替低圧注水ポンプを優先し、次に原子炉下部キャビティ注水ポンプを使用する。</p> <p>(2) 全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、大容量ポンプを用いた格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器内自然対流冷却は大容量ポンプの使用準備に時間を要することから、この間に格納容器圧力が最高使用圧力以上となる場合は、代替格納容器スプレイを行う。代替格納容器スプレイに使用する種々の優先順位は、恒設代替低圧注水ポンプを優先し、次に原子炉下部キャビティ注水ポンプを使用する。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全または全交流動力電源喪失もしくは原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用注水タンクの水を格納容器ヘスプレイする。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水(落下遅延・防止)を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>○ 原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先について 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全または全交流動力電源喪失もしくは原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用注水タンクの水を格納容器ヘスプレイする。なお、炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、原子炉下部キャビティ直接注水が必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替える。</p> <p>○ 格納容器内冷却 (1) 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度(ドライ)により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol% (ドライ)未満であれば減圧を継続する。</p> <p>(2) 注水量の管理 格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器ヘスプレイを行っている</p>	<p>【大飯・玄海一美浜】 ⑤記載方針の差異 および原子炉補機冷却機能、健全・全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失をまとめて記載している。</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>る際に、格納容器の重要機器および重要計器が水没しない高さになれれば格納容器スプレイを停止し、格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p> <p>○ 作業性 大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所へ使用工具および可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスタンスピース取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。 格納容器内自然対流冷却および代替格納容器スプレイにおける現場への移動経路および操作場所に高線量の区域はない。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を自安に実施する。 燃料補給の手順は、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>納容器へスプレイを行っている際に、原子炉格納容器内の重要機器及び重要計器を水没させない上層の高さ(約4.00m)に達すれば格納容器スプレイを停止し、原子炉格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p> <p>4 作業性 移動式大容量ポンプ車による原子炉補機冷却水系への海水連水準備に係るディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるよう、使用する工具は作業場所近傍に配備する。また、可搬型ホース布設、接続作業については、速やかに作業ができるように移動式大容量ポンプ車の保管場所近傍に使用工具及び可搬型ホースを配備する。 原子炉格納容器内自然対流冷却及び代替格納容器スプレイにおける動作に係るアクセスルート、操作場所が高線量の区域はない。</p> <p>5 電源確保 全交流動力電源喪失時は、大容量空冷式発電機により常設電動注入ポンプへ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p> <p>6 燃料補給 移動式大容量ポンプ車への燃料給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を自安に実施する。 燃料を補給する手順は、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p>	<p>る際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない上層の高さになれば格納容器スプレイを停止し、格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p> <p>○ 作業性 大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるよう大容量ポンプの保管場所へ使用工具および可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスタンスピース取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。 格納容器内自然対流冷却および代替格納容器スプレイにおける現場への移動経路および操作場所に高線量の区域はない。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンクおよびタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む）を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を自安に実施する。 送水車への軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を自安に実施する。 燃料補給の手順は、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異（設備の相違。）</p> <p>【大飯－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、復水タンク補給に送水車を使用するたため、送水車への燃料補給を記載している。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
(備考欄の○は補足説明を示す。)
青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
(2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>表-8</p> <p>操作手順</p> <p>8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器(以下、「格納容器」という。)の破損を防止するため、格納容器スプレイトおよび代替格納容器スプレイトにより、溶融炉心の下部に落下した炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)の抑制および溶融炉心が拡がり格納容器ハウンドリへの接触を防止することを目的とする。</p> <p>また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、炉心注水および代替炉心注水により、発電用原子炉(以下、「原子炉」という。)を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却</p> <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 格納容器スプレイト</p> <p>(1) 格納容器スプレイト</p> <p>① 格納容器スプレイトによる格納容器スプレイト</p> <p>当直隊長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、格納容器スプレイトにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスプレイトする。溶融炉心を冠水するために十分な水位を確保し、維持する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心が損傷し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合に(格納容器再循環サンプ広域水位61%未満)、格納容器へスプレイトするために必要な燃料取替用水ピットの水位が確保されている場合</p>	<p>表-8</p> <p>操作手順</p> <p>8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器スプレイトおよび代替格納容器スプレイトにより、溶融炉心の下部に落下した炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)の抑制および溶融炉心が拡がり原子炉格納容器ハウンドリへの接触を防止することを目的とする。</p> <p>また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、原子炉容器への注入により、炉心を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却</p> <p>1 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>(1) 格納容器スプレイト</p> <p>ア 格納容器スプレイトによる格納容器スプレイト</p> <p>発電第二課当直隊長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において溶融炉心を冷却するために必要な水量を十分に上回る水位未満である場合、燃料取替用水タンク水を格納容器スプレイトポンプにより原子炉格納容器内へ注入する。溶融炉心を冷却するために必要な水量を十分に上回る水位が確保された場合は、格納容器スプレイトポンプを停止し、その後は水位を維持する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合(炉心出口温度350℃以上、かつ、格納容器内高レベルエリアモニタ(高レベル)1×10⁶msv/h以上)において、溶融炉心を冷却するために必要な水量を十分に上回る水位未満(格納容器再循環サンプ水位(広域)75%未満)であり、原子炉格納容器内へ注入するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p>	<p>表-8</p> <p>操作手順</p> <p>8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器(以下、「格納容器」という。)の破損を防止するため、格納容器スプレイト、原子炉下部キャビティ注水(原子炉下部キャビティ直接注水および代替格納容器スプレイト)により、溶融炉心の下部に落下した炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)の抑制および溶融炉心が拡がり格納容器ハウンドリへの接触を防止することを目的とする。</p> <p>また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、炉心注水および代替炉心注水により、発電用原子炉(以下、「原子炉」という。)を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却</p> <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 格納容器スプレイト</p> <p>(1) 内部スプレイトによる格納容器スプレイト</p> <p>当直隊長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、内部スプレイトにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイトする。溶融炉心を冠水するために十分な水位を確保し、維持する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心が損傷し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合に(格納容器再循環サンプ水位(広域)65%未満)に、格納容器へスプレイトするために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 原子炉下部キャビティ注水</p> <p>(1) 原子炉下部キャビティ直接注水</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、以下の手順により原子炉下部キャビティへ直接注水する。</p> <p>a. 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水</p> <p>当直隊長は、内部スプレイト3台以上の故障等により、必要な格納容器へのスプレイト流量が確保できず、格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉下部キャビティへ直接注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、原子炉下部キャビティ注水ポンプを停止する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復元ポンプを使用する。</p> <p>注水完了後に、原子炉下部キャビティの水位が確認できない場合は、原子炉下部キャビティへの直接注水を再開する。</p> <p>(6) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器再循環サンプ水位(広域)が65%未満もしくは原子炉下部キャビティ水位計により水位が確認できない、かつ、内</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異</p> <p>(玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。(以下、同様。))</p> <p>【大飯・玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異</p> <p>(美浜は、格納容器スプレイトまたは原子炉下部キャビティ直接注水及び代替格納容器スプレイトと記載している。)(以下、同様。))</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器循環ポンプ広域水位が61%未満で、かつ、格納容器スプレイポンプの故障等により、格納容器へのスプレイが格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却する手段の優先順位は、格納容器スプレイポンプを使用する格納容器スプレイを優先し、次に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを使用する。</p> <p>○ 原子炉下部キャビティの水位監視 溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計の作動により確認する。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全時に炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスプレイする。 注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水(落下遅延・防止)を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電機により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給</p>	<p>(2) 代替格納容器スプレイ</p> <p>ア 常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイ 発電第二課当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイができない場合、燃料取替用水タンク水を常設電動注入ポンプにより原子炉格納容器へ注入する。溶融炉心を冷却するために必要な水量を十分に上回る水位が確保された場合は、常設電動注入ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイを格納容器スプレイ流量等により確認できない場合において、原子炉格納容器内へ注入するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 優先順位 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全な場合、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却する手段の優先順位は、格納容器スプレイポンプの使用を優先し、格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイができない場合は、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>2 原子炉下部キャビティの水位監視 溶融炉心冷却のため、原子炉格納容器へ注入されていることを原子炉下部キャビティ水位監視装置の作動により確認する。</p> <p>3. 作業性 常設電動注入ポンプの水源確保に係るディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるよう、使用する工具は作業場所近傍に配備する。</p> <p>「後述」</p>	<p>部スプレイポンプ3台以上の故障等により、必要な格納容器へのスプレイ流量が原子炉下部キャビティ注水完了後に原子炉下部キャビティ水位計により水位が確認できない場合に、原子炉下部キャビティへ直接注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) 代替格納容器スプレイ</p> <p>a. 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、内部スプレイポンプ全体の故障等により格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>(4) 手順着手の判断基準 格納容器循環ポンプ水位(広域)が65%未満で、かつ、内部スプレイポンプ全体の故障等により、格納容器へのスプレイが原子炉下部キャビティ水位計にて確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>「後述」</p> <p>「後述」</p> <p>「後述」</p> <p>「後述」</p>	<p>差異の説明</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>1. 代替格納容器スプレイ</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ビット水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水ビットが使用できない場合は、復水ビットを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心が損傷し、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合（格納容器再循環サンプ広域水位61%未満）、格納容器へスプレイする際に、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、燃料取替用水タンクの水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p>	<p>2 全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>ア 常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>(1) 代替格納容器スプレイ</p> <p>ア 常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心を冷却するために必要な水量を十分に上回る水位未満である場合、燃料取替用水タンクの水を常設電動注入ポンプにより原子炉格納容器内へ注入する。溶融炉心を冷却するために必要な水量を十分に上回る水位が確保された場合は、常設電動注入ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源及びディーゼル発電機の故障等により全ての非常用高圧母線への交流電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確認できない場合又は原子炉補機冷却機能を原子炉補機冷却水供給管流量等により確認できない場合において、炉心損傷を判断した場合（炉心出口温度350℃以上、かつ、格納容器内高レンジエマニータ（高レンジ）1×10⁵nsV/h以上）に、溶融炉心を冷却するために必要な水量を十分に上回る水位未満（格納容器再循環サンプ水位（広域）75%未満）であり、原子炉格納容器へ注入するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p>	<p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>1. 原子炉下部キャビティ注水</p> <p>(1) 原子炉下部キャビティ直接注水</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、以下の手順により原子炉下部キャビティへ直接注水する。</p> <p>a. 原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉下部キャビティへ直接注水する。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、原子炉下部キャビティ注水ポンプを停止する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>注水完了後に、原子炉下部キャビティの水位が確認できない場合は、原子炉下部キャビティへの直接注水を再開する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心が損傷し、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合（格納容器再循環サンプ水位（広域）65%未満もしくは原子炉下部キャビティ水位計により水位が確認できない）または、原子炉下部キャビティ注水完了後に原子炉下部キャビティ水位計により水位が確認できない場合に、原子炉下部キャビティへ直接注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) 代替格納容器スプレイ</p> <p>a. 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心が損傷し、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合（格納容器再循環サンプ水位（広域）65%未満）、格納容器へスプレイする際に、溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保されていない場合、燃料取替用水タンクの水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p>	<p>黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所 （備考欄の○は補足説明を示す。） 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所 （2019.12.09補正含む）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 全交流動力電源または原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を格納容器へスプレイする。 注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 炉心損傷前に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水を実施し先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。 炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替え、代替格納容器スプレイを行う。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 常設電動注入ポンプの注入先 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象（漏えい規模が大きいLOCA）が同時に発生した場合、常設電動注入ポンプの注入先を格納容器スプレイとし、原子炉下部キャビティに注入する。その後、B売てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注入を行う。 また、常設電動注入ポンプにより炉心へ注入を実施している際に炉心損傷が発生した場合、常設電動注入ポンプの注入先を格納容器スプレイへ切り替え、原子炉下部キャビティに注入する。その後、B売てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注入を行う。</p>	<p>原子炉格納容器上部に落下した溶融炉心の冷却 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全・全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失 ○ 優先順位 (1) 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却する手段の優先順位は、内部スプレイポンプを使用する格納容器スプレイを優先し、次に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる原子炉下部キャビティ直接注水および恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを使用する。 (2) 全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するため原子炉下部キャビティ直接注水および代替格納容器スプレイを行う。 ○ 原子炉下部キャビティの水位監視 溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイおよび原子炉下部キャビティ直接注水時は原子炉下部キャビティ水位計により確認する。 ○ 原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先について 交流動力電源および原子炉補機冷却機能健全または全交流動力電源もしくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために原子炉下部キャビティ注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉下部キャビティへ直接注水する。 注水先の切替えが必要な場合、以下の手順により注水先を原子炉下部キャビティへ切り替え、原子炉下部キャビティ直接注水を行う。 炉心損傷前に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを実施していた場合に、炉心損傷を判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替え、原子炉下部キャビティ直接注水を行う。 炉心損傷後に原子炉下部キャビティ注水ポンプによる代替格納容器スプレイを継続していった場合に、原子炉下部キャビティ直接注水が必要と判断すれば、原子炉下部キャビティ注水ポンプの注水先を格納容器から原子炉下部キャビティへ切り替え、原子炉下部キャビティ直接注水を行う。</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ⑤記載方針の差異 （美浜は、交流動力電源および原子炉補機冷却機能健全、全交流動力電源または原子炉補機冷却機能喪失をまとめて記載している。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>○ 原子炉下部キャビティの水位監視 溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計の作動により確認する。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 炉心注水 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用注水タンク水を原子炉へ注水する。 (1) 高圧注水ポンプまたは余熱除去ポンプによる炉心注水 当直課長は、高圧注水ポンプまたは余熱除去ポンプにより高圧または低圧注水ラインを使用して、燃料取替用注水タンク水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 炉心が損傷し、燃料取替用注水タンクの水量が確保されている場合は、 (2) 充てんポンプによる炉心注水 当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水ができない場合、充てんポンプにより、燃料取替用注水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用注水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水ができない場合、充てんポンプにより、燃料取替用注水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用注水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>2. 代替炉心注水 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用注水タンク水を原子炉へ注水する。 (1) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 当直課長は、高圧注水ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用注水タンク水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準</p>	<p>2 原子炉下部キャビティの水位監視 溶融炉心冷却のため、原子炉格納容器へ注入されていることを原子炉下部キャビティ水位監視装置の作動により確認する。</p> <p>3 作業性 常設電動注入ポンプの水源確保に係るディスタンスベース取替えについては、速やかに作業ができるよう、使用する工具は作業場所附近に配備する。</p> <p>溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>(1) 炉心注水 発電第二課当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用注水タンク水を炉心へ注入する。 ア 高圧注水ポンプ又は余熱除去ポンプによる炉心注水 発電第二課当直課長は、燃料取替用注水タンク水を高圧注水ポンプ又は余熱除去ポンプにより炉心へ注入する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準 炉心の損傷が発生したことを炉心出口温度350℃以上、かつ、格納容器内高レベルモニタ（高レベル）1 x 10⁵ Bq/l以上により確認した場合において、炉心へ注入する目的に必要な燃料取替用注水タンクの水位が確保されている場合は イ 充てんポンプによる炉心注水 発電第二課当直課長は、高圧注水ポンプ又は余熱除去ポンプによる炉心注水ができない場合、燃料取替用注水タンク水を充てんポンプにより炉心へ注入する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準 高圧注水ポンプ又は余熱除去ポンプによる炉心注水を高圧注水ポンプ流量等により確認できない場合において、炉心へ注入するために必要な燃料取替用注水タンクの水位が確保されている場合は</p> <p>(2) 代替炉心注水 炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用注水タンク水を炉心へ注水する。 ア B格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSタイライン使用）による代替炉心注水 発電第二課当直課長は、充てんポンプによる炉心注水ができない場合、燃料取替用注水タンク水をB格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSタイライン使用）により炉心へ注入する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準</p>	<p>「前述」</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプおよび原子炉下部キャビティ注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 炉心注水 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用注水タンク水を原子炉へ注水する。 (1) 充てん/高圧注水ポンプまたは余熱除去ポンプによる高圧または低圧注水ラインを使用した炉心注水 当直課長は、充てん/高圧注水ポンプまたは余熱除去ポンプにより高圧または低圧注水ラインを使用して、燃料取替用注水タンク水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 炉心が損傷し、炉心注水に必要な燃料取替用注水タンクの水位が確保されている場合は、 (2) 充てん/高圧注水ポンプによる充てんラインを使用した炉心注水 当直課長は、A、B内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水ができない場合、充てん/高圧注水ポンプにより充てんラインを使用して、燃料取替用注水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用注水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 A、B内部スプレイポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合、充てん/高圧注水ポンプの故障等により、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用注水タンク水の水位が確保されている場合は</p> <p>2. 代替炉心注水 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用注水タンク水を原子炉へ注水する。 (1) A、B内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 当直課長は、高圧注水ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、A、B内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用注水タンク水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、作業性の記載なし。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水が常圧注入流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水ピットの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、充てんポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 充てんポンプの故障等により、原子炉への注水が充てん流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保され、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイに使用していない場合</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止する手段の優先順位は、中央制御室操作により早期に運転可能な高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプによる高圧または低圧注入ラインを用いた原子炉への注水を優先する。次にA格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水、充てんポンプによる炉心注水、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水とする。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全に炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。なお、炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 要失 1. 代替炉心注水 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。 (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。 a. 手順着手の判断基準 炉心が損傷し、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能が</p>	<p>充てんポンプによる炉心注水を充てん流量等により確認できない場合において、炉心へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保され、B格納容器スプレイポンプを格納容器スプレイに使用していない場合</p> <p>イ 常設電動注入ポンプによる代替炉心注水 発電第二課当直課長は、B格納容器スプレイポンプ（RHS-CSSタイライン使用）による代替炉心注水ができない場合、燃料取替用水タンク水を常設電動注入ポンプにより炉心へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準 B格納容器スプレイポンプ（RHS-CSSタイライン使用）による代替炉心注水をB余熱除去流量等により確認できない場合において、炉心へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、常設電動注入ポンプを代替格納容器スプレイに使用していない場合</p> <p>（配慮すべき事項） 1 優先順位 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全な場合、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止する手段の優先順位は、流量の大きい高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる炉心注水を優先する。次に充てんポンプによる炉心注水を実施する。高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ及び充てんポンプによる炉心注水ができない場合は代替炉心注水を実施する。 代替炉心注水手段の優先順位は、準備作業時間の短いB格納容器スプレイポンプ（RHS-CSSタイライン使用）を優先する。次に常設電動注入ポンプを使用する。</p> <p>2 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能 要失 (1) 代替炉心注水 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 ア 充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 発電第二課当直課長は、燃料取替用水タンク水をB充てんポンプ（自己冷却）により炉心へ注水する。 (7) 手順着手の判断基準 外部電源及びディーゼルの発電機の故障等により全ての非常用高圧母線への交流電源からの給電を非常用高圧母線電</p>	<p>充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水が安全注入流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、充てん/高圧注入ポンプの故障等により、充てんラインを使用した原子炉への注水ができない場合に、代替格納容器スプレイに使用していないことを確認して恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 充てん/高圧注入ポンプの故障等により、充てんラインを使用した原子炉への注水が充てん流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイに使用していない場合</p> <p>「後述」</p> <p>「後述」</p> <p>「後述」</p>	<p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 要失 1. 代替炉心注水 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、代替格納容器スプレイに使用していないことを確認して空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 a. 手順着手の判断基準</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>喪失時に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保され、恒設代替低圧注水ポンプを代替格納容器スプレイに使用していない場合</p> <p>(2) B充電ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直隊長は、B充電ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。燃料取替用水ピットが使用できない場合は、復水ピットを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉格納容器冷却機能喪失時に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位</p> <p>代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを行っていない場合は恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にB充電ポンプ（自己冷却）を使用する。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 全交流動力電源または原子炉格納容器冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する。なお、炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備によりB充電ポンプ（自己冷却）へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>圧により確認できない場合又は原子炉格納容器冷却機能を原子炉格納容器冷却水供給管流量等により確認できない場合において、炉心の損傷が発生したことを炉心出口温度350℃以上、かつ、格納容器内高レンジエリアモモニタ（高レンジ）1×10⁵msV/h以上により確認し、炉心へ注入するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>イ 常設電動注入ポンプによる代替炉心注水 発電第二課当直隊長は、B充電ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水ができない場合、燃料取替用水タンク水を常設電動注入ポンプにより炉心へ注入する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準 B充電ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水を行って、水流量等により確認できない場合において、炉心へ注入するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保され、常設電動注入ポンプを代替格納容器スプレイに使用していない場合</p> <p>(配慮すべき事項) 1 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失又は原子炉格納容器冷却機能喪失時に、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止する手段の優先順位は、高揚程であるB充電ポンプ（自己冷却）を優先する。次に常設電動注入ポンプを使用する。</p> <p>2 電源確保 全交流動力電源喪失時は、大容量空冷式発電機により常設電動注入ポンプ、B充電ポンプ（自己冷却）へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p>	<p>炉心が損傷し、全交流動力電源喪失または原子炉格納容器冷却機能喪失時に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、恒設代替低圧注水ポンプを代替格納容器スプレイに使用していない場合</p> <p>(2) C充電ポンプ/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直隊長は、C充電ポンプ/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉格納容器冷却機能喪失時に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 全交流動力電源喪失または原子炉格納容器冷却機能喪失または原子炉格納容器下部への落下遅延・防止 全交流動力電源喪失または原子炉格納容器冷却機能喪失または原子炉格納容器下部への落下遅延・防止</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位</p> <p>(1) 交流動力電源および原子炉格納容器冷却機能 健全 交流動力電源および原子炉格納容器冷却機能が健全な場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止する手段の優先順位は、中央制御室操作により早期に運転可能な充電ポンプ/高圧注入ポンプまたは緊急除圧ポンプによる高圧または低圧注入ラインを用いた原子炉への注水を使用する。次にA、B内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン）による代替炉心注水、充電ポンプ/高圧注入ポンプによる充電ポンプを用いた炉心注水、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水とする。</p> <p>(2) 全交流動力電源または原子炉格納容器冷却機能 喪失 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを行っていない場合は恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にC充電ポンプ/高圧注入ポンプ（自己冷却）を使用する。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 交流動力電源および原子炉格納容器冷却機能健全または全交流動力電源もしくは原子炉格納容器冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。なお、炉心損傷後に恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水（落下遅延・防止）を実施していた場合に、代替格納容器スプレイが必要と判断すれば、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を原子炉から格納容器へ切り替える。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源（交流）によりC充電ポンプ/高圧注入ポンプ（自己冷却）へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ⑤記載方針の差異 （美浜は、交流動力電源および原子炉補機冷却機能健全、全交流動力電源または原子炉補機冷却機能喪失をまとめて記載している。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>○ 作業性 日弁てんポンプ(自己冷却)の補機冷却水確保に係るフィスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるように作業場所近側に使用工具を配備する。</p>		<p>○ 作業性 日弁てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)の補機冷却水確保に係るフィスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるように作業場所近側に使用工具を配備する。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>ることを確認後、格納容器内水素濃度を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 炉心出口温度 350°C以上または格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)の指示が$1 \times 10^6 \text{msv/h}$以上に到達した場合</p>	<p>濃度を測定し監視する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 を伴う1次冷却材喪失事故が発生した場合に高圧注入ポンプによる炉心への注入を高圧注入ポンプ流量により確認できない場合</p>	<p>ることを確認後、格納容器内水素濃度を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 炉心出口温度 350°C以上または格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)の指示が$1 \times 10^6 \text{msv/h}$以上に到達した場合</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、共用設備はないため記載なし。)</p>
<p><u>水素濃度低減・水素濃度監視</u> (配慮すべき事項)</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備により水素濃度低減に使用する設備および水素濃度監視に使用する設備に給電する。代替電源設備により給電する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 可搬型格納容器水素濃度計測装置 可搬型格納容器水素濃度計測装置は共用設備であるため、3号炉及び4号炉が同時被災した場合は、原子炉格納容器内の水素濃度計測を約5分ごとに交互に実施する。切換えに当たっては、精度パーシジ操作を行う。 他号炉に悪影響を及ぼさないよう、汚染度の大きい原子炉格納容器のサンブルガスを汚染度の小さい原子炉格納容器に流入させないよう、放射性物質と水素を含むサンブルガスのハーシーズ先となる原子炉格納容器を選択する。なお、号炉間をまたぐハーシーズの際に、原子炉格納容器の自由体積に対してサンブルガスの流量は十分小さいため悪影響は及ぼさない。</p> <p>2 電源確保 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備により水素濃度低減に使用する設備及び水素濃度監視に使用する設備に給電する。 給電する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p> <p>3 電気式水素燃焼装置の起動条件 電気式水素燃焼装置の起動は、手順着手の判断基準に該当する事故の発生から1時間を経過した場合、原子炉格納容器内注入の成否、原子炉格納容器圧力等のプラントデータ、安全系機器の作動状況、原子炉格納容器内水素濃度測定結果、静的触媒式水素再結合装置の作動状況及び事故進展解析等の項目について要効性と悪影響を評価し、緊急時対策本部にて電気式水素燃焼装置起動の可否を判断する。</p>	<p><u>水素濃度低減・水素濃度監視</u> (配慮すべき事項)</p> <p>○ 電源確保 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備により水素濃度低減に使用する設備および水素濃度監視に使用する設備に給電する。代替電源設備により給電する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 原子炉格納容器水素燃焼装置の起動条件 炉心損傷の判断後、電源の回復が炉心出口温度 350°C到達後 60 分を経過した場合および炉心損傷の判断に係るパラメータの確認ができない状況では、発電所対策本部においてプラント情報等により、水素濃度による原子炉格納容器破損の可能性を判断するとともに、原子炉格納容器水素燃焼装置起動による原子炉格納容器の健全性への影響を判断して起動可否を決定する。</p>	<p>【大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 (大飯は、有効性評価のうち、不確かさ影響評価で原子炉格納容器水素燃焼装置の動作に期待しているため、水素燃焼装置電源を代替所内電気設備側に切り替えた場合の注意事項として記載している。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>表-10</p> <p>操作手順</p> <p>10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器(以下、「格納容器」という。)内に放出され、格納容器から格納容器周囲のアンニウラス部に漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アンニウラス部の水素排出および水素濃度監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>水素排出</p> <p>1. アンニウラス空気浄化ファン起動による水素排出</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンニウラス空気浄化ファンを起動し、アンニウラス部の水素を含むガスがアンニウラス部からアンニウラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アンニウラス内圧力の低下にて確認する。</p> <p>当直課長は、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、アンニウラス空気浄化系の弁に窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンニウラス空気浄化ファンを運転する。また、窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)から代替制御用空気を供給する。また、窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アンニウラス空気浄化ファンを運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源および直流電源が健全である場合</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合</p>	<p>表-10</p> <p>操作手順</p> <p>10. 水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器内に放出され、原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアンニウラスに漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するため、アンニウラス内の水素排出および水素濃度監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>水素排出</p> <p>1. アンニウラス空気浄化設備による水素排出</p> <p>発電第二課当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンニウラス空気浄化ファンを運転し、アンニウラス部から放射性物質低減機能を有するアンニウラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されることをアンニウラス内圧力の低下により確認する。</p> <p>発電第二課当直課長は、全交流動力電源または直流電源が喪失した場合にも、日米アンニウラス空気浄化設備の弁の制御用代替空気(窒素ポンベ)(アンニウラス空気浄化ファン弁用)を接続して代替空気(窒素ポンベ)を供給し、代替電源設備から給電した後、日米アンニウラス空気浄化ファンを運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源及び直流電源が健全である場合</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源及びディーゼル発電機の故障等により全ての非常用高圧母線への交流電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確認できない場合又は直流母線の給電を非常用直流母線の電圧により確認できない場合</p>	<p>表-10</p> <p>操作手順</p> <p>10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器(以下、「格納容器」という。)内に放出され、格納容器から格納容器周囲のアンニウラスに漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アンニウラス内の水素排出および水素濃度監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>水素排出</p> <p>1. アンニウラス空気再循環設備による水素排出</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アンニウラス循環ファンが起動し、アンニウラス内の水素を含むガスがアンニウラス部からアンニウラス循環フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アンニウラス内圧力の低下にて確認する。</p> <p>当直課長は、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、日米アンニウラス循環系のタンクに窒素ポンベ(アンニウラス循環系タンク作動用)から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、日米アンニウラス循環ファンを運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源および直流電源が健全である場合</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。) (以下、同様。)</p> <p>【大飯一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (美浜は、可搬式空気圧縮機での対応手段はない。)</p>
<p>水素濃度監視</p> <p>1. アンニウラス水素濃度計による水素濃度測定</p> <p>当直課長は、炉心の損傷を判断した場合、アンニウラス部の水素濃度を、アンニウラス水素濃度計により測定し監視する。</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置から給電されていることを確認後、アンニウラス部の水素濃度を確認する。また、常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、アンニウラス部の水素濃度を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心出口温度が 350℃以上および格納容器内高レンジエアモータ(高レンジ)の指示値が 1×10^6 mSv/h 以上の場合</p>	<p>水素濃度監視</p> <p>1. アンニウラス水素濃度計による水素濃度測定</p> <p>発電第二課当直課長は、炉心の損傷が発生したことを確認した場合において、アンニウラス空気浄化ファンが自動起動又は手動で起動した場合、アンニウラス水素濃度計測装置によりアンニウラス部の水素濃度を測定し監視する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心の損傷が発生したことを炉心出口温度 350℃以上、かつ、格納容器内高レンジエアモータ(高レンジ) 1×10^6 mSv/h 以上により確認した場合において、アンニウラス空気浄化ファンが自動起動又は手動で起動した場合</p>	<p>水素濃度監視</p> <p>1. 可搬型アンニウラス内水素濃度計測装置による水素濃度測定</p> <p>当直課長は、炉心の損傷を判断した場合、可搬型アンニウラス内水素濃度計測装置の系統構成を行い、可搬型アンニウラス内水素濃度計測装置を起動後、アンニウラス内の水素濃度を確認する。</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置からの給電操作および可搬型アンニウラス内水素濃度計測装置の系統構成を行い、可搬型アンニウラス内水素濃度計測装置を起動後、アンニウラス内の水素濃度を確認する。また、常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、アンニウラス内の水素濃度を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心出口温度が 350℃以上および格納容器内高レンジエアモータ(高レンジ)の指示値が 1×10^6 mSv/h 以上の場合</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (美浜は、アンニウラス内の水素濃度測定について、SBO時の対応を記載している。)</p>
<p>水素排出・水素濃度監視 (配慮すべき事項) ○ 電源確保</p>	<p>水素排出・水素濃度監視 (配慮すべき事項) 1. 電源確保</p>	<p>水素排出・水素濃度監視 (配慮すべき事項) ○ 電源確保</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりエアニユラス空気浄化設備および水素濃度監視に使用する設備に給電する。給電する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備により水素排出に使用するエアニユラス空気浄化設備及び水素濃度監視に使用するエアニユラス水素濃度計測装置へ給電する。給電に関する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p>	<p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりエアニユラス空気浄化設備および水素濃度監視に使用する設備に給電する。給電する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>○送水車吸込ロスレター閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレターに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>「後述」</p> <p>「後述」</p>	<p>置及び接続の準備を行い、燃料取扱用ウォータータンク等による注水手段がな ければ使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>2 作業性 使用済燃料ピット補給用水中ポンプの可搬型ホースの取付けについては、速やかに作業ができるよう使用済燃料ピット補給用水中ポンプの保管場所或使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>3 燃料補給 水中ポンプ用発電機の燃料給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク及びタンクローリを用いて実施する。その後の燃料給油は、定格負荷運転時の燃料給油間隔を目安に実施する。燃料を補給する手順は、表-13「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」参照</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時 1 使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水</p> <p>(1) 可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッダによる使用済燃料ピットへのスプレイ 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合において、可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッダによる使用済燃料ピットへのスプレイを行う。 使用する水源は中間受槽を使用し、中間受槽への供給は、淡水である入田浦貯水池から行い、使用可能な淡水がない場合は海水を使用する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（EL+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合 燃料ピット水位が EL+10.75m 未満まで低下し、かつ、水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピット出口配管下端水位を維持できないおそれがある場合</p> <p>(2) 移動式大容量ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合、海を水源とし、移動式大容量ポンプ車及び放水砲により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が EL+10.75m 未満まで低下し、かつ、水位低下が継続する場合に、燃料取扱棟の損壊又は使用済燃料ピットエリアモニタの指示上昇により燃料取扱棟にアークセズできない場合</p>	<p>○送水車吸込ロスレター閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレターに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>「後述」</p> <p>「後述」</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、表-11 の対応手段すべてに対応する形で後述にて整理している。玄海は、対応手段毎に優先順位以外の配慮すべき事項を整理している。）（以下、同様。）</p>
<p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時 1. 使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水 発電所対策本部は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（EL+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により、使用済燃料ピットヘスプレイまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。 (1) 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ 発電所対策本部は、送水車およびスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットヘスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（EL+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合</p> <p>(2) 大容量ポンプ（放水砲）および放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水 発電所対策本部は、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合、大容量ポンプ（放水砲）および放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（EL+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合</p>	<p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時 1. 使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水 発電所対策本部は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（EL+30.37m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により、使用済燃料ピットヘスプレイまたは原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。 (1) 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ 発電所対策本部は、送水車およびスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットヘスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（EL+30.37m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合</p> <p>(2) 大容量ポンプ（放水砲）および放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水 発電所対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合、大容量ポンプ（放水砲）および放水砲により海水を原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（EL+30.37m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合</p>	<p>○送水車吸込ロスレター閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレターに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>「後述」</p> <p>「後述」</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、表-11 の対応手段すべてに対応する形で後述にて整理している。玄海は、対応手段毎に優先順位以外の配慮すべき事項を整理している。）（以下、同様。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>送水車による使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に積層がある場合は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に近づけない場合、スプレイヘッダよりも射程距離が長い大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）への放水を優先する。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレートナ閉塞時の対応</p> <p>送水車の運転時、吸込ロストレートナに閉塞が見られた場合はストレーナーの清掃等を行う。</p> <p>「後述」</p> <p>「後述」</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 優先順位</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合の手段の優先順位は、使用済燃料ピット水位がEL+10.75m未満まで低下し、かつ、水位低下が継続する場合には、使用済燃料ピット出口配管上端水位を維持できない場合は、可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッダによる使用済燃料ピットへのスプレイを実施する。</p> <p>また、燃料取扱ヘアクセスできない場合は、移動式大容量ポンプ重を用いた放水砲による。</p> <p>への放水を実施する。</p> <p>2 作業性</p> <p>可搬型ディーゼル注入ポンプの可搬型ホース布設、接続作業については、速やかに作業ができるよう、可搬型ディーゼル注入ポンプの保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。</p> <p>3 燃料補給</p> <p>可搬型ディーゼル注入ポンプ又は移動式大容量ポンプ車の燃料給油は、定格負荷運転における燃料補給作業手時間となれば燃料油貯蔵タンク及びタンクローリを用いて実施する。その後の燃料給油は、定格負荷運転時における燃料給油間隔を目安に実施する。燃料を補給する手順は、表-4「原子炉冷却却圧カバウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい以外の他の要因により使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に積層がある場合は原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に近づけない場合は、スプレイヘッダよりも射程距離が長い大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）への放水を優先する。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレートナ閉塞時の対応</p> <p>送水車の運転時、吸込ロストレートナに閉塞が見られた場合はストレーナーの清掃等を行う。</p> <p>「後述」</p> <p>「後述」</p>	
<p>重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時</p> <p>1. 使用済燃料ピットの監視</p> <p>当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、または使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）および使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度50℃を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL+33.06m以下まで低下している場合、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置の運転、設置および接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。全交流動力電源または直流水源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示を確認する。</p> <p>(1) 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>当直課長は、常設設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）および使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの状態監視を行う。</p> <p>(2) 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</p>	<p>重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時</p> <p>1 使用済燃料ピットの監視</p> <p>発電第二課当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、又は使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生した場合、常設設備の使用済燃料ピット水位計（SA）、使用済燃料ピット温度計（SA）及び使用済燃料ピット状態監視カメラにより使用済燃料ピット水位、水温及び使用済燃料ピットの監視を行う。また、使用済燃料ピットポンプが全台停止した場合、使用済燃料ピット水位がEL+10.75m未満まで低下した場合、可搬型設備である使用済燃料ピット水位計（広域）、使用済燃料ピット周辺線量率計により中央制御室にて使用済燃料ピットの状態監視を実施する。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。</p> <p>使用済燃料ピット水位を測定する使用済燃料ピット水位計（広域）、使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット周辺線量率計（低レンジ）及び使用済燃料ピット状態監視カメラについては、耐環境性向上のため使用済燃料ピット監視装置用空気供給システムにより空気を供給することで冷却する。</p> <p>(1) 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>発電第二課当直課長は、重大事故発生時においては、重大事故等対応設備である使用済燃料ピット水位計（SA）、使用済燃料ピット温度計（SA）及び使用済燃料ピット状態監視カメラにより使用済燃料ピットの状態監視を行う。</p> <p>(2) 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</p>	<p>重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時</p> <p>1. 使用済燃料ピットの監視</p> <p>当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、または使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット温度（AM用）および使用済燃料ピットエリア監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL.31.79m以下まで低下している場合、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタおよび使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置の運転、設置および接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流水源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示を確認する。</p> <p>(1) 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>当直課長は、常設設備である使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット温度（AM用）および使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの状態監視を行う。</p> <p>(2) 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
	(1) 手動着手の判断基準 使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム(発電機)の燃 料が規定油量以上あることを確認し、運転を開始した後、定格負 荷運転時における燃料補給作業着手時間※に達した場合 ※ 燃料補給作業着手時間及び定格負荷運転時における燃料補 給開始は以下のとおり。 ア 使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム(発電機):運 転開始後約5時間30分以内(その後約8時間20分ごとに補給)		ため詳細は記載していな い。)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>表 1-12</p> <p>操作手順 1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>① 方針目的 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器およびアニュラス部の損傷または貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。</p> <p>また、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合に、航空機燃料火災への泡消火により、火災に対応することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>(1) 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制 発電所対策本部は、炉心出口温度が350℃以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が1×10^5 mSv/h以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により原子炉格納容器およびアニュラス部へ海水を放水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、炉心出口温度が350℃以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が1×10^5 mSv/h以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、原子炉格納容器およびアニュラス部の破損</p> <p>2. 海洋への拡散抑制</p> <p>(1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制 発電所対策本部は、原子炉格納容器およびアニュラス部への放水等により放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、発電所から海洋に流出する4箇所（取水路側1箇所、放水路側2箇所、排水路側1箇所）にシルトフェンスを設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、炉心出口温度が350℃以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が1×10^5 mSv/h以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による原子炉格納容器およびアニュラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、排水路に多様性拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤は、放水路ピット側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路ピット側シルトフェンスの内側、側溝の順に設置する。側溝については、取水路ピット付近から設置する。</p>	<p>表 1-12</p> <p>操作手順 12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>① 方針目的 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制により、発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。</p> <p>また、原子炉補助建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、航空機燃料火災の泡消火により、火災に対応することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>(1) 移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制 緊急時対策本部は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器スプレイができない場合、海を水源とし、移動式大容量ポンプ車及び放水砲による放水準備を開始する。その後、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがある場合は、原子炉格納容器及びアニュラス部へ海水を放水する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 炉心の損傷が発生したことを炉心出口温度が350℃以上、かつ、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が1×10^5 mSv/h以上により確認した場合において、格納容器スプレイを格納容器スプレイ流量等により確認できない場合</p> <p>2. 海洋への拡散抑制</p> <p>(1) シルトフェンス及び放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制 緊急時対策本部は、移動式大容量ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水することにより放射性物質を含む汚染水が発生するため、以下の手段により、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、3号炉及び4号炉放水口側雨水排水処理槽等に放射性物質吸着剤を設置し、雨水排水の経路から流れてきた汚染水が通過することにより放射性物質を吸着させるとともに、3号炉及び4号炉放水口側雨水排水処理槽放水箇所付近等にシルトフェンスを設置することで放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>なお、要員に余裕があれば、放射性物質吸着剤を追加設置する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制を行う判断をした場合</p> <p>(配慮すべき事項) 1 優先順位 放射性物質吸着剤の設置は、発電所内の排水路の流路特性を考慮し、3号炉及び4号炉放水口側雨水排水処理槽を優先する。その後、3号炉及び4号炉取水口側雨水排水処理槽に設置する。 シルトフェンスの設置は、3号炉及び4号炉放水口側雨水排水処理槽放水箇所付近を優先する。その後、3号炉及び4号炉取水口側雨水排水処理槽放水箇所付近、3号炉及び4号炉放水口側雨水排水処理槽放水箇所付近、4号炉取水口側雨水排水処理槽放水箇所付近、3号炉及び4号炉取水口側雨水排水処理槽放水箇所付近にシルトフェンスを設置する。</p> <p>また、1号炉及び2号炉側においては、吐口水槽、八田浦雨水槽の</p>	<p>表 1-12</p> <p>操作手順 1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>① 方針目的 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器およびアニュラス部の損傷または貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。</p> <p>また、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合に、航空機燃料火災への泡消火により、火災に対応することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>(1) 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制 発電所対策本部は、炉心出口温度が350℃以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が1×10^5 mSv/h以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により海水を原子炉格納容器およびアニュラス部へ放水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、炉心出口温度が350℃以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が1×10^5 mSv/h以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合</p> <p>2. 海洋への拡散抑制</p> <p>(1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制 発電所対策本部は、原子炉格納容器およびアニュラス部への放水等により放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、発電所から海洋に流出する2箇所（取水路側1箇所、放水口側1箇所）にシルトフェンスを設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、炉心出口温度が350℃以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が1×10^5 mSv/h以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による原子炉格納容器およびアニュラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射線物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通して海へ流れるため、排水路に多様性拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤は、取水口側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に放水口側シルトフェンスの内側、側溝の順に設置する。側溝については、取水口付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。）（以下、同様。）</p> <p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜では、放射性物質吸着剤は多様性拡張設備であるため記載していない。）</p> <p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、放射性物質吸着剤の設置手順が異なる。）（取水口側→放水口側。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>発電所対策本部は、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合に、以下の手順により、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水する。</p> <p>(1) 送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制</p> <p>発電所対策本部は、建屋内部の損傷等により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に立ち入ることができない場合において、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値の著しい上昇および原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）の著しい損傷がなく、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）近傍に近づける場合、送水車およびスプレイヘッドにより海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、建屋内部の損傷等により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に立ち入ることができない場合において、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値の著しい上昇および原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）の著しい損傷がなく、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）近傍に近づける場合。</p>	<p>貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピットの水位回復操作を実施した場合において、使用済燃料ピット水位が E.L.+10.75m 未満まで低下し、かつ水位低下が継続する場合には、使用済燃料ピット出口配管下端水位を維持できないおそれがある場合、可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッドにより、使用済燃料ピットスプレイヘッドの注水を行う。</p> <p>(1) 可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた使用済燃料ピットスプレイヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピットの水位回復操作を実施した場合において、使用済燃料ピット水位が E.L.+10.75m 未満まで低下し、かつ水位低下が継続する場合には、使用済燃料ピット出口配管下端水位を維持できないおそれがある場合、可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッドにより、使用済燃料ピットスプレイヘッドの注水を行う。</p> <p>可搬型ディーゼル注入ポンプを用いた使用済燃料ピットスプレイヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイの手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却のための手順等」参照</p> <p>(2) 移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピットの水位回復操作を実施した場合において、使用済燃料ピット水位が E.L.+10.75m 未満まで低下し、かつ水位低下が継続する場合には、燃料取扱棟の損傷又は使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により燃料取扱棟にアクセスできない場合、海を水源とし、移動式大容量ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（貯蔵槽内燃焼体等）への放水を行う。</p> <p>手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値上昇、または原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）の著しい損傷により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）近傍に近づけない場合、送水車およびスプレイヘッドにより海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L.+31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値上昇、または原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）の著しい損傷により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）近傍に近づけない場合。</p>	<p>貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>発電所対策本部は、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L. 30.37m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合には、以下の手順により、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水する。</p> <p>(1) 送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制</p> <p>発電所対策本部は、建屋内部の損傷等により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）内に立ち入ることができない場合において、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値の著しい上昇および原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）の著しい損傷がなく、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）近傍に近づける場合、送水車およびスプレイヘッドにより原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L. 30.37 m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、建屋内部の損傷等により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）内に立ち入ることができない場合において、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値の著しい上昇および原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）の著しい損傷がなく、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）近傍に近づける場合。</p> <p>(2) 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>発電所対策本部は、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値上昇、または原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）の著しい損傷により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）近傍に近づけない場合、送水車およびスプレイヘッドにより射程距離が長い大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ水を放水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L. 30.37 m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値上昇、または原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）の著しい損傷により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）近傍に近づけない場合。</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異</p> <p>（玄海は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」と同様であるため詳細は記載していない。）</p>
<p>貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃焼体等）へ放水することにより放射線物質を含む汚染水が発生するため、海洋への放射線物質の拡散を抑制する。</p> <p>放水による放射線物質を含む汚染水が発生する場合は、3号炉及び4号炉排水処理槽放水箇所付近等にシルトフェンスを設置することでおお、要員が余裕があれば、放射線物質吸着剤を追加設置する。</p> <p>手順着手の判断基準</p> <p>移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p>	<p>貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃焼体等）へ放水することにより放射線物質を含む汚染水が発生するため、海洋への放射線物質の拡散を抑制する。</p> <p>放水による放射線物質を含む汚染水が発生する場合は、3号炉及び4号炉排水処理槽放水箇所付近等にシルトフェンスを設置することでおお、要員が余裕があれば、放射線物質吸着剤を追加設置する。</p> <p>手順着手の判断基準</p> <p>移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p>	<p>貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃焼体等）へ放水することにより放射線物質を含む汚染水が発生するため、海洋への放射線物質の拡散を抑制する。</p> <p>放水による放射線物質を含む汚染水が発生する場合は、3号炉及び4号炉排水処理槽放水箇所付近等にシルトフェンスを設置することでおお、要員が余裕があれば、放射線物質吸着剤を追加設置する。</p> <p>手順着手の判断基準</p> <p>移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異</p> <p>（美浜は、美浜では、放射線物質吸着剤は多様性拡張設備であるため記載していない。）</p>
<p>貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃焼体等）へ放水することにより放射線物質を含む汚染水が発生するため、海洋への放射線物質の拡散を抑制する。</p> <p>放水による放射線物質を含む汚染水が発生する場合は、3号炉及び4号炉排水処理槽放水箇所付近等にシルトフェンスを設置することでおお、要員が余裕があれば、放射線物質吸着剤を追加設置する。</p> <p>手順着手の判断基準</p> <p>移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p>	<p>貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃焼体等）へ放水することにより放射線物質を含む汚染水が発生するため、海洋への放射線物質の拡散を抑制する。</p> <p>放水による放射線物質を含む汚染水が発生する場合は、3号炉及び4号炉排水処理槽放水箇所付近等にシルトフェンスを設置することでおお、要員が余裕があれば、放射線物質吸着剤を追加設置する。</p> <p>手順着手の判断基準</p> <p>移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p>	<p>貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃焼体等）へ放水することにより放射線物質を含む汚染水が発生するため、海洋への放射線物質の拡散を抑制する。</p> <p>放水による放射線物質を含む汚染水が発生する場合は、3号炉及び4号炉排水処理槽放水箇所付近等にシルトフェンスを設置することでおお、要員が余裕があれば、放射線物質吸着剤を追加設置する。</p> <p>手順着手の判断基準</p> <p>移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p>	<p>貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃焼体等）へ放水することにより放射線物質を含む汚染水が発生するため、海洋への放射線物質の拡散を抑制する。</p> <p>放水による放射線物質を含む汚染水が発生する場合は、3号炉及び4号炉排水処理槽放水箇所付近等にシルトフェンスを設置することでおお、要員が余裕があれば、放射線物質吸着剤を追加設置する。</p> <p>手順着手の判断基準</p> <p>移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>および放水砲による大気への拡散抑制の手順基準に同じ。</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位 送水車およびスプレイヘッドまたは大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵罐内燃料体系等）への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、排水路に多様性拡張器である放射性物質吸着剤を設置する。放水路に多様性拡張設備で路側シルトフェンスの内側に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水路付近から設置する。付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。</p> <p>○ 送水車吸込ロスレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>を行う判断をした場合</p> <p>（配慮すべき事項） 1 優先順位 (1) 放射性物質吸着剤の設置は、発電所内の排水路の流路特性を考慮し3号炉及び4号炉放水口側雨水排水処理槽を優先する。その後、3号炉及び4号炉放水口側雨水排水処理槽放水口側雨水排水処理槽に設置する。 シルトフェンスの設置は、3号炉及び4号炉放水口側雨水排水処理槽放水口側雨水排水処理槽に設置する。その後、3号炉及び4号炉放水口側雨水排水処理槽放水口側雨水排水処理槽に設置する。 また、1号炉及び2号炉側においては、吐口水櫃、八田浦雨水研の順番に放射性物質吸着剤を設置し、その後、吐口水櫃放水口側近、八田浦雨水研放水口側近の順番にシルトフェンスを設置する。</p>	<p>および放水砲による大気への拡散抑制の手順基準に同じ。</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位 送水車およびスプレイヘッドまたは大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による原子炉補助建屋（貯蔵罐内燃料体系等）への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放水路に多様性拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放水路に多様性拡張設備で路側シルトフェンスの内側に設置する。次に放水口側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、取水口付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。</p> <p>○ 送水車吸込ロスレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、放射性物質吸着剤の設置手順が異なる（取水口側→放水口側）。）</p>
<p>原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災</p> <p>1. 航空機燃料火災への泡消火 (1) 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火 発電所対策本部は、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲を用いて、海水を泡混合器で泡消火剤と混合しながら放水することによって航空機燃料火災への泡消火を実施する。 a. 手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲の準備が完了するまで、多様性拡張設備である化学消防自動車および小型動力ポンプ付水櫃または化学消防自動車、小型動力ポンプ付水櫃車および中型放水銃あるいは送水車（消火用）および中型放水銃により、アクセルートの確保、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の安全確保、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のために泡消火を実施する。</p> <p>「後述」</p>	<p>原子炉補助建屋等周辺における航空機衝突による航空機燃料火災</p> <p>1 航空機燃料火災への泡消火 (1) 移動式大容量ポンプ車及び放水砲による泡消火 緊急時対策本部は、原子炉補助建屋等周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、海水を水源とし、可搬型設備である移動式大容量ポンプ車及び放水砲による放水に泡消火薬剤を注入して泡消火する。 ア 手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合</p> <p>（配慮すべき事項） 1 優先順位 原子炉補助建屋等周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、多様性拡張設備である化学消防自動車、小型動力ポンプ付水櫃車、可搬型ディーゼル注入ポンプ及び小型放水砲による泡消火は、移動式大容量ポンプ車及び放水砲による泡消火を開始するまでのアクセルートを確保するための泡消火、要員の安全確保のための泡消火、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のための広範囲の泡消火を行う。</p> <p>2 操作性 放水砲は、原子炉格納容器破損箇所又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体系等）の状況に応じて放水砲の設置位置を設定し、原子炉格納容器及びアニュラス部又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体系等）に向けて放水する。 放水砲による放水については噴射ノズルを調整することで、放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、直線状とするときより速くまで放水でき、噴霧状とするとき、直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。 また、放水砲は、複数の方向からの放水を可能とする。</p> <p>3 作業性 可搬型ホース施設、接続作業については、速やかに作業ができるように移動式大容量ポンプ車の保管場所の使用工具及び可搬型ホースを配備する。</p> <p>「後述」</p>	<p>原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災</p> <p>1. 航空機燃料火災への泡消火 (1) 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火 発電所対策本部は、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲を用いて、海水を泡混合器で泡消火剤と混合しながら放水することによって航空機燃料火災への泡消火を実施する。 a. 手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲の準備が完了するまで、多様性拡張設備である化学消防自動車および小型動力ポンプ付水櫃車または化学消防自動車、小型動力ポンプ付水櫃車および中型放水銃あるいは送水車（消火用）および中型放水銃により、アクセルートの確保、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の安全確保、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のために泡消火を実施する。</p> <p>「後述」</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、放射性物質吸着剤の設置手順が異なる（取水口側→放水口側）。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）
<p>「後述」</p> <p>○ 泡消火剤の配備 泡消火剤を4,000リットル（1,000リットル×4）配備する。</p>	<p>「前記」</p> <p>4 燃料補給 移動式大容量ポンプ車又は可搬型ディーゼル注入ポンプの燃料給油は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば、燃料油貯蔵タンク及びタンクローリを用いて実施する。その後の燃料給油は、定格負荷運転時における燃料給油間隔を目安に実施する。燃料を補給する手順は、表－4「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>5 泡消火剤の配備 移動式大容量ポンプ車及び放水砲により約20分の泡消火を行うために、分散配置された保管場所に泡消火薬剤を4,000（1,000個×4個）配備する。</p>	<p>「後述」</p> <p>○ 泡消火剤の配備 泡消火剤を4,000リットル（1,000リットル×4）配備する。</p>
<p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器およびアニュラス部の破損・貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災 （配慮すべき事項）</p> <p>○ 操作性 放水砲については噴射ノズルを調整することで、放水形状を直線状または噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状にするより速くまで放水できるが、噴霧状とするとき直線状よりも放射性物質の抑制効果があることから、なるべく噴霧状を使用する。 放水砲は、最も効果的な方向から原子炉格納容器およびアニュラス部または原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水する。 スプレイヘッドによる原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水については、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊箇所が確認できる場合は、スプレイヘッドの噴射位置を原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊部に調整する。 大容量ポンプ（放水砲用）および送水車への燃料補給に関する手順は、表－6「原子炉格納容器内の冷却のための手順等」参照。</p>	<p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器およびアニュラス部の破損・貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災 （配慮すべき事項）</p> <p>○ 操作性 放水砲については噴射ノズルを調整することで、放水形状を直線状または噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状にするより速くまで放水できるが、噴霧状とするとき直線状よりも放射性物質の抑制効果があることから、なるべく噴霧状を使用する。 放水砲は、最も効果的な方向から原子炉格納容器およびアニュラス部または原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水する。 スプレイヘッドによる原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水については、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊箇所が確認できる場合は、スプレイヘッドの噴射位置を原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊部に調整する。 大容量ポンプ（放水砲用）および送水車への燃料補給に関する手順は、表－4「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は、対応手段毎の配慮すべき事項に整理している。）</p>
<p>○ 作業性 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制または航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように大容量ポンプ（放水砲用）の保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。 送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように送水車の保管場所に使用工具及び可搬型ホース等を配備する。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプ（放水砲用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンクおよびタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。 送水車への軽油の補給は、燃料の補給が必要になれば軽油ドラム缶を用いて適宜実施する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）および送水車への燃料補給の手順は、表－4「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>○ 作業性 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制または航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように大容量ポンプ（放水砲用）の保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。 送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように送水車の保管場所に使用工具及び可搬型ホース等を配備する。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプ（放水砲用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンクおよびタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。 送水車への軽油の補給は、燃料の補給が必要になれば軽油ドラム缶を用いて適宜実施する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）および送水車への燃料補給の手順は、表－4「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>○ 作業性 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制または航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように大容量ポンプ（放水砲用）の保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。 送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制に係る可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように送水車の保管場所に使用工具及び可搬型ホース等を配備する。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプ（放水砲用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンクおよびタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。 送水車への軽油の補給は、燃料の補給が必要になれば軽油ドラム缶を用いて適宜実施する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）および送水車への燃料補給の手順は、表－4「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>表-1-3</p> <p>操作手順</p> <p>1.3. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源である燃料取替用水ピット、復水ピット等とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源として、淡水源および海水等を確保することを目的とする。</p> <p>設計基準事故対処設備において重大事故等の収束に必要な量の水を供給するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)のための代替手段および復水ピットへの供給、格納容器再循環システム(以下、「使用済燃料ピット」という。)への水の供給、使用済燃料ピットからの大量の漏えい発生時の使用済燃料ピットまたは原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)へのスプレイおよび放水ならびに炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水のための水の供給を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p>	<p>表-1-3</p> <p>操作手順</p> <p>1.3. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源である復水タンク、燃料取替用水タンクとは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する八田浦貯水池、海を水源として、淡水又は海水を確保することを目的とする。</p> <p>設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な量の水を供給するため、代替水源から中間受槽への供給、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)の代替手段及び復水タンクへの供給、炉心注入及び格納容器再循環システム(以下、「使用済燃料ピット」という。)への水の供給、格納容器再循環システム(以下、「使用済燃料ピット」という。)への水の供給、使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットからの大量の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイ及び燃料取扱棟(使用済燃料ピット内の燃料体等)への放水並びに炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の原子炉格納容器及びアニュラス部への放水を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>代替水源から中間受槽への供給</p> <p>1 八田浦貯水池から中間受槽への供給</p> <p>発電第二課当直課長は、重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)のための必要な水源である復水タンクへの供給、炉心注入及び格納容器スプレイのための必要な水源である燃料取替用水タンクへの供給又は使用済燃料ピット内の燃料体等の冷却のための使用済燃料ピットへの注水をそれぞれ必要になった場合、八田浦貯水池を水源とし取水用中ポンプにより淡水を中間受槽へ供給する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの事象又は状態となり、2次系純水タンク又は原水タンクから中間受槽への供給が不可で、八田浦貯水池の水位が確保され使用できることを確認した場合</p> <p>ア 外部電源及びディーゼル発電機の故障等により全ての非常用高圧母線への交流電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確保できない場合</p> <p>イ 原子炉補助機冷却機能を原子炉補助機冷却水供給母管流量等で確認できない場合</p> <p>ウ 使用済燃料ピットポンプが全台停止した場合、使用済燃料ピット温度が65℃を超える場合又は使用済燃料ピット水位が可+10.75m未満まで低下した場合</p> <p>エ 復水タンク又は燃料取替用水タンクが枯渇するおそれがあることを水位により確認した場合</p> <p>2 3号炉及び4号炉取水ピットから中間受槽への供給</p> <p>発電第二課当直課長は、重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)のための必要な水源である復水タンクへの供給、炉心注入及び格納容器スプレイのための必要な水源である燃料取替用水タンクへの供給又は使用済燃料ピット内の燃料体等の冷却のための使用済燃料ピットへの注水をそれぞれ必要になった場合、3号炉及び4号炉取水ピットを水源として取水用中ポンプにより海水を中間受槽へ供給する。</p>	<p>表-1-3</p> <p>操作手順</p> <p>1.3. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源である燃料取替用水タンク、復水タンク等とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源として、淡水源および海水等を確保することを目的とする。</p> <p>設計基準事故対処設備および重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な量の水を供給するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)のための代替手段および復水タンクへの供給、格納容器再循環システム(以下、「使用済燃料ピット」という。)への水の供給、使用済燃料ピットからの大量の漏えい発生時の使用済燃料ピットまたは原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)へのスプレイおよび放水ならびに炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水のための水の供給を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。)(以下、同様。)</p> <p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (美浜は、貯水池、中間受槽はないため記載なし。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水ピットへの供給</p> <p>1. 復水ピットへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>(1) 1次冷却系のフィードアンドブリード 当直課長は、重大事故等の発生により、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）手段の水源となる復水ピットの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、燃料取替用水ピット水を高圧注入ポンプにより炉心に注水する操作と、加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。</p> <p>a. 手順着手の判断 復水ピットが水源として使用できず、その他の水源への切替えによる蒸気発生器2次側への注水機能が喪失し、蒸気発生器水位低下によりすべての蒸気発生器の除熱が期待できない水位に達した際に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水ピットの水位が確保されている場合</p>	<p>(1) 手順着手の判断基準 以下のいずれかの事象又は状態となり、八田浦貯水池から中間受槽への供給が不可で、海水からの供給が使用できなくなった場合 ア 外部電源及びディーゼル発電機の故障等により全ての非常用高圧母線への交流電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確認できない場合 イ 原子炉補機冷却機能を原子炉補機冷却水供給母管流量等で確認できない場合 ウ 使用済燃料ピットポンプが全停止した場合、使用済燃料ピット温度が65℃を超える場合又は使用済燃料ピット水位がH、±10.75mm未満まで低下した場合 エ 復水タンク又は燃料取替用水タンクが枯渇するおそれがあることを水位により確認した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1. 優先順位 中間受槽への供給には水質のよい淡水を優先して使用する。早期に水源の確保を図るため、多様性拡張設備である2次系給水タンクを優先して使用し、2次系給水タンクが使用できなければ、多様性拡張設備である原水タンクを使用する。さらに2次系給水タンク、原水タンクが使用できなければ八田浦貯水池を使用し、八田浦貯水池からの取水よりも海水取水が適切と判断すれば、3号炉及び4号炉取水ピットを使用する。</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）の代替手段及び復水タンクへの供給</p> <p>1. 復水タンクへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>(1) 復水タンクから海水への水源切替（送水車を用いたタービン動機助給水ポンプ直接供給） 当直課長は、重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水タンクが枯渇、破損等により機能喪失し、蒸気発生器への注水が出来ない場合、以下の手段により原子炉を冷却する。 (1) 復水タンクから海水への水源切替（送水車を用いたタービン動機助給水ポンプ直接供給） 当直課長は、送水車を用いたタービン動機助給水ポンプ直接供給による蒸気発生器への注水により原子炉を冷却する。 a. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水タンクの枯渇または破損を水位低警報等により判断した場合</p> <p>(2) 1次冷却系のフィードアンドブリード 当直課長は、燃料取替用水タンク水を充てん／高圧注入ポンプにより原子炉に注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部への1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。 a. 手順着手の判断基準 復水タンクが水源として使用できず、その他の水源への切替えによる蒸気発生器2次側への注水機能が喪失し、蒸気発生器水位低下によりすべての蒸気発生器の除熱が期待できない水位に達した際に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p>	<p>蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水ピットへの供給</p> <p>1. 復水タンクへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水タンクが枯渇、破損等により機能喪失し、蒸気発生器への注水が出来ない場合、以下の手段により原子炉を冷却する。 (1) 復水タンクから海水への水源切替（送水車を用いたタービン動機助給水ポンプ直接供給） 当直課長は、送水車を用いたタービン動機助給水ポンプ直接供給による蒸気発生器への注水により原子炉を冷却する。 a. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水タンクの枯渇または破損を水位低警報等により判断した場合</p> <p>(2) 1次冷却系のフィードアンドブリード 当直課長は、燃料取替用水タンク水を充てん／高圧注入ポンプにより原子炉に注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部への1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。 a. 手順着手の判断基準 復水タンクが水源として使用できず、その他の水源への切替えによる蒸気発生器2次側への注水機能が喪失し、蒸気発生器水位低下によりすべての蒸気発生器の除熱が期待できない水位に達した際に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、送水車を用いたタービン動機助給水ポンプへの直接海水を供給する手段を記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は、表－2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様であるため詳細は記載していない。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>2. 復水ピットへの補給</p> <p>(1) 海水を用いた復水ピットへの補給</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生時に、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水ピットへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの通常水位低警報が発信し、さらにN.o. 3 送水タンクの水位低警報等により復水ピットへの補給ができない場合。</p> <p>また、N.o. 3 送水タンクから復水ピットへの補給を開始した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先事項</p> <p>復水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能なN.o. 3 送水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による送水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応</p> <p>送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>2 中間受槽を水源とする復水タンクへの供給</p> <p>発電第二課当直課長は、重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）による1次冷却材を冷却中において、復水タンクが枯渇するおそれのある場合、中間受槽を水源として復水タンク（ピット）補給用水中ポンプによる復水タンクへの供給を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの事象又は状態となり、復水タンクが使用できる場合</p> <p>ア 外部電源及びディーゼル発電機の故障等により全ての非常用原子炉補給冷却機能を原子炉補給冷却水供給母管流量等により確認できない場合</p> <p>イ 高圧母線への交流電圧からの給電を非常用高圧母線電圧により確認できない場合</p> <p>ウ 復水タンクが枯渇するおそれがあることを水位により確認した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 優先順位</p> <p>復水タンクが枯渇又は破損により補助給水ポンプの水源として使用できない場合は、多様性拡張設備である2次系給水タンクが健全な場合は、短時間で復水タンクの代替水源として確保できることから、復水タンクから2次系給水タンクへの水源切替を優先する。なお、復水タンクから2次系給水タンクへの切替え操作は、補助給水ポンプを停止することなく切り替えることができる。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応</p> <p>送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>2. 復水タンクへの補給</p> <p>(1) 海水を用いた復水タンクへの補給</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生時に、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、送水車により海水を水源として復水タンクへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水タンクの水位低警報が発信し、さらに2次系給水タンクの水位低警報等により復水タンクへの補給ができない場合は、2次系給水タンクから復水タンクへの補給を開始した場合</p> <p>また、全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先事項</p> <p>復水タンクが使用できない場合は、送水車を用いたタービン補助給水ポンプへの直接供給の準備を開始するとともに、多様性拡張設備であるが短時間で使用可能な2次系給水タンクを優先して使用する。他の多様性拡張設備による蒸気発生器への注水ができない場合は、送水車を用いたタービン補助給水ポンプ直接供給により蒸気発生器への注水を行う。蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に、すべての水源が使用不可能な場合は、炉心冷却（注水）中には、1次冷却系のフュードポンプポートを行う。</p> <p>復水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ送水車の使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能な2次系給水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による送水の補給手段が使用できない場合は、送水車の準備が整えば海水を使用する。</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応</p> <p>送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、淡水タンクについては多様性であり記載していない。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （玄海は、発生事象を手順着手の判断基準としてしている。）</p> <p>【大飯・玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、復水タンクが使用できない場合および復水タンクへの補給について優先順位を記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、ストレーナ閉塞時の対応を記載している。）（以下、同様。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、炉心注水と格納容器スプレイを分けて記載している。）</p>
<p>炉心注水のための代替手段および燃料取替用復水ピットへの供給</p> <p>1. 燃料取替用復水ピットへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生により、炉心注水の水源となる燃料取替用復水ピットの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、原子炉に注水する。</p> <p>(1) 燃料取替用復水ピットから復水ピットへの水源切替</p> <p>当直課長は復水ピットを水源とし変圧ポンプまたは恒設代替低圧注水ポンプによる炉心注水により原子炉に注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心注水中に燃料取替用復水ピットの枯渇または破損を水位異常低</p>	<p>炉心注入及び格納容器スプレイの代替手段及び燃料取替用復水タンクへの供給</p> <p>1 炉心注入及び格納容器スプレイの代替手段</p> <p>発電第二課当直課長は、重大事故等により、炉心注入又は格納容器スプレイが必要に際し、燃料取替用復水タンクを水源とすることができない場合において、復水タンクの水位が確保されている場合、以下の手段により、代替炉心注入又は代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>(1) 代替炉心注入</p> <p>ア 復水タンクを水源とする常設電動注入ポンプによる代替炉心注入</p> <p>発電第二課当直課長は、常設電動注入ポンプの水源を燃料取替用復水タンクから復水タンクに切替えて、復水タンクを水源とする常設電動注入ポンプによる代替炉心注入により炉心を空知する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心注入に必要な際に、燃料取替用復水タンクの破損に</p>	<p>炉心注水のための代替手段および燃料取替用復水タンクへの供給</p> <p>1. 燃料取替用復水タンクへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生により、炉心注水の水源となる燃料取替用復水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、原子炉に注水する。</p> <p>(1) 燃料取替用復水タンクから復水タンクへの水源切替</p> <p>当直課長は、復水タンクを水源とし恒設代替低圧注水ポンプによる炉心注水により原子炉に注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心注水中に燃料取替用復水タンクの枯渇または破損を水位異常低</p>	<p>【大飯・玄海と美浜で差のある箇所 （備考欄の○は補足説明を示す。） 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所 （2019.12.09補正含む）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>「後述」</p> <p>警報等により判断した際に、復水ビットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</p> <p>イ 中間受槽を水源とする可搬型ディーゼル注入ポンプによる代 替炉心注込 中間受槽を水源とする可搬型ディーゼル注入ポンプによる 代替炉心注込の手順は、表-4「原子炉冷却材圧カバウンダリ 低下時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>エ 中間受槽を水源とする可搬型ディーゼル注入ポンプによる代 替炉心注込 中間受槽を水源とする可搬型ディーゼル注入ポンプによる 代替炉心注込の手順は、表-4「原子炉冷却材圧カバウンダリ 低下時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>(2) 代替格納容器スプレイ ア 復水タンクを水源とする常設電動注入ポンプによる代替格納 容器スプレイ 発電第二課当直課長は、常設電動注入ポンプの水源を燃料取 替用水タンクから復水タンクに切替えて、復水タンクを水源と する常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイにより 原子炉格納容器を冷却する。 (7) 手順着手の判断基準 格納容器スプレイが必要な際に、燃料取替用水タンク の破損により燃料取替用水タンク水位が確認できない場 合において、復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 燃料取替用水ビットから海水への水源切替 当直課長は、燃料取替用水ビットから復水ビットへの水源切替え ができない場合、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を 開始し、他の多様性拡張設備による淡水の供給手段が使用できない 場合は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより原子炉に 注水する。 a. 手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水ビットの枯渇または破損を水位異常低 警報等により、さらに復水ビットの枯渇または破損を水位異常低警 報等により判断した際に、燃料取替用水ビットから復水ビットへの 水源切替および燃料取替用水ビットへの補給ができない場合 また、燃料取替用水ビットから復水ビットへの水源切替を実施し た場合または復水ビットから燃料取替用水ビットへの補給を実施し た場合</p> <p>2. 燃料取替用水ビットへの補給 (1) 復水ビットから燃料取替用水ビットへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時に、炉心注水中に燃料取 替用水ビットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ビットから燃 料取替用水ビットへ補給する。 a. 手順着手の判断基準 インターフェイシスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損発生 時減圧継続および再循環運転による炉心注水不能時に、1次 系純水タンクまたはほろ酸タンク水位異常低警報等により燃料取替 用水ビットへの補給機能喪失を判断した際に、復水ビットの水位が 確保され、使用できることを確認できた場合 また、1次系純水タンクおよびほろ酸タンクから燃料取替用水ビ ットへの補給を開始後、復水ビットの水位が確保され、使用できる ことを確認できた場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位</p>	<p>「後述」</p> <p>より燃料取替用水タンク水位が確認できない場合におい て、復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>イ 中間受槽を水源とする可搬型ディーゼル注入ポンプによる代 替炉心注込 中間受槽を水源とする可搬型ディーゼル注入ポンプによる 代替炉心注込の手順は、表-4「原子炉冷却材圧カバウンダリ 低下時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>エ 中間受槽を水源とする可搬型ディーゼル注入ポンプによる代 替炉心注込 中間受槽を水源とする可搬型ディーゼル注入ポンプによる 代替炉心注込の手順は、表-4「原子炉冷却材圧カバウンダリ 低下時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>(2) 代替格納容器スプレイ ア 復水タンクを水源とする常設電動注入ポンプによる代替格納 容器スプレイ 発電第二課当直課長は、常設電動注入ポンプの水源を燃料取 替用水タンクから復水タンクに切替えて、復水タンクを水源と する常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイにより 原子炉格納容器を冷却する。 (7) 手順着手の判断基準 格納容器スプレイが必要な際に、燃料取替用水タンク の破損により燃料取替用水タンク水位が確認できない場 合において、復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 燃料取替用水タンクへの供給 (1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの供給 発電第二課当直課長は、重大事故等が発生し、炉心注入及び格納 容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクへの供給が必要な 場合に、燃料取替用水タンク水位が10%以下となり、多様性拡張 設備である使用済燃料ビット等による供給手段がなければ、復水 タンクから燃料取替用水タンクへ水を供給する。 ア 手順着手の判断基準 1次冷却材喪失事故が発生し、燃料取替用水タンクを水源と した注込が行われている場合に、復水タンクの水位が確保さ れ、燃料取替用水タンクへの供給に使用できることを確認した 場合</p> <p>(配慮すべき事項) 1 優先順位</p>	<p>「後述」</p> <p>警報等により判断した際に、復水タンクの水位が確保され、使用で きることを確認できた場合</p> <p>(2) 燃料取替用水タンクから海水への水源切替 当直課長は、燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替え ができない場合、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を 開始し、他の多様性拡張設備による淡水の供給手段が使用できない 場合は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより原子炉に 注水する。 a. 手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水タンクの枯渇または破損を水位異常低 警報等により、さらに復水タンクの枯渇または破損を水位異常低警 報等により判断した際に、燃料取替用水タンクから復水タンクへの水 源切替および燃料取替用水タンクへの補給ができない場合 また、燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替を実施し た場合または復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を実施し た場合</p> <p>2. 燃料取替用水タンクへの補給 (1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時に、炉心注水中に燃料取 替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃 料取替用水タンクへ補給する。 a. 手順着手の判断基準 インターフェイシスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損発生 時減圧継続および再循環運転による炉心注水不能時に、1次 系純水タンクまたはほろ酸タンク水位異常低警報等により燃料取替 用水タンクへの補給機能喪失を判断した際に、復水タンクの水位が 確保され、使用できることを確認できた場合、もしくは、1次系純 水タンクおよびほろ酸タンクから燃料取替用水タンクへの補給を開 始後、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた 場合 また、全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、中間受槽はな い。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を開始し、使用可能な1次系純水タンク拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンクおよびほう酸水タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水ピットを使用する。</p> <p>○送水車吸込ロスレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>燃料取替用水タンクへの供給は、多様性拡張設備である常設設備を用いたほう酸水補給を優先する。優先順位として、供給流量が多い使用燃料ピットからの供給を優先し、供給ができなければ1次系純水タンク水及びほう酸水タンク水の混合によるほう酸水の供給、燃料取替用水補助タンクによる供給の順で使用する。</p> <p>ほう酸水の供給ができなければ、純水である復水タンクから燃料取替用水タンクへ供給する。</p>	<p>燃料取替用水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を開始し、使用可能な1次系純水タンク拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンクおよびほう酸水タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水タンクを使用する。</p> <p>○送水車吸込ロスレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロスレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、炉心注水と格納容器スプレイを分けて記載している。）</p>
<p>「前記」</p> <p>格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水ピットへの供給</p> <p>1. 燃料取替用水ピットへの供給ができない場合の代替手段 当直課長は、重大事故等の発生により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、格納容器にスプレイする。</p> <p>(1) 燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替 当直課長は、復水ピットを水源とし代替炉心注水に使用していないことを確認して恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイにより格納容器にスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇または破損を水位異常低警報等により判断した際に、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</p> <p>(2) 燃料取替用水ピットから海水への水源切替 当直課長は、あらかじめ準備した可搬式代替低圧注水ポンプの準備が整い、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイが実施できない場合は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより格納容器にスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇または破損を水位異常低警報等により判断した場合</p> <p>2. 燃料取替用水ピットへの補給 (1) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時において、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、1次系純水タンクまたはほう酸水タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合 また、1次系純水タンクおよびほう酸水タンクから燃料取替用水ピットへの補給を開始後、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○優先順位 燃料取替用水ピットへの補給の優先順位は、あらかじめ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を開始し、使用可能な1次系純水タンク拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク</p>	<p>「前記」</p> <p>格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段 (1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は、重大事故等の発生により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、復水タンクを水源として恒設代替低圧注水ポンプまたは原子炉下部キャビティ注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイにより格納容器にスプレイする。</p> <p>また、送水車により復水タンクに海水を補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの枯渇または破損を水位異常低警報等により判断した際に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</p> <p>2. 燃料取替用水タンクへの補給 (1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時において、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、1次系純水タンクまたはほう酸水タンク水位異常低警報等により燃料取替用水タンクへの補給機能喪失を判断した際に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合、もしくは、1次系純水タンクおよびほう酸水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を開始後、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合 また、全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○優先順位 燃料取替用水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を開始し、使用可能な1次系純水タンク拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク</p>	<p>格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段 (1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は、重大事故等の発生により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、復水タンクを水源として恒設代替低圧注水ポンプまたは原子炉下部キャビティ注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイにより格納容器にスプレイする。</p> <p>また、送水車により復水タンクに海水を補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの枯渇または破損を水位異常低警報等により判断した際に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</p> <p>2. 燃料取替用水タンクへの補給 (1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時において、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、1次系純水タンクまたはほう酸水タンク水位異常低警報等により燃料取替用水タンクへの補給機能喪失を判断した際に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合、もしくは、1次系純水タンクおよびほう酸水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を開始後、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合 また、全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○優先順位 燃料取替用水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給を開始し、使用可能な1次系純水タンク拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンク</p>	<p>【大飯－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、可搬式代替低圧注水ポンプにより格納容器スプレイは多様性拡張設備の手順であるため記載していない。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
（備考欄の○は補足説明を示す。）
青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
（2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>およびほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水タンクを使用する。</p> <p>○送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>格納容器再循環サンパを水源とする再循環再循環</p> <p>1. 再循環</p> <p>(1) 高圧注入ポンプによる高圧再循環、余熱除去ポンプによる低圧再循環</p> <p>発電第二課当直課長は、高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプにより炉心へ注入している場合において、格納容器再循環サンパ水位が確保された場合、水源を燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンパ側に切り替えて、高圧注入ポンプによる高圧再循環、余熱除去ポンプによる低圧再循環を行う。</p> <p>ア 手順着手の判断基準</p> <p>炉心注入中に燃料取替用水タンク水位計の指示値が10%以下となった場合において、格納容器再循環サンパ水位計の指示値が65%以上※になった場合</p> <p>※ 蒸気発生器伝熱管破断発生時における破損側蒸気発生器の隔離不能時及びインターフェーズシステム10CA時は、格納容器再循環サンパ水位計（広域）の指示値が70%以上</p> <p>2 代替再循環</p> <p>(1) B格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSタイライン使用）による代替再循環</p> <p>B格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSタイライン使用）による代替再循環の手順は、表-4「原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p> <p>(2) B高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環</p> <p>B高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環の手順は、表-4「原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」参照</p>	<p>およびほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水タンクを使用する。</p> <p>○送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>格納容器再循環サンパを水源とした再循環再循環</p> <p>1. 代替再循環再循環</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生による格納容器再循環サンパを水源とした再循環再循環において、余熱除去ポンプの故障等により、再循環再循環による原子炉への注水機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器再循環サンパ水を原子炉へ注水する。</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （大飯、玄海は、高圧注入ポンプのみで再循環再循環が可能なため記載。 美浜は、低圧再循環再循環が可能な場合としている。）</p>
<p>格納容器再循環サンパを水源とした再循環再循環</p> <p>1. 再循環再循環<代替再循環再循環></p> <p>当直課長は、重大事故等の発生による格納容器再循環サンパを水源とした再循環再循環において、余熱除去ポンプの故障等により、再循環再循環による原子炉への注水機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器再循環サンパ水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 高圧注入ポンプによる高圧再循環再循環</p> <p>当直課長は、高圧注入ポンプによる再循環再循環により原子炉へ注水する。</p> <p>原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(2) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環再循環</p> <p>当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）および格納容器スプレイ冷却器による代替再循環再循環により原子炉へ注水する。</p> <p>原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(3) B高圧注入ポンプ（海水冷却）、大容量ポンプによる高圧代替再循環再循環</p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプによる代替再循環再循環により冷却水を確保し、B高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環再循環により原子炉へ注水する。</p> <p>原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>格納容器再循環サンパを水源とする再循環再循環</p> <p>1. 再循環</p> <p>(1) A、B内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環再循環</p> <p>当直課長は、A、B内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）およびA内部スプレイポンプによる代替再循環再循環により原子炉へ注水する。</p> <p>原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(2) B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）、大容量ポンプによる高圧代替再循環再循環</p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプによる代替再循環再循環により冷却水を確保し、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環再循環により原子炉へ注水する。</p> <p>原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(3) B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環再循環</p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプによる代替再循環再循環により冷却水を確保し、B余熱除去ポンプ（海水冷却）による代替再循環再循環により原子炉へ注水する。</p> <p>低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>およびほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水タンクを使用する。</p> <p>○送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>格納容器再循環サンパを水源とした再循環再循環</p> <p>1. 代替再循環再循環</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生による格納容器再循環サンパを水源とした再循環再循環において、余熱除去ポンプの故障等により、再循環再循環による原子炉への注水機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器再循環サンパ水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) A、B内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環再循環</p> <p>当直課長は、A、B内部スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）およびA内部スプレイポンプによる代替再循環再循環により原子炉へ注水する。</p> <p>原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(2) B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）、大容量ポンプによる高圧代替再循環再循環</p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプによる代替再循環再循環により冷却水を確保し、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環再循環により原子炉へ注水する。</p> <p>原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧力カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(3) B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環再循環</p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプによる代替再循環再循環により冷却水を確保し、B余熱除去ポンプ（海水冷却）による代替再循環再循環により原子炉へ注水する。</p> <p>低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、大容量ポンプによる代替再循環再循環を用いた高圧/低圧代替再循環を記載している。）</p>
<p>使用済燃料ピットへの水の供給</p> <p>1. 海水から使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>使用済燃料ピットへの注水</p> <p>1. 中間受槽を水源とする使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>使用済燃料ピットへの水の供給</p> <p>1. 海水から使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>【大飯－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能または注水機能が喪失し、または使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合、海水を水源として送水車により使用済燃料ピットへ注水する。 使用済燃料ピットへの注水の手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへの注水の手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイ及び燃料取扱棟への放水</p> <p>1 中間受槽を水源とする使用済燃料ピットへのスプレイ 中間受槽を水源とする使用済燃料ピットへのスプレイの手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照</p> <p>2 海を水源とする燃料取扱棟への放水 海を水源とする燃料取扱棟への放水の手順は、表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照</p>	<p>当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能または注水機能が喪失し、または使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合、海水を水源として送水車により使用済燃料ピットへ注水する。 使用済燃料ピットへの注水の手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位</p> <p>○ 送水車吸込ロストレーナ閉塞時の対応 送水車の運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へのスプレイおよび放水 発電所対策本部は、重大事故等の発生により、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等が発生し、使用済燃料ピットの機能が喪失した場合に、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下で水位低下が継続する場合、以下の手順により使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へスプレイおよび放水する。</p> <p>1. 送水車による使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へのスプレイ 発電所対策本部は、送水車およびスプレイヘッドにより海水を使用済燃料ピットへスプレイまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水する。 使用済燃料ピットへスプレイを行う手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。 原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に放水する手順は表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p> <p>2. 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）への放水 発電所対策本部は、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に近づけない場合は、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ海水を放水する。なお、海水を使用する際、取水箇所は取水器および放水路ピットから取水箇所を選定し使用する。 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲等を使用して原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水を行う手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲等を使用して原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水を行う手順は、表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p>	<p>（美浜は送水車での対応を記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】 ⑤：記載方針の差異 （美浜は、対応手段毎に優先順位の配慮すべき事項を分離して記載している。）</p>
<p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へのスプレイおよび放水 発電所対策本部は、重大事故等の発生により、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等が発生し、使用済燃料ピットの機能が喪失した場合に、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下で水位低下が継続する場合、以下の手順により使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋へスプレイおよび放水する。</p> <p>1. 送水車による使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へのスプレイ 発電所対策本部は、送水車およびスプレイヘッドにより海水を使用済燃料ピットへスプレイまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水する。 使用済燃料ピットへスプレイを行う手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。 原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に放水する手順は表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p> <p>2. 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）への放水 発電所対策本部は、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に近づけない場合は、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ海水を放水する。なお、海水を使用する際、取水箇所は取水器および放水路ピットから取水箇所を選定し使用する。 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲等を使用して原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水を行う手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲等を使用して原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水を行う手順は、表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p>	<p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へのスプレイおよび放水 発電所対策本部は、重大事故等の発生により、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等が発生し、使用済燃料ピットの機能が喪失した場合に、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下で水位低下が継続する場合、以下の手順により使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へスプレイおよび放水する。</p> <p>1. 送水車による使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へのスプレイ 発電所対策本部は、送水車およびスプレイヘッドにより海水を使用済燃料ピットへスプレイまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水する。 使用済燃料ピットへスプレイを行う手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。 原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に放水する手順は表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p> <p>2. 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）への放水 発電所対策本部は、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に近づけない場合は、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ海水を放水する。なお、海水を使用する際、取水箇所は3号炉取水口、海水ポンプ室および3号炉放水口付近から取水箇所を選定し使用する。 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水を行う手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水を行う手順は、表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p>	<p>（美浜は送水車での対応を記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、送水車での対応を記載している。） 【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」に記載している。）</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、送水車での対応を記載している。） 【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」に記載している。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>淡水を燃料取替用水ピットへ補給すること、および可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な炉心注水、格納容器スプレイ、代替炉心注水および代替格納容器スプレイを成立させるため、燃料取替用水ピットの保有水量を約1,800 m³以上に管理する。</p> <p>○ 成立性 海水取水時には、可搬式ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。</p> <p>○ 作業性 燃料取替用水ピット出口ラインの通水用ディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>○ 燃料補給 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)、大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク、重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時ににおける給油間隔を目安に実施する。 表一6「原子炉格納容器内の冷却のための手順等」参照。 送水車への軽油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時ににおける給油間隔を目安に実施する。 送水車への燃料補給に関する手順は、表一6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>3 切替性 当初選択した水源から供給準備完了後、引き続き他の水源からの供給準備を行い、最終的に八田浦貯水池、3号貯及び4号炉取水ピット上を水源とすることで水の供給が中断することがなく、重大事故等の取束に必要となる十分な水を確保する。 復水タンクの保有水量を約970 m³以上に管理することで、復水タンクが枯渇するまでに復水タンクへの供給をすることが可能であり、継続的な2次冷却系からの除熱を成立させることができる。 燃料取替用水タンクの保有水量を約1,900 m³以上に管理することで、燃料取替用水タンクが枯渇するまでに燃料取替用水タンクへの供給が可能であり、継続的な炉心注水、格納容器スプレイ、代替炉心注水及び代替格納容器スプレイを成立させることができる。</p> <p>4 作業性 淡水及び海水取水時には、取水用水中ポンプの吸い込み部(ストレーナを設置)を水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。</p> <p>5 作業性 復水タンクと燃料取替用水タンクの接続に係るディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるよう^①に使用する工具は作業場所近傍に配備する。</p>	<p>淡水を燃料取替用水タンクへ補給すること、および可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な炉心注水および代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水タンクの保有水量を1,325m³以上に管理する。 淡水を燃料取替用水タンクへ補給すること、燃料取替用水タンクから復水タンクへ水源切替と復水タンクへの海水補給により、継続的な格納容器スプレイおよび代替格納容器スプレイを成立させるため、燃料取替用水タンクの保有水量を1,325m³以上に管理する。</p> <p>○ 成立性 海水取水時には、可搬式ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。</p> <p>○ 作業性 復水タンク出口ラインの通水用ディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>○ 燃料補給 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)および大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンクおよびタンクローリー(燃料油移送ポンプ使用時含む)を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時ににおける給油間隔を目安に実施する。 燃料補給に関する手順は、表一4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原字炉を冷却するための手順等」参照。 送水車への軽油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば軽油ドラム缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時ににおける給油間隔を目安に実施する。 燃料補給に関する手順は、表一4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原字炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>【大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ)および大容量ポンプを用いて実施する。その後の補給は、表-4に記載している。)</p>

※1-4号炉においては約1,020 m³以上

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>表-1-4</p> <p>操作手順 1.4. 電源の確保に関する手順等</p> <p>① 方針目的 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため代替電源（交流）、代替電源（直流）、代替所内電気設備から給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 代替電源（交流）からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電し、電圧計により受電したことを確認する。 1. 空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電 当直課長は、空冷式非常用発電装置から受電準備を行った後、空冷式非常用発電装置により給電する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、外部電源受電操作およびディーゼル発電機の起動操作を実施しても、非常用高圧母線の電圧等が確立しない場合は</p> <p>2. 号機間電力融通回路ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 発電所対策本部は、他号炉のディーゼル発電機が非常用高圧母線の電圧にて健全であることを確認した場合、号機間電力融通回路ケーブルを使用し給電する。 (1) 手順着手の判断基準 No.1予備変圧器2次側回路によりNo.1予備変圧器2次側回路ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が非常用高圧母線の電圧にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機等の必要台数（他号炉のモード1、2、3および4において2台、他号炉のモード5、6および使用済燃料ピット内燃料体を貯蔵している期間においては1台）が健全であることを確認してきた場合は</p> <p>3. 電源車による代替電源（交流）からの受電 発電所対策本部は、電源車から受電準備を行った後、電源車を起動し給電する。 (1) 手順着手の判断基準 号機間電力融通回路ケーブル（1、2号～3、4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が非常用高圧母線の電圧にて確認できない場合は</p> <p>4. 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 発電所対策本部は、あらかじめ設置した号機間電力融通予備ケーブルが使用できない場合は、配備している号機間電力融通予備ケーブルを使用し給電する。 (1) 手順着手の判断基準 電源車の故障等により代替電源からの給電が非常用高圧母線の電圧にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機等の必要台数（他号炉のモード1、2、3および4において2台、他号</p>	<p>表-1-4</p> <p>操作手順 1.4. 電源の確保に関する手順等</p> <p>① 方針目的 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため代替電源（交流）、代替電源（直流）、代替所内電気設備から給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 代替電源（交流）からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手順により非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電し、母線電圧により受電確認する。 1. 大容量空冷式発電機による代替電源（交流）からの給電 発電所第二課当直課長は、大容量空冷式発電機からの受電準備を行ったのち大容量空冷式発電機を起動し非常用高圧母線へ給電する。 (1) 手順着手の判断基準 外部電源およびディーゼル発電機の故障等により全ての非常用高圧母線への交流電源からの給電を非常用高圧母線電圧等により確認できない場合は</p> <p>2. 号炉間電力融通回路を使用した号炉間融通による代替電源（交流）からの給電 発電所第二課当直課長は、他号炉の交流電源（ディーゼル発電機（他号炉））が健全であることを確認できた場合、号炉間電力融通回路を用いて他号炉から非常用高圧母線へ給電する。 (1) 手順着手の判断基準 予備変圧器2次側回路を使用した号炉間融通による代替電源（交流）からの給電を非常用高圧母線電圧等により確認できない場合において、他号炉の交流電源が健全である場合は</p> <p>3. 発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）による代替電源（交流）からの給電 発電所第二課当直課長は、発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）からの受電準備を行ったのち発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）を起動し非常用高圧母線へ給電する。 (1) 手順着手の判断基準 後継送電線連絡高圧電路による代替電源（交流）からの給電を非常用高圧母線電圧等により確認できない場合は</p> <p>4. 予備ケーブル（号炉間電力融通用）を使用した号炉間融通による代替電源（交流）からの給電 発電所第二課当直課長は、他号炉の交流電源（ディーゼル発電機（他号炉））が健全であることを確認できた場合、予備ケーブル（号炉間電力融通用）を用いて他号炉から非常用高圧母線へ給電する。 (1) 手順着手の判断基準 発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）による代替電源（交流）からの給電を非常用高圧母線電圧等により確認できない場合において、他号炉の交流電源が健全である場合は</p>	<p>表-1-4</p> <p>操作手順 1.4. 電源の確保に関する手順等</p> <p>① 方針目的 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷および運転停止中における原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため代替電源（交流）、代替電源（直流）、代替所内電気設備から給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 代替電源（交流）の給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電し、電圧計により受電したことを確認する。 1. 空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電 当直課長は、空冷式非常用発電装置から受電準備を行った後、空冷式非常用発電装置により給電する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、外部電源受電操作およびディーゼル発電機の起動操作を実施しても、非常用高圧母線の電圧等が確立しない場合は</p> <p>2. 電源車による代替電源（交流）からの受電 発電所対策本部は、電源車から受電準備を行った後、電源車を起動し給電する。 (1) 手順着手の判断基準 号機間電力融通回路ケーブル（1、2号～3号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が非常用高圧母線の電圧にて確認できない場合は</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。）（以下、同様。）</p> <p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、号機間融通は多様性拡張設備であるため、記載していない。）</p> <p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、号機間融通は多様性拡張設備であるため、記載していない。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>炬のモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては1台）が健全であることをサイバーセキュリティ監視システムにて確認できた場合</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位 代替電源（交流）による給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電源車、号機間電力融通予備ケーブルの順で使用する。</p>	<p>（配慮すべき事項） 1 優先順位 代替電源（交流）の給電手段の優先順位は、大容量空冷式発電機、号機間電力融通回路、発電機車（高圧発電機車又は大容量発電機車）、予備ケーブル（号機間電力融通用）の順で使用する。</p>	<p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位 代替電源（交流）による給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、電源車の順で使用する。</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、号機間融通は多様性拡張設備であるため、記載していない。） 【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、不要直流負荷の切り離しは中央制御室にて可能。また、非常用高圧母線の電圧が確認できれば運転コンソールを復旧することを記載している。）（以下、同様。） 【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜の蓄電池はDB/SA兼用設備の1種類のみである。）</p>
<p>【代替電源（直流）による給電】 1. 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電 当直降車は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線へ自動で給電されていることを確認する。あわせて、全交流動力電源喪失発生後1時間を目安に中央制御室で不要直流負荷の切り離しを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失発生後、交流電源から非常用直流母線への給電が母線電圧等にて確認できない場合</p>	<p>【非常用電源（直流）による給電】 1. 蓄電池（安全防護系用）による非常用電源（直流）からの給電 発電第二課当直降車は、全交流動力電源が喪失した場合は、非常用直流母線へ蓄電池（安全防護系用）により給電し、給電状態を母線電圧により確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 交流電源から非常用直流母線への給電を非常用高圧母線電圧等により確認できない場合</p> <p>【代替電源（直流）による給電】 1. 蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電 発電第二課当直降車は、交流動力電源が復旧する見込みがない場合、24時間以上にわたり必要なる負荷へ給電するため、蓄電池（重大事故等対処用）により非常用直流母線へ給電する。</p> <p>全交流動力電源喪失発生後、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線電圧が許容最低電圧を維持できない場合、蓄電池（重大事故等対処用）により給電し、8時間以内で現場にて不要な直流負荷の切断を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に交流動力電源が復旧する見込みがない場合で、直流母線電圧が許容最低電圧を維持できない場合</p>	<p>【代替電源（直流）による給電】 1. 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電 当直降車は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線へ給電する。あわせて、全交流動力電源喪失発生後1時間を目安に中央制御室で不要な直流負荷の切り離しを行う。また、非常用高圧母線の電圧が確認できた場合は、計器用電源（無停電電源装置）の負荷である運転コンソールを復旧する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失発生後、交流電源から非常用直流母線への給電が母線電圧等にて確認できない場合 また、非常用高圧母線の電圧が確認できた場合は</p>	<p>【代替電源（直流）による給電】 1. 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電 発電所対策本部は、蓄電池（安全防護系用）の電圧が低下する前までに、代替電源（交流）および可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。 また、非常用高圧母線の電圧が確認できた場合は、計器用電源（無停電電源装置）の負荷である運転コンソールを復旧する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、代替電源（交流）設備による、代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認でき、非常用直流母線への給電が確認できない場合 また、非常用高圧母線の電圧が確認できた場合は</p>
<p>2. 可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電 発電所対策本部は、蓄電池（安全防護系用）の電圧が低下する前までに、代替電源（交流）および可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、代替電源（交流）設備による、代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認でき、非常用直流母線への給電が確認できない場合</p>	<p>2 直流電源用発電機及び可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電 発電第二課当直降車は、蓄電池（重大事故等対処用）からの給電にて母線電圧が低下する前に、直流電源用発電機及び可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に交流動力電源が復旧する見込みがない場合</p>	<p>2. 可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電 発電所対策本部は、蓄電池（安全防護系用）の電圧が低下する前までに、代替電源（交流）および可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。 また、非常用高圧母線の電圧が確認できた場合は、計器用電源（無停電電源装置）の負荷である運転コンソールを復旧する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、代替電源（交流）設備による、代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認でき、非常用直流母線への給電が確認できない場合 また、非常用高圧母線の電圧が確認できた場合は</p>	<p>【代替電源（直流）による給電】 1. 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電 発電所対策本部は、蓄電池（安全防護系用）の電圧が低下する前までに、代替電源（交流）および可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。 また、非常用高圧母線の電圧が確認できた場合は、計器用電源（無停電電源装置）の負荷である運転コンソールを復旧する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、代替電源（交流）設備による、代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認でき、非常用直流母線への給電が確認できない場合 また、非常用高圧母線の電圧が確認できた場合は</p>
<p>【代替電源（直流）による給電】 1. 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電 発電第二課当直降車は、2系統の非常用直降車等の機能が喪失した場合、大容量空冷式発電機、重大事故等対処用変圧器受電機及び重大事故等対処用変圧器により原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高</p>	<p>【代替所内電気設備による給電】 1. 代替所内電気設備による給電 発電第二課当直降車は、2系統の非常用直降車等の機能が喪失した場合、大容量空冷式発電機、重大事故等対処用変圧器受電機及び重大事故等対処用変圧器により原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高</p>	<p>【代替所内電気設備による給電】 1. 代替所内電気設備による交流および直流の給電（空冷式非常用発電装置） 発電所対策本部は、所内電気設備が共通要因で機能を失った場合、少なくとも1系統は機能の維持および人の接近性を確保するために、空冷式非常用発電装置から代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤および可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器へ給電する。</p>	<p>【代替所内電気設備による給電】 1. 代替所内電気設備による交流および直流の給電（空冷式非常用発電装置） 発電所対策本部は、所内電気設備が共通要因で機能を失った場合、少なくとも1系統は機能の維持および人の接近性を確保するために、空冷式非常用発電装置から代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤および可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器へ給電する。</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)
<p>(1) 手順着手の判断基準 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧および非常用直流母線の電圧等により確認した場合</p>	<p>圧母線電圧等により確認した場合</p>	<p>(1) 手順着手の判断基準 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧および非常用直流母線の電圧等により確認した場合</p>
<p>代替電源(交流)の給電・代替電源(直流)による給電・代替所内電気設備による給電 (配慮すべき事項) ○ 燃料補給</p>	<p>代替電源(交流)の給電・代替電源(直流)による給電・代替所内電気設備による給電 (配慮すべき事項) ○ 燃料補給</p>	<p>代替電源(交流)の給電・代替電源(直流)による給電・代替所内電気設備による給電 (配慮すべき事項) ○ 燃料補給</p>
<p>(1) 空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給 発電所対策本部は、空冷式非常用発電装置または電源車への補給は、負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば空冷式非常用発電装置については燃料油貯蔵タンクおよび可搬式オイルポンプまたはタンクローリー(燃料油移送ポンプ使用時含む)を用い、電源車については燃料油貯蔵タンクおよびタンクローリー(燃料油移送ポンプ使用時含む)を用いて実施する。その後の補給は、負荷運転時の補給間隔を目安に実施する。</p>	<p>(1) 空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給 発電所対策本部は、空冷式非常用発電装置または電源車への補給は、負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば空冷式非常用発電装置については燃料油貯蔵タンクおよび可搬式オイルポンプまたはタンクローリー(燃料油移送ポンプ使用時含む)を用い、電源車については燃料油貯蔵タンクおよびタンクローリー(燃料油移送ポンプ使用時含む)を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。</p>	<p>(1) 空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給 発電所対策本部は、空冷式非常用発電装置または電源車への補給は、負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば空冷式非常用発電装置については燃料油貯蔵タンクおよび可搬式オイルポンプまたはタンクローリー(燃料油移送ポンプ使用時含む)を用い、電源車については燃料油貯蔵タンクおよびタンクローリー(燃料油移送ポンプ使用時含む)を用いて実施する。その後の補給は、負荷運転時の補給間隔を目安に実施する。</p>
<p>「後述」</p>	<p>「後述」</p>	<p>「後述」</p>
<p>7 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の取戻に必要となる水の供給手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの量を356kl以上、燃料油貯蔵タンク(他号炉)の量を132kl以上に管理する。</p>	<p>7 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の取戻に必要となる水の供給手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの量を356kl以上、燃料油貯蔵タンク(他号炉)の量を132kl以上に管理する。</p>	<p>7 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の取戻に必要となる水の供給手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの量を356kl以上、燃料油貯蔵タンク(他号炉)の量を132kl以上に管理する。</p>
<p>「後述」</p>	<p>「後述」</p>	<p>「後述」</p>
<p>「前述」</p>	<p>「前述」</p>	<p>「前述」</p>
<p>8 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、重油タンク(160kl以上1基当たり)、4基)および燃料油貯蔵タンク(150kl以下(1基当たり)、4基)を管理する。</p>	<p>8 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、重油タンク(160kl以上1基当たり)、4基)および燃料油貯蔵タンク(150kl以下(1基当たり)、4基)を管理する。</p>	<p>8 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、重油タンク(160kl以上1基当たり)、4基)および燃料油貯蔵タンク(150kl以下(1基当たり)、4基)を管理する。</p>
<p>「前述」</p>	<p>「前述」</p>	<p>「前述」</p>
<p>9 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、重油タンク(160kl以上1基当たり)、4基)および燃料油貯蔵タンク(150kl以下(1基当たり)、4基)を管理する。</p>	<p>9 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、重油タンク(160kl以上1基当たり)、4基)および燃料油貯蔵タンク(150kl以下(1基当たり)、4基)を管理する。</p>	<p>9 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、重油タンク(160kl以上1基当たり)、4基)および燃料油貯蔵タンク(150kl以下(1基当たり)、4基)を管理する。</p>
<p>「前述」</p>	<p>「前述」</p>	<p>「前述」</p>
<p>10 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、重油タンク(160kl以上1基当たり)、4基)および燃料油貯蔵タンク(150kl以下(1基当たり)、4基)を管理する。</p>	<p>10 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、重油タンク(160kl以上1基当たり)、4基)および燃料油貯蔵タンク(150kl以下(1基当たり)、4基)を管理する。</p>	<p>10 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、重油タンク(160kl以上1基当たり)、4基)および燃料油貯蔵タンク(150kl以下(1基当たり)、4基)を管理する。</p>
<p>「前述」</p>	<p>「前述」</p>	<p>「前述」</p>
<p>11 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、重油タンク(160kl以上1基当たり)、4基)および燃料油貯蔵タンク(150kl以下(1基当たり)、4基)を管理する。</p>	<p>11 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、重油タンク(160kl以上1基当たり)、4基)および燃料油貯蔵タンク(150kl以下(1基当たり)、4基)を管理する。</p>	<p>11 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、重油タンク(160kl以上1基当たり)、4基)および燃料油貯蔵タンク(150kl以下(1基当たり)、4基)を管理する。</p>
<p>「前述」</p>	<p>「前述」</p>	<p>「前述」</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>ポンプを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。</p> <p>7 燃料の管理</p> <p>重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの油量を356ℓ以上、大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量を20ℓ以上に管理する。</p> <p>イ 手順着手の判断基準</p> <p>大容量空冷式発電機用燃料タンクの燃料が規定油量以上あることを確認し、大容量空冷式発電機の運転を開始した後、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間[※]に達した場合</p> <p>※ 燃料補給作業着手時間及び定格負荷運転時における燃料補給間隔は以下のとおり。</p> <p>(7) 大容量空冷式発電機：運転開始後約12時間以内（その後約10時間ごとに補給）</p> <p>(3) 発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機への燃料補給</p> <p>緊急時対策本部は、発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機を運転した場合、発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機への燃料補給を、燃料油貯蔵タンク及びタンクローリを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。</p> <p>ア 燃料の管理</p> <p>重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの油量を356ℓ以上に管理する。</p> <p>イ 手順着手の判断基準</p> <p>発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機への燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間[※]に達した場合</p> <p>※ 燃料補給作業着手時間及び定格負荷運転時における燃料補給間隔は以下のとおり。</p> <p>(7) 発電機車（高圧発電機車）：運転開始後直ちに（その後約2時間10分ごとに補給）</p> <p>(4) 発電機車（中容量発電機車）：運転開始後約1時間以内（その後約4時間ごとに補給）</p> <p>(7) 直流電源用発電機：運転開始後約4時間30分以内（その後約7時間30分ごとに補給）</p> <p>2 負荷容量</p> <p>(1) 大容量空冷式発電機の必要最大負荷は、重大事故等対策の有効性を確認する事故シナキエンス等のうち必要最大負荷となる</p>	<p>ポンプを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。</p> <p>7 燃料の管理</p> <p>重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの油量を356ℓ以上、大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量を20ℓ以上に管理する。</p> <p>イ 手順着手の判断基準</p> <p>大容量空冷式発電機用燃料タンクの燃料が規定油量以上あることを確認し、大容量空冷式発電機の運転を開始した後、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間[※]に達した場合</p> <p>※ 燃料補給作業着手時間及び定格負荷運転時における燃料補給間隔は以下のとおり。</p> <p>(7) 大容量空冷式発電機：運転開始後約12時間以内（その後約10時間ごとに補給）</p> <p>(3) 発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機への燃料補給</p> <p>緊急時対策本部は、発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機を運転した場合、発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機への燃料補給を、燃料油貯蔵タンク及びタンクローリを用いて実施する。その後の燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に実施する。</p> <p>ア 燃料の管理</p> <p>重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、燃料油貯蔵タンクの油量を356ℓ以上に管理する。</p> <p>イ 手順着手の判断基準</p> <p>発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）又は直流電源用発電機への燃料補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間[※]に達した場合</p> <p>※ 燃料補給作業着手時間及び定格負荷運転時における燃料補給間隔は以下のとおり。</p> <p>(7) 発電機車（高圧発電機車）：運転開始後直ちに（その後約2時間10分ごとに補給）</p> <p>(4) 発電機車（中容量発電機車）：運転開始後約1時間以内（その後約4時間ごとに補給）</p> <p>(7) 直流電源用発電機：運転開始後約4時間30分以内（その後約7時間30分ごとに補給）</p> <p>2 負荷容量</p> <p>(1) 大容量空冷式発電機の必要最大負荷は、重大事故等対策の有効性を確認する事故シナキエンス等のうち必要最大負荷となる</p>	<p>燃料補給事項を整理している。（以下、同様。）</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、号機間融通は</p>

○ 負荷容量
 空冷式非常用発電機装置の必要最大負荷は、想定される事故シナキエンスのうち最大負荷となる、「外部電源が喪失時に非常用所内交流電源が喪失

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○）は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31 変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09 補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>失し、原子炉補機冷却機能の喪失およびRCPシールドローCAが発生する事故」および「燃料取出前のミッドグループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。空冷式非常用発電装置は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、空冷式非常用発電装置の電源裕度およびプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に供給する。号機間電力融通は、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の負荷に給電する。</p> <p>○ 悪影響防止</p> <p>号機間電力融通ケーブルは、通常運転中は、遮断器およびケーブルにより系統から分離し、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>空冷式非常用発電装置、電源車ならびに号機間電力融通恒設ケーブルまたは号機間電力融通予備ケーブルを使用した号機間電力融通により電力を供給する際、中央制御室で受電後の補機の自動起動を防止するため、補機の操作スイッチを「切断」または「切」にする。</p> <p>受電後の蓄電池池の充電による水素発生防止のため、蓄電池室排気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>○ 成立性</p> <p>所内直流通電源設備から給電されている24時間以内に、常設代替電源（交流）である空冷式非常用発電装置により、十分な余裕を持って非常用直流通線に繋ぎ込み給電する。また、可搬型代替電源設備（交流）である電源車についても24時間以内に十分な余裕を持って給電する。</p> <p>○ 作業性</p> <p>暗間でも確認性がある操作対象遮断器の識別表示を行う。</p>	<p>「全交流動力電源喪失時原子炉補機冷却機能喪失RCPシールドローCA」である。大容量空冷式発電機は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束する電力を給電する。上記の事故シケケーンズにて使用する設備が機能喪失した場合において、重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、大容量空冷式発電機の負荷容量を確認して給電する。また、大容量空冷式発電機の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>(2) 号機間電力融通電路を使用した号機間融通については、電路の送電容量を考慮した負荷の範囲内で供給する。</p> <p>(3) 発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）は、プラント監視機能等を維持するために必要な負荷へ給電する。</p> <p>(4) 予備ケーブル（号機間電力融通用）を使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で供給する。</p> <p>3 悪影響防止</p> <p>大容量空冷式発電機、号機間電力融通電路、発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）、予備ケーブル（号機間電力融通用）による給電を行う際は、受電後の非常用高圧母線補機及び非常用低圧母線補機の自動起動を防止するために、中央制御室で各補機の操作スイッチを「停止引ロック」又は「切」とする。</p> <p>4 成立性</p> <p>蓄電池（安全防護系用）又は蓄電池（重大事故等対処用）から給電されている24時間以内に、大容量空冷式発電機、号機間電力融通電路、発電機車、予備ケーブル（号機間電力融通用）により、十分な余裕を持って非常用母線へ繋ぎ込み、給電を開始する。</p> <p>5 作業性</p> <p>暗間でも確認性がある識別表示を操作対象遮断器に行う。</p>	<p>上、原子炉補機冷却機能の喪失およびRCPシールドローCAが発生する事故」の場合である。空冷式非常用発電装置は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、空冷式非常用発電装置の電源裕度およびプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に供給する。電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の負荷に給電する。</p> <p>○ 悪影響防止</p> <p>空冷式非常用発電装置や電源車により電力を供給する際、中央制御室および現場で受電後の補機の自動起動を防止するため、補機の操作スイッチを「引断」または「切」にする。</p> <p>受電後の蓄電池池の充電による水素発生防止のため、蓄電池室排気ファン用タンクおよび蓄電池室給気ファン用タンクを「閉」とし、蓄電池室換気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>○ 成立性</p> <p>所内直流通電源設備から給電されている24時間以内に、常設代替電源（交流）である空冷式非常用発電装置により、十分な余裕を持って非常用直流通線に繋ぎ込み給電する。また、可搬型代替電源設備（交流）である電源車についても24時間以内に十分な余裕を持って給電する。</p> <p>○ 作業性</p> <p>暗間でも確認性がある操作対象遮断器の識別表示を行う。</p>	<p>多様性手段であるため、記載していない。）（以下、同様。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>表-1-5</p> <p>操作手順 1.5. 事故時の計装に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器の故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合、計器電源の喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。</p> <p>「後述」</p>	<p>表-1-5</p> <p>操作手順 1.5. 事故時の計装に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器の故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合、計器電源の喪失時の対応、パラメータを記録することを目的とする。</p> <p>② パラメータの選定及び分類 重大事故等に対処するパラメータは、事故対処を行う運転手順書のうち「事象の判別を行う運転手順書の判断基準」、炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件」及び「炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件」、並びに技術的能力1.1~1.10、1.13、1.14の手順書の判断基準及び操作性手順に用いるパラメータ及び有効性評価の判断及び確認に用いるパラメータより抽出し、これを抽出パラメータとする。 抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。 また、主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータを推定するために必要なパラメータを代替パラメータとする。</p> <p>1. 主要パラメータは、以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐震性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、多様性拡張設備の計器のみで計測され、計測することが困難となった場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。</p> <p>2. 代替パラメータは、以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。</p> <p>(2) 常用代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータが多様性拡張設備の計器のみにより計測されるパラメータをいう。 抽出パラメータのうち、原子炉施設の状態を直接監視することほできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態等により原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。</p>	<p>表-1-5</p> <p>操作手順 1.5. 事故時の計装に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器の故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。</p> <p>「後述」</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。）（以下、同様。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜はパラメータの選定を「配慮すべき事項」に整理しているが、玄海は「パラメータの選定および分類」項目として整理している。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海は、主要パラメータと代替パラメータを分けて記載している。）</p>
<p>② 対応手段等 監視機能の喪失</p> <p>1. 計器故障時のパラメータ推定 当面課長は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ（原子炉圧力容器内の温度、圧力および氷位、ならびに原子炉圧力容器および原子炉格納容器への注水量等）または有効な監視パラメータを計測する計器が故障により、計測することが困難となった場合、以下の手段により当該パラメータを推定する。</p>	<p>③ 対応手段等 監視機能喪失時</p> <p>1. 計器故障 発電第二線当直課長は、重大事故等の発効時に主要パラメータを計測する計器が故障又は計器の故障が疑われる場合、原子炉施設の状態を把握するため、多重化された計器の他チャンネル又は他グループの計器による計測及び代替パラメータによる当該パラメータの推定を行う。</p>	<p>② 対応手段等 監視機能の喪失</p> <p>1. 計器故障時のパラメータ推定 当面課長は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ（原子炉圧力容器内の温度、圧力および氷位、ならびに原子炉圧力容器および原子炉格納容器への注水量等）または有効な監視パラメータを計測する計器が故障により、計測することが困難となった場合、以下の手段により当該パラメータを推定する。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31 変更認可申請 (補正) 箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案)	差異の説明
<p>(1) 手順着手の判断基準 主要パラメータのうち重要な監視パラメータおよび有効な監視パラメータを計測する計器の故障が疑われた場合</p> <p>(2) パラメータ監視の手順 a. 発電用原子炉施設の状態を把握するために必要とする重要な監視パラメータについて、他チャネルまたは他ループの計器がある場合は、当該計器により当該パラメータを計測する。 b. パラメータ選定にて選定した重要代替パラメータ (他チャネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。) の値を用いて以下の方法で推定する。 (a) 同一物理量で推定 (温度、圧力、水位、流量、放射線量) (b) 水位を注水源もしくは注入先の水位変化または注水量から推定 (c) 流量を注水先または注水源の水位変化を監視することにより推定 (d) 除熱状態を温度、圧力等の傾向監視により推定 (e) 1 次系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視することにより推定 (f) 圧力と温度を水の飽和状態の関係から推定 (g) ほう素温度と炉心の未臨界性から推定 (h) 装置の動作特性により推定 (i) あらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定</p> <p>(3) 代替パラメータの推定方法 計器故障時、当該パラメータの他チャネルまたは他ループの計器がある場合、他チャネルの計器による計測を優先し、次に他ループの計器により計測する。 重要代替パラメータ (他チャネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器除く。) の値により推定を行う際に、推定に使用する計器が複数ある場合、より直接的なパラメータ、検出器の種類および使用環境条件を考慮するとともに、計測される値の確からしさを判断の上で使用するパラメータの優先順位を定める。</p> <p>〔前述〕</p>	<p>(1) 他チャネル又は他ループによる計測 主要パラメータを計測する多重化された重要計器が、チャネル故障により計測することが困難になった場合に、他チャネル又は他ループの重要計器により計測を行う。 ア 手順着手の判断基準 主要パラメータを計測する多重化された重要計器のチャネル故障が発生した場合</p> <p>(2) 代替パラメータによる推定 主要パラメータを計測する計器が故障又は計器の故障が疑われる場合に、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。 代替パラメータにより主要パラメータの推定を行う際に、推定に使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件及び計測される値の確からしさを考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。 代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。 ア 同一物理量 (温度、圧力、水位、流量及び放射線量) から推定 イ 水位を水源若しくは注入先の水位変化又は注水量から推定 ウ 流量を注入先又は水源の水位変化から推定 エ 除熱状態を温度、圧力等の傾向監視により推定 オ 1 次冷却系統からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視により推定 カ 圧力又は温度を水の飽和状態の関係から推定 キ 原子炉へのほう酸水注入量により未臨界状態であるか否かを推定 ク 装置の作動状況により水素速度を推定 ケ あらかじめ評価したパラメータの相関関係により水素速度を推定 (7) 手順着手の判断基準 主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合又は計器の故障が疑われる場合</p> <p>2 計器の計測範囲 (把握能力) を超えた場合</p>	<p>(1) 手順着手の判断基準 主要パラメータのうち重要な監視パラメータおよび有効な監視パラメータを計測する計器の故障が疑われた場合</p> <p>(2) パラメータ監視の手順 a. 発電用原子炉施設の状態を把握するために必要とする重要な監視パラメータについて、他チャネルまたは他ループの計器がある場合は、当該計器により当該パラメータを計測する。 b. パラメータ選定にて選定した重要代替パラメータ (他チャネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。) の値を用いて以下の方法で推定する。 (a) 同一物理量で推定 (温度、圧力、水位、流量、放射線量) (b) 水位を注水源もしくは注入先の水位変化または注水量から推定 (c) 流量を注水先または注水源の水位変化を監視することにより推定 (d) 除熱状態を温度、圧力等の傾向監視により推定 (e) 1 次冷却系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視することにより推定 (f) 圧力と温度を水の飽和状態の関係から推定 (g) ほう素温度と炉心の未臨界性から推定 (h) 装置の動作特性により推定 (i) あらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定</p> <p>(3) 代替パラメータの推定方法 計器故障時、当該パラメータの他チャネルまたは他ループの計器がある場合、他チャネルの計器による計測を優先し、次に他ループの計器により計測する。 重要代替パラメータ (他チャネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器除く。) の値により推定を行う際に、推定に使用する計器が複数ある場合、より直接的なパラメータ、検出器の種類および使用環境条件を考慮するとともに、計測される値の確からしさを判断の上で使用するパラメータの優先順位を定める。</p> <p>〔前述〕</p> <p>2. 計器の計測範囲を超えた場合のパラメータの推定 原子炉压力容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉压力容器および原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉压力容器内の温度と水位である。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>当直課長は、原子炉圧力容器内の温度および水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定する。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器内の温度 当直課長は原子炉圧力容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。多様性拡張設備である炉心出口温度が健全である場合は、炉心出口温度による計測を優先する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に1次冷却材高温側温度（広域）または1次冷却材低温側温度（広域）の値が、計器の測定範囲を超えて確認できない場合</p> <p>(2) 原子炉圧力容器内の水位 当直課長は、原子炉圧力容器内の水位のパラメータである加圧器水位が低下して計測範囲以下となった場合は、原子炉水位で計測する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に加圧器水位が低下し、計器の計測範囲を外れ確認できない場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○パラメータの選定 炉心損傷防止対策および格納容器破損防止対策を成功させるためには、把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷および格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件および技術的能力に係る審査基準 1.1~1.10、1.13、1.14のパラメータより選定する。</p> <p>選定した主要パラメータ（パラメータの分類）：原子炉圧力容器内の温度、炉心出口水位、原子炉圧力容器および原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持または監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器ハイバスの監視、水源の確保およびアニュラス内の水素濃度は、以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 重要な監視パラメータ：主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測するパラメータをいう。</p> <p>(2) 有効な監視パラメータ：主要パラメータのうち、多様性拡張設備の</p>	<p>発電第二課当直課長は、重大事故等の対処時に、主要パラメータである原子炉容器内の温度、圧力及び水位並びに原子炉容器及び原子炉格納容器への注水量を監視する計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合、原子炉施設の状態を把握するため、代替パラメータによる推定及び可搬型計測器による計測を行う。</p> <p>(1) 代替パラメータによる推定 原子炉容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉容器及び原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるのは原子炉容器内の温度及び水位である。</p> <p>原子炉容器内の温度及び水位の値が計器の計測範囲を超えた場合に原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。</p> <p>ア 原子炉容器内の温度を監視するパラメータである1次冷却材高温側温度（広域）及び1次冷却材低温側温度（広域）が計器の計測範囲を超えた場合は、常用代替監視パラメータである炉心出口温度により推定する。</p> <p>イ 原子炉容器内の水位を監視するパラメータである加圧器水位が計器の計測範囲の下限以下となった場合は、原子炉容器水位により推定する。</p> <p>(7) 手順着手の判断基準 重大事故等時に、原子炉容器内の温度又は水位が計器の計測範囲を超えて、確認が困難となった場合</p> <p>(2) 可搬型計測器による計測 原子炉容器内の温度を監視するパラメータである1次冷却材高温側温度（広域）及び1次冷却材低温側温度（広域）が計器の計測範囲を超えた場合で、かつ、常用代替監視パラメータである炉心出口温度の監視機能が喪失した場合は、可搬型計測器により1次冷却材高温側温度（広域）又は1次冷却材低温側温度（広域）を計測する。</p> <p>また、可搬型計測器に表示される計測値を読み取り、換算表等を用いて工字値に換算する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 原子炉容器内の温度を監視するパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に、代替パラメータによる推定が困難となった場合</p> <p>「前述」</p>	<p>当直課長は、原子炉圧力容器内の温度および水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定する。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器内の温度 当直課長は原子炉圧力容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。多様性拡張設備である炉心出口温度が健全である場合は、炉心出口温度による計測を優先する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に1次冷却材高温側温度（広域）または1次冷却材低温側温度（広域）の値が、計器の測定範囲を超えて確認できない場合</p> <p>(2) 原子炉圧力容器内の水位 当直課長は、原子炉圧力容器内の水位のパラメータである加圧器水位が低下して計測範囲以下となった場合は、原子炉水位で計測する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に加圧器水位が低下し、計器の計測範囲を外れ確認できない場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○パラメータの選定 炉心損傷防止対策および格納容器破損防止対策を成功させるためには、把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷および格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件および技術的能力に係る審査基準 1.1~1.10、1.13、1.14のパラメータより選定する。</p> <p>選定した主要パラメータ（パラメータの分類）：原子炉圧力容器内の温度、炉心出口水位、原子炉圧力容器および原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持または監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器ハイバスの監視、水源の確保およびアニュラス内の水素濃度は、以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 重要な監視パラメータ：主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測するパラメータをいう。</p> <p>(2) 有効な監視パラメータ：主要パラメータのうち、多様性拡張設備の</p>	<p>当直課長は、原子炉圧力容器内の温度および水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定するための手順は、以下のとおり。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器内の温度 当直課長は原子炉圧力容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。多様性拡張設備である炉心温度が健全である場合は、炉心温度による計測を優先する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に1次冷却材高温側温度または1次冷却材低温側温度の値が、計器の測定範囲を超えて確認できない場合</p> <p>(2) 原子炉圧力容器内の水位 当直課長は、原子炉圧力容器内の水位のパラメータである加圧器水位が低下して計測範囲以下となった場合は、原子炉水位で計測する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に加圧器水位が低下し、計器の計測範囲を外れ確認できない場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○パラメータの選定 炉心損傷防止対策および格納容器破損防止対策を成功させるためには、把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷および格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件および技術的能力に係る審査基準 1.1~1.10、1.13、1.14のパラメータより選定する。</p> <p>選定した主要パラメータ（パラメータの分類）：原子炉圧力容器内の温度、炉心出口水位、原子炉圧力容器および原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持または監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器ハイバスの監視、水源の確保およびアニュラス内の水素濃度は、以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 重要な監視パラメータ：主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測するパラメータをいう。</p> <p>(2) 有効な監視パラメータ：主要パラメータのうち、多様性拡張設備の</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>計器で計測されるが、計測することが困難となった場合でも重大事故等対処設備の計器で計測される代替パラメータを有するものをいう。</p> <p>(3) 補助的な監視パラメータ：原子炉施設の重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。</p> <p>(4) 重要代替パラメータ：重要な監視パラメータの代替パラメータのうち、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器（当該重要な監視パラメータの他チャンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器含む。）ならびに有効な監視パラメータの代替パラメータを計測する重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器により計測されるパラメータをいう。</p> <p>○ 原子炉施設の状態把握 設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。</p> <p>○ 確からしさの考慮 圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水の飽和状態にないパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態および事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。原子炉格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>アニュラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p>	<p>「後述」</p> <p>「後述」</p> <p>【計器電源の喪失】 発電第二課当直課長は、計器電源が喪失するおそれがある場合に、代替電源（交流）及び代替電源（直流）から給電し、当該パラメータの計器により計測又は監視する。</p> <p>また、計器電源が喪失し、中央制御室でのパラメータ監視が困難となった場合に、電源（乾電池）を内蔵した可搬型計測器を用いて計測又は監視する。</p> <p>1 代替電源（交流）からの給電 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失が発生した場合に、代替電源（交流）の大容量空冷式発電機から計器に給電し、特に重要なパラメータである重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p> <p>2 代替電源（直流）からの給電 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失が発生し直流電源が枯渇するおそれがある場合に、代替電源（直流）の蓄電池（重大事故等対処用）又は直流電源用発電機及び可搬型直流変換器から計器に給電し、特に重要なパラメータである重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測又は監視する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p> <p>3 可搬型計測器による計測又は監視</p>	<p>計器で計測されるが、計測することが困難となった場合でも重大事故等対処設備の計器で計測される代替パラメータを有するものをいう。</p> <p>(3) 補助的な監視パラメータ：原子炉施設の状態や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。</p> <p>(4) 重要代替パラメータ：重要な監視パラメータの代替パラメータのうち、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器（当該重要な監視パラメータの他チャンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器含む。）ならびに有効な監視パラメータの代替パラメータを計測する重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器により計測されるパラメータをいう。</p> <p>○ 原子炉施設の状態把握 設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。</p> <p>○ 確からしさの考慮 圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水の飽和状態にないパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態および事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。原子炉格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>アニュラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p> <p>【計器電源の喪失】 1. 計器電源の喪失時の対応 当直課長は、直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測または監視する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失および直流電源喪失 当直課長は、全交流動力電源喪失により計測に必要な計器電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車および可搬型整流器等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位および流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いずに直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測または監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測または監視する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 玄海時は全交流動力電源喪失時の給電手順、直流電源喪失時の給電手順及び可搬型計測器による計測または監視を分けて記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 玄海は、可搬型計測器による計測または監視の</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>a. 手順着手の判断基準 直流通電が喪失した場合には、中央制御室でのパラメータが監視できない場合。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 電源確保 全交流動力電源および直流通電喪失時は、空冷式非常用発電装置、蓄電池(安全防護系用)、電源車および可搬式整流器等の運転により、計器へ給電する。 給電の手順は、表一1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>【重大事故等時のパラメータを記録する手順】 発電所対策本部は、パラメータ測定で測定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータ(格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度および放射線量等)は、安全パラメータ表示システム(SPDS)、SPDS表示装置または可搬型温度計測装置により計測結果を記録する。ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する監視パラメータ(計測結果を含む。)の値や現場操作時のみ監視する現場の指示値は記録用紙に記録する。 安全パラメータ表示システム(SPDS)、SPDS表示装置および可搬型温度計測装置に記録された監視パラメータの計測結果は、記録容量を超える前に定期的にメディア(記録媒体)に保存する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 原子炉施設の状態把握 設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。</p> <p>「前述」</p>	<p>発電第二課当直課長は、代替電源(交流)及び代替電源(直流)からの総電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合に、特に重要なパラメータである重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 計器電源が喪失し、中央制御室でのパラメータ監視が困難となった場合</p> <p>【パラメータ記録の手順等】 1 緊急時対策本部は、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率など想定される重大事故等の対応に必要となる重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測結果について、以下の方法により計測結果を記録する。 (1) 緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)、SPDSデータ表示装置及び可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)により計測結果を記録する。記録されたパラメータの計測結果を、記録容量を超える前に定期的にメディア(記録媒体)に保存する。 (2) 可搬型計測器で計測されるパラメータの値及び現場操作時のみ監視する現場計測器の指示値を記録用紙に記録する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項) 1 原子炉施設の状態把握 重要監視パラメータを計測する重要な計器及び重要代替監視パラメータを計測する重要な代替計器の計測範囲及び個数を示した規定文書を含め、設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。 2 確からしさの考慮 圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態にならないとパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 原子炉格納容器内の水素濃度を装置の作動状況及びあらかじめ評価した原子炉格納容器内水素濃度と圧力の相関関係を用いて推定する場合、間接的な情報により推定するため不確かが生じること考慮する。 推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。 可搬型計測器による計測又は監視の留意事項 可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視する。同一の物理量について複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 直流通電が喪失した場合には、中央制御室でのパラメータが監視できない場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 電源確保 全交流動力電源および直流通電喪失時は、空冷式非常用発電装置、蓄電池(安全防護系用)、電源車および可搬式整流器等の運転により、計器へ給電する。 給電の手順は、表一1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>【重大事故等時のパラメータを記録する手順】 発電所対策本部は、パラメータ測定で測定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータ(原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度および放射線量等)は、安全パラメータ表示システム(SPDS)、SPDS表示装置または可搬型温度計測装置により計測結果を記録する。ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する監視パラメータ(計測結果を含む。)の値や現場操作時のみ監視する現場の指示値は記録用紙に記録する。 安全パラメータ表示システム(SPDS)、SPDS表示装置および可搬型温度計測装置に記録された監視パラメータの計測結果は、記録容量を超える前に定期的にメディア(記録媒体)に保存する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 原子炉施設の状態把握 設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。</p> <p>「前述」</p>	<p>留意事項を配慮すべき事項に記載しているが、美浜は、対応に記載していない。</p> <p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異(玄海に記載無し。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>表一16</p> <p>操作手順 16. 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備および資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減を図ることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 居住性の確保 当直課長は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないよう、中央制御室遮蔽および中央制御室空調装置の外気を遮断した閉回路循環換気系隔離モード」という。により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するとともにマネジメント(マスク等)による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1. 中央制御室空調装置の運転手順等 当直課長は、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するため、事故時外気隔離モードでの運転を行い、中央制御室非常用循環フィルターユニットに内蔵されたよう素フィルタおよび微粒子フィルターにより放射性物質等を除去する。 全交流動力電源が喪失した場合は、手動によるダンパ操作により、代替交流電源設備により受電し中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源が正常な場合 当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号の発信または中央制御室エリアモニタ指示値上昇による中央制御室換気系隔離モードを認識した場合は、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードで運転中であることを確認する。 また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取入れを実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 非常用炉心冷却設備作動信号発信による中央制御室換気系隔離モードまたは中央制御室エリアモニタ指示値上昇により中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源が喪失した場合 当直課長は、全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置を事故時外気隔離モードにできない場合は、手動によるダンパの開閉操作により中央制御室換気系隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取入れを実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p>	<p>表一16</p> <p>操作手順 16. 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備および資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減を図ることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 居住性の確保 発電第二課当直課長は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないよう、中央制御室遮蔽および中央制御室空調装置の外気を遮断した閉回路循環換気系隔離モード」という。により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するとともに、マネジメント(全面マスク等)による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1 中央制御室空調装置の運転手順等 発電第二課当直課長は、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するため、事故時外気隔離モードでの運転を行い、中央制御室非常用循環フィルターユニットに内蔵されたよう素フィルタおよび微粒子フィルターにより放射性物質等を除去する。 全交流動力電源が喪失した場合は、手動によるダンパ操作により、代替交流電源設備により受電し中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源が正常な場合 発電第二課当直課長は、放射性物質等が環境に放出されるおそれがある原子炉冷却圧力バウンダリからの1次冷却材の漏えい等起因する非常用炉心冷却設備作動信号の発信又は中央制御室エリアモニタ線量率高信号による中央制御室換気系隔離信号が発信した場合は、中央制御室空調装置の事故時外気隔離モードで運転中であることを確認する。 また、発電第二課当直課長は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により、規定値を超えるおそれがある場合は、外気を取り入れる。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 非常用炉心冷却設備作動信号の発信による中央制御室換気系隔離信号または中央制御室エリアモニタ線量率高信号による中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源が喪失した場合 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置を事故時外気隔離モードにできない場合は、手動によるダンパの開閉操作により事故時外気隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源により非常用炉心冷却装置に受電し、中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>また、発電第二課当直課長は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により、規定値を超えるおそれがある場合は、外気を取り入れる。</p> <p>ア 手順着手の判断基準</p>	<p>表一16</p> <p>操作手順 16. 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備および資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減を図ることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 居住性の確保 当直課長は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100 mSvを超えないよう、中央制御室遮蔽および中央制御室換気設備の外気を遮断した閉回路循環換気系隔離モード」という。により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するとともにマネジメント(マスク等)による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1. 中央制御室換気設備の運転手順等 当直課長は、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するため、中央制御室換気隔離モードでの運転を行い、中央制御室非常用循環フィルターユニットに内蔵されたよう素フィルタおよび微粒子フィルターにより放射性物質等を除去する。 全交流動力電源が喪失した場合は、手動による系統構成を行い、代替交流電源設備により受電し中央制御室換気設備を運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源が正常な場合 当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号の発信または中央制御室エリアモニタ指示値上昇による中央制御室換気系隔離モードを認識した場合は、中央制御室換気設備が中央制御室換気系隔離モードで運転中であることを確認する。 また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取入れを実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 非常用炉心冷却設備作動信号発信による中央制御室換気系隔離信号または中央制御室エリアモニタ指示値上昇により中央制御室換気系隔離信号の発信を確認した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源が喪失した場合 当直課長は、全交流動力電源喪失により、中央制御室換気設備が開閉操作により中央制御室換気系隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室換気設備を運転する。</p> <p>また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取入れを実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。)(以下、同様。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が事故時外気隔離モードにできない場合</p> <p>2. 中央制御室の照明を確保する手順 当直課長は、全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明(SA)の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明(SA)を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、中央制御室非常用照明が使用できない場合</p> <p>3. 中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 当直課長は、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。 (1) 手順着手の判断基準 中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードとなった場合</p> <p>4. その他の放射線防護措置等に関する手順等 (1) 重大事故等時の全面マスクの着用手順 当直課長は、炉内温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合、炉心損傷の兆候が見られた場合は発電所対策本部長が必要と判断した場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、全面マスクの着用を指示する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合は、発電所対策本部長が運転員等および緊急安全対策要員のマスク着用が必要と判断した場合</p> <p>(2) 重大事故等時の運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化 当直課長は、運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化のため、発電所対策本部長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員の交代要員体制を確立する。 また、交代要員は運転員(当直員)等の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央制御室非常用照明を優先して使用し、中央制御室非常用照明が使用できない場合は可搬型照明(SA)を使用する。</p>	<p>全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が事故時外気隔離モードにできない場合</p> <p>2. 中央制御室の照明を確保する手順 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明(SA)の蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明(SA)を代替交流電源から給電し中央制御室の照明を引き続き確保する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合</p> <p>3. 中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 発電第二課当直課長は、中央制御室空調装置が事故時外気隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により、規定値を超えるおそれがある場合は、外気を取り入れる。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により中央制御室空調装置が運転できない場合又は中央制御室空調装置が事故時外気隔離モードとなった場合</p> <p>4. その他の放射線防護措置等に関する手順等 (1) 重大事故等時の全面マスクの着用手順 発電第二課当直課長は、炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷に至った場合は、運転員(当直員)等の内部被ばくを低減するため、全面マスクの着用を指示する。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失し、10分以内1次冷却材圧力が低下した状況や炉心出口温度350℃以上及び燃料格納容器内蒸気発生率を1×10^{-5}ms/h以上により確認した場合</p> <p>(2) 重大事故等時の運転員(当直員)等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化 発電第二課長は、運転員(当直員)等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、所長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員(当直員)等の交代要員体制を確立する。 また、交代要員は運転員(当直員)等の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで運転員(当直員)等の被ばくの低減を図る。</p> <p>(配慮すべき事項) 1 優先順位 照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央非常用照明を優先して使用し、中央非常用照明が使用できない場合は可搬型照明(SA)を使用する。</p>	<p>全交流動力電源喪失により、中央制御室換気設備が中央制御室換気系隔離モードにできない場合</p> <p>2. 中央制御室の照明を確保する手順 当直課長は、全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明(SA)の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明(SA)を可搬型照明用電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、中央制御室非常用照明が使用できない場合</p> <p>3. 中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 当直課長は、中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。 (1) 手順着手の判断基準 中央制御室空調装置が中央制御室換気系隔離モードとなった場合</p> <p>4. その他の放射線防護措置等に関する手順等 (1) 重大事故等時の全面マスクの着用手順 当直課長は、炉内温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合、炉心損傷の兆候が見られた場合は発電所対策本部長が必要と判断した場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、全面マスクの着用を指示する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合は、発電所対策本部長が運転員等および緊急安全対策要員のマスク着用が必要と判断した場合</p> <p>(2) 重大事故等時の運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化 当直課長は、運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化のため、発電所対策本部長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員の交代要員体制を確立する。 また、交代要員は運転員(当直員)等の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央制御室非常用照明を優先して使用し、中央制御室非常用照明が使用できない場合は可搬型照明(SA)を使用する。</p>	<p>汚染の持ち込み防止 1. チェンジングエリアの設置手順 発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーパーバイおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。なお、チェンジングエリアの区画を恒設化し、速やかに使用できるようにする。</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31 変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09 補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25 認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5 認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>発電所対策本部は、全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p>	<p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は、可搬型照明(SA)の蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明(SA)を代替電源から給電し、引き続き照明を確保する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p>	<p>発電所対策本部は、全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p>	
<p>汚染の持ち込み防止</p> <p>1. チェンジングエリアの設置手順 発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サバイブおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。なお、チェンジングエリアの区画を恒設化し、速やかに使用できるようにする。</p> <p>発電所対策本部は、全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 照明確保の優先順位は、常設の多様性拡張設備であるチェンジングエリア非常用照明を優先して使用し、チェンジングエリア非常用照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。</p>	<p>汚染の持ち込み防止</p> <p>1. チェンジングエリアの設置手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サバイブ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。</p> <p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は、可搬型照明(SA)の蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明(SA)を代替電源から給電し、引き続き照明を確保する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項) 1 優先順位 照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央制御室の出入口付近に設置された蓄電池内蔵型照明を優先して使用し、蓄電池内蔵型照明が使用できない場合は可搬型照明(SA)を使用する。</p>	<p>汚染の持ち込み防止</p> <p>1. チェンジングエリアの設置手順 発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サバイブおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する。なお、チェンジングエリアの区画を恒設化し、速やかに使用できるようにする。</p> <p>発電所対策本部は、全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 照明確保の優先順位は、常設の多様性拡張設備であるチェンジングエリア非常用照明を優先して使用し、チェンジングエリア非常用照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。</p>	
<p>放射性物質の濃度低減</p> <p>1. アニウラス空気浄化設備の運転手順等 当直隊長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニウラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいした空気がアニウラス部から放射性物質低減機能を有するアニウラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニウラス圧力の低下で確認する。</p> <p>当直隊長は、全交流動力電源または常設直流通電源が喪失した場合は、アニウラス空気浄化系の弁に塞素ポンペ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アニウラス空気浄化ファンを運転する。</p> <p>また、塞素ポンペ（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気の供給が不能の場合は、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、アニウラス空気浄化ファンを運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源および直流通電源が健全である場合 a. 手順着手の判断基準 非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合 非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合 (2) 全交流動力電源または直流通電源が喪失した場合 a. 塞素ポンペ（代替制御用空気供給用）によるアニウラス空気浄化設備の運転 (a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源または常設直流通電源が喪失した場合 b. 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）によるアニウラス空気浄化設備の運転 (a) 手順着手の判断基準 塞素ポンペ（代替制御用空気供給用）によるアニウラス空気浄</p>	<p>放射性物質の濃度低減</p> <p>1. アニウラス空気浄化設備の運転手順等 発電第二課当直隊長は、全交流動力電源が喪失した場合においても、B系アニウラス空気浄化設備の弁の制御用空気配管に塞素ポンペ（アニウラス空気浄化ファン弁用）を接続して代替空気（塞素）を供給し、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電した後、Bアニウラス空気浄化ファンを運転する。</p> <p>また、発電第二課当直隊長は、全交流動力電源が喪失した場合においても、B系アニウラス空気浄化設備の弁の制御用空気配管に塞素ポンペ（アニウラス空気浄化ファン弁用）を接続して代替空気（塞素）を供給し、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電した後、Bアニウラス空気浄化ファンを運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源及び直流通電源が健全である場合 7 手順着手の判断基準 非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合。 (2) 全交流動力電源又は直流通電源が喪失した場合 7 手順着手の判断基準 外部電源及びディーゼル発電機の故障等によりすべての非常用高圧母線への交流電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確認できない場合は交流電源又は直流通電源の給電を非常用直流通電源の電圧により確認できない場合。</p>	<p>放射性物質の濃度低減</p> <p>1. アニウラス空気再循環設備の運転手順等 当直隊長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニウラス循環ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいした空気がアニウラスから放射性物質低減機能を有するアニウラス循環フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニウラス内圧力の低下にて確認する。</p> <p>当直隊長は、全交流動力電源または常設直流通電源が喪失した場合は、Bアニウラス循環系のタンバに塞素ポンペ（アニウラス循環系タンバ作動用）から代替制御用空気を供給するための系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、Bアニウラス循環ファンを運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源および直流通電源が健全である場合 a. 手順着手の判断基準 非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合 (2) 全交流動力電源または常設直流通電源が喪失した場合 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源または常設直流通電源が喪失した場合</p>	<p>【大飯－美浜】 ②：上流文書の差異 （大飯は、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）のSA代替設備あり。）（以下、同様。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>化設備の運転ができない場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>事故時において、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、アニュラス空気浄化ファンの自動起動を確認する。自動起動していない場合は、手動によりアニュラス空気浄化ファンを起動する。また、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置からの受電および緊急ポンベ（代替制御用空気供給用）を用いたアニュラス空気浄化ファンの起動操作を実施する。乾燥空気に条件が近い緊急ポンベ（代替制御用空気供給用）による緊急供給操作ができない場合は、空冷式非常用発電装置からの受電および可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を用いたアニュラス空気浄化ファンの起動操作を実施する。</p> <p><u>居住性の確保・汚染の持ち込み防止・放射線物質の濃度低減</u> (配慮すべき事項)</p> <p>○ 放射線管理</p> <p>チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>○ 電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置および可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニュラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>化設備の運転ができない場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>事故時において、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、アニュラス空気浄化ファンの自動起動を確認する。自動起動していない場合は、手動によりアニュラス循環ファンを起動する。また、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置からの受電および緊急ポンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）を用いたBアニュラス循環ファンの起動操作を実施する。</p> <p><u>居住性の確保・汚染の持ち込み防止・放射線物質の濃度低減</u> (配慮すべき事項)</p> <p>○ 放射線管理</p> <p>チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>○ 電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置および可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニュラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>化設備の運転ができない場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>事故時において、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、アニュラス循環ファンの自動起動を確認する。自動起動していない場合は、手動によりアニュラス循環ファンを起動する。また、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置からの受電および緊急ポンベ（アニュラス循環系ダンパ作動用）を用いたBアニュラス循環ファンの起動操作を実施する。</p> <p><u>居住性の確保・汚染の持ち込み防止・放射線物質の濃度低減</u> (配慮すべき事項)</p> <p>○ 放射線管理</p> <p>チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>○ 電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置および可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニュラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>⑤：記載方針の差異 （美浜は、居住性の確保・汚染の持ち込み防止の配慮すべき事項として記載している。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表（大飯（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>表一17</p> <p>操作手順 17. 監視測定等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生した場合に発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>放射性物質の濃度および放射線の測定</u> 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。 重大事故等時の放射性物質の濃度および放射線の測定頻度については、可搬式モニタリングポスト（モニタリングステーションおよびモニタリングポスト）が使用できる場合はモニタリングステーションおよびモニタリングポストを用いた放射線の連続測定を行う。また、放射性物質の濃度の測定（空気を、水中、土壌中）および海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態および放射性物質の放出状況を確認し変更する。</p> <p>1. モニタリングステーションおよびモニタリングポストによる放射線の測定 発電所対策本部は、重大事故等時の発電所敷地境界付近の放射線量は、モニタリングステーションおよびモニタリングポストにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>2. 可搬式モニタリングポストによる放射線の代替測定 発電所対策本部は、重大事故等時にモニタリングステーションまたはモニタリングポストが機能喪失した場合、可搬式モニタリングポストにより放射線を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの故障等により、モニタリングステーションおよびモニタリングポストのいずれかの放射線の測定機能が喪失した場合</p> <p>3. 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線の測定 発電所対策本部は、原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬式モニタリングポストにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。ただし、多様性拡張設備であるモニタリングステーションおよびモニタリングポストが使用できる場合の当該4方位（モニタリングステーションおよびモニタリングポストの設置場所が2方位について重なるため4方位となる。）の測定については、モニタリングステーションおよびモニタリングポストを優先して使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p> <p>4. 放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>表一17</p> <p>操作手順 17. 監視測定等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線を監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>放射性物質の濃度及び放射線の測定</u> 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線を監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録する。 重大事故等時の放射性物質の濃度及び放射線の測定頻度については、モニタリングステーション、モニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを用いた放射線の連続測定を行う。放射性物質の濃度の測定（空気を、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態及び放射性物質の放出状況を確認し変更する。</p> <p>1. モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時にモニタリングステーション又はモニタリングポストが機能喪失した場合、可搬式モニタリングポストにより放射線を監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録する。</p> <p>2. 可搬式モニタリングポストによる放射線の代替測定 緊急時対策本部は、重大事故等時にモニタリングステーション又はモニタリングポストが機能喪失した場合、可搬式モニタリングポストにより放射線を監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、モニタリングステーション又はモニタリングポストの故障等により、モニタリングステーション又はモニタリングポストのいずれかの放射線の測定機能が喪失した場合</p> <p>3. 可搬型エリアモニタによる放射線の測定 緊急時対策本部は、原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、可搬型エリアモニタによる放射線の測定を行う。海側敷地境界付近を含む原子炉格納施設を囲む8方位に可搬型エリアモニタを配置し、放射線を監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p> <p>4. 放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>表一17</p> <p>操作手順 17. 監視測定等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生した場合に発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>放射性物質の濃度および放射線の測定</u> 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。 重大事故等時の放射性物質の濃度および放射線の測定頻度については、可搬式モニタリングポスト（モニタリングステーションおよびモニタリングポスト）が使用できる場合はモニタリングステーションおよびモニタリングポストを用いた放射線の連続測定を行う。また、放射性物質の濃度の測定（空気を、水中、土壌中）および海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態および放射性物質の放出状況を確認し変更する。</p> <p>1. モニタリングステーションおよびモニタリングポストによる放射線の測定 発電所対策本部は、重大事故等時の発電所敷地境界付近の放射線量は、モニタリングステーションおよびモニタリングポストにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>2. 可搬式モニタリングポストによる放射線の代替測定 発電所対策本部は、重大事故等時にモニタリングステーションまたはモニタリングポストが機能喪失した場合、可搬式モニタリングポストにより放射線を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの故障等により、モニタリングステーションおよびモニタリングポストのいずれかの放射線の測定機能が喪失した場合</p> <p>3. 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線の測定 発電所対策本部は、原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬式モニタリングポストにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。ただし、多様性拡張設備であるモニタリングステーションおよびモニタリングポストが使用できる場合の当該4方位（モニタリングステーションおよびモニタリングポストの設置場所が2方位について重なるため4方位となる。）の測定については、モニタリングステーションおよびモニタリングポストを優先して使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p> <p>4. 放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。）（以下、同様。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、多様性拡張設備である、モニタリングステーション、モニタリングポストについて使用できれば、使用する旨を記載している。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>(1) 可搬型放射線計測装置等による空気中の放射性物質の濃度の測定 発電所対策本部は、重大事故等時の放射性物質の濃度（空气中）について、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）により監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。 放射性物質の濃度（空气中）を測定する優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングカーを優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を使用する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、移動式放射能測定装置（モニタ車）に搭載しているダスト・よう素サンプラ、汚染サーベイメータまたはよう素モニタの故障等により、移動式放射能測定装置（モニタ車）による放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合</p> <p>5. 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度および放射線量の測定 発電所対策本部は、重大事故等時の発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壤中）および放射線量について、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、NaIサーベイメータ、および電離箱サーベイメータ）により監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、移動式放射能測定装置（モニタ車）に搭載し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合</p> <p>(2) 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 発電所対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出のおそれがある、または放出された場合、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度を測定する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合</p> <p>(3) 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定 発電所対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、排気筒ガスマニタ等の指示値を確認し、原</p>	<p>(1) 可搬型放射線計測装置等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定 緊急時対策本部は、重大事故等時の放射性物質の濃度（空气中）について、可搬型放射線計測器（GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）及び可搬型ダストサンプラにより監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録する。 放射性物質の濃度（空气中）を測定する優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングカーを優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型放射線計測器（GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）及び可搬型ダストサンプラを使用する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、モニタリングカーに搭載しているダスト・よう素サンプラ又はダスト・よう素測定装置の故障等により、モニタリングカーによる放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合</p> <p>5 可搬型放射線計測器等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時の発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量について、可搬型放射線計測器（GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、電離箱サーベイメータ）及び可搬型ダストサンプラにより監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、排気筒ガスマニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合</p> <p>(2) 可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合、又はそのおそれがある場合、可搬型放射線計測器により水中の放射性物質の濃度を測定を行う。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から周辺海域へ放射性物質が含まれる水が放出された場合、又はそのおそれがある場合に、水中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合</p> <p>(3) 可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、排気筒ガスマニタ等の指示値を確認し、原</p>	<p>(1) 可搬型放射線計測装置等による空気中の放射性物質の濃度の測定 発電所対策本部は、重大事故等時の放射性物質の濃度（空气中）について、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）により監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。 放射性物質の濃度（空气中）を測定する優先順位は、多様性拡張設備である移動式放射能測定装置（モニタ車）を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を使用する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、移動式放射能測定装置（モニタ車）に搭載しているダスト・よう素サンプラ、汚染サーベイメータまたはよう素モニタの故障等により、移動式放射能測定装置（モニタ車）による放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合</p> <p>5. 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度および放射線量の測定 発電所対策本部は、重大事故等時の発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）および放射線量について、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、NaIサーベイメータ、および電離箱サーベイメータ）により監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、移動式放射能測定装置（モニタ車）に搭載し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合</p> <p>(2) 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 発電所対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出のおそれがある、または放出された場合、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度を測定する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合</p> <p>(3) 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定 発電所対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、排気筒ガスマニタ等の指示値を確認し、原</p>	<p>差異の説明</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31 変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09 補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25 認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5 認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（フルーム通過後）</p> <p>(4) 海上モニタリング測定 発電所対策本部は、発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合に、小型船舶で電離箱サーベイメータおよび可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度および放射線量を測定する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、排気筒ガスマシナ等の指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放射性物質漏えいが確認される等により小型船舶による海上モニタリングが必要となった場合</p> <p>6. バックグラウンド低減対策等 (1) モニタリングステーション、モニタリングポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 緊急時対策本部は、事故後の周辺汚染により、モニタリングステーション及びモニタリングポストによる測定ができなくなるとを避けるため、バックグラウンド低減対策を行う。 a. 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある場合、モニタリングポストの検出器の養生を行う。 b. 放射性物質の放出によりモニタリングステーション、モニタリングポストまたは可搬式モニタリングポスト配置場所周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壌除去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。 (a) 手順着手の判断基準 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合</p> <p>(2) 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策 発電所対策本部は、重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能となった場合、可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制 発電所対策本部は、重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画にしたがひ、資機材および要員の動員、放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p>	<p>原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合（フルーム通過後）</p> <p>(4) 海上モニタリング測定 緊急時対策本部は、発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合に、小型船舶で電離箱サーベイメータおよび可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度および放射線量を測定する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、排気筒ガスマシナ等の指示値等を確認し、原子炉施設から周辺海域への放射性物質放出が確認される等により小型船舶による海上モニタリングが必要と判断した場合</p> <p>6. バックグラウンド低減対策等 (1) モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策 緊急時対策本部は、事故後の周辺汚染により、モニタリングステーション及びモニタリングポストによる測定ができなくなるとを避けるため、バックグラウンド低減対策を行う。 a. 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある場合、モニタリングステーション及びモニタリングポストの検出器等の養生を行う。放射性物質の放出により、モニタリングステーション又はモニタリングポストの周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壌除去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。 ア 手順着手の判断基準 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合</p> <p>(2) 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策 緊急時対策本部は、重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬型放射線計測装置の測定不能となった場合、可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画にしたがひ、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p>	<p>原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（フルーム通過後）</p> <p>(4) 海上モニタリング測定 発電所対策本部は、発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合に、小型船舶で電離箱サーベイメータおよび可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度および放射線量を測定する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、排気筒排気筒ガスマシナ等の指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放射性物質漏えいが確認される等により小型船舶による海上モニタリングが必要となった場合</p> <p>6. バックグラウンド低減対策等 (1) モニタリングステーション、モニタリングポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 発電所対策本部は、事故後の周辺汚染により測定ができなくなるとを避けるため、バックグラウンド低減対策を行う。 a. 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある場合、モニタリングステーション、モニタリングポストおよび可搬式モニタリングポストの検出器の養生を行う。 b. 放射性物質の放出によりモニタリングステーション、モニタリングポストまたは可搬式モニタリングポスト配置場所周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壌除去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。 (a) 手順着手の判断基準 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合</p> <p>(2) 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策 発電所対策本部は、重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能となった場合、可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制 発電所対策本部は、重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画にしたがひ、資機材および要員の動員、放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p>	
<p>風向、風速その他の気象条件の測定 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録する。 気象観測設備および可搬型気象観測装置による風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定を行う。 1. 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 発電所対策本部は、重大事故等時に気象観測設備が機能喪失した場合、可搬型気象観測装置により、風向、風速その他の気象観測項目を測定し、及びその測定結果を記録する。また、風向、風速その他の気象条件を測定する優先順位は、多様性拡張設備である気象観測設備を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬式気象観測装置を使用する。</p>	<p>風向、風速その他の気象条件の測定 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録する。 気象観測設備及び可搬型気象観測装置による風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定を行う。 1. 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 緊急時対策本部は、重大事故等時に気象観測設備が機能喪失した場合、可搬型気象観測装置により、風向、風速その他の気象観測項目を測定し、及びその測定結果を記録する。また、風向、風速その他の気象条件を測定する優先順位は、多様性拡張設備である気象観測設備を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬式気象観測装置を使用する。</p>	<p>風向、風速その他の気象条件の測定 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録する。 気象観測設備および可搬型気象観測装置による風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定を行う。 1. 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 発電所対策本部は、重大事故等時に気象観測設備が機能喪失した場合、可搬型気象観測装置により測定し、およびその測定結果を記録する。また、風向、風速その他の気象条件を測定する優先順位は、多様性拡張設備である気象観測設備を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬式気象観測装置を使用する。</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向・風速、日射量、放射収支量および雨量の測定機能が喪失した場合 気象観測設備の測定機能喪失の確認については、中央制御室の共通の指示値および警報表示にて確認する。</p> <p>2. 気象観測設備による気象観測項目の測定 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合に、気象観測設備により発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録する。</p>	<p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向・風速・日射量、放射収支量・雨量の測定機能が喪失した場合 気象観測設備の測定機能喪失の確認は、中央制御室の指示値及び警報表示にて行う。</p> <p>2 気象観測設備による気象観測項目の測定 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合に、気象観測設備により発電所において風向、風速その他の気象条件を連続測定し、及びその測定結果を記録する。</p>	<p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向・風速、日射量、放射収支量および雨量の測定機能が喪失した場合 気象観測設備の測定機能喪失の確認については、中央制御室の共通の指示値および警報表示にて確認する。</p> <p>2. 気象観測設備による気象観測項目の測定 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合に、気象観測設備により発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録する。</p>	
<p>モニタリングステーションおよびモニタリングポストへの代替交流電源設備からの給電 発電所対策本部は、全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーションおよびモニタリングポストへ給電する。</p> <p>給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングステーションおよびモニタリングポスト専用の無停電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元を切り替える。</p> <p>その後、代替交流電源設備(電源車(緊急時対策所用))により緊急時対策所を經由してモニタリングステーションおよびモニタリングポストへ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-1.8「緊急時対策所の居住性等に關する手順等」参照。 モニタリングステーションおよびモニタリングポストは、電源が喪失した状態から給電した場合は、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合</p>	<p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源を代替電源(交流)からの給電 発電所第二課当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源(交流)によりモニタリングステーション及びモニタリングポストへ給電する。</p> <p>給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置及び非常用発電機からの給電を優先し、代替電源(交流)である大容量空冷式発電機による給電が開始されれば給電元が自動で切り替わる。</p> <p>その後、代替交流電源設備(大容量空冷式発電機)によりモニタリングステーション及びモニタリングポストへ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-1.4「電源の確保に關する手順等」参照 モニタリングステーション及びモニタリングポストは、電源が喪失した状態から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合</p>	<p>モニタリングステーションおよびモニタリングポストへの代替交流電源設備からの給電 発電所対策本部は、全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーションおよびモニタリングポストへ給電する。</p> <p>給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングステーションおよびモニタリングポスト専用の無停電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元が自動で切り替わる。</p> <p>その後、代替交流電源設備(空冷式非常用発電装置)によりモニタリングステーションおよびモニタリングポストへ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-1.4「電源の確保に關する手順等」参照。 モニタリングステーションおよびモニタリングポストは、電源が喪失した状態から給電した場合は、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合</p>	<p>【大飯一美浜】 ②：上流文書の差異 (全交流動力電源喪失時の給電は、大飯は、電源の給電は、大飯は、電源車(緊急時対策所用)で給電元の切り替えが必要。美浜は、空冷式非常用発電装置で給電元は自動で切り替わる。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>表-18</p> <p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が代替となり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な、居住性の確保、必要な指示および通信連絡、必要な要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p>	<p>表-18</p> <p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所）</p> <p>① 方針目的</p> <p>代替緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が代替となり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示および通信連絡、必要な要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p>	<p>表-18</p> <p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な、居住性の確保、必要な指示および通信連絡、必要な要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。）（以下、同様。）</p>
<p>② 対応手段</p> <p><u>居住性の確保</u></p> <p>発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所空気が浄化ファーン、緊急時対策所非常用空気浄化ファーン（以下「緊急時対策所可搬型空気浄化装置」という。）による放射性物質の侵入低減、空気が供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1. 緊急時対策所の立上げの手順</p> <p>緊急安全対策要員、運転員および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気を接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、代替緊急時対策所空気が浄化ファーンを通過することにより放射性物質の侵入を低減する。全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、代替緊急時対策所空気を浄化ファーンを起動する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時体制が発令された場合</p>	<p>② 対応手段等</p> <p><u>居住性の確保</u></p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所空気が浄化装置による放射性物質の侵入低減、代替緊急時対策所空気が圧入設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により代替緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1. 代替緊急時対策所立上げの手順</p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、代替緊急時対策所を立ち上げる。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気を接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、代替緊急時対策所空気が浄化ファーンを通過することにより放射性物質の侵入を低減する。全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、代替緊急時対策所空気を浄化ファーンを起動する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時体制が発令された場合</p>	<p>② 対応手段</p> <p><u>居住性の確保</u></p> <p>発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所可搬型空気浄化ファーンおよび緊急時対策所可搬型空気浄化ファーン（以下「緊急時対策所可搬型空気浄化装置」という。）による放射性物質の侵入低減、空気が供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1. 緊急時対策所の立上げの手順</p> <p>緊急安全対策要員、運転員および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。</p> <p>(1) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>発電所対策本部は、緊急時対策所可搬型空気浄化ファーンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所可搬型空気が浄化ファーンを通過することにより放射性物質の侵入を低減する。全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所可搬型空気を浄化ファーンを起動する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所の立上げ時</p> <p>② 空気が供給装置による空気が供給準備手順</p> <p>発電所対策本部は、空気が供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所の立上げ時</p> <p>③ 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順</p> <p>発電所対策本部は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所指針所および緊急時対策所待機場所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所換気設備を運転している場合</p>	<p>【大飯－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （大飯は、1、2号炉側に緊急時対策所を設けている。）（以下、同様。）</p>
<p>2. 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</p> <p>発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、原子炉格納容器と緊急時対策所の間に緊急時対策所可搬型エリアモニタを</p>	<p>2. 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順</p> <p>緊急時体制が発令された場合</p>	<p>2. 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</p> <p>発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、原子炉格納容器と緊急時対策所の間に緊急時対策所可搬型エリアモニタを</p>	<p>2. 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</p> <p>発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、原子炉格納容器と緊急時対策所の間に緊急時対策所可搬型エリアモニタを</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>対策外可搬型エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。可搬型モニタリングポストのうち、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポストを、緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>(1) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順</p> <p>緊急時対策所内に緊急時対策用可搬型エリアモニタを、1号炉および2号炉の原子炉補助屋内でかつ、緊急時対策所の外に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合</p> <p>(2) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポストを設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。</p> <p>3. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、フルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目的として、最大収容可能人数の範囲で代替緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>フルーム通過中においても、代替緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 空気供給装置への切替準備手順</p> <p>発電所対策本部は、可搬型モニタリングポストの指示上昇や炉心損傷が生じる等、フルーム放出のおそれがある場合と判断した場合、パラメータの監視強化および緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>フルーム放出のおそれがある場合</p> <p>具体的には以下のいずれかに該当した場合</p> <p>(a) フルーム放出前の段階において、直接線、スカイシャイン線により、可搬型エリアモニタの指示が0.1mSv/h以上となった場合</p> <p>(b) 中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。または、緊急時対策所でプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、フルーム放出に備える必要があると判断した場合</p> <p>(c) 炉心損傷前であった中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。または、緊急時対策所でプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が策所でのプラント状態監視の可能性を踏まえ、フルーム放出に</p>	<p>(1) 代替緊急時対策用エリアモニタ設置手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、代替緊急時対策所内へ代替緊急時対策用エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</p> <p>可搬型エリアモニタのうち、3号炉及び4号炉原子炉格納容器と代替緊急時対策所の中間位置に設置する可搬型エリアモニタは、代替緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>ア 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p> <p>(2) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>3号炉及び4号炉原子炉格納容器と代替緊急時対策所の中間位置に可搬型エリアモニタを設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照</p> <p>3. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、フルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目的として、最大収容可能人数の範囲で代替緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>フルーム通過中においても、代替緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 代替緊急時対策所に加圧設備への切替準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ等の指示上昇や炉心損傷が生じる等、フルーム放出のおそれがある場合と判断した場合、パラメータの監視強化及び代替緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>ア 手順着手の判断基準</p> <p>フルーム放出のおそれがある場合</p> <p>具体的には以下のいずれかに該当した場合</p> <p>(7) フルーム放出前の段階において、直接線、スカイシャイン線により、可搬型エリアモニタの指示が0.1mSv/h以上となった場合</p> <p>(4) 発電第二課当直課長から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合又は代替緊急時対策所内のプラント状態監視の結果、本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、フルーム放出に備える必要があると判断した場合</p> <p>(7) 炉心損傷前であった発電第二課当直課長から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合又は代替緊急時対策所内のプラント状態監視の結果、本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、フルーム放出に備える必要があると判断した場合</p>	<p>設置し、放射線量の測定を開始する。原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>(1) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順</p> <p>発電所対策本部は、緊急時対策所内に緊急時対策用可搬型エリアモニタを、原子炉格納容器と緊急時対策所の間に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合</p> <p>(2) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストを設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。</p> <p>3. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>フルーム通過中においても、緊急時対策所へとどまる要員は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員、緊急時対応として配置した可搬型モニタ等の給油や監視等、フルーム通過後も継続する活動に必要な要員、3号炉の運転員さらには、1号炉および2号炉の運転員とする。</p> <p>(2) 空気供給装置への切替準備手順</p> <p>発電所対策本部は、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ等の指示上昇や炉心損傷が生じる等、フルーム放出のおそれがある場合と判断した場合、パラメータの監視強化および緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>フルーム放出のおそれがある場合</p> <p>具体的には以下のいずれかに該当した場合</p> <p>(a) フルーム放出前の段階において、直接ガンマ線、スカイシャインガンマ線により、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストまたは原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタの状態が上昇傾向となった場合</p> <p>(b) 中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。または、緊急時対策所でプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、フルーム放出に備える必要があると判断した場合</p> <p>(c) 炉心損傷前であった中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。または、緊急時対策所でプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が策所でのプラント状態監視の可能性を踏まえ、フルーム放出に</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、前段と重複する事項を記載しているが、玄海は、重複事項は記載しない。）</p> <p>【大飯・玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、フルーム通過中は本所要員以外の要員も緊急時対策所にとどまることから要員と記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、手順着手を判断するモニタの設置場所が異なる。）（以下、同様。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>備える必要があると判断した場合</p> <p>(3) 空気供給装置への切替手順 発電所対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、3号炉および4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置した可搬式モニタリングポストおよび緊急時対策所内可搬式モニタリングポストにおいて緊急時対策所内可搬式モニタリングポストの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬式空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、その空気流入量を調整する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合 (a) 3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置した可搬式モニタリングポストの指示値が上昇した場合 (b) 緊急時対策所内可搬式モニタリングポストの指示値が0.1msv/h以上となった場合</p> <p>(4) 緊急時対策所可搬式空気浄化装置への切替手順 発電所対策本部は、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置した可搬式モニタリングポストおよび緊急時対策所内可搬式モニタリングポストの指示値が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬式空気供給装置から緊急時対策所内可搬式空気浄化装置へ切り替える。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置した可搬式モニタリングポストおよび緊急時対策所内可搬式モニタリングポストの指示値が0.1msv/h以上となった場合</p>	<p>(3) 代替緊急時対策所加圧設備への切替手順 緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬式エリリアモニタ等の指示値が上昇した場合、速やかに代替緊急時対策所換気設備を代替緊急時対策所空気浄化装置から代替緊急時対策所加圧設備へ切り替えるとともに、代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合 (7) 可搬式エリリアモニタの指示値が10msv/h以上となった場合 (1) 代替緊急時対策所エリリアモニタの指示値が0.5msv/h以上となった場合</p> <p>(4) 代替緊急時対策所空気浄化装置への切替手順 緊急時対策本部は、可搬式エリリアモニタ等の指示値が低下し、代替緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、代替緊急時対策所換気設備を代替緊急時対策所加圧設備から代替緊急時対策所空気浄化装置へ切り替える。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 可搬式エリリアモニタ及び代替緊急時対策所エリリアモニタにて放射線量を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合</p>	<p>備える必要があると判断した場合</p> <p>(3) 空気供給装置への切替手順 発電所対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置した緊急時対策所可搬式エリリアモニタ、緊急時対策所内可搬式モニタリングポストまたは緊急時対策所内可搬式エリリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所内可搬式空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合 (a) 緊急時対策所付近に設置した可搬式モニタリングポストの指示値が20msv/h以上となった場合 (b) 原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置した緊急時対策所可搬式エリリアモニタの指示値が20msv/h以上となった場合 (c) 緊急時対策所内可搬式エリリアモニタの指示値が0.5msv/h以上となった場合</p> <p>(4) 緊急時対策所可搬式空気浄化装置への切替手順 緊急時対策本部は、原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置した緊急時対策所可搬式エリリアモニタおよび緊急時対策所内可搬式エリリアモニタの指示値が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬式空気供給装置から緊急時対策所内可搬式空気浄化装置へ切り替える。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置する緊急時対策所外可搬式エリリアモニタおよび緊急時対策所内可搬式エリリアモニタにて放射線量を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、緊急時対策所内外の3つのモニタの指示上昇を手順着手の判断基準としている。）（以下、同様。）</p>
<p>必要な指示および通信連絡 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備により、必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な資料を、代替緊急時対策所に配備し、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所の情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の情報収集設備である緊急時監視パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 緊急時体制が発令された場合</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について</p>	<p>必要な指示および通信連絡 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる以下の事項について明確にする。</p> <p>1 重大事故等に対処するために必要な情報を把握するため、代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集する。</p> <p>2 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、代替緊急時対策所に配備し、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所の情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の情報収集設備である緊急時監視パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 緊急時体制が発令された場合</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について</p>	<p>必要な指示および通信連絡 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備により、必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備へ給電する。</p> <p>1. 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>2. 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について</p>	<p>【大飯・玄海－美浜比較】</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>各課室長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策指図書に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>3. 通信連絡に関する手順等 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>発電所内外の通信連絡をする必要のある場合は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照。</p> <p>必要な数の要員の収容 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による放射性物質の拡散を抑制するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。このための対策に必要となる数以上の緊急時対策本部要員を収容する。また、以下の緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1. 放射線管理について (1) 放射線管理用資機材の維持管理について 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。少なくとも外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>2. 放射線管理について 1 チェンジングエリアの運用手順 緊急時対策所は、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを通常時から設置し、緊急時対策所の外側に放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>手順着手の判断基準 可搬式モニタリングポスト等にて放射線量を監視し、ブルームの通過および塵外作業可能なレベルまでの低下が確認された場合</p> <p>2 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順 発電所対策本部は、緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニットの切替えが必要となった場合、待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>手順着手の判断基準 フィルタユニットの性能の低下等により運転中の緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合</p>	<p>ついて 防災課長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、代替緊急時対策所に配備する。また、当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>発電所内外の通信連絡をする必要のある場合は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照</p> <p>必要な数の要員の収容 代替緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による放射性物質の拡散を抑制するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。このための対策に必要となる数以上の緊急時対策本部要員を収容する。また、以下の緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1 放射線管理について (1) 放射線管理用資機材の維持管理について 緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員の装備（線量計、マスク等）及びチェンジングエリアを設置するための資機材を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立入りを制限する等の対応を行う。</p> <p>(2) チェンジングエリアの設置及び運用手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、代替緊急時対策所の外側に放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p> <p>(3) 代替緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニットの性能の上昇等、切替えが必要となった場合、代替緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニットを待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>手順着手の判断基準 フィルタユニットの性能の上昇等により運転中の代替緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合</p> <p>2 飲料水、食料等について</p>	<p>各課（室）長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>3. 通信連絡に関する手順等 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>発電所内外の通信連絡をする必要のある場合は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照。</p> <p>必要な数の要員の収容 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による放射性物質の拡散を抑制するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。このための対策に必要となる数以上の緊急時対策本部要員を収容する。また、以下の緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1. 放射線管理について 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>2. 放射線管理について (1) チェンジングエリアの運用手順 緊急時対策所は、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを通常時から設置し、緊急時対策所の外側に放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>手順着手の判断基準 緊急時対策所可搬型エアモニタ等にて放射線量を監視し、ブルームの通過および塵外作業可能なレベルまでの低下が確認された場合</p> <p>(2) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順 発電所対策本部は、緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニットの切替えが必要となった場合、待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>手順着手の判断基準 フィルタユニットの性能の低下等により運転中の緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、ブルーム通過中は本部要員以外の要員も緊急時対策所にとどまることがから要員と記載している。）（以下、同様。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、飲料水、食料等の維持管理も合わせて記載している。また、フィルタユニットの線量監視を行う必要はないため記載していない。）</p> <p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、チェンジングエリアを通常時から設置しているため、手順着手の判断基準が異なる。）</p>

「前述」

「前述」

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p><u>代替電源設備からの給電</u></p> <p>発電所対策本部は、緊急時対策所立上げ時における代替電源として、電源車(緊急時対策所用)から緊急時対策所へ給電する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置のうち、3号炉および4号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時において、空冷式非常用発電機から給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>1. 電源車(緊急時対策所用)による給電</p> <p>緊急時対策所立上げ時は、<u>電源車(緊急時対策所用)から緊急時対策所へ給電する。</u></p> <p>代替交流電源である電源車(緊急時対策所用)は、緊急時対策所立上げ時にケーブル接続等の準備を行うとともに、<u>起動し緊急時対策所へ給電を開始する。</u></p> <p>発電所対策本部は、緊急時対策所立上げ時には、待機側の電源車(緊急時対策所用)も起動して無負荷運転で待機する。故障等により発電機の切替えが必要になった場合には、速やかに待機側の電源車(緊急時対策所用)からの給電に切り替える。ただし、1号炉側非常用電源車から受電が継続されている場合、またはDB事業等に於いて電源車(緊急時対策所用)(DB)から受電が継続されている場合には、その状態を継続してもよいが、<u>電源車(緊急時対策所用)の準備および起動を行い、無負荷運転で待機させることとする。</u></p> <p>(1) 電源車(緊急時対策所用)準備手順 発電所対策本部は、緊急時対策所立上げ時にケーブル接続を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(2) 電源車(緊急時対策所用)起動手順 発電所対策本部は、緊急時対策所立上げ時に電源車(緊急時対策所用)の起動を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(3) 電源車(緊急時対策所用)の切替えおよび燃料給油手順 a. 電源車(緊急時対策所用)の切替手順 発電所対策本部は、使用中の電源車(緊急時対策所用)に故障等が発生した場合、電源車(緊急時対策所用)の切替えを行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 使用中の電源車(緊急時対策所用)に故障等が発生した場合など、運転中の電源車(緊急時対策所用)の停止が必要となった場合</p>	<p>緊急時対策本部は、少なくとも外都からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p><u>代替電源設備からの給電</u></p> <p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源として代替緊急時対策所用発電機により代替緊急時対策所へ給電する。</p> <p>なお、代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備のうち原子炉補助建屋に設置されている機器への給電については、大容量空冷式発電機により実施される。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-19「通信連絡に関する手順等」を参照</p> <p>1 代替緊急時対策所用発電機による給電</p> <p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源(交流)である代替緊急時対策所用発電機から給電する。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所用発電機は、代替緊急時対策所の立上げ時にケーブル接続等の準備を行い、<u>全交流動力電源喪失時に起動し代替緊急時対策所へ給電を開始する。</u></p> <p>「後述」</p> <p>(2) 代替緊急時対策所用発電機は、給油時が必要な場合、切替えを行う。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所用発電機には燃料油貯蔵タンクよりリタンクローリを用いて給油する。</p>	<p><u>代替電源設備からの給電</u></p> <p>発電所対策本部は、非常用母線からの給電喪失時は、代替電源として、電源車(緊急時対策所用)から緊急時対策所へ給電する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置のうち、原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時において、空冷式非常用発電機から給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>1. 電源車(緊急時対策所用)による給電</p> <p>非常用母線からの給電喪失時またはその発生に備え、緊急時対策所の電源を確保するため、<u>代替電源設備である電源車(緊急時対策所用)を準備する。非常用母線からの給電喪失時は、電源車(緊急時対策所用)1台を起動し、緊急時対策所へ給電する。</u></p> <p>(1) 電源車(緊急時対策所用)準備手順 発電所対策本部は、緊急時対策所立上げ時にケーブル接続を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(2) 電源車(緊急時対策所用)起動手順 発電所対策本部は、非常用母線からの給電喪失時に電源車(緊急時対策所用)の起動を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 非常用母線からの給電喪失時</p> <p>(3) 電源車(緊急時対策所用)の切替えおよび燃料給油手順 a. 電源車(緊急時対策所用)の切替手順 発電所対策本部は、使用中の電源車(緊急時対策所用)に故障等が発生した場合、電源車(緊急時対策所用)の切替えを行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 使用中の電源車(緊急時対策所用)に故障等が発生した場合など、運転中の電源車(緊急時対策所用)の停止が必要となった場合</p>	<p>【玄海-美浜】 ②：上流文書の差異 (電源車からの給電は、玄海は、SBO時だが、美浜は、非常用母線からの給電喪失時としている。)</p> <p>【大飯-美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、電源車1台起動だが、大飯は、待機側の電源車も起動し無負荷運転で待機するとしている。)(以下、同様。)</p> <p>【大飯-美浜】 ②：上流文書の差異 (電源車からの給電は、大飯は、緊急時対策所の立上げ時だが、美浜は、非常用母線からの給電喪失時としている。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>b. 電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順 発電所対策本部は、電源車（緊急時対策所用）を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクからタンクローリーへ給油し、電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへ補給を行う。 (a) 手順着手の判断基準 電源車（緊急時対策所用）を運転した場合において、各発電機の燃料の管理量を確認後、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間に達した場合、または待機側の電源車（緊急時対策所用）にあっては、無負荷運転における燃料補給作業着手時間に達した場合</p> <p>「前述」</p> <p>(4) 電源車（緊急時対策所用）の待機運転手順 発電所対策本部は、ブルーム放出のおそれがある場合、待機側の電源車（緊急時対策所用）の無負荷運転を継続する。 a. 手順着手の判断基準 ブルーム放出のおそれがある場合</p>	<p>ア 代替緊急時対策所用発電機起動手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所立上げ時のケーブル接続を行う。 (7) 手順着手の判断基準 緊急時体制が発令された場合</p> <p>イ 代替緊急時対策所用発電機起動手順 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時における代替緊急時対策所用発電機の起動を行う。 (7) 手順着手の判断基準 外部電源及びディーゼゼル発電機の故障等により全ての非常用高圧母線への交流動力電源からの給電を非常用高圧母線電圧により確認できない場合</p> <p>ウ 代替緊急時対策所用発電機の切替及び燃料給油手順 (7) 代替緊急時対策所用発電機の切替手順 緊急時対策本部は、燃料給油等が必要な場合、代替緊急時対策所用発電機の切替えを行う。 a 手順着手の判断基準 燃料給油等のため運転中の代替緊急時対策所用発電機の停止が必要となった場合</p> <p>(4) 代替緊急時対策所用発電機の待機運転手順 緊急時対策本部は、ブルーム放出のおそれがある場合、待機側の代替緊急時対策所用発電機を起動して無負荷運転で待機させる。 ブルーム通過中に発電機の切替えが必要となった場合には、速やかに待機側の代替緊急時対策所用発電機からの給電に切り替える。 ア 手順着手の判断基準 ブルーム放出のおそれがある場合</p>	<p>b. 電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順 発電所対策本部は、電源車（緊急時対策所用）を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料油貯蔵タンクからタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む）へ給油し、電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへ補給を行う。 (a) 手順着手の判断基準 電源車（緊急時対策所用）を運転した場合において、電源車の燃料の管理量を確認後、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間に達した場合</p> <p>「前述」</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、遠隔切り替えが可能であるため電源車の待機運転が行わない。）</p>
<p>必要多数の要員の取替、代替電源設備からの給電 （配慮すべき事項） ○ 放射線管理 (1) チェンジングエリア内では現場作業を行う緊急時対策本部要員の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合には、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染による降水が発生した場合、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。 (2) 現場作業を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所の外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある原子炉補助建屋内で待機する。</p> <p>○ 燃料補給 電源車（緊急時対策所用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンクおよび重油タンクおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。 重大事故等時7日間連続運転継続するために必要な燃料（重油）の</p>	<p>(配慮すべき事項) 1 放射線管理 (1) チェンジングエリア内では現場作業を行う緊急時対策本部要員の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染による降水が発生した場合、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。 (2) 現場作業を行う緊急時対策本部要員が屋外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、速い効果のある待機室内で待機する。</p> <p>2 燃料補給 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所用発電機を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーへ吸入し、代替緊急時対策所用発電機燃料タンクへ補給を行う。 代替緊急時対策所用発電機への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク及びタンクローリーを用</p>	<p>必要多数の要員の取替・代替電源設備からの給電 （配慮すべき事項） ○ 放射線管理 (1) チェンジングエリア内では現場作業を行う要員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合には、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染による降水が発生した場合、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。 (2) 現場作業を行う要員等が身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある緊急時対策室内で待機する。</p> <p>○ 燃料補給 電源車（緊急時対策所用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンクおよびタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む）を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。 重大事故等時7日間連続運転継続するために必要な燃料（重油）の備</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、遮蔽効果があがる緊急時対策所で待機する。）</p> <p>【大飯－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、電源車（緊急時対策所用）の燃料補給</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>備蓄量については、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を自安に実施する。また、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、表-4「原子炉冷却圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」、表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」及び表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料も含め、<u>燃料油貯蔵タンクの油量を356 kℓ以上に管理する。</u></p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>代替緊急時対策所用発電機を運転した場合において、各発電機の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間※に達した場合</p> <p>※ 燃料補給作業着手時間及び定格負荷運転時における燃料補給間隔の自安は以下のとおり。</p> <p>ア 代替緊急時対策所用発電機：運転開始後約5時間30分以内(その後ブルーム通過まで約8時間40分ごとに補給)</p>	<p>蓄量については、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>作業着手時間、給油間隔を記載している。</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>表-19</p> <p>操作手順</p> <p>1. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により発電所の内外の通信連絡を必要とする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>発電所内の通信連絡手順等</p> <p>1. 発電所内の通信連絡を必要とする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等および緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置（モニタ車）、緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、<u>衛星電話（携帯）、トランシーバー</u>、携行型通話装置およびインターフォンを使用する。</p> <p>a. 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>b. データ伝送設備（発電所内）により緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。また、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびSPDS表示装置を使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）およびデータ伝送設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡を必要とする必要のある場所と通信連絡または通話通話確認を行う場合</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○ 優先順位</p> <p>通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号および2号炉送受話器）、運転指令設備（3号および4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置およびインターフォンを使用する。</p> <p>2. 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有する手順等</p> <p>発電所対策本部は、直流通源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所と共有する。また、屋内の現場と中央制御室との連絡には携帯型通話装置（衛星電話（固定）、衛星電話（携帯））および衛星電話（固定）および衛星電話（携帯）を使用する。</p> <p>（後述）</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を</p>	<p>表-19</p> <p>操作手順</p> <p>19. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の内外の通信連絡を必要とする必要のある場所と通信連絡を行うために、<u>発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備</u>により通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>発電所内の通信連絡手順等</p> <p>1. 発電所内の通信連絡を必要とする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、緊急時対策本部要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、代替緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、<u>衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備</u>を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）により、代替緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。また、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPMS）及びSPMSデータ表示装置を使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）およびデータ伝送設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡を必要とする必要のある場所と通信連絡又は通話通話確認を行う場合</p> <p>（後述）</p> <p>2. 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流通源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および炉心格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所と共有する。また、屋内の現場と中央制御室との連絡には携帯型通話設備（衛星電話（固定）、衛星電話（携帯））および衛星電話（固定）および衛星電話（携帯）を使用する。また、屋内外の現場間には衛星携帯電話設備又は携帯型通話装置（衛星電話（固定）、衛星電話（携帯））を使用する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を</p>	<p>表-19</p> <p>操作手順</p> <p>1. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により発電所の内外の通信連絡を必要とする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>発電所内の通信連絡手順等</p> <p>1. 発電所内の通信連絡を必要とする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等および緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置（モニタ車）、緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、<u>衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー</u>および携行型通話装置を使用する。</p> <p>a. 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>b. データ伝送設備（発電所内）により緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。また、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびSPDS表示装置を使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）およびデータ伝送設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡を必要とする必要のある場所と通信連絡または通話通話確認を行う場合</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○ 優先順位</p> <p>通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバーおよび携行型通話装置を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有する手順等</p> <p>発電所対策本部は、直流通源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所と共有する。また、屋内の現場と中央制御室との連絡には携行型通話装置（衛星電話（固定）、衛星電話（携帯））および衛星電話（固定）および衛星電話（携帯）を使用する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異</p> <p>（玄海は、「発電所内の通信連絡」としてまとめて「配慮すべき事項」を整理し記載している。）</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>通信設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位 「前述」</p> <p>通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号および2号炉送受信装置）、運転指令設備（3号および4号炉送受信装置）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）および携行型通話装置を使用する。</p>	<p>果を通信設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合</p> <p>（配慮すべき事項） 1 優先順位 (1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 屋内外での使用が可能であり、通常時から使用する多様性拡張設備の運転指令設備及び電力保安通信用電話設備を使用する。発電所内でのモニタリングには、屋外の広域で通信連絡が可能な無線連絡設備のうち多様性拡張設備（固定型、携帯型、モニタリングカー）の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、屋外の操作、作業等の通信連絡には、屋外使用箇所の制限が少ない衛星携帯電話設備及び無線連絡設備のうち重大事故等対処設備の無線通話装置（固定型、携帯型）を優先して使用する。携帯型通話設備は、中継コードの布設が必要であることから、衛星携帯電話設備及び無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）が使用できない場合に使用する。 また、多様性拡張設備が使用できない場合の屋内の操作、作業等の通信連絡には、携帯型通話装置を使用する。</p> <p>(2) 針射等行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で行うための手順等 屋内外での使用が可能であり、通常時から使用する多様性拡張設備の運転指令設備、電力保安通信用電話設備及び屋外の広域で通信連絡が可能な無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型、携帯型、モニタリングカー）の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型、携帯型）及び携行型通話装置を使用する。</p>	<p>通信設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位 「前述」</p> <p>通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）および携行型通話装置を使用する。</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上添文書の差異 （玄海は「発電所外（社</p>
<p>発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>1. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置（モニタ車）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）を使用する。 a. 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 b. データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>(1) 手順書の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）およびデータ伝送設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡または通話通信確認を行う場合</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位 通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワークに接続す</p>	<p>発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>1 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、代替緊急時対策所の緊急時対策本部要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p> <p>(1) 手順書の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡又は通話通信確認を行う場合</p> <p>「後述」</p>	<p>発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>1. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置（モニタ車）、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話およびIP-FAX）を使用する。 a. 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 b. データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>(1) 手順書の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）およびデータ伝送設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡または通話通信確認を行う場合</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 優先順位 通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワークに接続す</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上添文書の差異 （玄海は「発電所外（社</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）および緊急時衛星通話システムならびに多様性拡張設備である。加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）、衛星保安電話）、社内TV会議システムおよび無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所と共有する手順等 発電所対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所と共有する。緊急時対策本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）および統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）を使用する。 「後述」</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所と共有する場合は、衛星電話（携帯）および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 「前述」</p> <p>通信連絡を行う場合は、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）ならびに多様性拡張設備である。加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）、衛星保安電話）、社内TV会議システムおよび無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）を使用する。</p>	<p>通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）および緊急時衛星通話システムならびに多様性拡張設備である。加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）、衛星保安電話）、社内TV会議システムおよび無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所と共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所と共有する。緊急時対策本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所と共有する場合は、衛星電話（携帯）および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>(配慮すべき事項) 1 優先順位 (1) 発電所外（社内外）の通信連絡を必要とする場合と通信連絡を行うための手順等 国との間で通信連絡を行う場合、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）及び多様性拡張設備の加入電話設備の使用を優先し、多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備を使用する。 本店との間で通信連絡を行う場合、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）、多様性拡張設備である加入電話設備、電力保安通信用電話設備及びテレビ会議システム（社内）の使用を優先し、多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備を使用する。</p> <p>(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所と共有する手順等 本店との通信連絡には、社内関係箇所と通常時に通信連絡で使用される多様性拡張設備の電力保安通信用電話設備及びテレビ会議システム（社内）の使用を優先し、多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備又は統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）を使用する。国との間で通信連絡を行う場合、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）及び多様性拡張設備である加入電話設備の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備を使用する。</p>	<p>通信連絡設備（TV会議システム、IP電話およびIP-FAX）および緊急時衛星通話システムならびに多様性拡張設備である。加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）および衛星保安電話）、社内TV会議システムおよび無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所と共有する手順等 発電所対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所と共有する。緊急時対策本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）および統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話およびIP-FAX）を使用する。 「後述」</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所と共有する場合は、衛星電話（携帯）および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 「前述」</p> <p>通信連絡を行う場合は、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話およびIP-FAX）ならびに多様性拡張設備である。加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）および衛星保安電話）、社内TV会議システムおよび無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）を使用する。</p>	<p>内外）との通信連絡」としてまとめて「配慮すべき事項」を整理し記載する。</p>
<p>発電所内の通信連絡・発電所外（社内外）との通信連絡</p>			<p>発電所内の通信連絡・発電所外（社内外）との通信連絡</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○代替電源設備からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話(固定)、衛星電話(可搬)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX)、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置へ給電する。 8「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照。</p>	<p>2 代替電源設備からの給電 発電第二課当直課長は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)、無線連絡設備のうち無線通話装置(固定型)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置(電話)、IP-FAX)、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等(代替緊急時対策所)」参照</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○代替電源設備からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話(固定)、衛星電話(可搬)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話およびIP-FAX)、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照。</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、代替電源設備からの給電を「発電所内の通信連絡」「発電所外(杜内外)との通信連絡」とまとめて記載している。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)				玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)				美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)			
表一20 重大事故等対策における操作の成立性(2/9)				表一20 重大事故等対策における操作の成立性(2/8)				表一20 重大事故等対策における操作の成立性(2/8)			
操作手順 No.	対応手段	要員	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	想定時間
4	B充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水※1	運転員等(中央制御室、現場) 緊急安全対策要員 3	84分	B格納容器スプレイポンプ(ORIS-CSSタイライン使用)による代替再循環※1	(中央制御室、現場) 運転員(当直員)等 3	15分		可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等(中央制御室、現場) 緊急安全対策要員 2	8.5時間	
4	蓄圧タンクによる代替炉心注水	運転員等(中央制御室、現場) 緊急安全対策要員 2	15分	B充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水※1	(中央制御室、現場) 運転員(当直員)等 3	40分		C充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による代替炉心注水※1	運転員等(中央制御室、現場) 緊急安全対策要員 4	90分	
	主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による蒸気放出	No.3にて整備する。(主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様)		B高圧注入ポンプ(海水冷却)による代替再循環	No.5にて整備する。			主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による蒸気放出	No.3にて整備する。(主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様)		
	主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による蒸気放出	No.3にて整備する。		現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	No.2にて整備する。			アキュムレータによる炉心注水※1	運転員等(中央制御室、現場) 緊急安全対策要員 2	30分	
5	大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No.7にて整備する。		可搬型ディーゼル注入ポンプへの燃料補給	運転員(当直員)等(中央制御室、現場) 保修対応要員 3	1時間10分		電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)への燃料補給	運転員等(中央制御室、現場) 緊急安全対策要員 2	2.3時間	
	大容量ポンプによる補機冷却水(海水)通水※1	緊急安全対策要員(中央制御室、現場) 20	9時間	移動式大容量ポンプ車への燃料補給	保修対応要員 2	1時間55分		タンクローリ(EL5.5m燃)油出口を	緊急安全対策要員 2	2.3時間	
	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No.7にて整備する。		移動式大容量ポンプ車への燃料補給※1	保修対応要員 2	2時間5分		タンクローリ(および燃料油)の燃料補給	緊急安全対策要員 2	2.3時間	
6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器内自然対流冷却	運転員等(中央制御室、現場) 緊急安全対策要員 3	30分	現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	No.2にて整備する。			大容量ポンプへの燃料補給	緊急安全対策要員 4	3.1時間	
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器内自然対流冷却	No.7にて整備する。		移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No.7にて整備する。			送水車への燃料補給※1	緊急安全対策要員 2	75分	
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器内自然対流冷却	緊急安全対策要員(中央制御室、現場) 12	4時間	移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水※1	保修対応要員 4	12時間40分		送水車への燃料補給※1	緊急安全対策要員 2	75分	
	電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)、大容量ポンプへの燃料補給※1	緊急安全対策要員 2	106分	A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No.7にて整備する。			主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復	No.3にて整備する。		
	送水車への燃料補給※1	緊急安全対策要員 2	100分					大容量ポンプを用いたA格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No.7にて整備する。		
※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段				※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段				※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段			
表一20 重大事故等対策における操作の成立性(3/9)				表一20 重大事故等対策における操作の成立性(3/8)							
操作手順 No.	対応手段	要員	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	想定時間				
7	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1	運転員等(中央制御室、現場) 緊急安全対策要員 2	80分	6	常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイ(フロントライン系故障時)	(中央制御室、現場) 運転員(当直員)等 6	40分				
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	No.6にて整備する。			保修対応要員 2						
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器内自然対流冷却	No.6にて整備する。			運転員(当直員)等(中央制御室、現場) 保修対応要員 5	40分					
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器内自然対流冷却	No.6にて整備する。			運転員(当直員)等(中央制御室、現場) 保修対応要員 2						

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)			玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)			美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)		
1	による代替格納容器スプレ 大容量ポンプを用いたA、D 格納容器再循環ユニットに よる格納容器内自然対流冷 却※1	運転員等 (中央制御室)	1	8時 間	移動式大容量ポンプを用いた A、D格納容器再循環ユニット による格納容器内自然対流冷 却※1	保修対応要 員	2	No.7にて整備する。
		緊急安全対策要員 (中央制御室、現 場)	20	1時間 10分				
2	恒設代替低圧注水ポンプに よる代替格納容器スプレ イ	運転員等 (中央制御室、現 場)	3	30分	A、D格納容器再循環ユニ ットによる格納容器内自然対 流冷却※1	運転員等 (中央制御室、現 場)	2	No.6にて整備する。
		緊急安全対策要員 (中央制御室、現 場)	1	4時 間				
3	A格納容器スプレイポンプ (RRS-CSS連絡ライ ン使用)による代替炉心注 水	運転員等 (中央制御室、現 場)	1	4時 間	移動式大容量ポンプを用いた A、D格納容器再循環ユニ ットによる格納容器内自然対 流冷却※1	保修対応要 員	13	No.4にて整備する。
		緊急安全対策要員 (中央制御室、現 場)	12	40分				
4	恒設代替低圧注水ポンプに よる代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現 場)	1	4時 間	常設電動注入ポンプによる代替 格納容器スプレイ (全流動力電源及び原子炉補機 冷却機能健全時)	保修対応要 員	2	No.4にて整備する。
		緊急安全対策要員 (中央制御室、現 場)	2	50分				
5	B充てんポンプ(自己冷却) による代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現 場)	2	50分	常設電動注入ポンプによる代替 格納容器スプレイ※1 (全流動力電源喪失又は原子 炉補機冷却機能喪失時)	保修対応要 員	2	No.4にて整備する。
		緊急安全対策要員 (中央制御室、現 場)	2	50分				
6	可搬型格納容器水素ガス濃 度計※1	運転員等 (中央制御室、現 場)	2	50分	可搬型格納容器水素濃度計測装 置による水素濃度監視※1 (全流動力電源及び原子炉補 機冷却機能健全時)	保修対応要 員	2	No.4にて整備する。
		緊急安全対策要員 (中央制御室、現 場)	2	50分				
7	A格納容器再循環冷暖房ユニ ットによる格納容器内自然 対流冷却※1	運転員等 (中央制御室、現 場)	2	90分	A、B内部スプレポンプ(R RRS-CSS連絡ライ ン使用)による代替炉心注 水	保修対応要 員	2	No.4にて整備する。
		緊急安全対策要員 (中央制御室、現 場)	2	90分				
8	大容量ポンプを用いたA格 納容器再循環冷暖房ユニ ットによる格納容器内自然対 流冷却※1	運転員等 (中央制御室、現 場)	3	6時間	恒設代替低圧注水ポンプに よる代替炉心注水	保修対応要 員	4	No.4にて整備する。
		緊急安全対策要員 (中央制御室、現 場)	10	50分				
9	可搬型格納容器水素濃度 計測装置による水素濃度監 視※1	運転員等 (中央制御室、現 場)	1	50分	可搬型格納容器内水素濃度 計測装置による水素濃度監 視※1	保修対応要 員	1	No.4にて整備する。
		緊急安全対策要員 (中央制御室、現 場)	1	50分				

※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段

※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段

※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段

表一20 重大事故等対策における操作の成立性(4/8)

操作 手順 No.	対応手段	要員 数	想定 時間
10	水素排出(アニュラス空気 再循環設備) 全流動力電源または常設 直流電源が喪失した場合の 操作手順※1	2	30分
10	可搬型アニュラス内水素濃 度計測装置によるアニュラ ス	1	50分

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	
1	空気を浄化設備の運転※1 水素排出(アニュラス空気を浄化設備) 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 可搬式空圧圧縮機(代替制二ニュラス空気を浄化設備の運転)	運転員等 (中央制御室、現場)	2	55分	
2	海水から使用済燃料ピットへの注水※1	緊急安全対策要員	5	2.7時間	
3	送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ	緊急安全対策要員	7	2時間	
4	大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による原子炉周辺建屋(貯蔵槽内燃料体等)への放水	No. 1, 2にて整備する。 (大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による大気への拡散抑制と同様)	4	2時間	
5	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視※1	緊急安全対策要員	4	3.5時間	
6	大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	4時間	
7	シルトファンによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	4時間	
8	送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	7	2時間	
9	大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	12	3.5時間	
※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段					
10	表-2.0 重大事故等対策における操作の成立性(5/9)	操作手順 No.	対応手段	要員数	想定時間
11	海水を用いた復水ピットへの補給※1	11	使用済燃料ピット補給用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水※1 可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイ 移動式大容量ポンプ車及び放水砲による燃料取扱機(使用済燃料ピット内の燃料体等)への放水 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視※1 使用済燃料ピット監視装置用空気を供給システム(発電機)への燃料補給※1 移動式大容量ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制	12 25 3 2 13	5時間20分 2時間 No. 12にて整備する。 2時間 1時間55分 4時間
12	燃料取扱替用水ピットから復水ピットへの水源切替(炉心注水時)	12	シルトファン及び放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制(放射性物質吸着剤の設置) シルトファン及び放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制(放射性物質吸着剤の設置) シルトファン及び放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制(シルトファンの設置)	13 12 3 25 5	4時間 5時間20分 5時間20分 3時間 36時間
13	燃料取扱替用水ピットから海水への水源切替(海水重を用いたタービン動補給給水ポンプ直接供給)	13	可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッドによる大気への拡散抑制 移動式大容量ポンプ車及び放水砲による航空機燃料火災への泡消火 人田浦貯水池から中間受槽への供給※1 3号炉及び4号炉取水ピット他から中間受槽への供給※1 中間受槽を水源とする復水タンクへの供給※1 復水タンクを水源とする常設電動注入ポンプによる代替炉心注水 中間受槽を水源とする可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注水	13 12 12 6 2	4時間 5時間20分 5時間20分 3時間 20分
14	燃料取扱替用水ピットから復水ピットへの水源切替(格納容器スプレイ時)	14	中間受槽を水源とする可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注水 復水タンクを水源とする常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイ	2	20分
15	燃料取扱替用水ピットから海水への水源切替(炉心注水と同様)	15	No. 4にて整備する。		
16	表-2.0 重大事故等対策における操作の成立性(5/8)	操作手順 No.	対応手段	要員数	想定時間
17	海水を用いた復水タンクへの補給※1	17	復水タンクから海水への水源切替(海水重を用いたタービン動補給給水ポンプ直接供給) 海水を用いた復水タンクへの補給※1 燃料取扱替用水タンクから復水タンクへの水源切替(炉心注水時) 海水を用いた復水タンクへの補給※1 燃料取扱替用水タンクから復水タンクへの水源切替(炉心注水と同様) No. 4にて整備する。 (可搬型代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様)	2 3 5 5 3	2.1時間 2時間 2.5時間 2.5時間
18	燃料取扱替用水タンクから復水タンクへの水源切替(格納容器スプレイ時)	18	燃料取扱替用水タンクから復水タンクへの水源切替(格納容器スプレイ時) No. 4にて整備する。 (可搬型代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様)	3	2.5時間
19	燃料取扱替用水タンクから海水への水源切替(格納容器スプレイ時)	19	緊急安全対策要員	3	2.5時間

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)																																																																																																																																																																			
<p>表一 2-0 重大事故等対策における操作の成立性(8/8)</p> <table border="1"> <tr> <th>操作手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</td> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>1</td> <td>19分</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置による空気供給準備手順</td> <td>空気供給装置による空気供給準備手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>1</td> <td>43分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター駆動手順</td> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター駆動手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>47分</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置への切替準備手順</td> <td>空気供給装置への切替準備手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>3</td> <td>4分</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置への切替手順</td> <td>空気供給装置への切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>3</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>2</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</td> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>1</td> <td>4分</td> </tr> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用)準備手順</td> <td>電源車(緊急時対策所用)準備手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>14分</td> </tr> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用)起動手順</td> <td>電源車(緊急時対策所用)起動手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用)の切替手順</td> <td>電源車(緊急時対策所用)の切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>1</td> <td>6分</td> </tr> </table>	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急安全対策要員	1	19分	空気供給装置による空気供給準備手順	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	1	43分	緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター駆動手順	緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター駆動手順	緊急安全対策要員	2	47分	空気供給装置への切替準備手順	空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	3	4分	空気供給装置への切替手順	空気供給装置への切替手順	緊急時対策本部要員	3	2分	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	4分	電源車(緊急時対策所用)準備手順	電源車(緊急時対策所用)準備手順	緊急安全対策要員	2	14分	電源車(緊急時対策所用)起動手順	電源車(緊急時対策所用)起動手順	緊急安全対策要員	2	5分	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	緊急時対策本部要員	1	6分	<p>表一 2-0 重大事故等対策における操作の成立性(8/8)</p> <table border="1"> <tr> <th>操作手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> <tr> <td>タンクローリーによる電源車(緊急時対策所用)への補給(圧力)への切替手順</td> <td>タンクローリーによる電源車(緊急時対策所用)への補給(圧力)への切替手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>2.3時間</td> </tr> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料供給手順</td> <td>電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料供給手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>4</td> <td>3.1時間</td> </tr> </table>	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	タンクローリーによる電源車(緊急時対策所用)への補給(圧力)への切替手順	タンクローリーによる電源車(緊急時対策所用)への補給(圧力)への切替手順	緊急安全対策要員	2	2.3時間	電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料供給手順	電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料供給手順	緊急安全対策要員	4	3.1時間	<p>表一 2-0 重大事故等対策における操作の成立性(8/8)</p> <table border="1"> <tr> <th>操作手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</td> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>1</td> <td>19分</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置による空気供給準備手順</td> <td>空気供給装置による空気供給準備手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>1</td> <td>43分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター駆動手順</td> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター駆動手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>47分</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置への切替準備手順</td> <td>空気供給装置への切替準備手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>3</td> <td>4分</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置への切替手順</td> <td>空気供給装置への切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>3</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>2</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</td> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>1</td> <td>4分</td> </tr> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用)準備手順</td> <td>電源車(緊急時対策所用)準備手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>14分</td> </tr> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用)起動手順</td> <td>電源車(緊急時対策所用)起動手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用)の切替手順</td> <td>電源車(緊急時対策所用)の切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>1</td> <td>6分</td> </tr> </table>	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急安全対策要員	1	19分	空気供給装置による空気供給準備手順	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	1	43分	緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター駆動手順	緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター駆動手順	緊急安全対策要員	2	47分	空気供給装置への切替準備手順	空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	3	4分	空気供給装置への切替手順	空気供給装置への切替手順	緊急時対策本部要員	3	2分	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	4分	電源車(緊急時対策所用)準備手順	電源車(緊急時対策所用)準備手順	緊急安全対策要員	2	14分	電源車(緊急時対策所用)起動手順	電源車(緊急時対策所用)起動手順	緊急安全対策要員	2	5分	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	緊急時対策本部要員	1	6分	<p>表一 2-0 重大事故等対策における操作の成立性(8/8)</p> <table border="1"> <tr> <th>操作手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> <tr> <td>タンクローリーによる電源車(緊急時対策所用)への補給(圧力)への切替手順</td> <td>タンクローリーによる電源車(緊急時対策所用)への補給(圧力)への切替手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>2.3時間</td> </tr> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料供給手順</td> <td>電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料供給手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>4</td> <td>3.1時間</td> </tr> </table>	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	タンクローリーによる電源車(緊急時対策所用)への補給(圧力)への切替手順	タンクローリーによる電源車(緊急時対策所用)への補給(圧力)への切替手順	緊急安全対策要員	2	2.3時間	電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料供給手順	電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料供給手順	緊急安全対策要員	4	3.1時間																								
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																																																																																																																			
緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急安全対策要員	1	19分																																																																																																																																																																			
空気供給装置による空気供給準備手順	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	1	43分																																																																																																																																																																			
緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター駆動手順	緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター駆動手順	緊急安全対策要員	2	47分																																																																																																																																																																			
空気供給装置への切替準備手順	空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	3	4分																																																																																																																																																																			
空気供給装置への切替手順	空気供給装置への切替手順	緊急時対策本部要員	3	2分																																																																																																																																																																			
緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分																																																																																																																																																																			
緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	4分																																																																																																																																																																			
電源車(緊急時対策所用)準備手順	電源車(緊急時対策所用)準備手順	緊急安全対策要員	2	14分																																																																																																																																																																			
電源車(緊急時対策所用)起動手順	電源車(緊急時対策所用)起動手順	緊急安全対策要員	2	5分																																																																																																																																																																			
電源車(緊急時対策所用)の切替手順	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	緊急時対策本部要員	1	6分																																																																																																																																																																			
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																																																																																																																			
タンクローリーによる電源車(緊急時対策所用)への補給(圧力)への切替手順	タンクローリーによる電源車(緊急時対策所用)への補給(圧力)への切替手順	緊急安全対策要員	2	2.3時間																																																																																																																																																																			
電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料供給手順	電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料供給手順	緊急安全対策要員	4	3.1時間																																																																																																																																																																			
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																																																																																																																			
緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急安全対策要員	1	19分																																																																																																																																																																			
空気供給装置による空気供給準備手順	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	1	43分																																																																																																																																																																			
緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター駆動手順	緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター駆動手順	緊急安全対策要員	2	47分																																																																																																																																																																			
空気供給装置への切替準備手順	空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	3	4分																																																																																																																																																																			
空気供給装置への切替手順	空気供給装置への切替手順	緊急時対策本部要員	3	2分																																																																																																																																																																			
緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分																																																																																																																																																																			
緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	4分																																																																																																																																																																			
電源車(緊急時対策所用)準備手順	電源車(緊急時対策所用)準備手順	緊急安全対策要員	2	14分																																																																																																																																																																			
電源車(緊急時対策所用)起動手順	電源車(緊急時対策所用)起動手順	緊急安全対策要員	2	5分																																																																																																																																																																			
電源車(緊急時対策所用)の切替手順	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	緊急時対策本部要員	1	6分																																																																																																																																																																			
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																																																																																																																			
タンクローリーによる電源車(緊急時対策所用)への補給(圧力)への切替手順	タンクローリーによる電源車(緊急時対策所用)への補給(圧力)への切替手順	緊急安全対策要員	2	2.3時間																																																																																																																																																																			
電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料供給手順	電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料供給手順	緊急安全対策要員	4	3.1時間																																																																																																																																																																			
<p>表一 2-0 重大事故等対策における操作の成立性(9/9)</p> <table border="1"> <tr> <th>操作手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</td> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</td> <td>運転員等 緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置による空気供給準備手順</td> <td>空気供給装置による空気供給準備手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>70分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター設置手順</td> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター設置手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>45分</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置への切替準備手順</td> <td>空気供給装置への切替準備手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>4</td> <td>4分</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置への切替手順</td> <td>空気供給装置への切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>4</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>4</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</td> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>1</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用)準備手順</td> <td>電源車(緊急時対策所用)準備手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用)起動手順</td> <td>電源車(緊急時対策所用)起動手順</td> <td>緊急時対策本部要員 緊急安全対策要員</td> <td>1 2</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用)の切替手順</td> <td>電源車(緊急時対策所用)の切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>1</td> <td>10分</td> </tr> </table>	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	運転員等 緊急安全対策要員	2	60分	空気供給装置による空気供給準備手順	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	2	70分	緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター設置手順	緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター設置手順	緊急安全対策要員	2	45分	空気供給装置への切替準備手順	空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	4	4分	空気供給装置への切替手順	空気供給装置への切替手順	緊急時対策本部要員	4	2分	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	4	2分	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	2分	電源車(緊急時対策所用)準備手順	電源車(緊急時対策所用)準備手順	緊急安全対策要員	2	20分	電源車(緊急時対策所用)起動手順	電源車(緊急時対策所用)起動手順	緊急時対策本部要員 緊急安全対策要員	1 2	30分	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	緊急時対策本部要員	1	10分	<p>表一 2-0 重大事故等対策における操作の成立性(9/9)</p> <table border="1"> <tr> <th>操作手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</td> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</td> <td>運転員等 緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置による空気供給準備手順</td> <td>空気供給装置による空気供給準備手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>70分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター設置手順</td> <td>緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター設置手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>45分</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置への切替準備手順</td> <td>空気供給装置への切替準備手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>4</td> <td>4分</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置への切替手順</td> <td>空気供給装置への切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>4</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>4</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</td> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>1</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用)準備手順</td> <td>電源車(緊急時対策所用)準備手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用)起動手順</td> <td>電源車(緊急時対策所用)起動手順</td> <td>緊急時対策本部要員 緊急安全対策要員</td> <td>1 2</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>電源車(緊急時対策所用)の切替手順</td> <td>電源車(緊急時対策所用)の切替手順</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>1</td> <td>10分</td> </tr> </table>	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	運転員等 緊急安全対策要員	2	60分	空気供給装置による空気供給準備手順	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	2	70分	緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター設置手順	緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター設置手順	緊急安全対策要員	2	45分	空気供給装置への切替準備手順	空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	4	4分	空気供給装置への切替手順	空気供給装置への切替手順	緊急時対策本部要員	4	2分	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	4	2分	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	2分	電源車(緊急時対策所用)準備手順	電源車(緊急時対策所用)準備手順	緊急安全対策要員	2	20分	電源車(緊急時対策所用)起動手順	電源車(緊急時対策所用)起動手順	緊急時対策本部要員 緊急安全対策要員	1 2	30分	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	緊急時対策本部要員	1	10分	<p>表一 2-0 重大事故等対策における操作の成立性(8/8)</p> <table border="1"> <tr> <th>操作手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> <tr> <td>可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>緊急時対策本部要員 安全管理(班)</td> <td>2</td> <td>1時間40分</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング測定</td> <td>海上モニタリング測定</td> <td>緊急時対策本部要員 安全管理(班)</td> <td>2</td> <td>2時間40分</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td>モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td>緊急時対策本部要員 安全管理(班)</td> <td>2</td> <td>1時間45分</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定</td> <td>可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定</td> <td>緊急時対策本部要員 (総括班)</td> <td>4</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化装置運転</td> <td>代替緊急時対策所空気浄化装置運転</td> <td>緊急時対策本部要員 (総括班他)*</td> <td>4</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備</td> <td>代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備</td> <td>緊急時対策本部要員 (総括班他)</td> <td>2</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機準備</td> <td>代替緊急時対策所用発電機準備</td> <td>緊急時対策本部要員 (総括班他)</td> <td>2</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機起動</td> <td>代替緊急時対策所用発電機起動</td> <td>緊急時対策本部要員 (総括班他)</td> <td>2</td> <td>10分</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機燃料供給</td> <td>代替緊急時対策所用発電機燃料供給</td> <td>緊急時対策本部要員 (総括班他)</td> <td>2</td> <td>1時間55分</td> </tr> <tr> <td>(成立性が要求される対応手段なし)</td> <td>(成立性が要求される対応手段なし)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策本部要員 安全管理(班)	2	1時間40分	海上モニタリング測定	海上モニタリング測定	緊急時対策本部要員 安全管理(班)	2	2時間40分	モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策	モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急時対策本部要員 安全管理(班)	2	1時間45分	可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急時対策本部要員 (総括班)	4	3時間	代替緊急時対策所空気浄化装置運転	代替緊急時対策所空気浄化装置運転	緊急時対策本部要員 (総括班他)*	4	30分	代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備	代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	30分	代替緊急時対策所用発電機準備	代替緊急時対策所用発電機準備	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	20分	代替緊急時対策所用発電機起動	代替緊急時対策所用発電機起動	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	10分	代替緊急時対策所用発電機燃料供給	代替緊急時対策所用発電機燃料供給	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	1時間55分	(成立性が要求される対応手段なし)	(成立性が要求される対応手段なし)	—	—	—
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																																																																																																																			
緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	運転員等 緊急安全対策要員	2	60分																																																																																																																																																																			
空気供給装置による空気供給準備手順	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	2	70分																																																																																																																																																																			
緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター設置手順	緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター設置手順	緊急安全対策要員	2	45分																																																																																																																																																																			
空気供給装置への切替準備手順	空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	4	4分																																																																																																																																																																			
空気供給装置への切替手順	空気供給装置への切替手順	緊急時対策本部要員	4	2分																																																																																																																																																																			
緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	4	2分																																																																																																																																																																			
緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	2分																																																																																																																																																																			
電源車(緊急時対策所用)準備手順	電源車(緊急時対策所用)準備手順	緊急安全対策要員	2	20分																																																																																																																																																																			
電源車(緊急時対策所用)起動手順	電源車(緊急時対策所用)起動手順	緊急時対策本部要員 緊急安全対策要員	1 2	30分																																																																																																																																																																			
電源車(緊急時対策所用)の切替手順	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	緊急時対策本部要員	1	10分																																																																																																																																																																			
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																																																																																																																			
緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	運転員等 緊急安全対策要員	2	60分																																																																																																																																																																			
空気供給装置による空気供給準備手順	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	2	70分																																																																																																																																																																			
緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター設置手順	緊急時対策所内可搬型エリアモーターおおよび緊急時対策所外可搬型エリアモーター設置手順	緊急安全対策要員	2	45分																																																																																																																																																																			
空気供給装置への切替準備手順	空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	4	4分																																																																																																																																																																			
空気供給装置への切替手順	空気供給装置への切替手順	緊急時対策本部要員	4	2分																																																																																																																																																																			
緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	4	2分																																																																																																																																																																			
緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	2分																																																																																																																																																																			
電源車(緊急時対策所用)準備手順	電源車(緊急時対策所用)準備手順	緊急安全対策要員	2	20分																																																																																																																																																																			
電源車(緊急時対策所用)起動手順	電源車(緊急時対策所用)起動手順	緊急時対策本部要員 緊急安全対策要員	1 2	30分																																																																																																																																																																			
電源車(緊急時対策所用)の切替手順	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	緊急時対策本部要員	1	10分																																																																																																																																																																			
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																																																																																																																			
可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策本部要員 安全管理(班)	2	1時間40分																																																																																																																																																																			
海上モニタリング測定	海上モニタリング測定	緊急時対策本部要員 安全管理(班)	2	2時間40分																																																																																																																																																																			
モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策	モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急時対策本部要員 安全管理(班)	2	1時間45分																																																																																																																																																																			
可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急時対策本部要員 (総括班)	4	3時間																																																																																																																																																																			
代替緊急時対策所空気浄化装置運転	代替緊急時対策所空気浄化装置運転	緊急時対策本部要員 (総括班他)*	4	30分																																																																																																																																																																			
代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備	代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	30分																																																																																																																																																																			
代替緊急時対策所用発電機準備	代替緊急時対策所用発電機準備	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	20分																																																																																																																																																																			
代替緊急時対策所用発電機起動	代替緊急時対策所用発電機起動	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	10分																																																																																																																																																																			
代替緊急時対策所用発電機燃料供給	代替緊急時対策所用発電機燃料供給	緊急時対策本部要員 (総括班他)	2	1時間55分																																																																																																																																																																			
(成立性が要求される対応手段なし)	(成立性が要求される対応手段なし)	—	—	—																																																																																																																																																																			
<p>※1：可搬型モニタリングポストによる代替測定でカバーできない4方位および緊急時対策所付近に設置した場合に想定される作業時間。 ※2：小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、約100分</p>	<p>※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段 ※2：緊急時対策本部の総括班及び緊急時対策本部要員をいう。(以下、添付3において同じ)</p>	<p>※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段 ※2：緊急時対策本部の総括班及び緊急時対策本部要員をいう。(以下、添付3において同じ)</p>	<p>※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段 ※2：緊急時対策本部の総括班及び緊急時対策本部要員をいう。(以下、添付3において同じ)</p>																																																																																																																																																																				

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)		玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)		美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)		差異の説明
緊急安全対策要員	1	緊急安全対策要員	3	緊急安全対策要員	1	
電源車(緊急時対策用)燃料タンクへの燃料給油手順	2.1時	電源車(緊急時対策用)燃料タンクへの燃料給油手順	間	電源車(緊急時対策用)の待機運転手順	10分	
電源車(緊急時対策用)の待機運転手順	1	電源車(緊急時対策用)の待機運転手順	1	(成立性が要求される対応手段なし)	—	
19	—	19	—	19	—	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊(以下、「大規模損壊」という。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課(室)長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課(室)長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.2項に示す手順を整備し、2.1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるように教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>原子力防災管理者は、原子炉施設において重大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合、おそれがある場合に発生した場合に、事故原因の除去ならびに原子力災害の拡大防止および緩和その他の必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、第119条に定める通常の原子力防災組織の体制を基本とする緊急時対策本部の体制を整える。</p>	<p>2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 防災課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.2項に示す手順を整備し、2.1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力管理部長は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>防災課長及び原子力管理部長は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを規定文書に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順に従って活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるように教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>所長は、原子炉施設において重大事故等及び大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去並びに原子力災害の拡大防止及び緩和その他の必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、発電所に第119条に定める通常の原子力防災組織の体制を基本とする緊急時対策本部の体制を整える。</p>	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊(以下、「大規模損壊」という。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課(室)長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課(室)長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.2項に示す手順を整備し、2.1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるように教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>原子力防災管理者は、原子炉施設において重大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合、おそれがある場合に発生した場合に、事故原因の除去ならびに原子力災害の拡大防止および緩和その他の必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、第121条に定める通常の原子力防災組織の体制を基本とする原子力防災組織を設置し、発電所に発電所対策</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (玄海と美浜では、設置変更許可申請書の相違により表現が異なっている。) (以下、同様。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>本部の体制を整える。 また、重大事故等および大規模損壊のような原子炉災害が発生した場合にも、速やかに対応を行うため、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合における時間外、休日(夜間)においても発電所内に「添付3 1. 1(1)体制の整備」で確保する消火活動要員7名を含む重大事故等対策要員4名(3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は57名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名)を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室(運転員(当直員)を含む。)が機能しない場合においても、対応できるような体制を確立する。 さらに、発電所構内に常時確保する対応要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。</p> <p>ア 大規模損壊発生時の要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子炉防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。 (7) 時間外、休日(夜間)における緊急時対策本部の副原子炉防災管理者を含む常駐者は、地震、津波等の大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により対応要員が被災するようない状況においても、構内に勤務している他の要員を発電所対策本部での役割に割り当てる等の措置を講じる。 (4) プルーム放出時、最低限必要な要員は緊急時対策所にとどまり、プルーム通過後、活動を再開する。その他の要員は発電所外へ一時避難し、その後、交替要員として発電所へ再度非常召集する。</p> <p>(4) 大規模損壊と同時に大規模な火災が発生している場合、発電所対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、消火活動要員は消火活動を実施および継続するために、放水砲等による泡消火の実施および継続する。また、重大事故等対策要員が必要と判断した場合は、重大事故等対策要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。</p>	<p>また、休日、時間外(夜間)においても発電所構内又は近傍に「添付3 1. 1(1)体制の整備」で確保する要員52名及び「添付2 1.2(3)イ項」で配置する初期消火活動要員のうち専属自衛消防隊8名を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室(運転員(当直員)を含む。)が機能しない場合においても、対応できるような体制を確立する。 さらに、発電所構内及び近傍の最低要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。</p> <p>ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子炉防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。 (7) 休日、時間外(夜間)における緊急時対策本部(指揮者等)を含む対応要員は、地震、津波等の大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により対応要員が被災するようない状況においても、発電所構内に勤務している他の対応要員を緊急時対策本部での役割に割り当てる等の措置を講じる。 (4) プルーム放出時、代替緊急時対策所に残る要員(以下「最低限必要な要員」という。)は代替緊急時対策所にとどまり、プルーム通過後、活動を再開する。プルーム通過時、最低限必要な要員以外には発電所外へ一時避難し、その後、交替要員として発電所へ再度非常召集する。 (7) 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合、緊急時対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、消防要員(専属自衛消防隊)は消火活動を実施する。また、本部長が、事故対応を実施及び継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、対応要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。これら大</p>	<p>本部の体制を整える。 また、重大事故等および大規模損壊のような原子炉災害が発生した場合にも、速やかに対応を行うため、3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合における時間外、休日(夜間)においても発電所内に「添付3 1. 1(1)体制の整備」で確保する消火活動要員7名を含む重大事故等対策要員49名(3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は41名)を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室(運転員(当直員)を含む。)が機能しない場合においても、対応できるような体制を確立する。 さらに、発電所構内に常時確保する対応要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。</p> <p>ア 大規模損壊発生時の要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子炉防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。 (7) 時間外、休日(夜間)における発電所対策本部の副原子炉防災管理者を含む常駐者は、地震、津波等の大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により対応要員が被災するようない状況においても、構内に勤務している他の要員を発電所対策本部での役割に割り当てる等の措置を講じる。 (4) プルーム放出時、最低限必要な要員は緊急時対策所にとどまり、プルーム通過後、活動を再開する。その他の要員は発電所外へ一時避難し、その後、交替要員として発電所へ再度非常召集する。</p> <p>(4) 大規模損壊と同時に大規模な火災が発生している場合、発電所対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、消火活動要員は消火活動を実施する。また、発電所対策本部長が、事故対応を実施および継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、重大事故等対策要員を</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>させる。</p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む緊急時対策本部要員等が対応を行うに当たっては、緊急時対策所を基本とする。緊急時対策所以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p> <p>ウ 支援体制の確立 (7) 本店対策本部体制の確立 社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。 また、原子力災害と非常災害(一般災害)の複合災害発生時には、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統合本部(以下、「統合本部」という。)を設置する。 統合本部の本部長は原子力緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子力災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(4) 外部支援体制の確立 原子力安全部門統括は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。 また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>(2) 要員への教育訓練の実施 各課(室)長は、「添付3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、大規模損壊発生時における各要員の役割に応じた任務を遂行するに当たり必要となる力量を維持向上するための教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した指揮者等の個別の教育訓練を実施する。</p>	<p>規模損壊発生時の火災対応については、休日、時間外(夜間)時には副本部長あるいは、本部付けの代行者の指揮命令系統の下で消火活動を行う。</p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む対応要員等が対応を行うに当たっては、本部長は、代替緊急時対策所を基本とする。代替緊急時対策所以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p> <p>ウ 支援体制の確立 (7) 本店対策本部体制の確立 社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店緊急時対策本部を設置する。 また、原子力災害と非常災害(一般災害)の複合災害発生時には、原子力災害対策組織と非常災害(一般災害)対策組織を統合し、対策総本部(統合本部)を設置する。 社長は、総本部長として全社対策組織を指揮し、原子力災害対策組織については、原子力発電本部本部長が副総本部長、非常災害(一般災害)対策組織については、副社長が副総本部長となり、それぞれ対策組織の責任者として指揮する。</p> <p>(1) 外部支援体制の確立 防災課長及び原子力管理部長は、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。 また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>(2) 対応要員への教育訓練の実施 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、緊急時対策本部要員への教育訓練については「添付3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、専属自衛消防隊員への教育訓練については、火災防護の対応に関する教育及び訓練を基に、大規模損壊発生時における対応要員の役割に応じた任務を遂行するに当たり必要となる力量を維持向上するための教育訓練を実施する。</p>	<p>火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。</p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む緊急時対策本部要員等が対応を行うに当たっては、緊急時対策所を基本とする。緊急時対策所以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p> <p>ウ 支援体制の確立 (7) 本店対策本部体制の確立 社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。 また、原子力災害と非常災害(一般災害)の複合災害発生時には、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統合本部(以下、「統合本部」という。)を設置する。 統合本部の本部長は原子力緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子力災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(4) 外部支援体制の確立 原子力安全部門統括は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。 また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>(2) 要員への教育訓練の実施 各課(室)長は、「添付3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、大規模損壊発生時における各要員の役割に応じた任務を遂行するに当たり必要となる力量を維持向上するための教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した指揮者等の個別の教育訓練を実施する。</p>	<p>【玄海一美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、社長が本店対策本部体制の本部長として原子力災害の指揮を執る。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>さらに、要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する要員以外の要員でも対応できるような教育訓練の充実を図るとともに、教育内容についても充実を図る。</p>	<p>さらに、緊急時対策本部要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する対応要員以外の対応要員でも対応できるような教育訓練の充実を図る。</p>	<p>さらに、要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する要員以外の要員でも対応できるような教育訓練の充実を図るとともに、教育内容についても充実を図る。</p>	<p>【大飯・玄海－美浜】 ④：記載の適正化（教育訓練について記載の充実）（以下、同様。）</p>
<p>ア 力量の維持向上のための教育訓練 (7) 安全・防災室長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を行う通報連絡者（以下(2)において「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第13条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。 a 消火活動要員 (a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレーするための接続訓練 (b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレーするための接続訓練 b 指揮者等 (a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練</p>	<p>ア 力量の維持向上のための教育訓練 原子力訓練センター所長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 防災課長及び原子力訓練センター所長は、緊急時対策本部要員（指揮者等）及び専属自衛消防隊員に対し、大規模損壊発生時に対応するための必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、規定文書に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限らず、教育訓練を行う。</p> <p>(7) 防災課長は、専属自衛消防隊員に対する以下の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。 a 消防自動車から原子炉へ注水又は原子炉格納</p>	<p>ア 力量の維持向上のための教育訓練 (7) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応 「添付3 1.1(2)教育訓練の実施ア 力量の付与のための教育訓練」と同じ。 (4) その他の大規模損壊対応 安全・防災室長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を行う通報連絡者（以下(2)において「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第13条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。 a 消火活動要員 (a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレーするための接続訓練 (b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレーするための接続訓練 b 指揮者等 (a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練</p> <p>イ 力量の維持向上のための教育訓練 所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 安全・防災室長および所長室長は、指揮者等および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に対応するための必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限らず、教育訓練を行う。</p> <p>(7) 所長室長は、消火活動要員に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。 a 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子</p>	
<p>ア 力量の維持向上のための教育訓練 所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 安全・防災室長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を行う通報連絡者（以下(2)において「指揮者等」という。）および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に対応するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限らず、教育訓練を行う。</p> <p>(7) 安全・防災室長は、消火活動要員に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。 a 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子</p>	<p>ア 力量の維持向上のための教育訓練 原子力訓練センター所長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 防災課長及び原子力訓練センター所長は、緊急時対策本部要員（指揮者等）及び専属自衛消防隊員に対し、大規模損壊発生時に対応するための必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、規定文書に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限らず、教育訓練を行う。</p> <p>(7) 防災課長は、専属自衛消防隊員に対する以下の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。 a 消防自動車から原子炉へ注水又は原子炉格納</p>	<p>イ 力量の維持向上のための教育訓練 所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 安全・防災室長および所長室長は、指揮者等および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に対応するための必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限らず、教育訓練を行う。</p> <p>(7) 所長室長は、消火活動要員に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。 a 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>炉格納容器へスプレイするための接続訓練 b 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練</p>	<p>容器へスプレイするための教育訓練 b 消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための教育訓練</p>	<p>炉格納容器へスプレイするための接続訓練 b 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練</p>	
<p>(4) 安全・防災室長は、緊急時対策本部の指揮者等を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練を、年1回以上実施する。</p>	<p>(1) 原子力訓練センター所長は、緊急時対策本部要員(指揮者等)を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練を、年1回以上実施する。</p>	<p>(4) 安全・防災室長は、発電所対策本部の指揮者等を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練を、年1回以上実施する。</p>	
<p>イ 技術的能力の確認訓練 安全・防災室長は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>イ 技術的能力の確認訓練 原子力訓練センター所長は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>イ 技術的能力の確認訓練 安全・防災室長および所長室長は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	
<p>安全・防災室長は、指揮者等および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に必要措置を実施するための以下の訓練について、社内標準に基づき実施する。</p>	<p>防災課長は、緊急時対策本部要員(指揮者等)及び専属自衛消防隊員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するための以下の訓練について、規定文書に基づき実施する。</p>	<p>安全・防災室長および所長室長は、指揮者等および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するための以下の訓練について、社内標準に基づき実施する。</p>	
<p>(7) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択および指揮者等と消火活動要員との連携を含めた実効性等を確認するため、エ項(7) a または b のいずれかの操作を踏まえた総合的な訓練について、任意の指揮者等および消火活動要員を対象※に年1回以上実施する。</p>	<p>(7) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択及び緊急時対策本部要員(指揮者等)と専属自衛消防隊との連携を含めた実効性等を確認するため、エ項(7) a 又は b のいずれかの操作を踏まえた総合的な訓練について、任意の緊急時対策本部要員(指揮者等)及び専属自衛消防隊を対象※に年1回以上実施する。</p>	<p>(7) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択および指揮者等と消火活動要員との連携を含めた実効性等を確認するため、エ項(7) a または b のいずれかの操作を踏まえた総合的な訓練について、任意の指揮者等および消火活動要員を対象※に年1回以上実施する。</p>	
<p>※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p>	<p>※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p>	<p>※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p>	
<p>(3) 設備および資機材の配備 ア 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方</p>	<p>(3) 設備及び資機材の配備 ア 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方</p>	<p>(3) 設備および資機材の配備 ア 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方</p>	
<p>各課(室)長は、可搬型重大事故等対処設備について、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に、同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。</p>	<p>各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く)は、可搬型重大事故等対処設備について、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に、同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。</p>	<p>各課(室)長は、可搬型重大事故等対処設備について、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に、同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。</p>	
<p>また、大規模損壊の共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように配慮する。</p>	<p>また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように配慮する。</p>	<p>また、大規模損壊の共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように配慮する。</p>	
<p>(7) 可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動を一定程度超える地震動に対して、地震により生ずる</p>	<p>(7) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地下面のすべり、液化化及び揺り生ずる</p>	<p>(7) 可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動を一定程度超える地震動に対して、地震により生ずる</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プランととの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>敷地下斜面のすべり、液状化および揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響を受けけない位置に保管する。また、基準津波を一定程度超える津波に対して、余裕を有する高台に保管するとともに、竜巻により同時に機能喪失させないよう、位置的分散を図り複数箇所に保管する。</p> <p>(4) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備と同時に機能喪失させないよう、原子炉周辺建屋および制御建屋から100m以上離隔をとって当該建屋と同時に影響を受けけない場所に分散して配備する。</p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管するとともに、常設設備への接続口、アクセルートを複数設ける。また、速やかに消火およびガレキ撤去できる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>イ 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方 各課（室）長は、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生および外部支援が受けられない状況を想定し配備する。 また、そのような状況においても使用を期待できよう、原子炉周辺建屋および制御建屋から100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。</p> <p>(7) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。 「後述」</p> <p>(4) 地震および津波の大規模な自然災害による変圧器火災または故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災の発生時に、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火剤等の資機材および消火設備を配備す</p>	<p>込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。また、基準津波を一定程度超える津波に対して、余裕を有する高台に保管するとともに、竜巻により同時に機能喪失させないよう、位置的分散を図り複数箇所に保管する。</p> <p>(4) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている建屋並びに屋外の設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備のそれぞれから、100mの離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する。</p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管するとともに、常設設備への接続口、アクセルートを複数設ける。また、速やかに消火及びガレキ撤去できる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>イ 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方 防災課長、安全管理第二課長及び保修第二課長は、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材について、重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生および外部支援が受けられない状況を想定し配備する。 また、そのような状況においても使用を期待できよう、原子炉補助建屋等から100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。</p> <p>(7) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。 (4) 炉心損壊及び原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク、高線量対応防護服及び線量計等の必要な資機材を配備する。 (5) 地震及び津波の大規模な自然災害による油タンク火災または故意による大型航空機の衝突による大規模な燃料火災の発生時に、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火剤等の資機材、小型放水砲等を配備する。</p>	<p>敷地下斜面のすべり、液状化および揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響を受けけない位置に保管する。また、基準津波を一定程度超える津波に対して、余裕を有する高台に保管するとともに、竜巻により同時に機能喪失させないよう、位置的分散を図り複数箇所に保管する。</p> <p>(4) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備と同時に機能喪失させないよう、原子炉建屋から100m以上離隔をとって当該建屋と同時に影響を受けけない場所に分散して配備する。</p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管するとともに、常設設備への接続口、アクセルートを複数設ける。また、速やかに消火およびガレキ撤去できる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>イ 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方 各課（室）長は、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生および外部支援が受けられない状況を想定し配備する。 また、そのような状況においても使用を期待できよう、原子炉建屋から100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。</p> <p>(7) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。 「後述」</p> <p>(4) 地震および津波の大規模な自然災害による油タンク火災または故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災の発生時に、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火剤等の資機材および消火設備を配備す</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>る。</p> <p>(ウ) 炉心損傷および原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク、高線量対応防護服および個人線量計等の必要な資機材を配備する。</p> <p>(エ) 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。</p>	<p>「前述」</p> <p>(イ) 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。</p> <p>(ウ) 移動式大容量ポンプ車によるA系格納容器再循環ユニットへの海水通水を実施する際、原子炉補機冷却水冷却器室が浸水した場合に排水するための可搬型ポンプ等の資機材を配備する。</p> <p>(ウ) 大規模な自然災害により外部支援が受けられないことを想定して防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。</p> <p>(ウ) 大規模損傷の発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信手段を確保するため、多様な通信手段を複数整備する。また、通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信連絡手段として、携行型通話装置、無線一バー、衛星電話(携帯)および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を配備するとともに、消火活動専用の通信設備としてトランシーバー、衛星電話(携帯)を配備する。</p>	<p>る。</p> <p>(ウ) 炉心損傷および原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク、高線量対応防護服および個人線量計等の必要な資機材を配備する。</p> <p>(エ) 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。</p> <p>(ウ) 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。</p> <p>(ウ) 大規模損傷の発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信手段を確保するため、多様な通信手段を複数整備する。また、通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信連絡手段として、携行型通話装置、トランシーバー、衛星電話(携帯)および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を配備するとともに、消火活動専用の通信設備としてトランシーバー、衛星電話(携帯)を配備する。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (美浜には無い資機材のため記載なし。)</p>
<p>る。</p> <p>(ウ) 炉心損傷および原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク、高線量対応防護服および個人線量計等の必要な資機材を配備する。</p> <p>(エ) 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。</p>	<p>2.2 手順書の整備</p> <p>各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、大規模損傷発生時の手順書を整備するに当たっては、大規模損傷が発生させる可能性のある外部事象として、大規模な自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。</p> <p>(1) 大規模な自然災害については、以下を考慮する。</p> <p>ア 重大事故または大規模損傷等が発生する可能性</p> <p>イ 確率論的リスク評価の結果に基づく事故シナエンスグループの選定にて抽出しなかった地震および津波特有の事象として発生する事故シナエンスへの対応</p> <p>ウ 発生確率や地理的な理由により発生する可能性が極めて低いため抽出していない外部事象に対する緩和措置</p> <p>(2) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、大規模損傷及び大規模な火災が発生することを前提とする。</p> <p>(3) 大規模損傷が発生させる可能性のある自然災害へ</p>	<p>る。</p> <p>(ウ) 炉心損傷および原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク、高線量対応防護服および個人線量計等の必要な資機材を配備する。</p> <p>(エ) 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。</p> <p>(ウ) 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。</p> <p>(ウ) 大規模損傷の発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信手段を確保するため、多様な通信手段を複数整備する。また、通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信連絡手段として、携行型通話装置、トランシーバー、衛星電話(携帯)および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を配備するとともに、消火活動専用の通信設備としてトランシーバー、衛星電話(携帯)を配備する。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (美浜には無い資機材のため記載なし。)</p>
<p>る。</p> <p>(ウ) 炉心損傷および原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク、高線量対応防護服および個人線量計等の必要な資機材を配備する。</p> <p>(エ) 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。</p>	<p>2.2 手順書の整備</p> <p>各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、大規模損傷発生時の手順書を整備するに当たっては、大規模損傷が発生させる可能性のある外部事象として、大規模な自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。</p> <p>(1) 大規模な自然災害については、以下を考慮する。</p> <p>ア 重大事故または大規模損傷等が発生する可能性</p> <p>イ 確率論的リスク評価の結果に基づく事故シナエンスグループの選定にて抽出しなかった地震および津波特有の事象として発生する事故シナエンスへの対応</p> <p>ウ 発生確率や地理的な理由により発生する可能性が極めて低いため抽出していない外部事象に対する緩和措置</p> <p>(2) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、大規模損傷及び大規模な火災が発生することを前提とする。</p> <p>(3) 大規模損傷が発生させる可能性のある自然災害へ</p>	<p>る。</p> <p>(ウ) 炉心損傷および原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク、高線量対応防護服および個人線量計等の必要な資機材を配備する。</p> <p>(エ) 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。</p> <p>(ウ) 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。</p> <p>(ウ) 大規模損傷の発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信手段を確保するため、多様な通信手段を複数整備する。また、通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信連絡手段として、携行型通話装置、トランシーバー、衛星電話(携帯)および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を配備するとともに、消火活動専用の通信設備としてトランシーバー、衛星電話(携帯)を配備する。</p>	<p>【玄海一美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 (美浜には無い資機材のため記載なし。)</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>の対応における考慮</p> <p>各課(室)長は、原子炉施設の安全性に影響を与え得る可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な豪雪(降雪)、暴風(台風)、竜巻、火山(降灰)、凍結および森林火災については、影響を低減するための必要な安全措置を社内標準に定める。</p> <p>(4) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮</p> <p>各課(室)長は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応手順書を整備するにあたっては、施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失および大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し、その上で流用性を持たせた柔軟で多様性のある対応ができるよう社内標準に定める。</p> <p>各課(室)長は、大規模損壊時に対応する手順の整備にあたっては、大規模損壊の発生によって、多量の放射性物質が環境中に放出されるような万一の事態に至る場合にも対応できるよう、原子炉施設において使える可能性のある設備、資機材および要員を最大限に活用した柔軟で多様性のある手段を社内標準に定める。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作</p> <p>各課(室)長は、大規模損壊発生時の対応手順書を整備するにあたっては、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした多様性及び柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に対して更なる多様性を持たせたものとする。</p> <p>また、原子炉施設の損壊状況等の把握を迅速に試みるとともに断片的に得られる情報、確保できる要員および使用可能な設備により、原子炉格納容器の破損和または放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに、かつ、臨機応変に選択および実行するため、施設の被害状況を把握するための手段および各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>安全・防災室長は、原子炉施設の状況把握が困難な場合および状況把握がある程度可能な場合を想定し、状況に応じた対応が可能となるよう判断フローを定める。</p> <p>また、手順書を有効、かつ、効果的に活用するた</p>	<p>の対応における考慮</p> <p>防災課長、技術第二課長及び発電第二課長は、原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な積雪、風(台風)、竜巻、火山の影響、凍結及び森林火災については、影響を低減するための必要な安全措置を規定文書に定める。</p> <p>(4) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮</p> <p>各第二課長(土木建築課長及び発電第二課長直課長を除く)は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応手順書を整備するにあたっては、施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失及び大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し、その上で流用性を持たせた柔軟で多様性のある対応ができるよう規定文書に定める。</p> <p>(5) 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課長直課長を除く)は、大規模損壊時に対応する手順の整備にあたっては、大規模損壊の発生によって、多量の放射性物質が環境中に放出されるような万一の事態に至る場合にも対応できるよう、原子炉施設において使える可能性のある設備、資機材及び対応要員を最大限に活用した柔軟で多様性のある手段を規定文書に定める。</p> <p>(6) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p>各第二課長(土木建築課長及び発電第二課長直課長を除く)は、大規模損壊発生時の対応手順書を整備するにあたっては、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした多様性及び柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に対して更なる多様性を持たせたものとする。</p> <p>また、原子炉施設の被害状況等の把握を迅速に試みるとともに断片的に得られる情報、確保できる対応要員及び使用可能な設備により、原子炉格納容器の破損緩和又は放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに、かつ、臨機応変に選択および実行するため、施設の被害状況を把握するための手段及び各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>所長は、原子炉施設の状況把握が困難で事故対応の判断ができない場合、プラント状態が悪化した等の安全側に判断した措置をとるよう判断フローを定める。また、手順書を有効、かつ、効果的に活用するため、適用開始条件を明確化するとともに、緩</p>	<p>の対応における考慮</p> <p>各課(室)長は、原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な豪雪(降雪)、暴風(台風)、竜巻、火山(降灰)、凍結および森林火災については、影響を低減するための必要な安全措置を社内標準に定める。</p> <p>(4) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮</p> <p>各課(室)長は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応手順書を整備するにあたっては、施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失および大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し、その上で流用性を持たせた柔軟で多様性のある対応ができるよう社内標準に定める。</p> <p>各課(室)長は、大規模損壊時に対応する手順の整備にあたっては、大規模損壊の発生によって、多量の放射性物質が環境中に放出されるような万一の事態に至る場合にも対応できるよう、原子炉施設において使える可能性のある設備、資機材および要員を最大限に活用した柔軟で多様性のある手段を社内標準に定める。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作</p> <p>各課(室)長は、大規模損壊発生時の対応手順書を整備するにあたっては、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした多様性及び柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に対して更なる多様性を持たせたものとする。</p> <p>また、原子炉施設の損壊状況等の把握を迅速に試みるとともに断片的に得られる情報、確保できる対応要員および使用可能な設備により、原子炉格納容器の破損和または放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに、かつ、臨機応変に選択および実行するため、施設の被害状況を把握するための手段および各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>安全・防災室長は、原子炉施設の状況把握が困難な場合および状況把握がある程度可能な場合を想定し、状況に応じた対応が可能となるよう判断フローを定める。</p> <p>また、手順書を有効、かつ、効果的に活用するた</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）</p> <p>め、適用開始条件を明確化するとともに、緩和操作を選択するための判断フローを明記することにより必要な個別対応手段への移行基準を定める。</p> <p>(7) 大規模損壊発生時の判断および対応要否の判断基準</p> <p>当直課長または原子炉防災管理者は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突について、緊急地震速報、大津波警報等または衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、プラットフォームの状態の大まかな確認および把握を行うとともに、大規模損壊発生（または発生が疑われる場合）の判断を行う。また、以下の適用開始条件に該当すると判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づき事故の進展防止および影響を緩和するための活動を開始する。</p> <p>【適用開始条件】</p> <p>a 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突等により原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合</p> <p>(a) プラント監視機能または制御機能が喪失（中央制御室の喪失を含む。）</p> <p>(b) 使用済燃料ピットが損傷し漏えいが発生</p> <p>(c) 炉心冷却機能および放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊が発生</p> <p>(d) 大型航空機の衝突による大規模な火災が発生</p> <p>b 当直課長が重大事故等発生時に期待する安全機能が喪失し、事故の進展防止および影響緩和が必要と判断した場合</p> <p>c 原子炉防災管理者が大規模損壊時に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合</p> <p>(4) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>原子炉防災管理者は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況およびプラットフォームの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に際した対応操作を選定する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室のプラットフォーム監視機能または制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認または可搬</p>	<p>玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）</p> <p>和操作を選択するための判断フローを明記することにより必要な個別対応手段への移行基準を定める。</p> <p>(7) 大規模損壊発生時の判断及び対応要否の判断基準</p> <p>所長又は発電第二課当直課長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生について、緊急地震速報、大津波警報、外部からの情報連絡等又は衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、プラットフォームの状態の大まかな確認及び把握を行うとともに、大規模損壊発生（又は発生が疑われる場合）の判断を行う。また、以下の適用開始条件に該当すると判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づき事故の進展防止及び影響を緩和するための活動を開始する。</p> <p>【適用開始条件】</p> <p>a 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合又は疑われる場合</p> <p>(a) プラント監視機能又は制御機能が喪失した場合（中央制御室の喪失を含む。）</p> <p>(b) 使用済燃料ピットが損傷し、漏えいが発生した場合</p> <p>(c) 炉心冷却機能及び放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊が発生した場合</p> <p>(d) 大型航空機の衝突による大規模な火災が発生した場合</p> <p>b 発電第二課当直課長が重大事故等発生時に期待する安全機能が喪失し、事故の進展防止及び影響緩和が必要と判断した場合</p> <p>c 本部長が大規模損壊時に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合</p> <p>(4) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>本部長は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラットフォームの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に際した対応操作を選定する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により原子炉停止状況などのプラットフォームの状態把握が困難な場合に</p>	<p>美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）</p> <p>め、適用開始条件を明確化するとともに、緩和操作を選択するための判断フローを明記することにより必要な個別対応手段への移行基準を定める。</p> <p>(7) 大規模損壊発生時の判断および対応要否の判断基準</p> <p>当直課長または原子炉防災管理者は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突について、緊急地震速報、大津波警報等または衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、プラットフォームの状態の大まかな確認および把握を行うとともに、大規模損壊発生（または発生が疑われる場合）の判断を行う。また、以下の適用開始条件に該当すると判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づき事故の進展防止および影響を緩和するための活動を開始する。</p> <p>【適用開始条件】</p> <p>a 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突等により原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合</p> <p>(a) プラント監視機能または制御機能が喪失（中央制御室の喪失を含む。）</p> <p>(b) 使用済燃料ピットが損傷し漏えいが発生</p> <p>(c) 炉心冷却機能および放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊が発生</p> <p>(d) 大型航空機の衝突による大規模な火災が発生</p> <p>b 当直課長が重大事故等発生時に期待する安全機能が喪失し、事故の進展防止および影響緩和が必要と判断した場合</p> <p>c 原子炉防災管理者が大規模損壊時に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合</p> <p>(4) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>原子炉防災管理者は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況およびプラットフォームの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に際した対応操作を選定する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室のプラットフォーム監視機能および制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認または可搬</p>	<p>差異の説明</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>型計測器による優先順位にしたがった建屋内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。</p> <p>中央制御室または緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、建屋内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復または代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p>なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備または設計基準事故対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づき当該設備の状況確認を実施することにより判断する。</p> <p>イ 優先順位に係る基本的な考え方 原子力防災管理者は、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすること、炉心損傷を少しでも遅らせることに寄与できる初期活動を行うとともに、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応要員および残存する資源等を基に有効、かつ、効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。</p> <p>また、設計基準事故対処設備の安全機能の喪失、大規模な火災の発生および運転員（当直員）を含む重大事故等対策要員等が被災した場合も対応できるようにするとともに、可搬型重大事故等対処設備等を活用することにより、「大規模な火災が発生した場合における消火活動」、「炉心の著しい損傷緩和」、「原子炉格納容器の破損緩和」、「使用済燃料貯蔵槽の水位確保および燃料体の著しい損傷緩和」および「放射性物質の放出低減」の緩和等の措置について、人命救助を行うとともに要員の安全を確保しつつ並行して行う。</p> <p>さらに、環境への放射性物質の放出低減を最優先とする観点から、事故対応を行うためのアクセル一トの確保、操作場所に支障となる火災および延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p>	<p>は、外からの目視による確認及び可搬型計測器による優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。</p> <p>中央制御室または代替緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、外からの目視に加えて内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復または代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、緩和措置を実施することにより判断する。</p> <p>なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備または設計基準事故対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づき当該設備の状況確認を実施することにより判断する。</p> <p>イ 優先順位に係る基本的な考え方 本部長は、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすること、炉心損傷を少しでも遅らせることに寄与できる初期活動を行うとともに、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、確保できる対応要員及び残存する資源等を基に有効、かつ、効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。</p> <p>また、設計基準事故対処設備の安全機能の喪失、大規模な火災の発生及び緊急時対策本部要員（指揮者等）、運転員（当直員）、重大事故等対策要員、専属自衛消防隊員の一部が被災した場合も対応できるようにするとともに、可搬型重大事故等対処設備等を活用することにより、「大規模な火災が発生した場合における消火活動」、「炉心の著しい損傷緩和」、「原子炉格納容器の破損緩和」、「使用済燃料ピット水水位確保及び燃料体の著しい損傷緩和」及び「放射性物質の放出低減」の対応を行う。人命救助が必要な場合は原子力災害へ対応しつつ、人命救助を確保しながら行う。</p> <p>さらに、環境への放射性物質の放出低減を最優先とする観点から、事故対応を行うためのアクセル一ト及び操作場所に支障となる火災並びに延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p>	<p>型計測器による優先順位にしたがった建屋内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。</p> <p>中央制御室または緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、建屋内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復または代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p>なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備または設計基準事故対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づき当該設備の状況確認を実施することにより判断する。</p> <p>イ 優先順位に係る基本的な考え方 原子力防災管理者は、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすること、炉心損傷を少しでも遅らせることに寄与できる初期活動を行うとともに、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応要員および残存する資源等を基に有効、かつ、効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。</p> <p>また、設計基準事故対処設備の安全機能の喪失、大規模な火災の発生および運転員（当直員）を含む重大事故等対策要員等が被災した場合も対応できるようにするとともに、可搬型重大事故等対処設備等を活用することにより、「大規模な火災が発生した場合における消火活動」、「炉心の著しい損傷緩和」、「原子炉格納容器の破損緩和」、「使用済燃料貯蔵槽の水位確保および燃料体の著しい損傷緩和」および「放射性物質の放出低減」の緩和等の措置について、人命救助を行うとともに対応要員の安全を確保しつつ並行して行う。</p> <p>さらに、環境への放射性物質の放出低減を最優先とする観点から、事故対応を行うためのアクセル一トの確保、操作場所に支障となる火災および延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p>	
<p>原子力防災管理者は、非常召集した各要員から</p>	<p>本部長は、非常召集した対応要員から原子炉施設</p>	<p>原子力防災管理者は、非常召集した対応要員から</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>原子炉施設の被災状況に関する情報を収集し、大まかな状況の確認および把握（火災の発生有無、建屋の損壊状況等）を行う。当直課長または原子炉防災管理者が原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いた状況把握が必要と判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づく対応を開始する。</p> <p>対応の優先順位については、把握した対応可能要員数、使用可能設備および施設の状態に応じて選定する。</p> <p>(7) 原子炉施設の状況把握が困難な場合 プラント監視機能が喪失し、原子炉施設の状況を把握する際には、外観より施設の状態を把握するとともに、対応が可能な要員の状況を把握するとともに、対応が可能な要員の状況を把握する。原子炉格納容器およびアニュラス部または使用済燃料ピットから環境への放射線物質の放出低減を最優先に考え、大規模な火災の発生に迅速に対処するため、代替電源による供給により、監視機能の復旧措置を試みるとともに、可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的に状態把握に努める。</p> <p>外観より原子炉格納容器およびアニュラス部または原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の破損が確認され周辺の線量率が上昇している場合は放射線物質の放出低減処置を行う。</p> <p>外観より原子炉格納容器およびアニュラス部が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、原子炉格納容器破損の緩和と処置を優先して実施し、炉心が損傷していないこと等を確認できた場合には、炉心損傷緩和の処置を実施する。</p> <p>使用済燃料ピットへの対応については、外観より原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、建屋内部にて可能な限り代替水位計の設置等の措置を行うとともに、常設設備または可搬型設備による注水を行う。また、水位の維持が不可能または不明と判断した場合は建屋内部または外部からのスプレイを行う。</p> <p>(4) 原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合 プラント監視機能が健全である場合には、運転員（当直員）等により原子炉施設の状況を速やかに把握し、判断フローに基づいて「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能の確保を基本とし、状況</p>	<p>の被災状況に関する情報を収集し、大まかな状況の確認および把握（火災の発生有無、建屋の損壊状況等）を行う。本部長または発電第二課当直課長が原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いた状況把握が必要と判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づく対応を開始する。</p> <p>対応の優先順位については、把握した対応可能要員数、使用可能設備及び施設の状態に応じて選定する。</p> <p>(7) 原子炉施設の状況把握が困難な場合 プラント監視機能が喪失し、原子炉施設の状況を把握する際には、外観より施設の状態を把握するとともに、対応が可能な要員の状況を把握するとともに、対応が可能な要員の状況を把握する。原子炉格納容器又は使用済燃料ピットから環境への放射線物質の放出低減を最優先に考え、大規模火災の発生に迅速に対処するため、代替電源による供給により、監視機能の復旧措置を試みるとともに、可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的に状態把握に努める。</p> <p>外観から原子炉格納容器又は燃料取扱棟の損傷が確認され原子炉施設周辺の線量率が上昇している場合は放射線物質の放出低減処置を行う。</p> <p>外観から原子炉格納容器が健全であることや原子炉施設周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、原子炉格納容器破損の緩和と処置を優先して実施し、炉心が損傷していないこと等を確認できた場合には、炉心損傷緩和の措置を実施する。</p> <p>使用済燃料ピットへの対応については、外観より燃料取扱棟が健全であることや使用済燃料ピット周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、建屋内部にて可能な限り代替水位計の設置等の措置を行うとともに、常設設備又は可搬型設備による注水を行う。また、水位の維持が不可能又は不明と判断した場合は、建屋内部又は外部からのスプレイを行う。</p> <p>(4) 原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合 プラント監視機能が健全である場合には、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員（指揮者等）及び重大事故等対策要員により原子炉施設の状況を速やかに把握し、判断フローに基づいて「止める」、</p>	<p>原子炉施設の被災状況に関する情報を収集し、大まかな状況の確認および把握（火災の発生有無、建屋の損壊状況等）を行う。当直課長または原子炉防災管理者が原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いた状況把握が必要と判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づく対応を開始する。</p> <p>対応の優先順位については、把握した対応可能要員数、使用可能設備および施設の状態に応じて選定する。</p> <p>(7) 原子炉施設の状況把握が困難な場合 プラント監視機能が喪失し、原子炉施設の状況を把握する際には、外観より施設の状態を把握するとともに、対応が可能な要員の状況を把握するとともに、対応が可能な要員の状況を把握する。原子炉格納容器または使用済燃料ピットから環境への放射線物質の放出低減を最優先に考え、大規模な火災の発生に迅速に対処するため、代替電源による供給により、監視機能の復旧措置を試みるとともに、可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的に状態把握に努める。</p> <p>外観より原子炉格納容器または原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の破損が確認され周辺の線量率が上昇している場合は放射線物質の放出低減処置を行う。</p> <p>外観より原子炉格納容器が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、原子炉格納容器破損の緩和と処置を優先して実施し、炉心が損傷していないこと等を確認できた場合には、炉心損傷緩和の処置を実施する。</p> <p>使用済燃料ピットへの対応については、外観より原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、建屋内部にて可能な限り代替水位計の設置および漏えい抑制等の措置を行うとともに、常設設備または可搬型設備による注水を行う。また、水位の維持が不可能または不明と判断した場合は建屋内部または外部からのスプレイを行う。</p> <p>(4) 原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合 プラント監視機能が健全である場合には、運転員（当直員）等により原子炉施設の状況を速やかに把握し、判断フローに基づいて「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能の確保を基本とし、状況</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>況把握が困難な場合と同様に、環境への放射性物質の放出低減を目的に、優先的に実施すべき対応操作とその実効性を総合的に判断し、必要な緩和処置を実施する。</p> <p>なお、部分的にしかパラメータ等を確認できない場合は、可搬型計測器等により確認を試みる。各対策の実施に当たっては、重大事故等対策におけるアクセルルート確保の考え方を基本に、被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定し、ブルドーザを用いて法面崩壊による土砂、建屋の損壊によるガレキ等の撤去活動を実施する。また、事故対応となるアクセルルートおよび操作の支障となる火災ならびに延焼する火災の拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p> <p>ウ 大規模損壊発生時に活動を行うために必要な手順書 各課(室)長は、大規模損壊発生時の対応手順書を整備するにあたっては、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、事象進展の抑制および緩和に資するための多様性を持たせた手順等、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室でのプラント監視機能または制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、重大事故等対策と異なる判断基準により事故対応を行うための手順および現場にて直接機器を動作させるための手順等を定める。</p>	<p>「冷やす」、「閉じ込める」機能の確保を基本とし、状況把握が困難な場合と同様に、環境への放射性物質の放出低減を目的に、優先的に実施すべき対応操作とその実効性を総合的に判断し、必要な緩和処置を実施する。</p> <p>なお、部分的にパラメータ等を確認できない場合は、可搬型計測器等により確認を試みる。各対策の実施に当たっては、重大事故等対策におけるアクセルルート確保の考え方を基本に、被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定し、ホイールローダ、その他重機を用いて斜面崩壊による土砂、建屋の損壊によるガレキ等の撤去活動を実施することによってアクセルルートの確保を行う。また、事故対応を行うためのアクセルルート及び各影響緩和対策の操作に支障となる火災及び延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p> <p>ウ 大規模損壊発生時に活動を行うために必要な手順書 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く)は、大規模損壊発生時の対応手順書を整備するにあたっては、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、重大事故等時では有効に機能しない設備等が大規模損壊のような状況下では有効に機能する場合も考えられるため、事象進展の抑制及び緩和に資するための多様性を持たせた設備等を活用した手段を可搬型設備等による対応手順等、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室での監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にてプラントパラメータを計測するための手順、重大事故等対策と異なる判断基準により事故対応を行うための手順及び現場にて直接機器を動作させるための手順等を定める。</p>	<p>況把握が困難な場合と同様に、環境への放射性物質の放出低減を目的に、優先的に実施すべき対応操作とその実効性を総合的に判断し、必要な緩和処置を実施する。</p> <p>なお、部分的にしかパラメータ等を確認できない場合は、可搬型計測器等により確認を試みる。各対策の実施に当たっては、重大事故等対策におけるアクセルルート確保の考え方を基本に、被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定し、ブルドーザおよび油圧ショベルを用いて法面崩壊による土砂、建屋の損壊によるガレキ等の撤去活動を実施することによってアクセルルートの確保を行う。また、事故対応の支障となるアクセルルートおよび操作の支障となる火災ならびに延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p> <p>ウ 大規模損壊発生時に活動を行うために必要な手順書 各課(室)長は、大規模損壊発生時の対応手順書を整備するにあたっては、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、事象進展の抑制および緩和に資するための多様性を持たせた手順等、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室でのプラント監視機能または制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、重大事故等対策と異なる判断基準により事故対応を行うための手順および現場にて直接機器を動作させるための手順等を定める。</p>	
<p>(7) 5つの活動または緩和対策を行うための手順書 a 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 各課(室)長は、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。 また、地震および津波のような大規模な自然</p>	<p>(7) 5つの活動又は緩和対策を行うための手順書 a 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 防災課長及び保修第二課長は、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。 また、地震及び津波のような大規模な自然</p>	<p>(7) 5つの活動または緩和対策を行うための手順書 a 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 各課(室)長は、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。 また、地震および津波のような大規模な自然</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>災害によって施設内の変圧器火災の大規模な火災が発生した場合においても、同様な対応が可能となるように多様な消火手段を定める。手順書については、以下の(シ)項に該当する手順等を含むものとする。</p> <p>大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備するとともに、早期に準備が可能な化学消防自動車および小型動力ポンプ付水槽車および中型放水銃、あるいは送水車（消火用）および中型放水銃による、泡消火ならびに延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>重大事故等対策要員による消火活動を行う場合は、事故対応とは独立した通信手段を用いるために、別のトランシーバーの回線を使用することとし、発電所対策本部（衛星電話（携帯））を使用し、発電所対策本部長の指揮により対応を行う。</p> <p>b 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関して、以下の(イ)項から(ウ)項、(X)項および(セ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は以下のとおりである。</p> <p>(a) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p> <p>(b) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において1次冷却材喪失事象が発生している場合は、多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により炉心を冷却する。また、1次冷却材喪失事象が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(c) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。</p>	<p>書によって発電所内の油タンク火災等の大規模な火災が発生した場合においても、同様な対応が可能となるように多様な消火手段を定める。手順書については、以下の(シ)項に該当する手順等を含むものとする。</p> <p>大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備するとともに、火災の状況に応じて小型放水砲等による泡消火を準備する。また、早期に準備が可能な消防自動車による延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>重大事故等対策要員による消火活動を行う場合は、事故対応とは独立した通信手段を用いるために、消火活動専用の無線連絡装置の回線を使用することとし、全体指揮者の指揮の下対応を行う。</p> <p>b 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(イ)項から(ウ)項、(X)項及び(セ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位</p> <p>(a) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、2次冷却系からの除熱による原子炉冷却及び減圧を優先し、2次冷却系からの除熱機能が喪失している場合は、1次冷却系統の減圧及び原子炉への注水を行う。</p> <p>(b) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において1次冷却材喪失事象が発生している場合は、多様な炉心注水手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備による炉心注水により原子炉冷却を行う。また、1次冷却材喪失事象が発生していない場合は2次冷却系からの除熱による原子炉冷却を行う。</p> <p>(c) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、2次冷却系からの除熱による原子炉冷却及び原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。</p>	<p>災害によって施設内の油タンク火災等の大規模な火災が発生した場合においても、同様な対応が可能となるように多様な消火手段を定める。手順書については、以下の(シ)項に該当する手順等を含むものとする。</p> <p>大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備するとともに、早期に準備が可能な化学消防自動車および小型動力ポンプ付水槽車、または化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車および中型放水銃、あるいは送水車（消火用）および中型放水銃による、泡消火ならびに延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>重大事故等対策要員による消火活動を行う場合は、事故対応とは独立した通信手段を用いるために、別のトランシーバーの回線を使用することとし、発電所対策本部との連絡については、衛星電話（携帯）を使用し、発電所対策本部長の指揮により対応を行う。</p> <p>b 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関して、以下の(イ)項から(ウ)項、(X)項および(セ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は以下のとおりである。</p> <p>(a) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p> <p>(b) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において1次冷却材喪失事象が発生している場合は、多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により炉心を冷却する。また、1次冷却材喪失事象が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(c) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。</p>	<p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、放水砲と同時に準備する設備について具体的に記載している。）</p> <p>【玄海－美浜】</p> <p>②：上流文書の差異 （美浜は、消火活動の通信は重大事故と別のトランシーバー回線等を使用することとしている。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○)は補足説明を示す。
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(d) 原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合は、原子炉格納容器内自然対流冷却には大容量ポンプを使用するため準備に時間がかかるとから、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>○ 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等 各課(室)長は、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(ウ)項から(イ)項、(X)項および(ト)項に該当する手順等を含むものとして定める。原子炉格納容器の破損を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は以下のとおりである。</p> <p>(a) 原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。また、1次冷却系を減圧する手段により、高圧溶融物放出および格納容器内雰囲気直接加熱による原子炉格納容器破損を防止する。</p> <p>(b) 炉心が溶融し溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合は、原子炉格納容器の破損を緩和するため、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器に注水し、原子炉容器内の残存デブリを冷却する。</p> <p>(c) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。</p> <p>(d) 原子炉格納容器内の冷却または破損を緩和するため、原子炉格納容器内自然対流冷却、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器の圧力および温度を低下させる。</p> <p>(e) 溶融炉心・コンクリート相互作用(MCC)</p>	<p>(d) 原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合は、原子炉格納容器内自然対流冷却には移動式大容量ポンプを使用するための準備に時間がかかるとから、使用開始するまでの間に原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合は、多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる。</p> <p>○ 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(ウ)項から(イ)項、(X)項及び(ト)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>原子炉格納容器の破損を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位 (a) 原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧時は、2次冷却系からの除熱による原子炉冷却及び減圧を優先し、2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合は、1次冷却系統の減圧及び原子炉への注水を行う。また、原子炉冷却材圧力バウナダリを減圧する手段により、高圧溶融物放出及び原子炉格納容器雰囲気直接加熱による原子炉格納容器破損を防止する。</p> <p>(b) 炉心が溶融し、溶融デブリが原子炉容器内に残存する場合は、原子炉格納容器の破損を緩和するため、多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器内に注水し、原子炉容器内の残存溶融デブリを冷却する。</p> <p>(c) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、2次冷却系からの除熱による原子炉冷却及び原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。</p> <p>(d) 原子炉格納容器内の冷却又は破損を緩和するため、<u>原子炉格納容器内自然対流冷却又は多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器の圧力及び温度を低下させる。</u></p> <p>(e) 溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)</p>	<p>(d) 原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合は、原子炉格納容器内自然対流冷却には大容量ポンプを使用するため準備に時間がかかるとから、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>○ 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等 各課(室)長は、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(ウ)項から(イ)項、(X)項および(ト)項に該当する手順等を含むものとして定める。原子炉格納容器の破損を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は以下のとおりである。</p> <p>(a) 原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。また、1次冷却系を減圧する手段により、高圧溶融物放出および格納容器内雰囲気直接加熱による原子炉格納容器破損を防止する。</p> <p>(b) 炉心が溶融し溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合は、原子炉格納容器の破損を緩和するため、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器に注水し、原子炉容器内の残存溶融デブリを冷却する。</p> <p>(c) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。</p> <p>(d) 原子炉格納容器内の冷却または破損を緩和するため、原子炉格納容器内自然対流冷却、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器の圧力および温度を低下させる。</p> <p>(e) 溶融炉心・コンクリート相互作用(MCC)</p>	

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31 変更認可申請 (補正) 箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案)	差異の説明
<p>1) の抑制および溶融炉心が拡がり原子炉格納容器バウンダリへの接触を防止するため、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により、溶融炉心を冷却する。</p> <p>また、溶融炉心の原子炉格納容器の下部への落下を遅延または防止するため、多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により炉心を冷却する。</p> <p>(f) さらに、原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を実施し、水素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアニュラスに漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するため、アニュラス内の水素排出および水素濃度監視を実施する。</p> <p>d 使用済燃料貯蔵槽を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課(室)長は、使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(ウ)項および(イ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は、外観より原子炉周辺建屋(貯蔵槽内燃料体等)が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合、建屋内部にて可能な限り代替の水位計の設置等の措置を行うとともに、早期に準備可能な常設設備による注水を優先して実施し、常設設備による注水ができない場合は、可搬型設備による注水を行う。水位維持が不可能または不明と判断した場合は、建屋内部からのスプレイを実施する。また、使</p>	<p>の抑制及び溶融炉心が拡がり原子炉格納容器バウンダリへの接触を防止するため、多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却する。また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、多様な炉心注水手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉を冷却する。</p> <p>(f) さらに、原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減及び水素濃度監視を実施し、水素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアニュラス部に漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するため、アニュラス内の水素排出及び水素濃度監視を実施する。また、電気式水素燃焼装置の起動に関しては緊急時対策本部で実効性と悪影響を考慮し判断する。</p> <p>d 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 防炎課長、保修第二課長及び発電第二課長は、使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料体等の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(ウ)項、(イ)項及び(ロ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料体等の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は、外観より燃料取扱槽が健全であること、周辺の線量率が正常であることが確認できた場合、建屋内部にて可能な限り代替水位計の設置等の措置を行うとともに、早期に準備可能な常設設備による注水を優先して実施し、常設設備による注水ができない場合は、可搬型設備による注水、建屋内部からのスプレイ等を実施する。また、使用済燃料ピットの近傍に立ち入ることができない場合は、外部からのスプレイを</p>	<p>1) の抑制および溶融炉心が拡がり原子炉格納容器バウンダリへの接触を防止するため、多様な格納容器スプレイ手段および原子炉下部キャビティ注水手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により、溶融炉心を冷却する。</p> <p>また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により炉心を冷却する。</p> <p>(f) さらに、原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を実施し、水素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアニュラスに漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アニュラス内の水素排出および水素濃度監視を実施する。</p> <p>d 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課(室)長は、使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(ウ)項および(イ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は、外観より原子炉補助建屋(貯蔵槽内燃料体等)が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合、建屋内部にて可能な限り代替の水位計の設置等の措置を行うとともに、早期に準備可能な常設設備による注水を優先して実施し、常設設備による注水ができない場合は、可搬型設備による注水を行う。水位維持が不可能または不明と判断した場合は、建屋内部からのスプレイを実施する。また、使</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）一玄海（既認可）一美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>用済燃料ピットの近傍に立ち入ることができない場合は、建屋外部からのスプレイを実施し、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）の損壊または現場線量率の上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に近づけない場合は、放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和する対策を実施する。</p> <p>放射線物質の放出を低減するための対策に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器および原子炉格納容器の破損または使用済燃料貯蔵槽の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策として、以下の(ウ)項および(イ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>放射線物質の放出を低減するための対策が必要な場合における対応手順の優先順位は、原子炉格納容器の閉じ込め機能が喪失した場合、格納容器スプレイが実施可能であれば、早期に準備可能な常設設備によるスプレイを優先して実施し、常設設備によるスプレイができない場合は可搬型設備によるスプレイを実施する。格納容器スプレイが使用不能な場合は放水砲による放水が必要と判断した場合は、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の著しい損傷に至った場合は、建屋外部からのスプレイにより放射性物質の放出低減を実施し、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）の損壊または現場線量率の上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に近づけない場合は、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。</p> <p>(4) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」</p> <p>各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、すべての蒸気発生器が除熱を期待できない場合に、フロントライン系の機能喪失に加え、サポータ水をB充てんポンプ（自己冷却）により原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁により原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁により原子炉を冷却するための手順等」</p>	<p>実施し、注水操作を行っても使用済燃料ピットの水位維持ができない大量の漏えいが発生した場合、燃料取扱棟の損壊又は現場線量率の上昇により燃料取扱棟に近づけない場合は、放水砲により燃料取扱棟の著しい損傷の進行を緩和する対策を実施する。</p> <p>放射線物質の放出を低減するための対策に関する手順等</p> <p>防炎課長、保修第二課長及び発電第二課長は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料ピット内の燃焼体等の著しい損傷に至った場合において放射性物質の放出を低減するための対策として、以下の(カ)項、(キ)項及び(ク)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>放射線物質の放出を低減するための対策が必要な場合における対応手順の優先順位は、原子炉格納容器の閉じ込め機能が喪失した場合、格納容器スプレイが実施可能であれば、早期に準備可能な常設設備によるスプレイを優先して実施し、常設設備によるスプレイができない場合は可搬型設備による代替格納容器スプレイを実施する。全ての格納容器スプレイが使用不能な場合は放水砲による放水が必要と判断した場合は、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。</p> <p>使用済燃料ピット内の燃焼体等の著しい損傷に至った場合は、使用済燃料ピットへの外部からのスプレイにより放射性物質の放出低減を優先して実施し、燃料取扱棟の損壊又は現場線量率の上昇により燃料取扱棟に近づけない場合は、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。</p> <p>(4) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」</p> <p>防炎課長、保修第二課長及び発電第二課長は、重大事故等対策にて整備する表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、全ての蒸気発生器の除熱が期待できない場合に、フロントライン系の機能喪失に加え、サポータ水をB充てんポンプ（自己冷却）により原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁により原子炉を冷却するための手順等」</p>	<p>用済燃料ピットの近傍に立ち入ることができない場合は、建屋外部からのスプレイを実施し、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）の損壊または現場線量率の上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に近づけない場合は、放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和する対策を実施する。</p> <p>放射線物質の放出を低減するための対策に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損または貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策として、以下の(ウ)項および(イ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>放射線物質の放出を低減するための対策が必要な場合における対応手順の優先順位は、原子炉格納容器の閉じ込め機能が喪失した場合、格納容器スプレイが実施可能であれば、早期に準備可能な常設設備によるスプレイを優先して実施し、常設設備によるスプレイができない場合は可搬型設備によるスプレイを実施する。格納容器スプレイが使用不能な場合は放水砲による放水が必要と判断した場合は、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。</p> <p>貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷に至った場合は、建屋外部からのスプレイにより放射性物質の放出低減を実施し、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）の損壊または現場線量率の上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に近づけない場合は、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。</p> <p>(4) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」</p> <p>各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、すべての蒸気発生器が除熱を期待できない場合に、フロントライン系の機能喪失に加え、サポータ水をC充てんポンプ（自己冷却）により原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁により原子炉を冷却するための手順等」</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査ブランドとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する手順を定める。</p> <p>a 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により原子炉への注水機能が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により受電したB充電ポンプ(自己冷却)により充てんラインを使用し燃料取替用水ピット水を原子炉へ注水する操作</p> <p>b 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)および可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)を空気配管に接続し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作</p> <p>c 直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バツテリ(加圧器逃がし弁用)により直流通電源を供給し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作</p> <p>(7) 「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」</p> <p>各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、すべての蒸気発生器が除熱を期待できない場合、フロントライン系の機能喪失に加えてサポート系の機能喪失も想定し、燃料取替用水ピット水をB充電ポンプ(自己冷却)により原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁による原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を減圧する手順を定める。</p>	<p>がし弁による原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせて原子炉を冷却する以下の手順を定める。</p> <p>a 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により原子炉への注水機能が喪失した場合、大容量空冷式発電機により受電したB充電ポンプ(自己冷却)により充てんラインを使用し燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する操作</p> <p>b 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)を空気配管に接続し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作</p> <p>c 直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バツテリ(加圧器逃がし弁用)により直流通電源を供給し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作</p> <p>(7) 「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」</p> <p>防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、重大事故等対策にて整備する表-3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、全ての蒸気発生器の除熱が期待できず、蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、フロントライン系の機能喪失に加えてサポート系の機能喪失も想定し、加圧器逃がし弁を用いて1次冷却系を減圧する手順を定める。また、サポート系の機能喪失を想定し、燃料取替用水タンク水をB充電ポンプ(自己冷却)により充てんラインを使用して原子炉へ注水し、加圧器逃がし弁を開とする以下の手順を定める。</p>	<p>より原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する手順を定める。</p> <p>a 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により原子炉への注水機能が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により受電したC充電ポンプ(自己冷却)により充てんラインを使用し燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する操作</p> <p>b 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)または可搬式空気圧縮機(加圧器逃がし弁作動用)を空気配管に接続し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作</p> <p>c 直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バツテリ(加圧器逃がし弁用)により直流通電源を供給し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作</p> <p>(7) 「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」</p> <p>各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、すべての蒸気発生器が除熱を期待できない場合、フロントライン系の機能喪失に加えてサポート系の機能喪失も想定し、燃料取替用水タンク水をC充電ポンプ(自己冷却)により原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁による原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を減圧する手順を定める。</p>	

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>a 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）および可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を空気配管に接続し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作</p> <p>b 直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作</p> <p>c 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により、原子炉への注水機能が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により受電したBピット水を原子炉へ注水する操作</p> <p>(イ) 「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、すべての炉心注水の手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉に注水する操作</p> <p>(ウ) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p> <p>(ハ) 「6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする操作</p>	<p>a 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）を空気配管に接続し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作</p> <p>b 直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作</p> <p>c 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時において、原子炉への注水機能が喪失した場合、大容量空冷式発電機から受電したB充てんポンプ（自己冷却）により充てんラインを使用して燃料取替用水タンクの水を原子炉へ注入する操作</p> <p>(イ) 「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、重大事故等対策にて整備する表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a 消火用水系統が使用できない場合は、可搬型ディーゼル注入ポンプと同様の接続口を使用し、消防自動車から原子炉に注水する操作</p> <p>(ウ) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、重大事故等対策にて整備する表-5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a. 原子炉補機冷却水冷却器室が浸水した場合に排水する操作</p> <p>(ハ) 「6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、重大事故等対策にて整備する表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a 消火用水系統が使用できない場合は、可搬型ディーゼル注入ポンプと同様の接続口を使用し、消防自動車から原子炉格納容器へ注水する操作</p> <p>b 原子炉補機冷却水冷却器室が浸水した場合に</p>	<p>a 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用動作）または可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁動作）を空気配管に接続し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作</p> <p>b 直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作</p> <p>c 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により、原子炉への注水機能が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により受電したC充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンクの水を原子炉へ注水する操作</p> <p>(イ) 「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、すべての炉心注水の手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉に注水する操作</p> <p>(ウ) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p> <p>(ハ) 「6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする操作</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、重大事故等対策以外、追加手順なし。）（以下、同様。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31変更認可申請(補正)箇所
 (2019.12.09補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表(大飯(既認可)一玄海(既認可)一美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定(2019.6.25認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定(2019.7.5認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書(案)	差異の説明
<p>(4) 「7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする操作</p> <p>(7) 「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」 各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-8「原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a すべての格納容器スプレイおよび炉心注水の手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする操作および原子炉に注水する操作</p> <p>(7) 「9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」 各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-9「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (10) 「10. 水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するための手順等」 各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-10「水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p> <p>(11) 「11. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」 各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p>	<p>排水する操作 (4) 「7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、重大事故等対策にて整備する表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a 消防用水系統が使用できない場合は、可搬型ディーゼル注入ポンプと同様の接続口を使用し、消防自動車から原子炉格納容器へ注水する操作 b 原子炉補機冷却水冷却器室が浸水した場合に排水する操作</p> <p>(7) 「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、重大事故等対策にて整備する表-8「原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a 消防用水系統が使用できない場合は、可搬型ディーゼル注入ポンプと同様の接続口を使用し、消防自動車から原子炉に注水する手順及び原子炉格納容器へ注水する操作</p> <p>(7) 「9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、重大事故等対策にて整備する表-9「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (10) 「10. 水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するための手順等」 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、重大事故等対策にて整備する表-10「水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するための手順等」の手順を定める。 a 全交流動力電源及び直流電源が喪失した場合、可搬型バッテリーにより、アニュラス水素濃度計測装置に電源を供給する操作</p> <p>(11) 「11. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、重大事故等対策にて整備する表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p>	<p>(4) 「7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする操作</p> <p>(7) 「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」 各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-8「原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a すべての格納容器スプレイおよび炉心注水の手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする操作および原子炉に注水する操作</p> <p>(7) 「9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」 各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-9「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (10) 「10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」 各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-10「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p> <p>(11) 「11. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」 各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p>	<p>【玄海-美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、重大事故等対策以外、追加手順なし。)</p>

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラットフォームとの保安規定比較表（大飯（既認可）－玄海（既認可）－美浜比較）

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 （備考欄の○は補足説明を示す。）
 青字：2019.07.31変更認可申請（補正）箇所
 （2019.12.09補正含む）

大飯発電所原子炉施設保安規定（2019.6.25認可）	玄海発電所原子炉施設保安規定（2019.7.5認可）	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（案）	差異の説明
<p>a 使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピットへの注水による水位維持が不可能または不明と判断した場合で原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または現場線量率の上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、送水車およびスプレイヘッドの運搬、設置および接続を行い、使用済燃料ピットへの建屋外部からスプレイを行う手順</p> <p>b 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ手順が使用できない場合に、化学消防自動車を使用済燃料ピットへスプレイヘッドに接続し、使用済燃料ピットへ建屋内部または外部からスプレイを行う手順</p> <p>(7) 「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a 原子炉格納容器およびアニュラス部または原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）が破損している場合または破損している場合不明な場合に、周辺の線量率が上昇している場合は、代替格納容器スプレイにより原子炉格納容器ヘスプレイする操作 b すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器ヘスプレイする手順</p> <p>(7) 「13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a 大規模な火災や長期間にわたり大津波警報が発令されている状況等を考慮し、被災状況、場所により適切なルートで淡水（消火水バックアップタンク等）または海水の水源を確保する操</p>	<p>a 使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合、可搬式ディーゼル注入ポンプにより淡水又は海水を使用済燃料ピットへ注水する操作</p> <p>b 使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピットへの注水による水位維持が不可能または不明と判断した場合で燃料取扱種の損壊又は現場線量率の上昇により燃料取扱種に近づけない場合は、消防自動車及び使用済燃料ピットスプレイヘッドの運搬、設置及び接続を行い、使用済燃料ピットへの外部からのスプレイを行う操作</p> <p>(7) 「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 防災課長、安全管理第二課長、保修第二課長及び発電第二課長は、重大事故等対策にて整備する表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a 原子炉格納容器、原子炉周辺建屋等が破損している場合又は破損が不明な状況において、建屋周辺の線量率が上昇している場合は、代替格納容器スプレイにより原子炉格納容器へ注水する操作</p> <p>(7) 「13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、重大事故等対策にて整備する表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a 長期間にわたる大津波警報が発令されている状況等を考慮し、被災状況、場所により適切なルートで淡水の水源を確保する操作</p>	<p>a 使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピットへの注水による水位維持が不可能または不明と判断した場合で原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または現場線量率の上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、送水車およびスプレイヘッドの運搬、設置および接続を行い、使用済燃料ピットへの建屋外部からスプレイを行う手順</p> <p>b 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ手順が使用できない場合に、化学消防自動車をスプレイヘッドに接続し、使用済燃料ピットへ建屋内部または外部からスプレイを行う手順</p> <p>(7) 「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a 原子炉格納容器、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）等が破損している場合または破損が不明な場合において、建屋周辺の線量率が上昇している場合は、代替格納容器スプレイにより原子炉格納容器ヘスプレイする操作 b すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器ヘスプレイする手順</p> <p>(7) 「13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a 大規模な火災や長期間にわたり大津波警報が発令されている状況等を考慮し、被災状況、場所により適切なルートで淡水（消火水タンク等）または海水の水源を確保する操作</p>	<p>【玄海－美浜】 ②：上流文書の差異 （美浜は、重大事故等対策以外に、化学消防自動車から原子炉格納容器ヘスプレイする手順を定める。）</p>

黒下線：大飯・玄海と美浜で差のある箇所
 (備考欄の○は補足説明を示す。)
 青字：2019.07.31 変更認可申請 (補正) 箇所
 (2019.12.09 補正含む)

新規制基準適合性審査に係る先行審査プラントとの保安規定比較表 (大飯 (既認可) - 玄海 (既認可) - 美浜比較)

大飯発電所原子炉施設保安規定 (2019.6.25 認可)	玄海発電所原子炉施設保安規定 (2019.7.5 認可)	美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 (案)	差異の説明
<p>(t) 「14. 電源の確保に関する手順等」 各課 (室) 長は、重大事故等対策にて整備する表-14「電源の確保に関する手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p>	<p>(t) 「14. 電源の確保に関する手順等」 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、重大事故等対策にて整備する表-14「電源の確保に関する手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a. 非常用母線2系統が損傷した場合に、発電機車(高圧発電機車又は中容量発電機車)、変圧器車及び可搬型分電盤により、アニュラス空気清化ファン、電気式水素燃焼装置、可搬型格納容器水素濃度計電源盤及びサンプリング弁に電源を供給する操作 (v) 「可搬型設備等による対応手順等」 (i) から (t) の手順に加え、以下の手順を定める。 a. 可搬型計測器を現場盤に接続し計測する操作</p>	<p>(t) 「14. 電源の確保に関する手順等」 各課 (室) 長は、重大事故等対策にて整備する表-14「電源の確保に関する手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p>	<p>【玄海-美浜】 ②：上流文書の差異 (美浜は、重大事故等対策以外、追加手順なし。)</p>
<p>(6) 各課 (室) 長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、中央制御室でのプラント監視機能または制御機能に期待できる可能性も十分に考えられることから、運転員が使用する手順書も並行して活用した事故対応も考慮した構成とする。</p>	<p>(7) 各第二課長 (土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。) は、大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、中央制御室での監視及び制御機能に期待できる可能性も十分に考えられることから、運転員(当直員)が使用する<u>運転手順書</u>も並行して活用した事故対応も考慮した構成とする。 (8) 各第二課長 (土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。) は、大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、同時に機能喪失することがないよう配備している可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故等対処設備のいづれかによって、炉心注水、電源確保、放射性物質拡散抑制等の各対策を実施できるよう構成する。</p>	<p>(6) 各課 (室) 長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、中央制御室でのプラント監視機能または制御機能に期待できる可能性も十分に考えられることから、運転員が使用する手順書も並行して活用した事故対応も考慮した構成とする。 (7) 各課 (室) 長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、同時に機能喪失することがないよう配備している可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備および設計基準事故等対処設備のいづれかによって、炉心注水、電源確保、放射性物質拡散抑制等の各対策を実施できるよう構成する。</p>	<p>【玄海-美浜】 ⑤：記載方針の差異 (玄海は、可搬型設備等による対応手順として、(v) 項にまとめて記載している。)</p>
<p>(7) 各課 (室) 長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、同時に機能喪失することがないよう配備している可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備および設計基準事故等対処設備のいづれかによって、炉心注水、電源確保、放射性物質拡散抑制等の各対策を実施できるよう構成する。</p>	<p>2.3 定期的な評価 (1) 技術第二課長、安全管理第二課長、保修第二課長、発電第二課長及び原子力訓練センター所長は、2.1 項及び 2.2 項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、(1) の活動の実施結果を取りまとめ、1 年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子力管理部長は、2.1 項の実施内容を踏まえ、1 年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>2. 3 定期的な評価 (1) 各課 (室) 長は、2. 1 項および 2. 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、1 年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	
<p>2. 3 定期的な評価 (1) 各課 (室) 長は、2. 1 項および 2. 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、1 年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>2. 3 定期的な評価 (1) 各課 (室) 長は、(1) の評価結果を取りまとめ、1 年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (2) 安全・防災室長は、(1) の評価結果を取りまとめ、1 年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>2. 3 定期的な評価 (1) 各課 (室) 長は、2. 1 項および 2. 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、1 年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	